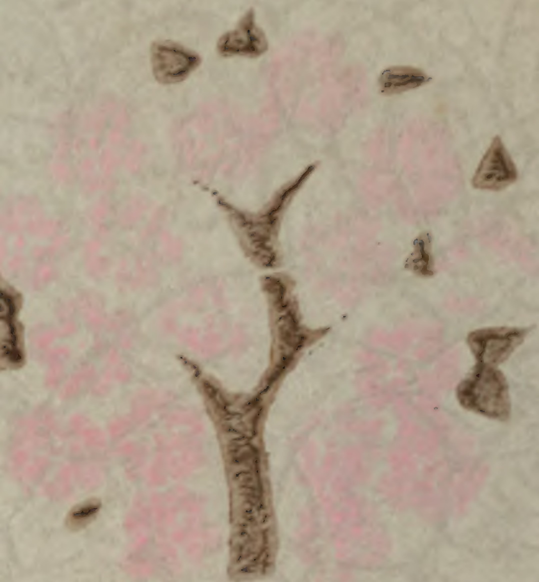


PL
772
N52
v.12

Nihon zuihitsu taisei dai-ni-ki

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY



UNIVERSITY OF TORONTO
JAN 6 1964
East Asiatic Studies Library

日本隨筆大成

第二期 卷十二

日本隨筆大成第二期卷十二

收載書目

LIBRARY
JUL 29 1970
UNIVERSITY OF TORONTO

PL
772
N52
v.12

宮内省御用掛 文學博士 關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官 文學博士 和田英松先生

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第二期十二卷

凡例

本集には、卯花園漫錄、雅遊漫錄、赤穗義士隨筆、思齊漫錄、南畝莠言、唔語、輶軒小錄、茅野茗談、なゐの日並、諸國里人談の十種を收む。

卯花園漫錄　五卷　石上宣續

本書は、史傳、故實、言語、その他事物の起源沿革を輯錄せる短篇隨筆なり。文政六年孟夏自序あり。所收本は、無窮會神習文庫本に據り、帝國圖書館本を以て參校せり。曩に新燕石十種第三に收められたり。

著者石上宣續は、江戸の故實家にして、文化文政頃の人。卯花園はその家號なり。その他傳を逸す。

雅遊漫錄　七卷　大枝流芳

本書は、浪華の好事家なる著者が、文房具旅行具より錦繡譜、樂器、結物、その他投壺以下の雅遊の具につき、漢土の典籍を抄出し、本邦好事家の所傳をも擧げて、簡明平易に解說し、併せて一々圖を挿入し、その說明を助けたり。寶曆乙亥（五年）初冬、大江、都（都賀）庭鐘の序あり。奥附に寶曆十三癸未年九月出來、浪花書林、心齋橋筋順慶町澁川淸右衞門、南新町一丁目大須賀惣兵衞とあり。近時京都山城屋藤井佐兵衞の覆刻本もあり。

著者の傳は、今庭鐘の序文に據るに、「もと大阪の人にして、京に隱遁して翛然と號し、（又鈞隱とも）後大阪に歸棲し、網島に住す。其の居を靑灣と稱し、號を四川といひ、香道を敎授せりといふ。」著書に

は貝盡浦の錦、靑灣茶話等あり、世に行はる。

赤穂義士隨筆　四巻　山崎美成

この書は一名を赤城落穂集と題し、又單に義士隨筆とも謂ふ。曩に著したる赤穂義士傳一夕話に記さざりし四十七士手澤の遺物、畫像、眞蹟、墓碑、その他天野屋利兵衞の傳、吉良家に關すること、その他の事實を輯錄し、橋本玉蘭の筆に成れる圖畫を挿入せり、一夕話の姉妹篇として、史傳の缺を補ふに足るものなり。

その內容は、巻一、淺野家紋道具の圖、同內匠頭長矩の像、天野屋利兵衞傳等十三項、巻二、大石良雄畫賛、大石屋敷の瓦等二十五項、巻三、義士四十六人の像以下五項、巻四、義士平間村の僑居、義士男子姓名以下十四項あり。

嘉永甲寅(安政元)秋、大沼枕山の序、及安政二年乙卯秋日著者の識語あり。安政二年の開板にして、江戸日本橋中通り下槇町賓集堂大和屋喜兵衞の發行なり。奥附に發行書肆大阪心齋橋筋博勞町河內屋茂兵衞、江戸芝神明前岡田屋嘉七等十三名を列記す。

著者山崎美成の略傳は、第一期巻九所收の「世事百談」の解題下に記述せり。

思齊漫錄　二巻　中村弘毅

本書は、著者の見聞に係る吾が邦に於ける近世人士の嘉言善行を記述したるものにて、敎訓的の隨筆なり。題名は、自序に「賢を見て齊しからんことを思ふ心もて、思齊漫錄と、名づけける」と見えたり。文政十三年九月の自序、同年十月孫健の跋あり。奥附には天保六年壬辰初春、玉成堂藏、書肆皇都二條通高倉西田中屋專助發兌とあり。

著者中村弘毅は、平安の人、姓は源、士卿また新齋と號す。儒者なり。歿年詳ならず。

南畝莠言　二巻　大田覃

本書は、上卷に二十六夜の三尊の光より足利學校易の事まで九十三項、下巻に升平昇平の文字より乾隆の初麒麟出し事并圖まで三十項、すべて百二十三項、和漢古今の雜事に就き、多年閲讀抄書せる和漢の典籍を徴證して考據記述せるものにて、有益なる記事に富めり。挿圖及版下は門人文寶亭の筆に成れり。書名は、自序に「南畝之田。不三啻有二遺秉滯穗一。其於二藝苑一也。若二苗之有一レ莠也。名曰二莠言一者爲レ之也」と見えたり。文化十四年小春の自序、また門人文寶亭の跋あり。奥附は、文化十四年丁丑初冬。東都書林、麹町平川町二丁目角丸屋徳三郎、同角丸屋甚助とあり。

著者の略傳は、第一期巻三所收の「金曾木」の解題下に記述せり。

晤語　二巻　名嶋政方

本書は、一名を雙樹落葉といふ。また名嶋隨筆とも題す。一年本居宣長の門人なる遠江の人栗田土滿と語りける種々の事どもを輯錄せる漫筆なり。その内容は、上巻には五十連音より須利波太古まで二十項、下巻には長瀬神社より葬儀忌日まで十四項あり。題名の晤語は與レ客晤語の語に基づけり。文政三年正月京師大癡居士後藤古漁聖民、文政四年霜月柴田以文、同九年十一月高橋知周の序あり。巻末には雙樹園藏版と記せり。文政七年三月清水濱臣の序あるものは雙樹落葉と題す。

著者名嶋政方は、伊勢國一志郡大村（今の大三村）の人なり。號を桃源、別號を雙樹園と云ふ。醫を業とし、傍ら谷川士淸に就きて古學を學ぶ。天保三年壬辰（二四九二）正月四日歿す。著書は、本書の外、晤語拾遺、内外玉垣、神代紀略解、辨道書、神代正誤等あり。

輶軒小錄　一巻　伊藤東涯

本書は、自叙に「昔漢の楊子雲、四方言語の異同をあつめ、輶軒絶代語と云ふ。輶軒と云ふは使の車なり。(中略)予幼にして、先子に侍り、四方の士の來り集まるに、其國々の山林、丘陵、草木、鳥獸の奇異珍怪なるを物語するを聞き覺えて書き記し、予が世に及びて聞きうる事、予自至り見るところ、先後を辨へず書き畜めて、輶軒小錄と云ひて、後世子孫の見聞に備ふ」とありて、壺碑之事、草生水火井之事より圓川之事、僵尸之事まで四十三項を記述せり。

著者伊藤東涯の略傳は、第一期巻六所收の「秉燭譚」の解題下に記述せり。

莘野茗談　一巻　平秩東作

本書ば、著者の見聞隨筆にして、戯曲作者、俳優、その他知友の逸事、蝦夷地のこと等を記述せり。寛政七年乙卯孟夏南畝外史の題言、文政七月甲申三月鈴木棋の跋あり。所收本は帝國圖書館本に據れり。曩に續燕石十種巻第一に収められたり。

著者東作は、姓は立松、名は懷之、字は子玉、東蒙と號す。通稱を稻毛屋金右衞門といひ、江戸四谷新宿に住みて煙草商を營む。もとは尾州の浪人にして學才あり。最も狂歌を詠じその名を平秩東作と云ふ。天明年間蝦夷に入る。生涯志を得ずして不遇に終れり。寛政元年己酉(二四四九)三月八日病死す。江戸四谷閻坂善教寺後山に葬る。

なゐの日並　一巻　笠亭仙果

本書は、安政二年十月に於ける江戸大地震の慘狀の見聞日記なり。所收本は弊會所藏本に據れり。曩

に新燕石十種第二に收められたり。

著者の略傳は、第二期卷十所収の「於路加於比」の解題下に記述せり。

諸國里人談　五卷　菊岡沾涼

この書は、卷一神祇、釋教、卷二奇石、妖異、卷三山野、老火、卷四水邊、生植、卷五氣形、器用の十部に分ち、日本全國に亘りて、それらに關する奇蹟、珍談、すべて百七十餘項を輯錄記述し、卷中所々に簡單なる圖を挿入せり。自序あり。奥附には寛保三癸亥正月、神田鍛冶町二丁目池田屋源助、日本橋通三丁目須原屋平左衞門とあり。

著者の略傳は、第二期卷六所收の「本朝世事談綺」の解題下に記述せり。

日本隨筆大成

第二期十二卷目次

卯花園漫錄

卯花園漫錄緒言

夫街談巷說。必有レ可レ采。齠齢好レ書。雖レ有レ年ニ於茲ー矣。只恨貧家乏ニ書籍ー。頑鈍之質。昧々然百不レ記レ一。隨又遺忘。豪不ニ聞知ー。眞可レ謂ニ井底蛙ー。是故毎レ讀レ書。拔ニ其尤者ー。手所ニ抄寫ー若干卷。頗西ニ之雞肋ー。藏ニ祕篋中ー。素燕雀之志。可レ供レ粲耳。爾來局事正急。簿書塡委。無レ時ニ寧息ー。久廢ニ惰筆硯ー。頃日幸得ニ起遷ー。公務之暇。徹首徹尾展ニ閲之ー。驚顚錯愕。不レ知レ所レ云。輒惡然沈レ頼也。亦五尺童話哉。高識拊レ掌。絕倒勿ニ噴飯ー。源藤孝曰。凡學問如ニ頭陀囊ー。盡蓄レ已乃採ニ其善ー。可レ謂ニ確言ー。嘗雖ニ劇談戯論ー。觸除約省。則將レ有レ益ニ博覽ー也。伏冀諸君加ニ删定ー。不ニ大愉快ー哉。嗚呼小子豈敢作ニ之叙ー。彿ニ□詞ー以陳ニ謭近ー。遂得ニ管窺之誚ー云爾。

旹文化六稔孟夏下浣。昭陽赤奮若。書ニ於卯花園敝舍ー

東都　石上宜續誌

卯花園漫錄 卷之一

○人の心は水のごとくなるものにて、常に靜ならん事を欲して、淸靜に澄し習はゞ、□て淸くも閑にもなりて、塵埃を厭はしうおもふ氣至る。又心を放にもちなし、育度事ざまに用ゆる時は、外六淫の羅に繫れ、內七情の縲に困められて、心暫時もしづかならず。子を思ひ妻を愛し、貧を歎き慾に迷ひ、種々の業をなして、終に大なる身の仇をなす。是皆おのれの心より生るといふ事を知らず。天より降れる災ひとおもひ、他のあたへたる愁ぞとおもふは、偏に愚痴の至り也。

よき事もあしきもをのが心から皆爲事ぞしらぬおろかさ

○菊と云字こそ、和歌に用ひてよめども、秋しべの花とも、かはらおはぎなどゝもいふ歌、あまりに見あたらず。宋陸佃が埤雅に、菊本作レ蘜從レ鞠窮也。月令に、九月菊有ニ黃花一。花事至レ是而窮盡。故謂ニ之鞠一。さるによつて弟草ともいふと也。

○牡丹の事、容齋隨筆に、花開花落二十日。一□城人皆若狂。といふ句あり。白樂天が句歟と覺ゆ。依て廿日草といふにや。

さきしよりちり果るまで見し程に花のもとにてはつかへにけり

歌にては春の季に用ゆ。今は夏季に用ゆるにや。連歌にては夏季なり。

春さかぬ花のこゝろやふかみ草

○世にあまねく錢を寶とする事、持統天皇の時より始まれるとぞ。開通元寶といふ錢は、唐の武德年中の錢也。世俗誤て開元通寶とよみならはせり。玄宗の時の錢とす。通寶とのみ覺え來れるゆゑ也。開寶元寶とも永寶とも、通寶とも、さま〴〵有也。

○世に手に足を握ると云事を云。手に汗を握るといふ事ならん。

○ホロ味噌の夕立といふ事は、母衣武者の夕立ならん。

○まてば甘露の日和ありといふも、待てば開櫓の日和ならん。

○七重の膝を八重に折といふも、七重の襞(ひだ)をさして、袴のひだの事ならん。

○春三夏六秋一無冬といふ事、俗諺に男女の交通の數量のやうにいへども、是は魚の鹽加減の事のよしいふ人あり。おかしき事なれば書とめ置く也。〔割註〕生魚に鹽をするに、春は三分、夏は六分、秋は一分、冬は無鹽にても魚はよくもつと云。」

○物の形容の相應したる事を恰好と云也。恰好よく、又よき恰好といふは重言也。

○アカとは印度の詞に、水をアカといふ。アカの水といふは重言成べし。

○ゆふべをよんべと言、返事をへいしといふは誤りにあらず。珠數をずゝといひ、又可レ有といふ事をあんべいといふなど、皆源氏物語に見えたり。さすれば關東べいなどゝ譏る事にはあらざるべし。

○甲斐が根、ふじの根、惣じて峰の事也。高根は高き嶺也。麓の事にあらず。古今集に、小夜の中山にてよめる、西行法師、

　かひがねをさやにも見しかけゝれなくよこほりふせるさやの中山

同集に、讀人不レ知、

　甲斐が根をねこし山こし吹風を人にもがもやことづてやらん

けゝれなくは心なく也。甲斐の方言也。心をけゝれといふよし、遠江などにては九つをケヽネツといふ。八雲御抄に、嶺あまそぎ峯也。さいはいのみ、(同)、みねへ、(同)、根(同)、嶽(同)。

○明石縮は豐前小倉の產也。元來は播州明石より織出せし也。あかしより小倉へ國替ありし國主の仁德を慕ひて、工商の民附來れる也。夫より以來小倉の產となるといへども、舊名を忘れずして呼と也。

○紀伊國熊野權現の本宮禮殿にて、毎年正月二日、社家も俗家と相交り、百韻の連歌興行あり。發句は往古より神託の句也と云。

此山のあるじは花の木蔭かな

脇の句より起る。脇の句は尾崎の某賡奉ると云。

○猫、狆叉矮狗なんどの首へ、赤き切れにて輪を入て結ぶをくび玉といふ。是は首錐ならん。

○鰹の生ぼしを生りぶしと云。是も生干節ならん。

○牛馬を追ひ又留るに、シ、ドウといふ。シといへば走り、ドウといへばとゞまる也。牛馬も聞馴おぼえて、人の言葉に隨ふと見えたり。止とはとゞまる也。動はうごく筈なるに、いにしへよりかく誤り來れると見えたり。

○上戸下戸といふ事、秦の阿房宮いたつて高き故に、戸のあけたてするに登るに、中々寒くして酒を飲ざれば登られず。よに至るほど寒きゆゑ、酒を多く飲て登り、上の戸を明たてするゆゑに、上の戸と云て上戸と付けるとぞ。上戸より出たる下戸なるべし。此事、慥なる書籍の中にも見あたらざる事ながら、おかしき說なるゆゑしるし置也。又〔◎脫字カ〕といふ事、白氏文集に、猶ㇾ言二小戸長先醉一と有り。解して以二飲酒多者一爲二大戸一。小者爲二小戸一と有り。

○人には子と云者あつて、老身の時扶けとして孝の道を敎へて、老に仕へしむるの備とすれども、人の心は不ㇾ同者なれば、孝なるも有り。不孝なるもあるに、節は無心なる物にて、如何樣にも人次第に成て、敢へて違ふ事なし。詩學叢珠に云、節竹詩品題云、設假二携持力一。偏二贊助功一といへり。猶本朝にも人に杖を給へる事なれば、譽れのかたもあり。人として不孝なるを子と思ひ孫と稱して、不敬不道の譽を受て、愁眉をひらく事なく、憂愁の解る日もなくして、一生終なる餘の齡を過さんより、分在不相應の者の子也とも、身の佐けとなり、貞實なるものを撰み、子として養いれんは可也。犬馬すら養

はるゝ人の恩は知るなれ。親の子を思ふ事、須彌滄海よりも高く深く、行住にも愛し坐臥にも悲しむ。故に事ある時は怒り腹立て打、又は常に掟を堅くして、猥りがはしからじと戒め制して、身を心に任せじとするも、心を放に爲ば放辟邪侈を懲さん事なるを、子は都て親の心を知らずして、親を貪慾なり頑ものぞと思ふは、常の習此也。又喩ば父母によく孝なる人なりとも、親の志は知る事能はず。△源氏物語若菜の上に言、赤石の上の姫君、若宮を産給ひしよしを、彼あかしの入道聞て、此世のねがひ今は滿足したり。深き山に入なんと思ひしかば、都なるあかしの上の方へも、舊の尼公の許へも、種々の文を書て登す。其調に、

光り出ん曉ちかく成にけり今ぞ見し世の夢語りする

と詠ぜしも、是まで姫にさへかたらざりける心の掟也。子は初めよりあしからず。故に如何となれば、孟子の言へる性は善也。墨子が云へる白き糸なるべし。然るを其子、乳母に遊ぶ時より、教ゆるの好惡にひかれて、善に勸められ惡に泥む事、偏に親の心にあり。譬ば古文後集に云へる、郭橐駝の樹を種るの理のごとく、棄たる如くせば病あるべし。撓ずんば直からじ。是親たる人の道也。夫を辨へざる親は、只幼稚とて放埒に育て、泣を悲しみて食を飲せ、慾に身をあらせ來りぬれば、年長じいきほひ備つて、始て教誡に彼が罪を咎といふも、敢て命に從はず。却て父母に仇するものあり。此時にいたつて吾汝に教ゆる事怠らず。然るを汝吾に不孝也と詈る人あり。君子其猶を愼むといふを知らず。罪をなし課せて、咎の吾にある事を顧ざるなれば、愛をさして心行と云者、多くはその親の教をなすの好惡にあり。齊書云、田稷子齊に相たり。下吏貨金百鎰、醇醪一樽を贈者あり。田稷、則是を以て其母に遺る。母の云、子今相たる事三年也。祿未嘗て多からじ。定て是は士大夫の貨を受るの賂なるべし。吾聞く士は身を修め行を潔くして、苟も人の賂をうけず。情を竭し實を盡して譌詐を言はず。非義の事を心にあらはさず。非利の利を家に入れず。言と行と跡と一ツにして、情と貌と相副もの也。今汝如

レ此の私あるは、君に對して忠に遠ざかる也。人の臣として不忠なるものは、子として必不孝の心あり。不義の財は吾悦ぶ所にあらず。不孝の子は吾子にあらず。汝立去れと云ければ、田稷慙て急ぎ其金を送りしものへ返し、自ら此事を宣王に訴て、罪を受けんと乞て誅せられんと云。宣王、其母の大賢なるを感じ、田稷が罪をゆるして相たらしめ、其母に官庫の金を出して給ふといへり。前漢書云、王陵、沛公に屬す。項籍是を招て吾幕に屬せしめんと思ひ、百計すれども至らず。則王陵が母を捕へて、表して王陵を招んとす。陵が母、私使を送て、漢王は長者也。母の軍中に在を悲んで、二心を發する事勿れと、云送て終に自殺すと云へり。是皆子を思ふ切なる事同じ。

○八月朔日をたのむと云事、林道春、節序の事を書れしにも、天下此日を殊に祝す。定れる來由を知らずとかや。然るに、或ものゝ端にて見あたりしは、正應二年の御記に曰、けふ家々のいとなみにて、たのむかへにて、もの奉ること始りて、三十年にもおぼえあまり候はんとおぼゆ。斯書て脇に註のやうに、就ニ此御記一勘レ之。後深草院御代建長のころほひより事起れるにや。宗尊親王の時なるべし。

○春の曙は、いにしへより稱美して、和歌にも殊に詠ならはしぬ。秋の多暮の事、もとより寂しき景色を詠じならはし、三夕歌にてあまねく人の知る所也。然るに秋の曙といふ歌見つけしまゝ、珍らしくおぼえ書付をく也。

吹しぼる四方の草葉のうら見えて風にしぼめる秋の曙

竹生て舟さしよする河むかひ音のみ秋の曙の色

いざ命思ひは夜半につき果ぬゆふべもまたじ秋の曙

○三輪の社といふはあしきよし、三輪は山を神體として社は無しとぞ。名所の地景も自らいたらずしては、惣じて心すべき事也。

○一夊といふ事、錢一文の目と云事也。一文めと書べきを、筆をかざりて一夊と書也とぞ。

○蹴鞠の事、雪中に蹴鞠の興行ある節、雪にて鞠の色合見えざるゆゑ、ふすべ鞠を用ゆる事古實也とぞ。

○藤戸は播州にあらず。備前天城といふ所の内に慥に有よし。

○華嚴四十五卷に、日東に有レ湯、名て草津といふとあり。

○人に物送りするに進上と書事、枕草子朝がほの露にあり。頭の辨の御もとよりとて、とのもづかさゑなどやうのものといふ段に、餅餤一つゝみ、例によりて進上、とあり。

○鷹の子を生し侍る、松柏などの枝の上に、巣を設るものにあらず。岩崛などの洞に等しき所に、巣をかくるもの也。かならず鷹にかぎる事也とぞ。畫家多くは誤りて、枝の上に雛を書事、其故を知らずと、雪舟門人雪光いへるとなん。

○玄台法印袖中抄に云、須磨鈴舟といふ事、源氏都より淀川の舟にめされて、須磨に左遷し給ふ時、驛路の鈴を立つる也。驛路の鈴といふは、殿上人の田舍へ下り給ふ時、馬の前へこの鈴を振らせり。道すがらの非常を警る也。若船に召れば竿にかけて立る也。されば日本は神國なるゆへに、何事も神代の法式にする習ひなれば、此鈴をもふると也。○按に、此鈴の事、神代内宮御鎭座本紀、大和姫の世記等にあり。遺法をもつて今も驛馬の頭に銀を付る也。

○劉氏鴻書曰、日本に諸藥有て甘草無と云へり。甘草の吾朝に有事、陸奥、出羽、常陸より每年貢せし事は、延喜式日本惣國風土記等に委し。

○七月二十六夜は、三尊の佛來迎ましますとて、貴賤おしなべて念珠を手にかけ、月の出るを拜す。其人々に問へば、少し心ある人は來迎はおがまずといふ。さも有べし。廿六夜丑の刻過の月は、出汐の事なれば、たれ人も宵よりまち〳〵し、ねぶたき目をして、下弦の月の、横雲にちら〳〵と、餘光のさすを見付、一尊は高く二尊は低くおがまれ玉ふなど云へり。七月廿六夜にかぎり、三尊に見へ玉

ふもいぶかし。不斷の月の出は何尊なるや。又富士山へ登りし人に、日の出の事を尋るに、皆三尊也といふ。是も高山にて見る日の出は、外に障るものなく、東を近く見るゆゑ、是も横雲の間々へ餘光のつよくさすを、三尊とも拜む成べし。月も三尊、日も三尊と思ふもおかし。惣じて日月星などの論說は別にす。

○十二月十七日、十八日、淺草雜器市とて、人々正月の用意物を商ふ。其中に惠比壽、大黑を彫刻して、いくらともなく店に出して商ふ也。然るに、此惠比壽、大黑を盜取ぬれば、富貴に成と言傳へて、皆々心がけて盜む事とす。尤富貴を好み貧賤を惜むは、人情の常なれども、人の物を盜み、己れが富貴になり繁昌するとも、本意成まじき事也。剩神佛を盜み、其神佛に願ひたりとも、豈神佛うけ玉はんや。死生命あり。富貴在レ天といへり。人力の及ぶ所にあらず。人各其身の幸不幸にて、親よりの讓金殘らず遣ひ果して、又其上に借金だらけになる人あり。又親は貧しけれども、子の代に成仕合よく、金銀を儲貯富貴に成あり。是其身々々の運也。譬何ほど貧賤にくらすとも、其貧を苦にせず不レ貧、樂みを改めざるを君子の尊ぶ所也。神佛の像を盜て富貴を祈るなどは、誠に愚の甚しき也。

○後伏見院第九皇子圓滿院仁悟法親王曰、出家の二字を常に忘れねば、破戒の僧にならぬもの也。公家は公家の二字、武士は武士の二字、商人百姓等に至る迄、この二字の事忘れぬを、我を知る人と云べし。

○天子の物忌といふは、物を忌と云事にあらず。カビラ國の王の名を物忌といふ。故に物忌の名を柳札に書て、御簾につけしるす也。是邪氣を避る呪也。今の世俗疱瘡を除くまじなひとて、さゝら三八蘇民將來幷孫と書て、門戶に張がごとし。岷江入楚にかけり。

○文をふみと云は、ふくみなりとは實義にあらず。文のこゑにてふみと云ふ。緣をえにと云、錢をぜにと云類也。たにはを丹波と書、異國より來りて後の名には此類あり。

○消息をせうそこすと云は、文をかよはすこと也。俗にも往來の書札を消息と云ふ。只音づるゝ事をもせうそこと云。古今集、源氏などの詞にも見えたり。

○亡靈に水を供する事は、日本の故實也。日本紀物部赤日女景姫歌に、玉けにはいひさへ盛、玉もひに水さへ盛と、手向ることによめり。佛書東漸せらるゝ前の時の歌也。

○佐野舟橋、今は下野か。むかしは上野也。歌にもかみつけやさのゝ舟はしと詠り。

○申と云辭は、まいらすと云辭なるべし。ぞんじ申候をたりく、送申候を送たりくと云が、何々と申候といふ時、きこえぬやうなれども、俗辭八轉してかやうの事も有にや。たとへば侍ると云詞のごとし。何かたに侍りてと云へばきこえたれども、いひ侍る、なし侍になどは、きこえざるに似たり。されば萬葉にまうすとも、まをすとも書るぞや。

○淺間山は信濃なるよし、古歌にも見えたり。信濃なるあさまのたけにと物に記せり。常憲院樣御代考ありて、上野國に定れりといへり。上代より國たがひなりと、

○源氏物語梅がえの卷に、嵯峨天皇古萬葉四卷をかゝせ玉ふと有る、是を見て扶桑拾葉に入給ふ古萬葉集の序といふものは、作りたるもの也。古今集を伊勢貫之にかゝせ給ふといふ事も、こゝに有り。

○短歌長歌の事、萬葉に長歌といふ名見え侍らず。假令ば詠ニ不盡山一歌幷短歌と書り。さては長歌と三十一字の短歌ども也。又短歌と反歌とかける所もあり。是を見れば短反通じて書ると見えたり。然れば、長歌をうち返してよむの儀にてはなきにや。

○百練抄云。永曆元年四月十八日、內侍所神鏡奉レ納ニ新造唐櫃一。去年十二月二十六日、信護卿亂逆之間、師仲卿破ニ御唐櫃一。奉レ取ニ御體一。於ニ桂邊一經ニ一宿一。其後奉レ渡ニ淸盛朝臣六波羅亭一。造ニ假御唐櫃一奉レ納。自ニ師仲姉小路東洞院家一。所レ遷ニ御溫明殿一也。左中將忠親朝臣、依ニ長久例一候レ之。自ニ今夜一三箇夜御神樂、云々。

○くじら尺、呉服尺といふを大尺といふ。かね尺を小尺と云事、令に有と云へり。貴物をはかるには小尺を以てし、賤しき物をはかるに大尺をもつてするよし有と云へり。地をはかり、銀及び銅をはかるに、小尺をはかるとありと、金に對しては銀は賤しく、鐵に對して銅はいやしきがゆゑ也と。

○神前へ燈明を上る施主ありて、あか物は古風也。すべて宮事祭事には燈明を用ゆ。神樂の庭燎におこれり。これ罪を明し直すあか物也。凡草々の罪こゝだくの妄氣は、皆形體の火よりなす人の誤りなれば、火をあか物として、國津火をしめす神わざ也。誤りはかくれて見えざるを、あらはすかたどりの庭火燈明也。國津火のあやまりをあらはし、あかし直すあか物の燈明也。

○いろは四十八字の事、享保九年、台命によりて、靈運寺へ尋給ふに、弘法大師の作りたる證明無レ之のよし言上也。片假名も吉備公の作といふ事、所見なし。

○平がなをもつて書に、書の始は古今集なるべし。此已前無レ之歟可レ考。伊勢物がたりを古今已前の書と云說、歌學家に沙汰する事なれども、所見無レ之。

○襖は、日本紀第十三、允恭天皇紀云。上略、喚二玉田宿禰一。宿禰疑レ之。甲服二襖中一而參赴。甲端自二衣中一出レ之。云々。壺井安左衞門編集之裝束要領抄に、襖は狩衣の裏有と云とかけり。誤なるべし。今の狩衣めして、下に着せる甲を隱んとせん事あるべからず。○按るに襖とは、今の世の素襖の裏ある物にて、無位のものゝ着用せし物なるべし。すべて物のつくろひなきを素といへり。素顏、素足など云は、襖の裏なきを素襖と云なるべし。素襖のごとくなる物ならば、下に甲を着て、かくさんとせん事はあるべき也。又按るに、和泉式部が歌に、

時雨ふるいなりの山のうす紅葉あをかりしより思ひそめしが

と詠るは、雨にあひて男の襖をかけて、雨衣に用ひたるよし也。然れば和名をあをといひて、名目のならひにあをと云をあうと呼か。又文字あウの聲なれば、聲を用ひていふか。此さかひ未レ勘。舍人

親王の時分、襖といふもの、今の世の狩衣のごとくにあらば、甲を下に服してかへしたるに、襖の字は用給ふべからず。

○鼻紙袋といふもの昔はなし。小寺勾當といふ座頭仕初める。故に小寺袋とて世間にはやりしを、いつか懐中せねばならぬやうに成たり。東照宮様にも御前巾着はさげさせ給ふと承る。〔割註〕右徂徠先生政談に有り。」

○近世江戸大坂ともに、小女、あかき切にて髪をば結はへ申候。是は內裏にて經水の女を、別家へ被レ遣候へども、御無人の節は、七日過候て御免被レ成候へども、髪をあかき切にて結はへ申候。是不淨の印也。

○有馬家にて犬を御愛し被レ成候事、元來常憲公御取立にて、國守に相成御恩御忘れ無レ之、右君御代のごとく、犬を大切に被レ成、御參覲御交代ともに御つれ候。犬は御拜領のためのよし、今以御つれ被レ成候。あしき評にて化物出候樣に申候へども、左樣には無レ之よし、

○かゞしの事、案山子又鹿犯と書也。或人、いにしへは獸物の皮を剝て、油を付てあぶり調、それを田畠に立置に、他の獸共其匂を臭ひて逃去しと也。故にかゞしはかゞせの加訓なるべし。

○東鑑に、木村かふと云は、三浦家の幕の染色也。黃紫紅と書也。一段黃、一段紫、一段紅染也。

○古今著聞集、家隆卿七十七になられける七月七日に、九條內大臣のもとへつかはしける、

おもひきや七十七の七月のけふの七日にあはんものとは

近年七十七を賀する人、これにもとづけり。

○眞田左衛門信仍を、今の世にてはもつぱら幸村とのみ云ひ傳へり。高野山華定院の所藏の幸村が手簡と云るは、信仍とあるよし、西山遺事にも、義公は信仍と宣ひし事見ゆ。吉田桃樹が槃邇餘錄に、其辨をつばらに著せり。幸村が書簡によれば、家名信仍とあふ事明也。

○神事に獸肉を供する事あり。文保記、廳宣食ニ猪鹿ー人忌百日、同火人廿一日、相火三日、云々。又古語拾遺にも、獸肉を食するを忌事見ゆ。然るを、今世の祭禮に、獸を供するの神あり。いかゞの譯なるか。識者に尋ぬべし。

○木曾路は、元明天皇の和銅年中に、始めて開けるよしいへど、又續日本紀に、文武天皇大寶二年十二月、始開ニ美濃國岐蘇山道ーと、信濃地名考に見ゆ。

○爪をきるには、子の日を忌む事にや。土佐日記に、爪のながくなるを見て、日を算ふれば、けふは子の日なれば、きらずと見ゆ。また九條殿の遺誡に、「割註」うしの日手の爪を除、とらの日あしの爪を除。」と書玉ひし。爪をとるにも日によりて忌む事のあるにや。

○直垂の名目、ひたゝれと名付し事はひたゝは常也。ひたふるといふ辭も常經也。ひたちの國も常陸と書也。垂とは着くだす也。常も着用の褻の服なるゆゑ、常服といふ事にて、ひたゝれと名付し成べし。ひたと云は、もと常の字を用ゆべき事なるを、直の字もひたとよみて、其訓同じきゆゑ假用ひ來りしを、直の字に付て宿直の服也といふ説はわるきよし、伊勢氏の直垂考の附錄に見ゆ。

○清輔の袋草子には、壬生忠見幼童の時、內裏より召す事あるに、乘物なくて參りがたきのよしを申に、然らば竹馬に乘りて可レ參のよし御諚あり。よつて此歌を奉る。

竹馬はふしがちにしていとよはしいまいふかげに乘りて參らん

此竹馬てふものは、今の世、童部のもて遊びにする竹馬の事にや。これらと同じものなれば、古き代よりありしもの也。

○延喜式、凡內命婦三位以上、聽レ用ニ象牙櫛ー。と見えたり。今の世は貴賤おしなべて、鼈甲の類をもて櫛を作り、化粧の具とするは、餘りに華麗過たりといはんか。

○やまと、唐土、女の書しふみの、末の世までもてはやしてめづらかなるは、紫式部が源氏物語、淸

少納言の枕草子、赤染衛門が榮花物語、班固が妹の曹大家の漢書、これらや著述のめでたきもの也。

○青侍といふ名、新野問答といふ書に、六位の侍は綠の袍を著用するゆゑ青侍といふ。それが書室女子を青女房といふにてもあるべきと見ゆ。又或書に、朝家の士を青侍といふは、事に未熟なるの意にて、堂上方に侍る布衣の者を、青侍といふよし見えたり。

○世に高野六十那智八十といふは、男色の事也といへど、東牖子に、高野六十那智八十といふ事は、高野の紙谷といふ所より漉出る紙は、一帖六十枚也。今浪花にて專ら傘を張る紙也。又熊野牟婁郡小塚村より漉出す紙は、一帖八十枚なるゆゑ、斯いへると見えたり。

○伊勢太神宮へ參詣するを、世に拔參りといふ。是は主親のゆるしなきを、忍び隱れて參詣するゆゑ、人目を忍ぶ意にて拔參りといふと、此說も聞えたれど、又東牖子に、伊勢太神宮に限り、拔參りといふべし。外宮は豐受太神宮ましませば、參宮爲くるしからず。內宮は宗廟たれば猥りに參宮する事を禁ぜらる。必竟外宮へ參宮の序に、拔て參宮する故也ど、是主人や父母の前を拔參るにあらず。全官府を恐れみ奉り、拔て參る故にぞ、斯は言來る事久しと見えたり。

○今の世、錢百文を十疋と云、又一貫文を百疋といふは、いにしへは金銀の錢多し。十錢々々のへだてに、釣引錢を一錢づゝ加へ入故に、百錢にて馬十疋となる。是によつて此名あり。一貫文のうち百疋となるなり。小判、一歩丁銀、小玉銀など後世のもの也。一步は錢一貫文の代りゆゑに、誰しも百疋といふよし、或人の說也。

○飯後に湯を用る事は、海人藻芥に、公家御膳飯は强飯也。執柄家如ㇾ此。姬飯の時飯湯、近代姬飯のヲモ參らせよと召、不ㇾ叶ㇾ理者哉と、是を以思ふに、元來强飯ゆゑ、飯後に湯を用る也。それゆゑに誤てひめ飯の書も用る事になりたり。姬飯は粥の事也といふ說あり。

○酒を九獻といふ事も、同書に、二十初袴着元服、移徙以下祝の酒肴は、必三獻と云々。如何にも時刻不

レ延様に取沙汰する也。凡酒は無レ量不レ及レ亂云々。而後光嚴院御愛酒にて御座しける程に、常々御酒宴ありて、數獻に及ぶと云々。其御代より獻數加增して、或は五獻、七獻、九獻まで被ニ聞召ーたり。依レ之近頃は酒の名を九獻とぞ申合けると云々。

○人生れて七日を穢とし、男子は三十一日、女子は三十二日を限り、宮參といふて產土神に詣で、產婦は七十五日を忌として、過終りて神社に詣づる事、今世の通例ながら少しく誤れり。凡死は哀の第一なれば、忌愼むにより忌服の制あり。又不淨も第一なれば穢あり。人の生るゝは歡の第一也。生れて後沐浴すまば、神社に詣づるとも苦しかるまじ。然れども、七日は憚るべし。不淨くだるゆゑ七日を穢とす。產婦は七十五日の忌といふ事、是又全く忌にあらず。產後の養生也。產婦は七日過なば神社へ詣づべし。經水いまだかたまらずんば、たとへ十日十日に及ぶとも、忌憚るべしとある人の說也。

○五色梅といふは、武藏國那珂郡小平村の春貞寺といふにあり。三桃といふは、相摸國内鄕金手村三桃院にありといふ。世にはめづらしきものもある事也き。又同所金子市左衞門といふ里民の藪に大竹あり。一尺八寸廻り、六七間の末にて一尺廻りほどあり。藪は漸十間計の所也。一間ごとに一本づゝありと、所望すれば最初の契約にて根よりは切らず。三尺ほど上にて切也。切口には何やら藥を塗て、皮にて幾重も卷置也と、或人の說也。

○大名といふは、白川顯廣王記の安元三年四月の所に、諸國大名不レ應ニ國役ーとあり。又百練抄に、四條天皇曆仁元年二月十七日、關東將軍上洛可レ然、大名一人不レ漏參洛、と見ゆ。既にいにしへより諸侯を大名と呼し事也。

○茶のことといふは、田舍などにてのみいふ俗言と思ひしに、御浴殿記に、女院の御所より、こばん一兩、白がねの大ばん、御ちやのこ、御入子、御たる色々まいる。一でうどのより、むまのたうく御ちやのこなり。青鷺ほたるまいるとあり。

○童の戯にいふ謎といふものふるき事なるや。徒然草に、大覺寺殿にて近習の人ども、なぞ〳〵をつくりてときけるとあり。

○賀茂長明が俗名菊太夫と云と覺しに、十訓抄に、近頃鴨社の氏人に南太夫長明といふ者ありけり。和歌管絃の道、人に知られたりけりと見ゆ。いづれの名や誤りならん。猶尋ぬべし。

○俗諺に、秋茄子は娵に喰するな。といふ事あり。こはふるき事と見えて、萬葉集の歌に、

秋茄子はわさゝのかすにつけまぜてよめにはくれじ棚に置とも

これらにより言ひならはせしにや。

○蹴鞠は、川明天皇の御時はじまるよし、拾遺納言譜に見えたり。と埃囊抄に見ゆ。又古今著聞集に、文武天皇大寶元年に、此興はじまるよしの兩說あり。又遊庭祕鈔に、要略抄を引て云、本朝へ渡侍る事は、皇極天皇の御宇也と云々。若は天智天皇初めて令レ揚レ之給ふ。臣は大織冠令ニ蹴始一給ふ。其後は延喜聖代朱雀院御時にも被ニ御覽一よし、源九日記にも書り。いづれの說ならんか。此道の識者に尋ぬべし。

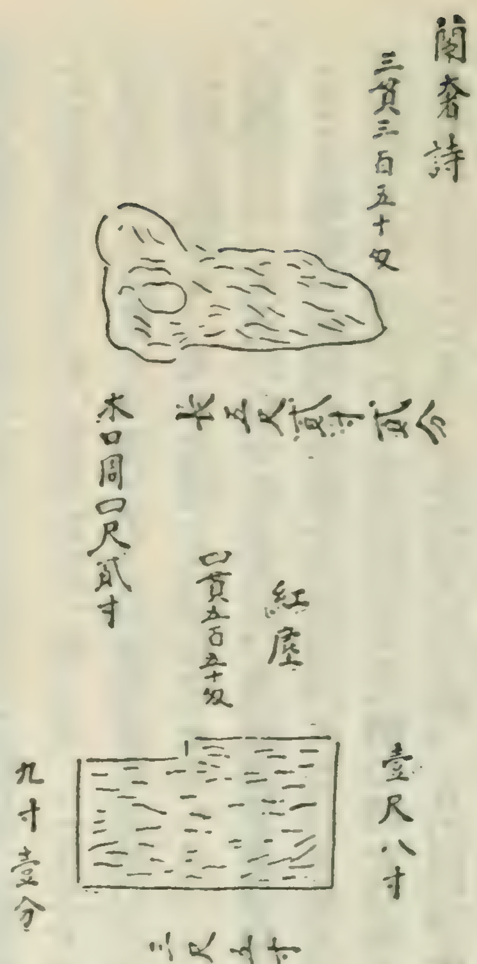
○井澤長秀が俗說辨に、三社の託宣といふものは、妄作なるもの也と、無住法師が沙石集を引て辨ぜし、中御門權大納言宣胤卿の記に、文龜二年二月十日、侍從二位兼倶卿所望之三社託宣并天神名號云々、以上今日書レ之遣レ之、○又同十七日三社の託宣一幅、兼永朝臣所望書レ之と見ゆ。其頃は三社の託宣など云て信用せしにや。正史、神書にも見えぬ妄作をばなど書れしや。天野信景が鹽尻に、三社託宣天照太神の託と云は、厩戸皇子の語をば取れり。聖德太子御記文にみゆ。或人云、卜部兼豐作る。松下見林曰、宣胤記を見れば、三社の託を書れし事を記され侍る。兼倶と外錄あれば、兼倶此託を作れりと聞えたり、と云へりと見ゆ。是にて明らかなり。

○知者不レ言、言者不レ知、といふ事は、誠に至極せる詞也。何事にも行わたり物しれる人は、不レ問限

りは不ㇾ言もの也。片事知り成ものゝ癖として、よろづのことにはさし出つゝ、不束なる事を我知り顔にいひちらすもの也。人の心がけ愼むべき事也。

○南都東大寺勅符の藏に納る蘭奢待、始は黄熟香といふ。聖武帝蘭奢待と改めさせ給ふ。此三字に東大寺の文字を隱せり。天子御代に一度是をきらせ給ふといへり。

蘭奢待量三貫三百五十目、長五尺二寸九分、木口周四尺二寸、紅塵量四貫六百五十目、



○永樂錢日本へ渡りしは、〔割註〕永樂は大明成宗帝の年號也。〕後小松院應永十年八月二日、未の刻より大風吹て、堂社民屋こと〴〵く倒る。翌三日巳の刻に凪たり。其日申の刻に、唐船一艘、相州三崎濱へ漂ひ着く。其時鎌倉の將軍足利左兵衛督滿兼卿御下知あつて、伊東次郎右衞門尉貞次、梶原能登守景宗、三浦備前守義高を奉行として詮議ありけるに、惡風によつて着岸しけるよし、船中の雜物實檢するに、唐銅の永樂錢數萬貫積たり。依て京都前將軍義滿入道、新將軍義持公へこれを訴ふ。唐船關東へ着岸する上は、滿兼徳分たるべしと下し給りければ、船中の財寶のこらず押とめ、其價に品々を給りければ、船は歸國してけり。其後若干の永樂錢、徒に費すべからず。法を定め關東においてこれを用ゆ。遂に年を經て天文の頃、永樂錢に鐚といふ惡錢を取まじへ、同じ直段に用ひしによつて、賣買の輩市町にて、かの惡錢を論じ撰とて、闘爭やむ事なくて喧し。然るに天正のはじめ、北條氏康、關八州をしたがへ、諸士悉く下知に隨ひけれ

ば、氏康の云、それ鳥目は品々あれども永樂にしかず。自今關東にては永樂を用ひ、他の錢を用ひざるべし。一には錢の善惡日を同して語るべからず。第二に民の鬪論をとゞむ。三には賣買の障を弊(つひや)さじがため也とて、家臣山角信濃守定德、笠原越前守守康に仰せて、庄郷村里の辻々に、右の趣を書て高札を立けるにより、自然と鐚は癈り、上がたへのみ上りて、永樂ばかり關東にとゞまる。此時より、鐚を京錢とぞいひける。其後慶長九年、御代にいたつて、天下一統に永樂錢を用ゆ。然れども鐚錢一向に棄べきにあらずとて、永樂一錢のかはりに、鐚四錢をつかふべき旨仰渡されけり。其後又、商夫の難儀に及ぶのよし聞し召され、慶長十二年十一月八日、永樂錢御停止に仰出され、江戶日本橋に高札を立られける也。永一貫文を金一兩と立、二百五十文を金一分と立る也。其頃金にかゆる時は、百錢の內一錢づゝ除きて口錢とす。今以所々に永納の年貢等あり。此遺風也。鐚百錢に是をうつし、永一錢の價を除きて、九十六錢を以通用すと云へり。

○壒囊抄曰、風土記の心によらば、皇祖裒能忍耆命、日向國贈於の郡高茅穗槵生峯にあまくだりまして、是より薩摩の國閼駄の郡小竹屋の村にうつり給ふ。土人竹屋が女をめして、其腹に二人の男子をまふけ給ける時、彼所の竹を刀に作りて、臍の緒を切給たりけり。其竹は今も有りと云へり。此跡を尋ねて今もかくするにや。日本紀天照太神、日向國高茅穗槵觸峯にくだり給へりと云へることもひとつ事歟。

○玄猪の事、延喜式に出たり。天子の御前にて御通御盃相濟て、丸くちいさき餅を、御手自らはぢかせ臣下に給はる。公卿は黑く、四位は赤く、五位の官人は白きを給ふ。其夜不參の官人は、長橋の局まで申出て頂戴す。餅に忍ぶの葉と菊の花そへ、紙に包みて給はる。亥の日三度あれば、紅葉鴨脚の葉に相かはる。忍ぶの葉は毎度入るゝ也 俗にお玄猪と云。此御儀式の說、諸書にのせたれども、少々づゝ違あり。此說は現に正親町公通卿の御說ゆゑ書とゞめ侍る。

○古旅行する人は、ぬさ袋とて袋をこしらへ、中に五色の紙をきり、米麥を類をまぜ入て持行、國の堺或は山河などに、道祖神を祭りをするに手向て、旅行の平安を祈る事也と。諸國に石氏ととなへて、祠のこるも、むかしの道祖神なるよし、菅家御詠、

此たびはぬさも取あへず手向山紅葉の錦神のまにまに

といへるは是也。此ぬさ袋を上古は死する者あれば、旅立の體にして、此袋を棺中に入れしと也。今は死者の用ゆる袋を頭陀袋といふ。誤成べし。頭陀といふは、天竺の言葉にて、乞食する者をいふ也。

○日本紀云、弘仁六年に嵯峨天皇、江州滋賀へ御幸ありし時、崇德寺の大僧都永忠、茶を煎じて奉るとあり。此時代は唐茶にて日本に茶なし。日本に茶を栽る事は、八十三代土御門院の御宇、建仁寺の開祖榮西和尚、宋に入し時、茶の種を得て歸朝す。明惠上人、此種を栂尾に栽る。よつて栂の尾を茶山と稱す。其栽たる所を深瀨といふて今に存す。その作る所の茶を宋へわたしける。宋人の詩に云、幸得₂梅山信₁。□嘗₂日本茶₁。とほうびの詩を越したり。〔割註〕梅は栂也。字義同じ。」其後宇治へうつし、夫より諸國に見ゆる。

○謡は鹿苑院義滿公の時にはじめる。觀阿彌、世阿彌といふ者の作多し。或禪僧天台僧の作猶あり。元は秦の川勝の製する所の謠舞樂をやはらげたるもの也。今の金春は秦の川勝の苗裔也。又能は東山殿よりはじまる。寛正五年糺河原にて勸進能あり。義政公御覽也。是勸進能のはじめ也。

○博奕は上古よりの禁也。續日本紀、文武天皇元年丁酉七月乙丑、文曰、禁₂博戲遊手之徒₁。其居停主人。亦與レ居同罪云々。

○遊女は昔より老去るまで眉を描しにや。金葉集に、

さりともとかく眉墨のいたづらに心ぼそくも老にけるかな

わざと眉つくる事は、秦の宮中に始り、八字の眉は漢の文帝の時に起り、それより靑黛眉、愁眉、啼粧等の眉のつへり方行れし事、事物紀原等にに見えたり。
賴朝卿の時、志水冠者を遊女別當とせられしよし、東鑑にのせたり。

○猿樂といふ事、神樂の餘風にして、神の字の旁のみを用ひ、申樂といふが正說との一儀あり。又神代卷に、猿女君の祖天の鈿女命、神樂を舞始し事見えたり。猿氏より舞はじめたるによりて、猿樂といふの說もあり。然れども禁祕抄中卷、可ㇾ遠二凡賤一事條曰。况加二猿樂一參二庭上一可ㇾ止事也。○明月記、寬喜二年閏二月十二日乙巳、上略、至二于延久一下衆猿樂被ㇾ召、〔割註〕先に無二此事一〕仍只可ㇾ召二侍猿樂一由所ㇾ申也。下衆猿樂とは是を數世家業とする儀也。侍猿樂とはめしつかはるゝ人の尉藝にして、家業ならざるの事と見えたり。神樂ならば何ぞかゝる文あるべきや。淸少納言の枕草紙などに、猿がふわざとのせたるは、正體もなきわざとのことばにして、宇治拾遺物語に、御神樂のすみたる跡にて、猿樂をしたるとあるを見れば、樂人兄弟、尾をまつりてつきあわせ、おどけごとせんとの事也。されば唐の散樂といふは、いろ〳〵の伎曲にして、上竿伎とて竿などへのぼる輕飛などをいへり。散樂の音轉じてサルガクになりたるにや。今能と稱するものは、さるがふわざにはあらず。文章時代をあやまり、古語成語を書たがへて、たしかならぬ物とはいへども、章譜節を正し、鼓笛拍子をうしなはず。千里同譜にして、見聞の人をして婬ならしめず。古と今と轉變かくのごとく、貴人公子の壯觀更に害なし。

○權現樣在世の內、薨去あらば、神社に祭るべきのよし內々被ㇾ仰、よりて薨去已後御遺命にまかせて、吉田を召さるゝに、內々仰合されし吉田も逝去して、其跡幼稚にして、彼神陵院後見なれば、此神陵院を下す。故に吉田家より祭とても、出家の事ならば南光坊に熟と評議ありて、神陵院はもどされし也。

○古今集六歌人の詠歌の風儀、皆一失あることをあげたり、えた所えぬ所有を見るにても知るべし。然

るを世に六歌仙と稱美して、失あるをかへりて面白きやうに見なしいひなせり。古今集は重き相傳となりて、右のごとく祕して傳へき。されば歌のみち歌のこゝろをえて、いにしへ今のさまをわきまへぬ人、たれか是を信ぜざらむ。然れども、博覽才智の人、古實有識の仁にその理をとかしめよ。たれか又其傳を信ぜん。箱のうちにをさめ、ふかくひめ置る相傳のゆるしぶみなれば、おのれ〳〵にしると云のみにして、人にかたり今を古書の證明に正し見る所に至らず。ふるきふみにもなきを、傳授のかなめとし、まなことなして、たうとむことになりたるとは、こゝろづかぬ人のみ也。

○神武天皇夢に賴て、八頭八咫烏と云案内元を得て、終に中國に討勝なされ、殷高宗の夢に賢人の姿を見て、繪圖にうつして天下を尋て、傳說と云大賢を得て天下を治む。是等は一心が一毛も雜なく、實につまりて天と一枚もへだてがなくて、思の徹るところ、精誠の至極する所をもつて、天から示しなされたるもの、不慮の仕合ではないぞ。然れば凡人の夢とは一例に申がたし、商書說命上に、王曰、夢賚二予良弼一。其代レ予言乃審二厥象一。俾三以レ形旁求二于天下一。說築二傅巖之野一。惟肖爰立作レ相、

○律は刑罰の條目也。令は法令禁制也。格は知行を賜ひ扶持切符を下され、或役人武士の褒美の格、或時に臨んで仰付られて、以後の例になりたる事を書載たる也。或は每年定りて有レ之を定式に作り置て、夫を見て一々准行するやうにせる書也。大學衍義補一百三曰、唐之刑書有レ四。曰律令格式。令者尊卑貴賤之等事。國家之制度也。格者百官有司之所二常行一之事也。式者其所二常守一之法也。凡邦國之政。必從二事於此三者一。其有三所レ違及人々爲レ惡而入二罪戾一者。一斷以レ律。

○東齋隨筆曰、延久(後三條帝)、善政には、元器物を作られけり。資仲卿藏人頭にて是を奉行せり。枡をめし寄てとり〳〵御覽じて、簾を折て寸法などを聞かせ給ひけり。米をば穀倉院より召寄て取上、小庭にて貫首以下藏人出納など檢知して、小舍人、玉(襷カ)だすきかけて量けり。本米をは紙屋紙に包て持參りたりければ、叡覽ありて勅符を加へられてぞ、御持佛許などへつかはされける。斛器は方なる櫃を差

す。石をク、リテさげておもりにして、一またの木にかけて、穀倉院にして國々の米をば納られけり。仍而何石とは石の字を用ゆ。件の器石、今穀倉院にありと云へり。

○冷泉院より以來天皇の尊號なし。宇多帝已來國忌山陵を置れず。諡を止らる。是遺勅によりて也。安德、後醍醐、後村上天皇許を、冷泉院より以來天皇と云。此外は此諱號を奉る也。

○御諱何仁と定めて、仁の字を用らるゝ事、後冷泉院の御諱親仁、亦は淸和帝の御諱惟仁よりの所例也。又姫君の御諱何子と子の字用らるゝ事は、仁明帝の皇女正子內親王を權輿とす。

○天子尋常の御容體は、御元結執りにて紅の御袴計著御と云々。御元結執りとは、御飾りを御冠下に結せ給ふを云。又御冠下とは、凡人の烏帽子下に髮を結ぶがごとし。御髻りは御髮の事也。御冠は御內々にては多分著御なし。但是は堅固內々の御事也。又尋常被レ召御冠は、金巾子の御冠也。且つ御纓を撤し被レ召之也。金巾子とは金紙を以て御冠の巾子を包む。是を金巾子の御冠と云。尋常御服白平絹を著御也。夏といへども白平絹の御袷を著御也。平絹とは俗に云羽二重也。御帷子は極暑と云へども著御なき也。天子尋常御帶、組打の御帶也。色は皆紫、或は紅紫の打交也。或は紅計もあり。下緒のごとくに打たる物也。其幅凡一寸計也。但御束帶の時は御裝束の切を用ゆ。

○もの事十分に滿足せざる人は、却て大なる樂しみ有り。事成就して後は、願を待心も失ぬれば、おのづから愛の心も薄く成もの也。△つれ〴〵に云、男女のなさけもひとへに逢見るをばいふものかは。あはでやみしうさをおもひ、仇なる契りをおもひやり、淺茅がやどにむかしをしたふは、色このむとはいはめ。とあり。

○疱瘡の起は、推古天皇三十四年、日本國米穀不レ實故に、三韓より米粟百七十艘を調貢す。其船、浪華に著す。然に其船の中に三人の少人有て疱瘡を病、一人は老人、一人には僧、一人には婦人附添て居る。何國の人と云事は不レ知。國民其名を問に、我等は疫神也。疱瘡と云病を司、我等も元は此病に

て死して、疫神の徒となれりと、今此三人に付て此土に渡る。痛しい哉。今よりして、此國の人も又此病を患む。我等は畠芋を好む。我を祠るに畠芋を用よときけて形沒す。此年より國民始て疱瘡を憂ふと云。△また越後國一森の中に、疱瘡の宮と云傳て、方二間計の小祠あり。四方板羽目にして、徑り三四寸程の穴所々に明たり。鼬のごとく成小獸、かぎりなく件の穴より出入し、爰を栖とす。木の實など取喰ひ、好て耕をあらすにもあらず。所の人も只追ふ計にて命をもとらず。昔よりましもせず。又減じもせず。同じ數ほど也。世間に疱瘡流行すれば此獸きえてなし。又世上一般流行の時は一疋もなく、疱瘡はやり止めば又もとのごとし。不思議のけだもの也。

○出雲國大社は人あまねく素盞烏尊也といふ。尊は日碕に鎭座し玉ふ。大社は大已貴神の鎭座し玉ふ社也。延喜式神名帳に載る三千七百三十四座の內、此社より久しきはなし。故に此社を崇めて大社となん云。國造の事、大已貴の異母兄穗日命より以來、今に不レ違。出雲氏世々相繼て大已貴の祭祀を司れり。神火神水を呑て、今日迄世俗に不レ混、中頃より國造二家に分れて、千家と北島と也。

○親子は一世、夫婦は二世と云事、世の字を佛者の語に泥みて、世々生々の世として、今生に命を盡し終ば、來世に於てまた夫婦と成り、師弟と成るを得ると思ひ、愛念を後世にひかれ、執着を黃泉に拽者あり。誠に愚の至り也。夫世の字は、古今韻會に、始制の切、音勢にして王者より姓を易、命を受るを一世とし、又父に相代るを一世とすと云へり。然る時は、父死して其嫡子立を云字にして、委しく云へば、嫡を相承の義あり。爰の心は代の字の義を誤りたる歟。代は度帝の切音迨也。世也。更也。替也と訓じて、家を嗣に他生の子を以て、廢せんとする家を立るを云。此故に代は世の訓有。父母は人の天地に一度生じて此身長ず。父母死して又父母無し。所以如何となれは、子たる者、身一度生じて、天の命ぜる壽算盡ざる內、又改め生れん事を欲すとも得べからず。此故を以て、親子が只一世のみにして、又父母を改め設けんと云事能はず。夫婦の交りと云、夫死して其妻再嫁せざる者を貞とすとい

へども、又改め嫁するの例和漢尤多し。妻死して再婚を爲は、夫に於て恥とせず。猶事ありて生ながら妻を改る者あり。此心を以て、夫婦は二世と云也。世は代也。二たび迎たるを後妻といへども、恩愛の情さらに更る事有べからず。是始の妻、事ありて離別し、病で死去の跡に、又他家の女子を代て、以て妻とするに恥とせざるの義也。

○又師と弟との交りも交同じ。人心糸のごとく紛れ、思慮林のごとく分る。此故に各其好む所も、又階有て、儒に泥むあり。佛に染むあり。道を求め術を學び、馬を御し弓を射千端萬緒なり。皆學舎を開き門生を率て、芳譽を八荒に播さんとするの師あれば、弟子又同じき心有て、各其所ㇾ好に從て道を勵み勤たるが、中に麁細あり。麁者は學ぶ道をさへ委しく窺んとせず。細成る者は學に道を執志し、日夜に窺て淵源を盡す而已か。猶發明する處有を以て、彌此道を潤色し、是非を辨せん事を思ひ、且吾庠序を開かんに於て、先哲の未だ説ざる據經たる名譽をも發せばやの心にて、他の一兩家に趨進して、吾道を潤色するに便りあらん事を願ひて、師の禮を行ひ、弟の禮を以て、百家衆伎の學を慕て不ㇾ止あり。如ㇾ此して師を尋ね、道を求めて止ざるを、人聞て誇らず。譏らざるは何ぞ。多能は君子も恥ざる所也と云へり。されば師有上へに師を求め、學ぶが上へに常を執するは、人の尊しとする所也。是を指て三世と云。三世といへばとて、師を求る事、三人に不ㇾ過といふには非ず。一二を生じ二三を生じ、三萬物を生ずるの儀にして、三は多きの義也。今の俗、此心を知らず。當所の理に暗くして、徒に縦と云横と說て、死後に魂魄又湊て又師弟とし、夫婦と成といふの辨を附會し、貴となく賤となく是を書に記し、淸談格言と思ひあへり。世の愚を學ぶ事、人中以下の說話皆是等の義也。

○美女は惡女の敵也。奸女は色を以て世に用ひられ、富を成もの多し。醜女は形言を以て媚び、色をもて富を爲んとするに佑れず。爰に於て妻妾相妬み、妃嬪御を爭ひて、烈しきもの咒咀蠱毒の災ひを起し、拙きものは自縊捨ㇾ身の夭を爲て、怨を迷冥の變に任すの惑ひあり。婦たるものゝ嗜み、心がく

べき第一の事也。

○詩歌の懐紙、岡屋關白(兼經公、)日記、建長二年六月廿七日條に、詩の書様如レ斯、書ニ高檀紙一

　夏日同賦聖恩覃草木

　　應制一首　　以榮爲韻

攝政從一位臣藤原朝臣兼經上

我后聖恩人識否遍覃　九

草木萬方平殿前再　八

奏金芝色省下重開　八

瑞竹榮太昊氏風傳　八

成德汾陽縣月契長生　九

微臣扶老侍斯席悅焉　九

今宵雅頌聲　五

元長卿日記、永正三年二月七日、

　賦耕於東郊各分一字

　　詩　探得翁字

　　　權中納言元長

天氣降和春雨濃平

田水蕪識年豐勸農

只在東郊含耒耜荷來

白髮翁

同五年正月廿五日、內裏之御會、
　春日同賦宮梅動
　　詩興詩　以仁爲韵
宮樓篠昭帶香風樹々
梅花白又紅御宴最宜
動詩興羅浮春色滿樽
中
宣胤卿日記、文龜二年正月二十五日、禁裏御月次御會、
　春日同詠竹不改色
　　和　歌
　　　權大納言藤原宣胤
うへうへて君そ千
とせの春もみむ字傳
なのたけの常磐か
きはに

名字は歌より少しさがるべし。
此字配分今日各々
不レ然。又末の二字の事、
不レ加二眞名一。可レ爲二一字一云々。
依レ人不レ然。今日爲廣卿吳多計と書レ之。

二水尾　鷲尾隆康卿日記也
　春日詠花色春
　　久和歌
　從二位藤原隆康
長閑なるはるを

ひかりと彌年の花
にてはゝる千代の
德かな

中殿御會以前たる間、不レ書ニ應制臣上等の字一。高檀紙二枚を重て書レ之。高さ一尺三寸二分、端作のはし三寸五分計也。

高檀紙聊ひろき間、一寸あまり縮也。

懷紙寸法古今無ニ定樣一云々。雖レ然大方開合て書レ之畢。二枚重事是亦無益事歟。然ども當時料紙以外輕薄たる間、以ニ了簡一如レ此也。古くも又かくありと云々。今度人々所レ爲區々也。

○ほの〴〵とあかしの浦の朝霧にと云歌は、小野篁のよまれし歌也。人麿の歌にあらず。今昔物語に、篁隱岐へ流されし船中にて、和田原八十島かけて漕出ぬと、ほの〴〵の歌二首をよめる事をしるされたり。萬葉集に人麿の歌おほくのせられたれども、此歌は見えず。寛平、延喜の頃、人麿の歌也といひ出せし人ありしにや。又慥なる證據なき事は古今集を見よ。羇旅の部小野篁、和田原とありて、其次に二首讀人しらず。ほの〴〵とあり。其細註に、ある人のいはく、此歌は人麿の歌也とあり。人麿の歌也とたしかにしれたるならば、讀人しらずと書べきいはれもなし。またかゝる細註も入らぬ事也。此世に專ら人麿の歌也といひふらせたりと見えたり。どちらへもかたづけず。讀人しらずと書れし、貫之の意をおもひはかるべし。大學頭藤原敦光の人麿の賛、載て朝野群載にあれば、七百年來人麿に片付たる事にて、人のうけあはぬ事なれども、博物の君子はかゝる事をも知るがよしと、羽倉齋の物語せられし。

○百人一首、夢の通ひ路人めよくらんを、よぐらんと濁りて讀はあしゝ。人目をよけるとはいへども、よ

げると濁はせず。古歌によぎてふと賦をみれば、濁りてもさまたげなきやうなれども、よくらんは清てよむがよしと、予が平安城にありし時、藤原韶光卿のしめされたり。よくるは除也。辟也。

○今の世に親先祖のうせぬる日を忌日といふは、月毎の其日にて、其月のをば殊に祥月とぞいふなる。此祥の字はもろこしの小祥、大祥よりうつれる名に有べし。されど古は今いふ祥月を月々忌日とはしけれ。月毎の忌日といふは、こゝにももろこしなどにもなかりしかば、祥月といふこともともとよりなかりし也。昔は忌月とて其月の內は、すべてよろづを愼しみて、その日をば殊に正日といふことは有し。されば今祥月といふも、正日の例にて正月(つき)なるべきを、然書(しかかい)ては月次の正月にまぎるゝ故に、祥の字を書にもあらんか。扨月毎の忌日は、もろこしになき事なるをもつて、今儒者などはあるまじき事として、親も先祖も月毎には死なず。死したる日は只一日こそあれなどいふめるは、一わたりはことわり聞えたれども、もし然いはんには、年毎にも死にはせざれば、年毎の忌日もあるまじきことゝやいはまし。既に年毎の忌日あるうへは、月毎にせんも何かあしからん。是はいにしへよりまさりて、ねもごろなるしわざにしあれば、今の世のならひにしたがはんこそまさりてはあらめ。又忌日たび〳〵にて、おのづから誠の忌日のなほざりになるがありともいふべけれど、そは今も祥月とて又ことにすれば、これはたかくるかたはなきぞかし。扨又近き世には年忌といふわざ有り。一周忌、三年忌、七年忌、十三年忌、十七年忌、廿五年忌、三十三年忌、五十年忌、百年忌と、また殊にねもごろに物すなる。これはた古はかつてなかりしわざにて、皇國にては昔は一周忌をはてといひて殊に物し、もろこしにては一周忌を小祥といひ、服のはての三年を、大祥といへるのみこそ有けれ。其外、佛の道にも此年忌はなき事也。然るに、此わざやう〳〵にひろごりて、佛の諸宗にもあまねく、其祖師などの爲にも遠忌とて、三百年、五百年、千年など迄、はるかにかぞへ出て、いかめしくおこのふことゝぞなれりける。そも〳〵此年忌と云わざも、月毎の忌日と同じたぐひにしあれば、古になかり

しわざならんからに、すつべきにもあらず。何わざも古に異なるをば、ひたぶるにはぶきすてんとするは、よろしからぬさかしら也。そこなひだになくば、時世にならひそむかざらんこそよからめ。又事の中には、古よりも今のしわざのまされるもなどかならん。園太暦に云、貞和三年九月廿五日、今日竹林院入道左大臣卅三回忌辰也。因レ茲廣義門院就二于西園寺無量光院道場一。被レ修二御佛事一。件春月。佛事先規未レ詳云々。且取二于教内一更無レ所レ見云々。然而或又有下當二此事一之人上歟。予先妣此忌辰有二相營事一。所詮幽靈之追福。遠近盡二懇志一之條。可レ叶二孝子之道一歟。とあり。此論おだやか也。

○東鑑、文治五年七月八日、千葉介常胤獻二新調御旗一。其長任二入道將軍家（頼義）一、御旗寸法一。一丈二尺二幅也。又有二白糸縫物上方。伊勢太神宮八幡大菩薩云々。下縫鳩二羽一（相對）、云々。

○狂歌といふ事、文粹の一の卷源順の歌の小序に見えたり。但からの也。今いふ狂歌にはあらず。

○今世に寐る所に敷物を布團（ふとん）といふは、いにしへ布單（ふたん）といひし物あり。布毯（ふたん）とも書たり。此物より轉ざる名なるべし。

○人を仁といふは、近き世の俗言のやうなれど、文粹の大江匡衡の文に、臣謬當二其仁一。聊記二盛事一。と見えたり。

○米を八木といふはふるき事也。小右記の寛仁、萬壽のころの所に、八木十石、一八木卅石、など見えたり。

○白川顯廣王記の安元三年四月のところに、諸國の大名不レ應二國役一。とあり。大名といふ名、其頃も有けん。

○今世小き刀にあいくちといふ名あり。貞觀儀式大嘗會の用物の中、小阿爲刀子卅柄といふ事有。此名より出たる成べし。

○金葉集連歌のはし書に、和泉式郎の加茂に、まゐりけるにわらうづにあしをくわれて、紙卷たりける

をみてとあり。

○堀川院百首に、わらべのたはぶれに、ひまはしといふ事をするは、則百首に、

　　みどり子のあそぶすさびにまはす火のむなしき女をばはてと頼まじ

○台記に、久安六年正月十二日、今日今麿參ニ御前一。依レ勅書ニ以呂波一と有。此頃も童にいろはをかゝせし也。今麿は隆長卿のわらは名なり。

○伎といふ字、延喜式に見ゆ。なをさきには承和十一年十一月二日の太政官符に見えて、類聚三代格にのれり。

○中原康富記に、嘉吉二年七月一日、參ニ伏見殿一。又參ニ三條殿一。皆朔日之禮也。と有。

○天武天皇の御代、十四年三月廿七日のみことのりに、諸國毎家作ニ佛舍一。乃置ニ佛像及經一。以禮拜供養。とあり。書紀に見えたり。民の家々まで持佛堂といふ物をかまへて、佛をまつる事はこれよりはじまりけむ。

○土御門内大臣通親公の書たまへる、嚴島御幸の道の記に、御幸かへらせ給ひて後の所にいはく、かくて御やせもたゞならずなど聞えて、くすしども申すゝめて、月きうじなどぞきこえし。とある。帝の御灸治珍らし。

○御曹子は、俗に御部屋といふがごとし。

○老黨、若黨といふ名目は、往昔武士の黨〔割註〕紀清兩黨の類ひ也。〕のものゝふに、然るべきものを老黨といひ、其次を若黨といふは、此餘風なるべし。

○あるかなき世のならはしも忘られておくるゝ身には夢かとぞおもふ○なき人の此頃多き世や更につねとしらでも驚かれぬる○ありとだに人に知られで身の程や晦日にちかき有明の月、右三首、兼好法師の歌のよし、

○膳といふは、料理調菜のそなはりたる惣名也。今俗に膳といふは折敷の事也。
○末摘花は紅花の事也。紅の花はすゑに咲なれば、やがて穗をつむゆゑに斯いふなりとぞ。
○檀紙は陸奥紙といふ。又まゆみの紙ともいふ也。
○軍中にて冑首を取たるを、もぎつけといふ。草子などを枝折にしたる意也といへり。
○瀧口に候する侍を瀧口と云。競瀧口などをいふ是也。院中に候するを下北面と云。東宮に候するを帶刀といふ。帶刀先生とは帶刀の長也。
○古今集の假名序は奏聞の序なるべし。眞名序は奏聞の序にてはあらざるべし。いかんとなれば、花山僧正、在原中將、文琳、野宰相、在納言などあれば也。
○和朝往古儒者、藤原明衡、定親、大江匡房、源順、時忠、爲憲、英明、經信、兼明、則忠、師房、俊房、孝道、賴業。
○四書講は、後小松院の朝、京東福寺不疫陽和倘をはじめとす。
○日本儒道は古來地下になし。永祿中播州藤原惺窩より興起し。林道春是を師とし、武家の儒官となる。
○千金方に、婬事は廿歲の人は四日に交泄し、三十よりは八日に一泄し、四十よりは十六日、五十歲よりは廿日、六十よりは絕婬といふ。
○雲居禪師養生百首の詠、江戶芝壽昌寺にあり、

はや起てこゝろつかはで身をつかへ食を少しく獨寐をせよ

長命は麁食小食無分別道をあるくにゆるり〳〵と

養生は藥によらず世の常の身持心のうちにこそあれ

○醫の法印は准僧正、法眼は准僧都、法橋は准律師、醫は元剃髮し、無レ帶ニ腰刀一。非ニ法體一者。不レ能

レ診ニ至尊之脉一。

○日本人皇四十五代聖武帝、僧行基に詔し、日本國中の田畑上中下と男女の數、并每年出る所の米穀、この員數を勘定せしめらる。日本國繪圖も此時製造すと云。

○古來は武家の所領を幾十丁と云、幾石と號する事は、秀吉公の時宮部善祥坊をして、諸國の釆地田畑の廣狹上下を點檢せしめらる。此時より始る。寺社領等も此時より多く減少すると云。

○釆地永樂錢、東國は一貫文九石、西國は八石、但國の遠近によつて石高違也。領取十貫は百石に當る也。

○米俵、公領と御三家は蜘手貳筋ロ九緘、諸家は蜘手一筋ロ八緘。

○田祿は士の地方取りを云。

○年貢の石高を盛と云。金納を税と云。一石の盛にて四斗取を四ツ物成と云。

○日本里數、古往は六町を一里とす。正親町院天正中、地の三十六禽に配し、三十六丁とすと云。

○武藏野、西は秩父根、東は海北、南は向岡、北は川越、此間を武藏野といふ。十郡に跨る。川三ツあり。玉川、久米川、入間川、此外、年とらず川といふ小川あり。每暮除夜に用水多く汲む故に、水乏しきに依て號す。

○謠曲の山姥は一休和尚の作、同卒都婆小町は高野山寶性院宥快法印の作と云。

○或書に、蝦夷は後花園院の朝嘉吉年中、松前伊豆守信廣攻取て代々所領とす。琉球國は慶長十四年、島津家久欽命を請攻伐すと云。

○賀茂の眞淵が死去は、明和六年十月晦日、行年七十三歳のよし、東武品川東海寺中少林院に石塔あるよし、或人の云へり。

○荷田春滿の碑は、淺草田原町金龍寺にあり。在滿多美子のもとにあり。書は三井親和也。

○悅目抄に云、萬葉集にさうもんと云は、こひの歌也。ばんかとはかなしびの歌也。ひゆと云もんだうといふは、文字にあらはれぬ歌の病也。

○朱肉の法、袋もぐさ二日程にたらし、湯のにがみなき程に、幾度も水をかへ、にだし申候。扨そのもぐさを日に干、水氣なきやうに致し置、白しぼり唐蠟少し入、至極ぬるき火に懸、一日置、さまし候へば、かたまり申候。餘りつよく堅く成候へばあしく、夫へ朱を入能ねり申候。朱は餘慶ほど能候。上へ絹切などかけ候に及不レ申候。琉球朱よく御座候。大傳馬町村田宗清方に御座候。

○先生といふ事、禮記曲禮經に云、先生は德齒あつて、人の師たるを稱していふ。師は猶父兄のごとし。故に先に生るゝといふ義也。師をもつて父兄とし、物習ふ人を子弟とす。依てこれを弟子といふ也。

○世俗未熟の醫をさして藪醫といふ。本源野巫醫にて、藥切に呪ひ加持等を加へて病を療する醫也。麁末の醫にかぎるべからず。

○苗字、延文、應安の頃、室町殿時代より起る。鎌倉時代まではそれ〳〵の住居の所、或は領地の所をさして、秩父、和田、三浦等の在所を云て姓を專とす。太平記の頃よりあらぬ國に住ながら、仁木、細川など云て、名字と云物になれり。

○論語を圓珠經といへるは、五山の僧の云習はしたるにやと思ひしに、曾我物語に見えたれば、博士の家の詞なるべし。圓珠の意は皇侃が義疏の序に見えたり。

○下手人を取ると云ふ事は、律に鬪毆罪せば、多くの相手の內にて、重手おはせる人を下手人と名付て、疵付るもの死すれば、其人を殺す事なるを、誤りて抵死する事にいへる也。

○花押を判といふは、判署といふ事のあるを取ちがへたる也。判といふは日をあけ置て、後に書加ゆるをいふ。署は今の名はん也。

○花押は名を草に書きたる也。花押の上には姓をかく事なるを、今の世にあやまりて名乘を書也。庭訓など見るべし。今の世は官人面々に私印を用ゆ。官印なき故也。古は官印あり。一官府に一ツならではなし。是を月日の所におして、面々は花押也。官の文書は皆物かき役の書事にて、名乘計を面々に草にて、後に書を花押といふ也。

○改易といふは戸籍を改易する也。遷徙罪の事、賊盗律の移郷といふより出たり。

○追放といふは割據の世の事也。

○聟養子をして家を相續するは、頼朝卿より始る。法家のゆるさゞる所也。

○かしらにはおどろの雪をいたゞけどしもと見るにぞ身はひえにける、といふ歌に、笞杖の罪の事をいへり。笞杖は荊楚にてつくるゆゑ、おどろといへるなるべし。

○曾我五郎の元服したる所に、髪とりあげ烏帽子きせと有て、月額の沙汰なし。されども西行法師は、月代の痕といふ事を書たり。中剃の事なるにや。

○軍陣に螺をふくは角也。角は銅角とて銅にても作り、また蠡角とてほらがひを用る也。

○犬追物に前後左右の騎射あり。古は半弓を用ひたる也。賀茂の勅使は履をはきながら馬にのる。古の鐙は唐鐙なるべし。古の鞍、田舍に多し。鞍壺廣く、前輪高く、唐鞍に似たるもの也。茂卿が幼き時、上總の國の民家にて多く見たり。

○白張は服の名也。白丁は人をいふ也。

○わらはべのべかこうといふ事をするを、大鏡にはめかこうと書たり。目をはたけて元興寺をする心なるべし。

○童名に箱王、春王、鬼王などいへる、古は三世王、五世王などの姓を賜るは、多くは元服して賜はれるなるべし。童部の時はいまだ諸王なれば、何王と稱したるが、凡人の家にも移りたるならんと思は

る。
○社をこそとよむ事は、やしろをこそといひたるなるべし。姫古會といふ神もある也。皃をけりとよむも、かもをけりともいふ故也。又杜をもりとよむも、社の字を誤れるなるべし。森の歌は多くしめなはを讀り。
○てにをはといふ事は、歌書の詞にあらず。博士の家より出たる詞也。をこと點といふものは、論語に本づきて作り出せり。論語は王仁の持來りたる故、諸事の元になれり。てにをはと云習はせるはじめ也。
○琵琶のてんじゆをてんじんといふは、いやしき詞也といふ人あり。かへりて誤れる也。轉軫とかく也。
○論議といふは眞言天台のなり。問答といふは禪のなり。謠に論議はふし有て、問答はふしなし。其はじめは論議は儒家の禮也。釋尊の後にある事也。
○讀師のするは今の世の講釋也。講師のするは今の世の論議なり。講釋の事を物よみといひ習はし、法華八講など皆論議をするは、僧家は古禮のこれる也。異國にても宋朝より講の字を誤れり。吾邦の故實は唐朝より傳へたれば、異國に勝たる事も有也。
○かぶとの八幡座は盔旗をさす所也。何者の八幡座とは付たりけん。かゝる口のかしこさ。
○今の俗に用ゆる位牌は儒家の制也。明の會典に雲首の式あり。今の儒者は家禮の法を守る。程朱の法にて、古禮には非ざる也。神主の制なと寒酸に過たるゆゑ、明には用ひざる也。まして世祿の國には用がたく覺ゆる也。
○烏帽子は辨の遺制也。朝鮮より傳たるべし。風折といふ事、朝鮮よりいへる名也。詩經に側辨といへるは、ひらを横にしてかぶりたるをいふ。今の烏帽子をかぶるやう也。

○大將を圍取といふ事は、古は軍團といふ事のありしを誤れるなり。
○けらいは家隷なるべし。
○らうとうは若黨に對せる名なるべし。黨のものゝ内にて、老たるとわかきとわかてるにや。
○水帳といふ物村々に有。御圖帳とかくべし。民部省の圖帳といふ事有。
○過所とは關の切手也。關の切手持たる船を過所船といふより、今は其名ばかり殘れり。
○大峰の後鬼、前鬼は、紀氏の人なるべし。鈴木といへるも紀氏なるべし。鈴はすゞの下道のすゞなるべし。
○田中、大石、田口、三枝、山邊、巨勢、服部、石川、滋野などの類、苗字なれども姓なるべし。内藤、齋藤の類もあるなれば、別に姓を求むるは僻事成べし。
○火の用心とよぶは、ひあやうしといふ事也。本朝文粋に見ゆ。柏子木は火危木也。
○刀劍、按に多知は刀劍の惣稱にして、物を斷切の謂也。劍は都留藝と訓じ、刀を加太那とと訓ず。古事記に都牟刈之太刀とも、亦都流岐能多知とも有は、尖りたる太刀と云事にて、即諸刄の太刀を云也。今も畿内の人は尖る事を、ツンガリしたと云も、東國の俗はチョガツタとも云。其言の本は一也。都牟刈の牟を留に通はし、我里の二言を反せば藝の一言となる也。加多那は片刄無の義にして、諸刄の太刀に對したる訓なり。能登守源順和名抄に云、四聲字苑云、似ㇾ刀而兩刄曰ㇾ劍。似ㇾ劍而一刄曰ㇾ刀とあるを據とはすべき。
○鰐口、佛堂の前に掛る鰐口の事を、古へは金鞁口と云けるにや。京師壬生寺の鰐口の銘に云、

地藏院　奉鑄顯金鞁壹口

正應丁巳五月廿九日　　鑄物師大工大和權守土師宗貞

〇蘆葉達磨、怡顏齋詹々言云、達磨が葦に乘じて渡りしは船の事也。今葦葉に乘し圖を書くは誤也。東坡の赤壁賦にも舟を一葦といへり。中良按に、此說甚當れりと云べし。爰に珍らしき說あり。記華珠に載す。鬼床國有二離地草一。人以藉レ足不レ歩而行。達磨見二梁武一。去來自由。以レ有二此草一也。其葉如レ蘆。故傳二踏レ蘆渡一レ江。是も亦異聞を廣むるに足れり。

〇倭畫師、續日本紀（元正）、靈龜元年五月乙巳、從六位下畫師忍勝、改レ姓爲二倭畫師一。やまと畫師の名、始て此に見ゆ。

〇定家卿は後鳥羽院の叡慮にかなはずとみえたり。されば遠島よりも、遠島歌合の判をも、家隆に仰付られたり。家隆死後まで定家卿は存在にて、實朝の師範となりて、世に用ひらるとみえたり。

〇爪判、戸令云、凡棄レ妻須レ有二七出之狀一。略。皆夫子手書弃レ之。若不レ解レ書。畫レ指爲レ記。東涯本頭書云、古記云。謂夫不レ解レ寫レ書。賃二他人一令レ作二牒狀一。年月日下夫姓名を註付し、食指點署すとあり。これを爪判の始とは云べき。唐山にては手模印とて、休書に五指の頭を印する事、水滸傳、元曲選などに出たり。木煥卿が撈海一得に詳也。

〇月待、日待、待は祭也。津利の反知となるにて明也。子待は子祭、巳待は巳祭、餘は推て知べし。

〇節用集、環翠といふ人の作なる由、白石先生、安澹泊に答られたる書中に見ゆ。〔割註〕中良按に、清原業忠環翠靑翁と號す。嘉吉年間の人也。環翠と云へるは是か。〕軍器考などにも此書を引、貝原翁の著述の書にも引用られたり。予活字の節用集一冊を得たり。慶長二年易林なる者の校正せる本也。近世の節用とは大に異也。

〇略頌、今の世に落首と云は略頌の事なるべし。前太平記に、されば季光、かゝる臆病の名を取たる者ども、四五人も有けるを、略頌に作て陣中に持囃しけるとかや云ふ事も見えたり。

〇搔背把、堅瓠集に、載俚卿云、十指磊磓。〔割註〕音雷堆。〕光鹿禿。有レ時爬レ肥。同二轂轆一。〔割註〕搔

レ背爬名轂轆子。」中良按に、吾邦に所謂痲姑の手なる物なるべし。

○萬多親王、平維章が〔割註〕篠崎金吾東海と號す。」和學辨に、嵯峨天皇の皇子萬多親王に和訓が付られねば、やはり字音にて讀も可レ笑と、東海談にも再載たり。中良按に、此親王の御名を茨田王とも書たるを見れば、萬多は茨田の訓に字を塡たる也。何となれば茨訓牟婆羅也、牟羅の反萬となり、田の訓多也。左すれば萬多は、茨田の訓を音に諧へて書たる事知るべし。國名の針間の播摩と書たるを見ても、辨へらるべき事也。二拾歳より以前に、和漢の書二千卷讀たるを、動もすれば自負する人の、爭で此に意付ざりけむ。

○土人。隨園が子不語云、劉刺史之□孫姓者。掘レ溝得ニ一石門一。開レ之隧道宛然。陳ニ設鷄犬罍尊一。皆瓦以爲レ之云々。亦有下掘中得土人作ニ臥形一者上。中良按に、皇朝の古埴輪をもつて葬を送りたる事、唐土にても共例は有けり。

○蚊蟵畫レ雁、蚊蟵に雁金を染、或は紙にて切て付る事、その由來を知る人無し。按に、物理小識、夏月綠ニ染蝙蝠血一。横縫ニ帳額一。蚊不レ入。と載たるを見れば、崎陽に客寓の淸人、夏の頃此意にて、帳額へ蝙蝠の形を草畫に書て、蚊を避る咒とせし事など有しを、好事の人、此邦の蚊蟵へも畫けるが、轉傳していづれか金雁とは成たるにや。畫筌などの泥畫に、蝙蝠を寫意にて、皆如レ此書たるもあれば也。

○齒黑、兩朝平壤錄載、官家子姪。皆以ニ銹鐵水一浸ニ掊(マヽ)子木一染レ牙。與ニ民家一。以ニ黑白一分レ貴賤一。女子不レ分ニ良賤一。染レ牙始嫁。〔割註〕日本風土記にも此說を載。」海人藻芥云、鳥羽院御代以前は、男は眉をぬき鬢をはさみ、かねを付る事一切無レ之。及ニ末代一每度嬌飾之至也。とあるを見れば、男の銹鐵水を付るは、古き事には非ざりけり。

○下髮、戎菴漫筆、倭國婦人不レ裹レ足。髮長散披在レ後。

○萩焼茶碗、長州侯の領内松本村といふ所にて製す。彼藩中にては松本焼と稱す。陶工三軒あり。坂新兵衞、三輪十藏、林彌四郎といふ。何れも高麗の種子也。朝鮮征伐の時、擒となりて來りし者の末葉也とて、今血脈にて相續せるは坂家計也と、彼國の人に聞けり。

○呉須手、白石先生、安澹泊に答へらるゝ書に、〔割註〕新安手簡に出たり。「茶人、茶碗の下品なるを、ごす手と申す來由を尋候へば、子昂を打返して、手の惡しきと申事と申候。是等も京都將軍の世の俗語と聞え候とあり。

○象眼、相嵌と書ぞ本字なるべき。稗史類編に云、予嘗見二夏雕干戈一。鋼上相嵌以レ金。其細如レ髮。（中略）、相嵌今訛て爲二商嵌一。按に、相商の音より象を轉じ、嵌を眼に訛りたるならん。

○海老鞘巻、海老鞘巻は義家朝臣帶玉へる物の製作を摸したる也とはいへども、其眞物は、何れの寺社、何某の家に有といふ事を詳にせず。軍器考には其名を載せず。白石先生歿後、日下部景衞の輯たる軍器考圖に其形を畫、傍に源義家朝臣鞘巻と書たるのみにて、刀の所在を記さず。彼朝臣の事實の徴とすべき後三年畫詞に、此刀を佩られたる所を畫かず。夫より稍後の物ながら、粟田口法眼が義家朝臣馬上の圖も、黒漆の鞘卷と畫たり。靜角云、此刀の尻に付たる犬招なる者、古き畫にも記録にも見給はず。室町殿頃の書より其名は見ゆ。此をもつて考れば、此鞘卷も其時代に製したる物なるべし。都て古畫に朱漆の短刀を帶たるは少也。皆黒漆也と予の爲に語りぬ。按に、貞幹の好古日録に、いぬまねき猪の目貫なると云たるは好し。

○足利學校、野州足利の學校は、淳和帝の天長九年八月五日、小野篁勅を奉じ、草創ありし學校也。篁の子孫斷て後、文明年中、僧快元儒釋同一の學をもつて、庠序を中興す。夫より以來代々僧侶の住持となる。慶長年間采地を賜ひ。及び活板の字子十萬餘を賜ふ。此聚珍板にて刷印したる書を、世に足利本といふ。寺も山號もなく、只學校とのみ稱す。

○東海道國名驛、武相豆駿遠州際、參尾勢江雍路中、林春齋の作なる由、東見記に載たり。

○舍利、又云佛氏の舍利と稱するもの皆小珠也。按に、儒家の葬禮に含珠あり。僧徒是より思ひつき、潛に死者の口中に小珠を含ましめ、荼毘の後指してもつて舍利となす成べし。

○堺政所は、天正年中十河孫六一存、攝州、泉州兩國の成敗を司りし時より始れり。十河氏は三好筑前守長慶が臣也。享保年中政所の號御廢しなされ、今は堺奉行と云。

○所司は侍所司と云事也。賴朝卿の時、侍所の別當は和田の義盛、侍所司は梶原景時也。其後足利時代、佐々木氏京極高義所司となる。然れども、其身は近江に居城して、多賀豐前守高忠を名代として、京都に置によつて所司代と云。然れば、當時は所司の二字にてすむ事也。京師の人は所司と云て代をば云はず。

○位には敍すといひ、官には任ずと云。敍位任官と覺ゆべし。

○書札に一筆啓上候と書始る事は、寛永年中より始れり。是は女中の一筆〱と書をまねたり。

○物をタメスは試の字也。如レ此ためしあるは例の字也。樣の字は氷の樣也。

○心敬法師が歌をよみて、歌學ありとも歌の下手はあるもの也。歌學せずして上手はなき事也と、烏丸光廣卿の耳底記に見えたり。

○三位以上を姓朝臣と云て、朝臣の二字姓につく。たとへば、右大臣菅原朝臣道眞、四位以下を名朝臣と云。たとへば中納言藤原定家朝臣、當時姓朝臣は公方樣、御三家、加賀侯、小幡侯也。

○刀のやき身をやいばと云は、きといと横に通ずる故也。やえどと云はあし。

○酒をさゝと云は、白氏文集に酒の名を竹葉と云におこり、竹の葉の盃などとうたふ。然れども萬葉集の歌に、

　秋茄子はわさゝのかすにつけまぜてよめにはくれじ棚に置とも

と云歌よりみれば、古きことばと見えたり。わさゝをあさゝとも云。後に略してさゝと云。

○中山道を中仙道と書はあやまり也。是は東海道、北陸道の中間の道と云事にて、殊に上野、信濃、近江等東山道に屬、山をセンと讀は、古來のよみくせ也。須彌山、雪山の山もせんとよむ。

○琉球國は源爲朝わたり給ひて、其子舜天王と號して國王となれり。近代異國より弘簡錄といふ書わたりしを見侍りしに、爲朝といふ人、開基の王となれりと書たり。

○美濃國より西に出る金銀は上方へ納むべし。東に出る金銀をば江戸へ納むべしと、寛永年中の御令に見えたり。

○挾箱は、太閤の草履取布施久内といふ者始て作れり。是より前は竹に挾て持てり。其遺風にて挾箱と云。竹に挾し時は挾竹と云し也。

○武鑑に公人、朝夕人といふ役人あり。足利家の頃よりおこりて、奉行頭人の小間遣となる役人也。朝夕人と讀むのならひなり。

○白書院、黒書院と云は、足利家の日記に見えたれば、代々將軍家の構となるならん。

○嘉祥八朔の古事は、鴨長明が四季物語に見えて、人皇五十四代仁明天皇の時よりはじまれり。國朝佳節錄、日本歲時記等にもあれども、空に覺えざれば、もらし侍るのみ。

○正月元日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日、陽數をもつて尊しとす。七月七日たなばたの祝儀とおもふは誤り也。それ七夕にたなばたを祭る事、甚信用し難き事なれども、和漢ともにながき風俗となれば、今さらやむべき事ならず。然はあれど、其ことわりは知るべき也。紀貫之の歌に、

まことかと見れどもみえぬ七夕は空になき名のたてる成べし

と賦給ひしは、古今のまどひを破るといひつべし。

○藤原正信、正月松かざりの歌に、

今日よりは都のてぶり引かへて千尋のはじめ賤が門松

てぶりとは風俗のこと也。

○布直垂を大紋といふは、各家の紋を大につくる故ならん。素襖と裁縫かはる事なし。胸紐に糸を用ゆると、革を用ゆるとの違ひのみ也。素襖と云は昔は裏をつけしに、今は一重なるゆゑ素襖といふ。いづれも足利時代武家の人々、麁服を隱さん爲めの衣裳也。今は公家の諸大夫のやから、是を着るは誤りならん。大紋も素襖も足利時代の平服也。

○右筆を祐筆と書はあやまりなり。禮記に、左史右史とあるは右筆の事也。大夫坊覺明は木曾義仲の右筆也。武藏坊辨慶は義經の右筆也。邦道は頼朝の右筆也。疋田妙意は尊氏の右筆也。楠正虎は〔割註〕蓬菴と號す。」信長の右筆也。山中正俊は太閤の右筆也。內記は奧右筆、外記は表右筆也。內記の唐名は內史、外記の唐名は外史也。司馬遷は漢武帝の右筆也。故に是を大夫公といふ。それにあらはせし書を史記と名付て、史をフヒと讀、文人といふ事也。

○近江に在藤原氏を近藤、伊勢に在藤原氏を伊藤、尾張に在を尾藤、遠江に在を遠藤、武藏を武藤、佐渡を佐藤、加賀を加藤。むかし北面の士を呼分る稱呼也。駿河に在を須藤、あるひは首藤と書は、能書方に用ひたる者也。然れば、齋藤は藤原氏の齋宮頭に任じたる呼名、釋惠光の閑窓和筆に見えたり。

○兼の字は兩の手に心を持たる義理あり。大學頭兼文章博士を兼帶する事也。然れは世俗の、兼てと書て別方の事と思ふは、あやまりならん。

○使者といふ字は、左傳に見えたり。

○延寳の上皇狂歌を賦給ひし、

　猫の妻もし戀しなば三味線のかわいやそれも色に引れて

○機嫌の二字は法華經にあり。大明神の三字は悲華經に見えたり。

○節用集は林逸といふ人始て作れり。林逸は奈良の饅頭屋鹽瀨氏が姓名也。宋の林和靖が子孫なるゆゑ、林氏鹽瀨と云と、貝原久之進好古が云し也。

○享保十九年四月御令、大坂天王寺伽藍修覆に付、日本國中被ニ仰付一候御帳面高寺數、

天台宗	千八百二十ケ寺
眞言宗	一萬千八十ケ寺
律宗	九千百ケ寺
法相宗	五千三百廿ケ寺
禪宗	一萬七ケ寺
淨土宗	十四萬廿ケ寺
遊行宗	六萬七千六ケ寺
大念佛宗	千五百十ケ寺
日蓮宗	八萬三千廿ケ寺
西本願寺	四萬五千六ケ寺
東本願寺	八萬百廿一ケ寺
高田門跡	七千五百廿ケ寺
佛光寺	七千五百廿ケ寺

寺數都合四十六萬三千四十一ケ寺

右一ケ寺に付一ケ月に鳥目三文づゝ、一ケ年に三十六文づゝ寄進被ニ仰付一候。

一ケ年錢高　惣合十六萬六千六百九十四貫七百六十文

○簾中抄曰、以呂波四十七字は本歌詞也。自レ以迄レ遠十二字、護命僧正作レ之。自レ和迄レ末三十五字。

弘法大師作レ之。蓋本ニ梵字十二摩多三十五體文一。而統ニ四十七字一。其讀也加レ歌矣。云々。〔割註〕色はにほへどちりぬるを、わが世誰ぞ常ならむ。うゐのおく山けふこえて、あさきゆめみしゑひもせず。」

○刀をかたなとよむは、片刃の轉語也と、貝原篤信申置れたれども、馬場信種考に、片薙の下略ならんと、此說よし。草薙は諸刃なれば也。

○白石先生〔割註〕新井筑後守殿也。」軍器考を著して、その圖に一條殿のもみゑぼしといふをかゝれたり。馬尾などにて製せし物と見えたり。古法は布、中頃はあさぎぬを用ゆ。引立ゑぼし、へんぬり、もみゑぼしなど申候此事也。伊勢神宮にてはナヘクタヱボシと號す。神宮の書、古老口實傳に見えたり。

○明月記補〔二十〕、文曆二年五月廿七日文曰。嵯峨中院色紙形。善惠入道。自ニ天智天皇一以來及ニ家隆卿一よし見えたり。是今云百人一首の事なるべし。明月記は定家卿の日記なるが、全篇百人一首の事は見えず。父俊成卿の喪にこもりて、嵯峨小倉の山莊にてえらばれしといふ說、證據なし。さしもの契沖も、明月記にうとかりしや。此考、遺書に見えず。

○粥を目出度事に用ゆるは、粥祝通音ゆゑ也。

○烟管をらうといふ事、天竺の境に羅宇國といふあり。その所の竹、烟管に用ひてよし。ゆゑにらうといふよし。

○酒をくこんと申事、女の詞のみと心得たるはあし。古野殿雜事にも軍立の九獻とあり。左傳僖公二十二年に云、楚子入ニ享于鄭一九獻。註云。用ニ上公之禮一。九獻酒而禮畢と云々。然らば女の詞のみにあるべからず。

○故實の字の事、正字固實也。史記魯世家註。徐廣曰。固一作故。韋昭曰。故實故事之是者云々。

○冠服を着する事は參內に限る也。院參にも狩衣なり。諸社の神主禰宜冠服を着して神前へ出る事は、

其奉仕する社へ、天子より御名代に拜なさしめん爲に、冠服をゆるされたる物也。然れば神前へ着するか。祭禮に着するは難なかるべし。近年神主社家等、町人百姓等に對し、冠を着し尊られたく、國守へ年禮などに冠服を着するは僻事也。狩衣に烏帽子たるべし。

○襪の事、束帶の時ははき、衣冠の時ははかず。是は應仁亂の時よりの例とか。今の足袋元來襪也。今堂上に用ゆる襪の製、大指のわりめなし。夫にては用方あしきゆゑ、武家にて大指のわりめをこしらへ、足袋と名付け、今に用ふ。元は襪也。襪にては常の草履はけず。むかふはなを二ツ兩方に付たる草履をはく也。足袋とは餘程製かわる也。

○婚禮に女蝶男蝶を用る事、小笠原流にて別して大事とす。元は蝶鳥也。蝶はかひこの蝶也。かひこは子孫を生付て絕ざるの義を取り、鳥は尾長鳥にて本名山鵲、忠の鳥也と云ふ事、禽經に見えたり。故に此二種を用ける。堂上方かりそめの扇のもやうかなめ等にも、今に蝶鳥を用らるゝ事也。御膳方より調進する蝶鳥、今も其通也。其蝶鳥を取ちがへて、今女蝶、男蝶を目出度に用ふ。常の蝶に何のめでたき事のあるや。朝に生じて夕に死し、甚不目出度もの也。其わけも知らずして、是を用ひてめでたしとするは、一向夢中の沙汰とやいはんかし。

○侍烏帽子の事、古は末冠と云物也。日本書紀などに圭冠とある是也。冠の類にて、古は上下通じて着たる也。今のやうに額をあらはして着したる物にあらず。冠のやうに着たる事也。中古以後無官のみ着する物となりて、後へたらし着する事を伊達風として、額をあらはにす。鎌倉繁昌の後、田舍武士の風、都にうつりて、今かゝる姿も起れり。京都室町烏帽子折の看板に、圭と書てあるも、圭冠の圭の字の略なるべし。烏帽子の始りは此圭冠にて、上をすべくゝりて着せし物ゆゑ、はしはしばるの心にて、はしはと訓ずる成べし。

○太刀に柄輕の太刀と云あり。柄頭を鳥にして棄の鍔を掛たるを云。鳥は鳳凰也。鳳の柄より出る體

也。行幸などの供奉に古來用ひて、天子の御德を鳳にたとへたり。棄の字、和名抄にほのすと訓ず。鳳の栖と云義也。祇園其外氏神の神輿神器に棄を付るも、太刀鍔にて武器なるゆゑ也。祇園にては棄をはなすといひ傳ふ。ほのすの誤り也。俗說辨と云物には、棄信長の紋にして、信長樣々の神器を寄附せられしゆゑ、祇園に是を付るといふは、本を知らざる略說也。

○小サ刀に犬まねきといふて、小尻にくはんを打て、六七寸ある紐を付、下緒のやうに結んで置也。義貞の小サ刀犬まねきありたる圖、本朝軍器考に見えたり。至て貴むべき所へは是を付るといふ。犬まねき付る時は、下緒は付ざるが故實也。

○紙捻水引の事、紙捻の始は古昔無₂懸緒₁。直以ㇾ纓結₂巾子₁。而差ㇾ簪故也。本儀紙縒謂₂懸緒₁。束帶之時公卿殿上人。押並用₂紙縒₁。又用₂紛紫組懸₁。衣冠已下時也。懸緒紙捻也。束帶衣冠直衣狩衣已下皆用と、然るを〔割註〕以₂紫糸₁組ㇾ之。」承元二年四月、後鳥羽院蹴鞠御時、始て定め給ふ。然る故飛鳥井家の執奏勅許也。元來蹴鞠烏帽子の組懸也。免許たる人は衣冠直衣の時の冠にも用給ふ。雖ㇾ然束帶の時は必皆用₂紙捻₁。又地下は一向非₂免限₁。於₂武家₁侍從拜任後。申受被ㇾ用由也。

○國、くにとは吾國ひらけはじまりて、國常立、國狹槌等の名の古語也。漢字の郡の音の轉じたるてふ說はあしゝ。加茂翁の國土考に、國と云ことばはかぎりの意、垣はかぎる意なるを、方言にくねといふ。くね、くに音近く通用といへり。

○郡は韓地の方言よりいでしなるべし。今も朝鮮の俗、郡をも懸をも、並にコホルといへるとぞ。縣てふ名は古くあれど、郡の名は中世にいづ。

○鄕里、〔割註〕サは狹也、トは處也。」令曰、凡五十戶爲ㇾ里。又唐令に、五里爲ㇾ鄕の制あれど、本朝には鄕の義、詳なる事見えざるよし也。いにしへ鄕里の字通じてサトとよむ。和銅の錄に、諸國郡鄕と記され、延喜武には諸國部內郡里と見えたり。一曰、鄕には寬狹の同じからぬありと見えて、凡戶居₂狹

鄕一。有レ樂（マヽ）ニ遷ニ就寛一を、處置すべき法なりといへり。

○村、ムラ聚也。むらがりあつまるの義。又邑の字、讀てムラと云に同じ。日神天邑君を定め、成務紀に國郡邑里を定むなど有。景行紀、村の字讀てフレといふは、ムラてふ語の轉ともいへり。

○保庄、按孝德紀、三年四月造ニ戸籍一。（中略）、凡戸は皆五家相保。一人爲レ長云々。元明紀和銅四年。凡私鑄レ錢者斬。（中略）、五伴知而不レ告者與同罪云々。〔割註〕拾芥抄、七十二坊三百保と云是也。」東鑑、承久兵亂後。諸國郡鄕庄保。新補ニ地頭一所務と見え、丹後國志樂の莊、伊禰の保といひ、信州長倉保とも見えたり。〔割註〕驛傳長倉條に見たり。上古世宗相保より出て、此時、保の義已に異也と見ゆ。未レ詳。」武家の代に成て一轉して定る所か。〔割註〕貞永式目にも郡鄕庄保云々。いにしへの郡鄕村里も、今郡村にて事たり。鎌倉時代の名主庄屋も、今庄屋大庄屋の名にとゞまりぬ。」或人云、後朱雀帝時、庄園廢停の宣下ありしに行れずなりぬ。又唐武德の制、四隣爲レ保。〔割註〕保正の名あり。」一宋神宗。十家爲レ保。五十家爲ニ部保一。これらの義にて、直に庄を謂て保とせし事も見ゆとぞ。凡庄といふは中代に出て、官家の私田を云ふ。上代にはあらず。

○朝野群載云、延長三年十二月十四日、太政官符曰、五畿七道諸國司。應三早速勘ニ進風土記一云々。

○日本紀纂疏に云、上古無ニ文字一。結レ繩刻レ木。且爲ニ之約一。我應神の時東漸す。朝野群載、大江匡房筥崎記云、應神天皇神靈也。我朝書ニ文字一創ニ於此朝一。宋史云、應神天皇甲辰歲。始於ニ百濟一得ニ中國文字一。日本紀、天武帝十一年丙午。命ニ境部連石積等一。更肇俾レ造ニ新字一部四十四卷一。

○無住法師が沙石集に、聖德太子の御ことばに、謀計雖レ爲ニ眼前之利潤一。終當ニ佛神之罰一。正直雖レ非ニ一旦之依怙一。必蒙ニ日月之哀一。と記するを見れば、三社の託宣は厩戸の皇子、擬ニ神託一妄作せられし事を知ぬ。信ずるにたらざると也。正應年中に此文字、大和國東南院の池にうかぶと云。

○緣起の字は、法華經方便品云。佛種從レ緣起。楞伽經云。佛說ニ緣起一。

○文保記託宣云。二所太神宮者。元々本々以二清淨一爲レ先。屛二佛法息一。以二正直一爲レ宗。再二拜神祇一故禁二經教一。忌二僧尼一。誡二妖言一。退二巫覡一。皆神明之遺勅。二宮之規範也。

○信州芋井鄉善光寺、天智天皇三年甲子草創とかや。本堂。〔割註〕向南、南北二十九間二尺餘、東西十七間、高九丈八尺云。」四號。〔割註〕定額山善光寺、南命山無量寺、不捨山淨土寺、北空山雲上寺。」今天台大勸進淨土本願寺共四十八坊。〔割註〕淸僧三十一坊、妻帶十五坊。」領千石。

○馬城は馬飼也。かひの約はきなり。

○或云、成務紀、國郡立レ長。縣邑置レ首といひ、又隔二山河一而分二國縣一。隨二阡陌一定二邑里一。其文の如ば郡と縣をわかちしるされしかど、其代にかゝる文字あるにあらず。國史撰述の時によりてしるされし所、郡縣其名同じからねど、其實異なるにあらず。

○鎭座傳記、不レ觸二諸惡事一。不レ言二佛法言一。屛二佛法息一。寶基本記。不レ預二穢惡一。不レ失二其正一。目不レ見二不淨一。鎭座本記云。不レ觸二諸穢惡事一。不レ行二佛法一。神祇本源。神人守二混沌之始一。屛二佛法之息一。神祇令義解。謂二穢惡一者。不淨之物。鬼神所レ惡也。禁祕抄。不レ預二穢惡一。穢は總惡二佛事一。

○神代卷云。天照大神。乃賜二天津彥々火瓊々杵尊。八坂瓊曲玉。八咫鏡。草薙劍三種寶物一。八坂瓊曲玉は神璽なり。事文類聚に、璽王者印也。瑯琊代醉編に、天子獨以レ印稱レ璽。又獨以レ玉。とある時は、神璽は神印なるべし。

○東海一漚集、日本史、釋圓月作、建武年中人。

○野馬臺詩、梁寶誌和尙讖文也。

○續日本後紀、承和六年出羽國よりまうす。九月廿九日、田川郡の西濱達府の程五十四里、もとより名なし。去十三日より雷雨甚しく、十餘日を經て晴天を見る。時に落たる石少からず。鏃に似、鋒に似、或は白く、或は赤しとあり。三代實錄、仁和元年六月廿一日、出羽國秋田城中、及飽海郡神宮の

西濱に、石鏃をふらすとあり。
○古老口實傳云、不ㇾ食ニ四足ー。壽永一稱（マヽ）宣彥章。以ニ堅魚ー稱ㇾ鹿。食用之間。即有ニ靈夢告ー。五月廿一日卒去。
○同書云、食ニ豬鹿ー人。忌ニ百日ー。同火人廿一日。相火三日。獸を食て忌、古語拾遺にも見る。
○宮廻の說、法華經從地涌出品。禮ㇾ佛三匝。これより出たり。
○拍手は上古我朝貴人を拜するの禮也。日本紀に、持統天皇四年正月即位の時、公卿百官つらなり拜みたてまつり拍手と有。
○圓覺經に、衆生國土。同一法性。地獄天宮。皆爲ニ淨土ー。有情非情。齊成ニ佛道ー。
○涅槃經に、一佛成道。觀見法界。草木國土。悉皆成佛。
○山海經に、陰山有ㇾ獸。其狀如ㇾ狸。名曰ニ天狗ー。韓文に、天狗形如ㇾ犬。奔有ㇾ聲。
○職原抄大全に、木工寮は大工之所ㇾ作。皆掌ㇾ之。古飛驒國多ニ大工ー。参ニ京都ー。木工頭奉行。曰云ニ飛驒工ー。異稱日本傳。飛驒國多ニ匠氏ー。巧造ニ宮殿寺院ー。迄ㇾ今稱ニ飛驒工ー。
○神道直指抄云、八耳は耳のはやきをほむることば也。日本紀、稻田宮主簀狹之八箇耳(はつみみ)。
○新撰姓氏錄云、柿本朝臣は大春日朝臣同祖、天足彥國押人命後也。敏達天皇の御世、依ニ家門有ニ柿樹ー。爲ニ柿本臣氏ー。人丸勘文云。人丸は石見國の人也。續本朝文粹、藤原敦光が人丸畫像贊云。大夫(まちきみ)姓柿本名人麿呂。蓋上世歌人也。仕ニ持統文武之聖朝ー。遇ニ新田高市之王子ー。吉野山之春風從ニ仙駕ー。而戲ニ明石浦之秋霧ー。思ニ扁舟ー而濳ㇾ詞。三國傳記云、人麿墓、播磨に有。一書云、明石浦人丸の廟あり。名所方角抄云、播磨國大倉谷より西に人丸墓あり。後人詠によつて築るか。無名抄云、人丸の墓は泊瀨に參る道也。人丸のはかといひて尋るにしれる人なし。かのところ歌墳といふ。人丸勘文云、人丸墓は大和國添上郡春道之森の中にあり。大和幽考に、柿本村といふ所に人丸の墓あり。南都記に、櫟本と

いふ里に治道宮といふ神社あり。此宮の西のほとりに人麿墓あり。其邊に柿本寺と云寺あり。奈良より一里半南、初瀬に參る道也と云。清輔家集に、大和國石上といふ所に、柿本寺といふ所の前に、人丸が墓ありと云をきゝて、そとばを立、柿本人まろとしるしつけて、かたはらに此歌をかきつけゝる。

よをへてもあふべかりける契りこそ苔の下にもくちせざりけれ

其後、村のものどもあまた、あやしき夢をなん見たりける。歌林雜話云、因幡國にも人丸の社あり。一書には下野國宇津宮大明神は人丸祭れり。日本地志略云、石見國高角峰は柿本人丸所レ死也。萬葉集抄云、石見國石川有二人丸墓一。一書石見國下大山里と有。清岩茶話(マヽ)云、人丸が忌日は三月十八日也。人麿卒去の歳四十二、然るを今畫圖に白髮にかけるは大に非也。和歌祕講抄に見ゆ。和漢合運云、神龜元年三月十八日、人丸卒。人丸家集云、石見にて身まかりける時、

石見がたたかつの松の木の間よりうき世の月を見はてぬる哉

萬葉集云、有二石見國一時。將レ死自傷作歌一首。

柿本人麿

かもやまのいはねしまけゐ我をかもしらずといもがまちつゝあらん

同集云、人麿が妻依羅娘子(よさみのをとめ)二首、

けふ〳〵とわがまつきみはいしかはのかひにまじりてありといはずやも

たゞにあはゞあひもかねてんいしかはにくもたちわたれみつゝしのばん

○羅山文集、人丸石見國にある時、病て死せんとし、みづからいたみて歌をつくる。

○宇摩志摩治命、武士のはじめにして、武士をもの〻ふと訓ずる起也。舊事記に委し。

○草木子に、畫形の佛像目を鑠し光を放つは、曾青を壁魚に和し色を設れば、日に近づきて光あり。

○同書云、龜尿可下以和レ墨寫レ字入上石。

○本朝食鑑、龜尿乗之法、置ニ漆盆上一。明鏡照レ之出。〔割註〕一說に、蒼耳子油を以て墨をする。文字を書ば石中に入て長くおちずと云。又說には、其香を油を入、石に書ばおちずとも云。〕

○文獻通考に、倭國其樂有ニ五絃琴笛一。

○白石先生國朝舊章錄に云、寶永五年錢子十當大錢を鑄ける。表に寶永通寶、背文に永久世用、又輪郭に珍の一字を鑄る。古文字は小田原侯の臣にて、林祭酒が門人樋口彌門が書し也。謝禮として錢座より黄金一枚を出す。是は寛文年中新錢の背文に、文の一字を弘文院春齋の門人辻春達が書し時の例也。

○書を板行にする事は、五代の馮道に始る。後唐の明宗廣興三年二月、年末初令下國子監校ニ定九經一雕印賣上之。二十二年後。周廣順三年六月。板成獻レ之。吾國は土御門院元久年より始ると、始めは活板也。直江山城守兼續、左傳を活板に搨せし由也。惺窩先生の門人中川宗件、始て四書の文之點を一枚の板に彫せたりと、東海先生の話也。

○觀應元年三月、獨清軒法印玄惠歿。此人始講ニ程朱新釋一。古來用ニ漢唐註釋一。唯讀ニ史記漢書一。玄惠始讀ニ資治通鑑一。北畠親房傳ニ受之一。續本朝通鑑に見ゆ。また應永十年、僧岐陽自レ明歸朝。詩經四書集註を取來と云。

○祖從先生、傔をわかとうの事に用られたり。唐封常清傳、傔人註曰從也。今の承差也。とあるによられたるにや。職原鈔に、鎭守府將軍陸奥守按察使などの被官に、傔仗二人、或は按察使には四人を賜ふ。將軍判授の官にて、家臣の中にて任ずる也。義家朝臣に傔仗助兼といふ臣あり。されば傔は規模の任也。北畠准后の判授官といひしは、晉書に、祖逖南渡。安東板爲ニ徐州一。通鑑註曰。未レ得ニ朝命一。將軍以レ板授レ之也。板木簡也。判と板と音を通ずる也。

○今やく符よけの守りとて、聻の字を門戶にはるは、漢舊儀曰、儺立ニ滄耳一。註卽聻也。又通典に、司刀鬼名聻。一名滄耳。五音集韻、聻、子役の切音積。人死作レ鬼。鬼死作レ聻。篆書書レ此貼レ門。則離ニ鬼県千里一。又酉陽、代醉などに委し。

○齊東野人の語も、格物の一助となる事多し。三越奥羽北邊の國にて、田產を數るにいくかりと云。富民の產を云に、幾千苅何萬かりと稱す。其高は知たるものなし。先年越後小部の老農の一奴に問ふ。曰、田四百坪を一反と云。是を百かりとして、男一人にて五百かりあてに作らしむ。〔割註〕田五反なり。」百かりより穀二三石を得〔割註〕上下田にて不同なり。」と、是にて幾かりといふ事知れたり。

○赤城翁の鈐錄に曰、古制知行割百貫十貫といふ。今に奥州などには此稱殘りたり。田一坪に苗一千把植て、百坪に百把植るを百目と云。千坪を一貫目といふ。大抵十貫は百石、百貫は千石に當る。上中下田によりて一定せず。又曰、知行百石は籾百石也。米四十石又は三十五石あるによりて、四ツ物成と三ツ五分などと成也。

○家相續して陸奥守になり、はじめてみちの國に下り侍りける時、道のかたはらに天正の頃ほひ、高祖父政宗卿と佐竹義重、蘆名義廣との戰場あり。爰に窪田川といへりける細き流の河岸に、高祖父にしたがひて共戰ひに打死せし、伊藤肥前重信が塚あり。此所に立寄りて、所のものして委しくたづね侍りけるついでに、

身を捨てつかへし道のまことをもこゝに殘せる跡の哀れさ

○六家集、月淸集、〔割註〕三冊、後京極。」長秋詠藻、〔割註〕三冊、俊成。」玉吟集、〔割註〕三冊、家隆。」壬二集とも云、拾遺愚草、〔割註〕三冊、定家。」拾玉集、〔割註〕五冊、慈圓。」山家集、〔割註〕三冊、西行。」

○木樓子、すゝ玉。

○自火不レ出祕法、正月初の辰の日辰の刻、淨水を持屋上に登り、辰の方にそゝぐ。右戶田釆女正殿、增上寺大僧正へ御物語也。是神道の極祕也。

○極月廿四日、終日家內眷屬かたく禁酒、たとひ珍客といふとも不レ出レ之。火難を除く法也。

卯花園漫錄　卷之二

○いなおほせ鳥、鶺鴒といふ說にしたがふべし。或說に鶺鴒は、にはたゝきと云。いなおほせ鳥にはあらず。其證には順和名抄にも、崔禹錫食經を引て、鶺鴒積靈二音。字或作鶺鴒。和名爾波久奈布里。日本紀私記曰。止豆木乎之閉止里。貌似燕鳥。而高飛作聲者也。とありて、いなおほせ鳥は別に一條あげて、稻負鳥、萬葉集之稻負鳥、〔割註〕其讀以奈於保世度里。」とあり。然れば鶺鴒と稻負鳥は別なる事明らかなりと云へり。此論あるまじき事にあらず。然れども稻負鳥別にありとて、其鳥見しりたるといひ傳ふる事もいまだ聞ず。日本書紀、萬葉集等にも見えず。唯和名抄に萬葉集に云と書るは、新撰萬葉集なるべし。傳寫あやまりて新撰の二字を漏脫せる歟。和名抄にはにはたゝきといふ名もみえず。されど奧儀抄に引る歌に、

　　さよふけていなおほせ鳥鳴きけるに君がたゝくとおもひける哉

と有も、庭たゝきの一名いなおほせどり、故に君がたゝくとおもひける哉とはよめると見えたる上、世人鶺鴒をにはたゝきといふに疑ふ事もなく、亦いなおほせ鳥を鶺鴒と云にあやしむ人もなければ、しばらく世に傳ふる說を證とするに害有べからず。然れども猶古記の證明あらば、それにしたがふべし。其異說に稻負鳥は馬なりと云へり。鳥とあるを馬といはば、鳥獸の名分みだれぬ。かの喚子鳥を猿なりと云說に類すれば、是は同日の論にあらず。いかさま順は鶺鴒とは別なりと、心得られたると見えたれば、或人の一說、强て難ずべき事にはあらず。

○をがたまの木、古今和歌集の祕傳のごとく云へり。祕傳とする事、古記にいへること見えず。信用するにたらず。東野州など傳來の書を見るに、かけまくもかしこき神寶三種の一つと比したる說有。いと

かたはらいたき事なり。且又おかの二言を御賀と書て、文字の音訓をも混雜したる說もあまたあり。岡皆取るにたらざれば、其說をあらはすにも及ばず。御の字はおのかなにて、をのかなにはあらず。岡のかなはをかなり、おかにはあらず。をか玉の木を物名によめるにも、沫をか玉の消とよめるにても、かなの可否を知るべし。岡玉の木は、ならの木なり。一名くぬぎともいふ。此木の子靑玉を盛たるごとくなれば、をか玉の木とみゆ。海の珠玉にあらぬ義に、岡玉の木と名付たるものなり。定家卿の說に、鳥紫なりと有も同じ事成べし。

○後撰集左注之事、古今集と同じく後人のしわざなり。古今も後撰も左注は同人の所爲なるべし。後撰貫之歌に、

春ごとに咲まさるべきはなゝれば今年をもまたあかずとぞ見る

此歌の左注に、はじめて宰相になりて侍りける年になんとあり。又今世に板行せる貫之家集には、藤原のかねすけの中將、さいさうになりてよろこびに到りたるに、はじめてさいたる紅梅を折て、ことしなむさきはじめたるといひいだしたるに、春ごとにと有。此貫之家集眞文ならば、後撰集の撰者、此家集の文を用ひて、此歌の前書もせしなるべきなり。今世に傳ふる板行の貫之家集は、後人あつめて、眞記ならねば、證明となりがたし。後撰集の前書には、兼輔朝臣のねやのまへに、紅梅を植て侍けるを、三とせばかりの後、花咲などしけるを、女ども、その枝を折て、みすの内より是はいかゞといひ出して侍ればと有て、春ごとに云々と歌をかけり。かの家集の文とたがへるは何事ぞや。撰者貫之家集を見ずしては、前書すべきにあらず、うたがふらくは今有家集は、前書と左注の文を合せて、僞作したるなるべし。

○石同、五帝本記云、夔曰、於レ予擊レ石拊レ石。百獸率舞。正義曰。於音烏。孔安國云。石磬音之淸者。拊亦擊なり。擧淸者和。則其餘皆從矣。樂成百獸使ニ相率向レ舞。則神人和可レ知なり。

○夫鎧にあげまきを付る事は、式正の鎧は其胴堅く綴堅めずして、胸板も押付もあかきあり。殊に背には箇所横さまに透間を設く。是屈伸自由のためなり。其透間を塞がん爲に、逆板を上よりたれ覆なり。其逆板の裏より胴へかけて、毛引二綴でつなぎ置なり。逆板を下へうつむけ覆へば、彼毛引たるむなり。たるむゆゑ逆板かたりと動きあをるなり。されば戰動く時、逆板のはねあがらぬ爲に、逆板に座金物を打て、其環に總角を付て、逆板の鞕にしたる者なり。其鞕にする故に、總角は太き組糸にて、綱をも太く長くするなり。さて鎧の兩袖前へ出れば妨になる故、袖の水呑の緒を、總角の四方へ締めつなぎ留置なり。總角の上の締は、逆板の環に貫計なり。兩傍の締は、兩袖の水呑の緒を結付べき料なり。如レ此三つの締、必用の物なるゆへ、總角結を用たるなり。されば總角を付たる事は、何を表す彼を象るなど云事を、探り求るに及ざる事なり。總角に緋の色を用る事は、緋は火の色なり。又明の象にて、其光彩花やかなるをもつて、飾りとするなりと、伊勢貞丈の說に見ゆ。

○右近の馬場のひをりの日の事、五月六日をいふよし、此日禁庭右近の馬場の眞手番なり。眞手番は騎射の事なり。六日をひをりの日といふは、近衞の隨身、射に忌する所の褐の尻を引折りて着る。依て六日の騎射をひをりといふ。引折の略なるよし、或人の語られし。

○そうづの事、むかし玄賓僧都の草人形を作り給ひて、秋の頃田の中に置て、穗をついばむ鳥を防がしめ給ふより、此名ありけるよし世にはいふなれば、或書にそうづは案山子鳥威しにあらず。田に水を添る具、もとそうづは添水のあやまてるなり。板もて拵へたるものなり。

○神無月の說、或書に十月は極陰の月なり。陰は則鬼なり。陽は則神なり。依て陽無月といふをなん神無月といふと、又或人の說に、十は極數にして上なし。故に上無月なりといへり。十二律の名目を考るに、十の調子を上無と稱せり。神無月の稱、慥に此數より出たるならんと語られし。

○はし鷹といふ事は、歌なんどにもよめるなり。箸鷹は鷹の惣名なるよし、鷹を鳥屋に籠るにもまた出

すにも、聖蹟會に用ひし麻殼の箸を小炬として、其明りをもて出し入れをするなり。こは鷹匠の故實のよし、是に依て、すべて鷹を箸鷹といふと或書に見ゆ。

○御方違の事、公方堂上の人の他行し給ふには、其日に依て方角の善惡を致す事を甚をごそかにす。然はあれど、行べき所の方角あしければ、先善方へ出で、それより用所へ赴き給ふ。これをや御方違といふなり。日々ある事なる故に常語となりて、御他出をすべて方たがへといふ。

○竹の都といふ事、伊勢齋宮の御事なり。此神宮はじめ同國多氣郡にあり。齋宮のいませる所なれば都といふなり。後、竹の字に改めし由、また竹の宮ともいふ。或書に見ゆ。色々の説いとよろし。

○名越の祓、夏越、追儺、いづれも六月祓の事なり。この祓する事は、四時の移り行相尅をいふなる時は、秋は金、冬は水にて、金生レ水なり。冬の水に春は木にして水生レ木なり。春の木に夏は火にて木生レ火と皆相生ず。さはあんなれど、夏の火に秋の金は、火尅金にして相生せず。故に夏秋のさかひに至りて天地相和せず。暴雨颶雨起りて五穀成熟せず。依て神祓してよく相和せしめて、夏を越るを夏越と云なり。また陰陽和合せざる故に、惡風行れて人民病惱す。依て其厄氣を追儺むる祓なり。

○農民を百姓といふ。農民には公家の姓も武士の姓も、さま〴〵の氏姓交りあるなれば百姓といふ。

○陣の座といふは、禁裏東の建春門は左衞門の陣、西の宜秋門は右衞門の陣と云なり。御即位或は節會等の御儀式に席を構て、其日の事をつかさどり給ふ。大臣の居所を陣の座といふ。

○ある書に、畑畠の二字、ともに俗字なるよし、村上天皇の頃ほひより、この兩字を用ゆ。正字闕なり。和爾雅に、本朝の俗謂二水田一爲レ田。稱二陸田一謂レ畑。と記せりと見えたり。

○直宿ものゝ袋、直宿といふは、主君或は尊君の寢所を守る夜詰の役なり。袋といふは、今の世俗に云夜具なんどつゝむ、ばん風呂しきと云ものならん。

○職原抄に外衞といふは、六衞府の中左右の衞門督、左右の衞門佐、この四官は禁中の外門を衞護する

役なるに依て、外衞と名づくと見ゆ。

○筺といふもの、或書に角ある形の籠なり。纈の形見といふも、此筺よりおこれりといふ事證ある事なりと、日本紀に、應神天皇五世の孫男大迹、人皇廿七代繼體天皇と申これなり。俄に御位に即玉ひ、越前の國安治麻野と云所より、大和國玉穗の宮へ移り給ふ時、其跡に花筺を殘しあたへ玉ふより、纈しき人の留置ものを、筺と名づけるよし見えたり。

○衞士の燒く火、禁庭の四衞府は、禁門を守る奉行なり。上古は是を衞士府といふ。今は衞門府と云ふ。衞門督、同佐、兵衞督、同佐などの居する役所なれば、衞門府といふなり。禁門の衞護たるに依て、節會等の終夜篝を燒せて警固せらる。是を衞士の燒く火と云なり。火燒くはいたく下役の者なり。

○御茶壺の尊重事、御茶は公方家より天子へ獻ぜらる、天子よりは天帝へ供し給ふ。依レ之御茶壺のおもき事知るべし。又茶湯は太極祭なり。〔割註〕鎌倉の代。」大覺禪師の發起なり。

○撫州網干、〔割註〕盤桂禪師麥春唄。」

「生れ來りしいにしへ問へば、何もおもはぬ此心、來るごとくに心をもてば、直に此身は生佛、不生不滅のこの心なれば、地水火風も假の宿、假の火宅に心を留て、我が燃して身を焦す、穢土も淨土も唯今計、心とめなよよりたゞうたへ、心とめずば憂世もあたし、何も無てぞ生如來、戀し床しも唯今計、逢ぬむかしのあるゆゑに、昔おもへば夕べの夢よ。兎角おもへば皆噓じや。夢とおもへば憂世の中に、憂もつらきも無ものを、惡を嫌ふて善じやとおもふ。嫌ふ心の惡じやもの、金も持たりや貧者が賤し。もたぬ昔を忘れたり。をしやほしやとおもはぬゆゑに、今は世界が我物じや。奇妙不思議はひとつも無いが、知らにや世界が皆不思議、有爲の轉變見ならはしては、それに迷ふはおのれが損よ。無爲の心は元來不生、有爲の無きゆゑ迷ひもないよ。迷ひ悟りの元無ものを、我

と我手に仕拵へ、吾と作れる心の鬼に、責られて苦しむ身の科を、嬉しめでたや老せぬ宿に、尋ねあふたり我ひとり、年はよるとも心はよらじ。毎も替らぬ此心。

○出羽國庄内飽海の大物忌の大神の社の境内に、一年一度づゝ神軍といふ事あり。一時二時の間風雨雷電烈しく、荒たる跡を見れば、石にて作りたるやうなる矢の根、爰彼處に落てあり。土民拾取、守と爲す。又佐渡國鹿伏明神といふ社には、毎年二月九日、極りて大風雨ありてあるゝなり。是をも所にては神軍と號け、此にも矢の根を拾ふ。又陸奥國鳥の海と云所に、毎年大寒の節神軍ありて、風烈しく雷電夥しく、其中に矢根交り降るなり。其外能州、常州鹿島にも時々此事あり。いにしへよりある事にや。續日本紀にも、出羽の國儞(マヽ)此郡西濱といふ所にも、此事ありと載たり。則見たる人の云けるは二種なり。其一つは形、柳葉の矢の根のごとく、長さ六七分計、色白く透通りたる石なり。又一種は鏑矢のごとく、是も六七分にて、其色柹色にして、すこしうるみて見ゆ。いづれも人作にあらず。造化の爲せる處なり。西國にも稀に有レ之よしなり。西國にては、此矢の根を雷の爪と云。所に因て天狗の爪とも云よし、深山などにて稀に拾ふ事あり。天狗の爪と云は、矢の根とは異にして、其形小きは一二寸、大なるは三四寸、本厚く、末の方は尖り、兩稜は刄のごとく、極て硬く重し。色白く、末の方は靑黑し。光澤あり。鵄の嘴に似て斑なるあり。是は表の方平にして裏は甲高く、本の止りは小口陶器の蔕を掛殘したるやうにて、松茸の根の色に似たり。此もの、雷の落たる邊の地を掘て得たるものなりと、陳藏器の本草拾遺に載たる霹靂碪の中に、剉刀と云ものに似たり。また阿波國津田山、雷落たる跡にて、種々の異物を得たり。一種は長さ三四寸、其形三味線の撥に似たり。色は印部の陶器などのごとく、紫黑にして石よりも硬し。是も本草に云へる霹靂斧なるべし。又一種は徑り二寸計、形は禪僧の掛羅にかくる環のごとく、其色く微しく靑みあり。是は雷書に云雷環なり。又一種は長さ四五寸、形牛の角のごとく、紫色にして末尖り、其色薄靑く、本は右に云天狗の爪のごとく、至て硬き

物なり。大坂の人の云けるは、先年安治川へ雷の夥しく落たる事あり。其跡の泥土の上より得たるとて、一塊拳の大さにて、乾たる漆のごとく、石に似て石に非ず。是は雷公墨と云もの成べし。本草綱目に、李時珍、粗其事を辨ずといへども、未だ其理を盡さず。按るに、地氣升りて雲と成時は、質變じて氣と成、天氣降りて雨と成る時は、象化して形と成。此を以て地氣升る時は、濕土金石の氣に誘れ、昇て雲となりたるが、天の氣降る時は、其氣、雷火に誘れて、造化の磁物鑄物と成たる物ならん。石に云雷鑽、或は神軍の矢根と云へる物も、皆此類なるべし。

○狐は性陰にして、牡狐とても多くは女に化て、男子と通ずと云。狐と通ずる時は、其人則死すと云へり。若其人不レ死ば則狐死すと云へり。又狐に迷はされたるか。病か狐の所爲か。疑はしく難レ分には櫧の葉を煎じ飲すべし。狐妖なれば是を怖れて服せず。又實の病なれば、臭氣を嫌ふといへども是を服すなり。又試る法に、狐なれば其邪氣肩脇皮肉の間に入て、塊あつて脈の浮沈定らずして、拇多くは震ふなり。是を能察る者、其塊へ火鍼を刺す時は、即去るとなり。又或人の云、半井家の傳のよし、狐の附たるには、肝木鐵落二味等分にして、新汲水にて煎じ用れば、即去る事妙なりと云へり。本草食鑑に云、狐脂を採りて瘡腫跌撲金傷に搏て頓愈と云。功いたつて甚し。

○長門國萩と云所に、東雲寺といへる寺あり。門前に三間四面の觀音堂あり。其堂の材木皆萩の丸太にて建たり。いかにも古びて艶よく見事なりと云へり。柱毎に三尺廻りに近き太さなりといふ。むかし此處至て太き萩の大木數多有レ之なり。依て其所の名も萩と云なりと、關東にも木萩、草萩の二種有といへども、木萩にも二三寸のめぐりよりふときは無し。尤土地の風土によりて、かゝる太き萩もある事にや。嵇含が南方草木狀に云、交趾といふ處は暖國なり。冬月といへども草木多くは不レ凋。圃の中に茄子を植るに、三五年も不レ枯して大木をなす。夏秋に至て樹に梯子をかけて登りて、茄子を採といへり。又陸佃が廣輿記には、蘇門答剌國に大茄子あり。其樹高さ丈餘、茄子の大さ瓜のごとしとい

へり。

○河童は大なる猿のごとく、頭の上少し窪て、水を藏、専ら力ありて人と爭ふ事を好み、又賤民の家に入て、婦女と姦婬する事あり。多く西國九州にあり。唐土にも似たる事あり。淮南子に載する所の魍魎の類ひ、又酉陽雜俎に云、猳玃と云者あり。形猴のごとく、長毛七尺計、馬化して成といへり。人の妻を竊とあり。又江鄰幾が雜志に云ふ、宋の徐積盧川の邊にて取得たる小兒も、此河童の類成べし。又本草の山𤢖の條下に、旱母といふものあり。其丈け二三尺計、裸にて目は頭の上に有て、往走る事風のごとく速かなり。よく人の家に入て婬亂を爲し、火を放ちて物を盜み、人に害ある事甚し。旱母顯るゝ時はかならず旱す。是和俗に云河童なるべし。

○天狗と云者は星の名にあり。又獾と云獸の異名を天狗と號く。日本にて云處の天狗といふ者は各別なり。然れども唐土にも、日本に云天狗に似たる事あり。李綽が尙書故實にいふ、蜀の國にてある寺に法事ありしに、男女群集せしに、何國より來りけん。鵰鶚のごとく成者飛來りて、十歲計なる小兒を摑み飛去りぬ。人々周章すれども爲べきやうなく、兩親の歎き何に喩んもの無し。然るに其後十日程經て、彼攫はれたる小兒、其寺の高塔の上に來り居れり。人々歡て梯をかけ卸けるに、魂拔たるやうにて正氣無し。二三日過て漸人心地付たり。其時人々何國へ行たりやと問に、小兒の曰、彼法事の砌、忽ち飛天夜叉のごとく成者來りて曰、我に面白きもの見すべしと誘て、毎日吾を連て歩行に、其面白き事云ん方なし。又種々の珍味を與へ、諸國山川の景色、一日に數千里をあるき見し事、誠に面白かりしと語りしとなん。是日本の天狗と云者に似たり。述異記に見えし山都、又幽明錄に云、木客などいふもの、其形も言語もまつたく人のごとく、手足の爪鳥のごとし。常に山深く巖けはしき所などに住、よく變化して其形を見る事稀なり。是等世に云天狗に似たり。日本にても米衞太郞、金毘羅妙義などを天狗なりといふ。中華にも紫虛、碧霞、眞武帝などいひて、其山々の神靈の名とする類ひ

にて、人に害をなす天狗とは別成べし。

（寛政五癸丑年春の頃、下總葛飾郡八幡のやはたしらずとかやいふ所にて、架木の株を掘出すとてほりける所に、おもはずも鐘をほり出しけり。其銘に曰、

敬奉レ冶二鑄銅鐘一。大日本國東洲下總第一鎭守。葛飾八幡是大菩薩。傳聞寛平宇多天皇。勅願社壇。建久以來。右大將軍崇敬殊勝。天長地久。前横二巨海一。後連二遠村一。馬蟲性動。鳴鐘曉聲。人獸眠覺。金聲響〔一字脱カ。〕永除二煩惱一。能證二菩提一。

元享元年辛酉十二月　　願主右衛門尉丸子直吉

法印智圓

鐘大さ、〔割註〕龍頭七寸五分、差渡し二尺一寸、惣丈三尺七寸五分。」

○總追捕使と申は如何なる職ぞと申に、我朝上古よりの作法には、日本六十餘州は皆天子の御領分にて、朝廷より國司といふものを諸國に下され、或は受領と申、某の國の守と呼て、或は四年、或は五年六年を限り、交る〳〵住して一國の政務を司り、天子へ萬の貢ものを奉る役の頭なり。其下に介と云者あり。其次を掾と云、掾の次を目と云、目の次を史生と云、其次を使部、雜掌、直丁なんどいふものあり。此等皆國司の下に付て各役目あり。然れども國の大小によつて、介を略して無き國もあり。掾の無き國もあり。守は一國の惣司なり。其下に付る介掾目も一國の事に預る。又一郡々々を司る役を郡司といふなり。國司の下に付て、郡毎へ分れて支配する、是を大領といふ。此下役も國司のごとくに、小領、主政、主帳あり。又軍團といふ者ありて、此は追討征伐を司る軍役なり。此を大毅と云。此下にも小毅、主帳、校尉あり。扨天子へ奉る所の年貢は、國々に定りたる限りの數あり。譬ば山城の國田粗拾五萬束は、正税として田年貢なり。公廨十五萬束といふ畠年貢なり。田年貢拾五萬

束は、正税として一粒の不足もなく御倉へ納め、國司諸役人の役料は、公廨の畠年貢の內より申請るなり。右正税公廨の外に、調庸といふて金銀綿絹の類ひ、諸色雜物、國々の土產によつて差上る。皆定れる數あり。今時の浮所務といふ類ひなり。扨國司の役料は、其國々に國司領といふもの有て、其年貢を國司とり下役に至る迄、それ〴〵に配當するなり。其外に公廨何千萬束の內にて、何程は國司諸役人の役料と定め、其役料の內を長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生壹分と配分するなり。但遙授の國司といふ者あり。是は都に居ながら其國の司となる。唐の關內侯の類なり。此は國司料の米は所務して、公廨の配當なし。扨天子へ納る所の米は、譬ば山城の國正税十五萬束として、一束に付て米五升の積りなり。十五萬束の米は七千五百石なり。公廨七千五百石の內にて、役料の米を引除ば、山城一國にて天子の御所務は壹萬石計なり。甚少きやうなれども、其國々に天子の御領の外に、公家武家の家領として、一庄一村ほどづゝ、先祖より持來りし領有て、此分は天子へ年貢無し。又國々の寺社領夥しき事なり。又國々に某の國の住人とて、其所生立の武士あり。或は一庄、或は一村、或は一郡を所持して、天子へ奉る所の正税、公廨の田畠の定りたる年貢は纔の事なれば、所知の田畠より天子の定りの年貢を出し、我手前にて相應に免をおろし、年貢を取り納め、面々に要害の館を構へ、武を專らとするものなり。又都におはします公卿の御役料と申は、太政大臣より五位迄は、位田職田封戶とて、一位には位田十八町、夫より段々下りて、正五位に十二町、從五位に八町なり、職田は大臣に四十町、左右の大臣に三十町といふ類なり。然れども、取集纔の御役料なれば、此分にては大家の御所帶計ひ難き事なれども、御家付の家領を扣へおはしませば、依之乏しき事無し。此は上代の作法なり。中頃よりして次第々々に作法猥りがはしく成て、紛はしき事のみ多く成けれども、猶も大法は亂れざりしに、平の清盛權柄を恣にしてより、受領任國の沙汰も、朝廷の撰しを用ひず、己が心任せにして、諸國の國司、大方一門家の子郎徒を以て守とし、或は介となし、公家武家の

家領をも押領せし所多かりければ、日本は半過て皆清盛が有と成りぬ。然るに、治承四年より諸國に合戰ありて、武士天下に横行して、天下の貢物を始め、諸國の領分名計にて、或は押領せられ、或は運滯し、甚困窮に及びたまふ。田舍は勿論戰國の慣ひ、切取亂妨いはんかたなく、混亂の世と成ける所に、後年文治元年、平家西海に滅亡して、天下ふたゝび平均成けれども、唯大水なんどの出たる跡を見るごとくにて、何の綾目分ちもなく、擾亂したるありさまなり。然る所、頼朝追討すべき院宣を下されし事を、能きねだれ草にして、諸國の國司の代として、頼朝が方より守護を遣し、郡司の代に地頭を置て、みづからは惣追捕使と成て、日本國を支配し、天下の御領、諸家の家領、并寺社領等の定りたる年貢の外に、田一段に付何程づゝと年貢を定め、此をもつて守護地頭の所務として、御領諸家領等の定れる年貢、滯りなきやうに計ひ申べきのよし、頻に奏聞しければ、此事いかゞあるべしと、とりどりの御沙汰ありけれども、兎も角も頼朝が機嫌よきやうに、彼が願ひ默止がたく、又清盛以來は御領諸家領ともに定りたる事なく、名計にて年貢奉らず、皆困窮に及び給ふゆゑ、頼朝が支配に任せ給ふならば、定り限りある年貢、浮所務も滯りなかるべければ、差當りては便宜なる計ひなりとて、終に頼朝が望みに任せ、惣追捕使の職を給はりけり。されども遣し置處の地頭等、或は法を守らず、諸家并寺社領なんど、一圓に押領し、百姓等本領主を蔑にして、年貢も遣はさざりけり。其外狼藉のふるまひ以の外なりければ、本領主怒り歎き、此事を頻りに都へ訴ふるに依て、院より頼朝方へ狼藉停止すべきよし仰下さるゝに、頼朝驚きたる體にて、彼狼藉の地頭を制し、或は改易しけれども、諸國に狼藉絶ずして、爭亂終に止ざりけるとなん。

○念佛題目佛像の類、貝の中に顯はす法は、漆をもつて蚫蛤の貝の中へ書、酢にて煮る時は、漆は殘らず消失て、貝の地面は消ずと云。

○撰と選とは字義違ふなり。撰は手をもつて撰ぶなり。藥をよりわける事なり。誰撰すなど〻いふ時

は、此撰の字なり。選は人をゑらぶなり。考選とつゞいて品定と訓ず。文選は文をゑらぶ事にあらず。文人の選といふ事なり。もし文をゑらぶ意ならば、撰文と置て文選とはおかぬ筈なり。然るに學者書をゑらぶに誰選と用たるは誤なり。有職の古書に此類多し。心得見るべしと、南嶺子に見ゆ。

○小鞁の筒作人、

千種、〔割註〕此作、寸法掛目皆重し。是には宮増彌左衛門極め名判有レ之。」安穗、〔割註〕右同斷の物、同時代なり。」清（極上々）、〔割註〕是は大極上の作、至て名人、天下に六挺の筒なり。」難波、〔割註〕此作、大昔物なり。出來の宜は稀なり。千種、安穗の時代。」曾祖父彌助（極上々）、〔割註〕折井大和入道道閑、是は至て上手なり。」盲目折井道閑（極上々）、〔割註〕目しひたるや不レ詳。」女折井（同）、〔割註〕至てうつくしき出來なり。右娘なり。」祖父彌助道也（上々）、親彌助道本（上々）、塔の峯折井善次郎（上々）、源次郎（上々）、彦五郎（上々）、清助（上々）、大日内匠（下）、〔割註〕是は左甚五郎作なり。細工は至て見事なり。鳴るは少し。」堺の一郎（上）、〔割註〕見事なる物。」加賀筒（中下）、阿波作（上）、〔割註〕江戸住居、是は餘程古し。」親天野金十郎（上手）、〔割註〕是は京住居、彌助の弟子。」子金十郎（上手）、〔割註〕是は享保年中の頃、處につれ申候。」親樋口七左衛門、〔割註〕大坂住居、下手なり。」子七左衛門〔割註〕是は親より宜し。筒の形よし。」

○寛政三亥年の春、兩宮の御製詩歌は、勅使の卿より傳へられて、關東へ下給ひけるといふ。新内裏造立の御製なり。

當今御製　新宮成竣　手書賜二征夷大將軍一。

遙慕二周文囿一。不レ羨二漢武臺一。舊章一是率。新築本非レ催。百工忽告レ竣。鑿レ駕自レ東廻。試レ目九重裡。九重實美哉。兩殿應二規矩一。四門總崔嵬。燕雀遂レ簷集。櫻橘挾レ階栽。豈其爲二逸豫一。講レ禮共

徘徊。委レ佩群僚會。將レ幣九洲來。素心既已足。起臥感ニ鹽梅一。欣然歌思動。乙夜薄言裁。

天彦

鳳洲

愛花春起早惜秋眠遲

仙洞御製、

　殿づくりみがきたてたる嬉しさの心を見するやまとことの葉

〇京間といふは、豐臣太閤の時、一町は三百六十歩なり。是は一年三百六十日にして、民の食料、一日に壹歩づゝの積り也。六尺五寸四方なり。田舍間は御當家になり三百歩となる。又其後改て六尺繩になる。是稻葉美濃守の製なり。關東へ毎春勅使の下向は、東福門院より始る。もと門院は台德廟の姫君にて御入內なり。表向は關東公方家へ年頭、御內々は御舅君也。依て御使を御差下なり。是より後、例とはなりたり。

〇景淸が指料たるあざ丸の太刀は、千秋紀伊守求て眼潰れ、其後、蔭山掃部頭もとめて、流矢のために眼つぶれたり。其後、丹羽五郎左衞門長秀もとめて、眼病久しかりしに、或人の噺を聞傳へて、彼太刀を熱田の神社へ納めて、眼病平癒せしとなり。

〇女子の鏡の內へ梛の葉入置は、鏡は女の魂ゆゑ、我夫大事に仕る誓詞として入事なり。梛は伊豆、箱根權現の神木たり。此兩所の神は誓詞の神なれば、其神木の葉を用ふると云。

〇老中の家士は、御旗本同前に輪貫の前立物を用ふ。是は御旗本の備に、其主人の居玉ふなり。近來此故實を知る者なくて、其家々の物數奇にする事とはなりたり。

〇江戸本所中の鄕普賢寺と云寺は、歌舞妓傳助と云者所持の地藏尊なり。此尊像の腹籠りに、山村長太

夫が製作せし人形の入し地藏安置なり。此人形、年若き人形なりしが、後に白髮になし、又落髮の形にす。此傳助は長太夫が召仕にて、其身幼少の時貰ひし人形なりしが、江島一件の節、長太夫は流罪になりし後、此人形を傳助は主人のごとく尊敬しけるとなり。

○盃二つかさねて出さぬ事なり。三組は嘉儀につかふ。二つ組は首に酒などすゝむる時、盃二つ出す事なり。一つは首へ備へ、一つは手前に置く。是故實なりと、右の譯あるゆゑ、平常は決して二つ出さぬものなりと云。

○過し年妙法院宮、關東へ御下向ありし。此折から、阿部成信の許より贈りし宮の御詠書三つ四つあり。此書は橘千蔭など殊に御信仰ありしといふ。

聞鶯

すなほなる大和ことばの花になくこゝろへだつな春の鶯

春雨

淋しさはいとはでやがて咲いでんはなに傳へし春雨の空

夏動物

梅のみの黄ばみて落る池水におどろく魚のかげぞみだるゝ

早涼

このねぬる朝けの空の秋風をあかの水汲袖にしるかな

草花

あしがきのまぢかき庭にうつし植し花に野もせの秋も思はず

對爐火待人

霜さゆる夜はものどけきうづみ火にむかひてかたる友をしぞ思ふ

○攝州味原鄕小橋村比賣許曾神社に、源賴光の願書あり。大江山に鬼の住居せしと思ふは誤なり。其比、都鄙の人々彼盜賊を恐怖して、おのづから鬼人變化のごとく言傳へし事ならんか。願書の寫に、

攝津守源朝臣

丹後國大江山夷賊爲ニ退治一。蒙ニ勅命ニ發向訖。速可レ祈ニ比賣許曾大神靈驗一。可レ抽ニ丹誠一之狀。執達如レ件。

寛仁元丁酉年正月十日　社家

○東照宮關東御打入の後、甲州にありける秤を造る守隨兵三郎と云者、井伊直政に申て、關東黄金白銀等を商賣するに、定りたる秤を用ひられん事を願ひければ、夫より今の制は定めさせ給ひけり。

○京に後藤祐乘といふ彫物師あり。東照宮關東御打入の後、祐乘が弟子を召けるに、遠國を嫌ひしに、後藤庄三郎吾行べしとて、關東に至り寵せられしかば、後天下をしろし召さば、願の一つ叶へ給へと申す。何事之易き事よと仰あり。さらば黄金を四つに切て、通用せばやと望みけり。果して海内東照宮に歸しければ、庄三郎が志のごとく仰出されけるより、今の一歩金と云は始れり。但甲州には信玄の時、碁石金といふものあり。されば夫より前に碁石より外には無かりしにや。一分金は碁石金に傚ふにやあるべき。又信長の時、今の辨當と云物、安土より始れり。其始には小芋程の中にいりて、色々の物入られんとて、人信せざりきと云へり。挾箱を同じ頃造り始たると云。又大坂の津田長門守、始て造り出すとも云へりと、常山紀談に見ゆ。

○定家卿難題和歌、

寒夜扇子

寒き夜はなほ手にふるゝ扇かな起らぬ炭の火を扇ぐとて

獨寢の別

ひとり寝のかたしくつまや夢覺ておきかへるこそ別れなりけり

　煙十文字

大原や小鹽の山の横かすみたつは炭やく煙なるらし

　野中橘

おもはじか野中にとては植置しむかしは誰の軒のたちばな

　四方時鳥

北へ行南へ歸るほとゝぎす月の出入は山にこそ鳴

　北行月

雨そゝぐつぼさの露にうけ留て月も越路へ歸る雁金

　水上雪

蘆の葉にしばしが程は降こたへ氷るかたより積る白雪

　雪中郭公

深山には冬も鳴らんほとゝぎす玉ちる雪を卯の花と見て

　雪中早苗

富士うつす田子の水田の五月雨は雪かきわけて早苗とるそで

○宇治にて茶摘の唄とて、花江の許より贈らる。今世もはらうたふ所なりといへり。

「御代は納る御物はつまる猶も上様末繁昌、

「今年はにたなたに御知行を増て今朝折紙が五萬石、

「宇治の橋には名所が御座る籠で水波これ名所、

「御茶をつむなら宇治上林あひにながむる水車、

「槇の島にはよき布さらす我は君ゆゑ名をさらす、
「日出たく／＼の若松よまよ枝も栄える葉も繁る、

○挾箱といふはふるき名なり。うたゝ寢と云書に、晝より用意しつるはさみ箱の、ふたなどの程なく手にさわるも、いと嬉しくてと見えたり。

○脊香油の法、唐の土、〔一匁〕、唐蠟、〔三匁〕、龍腦、〔割註〕見合かき交。」右唐の土を米の醋にて水簸し、唐蠟は油煎にして、胡麻油少し加へる。練りて箸にさして水に入て練り合せ、練り出來て板の上にて、粘をなすごとく押して、龍腦をまじへるなり、唐の土壹匁入れば、色白過るものなりと云。

○京都尼寺大通院塔頭多聞院所藏、木村長門守書狀の寫、
一筆令啓上候。先以御疵痛いかゞに候哉、朝夕無ニ心許一存暮候。及ニ御聞一も可レ被レ成、一圓不レ得ニ寸暇一。心多之至極候。城中之有樣、墓々敷體に無レ之候。兎角天下は家康と存候事に御座候。昨夕も石川肥後守、我等陣屋へ忍被レ參候。石川氏我等同腹中、城中之詮義、御母公下知に而、手前手配一圓承引無レ之由、鳴野へ相出分限之働、諸人堅固致し、一日も早く討死と覺悟仕候。貴所は數日之籠城、共上數箇所深手御負候間、無ニ御油斷一早々在所へ御引込、御尤奉レ存候。誰にても嘲は有レ之間敷候。我等義は家康墾志之筋目故、板倉伊賀守より度々內意申越候得共、當君へ被レ附候處、二心士之非ニ本意一。聊面目も不レ存候得共、人並に月日を送、無ニ是非一事に御座候。然ば香爐姉君より御屆、我等十三之年元服爲ニ祝儀一。家康より給候使者、本多平八ロ上、家康祕藏之大業物に而、來國俊之由申來候。數度之戰此太刀に而、一度も不レ得ニ不覺一候。依レ之大波と名附、今日迄所持仕候へ共、形見に進候。隨分御祕藏可レ被レ成候。一城之內に在ながら、一時も心閑に得ニ御意一候事も無レ之、他人同前之樣に殘念千萬之至り、嘸々姉君おはるどの御恨可レ有レ之候。此段くれ／＼宜樣御言譯可レ被レ下候。無ニ是非一事に候。恐惶謹言。

四月

猪飼左馬介殿

木村長門守

御陣所

○法曹至要抄に、脇指の寸は一尺三寸を用ゆると云。

○むかしは江戸の女も、京都のごとく被といふ物をかむりしなり。然るに、承應元年增上寺にて御法事の節、浪人もの被をかむり、參詣に紛れて、老中松平伊豆守をねらひし事より、此物止事になりしと云ふ。此浪人は由井正雪が殘黨といへり。

○河津三郎祐康が墳墓は、江戸谷中玉林寺にあり。下谷三枚橋御徒衆河津三郎兵衞といふ者、是則後胤なりと、所藏の物に祐康の狩衣あり。草づくし虫盡しの縫物したる薄狩衣なり。玉林寺は代々の菩提所なり。

○令に、其夫、他國へ行歸らざるに、其妻子あらば五年、子なきは三年過て、他人へ嫁してくるしからざるといへり。其心を定家卿の歌に、

續古今

わするなよ三年の後の新枕さだむばかりの月日なりとも

○一休和尚の戲書に、

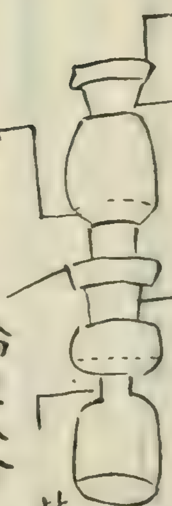
夫地獄眼前なり。已が已を責、神は神にして神は神なり。一代の守本尊は飯と汁なり。家業を立、一盃呑んで寢たるは極樂なり。

○花生懸釘打やう、地板より三尺一寸より三尺四寸までにうつなり。深さ三尺一寸の床は、高さ三尺四寸に打、二尺四寸の深さは、三尺一寸に打なり。三尺一寸よりはひきくせず。三尺四寸より高く打ぬ法なり。床なしに壁又は柱に打は三尺五寸なり。

二重切

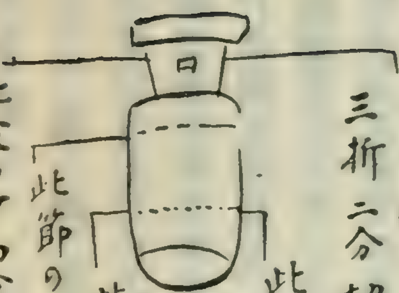


此間二寸切角の仕方両取様鰐口の通
此節下もわ二口通
第一竹の恰好による
此間一寸八分切かきの仕方一重わ二口の通り



中の輪風景の爲也
輪八分
六分
鰐口ト同
不同
節下六分
輪厚八分
此間八分
両取様二重切ト同し

鰐口



口
此切中二寸或ハ三寸八分竹の大小無構
三折二分切かく物也流により是より深きも
此節下一寸八分　二寸迄ニ切
此節の間不定
此節の間六分
此穴の中四分長サ六分内の方の上　付ゝき
様にくる也但上ゟ八分

○尺八花入別儀なし。竹を切るに逆にすること有。ひとよ切といふ。

○御香の銘、

東照宮御香、〔富士の高根、くもの上〕、

台德公、〔あけぼの、瀧の音〕、

大猷公、〔富士の烟〕、

嚴有公、〔大海〕、

秀吉公、〔梅花〕、

秀頼公、〔山ざくら〕、

金吾中納言、〔しら雲〕、

加賀利家、〔しら菊〕、

會津景勝、〔峯の松、五月雨〕、

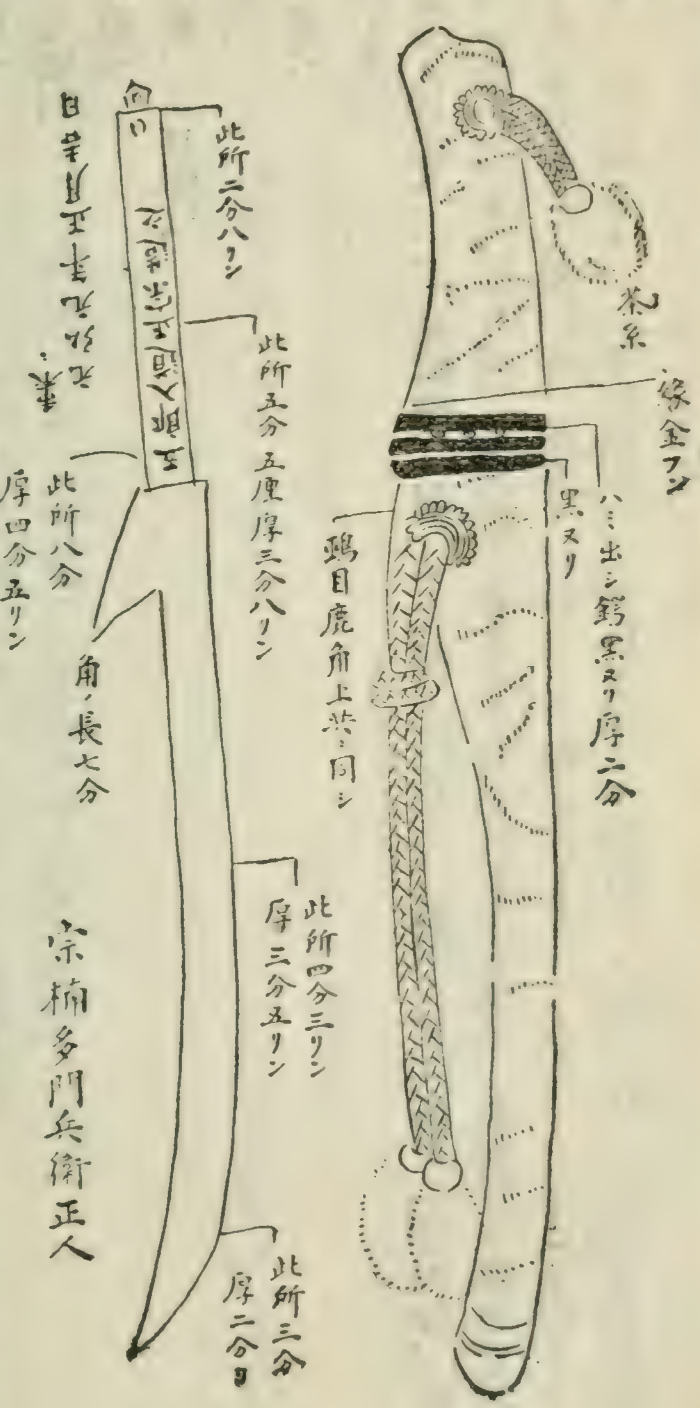
仙臺政宗、〔柴船〕、

細川幽齋、〔しら玉〕、

藤堂和泉、〔藤ばかま〕、

○鬼丸の劍長さ二尺五寸八分半、二字銘國綱、但一字は鎺下にあり。鎺銀一重、高さ一寸四分、桐の紋鳩毛彫あり。目貫金桐、鍔もつこう形、革黑塗三枚なり。切羽四枚赤金黑塗、柄頭より縁まで滑し革にて包む。其上を唐茶の糸にて菱に卷。鞘卷も同前なり。鞘も滑し革にて包む。其下に金物あり。足緒ともに木綿なり。目釘鐵なり。右本阿彌家へ、豐臣太閤より預置るゝ所、享保三戌年鬼丸の寸法、關東へ下る。

○楠廷尉正成所持の短刀といふ物あり。福島氏所藏する所也。



○駿州久能御廟の神體は、神祖平常御差料、三池の傳太の御脇指を祭り奉ると或書に見ゆ。

○賽の目は陰陽の數より割出せしものなり。陽は半數にて。所謂一三五七九、是陽數なり。又陰は丁度にて、二四六八十、是陰數なり。賽は六方ある物故に、一より六まで有なり。去るによつて七數に合せて、一の裏は六合せて七つなり。二の裏は五合せて七つ、三の裏は四合せて七つなり。俗に懐中する時は、悪魔を拂ふといふは、禪家の立春大吉と書て、門の柱へ張るは、悪魔の入らぬといふに同じ理なり。心は裏より見ても同じ事なり。此故に賽は天地にかたどりて、一天地六東五西二南三北四なりと、ある人の說に見ゆ。

○雪隱といふは不淨所の名なり。方角によりて其名加はるといふ。東にあるを東司、西にあるを西淨、南にあるを廁、北にあるを後架といふ。閑所といふは物の名なり。

○日本書紀は三十卷ありて、其卷首第一第二の卷を、神代の卷上下とす。此書、天地の開闢よりして、鸕鷀草葺不合尊の御時に至るまでの事跡を記し、第三卷は神武天皇より、第三十卷持統天皇の十一年八月に至るまで、人皇の御代九百六十三年の事を記せり。此書は人皇四十四代元正天皇の養老四年、天武天皇第三の皇子一品舍人親王、及從四位下太朝臣安麿等勅を奉じて、儒士紀朝臣淸人等とともに、神代より傳はれる舊辭を撰び集められたるものなり。扨撰述の功、既に成て、養老四年五月廿一日奏覽し玉ふ。日本紀三十卷、帝王系圖一卷と見えたり。此日本紀勅撰の仔細は、是より先代推古天皇の御宇に、聖德太子、大臣蘇我の馬子と共に、神代の舊辭を撰び定めたまふ。太子は此時攝政なり。馬子は武內宿禰の後にて時の大臣なり。共に一時の重任たる故此事を司る。勅して履仲天皇以後の事は國紀に據り、其以前の事は口傳より得て、後世の事を以て古を推し編集し、號して神代の卷と云。此功を稱して、時の天子をも推古と諡し奉れり。然してより、猶古の國紀、家々の記とともに大臣の家に預り、王仁の子孫姓は船史氏掌りたるに、三十七代孝德天皇の大化元年、蘇我の蝦夷、其子入鹿と共に、朝威をほしいまゝにせしを、中大兄皇子〔割註〕此皇太子は天智天皇の御事なり。」中臣鎌足に謀りたまひ、朝廷にて入鹿を打殺し給ふ。此時、父の蝦夷は家に火をかけ、火中に入て死す。先代推古天皇の朝に撰する處の舊辭、其後の代々の紀文ども、蝦夷の祖馬子以後大臣たるをもつて、蘇我の家に預り置ければ、其書ども皆燒失せり。爰に王辰爾が裔船史惠釋といふものあり。先祖よりの例にて國史を掌る職ゆゑ、其紀文どもの殘らず燒亡する事を歎きて、彼火中に入て過半燒殘りし舊辭を取出せり。然れども、わづかに國紀のみを得て、其餘の史文は皆燒失す。其後四十一代天武天皇の叡慮には、神代より推古天皇に至るまでの舊辭、其以後の事實、時代を經なば亡失せん事を愁ひ玉ひ、此時入鹿が亂より前の老人の殘れる者どもあれば、それらが口傳は、直に天皇紀などの存せる時の傳なれば、其歷代の古實に通ぜる者を召れ、且又博識强記の者を撰せ給ふ。爰に天鈿女命の苗裔に、舍人稗田阿禮と

いふ者あり。廿八歳にて、一度耳に入し事は、終に忘るゝ事なき强記なれば、是を召れて、彼遺老の傳へる說を、殘らず記臆せしめ給ふ。阿禮は其故實を委細に記臆したれば、朝廷の史記は全阿禮が胸中に存せり。然るに、阿禮は入鹿が亂の翌年に出生せし者なれば、四十三代元明天皇の和銅四年に至りては、阿禮も旣に六十餘歳に及びし故、今彼卒去せば、其傳のふたゝび絕ん事を歎き玉ひ、時の博士太朝臣安麿に勅して筆をとらしめ、阿禮が記臆の趣を一々筆記せしめ給ふ。是則古事記にして、安麿、阿禮が口傳を其儘、音訓の差別なく、所々に平上去人の聲をしるせしは、後に淸書せんための心覺なり。夫より八年を經て、元正天皇の養老四年勅ありて、一品舍人親王を總裁たらしめ、彼古事記の筆者たりし太朝臣安麿、儒士紀朝臣淸人等をして、漢史の體に擬して、此書を撰述せしめ給ふ。然れば、古事記は草稿にして、日本紀は淸書のやうなるものなり。彼古事記は朝史にそなへざれば、紀の字を用ひずといふ。舍人親王は天武天皇第三の皇子、母は新田部の皇女、則淡路廢帝の父の王なり。文武天皇慶雲元年、二百戶を益封し、元正天皇養老二年一品を授く。又內舍人、大舍人、衞士を賜ひ、封戶を益て二千戶とす。同四年夏五月癸酉、功成て日本紀三十卷、系圖一卷を奏上す。秋八月太政官事を知す。聖武天皇神龜元年五百戶を益封す。天平七年冬十一月乙丑、舍人親王薨去し給ふ。壽六十歳。山城國深草山の麓藤尾に葬る。今の藤森なり。帝詔して從三位鈴鹿の王等を遣して葬儀を監護す。其節太政大臣に准ふ。王臣男女に命じ、ことく〳〵く葬前に會し、中納言多治比眞人縣守等か遣して詔をのべ、太政大臣を贈る。此親王御子十人あり。第七の御子大炊王、孝謙天皇の讓を受て帝位に即給ふ。此即位天平寶字二年秋八月といふ。淡路廢帝と申奉る。其後天平三年夏六月詔ありて、舍人親王をもつて崇道盡敬皇帝といふ。是帝の父なるを以ての故たり。山城國紀伊郡藤森の明神は、此親王の御廟なり。扨又舍人親王の御名のよみくせを、卜部家にてはイヱヒトと讀候。伊勢流にてはとねりと讀み、闇齋流にてはやどの親王、或はとねり親王と一定ならず。安藤爲章の年山紀聞にいはく、古今六

帖にとねりのわらじ、

ますらをやかたこひせんとなげけどもおにのますらを猶戀にけり

かくあれば舎人の二字、ふるくはとねりとよめり。後の人、これを考へずして、いゑひととも、やどともよむは、皆推量の說なり。また六帖に據としもなくて、推あてにとねりとよむ人あれば、それをわらひて、とねりは卑賤の稱なり。さよむべからずと申あへり。其頃の名に門部の王、牛養、馬飼といふ名さへ見えたりと、群書一覽に載たり。

○日本紀竟宴の事は、天子、時の博士に勅して、日本紀を講ぜしめ給ふに、大臣以下六位以上まで、其講筵に預る人々、講畢て後、此書の中より、帝王諸臣等の名を抄出して、題を定て各其題を賜りて、短歌一首或は二首をよみ、また漢文の序などを作りて奏上す。事畢りて絃歌酒宴あり。博士及び都講の人々に、祿を賜はる事を竟宴といふなり。此書、講ずる例は、書紀奏上の明年養老五年には、博士太朝臣安麿講ず。△嵯峨天皇弘仁三年、博士刑部少輔從五位下多朝臣人長竟宴、△仁明天皇承和六年六月朔日、博士散位正六位上菅野朝臣高年講ず竟宴、△陽成院元慶二年二月廿五日、博士伊豫介善淵朝臣愛成、宣陽殿の東廂に於て講ず、竟宴は同六年の秋八月に有。序は從五位下行大內記菅野朝臣惟有、歌人は兵部卿本康親王以下三十人、△醍醐天皇延喜四年八月廿一日、博士從五位下大學頭藤原朝臣、竟宴は同六年閏十二月十七日行はる。序は從五位下行大內記兼周防權介三統宿禰理平、歌人は兵部卿貞保親王以下三十六人、△朱雀院承平六年十二月八日、博士從五位下行紀伊權介矢田部宿禰公望、宣陽殿の東廂に於て講ず、竟宴は天慶六年十二月廿四日にあり。序は從五位下行大內記兼近江權少掾橘朝臣直幹、歌人は中務卿重明親王以下三十十人、△村上天皇康保二年八月十三日、博士攝津守橘朝臣仲遠、宣陽殿の東廂に於て講ず、竟宴。

○大名、貴人を殿樣と、世の人おしなべて云ならはせり。殿と稱する時は關白に限るなり。關白の人を殿

下と稱す。又一の人といふ。一人と稱し奉るは天子の御事なり。一の上と申は左大臣なり。關白を殿下と稱するより、すべて殿と稱す。執柄家の大臣は殿と稱すべきが、其餘は稱しがたきもの歟。しかしながら家來の人、主人を尊ていふは格別たるべきか。是內々の儀なり。他人に向て假初にも云間敷詞なり。又何某殿と書札などに書遣すは、先の人を敬して誰の殿ゞといふ意なり。然るに、今は殿は輕くなり、樣といふを重くなして賞翫す。殿は貴人ならで書まじき字なり。

○天平革、或人云、模樣猿、獅子、牡丹、唐草、梅ばち有。弦走の料に不動の像あり。屑廂の料に八幡の二字を書、天平元年八月十一日とあるよし言傳ふ。紀州土人の說とは年月相違あり。○天平十二年八月靈符板、天平革、八代古閑橋の邊にあり。〔割註〕靈符緣起。」靈符の板は妙見山の堂に置、靈符は孝文皇帝に始る事、詳に神仙傳に見えたり。天平革の板は、中に天平十二年八月と有。不動の像及び八幡の二字、并梵字等あり。古神佛の形ある故に、商賣を忌憚せりと、佐々軍記に見ゆ。○正平革は猿、獅子、牡丹、唐草、梅ばちありて、小短尺の內に正平六年六月一日とあり。(マヽ)肥後の熊本にて最初染しを上品とす。後に染しはあし。征西將軍懷良親王、八代高田に在居せし時、南朝正平年中此板を彫しめ玉ふ。此板は內に正平六年六月一日とあり。諸國正平革の權輿なりと、土人の說に見ゆ。○八幡黑革といふは、上古の褐革なり。近世八幡山下大谷村に住する神人の家業とする故に、八幡黑といふ。

○皺皮(ひきはた)といふ字は、俗に引膚と書り。當字なり。延喜式には皺文と書、又波文と書て、ひきはたと讀む。皺の字はしわなり。波はしわを文とすれば意かなへり。波も又しわなり。同じ意なるべし。

○鍊鍛冶の名、上作の名人のみを記す。

大和國天國、〔柳葉〕　備前國則宗、〔澤瀉〕
備中國靑江貞次、〔笹葉〕　山城國粟田口國安、〔燕口〕

山城國久國、（笄）
豐後國有行、（牛角）
大和國則弘、（烏舌）
大和國包永、（杜谷樹）
山城國光重、（了海）
越中國義弘、（鶺鴒）
豐後國行平、（劍先）
肥前國眞長、（枇杷葉）
相模國正宗、（鍛先）
伊豫國淸次郎、
攝津國桂水、
甲斐國重弘、（鷹鳴尾）
大和國當麻友行、（稻葉）
大和國弘村、（鶺鴒）
平安城信國、（鍬）
近江國高木（原イ）貞宗、（鯖尾）
備後國三條吉氷、（蟹爪）
加賀國國重、（獨鈷）
對馬國安光、（銀杏葉）
紀伊國熊野天狗、
越前國黑田高來、
丹波國口人、

右はいづれも鏃鍛冶の勝れたる物なり。天狗の作の鏃といふ、丹波口人は狩又を能作る。百枚形千枚形あり。關白秀次公殊に稱美したまひける。此故に關白形と云あり。櫻に織田形と云もあり。信長公高來が弟子に、安土にて作らせしを云なりと。

○近代鐔の作者、

理忠妙壽、（京上作、象眼入、寛永の頃）
理忠彥右衛門、（京、象眼入）
貞家、（伏見銘、象眼又眞鍮）
貞信、（伏見、同上）
久之丞、（大坂）
同七左衛門、（京、象眼入）
同忠次、（京）
貞長、（伏見、同上）
加賀守、（大坂）
鐵人青木尉右衛門、（江戸）

火鍋、〔江戸〕　　戸田彥左衞門、〔尾張〕
定長、〔紀伊、代々あり。〕　　正阿彌、〔會津〕
山吉兵衞、〔尾張〕　　駿河、〔備前、代々あり。〕
九重傳兵衞、〔長崎〕　　河內權之丞、〔長門〕
法安、〔廣島〕　　遠山又七、〔肥後〕
甚五右衞門、〔唐津〕　　阿波鐔、〔金象眼多し。〕
記內、〔越前、龍彫物多し。〕　　赤尾甚左衞門、〔越前、無地透し。〕
赤尾吉兵衞、〔越前、無地〕　　てんほう、〔奈良、たかね透し。〕
金山鐔、〔古作〕　　漢南、〔象眼入〕

古作の鐔は赤小豆の色なり。又鐔に上作、下作あり。厚き鐔の耳の一文字なるがよし、後透しあり。古き鐔の耳のすりて、一文字にしたるもあり。古きは必耳に木目出るものなり。

○伊勢物語の繪は、慶十三年正月、中院中納言通勝卿印行の時、圖繪を入玉ふよし奥書に見えたり。往古の書にあらず。

○西行が撰集抄、もとは三卷なり。九卷あるは後人の增補せるものなりと、鈴木忠侯の說なり。

○塵劫記吉田光榮作、象棋圖式大橋宗桂作、此人は後陽成院の朝の人なり。

○古今方彙は、甲斐健齋の作、京都の人なり。醫家にての調法なる書なり。

○節用集は、饅頭屋宗二が作なり。此人は林氏、名は逸、永正、天文の頃、西三條內府實隆卿の歌の門人なりと云へり。又舟橋宣賢卿の作とも云。

○明題集は、今川了俊作なりと、此人は徹書記の和歌の師匠なり。

○六根淸淨大祓は、天兒屋根命十九代常磐連の撰する所なりと云へり。

○懷風藻は、天平勝寶三年の序あり。
○太平記理盡抄は、北國の法華法印月勝といふ僧作る。寛永の頃の人なり。
○昔傳拾葉に或人の云、扶桑略記は皇圓の筆作にて、大坊の日記なり。皇圓は比叡山功德院の僧にて、博學多才の聞えあり。是は法然上人源空の師なり。法然に始終三人の師あり。第一源光、中頃は皇圓、後に叡空なり。されば皇圓の作實ならば、僧として折角の事を書置、世の重寶とせられしものなり。
○ほの〴〵の和歌は、柿本人麿の歌にてなきよし、和學辨に見ゆ。壺井鶴翁の著せし昔傳拾葉の中に、人麿の辭世として、俊成卿の自筆にて、書置れしに、

留跡高津浦　　吟殘島隱舟　　心頭眞面目　　廣劫以前光

石見潟高津の松の木の間より浮世の月を見はてぬるかな

愚案に、吟殘島隱舟と云し詞もて考るに、ほの〴〵の詠歌は、人丸の詠しにはなきものなりと、決していひがたからんか。此頃より專ら人丸の歌と云傳へて誤來れるにや。俊成卿程の人、世にうたがはしき傳を據として書置れべきや。慥なる據のある事ならん歟。
○絹の繪を書事は、古今著聞集に、後鳥羽院御幸、供奉人どもをえらばせ玉ひて、御あらましに此定にて御幸あらばやとて、信實朝臣に仰せられて、三卷の絹繪にかゝせられたりと見ゆ。
○年中行事の繪は、後白河院の御時書せられしにや、同じ書に見ゆ。
○新井白石の折たく柴の記の名は、古歌に、

おもひ出る折たく柴の夕煙むせぶも嬉し忘れがたみに

と云歌をとりて、名づけ玉ひしとおもはる。また外に據のありしにや。
○南朝記に、興國元年吉野の新帝御即位まし〳〵、吉野を花の都と名付ながら、假皇居たるにより、宮

殿楼閣おろそかにして、官職の人數たらず。昇進除目の行事なきが如し。是により一品親房卿、陸奥國小田の城において、職原抄二卷を撰作、春二月下旬吉野に獻ぜらる。百官諸任職事受領くもりなき事、末代まで國の鑑と云つべしと云々。職原抄親房卿の跋に、逆旅にありてと書れたるも、南朝の事とは云難し、小田の城に在ての事なるべし、顯家奥州の國司の時、親房小田城に居られし事あり。然れば世の説のごとく、南朝にありて撰述せられしと云はあしと、南朝記に記す所に隨ふべし。南朝記は當時の唯一部の奇書なり。近世水戸家の所藏にありといへり。

○公解は諸國の官人の取物なり。公廨米と云は皆稻にて何萬束とあり。延喜式主稅寮の下に見えたり。公廨の割方古來詳ならず。守は六分の積り、介を四分と云、掾を三分と云、目を二分と云、史生を一分と云、一説にたとへば一萬束の稻ならば、

守〔五千束〕、介〔二千束〕、掾〔千五百束〕、目〔千束〕、史生〔五百束〕、

又一説に、たとへば一萬六千束の物を、守は六千束、介は四千束、掾は三千束、目は二千束、史生一千束、合て一萬六千束なりとの算用にして、一萬束なりと、如レ此に割事なりといへり。

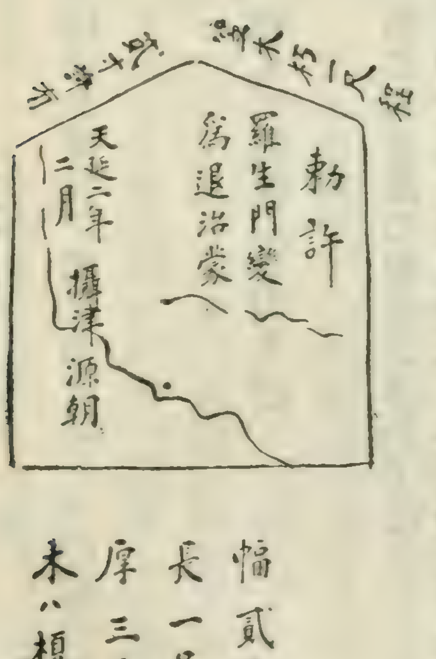
○或書に、田千步を一貫とす。今の三段三畝十步なり。是錢千文を一貫とするが如し、然れば百貫は田十萬步との法にして、三十三町三段三畝十步知行、三百三十三石三斗三合とすべし。恐らくは貫にて申も如レ此ならんか。

○馬毛附の事、馬術家の書の拔書なり。

○靑水、靑うすき黑のやうの色なり。○蘆毛、白蘆毛、尾髮黑く、膝ふしの所黑き物なり。○黑蘆毛、惣身黑く所々白き毛交りたるなり。尾に白き毛少しにてもあるは蘆毛なり。○連錢蘆毛、薄黑く胸尻のあたりに白く輪あるを云。錢を蒔たると云意なりと云。○栗毛。○朽栗毛、黑み色なり。○尾白栗毛、尾白きを云。○麴栗毛、薄色にて尾髮白きをいふなり。○尾花栗毛、赤色にて尾白き

をいふ、○極赤きを紅粉栗毛とも云。○白栗毛、薄色の毛をいふ。○極黒きを黒栗毛と云。○雲雀毛、何毛にても有なり。○青毛、薄色にて脇の下、下腹のうち股のあたり白み有て、黄色に光りあるをひばり毛と云。○栗毛にても、脇の下內股などに光あるを栗毛ひばりと云。○鹿毛雲雀、脇の下內股白き毛にて、黄色の光りあるを云。尤皆脊骨の通より尾筒の中へかけて、黒みの毛にて筋あるものなり。右の筋あるはひばり毛なり。○鹿毛。○黒鹿毛、極黒く鼻の先脇の下まで、內股の所赤き毛あり。○紅粉鹿毛、極赤く尾髮黒くある所なり。○こな口鹿毛、惣身黒く脇の下內股薄白く、鼻の先少し白きを云。○白鹿毛、尾髮黒くしてしらけたる色なり。脇の下內股白きものなり。○粕毛。○黒きを黒粕毛、何毛にても有なり。白毛のさしまざりたるを云なり。○青粕毛、栗粕毛、鹿粕毛などと云。○月毛。○黒みあるを澁月毛。○赤みあるを紅梅月毛と云。○極白きをしら月毛と云なり。○河原毛。○黄色多きを黄河原毛。○尾髮黒く膝節の所黒く、惣身極白きを白河原毛と云。○黒河原毛、惣身黒く鼻の所脇の下內股白き毛有を云。○鴨河原毛、黒み多く所々白き毛有て、黄光りあるを云。○黒。○黒毛は少きものなり。○惣身黒く尾先黒くあるは黒毛なり。尾の先赤みあるは青毛なり。○佐目。○極白く目の中脇の下內股、赤みあるものなり。○脇の下內股など薄きかわりに黒みあるを、猿佐目などといふ。○駿。
○河原毛にも色々有なり。四足計白きを四つ白といふ。一つ白を一白といふなり。

○京都安井御門跡御所藏、羅生門へ渡邊綱が持參せし制札といふ物あり。是人王六十四代圓融院の御宇のものなりと云傳ふ。幅二尺二寸、長一尺二寸、厚さ三寸、



此筋札

幅 貳尺二寸
長 一尺二寸
厚 三寸
木ハ榎ニて有之

板は榎にて有レ之。

○日本を神國といふ事、三代實錄に初て出たり。

○細川幽齋は光源院殿落胤にて、三淵伊賀守母を賜り、細川家を被レ爲レ繼候由と云々。白石の新安手簡に有り。

○但馬城崎、上野草津溫泉の變方、

潮水五斗、〔割註〕潮水なき國々にては、常の水に鹽一割入て用ゆ、効同じ。〕米皮糠壹斗。

鵜目硫黃六百目、〔割註〕細末にして布の袋に入、糠を煎じたる湯の中へふり出す。〕

右潮水四五斗の內を貳斗分、米皮糠一斗を入、糠の赤くなるまで煎じ、其湯を飯簀桶へ灑し居風呂へ入る。一日に三度づゝ、俗に風呂の湯熱き時は、潮水をさし入るなり。冬三月は十二三日、他月は六七日も變ぜず。六七の暑月は四五日過てかれを取捨、新たなる潮水、米皮糠、硫黃も初の程入べし、諸病に障なし。是法橋山村通庵重高の法なりと云。近世畸人傳に出たり。

○步六尺、〔割註〕倭四尺八寸なり。〕　步百、〔割註〕倭の六十四步なり。倭の步は一步六尺なり。〕

百畝の頃、〔割註〕倭の六千四百步、即二十一段三畝十步なり。〕

九夫、〔割註〕倭の五萬七千六百步即十九町二段なり。〕

周尺はかねにて七寸五分なり。

○經書の字數、宋王厚齋小學紺珠に見ゆ。

毛詩、〔三萬九千一百二十四字〕　尙書、〔二萬五千七百字〕

周禮、〔四萬五千八百六字〕　禮記、〔九萬九千二十字〕

周易、〔二萬四千三百七字〕　春秋左氏傳、〔十九萬六千八百四十五字〕

論語、〔一萬二千七百字〕　孟子、〔三萬四千六百八十五字〕
孝經、〔一千九百三字〕
九經合四十八萬四千九十五字。

○南嶺子に、柴折の歌、枝折と書はあやまりなり。

柴の戸の跡みゆ計り（るまでイ）しをりせよ忘ぬ人のかりにこそとふ

正治二年の百首、前中納言定家卿の歌なり。此歌を書付てしほりに用ゆ。もし僧ならば、

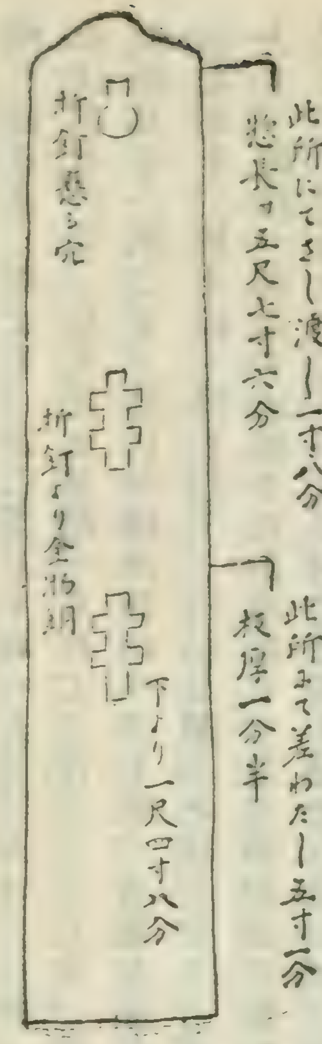
しをりしてならひにけりな里人の歸る山路にいづる月陰

夫木集に、如顯法師とあり。

○好古小錄に、いぬまねきは猪の眼ぬき、かなめは蝦の眼の轉語と見ゆ。

○垂撥（すいはつ）、慈照院義政公の歌に、

ときは山とはには咲ずいはつゝじ春の日數をまたも來てみん



右すいはつの歌は、其名を隱して詠たる物なり。本は黒塗にして、裏の方に右の歌ふんにて蒔出す。義政公は義教公の次男なり。治世四十九年、延德二年正月七日薨ず。年五十六歲。慈照院道慶喜山と號す。是より先文明十七年、剃髮して東山に閑居す。よつて東山殿とも云。今の銀閣寺は此舊跡なり。

○甲陽軍鑑を高坂彈正書たると、世に傳ふる事久し。勝賴に仕へし反町大膳武功の人にて、甲州滅て後引籠り隱れ居て書たる物には、香坂としるせり。姓も違ひ、僞妄多き書なりといへども、軍國の事情

を能書たる故、其虚妄を人疑はず。控弦の家專讀むべき物と、古人も云しなり。然れども其事實を按じ、其眞僞を考へずば、大に惑はれなん事必然たり。川中島九月十日の合戰の事、記せしに依て是を論ずる內、信玄の敗北たる事疑ふべからず。卯の刻に初りたるは越後の方勝、巳の刻に始りたるは甲州の勝なりと記せり。軍は芝居を踏へたる方をもつて勝とする事を、甲陽軍鑑に論ず、明白なり。然れば其日の戰、信玄芝居を踏へられしとは云べからず。既に山本勘助が其軍を豫め云たりしにも、二萬の兵を一萬二千、謙信の陣西條山へさし向、合戰を始めなば、越後の軍勝つとも負るとも、川を越退ん所を、旗本組二陣を以て、首尾を擊んと謀しなり。然れば謙信客戰なる故に、思ふ勝利を得たりとも、越後へ引返すは極りたる事なり。是主戰の敵に勝たればとて、宜しく其地に在るべきに非るを以てなり。是を以ていへば、信玄芝居を踏たればとて、勝とは云べからず。是一つ。又信玄芝居を踏へたりとも云がたきは、甘糟近江守犀川を涉りて三日止りたるを、甲斐より押寄て軍する事能はざりき。是越後の軍芝居を踏へたるに非ずや。是二つ。昔老人の物語に云傳へし事あり。信玄嫡子義信を殺されしは、繼母の讒言ありしといへども、其實は川中島にて、信玄、義信將□に換らして、信玄は廣瀨の方へ引退く、敗軍とは云ながら、義信を捨殺すべき勢なりし故、義信深く恨めるを以て、終に不和に及て殺されしに至れるとなり。信玄其場を踏む事能はずして、迯たるを以て、芝居を踏へたると云べきや。是三つ。謙信もとより甘糟を以て、川を涉るの後殿と定められしが、三日止りたるを以て見れば、甲陽軍鑑に、甘糟が兵散亂せしと記せるも、虛妄なる事論を待ず。甘糟三日芝居を踏へたるに、謙信何事に狼狽して、主從二人高梨山に還りて走るべきや、謙信既に其前夜軍評定ありしに、謀しごとくなる旨、甲陽軍鑑に記せし所明らかなり。初の合戰に打勝て、巳の時まで徒に敵の歸り來るを待敗走すべきや。謙信の弓箭を取れる越中の戰は、父の弔合戰なり。信濃に師を出すは村上義清に賴れて、其求めに應じて是を救ふなり。相模の軍は上杉憲政の來るを容て、已む事を得ざるなり。

故に其詞にも、强て勝敗を見るに非ず。當る所のなぎて叶はざるの戰をなさんとのべり。信義を守るを大將の愼むべき事にせり。爰を以て深く賴みたるには始終約をたがへず、又其兵を用るに信玄の及ぶべきに非ず。山の根の城を攻落せしに。信玄氏康兩旗にて後援する事能はず。遙々と敵の中を旅行して京都に赴きたるも、勝れたる事ならずや。信玄は謙信小田原へ攻入たる跡に、討てなしたるはなし易きに非ずや。甲陽軍鑑に、長沼に城を築れし時、判兵庫に信州水内郡にて百貫の地を與へ、信州戸隱にて密供を修す。爰に北越の輝虎世に讒臣を企つと、〔割註〕此次切れて見えずと記せり。」永祿十一年謙信戸隱山にて、謙信を信玄呪咀する直筆の書を見て打笑ひ、弓箭とる身の恥なり。末代の寶物にせよと、神職に云れし由語り傳ふ。今其書紀州高野山にありと云。事詳に書記せる物あり。實は謙信を恐るゝ事、虎のごとしとも云べきにや。村上義淸信州に再歸り入し事、甲陽軍鑑に載せずといへども、永祿年中信州の中四郡謙信に屬し、義淸を信州へ入られし事を記する物あり。甲陽軍鑑に長坂調閑、跡部大炊助二人を、姦曲の臣として、勝賴寵せられし事を深く憤れり。實にさる事なれども、二人權を取ること勝賴に始れるに非ず。信玄の時分寵せられし故、勝賴に至りて深く威權ありき。信玄の時北條の兵に跡部敗れ走りしを、皆寵愛を憎みし由を、甲陽軍鑑に載たるをもつて知べきなり。又云傳へし說に、甲陽軍鑑を著せし本意は彈正にて、筆執りは猿樂彥十郎と云ものなり。彥十郎は甲州滅て後、大久保忠隣の所にありて、東照宮の御事を書加へて、一書となしたるとなり。又或人の云しは、川中島合戰の事を前夜に論じて、謙信强敵たる對々の人數にてさへ危きに、まして信玄の兵八千、輝虎は一萬二千なり。勝といふとも打死數多あるべきと、武田の名存は埋りなりと云ふ事を、甲陽軍鑑に載たれば、勝は謙信にある事、分明なりと論ぜし人もありき。亦同じ書に載たる持氏生害、兩上杉ほこり恣にて、武州川越にて北條に負たるは、天の罸なりと云へり。持氏と兩上杉と時かはれり。持氏の滅せしは永享十一年にて、氏康とは遙に百八年を隔たるを、同じ時に記せり。北條早雲は

延德二年に相模に打入たり。其頃上杉顯定は越後にあり。顯定は越後信濃の境長森原には、高梨に討れぬ。早雲さへ兩上杉と如レ斯を、氏康いまだ生れざる以前の事共を、甲陽軍鑑に記せし事誤りなり。天正六年丁酉七月十五日、管領朝定と北條氏綱と、武州川越の館にて夜軍あり、朝定討死なり。此合戰を兩上杉と氏康、夜軍となして記せるにや。同十五年丙午四月廿日、持氏の五代の後、古河の晴氏と、管領上杉憲政と共に、川越にて氏康と合戰ありて、晴氏憲政敗北なり。是を甲陽軍鑑に、兩上杉と氏康と記せり。されば五代以前の持氏を公方と記し、五代以後の管領を兩上杉となすなり。持氏四男成氏、成氏の長兄公方政氏なり。同人の長男に高基、高基の長男晴氏なりといへり。甲陽軍鑑に載る功名の事、其虛妄多し。中に就て釆配を手にかけてありし敵を討とりて首を得し事、いくばくと云事を知らず。すべて甲州の敵せし士八人がた、釆配を手にかけしと見ゆ。寔に笑ふべきの書の記しざまなり。其餘虛妄勝て計べからず。然れ共其時に居て、戰國の勢を能知り、且士の事情に達せし者の書たる書なるゆゑ、弓箭とる者の翫ぶべき書にて、虛妄をもつて棄べきにはあらず。又上杉義春入道入菴、京都に閑居してありしが、徒然のあまり甲陽軍鑑を讀せて聞かれしが、事實謬れる事のみなり。高坂が死後の書を多く書載せ、川越の軍も年月大いに違ひ、人の姓名も以の外誤れる事多く、又なき人の名を作りこしらへたるものあり。謙信の世の事は、予能く知りたるに、如レ斯誤れるなれば、此書更に信ずるに足らずとて、復讀する事なかりしと云へり。今をもつて是を見るに、甲陽軍鑑過半は贋物なり。又按ずるに、今世に專ら行はるゝ書に、川中島五戰記と云へるあり。此書は川中島の戰五度なりと記せり。然れども其中に疑ふべき事なきにあらず。是又正しき書とも信ぜられず。謙信鶴ヶ岡に詣で、忍の成田を打たりしかば、關東の諸將人々心々に離散し、小荷駄を敵に奪はれ、僅に謙信遁得て越後へ歸りしと、甲陽軍鑑に記したるも心得られず。關東の諸將なびき從ずば、いかでか其年京に上る事あるべき。是年の情時勢の顯然たる事にして、甲陽軍鑑の虛妄論を待ず。御上の說常山

紀談に見えたり。

○徂徠の南留別志に、高坂彈正と云者、高野に書狀あり。香坂彈正左衞門虎綱といへり。されば甲陽軍鑑他人の僞作なる事、いよ〳〵明らかなり。

○名乘を反すといふ事、何者のしはじめたる事なる。今の世には、王公大人の定れる法のやうになれるは、上を學べばなり。詞花集の頃よりと聞ゆ。異國に齊の明帝、ことの外に物をいまふ性にて、人の名を反したる事あり。それは唐音にて、ひゞきのかよへるをにくめば、さもあるべし。此國にては、和訓にて讀なれば、かゝるさまたげもなし。唯占術の二つになりて、人のまどへるなり。韻鏡といふものは唐音を正すべきために作れる事なるを、うらかたの書のやうに覺ゆるは、愚かなる事の至れるなり。韻鏡に載たる字は、一音なる字多き中にて、近く聞馴たる字を、一つ出せる事なれば、其字の義にてのみ、吉凶を定むべきやうなし。一音の字多き內には、あしき義の字もあるべけれども、とにかくに書面に見えたる字の義をのみとれるは、易の象などのやうに心得たるにや。此故に今の世には、とほり字の同じくて、うまれしやうの同じき人は、皆同じ名乘なり。名乘のおこなはれぬ世なればこそ、かくにてもまがひもなけれど、昔のごとく姓と名乘にて世におこなはゞ、一萬の人のあつまりたる都にては、同名の人の四百も五百もあるべきなり。

○絕句を三行三字、律詩を五行三字にかくといふは、歌の懷紙の眞似をして、五山の僧のしいだしたるなるべし。

○詩會の式は、源氏物語の花宴を見れば、風雅の道も能知るゝなり。さて河海抄、花鳥餘情、孟津抄等の諸抄を參考すれば、むかしの詩會の儀式あり〳〵と見ゆるに、かゝる事を知らざれば、五山の僧が、和歌の會になぞらへて取立たるを、今の詩人のまねる事おかし。

○九月十三夜月をもて遊ぶ事、菅家後集を引て證據とすれども、鎌倉文庫の本には、十五夜とあり。た

とへ菅公今宵月を吟じ玉ふとも、偶然の事なれば、證據とはなるまじ。さればこそ、中御門宗忠公の中右記に、宇多法皇今宵明月無雙なりとて、たまく御宴をまうけ玉ひしより、長く例となりし由しるされたり。

○天下太平國土安穩といふを、人毎にいへども、只俗諺のみと思ふて居たりしに、此八字華嚴經に出たり。さればこそ僧鳳潭が華嚴宗を取立んと願ひしも、第一此八字の證據ならめ。

○筑紫といふは、西海道をすべていふ名にあらず。筑前にかぎりたる名なり。いにしへ異國より太宰府へ通路なれば、用心の爲に石を疊みしゆゑ、本は築石と書由、益軒文集に見えたり。此石垣今に筑前の海岸に多しといふ。實さもあらんかし。

○日本にて女の齒を染る事は、必婚禮定りての事なり。黑色は變ぜざる故に、夫婦の間も替るまじとの義なり。上代には女のみに限らず。武人も齒を黑色にす。忠臣二君に仕へずといふ意なり。彝用集にみえたり。

○寛政十二申年御令、攝州天王寺修覆に付、日本國中諸家へ被ㇾ仰出ㇾし、

禪宗一萬百箇寺　　黃檗宗九千百箇寺
眞言宗一萬千百箇寺　　法相宗五千三百廿箇寺
天台宗千八百廿箇寺　　淨土宗十四萬廿箇寺
遊行宗六萬七千六十箇寺　　大佛宗千五百十箇寺
西本願寺四萬五千箇寺　　東本願寺(八萬八千三百五十四箇寺)
高田門徒七千五百廿箇寺　　日蓮宗八萬三千廿箇寺
寺數都合四十六萬九千九百三十四箇寺

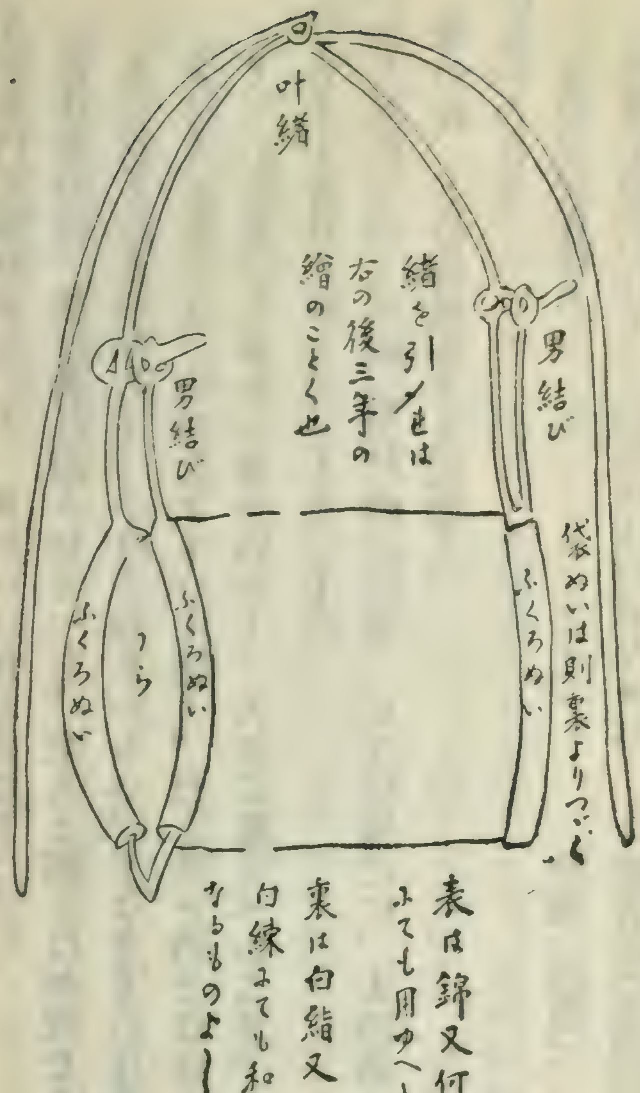
當申正月より、一箇月に三文づゝ、十七箇年之間、天王寺へ差出可ㇾ申事、

壹箇月に壹萬參千九百拾貳貫五百文、
五貫文爲替金參萬參千參百九拾兩なり、
十七箇年に、五拾六萬七千六百參拾兩と錢廿八文なり。
○水戶黃門光圀卿御作の由、世にいひ傳ふ書あり。
苦は樂の種、樂は苦の種と知るべし。主人と親とは無理なるものと思へ、下人は足らぬと知るべし。恩を忘るべからず。子ほど親をおもへ、子なきものは身にくらべて近き手本とせよ。掟に怖よ。火におぢよ。分別なきものに怖よ。色と欲と酒とは敵としるべし。朝寢すべからず。噺の長座すべからず。小事なる事分別せよ。大事に驚くべからず。分別は堪忍にあると知るべし。九分は足らず十分はこぼるゝとしるべし。
○江戶湯島切通と云所〔割註〕麟祥院歟、相生院歟。〕に、太閤朝鮮陣の時、加藤淸正彼國より取來石の閻魔の像、石の屛風ありと云傳ふ。
○茶杓の作者、
守德〔京都住人〕、　　鹽瀨〔同斷〕、
宗淸〔南都の住人、紹鷗時代の者なり〕、　　慶首座〔泉州堺南宗寺住寺、宗易時代の者〕、
甫竹〔堺の住人、宗易時代より大坂落城以後迄在世の者、其子又甫竹といふ〕、
宗易〔此作の茶杓と云は、鉋削りは時の細工人作りしを、直されし物なりと云〕、
○山部の赤人の像は、上總國山部郡東金の邊、田中村寶珠山淸光寺にあり。此像先年上へ召れしに、翌年の秋かへし玉ふ。厨子に入堅く封じ常に人に見せず。神主は松本新右衞門と云。又赤人の舊跡勢州石藥師より東山續き、八九町奧にあり。山の邊の御井といふ泉あり。赤人常に此水を硯水に用ひし由、今に禁裏元朝の御試筆と、七夕梶の葉の御製には、此水を御用ひこれあると云へり。今に其所よ

り年々獻上すると云。

○江戸谷中感應寺の祖師堂に、靈鷲山法華最第一と云額、八百屋娘お七、十一歳の筆跡なり、延寶四年辰春二月と書有レ之。是世に傳ふ湯島にかけし松竹梅といふは此額なり。天和二戌年三月御仕置相成、〔割註〕延寶四年より天和二年まで六年。」生年十六歳なり。寺は小石川指谷町にて、天台宗南縁山圓乘寺と云。法名秋月妙榮。〔割註〕天和二戌三月二十九日。」石塔あり。

○桂秋齋の說、古き軍書に火打袋附たる太刀といふ事あり。黒き錦を三角に縫て、中に砥の粉を包たる袋を入、少し計あける處を小はぜにてとめ、其あける所の口計、白地の錦にてこしらへたり。紙子の火打のごとし。急なる時に紛れざる爲なり。人を切りて血を拭ひ、砥の粉にてねまりを取る爲に、太刀にくゝり付置なり。往古は左右衞門兵衞は、禁中警衞の官なるゆゑ、禁中にても人を切り、守護のためなれば、御免に印に賜りて太刀に附しなり。軍刀へは御免に及ばず。八幡太郎殿奥州



へ下られ、其弟義光禁中へ御暇乞などに參る時、太刀に付たる火打袋を、陣の座に解置下りしと有も、御免の火打袋なるべしと云々。徂徠の說に燧袋といふ物は、燧を帶ぶると云より起れる名なるべし。其頃までは煙草も鳥銃もあるまじければ、燧を身をはなたず持べき樣なしと云々。近世愚得隨筆

附考に、伊勢貞丈が工風せし鎧袋の形を圖す。左のごとし、後三年合戰繪卷物に圖せしを據とすといふ。

○鎧披露の仕方、小笠原流故實聞書にあり。根井新兵衛の傳なり。

上



持人下りなり。御前に置下座へ下るなり。持人上りなり。御前に如レ此直して後、右の方へ廻り直になをして、使者を通し披露なり。

同拜領

上



持人上り、

持人下り、　拜領之者、

前にあるを如レ此振かへて、後の方持人下座へ上に、右の方持人押直し出す。拜領する人罷出戴き、其後持て退んとする。右の人寄て手傳勝手へ入る。

鍪(かぶと)の事

上



和巾をしくは不吉なり。もぎ付首送首祭の様による。

同拜領、
　右の手にて浮張を持、左の手にて忍緒を出す。拜領する人出て左の手へ浮張を取、右之手にてまづ
　忍緒を取、右の手にて屑廂に手を付け戴なり。
○同書に、山海の珍物といふは、蕨、梅干、海月。
○國土の菓子といふは、柿、栗の類。
○菅公は丑の年に誕生故、丑の日を用といふ。本說未詳、但廿五日は誕生日、又流日亦薨去の日共に同
じ。
○結髮、故事成語考曰、結髮係₂是初婚₁とあり。唐の習に我妻にせんとおもふ女をば、穉き時髮を結る
をたのめとす。
○通鑑綱目、秦始皇帝二十六年。王初併₂天下₁。更號₂皇帝₁。自以爲德兼₂三皇₁。功過₂五帝₁。乃更號曰₂
皇帝₁。
○百練抄云、保元二年十二月廿二日條に、金神方忌、自ㇾ今以後不ㇾ可₃忌避₂之由宣下。
○六月祓に麻の葉を以てはらひて、ながしすつることは、麻は夏の衣服に用ゆるものなれば、衣服にか
へてこれにつみとるを、なでつけて拂ひすつる理なり。衣服をなげ棄て拂ふ事は、いざなぎの尊の小
戸の祓におこりたる事なり。名越の祓といふことも、小戸の祓におこりたる事なり。いざなきの尊の
神わざ、時令に垂跡しては、六月祓の時節なり。
○織女と云題の歌をみるに、大かたたなばたとのみよみて、たなばたつめとよめる歌まれなり。これは
たなはだつめとよむべき義なるべし。雜木抄に元輔歌に、おりひめとよめる歌有り。織女をおりひめ
とよまん事あるべからず。類題集にては織女と右の歌をかけり。しかれば雜木は歌道しらぬ人の書筆
せしゆゑに、おり姫と書たがへたるなるべし。

○大磯に三千風といふ遁世の出家、はいかい師なり。鴫立澤と俗云ひならはせり。飛鳥井雅章、武家傳奏のとき、此所を通り玉ひて、よみ給へる歌に、

秋ならで今もあはれはしられけり鴫立澤のむかしたづねて

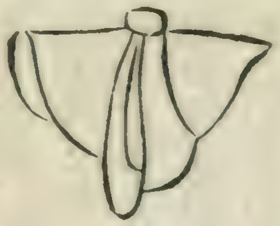
此歌を白紙の色紙にかきて、名をしるしすへ判を書玉ふよし、帝きこしめて、名所にもあらざるを、名所のごとくによみなしたる麁相のよしにて、閉門被二仰付一のよし、此歌よりいよ〳〵その所を、鴫立澤といふ所なりとせり。三千風右の色紙をかざりて寶物とし、懇望の人には出して見せけるよしにて、今は此歌を證據として、その所を鴫立澤の古跡たりといへり。愚按るに、名所によみなしたるにはあるべからず。三千風が庵の邊を、今鴫立澤といへばこそあれ、西行がよみしあとのほとりならば、むかしたづねてとよむまじきものにはあらねど、三千風にあたへ玉ひ、俗に名所にいひならはしたる故に、雅章の歌にて、いよ〳〵證據のやうに云ひなしたるなるべし。

○吉記曰、壽永三年四月十五日。今日崇德院。宇治左大臣。爲レ崇二靈神一。建二仁祠一。有二遷宮一。以二春日河原一爲二其所一。保元合戰之時。彼御所の跡なり。

○記錄所は大内裏に有り、天下の訴訟を聞し召て、理非を決斷なさるゝ所なり。後三條帝政治に意を勵し玉ひ、記錄所を創建せらる。其後中絕したるを、信西復レ之、庶務を諸役人とともに參決せり。

○下總國香取神社寶物之內に、いにしへの土佐が書たるとて、酒呑童子退治の卷物の繪に、船にのりて行があるに、舟ばたの格子にくみたる棚ありて、此上にのりて水主櫓をおすなり、此たななきを、たなゝし舟と云て小船なり。

○同繪之內に、田樂ほうしを書るに、角の棒一本の末にのりて、曲をなす所をかけり、大鼓笛びんざゝら等有り、かうふりし物は、あみがさのなりしたる上一文字にて、中に本紐二すじ付てさげたる圖の如し。



○蟇目之事、鳴弦傳授卷物、蟇目傳授卷物兩卷有り。蟇目といふも矢をはけて放つにはあらず。畢竟鳴弦なりと云へり。夜行の產屋の蟇目、一夜に三度行レ之。おこなふ所人に見せず。一重幕をはる。あづちは疊を立、米三俵を置、的は扇なり。右傳授には一七日別火の加行勤レ之。先行之始に蟇目の次第の書を書寫せしめ、此次第の內に、蟇目の守封やう有り。則此守を封じ置、人にもあたへ、また重ねて己蟇目を行ときの守も此時封じ置、黑札と云て書消札有り、書消やう幾度書レ之と云法を定む。此札を書硯水には天水を用ゆ。天水を取には、水晶の玉を硯石の中に置て、夜庭に出し置、夜の九ツ迄の內に水硯に入、八ツ時以後まであれば、彼水一滴もなく乾く、此水を以て守を書封ず。

○芝つなぎと云て、乘し馬を下りてつなぐと云事は、急に下馬すべき時、つなぐべき木もなく、又つなぐべき間もなき時に用る事なり。さま〴〵ならひを付けて云ふ人あれども、乘つめて手綱を馬の面の向へなげおろして下れば、直に馬はとゞまるなり。つなぐべき木もなき所につなぐ意にて、芝つなぎと云なり。

○古の太刀の鞘は、白木をうすくして入たる物故に、尻鞘をかくるなり。今の世の引はだなり。引はだと云ふ毛を引たる皮ゆゑに云なり。近所行幸に供奉の臣、尻鞘をかくるも、右の古實なり。

○的の內に鬼と云字を書は、鬼と書て甲乙の字なり、甲矢乙矢共に中の祝言なり。それを誤りて鬼と云字に書といへり。又說に鬼と書てムは無の字の意なり。甲乙なきの義とするはむづかし。鬼と書たるより、ムを加へて鬼と云字になすと見えたり。右の說に就て按るに、佛と云字はムは無の意にや。本字佛と書て弗は不に同じ、不は無に同じ、故にムと書を片假名に略して佛と書にや。長谷川了藏といへる字學者、佛字をならひありとて、たやすく傳へずと云へり。

○鍛冶、順和名序に、俗に鍛冶と書てかぢとよむをもつて、かぢと云は誤りなりと書りといへども、却て順が誤りなり。かぢは和名なり。鍛冶と書こそあやまりなれ、かぢとよむは誤りならず。

○梅酒の方、

青梅二升、一夜灰にまぶし、翌日水にて能々洗ふなり、尤水氣を拭ふなり。

白砂糖七斤、

古酒五升、三年酒にてか五年酒にても、

右一所にして壺に入、廿日過れば能くなるなり。何年置てもよし。

○蜜柑くねんぼの類、砂糖漬の仕方むづかしからず。蜜柑にても、久年母にても、柚にても、砂糖を水に攪交ぜ煮立、其中へ右の品を入、能くふくるゝ程煮て、板上に並べて、上よりそろ／＼と重く成やうに次第に懸て、橘柑の酢を悉く絞り出し、錢のごとく平げたる時、風に吹せて乾し、其上にて紙にてよく濕りをとり、壺に砂糖をふりて、其品を一通り並べて、又砂糖をふり、段々に右のごとく漬るなり。寒中などかやうにいたし置ば、いつまでもたもつなり。殊の外風味よきものなり。暑氣をこしたらば悉く取出し、壺を能洗ひ、外の砂糖を入替てよし。初の砂糖にて烹、口傳なり。

○醴之法、糯米一升、〔割註〕挽割にして蒸べし。〕花麹一升五合、水一升五合、右の水へ花かうじ一升五合を入、一夜浸し置、能く揉合て、あらきざるへ上げ絞るなり。其水をすいのうにて能くこして、右之水へ糯の白蒸を碎きて交合せて、其後澁紙にて其器を覆ひ置、三四日目には呑でよし、其上一遍煮返して置時は、いつ迄も味變る事なし。糯を其日にむすべし。早くむし置時は甘味すくなし。

○刀は十月より正月迄の間研べし。二月より五月迄は磨ぐべからず。水の性違ひて錆出るものなり。○刀の錆は木賊にておとすなり。○刀を拭ふ紙は、奉書を米泔(しろみづ)に浸し日にほし、能々揉て砂を去てよし。又奉書を臘月寒水に七日浸し、乾て後よくもみて用。○打粉はなるだけ砥石のよきを碎て、藥研にて卸ふるひ、水飛する事二遍。底に止りたるをぬぐい去て日に干し、羽二重の切に包み用ゆ。○又蕓薹子の油を刀劍に塗て錆ず。又人を切たる刀に血の付たるは、唾を付れば忽落るなり。

○韃靼國にては中國へ通船して、經書の類ひ、皆重き價を出して是を求む。然るに經書の中に孟子の書ばかり無しとなり。孟子の書を携行ものあれば、其ふねたちまち覆りおぼるゝと云、奇異の事なり。

○或諸侯在國の折、夜食に蕎麥を大食して、同食の差合故にや、大食傷忽腹脹仕、間もなく悶絶し、針灸湯藥の驗も見えず。片息計に成玉ふ。手醫師種々手を盡すといへどもせんかた無し。爰に其領分山家に蟄居せし隱士有りて、少し醫心も有にや、諸士の内噂して、是を召て容體を告て料簡を求む。此者の云、昨夜の通にして蕎麥を出し玉へと云て、其蕎麥を無理に國主の口に入るゝに、忽吐あつて昨夜滯りし蕎麥、其外のもの迄吐出し玉ひぬれば、其跡へ正氣散ぐらいの輕き劑に、少し加減して一二ふく進めければ、早速全快に及び玉ひしとなん。是等は醫術の所は退て、早速の頓智と云べし。おかしき事故書付置なり。

○歌書、鳥の子四半六半の歌書は、十行の物なり。其外題寸法は、其書物の横のはゞの寸法をとりて五つに折、其一分の幅を用ゆ。外題の長さ、右の五つをふたつに、夫に五つの一分を足すべし。外題押樣は、物語は中に押べし。歌書は端におすべし。端の明、米一粒の積あけべし。

○萬年糊といふは、飯をよく押潰て、水を不レ交してよくこなして、後馬蘭といふ草の葉、よき程に切て其葉に包み、上を紙にて幾重もつゝみ封じて、口を少し切明けて、入用の時絞り出してつかふなり。いつ迄も糊のくさる事無し、重寶なり。

○肖柏は村上帝の皇子貞平親王の遠裔にして、久我家の支葉なり。はじめ洛陽に居て和歌を嗜み、種玉庵宗祇、東野州常緣に就て是を學び、風雅の蘊奥を窮め、華夏の書を怠(マヽ)□ふ、後柏原の帝召て、便殿にて連歌し給ふ。肖柏をして發句を呈せしむ、

空に置て見んよや幾世秋の月　　　肖柏

御製是に續て、

庭にくもらぬ玉しきの露

肖柏は性靜に閑をこのみ、津田池田に屛居し、ひとつの小菴を結んで侍に、夢をもて名とし夢菴といふ。みづから牡丹花と稱す。

春さかぬ花のこゝろやふかみ草

この句より此名あり。其出て行時はかならず牛に乘り、金箔をもて其角に塗けり。凡其冠を道にせず。履を儒にせず。又佛術に耽らず。姓氏をもつて高しとせず。常に酒香花の三を愛し、建仁寺の常庵に倣て三愛記を作らしむ。攝州の亂を避て泉州境に隱居す。とし八十五にして卒すと。源氏朝貌の巻に、

見し折の露忘られぬ朝貌の花の盛りは過やしぬらん

とし頃のつもりもあはれとばかりは、さりともおほくしるらんやと云所を書て、終りをとり給ふとかや、それを牡丹花翁の前書にして、

いろにそみ心にそみし契りとて折しも消し朝がほの露

○輟耕錄、謝赫が云、畫に六法有。一に氣韵生動、二に骨法用筆、三に應物象形、四に隨類傳來、五に經營位置、六に傳摸移寫なり。いにしへの畫、あるひは能其形の似たるを遺て、其骨氣を尙、形似の外を以て、其畫事を求む。此俗人と道べき事難し。又云、夫物を象事は、必形を似するに有、形似は其骨氣を全くすべしとあり。

○すぎし頃よしはら丁子屋の雛鶴、ある客に身請され、廓を離るゝ砌、松葉屋瀨川の許よりふみつかはしける、その文に云、

開まいらせ候へば、このさとの火宅をけふし召はなれ候て、凉しき都へ御根引の華珍らしき御新枕、御うらやましきことはものかは、殊に殿は木か、そもじ殿は土、陰陽を起し、陽は則養にして

御一生やしなひ玉ふといふ字の趣、萬人を養育し、萬人にかしづかるゝ徴の、うれしくもめでたき事と、ちよとうらなひ〳〵、穴賢。

まつ瀬ら

雛 殿 も と へ

其頃は傾城とてもやさしき心がけ、易などもこゝろがけゝん、しほらしき事なり。しかし今も風流をこゝろにかけ、すこしは嗜も、まだよしはらには有なんか。

其頃の廓の符てふ詞のよし、

帚木とは間夫と云事、〔割註〕有とは見えてあはぬ君かなと云心なり。」

かゞり火とはやりてといふ事、〔割註〕心の火を焚たり消たり、物思ふと云心なり。」

蓬生とは煙草の事、

夕顔とはうらに來る客の事、〔割註〕よりてこそそれかとも見めたそがれにほの〴〵みゆる垣の夕がほ。」

朝貌とは後朝の事、

雲がくれとはきれたる客の事、

唐ころもとはきのじやの事、

あふひとは錢の事、

○烏丸光廣卿蕎麥の狂歌、

寄蕎麥切戀

呉竹のふしのまもさへ君がそば切へだつともえこそはなれぬ

寄葱戀

き丶なれて誰袖ふれし移香の匂ひをそふと我をたづねき

寄花鰹戀

初尾花かつほにいでゝ狩衣によそほひたてゝなびく秋風

寄絞汁戀

いとゝなひそのおもかげの身にそひて幾たび袖をしぼりしられず

○內裏にては瀧口、院御所にては北面、春宮にては帶刀といふ名は異なれども、實は皆守護の武士なり。

○公達といふは、官職祕抄には三位以上の事を、惣じて公達といふと、中頃の世と同じ。南都の頃に至りて、攝家淸華の家にのみいふ事のやうになりぬ。

○殿上人は大中少權の辨なるべし。其外にも人によりて殿上するなり。一書には、大少左右中辨をいふなりと見ゆ。

卯花園漫錄　卷之三

○和學と云名目は、不通にすまぬ詞也。豈只すまぬ詞のみならんや。不通にあたらぬ詞也。和歌といふも、唐詩に對していふ事歟。是又すまぬ詞也。唐の世の人唐詩といふ詞云はぬ也。萬葉集の和歌といふは、やはらかにおだやかなる歌といふ義也。今の人の和歌の故實を知るを和學といふは、我國を重んずるには、不相應なる名目也。我國人の我國の事を知るを和學といへば、兎角唐より下た手に成也。漢に漢學の名目なく、唐に唐學の名目なく、朝鮮に朝鮮學といふ名目なし。唐にて和學の職あるは、唐にて日本の事を學ぶ事也。朝鮮に和學の名目あるは、我國とゆきゝ往來多きゆゑに、日本の事を學ばせる也。唐や朝鮮にて和學者の名目あるは、道理にかなふ名目也。和國にて和學の名目はすまぬ詞也。かやうのつたなき名目も、五百年來と云ひながら、和學の名目は夫より近代の事也。かゝる□ある事は、能く國體を知らねば氣がつかぬもの也と、和學辨に見えたり。

○忌部正道の日本紀口訣は、かの抄物と違ひて、中古の書といひ、殊によほどよき末書也。さりながら文字の置やうを知らぬ人と見えて、表紙をひらくと、はや顚倒あれば、二た目と見るがいやになる。しかし心を取直して、假名抄と思ふて見れば、甚珍重なる事多し。山本廣道が講述抄は、出口延佳の講釋を書留たる物にて、能事理をときわけたり。延佳のあらはせし書數十部あり。近世の才子也。藤原兼良公の纂書は大に心をまどはす、見る事なかれと世の學者きらへども、保元以後かゝる智者は出ざる也。纂疏(ママ)に老佛の說を多く引玉へり。夫ゆゑ人々嫌ふか。然れども尋常の才子の及ぶ事にあらず。松下見林愚詳跡、又おもしろき說なれば、是又見るがよし。我胸中をひろめんと思はゞ、海內にある物みな讀んと心ざすべし。

○桓武天皇延曆十三年、今の京にうつり玉ひてより、享保廿一年に至るまで、凡九百四十年、勝境珍跡の多きは、他鄕にまされる事ことはりなる哉。故に世々の名所を集めたる書數多ある內、雍州府志は、藝侯の醫師黑川道祐があらはす書にて、大學頭藤原信篤の序あり。山城名勝志は、野々宮殿あつめ給ひし書にて、全部二十卷、外に地圖八枚あり。山城名跡志廿卷、此書も藤原信篤の序あり。右の三部の中にて、雍州府志は、大明一統志の例にならひて編集したれども、文字の顚倒多く、故實をあやまる事多し。名跡志の片筋にて書たる書也。是も當時さしあたりたる事のみ記して、素人のためには能き書なれども、深く古實を知らんには、無下におとりたる物也。たゞ明白に正說をあげたるは、野々宮殿の名勝志也。素人はおもしろく思ふまじけれども、其取立やう甚だ審か也。其引用せる書凡千部ほどもあり。眞名假名片假名、本書の通りに載せたまひぬ。誠に至寶といひつべし。始よりこゝ迄和學辨に見ゆ。

○松永貞德の翁、始めてつれ〴〵草の鈔をこしらへて、なぐさめ草と號す。貞德の心に、古今傳、源氏物語傳といふては、決していたすまじき事なれば、夫をはなれてつれ〴〵草の傳授と名付、我心得たる次第をも人々に傳へんとて、つれ〴〵草を讀むに、三ケの傳、五ケの傳事といふ事を、立たる事と見えたり。此つれ〴〵草八ケの傳に、源氏と古今との傳授は、すむことのやうに書たるもの也。其心得なき人、三ケ五ケの傳を、つれ〴〵の文面につきて考へ傳ふる故、貞德の本意とは相違せり。貞德の口授にて立られたるものなれども、八ケの傳にて殘らずすむやうには、能く立られたり。是はおもき傳を一等も二等も引おろして、仕立られたると見えたり。

○太宰氏辨道書といへる書をあらはして、神道者をさん〴〵にいやしめたり。播州の誰とやらん、神人と見えて返答を書、辨々道書と號して板行にあり。いかにしても太宰は大器量ある論にて、倭姬世記や、吾垂加翁の說になどか小だてに取たり、小器量あるにては本書の足もとへもよりがたく氣の毒

也。太宰は文章の鴻儒にして、辨道書こと〳〵く的論也。たゞ其國に居て、其國をそしる罪遁るべからず。辨道書板本にあり。大いに我日本をいやしめたり。

○我が日本もむかしは、平上去入の四聲をわかちて讀候にや、今も興福寺の幼兒若僧など、般若心經の素讀をいたせしを聞侍りしに、心經の文字の四隅に、こと〳〵く朱の小丸點を付けて、清濁さま〳〵に聲をはり、或は聲をひそめなどして讀經しぬるを、師の坊、なを傍より、それは今すこしあげてなど指南する、誠に口訣といひつべし。近頃殊勝に覺えけるまゝ、いろ〳〵ためし聞ければ、いさゝか忘れなば、わかり侍らずと、京師似兼子の物語せられし。

○雜學はあしゝとは何人のいひしぞかし。定めて書物澤山にもとむる事のならぬ人の、云出したるならん。予古今の間を見るに、我が夫子ほど雜學なるは有まじ。故に堯舜にまされる事をばしあつめて、大成すとはいへり。況博物博文とは、夫子の容ならずや。

○神代記に、至て貴を謂レ尊と、自レ此已下を謂レ命と、並訓二美古兎一と。今按に。神代にはいまだ漢學はわたらぬと、神道者の常談なれば、尊の字命の字の詮議はいらぬ事也。然ればむかし有りしといふも誤り事也。或人の云、應神帝以前にも、漢字など渡りたらめ、日本紀をあまれし時さへ、はや古書も多くほろびて、傳聞みなあやまる事のみ也。都て後の人神代の事を說は、最負のひきだをしと云ふ俗語に似たる事多かめれ。

○文穆先生の文集に、疱瘡の次第をとけり。報痘はあしそろえ也。起脹は水をもる也。貫膿は山を上る也。收靨はかせる也。落痂はふたつくる也。還元は本復也。

○繪馬に武者繪を書事、古記事也、園記といふ書には、建暦年中伊豆の三島の社に、八幡太郎の陸奥の軍の圖あり。又太平記に、阿保と秋山との河原軍の圖あり。其頃靈佛靈社へ手向として懸たる也。

○指貫といふ物は、もと下々の着するものにて、貴人の着せざるもの也。夫故奴袴といふ也。貴人は牛

車輦車といふて、禁裡の惣門まで牛車にのりて、夫より內は輦車に乘て行也。今武家方の長袴なども、直に玄關まで乘物をつけらるゝは、裾をくゝるに及ばず、步行あひだはくゝる也。さしぬきといふ物も、車よせまで步行のためにくゝる事也。古來は車よせまでの內は、輪をといて引ながして上り玉ふ。くゝりながら昇殿するやうなるは、源平の武士昇殿ゆりたる時分より也。是用心のためくゝる也。それが公家へもうつるよし、或公卿の仰られし也。

○屛風片々を一ひらといふ。源氏東屋にあり。雀形といふものは、比翼の鳥也といへり。想思ふことのふかき鳥ゆゑ也と云。

○靑侍といふ事、又靑女房ともいふ。官位せざる侍女房の事也。中右記に靑侍は未熟の儀也と云々。

○枚といふ詞、分といふ詞の事、足あるものは一器といふ。右にても紙にても張ば一張といふ。蓋あるものは一分といふ。中へ物の入らざるものは一枚と云。太刀なども一枚と有り。貞觀式に、太刀の身一枚とあり。

○御所といふ限りの事、三光院內府記に有。攝家までに限り、夫より下は御所とはいはず。本所といふ詞、すべて其地頭の堂上方をいふ。

○扇を的する事、類聚國史に、仁明天皇の勅に、野底海底などにても、的なき興に扇を用よと云々。是を思へば、那須與市が扇の的は、平家方故實者と見えたり。野底海底などの底の字心なし。付字也。

○生花の事、至て貴人を招請する時は、生花あるべからず。慰にといふて客に生けさする事也。亭主は生ず。いろ〳〵花を調置て、客に生さする事也。逍遙院殿の記に見えたり。

○神社方にある湯立といふ事、上代は篠の葉と蒼朮とをもつて湯をあみる也。マケといふは蒼朮の事也。

○託宣とは神德を人に告しらしむる儀也。唐にては大功の山神など祭る時、合湯を用ゆ。合湯とは湯と水

と也。能かげんの湯は清浄也。

○圭算といふ物、古來なかりし物也。明朝の頃日本へいたりし物也。夫より前は只文鎭とのみ號して、丸く或は獸の形勢などを作りて用ひたり。長く伸たるはなかりし也。長く伸べたるにあらざれば、圭算とはいひがたし。

○〔上略〕、故實の實の字は、史記にも漢書にも出て、註に故實とは、故事の是なるものをいふとあり。日本書紀神代卷に、はじめて故實と上をうけて故といひ、下へつゞけて實に何々と書たる物也。其故ある事は實に如レ是といふことと葉也。三代實錄十五、貞觀十年の文に、山鍾失火未レ見二故實一云々。同書廿八、貞觀十八年の文に、謹檢二故實一などとありて、其舊文に據て、今日の事を立る儀也。故の字、說文に爲也。廣韻に舊也。事也。因也と註し、實の字、孟子離婁篇に、言無レ實不レ詳と、まことに虛の字の對字にして、舊に據て其實を今こゝに行ふの意あり。左傳隱公數二軍實一など、實の意察すべし。〔下略〕。

○古來紙といふ物甚少し。さて今のごとく多く紙漉出さゞる故、官家の御用といへども、內々の儀は漉返しを用ひ、是を宿紙ともいひ、又反古を漉返したるもの故に、薄墨の色になるゆゑ、俗に薄墨の綸旨など云。延喜式には熟紙とあれども、通用して宿紙といふ也。古來紙漉、北野のうしろに紙屋川といふあり。爰にて紙を漉返す也。紙屋川といふは、今のかい川の事也。末代にては墨を入て作りものにしたる也。或說に、天の廿八宿の內、此國に下りて漉初たる故、宿紙といふ說は大なる虛言也。宿の字の心は、一宿とめたる紙といふ心にて、漉返しの心也。古の記錄に曆裏記といふ有。是は曆をつぎり、裏に書たる記錄也。又古來歷々の書翰にも、白紙拂底に付反古を用ゆとて、中々白紙は用ざりし。末代紙を製する事、十分に餘りて奢をますゆゑ、古へ白紙すくなき時は、人質素にして寫物多く、記錄も傳ふれども、白紙十分になりて、反りて記錄を寫さず。第一故實は奢りを禁ずべし。奢ら

ざるを故實とす。

○羽織といふもの古來の道服也。いにしへ道服といふものを着したるは、其形羽織の長きやうなるものにて、道中にて塵埃の衣裝にかゝらぬために着する物也。夫が轉じて羽織と成たり。足利義量將軍の近習に仰られて、鳥の毛にて織まぜたる道服はやりたり。夫より通じて羽織といふ名起りたるよし、慈照院殿實錄にあり。又一說に、此もの古來なきものにて、小袖の端を折て短くしたるもの故、反折(はをり)と云よし、永祿日記にあり。今按るに、貴人方佛詣などの時、道服といふものを召るゝ事也。廣袖にして羽織の長きやう成もの也。兎角羽織は、道服の略と心得べし。仍て禮服にはならず。侍など下袴着たる上には、着不着にはかゝはらずと心得べし。

○浴衣を表に着する事、田舍人などが都などへ登るに、かならず着して登る也。是古風也。むかしは皆晴の時は、大掛(うちき)といふものを着たり。禁中にて女房方、五ツ衣のうへに大掛(うちき)を着て、うはをびにすると同じ事也。むかしは少々すへ(マヽ)あるものは、五ツ衣を着たる事也。五衣を着て、其上に常の間は布を着る也。榮花物語など見るべし。曾我物語などにも、虎少將といへる遊君も、五ツぎぬを着たり。

○日本古來の曆學くはしからぬゆゑ、支干も何も違ふ所あり。末代の學者、むかしの事を記するに、今の曆より推上げて記するゆゑに、古來と干支不レ合事あり。理はよけれども記錄と合はねば役にたゝず。中根氏作皇和通曆といふもの三卷印板にあり。古來の人は記錄にまかせて干支をたつ。山槐記など引けり。日本の古史を考んと思ふものは、皇和通曆をもつて見るべし。

○水干如木(じやうぐ)といふ裝束、水干といふ名は、末代鞠裝束になりて、極たるたるやうになり、一つの服の名となる。元來水干は絹の名にて、裝束の名にあらず。隨分やはらかに張て、糊を用ひざる絹の事也。水張にして干したる物故水干といふ。古の記錄に有。水干の袍、水干の狩衣とありて、一つの服の名とはせず。何にても糊つよく張たるを如木といふ。如木の襲、如木の袍などゝ、古來の書にあり。末

代になりては、元服拜賀の門出の時、前を追ふものをいふ。白き強張(こはばり)の裝束を着て、前を追ふもの如木と覺えたり。役人の名目とは違ふ也。如木は衣をつよく張る心にて、職名にはあらず。文字の通り也。

○史記漢書の天文志、五行志などの考へやう、まづ方角を定めて、東木南火北水西金、これは全體の居所の色也。然る所に春青夏赤秋白冬黑用黃とするに、其姿青かるべきに、東に白き雲しきりに棚引ば、秋が春になつて金刻來、西より東の木を切る道理なれば、草木成就せず。依て米など高直になるべしと、現に近年の天經或問は手遠し。五雲を見るが早し。

○上代は少彥名命の御傳のみにて、異國の方は傳はらず。丹波氏の先祖、後漢の孝靈皇帝の曾孫高貴王の子、志奴乎(しぬを)の直(あたひ)日本に渡り、丹波の國に住す。此子孫二つに別れ、一つは丹波氏にて禁中の典藥の內也。一つは坂上氏にて代々禁裡につかへて、坂上田村丸など是也。又和氣といふは半井家にて、是は日本垂仁天皇の末孫、和氣淸麿が末也。然るに丹波の家より相續して、半井氏は和氣より別れながら、丹波の餘流と成たり。依て和氣丹波兩家を、日本醫道の兩大家(マヽ)とする也。

○侍とは、主人なき人には侍とは書ず。士と書は是にはあらず。來期より以後は逆士の惡にこゝろざすなど有。朱子註には、武士に志とあるは非也。兎角善に志す時は士と云べし。奉公人には侍と書べし。侍ははんべると讀む也。然れば役所の心也。侍は主持の心にて、役所にきつとして居る心也。又職原抄の下卷に、侍といふは古體ならずとあれども、侍は古き事也。源氏物語にも殿上侍とあるは公家衆の事也。侍所の別當とは武家の事也。

○中御門權大納言宣胤卿記にいはく、文龜二年二月十日、侍從二位「兼俱卿」、所望の三社の託宣、幷天神の名號云々、以上今日書ㇾ之遣ㇾ之。また同十七日、三社の託宣一幅、兼永の朝臣の所望を書ㇾ之。

○愚管抄にいはく、千萬御前元服せさせて、實朝といふ名も京より給りて、建仁三年十二月八日、やが

て將軍宣下申くだして云々。

○周禮といふ唐書を見れば、大祝小祝の官、もろ〳〵の神祇祭祠の事をあづかり掌り、又喪事をもあづかり掌るよしいへり。生たると死たると、淸きと穢しきとの辨へなくして、皇國のこゝろより見れば、いとも〳〵穢しき國俗也けり。

○東鑑に、上品八丈絹六匹代百廿文、〔各有文〕、紺布二反〔無文〕、代四文とあり。むかしは錢のいとゞ少なかりし程、これにて知るべし。又同書に、工藤庄司景光着二佐奥美水干一といふ事、今の世に布に細目といふがあるは、此さよみの訛れる名なるべし。

○同書に、平の政子が賴家を諫めたる語に、源氏等者幕下の一族、北條者我親戚也。仍先人頻りに被レ施二芳情一。常に令レ招二座右一給。而今於二彼輩等一無二優賞一。剩皆是喚二實名一給間。各以貽レ恨之由有二其聞一とあり。人の實名を呼ぶ事をば、無禮とする事、是にても知るべし。

○宗祇法師が生れし家の跡とて、紀伊の國在田の郡藤並の庄、下津野村の民どものやとうろのうちに、五十間に四十間ばかりの地ありと、彼國の事ども記せる物にしるせり。

○須賀の直見がいひしは、廣く大きなる書をよむは、長き旅路にゆくがごとし。おもしろからぬ所も多かるを、經行ては又おもしろく、眠さむるこゝちする深山にもいたる也。又足つよき人ははやく、よわきは遲きに能似たるとぞいひける。おかしき譬也かし。

○二水記に云、大永七年正月七日早旦、室町殿出仕令二見物一。道永以下悉以片衣小袴也。當時先無爲之間。不レ可レ然之體也云々。武田出仕の體同じとあり。片衣小袴といふ事、此外にも所々見たり。今の世の肩衣半袴の事と聞ゆ。

○同書に云、享祿三年二月三日、午の時參內す。有二御楊弓一と見えたり。禁中にもかゝる事ありしとぞ。

○同記に云、大永六年三月六日、午刻參ニ靑蓮院門跡一。少納言と同道、今日花御會也。池の坊〔割註〕六角堂師行也、花の上手也。」祗候す。十瓶餘有レ之。又同六年七月廿二日、午刻參ニ靑蓮院一。萬里小路河野の少將、高倉の少納言等同道也。於ニ池中島一有ニ御茶一。種々之儀尤有レ興。當時數奇宗珠祗候す。下京の地下の入道也。數奇の上手也。

○古への飛鳥の宮の御跡、岡本の宮は岡寺のふもと、淨御原宮は岡本よりやゝ南の方、川原の宮は川原寺のほとりなる小山、板葺の宮は飛鳥川の東の畠中也と、飛鳥の社司飛鳥氏の說也云々。

○拾遺集の物の名のつゞみのたけは、つゝのみる者也、肥後の國古戰場記といふ物に、かの國につゝのたけといふ山有、それなるべしと云へり。

○西宮記云、諸社遷宮の事、伊勢の宮二十年に一度云々、宇佐の宮三十年、〔割註〕太宰府勤レ之。」住吉二十年、〔割註〕使ニ神祇の副一云々。」云々。鹿島香取二十年に一度。

○同記に云、宣命の料紙、伊勢は緣、賀茂は紅、餘は黃。

○文粹一の卷、源順歌に曰、夜行翁夜々警レ火。舊府中呼曰ニ火危彼誰何一とあり。夜めぐる者火あやふしとよぶとは、源氏物語其外にも見えたり。今の世に火の用心と呼ありくは、此火あやふしの訛れる也。

○源氏物語の乙女の卷に、式部卿の宮の御賀の事をいへる所に、御としみの事とあるを、河海抄に御賀の事也。年滿たるを賀する故にいふと註せられて、其後の註にもこれによりて、年滿也とあれども、おしあての僻言也。としみは俗にいふ精進落の事也と、〔下略〕。

○廣大和名勝志といふふみ三十冊、植村高容の作也。奈良の(芝イ)足田村の人。天明二年壬寅二月廿七日死。

○かばねの朝臣は阿曾美(あそみ)にて、吾兄臣(あせをみ)といふ事也。然るを天武天皇の御世に、八色のかばねを定め給へる時、よし朝臣とは書始められたり。そは此字のあさおばの訓を借りて、つゞめたる物ながら、字義

をも思ひての事なるべし。漢籍にも蔡邕が獨斷に、公卿侍中尙書。衣帛而朝曰ニ朝臣一。諸營の校尉將大夫以下、亦爲ニ朝臣一と云へる事あれど、かの國の書には、常にはをさ〳〵見えぬ稱也。

○或人曰、小野小町が事、つれ〳〵草其外の說まち〳〵なれどもさだかならず。長明が無名抄など考合すれば、小町が盛りは業平より以前のやうにもおもふ如何。答て曰、古人には一國より一人づゝ、采女を內裏へ獻ぜし事也。旣に仁明帝の前後に、小町を召れたるもの六十餘人有りしと也。此采女を后町におらしめ玉ふ故に、皆々小町と呼れたる也。其人々の宮仕を止めて、古鄕に歸り身まかりたる墓を、おほかた小町塚と呼しとなん。國々に小町塚といふもの多し。美濃、尾張の間にさへ二三ケ所あり。然るをなべての小町と言んとおもふより、紛れたる說多し。譬ば實方朝臣、陸奧へ下向の時、髑髏の目穴より薄の生出て、秋風の吹につけてもあなめ〳〵の歌の小町は小野小町也。文屋の康秀が三河掾と成て下りし時、身をうき草の根を絕えて誘ふ水あらば、と讀しは、高雄國分が娘の小町也。おもひつゝぬればや人の見えつらんの歌、又業平の舞の野などいひしは、出羽の郡司小野良實が娘の小町也。高野大師の逢給ふ、裝□憍慢最甚し。衰る日然歎猶深しと答しは、常陸國玉造義景が娘の小町也。斯一人ならず。故に時代其外異なる事あるのみ。中にも良實の娘の小町は美人にて、和歌もすぐれたれば獨り名高く、すべて一人のやうに傳へ來るのみ。

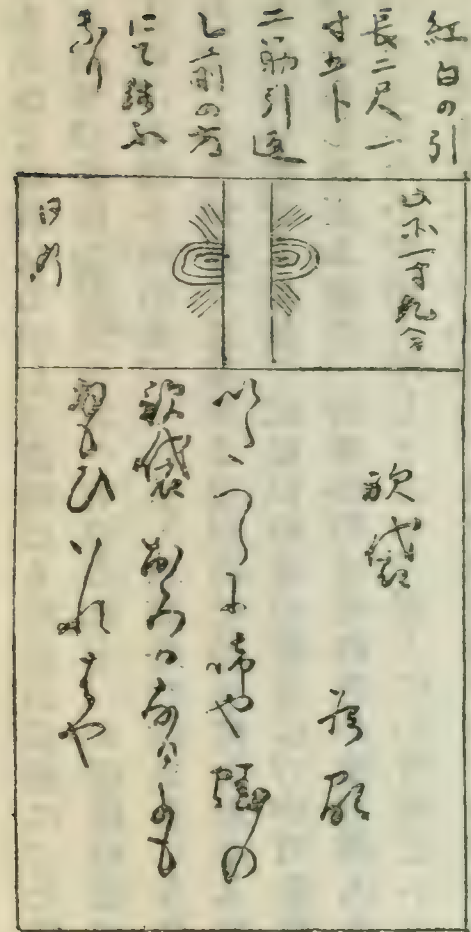
○かしは手といふは拍手と書て、手を拍(うつ)といふ事也。神を拜する時のみ用ゆるにあらず。君を拜する時も手をうつとなり。日本紀に見えたり。此禮、日本ばかりにあらず。唐士にても是あり。月令に振動といふもの是也。〔下略〕。

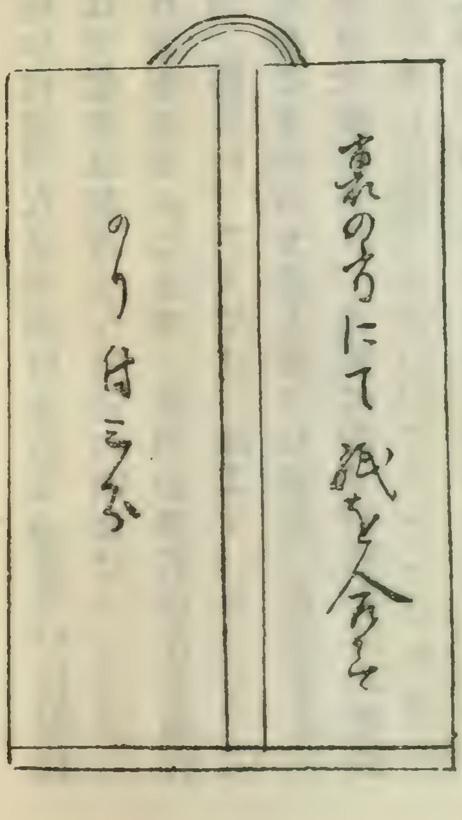
○或人の曰、世に祕する所の五字十字といふものは、其もと佛家より出て、今多く僧徒山伏などの專用となる。軍林寶鑑軍務の篇に、太公望が周公旦に敎しとあれども、大なる虛說也。其證には今の眞字の筆畫を見て說を作りて、篆書の義は一向に知らざるものゝ僞作也。たとへば鬪の字に、門裏戟豆長

さ一寸と云。是今通俗の僞文を見て作る。鬪は門にあらず、門に頭の字也。似たる字ゆゑ、世多く門門と誤り混じ、中の斲を略して鬥と云來り、鬪を鬥と僞略す。是周公の時何ぞ此字體あらん。其文盲笑ふにたへたり。其他皆かくのごとし。今世に傳ふ九字は、台宗の法を離合すといへり。或人の曰、九字の文字幷十字といふ事如何、曰、臨レ兵鬪者皆陣列在レ前、以上九字也。是に勝の一字を加はへて十字也。

○或人の曰、六月十六日を嘉定とも書、又嘉祥とも書、いづれや正字なる。曰、林道春先生の說には、後嵯峨帝いまだ即位ましまさぬ時、六月十四日に、宋の嘉定錢十六文をもて、食物を調へ御膳に供したる例を、踐祚の後も用ひ玉ひて、此日餅などを奉ると見えたり。又或家の記には、仁明天皇の御宇承和年中六月、豐後國より白龜を獻ず、龜は目出度ものとて百官賀して、六月十六日嘉祥と改元ありしゆゑ、年號の文字を書と也。又元祿年中、將軍家の六月十六日諸侯順序の記に、大史の筆にて嘉祥と見えたれば、嘉定の字はよろしからずと有。此兩說各故事あれども、當時右史の書所を用べし。

○南嶺遺稿に、歌袋の事、陸奥紙にてこしらゆるが本法也。行成紙にて作るは故實にあらず。





いたづらに鳴や蛙の歌袋心なきをもおもひいればや

此古歌を裏に書もの也。水引にてくゝり、柱に懸置く。思ひつけたる歌の趣向を入置袋也。むかしは錦布などにても製せしや。江記といふものに、匡房の歌袋、大和錦にて製せられしと見えたり。然れども當時いづれも、大高紙にて製せらるゝなり。或説には、總竪長一尺二寸六分、横八寸四分と有。蛙の歌は、夫木抄に撰入之、永仁元年楚忽百首藤原爲顯也。爲顯は大納言爲家卿の三男、從五位上侍從、早世子孫なしと云々。藤谷袋といふ物有。是は藤谷爲相卿御好の形也。短冊を三ツ折にして、是に入置といふ。近來流行せしもの也。

○俗家に門口に張置て、疫疾の災を除く呪とする蘄廁乙の字は、群談採餘僧之部に出たりと云。

○痲疹流行の時、嗅ぎ藥、柿の葉裏に名と歳とを書き、灸三火すへ、居間の上に釣置、蒼朮、細辛、川芎、乳香、降神香、右五味を等分に合せ、火入にいれてかきくすべる事也。菅沼伊賀守家傳の法也。

○定家卿九月十三日夜住吉に詣で、歌道をなげき申さるゝに、夢中に汝が月明か也と、示現を蒙り悦び玉ひて、自ら記を明月記と稱せられける。惜かな全本傳らずと云々。

○うきよとは憂き世といふ事にて、憂事のあるにつきていふ詞也。古き歌どもによめるを見て知るべし。然るをからぶみに、浮世といふ事もあるにまがひて、常に浮世と書ならひて、たゞ何となく世の中のことにいふは誤り也。古歌を見るにも、憂といふに心を付て見べし。

○もろ〳〵の文書に、云々者云々といへる事多し。此者の字を、中頃より下の語りがしらにつけて、はべれば云々とよみならへるは僻言也。これは上の語につぎて、云々てへりとよむ事也。てへりはといへりといふ事也。

○女一の宮、女二の宮など申す女の字、音に讀とならへれども、榮花物語などに、男一の宮、男二の宮などあり。男は音にも讀むべくもあらず。必をとこ一の宮など讀べければ、女もいにしへは、をんな一

の宮、をんな二の宮などよみつらん。ことはりをもて思ふにも、字音には讀まじきつゞき也。

○甲乙をきのえきのとゝいふは、木の兄(え)木の弟(おと)也。其餘も準へて知るべし。庚辛は金の兄金の弟なるを、かのえかのとゝいふは、ねはのとつゞまる故也。

○東鑑に、打㆓四一半㆒をといへるとあり。博奕の名と見ゆ。ついでにいふ。今の世に博奕にちよぼ一といふあり。樗蒲(ちよぼ)からごとに見えたり。同書に、澁谷の庄司重國が郎徒平太男行光が郎徒、藤五男懸岡泰村男眞正男などいふ事あり。つれ〴〵草にも又五郎男などいへり。此外にも其頃の書に、いやしきものを某男といへる事多し。

○天皇の御胤を宮と申す事、いにしへは皇子皇女にかぎれり。皇子の御子よりしては、宮と申事なかりき。然るを中頃よりして皇子の御子をも申し、近くは親王の御すじをば、世々すべて宮と申す事となれり。

○硯面に物書べからずとの事古し。源氏橋姫の巻に、姫君硯をやをら引よせて、手習のやうに書まぜ玉ふを、是に書たまへ。硯には書つけざなりとて、紙奉り玉へばと見えたり。湖月抄には、菅家の御歌御日記とて此事に引き、硯は文殊の眼に表せしこと也と註せり。

○聖學自在に、文車といふは古書には見えず。如何とおもひしに、つれ〴〵草の古本を見しに、文庫とありしにて、始て广冠りの消たる本より、寫し誤りたれといふ事をさとりしと見ゆ。亦つれ〴〵草抄に、文車といふものある事をのせたり。

○小町盛衰の條に云、戸令に、年八十及㆓篤疾㆒は給㆓侍一人㆒。九十には二人、百歳には五人とあり。かくて其國官、おり〳〵めぐりて見、百歳には國守自ら見る事古法也。七十以上には臨時米を給ふ事、國史に見ゆ。

○官職知要は、職原抄を參考するには能き書にて、題號のごとく益多き書也。

○貴人といふは三位以上と見ゆ。名例律に、議貴謂二三位以上の者一とあり。亦令の義解に、依レ律稱レ貴者、據二三位以上一。其五位以上には、都て爲二通貴一。とあり。

○度會延佳神主云、延暦年中奏覽の内宮儀式帳に、不葺御門とあるは、今の鳥居の事也。左右の柱は女柱男柱と云。上の横木は笠木と云。第一の横木を鳥居と云。此横木に諸鳥のけがれをかけまじきために、笠木はありと云へりと、井坂長秀の物に見えたり。

○秋齋閑語に、神社の棟にあるちぎかつほ木、神道家にては大切の事とするゆゑ、淺見にては申難けれど、昔は人家の棟にもありしにや。京より三里北、愛宕郡小野郷雲ケ畑と云村の家の棟には、今も所々あり。所の人に問へば、風烈しき故に、わらぶきの風に取られぬ爲に置木也と、此所にてかつほ木と云よし也。昔は家々皆わらぶき故、風をさへにおきしものと見えたり。千木(ちぎ)を風木と書也。風は千とよませたる、東風をこちと云にて可レ知と云々。されども予考るに、古事記に、雄略天皇河内にて、上二堅魚一作二舍屋一。家似二天皇の御舍一而造ると、即遣レ人令レ燒二其家一事あり。是志幾火縣主が家也。昔は家々皆わらぶき故、風をさへに置しものと見えたりとは、さしもの秋齋いかんぞや。

○布施と熟字すべきは、國語の周語に、布レ憲施二舍於百姓一とあり。猶佛書に出所あるは不レ知。

○押領使と云ふ者、昔は其所を押領するやう也と、或方の問あり。左にあらず。東鑑にも、文治二年八月六日、草野太夫永平、筑後國在二國司押領使一。依二天氣一執達如レ件などとあり。昔時此號ある事也。

○右筆は能書のみにてもあるまじ。職原參考にも、謂二文筆博辨の人一也と見えたり。

○神武帝日臣命の勳功を賞し玉ひ、道臣命と名を賜ひしは、軍功に名をたまふ始なるべし。

○重編應仁記に、和論語、江源武鑑等は、堅田の土民の子、少し文字を知りて、已が佐々木の正統たらんと、僞作せし事をあげたり。

○僧尼令に、僧尼習二誦兵書一科レ罪。

盡信レ書不レ知レ無レ書と、神代に文字有無の說、諸書に論ずる事紛々たり。諸書の說を記さんなれど、甚繁多なれば漏しつ。先予が淺見なるさへ、見當りぬる書名計を參考のために記す。○釋日本紀○新撰姓氏錄序○古語拾遺序○古語拾遺句解○朝野群載〔箱崎記とも〕○神代口決○神皇正統記○本朝文粹○日本紀問答○日本紀纂疏○神代和訓集成抄○神代卷鹽土傳○本朝通紀○和學辨○結毛錄○神道玉鉾の道草○和漢問答○神道排佛の說○本朝學源浪華抄○和漢三才圖會○和字正濫抄○和字正濫要略○同文通考○古史通○和讀要領○俗說辨○觀鵞百譚○神名書○中臣祓清淨草○神道野中の淸水○和字傳來考○本朝字原○和傳國字指要○中臣祓要信解○同白雲抄○同大全○牛馬問○和事始抄○後篇俗說辨○神代卷跋○和字通例書○本朝俚諺○神代卷藻鹽草○中臣祓舊記○遊和草○鹿島所藏書。

○凡右等の書其說混雜せり。右書の中神代の文字とて出せるあり。神代文字なしとも論ず。委くは右の諸書を參考あるべし。

○和木名香。籬垣、〔賀茂〕、光遠木、〔有馬家來〕、長柄橋柱、〔攝州〕、樓間櫻、〔四種勅名〕、夏衣、〔攝州有馬〕、箱根埋杉、〔相州〕、三穗崎楠、〔駿州〕、三輪杉、〔割註〕二本杉とも、神代杉とも云。〕丹後埋杉、嚴島鳥居、〔淸盛建立〕、千歲松、〔割註〕奥州平泉中尊寺にあり。〕瀨戶白檀、〔相州〕、天橋立松、〔丹波〕、末松山梅根、〔奥州〕、梢の外、〔割註〕攝州天王寺林氏所藏。〕大江山、〔丹州〕鎌倉天香木、〔相州〕、寶山杉、〔空海杉〕、秩父山沈、〔所藏不レ知。〕筑紫飛梅、平岡天香木、櫻田櫻、〔武州〕、高砂松、〔播州〕、浪花梅、〔攝州〕、芳野寺（マヽ）、〔和州〕、五百枝杉、〔勢州神木〕。

○假名句題は、古今集〔百首〕、後撰集〔同〕、拾遺集〔同〕、惣計三百首といふ。

○堂上方諸道家、

神道家　白川、吉田、藤波、

和　歌　冷泉〔上下〕、飛鳥井、三條西、中院、阿野、水無瀨、

紀傳道　高辻、唐橋、五條、東坊城、
明經道　船橋、伏見、押小路、
神樂家　綾小路、持明院、四辻、廣田、鷲尾、藪、滋野井、
能書　清水谷、持明院、
和琴　四辻、大炊御門、
琴和琴　伏見、西園寺、今出川、園、綾小路、
箏　正親町、綾小路、藪、大炊御門、德大寺、久我、轉法輪、甘露寺、橋本、
笙　花山院、清水谷、朽木、山科、
笛篳篥　綾小路、
蹴鞠　飛鳥井、難波、冷泉、綾小路、
裝束家　轉法輪、大炊御門、高倉、山科、
天文家　土御門、倉橋、
將棊家　水無瀨、

○郁子といふ物、毎年十一月朔日、近江國蒲生郡王の濱より朝廷へ貢す。此物狀熟柿のごとく、五束一處につく。實の內細核ありて、茄子の核のごとく、味甘く毒なし。山城國には所々に產す。俗に常磐アケビと云。正名蔔子なり。閑田耕筆に委しく出せり。

○源氏物語の抄物は、いにしへより數多あり。今の世にも專ら傳はれるをのみ書記す。

河海抄（四辻左大臣善成公）、　花鳥餘情（一條禪閣兼良公）、
岷江入楚（中院也足軒通勝公）、　細流（西三條逍遙院實隆公）、
孟津抄（九條禪閣稙通公）、　弄花（夢庵肖柏牡丹花老人）、

明星抄（西三條三光院）、
綱目（西道智）、
萬水一露（能登永閑、宗祇の孫弟子）、
湖月抄（北村季吟）、
紹巴抄（稱名院殿）、
辨引抄（一花堂）、
竟宴（松永貞德）、
源語祕決（一條禪閤）、
狹衣（大貳三位）、
同下紐（狹衣の註なり。よく源氏をうつせし物語也。）

○伊勢物語は、
知顯抄（不知）、
逍遙院殿家說、
肖聞抄（牡丹花老人）、
杼海（了意）、
山口記（宗祇）、
拾穗抄（季吟）、
眞名伊勢物語（六條宮御撰と云）、
初冠（同斷）、
惟清抄（舟橋三位環翠軒）、
闕疑抄（細川玄旨）、
盤齋抄（踏雪）、
祕決抄（高田宗賢）、
愚見抄（一條禪閤）、

○徒然草は、
野槌抄（林道春）、
壽命院抄、
盤齋抄（踏雪）、
文段抄（季吟）、
增補鐵槌（山田元隣）、
參考抄（惠空和尚）、
貞德抄（長頭丸）、
古今抄（大和田氣求）、
句解（高階楊順）、
諺解（南部宗壽）、
大全（高田宗賢）、
諸抄大成（淺香山井）、

○鵺の鳥しら山の松の木蔭にかくろひて云々、此鵺の鳥といふは、たかと讀む也。鵂鶹鷹也と字書にも見えたり。かくろひは誤り也。かくろへといふべし。かくろへは隱れ也。かくれの三言を內言にもいふ也。ろへを約めてれ也。さればかくろひと言事はなし。はらへといふ古語をはらひといふごとく、通音とのみ心得ていひ誤か、書も誤る也。

○水戶家にて撰述の扶桑拾葉集は珍らしきもの也。其序文は兵部卿幸仁親王の御作也。こゝに記す。

やまと歌の世々にえらばれし事は、奈良の葉の名にしおふかしこき御時より始りて、あまた度になりぬ。しかはあれど、撰集の序をはじめ、諸抄の序跋家々の集の內、人に送れる文に至るまで、信田の森の千枝の數おほく、色深きことのは、ひろひあつめたるをばいまだ見ず。爰に參議源朝臣光圀卿、行餘力ある時は、文をまなぶといふふるごとを忘れず。是を集て三十卷になりぬ。明曆の帝、下居給ひて後、しづかなる御暇ある頃、是を御覽ぜさせ奉りしかば、扶桑拾葉集と名づけ給へりしを。かしこまりにたへず、其題をしるして此文のはしにくはふべきよし、此頃しきりのもとめあれば、さのみはいなびがたくて、元祿二年の秋長月の頃ほひ、愚なる短き筆のそしりをかへりみず。かの望みにまかせ侍る事しかなり。

兵部卿幸仁親王

○此頃反故のうちよりゑり出せる、誰作りしものともしられぬ事ながら、いと面白きものなれば書しるす。

日々過を省るに手近き法を問

我今日

不孝なる言行ありやなしや　　不義なる言行ありやなしや

上をかろんぜし事ありやなしや　　下を侮る事ありやなしや

兄弟に不レ睦事ありやなしや
朋友に失レ信事ありやなしや
親類に疎事ありやなしや
人を譏又は過言ありやなしや
僞を言自讃の詞ありやなしや
理屈を立我を張事ありやなしや
過をかざり異言を受ぬる事ありやなしや
疎を憎み親を贔屓ありやなしや
情弱油斷或僞虚ありやなしや
碎嫉根生或は謟ふ心ありやなしや
堪忍を破り無遠慮の事ありやなしや
心の外人の害になる事ありやなしや
不慈悲なる事ありやなしや
約束を違し事ありやなしや

右此條目を毎日二度も三度も看經するごとく、靜に觀ずれば大方成物にて候。

○今世の能、茶の湯の兩事は、武家のもてあそびものとなりて、しらざればいたく恥辱なる事とす。中にも茶の湯の事は、高上の數寄を專とし、全く翫器の種とす。見ぐるしき古陶器一つに百金を惜まぬは、此徒の僻也。其心古物を稱美する也。又金銀を出して、其器の價貴きを稱美するや知るべからず。或人の許より、茶客の心得をしるせしものを得て、初心の輩のためにはとて記しつけぬ。

茶湯客心得之事

服は麻上下着用之事。但正月建初之節は熨斗目着用、勿論いつにても和巾懐中の事。

待合飾附之事、火鉢出有レ之候事。烟草盆一面出置候事。但烟管は客の數出有レ之候事。欒鑵に素湯出有レ之事。但湯盆に載有レ之候事も有レ之。又は火鉢出懸置事も有レ之。

香煎幷茶碗湯盆にのせ有レ之。茶碗は客の數出有レ之候事。硯箱一面飾り有レ之事。但筆墨水入封切等も結入一卷添、先は硯箱の蓋の上へ飾り、又は內へ飾るか。引出し有レ之ば右之內に入置事有レ之。刀懸飾置候事。但席により刀は亭主挨拶に出候時分、及二挨拶一勝手へ廻し置候事も有レ之。時宜による。

茶所近く有レ之節は、刀懸折圍之外、刀懸に懸置候事も有レ之。

待合へ客着座揃候と、亭主挨拶に出、後刻案内可レ致旨及二挨拶一勝手へ入、暫有レ之、亭主路次へ迎に出る事。其節上客初め待合の踏石へ下り、一禮に及び、亭主圍へ戻る。夫より客は又待合へ上り、煙草二三ぶくも給候て、上客へ伺ひ待合を出、露次へ入り、手水鉢の脇に湯桶有レ之、銘々手拭を出し帶へはさみ、客互に及二會釋一、上客より段々手水を遣、湯桶の蓋の上へ柄杓をもとの通りに飾り、扨圍の外中潜り際へ立寄、又客互に及二挨拶一。刀懸へ脇指を上客より段々懸レ之、尤扇は指候まゝ、圍へ上客より入る。其節も又挨拶有レ之、扨圍へ上り候。

自分の著履自身にて裏合せにいたし、踏石の端か床の方へなりと見計ひ立置。

先懸物を一覽、其節、扇を拔ながら手を突、件の掛物を熟覽いたし、夫より爐中釜など見、花其外飾付を見畢て、上客座に着、夫よりしめ迄上客の通りに着座、掛物飾付抔をほめ居候也。無レ程亭主咳拂抔して亭主口より出、銘々客數ほど、切熨斗を臺に載せ持出、亭主、熨斗臺を下に置一禮に及び、上客初め扇拔會釋に及び、亭主、熨斗臺のまゝ上客へ渡す。上客、請取いたゞき臺を下に置、切熨斗一つ取レ之。又いたゞき袂へ入る。夫より右熨斗臺のまゝ次客へ渡す。次客より銘々次第に同前〆迄済て、〆の者上客へ及二會釋一右臺、〆の者より亭主へ戻す。亭主請取勝手へ入る。

亭主炭取持出、爐邊にかざり置、懷中より疊紙を出し、夫より釜に鐶をかけ釜を上る。夫より火箸にて下火をならし、灰を直し炭を仕、香合を取香を炷。此節上客行て炭を一覽の時、爐邊次客より〆迄立寄一覽に及び、上客、香合をこひ、亭主、香合を和巾にて淸めながら、上客の前へ出す。上客始め會釋、上客、右之香合を自分の膝の前へ置、水を斷、夫より香合を熟覽し、蓋を明け内を見る。其節、扇を一二間ひらき、香合の蓋をのみ見る事も有レ之。右済て蓋をもとの通り致し次客へ渡す。客請取一覽〆迄同樣、〆の者見終て香合を上客へ戻す。其間に炭取を亭主勝手へ持入、三羽を殘し置。上客、右の香合を道具疊の際へ出し亭主へ戻す。亭主請取。此時、上客より〆迄一同一禮に及ぶ。其節、香合の作并香の銘承る

事も有レ之、亭主及二挨拶一勝手へ入。右の三羽にて亭主道具疊を清める事も有レ之。又別段に羽箒にて清める事もあり。右濟て亭主會席を斷、何も及二挨拶一。

亭主、膳を持出上客へ渡す。上客請取、〆迄右之通膳居り仕廻、及二會釋一箸を取、夫より亭主飯器を持出、上客へ渡す。上客、請取て自身飯を盛り、次客へ渡す。〆迄如レ此。又亭主通ひ盆持出、汁の再進を上客へ伺ふ。上客、汁椀の蓋を下へ重ね、通盆へ載せ汁を替る。〆迄次第に同前、夫より菓子椀亭主持出、上客より〆迄銘々に渡す。其間に飯器の替、汁の替など亭主伺ひ、程を考へ亭主盃臺へ各盃載せ左に持、銚子右に持出、盃臺共上客へ渡す。上客盃を取候と、亭主一獻づゝ〆迄同様、程遠き時は二三の客銚子を取次、〆などへつぐ事も有レ之。終て銚子を置付に致し、吸物など出、銚子の替りを伺ひ、銚子を直し右手に持、挾肴片木に載せ左に持出、亭主、上客と盃事、〆迄同様、尤亭主銘々へ挾肴いたし、又飯器初の通り通ひ盆など出、及二會釋一。上客初め飯器を斷、夫より湯盆に湯次水次香煎香の物鉢飾、亭主持出、香物鉢上客へ渡す。上客請取〆迄廻す。湯盆を置付にいたし置、亭主通ひ盆持出、菓子椀始脇を引、客何も給仕廻、飯汁椀膳付皿、同は猪口坪迄も、鼻紙を出し箸迄不レ殘拭ひ、椀を重ね上客より〆迄、膳を一緒に組仕廻、亭主度々通ひの勞なきやうに心附戻す。夫より亭主口取持出、上客より〆迄出す。上客初一座申合再進を乞ふ。亭主、重箱へ入持出、上客へ渡し候と、亭主勝手へ入、客再進を給べ終り、菓子盆紙にて拭ひ、盆を重ね重箱の蓋の上へ載レ之。楊枝は銘々懐中し、右菓子盆菓子重とも、亭主、口の際へ飾り置、上客最初圍出る。其時、以前之露次草履、銘々自身直しはき出、中立へあつまる。

中立飾り付烟草盆計出、烟管は客數出す。圍飾付直し、懸物はづし、花に替る。夫よりしらせの喚鐘とて、また驛路の客板木魚の類を拍、貴人或は尊敬の客ならば、亭主案内に出る事もあり。亭主案内に出ては、客は最初の路次迎ひの節の通り心得べし。夫よりたばこ盆、元の通り飾り置、客申合また湯

桶にて手水を遣ひ、圍へ入次第、同前花を見、釜のたぎりなどを譽て、飾付などを見、座に著。併し圍により上客と〆迄入替り著座の事も有レ之。

亭主、水瓣柄杓を持添、出居構に直り、蓋置を出し居へ、其上へ柄杓を飾付一禮、客會釋に及び、茶を立茶碗幷和巾を僂べ出す。右の內客も御服も被レ改候と及ニ挨拶一。上客進み出、茶碗と和巾を取引寄せ、相客へ會釋、夫より和巾へ茶碗を載せ、亭主へ一禮し戴き飮、夫より次客へ和巾茶碗ともに渡す。次客より〆迄諸事同斷。〆和巾ともに茶碗請取候と、茶碗を疊へ置、扇二三間開き和巾をのせ置、茶を飮納て茶碗を上客へ戻す。和巾を扇に載せ候まゝ、亭主へ〆より戻す。則亭主請取、和巾を懷中し、扇を〆へ戻す。其內、上客より〆迄茶碗を見、茶の香を利き廻し、〆より又上客へ茶碗を戻す。其茶碗を上客より亭主へ戻す。其節一同に亭主へ一禮述候。亭主茶碗請取、段々元の通り飾付仕廻、上客御道具と所望、其時茶入と袋と茶杓とをならべ出す。上客請取膝近く、右三品を引寄せ、右三品廻し見仕廻、〆より件の三品を上客へ戻し、上客請取亭主へ戻す。亭主請取候と、客一同に一禮を述、亭主三品を勝手へ持入。又亭主罷出、目出度後の御炭と斷。客及ニ會釋一。亭主又釜を上灰を致し香を炷、夫より炭取を持、亭主勝手へ入、薄茶の飾付を致し候事も有レ之。外席に客を通し候事も有レ之。夫より干菓子を出し、又薄茶を建、亭主、後座へ運ぶ事も有レ之。客より御勞繁と申、御吸茶に可レ仕候間、先御休息可レ有レ之旨及ニ挨拶一。又は御通ひの衆へ御運ばせ候樣など及ニ挨拶一。夫にても亭主、銘々へ薄茶建出す事も有レ之。時宜に寄るべし。先是にて荒增は相濟可レ申ものか。尤道具付會席附所望中事も有レ之。

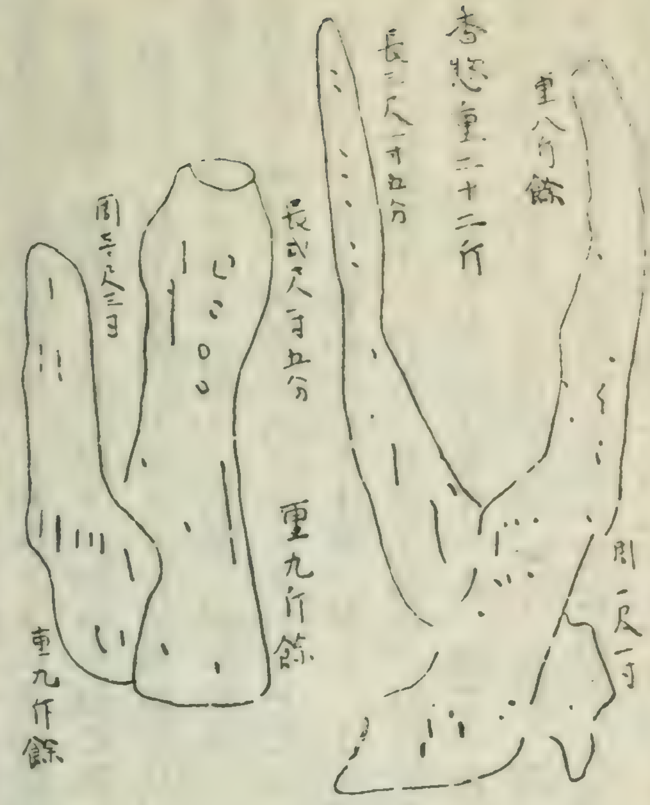
○蝮の毒に中りたるには、南天の葉を絞り、汁を茶碗に一つ呑、又樟腦を湯に立て呑む。又はつはぶきの葉をすりて、其絞り汁をのむもよしといへり。

○武田信玄平常唱へ給ひし文とて、或人の語りけるは、

無量威徳日在光明勝妙力

○水死人を活す法、水死人廿四時前なれば、時鳥の黒焼を少し口中へ吹き入、尻の穴へ吹竹にて吹けば蘇生する也。又疱瘡にもよし。其外藍を直し味噌を直すの功あり、云々。

○名香の本朝へ渡るは、虎關異制庭訓に、天平年中百濟國より始て名香を貢獻すとあり。又朱雀院の朝、



閑院大臣の玄方と、公任卿の承和百歩香、是皆合香にして一木の沈香にあらず。薫物也。應永の頃、京極入道道誉一木を好みて、軍旅國務の暇を樂しめり。文龜の頃、香道に執心なる人、相阿彌「志賀三郎左衞門尉宗信」、行二「二階堂」、長秀「松田丹後守」、秉直「肥山左京」、元種「内藤大藏」、祐憲「志野彌三郎」、盛鄕「波々伯部兵庫介」、肖柏「號夢庵」。

是等の人々其名高し。又香法に相阿彌流、志賀流の二流あり。今和州法隆寺の寶藏に沈水香と云ものあり。

日本書紀に曰、推古天皇三年四月、沉木、淡路島に漂着す。其大一圍也。島人、沉木をしらず。薪に交へて是を竈にたく。其烟氣遠く薫る。即異也として、是を獻じ奉るといふ。

○子生るゝ月數、人は十月、馬は十二月、狗は三月、豕は四月、猿は五月、虎は七月、虫は八月、鹿は六月といへり。

○小兒喰(こにくひ)といふ事、俗に申ならはせるは、正月三ケ日、禁中にて薬子とて、いまだ不レ嫁女子に、屠蘇

酒をまづ呑ましめて、其後、天子に獻る。是恒例也。是よりしてすべて食物を、はじめに先試むるを小兒喰と云ふと、江次第に見えたり。

○權輿は物の始りといふ事也。權は秤の權也。輿は車の輿也。秤を作るには先おもりより始む。車を作るには先こしきより作るといふ意にて、かく呼べるなり。詩經秦風の篇に出たりと云。

○東都太神宮十八社、

一、芝神明（神主齋藤若狹守、西東但馬守）、　二、三田（不動院）、
三、品川（本立寺）、　四、鷺森（報恩寺持）、
五、龍土（長泉寺）、　六、千駄ケ谷（神主小川齋島）、
七、市谷（長命寺）、　八、早稲田（等覺寺持）、
九、駒込（大泉院）、　十、駒込藪下（百姓構之内）、
十一、日暮里（妙隆寺）、　十二、眞崎（神主鈴木繁丸）、
十三、淺草（日音院）、　十四、本所（神宮寺）、
十五、龜戸（龍眼寺）、　十六、深川（泉養寺持）、
十七、靈岸島（慶光院）、　十八、八丁堀（町内持礒郎宮）、

○東都壯觀、

一、鳴子淨國寺　二、麻布長谷寺
三、小石川傳通院　四、大塚護國寺
五、駒込海藏寺　六、同蓮花寺
七、御殿谷佐野屋敷　八、谷中延命寺
九、廣尾天眼寺　十、早稲田五智堂

十一、□□□保善寺
十三、小石川牛天神
十五、穴八幡
十七、上野嚴照堂
十九、上野等覺院
廿一、同護國院
廿三、青山最勝寺
廿五、上野寒松院
廿七、駒込吉祥寺
廿九、目黒雉宮
卅一、根津權現
卅三、廣尾光林寺

十二、谷中養福寺
十四、目黒祐天寺
十六、谷中維王寺
十八、上野願王院
二十、青山梅窓院
廿二、千駄谷仙壽院
廿四、牛込光照寺
廿六、上野清水
廿八、瀧の川辨天
三十、田畑與樂寺
卅二、湯島天澤寺

○東都十八松、

梶原松（大井來福寺）
三顧松（二本榎高野寺）
松女の松（千駄谷寂光寺）
千とせ松（高田毘沙門前）
袖すり松（大久保大學やしき）
龜子松（上野寒松院）
千石松（中野健勝寺）
鷹居松（目黒瀧泉寺）
冠の松（麻布一本松）
鈴かけ松（千駄谷八幡前）
圓座松（龍巖寺）
光松（穴八幡）
船繋松（日暮里青雲寺）
御カ歩行の松（根岸）

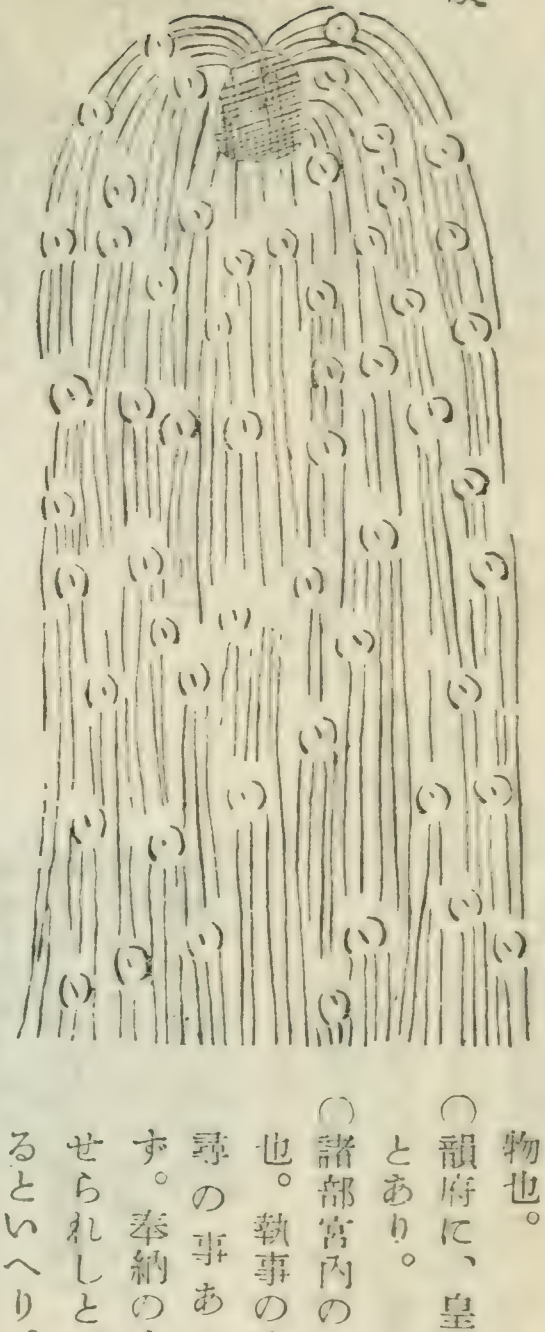
寐　松（湯島法源寺）　　妙　見　松（本所清性寺）
首　昆　松（淺草御藏後）　　御　平　松（小名木川九鬼やしき前）

○東都二十五天神、

龜戶宰府（別當菅原信隆）　　麴町平川（龍眼寺）
小石川牛天神（龍門寺）　　大久保西向（大聖院）
高田馬場下（眞空院）　　小石川白山（龍泉寺）
巢鴨天神山（眞性寺）　　上野山下五條天神（昌泰寺）
淺草觀音裏門（法光院寺內）　　淺草中谷竹門通（善龍院寺內）
淺草新堀端（淨念寺內）　　箕輪（梅林寺內）
橋場眞崎神明社內（鈴木兵部）　　深川洲崎（平川新田菅原靫負）
飯田町中坂世繼稻荷境內（吉川式部）　　牛込七軒寺町（多門院內）
四谷內藤新宿（圓性寺）　　高輪（如來寺地內）
愛宕下長者辨天（普天院）　　增上寺山內飯倉（寶性院）
增上寺山內茅野（林松院地內）　　市谷樹木谷（松久寺境內）
茅場町藥師同地（山王社家諸井帶刀）　　本郷三丁目（眞光寺）
湯島（喜見院）

○好古小錄に云、幣囊は豐前國宇佐の邊（土イ）には、古製傳りて今なほ是を用ゆと、竹にてあみたる籠也。竹籠をふくろと云は紺衣と同意也。其ぬさ、今は纖布は用ひず。色々に染たる紙を用ゆ。ふくろの目よりこぼれて見ゆる體、源氏物語に、こぼれ出たるみすのつま〳〵すきかげなど、春のたむけのぬさ袋にやとおぼゆと書る、げにとおもはれ侍る。近來好事家錦繡をもて製して、ぬさ袋とて翫ぶは無稽の

麻囊



物也。

○韻府に、皇后宮、以レ椒壁を塗るとあり。

○諸部宮内の祖父海翁は高名の人也。執事の家へ召れて、公より御尋の事あり。是神道の事にあらず。奉納の太刀の紋の故實を尋させられしと、此時の言上より、極るといへり。

○むかしは扇を思ふ人にやる事を忌也。心は夏は用ひて、秋になればすつるゆゑ也。大和物語に見えたりと云へり。

○阿佛尼の庭の訓には、新勅撰は定家の作なればこそあれ。さなくばとりても見じとありと、扶桑拾葉集にも入れりと云。

○桑の椹黒きを日に乾し、末として水にて三合、日々三度づゝ服すれば不レ飢と、月令廣義にありと云。唐土の三合は日本の一合五勺なるべし。

○有卦に入年を知る歌、五性にて知らるゝなり。

　うけに入木南火は子に土水金は卯のとしうけに入なり

○御當家に至りて殿中にて、刄傷に及びし人々の姓名、ある人の語りしは、

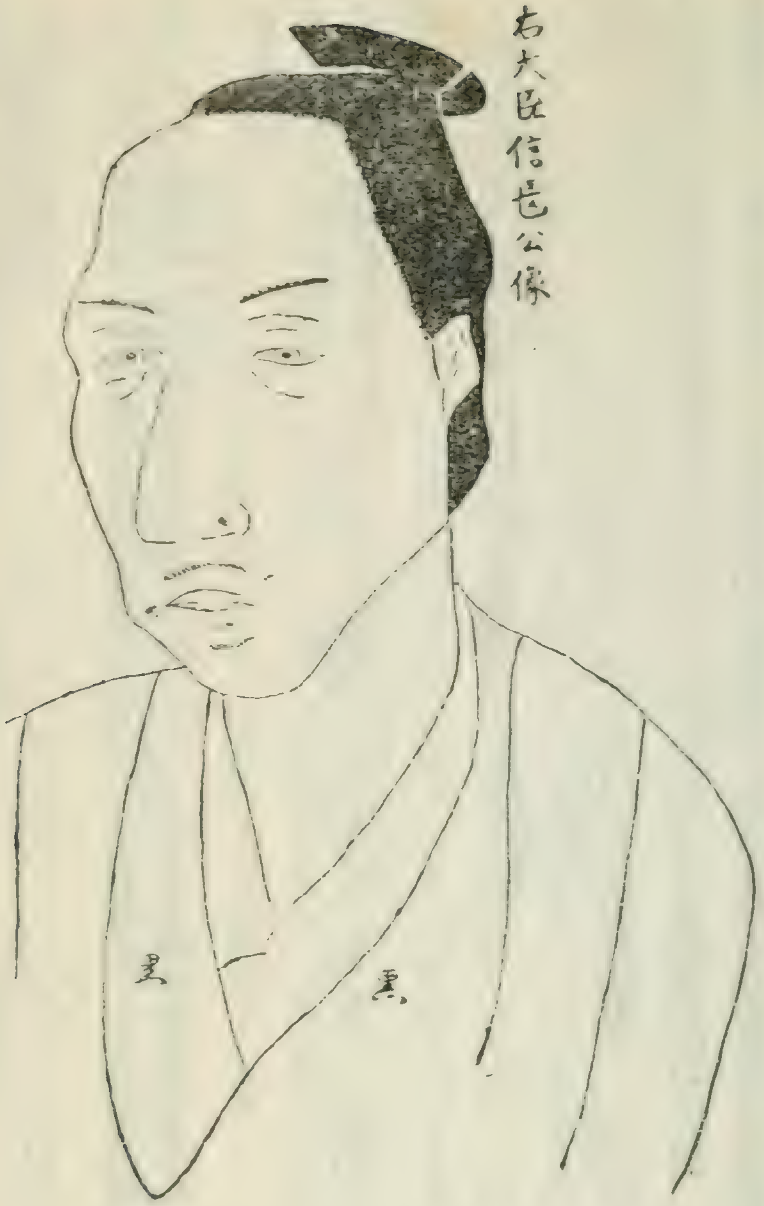
寛文八申八月十日、御老中井上主計頭を、若年寄豐島刑部少輔切、

貞享元子八月廿八日、御老中堀田筑前守を、若年寄稻葉石見守切、

元祿十四巳三月十四日、高家吉良上野介を、外樣大名淺野內匠頭切、
年號不レ知追而可レ考、外樣大名毛利和泉守を、御譜代大名水野隼人正切、
延享四卯八月十五日、國主大名細川越中守を、寄合板倉修理切、
天明四辰三月十四日、若年寄田沼山城守を、新御番佐野善左衛門切、
文政六未四月廿二日、西丸御書院番酒井山城守組松平外記、相番五人を切ル、

○織田信長の像と云もの、桂林漫錄に出たり。これは右京光信、彼公の在せし時、御前にて其眞像を寫したるものなりと云へり。

右大臣信長公像



○土佐家系圖、

藤原經隆（土佐守、從五位下、御繪所之元祖）――行光（越前守、延文六年御繪所）――光重（越前守、明德元年御繪所）――廣周（土佐守兼彈正忠、永享十一年御繪所）

――光信（右近將監、任刑部大輔、四品、御繪所、後書此人を以名人とす。亦連歌の達人）――光茂（右近將監、任刑部大輔、兼土佐守、正五位下、相州當麻寺中將姬の緣起を畫く）

○曾我系圖、

曾我蛇足（越前の人、周文を師とす）――宗文――紹仙――宗譽――紹祥――紹叔

○千家系圖、

千利休（始與四郎と云、抛筌齋宗易）――道安（眠翁）――宗拙閑翁

――紹安――宗旦（元叔、今日菴咄齋伯元）――宗佐

○或書に、其眞僞は知らねども、いつの頃にか。下谷幡隨院の和尙、吉原松葉屋抱遊女瀨川と問答に、和尙曰、汝禿の時より今の身にいたる迄、空言を吐き僞をいふ事無間たるべし。瀨川答へて、

二葉より猶かうばしき空言をいふも浮世の習ひこそあれ

又和尙問て曰、汝多くの客に身をまかせ、財寶をなげうたする事如何。瀨川答て、

戀すれば何か寶の惜からん捨る命もいとはぬものを

又和尙問て曰、多くの客をふりて、惱まする事いかん。瀨川答て、

定らぬ人の心のむら時雨そらさへはればなどかふるべき

和尙又問、閨中に遲く來りて、客に氣をもまする事如何。瀨川答て、

心にはかちやはだしとおもへども人目の關のいかゞ戸ざゝん

和尚又問、汝多くの客毎に、起請誓紙をまで僞をなす、何ぞ心の多きや。瀬川答て、

人毎に行末までを誓ひてもまだ定らぬつましなければ

和尚又問て曰、我等僞に此所に來りて遊ばゝ如何。瀬川答て、

谷中なら御法の庭も中々におもひかへめや花の色里

其時幡隨院和尚、横手を打て忽ち悟て曰、如是畜生發菩提心南無阿彌陀佛々々々々々、我このとしに至るまで、西方に淨土あつて北方に極樂ある事を知らず。恨しや釋尊、口惜哉彌陀、

夢にだに花の曲輪を知らずしてたゞ徒に老にけるかな

○陸奥出羽の邊には、春夏晴天の時分野中を往くに、先へ行く人を跡より見、又むかふより來る人を遙に見れば、その心地大きなる浪をおこし水玉をはせて、さながら大河を渉るごとく見ゆるに、近づきて見る時は、ただ白砂の徑にて水の氣もなし。所の者に尋るに、是は此邊にては影浪といふて、むかしより如レ此しといふ。又武藏野にもかくのごときの事あり。是も夏へかけてある事にて、秋冬にはまれ也。三町計も先を見れば、さながら水の流るゝがごとし。其所に至りて見れば、又先へ三町計に見ゆる也、行けば行ほど先に見ゆると也。是をいにしへより逃水といふとなん。夫木集に、俊賴朝臣、

東路にありといふなる逃水のにげ隠れても世を過すかな

漢土にも是に似たる事あり。清昔筆談に云、惣じて曠き野中の陽炎を望めば、波濤のごとく奔馬のごとく見ゆるもの也。又海中蜃氣樓臺の形を爲すも是也、皆天地の氤氳の溢るゝ處より、變化の象を爲すといへり。

○諸國の山に螺蚌の付たる岩を見るに、海中の貝類とは少異也。其形長くして太し。山野の人は是を山牡蠣と云ふ。是唐土に云ふ石燕石蛤の類の一性にて、石にして自ら生類の形に似たるものならんか。

土佐の國の海邊に尉石、姥石とて、其形、恰も老翁と老母の容に似たり。又遠州の海中に、馬の形に似たる石あり。大さ馬ほどあり。依て此所を駒形の濱と云ふ。此灘を往來する廻船の内に、器物或は書畫の類にても、馬の形のある物を積乘する時は、其船必怪異ありと云傳ふ。故に大坂より江戸へ積たる荷物の内、骨牌を入て積時は、馬の繪を除き、別に駄荷にして陸地を廻し、江戸へ送ると云へり。又豐前國中津に團子石とて、山を掘れば大さ柑子或は龍眼肉のごとく、色鼠色にして破りて見れば、中は團子にあんを入れたるごとし。紫色の土を鼠色の上にて包しやうに見ゆる。其山の土中みな此團子石也。本草綱目に云ふ大一餘粮の類ならんか。又豐後國栗野といふ所の金山に紫石多く出る、金を掘岩に交りてあり。鼠色にして一片々々に薄く、平目にへげ、石中の片目に木葉の形ち、小枝の形ありて、其紋備はる。又鮒魚の形を備へたるものあり。いづれも石は鼠色にして、紋の色は淡黑し。此石、筑前の國宗像郡にもあり。信濃の國善光寺の近所榊と云所にもあり。又奥州會津にては、此石を柏石といふ。中華にも此類の石ありと見えて、陳眉公が祕笈に云ふ、新安の西王喬が洞、其石皆土の爲所、取りて是を破れば、木の葉の類、其間に交り、文理具さにありと記せり。又鮒の形備りし石は、郡國志に湖水邊に水魚山といふ有。一名立石山とも號し、高さ八十丈廣さ十里、其山に生ずる石は色黑くして、發する毎に一重、則自然に魚の形ありと云へり。又紀州那賀郡貴志の庄、北山村の山の半腹に、蜘蛛石とて其形蜘蛛に似たる小石有。其色白し。此山一面に此石のみあり。又伯耆の國汗入郡名和の庄、名和伯耆守が宅の跡の土中に、焚米石と云あり。昔粳米の燒たるが、數年を經て石に成たる也と、此石、肥後の國山鹿郡不動倉といふ所にもあり。酉陽雜俎に云ふ。燋米石とてあり。乾陀國に、昔尸毗王の倉庫、火の爲に燒たる、其中に粳米の燒たる物今猶あり。一粒食ふ時は長く瘧を不レ患とあり。日本にても此燒米石を、瘧を煩ふ者に、其瘧りの日、朝汲立の水にて呑すれば愈るといふ。又壹岐の島長者が原といふ所の海岸に、屛風岩と云ふ石あり。其色黄褐にして、軟かなる

事濕石のごとし。文理人物禽獸蟲魚草木の形、あり〳〵と備れり。彭章が林水錄に云ふ、黃牛灘より東の方、西陵界に入り峽江に至る事一百里にして絶壁あり。高さ千許丈、其石、彩色形容多く、林木高茂に類せりと、又大明一統志に、花紋石は南平縣に出づ。色靑の紋、山水禽魚の形あり。硯となし屛に作るべしと云。又相州江の島にも人肌石と云あり。寒天にも溫也と云。又杜陽雜編には、唐の文中年中に、日本國の王子來朝す。冷暖玉の柑子を獻ず。冬暖にして夏冷也。故に是を冷暖玉と云ふと、是等も江の島の人肌石の類なる也。又越後の國熊川邊に石あり。鼠色也。猫鼠等の類、此石の交れる飯を喰へば、立所に死すと、砒石、礬石の類ならんか。此石をその所にては鼠殺しと云。又山城の國鷹が峯の下、金閣寺の北岩陰といふ所に鏡石あり。人物の影を移す事鏡の如し。又武州兒玉郡金鑽の神社にも此石あり。唐土にも有レ之。酉陽雜俎に、齋南郡方山の南に鏡石ありといへり。又林水錄にも、廬山の東に鏡石あり。また肥後國菊地郡迫間と云所に、黑き石に白き紋あり。何れも甲冑鞍鐙幕等の武具の類のみ備れり。是も花紋石の類か。又伊賀の國、らにといふ所に黑き石の片たるやうなるものを、山野田畠の中より掘出して火に焚也。甚臭氣ありて惡しけれども、薪不自由の所なるゆゑ、土民是を以て焚物とする也。是も本草綱目に云石炭の事成べし。又藥品に用ゆる龍骨と云ふも石なり。其形、龍の骨に似たるものゆゑ龍骨と云ふ。龍をもつて名によぶは、是を神にして名付たり。諸家の本草に、龍骨は龍の蛻骨也と云は、其名に迷ひたるもの也。譬ば虎膽、狼牙、牛膝、龍膽のごとき、或は其形の似たるをもつて名づけ、又は其性の猛きを以て名付たるもの也。何ぞ龍骨計、其名に囚りて其眞を亂さんや。本草に、龍骨、砂石を挾むものは、用ゆるに不レ堪といへり。眞に龍の骨ならば、砂石を挾みて結成するの理あらんや。石藥なる事明けしと、北山醫話に見えたり。伊豫の國(无イ)靈祇村雲邊寺山の峠に、石に生じたる花とて見し人あり。其形、單の山茶花のごとし。色薄紅にして葉は牡丹に似たりと、又三國街道に浦澤村と云所の海邊の石も、毎に花を生ず。其形玉簪花に似た

り。色紅也と云へり。又中華にも有レ之よし、瑯琊代醉編に云、慈利縣の武口塞といふ所に、石に花咲きて牡丹花のごとしと云事を載たり。又美濃國御嶽に、九景寺と云禪寺あり。洛陽妙心寺の開山、關山禪師の隱居地也。其寺の麓に、月吉。日吉とて二ケ村あり。其所昔より毎年秋の月夜に至りて、物をふらす事あり。其形、屈曲にして法螺貝のごとし。色淡白黃にして長さ五六寸計、所の人、是を月の糞と云。是何物と云事を不レ知。或人云、本草拾遺に載る所の鬼屎の類にてもあらんかと、又昔應永の頃、天下一統飢饉に及びける事ありしに、周防の國長尾村の農民、餓死する者多し。然る故に、その村中の者ども言合せて、天にむかひ丹誠を抽んで祈りけるに、天より一物を降す。其形、松露のごとく、色薄白く柔にして味ひ甘し。人々、是をとり食ひ、終に飢を凌ぎけるとなん。今に至りても飢饉の年には、此ものの降て餓死のもの無しと云。後に此ものを名付て天養糞と號す也。

○夏日水飲藥、上葛粉十匁、胡椒五匁、甘草二匁五分、右細末にして水に和して用ゆ。

○衣服に油の付たるには、苦竹の虫屎を捻掛、紙を隔て火熨斗をあつべし。但火烈しきは悪しゝ。又石膏を燒碎き、粉にしてかけ置、重き厭を掛け一夜置けば、油氣なくなる也。又新らしき石灰もよし。又滑石の粉もよし。△また海蘿を解して味噌汁にて煎じ洗ふもよし。△衣服に墨の付たるには、膠を濃く練りて塗、乾きたる時、膠を除けば、墨、膠に付て落る也。又白朮の煎じ汁、或は牛蒡の煎じ汁、又は米醋をせんじ洗ふもよし。又口中に鹽を含み、水にて洗ふもよし。又杏仁を口中に含み、咬碎きながら洗ふもよし。△衣服に漆の付たるには、杏仁、胡椒等分に碎き、汚れたる所にぬりて洗ふべし。△衣類に泥土の付たるには、生薑を摺りて其汁を付け、水にて洗ふべし。△衣類に酒、酢、醬油の類付たるには、蓮根を摺付れば跡なし。△衣服に澁の付たるには、燈心の煎じ汁、又鰹節をせんじ洗ふ。△衣服夏月おひ(无イ)色付たるには、冬瓜の汁を用ひ浸し洗ふべし。△五月雨の節、衣類にかび出たるには、枇杷の核を碎き、細末にして洗ふべし。又櫻の葉をせんじ洗ふ。〔割註〕本草綱目。」△衣服

の垢つき穢れたるには、芋の煎じ汁にて洗へば、白くなる事生のごとくなる也。又茶の實を舂碎きて洗へば、油氣を去る。

○やけどには、灰のかたまりを水にて解きて付る也。跡付ずして愈ゆ。燒灰の熱き程苦痛忽去る。はやきほどよし。

○早煎酒の法、酒二盃、醬油半盃、大梅五つ、鰹節澤山にして、右の割合にてよし。尤色赤過ると思はゞ、醬油を減じ燒鹽を加へ、あんばいすべし。

○酒を砂ごしにする事は、酒の味ひを輕くして飲んため也。酒によつて氣のつよきあり。夫を知りてこすべし。何印の酒は殊の外氣味重きにより、砂の厚み一寸通したる時はいまだ重し。依て三寸にもいたしこすべし。全體薄き酒ならば、又其加減あるべし。何酒にても能其酒を利酒いたし、そのうへにて砂の分量をはからひこす事也。其心得なく砂あつきが能しとのみ心得、又は羽二重絹二十遍ごし三十遍ごしと、兎角數遍こす事のみを能き事としてこす時は、水を呑むも同じ事也。

○本阿彌光悅墨痕は、大方は墨肉也。朱印は稀成よし、

○彫工宗珉、或人の腰のものゝ緣に、曾我五郎を御所の五郎丸が組留たる圖をほりて、頭にほとゝぎす一羽彫りたり。武者にほとゝぎすの取合せいかゞとおもふに、能々上手の心業也。かしらの郭公によりて、五月雨をもたせたる所おもしろし。或人の云けるは、連歌などの附合に、此心持などはいかゞあらんと云し。

○いにしへは八月十五夜の月曇れば賀茂の神主、九月十三夜の月くもれば住吉の神官、葬法の事に及びしに、津守の國助が詠歌に依て、長く停止せられたるよし、眞僞覺束なし。其歌に、

よしくもれ曇らば月の名やたゝん我身ひとつの秋の空かは

○或人問云、此頃、說をなす人ありて、さらに五行相生相尅といふことは、異國の義にして、わが國の

むかしにはいはざることなり。後世になり異風にならひて、神道をとくにも、五行の相生尅をもつて、理を傳へんとするは誤り也。然れども、神書にも水火木金土の神を生ずると有りて、土金の傳など云事もあり。是等も皆あやまれることか。くはしく其故を聞ん。答云、皆誤り也。神道に相生尅の名目もなし。其理もなし。異國の說にかなひて、さまぐ\相生の理あるに似たる所あるによりて、日本にも其理の有るがごとくいひ傳へ來るは、本朝の故實にくらき人の說也。神道に相生尅の理なき事は、神書をもつて解べし。伊弉冊尊、火神を生給ひ、やがて神退給ふとて、ふしながら土神をうみ給ふは、火生土の相生にかなへり。次に水神をうみ給へり。これ土尅水にて相生ぜざる故に、辭に土神及水神といへる及の字に、金神を含てそへ（いひイ）給へり。いかにとして金神の名をあらはし給はざるぞと云へば、三伏の義を附會して說をなす。是亦三伏の義も、我國のことにあらず。金神のもれしといひ、土尅水の相尅を破らんとての作意也。一書々の次第傳ありて、皆神明の出て前後相違ありて、相生とも見えず。相尅とも見えず。或は不傳の說に、素盞嗚尊を金德神といへり。これは鼻をあらひ給ふにあらはれ給ふにつきて、肺は金なり。故に金德と云ふ。其金德の神の子五十猛命は、木種をまきほどこし給へり。是は金生木也。いかんぞ木種をまき給ふといへば、素盞嗚尊の御子は、金生にて水德也。仍て水生木と相生じ、木種をまき給ふと云るゝ。然らば素盞嗚尊ひげをぬきわかち給へば、皆木に生るは金の木にあらずや。尅して生ずる理ありやといへば、尅するに依りて生ず。相尅即相生也などゝしひつけて、五行の說を立。是神道の眼目とする家々有。わが神道に曾てかなはず。太朝臣安麿古事記序に、二五氣といふ事をかゝれたりといへども、是は序といひ。異國の文義にならひてかくのごとし。神代の古語において、五行の名もなければ、相生尅の理もなし。たとへば水土木といひて、水に木生ずる事やある。土によらずして木の生ずる事は、いづれの國にもなし。ことぐ\くいへば極らざる事のみ也。今世の神道、或は儒に習合し佛に習合し、或は天文に習合して、わが本朝の一すじ

すぐれたる道をゆかず。他の說をかりてとく人のみ也。他の道の說來らずば、神道はときて人に傳ん事はかたかるべきか。是みなわが國の恥をかたるといふもの也。たとへ書にある事をだに、妄りに書を信ずれば、かへりて書なきにしかずといへり。まして書にもなき事をありといひ、是をとがむれば祕傳也といふ。かなしむに堪たり。心あらん人は、まじはりなき只一すぢのわが國の道あらんと、これを求むべく尋ぬべし。

○千はや襅、或人云、千はやは唐衣の類なるべし。采女の唐衣といふものは、今の世の乙女の着る千はやといふ物のごとしと、愚按、襅は日本の服也。然るをから衣といふ事いかゞ。かけ帶と云もの、裳のこしに付。是いにしへのヒレか。文字にも領巾と書けり。かけ帶といふもの領巾へかくる也。又領巾襅帶とつゞけて古記にもかけり。

○ものゝべは、罪人をからむる役人を云。武士にかぎりて云ふ名にはあらず。武士は刑罪の役人なり。故に今に武士をものゝふと云へり。左衞門、右衞門を名につくるも右の子細也。左衞門、右衞門は檢非違使の兼官也。檢非違使は刑罪の官也。是に由來して、今の武士の通名となれり。

○卆卒士は十一也。十は數の終、一は數の初也。初終のたがはざるを士と云ふ。卒は亠と十に从、亠は衣也。十はメ、かくのごとし。士たるものゝしるし也。故に文の字の亠は衣也。〆はしるし也。士卒とは戰場にして云詞也。これに赴くものは、活てかへる志のものなし。戰場におもむくものは、衣にしるしを付て、高名して死んとするより、衣〆を卒と作る也といへり。

○常緣は桓武天皇の後胤、千葉介常胤の末葉、坂東八平氏の流也。先祖東六郎大夫胤行、鎌倉將軍家につかへて文武の名あり。是より子孫數代、美濃國郡上郡を領知し、當所に住して常緣が世に至る。爰に應仁の大亂うちつゞき、天下さわがしく、公武ともに和歌の道廢亡に及し時、幸ひ常緣、此道堪能の聞えあるをもつて、かたじけなくも勅使を美濃國へ差下され、野州を召て歌道再興の義をのべたま

ふ。常縁頓て上洛して、三ケ年京都に居て、諸家へ歌道の眞旨を授け奉る。是東山殿の御時也。其後義輝公の御世に、此例をしたひて、常縁が曾孫壽昌陸素由方へ上使ありて、いそぎ上洛すべきよしを御遣はさる。素由法師、公方家の師範たる事を面目として、急に上洛を催す所、將軍はからざるに三好に弑され玉へり。是東家第一の規模といふ事、家傳に見えたり。

○或人、社職に問ていはく、我いまだ神をおがみ奉ずるすべを知らず。知らずしてはうけ給ふ所おろそかなるべし。されば是をならはんと乞ふ。社職の人いはく、いとやすき事也。然れども神拜の法をもつておがみ奉らざれば、神是をうけ玉はずといふ事も侍らず。たとひ法をもつておがみ奉るとも、志よこしまなりせば、神明はうけ玉ふまじ。拜法をしらずとも、志まことを以ておがみ奉らば、神なんぞうけ玉はざる事あらんや。われら其家に生るといへども、妻子奴僕のために、志をうしなふことのみありて、神におかひぬれば、おのれをはづる心あり。拜法をうけずとも、神明にむかひ奉りて、少しもはづる所なきやうに、心をもちひなば、(无拜法をもちておがみ奉らんよりは、神明その誠をうけ玉ィ)ひ、その誠をあはれみ玉ひ、幸ひをもほどこし給はん。これを拜法と心得玉へと云。

○後水尾院御製、ならの葉の古きためしにもれし菊梅を忘れし恨やはなき、萬葉に、人愛するほどの花を詠ずといふも、菊を不ㇾ詠、梅を忘るゝとは、離騷經屈原が作書也。屈原は楚懷王に仕へて、三閭大夫たり。其大才なるを妬て、衆、懷王に讒言す。故に汨羅に流放す。夫を欝憤して此離騷を著はす。終に汨羅に身を沈めたり。錦繍段の詩に、

無均忠憤不ㇾ能ㇾ手　寫出芳蘭杜若情　底事楚煙湘雨中　梅花不ㇾ肯ニ與ㇾ騷盟一

芳蘭杜若を詠じて其情を寫せり。然るに何として梅花計は、此離騷に不ㇾ載や。是古今の恨にして、色々の議論あり。故に梅詩に、三閭無語ㇾ古今恨。十月有ㇾ花天地心と作れり。萬葉に菊をもらせる事、梅を忘るゝがごとしと有。

○本朝の古、除夜より玉まつるわざあり。つれ〴〵草にもかきて、みやこにてはなきを、東のかたにはなをするとのよしあり。正月卯の日にかへると云事有。出書はわすれたり。今年神をまつるとて、家々に棚をもふけて、是をまつること有は、ふるきふみにはみえざると也。思ふに是玉祭りのわざうつりかはりて、年徳神を祭ると云事に成たるならめ。されば年神は、卯の日にあがり玉ふとも傳へたり。是その證たるべし。今海山の物をもて年神を祭るは、秋の玉祭に、いろ〳〵のものをもて祭るがごとし。(元これも玉祭のさまなるべし。今又年神といふは、年神は五穀神を稱する名也。一)年を祈る年ごひなどいふも、皆五穀豐饒を祈る義也。故に削り懸とて俗に軒につるは、稻の穗を表したる物也。さればはなと云にも有也。或は餅花とて作るは、かいこのまゆを表せり。さればまゆ玉といふ。これらの類にて、いづれも豐年を賀し祭る也。年とは五穀を云。古風の歌にもよめり。然れば年神とは五穀の神を申也。五穀の神とはいなりの大神也。すべて地中より出すほどの物は、すべて此神徳にかぎると也。世俗にとしごへの祭と云ふも、としごひの名によりて誤りいふ也。

○馬屋に猿を舞しむる事、其談區々也。或は馬舍の神也。故に中に作る。凶を吉といふの説辭を取りて、屈伏を散發せしむる故事也といひ、或は壒囊抄に、猿を山父と稱し、馬を山子といふ。父子の義ならんか。但馬櫪神とて厩の神あり。其形像、兩足に鶺鴒と猿とを踏み、兩手に劍を持しむ。宋朝より馬守神とす。其踏るものなれば猿を畫き、馬神に祭請するの儀に用ゆる事あり。何れも舊き事といふ。又本草、獮猴の條下に、狙は馬を養ふ者、厩の中に是を畜ふ。能く馬病を避けると云。〔割註〕狙は字書に猴の屬と云。」西晉の趙固將軍、甚愛重する所の良馬死す。趙固是を惜みて賓客に接せず。郭璞といふ仙術を得たる人、河東の亂を避けて此に至る。門を守る者、しか〴〵と語りて内に通ぜず。郭璞曰、吾よく馬を活すべしと、守者驚て趙固に此旨を申す。趙固聞て見ていはく、君よく吾馬を治せんや。郭璞が曰、健夫二三十人を得て、皆長竿を持たしめ、東に行く事三十里にして、丘林に廟社

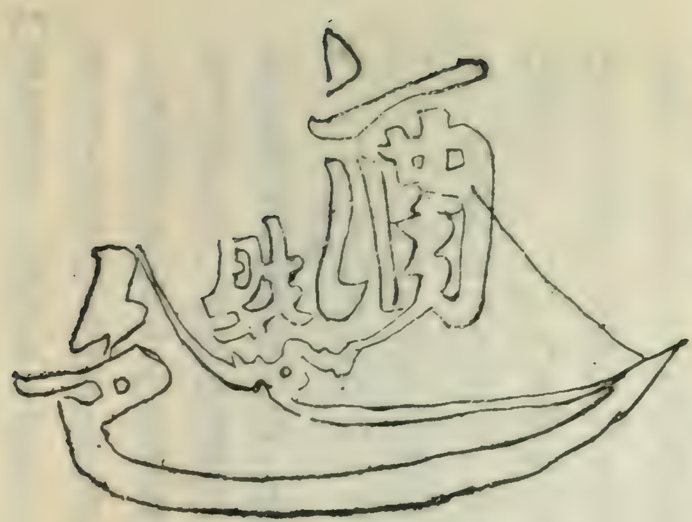
あらば、即ち竿をもつて打拍かば、當に一物を得べし。此物を得急に持歸らば馬活せんと云。趙固其言のごとくするに、果して一物の猴に似たるを得て持ちかへる。此物、馬の死たるを見て、即ち其鼻を嘘吸す。暫ありて馬起て奮迅嘶鳴する事常のごとし。趙固大に感賞して、厚く資給を與へたりと搜神記にいふ所也。

○くじら尺、呉服尺と云を大尺と云、かね尺を小尺と云事、令に有と云へり。地をはかり銀及銅をはかるに、小尺をはかるとありと、金に對して銀は賤しく、鐵に對して銅はいやしきがゆゑ也と、

○庚申待の事、日本には申祭りとて、猿田彦大神を祭る事あり。猿田彦と申す神號によりて、申の日用ひ來る事なるべし。庚にかぎる事あらざるを、庚申待に混じて、此日祭る事にはなりたる也。猿田彦は幸先の神人の(マヽ)、祭らずんば有るべからず。今俗七いろの物を用る事も、道家の沙汰は知らざれども、猿田彦には七の數を用ゆる事也。神代卷に背の高さ七尺、鼻の長七咫と有り。是によりて此神を祭るには七ツの數を用ひて、今日の七ツより夜の七ツ迄祭る。祭の器物供物を奉るに、七色を用る神風也。

○吾國の學問、惺窩先生の頃より、四五十年前に至るまでは、古文前後集を専用ひたることとなり。故に古文に標註國字の解等多し。那波道圓の説に、その頃は滕王閣の序の露霞は、鳥の名なりといふ事を、祕授口傳となしたるよし、遺稿の內に見えたりとなん。古文を學ぶは文章軌範を學ぶに如ざること、やゝ眼ある人は知られたる事なるを、その頃の人々はいかに心得たるやらん。案ずるに時運のしからしむるならん。

○酒色財、〔後漢書〕、後漢の楊秉、字は叔節、學德を崇んで桓帝に召出され、三公の大尉の官に登り、忠を盡しければ、桓帝無德の君なれど



も、楊秉が潔白にして丹精を抽づるにより、大方は諫をも納られけり。楊秉、性質酒を飲まず、貧をくるしまず。又早く妻を喪ひて、再び妻を迎へず。曾て云く、我に三ツの惑はざるあり。酒色財也。酒は人の心を狂し、色は人の心を溺らせ、財は貪る也。故に此三ツの物字をもつて、舟の形をなし、圖して以て戒とする也。

○續日本紀第七、元正天皇紀云、養老元年夏四月云々。頃日百姓乖二違法律一。恣二任其情一。剪レ髪髡レ鬢。輙着二道服一。貌似二桑門一。情挾二奸盗一云々。同四月甲午。天皇御二西朝一。(殿イ)大隅薩摩二國隼人等。奏二風俗歌儛一。

○熊の皮のもみ足袋、毛踏と云物有。是は軍禮に用ゆる物也。毛踏には一同なし。裏に神を勸請すといふ。我身即八幡とする傳授より、神勸請の踏をはくと云へり。大將の物也。首實檢などには必はく例也。もみ足袋といふ物は、すべて士のはく物也。今は引立(筒也)を内へたゝみ入て毛踏とし、引出してもみ足袋とする制有。左は男熊の皮、右は女熊の皮にて作ると云。

○宇都宮由的は、松永昌三の門人にて、周防の岩國吉川家に仕へたる人なり。徂徠も山縣少介が國に歸る時、書翰を託して寄たる事あり。文集に、與二宇三近一と題す是也。少介が其父(マヽ)に代りて、徂徠への報書を見れば、その時、既に物故せるゆゑ。幕下に呈したるよしをいへり。東屋文章に、其子其孫の墓石の文あり。由的の書を見るに、文章は拙き事なれども、只博覽强記の人にて、諸々の書に標註を作れり。其以來の學者、陽には其人を賞せざれども、陰には其惠を受る事寡きに非ず。京師の書生の戯語に、虱先生といへり。多く頭書を著せしゆゑ也。凡今時の人情を見るに、一見識を建て之を倡ひ、文章を著せる學者は、あながち豪傑に非ざれども、外人の毀譽に關りて、名を揚ぐるもの多し。譏らるゝは譽らるゝに比すれば、好まざる事なれども、名を揚ぐるの一助となる事あり。其見識無用の事多くして、世教を助くるに足らざるよりは、由的の功大きにまされり。然れども陽に人に取らるゝことは寡し。實德ある人は此間において長嘆すべし。

○宋景濂が詩に、吾國の事を述て、逸書百篇今尚存す。令嚴不レ許ニ中國傳一といへり。是は唐にて聞を語るにて、逸書は吾國にも存せざる也。秦の時徐福、吾國に來れりといひつたへ、今に其舊跡を存すれども、是又古傳へたるのみにて、正しき事に非ず。然れども古書の唐に亡びて、此方に傳はれるものまゝ是あり。近頃梓行せる論語の皇侃が疏など、下野の國足利の學校より取出せる事にて、唐には久しく亡びたるものなり。古文孝經幷孔安國が註、是も吾國に存して、唐には宋已前より亡びたると見ゆ。仁王經の註〔割註〕弁和大師の作、唐には久しく亡びけるを、惠心僧都の時、かの方の請に因つて、度々贈られけれども、いつとても風浪の災あつて、海中にて失ひしと也。此外にも唐に亡びて、吾國に存せる書尚多し。又吾國にて撰述の書にても、歴朝の兵亂によりて、失へるもの寡からず。いち〳〵擧るに遑あらず。

○蜃氣の樓臺をなす事、和名をなかふといへり。長門の海中にまゝありと聞り。吾國の伊勢の海にも、昔より其名あり。二三月の頃天氣暖和にして、風浪なき日に多くあらはるゝなり。これ蛤蜊の氣也といひ傳ふ。然れども蜃と蛤蜊と同じく介類にして別なり。ことに蛤蜊に名を得たるは、桑名の地なれども、なかふの見ゆる事を聞ず。但羽津楠村等の海邊に多し。吾友の楠村の南川といへる里に、山本勘右衞門といへる老翁あり。此人、弱年の時より兩度見たり。後に見たるは樓閣の中に色々の飾りありて、甚奇巧也しと物語せり。羽津楠村などにも蛤あれども、桑名にくらぶれば劣れり。然れば蛤の氣にてなれるにはあらざるべし。楠の南一里計に鄕あり。其名を長大と書てなかふと訓ぜり。蜃氣によつて名づけたるもの也。天地の間には理外の事多し。虹の日に映じて、青紫の色を示すがごとく、海中の春秋の氣、日に映じて色を現はすなるべけれども、樓閣の形象をなすは、あやしむへし。

○朱舜水は明の同姓也。吾國萬治三年に、明末の亂を避けて長崎に來る。後に水戸公の聘に應じて水戸に至れり。文集あり。水戸公父子の撰也。今世に行はるゝ朱子家訓は、此人かの國より持來れりといふ。然れども朱子文集に載せず。朱門の人々も其沙汰なきをもつて、僞作也といふ人あり。予おもふに、文徵明が法帖にもこの家訓あり。中華にては久しく傳來せると見ゆ。且その言、名教に助けあり。朱子の作として、子弟に教るとも何の害あらん。

卯花園漫録　巻之四

○傳教大師入唐して、天台山巡拜の時、彼方にて與へたる路引のやうなるもの一紙あり。書人は知れがたけれども、まのあたり唐朝のものにて、古雅いふべからず。眞蹟は和州多武峰の寺院に所藏せりと。浪花の蒹葭堂臨摸して上木す。その中に從者丹福成といへる事あり。然るに日枝山の坂下に福成大明神の社あり。中古より何の神なる事を知る人なかりしに、この路引にて明らかに知れたり。其むかし大師の從者にて、唐へも伴はれたりと見ゆ。

○本草を講ぜんとして、物産採薬を事とすることは、向井玄齋（靈蘭先生と號す）より始るといふ。稻生若水に至りて最盛也。貝原篤信も本草を好みて、大和本草を著す。若水は著述之書百餘巻ありと自ら云へり。韓人の序を乞ひたる事、唱和集に見えたり。然れども世に傳はらず。今の本草の新校正は、名を若水に託したれども、和名に妥當ならざる事まゝ見えたり。疑ふべし。初め京師に住し、加賀に聘せられ、加賀より江戸に召れ、嚴命を蒙りて、庶物類纂一千巻を撰せりとなん。松岡元達は若水の門人也。本草一家言を撰す。是又世に公にせず。用薬須知、その餘蘭品、櫻品の類、一巻二巻の冊子のみ刊行せり。元達の門人多き中に、津島恒之進といふもの、如蘭と號す。加州の産にて京に住し、學問の力はなけれども物産の事に精密なりき。今は物故せり。今にては浪花に戸田齋宮、京師に直海元周、江戸に田村元雄、平賀源内、これらの人、皆本草に名あり。火浣布は和名をひねずみといふ。中華にても珍重せるもの也も、蠻國の制にて、紅毛人など持渡るものなり。紅毛にも是を製するもの、今は絶たりと也。然るを平賀氏考ふる所ありて、初めて是を製す。予甲申の歳浪花にあり。戸田氏の物産會に出て、まのあたり見

る事を得たり。予が見たるは、竹取物語に火鼠の香盆といへる事あるを以て、香盆に作りたる也。いかにも烈火の中に入るゝに、曾て燃ゆる事なし。眞に奇品なり。其席上に一好事の人あり。熟々見て曰、是石綿なるべしと、是又眞眼の人といふべし、平賀氏。肥後の熊本にて、其法を得て作り出せりとなん。此外本草に精しきもの、三都及び諸侯の國に分處せり。撰述の書も亦多し。一々擧ぐに遑あらず。

○中村惕齋は、忠信篤實の學者也。旁ら樂を好んで音律に精し。朱子のいふ所、もし孔子の道にもとれば、朱子に欺かれたりと思ふて、朱子に隨ふなどといへるを見れば、其人の温なる事想ひやられたり。故に闇齋流の學風より見る時は、惕齋は名物には精しけれども、性理には麁なりと評す。よのつね辭を修するといふ事を教へ示されたりとぞ。たとへば此頃ある寺の坊主が來りて、笛が一本ござる。直段もやすうして賣たいと申すが、買はしやらぬかと、是を辭を修していへば、此頃ある寺院の出家が來りて申には、笛が一管ござりまする、價賤うして讓りたいと申まするが、お求めなされぬかと云也。惣じてケ樣の類ひを、君子たるものは、平生の言を鄙俗に近からぬやうにせよと教る也。餘は類して知るべし。著述ゆ書多し。然れども有用の書は寫本にて行はれ、强て用をなさざる書のみ櫻に鏤めたり。大方の學者の爲に用ひらるゝ書なれば、初學の用をなさず。故に能きものは却て埋れ、初學のものゝ資けとなれる書のみ多く行はる。近代の通志也。

○山崎闇齋の履歷、詳にしれる人なし。先年或人の家にて一卷の寫本を見るに、題して垂加翁(友信)(マヽ)仟寒(◎筆錄カ)といふ、神道の事などに附會の說と覺ゆる事あり。其時の心に、これは實錄にはあらざるべしと思へり。故に熟覽にも及ばざりければ、一事をも强憶せざりき。此頃、土州の處士村川龍亭といへる人に逢ひて、其あらましを聞くに、闇齋は播磨の產也。幼にして天台山の兒となる。時に今の土州侯の先祖、一豐侯の弟出家して、京都妙心寺大通院の開基となる。ある時、かの兒を見て、實に英物なる事を知り請て土州に誘ひ歸り、城下の寺に吸江寺といへるに於て薙髮せしむ。長ずるに及んで才智日に增長し、

眞に俊傑の聞えあり。土州侯の大夫野中傳右衛門といへるは、儒術に達したる人也ければ、闇齋が豪傑にして緇徒に陷る事を惜み、勸めて還俗せしむ。これより山崎嘉右衛門と稱せりとぞ。墓は京師御靈の境内にあり。

○野中氏は土佐侯の上大夫にして學術に富み、かねて經濟地理に長ず。土佐の地は山多くして、水がゝりあしゝ。然るを山を穿ち溝溪を通じて、農作の利をなせり。又長曾我部元親の遺臣、浪人して國中に多く住みけるを、各田地を與へ、兩刀を佩く事を許して鄕士とす。一鄕に五十人ほどの鄕士も住する鄕あり。今に毎年正月十一日に、侯の前に出て甲冑を著し、馬をはせて御覽に入るゝなり。春臺の經濟錄に、土州、薩州に鄕士有りて、古の兵農の職にかなへりといふは此事也。又土佐の國中は、野中氏と闇齋の餘澤にて今に火葬少く儒葬多しとかや。或時、野中氏自ら山野に歩して、地の利を見る。一人の老農あり。田畝に耕す。野中氏、かの翁に語りて曰く、この國の地は山野空地多くして、是を開けば莫大の田地となる。昔の人はかゝる眼前の利を知らずして、軍を遠きに出して人民を惱まし、他國を取らんとす。愚なるに非ずや。老人答て曰、さればこそ此翁が先祖にも、公のごとき愚夫ありて、眼前の小利のみ事とせしゆゑ、我等にもかく老衰に至るまでも、稼穡の艱難を免れず。野中氏曰、吾過てりとて、是より土州侯をすゝめて、海内を呑むの志あり。自立して國を奪んと欲するの機あり。陰謀あらはれて自殺せり。

○闇齋初め僧のとき絕藏主と云。墓は黑谷の山にあり。五靈の社地に靈を祭れるよしは、其頃五靈の神主出雲、地守、闇齋の門人なれば也。遊二比叡山一詩に、二十年前讀書處、再遊不レ厭二路崔嵬一といへる句あり。又遊二妙心寺一詩に、昔年貪見關山月、といへる句あり。關山は妙心寺開基の號也。これらの詩にても、叡山及び妙心寺に居られし事明か也。

○白石の詩は、白石詩草、白石餘稿二ツの集あり。城中にて先づ車寄を造らせたまひ、近年の内に教命下るべかりけるを、俄に文廟薨じ玉ひぬとなん。然れども文廟の世に、諸々の法度、前代にかはれる事

は、皆白石の意より出たり。數ならぬ事なれども、朝鮮の三使の來るを、來朝と唱へ來りしを來聘とし、或は代々の武家法度に、儒醫僧家は制外とあるを、儒を去て醫師僧家と書きたまひたる類のごとし。誠にいかめしき干戈の氣を去て、郁々たる文國となるべきを、文廟の薨去によつて、一朝に其功を廢せしは、大なる遺憾にあらずや。朝鮮の信使へのあしらひも、この御代ばかりは諸事大に別にて、饗禮にも雅樂を用ひたまへり。其時の白石の燕樂筆談、今に寫本にて行はる。

○白石弱冠の時、家貧にして書に乏し。その頃河村瑞軒といふもの、書を多くたくはへたるゆゑ、日々に其家に之きて書類を讀む。瑞軒も書を好みて凡庸の人にあらざれば、白石の末頼母しきを見て敢て書を惜まずして見せしむとかや。其詩草には朝鮮の三使及び長崎の書家商玄岱の序跋あり。餘稿には、今の淸朝の翰林學士の序及び室新助、商玄岱が序跋あり。其詩高華雄渾にして、片言隻語も菅丞相に渡る事なし。大凡古今の詩人を歷撰するに、窮愁孤獨の境をはなれて、富貴の相を附けたるは此人にしくはなし。徂來と同時にして少し先立なり。故に詩は此人より開けたりといふ人あり。□に非ず。元より仕途に就て經世を務とせし人故、一生教授に預らず。故に其名をしらざる者多し。詩は此人の餘業にして、其才經濟に長じたり。最初白石、有廟の時順庵の門に入り學なりて、順庵の推擧によつて甲府公に仕ふ。甲府程なく公入て統を繼給ふ。文廟是なり。依つて大に文廟に信用せらる。文廟も亦經濟に志ある故、車服、官名、其餘諸の制度に至る迄改免其法を定て、既に諸侯の郡禮も車に乘じ、衣冠にて往還あるべき由なりけるに、薨去によりて其事止みぬ。瑞軒も其女をもつて妻とせんといふに、白石の思ふ。吾は書を讀んが爲にこゝに來るのみ。彼等ごとき鄙夫の女を娶るべきに非らずとて、堅く辭せられたると也。白石餘稿の附言を見るに、あらはに瑞軒とはいはざれども、其事を載せたり。大志ある人は尤さもあるべき事也。因に曰、蘭陵王入陣の曲は、假面を被り鐵鞭を持て、入陣の勢をなせる舞也。正德元辛卯年十一月三日、朝鮮使の饗禮に、この曲を奏せさせ給ひしに、朝鮮人、是を見て問へるに、かの手に持るは何物ぞや。

白石の答に籥也といへり。この曲の由て起る所を知らずして、詩經に所謂左手に取籥の籥也と思へるならん。智者の失也。

○ある人、予に謂て曰、白石、よのつね人を訪ひ、又は人に訪はれて物語せらるゝに、煙管をとれば扨此煙管といふものは、何れの代に、誰が初て製したり。扇をとればこの扇といふものは、唐にては何れの世に誰が初めて製し、吾國にては何れの代に、誰が初めたりといふやうに、其物々に隨ひて、出所來歷故事までも面白く說話せられたりとなん。博物强記の君子なる事、想ひやられたり。

○熊澤息遊軒は、藤樹の高弟の弟子也。初め備前の岡山侯、〔松平新太郎光政、〕學に志あり。其頃、藤樹大儒の聞え有ければ、禮を厚ふして聘せらる。藤樹は年老たるをもつて辭してゆかず。息遊軒に其餘の弟子を添て岡山にゆかしむ。岡山侯、息遊軒を尊重して、大夫に上し國政を任す。凡吾國百五十年來の儒士、皆屠龍の數にて、學び傳へたる事を行ずして一生を終る。白石といへども十分が一も施し行ふことを得ず。其餘儒生の諸侯の國に仕ゆるもの、皆閑官散職を授けられて、文字訓詁の顧問に備るのみ也。息遊軒の遇を得たるもの一人もなし。岡山の政事には今に其餘風ある由を聞けり。退居の後著述さま〴〵あり。其學問は象山陽明の心學より出て、孤峻なる學風なれども、全體度量器大なるをもつて、心法のみにも繫縛せられず。且經濟、地理に練達せる事、みたる儒士の及ぶ所にあらず。集義和書、同外書、要系辨論等を見て知るべし。予又大學衍義といふ書を見るに、此書は大學の中の治國平天下の別卷にて、國天下の治體のみを說けり。經濟に志あるものは必見るべき書也。元來孤單なる心學より出たる學風ゆゑ、政事にもけやけき事などありしと見ゆ。一二の非を執して、其餘の功を廢すべからず。徂徠、春臺の經濟にも、暗に息遊軒が意を潤色せし事まゝ見えたり。予が友に岡山に遊びしものなり。其物語に、岡山の寺院を見るに、息遊軒の頃は石塔は、賤しき農工商に至るまで、法名を彫らずして、男子なれば何太郎、何兵衞が墓としるし、婦人なれば於八十、於淸が墓としるせりとぞ。蘐園談餘、爲學初問な

ごに、寺社を破壞したる由を大に誇れり。然れどもそれを見て、其外の功を廢すべからず。總て人を論ずるには、其人の全體を能知りて、功罪を辨へずんばあるべからず。徂徠の言にも、學問は仁齋、人才は熊澤、餘子は碌々取るに足らずといへり。

○山崎闇齋は、孔孟程朱の天下の正道にして、佛氏の法の正道にあらざるを覺り、還俗して儒士となれり。其事、既に前に見えたり。後又、惟一の神道を吉川惟足に學び、伊勢の神道を出口延佳に學びて、大に是を主張す。その頃正親町殿、闇齋の門人にて、神道を學び玉ふ。闇齋、風水抄と云書を撰述して進めければ、正親町殿、この書を仙洞の御覽に備へ奉る。上皇、是を見たまひて曰、此書は貴重なる事のみにて、容易の説に非ず。長く汝が家祕とこして、妄りに人に示す事なかれとぞ。是より闇齋の神道を正親町殿の神道と稱する也。故に今も志あるものは、正親町殿の門に入る。入門すればかの風水抄の中を、彼見省略斟酌して傳授したまふ也。或人曰、惟一の傳土金の傳なごゝいへる類の事なるべし。又奥州會津などに闇齋の弘まりしは、多くは神道を以て行はれたる也。門人にも豪傑多し。淺見重次郎、佐藤五郎左衛門、三宅丹治、此外多くあれども皆國々に分處し、或は仕官のものなごは、其名廣く聞えず。右の人々の著述も亦多し。其内淺見は旁神道をまじへ用ゆ。佐藤と三宅とは、神道を好まざりしと見ゆ。人心面のごこし。三人のいふ處各々異ありて、其門人に至ては愈同じからず。淺見は大体博物にして、文章にも拙からず。佐藤は文章拙く、博覽の功もなし。見識に長、丈夫にして、孤峻固陋の弊あり。其餘流弊にいたつては、門人の中に終に陵王の學に陷るものあり。三宅は二子に比すれば後輩にて、闇齋の晩年の弟子也、故に二子とは朋友にして、又教育にもあへりと見ゆ。依て淺見と佐藤とは、後には絶交なれども、三宅は身を終るまで、二子の説を折衷して用ひたり。三宅の事に奇話あり。最初三宅氏學成りて、出て阿部侯に仕へ、用人の職に進み、又轉じて世子の傳となる。時に世子弱冠にして、時々葭原の花街に遊ぶ。三宅氏數度諫れども聞入れ玉はず。且世子の近侍の中にも門人あり。或時、かの門生二

人亡命し、書を遺して曰、吾師數々諫を入るれども世子聞玉はず、剰吾々をも花街に從へ行玉ふ、是義に於て甚安からず。是に因て臣たることを致して去ると也。其頃は憲廟の治世にて、三宅氏も殿下に謁したる人也。一度殿下に謁せしものは、大故ありても容易に放逐し難し。故をもつて三宅氏もまた、出亡せんことを慮り、急に密室に蟄居せしむ。三宅氏始の心は、何とそして自殺せんと欲し、やゝ日を經て思ふは、古の聖賢も幽執の中に、書を著し玉へる人まゝ有レ之。いざや吾も書を著はさんと心付たり。然れども筆墨を與へず、やう／＼針と葭とを拾ひ得て、針を以て手指を傷げ、葭をかみて筆とし、風寒に感じて、鼻に清涕を流すよしをいひ立て、紙を多く乞ひもとめて、易說を工夫して是を血書す。凡三百葉に滿りとなん。此故に別して易に長ぜしと也。其後、憲廟薨じ玉ひ、三宅氏も獄を出して放逐せらるゝに、猶江戶、京、大阪に居住する事を禁ぜらる。もとより別號を尙齋といふ。依て吉田尙齋と變名して、京地に居をしめたり。後又赦に逢て終に本姓に復し、三宅丹治と稱す。老後に至て阿部侯の世子は、執政の職に昇り玉ひ、三宅氏が舊時の志を追憶し、一たび面して謝せんことを欲せらる。折柄三宅氏出府せしことあり。終に接見して舊きを語り玉ひしと也。三宅氏の傳は、述作の祭祀來格諺の始めに、山宮官兵衞が撰せるに傳あり。然れども此事の始末は、諱を載さるゆゑこゝに詳にす。予が記する處は、三宅氏の門人蟹佐右衞門が話を、まのあたりに聞及べり。

○京師に妖怪の宅地あり。價を賤しうして人に借せども、五日或は十日を經れば、必妖怪ありしを以て、其人恐れて住む事を得ず。一書生ある。剛强の氣を負て、請てかの家に移る。妖鬼も其氣象に避易しけるにや。二三月も害をなさず。彼書生が想へるは、吾鐵石の心には果して妖怪も怖れたりと、是よりやゝ驕惰の心ありしに、或る日、夙に起て手水盤に向ひけるに、盤の內より毛多く肥たくましき雙手、忽然として現出す。是より書生も恐怖の念を生じて、終に居を移しけり。其後久しく空宅となりしを、三宅丹治是を聞て、その家に移る。丹治が僑居せる內は、怪異もなかりしと也。仲尼は已息を爲ざる人也。

たとひ虚説にもせよ。左樣の處には君子の近づくべきに非ず。丹治謂つべし。中行に過たりと、

○京師醫學の傳來　照代に至て始め素問靈樞を講ずるものなかりしに、攀莚東菴〔經脈發揮の作者也、〕首として素難を講じ、其門人味岡三伯に至りて愈盛ん也。三伯の高弟井原道閲、淺井周伯、小川朔菴、岡本一抱子四人あり。一抱子は楊梅瘡を疾める事有けるゆゑ、三伯、師弟の約を絶せり。道閲は歿し、後その統を受る人なくして、知るもの寡し。今に道閲流の銅人形とて、まれには殘れり。周伯の家は其子縣令に業を受く。朔菴は堀元厚に傳へ、元厚はその子元昌に傳へ、元昌物故して嗣子幼弱なるをもつて、暫く門衰へたり。芳村恂益は玄鑒の□家にて、此門より起れるに非ず。是等の人々は、皆自らが主〔小イ〕を取て、人を療治せるに非ず。但素難より宋元明の醫書を講ずるを業とせり。古林見宜、中山三柳、北山壽安名古屋玄醫、香月牛山等の人々は、學醫にして治療を專らとせるもの也。述作の書を見るにも、學問を專らにせると、〔无イ〕治療を要とせると體裁同じからず。近時の古方家は、大に格別の事也。一々にあぐるに暇あらず。又皆成書あり。就て見るべし。

○開通元寶は、宋武德四年に鑄る所にて、歐陽詢の書なり。俗に開元通寶と呼ぶもの是也。淳化崇寶大觀、いづれも草書にて、太宗帝の筆也。草書にて錢文を鑄る事、淳化年中より始る。宣化は徽宗の筆也。永樂通寶は明太宗皇帝永樂九年に鑄る。我朝の僧中正と云もの、此頃明國へ至りて、明國帝の勅命に依りて、永樂通寶の錢文を書し也。〔僧中正は相國寺僧、〕京都將軍足利義滿公の時、明朝へ使僧を遣し持歸る、此鑄錢を格にして、我朝にても鑄させらる。信倉長公、太閤の代を經て、國初までも通用せし也。

○白氏文集、白樂天が詩の皇國に渡り來つる事、文德實錄の三の卷に見ゆ。藤原朝臣岳守卒す云々。承和五年出爲㆓太宰少貳㆒。因檢㆓校大唐人貨物㆒。適得㆓元白詩筆㆒奏上。帝甚耽悦、授㆓從五位上㆒、是也。詩筆は古本にもかくあれども、元白といひ、帝甚耽悦云云とあるなどを思ふに、詩集を寫し誤れるならんか。集などはじめて渡り來つるなるべし。こは樂天まだ世に在りしほどのこと也。

○白樂天が詩集文集共に、往古より我國にて大に是を用ゆ。我國の古文は多く白氏文集によりて作りたるなり。唐土にては白俗といふてきらへども、日本の風にはよくかなふなり。又古來の和歌共、多くは白氏文集の心をとりてよみける歌多しと心得て見るべし。

○李部王の記といふふみの名の李の字心得がたし。西宮記、北山抄などに引れたるには、吏の字をのみかかれたり。台記などにも吏の字をかゝれたり。李の字は後に誤れるなるべし。

○土佐日記を解けるもの、附註とて三卷板本にてあり。作れる人は〔◎脱文アルカ〕野道生としるせり。始めに讀耕齋林氏の序、次に紀氏の委しき系圖又、官位又林道春翁の書ける貫之主の傳文、新撰和歌の序、大井川行幸和歌の序などをものせ、終りに道生みづからの跋もあり。凡例に余適見二藤爲相卿手筆の本一以レ此爲レ據といひ、序に得二惺窩翁手筆一又以二別本一檢二共同異一粗是を解釋すといへり。そも〳〵此日記の註は、唯季吟の抄のみと、世にはしりてひろまり、この附註といふ物ある事をば、しれる人いと〳〵まれ也。今此二ツをあわせて見るに、季吟の抄に云る事ごもは、唐書を引てある事共など、其外にももはら此附註と異なる事なきは、ひそかに附註をとりて、書る物ここそおもほゆれ。さるに附註のみづからの跋に、萬治四年とあるを、季吟抄の終りにも、同じく萬治四年としるせるは、いよいよ心得ぬことぞかし。こはかの道生といひし人の功の、よにうづもれたるいとほしさにおどろかす也。○東涯の家に藏せる唐官抄は、おほむね陽明家の六典にたぐひせり。

○日本紀は、舍人親王、太朝臣安麿、紀の清人三人にて編集なりしに、世の人、舍人親王をば知れども、安麿をば十人よれば二三人ならではしらず。清人をば知る人さらになし。かゝる事も其人によりて、其名のつたはるとつたはらぬと、幸不幸は古今に多からむ。

○濱成の天書はほろびて、今傳ふる本は僞作也。

○扶桑略記は二通あり。本朝月令も二通あり。花鳥餘情も二通あり。國字の藏書はいづれも詳本也。世

に行はるゝは多くは略本也。
○國史實錄は、世に行はるゝ書は略本也。凡我國の秘本詳略まち〳〵なれば、とくとその道を知れる人にあらずしては、詳略二通りある事は、得知らざるべし。
○日本紀は、古板新板ともに落字脫簡甚だ多けれども、和學者と名のる人さへ、校合本はもたぬ也。
○文德天皇の實錄、第二卷に文字三百程不足の所あり。往年京師にて校正して、好本となれり。
○三代實錄板行の書は、脫簡多し。公家衆の藏書にて參考せずんば不足がちならん。延喜式もまた然り。かゝる事をば知らずして、和學者と名のりて、世間を奔走する事は、いとはづかしからずや。
○大和姬世記は、元上下卷有。今の人は下卷計を全記とおもへり。
○字義詳考と性理字義は同書也。鴈魚錦箋と尺牘雙魚も同書也。
○日本史略は、光孝天皇より起り、後一條天皇迄かける也。然るに世に行はるゝ本は、宇多天皇以前を除て、延喜帝より用ゆ、それゆゑ日本九代實錄とも號す。光孝天皇までは、六國史にあるゆゑ除きたるか。
○文苑英華は、全部千卷といへども、一卷わづかに六七枚の物多し。太平御覽も千卷なれども、英華より紙數少し。英華もさほど見ねばかなはぬ書とも見えず。外に文を集め詩を編みしは多し。御覽も太平廣記に似たる所あり。冊府元龜千卷、三大部の內にて第一紙數多きもの也。此書と文獻通考は見ずんばあるべからず。
○淺見安正の靖獻遺言をあまれしは、はなはだ高上の工夫也。青快の意味を知らずんば、豈よくその心をさぐらんや。
○圓珠經上下卷、註は何晏が集解、首書明經博士の註あり。小口書にも圓珠經とかけり。三百年已前の書と見ゆ。いとめづらしき物也。いにしへの明經道の人々は、論語を圓珠經といふ事まことにしかり。此

書ある人の家にて見侍りき。

○梵語と唐言を知らねばすまぬもの也。故に覺彦師の三密抄は、一厘毛頭も梵語に合ざる也。合とおもふてすますも、世を渡るたすけの爲也。安然の悉曇抄は古書といひ、殊に勝れたる發明也。

○少納言通憲の撰れし本朝世紀は、希代の珍書也。六國史に並べて七國史と云ふとも、おさ〳〵をとるまじと思はる。予が見たる本は三十卷あり。近年本朝にて寫させ給ひしは、四十六卷ありといふ也。

○東音譜一卷、白石先生の著す處、我が國の文字を悉曇にならひて、とりたてんとおもはれしかども、國忌に依りてその事やみぬ。

○論語の何晏集解は、足利學校より出したる活字板のよし、近年東涯の序して板行せるは落字あり。

○四書正解は、講釋するによきものなれども、人の是を見る事なきぞ本意なき。蒙引は講釋にはたらきを付る書也。大全は闇齋さへ益なしとて用ひざるに、今の人は重寶におもへり。

○雲合奇蹤は、元末の事をしるせる書也。水滸傳に續ては一興あるもの也。岡島援之が我國の語に飜譯して、梓にちりばめたり。然るに外題を通俗元明軍談と名付しゆゑ、世間に多き通俗物と心得て、見る人なきこそ本意なれ。是又外題のあしきによる也。

○八幡愚童訓は數本あり。予が見たるも四部あり。いづれも異本にて一決しがたし水戸侯の參考太平記に引用ひ給ひし本は正本也。板行の書は僞撰と見ゆれども、時代を考ふるに便なる事多し。寫本にて傳はるはみなあしゝ。

○僧絶海が詩集を蕉堅稿といふ。蕉堅は維摩經に見えたり。

○謝肇制が五雜組に、いにしへの長命の人をあつめたる處に、日本紀武内三百年と書るは、日本紀武内といふとなるを、松下西峰の異稱日本傳に、紀の字を上みへ付る、日本紀は異國へ流るといへるはあやまりならん。出口延佳の神代卷を講ぜられしを、山本閑齋筆記して、講述抄と題して板行せしを見侍り

しに、日本紀は異國へも渡りしにや。近古(世イ)の唐本にも見えたりとかゝれしは、五雜俎をよみちがへられたるにや。但日本傳にもとづかれしにや。

○嵯峨天皇の古萬葉集の序は僞撰也。此帝の時、ひらかな字は出來たりといひ傳ふ。然れば今こそ人々自由にかけ、かなの出來たる當座は自由にかゝれまじ。況や此帝博學廣才におはしまして、玉音餘音洋々として海內にみつ。滋野貞之が經國集、小野の峰守が凌雲集、仲雄王の文華秀麗集等を見るべし。おもふに源氏物語に、嵯峨天皇の古萬葉集を書し處あり。季吟の湖月抄に論あり。此源氏のこと葉を能かこつけ所として、好事のもの僞り作りしものを、是にてやんごとなき人をもあざむきしと、羽倉齋の物語なり。

○楠正成櫻井の卷と云書は、いかなるいたづらものの僞撰ぞや。かゝる拙き書を以て、あたら君子に疵付る法やある。此書があるとて楠氏の德の增にもなし、又なきとても德のすたるにてもなし。同じくばなきがましならめ。軍法者の口すぎに、かゝる事をしてあざむく事幾千萬ぞや。世の人、たゞまよふて察せず。又大心のものなければ也。

○古今集のかな序の細書は、後人の加筆也。然るに歌學者の是も貫之の書加へられしとおもふはあやまり也。たゞこの書のみにあらず。我國の書はかなまなともに、古しへの人の書加へし傍註が、本文にまじりたる處多し、神代卷のことさらまじりて多くあれば、能吟味せざればすまぬもの也。

○弘仁式は今もありといへども僞書也。今の世に博學なる人は和書をこのまず。好める人は學文いらずばそれ、右兩損なる事多し。人皇五十二代嵯峨天皇の御宇、弘仁年中に出來りたるを弘仁式といふ。淸和天皇貞の觀年中に、弘仁式の帳面に依て、足らざるを增し、餘りたるを減じて、右の帳面をあらためられしゆゑ、貞觀式といふ。爰にいたりて弘仁式の帳面は、破りすつるともやきすつるとも、其頃の明法家の役人の殘し置はずにてはなし、帳面を改め仕替し後は、古記帳の入用なる事はなき也。又入用の事

は貞觀式に寫したれば、弘仁式も貞觀式にありと知るべし。其後、人皇六十代醍醐帝の延喜年中には、人も段々王室萬端の所務しげ〳〵に、官も位もいやましにおこりしゆゑ、貞觀式にて事たらず。故に諸儒に命じて、延喜式五十卷を編集ありし也。此時に至りては、貞觀式は反故となりし事ぞ。扨貞觀式の入用なる事は、みな延喜式にうつしのせたる也。弘仁式十二卷、貞觀式十二卷、その中に用事ある事は、延喜式にのせたり。延喜式は全部五十卷あれば、卷數にても知らるゝ也。今假令殘れりとも、無用の(一書)長物語なれば、やきすつるとも、破りすつるともいたしなば、先王の御心にもかなふべし。近代京師の人、かゝる事を僞撰すること甚多し。畢竟はじめいふごとく、儒書を多く見て、博學なる人は和書を好まず。それゆゑ僞を辨ずる事はならぬがち也。和書をすき好む人は、半學なれば是も又、眞僞を見わくる事かたからん。能々正さずんば、書にあやまる事あらんかし。

○律令格式は、國家を治るの大寶也。我國の律は唐の永徽律を斟酌しし編れし也。律の末書は多くほろびて傳はらず。中原章任の金玉掌中抄のみ今に傳ふれども、世に希なる珍書也。先年加賀侯綱紀卿、此書を得玉ひて、文穆先生へ贈り給ひしに、享保年中國學より獻上せるれし事有、令は唐の開元式を損益して編し也。此書の末書は種々傳はれり。先惟宗王本の集解二十七卷、淸原の夏野義解十卷、藤原兼良の抄數卷殘れり。格は弘仁格、貞觀格、延喜格を部類にして、類聚三代格三十一卷、是も多くほろびて今六卷あり。或は延喜式全部五十卷あり。大凡古書は多くほろびたるに、此四部の書の殘りしは、いと有難きためしならずや。平泰時の貞永令も、此四部の書によつて法式を立たり。殊に明法博士淸原の敎降を鎌倉へ招きて、作法も文章も能くとりたてしゆゑ、いにしへのには及ぶまじけれども。(マヽ)王宣を去る事遠からざるゆゑ、足利家の法度書よりも、はるかにまさり侍る也。

○建武令は廷臣をたのまず、武人の心まゝに取立しゆゑ、文章はなはだつたなきもの也。元和令は淸原宣賢、林道春の取立也。是又鎌倉の作法にならふて、宣賢を招き給ひしなり。

○文德天皇實錄は、昭宣公勅命を奉じ給ひて、都の良香、菅原是善卿等の編集したる史記也。其板行本を見るに、天皇崩御の處にて、天皇御一代の御盛德をあげてもて、その絶筆に春秋の世に有二と書て、訓點もかくのごとく板行せり。此書に訓點付たるは何人ぞや。さて〳〵珍敷よみやうかな。見たきことなり。春秋とは御年といふ事也。世の字は三十也。文德帝の御年三十二なりと云事也。

○日蓮御書といふものは、益なき物かと思ひしに、佛教の外に有用の事多くのせたり。建治、弘安の頃、異國より來る書翰は、東鑑に、その書様と計あつて、その文字は落たり。又外の記錄にも見えざるに、御書にはこと〳〵く其文をのせたり。法然上人の撰擇集よりは、はるかにまされる書也。

○類聚國史二百卷は、寛平四年菅丞相に勅してゑらみわけられたり。是は日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、以上の六國史を類聚したる物にて、事實を考るに重寶なる書也。是も中頃多くほろびて、今に世にいつわる所多く、七十卷ほど殘れり。近頃京師の好事の人、此書を僞撰して、全部二百卷江戸へ出しぬ。官儒并和學に習へる人と吟味しぬれば、僞撰に極りて京都へ返されぬ。京師にはかゝる僞書の作者出て、世をあざむくもの多し。鎌倉實錄の卷末に、金史列將傳（金本別本）といふ書を引て、義經の金國へ渡られし事をあり〳〵と書たり。此作者中根丈右衞門と知音なりしゆゑ、金史別本の事を問にやりしに、その僞なる事あらはれたり。かゝる徒らごととして、奔走する學者世に多く出るは、大に世教の害ぞかし。況や近世板行の軍談類、見るに益なきのみにあらず、都て大なる害也。

○菅家萬葉集上下二卷あり。見るに上の卷はいふべきこともなきを、下の卷は眞字のさま、上の卷とかはれることとなければ、同じ菅原の大臣のものし給へるならんを、詩のさまなん、上の卷とはこよなくして、さらにかのおとどの御しわざとは見えず。むげにつたなくして、たゞ七言四句にとゝのへたるのみにこそあれ。心もつゞかず、ねごとなどを聞やうにて、何事ともわきまへがたく、いと〳〵みだりがはしく、韻字といふ物をだにとゝのへず。さらに詩といふべき物にもあらず。されば下の卷は、かの大臣

の和歌のみを物し玉ひて、詩をばそへ給はざりけむを、後世の人の上の卷にならひて、みだりにおぎなひたるべし。さるはむげに物の心も知らぬをこのものゝしわざとこそ見えたれ。序も下の卷は、詩と同じ人の書りと見えて、いとおさなし。

○春記といふふみは、春宮の大夫資房卿の日記也。今の世にはたゞ一卷ならでは、傳はらずといへり。おのが見たりし本も、八十五ひらありて、一冊のみなりき。

○松島の日記といふ物、清少納言の年老て後に、おくの松島へ下りつる道の記とて、やがて松島の日記と名づけたる一冊あり。めづらしくおぼえて見けるに、はやく(元イ)いみじき僞書にて、むげにつたなく、見どころなき物也。さるはちかき程古學をする者の、作れる口つゞきとぞ聞えたる。すべて近き年頃は、さる僞りぶみを作り出せるたぐひのことに多かる。えうなきすさびにおほくのいとまをいれ、心をもくだきて、よの人をまごはさんとするは、いかなるたふれごゝろにかあらむ、よくみる人の見るには、まことといつはりはいとゞよく見えわかれて、いちじるけれど、さばかりなる人は、いと〳〵まれにして、ようしも見わけぬもののみ世にはおほかれば、むげの僞りぶみにもあざむかれて、たふとみもてはやし行く(すなるイ)は、いとも〳〵かたはらいたくかなしきわざ也。近き頃は世の中にめづらしき書を、えらするこもがら多きを、めづらしきはまことの物ならぬがおほきを、さる心してよくえらぶべきわざぞかし。菅原の大臣のかき給へりといふ須磨の記といふ物などは、やゝ世にひろごりて、たれもまことゝ思ひ侍れども、これはたいみじき僞り書なるをや。かゝるたぐひ數しれず。すべてこゝろすべし。

○うつぼの物語、今の世の板本は、卷の名たがへる事あり。その次第もみだれてよみつゞけがたし。こゝに田中道麿が、ふるき善本によりて、正したりし次第は、第一俊蔭、第二并藤原君、第三并たゞこそ、第四梅の花笠、一名春日まうで、第五さがの院、第六吹上げ上、第七吹上げ下、第八祭の使、第九菊の宴、第十あて宮、第十一初秋、一名といかりの名月、一名すまその節會、第十二たづの村鳥、第十三藏

開上、第十四藏開中、第十五藏開下、第十六樓の上上、第十七樓の上下、第十八國ゆづり上、第十九國ゆづり中、第二十國ゆづり下、かくのごとくにて合せて廿卷也。然るに今の本は、嵯峨院の卷を藏開の下として、吹上卷の上下のついでを誤りて、藏開の下を國ゆづりの下とし、樓の上の卷の上下のついでを誤り、國ゆづりの上と中と次第を誤り、同下をさがの院とす。これら皆誤也。然れば今の本の藏開の下はさがの院也。吹上の上は下、下は上也。國ゆづりの下は藏開下也。樓の上は下にて、下は上也。國ゆづりの上は中にて中は上也。さがの院は國ゆづり下也と心得べし。又今の本はわたくしに、一卷なるをも上下にわけ、あるは上下なるを又分けなどして、合せて三十卷とせり。扨又古き一本には、たづの村鳥を第十一とし、初秋を第十二とし、國ゆづり三卷を第十六、第十七、第十八とし、樓の上の上下を第十九、第廿とせり。これらのついではいづれよからむ。おのれいとまなくて、すべていまだえきもかむがへず。みん人、なをかむがへて定めてよ。かの道麿はこの物語に心をいれて、かの本どもをよみ合せて、すべてよくかむがへおきつる也。

○或人曰、千字文は梁の周興嗣が撰なるに、晉の王義之が書たる千字文といふ事有べからず。是つれづれ草に見えたる、和漢朗詠集の說と同日の誤か。答て曰、然るべからず。此文もと王右軍が書たれども、韻を不レ成、梁に至つて興嗣に勅して次韻せしむ。其撰成てのち義之が書たる文字前後に成て、興嗣が文を連續せるもの也。故に王義之は別人なれども千文ありと、此事續祕笈にも詳に見えたり。

○つれ〳〵草を、兼好自ら編るやうにおもふ人多し。然らず。是は兼好がわらは命松丸といひしもの、後に今川了俊に仕へたり。了俊ある時、命松丸に、兼好が歌など殘るものも是あるやと問しに、おほくは庵の壁をはられて侍り。こゝにも候へども、かたみに重寶いたし候と語りければ、尋て乞べしとて、吉田の感神院へ命松丸をつかはし、伊賀の草庵へは伊勢太郎光貞とて、歌の心もありしものをつかはしたづねけるに、歌は伊賀の草庵にて、やう〳〵五十枚ばかり集めぬ。今のつれ〳〵草は、吉田にて多く

は壁にはられ、又經卷などをうつせしものゝ裏などに、書捨ありしをとりて參りぬ。それを了俊、命松などゝこり揃へ、又命松が許に有しをも集め、歌一冊草子二冊とはせり。此時題號なきゆゑ、發端の文字をとりて、徒然草と題せるは、今川了俊にてありし。

○一條禪閤の遊ばされし桃華蘂葉の奥に、相曹抄とて裝束の抄あり。俗に胡曹抄といふは非也。唐の官儀に、堯の時烏曹造衣とあり。堯の臣下烏曹衣の制法を立たり。コとウと音通ず。ころんと書てウロンといふ類也。然れば烏曹抄と云べし。何の故もなく胡曹抄といふ題號を、付らるべきやうなし。衣服を製し初めたる人の名をとつて、裝束抄の題となし置給ふ也。此胡曹抄のわけ知りたるもの稀也。

○准后大納言親房卿の職原抄を始て板本にせしは、中原職忠〔後號萃菴〕のわざ也。是より前は小野富田などにて、地下の官人にも職原抄よむものありし。其註本など見しに、一向不埒なるもの也。中原職忠は中興のやうに成て門人多く、職原抄大全編に、植木氏を始め、其頃より續いて此門流のみはびこりけれども、職原抄限の取沙汰にて、令集解などは沙汰せざる事也。加賀へ召抱へられし平川氏も此例也。

○古來葬喪記といふ古書二卷あり。是天武天皇の時分出來たる書也。作者不レ知。貞觀式に見えたり。延喜式のゆるし事は、葬喪記に見えたりとあり。四卷の中二卷なし。一と四計殘りてあり。攝州生田の社に相傳のよし。

○太子傳の中に、王右軍が書を學ぶといふ事あり。王右軍は王義之が事也。是は類聚國史を考ふるに、文武天皇の時にて、太子の時にてはなし。是は垂仁天皇の後胤、三石車子の事也。是字の誤也。三石車子は草書を能すこと也。太子傳は法隆寺の傳、芹摘の傳、天王寺傳とてあり。太子傳に三ケの祕事、五ケの傳などゝいふ事あり。今二卷の平氏傳といふ有。假名の十卷の太子傳は、此平氏傳を和らげて十卷としたるもの也。平氏とは平基親也。父は民部卿親範、母は高階氏の女也。芹摘后の母方に、大切の傳あるによつて、太子傳をつくると、今板本の太子傳、平氏傳、本文大に違ひあり。又速成就院の平氏傳よし。

是は六條の太子堂の事也。扨又太子傳に三ケ傳、五ケ傳、十ケ難といふ事有。此儀すまねば讀つくされぬもの也。

勾當内侍といふは、内侍の中の頭なりといひたるは違へり。内侍の中のかみと云は尙侍也。勾當は典侍の中に、年臈なるを勾當とし給へるにて、典侍四人の中にての頭と云事也。

○井上通女は天和の頃の人也。和歌を能して其名高し。京極備中守の家士井上儀左衛門娘にて、後に三田茂左衛門へ嫁す。備中守は後堂松容院殿といふに仕ふ。諸史百家九流三教の書に通ず。その容質美麗の婦人也とぞ。歸家日記と名づけたる記行あり。近世畸人傳に載たり。處女賦といふを作る。めづらしき文章也。

○右筆は武家の史官にて、頼朝卿の時より此名始るよし、貝原氏、東鑑を引て據とす。

○御袋といふ名は、康富記に〔權大外記中原康富の物語也。〕享祿四年正月九日の所に云、今曉室町殿姬君誕生也。御袋は大館兵庫頭妹也云々。

○天齡此榮、願得長生、吾立勳功、願得安寧、此壽文は南極星福祿壽の咒文也。毎夜此文を三篇唱へ、胸より腹へ撫おろして寢る。如レ斯怠るずば、身體壯健にして、百廿餘歲を保ち、代々子孫まで長壽をなすと云。

○帝皇の御事、帝は天照太神の御末也。御位のの間を今上皇帝と申奉る。或は當今ともいふ。御位をすべらせ給ふを新院と申奉る。院號定とて太上天皇の號を蒙らせ給ふを仙洞と申奉る。御出家あるを法皇と申す。法皇の初は宇多天皇、これ寬平法皇の御事也。或人の云、熊野へ三十三度御行なければ、法皇と申しがたしといへり。左もある御事にや。天子御位に即給ふを御即位と云、又踐祚共いふ。御腹立を逆鱗、御煩を御惱或は御不豫などゝもいふ。すべて帝の御事はいともかしこく、よろづの唱へもいみじく、凡人わきまへがたき事のみ也。此外一々の御品くはしく述がたし。但帝皇、仙洞、法皇、本院、新院な

ど丶申す御事は、御位の間と御位をすべらせ給ふとの兩儀につきて、さま〲の御名あり。されば御在位の時と、御位を讓り給ふの後は、よろづの言葉に聊のかはりめありとは申せども、世俗には何れも同じ様に意得奉る事のみ多し。

○親王御事、親王と申すは御門の御子也。竹園とも申す。但天子の御子といへば、何れも皆親王と意得申せども、左はなし。親王宣下ありて、帝より御免なければ、親王とは申がたし。此外何の宮など丶申は、無官の皇子也。又内親王と申は帝の御娘也。是も宣下なければ只宮と申と也。又親王御出家を入道親王といふ。勿論の事也。御門跡方に有レ之。但法親王といへば、皆入道親王とおもふ人多し。左にはあらず。御兒の時親王宣下ありて、後に御出家なければ入道親王とは申さぬ事也。然れば入道の號は尤も重き御事也。入道といふ事は、むかしより上つがたには、能わきまへ玉へど、あやしの輩は傳承る事もまれ〲なれば、一生誤りて暮すもの計也。古法興院攝政兼家公、御出家の後大入道殿と申事、我朝無雙の號也、此ころ、多田滿仲法體しけるが、入道とは憚り有り。せめて新發意など丶申さまほしきといはれし事、古老の人申傳也。さればにや。古書には多田滿仲と記したる所多し。當世にても入道は、三位已上の法號也と承れど、夫さへなをいぶかしき事也。況や其下たる輩の、殊には無官無位の者、動もすれば彼入道が何とかたりし。此入道めが何事を申けるなど丶いふは、至て無下のふるまひ、淺ましき事どもと申べきか。偖又親王家とて三（四イ）家あり。伏見殿。八條殿、高松殿、（有栖川殿、閑院殿、京極殿イ）也。是は定りし御役儀なけれど天子若御子なき時は、その家々より器量を撰びて、位に即せ給ふと也と申傳ふ、其子々孫々皆同じく親王にならせ玉ふ也。其外は帝の御子を養なければ、親王とは申さぬよし、其御養子親王御實子を二世親王と申て、伏見殿ならば聊のかはりめありと承りぬ。

○准三后の事、准三后と書くは、太皇大后宮、〔天子の御祖母也。〕皇太后宮、〔天子の御母也。〕皇后宮、〔天子の妻也。〕此三后に准ずるをいふ。我朝に中宮職を別に置れて四宮といふ。但後世此儀絶たり。

扨女院門號の初は、東三條攝政兼家公御娘東三條門院より起り、其後上東門院に始り、美福門院、待賢門院、建禮門院など、さま〴〵の號をつかせ玉ふ也。門號は大內裡の時、四方に十二の門あり。其名を、女院國母の號とす。又僧俗准三后に補せらるゝ事は、大なる手柄也といへり。其故は天子に親み奉るは、后ほど御傍近きはなし。去ほどに御后ほどに御前へ近づき、出頭いたし、大切に思召人ならでは、成がたきとの謂にて、僧俗共に准三后の職宣下は、大なる御寵恩といへり。

○征夷大將軍補任の事、日本總追捕使の初は、鎌倉源二位賴朝卿也。是賴朝卿我意を以て、任じらるゝにあらず。平家を追罸の賞として、後白河院より成下されし也。征夷大將軍と云は、海內衞護の任にて、武家の棟梁なれば、上代より有事なれども、正しく總追捕使は、國王より天下を預りて、政法をさだめ、日本の主と成給ぬる心にて、賴朝卿元祖也。扨將軍は自 總追捕使 以降、一天の主なれば、官位の高下にもかゝはらず。上代は參議中納言も此職に任ず。田村丸は從二位大納言にて、征夷將軍を兼たり。淸盛公の三男知盛卿は、正三位新中納言にて將軍を兼ねらるゝ。此外上代より此職を兼ろ人多かりければ、一々爰に記するに及ばず。賴朝の長男賴家は、左衞門督にて是を持。その舍弟は右大臣にて將軍に任ず。實朝公也。北條の代に成ては、身の賤にへりくだりて、都より親王、攝家の君達を招き奉て、將軍に任じける、所謂權大納言賴經卿と云しは、光明峯寺殿の御子にて、藤原氏なりしが、關東源家の家督を續て、征夷將軍とはなり玉ふ。かくて人皇八十七代の帝、後嵯峨院第一皇子三品中務卿宗尊親王、是則ち天子の御子なれども、將軍になり給ふ。夫より親王の將軍數多あり。夫より室町家の祖尊氏卿、權大納言正一位にて此職に任ぜられ、贈左大臣の追號有て、等持院殿と號す。此子孫十三代皆將軍宣下あり。或は太政大臣にて將軍の任あり。左大臣にても內大臣にても任じ玉ふ。或は三位中將宰相などにても此號有るもあり。此等の例を以て考みれば、將軍は海內の主なれば、各別のことにて御座候へ。官位の高卑にかゝはり給はず。然れども長命の後は、いかほども大臣に轉任し給ふ將軍の號も多しといへども、其人

太政大臣源實なれば、淳和弉學兩院別當、源氏の長者、征夷大將軍、從一位大政大臣、源の某と書べき也。淳和弉學兩院別當といふは職也。是は淳和院弉學院惣司と云心にて、結構成職也。久我殿代々此職をかね給ふ。然る處に尊氏卿の孫、准三后太政大臣源義滿公の御時、久我相國具通公、永く此職を將軍家へ進ぜられしより以來、公方の職になりぬ。扨將軍宣下といふは、重々しき大禮にて御規模也。然るに信長公、從二位右大臣にて、終に將軍に成玉はず。此時は公方權大納言義昭公、御存生にておはすれども、天下は信長公の持給ふ也。御他界有て總見院殿と申奉る。扨それより豐臣秀吉公にも、太政大臣關白には至らせ玉ひたれ共、將軍宣下是なしと云ふ。されば此職むかしより、此宣下は武職棟梁の御式法なれば、ゆゝしき御事也。秀吉公の天下を取給ひて後、菊亭右大臣晴季公へ命ありて、太政大臣を望給ふよし、其時晴季公仰には、君何ぞ太政大臣を望ませ給はん、關白は天子補佐の臣職にて、太政大臣より至て貴し。此職を兼させ給はんほどの勅によつて、關白になりて、太政大臣を兼給ふとなり。さればむかしよりかやうの大禮大賀に付て、さまざまの御謂あるよしなれど、地下人の書籍には皆一樣に心得しらぬ事をしりたるやうに書なし侍れば、證據とするにたらず。

○撿挍勾當の事、むかしより撿挍勾當といふは、ゆゆしき僧官也。高野山に寶性院の撿挍某などゝいひて、止事なき碩學の任ずるためし有といへり。然るに何頃より初りたる事にや。醫者法師、此職名を掠めて、己が規模とす。無才愚蒙の濫觴か。應永年中或人の日記に云、盲目等諸亭に參り不同あり。御室の御門跡に至ては、ひさしに伺公して圓座に付、音曲などを申て退出す。梶井御門主も同前也。然るに青蓮院御門主に於ては、疊に着すと云。太政大臣實時公、此事をそしり玉ひて、盲目ごときの振まひ、當時以の外也。古より諸亭においては、大床に伺公して音曲等を申す作法也。當時久我家門に於て如レ此あるを、諸門跡より非禮を被レ出事甚然るべからず。かやうの事末代の嘲也と被レ仰て憤り玉ひけり。中頃よりの名宜しき人の子も、目くらになりぬれば、彼輩か弟子などになる事、是末世のしるし也。當

までもおもひなす事いと淺ましき世のすゑなり。是尊卑も差別なく、只家にぎはしければ、諸人是がために媚をなすと見えたり。

○源義經が事を、一條殿攝政關白冬良公、或人に命ぜられていふ、世に傳ふものがたりにも、大きに書もらしたる事あり。源義經の事など、奇妙の事は多く書もらしけり。よからぬかたはしの樣などつくろひて書し所多し。義經ほどの侍は古きためしも有まじ。第一奇妙なりしは、芳野敗北の後、南都北嶺の間に蟄居せし事、凡四十餘ヶ度也。或時奈良の勸修房の別所に籠りし時、敵方是を聞つけて、大勢を催し其家を圍み、聲をあげて御迎に參り候などゝのゝしれども、更に人音もせす、寄手、不思議におもひ、若引違なるにやと、四方を圍を解て、直に立歸らんとするを見て、わらやの破風を破りて飛下り、大勢の群りたる軍兵の中へ掛入て、眞向からひざがしら、當る所を幸として、只一討づつ切て廻り、四五十人計に手を負せて、かげろふのごとく失せられける。軍兵あわてゝ、是は〳〵といふ程に、大將は一番に遁出たり。軍兵傍らに休み、同朋にいひ合けるは、只今我らに手を負せし者は、定て九郎殿より外には有まじ。敵對申て叶はすとても、せめて其容を見届ぬ事、神通のふるまひ也。扨も云がひなき大將かな。臆病ならば寄來らぬこそましにてあらめ。向後各心得候へ。惣じて敵と見すましたる人々こそ、武邊手柄もいたさめ。目に見えぬ敵と戰はんより、一向首を進せたるがよかれとて、ふるひわなゝき散々に逃たり。其後又、般若寺の在家に、あやしき人有と風說しければ、又右の大將五百騎計にて其家を取卷、馬を出しいふやうは、先月勸修房のふるまひにもこりす、又押寄せたり。兎角目に見えぬ人と對して益なし。四方より火を懸て、燒ころせと云て、終に其家を燒亡し、灰をかきて見れど、鼠などの物音もなし、その時家をくゞり出、半時ばかりのほどに、粟田口まで立退れけり。凡かやうのあやしき振舞、一々に記し難し。皆家門の日記に見えて、慥なる事なれども、其世には結句知らざりけるにや書落しけり。情

なき事なと被レ仰けり。

○楠正成が事、楠正成は河内國の住人にて信貴の毘沙門のまうし子にて、その名は多門兵衛と云。即判形にも多門の字を用ひたり。其先祖は敏達天皇四世の孫、井手左大臣橘諸兄公の後胤たり。後醍醐帝に賴まれ奉りて、軍忠を盡せし事、前代未聞のふるまひ、太平記にくわし。此人、三德を兼備して、古今無雙の勇士なれば、一代の働軍書其外物語にも精く書傳へたり、されば此等が働を以て、後醍醐天皇世に出させ給ひ、終に公家一統の御政務と成て、諸將等に恩賞を下されけるに、楠も攝津和泉河内を拜領して、河内判官と號し、しばらく世も鎭りぬれば、休足のためとて所知入し、心をも慰んとて、東大寺の方へ志し、七堂伽藍を順禮し、鐘樓の傍に休み居たりに、此つき鐘は聖武天皇より以來、數百歲の星霜を經て、其聲もいと殊勝に、聞く人無明の眠を覺す、天下第一の大鐘也。しかのみならす鐘樓も同じく年月をふれば、屋に松生、柱に苔むして、昔をしたふ淚の露そゞろにこぼるゝ折節、參詣の輩五三人並び居て、聲高に物語りし、勢ひ猛にのゝしりけるが、其中の者申やう、抑此鐘は大きなる事日本一也。されば重き事幾千萬斤ぞや。假令三十人して動すとも、たやすくはたらかし得る事有ざるべし。されば深き智謀をめぐらさば、箸程の木をもつて、三時計には一人して動さんと云ひけるに、其傍のもの云やう、扨々生質に似合ざる云やうかな。凡人の分別は押並べて、九分十分のものぞかし。御邊程の人なれど、身の分限を知らざる也。むかしより左樣の例もあらばこそ、をこがましき物語を云ひたるもよけれ。あな片腹いたや。聞たくもなし。只我々をうつけものにし玉ふとて、各立退けり。正成は其傍にて聞とがめ、しばらく物をもいはず、目をふさぎ居けるが、漸有て申やう、扨々今の奴原は何ものなれば、おかしき問答をしけるぞや。此事定めて浮きたる事にも有まじ。心に覺こそあるらめ。我今此所にて工たせんに成かたし。こよひは思案をめぐらし、何とぞ鐘を動す謀事有らん。明らめ見んと云捨て、早く私宅へ歸り、一間なる閒へ入て、終夜件の丁夫を仕濟し、手の者を呼出し、今日又東大寺へ向ふべき間、其心

得べしと云て、家の子どもを隨へ東大寺へ至り、鐘樓の傍にたゝずみけり。扨手のものゝ中にて、丁なる志の人を呼よせ、打連て鐘樓の中へ入、高さ三尺程の箱をとりよせ、彼のものに踏へさせ、鐘のすみ乳のあたりにあたるほどにしつらひ、ちいさき木を持せ、鐘のはづれにあてさせ、其後楠申やう、其木を兩手にて然々と退屈なく、何までも鐘のはづれへ當つべし。只つき鐘に目をくばらず、木を當るを大事とせば、むらなきやうに心得て、ものを割らむやうに、じわじわとはからふべしと云付け、三時計もあてさせしが、二時計までには何のかはりもなし。家臣共是を見て、あなこゝろえがたき事かな、如何なる與有る儀にも、かくはし玉ふと不審し、傍にて見笑ひてつぶやきけり、終に三時程には、龍頭の邊ぎり／＼と鳴て、夫より少しづゝ動き出けるが、後にはゆら／＼といと輕く動きけり。是を見て諸人奇異の思をなし、是は／＼といふ計也。時に楠申やう、凡物の成就するは、速にはからふにあたはぬ事多し。さればこの鐘につけて、萬端を明らめ侍るべし。當分は三十人の力にても、動し難きものなれども、功を積ぬれば獨の力にてかく動し得たり。此小さき木にて獨の力と思へど、能々何までも當るには、三時にては百人力も積るべし。されば鐘の動がぬ以前は、皆徒らのやうなれど、動く時は萬々のぐしつもる也。是卽力の功の積たる故なれば、物を速に成就するに、大やうに心得べからず。天下國家を竊も又然也。時と功とをはかる事第一也。物に屈せざる時は、當分益なしとおもふ事も、終には其功徒らならず。此鐘の謀事萬づに付て忘るべからずと云けり。誠に楠なればこそ、かやうのいみじき謀をもしけるとぞ。其頃世にもてはやして、廣く沙汰し侍りしといふ。

○高國叙位の事、細川武藏守高國は、賴之より以來、家に例なき三位に叙給ふ事、一流の手柄也。此人は勇といひ管領の家といひ、歌道といひ、學文といひ、一方ならぬ達人なれども、不運にして尼が崎にて果られけり。然共其後の折節やさしき振廻ありしは、京え多く短尺を書て、面白き歌など送られける。其歌ども世に事ふりたれど、やさしければ是に記す。

なしといひ又有りといふ言の葉やのりの誠のこゝろなるらん

此短尺のかしらに、徳樣道樣と書て有り、

　繪にうつし石に作りし海山を後の世までもめがれせず見む

此題には御所樣とかきてあり、

　犬追物今一度とおもひこしあらましは唯いたづらにこそ

此題には北畠殿と有、

　此浦の浪より高き浮名のみ世々に絕せす立ぬべきかな

此題には能登の御姉子と有、

　世の中に迷ふ所はなきものをまよひといへる言の葉は何

これは珊持公とあり、

又連歌發句の短尺あり。是は宗碩が方へ送られし也。

　夕立の空だのめなるやどりかな

此短尺を請て後、宗碩追善のために百韻有しとかや。是等の事を聞くに付て、兎角歌ほどやさしき物はなし。

○執事管領の事、細川右馬頭賴之までは、將軍の家老を執事といひし由、賴之より始て是を管領といふ

すべてかやうの事、其時節によつて替る事あり。一定せざる事にや。

○押領使の事、昔物語に押領使と云事有。此事をいふかしきやうにおひくらす人あり。押領使といへば、太國の二つ三つも司りたるやうに聞えも有べけれども、左はなし。一國を領する迄の儀にもあらす。唯一郡二郡を領する也。末代の小城主、或は地頭など云の類也。

○天秤天削といふ事。凡傳へ承るに、攝關の人は申に及ばず、大臣に成玉ふ臣下參內の時は、天子自

御酌をとらせ給て、御酒を被レ下御作法なり。是を天酌と申奉るとかや。勿論御盃をば天盃と云て戴き奉る事は、公家武家についてあるべき事なれども、天酌といふ謂を聞て、凡下の輩はいみじく恐ろしきやうにおもひ奉る事なりと云ながら、是むかしより御作法にて、高位名臣の規模也。大臣以上はいふに不レ及、大將、大納言などにも、御氣色よき近臣には、御內々にて天盃天酌の御沙汰有よし申傳へたり。有がたき御事也。武家にても侍從已上の人は事にふれて天盃を下さるゝ事あり。或は將軍家の御名代として參內の時か。又は所司代等にいたりぬれば、參內より前に先四品侍從に任じ、此事有りとかや。然れば天子の御目通にて、何某誰と奏聞あつて、天盃を戴く事、侍從已下にはなき事也。五位六位の諸大夫受領の人などは、おもむきには伺公ずべき所さへなきよし、古來より申傳へたり。いはんや無官の輩をや。天子たとへ御覽あるとて、某は誰々と申て御目通の事は及ばぬ事也。かやうのしな〴〵、賤しき身として、沙汰し奉るは勿體なき御事也。然れども地下の悲しさは、夢にも知らざる御事なれば、傳るまゝに聊書つけ奉る也。

○女御入內の事、女御入內とは帝の御婚禮也。女御とは后の官なき也。入內とは內裡へ御輿入ある儀也。さればいやしきものゝ嫁入などゝいふと同意也。又外戚外祖父といふ事、外戚の氣味也。天子へ后を備へ給ふ家は、たとへ親王攝家たりとも、みな人臣也。帝は人間に非ず。天照大神の御血脉也。天下の位を踏ませ給ふ故に、天子とは申すなり、然れば臣下より娘を參せらるゝは、皆外戚也。后の御父なれば外祖と云、后の生給ふ御子、位につけたまふ時は、外祖父と云也。たとへば清和天皇の外祖父は忠仁公也。則外戚の祖父といふ心也。かやうの例、古より御代々ある事なれば、くわしくしるすに及ばず。

○年號改元の事、年號といふは、四海のたましゐにて、吉凶これより起る事多しといへり。或は天子位につかせたまへば、年號をも改めらるゝよし也。然れども能き時代なれば、其儘用ひらるゝ例、古今連

綿也。されば此改元と申は、兼てより先菅家の人々、其外にも器量有かたへ仰せて、年號をえらむで奏號も考へ、扨改元の日には諸卿参内あつて、此御沙汰はじまる也。頭人は攝關大臣等、才智をえらびて着座あり。其時初めて家々の勘文を出して、年號一ツづゝを讀上げ給へば、其時、難陳といふ事有て、其號を難じ給へば、又證據の文を引て其答あり。如レ此家々の年號多き中にて撰みつくし、一ツ二ツに極り、これかれと御評定ありて、其一ツに極め、衆議一同のうへにつきて、参議今日より此號を唱へ用ゆべきよし、詔りを讀あげ給ひて、其後世間へは御觸をなさるよしあり。されぱやすからぬ御式法也。扨又年號に用ゆべき文字六十一あり。此内にて古き類なき號を考給ふ事也。凡そ年號の義理落着の所は、儒書のよき言葉をもつて御沙汰ある事也。四書、五經、三史、文選等の中より、ぬくべき詞を以て考ふる事也。たとへば儒書の何の部に、國正而世平也といふ言葉あれば、正と平とをとりて、正平と考へらるゝ也。然れどもよき言葉をえらびても、彼六十一の文字のうちならではならざる故に、殊の外六かしき御事也。本朝年號のはじめより、當代に至るまで千餘年を經たれば、其年號、數百に積れば、はや六十一字を上下に通じて用ひられたれば、大かた勘つくし給ふによつて、新を加へらるゝよし也。大昔は年號なし。御即位の明年よりかぞへて、欽明天皇十二年、推古天皇廿五年などゝ申たり、されば儒のこと葉を用らるゝ舊例にて、佛書のこと葉をとらず。また老莊の文句をも用ひられず。いにしへより度々勘文に出けれど、となへのよからぬ號は、たとへよく連續したる證文ありとても、終に用ひ給はず。いにしへの勘文に、大應と云號あれども、是は鎌倉建長寺の開山を、大應國師といひしによつて、能からぬよし沙汰ありて止みぬ。又寛安と云號は宜しき由なれども、寛安の音の中に火難こもり、又中庸に患難に素してと云詞有。かやうのひゞきに移りて、よからぬよし難ありて、是も止らる、此外かやうの類古今繁々なり。されば證文の義理もよく、年號のひゞきも障りなきに非されば、用られぬ御事也。依て極れる號は、その勘者の手柄といひ、又時の幸也。如レ此の事を世俗に知らず、唯手間もいらすして、改元

あるやうにこゝろえ侍るは、勿體なき事也。能々たづそあきらめ、疎かにおもひ奉るまじきと云。

○源氏物語の事、古き人の云、源氏物語は我國の名書にて、世につたはりてもてはやせり。此文言葉歌道の助けこ成事いくばくぞや。定家卿も此物語を讀して、源氏を見ざらん歌よみは、心うき事などゝ申されしとかや、まことに女性こして、かたき文をつくる事、凡人のわざにはあらざるべし。扨此物語は詞だてよし。もろ〳〵の故實を明すといへども、歌はこと葉より遙かにおとれりと見ゆ。つら〳〵此事を按ずるに、紫式部趣向をふまへ、詞を他人によせて風情を盡しぬれど、其實は作り草子也。夫和歌は心のまことをおこして、身に引あてざれば秀作は顯れがたし。式部一代の秀逸あげていふべからず。此草子の歌にかぎりて、聊をとれるやうに覺しは、元來心をうごかさずして、こと葉の次第を書つゞくまゝに、風とよみ出したる歌もなれば、さながら餘所の心ちして、我志情うごく事すくなきゆゑに、其まことあらはれず。其故は此人身にひきかけたる折ふしの歌どもは多くはみな秀吟也。是其證なり。何によつてか此草子の歌にかぎりて、をとれるいはれあらんや。又清少納言が枕草子の筆勢をうかゞふに、其氣情のはたらきし事、凡人のふるまひにあらず。此女性に多くの言葉をつけさせたらんに、恐らくは外の筆勢あるべしとも思ほえず。をしき事也。式部にくらべていづれを上とせば、我は清女を祐け申さめこいはれけり。まこごに兩女の是非を辨へ知る人少し。たとひ聊さとして判じたりとも、世の人なかなか用ゆべしとも覺えず。ことに頓阿、淨辨の頃より、後の人紫清二女の勝劣を、各々のこゝろ〴〵にて、終に落着しがたし。末代猶かくのごとし。大かたは我このましき歌にたよりて、勝劣を申さめとこそ覺し也と語られけり。可レ然事也。

○女中次第の事、内裏女房の次第は、先大上臈と云は五攝家の息女也。上臈と申は清華幷可レ然羽林家等の姉妹也。小上臈中末上臈こいふは名家の女也。名家とは日野勸修寺などの家をいふ。但名家の女、典侍になり給へば、上臈にいたりて御陪膳をつこめらる。依之名家へは典侍を渡さるゝ。下臈女房といふ

は、諸大夫あるひは北面等の娘也。むかしは御室の坊官行賢法印の後胤の娘、安居院の降憲法印子孫の娘、八幡の祠官の娘などは、中臈にして召つかはれけり。去ながら此等は俗人の子分と成て參る也。人皇一百代後圓融院の御袋、崇賢門院と申奉りしは、八幡祠官通清法印の娘也。然るを廣橋大納言兼繼卿の養女として、後光嚴院へ參らせられけり。是即三位の局とて、始は中臈にてみやづかへせり。凡かやうの儀は、時代によりて少しづゝのかはり有る事なれば、一やうに意得がたし。唯大やうはかくのごとし。

○清涼殿孫庇の事、清涼殿はひはだぶき也。此御殿に孫庇といへる有。されば檜皮ぶきのひさしのほかに、また板びさしをさゝるゝ、是を申也。子細は時雨の聲を聞しめさん爲也。ひはだ屋には時雨の聲聞えねば、如ㇾ此はからひ給ふと也。雨は四季にてかはる、事なけれども、冬はよろづものさびて、野山もかれはて、雨も一入ものがなしければ、聞くもいさ興ありて感を催す也。扨昔は將軍家の御在所も、檜皮ぶきにこしらへ給ふといへり。ひはだぶきは、禁中、院御所、または寺社など、外にはつくらぬやうにおもへど時に依てかゝる事も有りしにや。

○惡の字を付る事、世間の人の名に惡の字を付る事、古今其ためしあり。鎌倉の惡源太義平は、伯父帶刀先生義賢を討たるいはれなり。此義賢は木曾義仲が父也。惡七兵衞景清は、伯父の大日といへる沙門を殺す故名付たり。然らば伯叔父を殺す人を、惡といひ傳ふるなどゝ申人有り。此說愚なる義也。勿論雨人がふるまひを聞けば、尤のやうなれども、伯父を殺さぬ人をも惡といふ例あり。宇治の左大臣賴長を、世人、惡左府といへり。このかたはむざと人を殺し給ふ人には非ず。況や一族をや。仁義を學ぶ御方にて、天下の政道を筋目に行ひ、よきものを引あげ、あしきものを速に誅罸せられしゆゑに惡といへど、御心は至りてやさしきよしいひ傳へたり。しかれば惡左府といふ義理相違か。又親兄などを殺す例もあるべし。それをば大惡の某と名乘付たる例も聞かず。惡は諸人の知る所なれば、名に付るには及ばぬ事也。唯かやう異名は、はか〲しからぬものゝ風ととなへたるものならし。よき人の申されしにはおら

ぬ事なるべし。又悪の字を和訓にさがとよむ也。いにしへをのゝたかむら流されしは、嵯峨の帝の時、無悪善といふ落書して立たるに、當時其趣意を明らめたる公卿一人もなかりしを、此たかむらが讀おほせたり。悪といふ字はさがと訓ずるゆゑ、當帝をそしりて、さがなくばよからんといふ義理成べしと申に付て、扨ては汝がわざなるにやと御不審を蒙りて、終に隱岐の國へながされしと也。又悪右衛門督信頼といへるは、いとおそろしき人のやうなれども、大きなるうつけものゝよし、古記に載せたり。殊に伯父などへは指をもさゝぬ人なれども、世にとなふるはその趣也。悪を名のうへに付る義理、分明ならずと云。

○甲子辛酉の事、甲子辛酉は六十一年めに當る。此事は凶事にたゝりて、天子は位を危め大人は祿を失ひ、横難に逢ふ年とて、禁裡にては大なる御祈をなされ、諸事を愼ませたまひ、臣下は取分身の用心をいたさる。北野天神つくしへ流され給ふもこのとし也。其後、大人の祟を考ふるに多くは此年也。されば三善清行、其道革命の運、君子剋賊の期也と云々。菅家へ書を奉られしも、この辛酉の年也

○起請文由來の事、抑起請文といふ事、もろこしには盟誓といふて、牛馬の血をすゝり、其詞をしるして土中にうづめ、約をなす。若そむかば、この牛のごとく切ほふらるゝ罪にあたらんと、諸神に誓ふ也。此事、周禮、春秋左氏傳等にも委しく記せり。日本にては天照大神、素盞嗚尊とちかひましませば、神代にも有けるにや。はじめ盟誓と云ひしを、人の世の末にいたりて、白河、鳥羽の御時も、起請文といふ事なるよし、貞永式目の起請のうらがきにも、古應神天皇の御時、武内宿禰が弟あまし内と探湯し、允恭天皇の御時、氏族の亂をさだめんとて湯をさぐらせ、斧をやきて手ににぎらせらる、是を後世に火起請、湯起請の始なりとす。古人むかしの聖代起請文につきて、行はるゝ政事はなしなどいふ時は、應神、允恭の御時には、探湯のみに非ず、都て起請はよからぬ事也とおもふゆゑなるべし。日本紀に誓約の文字をうけひとよめり。起請の字、是訓によりて、うけをたつるといふにや。なを覺束なし。或人、

外記のなにがしに、火起請は如何とたづねければ、外記がいはく、火をつかみてやけまじきならば、みづをつかませよ。水にてやけんと答けり。火はかならずやくべし。やけぬふしぎあらば、水にてはまたやくべきふしぎもあらんと也。此時、火起請の事しばらくやみぬ。又異國に罪人の實否を糺さんとて、象にかゞしむる類成べし。聖賢いかんぞ水火をもつてつみを糺さんや、然らずばこんがうの火玉も石も、ともにやくがごとく成べし。外記一旦辯をいふといへども、かへつて法をあざわらふに近し。其道理を明らかに辨まへばおのづから火のものをやくべき事は必定なるに、水をにぎりてもやけんといひまぎらはすは、よく其道理をしれるにはあらず。されどもおろかにして、人に火をつかませんよりはまされり、下部のともがらやゝもすれば少しの事にも、これらのけやけき振廻をいふ事多し。大かたはむさと言葉にも出さぬがよろしかるべし。

○大小名參覲交代の事、寛永十九年壬午年五月朔日、始めて御譜代大名衆より、在所へ交代の御暇被二仰出一しなり。夫より以前は交代無レ之、殘らず在江戸也。

○煙草御制禁は、元和元年六月廿八日被二仰出一。

○銀錢願ひは、元文三午年四月六日被二仰付一、一錢四拾八文に當るといふ。

○不破伴左衞門、名越三左衞門兩人共、森美濃守の家士なり。

○新吉原京町壹丁目三浦屋四郎左衞門抱の遊女高尾といへるは、無双の名妓なり。此名七代相續せしも賤しき人には珍き事なり。

初代妙心高尾〔我產みたる子を、うばに抱せ道中す。子持高尾といふ。〕

二代仙臺高尾〔仙臺侯受出す。〕

三代西條高尾〔御蒔繪師西條吉兵衞受出す。〕

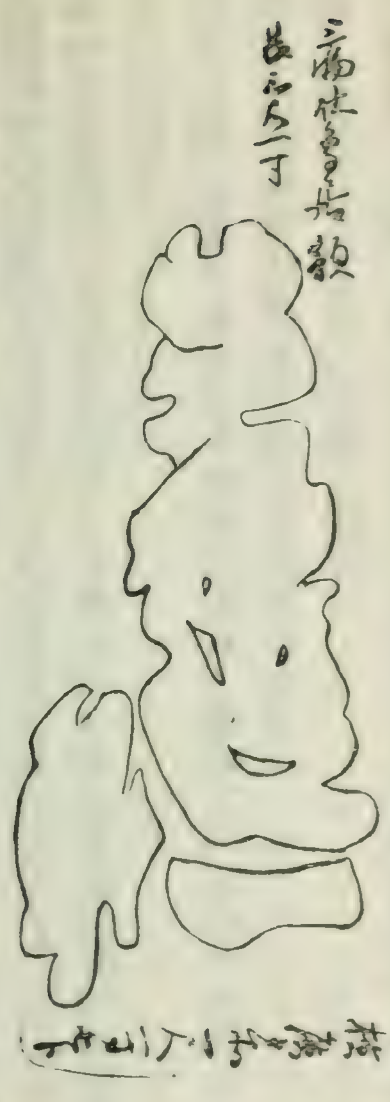
四代水谷高尾〔水谷庄左衞門受出す。〕

五代淺野高尾〔淺野因幡守受出す。〕

六代たそめ高尾〔たそめや九郎兵衛受出。紺屋なり。享保十年の頃。〕

七代榊原高尾〔榊原侯受出す。延享の頃。〕

○神代の文字といふもの、弘治二年二月隊翁寫す所の神代文字四十七字、元は聖德太子の寫す所、和州法隆寺庫中の物にして草文、筑紫箱崎宮、河內平岡の神庫にありといふ物を、予が家に藏す。古語拾遺に、上世は文字なし。貴賤老少口々相傳とあれば、疑ふべきもの歟。和州三輪の社大鳥居の類といふ物、興福寺庫中に藏す。これ神代の文字と云ふ。



○京都東福寺中、南明院所藏古文書、

法性寺俊成の卿御はか山林の事、

令

一、ひがしは上のいなりのかへりざか、びさもん堂谷へゆきゝみちのこほり、南へのたにをかぎりてなり。

一、南は西東へのたに、こいけの上下、南の山ぎはをかぎりてなり。
一、西は山だのにしきた、南へのぼりをかぎりてなり。
一、北はいなりのかへりざかのみちをかぎりてなり。
右の御はか山下地とも、此ぶんにて候べし。後のために註して參らせ候。
かうあん二年八月五日　　淨如判

○同國栂尾高山寺所藏高辨上人の書翰
鶴禪房授與師範事奉畏候。又兼而仰候條茶實未レ熟候之間、令レ熟候分聊進レ之候。恐々。
即時
高雄上人御房　　高雄上人は文學也

○同國紫野龍光院所藏千利休瓢庵に寄る文
雨中軸付候まゝそり可レ申候。又ゆるみ申はゞ御なをし可レ有レ之候。かしく
瓢庵老　　利休

○常陸鹿島郡正等寺所藏、驛路鈴といふもの、空華談叢に出たり。此物いにしへに云ふ驛路の鈴なりや。



孝徳紀に曰、大化二年始て置二關塞防人、驛馬傳馬一。及造二鈴契一、定二山河一。とあり。曰二鈴契一はいかなる物か。驛路の鈴といふ物、これなるやしるべからず。

○堀河百首は、初度は權大納言公實勸進也。後度は源兼昌也。堀川院は七十三代の帝也。

○宇治大納言物語は、白河院承保元年正月、大納言源隆國七十一歳にて致仕す。此人、宇治の里の閑居にて、來訪ふ者に今昔の物語をさせて、書あつめ草紙とすと云へり。今も宇治拾遺、今昔物語とて世に傳はれり。

○病犬に咬つかれたる療治の事、先年柴田信賢の許より相傳す。是我公、寛政七卯年、與板表於二陣營一諸士へ教示したまふ恩命の法なりと、信賢の物語也、

制犬咬傷灸法

一、病犬に咬つかれたるに、早速杏仁を赤くなるほどに炒て、擂鉢にて能すり味噌のごとくにして、疵口の大小に隨ひ、錢ほどにも碁石ほどにもして、味噌灸のごとく灸をすれば、杏仁の中へ血を吸込也。斯のごとく幾度も取替、血も止りて疵口に痛を覺ゆる時にやめてよし、〔若疵口淺く血出ずとも、毒は杏仁の中へ吸込て、後の患なしとなり。

一、疵口△ほどなるは、杏仁の大さ○ほどにすべし。但廻りを厚く中を少し薄くして、艾を澤山に置べし。

一、疵口に湯水のつく事をいむ。

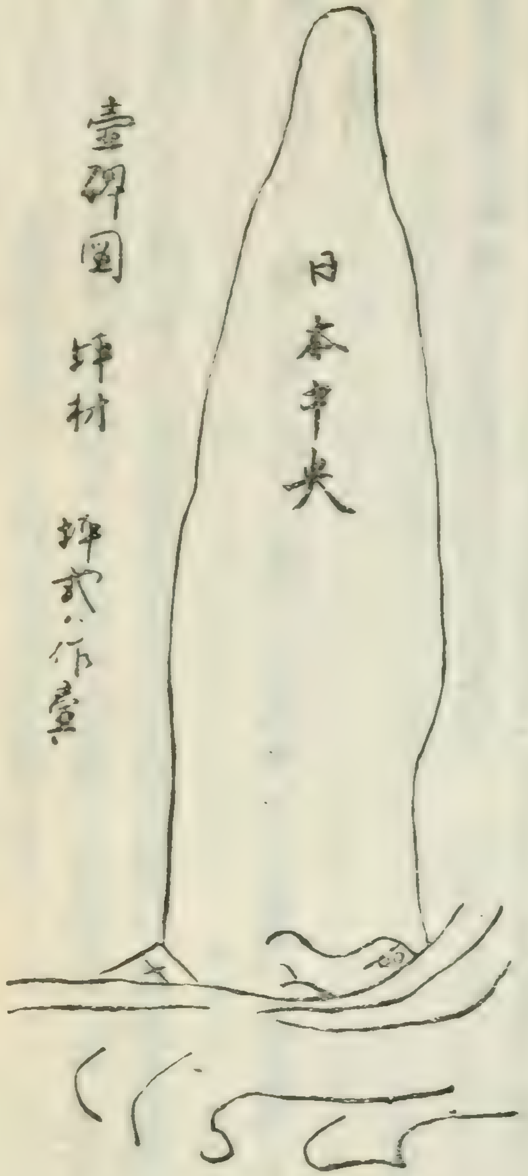
一、杏仁の拵やうは、湯に浸しはぢき豆のごとく皮を去り、製して炒るべし。但藥種屋にて製したる杏仁を買ふが手廻よし。若藥種屋なき所にては、兼て製したる杏仁二三十匁貯へて置くべし、

一、病犬に咬つかれたる藥さま〴〵あれど、此灸治の上に出るはなし。然れども時刻移りて、疵口堅く成時は効なし。依てあらかじめ知らしむ。

一、凡物喰て居る犬にさはる事なかれ。必咬つくものなり。愼しむべし。

○水戸の赤水が東奥紀行の中に、坪碑の事跡を載す。是をもつて考ふるに、明白なるもの也。或人の兄如來先生の說とて、坪の碑は鎭守府の庭の內に建し碑也。庭の事を坪といふは、桐壺、梅壺などいふ同じ事也と、猶委しく尋ぬべし。

顯昭袖中抄に云、石文とは陸奥のおくにつぼのいしふみ也。日本の果といへり。但田村將軍、征夷の時弓のはずにて、石面に日本中央の由を書付たれば、いしぶみといふといへり新撰歌枕に、信家侍從の申せしは石面なりき。四五丈許なるに文をゑり付たる、其品をつぼといふ。私に云、みちの國は。東の果と思へど、暇夷の島は多く八千島ともいふ。陸地をいはむに、日本の中央にも侍るにこそ。土人曰、



南部北部野邊地と七戸の內に、坪村、石文むら、坪川あり。昔の石文は坪川の岸に在りしを、いつの頃にか有けむ。其鄉の主の感ずる事ありて、此碑を山中へ引て埋めて、其上に祠を立て石文明神と祭

たり。石甚重くなりし故、千引の石共いひしなりと、或書に、四五丈は四五尺の誤あるべしと、赤水其珠按に、千引の石といふなれば、丈の字疑ふべからずと、
○今世金の目方に、小判三匁五分、小粒八分七厘五毛、南鐐銀二匁七分。
○諸國婦人ども天下一の號御停止は、天和二年戌七月被二仰出一といへり。
○御當家にて武家の禮服階級を定玉ふは、侍從以上直垂、四品狩衣、諸大夫大紋、御役人布衣、其外は素袍、從五位下諸大夫は國々奉行、從五位上は四品大城御城代、從四位侍從、御老中、京都所司代、
○束帶衣冠の具、
冠、纓、袍、大帷子、下襲、裙、紅單、袙、〔近代略レ之。〕表袴、赤大口、石帶、垂、平緒、笏、衛府太刀、韈子、淺口、
右は束帶の具也、
刺貫、檜扇、末廣、鞘卷、〔俗に陰の太刀といふ。〕
右は衣冠又はかさね衣冠に用ゆ。但かさね衣冠の時、四品以上は紅單、五位は大帷子を用ゆ。
○御隨身の時、金紋闕腋の袍、小隨身の時濃花田縫、腋の袍、攝家清華の大臣、小直垂又直衣、
○諸臣狩衣直垂布直垂、平侍布衣素袍、
○水干は本式の裝束にあらず。堂上方にても、出納其外鞠などに用ゆ。
○天子の御裝束に、御引直衣、身と袖との縫目に、前の方に白糸にてふせ縫、蛇ばらのごとくの組縫少々あり。是を襲といふ。
○武家侍從以上に用ゆる衣直垂といふ裝束の上に、背と袖と五所に、紫の打糸にて引通し結ぶ。是を俗に菊とぢといふ。堂上方に露といふは、下袴のあい引の所に、紫の打糸にて、五寸程兩方をかいて組上る。是をも露といふ、

○衣冠裝束の下に着するさしぬきの相引に、しら糸の梅かくりにて、五寸程兩方をかけて組縫ふを、是を續組といふ。但下の方より上へ組上げ、上の方にて兩方の糸をむすびて切也。切たる所菊の花のごとく也、

○小具足といふは、昔は籠手、喉輪、臑當也、今は鉢卷、頰當、佩楯、但臑當入ても苦しからずと、小笠原流の說也。

○座頭、其始は光孝天皇の御子、雨夜親王と申奉るは、盲目にて御在しけり。國母なつかしく思召て、御側にて盲人をつかはせらるゝ、是座題に官あるの起りにて、右座頭の食分に、大隅、薩摩、日向の三ケ國米を、都へ登せて給はる也。然れば座頭は乞食體ならず。右大將賴朝卿の世に至りて、武家にて天下の權を握るが故に、右三ケ國を取上、武家に任せてより、諸國の座頭渴命に及ぶ。爰に叡山の撿校性佛僧正、過去の宿業にや。盲目となる。日吉山王に祈り、座頭の食產を請ふ。然るを叡山の座主慈鎭和尚、これを憐み給ひて、往昔信濃前司行長が書たる平家物語の、盛なるものは必衰ふるの道理を書て、佛意に近しとて、是に天台六道の博士の節を附てかたらせ、是を今日のたづきにす。是平家を語るの權輿也。はじめは衆拍子にてかたりしを、後には琵琶を引て語る。平家は古今無雙の文句也。節は六道博士の妙音也。拍子は玄上石上の妙曲也。何によりて面白からざらん。日を追ひ月をかさねて、平家を聞人多く、これを聞物の最一として繁榮す。彼佛意深長なるがゆゑ、頓寫の中間に座頭に平家をかたらせ、又座頭古代は御祈禱しゝ、禁裡へ卷數を奉りし事あり。傳奏は久我殿也。雨夜親王の御時は、宮仕へし奉りし。其以後は多くの飯米を絕て皆無能也。よつて卷數を献ぜしこゝなりと、彼叡山撿校性佛、直に座頭の官なりしゆゑ、すべて座頭の極官を撿校とは云事也。又足利尊氏の時に、八坂撿校常賓といふ者あり。是より以後城方都方とて二派になる。八坂祭の始、頓寫の中間に語る。文句荒々しき事は語らず。小原御幸の類をかたると云。

○座頭の撿挍を御職と云。後冷泉院の御時、紫衣を給ふ。勾當は内裡勾當内侍の官をもつて、雨夜親王の御側に召仕はる。是より勾當座頭の官となる。今世にいたりても凉釋塔八坂祭とて、是を興行し官位に進む也。右の凉釋塔は雨夜親王の御忌を問奉る。八坂祭は撿校常賓の例也。琵琶は樂の時は爪にて彈き、座頭は撥にて彈也。琵琶の柱四つ、此等のは五つ也、

○古來は座頭に物を教るに手をとりし也。今もつて大方手をとりて、案内するにも勾當は袖を取、檢校は袖下、聚分四座は袖の上手をも引べし。兒小姓には座頭は心がけて、肩かけて手を引かる。女中にも左の通りなす。是座頭に限らず。皆人今日の現當也。色あるものに觸て、禮を失ふ事まゝあり。男女受授に手を以てせざるは、孔門の心得也と、或人の說也。

○小笠原流の書に、櫛づかひの事、元旦には左右に三ツ、下三、以上九櫛をあて、其以後はいくら櫛をつかふも構ひなし。櫛は亂箱かくし箱に入べし。化粧是は六つづつ、六つわげは下へなす。わげをはさまず、元結長に卷もの也。よつて常に元結は半に卷べし。扨又わげのびずとも、ゆふたびにはさむべしわげはきき（マヽ）ぬと元結長にまくは不レ苦也。

○天子の御髮を上るを、みかちきの人といふ。直垂を着す。御元結は紫の打結緒也。

○新の字を官の上に書事は、たとへば大納言十人、中納言十人と極たる當官の人一人、大官に昇進したる跡へ、餘官より任二大納言一。此人をば新大納言といふ。此類也。餘は准じて知るべし。

○權の字を官の上に置事、如レ右員數定たるに、大中納言に昇進すべき器量ありとも、闕なき時はしばらくの間任ず。此時權の字ありて、今時武家に大中納言參議中將等の官に權の字を書事も、是大內員數の外なるゆゑ也。

○前の字を書事、當官を辭退して後の事也。又曰、不レ歷二五年一內は同官を不レ任。依レ之五年より前の官人は、前の字を官上に書、又受領名に前の字を書く事、上古は一樹一任とて、一國の任限四年也。初

近江國へ下る時に近江守と號し、四年の任限公文終り他國へ移る時、前近江守と元の受領を持廻る也。今時武家の受領此例なくして、父子同官なれば父を前越中守と書る也。時宜によるべき事か。猶追て可ㇾ考以上小笠原流の說也。

○後水尾院、延寶八年閏八月八日薨去也。御辭世に。

時を得て春しりそむるひと花に見よ一花も咲のこすかは

よしやこの深山隱れのくちまなき咲もこゝろの花し匂はゞ

○十種香の次第、惣人數十人たるべし。右座列二行に座すべし。其時、聞香三度かゞす也。扨札を出すべし。尤一人へ札數十二枚づゝ也。請取てたとう紙にのせ置べし。札出す時は硯ぶたなどに、ぶん／＼にわけのせ出すべし聞香ならびに札持出る役人は、重き人との役也。香札は聞香より前にも出す也。右相濟本式の香出す也。其時はいつれにてなりとも、聞香三色の內入違へ出す也。聞香の三色の外を出すをきやくと云也。本式の香の時は、香に相そへ札入出すべし。是もおもき人の役也。兩人にて勤むべし。一人は香爐、一人は札入の役也。香爐は上座の人に渡すべし。札箱は上座の人の前に置べし。兩人ともに下座にひかへ居るべし。香爐順々廻り、下座にて聞をはる也。則指寄取べし。

○香聞人は香爐を請取、そと聞て早く下へ渡すべし。久敷聞く事、末座への無躾也。上座にて手間取候へば、下座にては香立過て、樣子知れ難きゆゑ也。

○香聞樣は右の趣にてそと聞、一の香といふ時、一の札入れ次へ渡すべし。二の香と聞時は二の札入べし。三も同前也。一の香とも二三の香とも思はぬ時は、客の札入遣す也。十二度ともに香とも思はぬ時は、客の札を入遣也。十二度ともに樣體同前也。

○香元の事、三人にて勤むべし。一人は香役、一人は香爐、一人は香札役也。香爐の役はおもき人香爐を請取、たきがらを香臺ともに香數居にのせ置、たどんにて火を取りて、よく／＼灰をつくろひ、香役

へ渡す也。香役は香を十種香包に包みまぎれざる樣に前にならべ置、入ちがひ香をつぎて出すべし。香札役人、圖の如く書付をとゝのへひかへゐて、札箱を請取改め、勝には點をひくべし。扨札をよりつけ、札包入置也、いづれも十二度ともに樣體同前也。尤香元は次の間にて勤むべし。

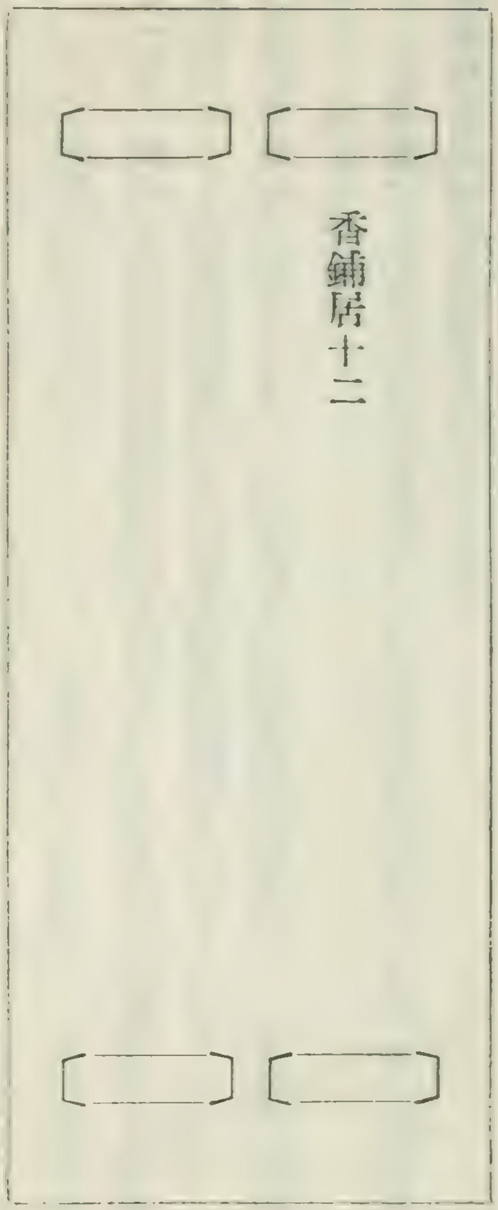
圖左之通

桐壺	一三宇	二一三宇	二三二	一宇
梅	一三宇	二一三宇	二三二	一宇
笹				
富士	一三宇	二一三宇	三三二	一宇
櫻				
菊				
蝶				
松				
紅葉				
杜若				

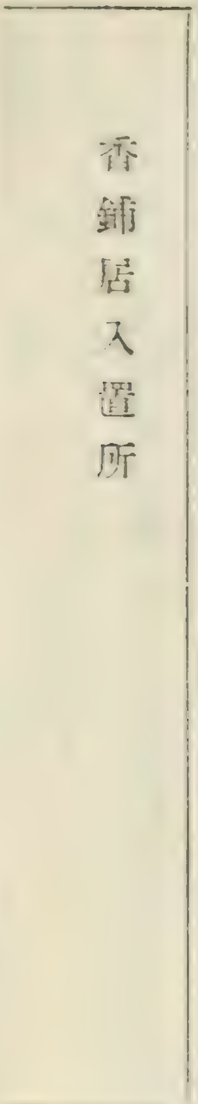
札一人分十二枚內、三枚は一の札、三枚は二の札、三枚は三の札、三枚は宇の札、合十二枚、



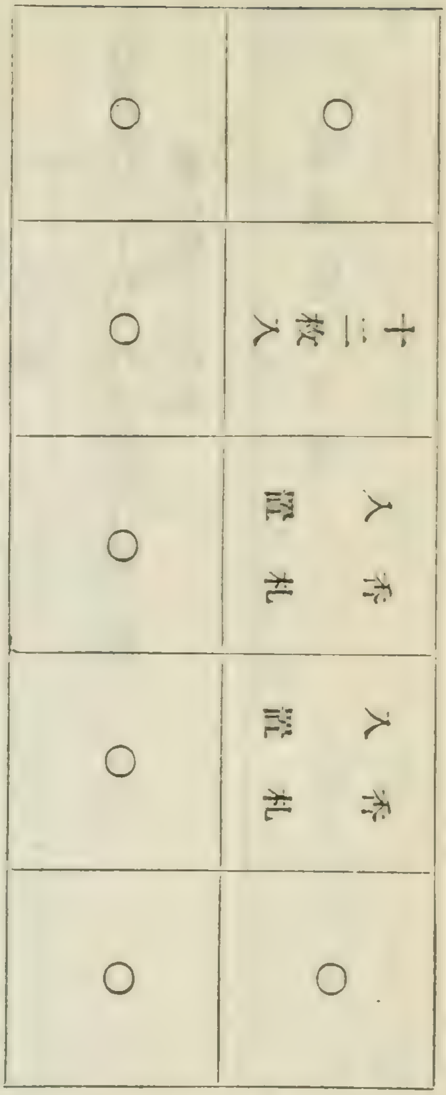
長さ九分五りん、
横四分五りん、



右香札百二十枚、幷香鋪居は箱の懸子へ入る。
箱の懸子の內圖



懸子箱横四寸三分、



長さ五寸八分、深さ八分、いづれも外法、

○札箱高サ二寸一分、横一寸八分、但横は中にての寸也。上下恰好に應じてほらすべし穴大サ六分半、横四分半、札箱は木にて上は黒塗蒔畫、又は梨子地高蒔繪などにすべし。

○香爐は二ツ、横二寸九分、高サ二寸一分、外木、內金にて張るべし。黒塗高蒔繪又は梨子地などにすべし。重香箱一つ、組重三重也。

右札箱、香爐、二重香箱、札包十、下の箱に入。下の箱大サ高サ二寸八分、横竪懸子に同じ。此十種香の次第は、根井新兵衛高知の傳也と云。

○位記といふものは、位階を下さるゝ綸命也、內記、御書を作る。詔書年月まで書終りて叡覽に備ふれば、天子宸筆を染させて、日附の下に幾日といふ字計遊ばされて、中務省に下け給ふ、中務省是を案として、別に一通を寫し、卿以下連署宣奉行をしるして、太政官におくる。太政官覆奏ありて、又天子可字を書してかへし給ふ、太政官これを案として、別に一通を寫し本人へ渡さるる御作法とかや。然ればおろそかに思ひ奉るべからず。

○ある有識者の云、武家官位を申さるゝに、一國の太守なれば錢二百貫、一郡の主なれば百貫也といへ

り。此外、差別さま〴〵のよし、勿論錢は內裡へ獻上ある也。〇公家衆の持たせ給ふ笏といふものは、飛騨國位山といふ所に生じたる、いちゐの木にて作る法也。此樣の木を削り初る時、三公の刀を當給ふと也。尤其謂あるべし。三公とは三大臣の何れにても、其人の刀目也。當世は櫻にて作るよし、是は異儀也。古法は面白し。位山いちゐ二つながら緣語也。龜山の蓍を卜筮に用ゆるも此心か。いわれ有べき事也と、壺井鶴翁の說也。

笏の寸法

長さ一尺四寸九分、上の廣さ二寸四分五りん、

上の厚さ三分、下の廣さ一寸六分五りん、

下の厚さ二分、

右は源氏の笏也。藤原氏は二分長くすべしと云。小笠原流の說也。

〇冠はいにしへ懸緒なし。是も行儀を直にし、瞻視愼ますする意なるべし。されども蹴鞠の時に、懸緒なくては落るなり。狩衣の袖の括を解て懸緒に用ゆ。夫より高官の衆は、紫などを用ひらるゝ。本は蹴鞠より出るゆゑに、今に飛鳥井殿へ斷て懸らるゝ也。本儀懸緒は紙捻也。紫の組懸は後鳥羽院蹴鞠御好ゆゑに、建久の頃より始て出來たる事なり。建久以來も蹴鞠の時ならでは、用ひざる事にて侍りき、近代平常に用ゆる事になれり。然れば今も公事には必紙捻を用ひ侍る也。上古は蹴鞠の時にも、紙捻あるひは琵琶、箏の緒などを、用ひ侍りし事と見えたり。裝束拾要抄にあり。

〇板倉內膳正重昌、寬永年中肥前島原の役に討死也。其時舍兄周防守の許へ送られし書に、

去年の今日は江城に於て烏帽子の紐をしむる。今年の今日は島原に於て甲の緒をしむ。

あら玉の年にまかせてちる花の名のみ殘らば先がけとしれ、

〇鰻の頭を黒燒にして、癩病に用ゆる時は、立所に驗あり。又あつものにして食へば奇妙也といへり。

鬮の目を損ぜぬよふに取てかげ干にして、人の目にとげの立る時、其かげ干を水にひたして、其水にて洗ひ刻みて付るに、とげおのづから拔出る也。

○灸治するに、生れ年によりて忌日あるは、世の人の知る所也。その餘忌む日あり。暦にチイミとある日は忌む也。又毎年あしき日、左に記す。

正月未日、二月戌日、三月辰日、月月子寅日、五月午日、六月巳日、七月酉日、八月申日、九月亥日、十月子日、十一月丑日、十二月卯日、

○中氣の難を遁るゝ法、

津垣鬼照村鬼照大明神

右の咒文を毎朝三遍づゝ唱へ信心すれば、遁るゝといへり。

○髪曾貴を着袴の事といふ說は誤也。髪をそぐ事也。袴着といふは又別にある也と、古實者の話也。

○判は分つと訓じ、諸事判斷の上にて、其是非を正し、證據のためにしるす。ゆゑに判とはいふ也。又判を草名とも花押とも云也。草名といふは、むかしは名乘を草字に書略して、他人をして是を似せしむる事の、成難きやうに書記せし事也。此ゆゑに上古は判の上も、又名乘を書といふ事はなきなり。書判はいかにも自分にては書とも、他人は其似せ筆の出來ぬやうに記す事本意也。今世にも好古者の名乘を書略して、むづかしき書判にせしと見ゆると、ある人の說也。

○執政本多彈正大弼君の壁書と云ふものあり。眞僞は知らず。反故の中より撰び出せして儘に記す。

本多忠籌侯壁書

淫酒者早世の地形　苦勞は榮花の礎

珍膳珍味は貧の柱　仁情を家を治るの疊

華麗は借金の板敷　堪忍は身を立るの壁

儉約は君に仕るの材木　　　　　多言慮外は身を亡すの根太
我儘は朋友に悪るゝの障子　　　法度は僕を使ふの家根

右十ヶ條、常々不レ可レ忘となり。

○近頃燒畫といふ物流行して、其巧みなる事奇妙にして、眼をよろこばしめ、上手の畫には、極彩色の畫也共及ぶべからず。木本才壯なる者、はじめて東都に發起せし事也といへり。右才壯燒畫の詞を作る。燒畫といへるものは。雅なるものにしもあれど、いづれのころにやはじまりけん。そのゆゑよしもしらねど、ひさしく世に絶えけるを、今またおのがしわざもて、こゝかしこなる其の家に、つたへある繪の形にならひて、鳴のはねがきかきおこしぬ。其いにしへ行はれけるといふも、今物語といへるふみに、やむごとなき人のもとに、いま參の侍出來にけり。やきゑをめでたくするよし聞えければ、別によひて檀紙に燒畫をせさせけるに、何をかやき侍るべきと有りければ、水に鷺をやけといはれけるにうちうなづきて、

水にはをし鳥いかゞやくべき

とくちずさみけるを、あるじきゝとがめて、同じくば一首になせといはれければ、かいかしこまりて

波のうへ岩より火をばいだすとも

といへりければ、ひとゞゞ皆ほめにけりとなむ。この頃もはら世には行はれぬるときと　はんか。後にも慶長のころまでは、畫もし用ひもしけれど、世くだるに及で、今は是がわざをおもふ人あらずなりて、やゝ矢ひつ。おのれもとより筆とる事はかしこくもあらねど、いまこのやき繪をおこしけるわざは、いにしへをしたひ、絶たるをおこしけるのみにしあれば、繪のよからぬ事は、みる人ゆるしたまへかし。

享和二のとし五月　　　　　かくいふは木本才壯

○一條禪閤の揚鳴曉筆に、菅丞相流の事、靈魂法性房にまみえしとき、柘榴を吹かけし事、雷となりて清貫以下の人をなやませし事、北野にいはひし事を書れたりといへり、世に菅公の德行を擧て稱するもの、ことく\しき妄說を附會して話す。其中にはかへつて菅公の賢德を害するの悪說少からず。近頃伊勢貞丈が菅像辨に、委細の事を辨じたり。菅公極諫直言の事ども多し。中にも續古事談に、寛平の時、菅公諫申されし事、漢人の諫をなすに異ならず。或時殺生禁斷あり。次の年君みづから鷹狩したまひしを、今年は鳥獸何のあやまちあれば、忽に是を狩給ふとあれば止り玉ひけり。すべてかやうの器量御覽じられしにや。纔に九ヶ年の間に、讃岐守より右大臣内覽までになり玉へりと、又東恭靖に、菅公外戚の權をおさへんとの御心ざしありしかば、藤原の子弟、是を讒し奉りしなるべしと、讀史餘論には見えたり。

○菊綴は山科家調進也。天子御手づから作り給ふといひし人あり。故實者に尋ねしかともしらず。山科家より調進也といへり。

○熊襲は西の夷、熊姿の儀也。蝦夷は東の夷、蝦姿也といへり。

○緌は馬の毛を以て製し、漆を以て塗くろむ。是を着するには紐ありて、冠巾子より廻して、冠の緒にまとふ也。先年ゆるぎ緌と云もの、異朝より來る。十懸あり。貂の毛をもつて製すと、或人の說也。

○閑窓新話に、饅頭柑子は天正年中に、蠻船より種子を傳へて、我朝始めて有レ之也、神祖、三河に潛龍たる時、京の人、饅頭柑子を献ず。神祖珍奇とし給うて、關東の人はいまだ知らざる品物なればとて、北條氏直へ贈らる。北條家にて此品を誤り見て、大なる眞柑子として國鄉太夫なとゝ拍手して、笑ふて曰、三河人、柑子を珍奇として贈らるゝは、關東にはなしと思ふなるべしと、依りて三河へ使を仕立、眞柑子を一大櫃に盛て賜りよせぬ。神祖、此品を見給ひて宣ふは、先に我方より饅頭柑子をよせし報ひなるべし。北條家饅頭柑子を識別せず。眞柑の大いなると誤り見たるならん。氏直は弱冠なりといへど

も、國老太夫等に人なしと見えたり。あゝ北條家は亡びぬるかなと御嘲し有りけるよし云傳ふ。

○天朝の女官に刀自あり。本は戻の一字なる由なり。中世に至りては、庶人に刀自といふ人名多し。皆老女子の名なり。平清盛の妓祇王祇女あり。其母の名を刀戻といふ。是は漢代の遺俗也。漢人は女子の年たけたるを戻と呼び、張戻などゝ史に見えたり。

○中外題の事、定家自筆の源氏物語の表紙の端に、卷の名を打付て書置れしに、手馴て文字見えずなりければ、後土御門院の御時、新に外題をさせ給ふとて、見えずとも文字書たる所には押まじき事なり。中に押べきよし勅ありしより、初めて源氏物語のみ中外題押べきを、中古より源氏ならでも物語にくるしかるまじと、うつぼ、竹取などにも中外題を押し、夫よりは双紙にはなべて中に押となり。

○日本紀云、持統天皇七年、江洲益須郡醴泉湧出。十一月遣二沙門法員善往眞義等一試飲云々。而後、諸疾病人停二宿益須寺一而療者多。

○雷鳥

正治百首　後鳥羽院

白山の松の木陰にかくろひてやすらひすめる鶆の鳥哉

越之白山有レ鳥。其名曰レ鶆、字出二爾雅一。朱冠玄衣。青趾白腹。翅端帶白如レ鵠、甚愛二其子一。白山高寒。四時常有レ雪。頂下有レ坂。五葉松環植數十里。此鳥栖二宿其間一。而未三嘗他遊二人所一希見。偶有二觀者一。以爲レ瑞云。能陸二火災一後鳥羽帝嘗有二聖製和歌一膾二炙人口一。州豪小武氏友梅翁、世處二于山麓一。結二廬山腹一。具休二養陸一在二之身上一。由者數年矣。竟獲レ觀レ之。圖而傳レ之。曩時風早中納言實種卿、奏進二上皇宮一。圖二其像亭子一。寶永戊子災、亭兇二于激一爲者、友梅奉レ煩レ卿。令下二孫實種卿一辱以二聖製和歌一題中其上上。愼屬レ余記レ之云。時享保己酉夏四月也。長胤謹言。

○きりぐ\す三才圖會云、莎雞、〔又名梭鷄〕其狀頭小而大。青褐兩種。率以二六月一振レ羽作レ聲。連夜折

々不レ止。其聲如紡レ絲之聲。人家養レ籠。暖則數年居。

○奥儀抄に云、問云、古歌に二四八とよめるは何事ぞ、答云、二四八知れる人すくなし。或は四死道の心也なりといへり。げにとも聞えず。二四八ははつねと云事也。そのゆゑは、にはとりを八聲の鳥といふ。八聲鳴ゆゑ也。常にはさなくにはあらず。曉にははつこりなる、鶏しはしはしきりなくに、はつとりにはかならず八聲鳴也。されば此鳥の鳴によそへて、やつの聲をば、はつとよめる也。二四といふは八つ也。八こいふ字の聲なれば、こゝには聲と讀べき也。さて二四八をばやつの聲と心得べし。やつの聲ははつねと心得べし。さてはつねの事なん、おちかへりなくと、はつねのごとくいふは、めづらしくといふ心也。萬葉集に、

なくさるをきなきこよます郭公二四八とこそをちかへりなけ

また三條大納言の歌に、

をちかへり庵になけども郭公二四八ともにめづらしき哉

○著聞集に云、堀川院の時、五月五日に菖蒲を奉りける狀に、

進上　水邊菖蒲

千年　五月五日　大江爲武

此狀を殿上に出されて、人々によめと仰られけれども、その心を知る人なかりけるに、師頼卿よまれける

たてまつるあぐるかはべのあやめ草ちこせさつきのいつかたゑせむ

進上　水邊　菖蒲　千年　五月　五日　大江爲武

○建春門院歌合、水邊近劇、

子をおもふにほのうきすのゆられきてすてじとすれご見がくれもせず

此歌の心を祐盛法師難じていはく、かのうき巣は、湖は滿干あるものなれば、それをしりて蘆の莖を中

にこめて、枯穂をぼくつろげてめぐりにくひたれば、潮滿てば上へあがり、汐干には下へくだる也。ゆられながれてゆくべきものにはあらずと云へり。

○袋草子に、庚申せでぬる誦文、

しやわせはいねやさりぬやわがとこをねたれごねぬぞねゝどねたるぞ

○奥儀抄云、

かのみゆるいけべにたてるそがぎくのしげみさえだのいろのてらくさ

此歌拾遺にあり。そがきくは黄菊也。承和のみかどは、よろづの物の黄なる色をめで玉ひて、菊も黄なるを愛し給ひける也。されば承和菊とは黄なるをいふ也。或物には一本の菊をいふ也。さればこそしげみさえだとはよみたれと、一もとぎくならずとも、えだなかるべきやうなし。又黄菊の一もと菊にてありけるをよめりけん。みさのことばにつきて、一本さへといふべきにあらず。色のてらくさとは、いろのてりこきさまをよめり。しげみさえだとは、しげるしたえさいふ也。問云、いろてらくさとは、花のここにこそ。などしたえだをさしていふべきことをこきこは、つくろいたといへるにて、五音の文字にかよへり。きくのしたえあかぐろにこぶかければ、かくてしたえだの儀はかなひておぼえ侍る。いかに答云、何よりの儀也。歌はさよみ侍るぞかし。

○櫻井基佐は洛陽の人也。剃髮して永仙と號す。連歌の達人也。宗祇が新菟玖波集を撰めるに、基佐の句を入れざれば、是を憤りて、

逢見二筑波一錢便入　　不レ論二上手與下手一

足たくてのぼりかねたる筑波山和歌の道には達者なれども

つれ〲草貞德抄云、櫻井基佐、心敬法印にあひて、大原に行て夜話の雙紙一帖あり。その中に、

猿　をちこちのたづきもしらぬ山中に覺つかなくもよぶこ鳥哉　　猿　丸

山鳥　誰をこよひ待兼山のよぶこ鳥をろの鏡に影をうつして　俊惠
鵑　終に身の限りあるてふ世の中に誰よぶこ鳥さしてなくらん　貫之
鶯　色うすくちりぬる花の陰にきてたゞよぶこ鳥あさな〳〵なく　宮內卿
郭公　くる人もなこその關のよぶこ鳥こえてわかるゝ野路の玉川　俊成

文段抄に、右の諸說、古今傳授の切紙には相違のよし、猶壽命院の抄に、傳授なくてはしりがたきといふを、おくゆかしきよし見えたりとぞ。或はぬえこいひ、又小鳥の友よぶ也といひ、又鳩ともいひ、人をもいふと也。下學集の註に、日本呼二王孫一謂二喚子鳥一云々。いづれにあるべくもしらざれども、傳授あらざれば、その庭を定めかたき祕事也。或人云、よぶこどりは分明ならざる事につかひ、または物をよびかくる事などにいへば、その傳授に叶ふと云へり。

○拍手、諸神記に云、凡天は空にして晝夜に運行し、地は虛無にして萬物を生じ、人無心にして動靜ある、皆虛にして靈ある所作也。手の中に一物なし。拍は則聲をのづから生ず。これまた虛にして靈なり一物なくして相交る故に、拜するに拍手する也。二條亞相記に謂く、拍手を訓して加之波手といふ。拍の葉を用ひて飮食を盛る故に、加之波手と名く。君手を拍て膳を召し、臣手を拍て獻レ之。故に手を拍を加之波手と云也。神を拜する事計にはあらざる也。

○玉傳源祕抄に、在原業平十四歲より、眞雅僧正に隨ひ密法を學びける故、詠歌みな眞言の眞旨にかなへりと記せり。

○琉球記に云、琉球、龍宮音同じ。大宮の榜に龍宮城と書すと、世法錄云古爲二流虬一。地界萬里蜿蜒。若二虬浮一水中一。國名後轉曰二琉球一とあり。爲朝のとき、はじめて名づくるにはあらず。狹衣にうるまの島と有て、下註にうるまとは琉球也と記せり。千載集に、前大納言公綱のうたに、

おぼつかなうるまの島の人なれやわがこゝの葉をしらずがほなる

○資雅傳に、鞍馬の僧正ケ谷、稲荷山の僧正ケ峯は、□演僧正（慈濟）のおこなひ給ひける跡と記せり。

○撰集抄に、むかし、行平中納言と云人、いまそかりけり。身にあやまつことはんべりて、須磨の浦にながされ、もしほたれつゝ浦づたひしあるきけるに、あるあまに、いづ國にやすみぬる人にかと尋玉ふに、此あま、とりあへず、

　白波のよするなぎさに世をすてしあまの子なればやどもさだめず

此歌、新古今にも有。とよみてければ、中納言いとゞかなしうおぼえて、なみだせきあへ給はずとなむ

○大黒記に云、大己貴命を大黒と云、袋を負、鼠をつかひ給ふ事、舊事紀、古事記にのせたり。〔舊事紀、古事記に、大己貴命、八上姫を娶らんとて、袋を負てゆくに、鼠參りて內は富良富良內は須夫々々といひしことをのせたり。槌をもつ事は、槌は土地也。地主神敬の表也。

○戸令を見るに、男子は十五以上、女子十三以上なれば、婚儀をゆるすとなり。是吾大日本の古法にして異邦の定とは別也。上古は始より女の、男の家にゆく事にてはなく、互の媒介すみて後、女の方へ男ゆきて婚禮をとゝのへ、後々はわが家へともなふと見えたり。故に舊記古式に、嫁入の式は見えず。婿取といふ作法は多く見えたり。江家次第巻二十に、聟取の次第をしるして曰、聟公來。中略、入レ自ニ中門一。登レ自ニ寢殿階一。沓取人下レ階執レ沓。件沓舅姑相共懐臥之云々。婿の足のとまるやうにとて、女の父母、其沓をいだきふす。其上聟の方よりともし來りし脂燭と、嫁方より迎に出し脂燭と、火をひとつに合せて、寢所の燈籠にうつし、三ツ消さる等の故實見えたり。光源氏の葵の上の方へ、出させ給ふ類思ひ合すべし。盃をもつて女の方より盃をはじむ。亭主方なれば、かゝる古禮も所謂ある事なるに、中古以來はよめ入とて、初より夫の方へゆき、盃は古例のこりて、女よりはじむるによりて、異說さまざまに行はれぬ。舊記にうとき故なるべし。

○昔は夫をもたざる內、女は髪を結はず。夫をもちたるしるしに、髪をあげたる事になん。伊勢物語に

井筒の女と業平との事をしるせしに、

　くらべこしふりわけ髪も肩過ぬ君ならずしてたれかあぐべき、

此歌にても知るべし。萬葉集十六、古歌一首作者未レ詳とて、橘の寺の長屋にわがいねしうなひはなりは髮上つらんか、

此歌も定れる夫持ぬらんかとの意なり。允恭天皇の七年の紀曰、皇后聞レ之妾初自二結髮一陪二於後宮一既經二多年一と是も結髮の二字を以て、入內の事とし給へり。文選古詩に、蘇子卿結髮爲二夫妻一李善曰、結髮始成レ人、さげ髮はいまだ髮を結ばざるかたちなるべし。

○應仁の亂に、吉水安養寺やけたり。〔今內山と號す。〕其頃源照といへる盲人、五條坊門烏丸東へ入處より、東山へうつして建立す。源照、後小松院の御めん（マヽ）どを蒙る事ふかく、初て紫衣を賜りぬ。是より盲人も紫衣を着る事となれり。又舊記に、建業福市とあり。いづれの時よりか檢校と云、勾當と呼ぶ名目をもそへ來りて、むかしとは殊なるか。

○可成談に、主水をモンドとよみ、掃部をカモンとよむ事、いかなるゆゑとも知りがたしと見えたり。すべて水をモリといふ事、大和物語などにも見えたり。故に舊は主水司なるを、たゞにはモンドとよび來れる也。掃部をカモンといふは、古語拾遺に、鸕草不葺合尊の故事より起りて、尊を海邊にてそだて奉りしゆゑ、蟹多くあつまりしをはらひのけしより、蟹守といふ名起れり。後終に掃除の官號と成る。掃部をカモンとよむ。具してはカニモリ、略してはカモンなる子細委しく見えたり、何ぞそのわけ知れずといはんや。知れがたき事は、大辨を於保伊於保止毛比、中辨を奈加の於保止毛比とよませたる、おほともひの訓はいかなる事にや。官名の一つの難也。人參の和名加乃仁介久佐、一名久末乃伊とあり。〔以上順和名抄。〕人參をくまのゐといふ事、順何ぞ熊膽とあやまらんや。甚怪むべし。

○維摩會已講の日、山王の社に鰐口をかけるなり。常には鉦の緒をまき上かくるなり。不祥の謂ありて

山を離散する時、鉦の緒をおろし、二度山へ歸るまじき誓約に、鰐口を打鳴して離山する法、古來よりの儀也。何ぞ鰐口をかけられんやとて、鈴にきはまりぬ。後日に園槐鈔を按ずるに、諸社比鈴奏。懸鈴曳レ之啓白。其社氏人退二其地一。不二再歸一心決時。叩二鰐鉦一爲レ誓。此故神人有二犯罪一。放二于他鄕一時。使下二其人一叩上レ之。立不レ可レ歸二入於神地一之盟云々。神人僧侶敎に着ざるを追却する時、鰐口をのがれたる心にて、これを叩かせて、再歸るまじきの誓盟を立させしと見えたり。諸社へ詣づる人、鰐口にちかづかば、心あるべき事にこそ侍れ。

○神前にて湯たてをする事、古書に所見ありや。予に於ては知らず。古語拾遺の手草(たぐさ)とても、此例とはしがたし。武内宿禰の探湯も、神事の湯たてにはあらず。梁塵愚案鈔にのせたまひぬる神樂に、弓立といふあれども、弓にして湯にはあらず。博識の人に問ふべし。いつの頃より始りけるにや。あやしくもへり。

○都鄙ともに太神樂と號して、獅子を舞し來る輩あり。伊勢國吾鞍川より出て、諸方をめぐる事也。市町の兒女是を壯觀とす。是唐の太平樂にして、陳氏が樂書第一百七十三曰。唐太平樂。亦謂二之五方師子一。舞二師子一執二乎獸一。出二於西南夷天竺師子等國一。綴レ毛爲レ之。各高丈餘。人居二其中一像二其俛一。即馴二狎之一。客二人持レ繩秉レ拂。爲二習弄之狀一。五獅子各形其方色百四十人。歌二太平樂一舞。以レ是持レ繩者、服飾作二崑崙象一云々。樂書の意を按ずるに、獅子は王化の及がたき程遠き國にあるものなれども、其獸までが漢土へ來りて、五方悉くなつけるしるしに馴て、舞ふかたちをつくり物にして、人其中にありて、さまぐ〳〵に是をつかふを、太平樂の體とするとの儀也。即獅子舞の圖をのせ、人是をつかふ體なり。樂書に古今經等見えたる樂の事をはじめ、戎蠻の樂散樂俗役まで、のせずといふ事なけれども、今我大日本に行はる所の樂は一つもなし。いかなる事にや。別に倭國舞といふ舞、靺鞨舞と琉球舞をの間に見えれたりしかども、舞のていなし。

○足輕といふ名目、吳子に輕足とある卽是也。諸經（マヽ）に能走者云々。然れども異邦の輕足といふは、一格ある職にて、日本の足輕といふよりは重し。

○猿樂の舞曲に、袖を返し或は肩をひるがへして、三段に段をわかつ。日本書紀を考れば、天武天皇勅に禮ありて樂なからんはいかんとて、

　おとめどもおとめさびすもからたまをたもとにまきておとめさびすも

といふ歌を製し給ふ。此歌をもつて舞時、五たひ袖を飜すゆゑ、五節の舞とす。五節變袖と春秋左氏傳に見えたる字也。本朝文粹には、天女天下りて此歌をもつて舞しとあれども、國史をもつて正とすべし

○續日本紀、寶龜二年辛亥の文に曰、葛井船津文武生藏、六氏の男女一百三十人、供二奉歌垣一、其服並著二靑摺細布衣一、垂二紅長紐一、男女相並分レ行、徐進歌曰、をとめ子にをとこたちそひふみならすにしの都はよろづよのみや、

其歌垣歌曰、

　ふちも瀨もきよくさやけしはかたがはちとせをまちてすめるかはかも、毎レ歌曲折擧レ袂爲レ節。其餘四首は並是古詩、不二復煩載一云々。はじめに兩方より男女すゝみ出、歌をあげて舞、其袂をかへすを節として左右に立並びし輩の、同音に地をゆるを歌垣と號す。釋日本紀十五卷に、楯節舞といふを註して、手以レ楯爲二節度一故名とあるも然り。節といふは、今の俗、段をとるといふに同じ。

○鎌倉實記云、壽永二年鎌倉には、八月の頃より木曾が自立を倒さるべき沙汰ありけるが、十月に至りひそ〳〵と評議一決し、先陣の大將は蒲江冠者範頼、後陣の大將は佐々木四郎左衞門高綱とぞきこえし佐々木經高をば先達て都に上せ、佐々木が由緒の者に、平田の源內と云隨身ありけるに便りし、一院の御心を慰めけり。又源三秀義が郎等石方大王は、遠江の國のものにて、大井川に馴れ水練ならぶ者なし去る八月よりひそかに近江國田上に至りて、平田の太郎と共に、宇治川の瀨ども能覺え、所の案內者ま

で拵へ置たり。梶原平三景時、此事を甚だ恨み奉り、鎌倉殿に向ひて申けるは、宇治川の眞先に死うする者は景時也。生て川をも渡し、軍をもすべき者を御選あつて、能々仰付られてこそ、可レ然御謀ひならめとて退出す。或夜、密に景時を召れ、御手に伊豆日記をひらかせ玉ひ、仁安二年丁亥八月晦日の下條を探り出し給ひて落涙し玉ふ。其文に云、今日佐々木四郎左衛門自レ京來る。覊旅之日數僅四日。郎等田中源吾一人召連、螺鈿筐長一尺五寸、廣七寸の中に、八幡太郎義家朝臣の自譜卷物三卷、幷鎭守府の印鑰〈聖武皇帝勅之庫藏三所、右多賀城之南改二御坪一按察使下向之時賜レ之印鑰。〉是我家年來之大望也。去七月二十三日、因二八幡大菩薩之御告一四郎左衛門高綱持來、重寶也。秀義老後之至心不レ可レ盡云々。景時も今は申さんやうなしと、下略、

卯花園漫錄卷之四終

卯花園漫錄卷之五

○様の字の事、近代のやうに申す說あり。然れ共大外記康富の記に曰、寶德二年八月廿二日、此日室町殿に御受衣有。禁裡様今日同じく御受衣の事有レ之云々。此時代より様の字用ひ來りにや。

○人の性によりて馬の性ある事、一條禪閤の御作尺素往來にいはく、凡葦毛青雲雀毛は木性の馬、鹿毛栗毛は火性の馬、假毛駮毛は土性の馬、佐目皆色は金性の馬、黑は水性の馬と云々、證文正しき故可レ用歟。さりながら一概に定めがたし。○一村雨さつとして風はげしく吹たりけり。鎌田が鞍の前輪にも、つといたれば乘かねたり。惡源太、是を見て、手形を付て乘れやとのたまひければ、打物ぬいてつぶつふと手形を切てぞ乘たりける。鞍に手形を付る事是始也。

○神武天皇、東に國ある國を知しめして、軍勢を催し太和へ入らむとし玉ふに、朝敵長髓彥が射たる箭に、天皇の御兄彥五瀬命あたらせ玉ひしかば、官軍機を失ひ既に敗せんとする時、天皇宸襟に神策をめぐらし、英氣を取直させ給ふ事、神武紀に見えたり。此はかり事を用るといふ事、今日の人情と一なる故、是より人代とは申と、人情今日におなじき事なりと、いふ事なりと、玉塵抄といふ書に見えたりとあり。さも有ぬべき儀なれども、人王何代といふ事、さしあたりて五百年前の記文には見えず。其後の書には多く見えたり。

○日本書紀全部三十卷、壺井氏の手をいれられし本と、松下見林の本と、契沖の本と校合せしに、とかく契沖の本はるかにすぐれたるはいかゞ。其人にはあらで傑出の才子、時ことにして弟子とならざりし事、くやむにいとまなし、日本開闢以來かゝる人は稀にして、荻生先生と此人、和漢兩輪の才、たれか是をつゞかんや。

○短歌長歌の事說々多し。一說には三十一字を長歌といひ、句つゞき長きをかへつて短歌とし、又一說には是に反して、三十一字を短歌といふ、今察するに、三十一字の歌は、萬葉集に反歌とあり。三十一文字の下の七文字たらざるを混本歌と稱す。下の文字にて上の句へ反し、答る心あるべし。是は出雲八重垣の御歌を、そのやへがきをとなしたるにて、反歌と唱ふ。神ともいもせの歌の源なり。此七文字を反さねば、むかしのまゝにて混本の體也。五七五七七、此五句を合せて一首とす。然るに古今和歌集の下の卷の終の長歌も、短歌ものせられしを見るに、ともに今云長歌にて、何ゆゑわかちたるとも見えずいかゞ。此道を知れる人に尋しに、いづれの答も明かならず。其後拾芥抄にてぞ風と考得たる。此書の外にはたしかなる事も見えず。拾芥抄曰、長歌五七五七七五七五七、短歌は五七五七五五七七、是にて古今集のうたがひも、はれたる心地し侍る。

○車にのる事は五位以上也。但六位以下もその人によりて乘る事、法曹至要抄にくわし。今は輕き人は一向のらぬやうに成たるより、住吉の津守氏、祭禮に乘る事も、目に立やうになりにき。

○故左衛門督廣豐卿仰けるは、世に須磨記といふ物あり。菅公の御自撰と云、いかゞと、予答て、ひさしく此書に疑ひ有ながら、首書をくはへしこ申ければ、彼卿尤と同じ給ひぬ。其後くり返し見るに、疑ふべくもあらぬ僞書と見えたり。人の信するもの故、其心をくはへぬ。

○藤原の明衡は博達の人にて、本朝文粹を編集し、明衡往來を著して、中古書法を學ぶ人の女鑑とす。又新申樂記一卷を著す。其書を閱するに、十二人の男子を持る人ありて、官人、武士、僧、醫者より、角力取にまで產業をわかち、其職分に付て器財役能をこま〴〵しく記したり。今按るに、玄惠の編れし庭訓往來は、明衡往來と新申樂記を取あはせて、文體を俗に通じやすきやうに書たるもの也。

○弓の弦にせきつるといふあり。往昔勢州關にて作り候物、其勝れ候よし、北畠敎具記に云、伊勢國主進上、軍陣弦一袋(懸)。十二篇、右當國關の產物也云々。此證文を以て見るべし、今賣買にもせきつる

と云有。又小笠原流にてせきつると申、作り方の口傳あり。皆用方に宜様に作る。賣買の作りやうとは違ふ也。勢州には今は無レ之哉。近代不レ聞レ之。

○牛頭といふ物あり。保元物語に、敵の放つ矢が御曹司の牛頭にからりと中りて、かぶとのしころに射付たりと云々。又平家物語第二、義朝六破羅へ寄る篇に曰、清盛、ときの聲に驚て、物具せられけるがかぶとを取てさかさまに着たまへば、侍ども御かぶとのさかさまに候と申せば、臆してや見ゆらんと思はれければ、主上渡らせ給へば、敵の方へ向はゞ、君を後になし參らせん事恐れなるべきと云々。是を見れば、今のかぶと、いか成急なるにも、しろこさ云物つかへて、さかさまにはかぶられぬもの也。

○小太刀こいふ名目、むかしはなかりし事の由いふ說あり。信じがたし。平家物語十郎藏人行家篇に曰行家、片手には野太刀を持、片手には金作の小太刀を持つ。常陸房走り寄て切れば、行家丁と合せて、左の手なる小太刀にて、草摺のはづれを刺んさしたまへば、踊退き寄合せ、一時計ぞ戰ひたると云々。是を以て見れば、小太刀の名目古きにや。

○鎌倉下緒といふ物あり。室町家の記に云、持せし刀の下緒、鎌倉様可レ然也。七尺五寸にて端にわなを用ゆ。今は絕てなし。古實を好むもの、今時用ゆといふふとも難かるべき事か。

○陰陽家の說に、六月はらへといふは、秋へうつる界なるゆゑ、夏の火と秋の金と遇ふ時なれば、火則金となるを祓しづむる儀也と云々。陰陽家よりかく申せし事、玉海に見えたり。延喜式に、六月晦日十二月晦日、二季大祓詞とあり、江家次第、北山抄、貞觀式等に、その事委し。六月晦日ばかりなれば、火則金こもいふべし。十二月晦日をいかん。冬の水と春の木と水生木ならすや。察すべし。

○陣扇二種あり。紅に日出しにる扇、是大將又は軍帥等持つ。惣地紅にて日の丸ばかり金也。又紅の日出したる扇あり。是副將持也。惣地金にて日の丸ばかり朱にて書也。

○足輕といふ名目、いにしへは斥候の侍を申にや。堀川百首に云、矢をも射す逃るを恥とおもふなよか

ろくかへりていふは足輕、此證文にて考ふべし。今の足輕は輕きものにて、斥候につかふべき者にはあらす。

○或人問、古へは鎧は皆革にて候や。保元物語に、義家革よき鎧三領重ね、木の枝に掛て、六重ねを射通し給ひしと候へば、鐵の製は後來の物かと覺え候と云々。鐵の製古代よりあり。續日本後紀第十四、承和十一年正月月己丑紀曰、山城國上鐵甲一領と云々。然れば往古より鐵の製有る事あきらけし。

○母衣袋は近代の製と云說あり。左にあるまじ。太平記卅三京軍の篇に、那須五郎が母より、五郎へ母衣を送りしこと葉に、是は元曆の古へ、曩祖那須與一、八島の合戰に扇を射て、名を上げたりし時の母衣なりとて、薄紅の母衣を錦の袋に入てぞ送りたりけると云々。古きものと見えたり。

○調度掛といふ物を、近代道具の名になして矢を盛る物として、小笠原流などにて、殊の外祕する物と成たり。元來調度といふは弓矢なり。掛とは持の意にて近臣の役也。故に東鑑に、養和二年正月三日の記に云、武衛御行始。渡二御藤九郎倶長甘繩之家一。佐々木四郎高綱掛二御調度一。在二御駕之側一云々。同書元曆元年七月廿日記曰、賴朝鶴岡御參詣之段に、結城七郎朝光持二御劍一。河村三郎實政懸二御調度一と云々。如レ斯あれば掛は役人の號にて、道具にはあらざる事明らけし。誰掛二御調度一とも、又は御調度誰とも有にて考べし。

○笠懸と云事なき事にや。中史記に曰、寬治六年二月八日辛酉、卯時計人々參會、出御先權別當法印濟尋參二御宿所一。給二御馬一疋一。中納言殿御裝束。直衣濃打衣出衣。薄色の御奴袴。野太刀。頭の辨衣冠。爲房衣冠。自餘皆布衣。辰の時計於二加波多河に一。御馬前駈皆下レ馬候二左右一。見爲二御覽一。義綱朝臣武士也騎馬渡レ之。廿人の中、仰下可レ射二笠掛一之由上。武士之中能レ射者一人爲レ射。笠掛人渡レ南と云々。俗に笠掛は賴朝卿より始るといへども、右中右記の文を以て見れば、古來よりの制也、

○太刀折紙を送る時の添狀の內に、持太刀と書事、岡屋關白記に云、以二無作名之劍一賄二旅人許一。書中書二

物之字ハ馬牛皮絹布等相副時事也。云々、

○物別武具に猪の目を明る、猪は象獸にて苦を食て避ざる物也。兵士遇ニ辛苦ニ強敵不レ避の象にたとふと、松殿關白の記に書れたり。又秋の寐覺下卷に云、院の御覺、他に異なりとて、高ぶる心おはしまさば、後の悔もはかりがたし。猪と申けだ物は、猛なる上に、松の脂を以て身をかためしゆゑ、箭もたつ事かなはぬよしなれば、其心を武士の眼として、猪の目をしるす事になん覺候。よからんうへには、世のそしり人の偏執と申事、御用心候へかしなんど云々、是は一條禪閤兼良公の御作也。本草綱目五十一に、野猪能與レ衆闘。或人の云、能掠ニ松脂ニ曳ニ沙石塗レ身以禦レ矢云々。此文を以て書給ひしものならん

○鷹の鳥と計いふ時は、雉子にかぎる也。其外は鷹の鶴、鷹の何鳥と云也。小笠原流禮方に委しく出たり

○刀にさすわりかうがいの事、古は男の髮長く上へくゝり上て、常はかうがいにてこめたり。兜など着る時髮をみだし、其かうがいを太刀にさすやうに拵へたり。故にかうがいの名殘れり。其故を知らぬ人かうがいの事、色々の說あり。又先の耳かきのやうにしたるは、全く耳かきに非ず。惡馬に乘る時用る具也。今も京の北八瀨といふ一村は、皆元服せず。老若ともに髮をのばし、上にてたばね居るは、日本の士風此一村に殘れり。今のごとく元服せしは近き頃の事也。此かうがいの事、琉球人を見るべし。上官の分皆かうがいにて髮を留る、如レ此譯也。

○公家衆、裝束の時太刀をはくに、前に垂といふ物有。何の爲といふ事を知る人なし。古來は束帶にて馬に乘りし事也。其時、太刀のつか下りてあやうきゆゑ、此垂を口にくわへ、太刀のつかを引上てのりし事也。今は其事取うせて何のやくに立ず、飾物のやうに成たり。

○院御所を北面の御所と云。天子より一等下りさせたまひ、天子は南面といふに對して、院を北面といふ、其院の御所に仕る武士を、北面の侍といふ。院御所に限りて禁中になき號也。後白河院、此義を誤り給ひて、東面西面などいふ侍の號を置せ給ふを、難ずる人ありて、やがて止られぬ。

○太刀長刀其外乃物の類に、儀仗兵仗と云て別ちあり。古しへはよく切れる太刀長刀の類、禁中へ參內する時は儀仗となり、軍中へ出る時は兵仗となりしと、中古以來、儀仗といへば一向形計にて、用の立ぬやうに製し來れり。夫故平家物語、長谷部信連衞府の太刀なれども、身をこゝろみて作らせたればこ有。武士はなんぞ衞府なりとも役に立たざるものにてすまざらんや。仍て今も御卽位に立らるゝ庭上の鉾の類皆本作り也。朝鮮人などの持來る道具類を見るに、なまりの如き物にて、何の用にも立まじき樣に見えたり。是は定て儀仗にても有べし。軍中に用ゐるに、なまりのごときものにては、叶ふまじき事也

○太刀の鍔は、窠に極りし物也。後世は色々の形を用ゆ。又太刀の鍔は丸鍔の物也。又すかし有る鍔は古來はなし。足利義教將軍物好にて、此時より始るよし、室町家の記に見えたり。

○鎧に着せながと云事貴きこと葉也。木曾義仲打死の時、義仲の云、いつも輕かりし鎧の、今日は重く覺ゆるとありしかば、今井兼平いふ、御心の臆れ玉ふゆゑに、御きせながの重くおぼえ給ふにやと云々然れば鎧着せ長は同物也。別物のやうにいふ人あるにより爰に辨ず。太平記に、高師直が宅へ夜討入たる時、師直心易き浪人折ふし居合せ、御味方申さんとて、傍にありける鎧を取て着替れば、師直が郞等共申けるは、それは主君の御着せ長にて候と申を、師直叱りて、今命にかはらんといふ人に、いかで鎧一領おしむべきやと云ふ。是をもつて見るべし。

○目貫の事、いにしへは元目釘の上へ押へにしたるもの也。延喜式などに、目貫の穴へ打と有。其目釘のぬけざる爲の押へ也。今は目貫と目釘は別にして、目貫のやう詮なし。夫木集の歌にも、白銀の目貫の太刀をさげはきて奈良の都を練るは誰が子ぞ、とあり。

○太刀の一のせめ二のせめの事、古書には一の輪二の輪とあり。こじりに芝引、芝摺といふ。是をも外輪とあり。是ふるきなるべし。

○太刀其外の餝りに、紫革藍革等を用ひ、神佛の前へ出る事憚りなし。何程の大神事にもくるしからず

皮は忌べし。革は忌べからず。製して道具等に遣ひたれば、なめして皮の穢れを去りし物也。故に革の字あらたまると訓ず。皮はあらがは也。革は製したる上の字也。神事の弓など革を錦などに仕替る人あり。此譯を知らざるゆゑ也。

○小サ刀に犬まねきといふて、小尻にくわんを付て、六七寸ある紐を付、下げ緒のやうに結んで置也。義貞の小サ刀犬まねきありたる圖、本朝軍器考に見えたり。いたつて貴むべき所へは是を付ると云。犬まねき付る時には、下緒は付ざるが故實也。

○弓二張餝る時など、又人へ遣す時の目錄などに、弓二張とは書かず。一張、張替一張と書也。二張の弓を引と云儀にて、二張と書事を嫌ふ也。

○蘆手書といふ事有。源氏物語、大和物語などに、蘆手書歌繪とありて、歌の心を半分は繪にかき、半分は文字に書く。たとへば梅枝をかき、假名にて誰と書、袖を一つ繪に書、ふれし匂ひと字に書、又春やむかしのと字に書、月を繪に書く。かやうの類をいふ也。逍遙院殿五月雨の記にも、香包は必あして書にすべしと書れたり。

○賀の屛風の事、惣別屛風の製、昔は丁つがひの所、上下二所に革にてわなを付、其わなへ切れを通し夫をてうつがひのかはりにせし。屛風の本體是也。賀の屛風は其切れを五色にする也。今の几帳と云物屛風の本體也。

○屛風に色紙を張る事、寸法は八寸に六寸七分にする也。一枚を二色に染分る也。青黃赤白黑の五色を用ゆ是古文實也。小笠原流などにも、色紙、短冊のはりやうあれども、少々相違あり。

○竹取物語、うつぼ物語、世つぎ物語、いや世繼物語、續世繼物語、〔大鏡とも云ふ、〕ます鏡、榮花物語、狹ごろも、水かがみ、伊勢物語、以上是を十語と云。

○徒然草、枕草子、四季御餝の記、御湯殿の記、以上是を五草と云。

是を十語五草とて娶入の品なり。黑欄に飾る也。飾りやうな小笠原流の習とする事也。

○六月中旬尾陽に遊びて、一日鳳凰山甚目寺に詣づ。〔名古屋より二里西也。土俗はじもくじといひて、村名にもよべり。〕本尊正觀世音は、推古天皇即位四年丁巳、甚目龍麿といふもの、網して海底より引上げ奉るにより、甚目寺と號するよし、緣起に見えたり。然れば千百餘年の靈場也。此寺に江州西念寺の鐘有り。尋常の鐘よりちひさし。建武二年佐々木佐渡入道道譽の寄進也。其銘に云、

江州西念寺鐘

晨鐘響遠、振十方界、夕梵聲遙、度三有際、
三寶久住、四生俱利、天下泰平、海內安全、

建武二年三月二日　大工藤原□安
大檀那道譽
住持比丘冷海

外に文あれども下よりは讀ず、蓋佐々木の曩祖は、宇多天皇の御子敦實親王の末孫、兵庫頭成賴はじめて無爲の臣となりて、江州佐々木の城に居住し、佐々木氏と稱す、〔世人宇多源氏、或は近江源氏と稱す〕入道道譽は、成賴より五代源三秀義二世の孫にして、事跡太平記に見えたり。西念寺舊跡未レ考といへどもおもふに織田の兵亂に、山門の末寺回祿せし時か。或は淺井滅亡の時などにこそ、此鐘をもて來るものならめ。この日、阿波手の森藪に、香の物見にゆけり。〔甚目寺より八町計東也。〕森の邊に川あり。橋あり。木立のさま大和路に似たるところ多し。堤のもとに華表ありて、このうち則阿波手の森也。華表を潜りて半町計ゆけば、前面に叢祠あり。〔諸尊を祭るよし也。〕祠のまへにあやしき神樂堂あり。この右の方に大竹藪十竿茂れり。藪のうちに五斗ばかりも入るべき桶一つあり。桶のまへにも小祠あり。桶に蓋して大なる石をのせたり。蓋も破れて、うちには何もなきがごとく見ゆ。傍に札をたてて、香の物

頂戴の人は、寺へ參らるべしと記したり。寺を正法寺と號す。〔曹洞宗。〕此寺當津村のうちにあり。古老傳へていふ、いにしへは近村の農民、耕作の序に、瓜、大根の類を、此桶の中に投入て通りぬ。こゝをもて竹藪中、おのづから香の物熟せしといふ。又一說には、香のものは神の物の義にして、熱田の神供はもと此所より調進す。神饌のうち野菜あり。則是也といふ。三國志に、諸葛孔明漿軍を渭南に率ゐて戰を挑むに、司馬懿出ず。因て懿に巾幗を贈りき。巾幗は婦人の飾也。懿怒りて表をもて、戰を決せんと請ふ條下に、懿が云、豈如ニ野夫有ニ功者ー也云々。やぶにこうのものゝ俗語是より出たりといへれど、尾張の人はこれを否して、この香の物よりはじまるといふ、いづれか是なるや。

○京にて見たりし洛中傾城局の奉書、〔紙巾竪一尺餘、横一尺五寸計、〕これまた二百七十餘年の古書也。

補任傾城局之事、　爲ニ
御家恩ニ勢田右近被ニ仰付ー□不儀
御改易之上は、如ニ先規ー竹內
新次郎重信被ニ仰合ー事、
右以レ人所レ被ニ宛行ー實也。仍御公用年中仁
拾五貫文宛、於レ有ニ其沙汰ー者被ニ仰合ー□
若就レ無ニ沙汰ー者、雖レ爲ニ何時ー可レ有ニ御
改易ー者也。仍補任如レ件。
大永八年戊子六月二日　春日修理大夫
仲　康　花　押

按ずるに、大永は後柏原院の年號、同七年後奈良院即位、大永八年は則享祿元年也。〔一年舊號大永八年にいたりて享祿と改元、將軍足利義晴〕東鑑に、里見冠者を傾城の別當に補するよし見えたり。室町家

の時なを然り。遊女を傾城といふ事、大にふるし。

○丸山應擧に臥猪の畫を乞ふものあり。應擧いまだ曾て野猪の臥たるを見ず。心に是をおもふ。矢背に老婆あり。薪を負てつねに應擧が家に來る。應擧婆に問ふ。汝野猪の臥たるを見たる歟。婆云、山中たまく\これを視る。擧が云、汝かさねて是を見ば、はやく我に知らせよ。篤く賞すべし。婆諾す。一月計ありて、婆が家のうしろなる竹篁の中に、野猪來りて臥す。婆これを見て大によろこび、京にはしり行て、擧にこれを告ぐ。擧が云、汝先達て、必しも驚すべからずといふて、俄に酒食をたづさへ、門人一兩輩を將て矢背に至れば、野猪はなほ竹中に臥したり。擧則筆を採りて是をうつし、婆に謝して其夜家にかへりて、其後、これを淸畫して、工描既にとゝのふ。時に擧が家に鞍馬より來る老翁あり。この翁めづらしく來ぬ。擧こゝろに臥猪の事をおもふて、則問て云、汝は野猪の臥たるを見たるか。翁云、山中につねにこれを見るといふ、擧畫する所の臥猪を示して云、此畫如何と、翁熟視する事やゝ久しくして云、此畫よしといへども臥猪にあらず。是病猪也といふ。擧おどろきて其故を問ふ。翁云、凡野猪の叢中に眠るや。毛髮憤起、四足屈蟠、おのづからいきほひあり。僕山中にて病猪を見たる事あり。實に此畫のごとしと、擧はじめて曉りて、翁に臥猪の形容を問ふ。翁、是を說くことはなはだ詳也。こゝにおいて擧、さきの畫をすてゝ、更に臥猪を圖す。工夫もつぱら翁の口傳によれり。四五日ありて矢背の老婆來りぬ。擧さきに見たりし野猪の事を問へば、婆云、あやしむべし。彼野猪、その結朝、竹中に死たりと、擧是を聞て、いよく\翁の卓見を感じ、ふたゝび其おとづれをまつに、一旬計を經て翁又來りぬ、擧、後に圖するところの畫幅をひらきて是を見せしむ。翁驚歎して云、是眞の臥猪也と、擧、よろこびて厚く翁に謝す。其畫もつとも奇絕也。今なほ京都某の家にあり。擧が畫に心をもちゐし事斯のごとし。「嗤風新話に見えたり。」亦西定雅の話に、應擧わかゝりし時、野馬の草をはむ所を圖せり。一老翁此畫を見て難じていふ、是盲馬也。擧いぶかりて其故を問ふ。翁云、夫馬の草をくらはんとするや、

かならず目を閉づ。これ草に目を傷らん事をいとへば也。此馬、草中に鼻つらを入れながら、その兩眼をなほ見ひらきてあり。是盲馬にあらずして何ぞやと擧、ふかく其說を感ずといへり。抑この翁何人ぞ野夫にも功者ありとは、これらの人をやいふべきか。

○自笑は京都麩屋町の書肆、八文字屋八左衞門とて、世の人あまねく知る所也。今の八左衞門に至りて既に四代、近頃京都を去て大坂安堂寺町に住す。予客中その家を訪て、自笑が傳を問へども詳ならず。自笑姓は安藤氏、延享二年十一月十一日歿す。年八十餘。京都二條町本覺寺に墓あり。此外聞傳たる事もなく、自笑の筆跡もたび／＼の火難に逢うて、今はなしといふ。浪速の友廬橘庵はもと京の人なり。彼人の話に、其磧は江島屋市郎右衞門とて、大佛餅を鬻て業とす。此人、自笑が作の相談相手第一の人なりき。大佛餅世に賞翫せられて家富けり。其磧頗る才學あり。自笑が戲作行はれて、利を得る事しば／＼なりければ、其磧もひそかに後悔し、且名を好む心ありけん。後には、自笑、其磧兩作のおもむきにして出板しけるが、又そののち故ありて自笑と絕交し、其磧、其子に書林をさせて、自作の册子を多く板せしに、はなはだ不幸なる人にして、其磧一作として出せし册子はうれず。大に損をしたりとぞ。其磧が歿年はいまだ考へず。おもふに其磧が才、自笑にまさりたるべし。然れども其名、自笑が右に出ることあたはず、豈不幸にあらずや。古今かゝるためしなほ多し。或人云、自笑、其磧とあしくなりてのちは、南嶺といふ人と相談して、著作せしといふ。今たま／＼南嶺作と記せし本を見れば、其磧にははるかにおとれり。自笑が戲作は都の錦、浪花の西鶴を學べり。曲三味線といふ册子は、色競馬と棠大門屋敷と長者機嫌袋といふ、三部の册子を飜案して作れり。この人の戲作の中、曲三味線よし。其餘の作は出來不出來あり。自笑その子を瑞笑といふ。これより後は自笑と號するのみにて作文無し。

○羽倉家譜に、龍頭太（桓武天皇御宇の人）荷田氏の祖也。りうとう太の事、正字も詳ならざりしが、橋本ぬしの說にて、はじめて考得たり。是京に遊びし一つの得也。山城國稻荷山の祭の時、神輿の先にか

くる假面を、りうとう太といふ。增山の井の外の俳書に、假名にて記せり。一說に弘法の作、猿田彥の假面則是也といふ。凡祭禮の時神輿の前にかくる面を、王の鼻と稱す。稻荷山のみ是をりうとうだといふ。按るに、荷田氏は山中の社の神職也。此面、龍頭太が作なるをもて、しか名づけたるなるべし。假面に作者の名を稱する事其例多し。是龍頭太が作の假面なる事疑ふべからず。弘法の作とするものは非ならん歟。

○眞葛原士卯子の話に、せんす萬歲は千秋萬歲也。秋をすとよむべし。千壽にはあらず。このもの木造の白よりまゐられるは私例也。猿舞は恒例也といへり。千秋萬歲くはしくは千秋萬歲法師といふべし。大和國窪田箸尾の田村より出、また大和の外にもありけるにや。岷江入楚にも見ゆ。三河萬歲は是又別流也。唱歌は大江定基の作也と云々。

○鬼貫姓は上島氏、俗稱は與惣右衛門、權花翁こ號す。攝州伊丹の人也。後大坂に家して、姓を平と更む。はじめ俳諧を維舟及び宗因に學び、後一家をなす。鬼貫獨言、同句選等世に行はる。元文三年八月二日、七十八歲にして歿す。伊丹墨染寺に墓あり。浪花客中或人の話に、鬼貫中頃は行はれざりしにやひところ和州郡山侯の足輕など勤め、其後大坂にすみて、小兒の導引などして、かすかに世をわたりぬ今なほ大坂に鬼貫導引とて、小兒の療治に足より上へもみ上る按摩の法殘れり。

笠とりて跡ちからなや春の雨　　　　鬼貫

此發句は鬼貫郡山を辭して、大坂へかへる時の句也といふ。歸菴ののち、一夕友人醒世子とこの話に及ぶ。醒世子の云、雜談集こおぼえし、其角が伊丹の歲旦帳見るやうにてなど書しをおもへば、鬼貫さばかり行はれたりしやうにも見えず。延享の頃、東人の鬼つらといふまぎれもの、伊丹の鬼貫と名告て、諸國を遊歷したる事あり。今もおり〳〵その墨跡を見る事なり。人の名を贋せて欺く事今にひとしく名を似せらるゝ程なれは、鬼貫といふ名は頗る高かりしなるべし。鬼貫導引も若しくは此似せ鬼貫、浪花

あたりへ流れ行て、はじめけるにやといへり。愚按ずるに、伊丹と大坂は僅五里餘を隔て、殊に鬼貫大坂にも住せしかば、咫尺の間にて贋物は知るべし。鬼貫が窮したる事證とすべきものあり。涼岱が西陀物語に云、〔寛延四年未九月撰。（涼岱姓は建部、字孟喬、寒葉齋と號す。北國の人、京及江戶に住す。畫名高く初涼岱と書、其後凌岱と稱す。俳諧片歌をよくする所也。あや太理又綾足と稱して、萬葉集の古風を唱ふ。著述多し。嘗吸露菴の號あり。）〕

難波の濁江に明唱し、短きあしの葉陰にふして、麻に蓬はたのしめども、一女のやしない心の外に、今は鬼貫の名をかくし、朝夕の煙をいとふ。昔は花洛に遊吟して、翁と聾贅の遊びをもなせしが、其人は東西に鍋をならし、われはよしあしに身を潜め、釜中の魚の水をしたふ、みなしろなして長物なければ、燈火のかげに一通をしたゝめ、一貴一賤交を見るといふ。それもまづしきひがみといはん。きのふは門前に車馬をつなぎ、けふは雀の巣にあらされ、餌にあたふべき一粒もなく、今日にせまり候て自殺に及候。なきあと人をさはがせじと、此一條を殘し候。御存知の娘ひとり、鼻に木の實のきずもあらず。情ある人すくひとりて、若菜にあさかひの水を汲せ、雪には堀江の枯蘆を持せて、薪水手のまゝに御つかひ下されかし。蓬のひめとおこしめ給ふなと、云とゞめて稱名す。娘おどろきて刄にすがり、やよや待給へ。われ死ん。いとけなくして母を失ひ、父のふところに人となれり。われ聞く刄は仇しちかきうらみを切る。このゆゑにこそ國をおさめ、身を守る寶とや。いまだ聞ず貧にせまりて子をたすけ、尊き父をころすものとは、よしなやわれあればこそ、父のほだしいかほどぞ。又刄に身をさくとも、父の貧苦の愁かさぬる罪となる。ひたすら川竹の流に沈み、代をとりて孝にかえんことよと、なきて聲をおしまず。時にあれたる戶をたゝき、頭陀重く杖を曳て、久しく面せざる路通來る。〔僧路通ははせを破門の弟子也。後還俗す。〕親子あわてゝ面をかへ、刄を箱に納めながら、娘はかたへにまぎれ入りぬ。鬼貫、そのことつゝむべきに非ずと、しか〴〵の事を語れば、路通も雨のごとく涙を落

し、人のゆくゑのはかなきを歎じ、鼻うちかみていへりけるは、死すべからず賣べからず。父をすくひ子を救ふ。われにひとつの術ありと、鬼貫が耳に口をあはす云々。其後鬼貫得て賑々しく世を渡るかゝれば鬼貫導引の事疑ふべからず。勿論鬼貫ははやくより其名高く、人に名を似せられし事は、前の說のごとくなるべし。

○近松門左衛門、姓は杉森、名は信盛、平安堂巢林子と號す。越前の人、〔一說には三州の人、〕少して肥前唐津近松寺に遊學し、後還俗京に住す。京師の學醫岡本一抱子の兄也、年耳順を過て、享保九年十一月廿二日歿す。墳墓知れず。攝州河邊郡東富松村久々智〔神崎の幡村也、〕の廣濟寺過去帳に法名あり阿耨穆矣日一具足居士といふ。此戒名は近松世にありし日認おきたる也。今は辭世の詠草の中に見ゆ。〔終焉の地は大坂なるべし。〕予浪花に遊びし時、歌舞伎狂言作者並木正三を訪て、その筆記する所の戲材錄を一覽して、近松が事迹を知れり。又金屋橋熊野屋某の家に、近松が墨迹二幅あり。一は美人の畫贊一は辭世の詠草也。予うつし歸りて辭世子におくる。彼人來て著編に載するをもてこゝに贅せず。又國性爺大明丸といふ小册に、近松が自叙あり。近松戲文に序を書事めづらしければ、こゝに錄す。

むかし榮花の公の大井川の逍遙には、管絃の船、和歌の舟、文學のふねをわかち、其藝にたへたる人をえらみのせられし。今汝新艘に何をか積し。曰竹本の一流管弦あり。和歌あり。詩文あり。農業あり。武士のいさめる、れんぼの相やはらげる、人事のさかしおろかなる、佛神の權化、花鳥の色音、風聲水音、凡天の覆へる地の載たるも、もるゝ方なき國性爺の、唐船づくりをもとぶねにして、拍子のとり楫、ふしのおも楫を、こまやかにうつして、津々浦々にまはし、はてしなき國々、深山の奥の里々まで、いたらしめんこて、紫檀の櫂、象牙の裝、三筋の纜にかけて、船乘よしの大吉日、順風に時を得たり。のせてやれ大明丸、

享保元甲の冬春ちたき日　　　　近松序レ之、

近松が遺ところの硯あり。後に近松半二に傳ふ。その硯の蓋に漆して、事取㆓凡近㆒而義發㆓勸懲㆒の九字を記るす。

笠翁傳奇「玉搔頭」の序に、昔人之作㆓傳奇㆒也。事取㆓凡近㆒而云々といふ語をとれり。近松小說に心をよせし事、是にて知らる。此人は實に本邦の李笠翁也。

○蹴鞠の逸遊は、文武天皇大寶元年に、始るよし、古今著聞集に見ゆ。

○酒をかもす事は、素盞嗚尊よりをこれるよし、同じ記に見ゆ。

○猿樂は神事と本樂にまねびて、公方のもてあそびとなりたれば、誠をまねびたる儀にて猿樂といふ。衣冠束帶の公家の時は本樂也。ゑぼしひたゝれの武家の時は猿樂也。ゆゑに禁裏に此事なし。公方の恒例也。細川武州入道常久、此掟を定めたまへりと、ある傳記に見ゆ。

○百千鳥ハ鶯、呼子鳥ハ都鳥、稲負鳥ハ鶺鴒と、ある傳記に見えたり。

○野々宮中納言定基卿、源君美に答給ふ書に云、押領使、これは諸國々守の外に被ㇾ置、此職を置かれ專追捕事を司どる事に候。或は臨時に國内盜賊ある時、をかれし事も候。又は申請に依つて國内兼帶の例も候。畢竟押領の二字は、管押管領など申候意にてあるべく候歟。

○太政大臣以下諸司八省諸國司、みな文官に候。兵部省六府官人征夷鎭守府將軍等は、みな武官にて候

○同書に、本朝は一字に被ㇾ置候通、氏を加へて呼申候。日本にて呼名を付候事は無ㇾ之候。學士の付申候は、唐にならひたるものにて、誰とても付て子細あるまじく候へども、呼付不ㇾ申候ゆゑ、用に立不ㇾ申候。

○日本にて姓氏の差別は、分明に見え申さず候。如ㇾ被ㇾ示國史に姓賜をなど候へども、性の字、かばねと訓じたく候へども、此假名付候もの未ㇾ及ㇾ見候へば、おしてかばねとも訓じがたく候。又朝臣、宿禰の類をかばねと申候事は、いかなる義とも未ㇾ得ㇾ勘候。如ㇾ被ㇾ示朝臣宿禰の類にて、姓氏の高下をわか

ち申事に候。

○日本紀に云、天武天皇詔して曰、自今以後男女悉結髮。

○茶禮の式は、東山義政公にはじまる。南都稱名寺の珠光、飲禮の事を說語す。御側の能阿彌、相阿彌近臣の志賀三郎左衞門尉宗信、此道にふかゝりしとぞ。

○袋棚は、茶人紹鷗といふもの作るよし、武野大黑庵紹鷗一閑と號すといふ、

○白粉は、持統天皇六年に、沙門觀成始て鉛粉を以て作りしよし、

○毛貫といふものは、いともふるきものにや。淸少納言の枕草紙にありがたきものゝ部に、したてしらぬすきとよりぬける毛貫とかけり。

○後花園院寛正五年甲申四月、京糺河原において、勸進能興行ありける、勸進聖は鞍馬の青松院善盛法印、猿樂は觀世太夫音阿彌又三郞これを勤る。是始なるよし、

○碁の事、皇國にては吉備大臣にはじまる。博物志こいふふみに、堯造二圍碁一以敎二子丹朱一と、吉備の大臣は、唐にある事二十年にして、天平七年に歸朝あり。唐にては玄皇帝、皇國にては聖武天皇のおほん時にあたれるよし、持統帝の御時に、碁雙六を制禁ありしと也。

○雙六は、梁武帝天監年中日本へ渡るよし、皇國廿六代武烈天皇の御時にあたれり。萬葉に、

一二の目のみにあらず四三六五さへありけりすごろくのさい

○公事根源といふふみに、孝謙天皇天平勝寳七年に、乞巧奠はじまるよし見ゆ。

○同じ記にいふ、聖武天皇天平五年七月、始て盂蘭盆を大膳の職にそなふとあり。

○我國に染山を作る事は、日本紀に、推古帝の御宇、百濟國の化人路子工といふものはじむと也。

○後醍醐帝延元年中に、斛器を作らしむ。斛は十斗也。石をさげて是をためすによりて、一石といふ事始れり。

○弘安の頃、和歌の四天王といひしは、頓阿、慶雲、淨辨、兼好のよし、

○短尺は、鹿苑院相國義滿公、不破の關屋御覽の時、關屋の屋根板に歌かきて、京へ送り給ひしよりはじまると、また藤原爲世卿にはじまるともいへり。

○色紙短尺の寸法は三光院殿よりはじまるよし、御説にいふ色紙は大は六寸四分、小は竪六寸、大小共に横は五寸六分也。短尺は、宸筆は長一尺一寸八分、巾二寸、御製を平人の書時は、長一尺一寸六分、巾一寸九分八分にも、平人の短尺は長一尺一寸五分六分にも、また一尺二分にも、巾は一寸八分のよし

○嵯峨帝、弘法大師、但馬守橘逸勢、是れを三筆といふ。

○小野道風、參議佐理、大納言行成、これを三蹟といふ、

○弘法大師、小野道風、菅家、是れを聖賢蹟といふ、

○觀世縷、文明の頃觀世阿彌、式三番の翁の烏帽子の懸緒に、紙縷をあはせて用ひしよりはじまるよし

○清和天皇貞觀二年二月十日、從五位上行大學博士春日朝臣雄繼、孝經を以て天皇に授奉る。是より後天子の御讀書始、多くは孝經を用ひ給ふよし、國史に見ゆ。

○國史に、景行天皇四十年冬十月、日本武尊東征し給ふ。蝦夷既に平らぎ、日高見國より歸り給ひ、西南の方常陸を經て甲斐國に至り、酒折宮に居給ふ時に、秉燭(ひとともし)して進食せらる。此夜、歌を以て侍者に問て曰、「にひばりつくばをすぎていくよかねつる。諸侍者答る事あたはず。時に秉燭者、御歌の末に續て歌て曰、かゝなべてよにはこゝのよひにはとをかを、即秉燭人のさとき事を譽給ひて、厚く惠み給ふと釋日本紀に、是連歌のはじめのよし見ゆ。

○いにしへは魯論五經の類、皆漢唐の註疏を用ゆ。吉野先生主の時、獨清軒健叟〔玄惠法印〕程朱の義を唱ふ。これ始なるよしある隨筆に見ゆ。兼良公の尺素往來にも見ゆ。是程朱の日本に傳はるはじめなり

○國史に安康〔允恭カ〕天皇四年、姓氏の混亂して、其實を失ふ事を憂給ひ、味橿丘に至て、各神に盟、

探湯して、其姓氏の眞僞を定めらる。是は泥土を釜底に沈め、湯をわかして釜底にある泥土を探り、或斧を燒て、其火のことくなるを、掌の上に置く事也と見ゆ。

○元明天皇和銅四年七月、伊勢、尾張、三河、駿河、伊豆、遠江、越前、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、播磨、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波、伊豫、讚岐等廿一ヶ國をして、始て綾錦を織らしむと、國史に見ゆ。

○尙齒會は、唐土會昌五年三月廿一日、白樂天履道坊にしてはじめて行ふ。我國は貞觀十九年三月十八日、大納言年名卿、小野の山莊にして行ふよし、古今著聞集に見ゆ。

○天武天皇三年三月七日、對馬國司忍海造大國もうす。銀始て當國に出たりとて則貢上す。是に依て大國に小錦下の位を授らる。こや我國に出づる始ならん、國史に見ゆ。

○元明天皇和銅元年正月十一日乙巳、武藏國秩父郡より和銅を獻るよし、國史に見ゆ。水鏡に、日本に銅ある始也と記せり。和銅といふ年號も、これによりての名也。然はあれど伊弉諾尊の時に、既に白銅鏡あり。天照太神の時に、石凝姥命、天香久山の銅を取て、鏡を鑄給ふ事見ゆれば、其始なほ久しからん。

○顯宗天皇二年、稱一斛を銀錢一文に代ふとあり。此時既に銀錢を用ひしならん。國史に見ゆ。また天武天皇十二年四月、銀錢を停止して銅錢を用ゆとあり。又其後銀錢を用ひし事、續日本紀に和銅元年正月壬寅、はじめて銀錢を行ふと、これあまねく用ひし始にや。

○後醍醐天皇重祚し給ひて、後大内裏作らるべしとて、我國にいまだ用ひざる紙錢を作るよし、太平記に見ゆ。是紙錢を用られし始ならん。

○後朱雀院の御宇長久二年、攝津國より始て紺青を獻ぜし由、扶桑略記に見ゆ。

○聖武天皇天平十九年五月詔ありて、百官諸人悉く菖蒲の鬘をかくべし。懸ざらん者は宮中に入べからずと定めらるゝ由、公事根源に見ゆ。

○江家次第に、冬至宴會は、聖武天皇神龜二年十一月己丑、天皇大極殿に出御して、冬至の賀辭を受給ふと云、謂曰冬至の宴會は桓武天皇延暦三年十一月戊戌の朔日慶賞を行ひ、田租を免さると云々。

○太平御覽五行志を引て曰、十月亥日食レ餅、令二人無一レ病、公事根源曰、延喜式に云、嚴重餅と、これらによりて見れば、いとふるき世よりの事也。又俗にけんちよといふは、嚴重餅といふをあやまりたるならんか。又玄猪とも書るも、亥の日に餅を食ものゝいふに因て名づけしにや。

○筑州崇福寺の開山南浦紹明和尚入唐の時、唐の經山寺より臺子を持來りて崇福寺にあり。其後、紫野大德寺に渡る。其後尊氏將軍の時、天龍寺の開山夢想國師の臺子に用ひて、茶の湯を始るよし、或書に見ゆ。

○右筆の能書にてはあるまじ。職原參考にも、謂二文筆傳辨之人一也と見ゆ。

○師錬禪師の考書、四十九日の累七（マヽ）忌は經文に見ゆ。百ケ日、一周忌、第三年は唐の俗禮也。外典に見ゆ。十三年、三十年、三十三年等は我國に始る。少納言信西は多子あり、其子の中に才人學生あり。少納言の死後、其子弟等十三年三十三年の追善を行ひ始しと見ゆ。

○懐紙寸法は、大臣、大納言、中納言、參議などの用ひ給ふは一尺三寸也。大高檀紙を用ゆ、殿上人四位五位六位などの用ひ給ふは一尺二寸也。但内々の御會には小高檀紙を用ゆ。諸侍などは小高檀紙を一尺五六分にして用ゆべきよし、或書に見ゆ。

○短冊寸法廣さ一寸八分、長サ一尺一寸五分也、但長サ二分三分の違はくるしからず、又或説に、廣サ一寸九分長サ二尺二寸とあり、

○和歌の六體をいふは、長歌は文字數を五七、五七 五七、五七、五七、五七とつらぬるなり。一説には常の歌を長歌といふ。短歌は文字數を五七、五七、五七、七七とつらぬる也。一説には常の歌を短歌といふ。旋頭歌は常の歌に又一句を加はゆる也。混本歌は常の歌に一句たらず。五七、五七とつらぬる也。折句

は常の歌にて、何ことの首に、文字を置也。沓冠は何ごとの上下に字を置也。

○南嶺子に云、兼好は神祇官の龜卜の家に生れ、長明は御祖大社の神家の子ならずや。出家して和歌にのみ心をかへるは、風雅の方より見れば一家の洒落、おもしろしともいふべし。其家業より見ては、先祖數世の業を見切たるやうにて、父祖への不幸いひつくすべからず。兩人とも才智群に秀し人なれば、よく〳〵わが家の業をうとむ筋なくてはこおもふに付ては、いよ〳〵いぶかし。長明はまことの僧と成しこゝろは、方丈記にてもしらるゝ也。兼好は後宇多院崩御の時、出家はしたれども、都にも住がたく伊賀へ下り、權頭橘成忠にやしなはれ、其頃、年も六十ばかりなりしが、成忠の妹中宮の少辨に密通し伊賀を追出され、其後成忠情ある人にて、又呼よせてやしなひしかども、此度は別に庵を建て置しゆゑ少辨への通路も道たへし時、

　忍ぶ山またこゝかたの道もがなふりぬるあとは人もこそしれ

と詠たり。あらましは園太暦にみえたり。其上つれづれ草風流には書たれども、文面に自慢あらはれ、我才をかさる意多し。彼の草子に頃日鎌倉の海よりかつをといふ魚を出して、人々是を食する事めづらしきやうに書たり。延喜式に、堅魚供御の部にのせ、萬葉集にかつを釣たい釣とよみしは、食品にあらずして何ぞや。かゝる事一期のうちあげてかぞへがたし。東醫寶鑑に松魚とのせたるは、其頃わたらぬ書なれば、見ずもあらんかし。予兼好に恨なし。何をもつてあしくいはんや。つれ〴〵草を僅なる書と兒女のあやまらんことをおそれて辨じぬ。本寺ともいはるゝ住僧が、還俗して神人にも成たらば、其一派の僧尊といはんや。長明、兼好を神家より見ん事、又還俗の僧を寺院の徒の見ん事、同義なるべし。

○おなじ記に、大坂に契冲といへる人ありて、和歌の學に達し、萬葉集の代匠記、古今集の餘材集、百人一首の改觀抄、和字正濫抄、源注拾遺、川社、雜記、勢語、臆斷を始、數部の書を著し、先達不撤の誤を正し、古人未發の義理を明らかにするに、舊文をしるしに取り、後學の龜鑑となす事多し。誠に千

歳の一人ならんのみ。然るに多く萬葉をもつて、主として後世の歌を論ず。夫和歌には其時代あるものにて、當時新拾遺以後の風を用らるゝがごとく、集を撰ばるゝ時、其時の人の歌すぐれたるがありても時の風にあはざれば、其集に入られず。たとへ古歌にても、當時の風にかなへば、入らるゝことゝなん。何ほどよき歌をよみ出しても、時代の風をわきまへざるは、用られざるを規させらるゝに、大古の萬葉集を準繩にして、後の歌を議するはいかん。杜預に左傳の癖あり。契沖に萬葉集の癖あり。契沖は歌學の達人といふべし。歌道の達人とはいふべからず。

荷田春滿が說に云、戀草は戀種の意にみる說非也。戀草といふものなくてはいふべからず。思ひ草といふも戀草の事なりといふ說あり。是は戀の字によりていはゞさもいはるべし。只戀草といふ物ありとしるべし。一種の草の名にはあらず。こひといふ詞は泥を云詞なれば、泥中に生る草は皆こひ草也。まこも、あやめなどの類、みなこひ草と知るべし。さればあやめもしらぬこひもする哉といふ歌にても心得べし。

○同じ人の說に云、忘草としのぶ草とは、俊賴は一草二名に心得られたりと見えたり。伊勢物語に、「こはしのぶなり。後もたのまんとよめる所にては、一草二名と見て物語も面白ければ、俊賴の說是にも見ゆる也。然れども一草にはあらざる證歌は、後撰戀の一に、女の許より忘れ草に、文をつけておこせ侍りければ、讀人しらず、「思ふとはいふものからにさもすればわするゝ草の花にやはあらぬ、返し、たいらのごといふ人の、「植て見る我はわすれてあだ人にまつと云るゝ花にぞ有ける、とある贈答を見るに、忘草に花をよめり。萱草といふ說、花にてはあたれり。忍ぶ草に花をよめる事なければ、二草と見る說に付べし。若忍ぶ草にも花さく證あらば、一草二名の說に決すべし。

○から衣の事、同じ人の說には、古今、後撰にもあまたよめり。かり衣と同じ。五音通る也。かり衣は狩の字を書ゆゑ借訓としる。去る人遊獵の服とのみ心得るは誤り也。布衣をかりぎぬといへば、から衣

も布衣と知るべし。朝服制服にあらぬは、上下通の衣也。

○同じ人の說に云、喜撰法師といふは、蟬丸が事か。喜撰といふ名のより所なし。或は撰を泉とも書る事あるによれば、喜は紀氏にて、蟬といふ名か。紀は木にて、木に屬く蟬といへるか。丸は自稱の名なれば、木蟬といふ名、喜泉と假名にて書るが、後法師となりて、宇治山に居をしめたる人なるべし。歌も數多詠ずして、喜撰歌の式を作るべきにあらず。貫之古今の序に、秋の月の曉の雲にあへるがごとくに評かけるも、我庵はの歌一首にて難ずべきにあらず。よめる歌多く聞えねばといへるは、後人の筆と見えたり。

○同じ人の說に云、かほどりはよぶこ鳥也。かほとなく鳥也。容鳥と書は借訓也。郭公の雌也。

○みとのまぐはひの事、同じ人の說に云、みとは身の本の略、また冠辭くはくむ也。はひはあひ也。又解、みはをみなの略、とはをとこの略、まくはまくらの略、はひは合也。

○同じ人の說に云、いめは夢也。古詞はいめ也後にゆめといふ。舊新の詞しらずばまどひぬべし。いまゆと音相通じていへども、義はいめ也。いは寢也、めは用也。

○招隱館漫筆に、夫樂は樂也。人心を樂しめ能く和順するもの也。故に樂は和を以て本とする故に、是を用ひて君臣上下父子兄弟を和せしめ、或は賓主の歡を盡し、睦を修し、好を結ぶ。往古は禮に必樂を用ゆるは和を導くため也。樂に必禮を用る事は、敬を存せん爲也。故に孝經に、移レ風易レ俗、莫レ善二於樂一と云て、能く人心を風化して、教導するものは樂にしくものなしと、先王の遺訓也。然るに樂に雅樂あり。淫樂あり。雅樂は先王之を制し、天地の正氣より出たる聲にて、是を聽くときは心正くして身放蕩せず。眞の中和の音也。淫樂は鄭衛桑間濮上の樂にて、人心を蕩かし、淫逸に流轉して、人心を放逸する事、是に過たるものなし。孔子も鄭衛の聲は、雅樂を亂ると宜ふを見れば、聖人も淫聲の惡弊ある事を歎かれし事也。淫樂は大に風化教導の妨となるもの也。秦臺が樂の記といふ事詳也。秦の始皇儒書を焚き、

儒者を殺してより、禮樂の道絶ぬれども、漢に及で禮樂の道復興す。三代の古に及ばずといへども、漢より以後歴代の帝王、天下に臨で必ず禮樂を作らしめ、禮あれば必樂あり。天地社稷宗廟を祭るに、樂を用ひずといふ事なし。是天下を治むるに、禮樂なくては叶はざる故也。漢より以後の樂、全き古樂にあらずといへども、郊廟朝庭に用ゆる樂なる故に、世俗の淫樂とは同日に語るべきものにあらず。日本には聖德太子、中華の樂を求めて、數多の伶人に是を習はしめて、朝廷に用ひられしより、今の世までも伶人の専門、此業を守らしめ、千餘年をへて亡び失せず、全く傳はれり。昔の歌は歌の類にて、今樣朗詠といふ物ありて、俗間の歌ひものなれども、其辭鄙俚ならず。風雅に近きもの也。朗詠は大納言公任の和漢朗詠をうたふ也。是には管絃を和する事あり。管絃は上一人より下民間まで、同じく用ゆる事也し。俗說に矢作の宿の長の女も、管絃をなしたりと云傳ふ。平重衡、囚になりて鎌倉に在し時に、千壽と云ひし妓女、慕ひて、箏を彈ぜしに、五常樂、同急皇鹿草などを奏せしとなり。其頃は是より外に、別の音樂なかりし故に、貴賤みな此雅樂を奏して心を慰めり。平清盛、白拍子を好まれたり。妓女の舞にて我國の風俗なるもの也。然ども其歌の證を觀れば、風雅の意ありて、今の世にある大頭の舞といふもの、昔の白拍子の流也。されども昔のごとくの歌曲はなしと見ゆ。北條家の末の世より、猿樂、田樂などいふものありて、古になき俗樂起れり。然れども此等の類は、其樂士のものゝする業にて、士大夫の自身に其事をなすに非ず。其世にも士大夫の人は、只雅をなして樂とせし也。新田義貞は笛を吹、足利尊氏は笙をふき、楠正成は琵琶を彈し事、皆堪能也しとかや。室町家の末より猿樂盛んになりて、朝廷の燕宴に是を用ひられし程に、自然と武家の樂となりて、海內に行はるゝ事、二百餘年に及べり。此猿樂は中華にての俳優雜劇の類也。異れる音聲は古人のいへる北鄙殺伐の聲にて、中和の聲にあらず。或は猿樂は軍中の歌舞也。因て殺伐の聲をなせりともいへり。されば淫聲のものにはあらず。今世に流行する淨瑠璃、三味線ほど淫聲なるはなし。其濫觴さだかならざれども、說經師より始れりと云。說經

は本佛菩薩の縁起を謡ひて、世人を佛道に勸め、悲哀を主として人をして流涕を催さしむ。本は鉦鼓をならして謡ひしに、今は三味線を和する事になれり。淨瑠璃は、俗說には小野氏の女の、三河國矢作の宿の長の女、淨瑠璃といひしもの丶事を、十二段の詞に作て謳ひしより始れり。この曲、世に盛に行はれ、種々の變調是より起れり。箏は本種樂の器なれども、今は一種の變調起り、筑紫等といふもの出來りて、三味線に合せ、淫卑の聲を發す。淨瑠璃は初は古人の名あるもの丶事を作りし故に、頗文雅也しに、近世 其調は賤き者の色欲に溺れ、淫亂して家を亡し、身を喪ふ事を作れり。其詞は鄙俗になり來れり。猥褻の甚敷淫聲にして、人心を流蕩せしむ。三味線の聲は淫卑の至極也。此聲纔に發すれば、聞く人の淫心を動する事、他の樂の比類にあらず。三味線の彈法極めて繁數にして、人情に協ふ事、他の樂器の及ぶ所にあらず。人心皆放蕩淫嫉の風に化せり。又中華の俳優といふは、此方の狂言師也。中華に雜劇といふは、此方の歌舞伎物眞似なり。中華にては俳優の輩にも令して、雜劇にも古の孝子忠臣の事をなさしめ、淫邪不法の事をなさしめず。これ民の風俗を敗らん事を恐る丶故也。此方の今の歌舞伎狂言は、今の俗情に協んとて今、 の世に民間にある淫亂放佚の事をなすは、皆人に淫をおしゆる媒となり、民の風俗を敗る事、是に過ぎたるはなし。皆淫樂の故也。風俗の敗る丶は國家の患なれば、淫樂の政治を害する事誠に莫大也と、春臺の悲歎せられたるは、誠に尤なる事ぞかし。西川翁云、歌舞伎は其始は女樂也。出雲の大社の巫女に、國といふ美女あり。神樂を變じて舞うたひしが、京都に上りて歌舞伎の曲をなせしより、世に繁昌して人心を蕩かし誑かして、人をそこのふ事甚し。依て當御代に女の藝を禁制ありし。其後美少男をもつて藝をなさしむ。諸人是に惑溺する事女樂に同じ。又是を禁じ給ひ、美少男の額髮を剃て、長年のごとくにせし、是を野郎と號す。元薩摩の詞也と云。夫歌舞伎の人情を動かす事甚しきに、是を助くるに淫聲を以てす。故に貴賤となく皆是に風化せられて、放蕩淫溺せしむ。然るに近世淫聲盛んに流行する事、下に一種の變詞也。今天下尤盛ん也。貴人高位の人も是に心酔して、

好で是を學び相樂めり。閨門中盛んに行はれざる所なし。皆是に風化せられて、閨門の中情弱になりて治り難し。況んや市井閭閻の中は尤なる事ぞかし。俗情に近くて人心を蕩佚する事、是に過たる事なし。上の好む所、下自ら是に風化せられ、藩中の男女共に是を悦び學んで、相ともに歡樂せり。此故に武士の風義も、悉く淫亂放佚にして禮儀正しからず。閭閻の無頼少年の風に推移りて、俳優の眞似をする事、皆彼に眩惑せられ、武も自然と其職に懈惰して、淳朴忠誠の志を失へり。此變調の詞に作りし中にも、淫亂猥褻の甚しきは、男女嫉妬をからず私に相通じて、肘嚙の誓あれども、父母親族も許容せざる故に、ともに自殺す。あるひは娼妓に惑溺して、破産斷滅の時に臨んで、進退爰にきはなり、遂に相對して自殺す。是を心中といへり。近來大岡忠相侯の愚夫愚婦を憐み悪みて、その言葉を改て相對死と號し、工夫をめぐらし、是を停止せんとすれども止ず。忠相が賢才にてさへも、停止する事能はず。況んや凡下をや。心中するものは貞操に似て大に非也。尤憐むべく悲むべき事也。然るに彼變調の詞に、此心中の事を面白く作りなし、妙言清音をもつて是を謳ひ、俳優の美男躍り舞ふ。觀る者茫然として魂を奪はれ、悲哀絶倒して涕泣をおほひ、相悦び相樂む事になれり、誠に淫聲の極とも云つべし。市井閭閻の少女は悉く是を習ふて、諸侯主の後宮に奉仕する風俗となれり。其淫詞は父母兄弟一座にて、聞に忍びざる事なれども、世の風俗となれば誰恥るものなし。歎敷事共也。故に自然と男女の性にも、荒淫好色のもの多し。彼に風化し生長するに從て、其謳ものに作られし事を羨み慕ふ心になり、遂には淫奔して相對死をなすこと、都下尤甚し。浪花は江戸に倍せりといふ。先年浪花の町奉行、其事を歎き惡みて、男女の死骸を赤裸にして、巷に曝して戮辱すれども、愈盛んなりと云へり。中華にては此等の類曾てこれなしといふ。此吾邦の俗弊也。おもふに男女情欲の凝る所に至りては、水火刀刃をも恐れず。誠に愚夫愚婦の情、憎べく憐むべく。悲しむべし。皆世教の行はれざる所也。其男女情欲の盛なるは、淫聲の盛に流行して、彼に風化せらるゝ故なり。さすがの大岡氏といへども、如何ともする事能はず。願に其淵源を

斷されば此惡弊止まじ。鄭衞桑間濮上の樂は亡國の音也と、先賢の惶れ誡められしかども、今の流行する變詞にはしかじ。是を先賢に聞しめば、破膽驚死せん事必せり。中華にては代々法律に、淫聲を作る者は死刑に處せらるゝ也。如レ此惶れ惡むべきものを、今盛に行ふは、時世に害あることゝ歎しきことなり。然れども俄に禁止あらば、此伎を以て口を糊するものども難儀ならん。漸々に禁止あらば可ならん。先歌謡を作る者に命じて、淫亂猥褻の詞をきびしく禁じて、古の忠臣孝子貞婦の事を作り、歌舞伎狂言にも人倫の道を害するやうな事をなさず。勸善懲惡を本として、淫民の妨を開くなさしめば、自然と風俗も淳朴にうつり、國家長久の基とならんと、春臺もいはれしが、さもあらんか。又云、後世の人、先王の治に傚はんとならば、禮樂を興したまふべきなり。我日本には幸に古樂傳はりてあれば、是を朝廷に用ひ、士庶の間にも行はゞ、長久の計なるべしと謂れしが、さもあるべけれども、井蛙の見をもつて是を見るに、禮は時の宜しきに從て古を考へ、損益あらば隨分と復興すべきが、樂にいたつては、樂存せりといへども行ひ難からん。如何となれば、魏の文公賢にして古を好めり。子夏を招て謂て曰、寡人古樂を聞ときはねむりを欲す、鄭衞を聞くに及びては倦む事を知らずと、子夏、これを辨ずれども聞入給はずとあれば、文公の賢にても、古樂を好まず、鄭衞を好めり。況吾邦俗においてをや。縱高位高官の人には行はるべけれども、士庶人より市井閭閻の間には、決して行はるまじ、其故は民間愚昧の匹夫匹婦、其謳詞を聞ても、何事やらん知りがたく、人情と齟齬して面白からず、迂遠のやうに思はる。たとひ天下の命令といへども、人情に背かば決して行はるまじ。風を移し俗を易る事は、人情好まざれば行はれ難きなり。猿樂は殺伐の音聲ありといへども、是は武人の諷調ならん。淫詞さへ改め作らば、淫娃の聲には増らん。風教の一助ともならん。然れば徠翁いはれしは、能といふ物は費の夥しきもの也。然れども武家の規式のやうになりたれば、外に易べき物なくては止むべきやうなし。室町家にて御座始といふ事ありて、其始は猿樂を用られたり。東山殿より始りたる事なり。東山殿より室町家も衰へたる事なれば、

衰へたる世の事を武家の法として、今の御代にても規式のやうに用ひられし事、如何有べき。又猿樂の物入莫大也。改めて樂を用んとすれば、舞樂の物入又莫大也。其上、樂に謠物絶へたるゆゑ、人情に遠きもの也。是等を考合せて愚案を廻らすに、後鳥羽院の御作に、宴曲といふ物ありて、三冊は世間にもあるもの也。長門の家中に大内家より持傳へたりとて、全部十冊餘有レ之。宴曲の譜あり。其譜の體、謠よりはふし少し長く、間々に調子付けあれば、謠物を主にして、樂を付ものにしたると見えたり。一番の長き何れも謠の曲舞ほどありといふ。春夏秋冬新賀神祇釋戀無常にて、歌の題のごとく、一番々々に名を付たるもの也。折にふれ時にとりて、其事に應じて、裝束は一統に狩衣直衣を用ひ、能の易りにして費も少く、又文(マヽ)物も調りて然るべき事のやうに思はる。是は樂を功者なる仁に被二仰付一二三年も四五年もかゝりなば、成就すべき事也と謂れしが、さも有なん。翁も舞樂の人情に遠きものと思はれ、宴曲をもつて是に易へられたり。翁も淫樂の風化するをば悲歎せられたり。如何樣にしても淫聲の盛に流行するは、禁止したきもの也。國君たる者は一國限りに、隨分禁制する事はなるものなれば、政治に志す君は、此亡國の音を樂しむまじきもの也。有(マヽ)言して大に風教の害を生ぜり。覆轍の禍先蹤遠にあらず。先賢の深く戒められたる事也。漢書禮樂志にも、雅頌は廢絶して、鄭衛盛なる事を、班固も悲歎して筆を起せり。哀帝の時貴戚の淫侈度に過て鄭衛の盛なるを憂ひ、詔を下して停止すれども、淫聲の民間に漸浸する事、日久ければ遂に止まず、陵夷して王莽に至りて壞れり。此をもつて是を觀るに、禮樂の教化は行ふ事は難き事と見えたり。世に禮樂を復興せん事を欲するものはあれども、是を行ふ聖主のなき事を憂ふ。賈誼、王舒、劉向の徒に憤を發して、歎息するも宜なる哉。況吾邦においては尤難事也。

○紳書に法霖と申せしは、吳服屋の何某と云ふ者、すぎしころ古き琴の珍らしきを取出すに、歌聲尋常ならず。近衞殿へ奉りし也。是を試給ふに常ならざれば、琴工に命じて、ほどき見給ひしに、時雨と云ふ銘有りし也。小督の局の琴を時雨といひしなれば、疑ふ所なくそれなるべしとて、賞したまふこと大

かたならず。其歌に、

語るべき友ならねども古琴を今もむかしのしらべにぞ聞

と詠じ玉ひしと也。彼呉服屋とやらんの名、猶尋ぬべし。

○半一云、十二調子の事、中華の書に見えず。如何といひしに、和角小太郎曰、某が先師適齋申せしは、調子といふ事、俗の誤れる也、調子はいかにもあれ。音律の曲譜語りたるを調といふ事也。また調子の下り上りといふ事も誤る也。調たらんに、いかでか上りも下りもすべき。上り下りは則曲譜也。調子などゝ謂はれなき事也。只十二律といふべしと、本朝にて所謂調子の名は、異朝の書には見る所なしと申きと云ひける。某云、盤渉などいふ事は、中華の書に見えたれば、中華の書になしとは云がたし。但本朝の調子の名、三韓より傳へし所にはあらずやと申ければ、尤なるよし、座中の者も申き、猶尋ぬべき事也。

○催馬樂のふし世に傳らず。それを台德院様持明院殿へ御所望ありしに、今はふしかなで傳はらずのよしを申されしに、何卒詮議して御うたひ給はれと有しに、しほりはなといふ狂言のうたひ物は、催馬樂を似せたるよしなれば、其ふしかなでに斟酌して、うたひに申よしを、子息の持明院申されしと也。

○樂人左方右方の事、辻伯耆守がいへるは、本朝の樂は推古帝の御時より始れり。古は樂人左方右方と兩都にわかれて、左方は南京に住し、右方は北京に住したり。左方は狛氏にて、右方は多氏也。其外にもなを家數多也。如ㇾ斯にて多氏相わかれて、世々其職を掌り來れるに、京都將軍の時に至りて、尊氏卿笙を好み給ひしに、多氏の人、其師たるにより、武家に昵近して後に身を起して、一萬石計も賞を給はりて武家となれり。應仁の亂に及んで、多氏悉く災に死したれば、爰において右方の樂は斷たり。後陽成帝の御時に、右方の樂の斷たるを傷み思召て、其家を起さしめんと有し時に、多氏の子孫少々世に出たれども、猶其職掌くはしからざる故に、天王寺の樂人を召て、右方へ加へ入られたり。今の右方は多

くは天王寺の樂人たる故に、樂の事にいたりては、左方とは異なる事ある也。左方は古へより今にいたつて、斷絶なき故に其傳を失ふ事なし。又左方には舞頭とて、代々辻伯耆守家のみ也。是を承りて右方は東儀、林の兩家也。其人を撰て舞頭とせる故に、年老かたむけ共、猶其職を辭する人なし。左方は年老ぬれば、舞頭は其子姪等を撰て奉らしめて、老たるは其他の職を勤る事ゆゑ、舞人皆年若き輩也。右方は中絶して、天王寺より繼ぬれば、多くは高麗樂にて笙などの入ぬるは稀なりと云。

○蘐園談餘に、道は理の名也。理に形なし。道の形は禮樂也と云へり。禮はさも有なん。音樂の禮と同じく、道の形なる事は何の故ぞや。曰、老釋は皆遁世の士也。老莊はみな無道の世に生れ、釋氏は無敎の邦に生れたり其人、生得高才なるゆゑ、世の有様を悲しみて、身を捨て世を遁れて、衆生を濟度せし人也。其道無欲を本とす。欲を制する者は心を治む。心を治むるものは理を窮め、精粗をわかちて粗迹を棄、精微を守るゆゑに、形を捨て心を澄し、情を絶て理を專らとす。凡世はみな無用の長物にて、欲を導き心の擾るの具也として、諸物を放下し、一心を堅固に守る也。儒者も其理に厚き心法を修行し、心學理學などいふ學文出來たり。是より世界理窟となる。理窟世界の見識にては、音樂は惟無用の長物とこそ思ふべけれ。いかでか世を治め、民を安ずるの具なる事を知らん。人說へば歌ふ。歌うたへば手を拍し、草木糸竹の音をもつて、人聲を助け音曲を飾ること、自然の人情也。譬へば禽鳥の春陽に感じて囀るがごとし。故に音曲は天地の和氣也。聖人既に禮を制して、人道の規矩定木を立給ふ。規矩定木あれば自然と方正嚴格の意ありて、隔心に成易し。是に於て樂を制して、天地の和氣を致し人倫を整へ、雍和の俗をはさしめ玉ふ。樂記に、樂は同を爲し禮は異を爲す。同なる時は則相親み、異なる時は則相敬ひ、樂勝時は則流す。禮勝時は則離る。情を合せ貌を飾るは、禮樂の事也といへり。惣じて先王の道は我知慧をもつて道を制して人を導くに非ず。人情の好む所に任せて、是に節文を爲して敎とし給ふ。譬へば人の弓矢を帶するは、禽獸の爪牙あるが如し。天然の用具なれば、世の始よりぞ有けん。先王是

に節文を爲して、禮義を教へ德行を養ふ事にし給へり。音曲も天性人の好む所に付て教を立給へり。樂記に云、夫樂は樂也。人情の免るゝ事能はざる所也。樂しめば必ず音聲に致し、動靜に顯る。動靜は舞の事也。檀弓に、人說ふ時は是に陶す。陶する時は則是に咏ず。咏ずる時は則是に舞ふといへり。陶は欝陶也。說を懷て未舒ざるの意也と云へり。意氣內に蓋ひて、發せんと欲するを云ふ。凡歌舞は人の喜、心の外に發する也。是則天地の和氣にして生育の意也。聖人の仁德也。故に樂記に曰、大人禮樂を擧する時は則天地昭なる事をなさんとす。天地和合し、陰陽相得て萬物を覆育す。然して後草木茂（マヽ）しく萠達すといへり。先王孝悌の德、父母の心を以て萬物を撫育し給ふは、春夏生育し、長養の德也。山林の士諸物を放下し、一心を治むるは秋冬斂蕭殺の心也。實に陰陽黑白の差也。音樂を長物也と思へるは理也。

〇同書音聲の部に、音聲は形なし。氣を以て達する故に、物を隔て聞ゆる也。故に人の皮膚に透りて、肝腎に徹し、能く人の氣を移し心を動す。故に心に怒なけれども、粗厲猛梟の音を聞けば怒心動き、心に憂なけれども、急激焦殺の音を聞けば憂思（マヽ）はす。風を移し俗を易るは、樂より善なるはなしと云へり。孔子雅頌の聲作りて民風正しく、鄭衛の音盛にして民俗淫也。故に顏淵、邦を治めん事を問はれしに、孔子樂則韶舞をせよ。鄭聲を放てとの玉へり。國を治るの大經也。又聲音の道政と通ず。治世の音は安してもつて樂み、乱世の音は怨でもつて怒るといへり。譬ば同じ風なれども、樹に觸れば颯々の聲あり。水に過ては淳々の音あるが如し。治世は政事和平なる故、其民安樂の詞を安樂の聲にて謠ふ。樂器の調子も人の聲に應じて調ふる故に、治世の音は安してもつて樂しむといへり。亂世は是に反す。故に音は人心に生ずる音也と云へり。今の謠は足利の中頃義滿將軍の時、聲明平家の聲によりて作るといへり。左もあるべし。直も武家の風俗に合ふたる調子と聞ゆ。雅樂は廢しぬ。此音曲ありて饗宴嘉會の禮を助け、君臣賓主の歡を合す。告刺の氣質にてやあるべき。淨瑠理小唄は、文祿慶長の頃より起る。昔の早歌白拍子の遺聲也といふ。箏は寬文年中、八橋撿校等の樂を變じて、十三絃を造りしより起る。三絃は元の

世に胡中より傳ふと、草木子に見えたり。本朝は寛文の頃、琉球國より傳へたりといふ。始は娼家にのみありて、妓女の色を衒る具也けり。近き頃までは士大夫の妻女は、手に執る事も恥たりしが、今はさもなし。淨瑠璃三絃具の淫聲にて有ける。鄭衛の音もいかでか、かほどまで細密にはあるべき。武器に鳥銃ありて射藝の道廢れ、弓矢の道衰へ、樂器に三絃ありて、箏琵琶棄る。古樂の道亡びて、皆夷狄の國より起りし事盛になる事、善と思はれず。勁正莊誠の音作而肅殺し、流辟滌濫の音作而民淫亂すといへり。淨瑠璃三絃は士大夫の聞べきものにあらず。古は君子無レ故琴瑟身を離さずといへり。凡音曲は欝滯を導引し、邪穢を蕩滌し、氣血を和順し、德を養ふべきもの也。心中須臾も和せず樂まざれば、鄙作の心是に入る。外貌須臾も莊ならず敬ならず。されば易慢の心是に入るといへり。昔を慕はゞ樂の箏笙篳篥、今の淫亂舞にても、唄ひ小鼓なんど時々弄ぶべき事にや。婦女には箏を彈しむべし。組にて止むべし。女德を養ふ便あるべし。

○新安手簡に、前代子細候て、本朝經國の要とも被レ存候事共編述候中に、樂考も三冊まで有レ之候へども、律呂の事に至ては詳にせず候ひき。是は某天質耳無レ之候ては、音をさとし得ずして、笙など辻故伯州何角と指南し玉はり候へども、學び得し事もなく、和琴などの事、近衛故太閤被二仰下一候へども、是亦手にとられ申さぬ事どもにて、野宮故納言には、律呂の事など申承候事も候へども、所詮意得ぬ事にて候。疑數事も候へど、傳疑のみにて事やみ候ひき。然るに此度は間目を見候に、此御方のは、整律の事數十年御心を用られ、殊更熊澤、人見などのごとき衆中と、御講究の事共と見え候得ども、中々御答に難レ及事勿論に候。其上又思召付候所と、某が年頃存寄候所とは、大成行違有レ之候樣に存候に付、たとひ愚管の萬一を申答候とも、御聽受に及まじく候。是等の事に付、此御答は元來意得候はぬ事に候とて、辭し候由被二仰答一候樣、よろしく奉レ賴候。但漢晉以來隋唐人は、宋迄の樂志と除氏樂書等により候に、周の末より雅聲は絕音に候て、漢より以來、皆々鄭衛の音のみ行はれ、晉宋南北の頃には、西北の胡音

打交り、隋唐にいたつては、雅部、胡部、俗部の樂立られ候ひき。本朝には國樂は別の事にて、後に申す所の唐樂高麗樂のごときは、はじめ百濟より來り候。かの雅部、胡部、俗部の盛行はれ候代々に、こなたの樂工海を過、留學の事に候、傳來の事と見え候。是によりて樂家の受傳候調の名にも、皆々かの胡部、俗部の調の名に候。其內壹越など申は、彼胡部の越調の中、第一の調に候故此名候。(此事、某樂考にも記し候。)角調を下無と申、鳳音調を上無と申如きは、百濟の傳か。高麗の方言か。又は本邦樂家の申習候か不レ詳候。黃涉としるし候は、黃鐘調の事を申候也。鐘の音をシキと呼候は韓音と見え候。鐘をチヨクとは、今も朝鮮の音に呼候。但福州の音にも、鐘をチヨクと呼候と承傳へ候。もしくはあなたの北音にも候やらん。盤涉調は西域の音にて、中華に譯して宮聲と申すよし、八陣氏樂書、又は通雅の書にやらん見えたる事に候。此餘あなたの書に見覺候はぬ。斷金勝絕などのごときもの候へども、あなたの胡樂の部にも、七調よりして十四調にも及び、それが中に十二六十七十七などかぞへて調に候。こなたにも六調八調十二調など申事に候。然ば某など見覺候はぬ名ごもの、彼十二六十七十七八十四等の調の中に出候へども、それらの名悉くしるし候物無レ之候へば、見習候はぬ事にも可レ有レ之候。只いづれにも本邦樂家、必受來り候所可レ有レ之候へば、あらぬ事とは難レ申候。畢竟律と調とは似たる樣の事にて、同じからぬ物に候。律は中土にても申沙汰し候事に有。調は胡部、夷部に出候事に候。遂に俗部となり、其調をもつて彼律を合せ候て、其似たるを排當して、大呂は樂家の斷金と心覺候樣の事と見え候。然るに彼律の事にて、代々論辨有レ之事に候。兎角千載未決の事に候。雅樂起候はぬ事と見え候へども、せめて樂家の傳來の調を、取失はぬ樣に候はゞ、當時の幸たるべく候へども、既に統秋などの頃よりして、六調の事は世に知る人なき樣に見え候歟。今の調をもつて舜律に引合候半には、いやしきたとへながら、杓子を定規にし候かと、申ものに似て候べきやうに某は存候。されど右に申ごとく、某は一向不知案內の事に候。熊澤のごとき先達の衆、今の樂をもつて雅樂とめされ候半を、吻を容べからざる事に

も不レ及候。琵琶の事も隋唐の所謂雅樂には不二用候一物に候。こなたには唐樂古新の制ごもに用ひられ候ひしは、是又こなたに傳候を、彼胡部、夷部、俗部のみの明證にて候半歟。其器制も二絃、四絃、五絃、六絃、七絃、八絃さま〴〵に候。こなたに候は四絃と五絃とを被レ用候へど、その五絃は唐の小琵琶と申物にて、後には見え渡らず候へども、今に東大寺寳庫には、其物は現存し候にや。四絃は秦漢子とか申物と承り候。右六種の中、女媧氏の制に出候半やらん。女媧笙などゝ申事も候へば、其餘樂器の制必あるまじきとも難レ申候へども、神樂催馬樂など申ごときは、本朝より始り候事と違ひ、あなたより出來し候物は、あなたにてはたしかに申傳候はぬ事を、こなたにて申事共證とはなしがたく、某僻見にも候やらんと存じなされ候。龜に象り候との御事、尤籌鬪手事に奉レ存候。是も今は秦漢子の事に御座候。すべて是等は尊兄まで筆の序にしるし懸二御目一候て、御評をうけ、疑をはらし申度申上候。御問目を被レ下御方へは、但先に申上候ごとく、御答申候由に候。煩言に及ばぬやうに奉レ憑候也。

○同書附錄、小池源太左衛門書に、遊藝も又一益有レ之候事、相當り申候事御座候、先年史館に樂の調子を合せ申候。イッチクと申物、三次郎持來り、皆々へ見せ申候。私申候は、律竹と可レ申物にて候。イッチクとは如何書申候やと申候へば、文字は不レ知。兎角律竹とは不レ申、イッチクと申候と云々。竹陣へも噺仕候へば、いや〳〵律竹にて可レ有レ之候。樂人文盲訛傳と申され候。其後中根元圭へ風與出會尋候へば、一竹と書申候由。先是にて大抵知れ候へども、三管にて調子合申候器御座候。それをば三竹と申候。三に對し候一竹にて御座候と申聞候。又尋申候は、吹竹と申事如何吹申候哉。鳴す事よと申候へば、鳴すにては無レ之吹申候。律竹（ずちく）を吹見候やと申候故、いまだと申候。いつそ吹見被レ申候へと申候ゆゑ、才覺可レ致と申候へば、手前に所持の由にて見せ申候。一竹に合せ十二律を吹見せ申候。奇妙なる物にて我を折申候。調子の事を何ぞ知り候や。鼓太鼓は打物故調子無レ之候。笛はと申候故、笛も不レ知と申候へば、夫にては御合點うとく可レ有レ之と申候故、水戸にて三絃を鳴らし見候事有レ之、あの調子は俗樂な

れば、用に立間敷と申候へば、扨々不思議に御存珍重、琴三味線の音にて候ものを、自然に十二調子を揃て居申候。拙者ならし申候一竹を、一の絃に被レ成候て、二の調子を〔不書此次闕文カ。〕候へと申候故、律を段々吹、これ二也。是は三也。是は二上りの二也。是三下り也と申候へば、成程調子それなりとて、少々口傳申候。能の神樂は〔此所闕文歟。〕など申候書付候て差置申候。私申候は、一上り一下りと申事も可レ有レ之事なれども、未レ聞候。如何と申候へば、喜候て申候は、一下りの調子の音曲を彈て見候へとて、銀座のよほど克三絃引の者へ、先年申候て引かせ申候。兎角に妙音出申さず候。然處近年、何某と申す座頭、一下りの手を引出し、殊の外おもしろきよし、頃日も承候。三右衛門申聞候は、元圭自製い律も見せ申候。吹見候に有來の律よりは少しカリ(マヽ)申候かと覺申候、鷲尾殿へ先年申入、是非とも日本の律學を取立可レ申と存候て、辻伯耆守とやらんも、とかく精出し申候所、鷲尾殿早世故、乍レ憚知音を失ひ候故、其後は打捨申候。江戸へ參候ても、誰にても何事も不レ申、吹律の文字御尋候故段段御噺申候、三絃を御存無レ之候へば、中々それほどにも合點行ものにて無レ之候、名譽など申候て、彦次郎殿被レ申候は、鷲尾殿伯耆と大ひに取合ひ、鷲尾殿にも律には我を折申され候。伯耆も避易して、此律取立申筈になり、既に縉紳の中の沙汰に及候と、或人の噺にて候との事ゆゑ、其後又逢申候に付、其段聞候て、其取合せ聞度候と申候得ば、左候はゞと申て一々申聞候。とくとは合點不レ參候へども、尤なる事どもにて御座候。これは萬葉の僻案とは違ひ、僻律にても有レ之間敷と、今以信仰にて罷在候。二三年中下り候はゞ、又何ぞ少々習可レ申候。竹暉在世にて候はゞ、嘸々喜びにて可レ有二御座一と、其節も感慨仕候

○鹽尻に、音樂に大食調あり。群書要類に、黄鐘は大石調、石の音常識切倉なり。石食音同じ。黄鐘の調子也。伶倫家タイシツの調と讀む

○唐太宗貞觀元年春正月宴。群臣奏二秦王破陣樂一云々。綱目、

謹で按るに、破陣樂といへるは、太宗秦王たりし時、□□の夷を破り給ひしに、軍中此曲を作りしとぞ。舞人百二十八人に定めて、武の舞也けり。後あらため神功破陣樂と名づく。貞覺七年又更めと六舞也。是を我朝に傳へて、代々奏せし。一越調の皇帝破軍樂是也。大曲志に、其傳絶けるにや。今道調の散手破軍樂とは一人の舞也けり。我源誠公、朝廷の樂官を請ぜしめ、樂人をして數曲を習はしめ玉ふ。公覺じて後、散手破軍樂譜なんと來りし物の音も、今は國に傳はる御かたみとなり侍る。先公興絶の御志をしるし、禮樂を修復をして思召けるに、ゆくりなく世を早ふせさせ給ふ事、いとも本意なき事ども也。

○箏の十三絃に、十の外トイキンといふ事は、斗爲巾と書べし。箏譜にたとへば、本朝の格所謂新羅琴十二絃也。其絃の名、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸天地こあり。天地は箏の斗爲巾也。

○樂の太鼓、左方は三ツ頭の左巴、右方は二つ頭の右巴、是雲右雷左は右文字也。帷幕の紋、木大太鼓の紋をとれり。又雷虎は獸の形を畫く。雷虎は獸の名にして雷神の象也。曇尊の紋、雷紋、俗にいなづまといふ。樂雷の字、雲紋、俗にうづまきといふ。

○朝廷の樂官十七家、春日伶人十七家、天王寺樂人十七家、初は官府の俸也。春日神領天王寺の寺祿をもつて、其祿に賜りしが、近年和州神南村、〔以下闕文。〕

壹越調　賀殿破、同急、颯踏、入破、北庭樂、菩薩、鳥破、同急、承和樂、十天樂、河水樂、安樂鹽、溢河鳥、新羅陵王、回盃樂、蘭陵王、胡飲酒、酒胡子、武德樂、

平調　萬歳樂、三臺急、慶雲樂、泔州、五常樂序破、同急、老君子、小郎子、裹頭樂、林歌、夜半樂、越天樂、想夫戀、陪臚、皇鹿草急、勇勝急、春陽柳、王昭君、扶南、鷄德、

雙調　春庭樂、柳花苑、颯踏、入破、賀殿急、新羅陵王、胡飲酒、鳥急、酒胡子、陵王、武德樂、

黄鐘調　喜春樂序、同破、桃李華、案城樂、河南浦、央宮樂、平蠻樂、海青樂、拾翠樂、鳥急、青海波、越殿樂、千秋樂、

盤渉調　採桑老、白桂、竹林樂、越殿樂、鳥向樂、青海波、千秋樂、輪臺、蘇合急、宗明樂、
大食調　太平樂破、同急、散王序、同破、朝胡子、打毬樂、仙遊霞、撥頭、庶人三全臺、還城樂、傾盃樂急、蘇芳菲、長慶子、輪鼓褌脫、
已上八十八、
右者三方之月次、以㆓毎月十七日㆒式日と定、一方より七人宛出座、勵㆓稽古㆒者也但是寛文五巳年新知二千石。於㆓大和平群郡㆒樂所之輩五十四人拜㆓領之㆒。仍自㆓其以下㆒月次治定畢。

壹越調　賀殿破、同急、鳥破急、承和樂、回盃樂、十天樂、菩薩破、春鶯囀、颯踏、同入破、北庭樂、蘭陵王破、新羅陵王、胡飮酒破、酒胡子、武德樂、一團嬌、酒清司、
平調　萬歲樂、裹頭樂、慶雲樂、五常樂、同急、想夫戀、甘州、春陽柳、夜半樂、林歌、三臺急、皇麞急、扶南、勇勝急、鷄德、小郎子、王昭君、老君子、越天樂、陪臚、
雙調　春庭樂、柳花苑、賀殿破、同急、鳥破、同急。回盃樂、颯踏、入破、北庭樂、蘭陵王、新羅陵王、胡飮酒、酒胡子、武德樂、
黃鐘調　喜春樂破、桃李花、央宮樂、海青樂、蘇合急、青海波、平蠻樂、鳥急、越天樂、拾翠樂、西王樂破、千秋樂、
盤渉調　宗明樂、蘇合急、輪臺、青海波、白桂、劍氣褌脫、越天樂、蘇莫者、竹林樂、千歲樂、
大食調　朝胡子、合歡鹽、打毬樂、傾盃樂急、輪鼓褌脫、還城樂、仙遊霞、庶人三臺、拔頭、蘇芳菲、長慶子、
右寛正四年壬子年勅定、八十六回御目錄被㆓仰渡㆒候留也。
〇玉かつまに、體源抄といふ樂の事をこまかにしるしたる書に、羅陵王といふ、亂序一帖へ、此内に有㆓介別名㆒。いけ搔返手、蜻蛉返り、手甬、走手、卷、小膝卷、云々と見えたり。陵王の舞の手の名前也。此中

に甬走とある手に假字附なきは、甬は踊にて、おどりはしる手か。尋ぬべし。
○長瀬眞幸がいはく、催馬樂といふ名は、其初についでたる吾駒の歌によれるもの也其歌は、伊天安加己木波也久由支己世萬川知也末安波禮萬川知也末波禮末川知也萬末川良无比止乎由支天波也安波禮由支天波也見无これ也。同歌は、萬葉集十二に、乞吾駒早去欲亦打山將待妹乎去而速見牟とある歌なり。はじめの二句、馬を催す詞なるをもて、催馬樂とは名付たり。樂は唐の樂曲といふものゝ、某樂々といふによりて添たるに、やがて其字音をとりて良とよぶ也。さて此吾駒の歌を初とする故に、其名をもろ〳〵の曲の惣名とせる也といへる、此說よろし、體源抄には、狛の朝葛が新作の續教訓抄に云、催馬樂といふ樂あり。それより事おこり。此樂の唱歌に、駒をもよほすといふ事の有けるを、やがて歌になして、國々よりうたひ出したり。我駒といふ催馬樂是也といへれど、是はかの歌、もと萬葉の歌なる事を知らずして、唐樂の唱歌より出たりと誤傳へたるも僻言、又國々よりうたひ出たりといへるもひがごと也。又或說に、催馬樂といふは、いにしへ諸國より御貢物を納むる時、民の口すさびにてうたひたる歌にて、御貢物を負する馬を、かりもよほす意也といへるは、催馬といふ名につきて、造りたるつたなき說也。又縣居の大人は、さいはりをさいばらといひなせる也とて、やがて催馬樂をさいはりとかゝれたれども、これも誤なり。さいはらといふは、もとさいはりに衣はそめむ云々といふ歌の一曲の名なるを、十六曲の惣名として、大前張小前張と云れたる、皆神樂歌の方につきたる物にて、催馬樂とはもとより別物なるをや。さてついでにいはむ。さいはりを前張と書は、借字にて榛なり。扨又或說に、催馬樂といふは、もと唐樂の名也。和名抄音樂の部曲調類雙調の條に、柳花苑、春庭樂、催馬樂、狹鰭河、知風樂などならべあけたり。皆唐樂也といへるもひがごと也。これは吾駒の歌など、雙調に奏する故に、雙調の曲の中へまじへ擧たるにこそあれ。唐樂に催馬樂といふある事なし。さる故に其催馬樂と擧たる分註に我駒の曲是也とあり。又其次なる狹鰭河も、催馬樂の中の澤田川の曲也。すなはち分註に、澤田川

の出是也とあり。唐樂に狹鰭川といふ名あるべきかは、又春庭樂、和風樂なども、皇朝にて作れる曲にて、唐樂にあらざるをや。扨ついでにいはん。催馬樂といふ名は、三代實錄三の卷にはじめて見えたり。四方の硯に、催馬樂は延喜の時に、諸國より貢を納めし馬子謠也と、一條禪閤の說なれど、源順が和名抄に旣に出たる事なれば、馬子うたといふは誤なるべし。さいばらの字、此文句の首に出るより、催馬樂とは名づけたるなるべし。

〇念佛丸といふ笙は、後白川法皇の頃、竹生島に寄附ありしを、いつの頃よりか洛北の紫築こいふ所の、淨德寺といへる寺に珍藏しぬ。伶官なども見まく思へども、見ることならざりしかば、今は皇宮の重器とはなりぬ念佛丸の名は神事にさはりあれば、鳳凰丸とあらためらるゝといふ。此頃ひそかに拜覽することあり。實に六百年餘も經たる物なれば、其ふるびたる事いはん方なし。外に蘭菊といへる笙あり。其名、其模樣によりて名付たるものならん。

〇仙臺邸は中長者町新町の西にあり。一とせ留守官阿部某、常に笙を好て吹。予語りて曰、戌亥にありて黃鐘調のきこゆる事ありと、予耳に音律を解せず。祖芳老禪曰、妙心寺の鐘は黃鐘調にて、兼好が徒然草に、仁和寺の法金剛院の鐘は、黃鐘調也といふは是也。阿部氏の予に語りしは此鐘也。一とせ備前の浦上氏、佐野氏と此鐘樓にのぼりてこゝろむ。浦上氏音律を解す。此鐘黃鐘調也といふ。其後阿部氏、仙臺へ歸りて、京師にあらざれば語るにたづきなし。

〇浪花四天王寺の鐘は、黃鐘調也と兼好が書に見ゆ。予相識の橘の惠風、律呂の學を好み、浪花に下りて天王寺の鐘をこゝろみならせしに、黃鐘調也にあらざればいぶかしく思ひ、伶人某の家に行て古老に尋ければ、古の鐘は失せて、今の鐘は後に鑄しものと答ふ。土州の谷某といへるもの、律呂にくはしく、天王寺の鐘は眞の黃鐘調也といふ、舊説佐野山陰云、今の鐘は兼好の時代に用ひし鐘にあらず。近代あらたに鑄しものゝ姓名迄もしるしぬと、惠風の疑ひさる事也といふ。〔眞の鐘は神官の家に秘藏すと云。〕

○心越禪師は漢の關雲長の苗裔也。朱明の末に本邦に歸化して水戸侯の招に應じけるが、侯、その名將の胤を殘さん事をはかりて、多くみめよき女を近づけさせ給へども、心越かたく佛戒をまもりてしたがはず。其後、東都深川にかり住居せり。心越、律呂に通じ、荻生茂卿が家に舶來の琴あるよしを聞、心越便りを求めて茂卿にたいめんしぬ、茂卿豪邁の人にて、心越をよのつねの僧のごとくあしらひぬ。心越これをものゝ數ともせず。琴をかりて門を出ぬ。茂卿跡より人をはしらせて云樣、禪師、舶來の琴を我にかるものは、製せんがためか。碎てよくその斧痕を見られよといひ遣しければ、心越こたへて、既に我かりぬるうへはもとより主のゆるしをまたずして、かくはからはんと思ふ也といひき。茂卿はじめて其凡庸ならぬを感じぬ。茂卿の心越師とちなみし事、徂徠集には見えず。鈴木修臨慶物語也。

○孝經外傳或問に、問、箏、琵琶、笙、笛を極樂の二十五菩薩の管とする事は、天竺の傳ならずや。禮樂不ㇾ傳といふべからず。答て曰、極樂國も二十五菩薩もなきもの也。悟道の心の苦なき至極をいはんとて、かりに極樂をいひ、二十五の菩薩をまうけいだせるものなれば、箏、琵琶、笙、笛をかりていへる也。釋迦の方便にせられしは、天竺にある樂器なるべし。琉球の樂器朝鮮の樂器も、皆其風にてかわれり。中國の樂器を用るは日本のみ也。右の事どもは此書無用の事のやうなれども、孝治をなすべき堯舜の道の行はるべき端となる事をいはん爲也。昔はみちの國の奧、筑紫のはてまでも、官位ある人は云に及ばず。士たる者は妻子までも、彈得たる琵琶箏の事なれども、戰國より此かた次第に衰へ、雅樂うとくなりしなり、されば淫聲おこりぬ。百年このかた、もはや公家衆ならでは知り給はぬやうに成たり。近年は公家衆にも家といふ事出來て、其家より外の公家衆は、學ぶ事のならぬやうに成たり。

○後陽成院より小倉公根へ、直に琵琶を返させたまひ、四辻大納言光繼卿より、舍弟藪大納言嗣良卿へ箏を傳へられて、其上に後水尾院より箏をゆるさせ給ひ、仙洞より藪氏へ箏御ゆるしの勅書を所持のよし、傳聞たるゆゑに如ㇾ此記するもの也、此二人は四辻より障りをなし得ず。其子たちよりは、もはや障

りてひかせず。四辻大納言公理卿、樂所に奉行せられしより、此ふせぎ出來たり。其子中納言秀賢卿、跡をつぎて程なく死去ありて、其弟、跡に立たれども、それさへ早世にて、幼少の人、跡に立て不案内也。箏にふりといふ事ありて、書にも記す事あたはず、口傳にもならず、只能く人の所作を見て知り、聞て知るもの也。今の藪嗣音卿の父、亞相のすがたのふり目にふれ、爪音のみにとまりてあはすらん。幼少より器用にもみえたり。今は四十餘にもあらん。此人、おはするうちにおこさばおこさるべし。取出す事もならぬ勢に、屈しおはする事は歎しき事也。兎角頓て絶ゐ成べし。王代の昔、國の爲に英才をすぐりて、遠き唐國へ遣し、經傳禮樂を習はせ給へり。數年居て命をかけて習來り、日本の風俗となし、唐土よりも君子國といはれし也。經傳禮式は書によりておこすもの也。只樂ばかりは書にもとゞめられざる事あり。絶て後は聖人神明の智ならでは、賢人の力にも及がたし。琴のふり絶て琴と書とはあれども、再興ならざるにて知るべし。賢者おこり給ひ、孝をもつて天下を治め給ふべき。左右の手は禮樂なるに、今至極のやう〳〵たえかゝりたるは口惜き事也。あまねくひろく國の風俗と成べき樂を、家を立てかく亡すものは、先王の罪人也。問、長崎へ來る唐人に、琴の音を習ひたるとてひく人あり。絶たるとはいかん。曰、今夷中にて樂の琴知たりとて、ひく人あるがごとし。予も昔樂不レ知時に習たく思ひし也。越天樂のみじかき樂を、喚頭さへしらで、筑紫箏のふきの歌にあはせ(マヽ)彈たり。拍子の合たる計にて、音律の合たるにあらず。筑紫箏のしらべは、大體は平調にて、商羽せめてのたるもの也。しからざれば淫聲のなへたるふしにはあわず。樂の平調は五聲正しく、めりかりなく合たるもの也。それにては淫聲のらざるゆゑに、ふきの歌をなへたるふしならで、すなほにうたひてひくなり。喚頭さへひかれねば、管絃の樂に合事なし。大聖の容貌は温にして嚴し。威ありて猛からず。恭して安し。學者習て漸く是をうたひてひきたり。是より江西にて唱歌作れり。後には末學者など作りて多く成たり。皆樂を知らざれば、是を樂とおもひし故也。筑紫箏の調にてもうたひたり。合たるも不レ合も知らざりし也。今琴の手にてひ

くも此類也。管絃の樂とは各別也。いにしへの琴のしらべにもあらず。いにしへの琴は、琵琶、箏、笛等の物に合せて、大に樂みたるもの也。古樂は唐土にてはとく絶たり。音律達者たりし故、代々に作りかへて、本をば作り失ひたりといへり。日本は音律不達者なるゆゑに、習ひたる儘にて不失。今中華に明王出玉はゞ、日本に來て古學を學ばるべきに、かくあやふしくなりたるは是非なき勢也。堯舜の御代に往む心もちする道德の樂のおもかげは、樂の遊の中にあり。此意味は學ばざればしれざる事也。樂は學びても理學なければ不レ通。くわしき理は雅樂の解に見えたり。夫八音の中にては糸は君也。糸の中にて琴又大君のごとし。他の樂器にひゞきわたりて、つかさどる聲也といへり。或樂の書に、琴をひくを聞たる人の云は、あかり障子の内に、蛇をこめたるは聲のごとしといへり。源氏物語などにしるしたるは各別也。琴ばかりは京にて見たり。たけみじかく幅せばし。箏、和琴、琵琶よりも小ぶり也。樂の琵琶はたけこそみじかけれ。幅はひろく大ぶり也。然れども箏、和琴よりはちいさきゆゑ、聲つかさどりて大なり。琴は琵琶よりもちいさければ、聲淸て高かるべし。惣じていづれもちいさきほど音たかき理也。人も幼少の子程聲高し。十二律のみじかきほど、次第に音高し。箏の十三絃も細き程高し。平調なれば二七尾ともに、平聲にて同なれども、二よりも七は高く、七よりも尾は高し。琴は位の中にて小ぶりなれば、第一聲高がるべし。いづれよりもおとりて、微音には有べからず、今の琴の形にては、順の調子どもあるべからず。故に至極乙におとして調するゆゑに微音也。昔舜の作り玉ひし琴は、桐の白木にて其儘作り給ひたるものなるべし。今の琴は木の色も見えぬ程漆を塗たり。少もいろどり飾りては音に害あり。箏の□□の礒に中かざりしてさへ音に害あり。況や漆塗るべき理なき事也。琴の道絶たる故に、琴の器も後世はなからん事を憂ひ、神聖のおこり給はんまで、形ばかりも殘さんとて、かたく漆塗りて神社などにこめたるを、其心を知らで手本とし、作りたるものならんか。中夏にては近代の賢者さへ、樂の絶たる事を歎かれしに、今長崎へ來る者の知るべきやうなし。然れども予は末今の琴の手を學ばざれば、

いにしへの面かげの殘りたるやも知らず。只樂書に記したると、道理とをもつてかくいふ也。それにはわからぬものを、それといふはその道の害也。今の箏も後々にはふり絶て、箏にもあらぬ琴を傳ん事を歎くことなり。昔は朗詠百餘首をうたひたるふしばかりを失て、今は短き詩たゞ四ツ殘れり。朗詠の詩の如く、越天樂を樂と思ふがごとく、琴の手の殘りたるを、昔にあらぬ音に調べて、琴知たりといふものか。今の箏もふしたえたりとも、拍子ばかりは合て、かずかずひく人有べし。箏の手なりと教傳へたれど、眞の音は出ざるべければ、人の善心を養ひ、道德の樂を助くる事あるべからず。忠ある人も感ずる人なければ、終には亡ぶるならん。今仙洞御在位の初めつかた、樂は遊しゝかども、次第にすさませ給ひしは、いにしへの御遊のふりは、傳奉る人もなし。樂しらぬ樂所、奉行御師範たり。其身家の我慢をつきて人の善をとらず。能き人の所作はみたる事もなく、拍子を合せたるばかりなれば、何の風情も意味もなき事なり。御感心可レ有樣なし。たま〳〵いにしへの風を知たる數亞相あれども、出さず。樂は神異の器にて、其人がら爪音にあらはるゝ也。前の數亞相は公家らしき人也しかば、爪音氣高く餘情ありき。我慢の人などいかで神器にたゆべきや。我死後に公方に御志出來たまふか。つぎの公方再興おはしまさんかと、國の爲に記し置也。素餐せる恩に報ずるのみ、

山田安榮
伊藤千可良　校訂
岩橋小彌太

卯花園漫錄終

雅遊漫録

針道要統

雅遊漫錄序

余少年時客於京師。偶遊西山之泉谷。泉谷古跡也。有隱一人。自號脩然翁。野衲草居。采於山。釣於水。大有道人之風。而翁本同鄉人。以多病之故。不欲與世交。慕水土之美。來寓京城。擇幽閑之地。捿止焉。人以翁爲好茶理之人。問之則曰。予也辟人之惰民。倦送迎。離禮義。欲從心所適也。茶則山人之物。茶理則吾不知焉。人或問其所樂。則曰。昔人有言。鼠不擇硯。盜不竊書。明窓淨几。人工所易。清泉白石。竹音松聲。不迎而來。不送而去。天工所不惜。山人亦有此樂而已矣。又問其所病。則曰。山人市人之睚眦。佚樂世道之枘鑿。不疾者安能可得而辟乎。泉石入膏。烟霞入肓。終身之痼也。抑亦辭矣乎。數年之後。歸棲浪華。居金城之北。網島之曲。則羨水之美。扁於居曰靑灣。依地景取號四川。朝誦黃庭。暮歌梁父。逍遙閒步。與時移矣。探梅分綠。步月踏雪。莫適非山人之樂矣。人皆以爲異人在於此。因叩其扉數來者。翁曰。是無他。有欲窺山人之居如何耳。世人之好異也或其然。今也與其爲辟人之隱也。豈若爲辟世之隱哉。心隱則無形不隱。山人者與不山人者之形何以異。辟世於朝廷。古猶有焉。市中非亦可以辟乎。遂以茶香之技。遊於豪貴。佩劍輕裘。翩々舞走於此時也。夫誰得知舊時泉谷隱人。網島閑人。則是此人也。市中果非可辟乎。其好學諸子百家無不窺。本邦好事家所傳。悉收其秘。嘗著茶香之書。翁在日已行世。晩年有此稿。遺於書肆。今此乞校。余於翁可稱舊識。然若翁之所爲。余何能得知。若夫以訂證魯魚。固余分哉也乎。因取其稿。百

復行齣盡其所レ寡盡矣。女房衒器。臥遊之友也。高人所レ佐旅裝行囊。遊賞之引也。可ニ以方啓一行。碎錦斷綴不レ負面果ニ。維圖綵說。多助。馨識ニ聲發ニ於竹一。音託ニ於絲一。於レ是乎始可レ知ニ山水清音一結線之技。繫ニ流蘇一結ニ同心一。巧樣百出。不レ知ニ其所一レ自。殆有下如ニ甄后蛇結之妙一者上乎。投壺何有。有レ賓有レ主。君子樂之。凡百所レ用。擇ニ取質朴一漸近ニ自然一。誠有ニ山人者一。題曰ニ雅遊漫錄一。書俾ニ人雅遊一乎。人俾ニ書雅遊一乎。以ニ山人所一鑄。求ニ山人所一題。雅遊則有ニ其中一矣。

寶暦乙亥初冬

大江都庭鐘撰

雅遊漫録目録

巻之一

巻之二

巻之三

卷之七

雅遊漫録卷之一

浪華　大枝流芳　著

器物總論

小窗清紀曰。清事不レ可レ著レ跡。若下衣冠必求二奇古一。器用必求二精良一。飲食必求中異巧上。此乃清中之濁。吾以爲二清事之一蠹一。

人のもてる調度にても、其人の心はしるゝものなり。俗にして雅ならざるものは、見るもうるさし、しかりとてをこりを極め、金銀をちりはめたる、美盡し善つくせし器を用ひよとにはあらず。只雅素にして奇異ならざらんこそよけれ。吾國朝庭の器物は、其形古雅にして、必ず新しく質素薄朴なるものを用ひ給ふ。よろづのことかくこそあらまほしけれ。墨筆硯の類も異形なるは常に用るに便あしゝ。すべての其形のいなげなるは必用るにあしく。物は其用を本とす。いづれのものにても、用るに便あしからんものは棄物なり。しかれども、雅玩の類は俗ならんもあしかるべし。

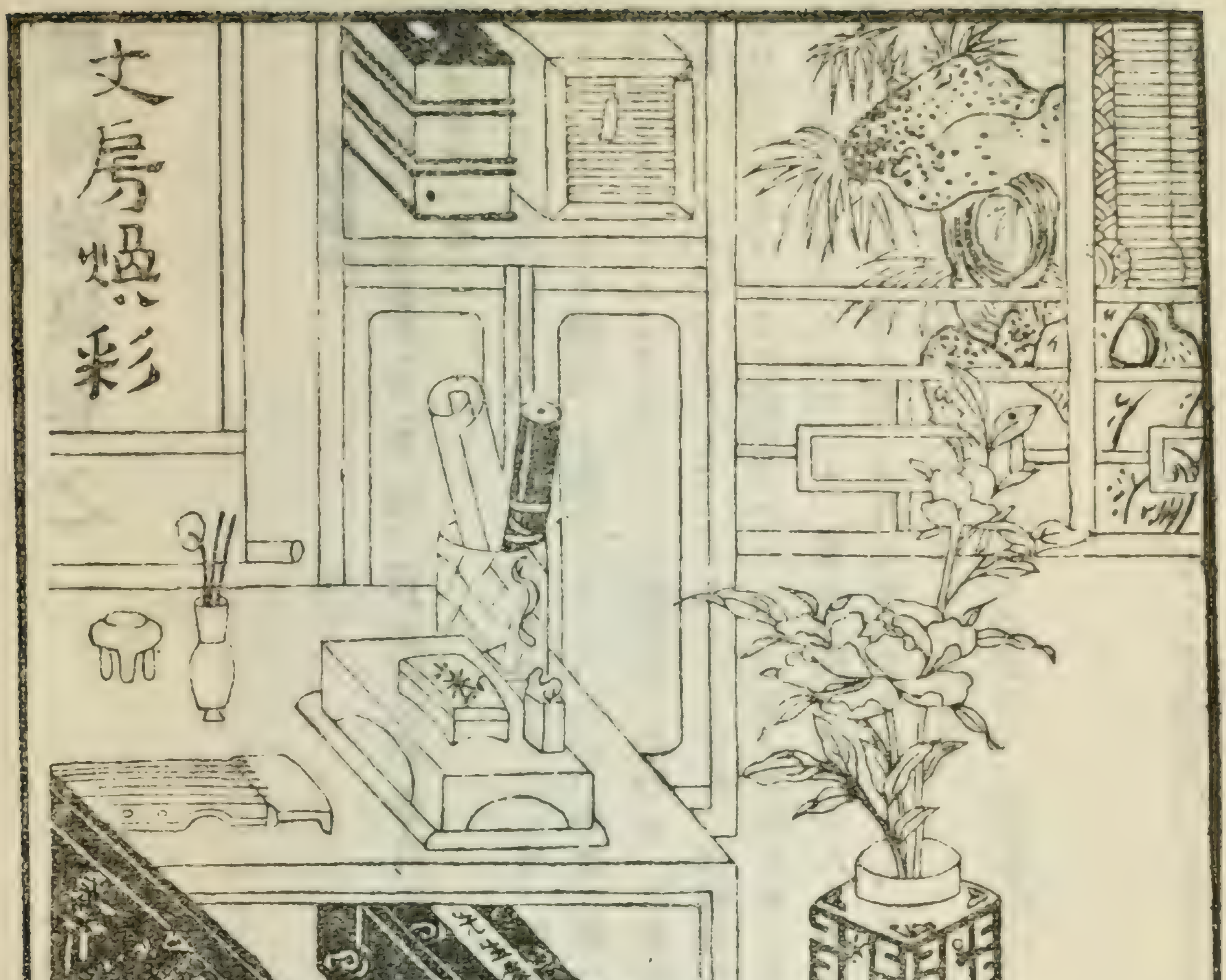
飲食の器は新きを尊とす。本邦近來の茶人のごとく、古くけがれたる器を飲食の事に用るは甚うるさし心あらん人、道知人のいたすべき事にあらず。

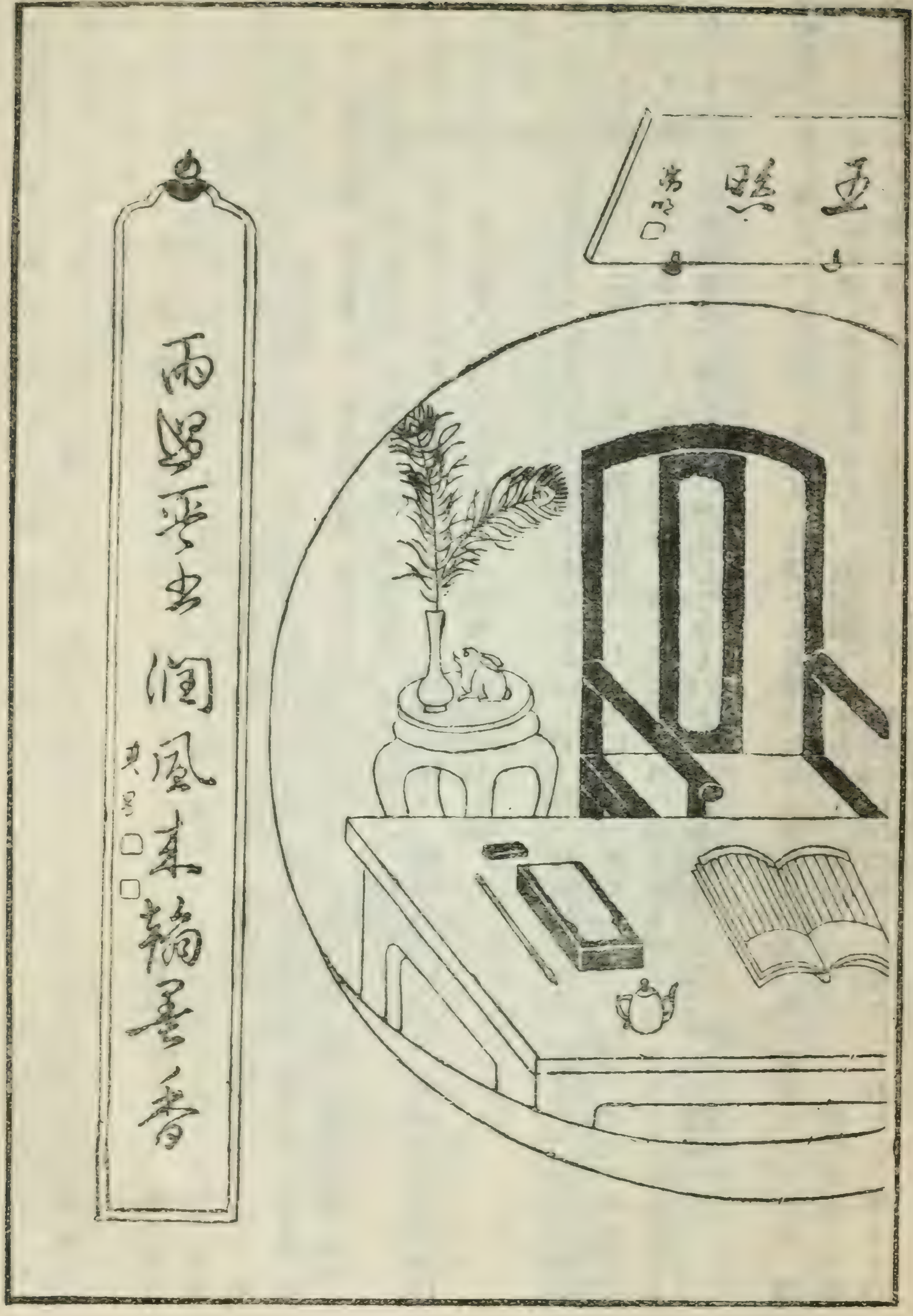
功名美器造物惜レ之。不レ與二人全一。人固欲レ之。天必奪レ之。

湛堂記聞

　　書

丁度之祖頭盡二其家貲一以置レ書。至二八千卷一。且曰。吾聚レ書多矣。必有下好レ學者爲中吾子孫上度力學有レ守。


文房煥彩


風來翰墨香

登二服勤學科一仕至二參政一。曾子固。平生嗜レ書。家藏至二六萬餘卷一。手自讎對白首不レ倦。此儲レ書遺二其子孫一者也。孟子。有二賢父兄之言一。惟以レ書教二子弟一者。而後爲レ賢。昔人有二佳子弟之目一。惟從二父兄之教一而知レ書者。而後爲レ佳。〔養老新書〕

聖人の教と云とも、書の遺し傳ふべき事なき時は、後世何にかよらん。文は貫道の器にして、書の尊むべき事かくのごとし。賢人君子に至り、人の迷をとくも、みな書の德なり。くだ〳〵しく解するに不レ及五雜組曰。好レ書之人有二三病一。其一浮二慕時名一。徒爲二架上觀美一。牙籤錦軸。裝潢衒曜。驪牝之外。一切不レ知謂二之無レ書可也。其一廣收遠括。畢盡二心力一。但圖二多蓄一。不レ事二討論一。徒浣二灰塵一。半束二高閣一。謂二之書肆一可也。其一博學多識。矻矻窮レ年。而慧眼短淺。難二以自運一。記誦如レ流。寸觚莫レ展。視二之肉食面墻一。誠有レ間矣。其於レ沒レ世無レ聞均也。夫知而能好。好而能運。古人猶難レ之。况今日乎。

凡世俗書は何の爲に讀と云事をしらず。只に多を貪て博學を好み、精神をつひやし、身命をそこなふに至る。愚なる事、書不讀人に同じ。志あらん人は唯道を知る爲に讀べし。

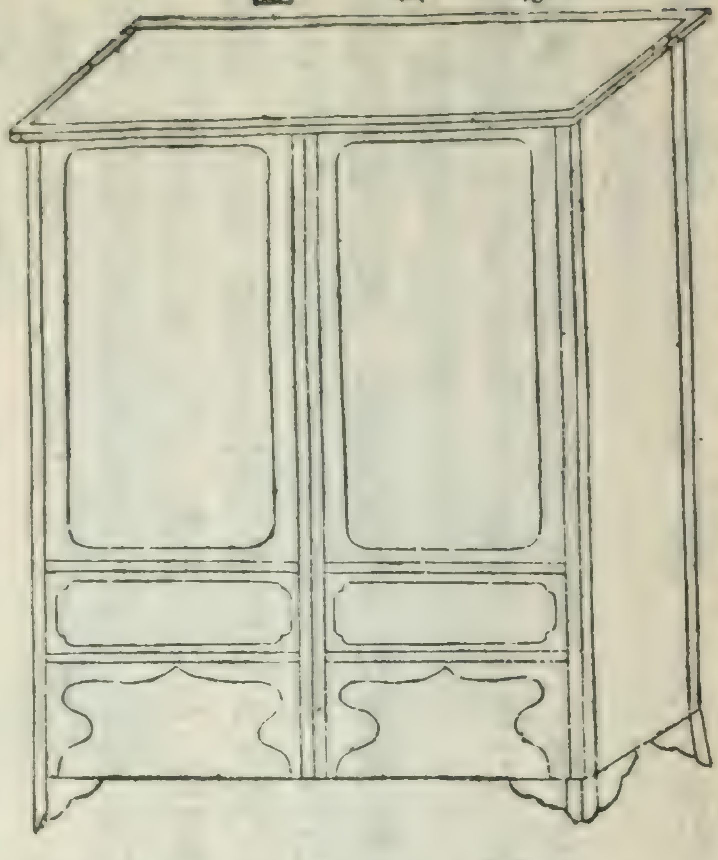
書廚

これは俗に云書物箱なり。此土にては桐にて作るをよしとす。第一濕氣を通さず。脂出ず。かるく其益多し。又大部の書は、二箱にも三箱、四箱にも作るべし。大にして一所に入んとすれば、持なやみあしく便ならず。俗に云五十卷入よし。火災の時も土藏へはこび、外へ出すにも便よし。をり〳〵中をはらふべし。もろこしの書物箱は、兩ひらきの戸にして金ものあり。鎖を作るもよし。好みに隨ふべし。

筆

筆硯精良人生一樂とて、筆を弄する徒は、和漢とも其精良ならん事をねがふ。硯は精微ならずとも、筆墨は好ものにあらざれば、快運轉しがたく、寫書學字にもあしゝ。其良をえらふべし。朝鮮琉球より舶來のもの其中よき筆あり、此土にては京都に良工多し。舶來のものは多くは蠟を以てかたむ。筆をおろ

書櫃圖



三才圖會ふのするる中夏不易の圖あり

す時、沸湯にひたして蠟を去て後つかふべし。筆久しくたもつ。また常に管を編てかけ置、時に脂紙にて拭べし。むしばまず。又大切なる筆は、つかひ終てさきを洗ておくべし。墨にてかたまりしを其儘をけば、鋒毫損しやすし。因て古人筆洗のもふけ有。

老學菴筆記曰。藏レ筆法。東坡以二黃連煎湯一調二輕粉一蘸二筆頭一。候レ乾收レ之。則不レ蛀。山谷以二川椒黃栢煎湯一磨二松煙一。染二筆頭一藏レ之尤佳。

五雜俎曰。筆之所レ貴。毫中レ用耳。然古今談咏。多及二鏤飾一。(略)譬二之擇レ妹者一不レ觀二其貌一。而惟衣飾之是尚也。亦甚矣。○又曰。右軍謂。人有下以二琉璃象牙一爲二筆管一者上。麗飾則有レ之。然筆須二輕便一。重則躓矣。惟有二綠沉漆竹及鏤管一可レ愛。余謂筆苟中レ書。即綠沉漆鏤。亦不レ必可也。

しかれども、筆も文房の雅具なれば、少しく錺を加ふるも可なり。

雲仙雜記曰。司空圖隱二於中條山一芟二松枝一爲二筆管一。人問レ之曰。幽人筆正當レ如レ是。

硯

硯も文房第一の具にして、四友の一つなり。用にかなひ、其形も雅なるものを用べし。あまり其形異なるは用るにあしく。もろこしの硯は、群籍中に多く載てくはし。今爰に贅せず。只潤ありて水をかはかさゞるをよしとす。其形其出所不レ論。

筆談曰。孫之翰人嘗與二一硯一。直三十千。孫曰。有二何異一而直如レ此之價也。客曰。硯以レ石爲レ貴。此石呵レ之則水流。孫曰一日呵得二一擔水一。纔直三錢。得レ此。何用。遂不レ受。

謝氏云。一日呵得二一擔水一。纔直三錢。廉者之言也。然亦殺風景矣。質潤生レ水。自是硯之上乘。譬二之禾生一。合穎麥秀兩岐一。可レ謂下多得二一石穀一纔直中二百錢上乎。蕭穎士謂。石有二三灾一。當二併レ此爲一レ四也。〔小窓清記云。文士之有レ硯。猶二美人之有一レ鏡。一生最親。故鏡用二秦圖一。端用二宋坑一也。〕

うるはしくよき硯は、雅人の清玩、終年此四友を以て樂しみにせん人は、外の具はさし置ても、是はよきものをえらぶべし。又こゝに此土に產する硯石を集て閒玩にそなふ。

江州高嶋〔青色羅文〕

長州赤間關〔紫色〕〔又青色。以レ青爲レ貴。〕

播州赤石〔今作二明石一。海底各赤色之石也。因號二赤石一。彫レ之用硯。甚良也。〕

若州宮川〔日本硯石無レ若レ之。端溪石敵レ之。濃紫潤精無二双并一。〕

城州嵯峨〔此地出二磨砥一尤良也。如二硯石一古人賞レ之。爲家卿歌。〕

人心これや浮世のさか石の筆と墨をも盡しはてつゝ　千和首歌集にのせたり。

元贇良九靈山房集。倂闕奉二使日本一。得二清瀧石硯一。求レ爲レ銘。銘曰。懿玆硯產二東夷一。爲レ有二靈源一。知レ所レ歸嗟彼世人胡不レ思。

嵯峨清瀧石中夏に賞せらるゝ事かくのごとし。却て此土に不レ賞は何ぞや。

常州鹿嶋〔黃色、黑色、二品又同州櫻川より產する石。雅人取て硯に作る。和歌の名所たるによれり。〕

作州〔多產下品〕

佐州海石〔海底の石也。一歲に一度、三月三日潮ひるをまちて是を取、太守の命ならざれば、みだりに取事を禁ず。よつて世に稀なり。上石なり。〕

和州橘寺舊瓦〔硯に用ひ、もろこし銅雀美央にもおとらず。雅人これを賞す。

江州志賀都舊瓦〔天智天皇の舊都の跡なり。土中まゝ古瓦を出す。雅人取て硯に用ゆ。余家この古瓦硯あり。先年彼土をよぎりてこれをもとめ得たり。

自然硯〔日向國うごの濱と云所より出る。此所の石大小をの〳〵自然に硯なり。天工の妙歎ずべし〕

都府樓瓦硯　貝原氏曰。筑紫都府樓瓦、異邦より來れるにや。精緻堅潤。如ニ洞濱石一。土人往々有下僞硯而好ニ藏之一者上。可ニ貴重一。其遺址今猶存焉。而無ニ全瓦一。菅相國詩曰。都府樓唯看ニ瓦色一。

右の餘尙產ニ石州あるべしといへども、余未ニ考。後の君子の補をまつ。此土に名高き名硯少々集む。この外王侯貴介の家に藏す所のもの多くあるべしといへども、こと〳〵くしるべからず。今見聞にまかせ爰に記す。

○名物古硯

亜相時朝之硯

鼻祖鎌子連作吉大明神より感得の硯なり。

松蔭硯

智恩院の什物。趙州宋王平清盛におくられし硯なり。紫石竪七寸三分、横四寸八分、厚さ一寸三分元氣精英の篆字あり。

壬生忠岑硯

京壬生寺什物。紫石。竪四寸一分。横三寸三分あり。

紫式部硯

江州石山寺什物、源氏物語をうつされし硯のよし。

臥足硯

松蔭硯肖圖



忠峯硯圖



米元章古瓦鷽硯圖

長七寸濶四寸尾上有銘

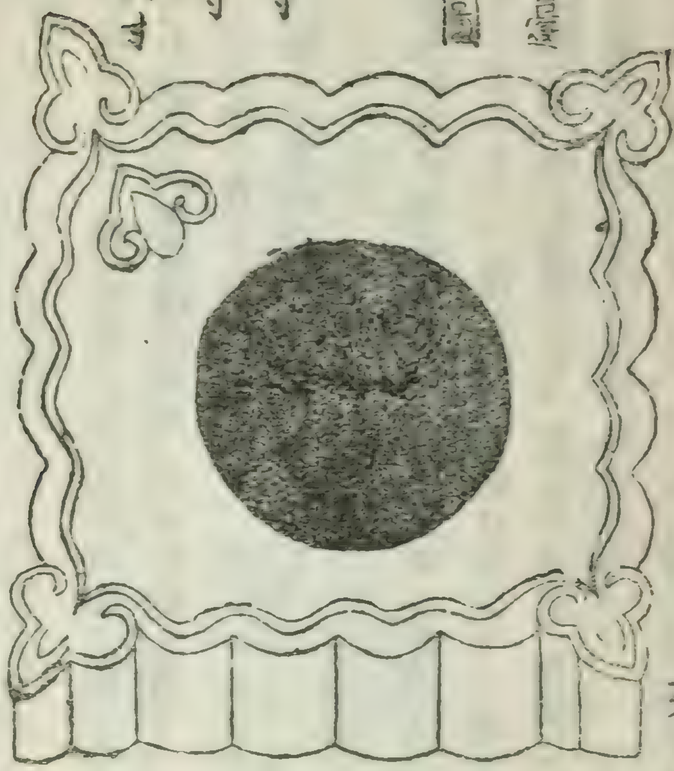


銅雀臺瓦硯圖

厚二寸

徑七寸

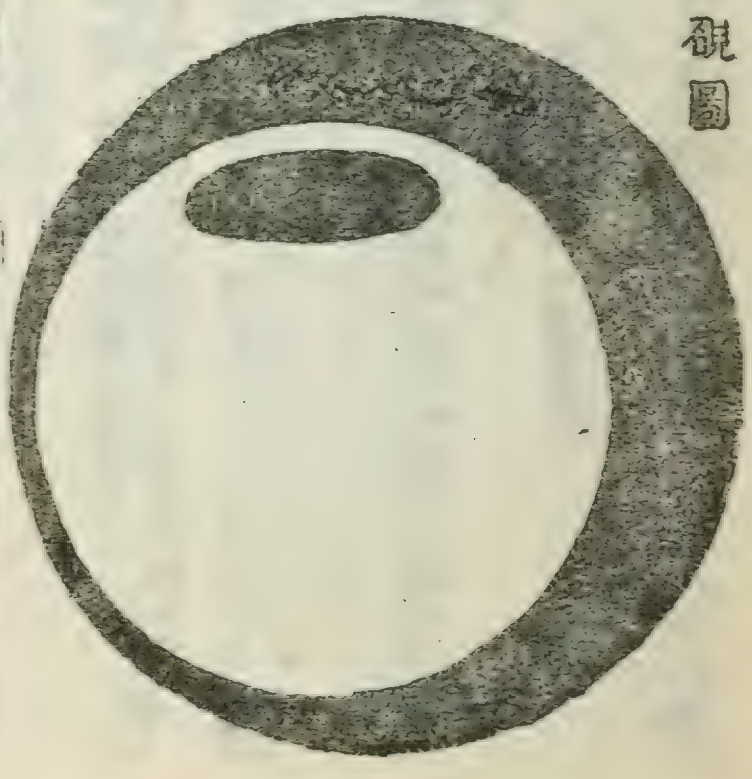
角徑八寸



古瓦硯圖



殘月硯圖



後水尾帝の御硯、水戸光圀公の銘あり。長一尺許、濶七寸、厚さ一寸三分有とかや。

石川丈山翁の硯、城州一條寺村詩仙堂什物、蓋は唐物太閤秀吉政所鏡室の蓋なるよし。

殘月硯

ふぼく〔利休所持〕　かわら　かまけん

此三硯名物記に載る所なり。其ゆへはしらず。

木硯は懐中にたづさふるにかるくてよし、かたき木にて作る。

傳玄硯賦云。木貴二其潤堅一。劉道友以二浮査一爲レ硯。知玄亦有二木硯一と見へたり。〔東谷李之彦硯譜〕

すべて硯は、たび〳〵洗て、宿墨のなきやうにすべし。墨のいろよく筆を澁らさず益多し。湯にて洗ふは甚悪し、水を用ゆべし。

老學菴筆記曰。謝景魚名倫。滌レ硯法。用二蜀中貢餘之紙一。先去レ墨。徐以二絲瓜一磨二洗餘漬一。

もろこしの書の中、方密志及宋景濂集の中、日本の硯を賞す。すべてもろこしにては、日本の物を賞し、日本にてはもろこしの物を賞する事俗情なり。用にかなふの是非を後にし、得がたく珍しき物を先に賞す。すべて雅素にして、用にかなふものを貴べし。

○墨

墨は色至極黒く艶あるものをよしとす。新に製するものは、膠氣いまだかれずねばりあり。甚古きものは其色灰のごとくにてあしく。常に微濕を經は墨敗す。時に拭て風を入べし。

古人養レ墨以二豹皮嚢一。欲レ遠二其濕一。又云。宜下以二漆匣一密藏上レ之。欲レ滋二其潤一。〔五雜俎〕

然藜餘筆曰。司馬温公無レ所二嗜好一。獨蓄二墨數百觔一。

書影曰。今時玩レ墨不レ磨レ墨。看レ墨不レ試レ墨。錦嚢漆匣。羊質虎皮。俗人不レ識二其爲一レ白爲レ黑。良可レ發レ笑。此新都程干止語。眞中二今日墨弊一。

これもろこしにも墨を好て弄玩となせし人あり。これをそしれり。然とも是墨にかぎらず。諸の物其形を雜にし彩色彫紋すべて弊なり。これを以て物ごとを嘲ば、いづれか弊ならざらん。墨も文房の雅具の一つなれば、よきものをゑらみ用べし。南都京師良工多し。近來其形雅なるものを造り出す。其用のみにあらず、雅玩となすに堪たり。

○紙

天工開物云。殺青宋子曰。物象精華。乾坤微妙。古傳レ今。而華達レ夷。使三後起含生目授而心識之承載一者以二何物一哉。君與レ民通。師將レ弟命、馮二藉呫呫口語一。其與幾何。持二寸符一握二半卷一。終レ事詮レ旨風行。而水釋焉。覆載之間之籍。有二楮先生一也。聖頑咸嘉二賴之一矣。身爲レ竹骨爲レ木皮。殺二其青一而白乃見。萬卷百家基從レ此起云云。

右の書に云ごとく、紙の德大なり。文房四友の一つなり。其來由のくはしき事は、裁籍ことごとく備ふ今こゝに贅せず。

段九章詩成無レ紙。就レ窻裁二故紙一。連綴用レ之。九章字惠文。〔雲仙雜記〕

懷素貧無二紙可一レ書。常於二故里一種二芭蕉一萬餘。以供二揮洒一。名二綠天庵一。〔銷夏部〕

天然牋

馮援遠眂。花底豪吟園中四時自有二天然牋簡一。可レ供二筆墨一。何煩二楮造色成一。

紅葉牋　蕉葉牋　梧桐牋　柿葉牋　楸葉牋　貝葉牋　黎雲牋　散花牋　苔牋　蒲牋

木邦の紙もろこしより舶來せるものに勝る。しかれども寒士は天然牋の雅素なるにしかじ。余名所の紅葉胡枝花雜草等を得れば、是を帋に打て用ゆ。彩畫より雅素にして興有。雅士のため今爰に其法を記。いづれの葉にても、木より直にとりたる潤あるを打べし。落葉はつかず。また草などの汁氣多きは、にじみてもやうあしく。欉の紅葉、胡枝花の花葉、海金砂しのぶの類よし。石盤に奉書紙にても杉原にても四

五枚敷、其上に可ㇾ打。紙をのせ棄をもやうよくならべ、又同じ帋をふたにし、又上より紙一枚きせて、槌にてまんべんに打べし。畫がことく付也。ちりめん羽二重にも、此法にて能うつるなり。

○朱錠

是又文房中常に無ばあるべからず。其よきものを撰むべし。朱のあく氣を水飛して、去ずして製せしものは色あしく、書て日を經れば黑くなる。又たゞの朱を盃にとき置つかふもよし。朱錠をする硯、朱にあふと不ㇾ合とあり。試て用ゆべし。不合は色あしゝ、朱錠にて書しは燈下にて見へわけがたしとて、近來藍錠を用る人あり。是もよし。朱をときつかふには、雌黃にてとくが膠よりよし。

造二朱錠一法。銀朱硏細用ㇾ水飛過。澄淸澼二去水一。用二秦皮梔子皀角各一分。巴豆一粒。去ㇾ皮。黃明膠半兩一同煎。汁和二銀朱一作二錠子一陰乾。〔陳元靚之說〕

朱錠は世に多く製して、賣る。よきを試て用ゆべし。硯に滓たまりしは、萆薢の乾たるにてすれば、のこらずとけるなり。又磁器の香盒にてすりつかふがよし。

○水滴

是又四友の股肱、文房中闕べからざるものなり。

羅仙神隱曰。水滴。銅性猛烈。貯ㇾ水久則有ㇾ毒。多脆二筆毫一。磁者本好。只是材氣。莫ㇾ如ㇾ竹。取二一節一長二寸計。以二小竹一揷作ㇾ觜。以二笋殼一置ㇾ一。蓋二於上一。甚是標格淸致。誠野人之物也。

こゝに云、竹の水滴の製、本邦にも中古よりあり。前後に節を存し觜は別の小竹を不用、節の先を切のこして細く削り、みぞをつけ、穴をあけて、水を通ず。羅仙の製に勝れり。竹節前後の間みじかき程格好よし。長は鈍し。此水滴夏日は水汚りやすし、磁器にはしかず。水は每朝いれかゆる時は、磁銅竹器を不ㇾ論、水くさり筆を損し、墨光なきの患なし。況翰林九生法にも、四用二生水一新汲不ㇾ可二久停一。と云りものを書にも生水よし、筆を損するのみにあらず。

其外生物菓瓜等人物などに作りなせるもの多し。世に多く知る所なれば、こゝに略す。

顧元慶が山房十友の中に、陶友といふも滋器の水滴なり。又小盃に匕をそなへて水を用るも雅なり。

○壓尺

銅鐵鍮石を以て作る事常なり。近來硯石を用て製し、雅語を篆書にて掀もの有。これもまた雅素にして翫に絕へたり。金銀わ俗はして不レ雅。

遵生八牋曰。壓尺有二倭人鏒金銀壓尺一。古所レ未レ有。尺狀如レ常。上以レ金鏒雙桃銀葉一爲レ紐。面以二金銀一鏒レ花。皆縹環細嵌。工緻動レ色。更有二一竅一透開。內藏二抽斗一。中有二刀錐鑷刀指剉刮齒消息空耳剪子一。收則一條。擰開成レ剪。謂之八面埋伏。盡于二斗中一收藏云云。

此製洞天淸錄に云、途利の類、和俗の翫、八德と云ものに同じ。

雅遊漫錄卷之一終

雅遊漫録巻之二

○壓書(ブンチン)

此具世に多く知るごとく、銅鐵鍮石(シンチウ)玉石を以て製す、多く獸形に作る。下に印あるは壓書にあらず。銅印なり。和漢の製世に多し。書鎭ともかく。委く記に不レ及。

○刀子(コガタナ)

研匣(スヾリバコ)の中此物なくんばあるべからず。本邦の製、尤快利外の國に次ものなし。其製いろ／＼あり。紅毛人(ヲランダ)の製するもの、琥珀の柄を人形に彫みなせるもの、又骨角にて製し、中に鏡、指南針、笛、香薬をなしこみしを見る。巧なる事甚し。朝鮮製に小角の中を穿ちさやとなせし有。又本邦の雅士竹を以てさやとなし桑を以て柄とす。風雅質朴、山人隱士の具なり。

錐小刀とて柄をともの鐵にて打のべ、先を錐子に作りしものあり。俗にちかしといへとも、是も官家の古製なり、とある人物語せしなり。

海邊の人は海帯根(アラメノネ)にて柄を製す。あまり宜しからざる物也。

硯箱に入るは、さやなきか古法のよし。

○錐子(キリ)

是も書をとぢるの用、なくんばあるべからざるものなり。續文房圖賛に、利通直、又は金精仙云こも云り。文房の具に入れり。

○筆床筆架(フデタテフデモタセ)

名物方言曰。筆架曰二筆格筆牀一云云。此土に用る。筆たては磁銅の小瓶、或は筒を用ゆ。筆もたせは古銅の獸形類を用ゆ。共もの別なり。又彼土より舶來のものに、磁の硯屏に竅を通し、筆をたつるに兼用るやうに製せるものあり。文房圖贊云には、石の小く山のこゞくなる自然のものを用ゆ。石架閣、また小山眞隱とも名けたり。此二物は要具にあらず。無てもありなんかし。又鎭書に筆をもたせて、よきものを兼用るもよし。硯匣なしに机上に硯をぢきに置時は、筆たてを用ゆべし。

○硯　屏〔近年舶來スル鏡ヲ入タルモノ、夜中硯方ニ置ハ、燈光映シテ硯ノ面分明ニ大ニ助アリ夜中硯池見ヘザレバ不便ナル事アリ。〕

文房十友に、端友と號す、もろこしより來るものいろ〳〵有。金石磁、銅漆髹、描金のもの多し。此具用ひて塵を避ると云。要具にあらず。無ても事かけぬ虚器なり。因て今委く記せず。

○糊（ノリ）斗（イレ）〔附粘板〕

封筒捻レ壁、書中にかきいれの紙を付るに、必是なくんばあるべからざる物なり。必そなふべし。也磁器よし。銅は錆（サビ）を發してあしゝ。

居家必備曰。糊斗。又蠟斗。古人用以炙レ蠟緘レ啓。銅製頗有二佳者一。今雖レ用レ糊。當收以備レ數。

遵生八牋曰。糊斗有二古銅小提卣一。如二拳大一。上有二提梁索股（ナヽノトツテ）一。有レ蓋盛レ糊可。又曰。有二歎亼方斗一如レ斛。中置二一梁一。倶可レ充レ作二糊斗一。

緘レ簡糊を製する法、居家必用にあれども、今不レ用ものなれは爰に不レ記。法糊を左に記す。

瓦盆盛レ水。以二麪一斤一。滲二水上一。任二其浮沈一。夏五日。冬十日。以レ臭爲レ度。瀝レ浸レ麪滴水一。煎二白芨半兩白礬三分一。去二滓和一レ所レ浸麪一。打成二濃麪一。入二桐油黃蠟芸香等各三錢重一。就二鍋內一打作二一團一。別換レ水煮令レ熟去レ水。傾二置器內一。候レ冷日換レ水浸。臨レ用以レ湯調開。

王梅溪集粘板銘云。千里面目寓二書簡一。函而封レ之。斯致レ遠。代レ卓受レ垢而不レ辭者。是惟粘板。〔此銘粘

ヲ托スル板ヲ云ニ非ス。是粘ヲ使用スル時、其下ニアテル板ナリ。」

本邦にて粘板とて用るあり。余長さ七寸、幅二寸の薄板を作り、粘をぬり、かけ乾にして置。用ゆるに望て、水滴の水を三四點滴て、竹篦にてする時は、たちまち粘となる。封レ備紙久しく積て不レ敗。旅中にたつさへて便なり。是簡易にて古今の良法なり。隱士閑人に甚益あり。常の粘は夏日敗やすくたもちがたし。

○印章

印玉晶、銅、凍石、青田石、蜜蠟石、淡光石等にて鑄刻す。藏書、文籍、書紀、法帖等の記とす。文房中必用多し。其事印史、印譜等の書世に多し。其外諸書中散在せる印の事、余集て一卷とす。こゝに書すべきにあらざれば委く記せず。

○印色池〔磁器ノ肉池深キモノヲ用ベシ。アサラナルモノハ肉池ノ用ニアラズ。〕

印色池一は印色合とも云。いろ〳〵の製造あれども、磁器が第一によし。漆盒、石函の類は肉乾きやすし印色の法、又印の書の中委く論ず、再爰に贅せず。

○靉靆

提學副使。潮陽林公。有二二物一如二大錢一。形質薄而透明。如二硝子石一。如二瑠璃色一。如二雲母一。每レ看二文章一。目力昏倦。不レ辨二細書一。以レ此掩レ目。精神不レ散。筆畫倍明。中用二綾絹一。聯レ之縛二于腦後一。人皆不レ識。舉以問レ余。余曰。此靉靆也。出二于西域滿剌國一。或聞。公得二南海賈胡一。必是無レ疑矣。後見二張公方洲雜錄一與レ此正同。云見二宣廟賜一。胡宗伯物即此。以二金相輪廓一而衍レ之。爲二柄紐一。制其末レ分則爲レ一。岐則爲レ二。如二市肆中等子匣一。又孫參政景章。亦有二一具一。云以二良馬一易二得于西域一。似レ聞二其名一爲中愛建上。則其二字之訛也靉靆乃輕雲貌。如下輕雲之籠二日月一。不上レ掩二其明一也。若作二曖靆一亦可。

右愼懋官か花夷珍玩續考に見へたり。眼目昏倦の人、老人など書を讀に、重寶の器なり。若年の人もこれ

をかくれば、眼力を養助て、老後眼力つよしと云。舶來のもの此土にて製するもの世に多し。おの〳〵硝子にて作る。よきものは水晶にて作る。或人水晶の眼鏡をかけ書を讀てありしが、天の陰請と試んとて、窓をひき天を見る。日光水晶にうつりて、たちまち兩眼盲となりしとや。愼べし。今井記して世に知らしむ恐るべし。

硝子より水晶目を助養によしと云。其是非未レ試。くもりを拭にはやはらかなる絹を用ゆべし。燈心などはあしく。但し硝子と水晶と見わけがたきは、舌にてねぶり見るべし。其冷かなるは水晶也。別而夜學に用ひて、燈燭目にいらずしてよし。

○貝　光

これ光滑なる螺を用ゆ。文房圖賛に、貝光錄、また潔庵小友など號て載たり。或は牙を用ゆ。四賢の中牙光錄此遺制也。倘左に委くす。各紙をはりて、光澤よからしむる具にそなふ。

○法　帖

是は古人能書名家の眞跡、石摺、臨摹雙鉤等を納藏て、隱士學者の閑玩にそなふ。古人の法帖、書紀を見るたのしみ諸書に多く載す。今爰に不レ抄。徐氏筆精曰。目不レ醫不レ瞎。耳不レ控不レ聾。と云て、法帖もつくろふ程そんじかえつてむしはむと云り。むしはみしをつくろふべからず。

○机　案

閒情偶寄曰。抽替机案、此世所ニ原有一者也。然多忽ニ畧其事一。而有レ設。有レ不レ設。不レ知此一物也。有レ之斯逸。無レ此則勞。且可ニ藉爲ニ容懶藏拙之地一。文人所レ需。如ニ簡牘。刀錐。丹鉛。膠糊之屬一。無ニ一可レ少。雖レ曰レ司レ之有レ人。藏レ之別有ニ其處一。究竟不レ能ニ隨取隨得。役レ之如ニ左右手一也。予性急。往往呼レ童。不至即自任ニ其勞一。室之地無レ論ニ遠近迂捷一。總以舉レ足爲レ煩。若ニ抽替一設一。則凡卒急。所レ需之物盡內ニ其中一。非ニ特取レ之如ニ寄。且若下有ニ神物一俟中乎其中上。以聽中主人之命上者。至ニ于廢藁殘牘一。有レ如ニ落葉飛塵一。隨掃隨

有。除レ之不レ盡。頗爲ニ明窻淨机之累一。亦可ニ暫時藏納以俟ニ祝融一。所謂容懶拙之地是也。
久日。隔板。此予所レ獨置也。冬月圍爐。不レ能レ不レ設ニ机席一。火氣上炎。毎致ニ桌面樟心爲レ之碎裂一。不レ可ニ不預爲レ計也、當ニ于未レ寒之先一。別設ニ活板一塊一。可レ用可レ去。襯ニ于桌面之下一。或以ニ繩懸。或以ニ鉤掛。或下ニ造レ桌之時一。先作レ機殼以待レ之。使レ之待レ受ニ火氣一。焦則別換。爲レ費不レ多。此珍ニ惜器具一之婆心。慮ニ其暴ニ殄天物一。以惜レ福也。

此笠翁が二制、抽替を造る机、此土本より多く制して、世間に用ゆ。脚の中に抽替あるものは膝つかへて。あしく。脚の左右の外に造るものよし。然れども共に其形俗にちかし。机は常のごとく造るべし。近來官家の好に桐にて作り、面に鼠色の羅紗をはる。尤机の面羅紗の厚さ程しつめて粘。是又良法なり。一種連歌机と云もの有。其形雅なり。高さ八寸長さ三尺一寸、幅一尺五寸、脚の形尤よし。圓竅あり。小揣右にばかり造る。是は長き卷物を書に左の方へ流が爲なり、是等の制よし。抽替のかはりに机邊に小匣を置は、凡百の物を藏て散亂せず。何ぞ必抽替机をことゝせん哉。其次隔板の式、尤良法なり。冬日机の下に小爐罩盖あるものを入、火氣隔つるに板を以てす。笠翁が煖椅式あれども、此土にては隔板の方便にてよし。因て今爰に其式を略す。因樹屋が書影に、霽榻と云ものあり。法帖、眞跡、古畫等を寫すに用ゆ。机面を四方に鏤開紙を粘、下に抽替を入、油燈を幽に入、其上に書畫をおき、又上より薄紙を覆て、或は双鉤或は摹勒するに、紙古く黒みて見へかたきものも、是にてよくうつる。全文甚長ければ、今撮て和解す

夏日に涼机の法、面を瓦にて造り、下に水ふねをまふけ、水を入るやうに造る法、笠翁が好に見へたり甚煩し、用ゆべからず。此土は人座して讀書す。もろこしは各こしかけて書をよむ。夏日はこしかけ、机の脚を高く造り、下よりよく風の通るやうにして讀が可なり。或はこしかくる所に竹椅を用も可なり又机兩方の足の內にさんを打、机面程の板をさし込、書を多く考る時、前より向へつき出し、夫に書を

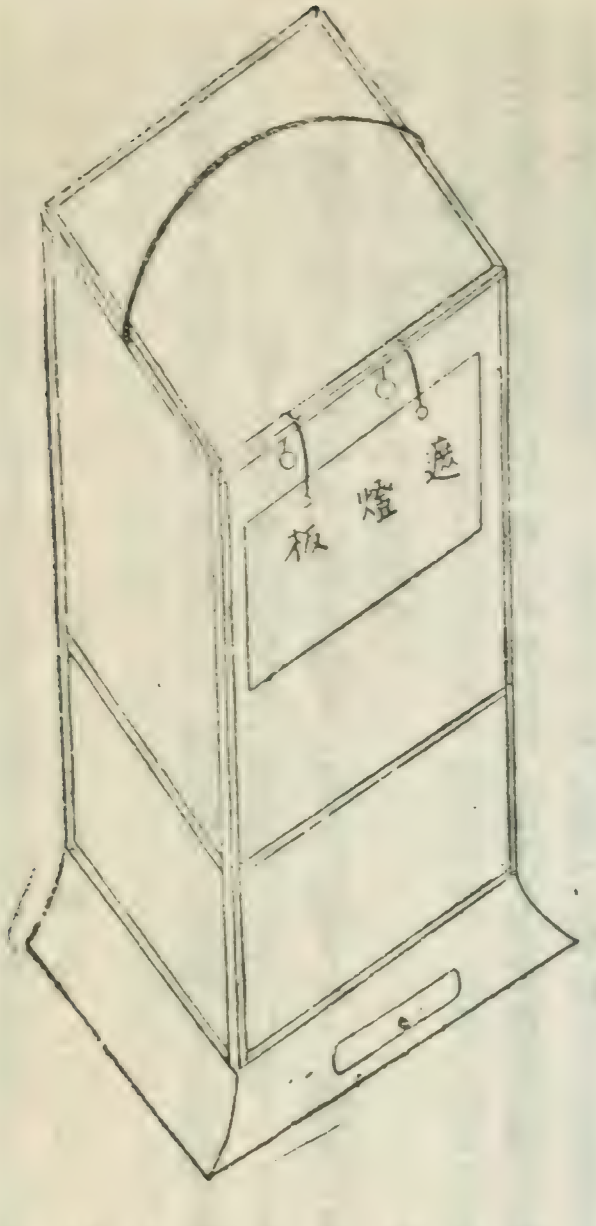
ならべ見るに便よし。

時秋積雨霽。新涼入二郊墟一。燈火稍可レ親。簡編可二卷舒一。と古人の云るごとく、秋冷催し來、夜漸長き時、讀書の樂夜にあり。燈の心にかなひ、光り明らかなるが無はあらじ。半歳かれにともなひ學功を進む。撰ばずんはあるべからず。

○書　燈

臞仙神隱曰。書燈以二薄木板一作レ之。如二木櫃狀一。黑漆文レ之。寬六七寸。只可二一小燈盞一。高八寸。項有二圓竅徑三寸一。前有二吊窗一挂。起則燈光直射二於書上一。其明倍二於常燈一。香油一斤入二桐油三兩一耐レ點。又辟二鼠耗一。以レ鹽置二盞中一。亦可レ省レ油。以二生薑一擦二盞邊一不レ生レ暈。

此製既に此土古よりあり。板を以て上狹下廣く造り、三方圓竅あり。前にひらき戸有。上に烟ぬきの竅あり。世にしるごとし。有明行燈と云もの是なり。余新に良法を出す。行燈大小方圓をえらばず。燈火



の前遮燈板をまふく。其制横六寸斗竪四寸斗の薄板を造、上の左右に一尺二三寸の絲を付て、絲の終りに一錢半斗の鎭を付、糸をあんどうの上の横木に打かけ、提昂意に任てよきかげんに燈火をさへぎり、じきに火を不レ見、下より光をとりて書面を照す一には目を養。じきに火を見ざれは也。二には風にあたらず。火不レ動して油も耗ず。三には油煙眼に至ら

ず四には光外に泄ず。直に書を照せば光明外の法よりも勝る。此四德有、爰に圖してさとしやすからしむ。また一名繼晷板と云。これ韓退之焼ニ油膏一繼レ晷。といふ句によれり。

○筆洗

其制品々あり。捲荷葉洗。菊花瓣洗。鉢盂洗。梅花洗。葵瓣洗。共ニ屠赤水か器具箋に見へたり。又筆池とも書なり。筆をり〳〵洗はざれば、濃墨凝て毫おれ損ず。少々つゝ先をすゝぎ紙にて拭おくべし。池中に蛙魚蛤蟹などを造り、筆を點ずるやうに造りしも、舶來のものにあり。白銅磁器に多し。又石にて彫もあり。雅素のものを撰用ゆべし。

○秘閣（スミツカ）

此土古來官家に多く用ゆ。彼土の書に出る事少し。偶遵生八牋云。秘閣有下以ニ長樣古玉璏一爲レ之者上甚多而彫レ花。紫檀者亦常有レ之。近有下以ニ爲ニ秘閣一。上礙ニ螭文臥蠶梅花等樣一。長六七寸者上。以レ竹彫レ花。巧人物爲レ之者。亦作而倭人黑漆秘閣如ニ圭元一。首方下濶一寸餘。肚稍虛起。恐惹字墨長七寸。上描ニ金泥花樣一。其質輕如レ紙。此爲ニ秘閣上品一。此土にてすみつかと云。今民間の兒童すみはすみとて用るも、此遺制なるべし。秘閣の古きもの予文房に藏す。こゝに圖を寫てしらしむ。又蜷尾とも云。



○紙簽（フケウミ）

朱子語類曰。當時亦不レ暇ニ寫出一。只遂レ段以ニ紙簽一簽レ之。また紙貼ともかく、俗に不審紙とも云。書中考べき事、抄出すべき事、先紙簽を用ひ、後に閒に隨て正すべし。此に良法有。紅紙の背を薄き糊をひき、乾て後幅一分程に裁、上をつゞけ置、五筋斗にたゝみ、上頭に錐こよりを通て合せよりて、薄板の小牌を付るが可なり

風に散失せず。求るに見やすし。背に薄糊あれば、付て後みだりにをちずして良法なり

○烏絲欄（スミケイ）

此土にて界と云。紙面に直に引あり。朱絲欄（ケイ）有。烏（スミ）絲欄有。しら界あり。また書を寫に界を襯（シタヲサヘ）にして正を取。ともに界といふ。常に抄書を好む人そなへなくんばあらじ。又刻板にして用も便なり。近來扇界と云制あり。摺疊扇のごとく、下狭く上廣く玉を引趣、新に界を作る時、細を用せば本を用ひ、ふときを要せば末を用ゆ。是又任レ意書行を界す捷法なり。

李肇國史補曰。宋亳間紙有二織成界道一。謂二之烏絲欄一。と見へたり。

○經　橈（書籍ヲ看ルニ紙ヲ翻ス爲ノ器也。手ニテ反セハ手澤ニ汚レン事ヲ悪テナリ。書ヲ愛スル人必ズ備フベシ。象牙或ハ竹ニテ造ル。）

藝文類聚曰。後漢李尤經橈銘曰。瞻レ之在レ前忽焉在レ後。進レ新習レ故不レ舍二於口一。予在二川上一。逝者如レ斯。及レ年廣學無二問不レ知。

本邦官家に用給ふ本筆と云ものあり是じつき也。もとに紐頭薬あり。官位の高下により。紅紫青濃淡の法あり。源氏物語に、つましるしと云もの是なり。公家の物なれば委しくこゝにしるさず。予が家有職之家より傳ふ。

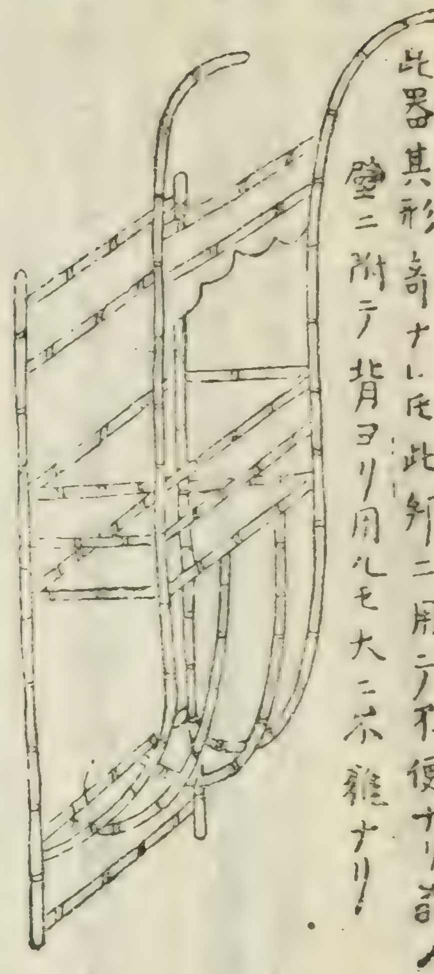
○懶（ラン）架（カ）（書ヲサシオクノ名也。魏武ノ造ル物ハ其制知ベカラズ。但臥テ書ヲ見ノ用ニ非ンバ、漢人ニ用少キ器ナリ。）

三才圖會云。懶架。陸法言切韻曰。曹公作二欹架一。臥視レ書。今懶架即其制也。則是此器起二自魏武帝一也。研北雜志。曹公作二㩻案一。臥視レ書。周美成又謂二之倚書床一。此に説處の物此土に用る書見臺也。臥て見るに低き物を用ゆべし。

續文房圖贊には、高閣學と名づけ、其用簡牘書卷を閣爲の設なり。此邦の書架と云べし。

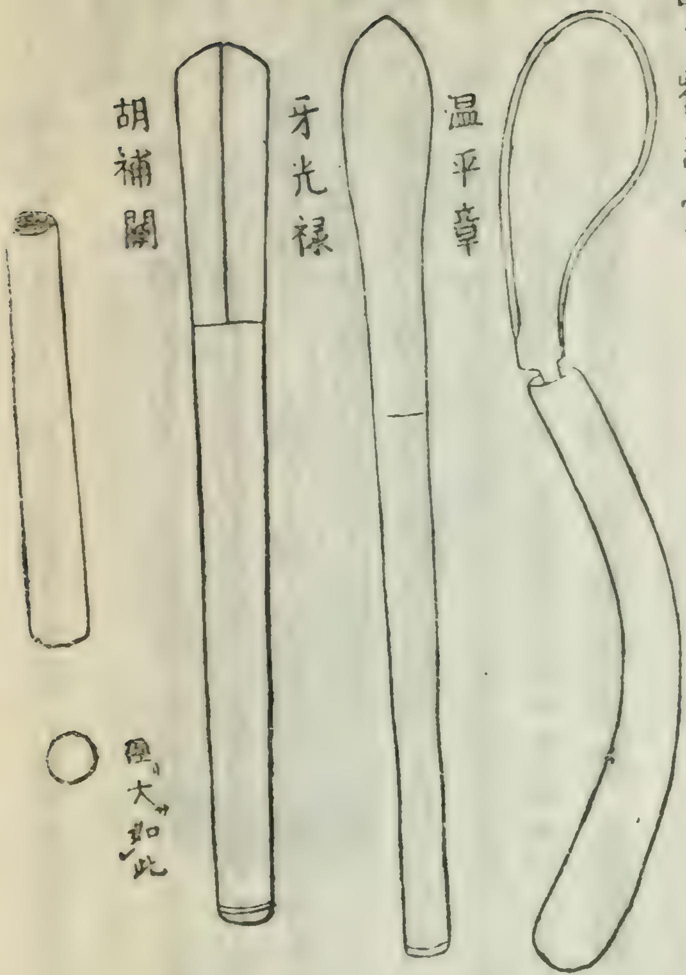
嬾架圖

此器其形奇ナレ㐂此邦ニ用テ不便ナリ前ノ壁ニ附テ背ヨリ用ルモ大ニ不雅ナリ

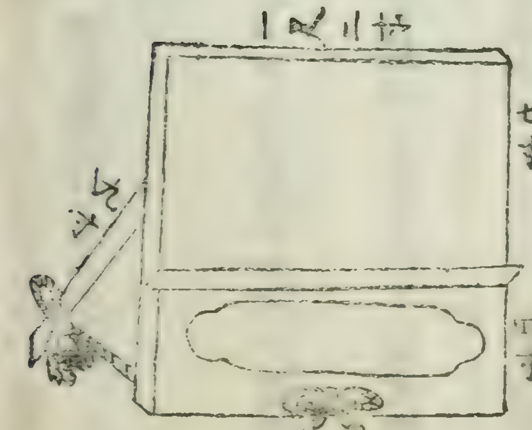


今此書に用て便なるもの、予新式をこゝに出す。

四賢　劉司空



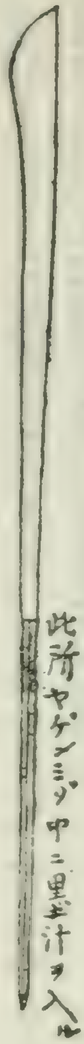
○臥てみるけんだい
新製嬾架圖



此四賢近來高貴の御家の好になれり。其具を傳て圖に摸す。劉司空は誤り字をけつり去の具、閑居編に刮字刀の詩あれば、もろこしにも此具ありと見へたり。牙光錄は始に出す貝光錄の遺法なり。刮去のあとをすりみがくもの也。温平章は鍮石(シンチウ)にて作る。火にてあたゝめ、糊のあとを乾具なり。胡補闕は紙に糊を引。かたく巻てかためしもの也、水をしめて刻たるあとの毛だちなるを、小口にておさへ治るの具なり是四種文房圖賛に、官名を施せし遺意によれるものなるべし。

○混波須

是は紅毛國より傳へし具なり。墨界を引に甚(ダ)便なり。上は白界(シラケイ)を引によし。爰に圖を著す。



鐵にて造る、みぞに墨汁を入、界を引によきかげんに流れ出る、工なる具なり。

○栞

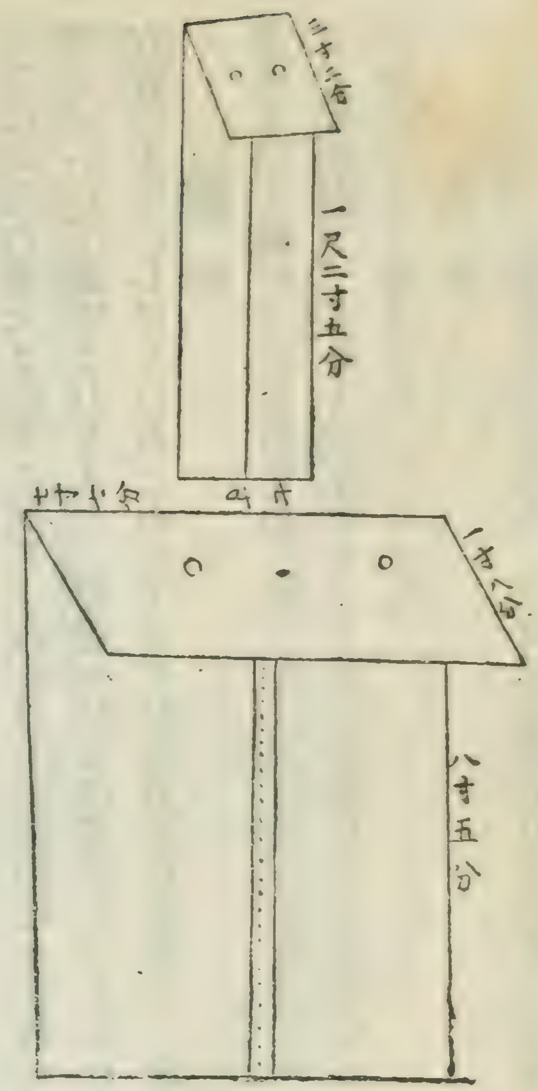
此具は本邦の制大さ短冊に同じ。頭に錐し白紅の紐を左斜にして付る。厚紙に絹をふくろに縫て入る。書を讀かけて置時これを入る。摺疊を付るは君子のつゝしむ事也。是を用ゆべし。或は歌をかく吉野山去年のしほりのあとかへてまた見ぬ方の花を尋ん　此歌をかくこ也。官家より出るものなり。

○書　簾

麥藁を以て簾のごとく糸を以て編、長さ五寸餘、幅九寸餘に作る。机上に置、右肱を安す。久しくもたせて痛痺せず。これも近來貴家より出し新制なり。余はつねに小褥を用て肱を安ず。號して托臂と云。小褥之中多く綿を入る。方六寸也。

○歌　袋

これも此土の制官家より出る。其寸法二種ありて傳ふ。今爰に記す。



右の袋紙、又は白地のあやにて作る。まんなかにつぎめあり。此方に爲顯の歌を書。いたづらに鳴や蛙のうたふくろおろかなるをも思ひいればや、此歌を書付る。上のたれの中に穴二ツ有。筒にも此穴通る。ひもを通す。ひもは五色の苧にて作る。より合せず引立て通すなり。按るに、源爲憲文會あるここに、一嚢を携て赴、たま〳〵喜べき佳句あれば、頭を嚢中に入て吟咏すること良久し。他人の吟詠も又しかりと。これは詩歌の稿を入られし嚢なるべきに、かやうにあやしく書傳しものなるべし。歌袋もかやうの故實よりやもとつきぬらんか。官家のことなれば、委くはしらず。寸法もいづれの方か是なる哉。又二種なるか、ともに不レ知。

〇鏡子

時珍曰。鏡乃金水之精。內明外暗。古鏡如二古劍一。若レ有二神明一。故能辟二邪魅忤惡一。凡人家宜レ懸二大鏡一。可レ辟二邪魅一。劉根傳云。人思二形狀一。可二以長生一。用二九寸明鏡一照レ面。熟視令レ自識二已身形一。久則身神不レ散。疾患不レ入。葛洪抱朴子云。萬物之老者。其精悉能託二人形一惑レ人。唯不レ能レ易二鏡中眞形一。故道士入レ山。以二明鏡徑九寸以上者一背レ之。則邪魅不二敢近一。自見二其形一。必反却走轉云云。

鏡の邪氣を辟る事、傳籍の載る處昭々たり。今文人雅士文房中の一玩となすも故あり。此國書院餝にも鏡子をかくる事此緣故なり。或云、夜中燈下に鏡を置て火の光をうつせば、硯中を照して墨の濃淡をよ

くわかつ用もありと云。今こゝに合せ記す。猶考べし

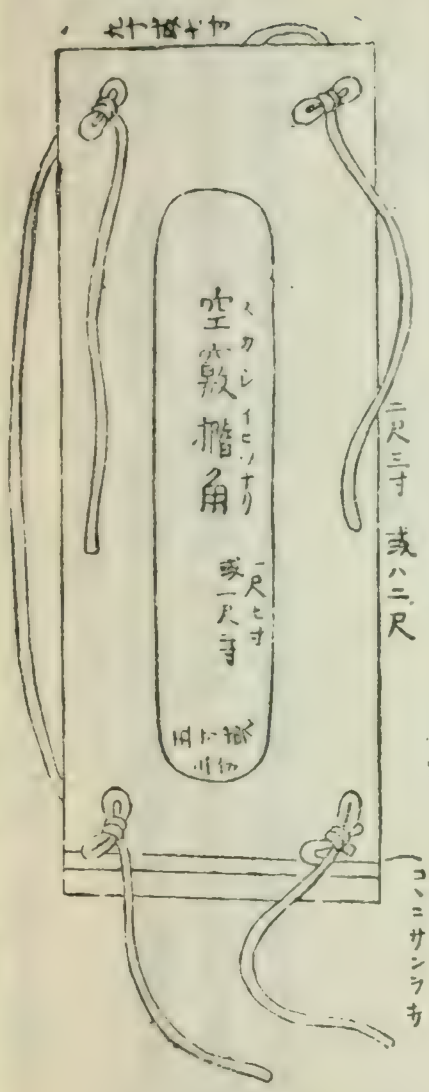
雅遊漫錄卷之二終

雅遊漫錄卷之三

○避秦

因話錄曰。雲水人以二小竹一揉レ之。下爲二方筵一。上爲二方蓋一。筵之中置二衣衾之屬一。蓋之下藏二藥物之屬一。負二之於背一以行。名曰二避秦一。此二字班馬書。皆藏二於四皓事處一。器物因レ事以名。其源流有二如レ此者一。

是は世上に回國の人負レ背笈の類なり。人家つねに小き笈を制し置、重寶、證券、秘書の類を納置。水火の難の時、家人各自に負て避べし。すべて火急の節に臨て便利也。予常にこれを制て傍に置く。たゞ旅行のそなへのみにあらず。甚よきものなり。近頃河州の人に聞、河州髮切と云山中の寺に、役小角の負給ふ笈ありと。たゞ一枚の板に左右のかたにかくる紐を通し、此板を負て、板に凡百の物を紐にて結付るやうにせしものなりと、古來質朴の風さもあるべし。今様の金物にてかざりしものにはあるべからず。今又新式を圖す。これによれり。



わなの方は兩かたにかけ、左右の手を入るなり。背の紐は物を結付る白桐素木にて造る。

○方便嚢

淸異錄曰。唐季王侯競作二方便嚢一。重レ錦爲レ之。形如二今之照袋一每レ出レ行雜二置衣巾篦鑑。香藥詞冊。頗爲二簡快一。

此制僧侶の三衣袋と云ものゝ類なり。獨行の人携て甚可なり。日を經る旅行ならねど、一日遠に遊行し山水を賞するにも、携て物を失墜の患なく、閑人の爲には逸物なり。況や彼土にては王侯もこれを携ふや

○詩　嚢

唐書曰。李賀工二詩章一。每日出騎二欵段馬一。從二小奚奴一。背二古錦嚢一。遇レ所レ得納二嚢中一云云。

此餘、詩瓢詩筒の制、彼土に見へたり。予か友江若水、常に嚢を首にかく、詩稿、詞冊、筆硯を納て遊行す。賀があとを追と云。其形三衣袋のごとくにして小し、尙其形ものずきあるべし。畢竟方便嚢と同じものなり。又此土の制歌袋あり。旣に二の卷に出す。

○千里鏡

正字通云。今西洋國千里鏡。磨二玻璃一所レ成者。以二長筒一窺レ之見二數千里一。復制二小者于扇角一。近視者能使二レ之遠一。

山泉遠望の地に遊に、携レ之は甚興有。舶來花夷の制、此土にて制する物品類美悪あり。撰べし。夏房か縮地の術をからず。誠に巧なる具なり。千里鏡先より覗は近もの遠くみゆる。正字通の說のごとく、別に造らざれども兩用あり。すべて紅毛の制せるもの可なり。

○途　利

洞天淸錄曰。途利小文具匣。一以二紫檀一爲レ之。內藏二小裁刀。錐子。穵耳。挑牙。消息。修指甲刀。指剉。剔指。髮剃。鑷子等件一。旅途利用似レ不レ可レ少。

此具此土に制す。八德と云ものゝごとし。旣に壓尺、抽替の條に辯がごとし。

○逍遙座

胡床施轉關以交足。穿便絛以容坐。轉縮須臾。重不數斤。相傳。明皇行幸頻多。從臣或待詔野頓。匾不能登山。不能跂立。欲息則無以寄身。遂創意如此。當時稱逍遙座。此具野行遊山に携て便よし。今云たゝみせうぎ、警固の人、又は猿樂の鼓を打人の用るもの是なり。

○行廚

廚行、春擔、撍盒、提盒、山遊提合、食羅等の號、群籍の中多く載す。酒食を納て山川に遊ぶに用ゆ。彼土の制、此土の用に不便なり。世上多く品を盡して形狀有。意に任て取用ゆべし。今爰に委くせず。予其形を細く長く作る。世上の物とたかふ。是童僕携來て食器なりこ人不見。或書籍、或は卷帖、表裝の箱の狀に作る。又俗ならずして可なり。

○杖

是老人の歩行を助く。少年の人と云とも、嶮山に登り長途を行には助となる。竹藜木の三ツの内えらみ、つよくかるきを用ゆべし。古人の詩も銘も多し。山房十友譜には、老友と號す。或は扶老こもいふ。

○旅行雜具

旅行の時失遺の患なからしめんが爲、其至要のものをこゝに記す。猶其人によりて增減あるべし。

衣帶　浴衣　手巾　頭巾　包袱　襪　護膝・枕　紙鋪　雨具

坐褥　傘　笠　草鞋　金銀錢　纏　提秤　裁力　櫛笥〔櫛　剪刀

鏡　髮剃刀　蠟油　捻紙紐〕紙〔連綴紙〕巾箱本　途利　硯匣　藥籠〔丸散

用藥　艾　膏藥　煎藥袋　乾姜〕火刀〔火引　發燭〕火草　手燭〔今三德と云、此土の制有。

甚便なり。〕摺疊燈〔此土制也、彼土になし〕扇　椀　茶碗　茶注　淨巾　食盒

箸　七

茶（同袋）　白梅　松魚乾巴　乾魚　熬胡麻
棘茄味醬　醬煮豆　砂糖　寒具　番椒粉
人家遠く深山等を經て行旅中ならば、また其用意もあるべし。こゝに記す。

不レ飢法　麨（三十錢）　石蜜（十五錢）　人參（三分）
右各細末し、糊にて丸し、葛を衣にかけて貯べし。甚急飢をたすく。

高山水なく、或惡水にて飲べからざる處にて、渇を止る法あり。
大鹽梅（去皮去レ核搨て用ゆ、）七十顆　黑砂糖（百錢）　人參（三分）
各ねり合せ、丹薬のごとくして貯置て、少用れば忽に渇を止む。

遠路行の人　草烏頭　細辛　防風　各等分にして、草鞋を水にてぬらし、此藥をふりてふむべし。是いたまずしてよしと也。牛程蹇には番椒粉飯におしまぜ付べし。又撳甲瘡には兎の毫を付てよし。

○香具　茶具　酒器

香具は雅具の專要か。予香志を著し世に行る。此中に委し。因て略レ之。茶具酒器は共に後編にあり。

○花尊

瓶史曰。養瓶亦須二精良一。譬如二玉環飛燕一。不レ可レ置二之茅茨一。又如二嵇阮賀李一。不レ可レ請二之酒食店中一。嘗見。江南人家所レ藏舊觚。青翠入冥。砂斑垤起。可レ謂花之金屋。其次官哥象定等窰。細媚滋潤。皆花神之精舍也。大抵齋瓶宜二矮而小銅器一。如二花觚。銅觶。尊罍。方漢壺。素温壺。區壺。窰器一如二紙槌。鵞頸。茄袋。花尊。花囊。蓍草。蒲槌一。皆須二形製短小者方入二清供一。不レ然與二家堂香火一何異。雖レ舊亦俗也。然花形自有二大小一。如二牡丹。芍藥。蓮花一。形質既大。不レ在二此限一。嘗聞。古銅器入レ土年久。受二土氣一深。用以養レ花花色鮮明。如二枝頭開速。而謝遲。就レ瓶結レ實。陶器亦然。故知。瓶之寶レ古者非二獨以一レ玩。然寒微

之士。無ニ從致レ此。但宜成等窰磁瓶各一二枚。亦可レ爲ニ乞兒暴富一也。冬花宜レ用ニ錫管一。北地天寒凍レ水能裂レ銅。不ニ獨磁一也。水中投ニ硫黃數錢一亦得。

山齋志曰。壁間當レ可レ處ニ懸壁瓶一。

墨莊漫錄曰。竹筒簪レ花。

西湖志餘曰。禁中賞レ花。至ニ於梁棟牕戶間一。亦以ニ湘筒一貯レ花。鱗次簇插。

彼土にもかけ花、生竹の花生等もありと見へたり。寒士は必磁銅を不レ求。竹を用も質素にして雅なり。袁氏が論るごとく、花瓶は花の屋舍なれば、雅なるものを撰むべし。

○古景盤

清異錄曰。郭江州有ニ巧思一。多創レ物。見レ遺ニ古景盤一。銅爲レ之。花葶平底深四寸許。底上出ニ細筒一。殆數十。每ニ用時一滿ニ添清水一。擇ニ繁花一插ニ筒中一。可下留ニ十餘日一不上レ衰。

此土古來此制あり。東山殿御傍記に云、双花瓶、花傳志には小筒を入し圖もあり。仙傳書には草花瓶に作り、草花のみ挿の具にして、木の花はいけざるよし云り。今沙盤と云もの此遺制なり。木を以て造り漆にてぬり、其上にあんどうのごとくの紙にてはり、白礬を引し覆あり。花は塵埃かゝらず。此良法なり。中には細沙を入れ水をひたし、花をみじかく切てならべさす。細筒を用もよし。石竹菊の類尤よし

○菖蒲盆

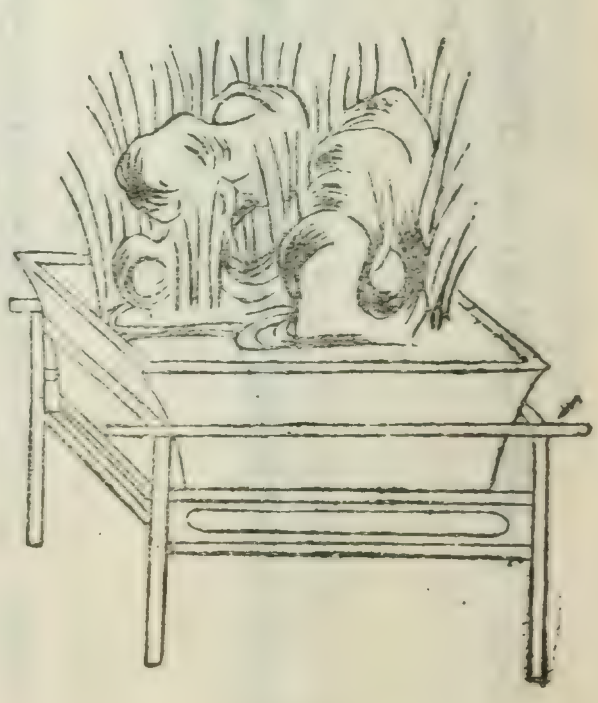
養老新書曰。怪石奇峯以ニ沙石一器種レ之。且暮易レ水則茂。水濁及有ニ泥滓一則萎。一寸九節者。服レ之可ニ以烏レ髭輕レ身延レ年。夜纂燈間置ニ一兩盆一。可ニ以收レ烟不レ薰ニ人眼一。東坡詩曰。碧玉椀盛ニ紅瑪瑙一。青盆水養ニ石菖蒲一。曾茶山詩云。窗明几淨室空虛。盡道幽人一事無。莫レ道幽人無ニ一事一。汲レ泉承レ露養ニ菖蒲一。文石淸漪斯亦几案間良玩也。

游宦紀聞曰。呂微仲便坐有ニ昌陽盆一。養ニ綠毛龜一。遵生八牋曰。置ニ蒲石几上一。收ニ朝露一以淸レ目。介石〔高士銘〕

一介不ㇾ與。一介不ㇾ取。確乎弗ㇾ拔。砬乎砥ㇾ柱。
靜室高齋。山立揚休。有ニ蒲與ㇾ荷。冷然侶ㇾ秋。

續文房圖賛の圖なり。介石高士と云なり。此土多く薄板を以て盆の下に重ぬ。これより圖のことく架に置しが、淸冷にして夏日に宜し。石菖蒲を養決云。春遲出。〔春分方出、〕夏不ㇾ惜。〔用ニ竹剪ㇾ去ㇾ葉、〕秋水深。〔深水養ㇾ之〕冬藏密。〔須ㇾ藏ニ密室ㇾ〕又忌訣云。添ㇾ水不ㇾ換ㇾ水。見ㇾ天不ㇾ見ㇾ日。宜ㇾ剪不ㇾ宜ㇾ分。浸ㇾ根不ㇾ浸ㇾ葉。其法盡ㇾ之矣。

予そのかみ菖蒲を養。砂に種れは育し、水のみにて種れば淸爛して不ㇾ保。もろこしの法不ㇾ合事をあやしむ然るに近頃、藝花家の古老予に敎て云、菖蒲を水にて養は三年にして成る。はじめ多く根を洗てつかね、水を浸すに、每日夏日は三四度、水をかへ、冬は一二日に一度かゆ。葉枯根くさるものを日々に去り盡し、殘るもの水にて育す。三年の後根固く葉細くしだれず。水につけ置て次第に繁茂してかれず。かやうに年々養しものは、價常の石菖蒲に十倍すと。予これを得て養に、言のことく少もかれず。此法第一の良法、今爰に記て世上に公にす。



烏有先生集

笠翁一家言曰。烏有先生集余新制ニ一箇ㇾ外作ニ縹ト箇冊ㇾ之形ニ。啓而視ㇾ之。則空空如也。凡案頭需用之物。如ニ筆墨圖章之屬ニ。悉貯ニ其中ニ。因以ニ烏有先生ニ命ㇾ名。道ニ其不ㇾ實也。〔有ㇾ銘略ㇾ之〕
此筒を造り。机案の傍に置て、凡百の具を納べし。何ぞ抽替机を用ん哉。

○沒字碑

即前鳥有其同物而異ニ其名一。形亦小異。彼背ニ書本一。此類ニ法帖一。（有レ銘略レ之）

此筒も其用前に同じ。好む所に隨て造るべし。

○無塵子

雲仙雜記曰。方銘隱ニ天門山一。以ニ椶櫚葉一拂レ書。號曰ニ無塵子一。月以ニ酒脯一祭レ之。

又茶經及文房續圖贊に、椶將軍、勇退老夫の號あり。椶櫚葉にあらず皮を用ゆ。此土古より此具ありて其用多し。酒脯を以て祭るは戲のみ。賈嶋我詩を祭と同日の戲なり。余が友某、歳末賈嶋にならひて年中の吟詠を祭るとて、自ら酒を飮て祭る。五尺の御酒德利の句有。是は此賈氏にまさる事を覺えて絕倒す。

此土茶事家、鳥羽を以て帚とする。雅なる事椶帚に勝る。或は孔雀金雞の好羽を添てかざる。又雅趣を助く。

○琴祕閣

陶元亮蓄ニ素琴一無レ絃。玩ニ其質ニ而遺ニ其聲一。蓋形聲兩忘矣。（出寓簡）

琴は文房中の清玩、其事五の卷に委す。再絃無物を出す。無レ絃玩レ質。我左袒す。聲形兩ながら忘るゝは釋老の腐談、食味兩ながら忘て死て後行れん。

○如　意

王梅溪集云。不求人（一名如意、）牙爲ニ指爪一。木爲レ身。撓レ痒工夫似レ有レ神。

釋氏要覽云。梵名阿那律。秦言ニ如意一。指歸云。古之爪杖也。用以搔抓如ニ人之意一。故曰ニ如意一。

齊垣榮祖傳曰。高帝以レ鐵爲ニ書鎭如意一。甚壯大以備ニ不虞一。

徐氏筆精云。南齊僧紹隱ニ勞山一。詔徵不レ就。賜ニ竹根如意筍籜冠一。隱者以爲レ榮。

如意の用は痒を搔に止る。或は木、或は鐵、或は芝、或は竹にて作る。余鐵如意あり。趙南塘の銘有。重くして不虞に備へんには宜し。痒をかくには益なし。これを人に贈る。只竹の如意ありてこれを止む號蟠龍。かるくして自然の器にして用に摘ふ。世上の僧侶用にかなはざるものを持て、只容貌を飾ふ。無用の虚器笑に絶たり。爬痒的搔背の名空し。

○塵尾（ホッス）

古塵尾を以て作る。因て惣名となる。總て拂子（ホッス）と云。群籍の中多くのする所なり。其用蚊蠅を拂ひ、塵を拂に止る。僧侶毛の長を持す。雅なる事は雅なれども、其用に摘ふは毛短く柄長きもの宜し。此土蜀雞の尾を以て作るものあり。用て蚊蠅をかるによよし、塵を拂には毛なるものよし。

通雅栄紀曰。高祖所レ居陛室。壁上挂二葛燈籠麻一蠅拂。

今此土の雅士、椶櫚皮にて作る。雅素これに勝るものなし。

○扇〔附扇墜〕

古は扇團のみ。其後摺疊扇おこれり。其制數品群書中に多く載たり。其用多し。風を招き、日を障へ、蚊蠅を拂ふ。貴人は笏を持、庶人は扇を持て、其用に當つ。蒲葵扇（ビロウチハ）清雅なり。舶來のもの、此土に制する品をつくして世にあれば、今委く記せず。羽扇又清雅なり。

扇墜は摺扇の懸錘（アモリ）なり。石木金玉にて彫むものを用ゆ。腰扇失遺の患なくして宜し。

行厨集曰、扇墜玉者曰二玉墜一、珀者曰二珀墜一。用二幾枚一。其始宋より起るこ五雜俎に見えたり。京師合レ香爲レ之者。暑月以辟二臭穢一云云。〔五雜俎〕

○料絲屏

料絲燈屏風出二雲南金齒衛一。用二瑪瑙紫石英諸藥一搗爲レ屑。煮爛爲レ粉。用二北方天花菜一點凝成レ膏。乃繅横織如レ絹。勻薄（ヒラメウスシ）上に綺畫也。〔華夷珍玩考〕

これも又文房の煥彩なり。然ども寡士の物にあらず。余友某の家此屏あり。背面より織成す。硝子の中に白絹に彩畫をかきて挾む。尤舶來のものなり。清雅見るに堪たり。

○方　枕

癸辛雜識曰。余習懶成レ癖。毎レ遇暑晝必須偃息一。客有下嘲孝先一者上。輒哦レ此以自解然。毎苦枕熱展轉數四。後見二前輩言一。荊公嗜レ睡。夏月常用二方枕一。或問何意。公云。睡久氣蒸。枕熱則轉二一方冷處一。此非二眞知二睡味一。未レ易レ語レ此也。

○菊　枕

花史曰。□英營種二菊數畝一。秋日採二花藁一枕。曰二幽人枕一。

菊枕は目を明にし、頭痛を治と云。芬芳千夜夢。風雨一囊秋。と笠翁か詩に作りしごとく、其香枕邊に薫し、清雅に堪たり。躍仙神隱藥枕之方あり。然ども幽人枕のよきにはしかじ。

○尺（モノサシ）

尺はしばらくも無ばあるべからず。此土尺の中央にみぞを彫、界を引に用ゆ。世にひけいと云。尺は古今和漢其品數十あり。余が泉谷隨筆に考へのす。今世上用る金尺と云ものは唐尺なり。常には通用してこれを用ゆべし。

○裱（カケ）軸（モノ）

此土に云かけ物なり。書畫の類を裱裝（ヒヤウ）して、壁間にかけて閑情を助く。書畫の樂み前後の卷に出せり。其制世にしるごとし。眞幅（タテモノ）、横披（ヨコモノ）、單條（イチキヤウモノ）、對軸（ツイ）、紙裱（カミヒヤウグ）、絹裱（キヌヒヤウグ）、輪（リン）裱背、裱（シン）補（ヒヤウグ）背等の品絹を用るに、其色、其品、寸法等故實多し。又大和表具と云ものあり。官家に用給ふものなり。余傳受すといへども、大切之事なれば、しばらく爰にさし置ぬ。別に秘冊の中に記し侍る。

○畫（カケモノカケ）叉

或は叉竿、軸杖とも、掛軸とも書なり。かけ物ある時は、此物なくんばあるべからず。必そなふべし。

○打　枝

これは厭書の類なり。銀にて橘の枝おりを造る。高貴の人より呉服など被下の時、おもしに置て出すものなり。のしをもりにも用ゆ。橘の實ひらくやうに造りしもあり。是には五穀を入て、祝義の時用る事ありと、委は不ㇾ知。たづぬべし。

○砧　枕

是も此土の制なり。絹を巻て打きぬたのごとく作り、中の絹まく所にわたをまき、絹をきせ枕とす。夏日あたゝまる時は、ぐるぐると冷き所へまはさんか爲なり。方枕の意に同じ。是も雅物なり。

○焚　掛

是も此土の制作なり。箱に作りすかしをあけて、中に引出し有。これに香爐を入れ、香を焚て髪に留る具なり。此箱を枕とするなり。幽氣馥郁として雅趣多し。世に多く有ばくはしくしるさず。

○打枝追考

書聞集云、沈のをしきに玉のさかつき、銀のさらに金の立花一ふさをかれたるを持たりけりと云々。予銀の皿に銀のたちはなをのせたるを見る。これらの類なるべし。たち花の實ひらくやうにせしは、香を入る用にやあらん。

○水石供

徐獻忠水品曰。暑中取ニ淨子石一疊ニ盆盂一。以ㇾ清泉養ㇾ之。此齋閣中天然妙相也。能清ㇾ暑長ニ目力一。東坡有ニ怪石供一此殆泉石供也。此説のごとく、清水を以て五彩文石をひたし、暑中坐邊の清翫となすべし。雅趣其多し。

雅遊漫錄卷之三終

雅遊漫錄卷之四

錦繡譜小引

凡錦繡の世上に至寶とせるものを、其色、其紋がら、大概先輩の定し料物までしるす。其料は只高低なしるさんため書付置しものなるべし。

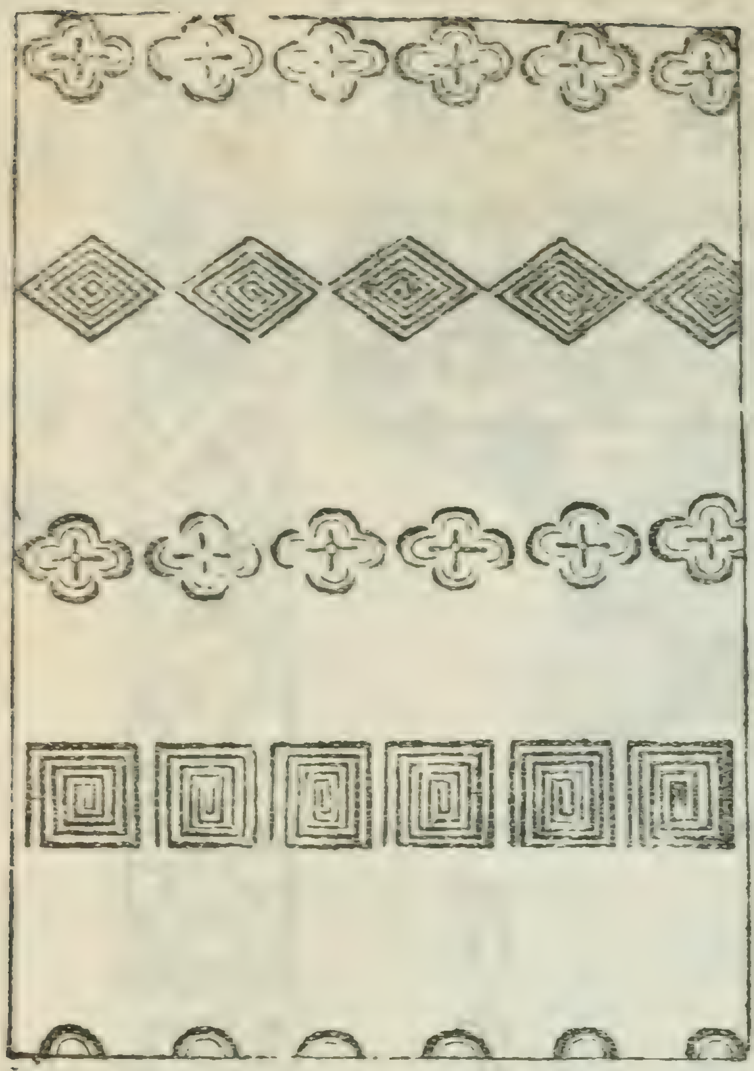
劉熙釋名曰。錦金也。作レ之用レ功。重二其價一如レ金。故制レ字。帛與レ金也。丹陽記曰。歷代尚未レ有レ錦。而成都獨稱レ妙。故三國時。魏則市二於蜀一吳亦資二西蜀一至レ是始乃有レ之。益州記曰。錦城在二益州南。笮橋東一。流江南岸。昔蜀時故錦宮也。處號二錦里一城墉猶在。鄴中記曰。錦有二大登高。小登高。九明光。小明光。大博山。大茱萸。小茱萸。大交龍。小交龍。蒲桃文錦。班文錦。鳳凰。朱雀錦。韜文錦。桃核文錦。或青綈或黄綈。或綠綈。或紫綈。或蜀綈一。工巧百數。不レ可二盡レ名一也。〔華夷珍玩考〕

今爰に錦の、彼土の書に載るものを擧て、しばらく其出所にそなふのみ。

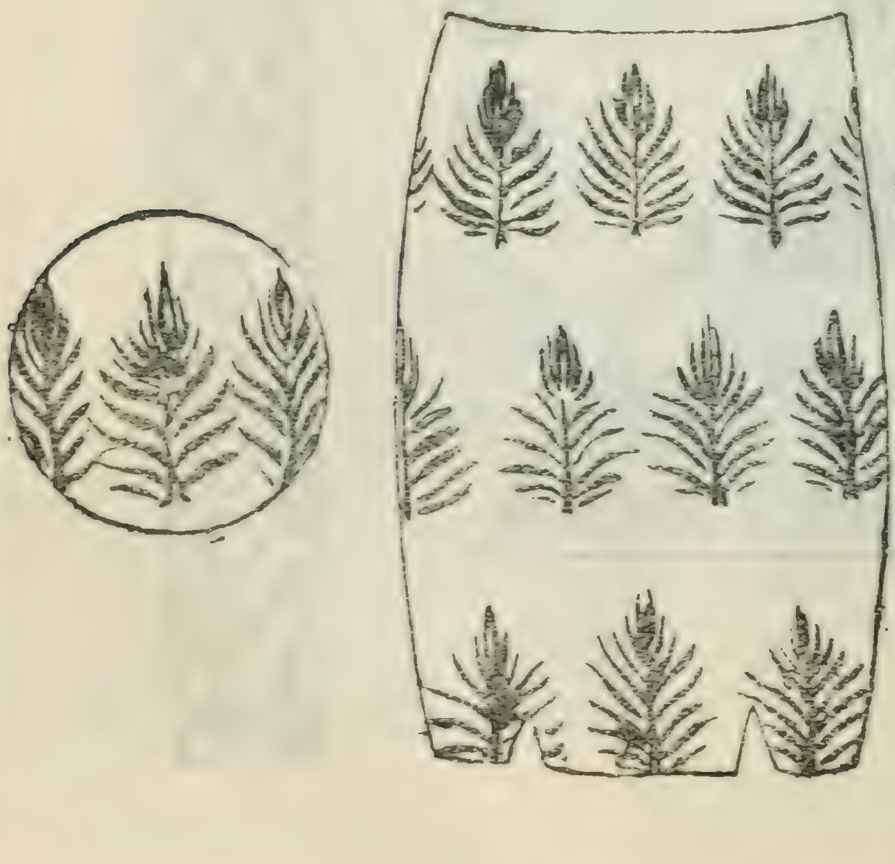
名物錦繡圖

年来目撃スル所ノ錦文數十種ヲ圖ス看覧ノ君ヨ其大概ヲ取テ眞ヲ此ニ攻ルヿナカレ

大倭錦



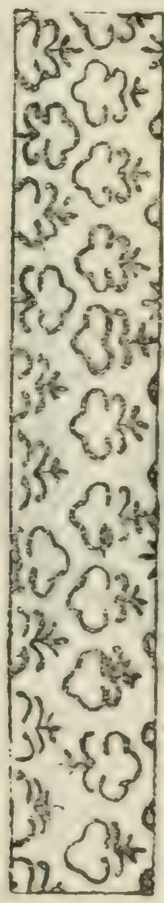
雞頭金襴



大燈金襴





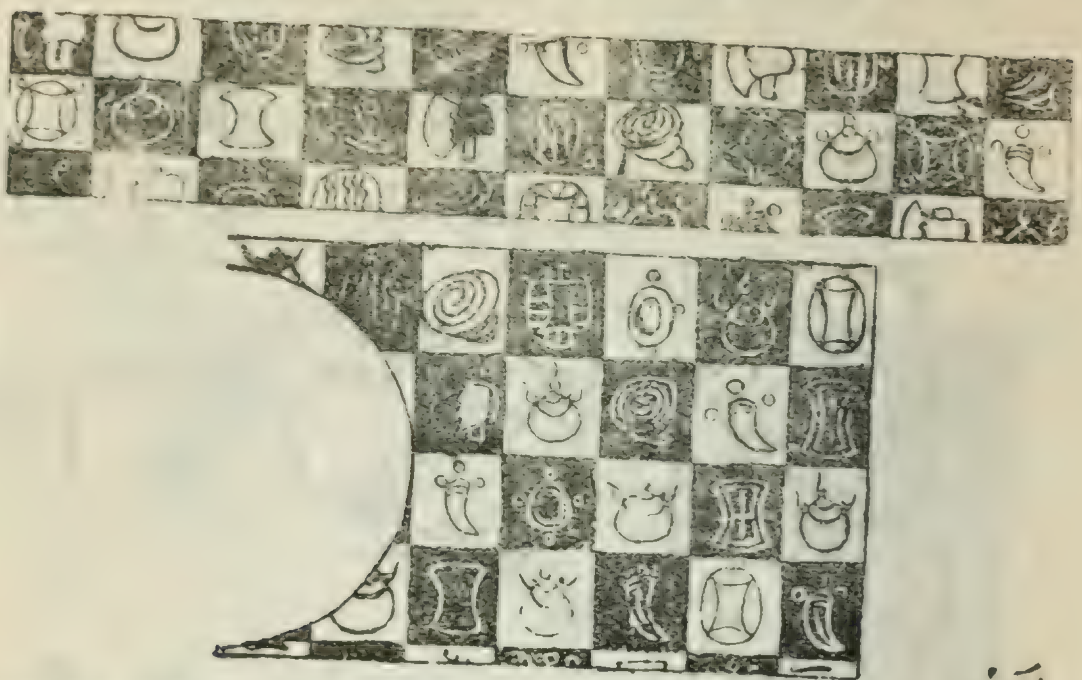


花兎金襴





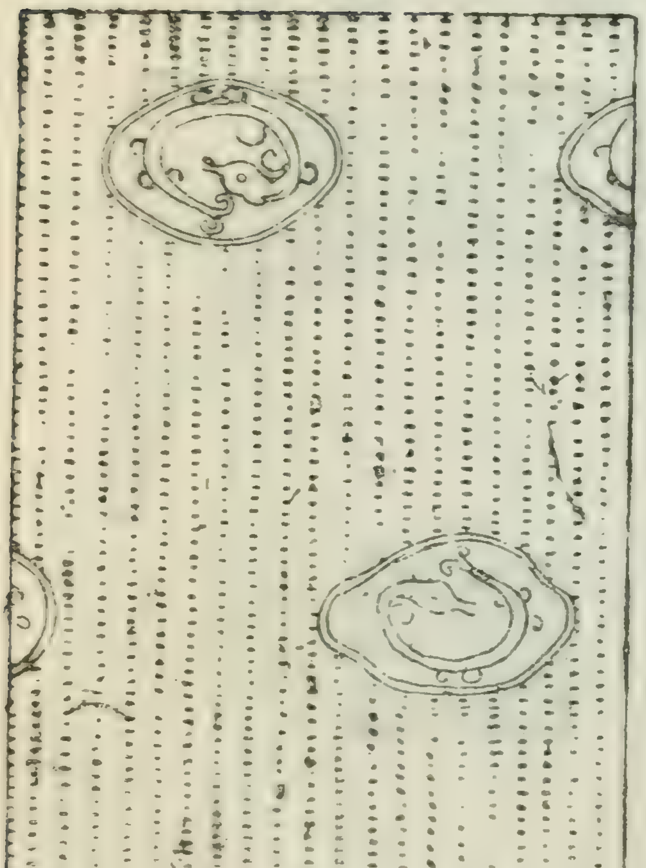
釣石疊金襴



淨智金襴



同上



鶯金襴



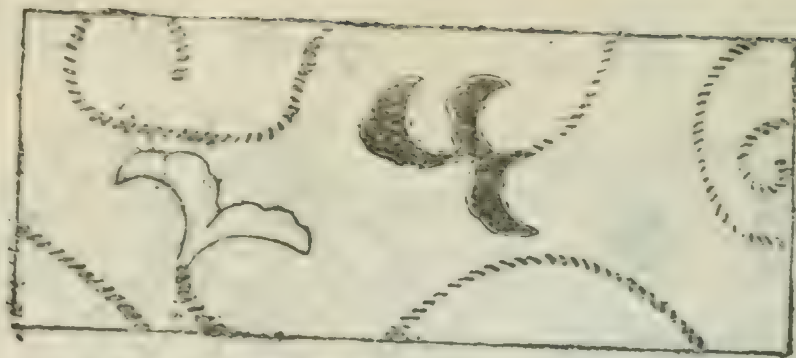
荒磯金襴



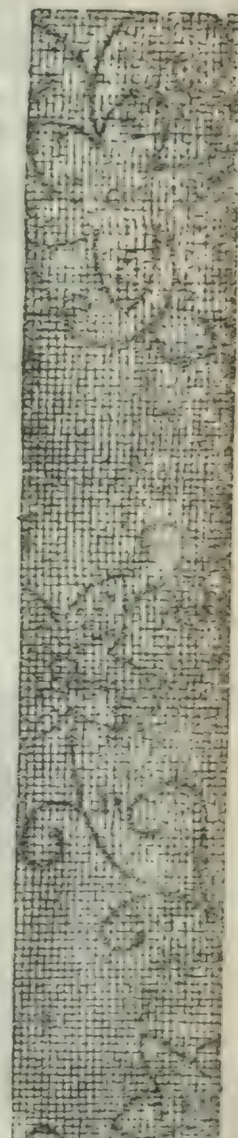
印金

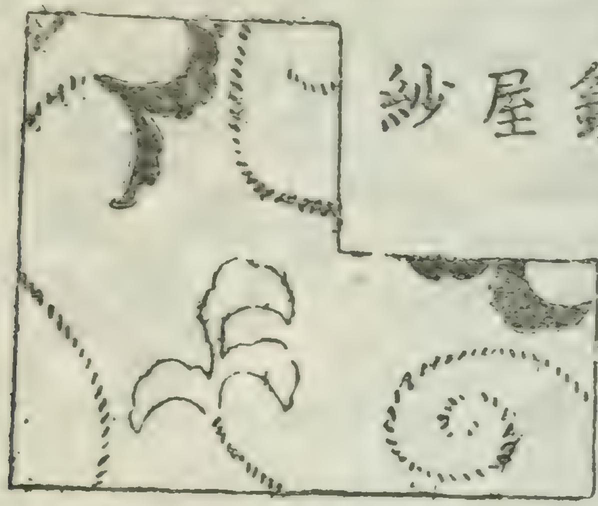




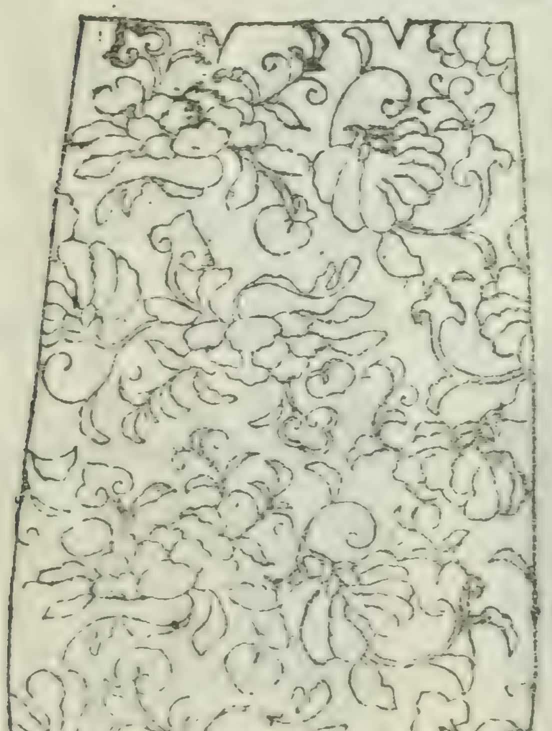


金紗





錢屋紗



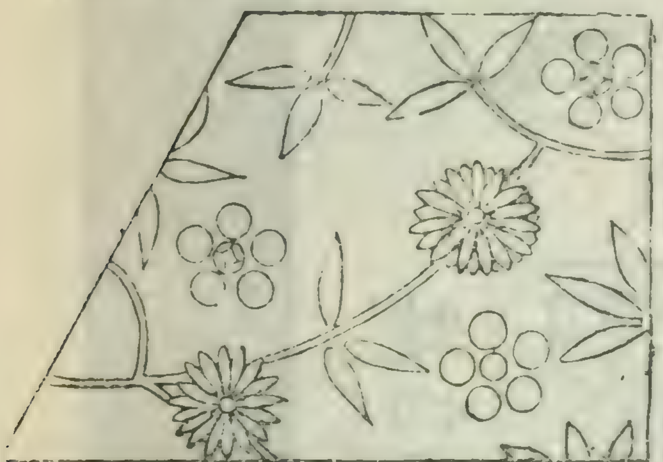
燒切黑舟切

白極純子

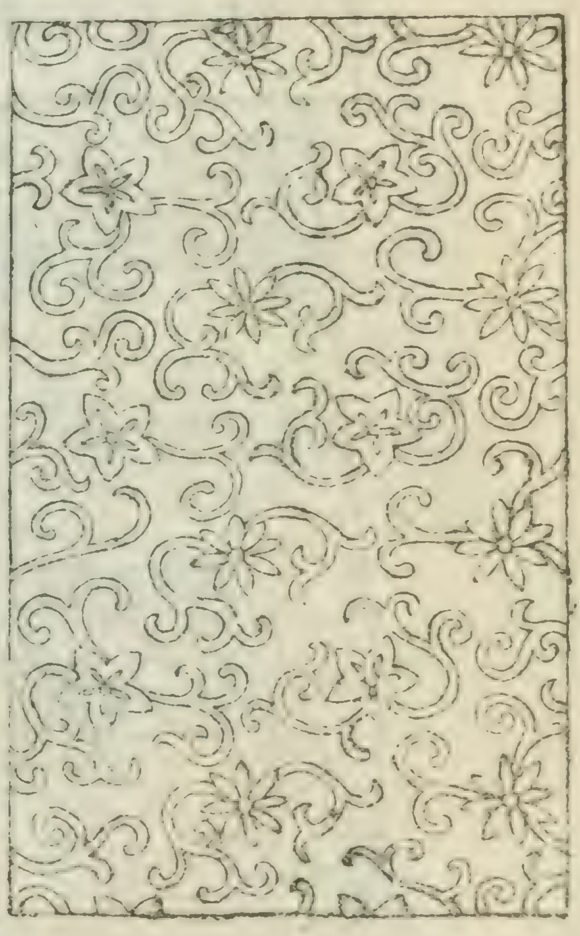


笹蔓純子

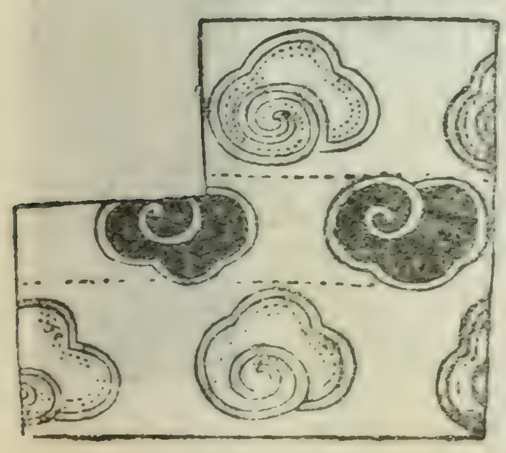




正寶寺純子



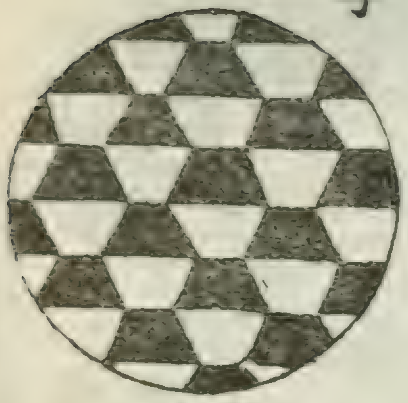
渦純子



七羊純子



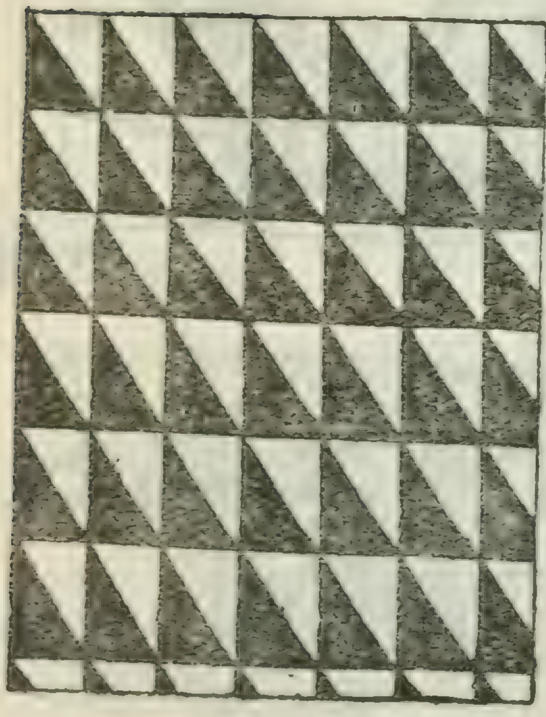
袴腰純子

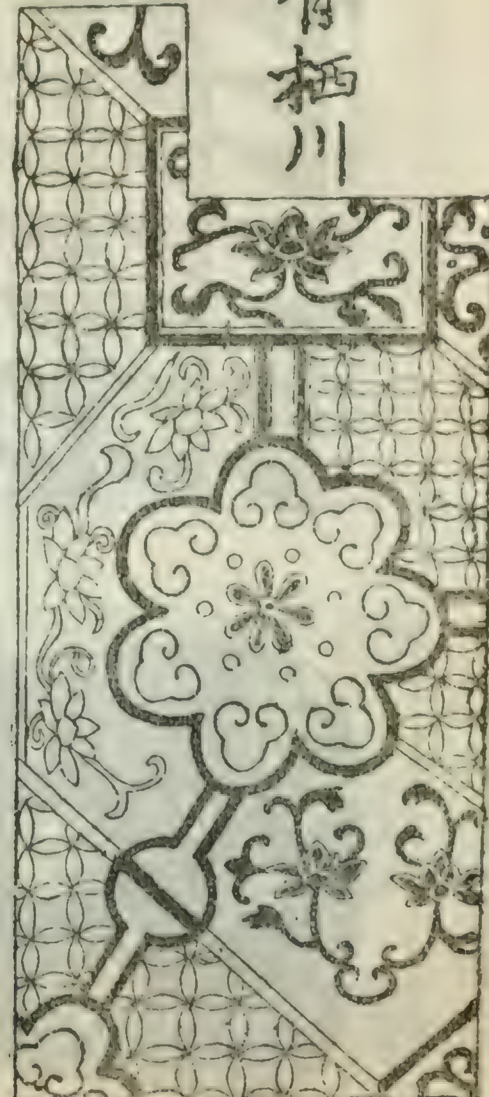


珠光純子

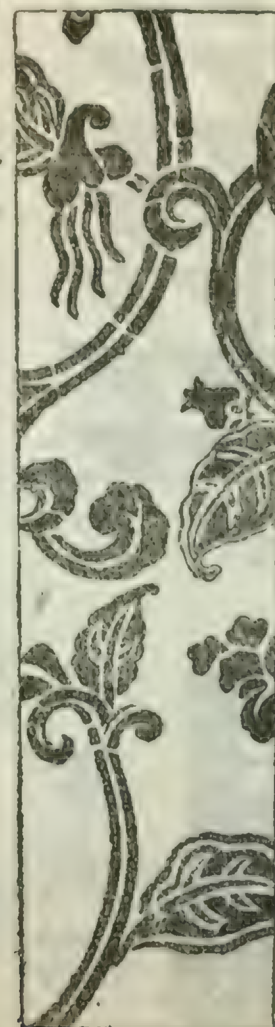


住吉切

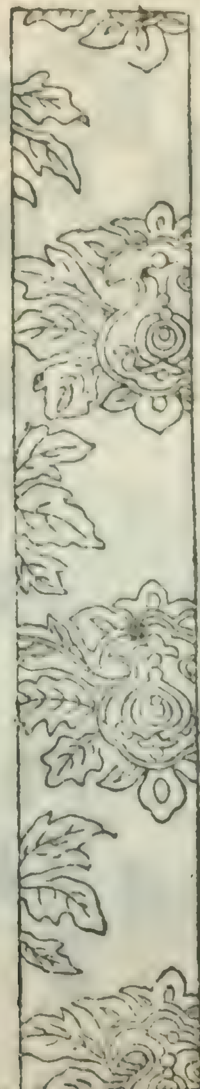




有栖川



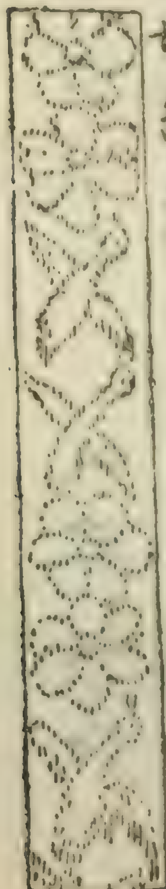
羅地印金



織田純子



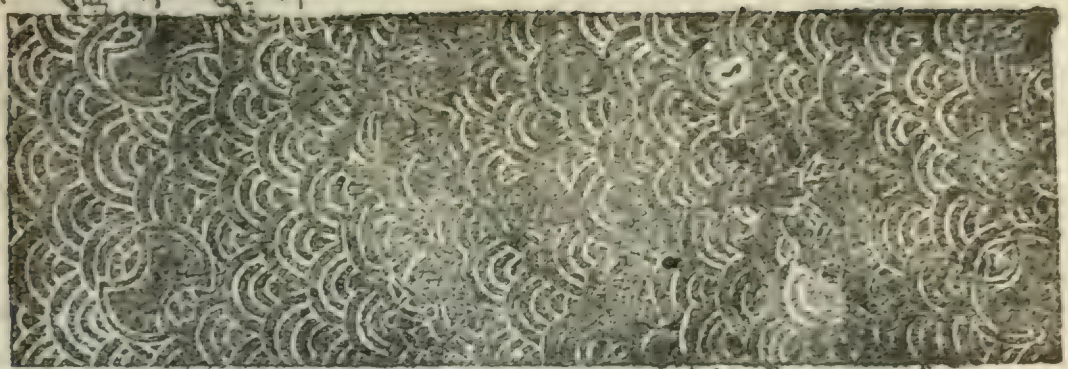
時代純子



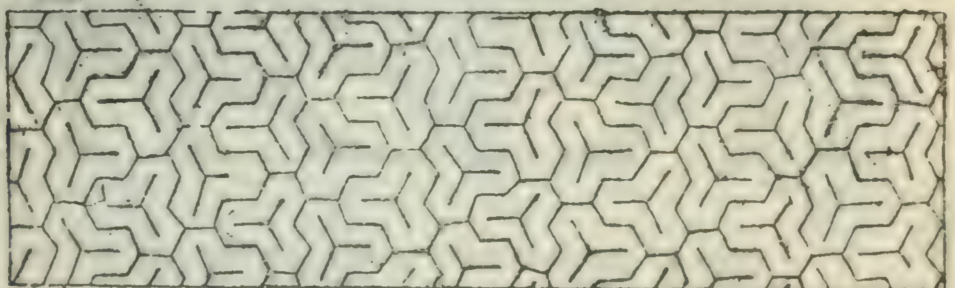
清水切純子


和久田切
テンス印金
釣鎖り
時代沙切
興福寺切銀襴
長樂寺切

本能寺緞子



釼先段子



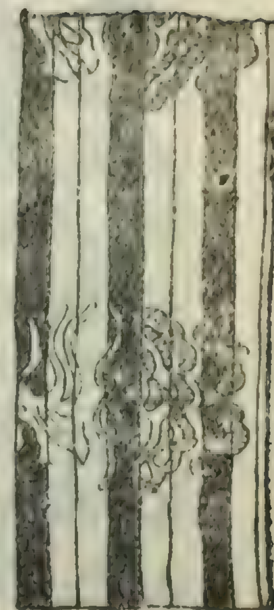
綴り錦



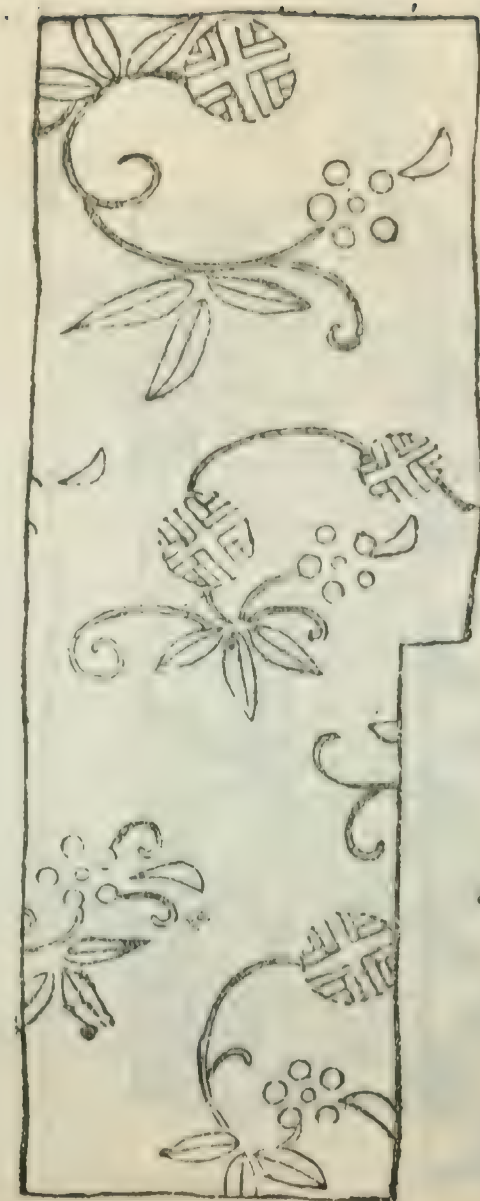
蜀紅



金春切



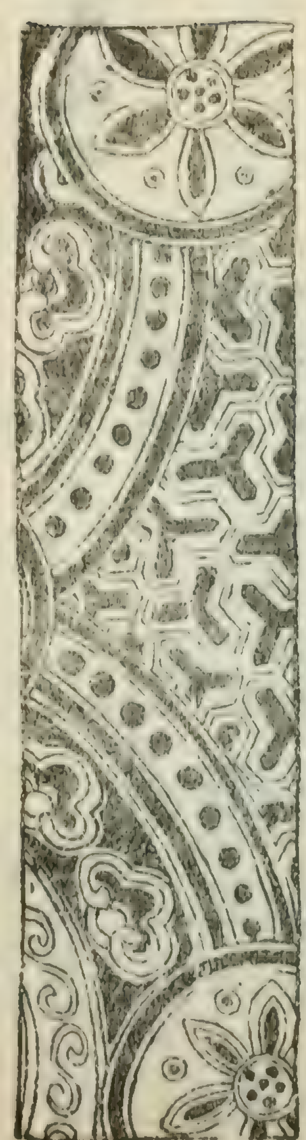
笹蔓緞子



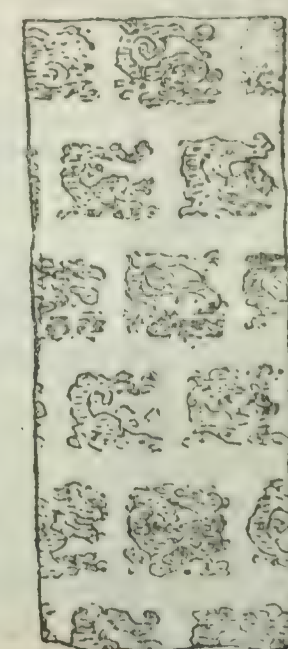
紹鷗緞子



釼太鼓金襴



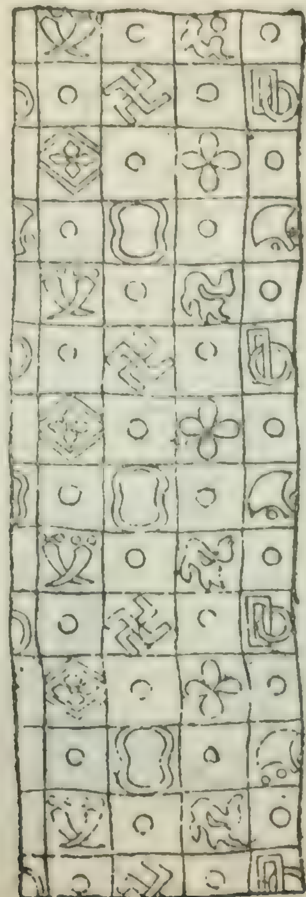
角龍切



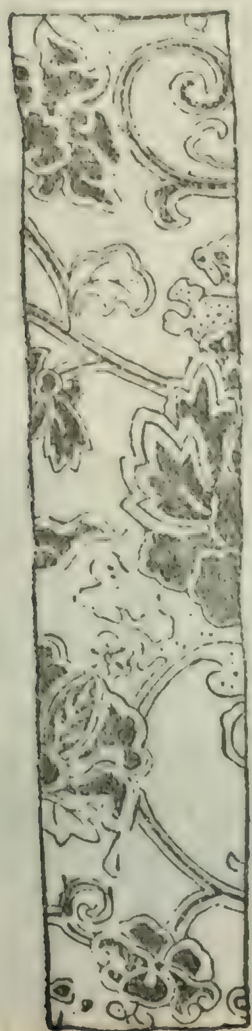
嵯峨桐金襴



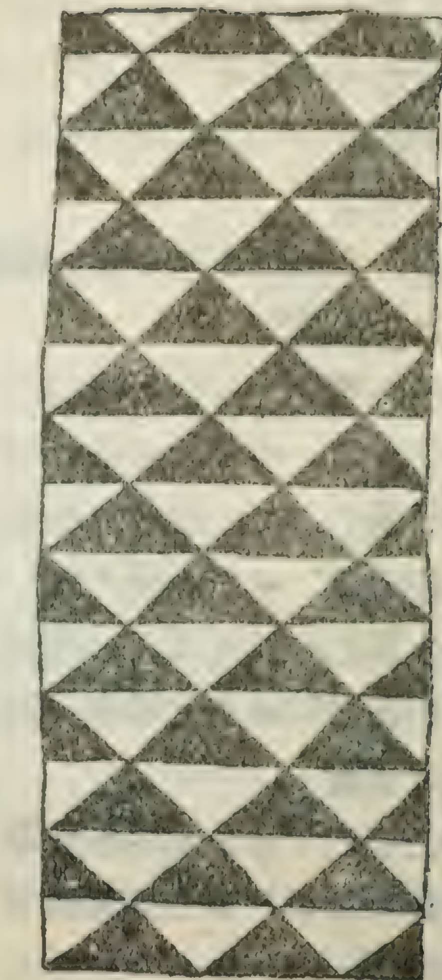
小石畳



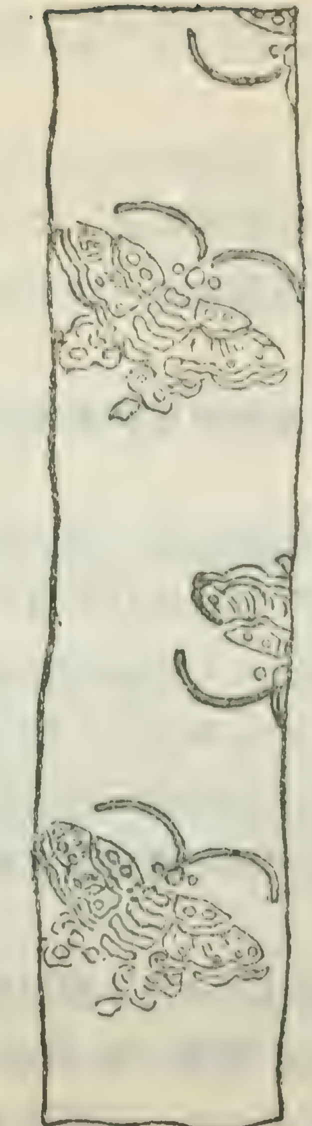
ウンケン



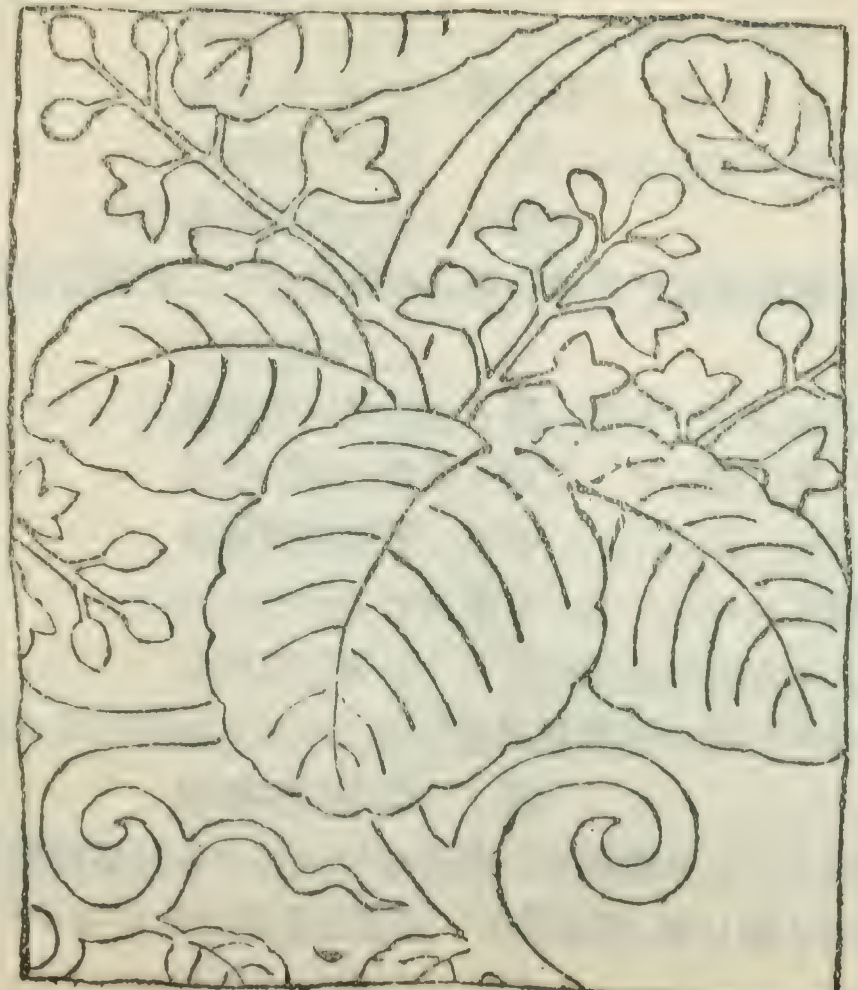
鱗形



伊藤切



大内桐金襴



大和錦

地色黄、又は萠黄も有。神具につかふもの也。模樣花なり。紫赤などの綿錦也。手はすぐれぬ物なれども、日本様の織物なりとて、住吉其外大社の御神寶の道具に、是をつかひ巾なり。神代よりありしと云傳へ、日本織物の初とす。

鷄頭金襴　　茶入袋程にて　　代金二拾枚程

地色すわうさめ、少し黒み有。模樣葉鷄頭、作土、幅一寸程、地組大襴地なり

大燈金襴　　同　　代金三百貫位

金百貫は三十五兩をいふ也

地色すわうさめ、もやう茘枝梨に上下につめあり。五の日にすはる、但し大襴地也。大燈國師袈裟の切なりと云。

長樂寺金襴　　同　　代金三百貫位

地色すわうさめ、もやう七ッ星、五の日にすはる。間に龍の丸、但し大襴地なり。

逢坂金襴　　同　　代金三百貫位

地色花色、もやう七ッ星、五の日にすはり。間に龍の丸あり。但し大襴地なり。

劍先金襴　　同　　代金三百貫位

地色紺地、もやう劍先、三方へ入違、間に龍の丸あり。但し大襴地なり。

嵯峨切金襴　　同　　代金三百貫位

地白花色、もやう五七の桐、亂にならぶ。間に地紋あり。但角菱也。金のあじやはらかにして刻細し地組襴地也。東山殿御寄進、大内義隆に被二仰付一唐へ織に被レ遣候切也。嵯峨の釋伽の戸帳なり。

花兎金襴　　同　　代金三百貫位

地色花色、もやう作土の兎、但大小有。地組欄地なり。

花麒麟金襴　同　代金三百貫位
地色花色さめ、但し茶色のごとし。もやう大作土にて、花ときりん。但作土之大さ一寸五分位。

トミタ金襴　同　代金拾枚位
地色すわうさめ、もやう雲、但し又雲の間に寶盡し入たるも有、地組欄地也。東寺の寶物大師の鐵鉢の下、御手に乘候處、右之とみたにて張て有之候。凡千年に及候切レなり。

住蔵切金襴　同　代金拾枚位
地色花色さめ、但し茶色のごとく、もやう大作土の形、大さ一寸三分程、地組欄地也。

橘屋金襴　同　代金拾枚位
地色こい紫、もやう鳳凰の丸、間遠のき、五の目にすはる。地組しゆす地、らん地の間。

興福寺切銀襴　同　代金拾枚位
地色こい紫、もやう如意寶珠、五の目にすはる。地組らん地、しゆす地の間なり。

銀閣寺金襴　同　代金百貫位
地色白地、もやう雲に飛鶴、地組欄地也。但なめ錢切と同作なり。

木下金襴　同　代金百貫位
地色こい淺黄、もやう鳳凰向合、油煙形にならぶ。地組らんじ、しゆす地の間、

錦金襴　同　代金拾枚位
地色薄もへぎ、もやう金地輪違、間に鳥の丸、又唐花有、地組庵地

大德寺金襴　同　代金三兩位
地色白地、もやう石疊、一ツは石、一ツは花有、しゆす地なり。

つり石疊金襴　同　代金拾枚位
地色萠黄さめ、もやう石疊、かげひなたとも寳盡し。一ッ宛入、地組しゆす地、らん地の間。

鷺鷥金襴　同　代金三百貫位
地色紺地、もやうおし鳥、鳥の大さ幅一寸程、少シあをのき、五の目にすはる。紋の間あまり遠のかず。但地組襴地也。右の切、京本國寺日蓮まんだらの表具、惣へりにかゝり有も也。

針屋切金襴　同　代金百貫位
地色もへぎ、もやう鱗形、幅一寸程、其中に又小き鱗形有。地組襴地なり。

なめ錢切金襴　同　代金二枚位
地色色々、もやう三分四方位のぜに、唐草にて、間に寳盡し有。地組襴地。

大内菱金襴　同　代金百貫位
地色花色、もやう長一寸程、幅四分程の菱の內に花、但し五の目にすはる。地組しゆす地、らん地の間。

大内桐金襴　同　代金拾兩位
地色色々、もやう四寸餘りの桐唐草、地組庵地なり。

大友菱金襴　同　代金三枚位
地色もへき、もやう油煙形のごとくなる菱の內に花有。地組庵地也。

高臺寺切金襴　同　代金二枚位
地色紺地、但し茶地のごとし、もやう二寸餘り牡丹唐草の二重蔓、地組襴地。

芥川金襴　同　代金拾兩位
地色白地、もやう浪に水草、雲に鳳凰、地組しゆす地、らん地の間。

劍太鞁金襴　同　代金百貫位

地色紺地、もやう太鼓輪違、間に劍先有。地組襴地なり。

角龍金襴　同　代金百貫位

地色色々有、もやう龍と花との形にて作土なり。又間に押織も有、地組襴地なり。京永觀堂寶物に有之。角龍は白地也。

建仁寺金襴　同　代金三枚位

地色もへき、もやう唐花の唐草木に卷つく。地組安樂庵地。

大鈍銀襴　同　代金壹兩位

地色品々、もやう桐から草、其外有、地組ぬき苧にて織たる物也。

淨智金襴　同　代金壹枚位

地色白地、もやう花兎の作土間少遠くすはる。地組襴地のごとくにて、立に麥はら筋あり。信長時代にわたるなり。

藤種銀襴　同　代金壹枚位

地色もへき、もやう小作土、地組あや地也。

義隆金襴　同　代金貳兩位

地色白地もへき赤地、もやう唐桐の横から草、常の大內桐より紋大きく、つる一枚の半分有、葉多し

地組しゆす地、信長時代渡。

なでしこ銀襴　同　代金百貫位

地色もへき、もやう撫子の花斗、五の目にならぶ。地組襴地なり。

雲鶴金襴　同　代金拾兩位

地色品々、もやう雲に鶴、地組大鈍地を上々の糸にてよみこめたる物也。

安樂庵金襴　同　代金五兩より卅兩位まで
地いろ品々、もやうしな／＼、地組大襴地を上々の糸にてよみこめたるもの也。世に是を庵地といふ

古金襴　同　代金貳兩より廿兩まで
地色品々、もやう牡丹、二重蔓の唐草、一重蔓の唐草、一重蔓、其外色々もやう有、地組雲斎織のごとし。世に是を襴地と云。右の切世に東山殿と云。則義政公御好にて唐へ織に被遣候切なり。

いなご銀襴　同　代金三兩位
地金薄もへき、もやう小鱗形、地組淨智と同斷。

荒礒大純　同　代金三兩位
地金こい花色、もやう浪に魚、地組大純地なり。

いとや切金襴　同　代金五兩位
地色花色、もやう山伏のりんほう、右の切時代古し、日本の織物也。

印　金
地色品々、もやうも品々なり。金襴の類也。牡丹から草作土多く、地組は紗のごとし。金筋金泥を以てもやうに置たる物也。押分あり。袋には不遣候表具地也。さいしき入

紋紗印金　緞子地印金　さや地印金　綾地印金　木綿地印金　しよは印金
高麗印金
日本印金
なら印金〔あや地にてのり置也〕　京印地〔もやう品々〕　糸や印金〔もやう牡丹作土〕　一本印金〔地組籠地、是を上々とす〕

金　紗

地色品々、もやうも品々、地組大ていは白人も知る通紗也。至極は印金地に縫也。色糸入たるも有。是を世にほら地と云。右縫紗高直也。織紗是は金糸ともに織たる物也。直段下直也。

織部紗

地いろ紺地其外あり。もやう小唐草、其外いろ〱あり。古田織部殿好にて、京竹屋町にて、唐人にぬはせられ候切也と云。

錢屋切紗

地色紺地、其外有、もやうにから草、其外有。織部紗に似たる物にて唐物なり。堺錢屋何がしものずきにて、唐へ織に遣候切なり。

京極金屋紗

地色いろ〱、もやういろ〱、右之切日本物にて京織也。直打なし。

やけ切紗

地色品々、もやう品々、右之切、慶長年中に渡る。地組しゆす地金の割細く、和らかにして古金襴についでけつかうなり。とかくもやうしほらしき物也。直段品々あり。

こんがう切錦金襴　同　代金二枚位

紺柿茶白筋の竪嶋に金紋寶盡なり。自然は烏龍の丸紋あり。本は金剛太夫能衣裝のよし云り。

本能寺純子　同　代金拾枚位

地色色花さめ、もやうせいかい波に唐花、間に寶つくしとも紋也。

下妻少進純子　同　代金拾枚位

地色薄茶、もやう干網に丸尾長鳥、間に寶つくし、組紋の色黄唐茶、下妻少進は西本願寺坊官、右之鈍子此人の家に茶入袋にて一ッ片身有。其内一ッは去方へ依二所望一被レ遣由、片身斗家に有と云。其外類

切折々は出るなり。

白極純子　同　代金拾枚位

地色花色さめ、但シ茶色のごとし。もやう千網丸尾長鳥、間に寶づくし、但とも紋なり。

白極はいにしへの鼓打にて、將軍家より拜領の鼓の袋にかゝり有之よし。

宗旬純子　同　代金拾枚位

地色花色さめ、但茶色のごとし。もやう六ツ輪違、組し龜甲の間に寶盡に、但とも紋なり。

釼先純子　同　代金拾枚位

地色花色さめ、但茶色のごとし。もやう三方ヶ釼にてつり合、組紋の色黄唐茶。

有樂純子　同　代金百貫位

地色花色、もやう千網に油煙形の鶴、但白きうき紋、有樂は織田信長公舍弟也。

正ぼう高純子　同　代金拾枚位

地色花色さめ、但茶色のごとし。もやう二重蔓菊から草、間に桔梗花から草有。但とも紋なり。

藤谷純子　同　代金拾枚位

地色花いろもやう、地もんにまんじ纈菱こぼれ梅、但白きかき紋、定家の裝束の切なりと云。

笹蔓純子　同　代金二枚位

地色うすもへき、もやう笹りんどうのから草、間にこぼれ梅、又間に鳥入たるも有、但紋黄唐茶。

うず純子　同　代金二枚位

地色玉子色、もやうれいしとちやうはんのやう成紋。但しもへぎの浮紋なり。

京極純子　同　代金二枚位

地色うす淺黄、もやう千網梅ばち、間に寶盡。但紋黄唐茶。

鎌倉純子　　同　代金一枚位
地色かば茶、もやう鱗形、但し淺黄うき紋。
亡羊純子　　同　代金三兩位
地色花色、もやう鳳凰に茘枝の唐草有。但し紋黄唐茶、亡羊は三宅氏、堺連歌師にて茶人也。右どんす羽織のよし。
道玄純子　　同　代金五兩位
地いろ花色、もやう丁子唐草、但し白きうき紋。
紹鷗純子　　同　代金三兩位
地色花いろ、もやうから草にはい龍、但し黄がら茶浮紋。
遠州御家純子　　同　代金二枚位
地色花色、もやう寳盡、間に輪違。但し白き浮紋。
そうご純子　　同　代金三兩位
地色こい花色、もやうから草にはい龍、但しもへぎうき紋。
清水切純子　　同　代金五兩位
地色花いろ、もやう梅の立木に鶯、間に金の入たるも有。但もん黄唐茶。
遠州荒獅子純子　　同　代金一枚位
地色花いろ、もやうから草にかけ獅子、但白きうきもん。
的場切純子　　同　代金百貫位
地色うす茶、もやう龍の丸、地合なゝこ但とも紋也。右のどんす、頼朝公富士の御狩の時、ひたゝれの切なりと云。

御朱印純子　同　代金三兩位
地色うす茶、もやうやれ雲、但とも紋なり。
立田羽純子　同　代金貳兩位
地色花色、もやう打菱に輪違、間に實つくし。但白き浮紋。
珠光純子　同　代金拾枚位
地色花色、但茶色のごとく、もやう龍つめ斗、但とも紋、右之純子、南部にて松屋源三郎所持片付茶入袋片身にかゝり有之。但どんす時代本能寺と同前也。
佳吉純子　同　代金壹枚位
地色すはうさめ、もやう麟形、但黄唐茶の紋。
袴腰純子　同　代金壹枚位
地色かば茶、もやう袴のこし板、五の目に有。但し紋うすもへき、以下色々之切。
海黄切
地色もへぎ花色、むらさき其外有、何もぬきくろし、桑丸といふものと紛るゝ物也。委は筆に不レ及。
紋海黄切
地色むらさきもへき、其外有、ぬきくろし、地友いろにて、雲に牡丹からくさ。
時代錦
地色品々、もやう品々平金入、時代吉を高直とす。金入さる錦下直、わた錦彌下直也。委難レ盡。京本國寺まんだらの表具に夕顔の錦と云有。世に夕貝のまんだらと云。地色赤地、夕がほのから草、高氏の裝束の由、是をにしきの上々とす。
つゞり錦

地色品々、もやう品々、織たる物にあらず。立の糸細き等也。ぬきは至極結構なる糸にてぬいたる物也。去によつてもやう切込所々つなぎたる物也。うら表なし。

有栖川

地色赤、もやう品々。

いちご

地色花いろ、もやういちこの花、間に實も有。地組ふとし。阿蘭陀物也。

漢渡類切

鎌倉かんと	金拾枚	彌三右門	同拾枚	望月	同五十兩
青木	同百貫	中尾	同百貫	吉野	同三枚
あつみ	同三枚	姫路	同百貫	舟越	同三枚
いとう	同二枚	ふない	同二枚	紹鷗	同二枚
小松	同二枚	くるり	同一両		

其外いろ〳〵有といへども、枚擧するにいとまあらず。

日野かんと

ぬきもめん也。立嶋糸　金拾枚位

三雲屋純子　同　代金三兩位

地色花色、もやう唐花、間に寶つくし。但黄から茶本能寺ともやう同斷。時代新き物也。

藤本藤音純子　同　代金貳兩位

地色うすもへき、もやう一つは龍の丸、一つは角の內花、其間輪違にてつる、但五の目にすはる。紋黄から茶。

中尾漢嶋　位中

白赤立嶋、大かたは鎌倉もように似る。然ども地味糸格別違ふ也。

上代かいき　位上

色紫藤色萠黄なり。立糸むらさきにても、もよきにても、ぬき糸は黒なり。其故に横黒ともいふ。地味まがひ又は茶うのことく、あら〳〵見ゆる。然ども地あつく、手さはりやはらか成。自然耳有之は漢嶋の耳のごとし。又紋かいきとて雲の浮紋小牡丹紋有。大かた純子のやう成。大紋はなし。尤地味よこ糸、右同所。

遠州かいき　位下

色右同斷、地味上代より少し細き也。右かいき類は、上代の茶宇にレ有レ之歟。其故は幅一尺四寸ばかりより廣きは無之。近代の渡りかいきは大幅也。古代よりかいきと云習たる成べし。

鱗形　位上

右時代白極同斷。地花色白紋なり。地味ぬめらず後渡り多く、上代は稀なり。

銀紗　位上

地味もやう金紗同斷。但し上代は銀さびくろみ有。作土もやう稀なり。花色糸入たる有。是も末に織紗あり。

星石疊　同上

地色味花兎同斷。金紋の小石疊の間丸ぼしあり。釣石疊とも云。箔色こく花兎同前也。但しさいの内又は鱗形もやう此類なり。

古銀襴　位上

地味紋古金らん同前。色白地柿多し。上代ゆへ銀色さびてくろみあり。但し大純も古きは銀さひてくろ

みあり。然とも銀らんは地味ちがふなり。

和久田　位中

柿白地也。地味うすし。紋龍小唐草也。鈍子の織留のごとく見ゆる、下手なり。

金春切

嶋筋金もんもやう、右同断。但し金剛切より嶋あらし。

御朱印切　同中

柿白地也。地味錦織、又は厚板織のごとし、綾地のごとく成有、織留に品々織たる有。兩はし双方共に織留あり。

箔錦　同上

紋いろ〳〵有。但し小石畳に小きたからつくし、龍鳥紋有。地味うすし、錦織とは見えず。

伊東切

金剛切のごとく嶋筋に金紋たからつくし、蝶花形有。尤嶋すじ大小有。織留に色々もやう有。

平金　位下

金地のごとく見ゆる。幅四尺余あり。もやう菱又瓜の紋のごとく成多し。いろ柿地白地、丹地多し。
より金よりもやはらかにてうすく、表具に用、然ともはしかし。

輪金　位下

右南蠻渡り也。唐子模様牡丹鳥類色々有。箔より金成ゆへ、手さはりこわく厚し、表具切にも袋にも成かたし。

未織紗　位下

近渡り金紗也。もやう牡丹大小、又は縫糸入多し。いろ〳〵地有。又銭屋切にて、中古堺にて織出す

近渡り紗にをとらざる切也。京竹屋町紗右同斷。

錦　織　位中

時代手筋段々有、もやう龜甲に花形小紋入たるを蜀紅といふ。金入たるも有。又綿錦とて下手有。裏にわた含表の地あしゝ、又大純にも錦織あり。

紬　地　同中

正保年中より渡る也。地つむぎに金入紋牡丹梅はち自然鳥類入。又は梅ばち色いと入。

常　眞　切〔位上、但有樂純子ともいふ。前にも出す。註異同有。因てしるし侍る。〕

地こい花いろ淺黄紋也。もやう小綱に雲形、丸の內に鷺か尾長鳥のごとくなる鳥有。

宗　薫　切　位上

花色白もん也。紋花の輪のごとく見ゆる大紋也。地味は籠地のことし。

ふ　う　つ　同下

地色紋品々あり。ふゝつ織かけ各別ゆへ、地味純子とは違也。尤上代渡りは紋地味ともに見事也。

七(シコ)　糸(ドン)　同下

地色紋品々、しゆちんも織やう替る。裏味兩耳純子ふゝつとはちかひいやし。但し金入錦織もあり。

襴　絹　位下

色もやう色々有、らんけん地とて裏味にしきのことく也。地厚し。紋黃糸つや有て金のことく見ゆる。

靑木漢嶋　位上々

赤からし嶋尤織留りの地味、望月同斷。

鎌倉漢嶋　値上

白赤茶色の立嶋也、うね有、赤立嶋也。手さはり、びろうどのことくやはらか也。

望月漢嶋　位上　彌右衞門ともいふ
　赤かうし嶋也。織留にしるし有、惣て切薄し。
朝倉漢嶋　位上
　赤立嶋のうちもやうかわり有。
紹鷗漢嶋　位上
　紺に白立嶋一色也。細し。地味見事なり。
吉野漢嶋　位上
　赤かうし嶋也。うね織のことく見ゆる地味よし。但し嶋筋赤もへぎ多し。
有樂漢嶋　位中
　紺に白小米嶋也。但し木綿也。近代渡候せいらず。又漢嶋のるいなり。
舟越漢嶋　位下
　茶色花色淺黃、入ませの立嶋、尤織分なり。必織留の横筋也。
清水切　位中
　地色紺花色也、紋花鳥折枝類、黃色白紋色取有。裏味綿織、又は縫のことく也。大幅にて四方織留有物也。
チヤンハ　位上
　おらんだ織木綿の赤嶋也。竪嶋の中に小もやう入地味よし、此外無名のおらんだ嶋品々、もやうかはり見事成多し。
道傳織　塀位下
　紺楠木綿立嶋也。處々へ金のすし入たるあり。大かたおらんだ織同前なり。

右錦繡評遺漏のものは、追考補之者也。

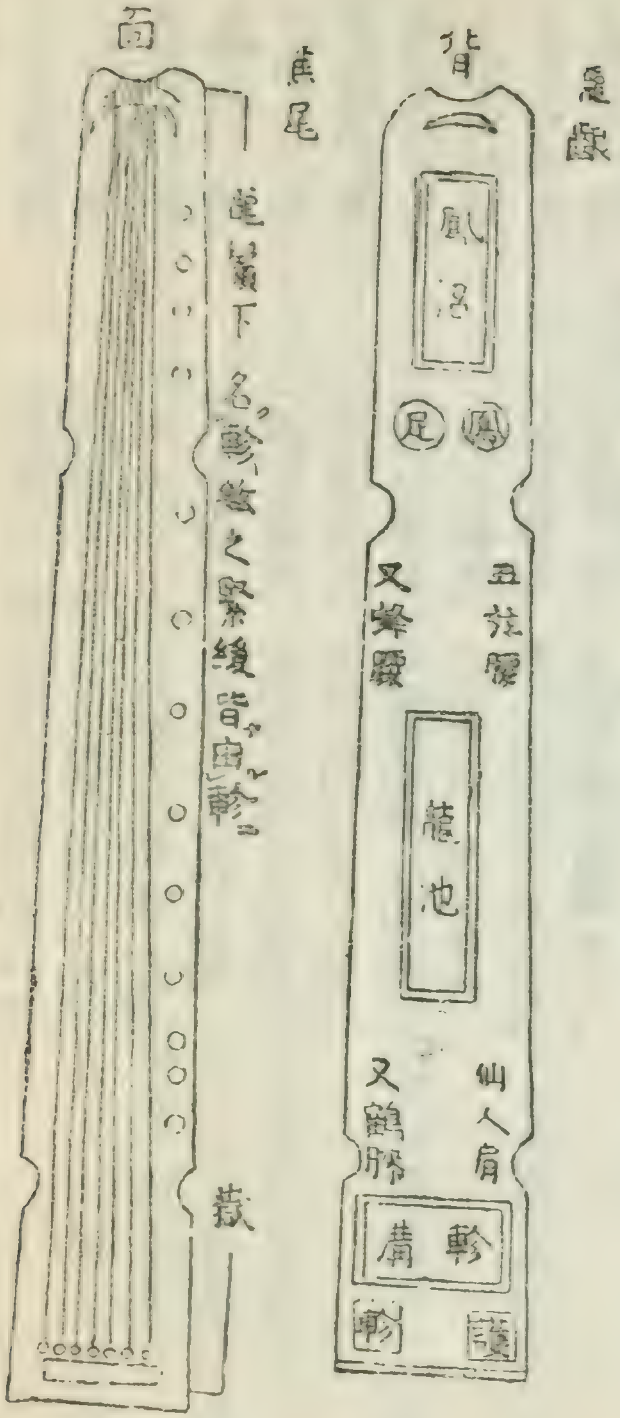
雅遊漫錄卷之四終

雅遊漫錄卷之五

琴

帝王世紀曰。炎帝作二五絃之琴一。桓譚新論曰。神農始削レ桐爲レ琴。縄絲爲レ絃。又曰。周文王武王各加二一絃一。禮儀纂曰。堯使下毋句作上レ琴五絃。禮記曰。舜作二五絃琴一歌二南風一。〔以上五絃琴起本如レ此。〕古之琴止二五絃一。以應二五音一。周之世添二二絃一。曰二文弦武弦一。乃爲二七絃一。

七絃琴圖〔長サ三尺六寸徽十三〕



右手字譜

〔乇〕托也。大指入曰レ托。
〔尸〕擘也。大指出曰レ擘。
〔木〕抹也。食指入曰レ抹。
〔乚〕挑也。食指出曰レ挑。
〔勾〕勾也。中指入曰レ勾。
〔易〕剔也。中指出曰レ剔。
〔丁〕打也。名指入曰レ打。
〔啇〕摘也。名指出曰レ摘。
〔冊〕輪也。食中名連出。
〔單〕彈也。大壓二食中一彈。
〔念〕捻也。大食指捻起。

〔弗〕拂也。向レ裏輕抹二數弦一。加二一聲一。
〔㕣〕爛也。以二食中兩指一齊下勾抹。
〔乇〕度也。食指輕歷二數弦一。如二一聲一。
〔尖〕半爛也。食指才抹二中指一。急勾
〔㬪〕連爛也。中指著レ絃。又復急勾。
〔各〕双勾也。先抹二次勾一。急作二兩聲一。
〔婁〕貞婁也。食指中指齊レ下勾抹。
〔㒸〕三鎖也。大指食指。先歷後抹。
〔長〕長鎖也。托二定四弦一。然後二挑抹。
〔発〕撥　也。勾抹打剔。四聲如レ一。
〔句〕間勾也。勾五打四挑。所按弦。

左手字譜

〔大〕大指也　〔人〕食指也　〔中〕中指也　〔夕〕名指也　〔乜〕散聲也
〔而〕臑也。隨二所レ彈弦聲一。上少許撞。一聲急復。
〔之〕吟也。有二肉吟甲吟一。以レ指往來。延二其琴韵一。
〔卓〕綽也。綽向レ上。使二レ來聲無一レ頭。遠綽在二徽外一。
〔主〕注也。注向レ下。使二レ去聲無一レ頭。遠注在二徽間一。
〔弓〕引也。打三復以按レ指隨レ弦。緊引レ上有レ聲。
〔弓〕泛聲也　〔鳥〕搗也。打三大指虛搗下著レ三。令レ有二一聲一。

〔対〕對按也　〔卜〕徽外也　〔厂〕歴地　〔从〕從也　〔省〕少息也
〔山〕徽字也　〔已〕起也　〔乍〕作也

琴譜直解

𢀖〔左手大指按ニ第五徽ー右手名指打ニ第三弦ー〕　䒥〔左手食指按ニ第六徽ー右手中指勾ニ第四弦ー〕
茜〔几散也乃不レ按可也右手名指摘ニ第二弦ー〕　䒥〔左手中指按ニ第七徽ー右手食指挑ニ第五徽ー〕
䒨〔左手名指按ニ第八徽ー右手大指擘ニ第六弦ー〕　其餘字譜並准レ此

開指黄鶯吟

芒〔黄〕　苟〔鶯再乍黄鶯〕　莀〔金吉古〕　苕〔簇〕　芑〔双〕　茞〔双〕　苕〔語〕　莀〔挑〕
芍〔杏〕　蓙〔益深〕　蚼〔處〕　苔〔又〕　莛〔隨〕　莀〔煙〕　芍〔外〕　蘆〔遊蜂〕　蚪〔去〕
菜〔恐〕　莀〔狂〕　莲〔歌〕　蚪〔舞〕　以上陳元靚説

琴譜の類、みなこれを以て推して知るべし。其餘は此道にくはしき人に面受口決せざれば、書傳にてはつくしがたし。その大意を著してしらしむ。

洞天清錄曰。彈レ琴對レ月。夜深人靜。明月當レ軒。香爇ニ水沉ー。曲彈ニ古調ー。此與ニ羲皇上人ー何異。但須レ在ニ一更後三更前ー。蓋初更人聲未レ寂。三更則人倦欲レ眠矣。

又曰。道人彈レ琴。琴不レ清亦清。俗人彈レ琴。琴不レ濁亦濁。而況婦人女子倡優下賤乎。

又曰。古人所ニ以不レ用ニ金玉ー而貴ニ蚌徽ー者。蓋蚌有ニ光彩ー。得ニ月光ー相射。則光彩愈煥。了然分明。此正謂レ對レ月。及ニ膝上横琴設若ニ金玉則否。今人少レ知ニ此理ー。然當レ用ニ海上產珠蚌ー則有ニ光彩ー。

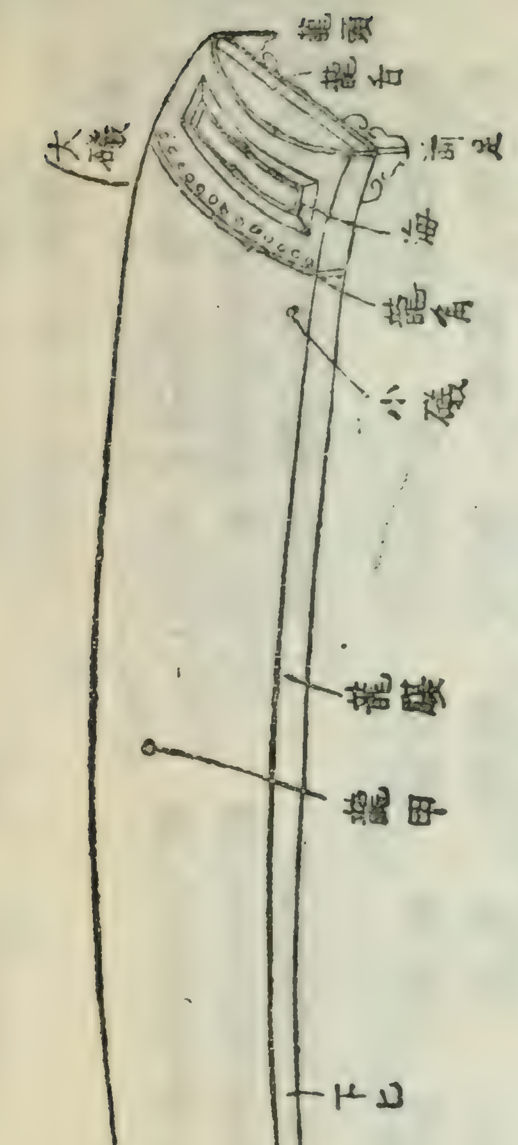
琴は古公家に用ゐられしかども、其傳明らかならず。中夏の人、本邦に傳ふものあり。恐らくは古調にあらざるべし。本邦樂に用ゐる事、其傳久しく絶たり。

箏

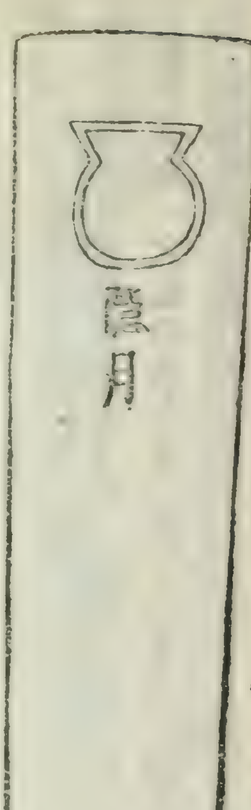
箏は十三弦のものなり。本邦音樂の時用ゆ。一種筑紫箏あり。是は韓者の小曲を彈ずるものなり。其調淫なり。雅人の輩は樂箏を樂べし。其傳公家に傳て明なり。

箏は秦の世に始ると云り。しかれども文獻通考曰。箏秦聲也。傳玄箏賦序曰。世以爲二蒙恬所一レ作。今觀二其器一。上崇似レ天。下平似レ地中空準二六合一。弦柱擬二十二月一。設レ之則四象在。鼓レ之則五音發。斯乃仁智之器豈蒙恬亡國之臣能レ之哉。此說による時は、秦に起ると必いふべからず。今の箏は恐くは頌琴と云ものならん歟。同書に云、十三絃柱如レ琴。古之善レ琴者八十餘家。各因二其器一而名レ之。頌琴居二其一一焉。其絃十有三。其象箏移レ柱應レ律。合二頌聲一也。

此說によるときは、今の秦箏といふものは、頌琴と云ものならん歟。本邦箏の事こと〴〵く記さんと欲すれども、其傳公家の秘なれば、しばらくさし置ぬ。其圖を出して名所をしらしむ。但し十一以後の三絃を斗爲巾といふ。



箏ノ背圖



日本箏傳來の始は、醍醐天皇を本とす。絃管要抄系圖に有。唐荊川稗編（四十一卷）曰。箏本頌琴別名。頌琴十三絃。移レ柱應レ律。其制與レ箏無レ異。古宮縣用レ之。合ニ頌聲一也。是知。箏本頌。琴後世。以ニ其似一呼ニ其名一。遂名レ之曰レ箏。而列ニ之俗部一。使ニ頌琴受レ誣不レ得レ歸ニ於雅一。可レ嘆也。已追て此說を考に、いよく先に論ずる所しかるべし。

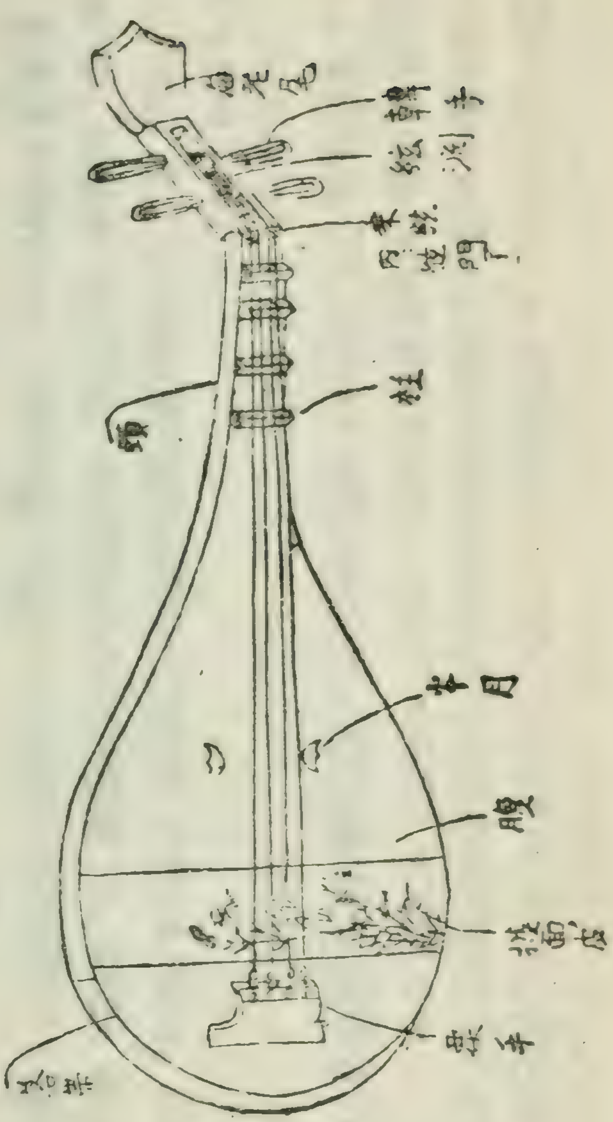
○和　琴

和琴は日本の製なり。神代六張の弓をならべてかきならす。是を始とす。鎭座本記に見へたり。鈿女命始て此能をなし給ふ。今の和琴專ら御神樂に用ゆ。音樂にも用ゆ。其傳秘事多し。因て委くしるしがたし。其絃六すじ、又鳶尾琴とも號す。琴さぎとてばちのみじかきやうなるものにて彈る也。秘中の秘なれば、おからさまに恐てしるしがたし。弦類の中にてもろこしより不レ傳ものは是なり。質素淳朴のものなり。

○琵　琶

琵琶は本胡國より傳ふ。よつて胡琴とも云なり。弦四すじ、柱四つあり。又一種平家琵琶あり。是は瞽者の平家をかたるに用ゆ。つくしことのごとし。柱五つ有て、其音も樂琵琶よりは微音なり。箏、和琴

琵琶を音樂の三弦こいふなり。是も公家に傳ありて秘事多し。あからさまに記しかたし。其圖を出して名所をしらしむ。



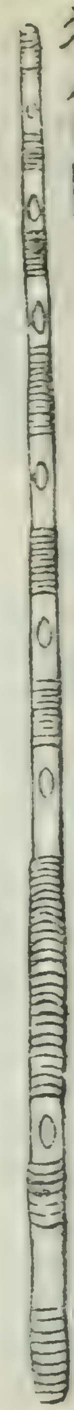
○笛

笛は種々あれども、今音樂に用るもの、狛笛、犬笛の二つなり。御神樂には大和笛と云ものを用ゆ。樂笛より長し。狛笛は細く六孔の笛なり。篇と云ものに似たり。調よき笛はつねにたのしむに、簧の損しくるふ事なく、笙篳篥より世話少なし。しかれども初心の人は息入かたく、調子多くはめる也。是笛の難なり。すべて吹物は調子孔にもり付あれども、吹人の譜の學びやうあしければ、調子くるふて聞ぐるし能く譜をねんころに學ぶべし。

大笛圖（ヲホフエ）



狛笛圖（コマフエ）

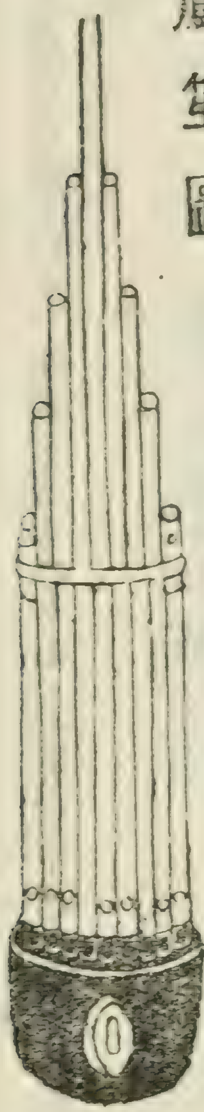


樂笛は、今の猿樂の笛とはちがひ、吹口と一の孔の間すぐ也。猿樂笛は、此あいだをせまくしたるものなり。調子は狛笛のやうにもりたるものなり。すべて樂の事秘事多ければ、委しく記しがたし。

○笙

笙は女媧氏の作り始められしとや。日本の笙ももろこしより傳へしものなり。笙能しらべてよき管を持てば、鳴事はやすけれども、手うつり息まくらこて、種々習ともありて、功者と初心とは格別なり。しかれどもしろうと聞には大やうまぎれ易きは笙なり。譜は暗記する事篳篥よりかたし。吹事は易きものなれども、初心にては簧の調なりがたし。其餘は秘事多ければ、其趣をあらましに記。

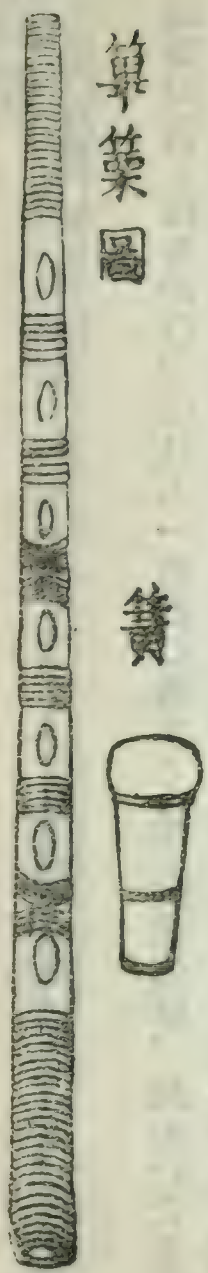
鳳笙圖



竹は十七本あり。簧ありて鳴ものは十五本なり。二本ならざる竹あり。かしらは桐にて作り、金銀のかなものあり、黄白銅(サハリ)かねにて作り、筐石と云ものをぬるなり。甲乙の調子をもるを蠟にておもりを付るなり。種々の口決あるなり。

○篳篥

篳篥はもと龜茲國の樂器なるよし、是も胡國より來るなり。古は大篳篥、小篳篥とて二いろありしが、中比より大篳篥は絕て、今小篳篥のみにて、左右の樂ともに用ゆ。簧はよしにて作る。津國鵜戸野村の芦を重寶す。其外のものは早く損し、音もあしく、古く久しくからして作る。家々に色々の習あり。是も少くたづさゆるによしといへども、吹事三管の中にて第一むつかしきもの也。尤功者、初心、素人にても聞わかち易く、少しの吹ちがひ耳にたち、其音高くして聞やすきものなり。簧を作る事又かたし。初心の及所にあらず。以上これまでを樂の三管と云。いづれも一得一失ありて學びがたきものなり。藝のかしらにて外のものとちがひ、樂一道はふかき習多く、秘事甚多くあるなり。今篳篥の圖を出して、これをしらしむ。背に孔二つあり。


篳篥圖　簧

○三鼓

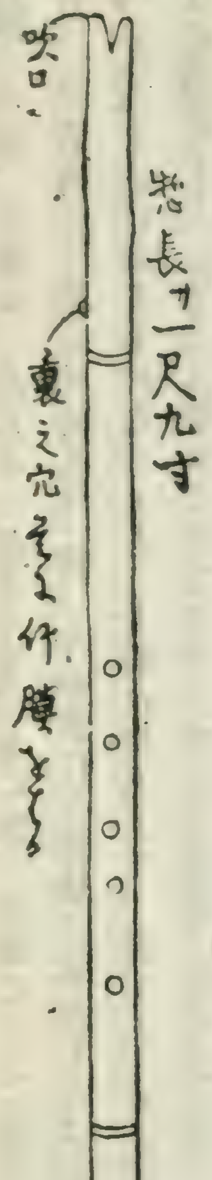
三鼓は太鼓、鞨鼓、鉦鼓の三つを云なり。音樂舞樂ともに用ゆ。此外一鼓を用る樂あり。狛には三鼓を用ゆ。すべて打物は吹物よりむつかしきもの也。打て樂事は吹物にかはりなし。素より心やすきものに

て樂を吹物より少しと多く思へり。さにはあらず、甚むつかしきものにて、又なぐさみにもなるものなり。然れども携へ行には大きくあしゝ。常にかざりて雅なるものなり。

右音樂管絃打物之事、於二本邦一其家ありて、秘事とする事多く、たやすく他に傳ふる事をゆるさず。尤俗人の樂にあらず。隱士風雅の君子の翫なれば、其家或は貴家の外にはみだりにすべからざるものなり。其樂は多くは唐朝の製作なり。此邦にて作る所も多し。狛樂のそのかみ高麗よりや傳ぬらん。すべて正聲雅韻は、邪穢を盪滌して、鬼神を感格す。人の心を正し治む。淫樂邪聲の人を渇かすものと日を同じふしてかたるへからず。況や娼家不正の人手に取んも恐れあり。

○洞　箠

洞箠の事は、もろこしにて專ら用るものなり。本邦にても、古の樂器目錄に見へたり。むかしは雅樂に用ひしにや。今の一重切の長く細きやうなるものなり。其傳絶て吹やうも譜もしれず。赤壁にて東坡が遊びし時、朋友の楊世昌が吹しもこれなり。彼の賦に云るごこく、微音にして其聞縷のごとく、今の一重切のほそくかたきやうの聲也。余が家古き洞箠を傳へうつすものあり。左に圖して知らしむ。簫と云ものこはちがふなり。是は洞簫と云也。



今世に多くある一重切と云ものも、洞箠の屬なり。むかしの樂器目錄に尺八と出たり。一重切一尺八分あるにより、尺八といふなり。今こも僧の吹尺八は、これをのばしふとく作りたるものなり。本尺八は

一重切の事也。中比は貴介公子も、專らに一重切を吹はやされしものなり。余十ケ年前一重切の辯を作る。今爰に合せ記す。

○洞簫辯

むかしより吾國、洞簫、一節切、尺八の三品ありて、世に翫。洞簫はしる人希なり。洞簫の形は細く長く聲も又微なり。其管傳りて譜も吹方も不レ傳。今の世に一節切と云るものは、其變化なるべし。長さ一尺八分あれば、尺八と古に云しものならんか。今俗に尺八とて、長くふときもの有。是三絃に合て用るにより、かやうに其調子下くなり。其聲至て淫なり。三絃は元の世に始りぬれば、吾朝に傳ふるも又其後なるべし。尺八〔今の一節切〕の吾國に昔より有たること、古きためし有。慈覺大師〔大師は延暦十三年誕生、貞觀六年寂。凡至レ今八百年也。號圓仁。傳教大師の弟子なり。〕音聲不足にましますの間、尺八を以て引聲の阿彌陀經を吹給ふ事、東齋隨筆に載たり。吉野拾遺云、つくしの宮〔中務懐良親王、號筑紫宮、後醍醐天皇の御子なり。〕乃御年もゆかせ給はざる御とき、尺八をめし天せい妙を得させ給ふ。吉野の御幸にふかせ給ふに、見なれぬうろくず數くれず水よりおどり上りぬ。上もめづらかに興ぜさせ給へば、たぐひなき事とぞ載たり。此事を誤て、尺八は筑紫宮より始と覺へたるは非なり。慈覺の時すでに有は、其來るも久し、もろこしにても、後漢馬融所レ賦。長笛空洞無レ底。剡二其上一。孔五孔。一出二其背一。正似二今尺八一。と通雅に見へたり。又融賦云。易京君明識二音律一。故本四孔。加以レ一。君明所レ加孔後出。是謂二商聲一五音畢。と事物紀原に載たり。困學紀聞曰。房介然善吹二尺八一云々。醉卿日月酒令曰遠望二漁舟一不レ濶二尺八一憑レ景一吹。已覺二空喉一。丹鉛總錄曰。簫管之制。六孔。旁一孔加二竹膜一焉。足二黄鐘一韻聲一。或謂二之尺八管一。〔是は今云唐笛の事なるべし、然ども是も尺八と云にや、かやうにしるせり〕其外容齋隨筆逸史、仙隱傳、文字禪等に尺八のことを載たり。枚擧するに遑あらず。今しばらく略す。又文選王褒が洞簫賦ありて、其こゝをのべたり。鳴物を以て本分にたゞへ給ひしより、みだりに普化禪師をおして薦僧の

祖となし、嗚東來の曲など云ることを作り出せり。或書に一節切は、そのかみ異人有て、宗佐老人に傳へ、宗佐は高瀬備前守に傳へ、備前守は實相坊、同尼子、同宮内少輔に傳へ、實相坊は教院に傳へ、教院は安田城長に傳へ、城長は大森宗動に傳へて、今に末流世上に多く傳へたりとぞ。余多年これを翫に、世上にて岩松と云勅名の管も有。昔男とて小堀遠州侯の名のある管も見たり。中比は殊の外はやりしものと見へたり。一休和尚の尺八の歌とてあり。その眞僞はしらず。古きよりつたへし書に侍べれば、ここに記す。

尺八はひとよはかりと思ひしに幾夜か老の友となりけむ

なか〳〵に我にしかさる人よりもたゝ尺八の聲そともなる

○詩　歌

詩歌の事大にして一言に盡しがたし。もろこしは三百篇よりこのかた、唐朝に至りて盛なり。近來は明朝の故事ずくめの詩を好ども、余はあまり不レ好。古董店（フルダウクヤ）面のやうにて、何やかやならべたる斗にて、さしておだやかならず。朝廷の温雅なる宮殿、また隱士山居の風雅なるを見るやうなるこそ好ましけれ。唐の詩は其中央を得ておだやかにして、明詩のこつづきたるを見るやうにはなし。自身詩を作んとすれば勞多し。隱士の歌は名利にかゝはらざれば、古き氣に入し詩を書あつめ樂とすべし。詩をすきて樂とする人は格別なり。勝景に對して詩を不レ作は、不レ禁ニ技癢一とてかゆき處をかゝずにいる事のならぬやうなとなり。かやうの人は口にまかせて云捨るも又可也。白樂天が詩自從ニ苦覺ニ空門法一銷盡平生種々心。唯有ニ詩魔一降未レ得。毎レ逢ニ風月一一閑吟。これらも萬事打すてたれとも、とかく詩がやめがかく、風月を見ては不レ覺撩かされて詩を作るとなり。かやうの類はさもあるべし。强て工にわたり苦て作りなさんも無益の事なり。心氣を勞してかへつて佳句も出まじ。語不レ驚レ人死不レ休。の類は論じがたし。物ことも詩にかぎらず、好不好あれば一概に論じがたし。明の方孝孺談レ詩句に、發ニ揮道德一及レ成レ文。枝葉何曾

離二本根一。末俗競レ工繁縟饒。千秋精意與レ誰論。と作りしも、理屈はさることなれども、李白、杜子美もあまり操履のよき人にもあらざれども、詩聖詩神など云り。詩には詩才とて、別に工みに作る人あるよし、古より云り。さも有べし。

歌は本邦のみにして、もろこしの詩と前じ。萬葉集より此かた、廿一代の集に至りて、朝庭に専ら傳受の大事とし給ふことなれば、其事あからさまに論じがたし。其道にすける人の、命にかへて名歌をよまれしためしもあれば、もろこしの死ごも不レ休ご云に同じ。其樂は其樂を樂しむ人にあらざれば、外より論じかたし。本邦風雅の第一ごするなり。古の風雅の人、隱士閑人、たれが是を賞せざらん。殊に詩はもろこしの事にして、押て學ぶ時は委き事はしりがたからん。歌の事は庶人にても強て好み學ばゝ、其秘傳にも至るべし。いか程も其才あらばつくし學ぶべし。其國にして其國の事を學なれば、詩よりも至り易からむもの歟。深き事はいざしらざれはしはらくおいて辨ぜず。其道に委き先生を求てたづね知るべし。歌も自らよみ得ざる人は、古歌の中にて、已が面白く思ふ歌をかきぬきて置、常に吟じて樂むべし。名歌一首の爲に命を捨、詩の遺恨にて人を害するは、玩レ物喪レ志ものならん。

〇寫　字

寫字は此國に云手習なり。法帖の字を寫すは古人の樂也。齊齋が十樂の一ツにも此事を云り。弄二筆窓間一。隨レ大小作二數十字一。と羅大經も云て、ものを書も隱士閑人の樂の一つなり。其法は委くつくしがたし。古人の得意悟道の句、書式等に集めり。余書家必讀、書法提髓の書を撰び置し也。篆隷行草等の書學書法を集む。書體は書體辨疑の書ありてこれをつくす。書は六藝の一つにして至て學ひがたし。歐氏試筆云。蘇子美嘗言。明窓淨机。硯紙墨皆精良。亦自是人生一樂。然能得二此樂一者甚稀。其不下爲二外物一移上其好者。又特稀也。余晩知二此趣一。恨字體不レ工。不レ能レ到二古人佳處一。若二以爲レ樂。則自是有レ餘。此論のごとく能書の地に至らず、字體あしきは恨なれども、是を樂とせば、何ぞ是にかゝはらん。歐氏の云誠に確論な

り。其家にあらず、業とせざる人は樂の爲にすべし。

○書圖

畫圖も書につぎての一藝にして、もろこしにては風雅の人畫をよくせざるはなし。多く書をよくする人は畫もよくす。畫傳の類みるべし。本邦にも畫家の外、貴介公子、文人、僧、隱士の類畫を能する人多し。日本の畫傳其人乏しからず。是も强て佳所には至りがたし。自ら能せざる人は、古人のかき置し畫卷畫軸を集て樂とすべし。展二所レ藏法帖墨蹟畫卷一縱觀レ之。と羅氏も云て山居の樂とす。古人琴碁書畫を樂の最上ともせり。雅人賢士の樂多くは是をもてあそぶなり。畫を古人無聲の詩と云り。誠なる哉。書と畫とは股肱なり。其用を云時は、書は畫にまされり。先後を云時は、畫は書より先に起れり。いかんとなれば、書のはじめはみな像形を本とす。これ繪也。繪先にして書後になれるもの也。

古人繪を臥遊と云り。ふして居ながら、唐大和の山川名跡に遊ぶと云心なり。輞川の圖を見て病いへ、漢の劉褒が北風の圖を見て、暑中に人みな寒を覺へしとなり。畫の人を感ずる事又妙なり。

養老新書曰。予弟遇好二圖畫一。極宜二收拾一。在レ前士大夫家。有下耕莘築巖。酌浴沂。荷陳德星。李郭仙舟。蜀先生訪二艸廬一。王羲之會二蘭亭一。陶淵明歸去來。韓昌黎盤谷序。晉廬山十八賢。唐瀛洲十八學士。香山九老。洛陽耆英。古今事實。皆繪爲レ圖。可下以供中老人閒玩共二賓友一高談上。人物山水花木翎毛。各有二評品吟詠一。亦以廣二後世見聞一。梅蘭竹石尤爲二雅致一。瑤池壽卿圖慶レ壽。近年有二壽域圖一。備列二歷代聖賢神仙耆壽者一。丹青觀點尤爲二奇玩一。

古人畫を以て無聲の詩とし、詩を以て有聲の畫と云。繪は其形をあらはし、詩は其情其様を述たり。其もとは山水勝景四時變代なり。詩を樂み畫を樂まんより、其本たる眞物を樂は、勞する事なく樂こと多からんかし。

絲竹の聲も、風聲水音鳥蟲の萬籟にしかん哉。ものごと自然に出るものと、人の工に出るものと、其趣

の樂み知るべし。

すべて道を知て樂むものは、凡天地の間に滿つるもの、心目の觸る所、皆已が樂を資るものとなる。然ども心物に寓すべし。物に溺るべからず。物に寓する人は天の自然を樂むものにして天理を樂なり。物に溺るゝ人は私欲かへつて苦を生ず。寓と溺との間案ぜずんばあるべからず。佛老の敎、此溺所を制せんとて、かへつて快に過て虛無に至る。虛無には樂もなし。萬の藝を樂とするは、苦て習が樂なり。くるしまざれば又樂もなし。二ながら無はなをよからん。けれども生身にてさやうにはならぬ常理也。此道理を知るを道知る人といふなり。

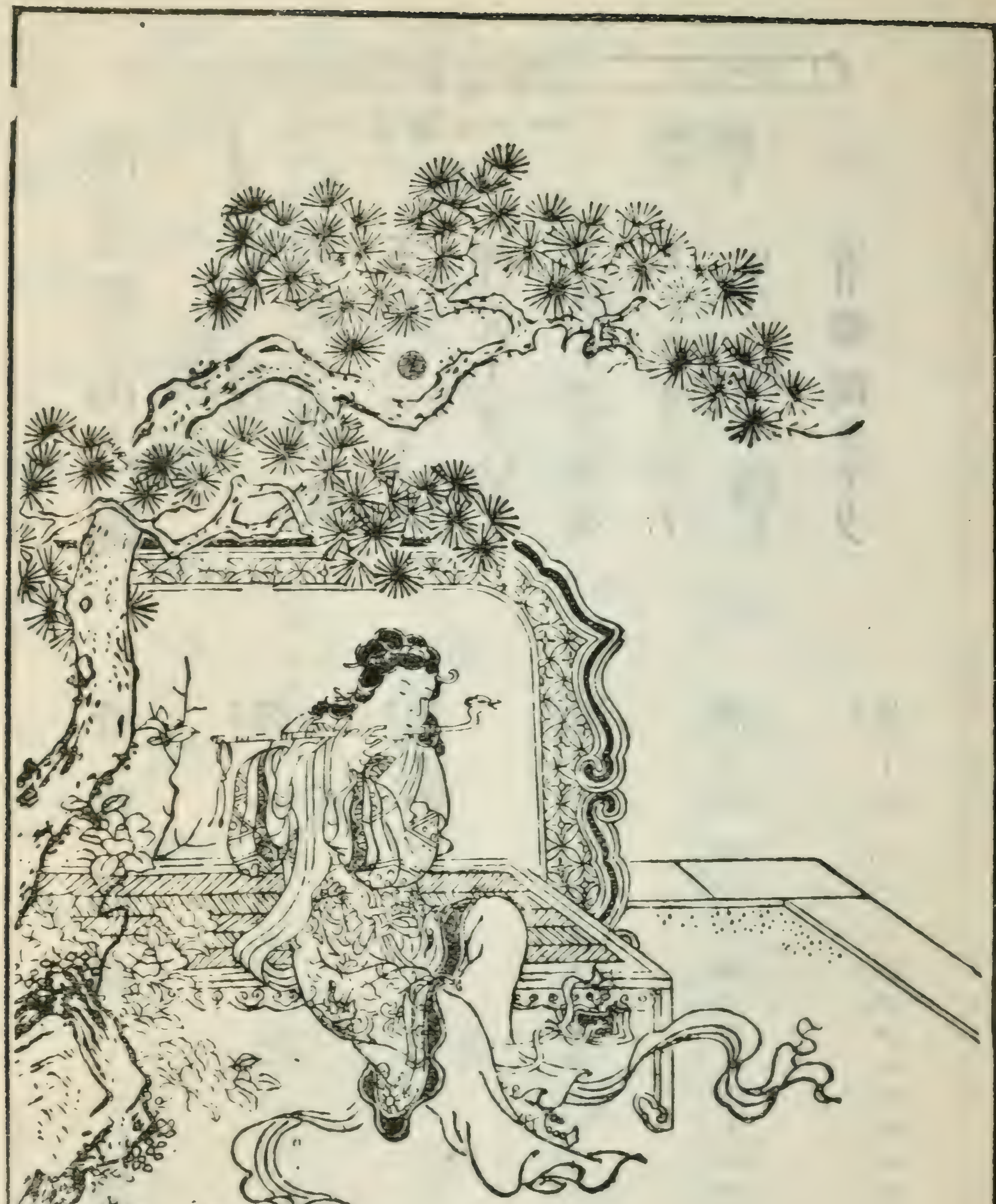
〇南京笛〔附〕

南京笛は、今もろこしにて、詩を謡ひてこれにのせて吹く笛なり。又小曲（コウタ）をものせて吹なり。その吹方の譜、笛の圖等をくはしくこゝにのせて註し侍る。

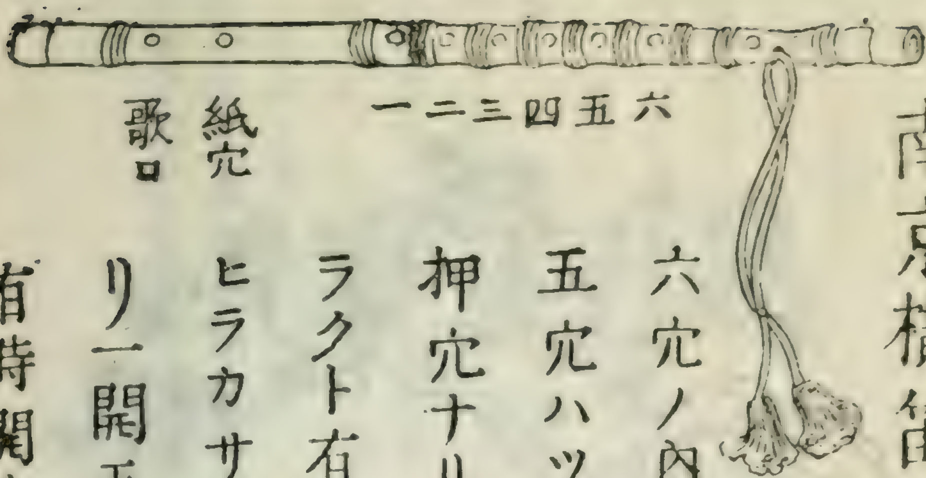
此書に載る外、淸平調、太平樂、秋風辭、陽關三重曲等の譜あり。其外何にても詩を唐音にてうたひのせて吹なり。委は其傳を受て習ふべし。

〇笛　記

笛滌也。所下以滌二邪穢一納中之於雅正上也。一尺四寸七孔。笛音一定諸絃歌皆從レ笛爲レ正。笛之所レ出。有二雲夢之竹。衡陽之幹。柯亭之竹一。〔雲夢。衡陽。柯亭。皆名竹也。〕



南京横笛之圖



六穴ノ内一穴五穴ハツ子ニ押穴ナリ皆ヒラクト有時モヒラカサルナリ一開五開ト有時闕クナリ

音律之詞　口傳

彈トハ（指一ツ打ヲ云）

盖トハ（指少上ルヲ云）

窺トハ（指ニテナツルヲ云）

放トハ（一二三、四六尺ニ指上ルヲ云）

札トハ（一二三、四六尺ニヲサユルヲ云）

笛譜〔傍ル所ノ華言詳ナラスト雖曲節ニ害ナカルヘシ故ニ舊ニ依テアラタメス〕

相(シャン)思(スウ)曲(キョ)〔三節〕

○青(チン)山(サン)ノオオ在(ヅァイ)綠(ロヨ)水(スイ)ヨオ在(ヅァイ)イイイ情(チン)
四六開　四合　三四六開　三合四合　六合引　四六開　四合　三四六開引　三合引　皆開　二合　三合　四合　四六開

人(ジン)コ不(ブ)曾(チェン)ノオオ在(ヅァイ)イイイイ○風(ホン)常(ヂャン)ノ
三開　三タン　皆合　皆開　二合　三合　四合　四六開　皆開　二合　三合　四合　六合引　四六開　四合　三四六開

オオ來(ライ)雨(イヽ)常(ヂャン)ノオ來(ライ)イイイ書(シュウ)信(シン)コ不(ブ)
三合四合　六合引　四六開　四合　三四六開引　三合引　皆開　二合　三合　四合　四六開　三開　二タン　皆合

曾(チェン)ノオオ來(ライ)イイイイ○春(チン)去(キイ)愁(ツェウ)不(フウ)去(キイ)花(ハア)
皆開　二合　三合　四合　四六開　皆開　二合　三合　四合　六合引　四六開　三開　三四合　皆合　六開引　四六開

開(カイ)悶(モン)不(ブ)開(カイ)珠(チイ)淚(ルイ)落(ロヨ)的(テ)浣(ワン)ン了(リヨウ)ア浣(ワン)了(リヤウ)
三開　三四合　皆合　六開　皆合　六開　四六開　四合　皆合　四六開　四合六合　皆開　皆合　皆開

ワア寃(エン)家(キャ)渧(ティ)イ滿(マン)ンコ東(トン)洋(ヤン)ノオオ海(ハイ)
二合三合　三開　二開　皆合　四六開　四合　六合　皆開　二合　二開　二合三合四合　四六開

イイイイ 皆開テ二合三合四合六合引收

劈(ビッ)破(ホ)玉(ヨ) 〔七節〕

○一(イ) 四六開 愛(アイ) 四合 ヨ 三四六開 オ 三合 四合 オ 六合引 儞(ニイ) 四六開 二(リ) 四合 愛(アイ) 三四六開 ヨ オ 三合引 儞(ニイ) 皆開テ二合三合四合 イイイ 四六開 聰(ツヲン)

明(ミン) 三開ニタン テ 伶(リン) 皆合皆開 ノ 二合三合四合 オ オ 俐(リン) 四六開 イ 皆開二合三合四合六合引 イイイ ○三(サン) 四六開 愛(アイ) 四合 ヨ 三四六開 オ 三合 四合 オ

儞(ニイ) 六合引 四(スウ) 四六開 愛(アイ) 四合 ヨ 三四六開 オ 儞(ニイ) 三合引 イ 皆開二合三合四合 イイ 人(ジン) 四六開 物(ウヲ) 三開三タン テ 嫖(ピヤウ) 皆合皆開 ワ 二合 アア 三合四合

致(チイ) 四六開 イ 皆開二合三合四合六合引 イイイ ○五(ウ) 四六開 愛(アイ) 四合 ヨ 三四六開 オ 三合 オ 四合 儞(ニイ) 六合引 六(ロク) 四六開 愛(アイ) 四合 ヨ 三四六開 オ

儞(ニイ) 三合引 イ 皆開テ二合三合四合 イイ 一(イ) 四六開 團(ダン) 三開ニタン テ 和(ホヲ) 皆合皆開 ワ 二合 ア 三合 ア 四合 氣(キイ) 四六開 イ 皆開テ二合三合四合六合引 イイイ

○七(チ) 四六開 愛(アイ) 三開 儞的(ニイテ) 二打 年(ネン) 皆合 紀(キイ) 皆開 ヨ 二合 オ 三合 オ 四合 少(シヤウ) 四六開 ウ 皆開二合三合四合六合 ウウウ ○八(パ) 皆開 愛(アイ) 六開 儞的(ニイテ) 四打

儆(ツヲ)四六開 夫(フウ)皆開テ三打四打 妻(チイ)皆合 ○九(キウ)皆合 愛(アイ)六開 儞(ニイ)四合 的(テ) 溫(ヲン)皆合 存(ヅヲン)四六開 ノ四合 オ六合 オ皆開 闖(チヤン)皆開皆合 了(リヤウ)皆開

ワ二合 ア三合 ア 寃(ヱン)三開 家(キヤ)二開 ○十(シイ)皆合四六開 十(シイ)四合六合 兒(ル)皆開 愛(アイ)二打 着(チヨ)二合 オ三合 オ四合 儞(ニイ)四六開 イ皆開二合三合四合六合引 イ イ イ

百(ペ) 花(ハア) 香(ヒヤン) 〔七節〕

○桃(タウ)四六開 花(ヘア)四合 ヘ ヱ三四六開 ヱ三合 ヱ合四 紅(ホン)六合引 李(リイ)四六開 花(ハア)四合 ヱ三四 ヱ六開 ヱ 白(ペヱ)三合引 ヱ皆開テ二合三合四合 ヱ ヱ ヱ

春(チン)四六開 光(クワン)三開 テ二合 明(ミン)皆合皆開 ノ二合 オ三合 オ四合 媚(ムイ)四六開 イ皆開二合三合四合六合引 イ イ イ ○牡(メウ)四六開 丹(タン)四合 ノ三四六開

オ三合 オ四合 花(ハア)六合引 芍(チヨ)四六開 藥(ヤ)四合 ヱ三四六開 花(ハア)三合引 ア皆開テ二合三合四合六合 ア ア ワ 匀(イン)四六開 奪(ドヲ)三開 得(テ)四合 春(チン)皆合皆開

ノ二合 オ三合 オ四合 占(チエン)四六開 ム皆開テ二合三合四合六合引 ム ム ム ○玉(ヨ)四六開 蘭(ラン)四合 ノ三四六開三合四合 オ オ 花(ハア)六合引 紫(ツウ)四六開 荊(キン)四合

ノ三四 ヲ六開 ヲ 花(ハア)三合引 ア皆開テ二合三合四合六合 ア ア ア 香(ヒヤン)四六開 同(トン)三開二合 テ 蘭(ラン)皆合皆開 ノ二合三合四合 ヲ ヲ 麝(ジヱ)四六開 ヱ皆開テ

ヱヱヱ○西（スイ）府的（フウテ）飛（ヒイ）紅（ホン）ノオオ雨（イ）イイイイ○滿（マン）
二合三合四合六合引　四六開　三開二打　皆合　皆開二合三合四合　四六開　皆開テ二合三合四合六合　皆合

架（キャ）的（テ）綻（ティン）薔薇（チャンヲイ）○嬰（イン）粟（ソ）イテ花（ハア）ヱヱヱ開（カイ）了（リヤウ）ワアア
六開　四打　四六開　皆開テ三打四打皆合　皆合　六開　四合　四六開　四合六合皆開　皆合　皆開　二合三合

花（ハア）開（カイ）○萱（ヘン）艸（ツアウ）含（ハン）金（キン）ノオオ嘴（ツイ）イイイイ
三開　二打　四六開三開二開　二打開　二合　三合四合　四六開　皆開テ二合三合四合六合

清（チン）平（ビン）樂（ヨ）〔三節〕

○蒼（ツ）アン天（テン）ヱン如（ジイ）圓（エン）ヱム盖（カイ）綠（ロク）地（テ）似（スウ）碁（キイ）局（キヨ）ヲヲヲヲ
四六三開　三合四合四開　二開　三合　四合　六合　六開　皆合　皆開　二打　皆合　六開　四開　四合　六合皆開

世（スウ）人（ジン）黑（ヘ）白（ペヱ）テ分（フン）ムムムムム往（ワン）來（ライ）爭（チヱン）榮（ヨン）辱（ジョ）榮（ヨン）
皆開　二合　三合　四合　四開　三開　皆開一穴開穴合二合三合　四六開　三開　六開　皆合　六開　四六開

者（チェ）自（ツ）安（アン）安（アン）ムムムム辱（ジョ）者（チェ）定（テン）碌（ロヲ）オオオ碌（ロ）オオオ
三開　三四合　皆合　六開　四開四合六合皆開　皆合　皆開　二合　二打　三合四合四開三開二開一開一合二合

オオ○下（ヒヤ）邳（ヒイ）一（イ）隱（イン）士（スウ）其（キイ）名（ミン）張（チヤン）子（ツウ）房（ワン）ムムムム從（ツヲン）
三合引　四六合　三開　三四合　皆合　六開　四六開　三開　三四合　皆合　六開　四六開四合六合皆開　皆合

容(ヨン)皆開 乎(ウ)二合 步(フウ)三合 ウ四合 ウ六合 遊(ユウ)四六開 ウ二開 ウ一開 ウ一合 ウ二合三合引 維(ヰイ)四六開 在(ツアイ)三開 待(タイ)三四合 天(テン)皆合 時(スウ)六開 維(ヰイ)四六開

在(ツアイ)三開 待(タイ)三四合 天(テン)皆合 時(スウ)六開 ウウウウ四六開四合六合皆開 待(タイ)皆合 天三四六開 ヱン皆合 時(スウ)六開 ウウウ四三開三四合皆合引

太(タイ)平(ビン)樂(ヨ)〔五節〕

孝(ヒヤウ)二六開 ウ三開 感(カン)三四合引 動(トン)皆合 天(テン)六合開 地(テイ)皆開 イイイイ二合二開三合三開 歷(リイ)四六開 山(サン)三開 田(テン)皆開 自(ツウ)一開 治(ツウ)一二合 ウウ二開二合

ウウ三合三開 ○鳥(ニヤウ)三四六開 來(ライ)三合 助(ツウ)三開 芸(イン)皆合 ウウウウ六開六合皆開二合 象(ヂヤン)皆合 助(ツウ)四六開 ワアア四合六合皆開 耕(ケン)二合 ○忽(ホヲ)四六開

聞(ウヱン)四六合 車(チヱ)六打 ヱヱ皆開 馬(マウ)二合 ワアア二開 アアア二合三合四合 轟(ホン)四六開 ウウウウ皆開二合三合四合六合引 ○云(イン)四六開 是(スウ)三開

帝(テイ)二開 家(キヤ)一開一合 使(スウ)返ス二合 ○競(キン)四六開 獻(ヘン)四合六合 玉(ヨヲ)六打 ヲヲ皆開 帛(ペ)二打 幣(ピン)皆開 ノヲヲ二合三合四合 迎(イン)二六開 ウウ皆開二合

ウウウ三合四合六合引

十(シ)二(サン)省(スヱン)〔六節〕

○爲(ヲイ)四六開 寃(ヱン)四合 ノ三四六 オ三合 オ四合 家(キヤ)皆合 十(シ)四六開 二(サン)四合 ノ三合 オ四一 オ六開 省(スヘン)三合 ムムム皆開二合三合四合 都(トヲ)皆合

走(ツヱウ)了(◁マウ)遍(ペン)四六開四打皆開二三四合四六開 ムムムム皆開二合三合四合六合引 ○南(ナン)皆合 北(ポ)皆開 ワ六開 ア六合 ア皆開 京(キン)二合 山(サン)皆合 陝(スヱン)皆開

ノウ六開 西(スイ)皆合 イイイ四六開四合五合皆開 山(サン)六開 東(トン)皆合 路(ロ)的(テ)六開 河(ホヲ)四六開 ワアア三開三打四打 南(ナン)皆合 内(ヌイ)六開 ヱ皆合 アイ四六開

ヨオオ四打六打皆開 關(クハン)皆合 東(トン)皆開 ノ二合 ウ三合 オオ地(テイ)三開二開二合 ○關(クワン)西(スイ)皆合四六開四合四合 イイイイ皆開テ二合二開三合四合

行(ピン)四六開 朝(チヤウ)皆開 福(フウ)縣(ケン)二合三合四合六合 ○浙(チ)四六開 江(キヤン)三開 有(ユウ)二開 一(イ)二合 個(コ)三合 貴(クイ)皆合 州(チウ)皆開 ワアア二三四開 府(フウ)四開 ウ皆開テ

ウウウ二合三合四合六合引 ○雲(ノン)皆合 南(ナン)テ六開四打 行(ピン)四六開 四(スウ)三開 川(チヱン)皆合 ○人(ジン)皆合 不(プ)六開 着(チヨ)四開 我(ゴヲ)テ三開三合四合 行(イン)皆合 ノ四打

オオ六打 闖(チヤン)皆開皆合 了(リヤウ)皆開 ワアア二合三合 寃(ヱン)三開 家(キヤ)二合 ○我(ゴ)在(ツアイ)壺(フウ)四六開三開 關(クハン)二開 江(キヤン)二合 ノオオ皆開テ二三四合

前(チエン)ムムムム
四六開　皆開テ二合三合四合五合六合引

醉(ツイ)胡(ウ)蝶(テ)

一(イイ)更(キン)裡(リイ)天(テン)一(イイ)更(キン)裡(リイ)天(テン)月(エ)照(チヤウ)紗(サア)窓(ツアン)人(ジン)
四六開三開三合四合四開　皆合　六開　四六開三開三合四合四開　皆合　六開　皆合　四六開　皆合　皆合皆開皆合

ナア未(ヲイ)眠(ミン)被(ビイ)窩(ヲ)兒(ルウ)寒(ハン)ナア凍(トン)得(ヲ)我(コ)渾(ホン)身(シン)上(シヤン)
四六開　四六開　皆開　四六開三開　四合　六合　皆開　四六開　四合　六合　皆開テ二合三合四合　四開

戰(チエン)ムムムムム我(ゴ)的(ヲテ)肝(カン)肝(カン)我(ゴ)的(ヲテ)心(シン)肝(カン)
三開　二開一開一合二合三合引　四六開　三開　二開一開一合二合三四六引四六開三開　二開一開一合二合　三四六引

何(ホヲ)處(チイ)貪(タン)花(ハア)ア敝(ビイ)下(ヒヤ)了(リヤウ)俺(アン)敝(ビイ)下(ヒヤ)了(リヤウ)俺(アン)
皆合　四六開四合　皆合六開　皆合　皆開　皆合　四六開　四合六合　皆開　四六開三開　皆開　四合六合　皆開

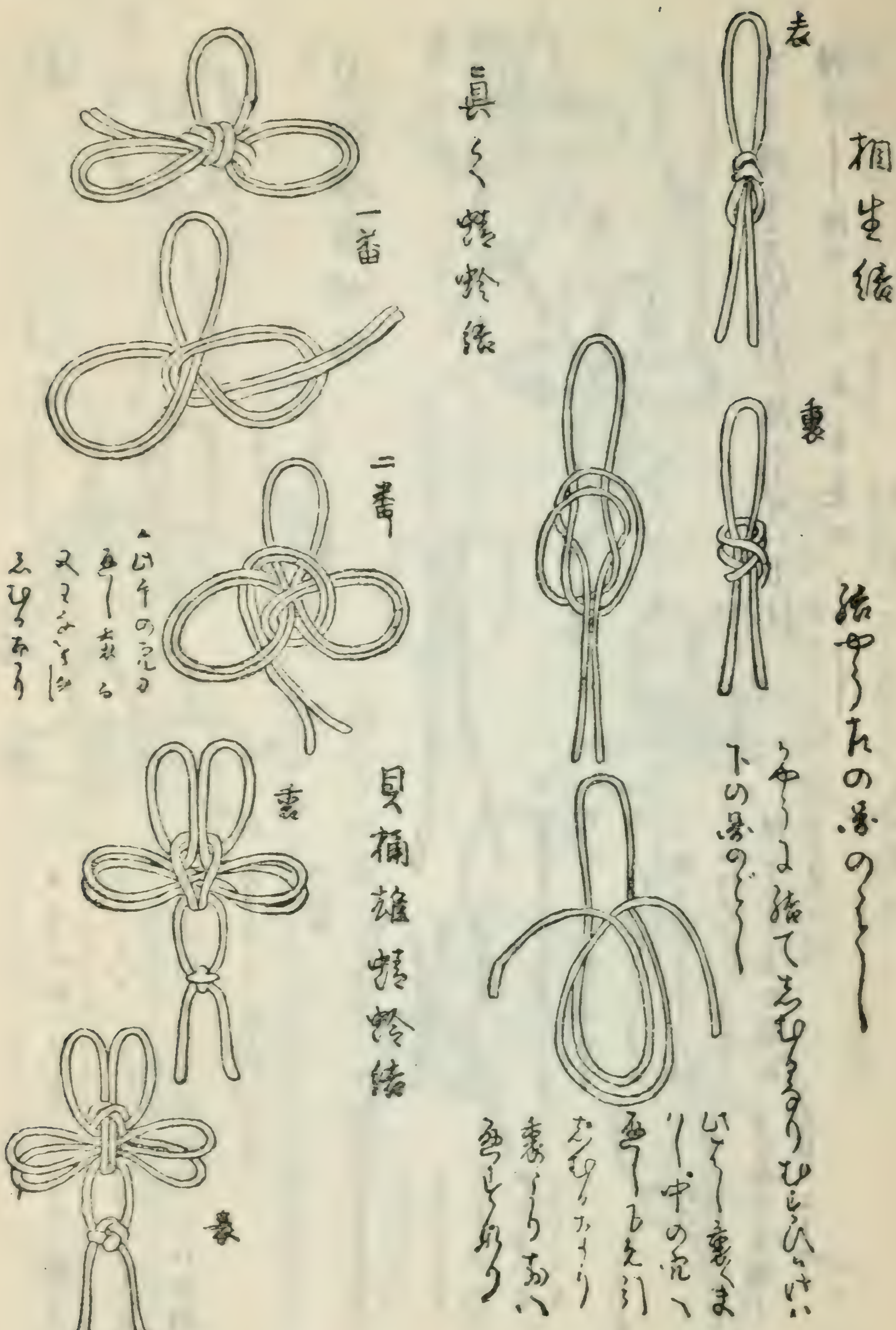
ナ儞(ニイ)在(ヅアイ)花(ハア)街(キヤイ)上(ジヤン)闖(チエン)ムムムム
六開　皆合　皆開　二合三合　四合　四開　三開　二開一開一合二合三合引

雅遊漫錄卷之五終

雅遊漫錄卷之六

式正結二十七樣

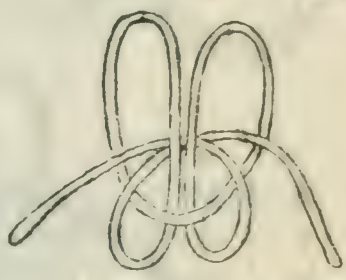
それものを結ふことやゝふりたり。天神の結レ髮給ひしは、此土の書に結るもの見べし始にて、もろこしには鳥の跡なき古は、結ひて書契こもせしなり。花結の事、女童の戯に似たりといへども、公家にも用ひ給ひ、神の裝束武具に至るまで、各共結ありて、重寶を納め、飮食を餽るに、奴婢のたやすく閑事不レ能の爲となり。繩を結てしるしとせし遺意なきにしもあらずや。香茶の雅人もこれを用ゆ。いとやんごとなき故ありとぞ。


相生結
表
裏
一番
二番
貝桶蜻蛉結
表
裏

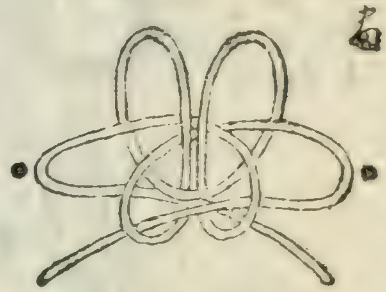
一番



二番

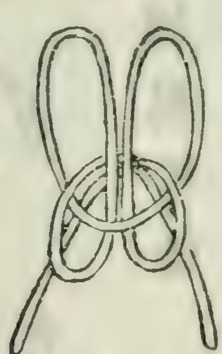


三番



●印の所を又まはして両方へ
やりちがいと引しめるときちがへ
まはしたる所にあたる図如此　ぶら写ス図を
あてると知るべし

二番



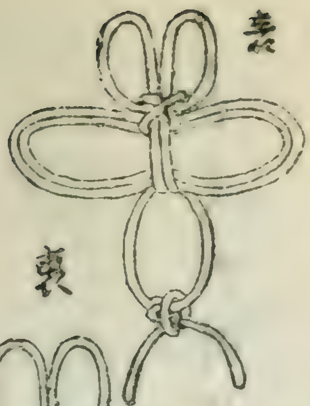
此まはしを
下のまはへ
右より
さし通し
此の図のごと
くしめる

二番

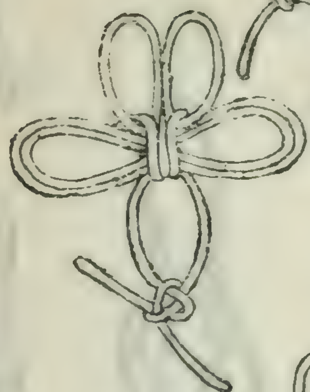


貝桶蜷蛤結

表



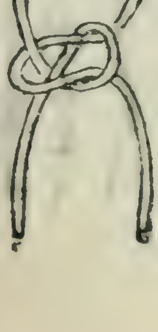
裏



二番



此図のしるしを次まはし
打返しは右まはしにつるなり
ことにむすび目ハめりん
だ結むすびあり
下のまはさをとりて又
結ぶまはる下の図の
ごとし



下のごとく結べ
ちがへすり

右くゝり結び目のひかりを結び付ハ下結
結をし結中ハの図を先のごとし

諸結　又ゑひれともいふ　此結ハさまさまなれと総数ニ

表裏ともにおなし取方

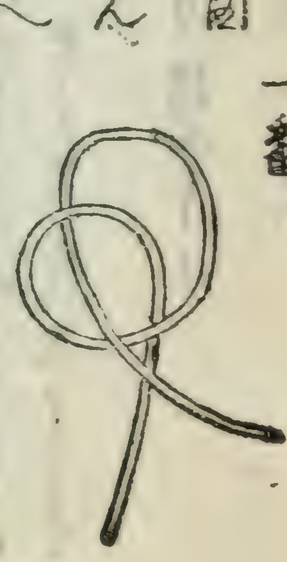


菊ハ結むすひやうハ左の図

のことし又もひんちやうちん

一　おとこ色の紐ハさまで清

一番



二番



うちハ結ふくきむすひハ

すなわちむすひと称ス

左片結

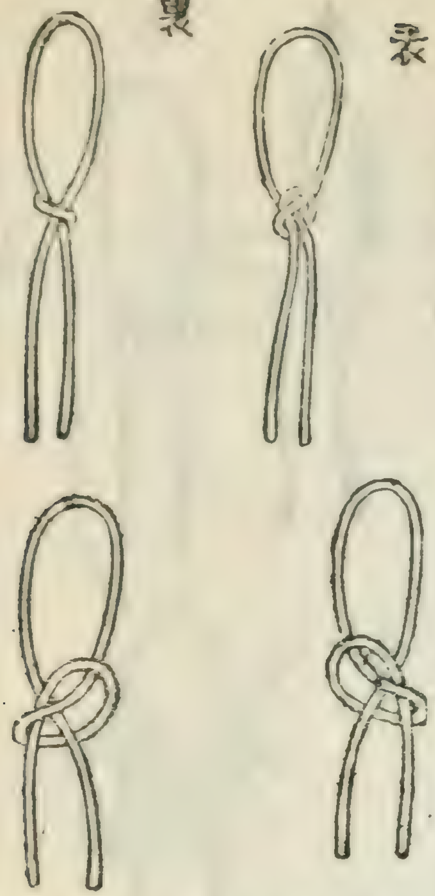
表



裏

右片結

表



裏

結やう此図のことし　此結ハさしくみ結の

菊ハ結なり又つゐにとし結ともいふ結

ともいふなり

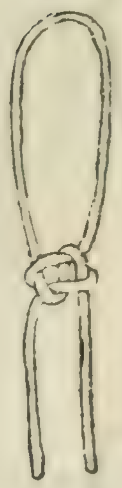
出るさ結ハ将軍家ニ締ゐに対するもの

むすひやうくのことし　ひだりを左

むすびて右片結とするなり

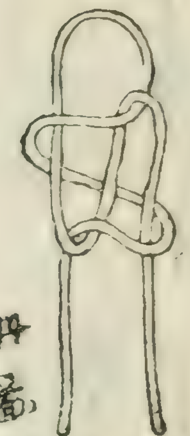
叶結

表



裏





此圖のごとく結ぶ也、叶ノ結
といふ表ハ口裏ハ十字なる間、
叶結と云なり紐類の守に結ぶ、

兎頭結

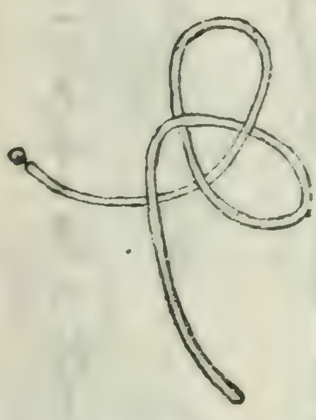
表



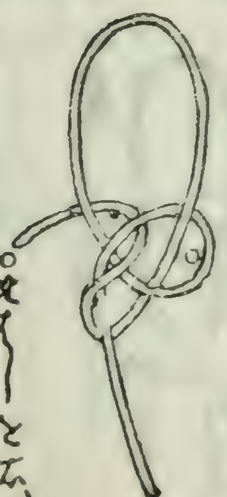
裏



一番



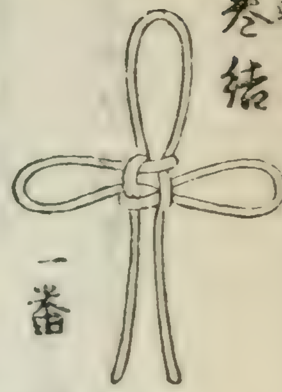
二番



○此一と云ハ流之聞とりの
至て古き物兎頭結ともいふべし

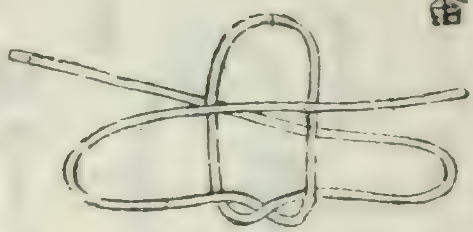
右の結ハ香箱などの所に付るよろしきなり結ぶ也に小
右の圖此ごとし

一 巻結（アゲマキ）

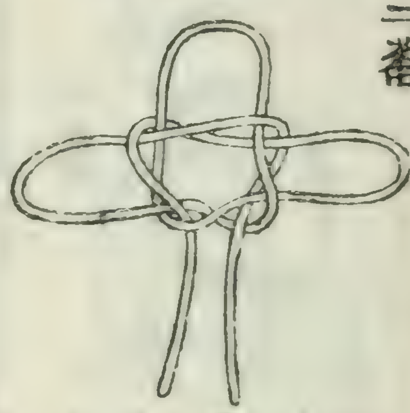


一番

此結表裏同し形なり定式に用ふ
小仕結ゆゑあり結ぶもの習ふへし



二番



和らけ結ふくる事あらはおけ
き結ひやすく結ほむべし
ひらきてよくせしけれは
てしまひなとかゆるへし
まよりそのことしよくし

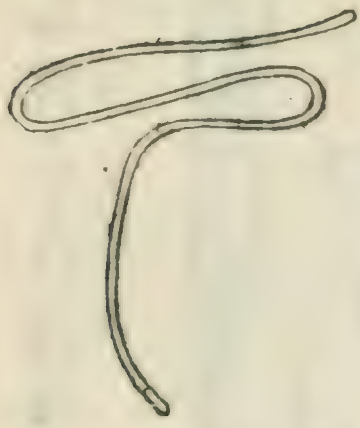
一 東結（アヅマムスビ）



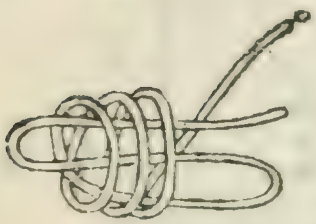
表裏同形

此結は帳乃紐よ入結ふるもの也元の君乃ことし

一番



二番

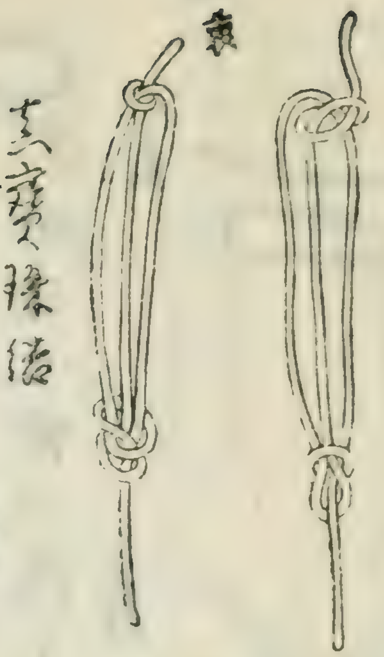


○此下のまきしくところさ
すりし其の中に通し
たくりおさまるくりよせ
またさおり

烏帽子かけ緒結

表

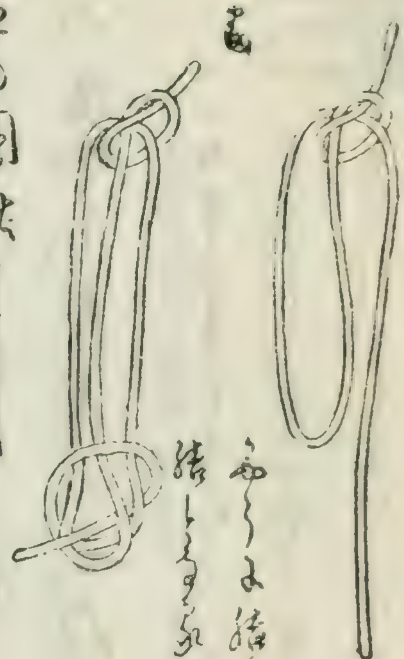
裏



かけ緒結やう左乃図のごとし

一番

二番



やう子結くさげ[illegible]ハあけ[illegible]

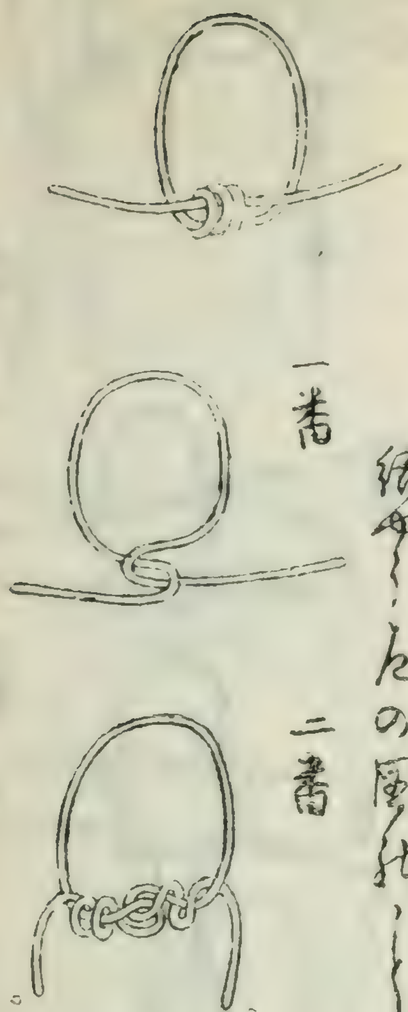
結ぶ[illegible]

真結緒

結やう左の図のごとし

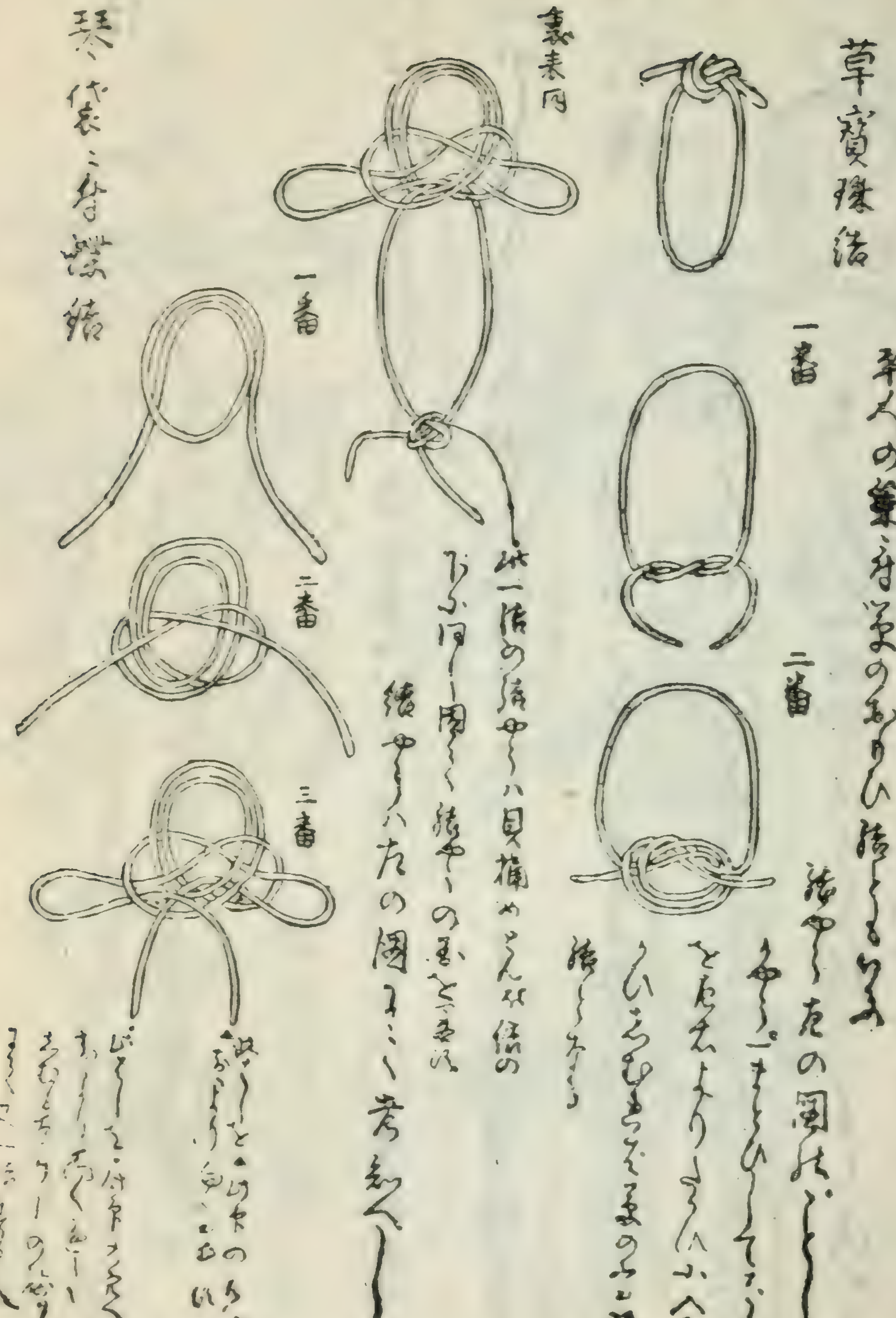
一番

二番



以二番結果のごとく[illegible]
[illegible]

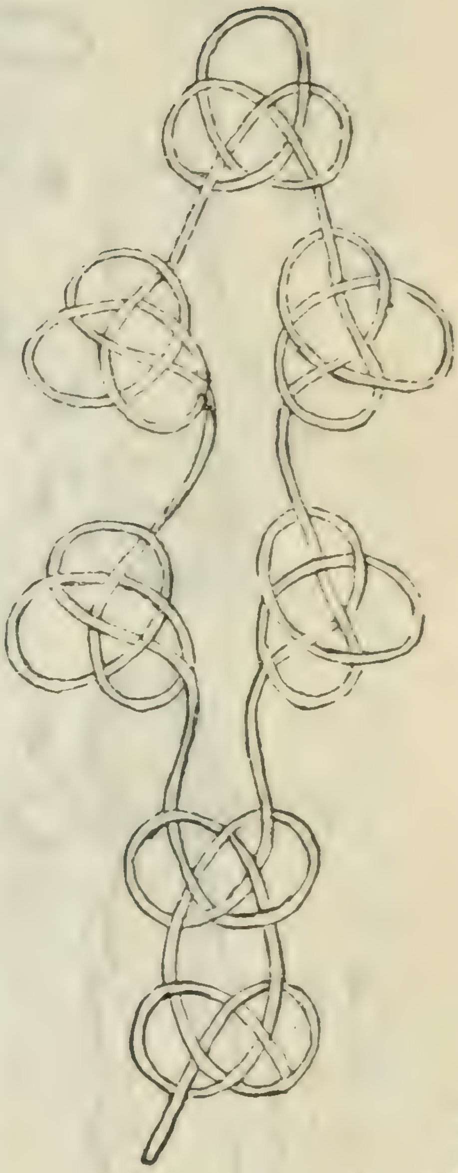
又或ひ傳ふるをしらずして人の[illegible]


草寶珠結
一番
二番
裏表円
一番
二番
三番

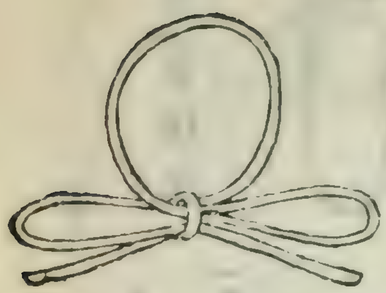
六葵結

六つ結結せることあり 結方は是を罷に其絵の中小図

結也とあり 此六也と結ハくさぎとし○に其結なり



草結淡結



此結もまた草に其結也とハ其結

のわりなき結に同しこれハ其絵と

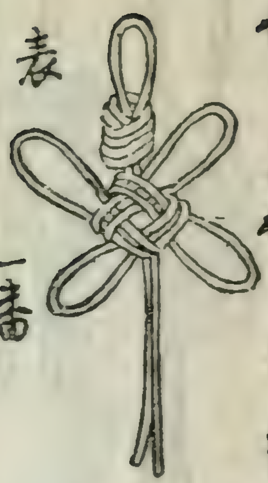
ちかひ一筋ままく結ひするものなり

結也ふ口よりまく 結ひ也との

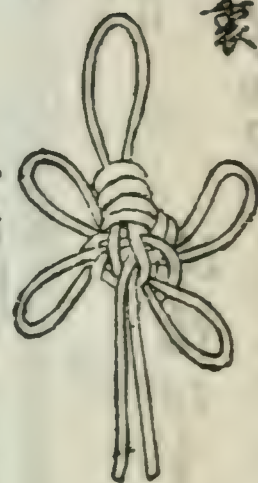
第八図をと

長刀さや〻付結

表

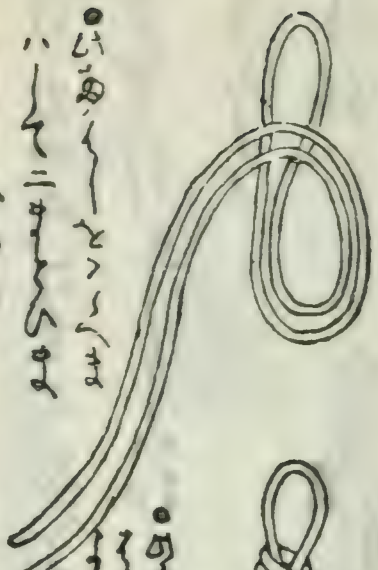


裏



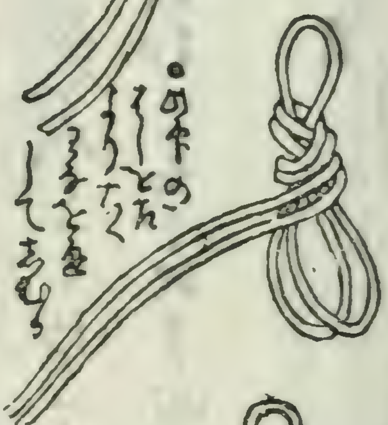
緒のながさ一丈ばかり
結めハ左の図のごとし

一番



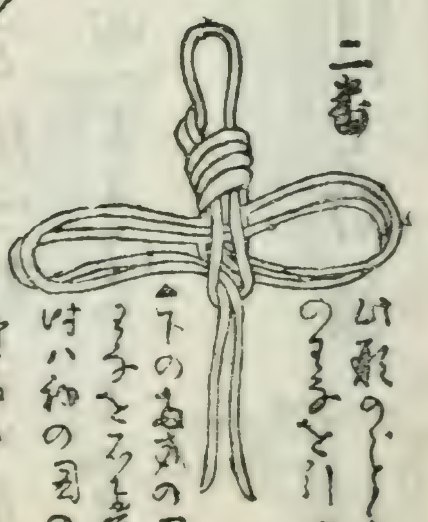
○此所へしとつくへまハして二ツまとひまハし志める

二番



○此下のをしとおりたくまるをきしてしめる

三番



●此飾のごとく結一二のまるをひハえさする
そのまる

▲下の三方のかツへさし入るを又とほしまさむ
時ハ細の図のごとく

一まるさしせくべき
ならふなり

長緒結



常のつかまきも結ありて一結して向一
つおこんにいおのもき方を右の方へ
まるかまわ向の緒をとりまへ打付て
其の下へ其たへ廻し其の前へあてる緒
のをえ其中の元へ通し左の前へおき
ちゃむる

公府結　右にならひて結ぶ

初一結して左右同じやうにわをつくり二筋ともに左の中指にかけ

くゝりをうへ左の中指をまん中にまかせあまく二筋ともおしくゝり



つまみのつくへ人指と大指とおしつけ入まつ合

の二筋の指さし出とたの人指と大指ととさう

とみおしよりよりのつまみへ入まる合せ指を下二筋

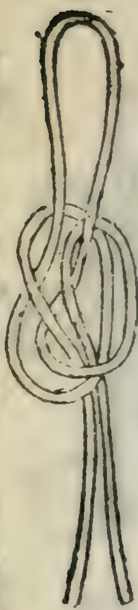
とたをへかけ右の人指を大指を又上まで指をくゝり結へ指をくゝめる右指

まそつましおくゝりむしたむすびおいし紀下叩八上まで二筋とも

へりハとくるなり

表　麻苧結



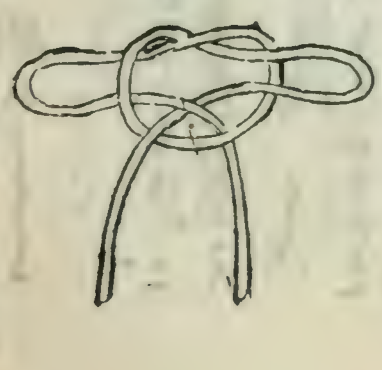


結やうにおふ結ひくらべまつて

裏

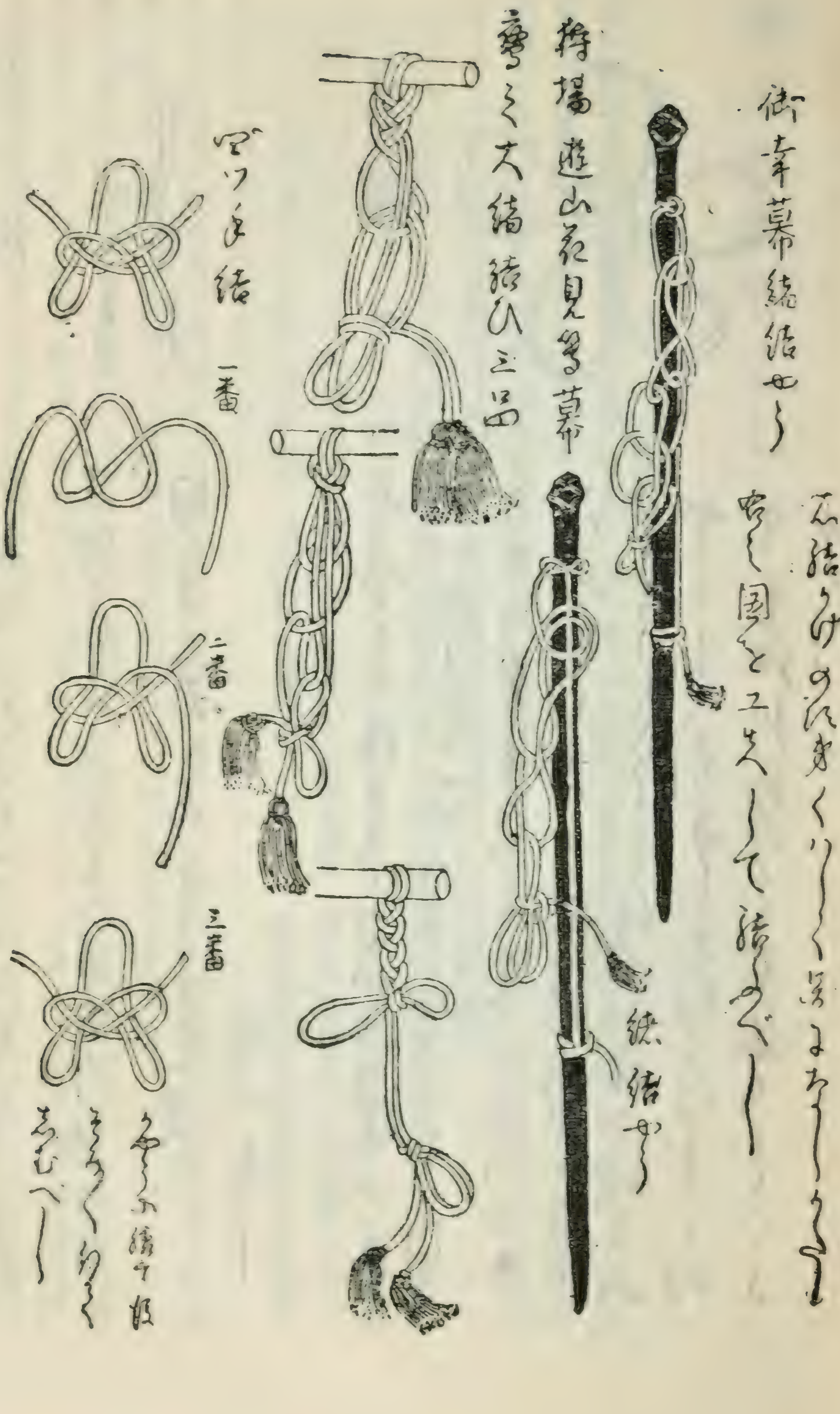


角結



ひ結むすびやうにおふ図にくらべまつたく

結ひかけ結ひむすびハうけ結と彰

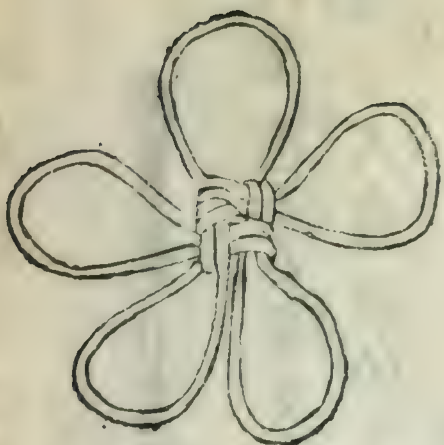

御幸幕緒結也
狩場遊山花見等幕
幕之大緒結ひ三品
鉄結也
一番
二番
三番

烏頭結



此結ハ夜分乃器袋なる道具を包みて結
法結手紙とも然れとも分らず結也
用ゆる夜この器ゆりて是く
結ふ所し

花結



若結つきく結ましかひよ月あとく
紐一結してあと五分何く二分に引
三分の方をこりまずとおく二分
乃方くく二つまでと折次第に二分
のしくくてこ引く緒よ細よふ
せしてをさてきむるほとく時
もなほりめけでなは茶るしくる
なれ

雅遊漫錄卷之七

投壺

禮曰。投壺之禮。主人奉レ矢。司射奉レ中。使ニレ人執レ壺。主人請曰。某有ニ枉矢哨壺一。請以樂レ賓。賓曰。子有ニ旨酒嘉肴一。某既賜矣。又重以レ樂。敢辭。主人曰。枉矢哨壺不レ足レ辭也。敢固以請。賓曰。某既賜矣。又重以レ樂。敢固辭。主人曰。枉矢哨壺不レ足レ辭也。敢固以請。賓曰。某固辭不レ得レ命。敢不ニ敬從一。〇賓再拜受。主人般還曰辟。主人阼階上拜レ送。賓般還曰。辟。已拜受レ矢。進即ニ兩楹間一。退反レ位。揖レ賓就レ筵。

司射進度レ壺。間以ニ二矢半一。反レ位設レ中。東面執ニ八算一興。請レ賓曰。 順投爲レ入。比投不レ釋。勝飲ニ不レ勝者一。正爵既行。請レ爲ニ勝者一立レ馬。一馬從ニ二馬一。三馬既立。請レ慶ニ多馬一。請ニ主人一亦如レ之。命ニ弦者一曰。 請奏ニ貍首一。間若レ一。大師曰諾。左右告ニ矢具一。請ニ拾投一。有ニ入者一。則司射坐而釋ニ一算一焉。賓黨於レ右。主黨於レ左。

卒レ投。司射執レ算曰。左右卒レ投。請レ數。二算爲レ純。一純以取。一算爲レ奇。遂以ニ奇算一告曰。某賢ニ於某一若干純。奇則曰レ奇。鈞則曰ニ左右鈞一。

命レ酌曰。請行レ觴。酌者曰諾。當レ飲者皆跪。 奉レ觴曰ニ賜灌一。勝者跪曰ニ敬養一。正爵既行請レ立レ馬。 馬各直ニ其算一。一馬從ニ二馬一以慶。慶禮曰。三馬既備。請レ慶ニ多馬一。賓主皆曰諾。正爵既行請レ徹レ馬。

算多少視ニ其坐一。籌室中五扶。堂上七扶。庭中九扶 算長尺二寸。壺頸脩七寸。腹脩五寸。口徑二寸半。容ニ斗五升一。壺中實ニ小豆一焉。其矢之躍而出一也。壺去レ席二矢半。矢以ニ柘若棘一。毋レ去ニ其皮一。〇魯令ニ弟子一辭曰。 毋レ憮。毋レ敖。毋ニ偝立一。毋ニ踰言一。偝立踰言有ニ常爵一。薛令 弟子一辭曰。毋レ憮。毋レ敖。毋ニ偝立一。毋ニ踰言一。若レ是者浮。司射庭長及冠士立者皆屬ニ賓黨一。樂人及使者童子。皆屬ニ主黨一。 以上禮記全文

右載記にのする所、古來の證左是を擧ぐ、然れども年久しく、其法不詳。左に司馬公の新式を擧ぐ。

司馬温公投壺格範曰。投壺可以治心。可以修身。可以爲國。可以觀人。何以言之。夫投壺者。不使之過。亦不使之不及。所以爲中也。不使之偏詖流散。所以爲正也。中正道之根抵也。聖人作禮樂。修刑政。立教化。垂典謨。凡所施爲。不啻萬端。要在納民心於中正而已。觀夫臨壺荷矢之際。性無麁密。莫不聳然恭謹。志存中正。雖不能久。可以習焉。豈非治心道歟。一矢之矢。猶一行之虧也。豈非修身之道歟。兢々業々。謹終如始。豈非爲國之道歟。君子之爲之也。確然不動其心。儼然不改其容。未得之而不懾。既得之而不驕。小人之爲之也。俯身引臂挾巧取奇。其荷得而無愧。豈非觀人之道歟。由是言之。聖人取以爲禮宜矣。彼博奕者。以詭譎相高以殘賊相勝。孔子猶曰。飽食終日無所用心。爲之猶賢乎已。況投壺者。又可鄙略而輕廢哉。古者壺矢之制。揖遜之容。今雖闕焉。然其遺風餘象。猶可彷彿也。世傳投壺皆以奇儁難得者爲右。是亦投瓊探鬮之類耳。非古禮之本意也。余今更定新格。增損舊圖。以精密者爲右。偶中爲下。使夫用機徼倖者無所措手焉。壺口徑三寸。耳徑一寸。高一尺。實以小豆。壺去席二箭半。箭十有二枚。長二尺有四。以全壺不失者爲賢。苟不能全則積筭。先滿百二十者勝。後者負。俱滿則餘筭多者勝。少者負列圖以釋其意。焉

有初（イウショ）



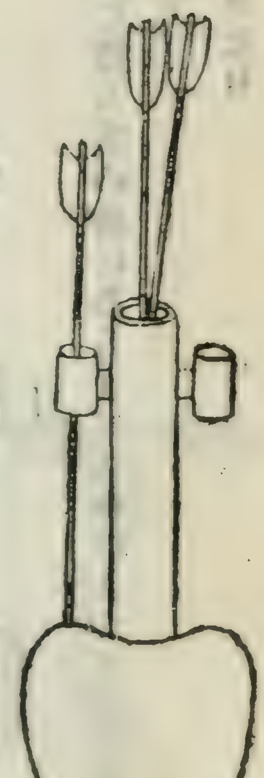
首の箭壺に中るを有初と云て、これを賞す。其始を能するの意にとることなり。

右十算とて十にあたるなり

貫耳（クハンジ）

耳は口より小し、能これに中は心いよ〳〵精からざれはならず。因て賞す。

右十算とて十にあたるなり



連中（レンチウ）

第二番目の箭よりつゞきて不絶ものを云

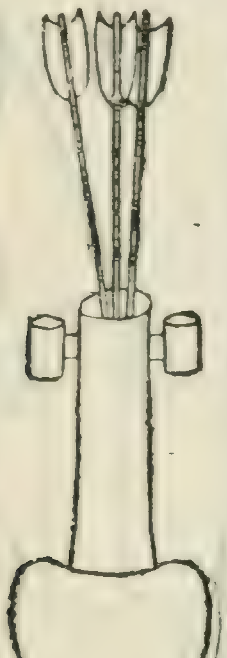
右五算とて五ツに當るなり



散箭（サンキ）

若一箭中らず、次の箭も皆まはらに中を散箭と云。

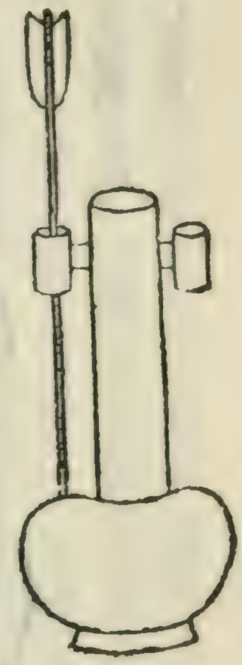
右一算とて一本たゝ一つの數になる



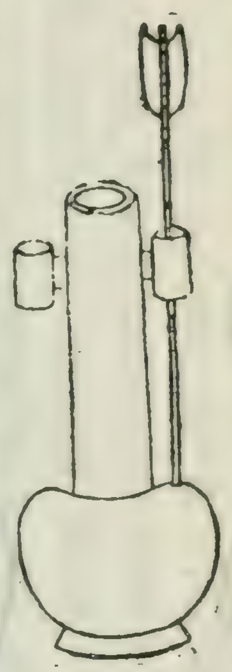
初有貫耳（ショイウクハンジ）

初箭耳をつらぬくものは、別して賞翫とす。

右二十算とて一本廿本に當る



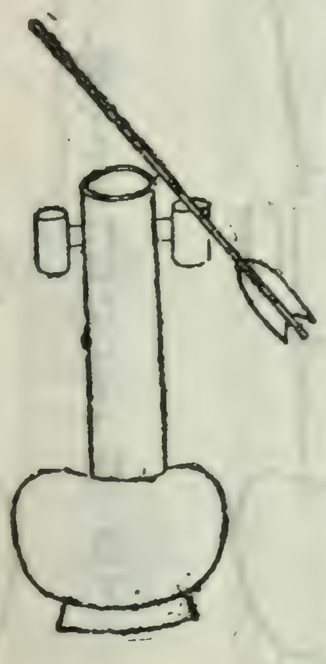
連中貫耳（レンチウクハンジ）



是は初箭二の箭の外なりにて、貫耳のものはこれも賞すへしとぞ。舊法を改て今賞を加ふとぞ、

右廿算とて一本廿にあつる也

横耳（ワウジ）



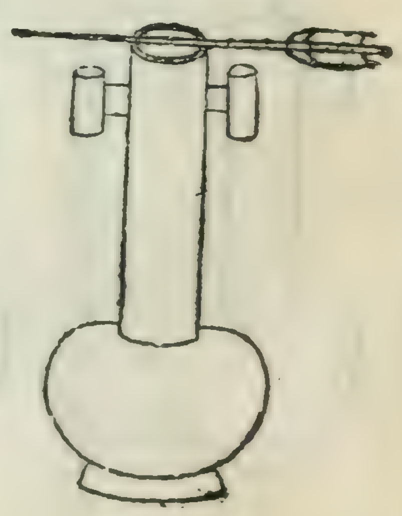
箭耳の上に加るは偶然にして、横に投る者の功にあらず。これによつて不レ賞。あこより投る箭あたつて地にをちば一つのかずにもたゝず。

右一本の算にたつばかりなり

横壺

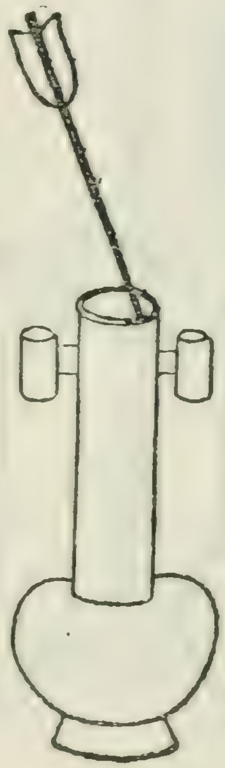
箭壺の口に横に加るものは意倚貫耳同じ、別に賞なし。

右依常算とて一本づゝに當る



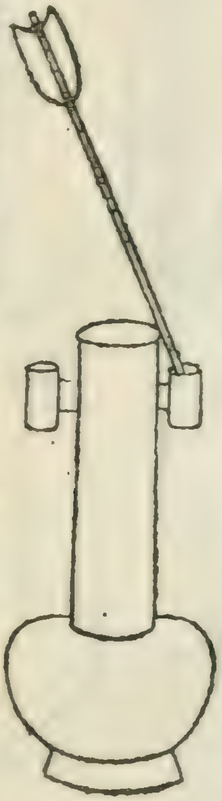
倚竿

箭壺の口に斜倚するを云。全壺の者はゆるして敷に入る。若あとより投る箭の爲に地に墮ば不中に同じ。



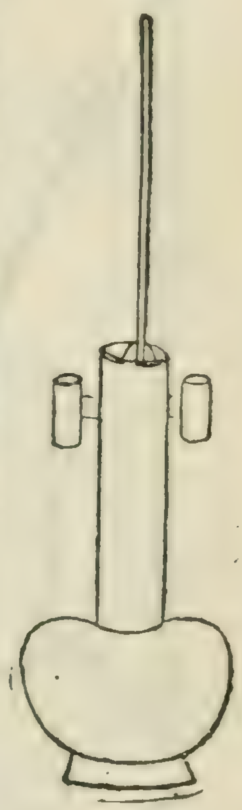
耳倚竿

箭耳に斜倚して中るを云。是も全壺の時は一本の算に入る。よろつ倚竿に同じ、全壺ならざれは算に入ず。



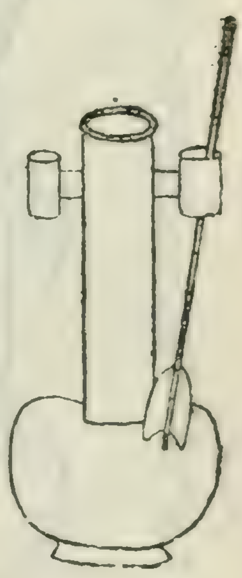
倒竿

箭倒に中を云。大なる誤なれば其外に中たる箭の算まで廢なるなり



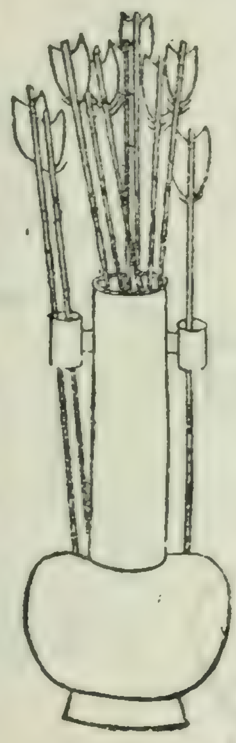
倒耳

右の倒竿の罪に同じ、中たる箭まで盡廢になるなり。耳へ倒に中を云なり。



全壺

全壺は十二本とも皆中るを云。勝れたる賞とし勝とす。もし兩人全壺ある時は、組合の方に數多を勝とす。



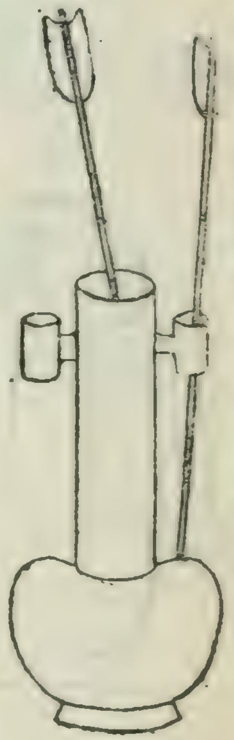
有終



是は十二本目の終の箭中たるを有初より算を加ふ。

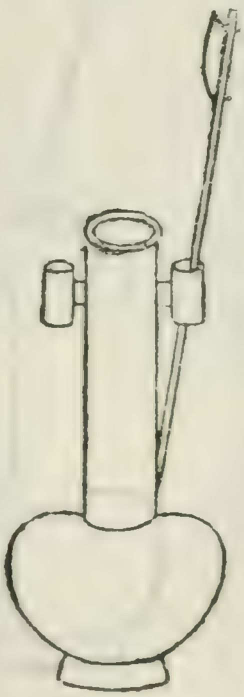
右は十五算に當る。若終箭貫耳に中は三十算にたつべきか。

驍箭



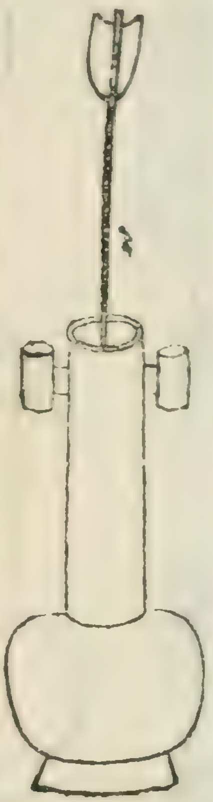
これは投し箭激反躍捷て、再ひ得て又投し箭の中たるを云。ゆへに賞す。若復投て貫耳ならば、其數常の貫耳に同じ。復投して不レ中ものは十算の廢べし。

帶劍



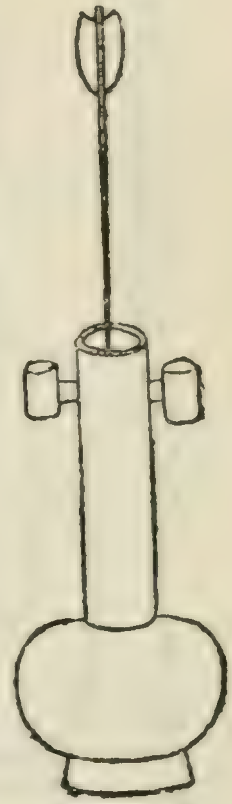
これは貫耳地に至らずおちつかぬを云。其算に入れず。

龍首



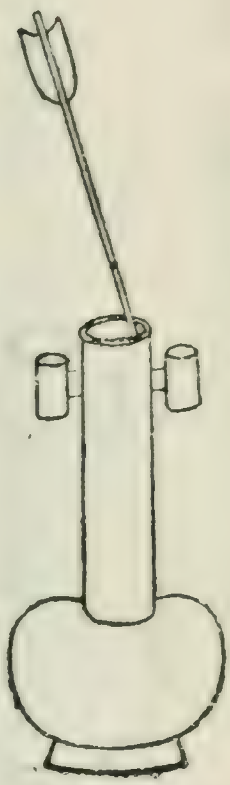
倚竿て中し箭、吾正面に向ふものを云。舊て賞して十八算に當しかども、今は倚竿に同じ、其算にいれず

龍尾（レウビ）



倚竿て箭の羽正く巳に向ふを云。舊は十五筭とせしかども、今は倚竿同じく筭に入れず。

浪壺（ラウコ）



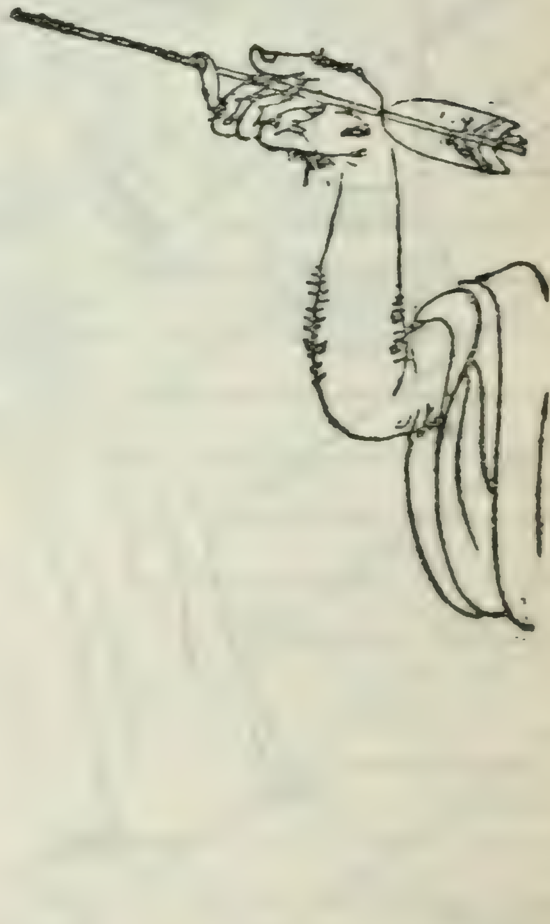
口を旋て倚竿となるを云。舊は十四筭とす。今倚竿に同じ筭にいれず。

敗壺（ハイコ）



是は十二箭とも不レ中を云。若兩人敗壺あらず組方に筭多きを勝と定む。
右は大なる負とするなり

投矢手勢



投壺舊有レ圖、大抵以ニ用レ機得㆑雋爲レ右。

先正司馬文正公始定ニ新格一。斥ニ僥倖之勝一。蓋其意欲レ歸ニ之正一也。夫博奕猶賢ニ乎已一。則是書之設孰。謂レ無レ補哉。紹興丁卯孟冬鄱陽洪尊識。

右投壺の事、司馬公の定る所のものを取て和解をなし、兒童の徒に到るまで、是をよく解して、益此土に禮を好む者とり行はん事を欲するのみ。





貝合〔予別に貝盡浦の錦といふ書を著す。夫れに委しければ今こゝにたゞ名目を記すのみ。

○歌貝

是は世上にて俗にうたかるたと云いやしき言なり。かるたとは本蕃語にて、博奕之具の名也。貝合の容易になしかたきにより、是にうつし用ゆ。百人一首の歌上の句と下の句をわかち書、上の句を出しとなし、下句を地にならべ、合せとる法こゝ〳〵く貝より出たり。ならべやうも貝のことし、今民間に製するものは牌のごとくにす。本式のものは駒形に作る。今あらまし圖に出すがごとし。又接松と云る事かるたの名雅ならざるをにくみて、後に伊勢物語六十九章にある、松明の炭にて歌の下句をつきて出せし事を牽合して云とも、歌貝と古名をよぶにはしかじ。是も合せ取て、あきしあとへは、見苦しからぬやうに、地を補て席正しくして玩べし。中の出しは貴より讀給ふやうにおくへし。地は輪十二板まるくならぶること貝に同じ。

歌貝配様圖



此外へ幾へんも有たけならふべし貝に同じ。此歌貝世に女童のもてあそびしるところなれども、其ふるくより傳へし法みだりかはしければ、今禮家に正し、此式を委くして世に傳ふもの也。猶深口受を習ふべし。

○彈碁

此土古より彈碁の術を傳えて行ふといへども、今世に翫ぶ事希なり。源氏物語須磨の巻に出たり。源氏あかしの入道のもとへ入給ひし折の詞に、おまし所もあらはにみいれらる。ごすくろくのばんてうどたぎのぐなど、田舍わざにしるして、ねんずのぐをこなひつとめ給けりとみえたりと。是此國にも彈碁ありし證なり。唐にも古此戲ありて、宋の頃より絶たり、しかれとも、猶其こと古き書に殘りて、世々の文にも見へたり。今其證左にしるし侍る。又近き頃やんことなき御方より、繪師に仰せて彈碁の圖をかゝせらる。其家に古よりつたへたる圖ありて、是を書て奉りける。其樣もろこしの説にひとし。今こゝにうつして世にしらしむ。今の小兒の翫ぶ石はじきも、彈碁の遺法なるべし。

西京雜記曰。成帝蹴鞠。羣臣以蹴鞠爲勞體。非至尊所宜。帝曰。朕好之。可擇似而不勞者奏之。家君作彈碁以獻。帝大悦賜青羔裘紫絲履。服以朝覲。〔按事物紺珠爲漢武帝事。家君指劉向。〕

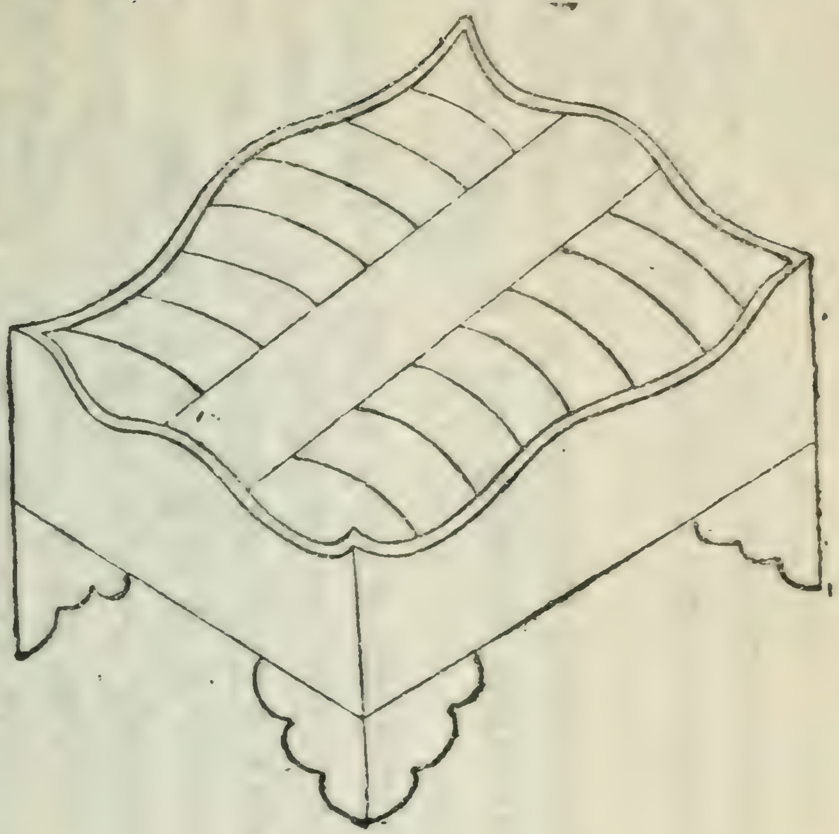
潛確類書曰。彈碁二人對局。黑白棊各八枚。先列棊相當。下呼上擊之。世說彈棊始自魏宮内。妝奩戲也。文帝於此戲特妙。用手巾拂之。無不中。有客自曰能。帝使爲之。客著葛角巾。低頭拂棊。妙踰于帝。

古今詩話求食註曰。彈棊有譜一卷。皆唐賢所爲。棊局方二尺。中心高。如覆盆。其顚爲小壺。四角微越。

〔此餘徐廣彈棋經。劉孝孫事原。蜀文谷備忘小抄。致虛雜俎。黄一正事物紺珠。孫盛魏春秋。等書各論彈棊。不遑枚擧。今爰省略矣。〕

按るに、黑白棊子六枚〔一説に八枚〕合て十二枚、二人向ひ合對座し、各其隅に棊一枚をおき、指にてはじき、中の央起をこし向の石を打なり。打あつれは向の石を取納む、勝たるべし。向より我前の石をはじくに、誤てはじき得ざる時は、向の石を己が方へ取納む。かくいたし棊早くつくる方を以てまけとす。古雅の戲なり。今の小兒の石はじきも、是唐にもあり。

彈碁盤之圖



五雜俎曰。今閨中婦人女子。尙有彈子之戲。其法似圍棋。子五隨手撒几上。敵者用意去其二。而留三。所留必隔遠。或相黏一處者。然後彈之。必越中子而擊中之。子不動則勝矣。此即彈碁遺法。魏文帝客以葛巾拂。無不中者也。但無中央高之局耳。是石はじきの出處成べし。

○韻（イン）塞（フタギ）

此戯は、源氏物語榊の巻に出て、古來より有。うへつかたのなくさみなり。源氏の注に、掩韵ともかけり。此事註釋にくはし。左右對座をわかち、かけものをして勝負をするよし見へたり。是は古詩の韻礎を去て、うへの字ばかり書付出し、連中へまはして各了簡のごとく、韵字を塡め出す。古詩の元韻に引合せ見て、たがはさる人を勝と定むなり。

行盡江南數十　曉風殘月入華
朝元閣上西風急　都入長楊作雨

かやうに韵字を三字ともかゝず出すべし。其時坐客見終、各自工夫して何の韵にても、心にかくも有べきと思ふをうづめ出し、列座うづめ終て、本書を開き、源韵に合ものを勝とす。たとへは

行盡江南數十回　曉風殘月入華盃
朝元閣上西風急　都入長楊作來雨

かように塡出せしものは妄塡とて負になる也。元韻は

行盡江南數十程　曉風殘月入華淸
朝元閣上西風急　都入長楊作雨顚

如此元韻に合祔したるを勝とす。隨分人の不レ覺遠き詩を書出すべし。これ古今書生のいたす譯文の意に同じ。一つには古詩をよく暗記し、二には韵礎の熟字を覺え、三には古人の詩の意を知る。甚だ益多し書生詩家の慰也。

○文字鎖

大低長歌の躰にして、何の終りの文字を取て、次の何の頭にをきてつぐる事なり。法は長歌に同じ。源氏文字鎖、大内文字鎖などあり。今こゝに逍遙院公源氏文字鎖を出して照例とす。

源氏のすぐれてやさしきは　はかなくきえし桐壺よ
よそにも見えし帚木は　われからねになく空蟬や
やすらふみちの夕かほは　わかむらさきのいろごさに
にほふ末摘花の香に　にしきと見えし紅葉の賀
かせをいとひし花の宴　むすひかけたるあふひ草

榊のえたにをくしもは
須磨のうらみにしつみにし
たのめしあとの澪標
みすに關屋のかせうつし
宿に絶せぬまつかせも
世は槿のはなの露
かけつゝたのむ玉かつら
ひらくる花にまふ胡蝶
そのなつかしき常夏や
野分の風にふきまよひ
はなもやつるゝふちはかま
折梅か枝のにほふやと
なにとてつみし若菜かも
横笛のねはおもしろや
くらき夕霧秋ふかみ
幻の世のほともなく
きく名も匂ふ兵部卿
忍ふふしなる竹川や
のかれはてにし椎か本
はるをわすれぬ早蕨も

花散里のほとゝきす
しのびてかよふあかしかた
しけき蓬生つゆふかみ
しらぬ繪合おもしろや
ものうき空の薄雲に
ゆかりもとめし乙女子か
らうたきはるの初音のひ
ふかき螢のおもひこそ
やりみつすゝし篝火の
日かけくもらぬ御幸には
まきの柱はわすれしを
とけにし藤のうら葉かな
もりの柏木ならの葉よ
やとの鈴虫聲もうく
御法をさとりし礒のあま
雲隱にし夜半の月
うつろふ紅梅色ふかし
やそ宇治川の橋姫の
ともにむすひし總角は
もとのいろなる寄木や

のりのなもうき船のうち
おのかすまひのてならひは
やとりとめこし東屋の
契りのはては蜻蛉を
はかなかりける夢の浮橋

いつれも此おもむきに同じ、らりるれろの文字に出て、つけかたきは、ひゝきの文字にて付るなり。らの字ならは。あとつけ、るの字ならばうとつけ、れの字ならば。えとつけ、ろの字ならばをと付るなり。

これに比して女童の戯に、古歌を滿座次第〳〵に付て、文字鎖となし、付えざるものを負と定めて興とす。是は一首の古歌の終の字を、付る歌の頭字にうけて、段々つづく其例左のごとし。

秋の田のかりほの庵の苫をあらみ
わか衣手は露にぬれつゝ
つくはねのみねよりおつるみなの川
戀そつもりて淵となりぬる
うらみわひほさぬ袖たにあるものを
うきに絶ぬはなみたなりけり
いつはりのなき世なりせはいかはかり
人のことのはうれしからまし
しのふれと色に出にけり我こひは
物や思ふと人の問まて

いくつにても此おもむきなり。是は女童に古歌を暗記させんためにもふけしうへつかたのたはむれなり、古雅なるなぐさみ事なり。

闘草

荊楚歳時記曰。五月五日踏百草。今人又有闘百草之戲。歐詩云。共闘今朝勝。盈襜百草香。章簡公帖子。五菅闘瑞莢。百草闘香茗。又云。五日看花憐並葉。今朝闘草得宜男(クワンザウ)。これもろこしにて百草を闘しむ證例なり。其外諸書に出しぬ。枚擧不遑。今闘草のあらましを記。先席上に一机を置、左右に例座わかれて、花筐筒に百草をかくし、持出て先左より菖蒲を出せば、右よりも同花を出し對す。又右より萱艸を出して机上におく時、左よりも又同花を出して答ふ。たがひにかやうにいだし、同花なき方負にて退く、又左右より兩人出て、紫陽花を出し机上に置時、又向よりも同花を出して戰ふ。此勝負前に同じ。出席の人各かくいだし、左は何程の勝、右は何ほどの負と定む。筆記すべし。花は終にはなげいれなどにいたし、樂むべし。深き子細はなき事也。

雅遊漫錄卷之七大尾

山崎美成編

橋本玉蘭畫

義士雪冤

全四冊

一名 赤城落穗集

題大石良雄良金畫像

刀遇蟠根見利器。未經歲寒知後凋。忠臣孝子亦如此。家敗國亂始昭昭。其誰當之兩石丈意氣。足壓千豫讓。四十義士如手足指揮。在君所下上男兒。要爲知己。死豈與君讐同。天地事期必成眞英雄。漆身呑炭皆兒戲秘計。預恐仇家知潜匿。游洛此一時誰言子房非智勇。破産曾無以家。爲三年陽狂耽酒色。此心實有如皦日。斷賊首祭君墓。仰拜靑天臣事畢。吁嗟荊卿貢謀當滅身聶政自刎何足云成功。如此古來少。父子於我無間然。獨恨君曹生太平。千古徒受義人名。不然善用胸中兵。唾手可取封侯榮。此事沈吟百餘歲。今日披圖眼流涕。義烈堂堂死若生。聞風懦夫足自厲。君不見世上俗儒浪訾議。渠無義膽可知耳。東方安得馬遷筆直寫盛蹟垂靑史。

嘉永甲寅肇秋、應北峯老人索錄少作以代小序。

江戸枕山居士　大沼厚

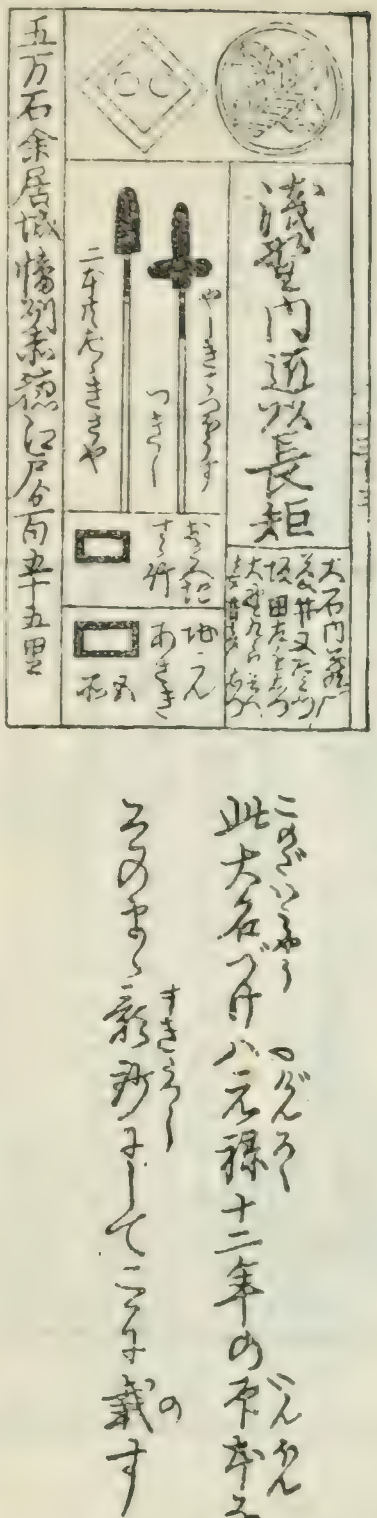
單山　高有常書

赤穗義士隨筆 目錄

赤穗義士隨筆 卷之一

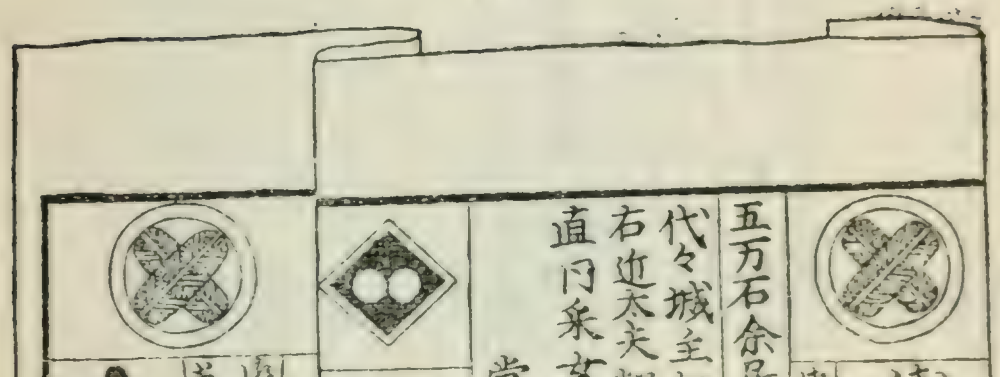
山崎美成編
橋本玉蘭畫

○淺野家紋道具の圖



淺野家の紋所は、違へ鷹の羽といふことは、誰も知らぬものなし。角の内に二星は知るもの希なり。また家老の名まへをしるす中に、大石、大野は國にあり。藤井、安井は江戸に居たり。義士の事蹟を記したるものには、おの／＼の名見えたれども、坂田も家老ならば、城中の會議には必ずその席につらなりて與り聞くべきはづなるに、その名のなきはいかにぞや。

元祿年間之印本
杢文房所藏之寫



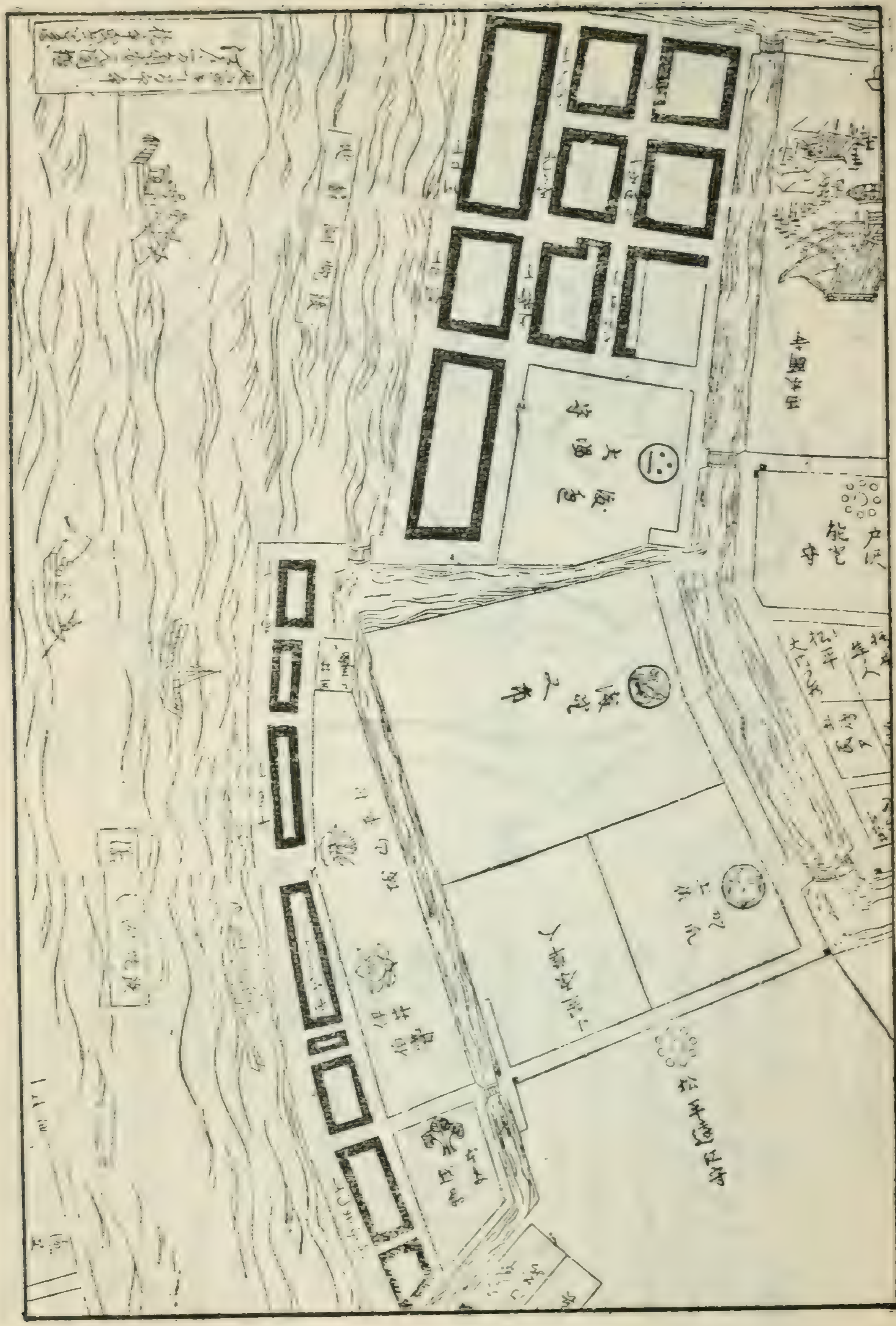

浅野内匠頭長矩
法號冷光院殿

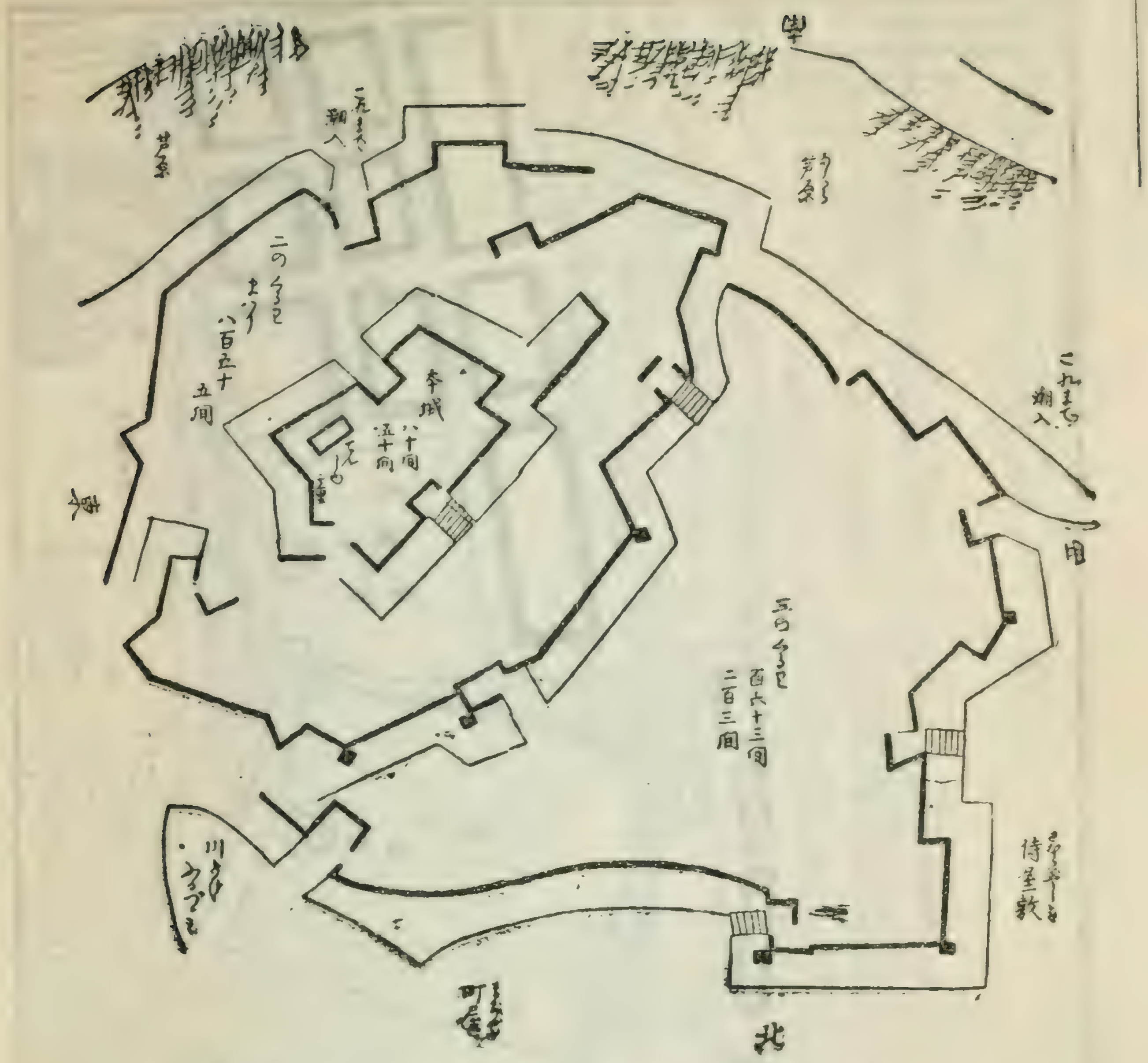
右に載する淺野長矩の像は、傳來正しきよしなり。しかれども、精忠傳神錄の卷首にのするものとは、おのづから傳への異なると見えたり。

〇同　屋敷

義臣傳に、復仇の翌朝吉良家を退き、芝の泉岳寺に至る路次をしるして、本庄一ツ目の河岸より六間堀にかゝり、永代橋を渡り靈岸島を過ぎ、稻荷橋を渡り鐵砲洲にさしかゝり、亡君の舊館の前にて涙をながすとしるしてあり。此屋敷といへるは、さむさ橋のきはにて、今は三軒なり。その頃は一屋敷にてありしなり。延寶の印本、江戸方角安見圖鑑に、淺野又市とあるもの、即ち內匠頭長矩の事なり。

按ずるに、內匠頭長矩の父釆女正は、延寶三年正月卒去なり。思ふに、長矩その年の家督なるべし。又市は長矩の幼名にて、淺野家代々通り名の幼名なり。延寶八年十月に從五位下に叙せらるゝなれば、大かたその時に內匠頭になられしものならん。





○赤穗城

淺野家代々領する所の、播州赤穗の城は、そのはじめ、豐臣太閤、播州を一統して後、赤穗の城を築き給ひしなり。慶長五年池田家、備前を領するにおよびて、姫路より郡代ありし所、その後淺野家の居城となれり。

赤穗領すべて、庄は五ケ所、鄕は三鄕、村數は合せて九十六邑あり。城下の町ことににぎはひて、家軒をつらね、功用足らざることとなし。赤穗街のほとりよりの海道といへるは、むかしは周世坂を越えずして、百日堤を姫路かいだうといへり。鷹取坂をこゆるは、淺野家この地を領してより以來の事となり。

○赤穗領鄕村

播磨國赤穗郡一圓百十箇村、高三萬五千二百石、外に三百六十二石六斗七升五合、籠高。

賀西郡之内

上野村　廣原村　佐國村　下芥田村　上芥田村　上萬願寺村　下萬願寺村　東道山村　大内村　下若井村　上若井村　河原村　田井村　山川村　馬渡谷村　大工村　鍛冶屋村　湯谷村　田谷村　奥山寺村　國正寺村　新田村　柳山寺村　中之原村　上之原村　明閑寺村　新田村　夜尾村　落方村　下郷波田村　合山寺村　新田村　新田村

高八千九百二十石八斗五合

賀東郡之内

福積村　曾我村　貝原村　垂水村　窪田村　鳥居村　家原村　中村　北村　梶尾村　甘梨村　上田村之内　仁我井村　大川村　澤部村　黍田村　下三草村　上三草村　牧野村　多井田村　田中村　北野村　河高村　野村

高八千二百一石九斗七升四合

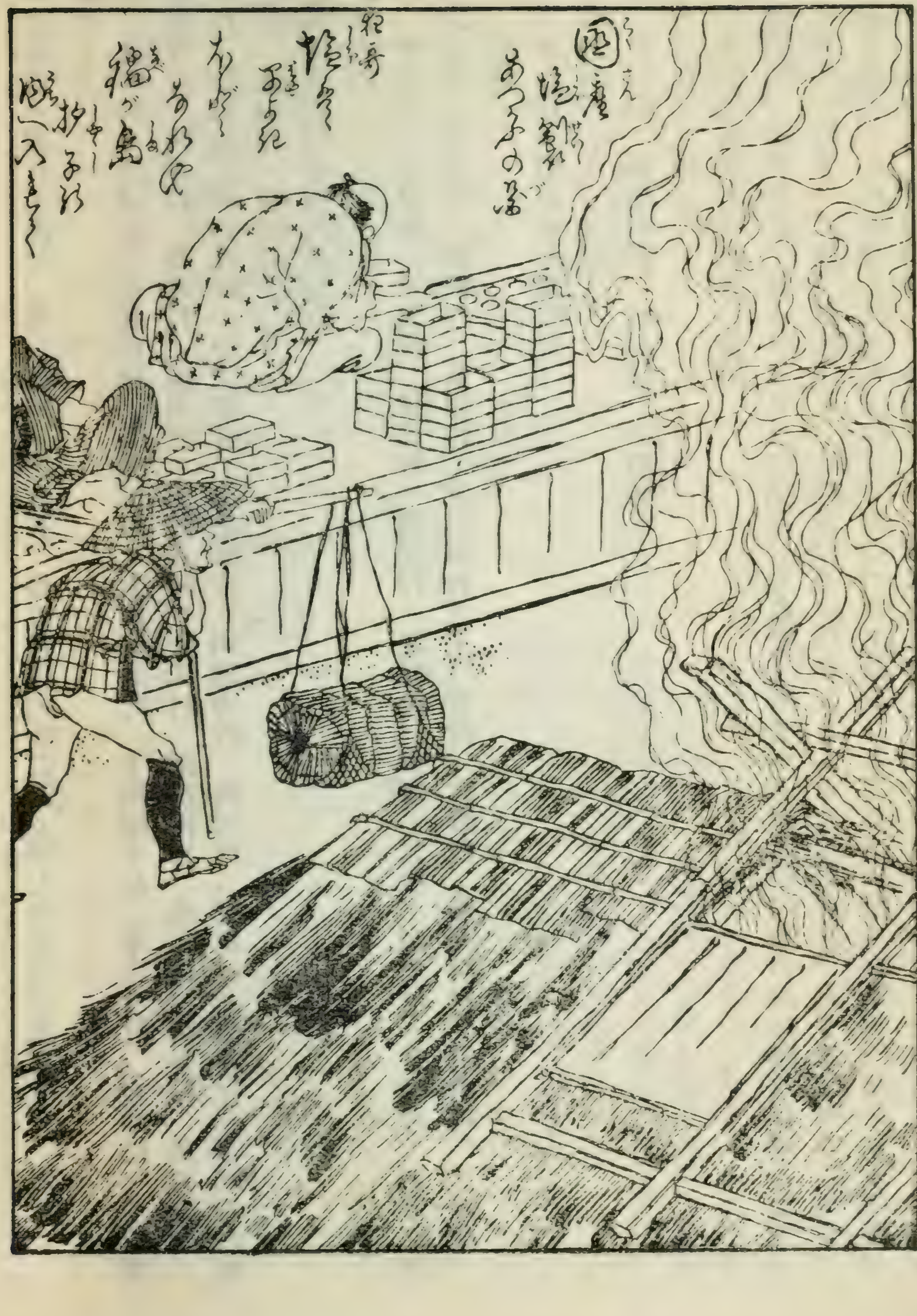
佐用郡之内

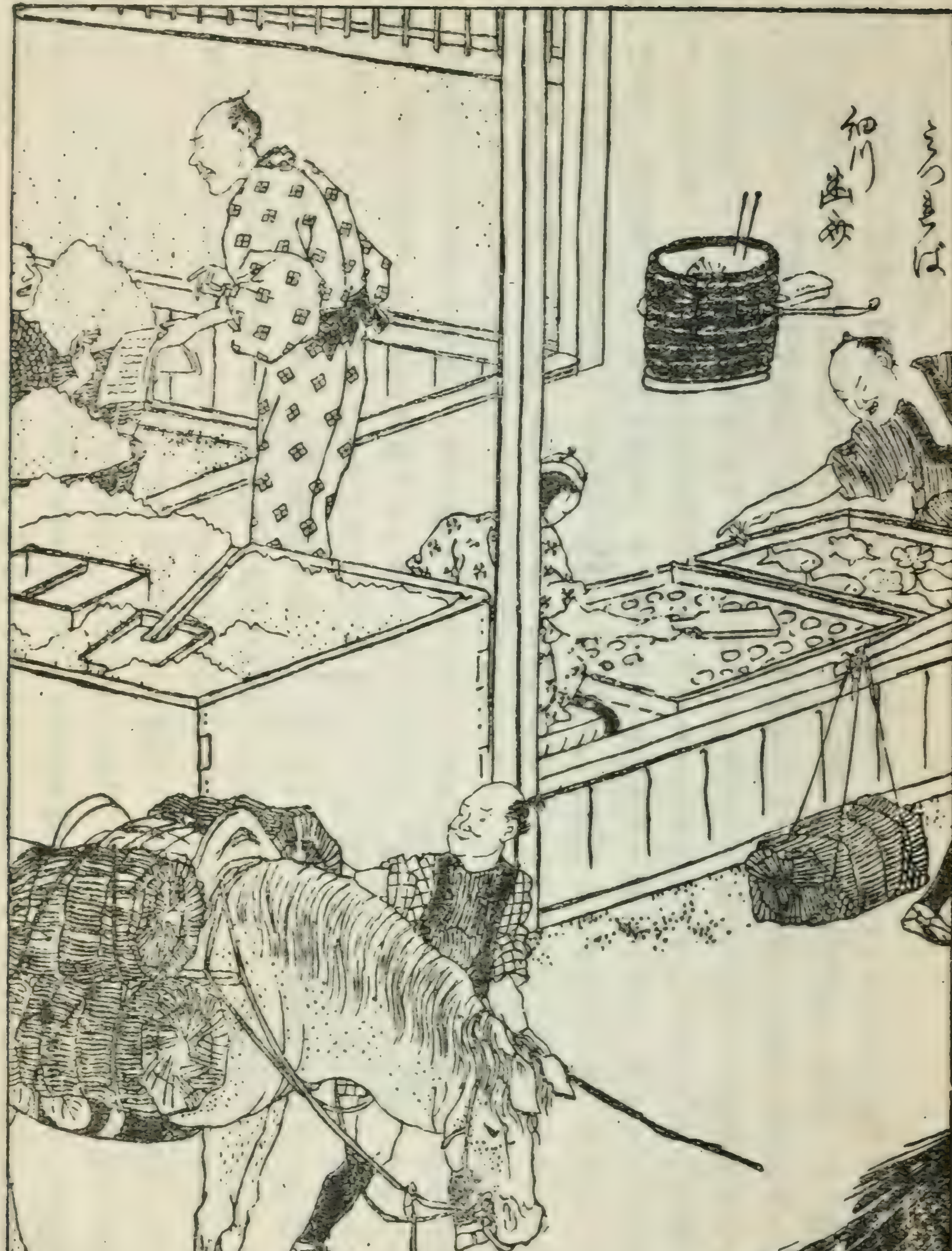
栗江村　海田村　藏垣田村　中山村　山田村

高千二百十二石二斗

○赤穗鹽濱ならびに鹽の製造

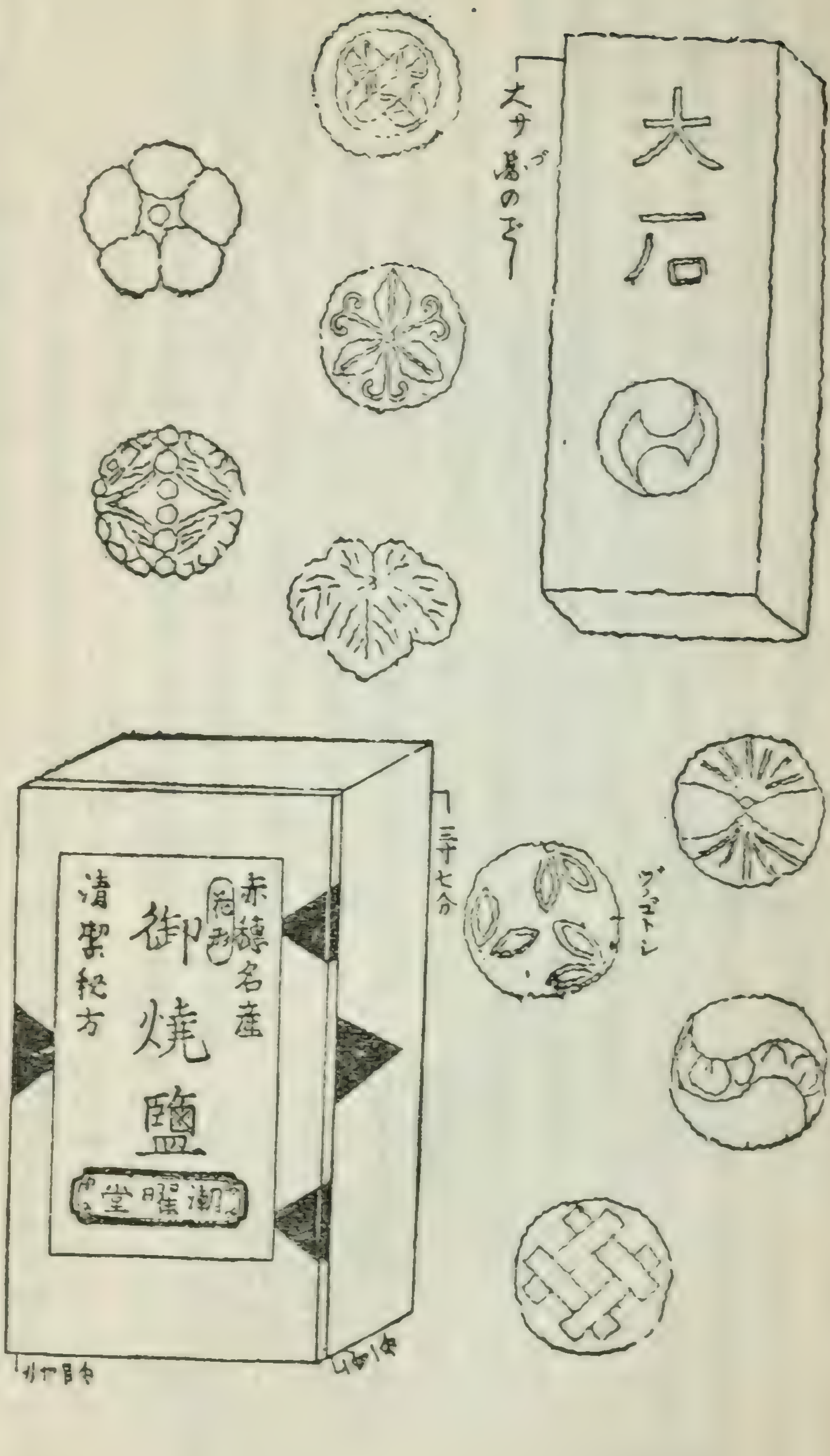
赤穗の鹽濱は、その廣さ一町より七八反に至る。これを一軒まへと云ふ。一畝の間に鹽水を垂るゝ穴一づゝありて、一軒まへに惣て百穴あり。その穴の上に砂を入るゝところを築く。大さ三尺四方ばかり、上下に莚を敷て、これに潮を沃ぎ入るれば、おのづから砂をこして垂壺に溜るなり。○潮を取るには、いにしへは藻鹽たく、藻鹽かきあつむなどゝ、歌にもよみて、藻をかきあつめて、それに入れたる潮を




細川出張

それも又かはりて、今はその仕方最便なり。かの鹽濱の四方に渠をほりて、それへ海より潮を引き入れて、常に湛へあるに、又その廣き間には、幾筋も地面の中に溝を掘りて、四方の潮を通はせ引き、地の底よりおのづから潮水入り上りたるを、日に晒してかきあつめ、かの垂れ壺の上へ鹽砂をうつし、その上へ潮水を汲みて沃ぎかけ、彼砂の鹽をあらひ落す意なり。かく垂れたる砂を、又晩方になりて取出し、地へ撒き耜をもてかきならし、柄をもておしつけ、一夜を經れば同じく鹵氣この砂に吸ひあげたるを、晝過るまでよく日にさらせば、鹵氣いよ〳〵上に浮くなり。これを集めて垂ること前にいふところの如し。毎日かくの如くするなり。○垂るゝ所の一穴の潮、毎日一斗五升にて百穴十五石なり。一釜に煮るところ一石二斗にして、一晝夜の間に、百穴の潮を十五六釜に煮盡せり。但し夏三月の間は、潮多くして二日一夜に煮るなり。○鹽は水一升を煮て五合を得るなり。一釜に得るところ六斗、晝夜に十石ばかりなるべし。○釜は小石を石炭にて堅めたるものなり。その大さ一間に二間ばかりの角にて、深さ三寸ばかりなり。竈はその廣さ一ぱいに築あげ、焚口狹く明たり。まづ此釜を造るには、釜の大さの板をへついの上に置き、その上に河石二寸ばかりなる薄きをならべ、土を粘し擣爛したる藁と、松葉の灰とを和して塗りかため、又その釜の底へかけて、鐵の釣手を六所かけ置き、その釣り手ともに灰にて堅むるなり。かくて、上より火を焚き乾かし、よきほどを候ひて、下の柱を拔きとり、又下よりも焚き乾かす。是すべて火の加減大事なりとす。釜は用ゆる日數およそ二十日ばかりにして崩して、また新に造る。焚くこと晝夜絶えず。甚だ鹹し。是を差鹽といふ。魚肉の鹽にし、又温かなるを加ふれば、味和らかなり。西濱これを製す。古濱といひて上品なり。味噌、醤油につくりてよし。東濱は俵に五斗を納るゝはこれを江戸俵といふ。西濱は一斗二三升にて小俵なり。

○名産花形鹽の圖



○天野屋利兵衛の傳

天野屋利兵衛直之は大坂の人なり。郷の長を勤めて、先祖より淺野内匠頭殿の家に出入して厚恩を蒙りしが、元祿年中の大變により、諸士會議する時に及びて、利兵衛この騷動を聞くと、早速赤穗へ至り云

ひけるは、私身分相應の御用もあらば、いかやうにも心力を盡し、御奉公仕るべきよしを願ひしが、その後、義士等復仇の事を盟約しけれども、深く祕して外に洩れんことを恐るといへども、利兵衛が誠忠なるによりて、密談に加はることを得たり。然るに、大石内藏助ひそかに利兵衛と相議し、鎗、長刀その外の道具まで、利兵衛よりこれを職人に申つけ造らせたり。諸士は京師、大坂、江戸におの／＼隱れ住み、利兵衛は大坂にありて、妻子および召しつかふ者にも深く隱し、自身かけあるきて職人へ申しつけ、出來せし品は、だん／＼にこれを江戸におくりつかはしけり。こゝに鍛冶の神力某といふ者あり。奉行所に訴へけるは、長柄の鎗をあつらへし者あり。その物好奇異なる物故に申し出たりといへり。よつて奉行所にて利兵衛を呼び出し、その趣を尋ねとはるゝに、利兵衛申すやう、御不審を蒙り候事御尤に候へども、この道具は、市中にても盜賊の用心にあつらへしに相違これなく、外に子細なきよし申けるに、奉行所にても、その製作の尋常に異なるを詰問はる。利兵衛申には、ある武家の工夫なされて、仰付られたる品にならひたるなりと云ふ。しかるに、大坂中なる鍛冶屋ども、このよしを聞傳へ、利兵衛が誂へし道具を、こゝかしこより訴へ出ければ、奉行所より利兵衛を召捕り、拷問することきびしけれども、利兵衛意を決し、いさゝかもあつらへしわけを申さゞるゆゑ、妻子まで召捕りになりて拷問すれども、一向に存ぜざるおもきを歎き申けり。利兵衛の申けるは、此事一向に妻子および家内の者どもの存じたることにあらず。私一人の意にて、ある方より頼まれあつらへ申たるなり。されども、利兵衛拷問せらるゝこと嚴しく、利兵衛が惣身疵を蒙らざるところなしといへども、白狀に及ばず、遂に氣絶すること數度に及ぶといへり。利兵衛申すやう、私、はじめこの事を頼まれし時に、死罪はかねて覺悟の事なり。唯願はくば、來春に至らば詳かに申あぐべし。夫まで御免をねがひ奉る。只今はたとひ此身を粉に碎かるゝとも、白狀は仕らずと申て、わるびれたる體なし。依て奉行にも聞入られて、しばし宥免これあり。さてその年も暮れ、あくる年になりて、世間に專らの取りさたには、去冬十二月十四日、赤穗の諸

士等吉良上野介屋敷へ夜討して、先君の仇上野介殿を討取りしよし噂しけり。利兵衛よく〳〵事の虚實を聞糺して、牢役人へ白狀仕るべきよしを申し出るにより、即時に白洲に呼出し、その趣を尋ねらるゝに、利兵衛申けるは、私事先祖より淺野家の御高恩を蒙り、御家來同樣に思召されし所、この度の大變につきて、大石內藏助樣をはじめ、その外の方々も大望の企これあり。ついては愚鈍なる私を人らしく思召し、御密談に加はり、武具等御誂へなされ候ことを御賴みになりしゆゑ、私はせまはり、竊に所々へあつらへ申たり。只今承り候に、御大望成就なされしよし、私において大慶これに過ぎず。はや私の御奉公も相濟申たり。先に拷問なさるゝとも白狀仕らざるわけは、大石樣はじめ皆さま、いまだ御大望遂ざる前に、私一人より事露顯いたさば、定めて大石樣はじめ御糺明のうへ、御刑罪にも御逢ひなさるべし。しからば、大望も水の泡になり候ことといたましく候ゆゑ、私が身は粉に碎かるゝとも申あげざるは、誠に恐れ入り候なり。この上はたゞ願はくば、妻子家僕どもは一切存申さず。何とぞ彼等が一命は御宥免下され、私一人事は、いかやうの御刑罪を蒙り候とも辭し申さず、死するはなほ生るにまさり申なりと、淚をながしつゝ申けるにぞ、奉行所の人々、その義心を感じ、やがてあひ議せられ、死罪一等を宥されて放逐せられ、家財はその忰に下されて、もとの如く鄕の長たらしむ。その子利右衛門と稱す。父の利兵衛は京師に至り、洛北の瑞光院に寓居す。こは淺野家に舊恩あるによりてなり。姓名を改め松永土齋といふ。壽を以て終るといへり。

野史氏云。赤穗の諸士盟約を結ぶ者、はじめ二百人なりしが、漸々離散して、はづかに四十餘人遺りて、大石內藏助と志を倂せて盟ひを結ぶといへども、謾りに腹心をあかさゞるは、密謀のいさゝかたりとも、他に洩れんことをおもへばなり。利兵衛は商賈なれども、彼に屬するに大事を任ずるは、よく〳〵その人を知るといふべし。先に利兵衛赤穗に至りけるが、折ふし六月の頃にて、庫中の器物風入れありしに、珍器ども頗多かりければ、この利兵衛、大石內藏助に請ひ、御道具拜見いたし度よし

願ひけるに、内藏助これを許さるゝにより、利兵衞ゆる〳〵と拜見せり。さてその器物預りの役人より、大石へ訴へ申けるは、預りの玉盌紛失せり。同役どもに相議するに、利兵衞の外この所に入りたる者なし。よつてみな〳〵利兵衞に疑ひあり。御吟味を願ふよし申出たれば、大石もことの外に驚き、利兵衞をよびて申さるゝは、預りの者より申出るは、玉盌紛失いたしたり。しかるに利兵衞より外に入るものなしといふ。我等こと、その方の盗まざることはよく知るといへども、諸人の疑ひは解がたし。此事いかゞはからはんやといへるに、利兵衞云ふ。私盗みしにまぎれなく候。すみやかに罪科に行はせ給へと、少しも驚きたる體なし。役人この事を内匠頭殿に申しければ、内匠頭笑はれながら、袂より玉盌を出していはるゝは、吾玩弄のために持來れり。利兵衞が知ることにあらず。彼を咎むることなかれとぞ申されける。大石も利兵衞が魂の轉動せざることを察し、さてこそ大事をうち任せたりと見えたり。しかれども、これは一朝のことなり。かの拷問せらるゝこと嚴刻といへども、つひに白狀に及ばず、もし一言洩なば、實に諸士の大望むなしく、亡君の恥辱となり、天下の人の笑ひとならんことをおそれ、死をもて盟ひ、諸士の志しを遂しむること、その功勳は四十餘人に劣らずといふべし。嗚呼、太平の時に武具を取り集むるは、これ叛逆の疑ひ逃るべからず。糺明に逢ふこと宜なり。しかるに、利兵衞は妻子の鞭箠せられ、その苦痛を見るに忍びず、明春に至りて白狀すべしといへり。されば奉行にも、その願ひを許されて、しばし吟味の止みけることは、尋常の罪人を吟味するに、かゝる事を願ひたりともいかでか許さるべきや。これ利兵衞が誠忠の人を感動せしむるによつてなり。この一篇は、大坂の町人鹽屋伊兵衞といへる者のしるすところなり。後に賴千秋の文を請ひて上梓世に傳ふ。その本至て希なり。近くは甘雨亭叢書に收刻す。

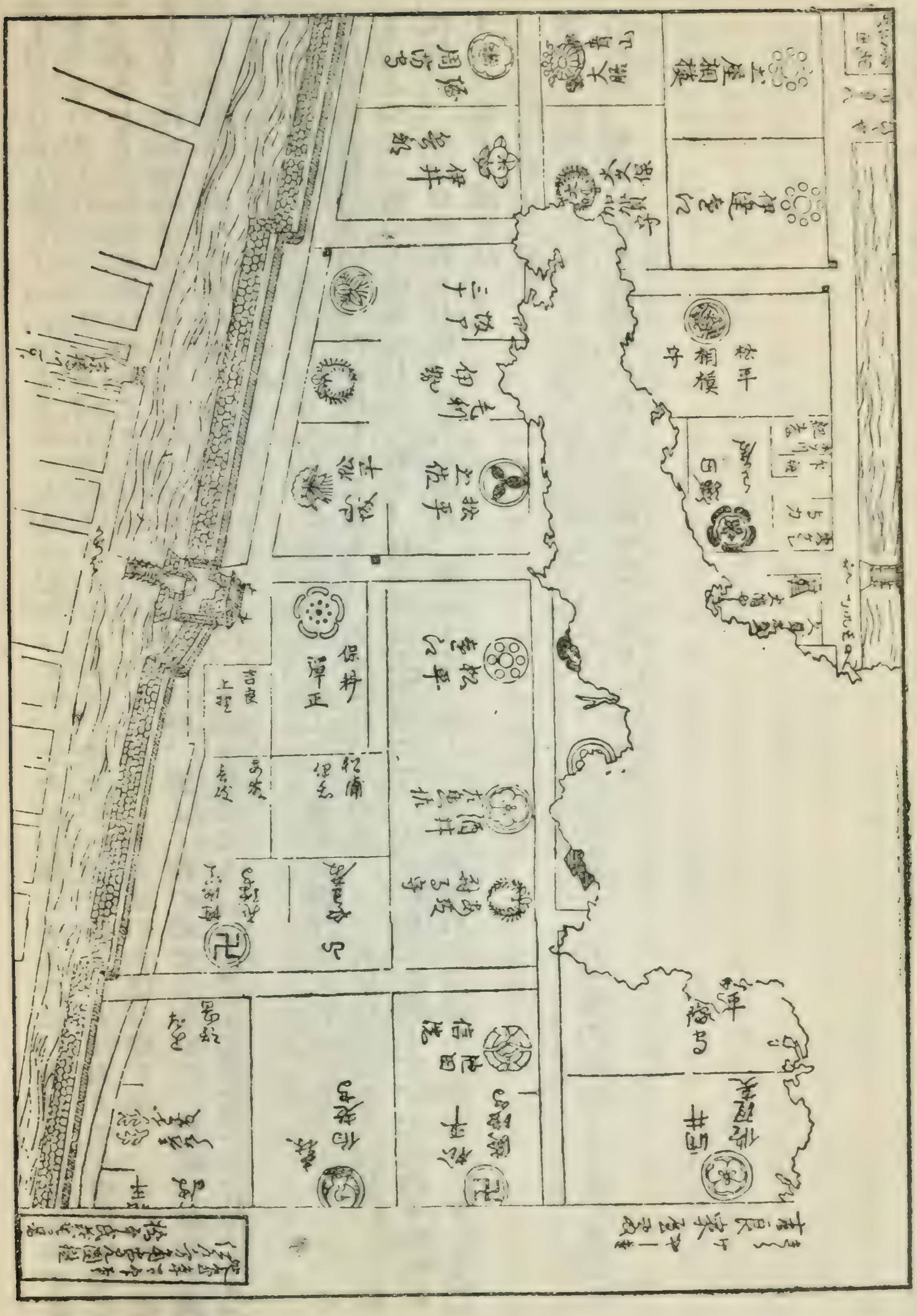
一說に、利兵衞が赤穗侯のために志を盡したるは、誠に故あることなり。利兵衞常に物語りけるは、先年我等事、内匠頭樣の御茶席の末につらなりしに、或人云に、商人などは、たゞ利益のことに走りて、信

義を以ては稱し難しといへるをりに。侯のいはるゝには、この利兵衞と云ものは、常に信を尊み義を重んず。その志しなか〳〵士も及ばぬ者なりといはれたり。我この一言を聞て、あり難きこと骨髓に徹して、身命をも君がためには惜まじといへるとかや。こゝに於て、利兵衞が赤穗の變を聞て、その難に赴きしもこれがための故なり。茶席の一言も、玉盌紛失の時、潔よく死に處せるを以て、内匠頭殿深く其人となりを知り給へるならん。大石が腹心を示して、大義を果せるも、利兵衞が志操に感じたればなり。大石も人を知ること精しといふべし。

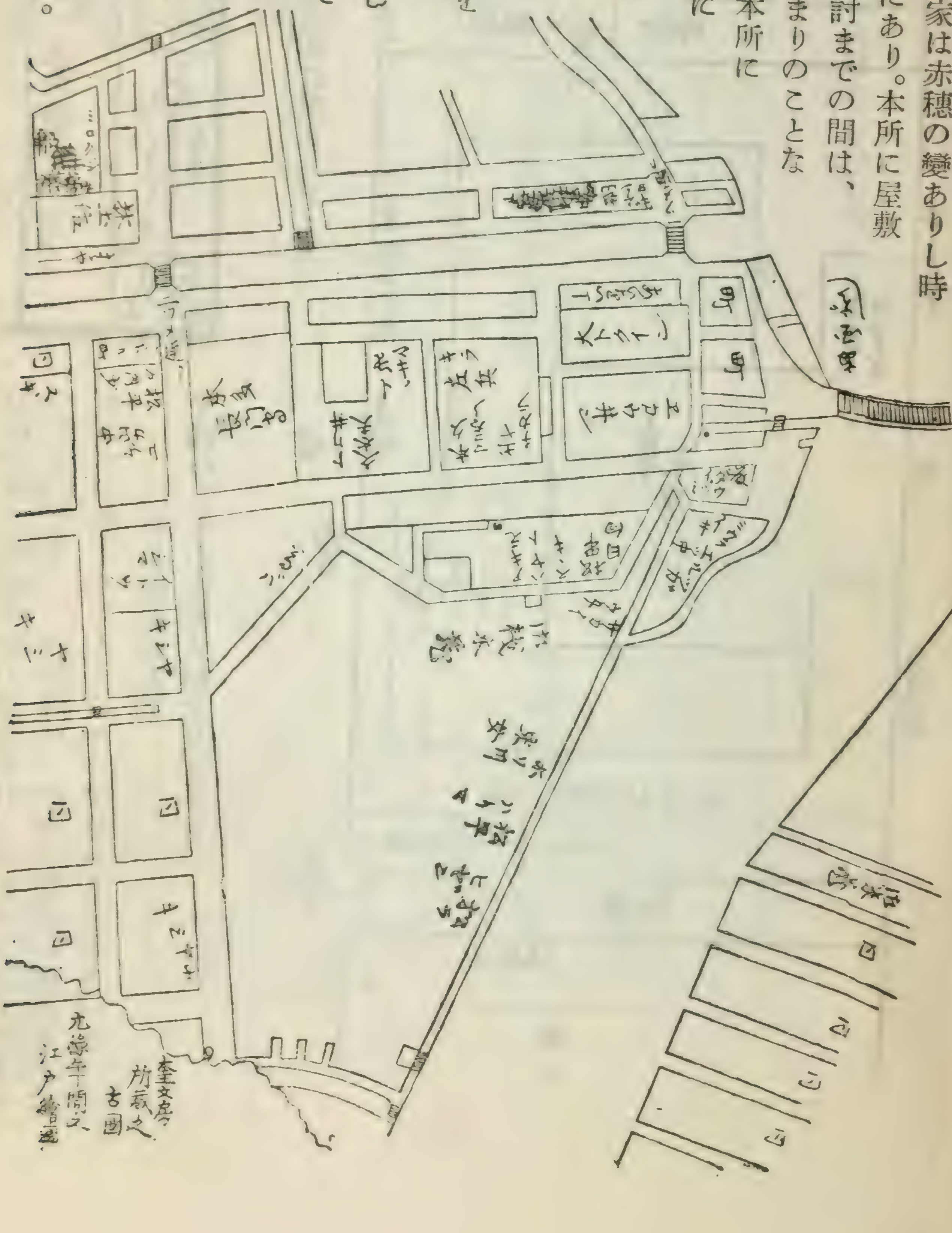
原本漢文なれども、見やすからんために假名がきに譯して、義烈を感ずる人に示すなりといへり。これは菅丘源鶯岳といふ人の和解したるなり。○近頃文政八年の冬、この天野屋利兵衞百回忌にあたれり。よつて一族の人追善せしことあり。利兵衞は米問屋にて、大家の藏元を預りて、大坂内平野町に住居す。赤穗の事ありし後、姓名を改め、松永土齋と稱し、洛外岡崎村に退隱し、享保十二年正月二十七日歿す。法名は

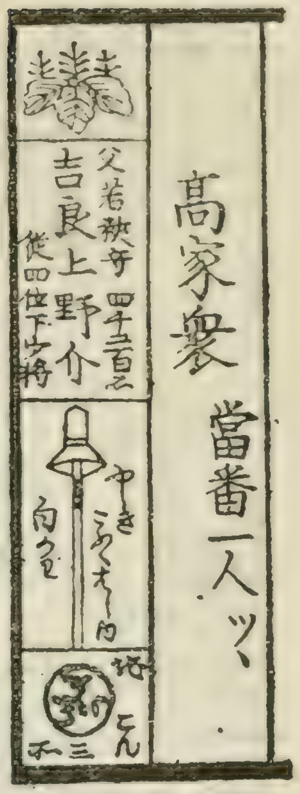
法正院土齋日可居士

本傳に歿年月法名をしるさず。よつて詳にこゝにしるす。御亭の話に、内平野町に住しこと、大坂の名所記、延寶の印本難波鶴にあり。北組年寄とありといへり。



按ずるに、吉良家は赤穂の變ありし時は、呉服橋の内にあり。本所に屋敷がへありて、夜討までの間は、はづかに一年あまりのことなり。ある人云、本所にやしきがへせしには、ふかき故あることゝいひしが、精しく聞おかざりしは残りをしきことなりき。さて夜討の後、しばし廢地となりてありしが、元祿十四年四月廿二日町屋となりしことは、一夕話にくはしくしるしたり。





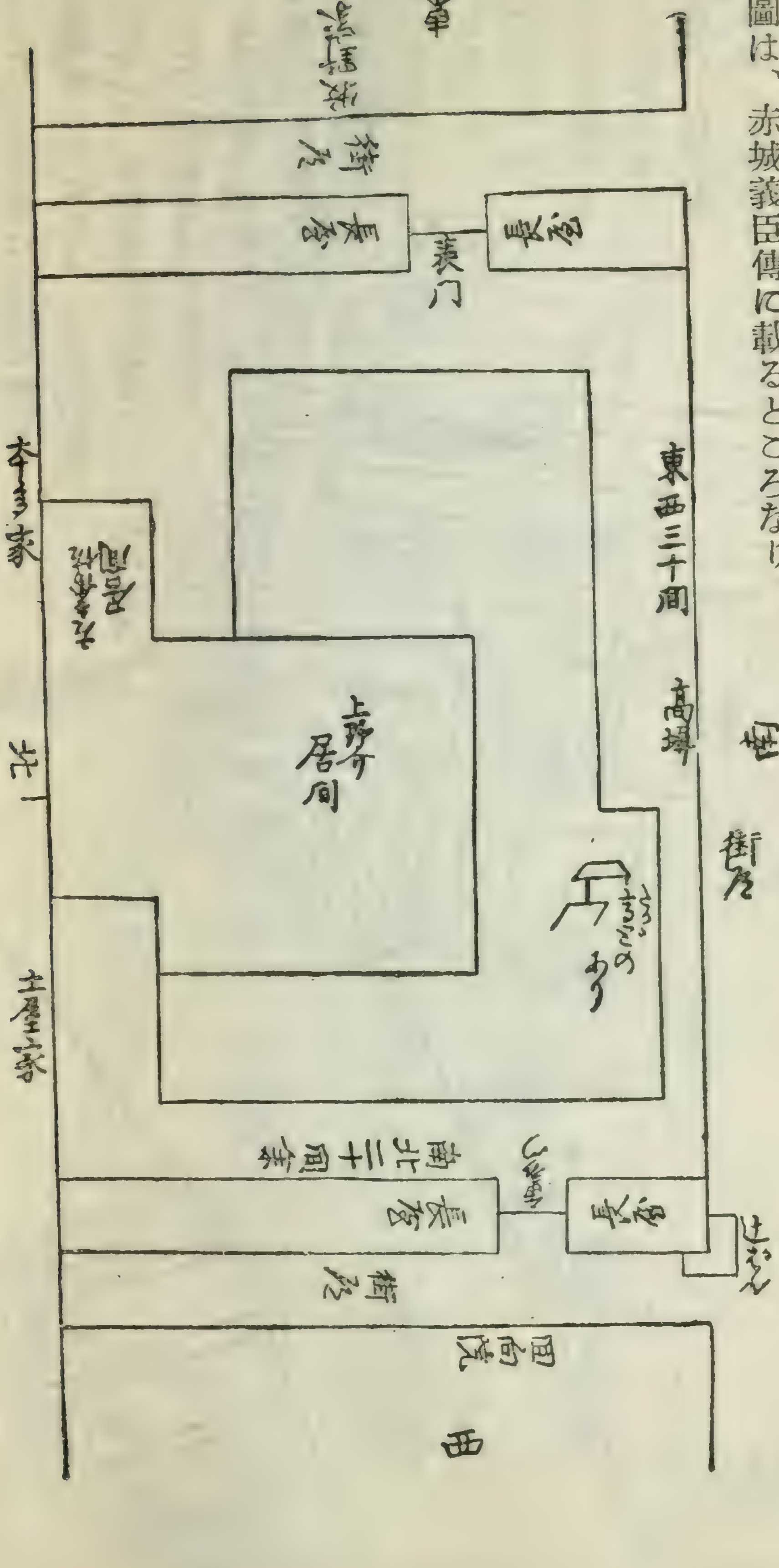
右にのする元祿年間の繪圖には、もはや本所に屋敷がへありしなり。この繪圖に、次なる屋敷の繪圖をあはせ見て、義士うち入りのやうすをおもひやるべし。

○吉良家紋道具圖

元祿のころの御役人附に見えたり。

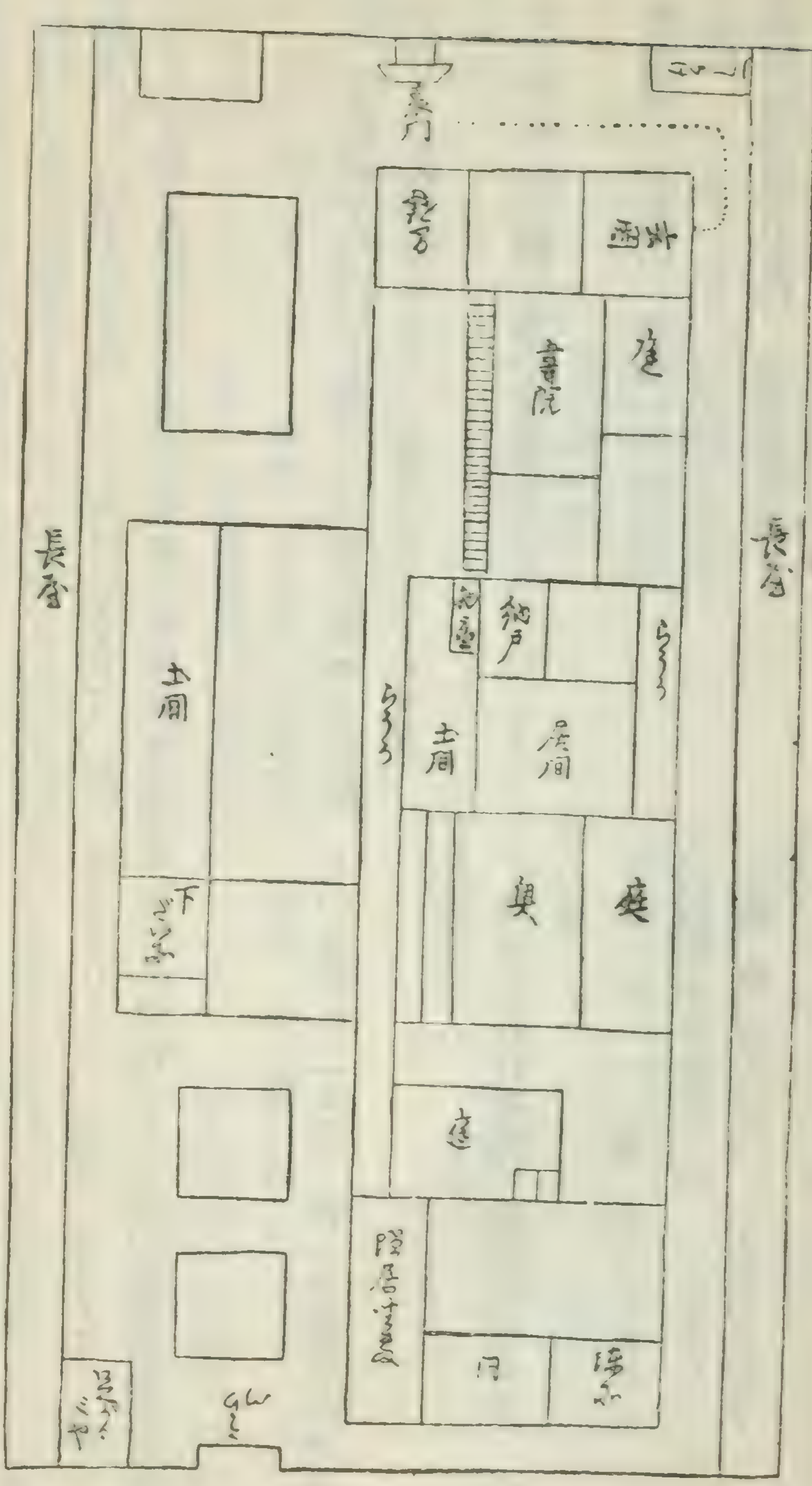
○同屋敷の繪圖

この繪圖は、赤城義臣傳に載るところなり。



〇同　繪圖

次に載する圖は、寫山樓にうつし傳ふるものなり。



〇吉良家士の口書

十五日の朝、官使すべて十二人、吉良家の屋敷に至り、義士討入のあとの始末を、逐一に書留めらるゝに、吉良家の家老、齋藤宮内、岩瀨舍人、左右田孫兵衛出て、官使に拜謁して應對す。

吉良左兵衞佐義周の口書

昨十四日夜八ツ半過、上野介幷拙者の宅へ、淺野內匠の家來と名乘候て、大勢火事裝束にて押込申候。長屋二ケ所梯子を掛置き、裏門の扉を打破り大勢亂入、弓箭、鎗、長刀など持參、所々より切込申候。家來ども防戰仕候へども、彼者ども兵具に身をかため參り候や、拙者家來手負死人多くこれあり、亂入の者は手を負たるまで討留め不レ申候。拙者方へ切込申候に付、當番の家來側に臥居申候ものども防ぎ申候。拙者も長刀にて防ぎ申候處、二ケ所手負申候て、眼へ血ながれ入り、氣遠く罷りなり、暫くして氣づき、上野介心許なく存候間、居間へ罷越て見申候へば、最早討れ申候。その後、亂入の者ども引取り居り申さず。

死人名前

上野介死骸、刄疵兩手の內一ケ所づゝ、左の股に一ケ所、左の膝頭に二ケ所、膊一ケ所これあり。且又刀に所々血付、柄に切込みあり、脇指は見え不レ申候。

家老

小林平八郎　南小屋前に死す

左兵衞佐用人

鳥井利右衞門　座敷の庭に死

用人

須藤與一右衞門　座敷次の間に死

中小姓

淸水一學　臺所の前に死

中小姓

大須加治部右衞門　臺所前に死す

左兵衞佐中小姓

齋藤淸左衞門　小屋前に死す

左兵衞佐中小姓

左右田孫八郎　小屋前に死す

同役

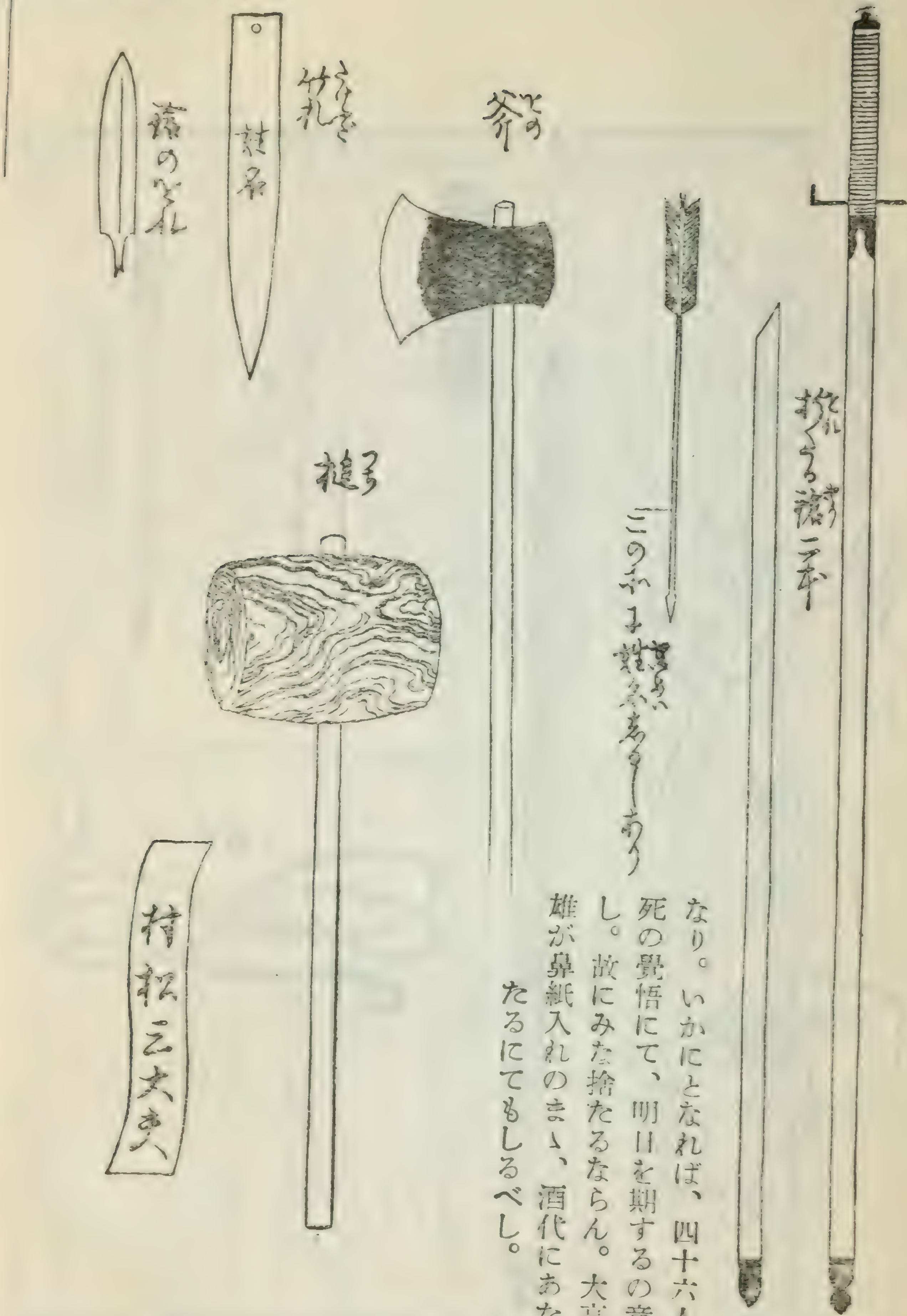
新見彌七郎　同所

同役

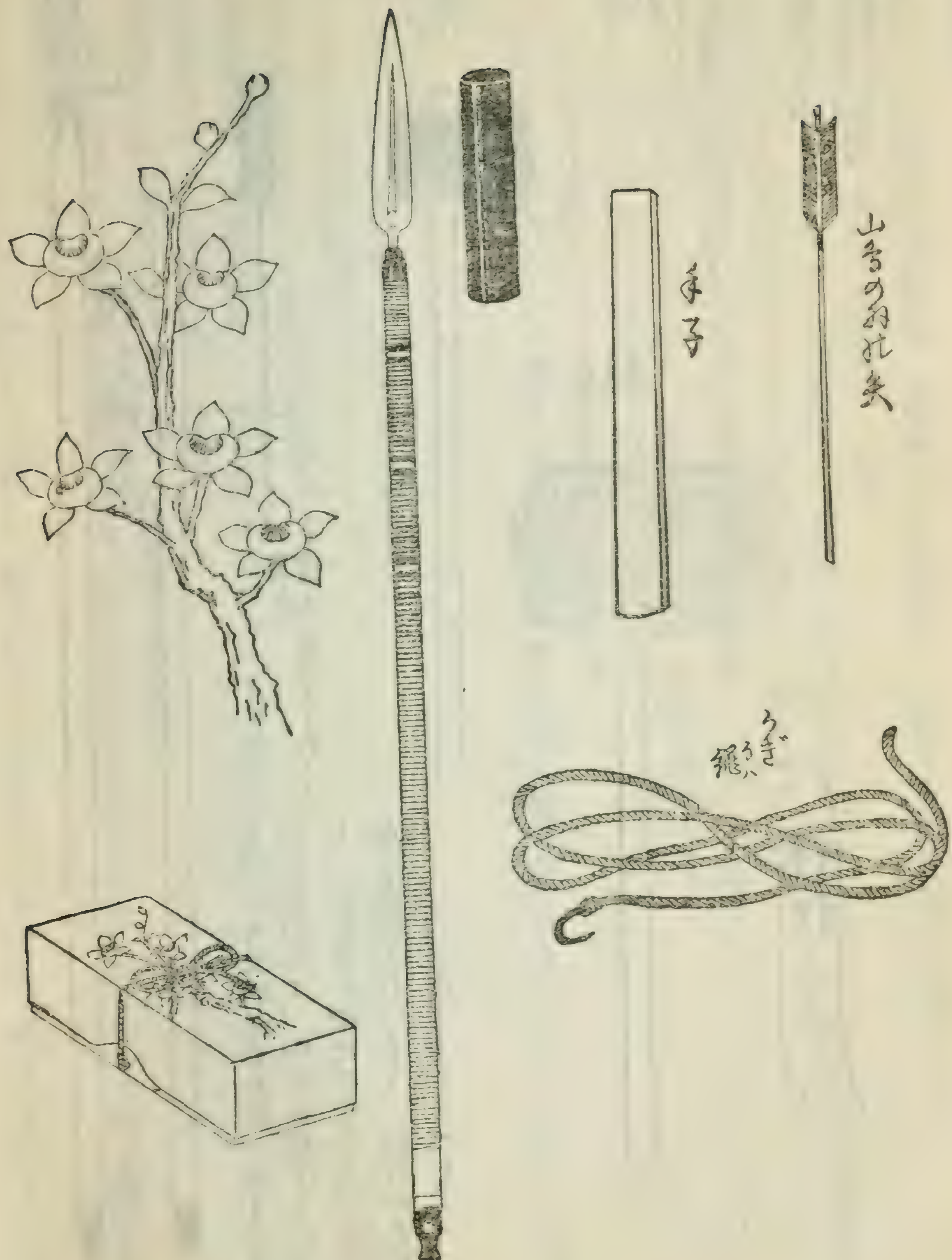
上野介祐筆

小塩源次郎　同所　　　　　　　　鈴木元右衛門　小屋出口に死
左兵衛佐□　　　　　　　　　　　同断
柳原早左衛門　小屋出口に死　　　笠原長十郎　臺所の出口に死
坊主　　　　　　　　　　　　　　同断
鱸松竹　小玄關口に死す　　　　　牧野春齋　小屋出口に死
足輕　　　　　　　　　　　　　　中間
一人　馬屋前に死　　　　　　　　一人　小玄關前に死
都合死者十七人〔割註〕但しこの內、上野介殿ともに十二人は、刀脇に血付切り込みあり、外五人は働き知不ㇾ申候。」
手負名前
左兵衛佐手疵、額に一ケ所、後に一ケ所、何れも淺創。
家老　齋藤宮內　同斷　左右田孫兵衛　同斷　岩瀨舍人
昨夜八時分火事と申候故、小屋より罷出候處、小屋一間に三四人づゝ鎗を持並居り申候。戶をあけてのぞき候者かすり疵を負候。依之相ひかへ、その後罷出候へば、上野介討れ、左兵衛佐手負申候。右三人の口書同様なり。
左兵衛佐家老　松原多仲　淺手
十四日夜八半時分、火事と申裏門物音仕候に付、私小屋門脇にて御座候に付、早速罷出候處、弓にて射られ矢疵を被り申候へども、大勢を相手に差向候處、門を打破り候槌にて打倒され、右の疵にて働き罷成り不ㇾ申候。
左兵衛次役　齋藤十郎兵衛　重手

私儀當番にて、廣間に臥居申候處、大勢切込み申候に付、防働き深手を負申候故働兼申候。
左兵衛佐取次役　清水團右衛門　深手
小屋に臥居申候。火事と申候に付罷出候へば、鎗長刀にて双向申候、敵大勢ゆゑ、鎗疵刀疵を被り申候。何とぞ旦那座敷まで罷り越べきところに、深手故倒れ申、働き成不ㇾ申候。
此外なほ宮石所左衛門深手、同新兵衛深手、山吉新八郎深手、等手負の者すべて二十四人。何れもみな同じ趣きの口書なれば、こゝに略す。無疵の者百四人、逐電の者四人なり。
義士討入りのあとに捨ありし品々
鎗二本　一本は折れて穂なし。一本は切り折れて穂なし。
矢五筋　茅野常成としるしあり。深淵子云、この矢は敵を劫して射捨たる矢なるべし。忘れたるにはあらず。
同一手　早水滿堯としるしあり。
斧二挺　これは門戸を打破るに用ゆるの具なるべし。
槌二挺　これも前に同然なるべし。
竹札二十三枚　札毎に名字を書つけあり。
これを深淵子は、主税が組の心おぼえに作り持たるにて、無用のものなれば捨たるならんといへど、夜討に枚を用ゆること常なれば、枚なるべし。
鉤附の細引繩三筋、手子一本、白鞘の刀一腰(勝守と銘あり)。
鎗の折一本　山鳥の羽、鏃なき矢一筋　淺野内匠頭家來村松三太夫としるしたる札　文箱、玄關にあり。
義士書置を入れたるなり。
以上十三品は、みな無用の物なり。周章して取遺したるにはあらず。その上、亂世の夜討とは主意異



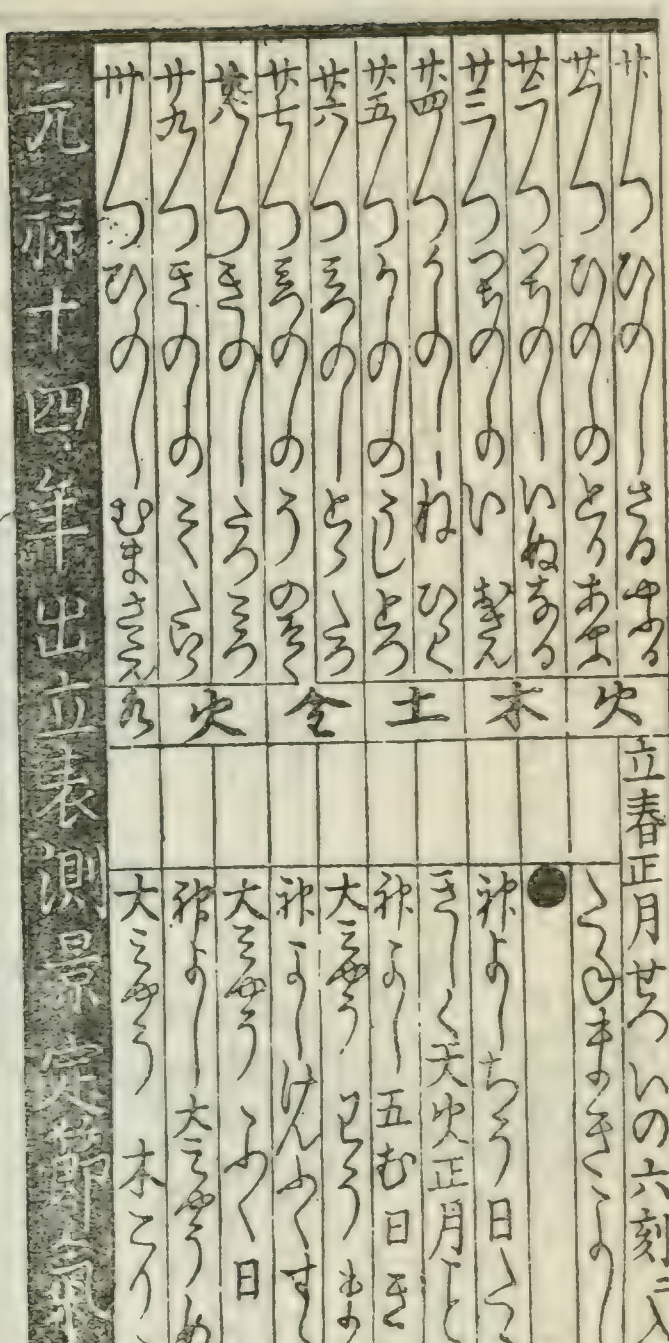
なり。いかにとなれば、四十六人必死の覺悟にて、明日を期するの意なし。故にみな捨たるならん。大高忠雄が鼻紙入れのまゝ、酒代にあたへたるにてもしるべし。


山鳥の羽根矢
手子

元禄(げんろく)十五年壬午(みづのえむま)の暦(こよみ)

十二月大　建癸丑　畢宿　軫水よう

一日　ひのとのうし　たつ　水　十〱
二日　つちのえとら　のぞく　土　どようさうの四刻入ふく日まうはじ
三日　つちのとのう　みつ　大さいゐう　ふく日
四日　かのえたつ　たいら　金　けんふくきまう　よし　地火
五日　かのとのみ　さだん　大かん十二月中とらの一刻ちう日かのえよし
六日　みづのえむま　とる　木　大さいゐう　本こうよし
七日　みづのとのひつじ　やぶる　くるまのきしよし
八日　きのえさる　あやぶ　水　十方ぐれ入　大さいゐう　くるまのきしよし
九日　きのとのとり　なる
十日　ひのえいぬ　おさん　土　五むし日　わうのん
十一日　ひのとのい　ひらく　大さいゐう　ちう日正月ことはじめはじ
十二日　つちのえね　とづ　火　くゑ日　ふく日　ちうこ　きこて
十三日　つちのとのうし　たつ　十〱
十四日　かのえとら　のぞく　木　よめとり　げんふく　すゝはらひよし
十五日　かのとのう　みつ　神よし　あのうちよし
十六日　みづのえたつ　たいら　水　大さいゐう　五むし日　大みゝ　地火
十七日　みづのとのみ　さだん　天一天上ちう日正月ことはじめよし
十八日　きのえむま　とる　金　すゝはらひ　ひつあとりよし
十九日　きのとのひつじ　やぶる　せつぶん　大さいゐう　いちとう　まめうつ



同年朝鮮暦

元祿壬午の歳ハ清の康熙四十一年にあたれるが、その年の朝鮮暦あり、さて清の暦本世に多くありて珍しからねど、朝鮮板ハ書籍さへ希なるに、暦本ハことさらにて希なるところなれバ、珍しくその年の暦あり依てここに載す、

大清康熙四十一年歲次壬午時憲曆

正月大 癸未 八日庚寅巳正一刻立春正月節 二十三日己卯正一刻雨水正月中

二月小 癸丑 八日庚申卯初初刻驚蟄二月節 二十三日乙亥卯正三刻春分二月中

三月大 壬午 九日庚寅午正初刻清明三月節 二十四日乙巳戌正三刻穀雨三月中

四月大 壬子 十日辛酉辰正二刻立夏四月節 二十五日丙子夜子初初刻小滿四月中

五月小 壬午 十一日壬辰申初三刻芒種五月節 二十七日戊申巳初二刻夏至五月中

六月大 辛亥 十四日甲子寅正一刻小暑六月節 二十九日己卯亥正一刻大暑六月中

閏六月小 辛巳 十五日乙未正三刻立秋七月節

十二月大

建癸丑

前月十九日丙寅卯初初刻小寒十二月節天道西行宜向西行宜修造西方

天德在庚月厭在亥月殺在辰月德在庚月合在乙月空在甲乙庚上宜修造取土

是月也 鴈北鄉 鵲始巢 雉雊 雞乳 征鳥厲疾 水澤腹堅

四日庚辰亥正初刻後日躔玄枵之次宜用癸乙丁辛時

碧白赤
白白黑
黃綠紫

一日丁丑水軫建 土王用事宜祭祀 不宜出行

二日戊寅土角除日出辰初初刻四分日入申正三刻十一分晝三十九刻七分夜三十六刻八分宜上官會親友進人口裁衣宜用辰時立券交易療病掃舍宇

三日己卯土亢滿宜會親友嫁娶進人口裁衣宜用卯時經絡開市立券交易納財牧養

四日庚辰金氐平大寒十二月中宜祭祀

五日辛巳金房定宜會親友 不宜出行

六日壬午木心執宜祭祀上表章上官宜用午時剃頭伐木捕捉安葬 不宜移徙

臘

七日癸未木尾破

八日甲申水箕危宜上表章出行移徙進人口宜用辰時開市沐浴牧養伐木畋獵安葬作門

上弦

九日乙酉水斗成日出卯正三刻十二分日入酉初初刻三分晝四十刻六分夜五十五刻九分宜祭祀沐浴牧養安葬 不宜[illegible]

十日丙戌土牛收宜祭祀納財捕捉畋獵

十一日丁亥土女開宜祭祀會親友療病 不宜出行移徙

十二日戊子火虛閉宜沐浴裁衣宜用卯時立券交易 不宜移徙針刺

十三日己丑火危建宜祭祀 不宜出行

壬午年

十四日庚寅木室除宜會親友療病 不宜出行

十五日辛卯木壁滿日出卯正三刻七分日入酉初初刻八分晝四十一刻一分夜五十四刻十四分宜會親友進人口裁衣宜用卯時經絡開市立券交易納財牧養啓攅

十六日壬辰水奎平

三九八

○落首

淺野家の落首

たくみつゝ世の武士の目をさますあさのうちにぞ補はあり
赤穗鹽からうらきうてからの物はぎれの音を聞もきみよし
海近きしばのいほりの泉岳寺あさの衣をすゝぎこそすれ
吉良うちてあさのかへりをたくみしは大石くらが重きふんべつ
身をすてゝ名をば雲井にあり明の光をそふるあさの殿原

吉良家の落首

おとりあげなきみのとしのふりげんくわ相對でとる上野の首
あさのまにちゐある人があつまりてたくみしまゝにきられ上野
今まではあさいたくみと思ひしにふかいたくみにきられ上野
死の道はとゝせいとても賴まれずこそのゐしゆとてきられ上野

落首のうた

忠臣をあづかりおきしかひもなくほそ川水のあわとなりけり
ほそかはの水のながれは淸けれど名をだいかひにおきのわるさよ
流すなよおきにかひある大石をほそかは水の瀨きとめよかし
あづけおきなみたつ水のかひもなくうき世の淚流すほそ川

朗詠の落首

三五夜中夜討色。　逃而後左兵衞心。
父のおもに出る血の色をながむれば今宵ぞ恥の最中なりける

落首

もうろく十五年恥のかきぞめ
炭部屋裏上野蟄。長屋門前大石捨。
きみわるくちゞみ〳〵てかくれゐし岩ほとなれよ炭だわらまで

五色の歌

いろ青く黄なるなみだを炭部屋であけにそみたる白むくの袖
麻ならば織ても見なん武士の打ひのもとにきらをさらして
かうづけはきられにけりないたづらに我身よぬけにせんとせしまに
少將の首を小桶に入れおいて寺より里へおくるはつもの

少將八景

本所大亂

四十餘人大剛者。破レ門越レ塀我先罵。
家中男女不レ及レ言。遠近寢耳浮レ水夜。
家高き我よりうへのかたき討あらしとともに死なんひと〴〵

少將夜首

無ニ活意一炭部屋中。昔少將今笑止也。
間數喜兵逢ニ一鎗一。十次不レ透揚レ首夜。
おしよするかたき聲なく夜半に入り門よりくどる響にぞしる

左兵落涙

逃散者共漸々集。父見ニ死骸一尋レ首急。

今更落涙不レ得レ心。被レ討泣親痛疵泣。
まづのこるうしろの疵におどろきて空行駈もまた來たるかと

野村番人

虚軒不レ起番太郎。野村今夜之分別。
於レ見レ鎗八百屋亭。非常出立惡折節。
敵のいろてうちんの紋なほ見えてうそきみわるくこがくれにけり

高家暮雪

道理哉今年暖冬。時節消易用心凶。
名斗高家逃足疾。不レ懲ニ一度ニ又掛レ鋒。
暮かゝる雪にふかくのにけ見えてなにはの色もあけになりけり

延引□□

急切延引可レ依レ事。世間評判更無レ窮。
不レ向ニ討手ニ雖□□。野村辻番同腹中。
かけ出して家のうき名ぞ立にけるおはれぬさきにかへる浪人

動顚冬月

他日用心如ニ藏六ニ。運今深夜後遂絕。
驚士卒太鶴ニ動顚ニ。（結句缺る）
よせてくる音すさまじくさよふけて月にとらるゝからづけの首

泉岳晩鐘

本望一遂無レ所レ恐。靜詣ニ主墳ニ以レ首供。

四十餘人必死輩。明日誰聽入相鐘。
入りあひの鐘きゝとほる切どほしおめつけがたへ道いそぐなり

落首の歌

したぎをばしるしとなして定紋のうは着ぐるみに桐のどう哉
少將でしなじといふもきられては位だほれと人やいふらん
身より出るさびおとさぬか上野砥名字の如く切られこそすれ
高家とてきら〳〵しきも今ははやかゝるうき名のたつはかうつけ
人まるといふ人あれどにげ丸もありとやいはん切れさひやうゑ

謠曲　本所逃盛

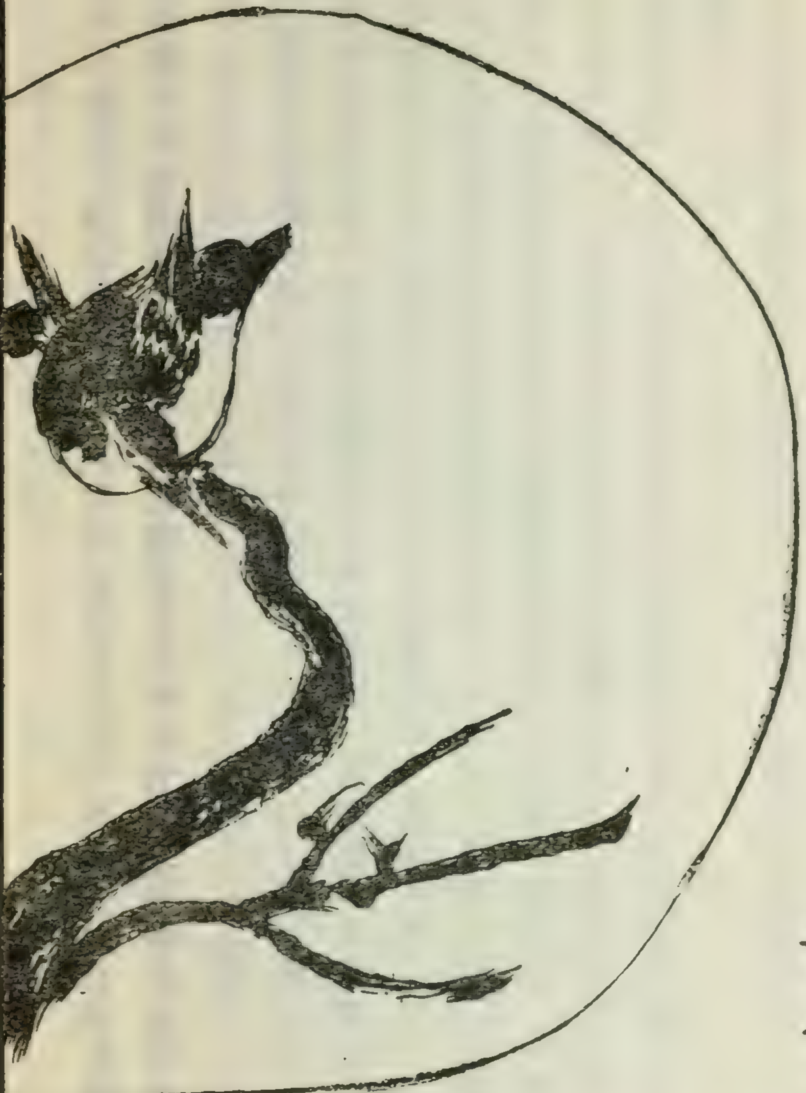
扨も本所の夜討やぶれしかば、間十次郎光貞、內藏介がまへにはしり參じ申けるは、光貞こそきいのおやぢとくんで首取て候へ。大將かと見ればつゞく家來もなく、又はむしやかと思へば白むくを着しけり。名のれ〳〵とせむれども終に名のらず。聲は坂東ごゑにて候と申せば、內藏介あつぱれ上野にてやあるらん、夫ならば去年の疵あるべし、見えぬこそふしんなれ、原惣右衞門は傳そうにて見しりたるらんと呼びしかば、原參り、たゞ一目見てから〳〵と打わらひ、あらうれしや、これは上野介にて候ひけるぞや。義央つねに申されしは、もしや夜討の入りたらば、若殿原とうちあひて、きられんこともかなしかるべし、所せん隱れんと仰せ候ひしよ。かねて承り及び候ひしが、誠にかくれ給ひ候ぞや。しかれども血かゝりて首のわけたしかにしれず候まゝ、よく〳〵あらはせて御覽候へと申もあへず、首を持ち座敷を立て、あたりなる手水鉢にのぞみて、小桶のかげうつるひたひの疵も少將に氣もはれては、風白髮の顏をなで、氷消ては水老髏の首を洗ひて見れば、血はながれ落て、もとの上野の介となりけり。實に名を惜むこしぬけは、誰もかくこそあるべけれと、みな一同にわらひけり。

同　鉢木

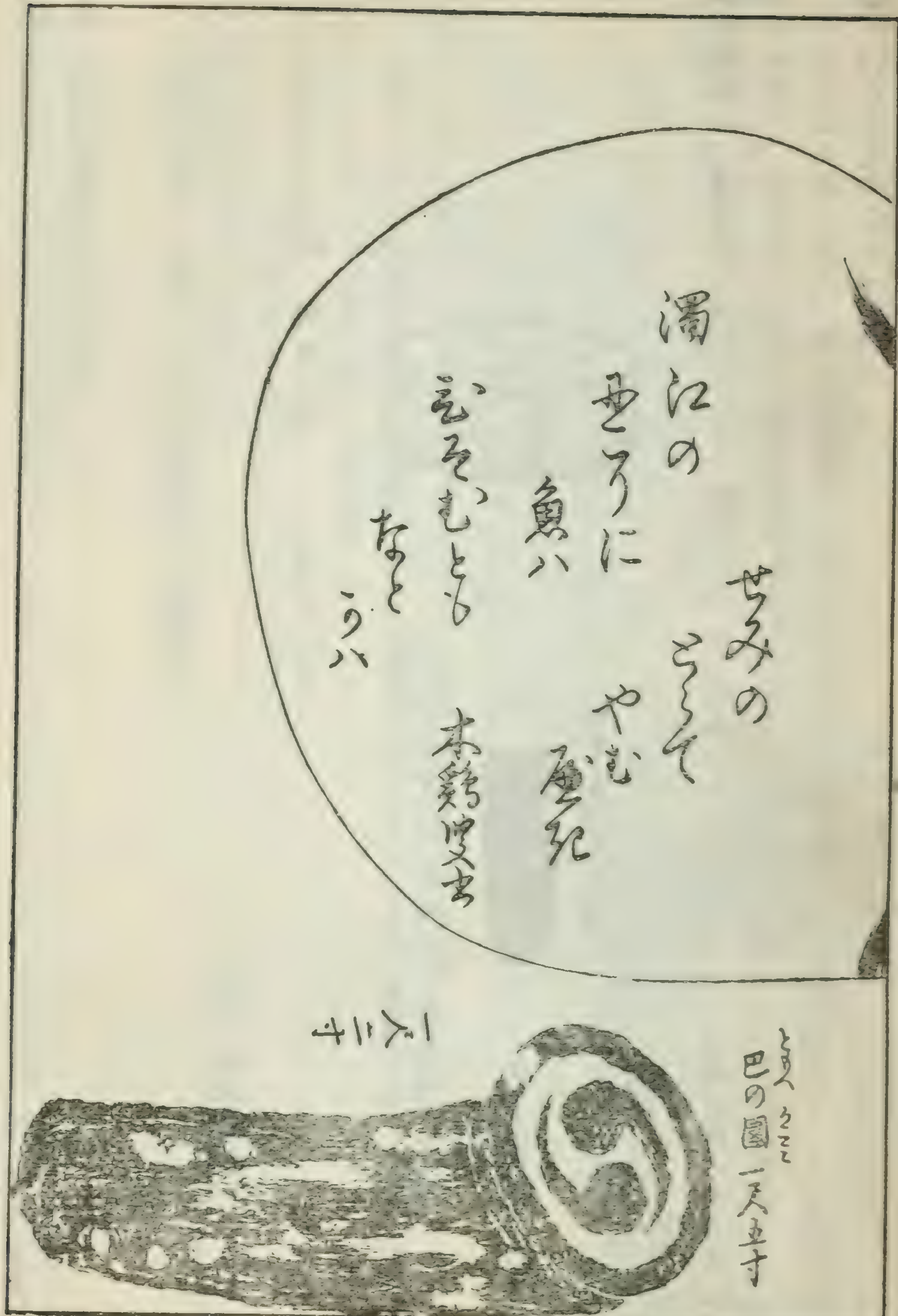
いでその時の恥の氣は、夢さなかなる八にてありしよな、その大將に門に大石かつちうに手鎗あはせて四十七人、子々孫々に至るまで、かぎりの盡ぬかたきの首、寢まきに取りそへ給はりて候。

赤穂義士隨筆巻之二

良雄自画賛



古寺か[illegible]て
墨図一尺人三寸
案


巴の圖 一尺五寸

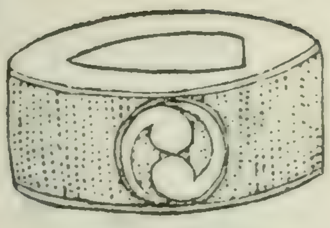
○大石屋敷の瓦

世人欽ニ慕石大夫之義一也。則往々獲ニ其屋瓦一珍焉。蓋以下有ニ其家標記所レ謂一巴紋一者上也。亦愛及ニ屋烏一之比哉。柳夷卿獲レ之立爲ニ之讃一。

讃曰

身同レ玉碎。名與レ瓦全。遺風凜々。霜潔氷堅。

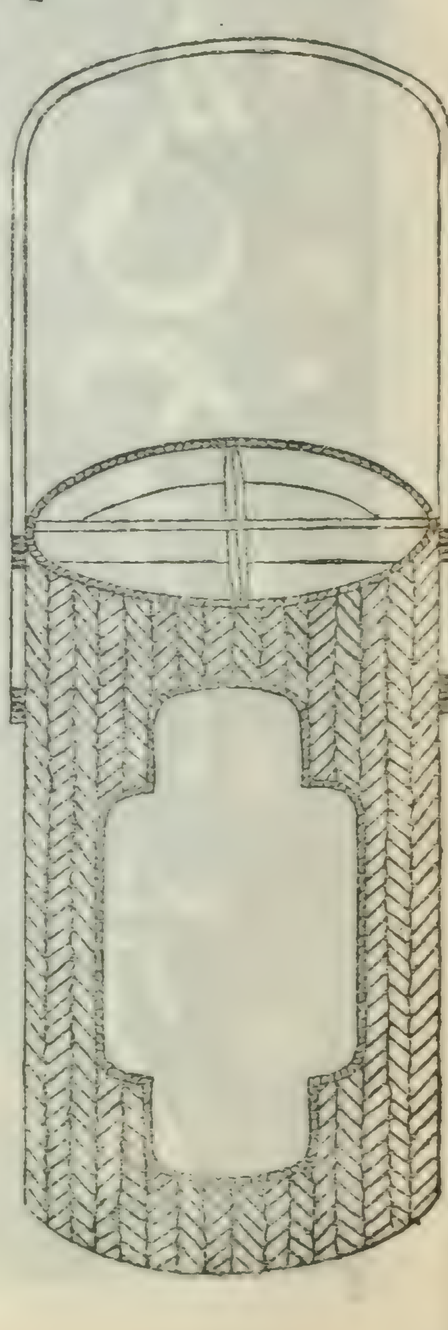
赤穗　赤松勛題





この呼子笛は、復仇討入りのために、新に工夫して造りしものにはあらず。良雄が携へたる笛にて、古製のものなり。予もかつて古甲にそひありしといへるものを摹造して藏せり。木にて中をうつろにして、小き丸を入れてあり。吹くときは、その丸をとりて音を發す、鷹の聲に似たり。良雄はかねて武用に備へ持たるものなるべし。

○良雄遺愛の行厨



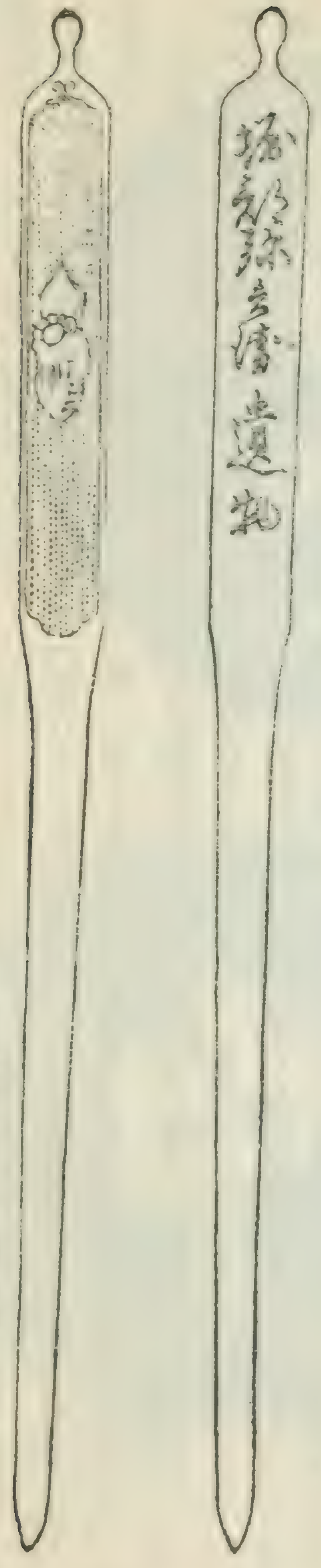
携へるところのつるは、藤にて造れり。

十文字に木を組たるところに、食物を入るゝと見えたり。蓋はなし、失たるか。

横のところにある口の中へ、飲食の器物を入るやうにこしらへたり。

右の手提は、山科の隠栖より、をり〳〵東山あたりに遊びありきしをり、携へたるものと見えたり。この器は、八幡の大西坊の藏器なり。原徳齋、京師に遊歴の時、手づから寫し來れるなり。籐にてつくれるつるをのぞき、高さ一尺餘、徑り七寸餘ありといへり。

○堀部金丸の笄



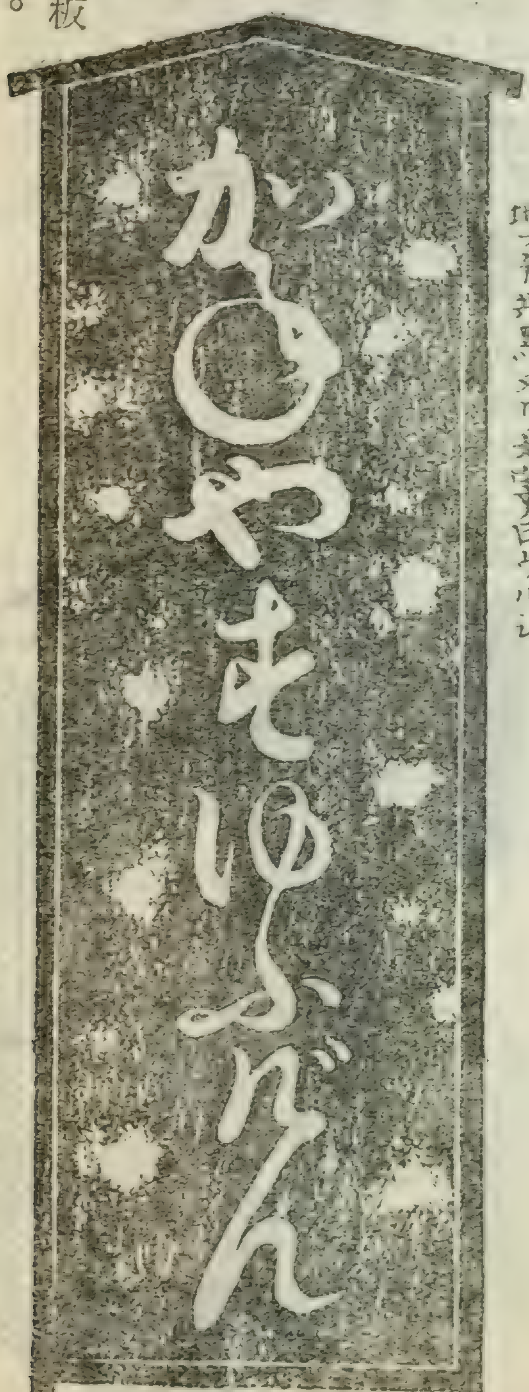
この文字は細井廣澤の書なり。

細井廣澤の金丸遺物の笄の圖は、寸錦雜綴に載する所なり。

因に云、近世畸人傳の細井廣澤が傳に、赤穗の四十六士のうち、大高源五にしたしみ深かりしが、あらかじめ復讐の謀をも洩しけん。討入りの夜ひそかに書を贈りて、今曉事を果さんとすと告しかば。廣澤が家吉良氏の邸に近きにより、やがて他へ適くまねして門を出、人しづまりぬとおぼしきころ、歸りたるふりにて內に入り、たゞ獨りおき居て出居にありし間、門をたゝくものあり。心得てみづから戸を明けたれば、果して大高氏にて、思ひとげたるよしをかたり、腕指の小刀をぬきて、かたみにとて與ふ。武林唯七もまた相識人なりしかば、具に別れをつげて、これは血にそみたる手覆をとりてあたふ。されども廣澤、生涯人に語らず、自からこの事をしるして、かの形見とともに一の函にをさめ、封じて祕めおきしを、歿後に子息九皐、何やらんとひらき見て、はじめて知れりといへり。しかれどもこは傳聞のあやまりなり。佩弦齋雜著に、初知愼閒。武庸等有ニ事不レ成縱レ火之約一。夜屢登レ屋望レ之。終宵不レ寐。二人以ニ氣義一相許如レ此。とありて、なほ續畸人傳爲ニ大高忠雄事一誤。といへり。實を得たりといふべし。

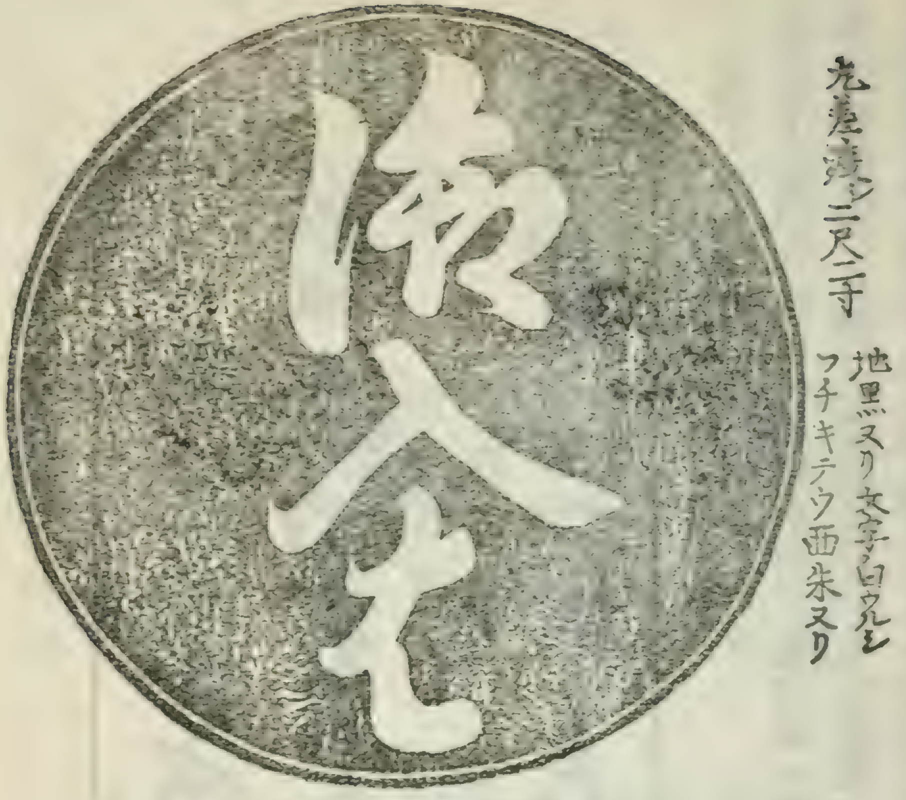
○兼康祐元の看板

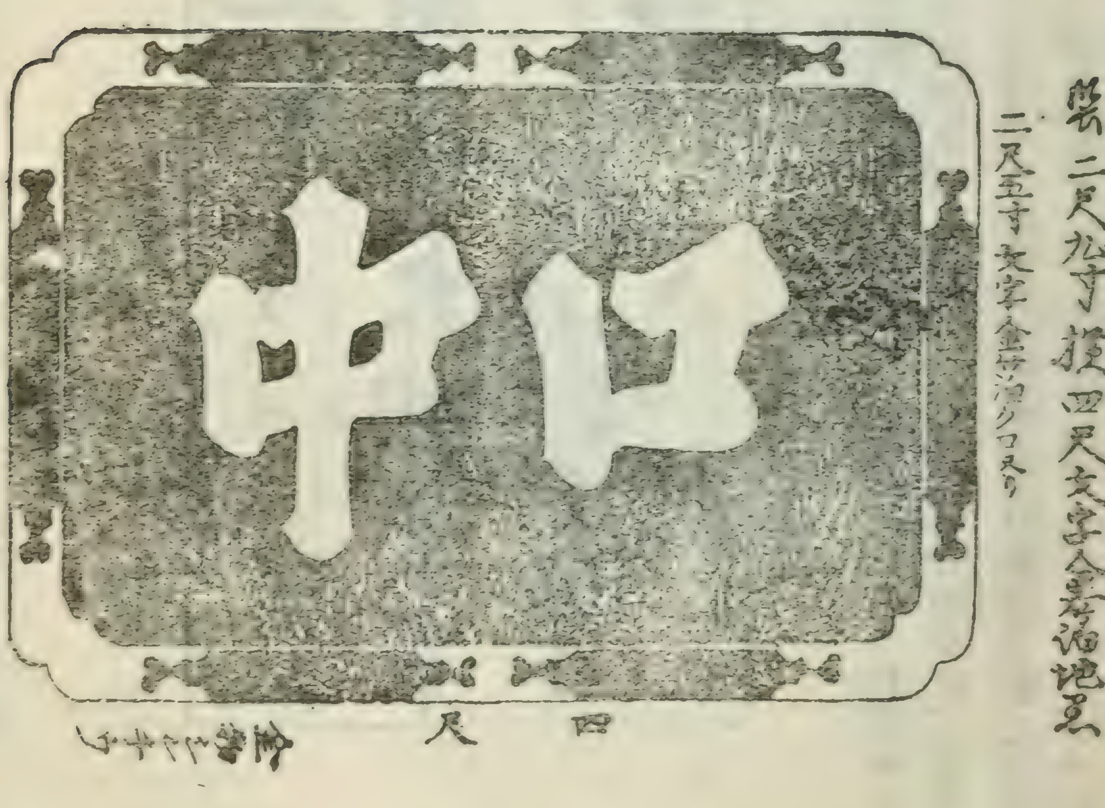
兼康が見せの前なる立看板は、堀部安兵衞が書なり。



地ハ枠共黒ヌリ文字白ウルシ

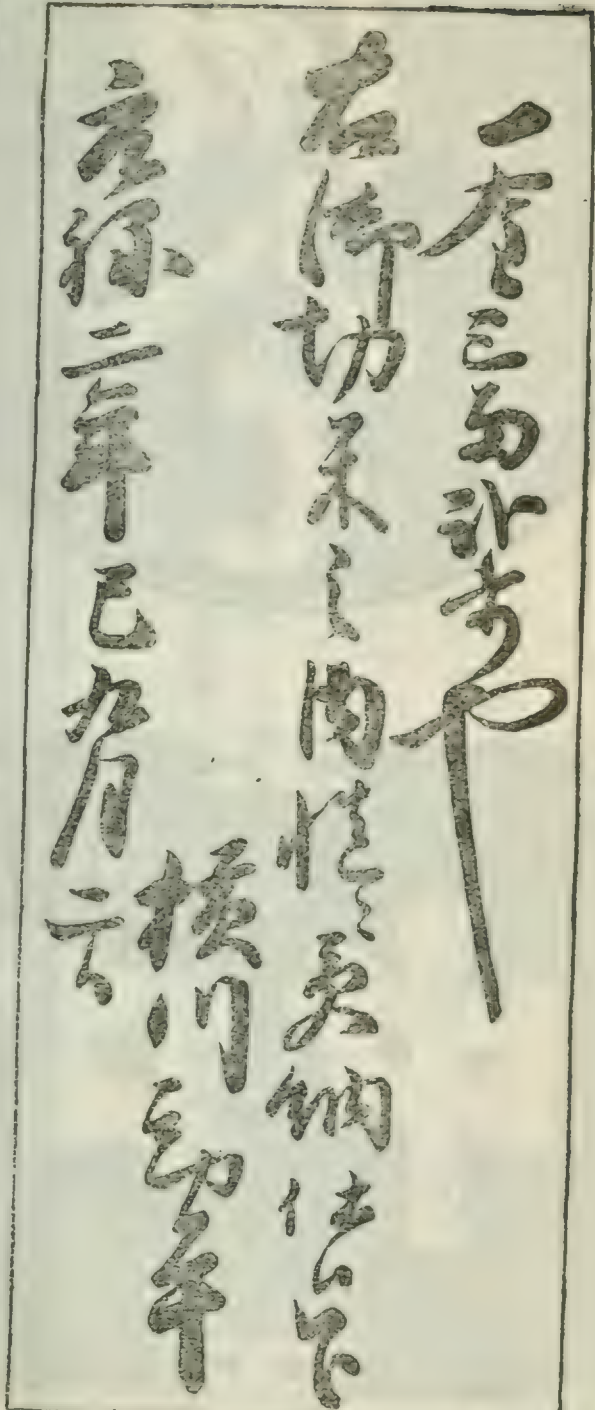
見世の内なる丸きは、大高源吾が書。角なるは堀部安兵衛が書く所なり。見せは今現に芝柴井町にあり。





習書論童云、江戸芝口柴井町兼康祐元が看板、口中の二字は、義士の堀部安兵衛書なりと、佐々木玄龍に學びたるならん、見事なりと見えたり。

〇横川宗利の書、切米請取



〇同　書翰

一筆致ニ啓上一候。其後は打絶御左右不レ承御遠々敷罷過候。寒氣甚御座候。貴様御家内皆々様彌御堅固被成御暮候哉承度奉レ存候。私儀當表七月末に罷越、只今迄無レ恙罷在候。其御地滯留仕候中は、諸事預ニ御厚情ニ不レ淺忝奉レ存候。内々存念之儀も一筋に相極り、死も近々相見候。於ニ此世ニは此書中限之御禮御暇乞に罷成候間、別て〳〵御名殘多存候。日頃は箇様之節に及候ても、つよき事は人にも勝れ、未行之様にてさゐ勇士ぞかしと自慢に存候し歟、不日之命迫り候ては其御地皆樣御事も思ひ出し、いつよりも御名殘をしく存候。しかし落涙はものゝふの常にて候。於ニ死後之働ニは、唐のはんくわい、筑紫の八郎殿

にも劣るまじくと兼て覺悟に候間、適れいさぎ能き打死可レ仕候と御推察可被下候。委得二御意一度候得共死出之旅一筋に急ぐ身にて、心もなにとやら閙敷御座候故、心まゝ如レ此に御座候。隨て宿所之事、老人共之儀に御座候間、御世話可レ然様に奉レ賴候。將又德兵衛母儀事、貴様御借屋に爲レ申前々御念頃に候間彌御世話奉レ賴候。此度書狀遣候間御屆たのみ度候。今度必死一連書付掛二御目一候間御覽可レ被レ成候。

次第不同

一大石内藏介	同　主税	吉田忠左衛門	同　澤右衛門
原　惣右衛門	間瀬久太夫	同　孫九郎	間　喜兵衛
同　十次郎	同　新六	小野寺十内	同　幸右衛門
片岡源五右衛門	磯貝十郎右衛門	早見藤左衛門	千馬三郎兵衛
菅谷半之丞	潮田又之丞	近松勘六	大石瀬左衛門
中村勘助	富森助右衛門	赤埴源藏	矢田五郎右衛門
奥田兵右衛門	堀部彌兵衛	同　安兵衛	大高源吾
岡島八十右衛門	貝賀彌左衛門	矢頭右衛門七	勝田新左衛門
武林只七	杉野十平次	村松喜兵衛	同　三太夫
倉橋傳介	毛利小平太	岡野金右衛門	茅野和助
不破數右衛門	木村岡右衛門	三村次郎右衛門	矢野伊助
瀬尾孫左衛門	寺坂吉右衛門	前原伊助	神崎與五郎
横川勘平	奥田五四郎		

以上五十人

拙者儀存寄御座候間、先達て切腹仕事も可レ有二御座一候。

欠落者爰に注す

中村清右衛門　鈴木重八郎　中田利平次

此三人、江戸表に一所に罷越、爰元取沙汰惡敷御座候を聞てしきりに恐れ、利平次は去月廿日、清右衛門、重八郎は去月廿九日に夜に入り欠落す、比興不レ及レ評、尤内藏介仕方箇樣に延々にいたし、方々へもれ候儀よきとは難レ申候得共、矢野伊介、瀨尾孫左衛門、極月六日朝欠落。

小山田庄左衛門　此者は十一月二日小袖金子少々ぬすみ取、欠落。

田中貞四郎　同四日欠落。

只今迄丈夫に相見ゆる分四十八人。

一去年夏籠城之覺悟の節に、臆病を働悔二先非一候て、大學殿善惡を窺樣に手術をいたし、藏介方へ伺公し、首を下げ手を束ね、右同志之人數に加り、亦此度之首尾に驚、速に逃る大臆病仕、爰に注す。

粕屋勘左衛門	井口忠兵衛	杉浦順右衛門	田川九左衛門
酒寄作左衛門	木村孫左衛門	田中六郎左衛門	松本新五左衛門
橋本治兵衛	井口半藏	土田三郎兵衛	生瀨金右衛門
大塚藤兵衛	三輪喜兵衛	田中代右衛門	前野新藏
田中序右衛門	梶半右衛門	近藤新五	以上

去年丈夫者之內、誠之切に成、引はづし大臆病之仁、爰にしるす。

奥野將監　河村傳兵衛　小山源五左衛門　進藤源四郎

里村伴右衛門　（此內にも、河村傳兵衛取分け惡敷見ゆる。）

平野半平　（此者は逃る上に、大石家拂物之代金三十兩ぬすみ取、京都欠落、比興不レ及レ評。）

岡本次郎右衛門　幸田與三左衛門　稻川十郎左衛門　榎戶新助

山上安左衛門　仁平鄕右衛門　高谷儀右衛門　多儀太郎左衛門
豐田八太夫　各務八右衛門　陰山惣兵衛　渡部角兵衛
川田八兵衛　久下織右衛門　井子利兵衛　佐藤伊右衛門
佐藤兵右衛門　惣右養子原　兵太夫

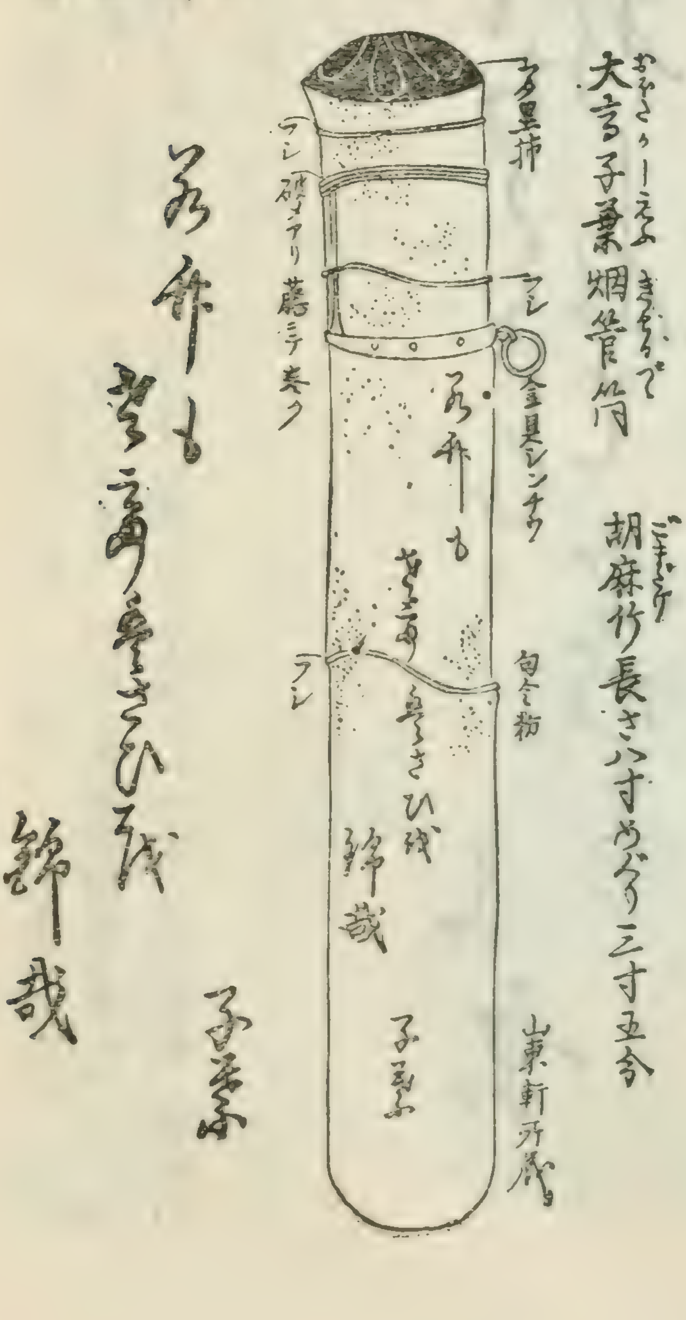
右申通委細に得ニ御意一度候得共閙敷、又は皆樣へ御暇乞も申度候ゆゑ、狀數相認候に付、不レ能ニ詳々一。恐惶謹言。

十二月十一日　横川勘平
宗利（花押）

彌三右衛門樣
利兵衛樣
小三郎樣
人々御中

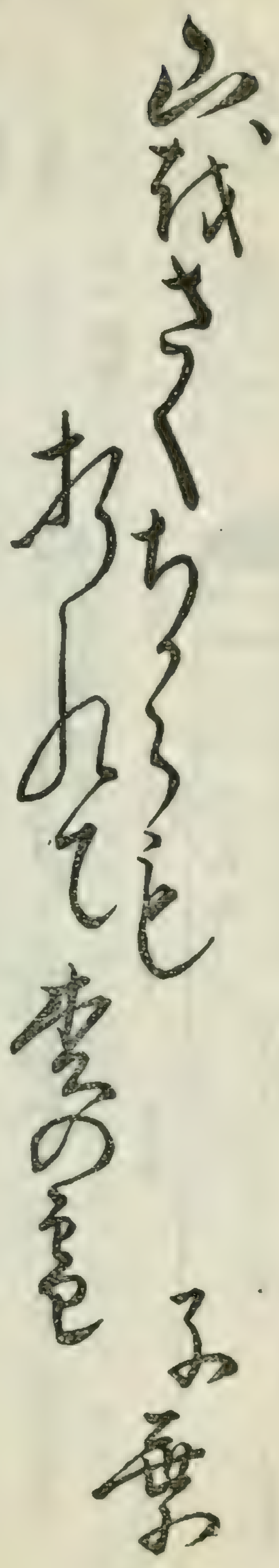
右書簡は、播州赤穗郡刈屋町なる酒屋にて、前川彌三左衛門といへる者の家にあり。

近世奇跡考に云ふ、右の烟管筒は、大高源吾、京師にありし時、みづから俳諧の句をかきつけて、小野寺氏の僕久右衛門と云者に與ふ。久右衛門後に金粉を以てこれを修飾しける



よし、京四條室町河津氏、これを得て祕藏しけるを、予が好古の癖あるを聞て、これをゆづらる。按ずるに、大高氏俳諧を水間沾德の門に學びて秀吟多し。沾德が文蓬萊、其角が焦尾琴類柑子等に、その句あまた見ゆ。沾德が初めの號を沾葉といへるゆゑに、大高氏の俳名を子葉といへり。富森春帆、神崎竹平等おなじ門人なり。

沾德に贈る書にある發句



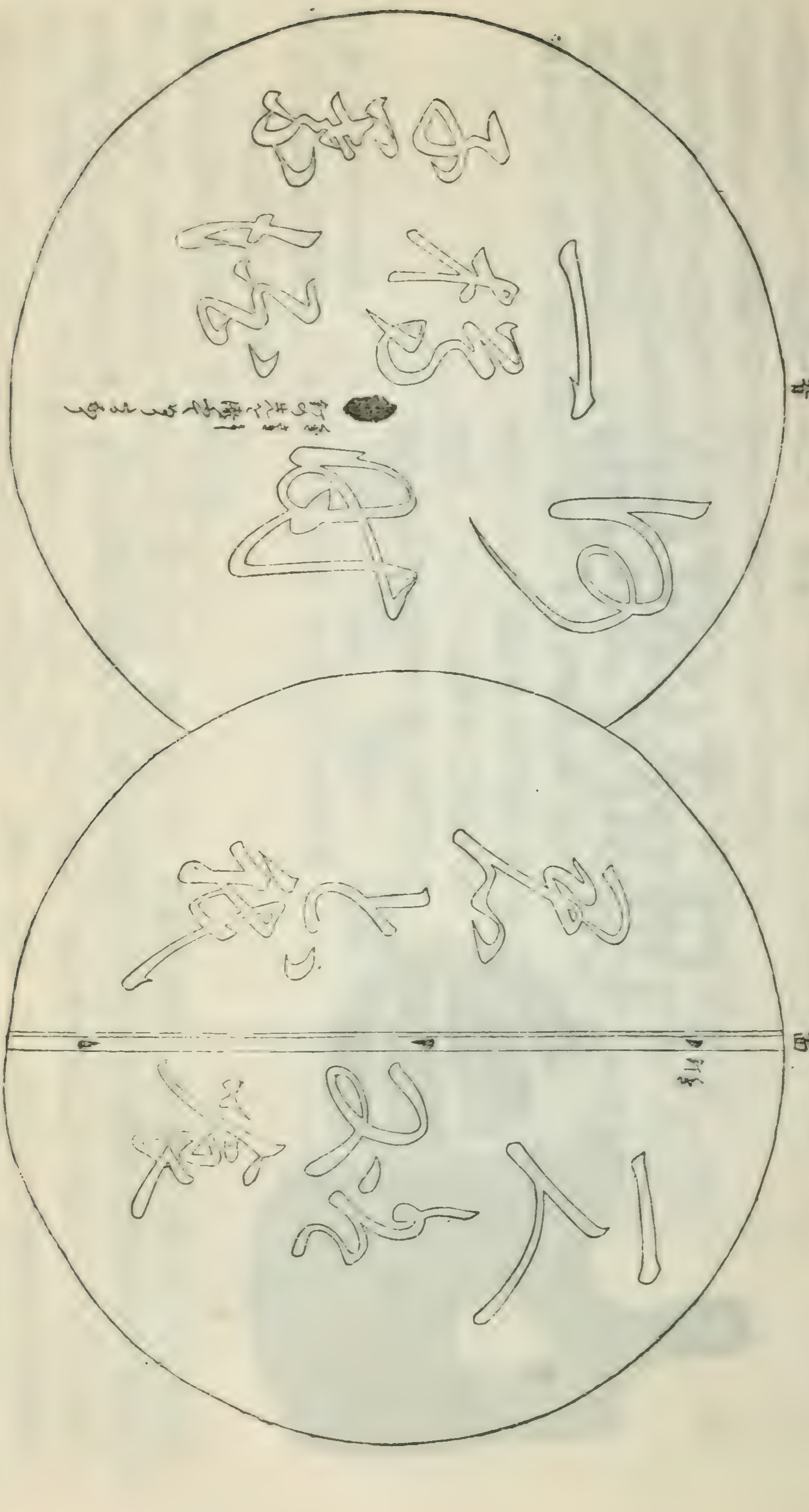
○同　鍋蓋の銘

ある人、古き鍋蓋に大高子葉が銘あるを藏す。鹿島山人の題詩あり。詳にその顚末をしるす。

鼎蓋銘併レ序

人有下贈二古鼎蓋一枚一者上。道是北條家治世之時所レ用物也。古赤穗侯臣大高、名忠雄字子葉得レ之爲レ珍。自銘二其蓋一曰、何時一樽酒一人不レ喰、君與レ我予讀レ之、慨然不レ已、夫物因レ人貴。此物雖レ卑經歷已久。經二子葉手一事亦奇矣。且子葉、四十七士之一忠勇義烈、孰可レ不レ稱レ賢乎。此物不レ朽、愈益知二子葉之賢一爲レ之作レ之。

材は松なり。　銘文は黒漆にて、雙鈎書なり。

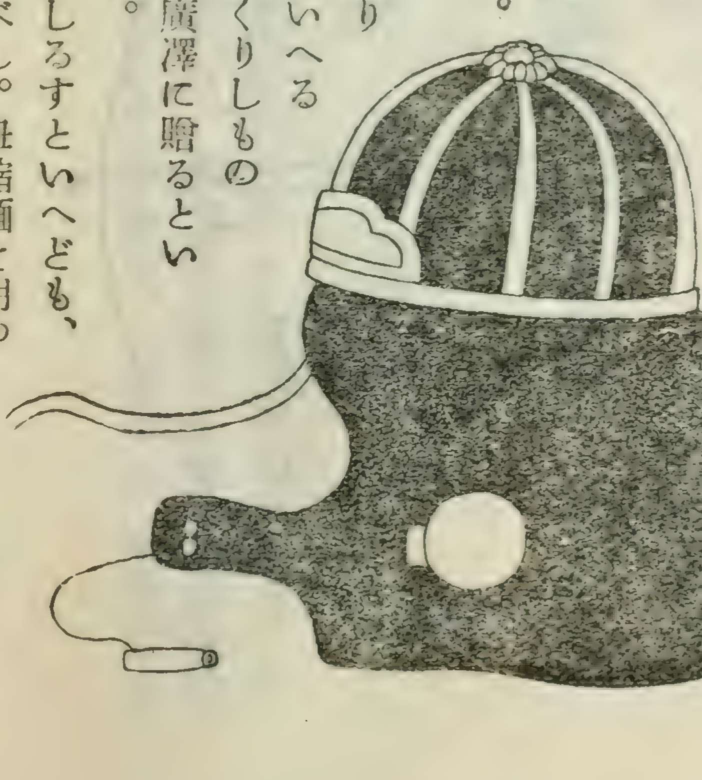


東海一男子。放蕩東海濱。非レ無ニ懷沙思一。不レ見レ鼓ニ世人一。咄嗟五斗米。蕭條漉酒巾。江城有ニ知己一。鼎蓋憐ニ我貧一。經歷知幾載。溫古復爲レ新。止鼎惟有レ蓋。叔世不ニ沈淪一。悠々鎌倉時。何容愛爲レ珍。蓋面鐫ニ十字一。髣髴如レ見レ眞。大高字子葉。此士赤穗臣。豪爽慕ニ藺氏一。英雄亦絢佝。烈々義方士。寧敢知ニ苦辛一。豫讓感ニ國士一。張良推ニ强秦一。忽怒毛髮動。撃劍天地震。意氣何以壯。忠死如ニ塵芥一。昔聞勇士扛レ鼎嚢ニ主賓一。今日吾人會。異器傳ニ此身一。云々無ニ長物一。珍重□千鈞。伏櫪燕市駿。壯心磨不レ磷。富貴如ニ浮雲一。爵祿寧敢陳尊中酒數斗。沈醉更幾春。

（富森正因が黎頭巾

富森助右衞門が黎頭巾、ならびに呼子笛、今江戸なるある家に傳へて存せりと云。

頭巾の表は黒なめし革、盔の條白縮緬てへんの花摺紐は白縮緬なり。裏鎖つなぎの龜甲革を用ゆ。



按ずるに、義士の夜討に着たる服は、すべて泉岳寺へ四家より納めて、兵器は賣拂ひ、法會の料とせしこと、已に一夕話にいへるが如し。されば、この富森が頭巾は、緣故ある方へ形見におくりしものとぞおもはるゝ。そのよしは間十次郎遺言して、鐵帽を細井廣澤に贈るといへること、二老略傳に見えたり。富森もかゝることとなるべし。

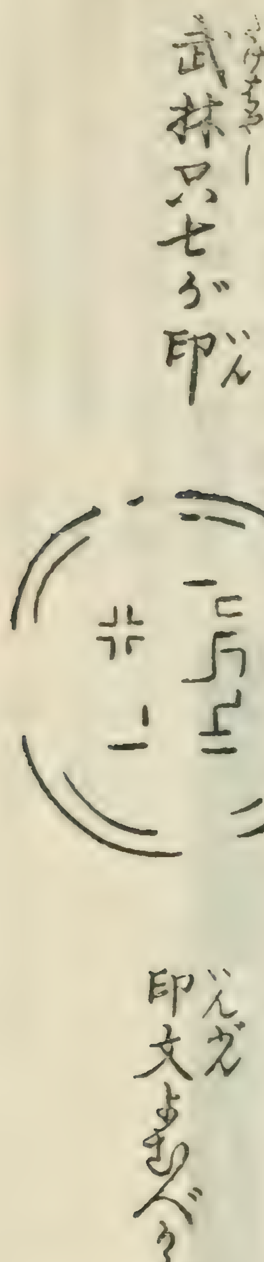
再按ずるに、こゝに載するものを、傳來正しきよしを繪本にしるすといへども、義臣傳の像に、着用の兜巾と、その形同じからず。頗る疑ふべし。紐縮緬を用ゆといへるも、また疑ひあり。良雄かつて兵法に長じ、諸士の着用するところ、すべて良雄が注文に出

たり。されば、器械の製作、專ら武用の要を得べきこと勿論なるべし。縮緬を用ゆるはいと拙なし。

○富森正因が書、菅神號

富森助右衛門は、書を佐玄龍に學びて、その筆法を得たり。世に三社の託宣など、たま／＼傳ふるものなり。



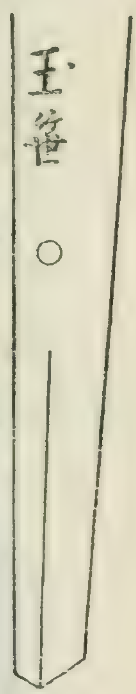


○寺坂信行の遺物

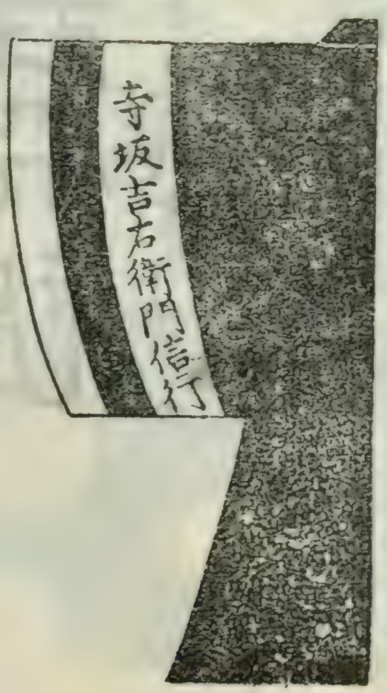
寺坂吉右衞門信行が事蹟は、一夕話に精しく記したり。その子孫今すでに山内家にありて、遺物數品を傳へたり。珍重すべし。過ぎし頃、宮田氏、寺坂の家を尋ねて、その品々を見て、手づから摸寫し來るを見て、即ちこゝに載す。

按ずるに、義士討入の夜、着用の衣服刀劍の類は、四家へ御預の時、その家々にて、新に衣服を給はりて、夜討の衣服刀劍は、自裁を賜ふの後、いづれよりもみな泉岳寺に納めらるゝなれば、泉岳寺より武具を多く寺に納めおかんことといかゞはからはんと、官に申し出て伺ひけるに、賣はらひて法事の料にせよとの命なり。これによりて、寺に傳へざること知るべし。かゝるを寺坂のみは、獨り遺物の全く傳はれるは、最も珍襲すべきことぞかし。











いつの世の耳にも殘れほとゝぎす

落柿舍　去來

この肖像は、何人か涙襟集を彫刻するの時、東雅と云人の、藤原興禮に縮摸せしめて、かの書の首めに加へたるなり。畫は法橋光琳が筆。賛は俳師去來が、みづからの句をしるしたるにて、世にめでたきものなり。この二子は、その頃同じ時の人なり。

興禮云。曾世所レ傳良雄與二老僕一自畫像。英一蝶畫。妓樓良雄遊宴之圖之外。未レ見レ有二寫眞之像一。更無下可レ爲二模範一者上。是以逡巡經レ日。偶有下一友携二畫軸一訪二草廬一者上。展觀則此圖也。予不レ堪二雀躍一。即刻探レ筆縮二寫之一。蓋光琳去來之二子。共與二良雄一同時之輩也。此圖不レ論二寫眞之可否一。庶幾於レ是其時世之一端乎言爾。とあり。

○大石良雄自畫像

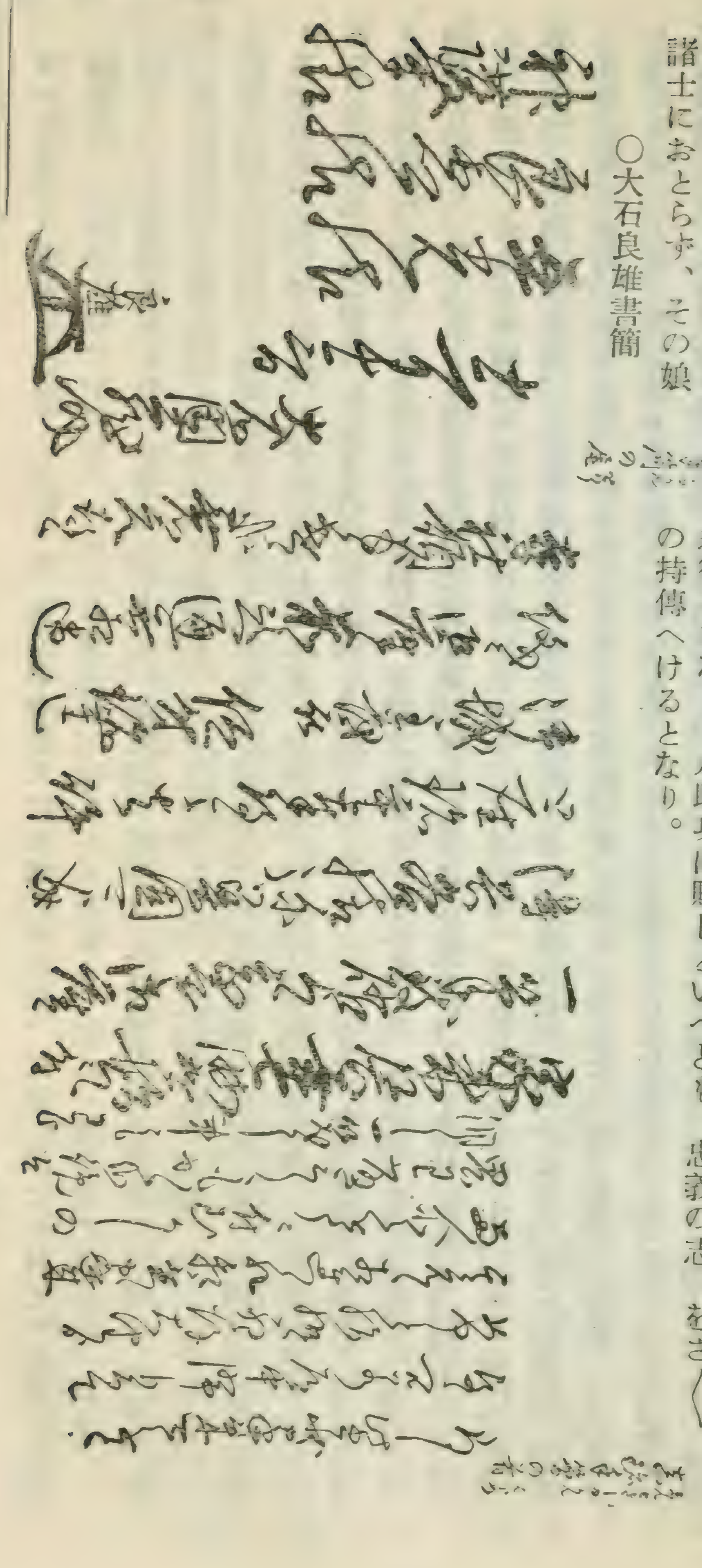
播州赤穗なる木村元厚といふ者の家に傳へし、大石良雄が自畫の像あり。こはその一族、妻の大父八助と云ふもの、大石の家につかへて僕たり。しかれども頗る義氣ありしが、老て仕へを辭し、陋巷に退居す。良雄赤穗退去の時、その僕八助に與ふるところ、事は次の便面(あふぎ)に記しあり。墨本は赤松國鸞の記文ありて、その所由を詳にす。今その概略をしるす。

我里に八助といへる者ありて、そのかみ大石良雄へつかへて僕たりしが、年老て仕へを辭し、家にかへり住みけり。こゝに淺野家の變起りて、大石氏をはじめ、諸士赤穗を退去するにのぞみて、八助、大石


委質六十歳
忠直老益强
黄金未足寶
斥撦擬漢牆

氏の家に來り、何くれと物語して、形見を得させ給へと乞ふ。大石氏取りあへず、在り合ふ黄金そこばくをあたへられければ、八助手にもふれずして云ふ。かゝるもの得んとて、乞ひ申にあらず。老が身の末ながくさふらひ難きこそ恨みなれ。水莖のあとだに得て、朝夕にふし拜まんとのみ思ひ侍る。こがね賜ふに意なしとて、大石氏の膝のもとに投げかへしつ、かゝる世の中になりゆけど、誰ひとり仇を報ゆるの人なし。まして君は長じたる身をもて、かくあるも、いと口惜きことにあらずや。とつぶやきて、聲たてゝ泣にけり。良雄さあらばとて、硯引よせ、この圖をものしてあたへられしかば、八助見て願ふ御形見は、かくこそあらめと、千々の財も何かはせんと、うちよろこびけるとなん。こは若き年、江戸在勤のをり、八助をつれて道行さまなり。八助身は賤しといへども、忠義の志、をさ〳〵諸士におとらず、その娘の持傳へけるとなり。

○大石良雄書簡



尙々此書狀、家來に可レ遣と存候へ共、若道中滯候ては如何と指控候。死後大津より其元へ相達し候樣賴置候。家來兩人登せ申に付、むかしの鬼王藤三郎もかく哉覽と、泪に一笑申事に御座候。以上。

家來左六、幸七暇遣候に付、一筆致ニ啓上ー候。甚寒御座候得共、各樣彌御堅固可レ被レ成ニ御座ー珍重奉レ存候。其許御城主も被ニ仰付ー珍重之儀に御座候。前々之通無ニ相違ー寺社領も被レ遣哉、無ニ心元ー存候。私在京之內は、何角不レ得ニ心隙ーも、以ニ書狀ーも不レ得ニ御意ー御無音に罷り過候。兼て御聞及可レ被レ成候十月初京都出立、無ニ異儀ー父子共下着仕事に候。今日迄一段と兩人共無病罷在候、誠以佛神之御加護と難レ有喜悅仕事に御座候。在京之內は從ニ公儀ーも拙者へ附人在レ之、一足もふみ出候儀不レ成旨、慥成方より聞出候抔迄、岡本、粕谷等彼是申候得共、不慥之儀承止申事不レ存候。若左樣之儀も候はゞ、其節之了簡可レ有レ之と、其手立をも致罷在候處に、道中御關所無レ滯心懸之儀無レ之、下着仕、申談之爲鎌倉へ立寄、五六日滯留、夫より河崎近所平間村と申所に在宅申、其後石町へ致ニ借宅ー。父子、十內、斧右衞門、淸助、瀨左衞門、金助、半之丞、三村次郞右衞門家來三人にて罷在、孫左衞門、爲介は平間村に殘置候。同志之者共糀町に四軒、みなと町、源介町、石町、本庄に貳軒、都合拾軒餘に五拾人餘借宅申候。方角により浪人共追々下着、拙者罷下取沙汰色々有レ之候。若御上にも御存之旨に候得共、何之御いろいも無レ之候而打破候迄、各別其通に被レ成被レ置候事迄被レ察候。爲ニ主君ー忠死を感心之道理、何之滯も無レ之、未案堵罷在候、折々上野介殿他行を承り、晝夜心をくだき、途中心がけ候得共、不仕合に出合不レ申候。居屋敷へも間者を入、二三度見分申候處無レ滯、因レ玆近々打込申事に候。乍ニ此上ー首尾能兼而之本望達候樣願存候。最早間も有レ之間敷候條、其節之趣追々御聞及可レ有レ之候。上方にて追々變心之者ども之儀御聞及可レ被レ成候。其餘も歸居者多く、佐々小左衞門父子無レ恙可レ有レ之候。上方にて岡本次郞左衞門、粕谷勘左衞門、進藤源四郞仕形不レ及ニ是非ー。人外之事共、品々樣々之事共申も御恥敷候。奧野將監、河村傳兵衞、存の外之儀共、唯今に罷成候ては、杢之介、源左衞門、惣左衞門、了簡が增と存事に候。當地へ下

り候ても、中田利平次、中村淸右衞門、鈴田金八郎、家來瀨尾孫左衞門、矢野伊介、爰元勝手にて田中貞四郎、小山田庄左衞門立退申候。古今めづらしからざる事に候得共、是迄罷下り候處に、有之通驚入申候。孫左衞門儀は山科において、達て差留候得共、却て立腹申罷下り候て急に罷り成立去候。當然拙者外聞と申、死後迄人口害悅申所無㆓是非㆒次第に候。右之品々申入候事にも無㆑之候得共書付候。此前暇遣候家來兩人事、爰元不入相宿も多候得共、晝夜骨を惜ず働くれ、過分不便存事に候。急成事可㆑有㆑之候得ば暇遣申候。拙者存命二ツも有㆑之候はゞ、此兩人事は何方へ成とも無心申、安座申候樣仕遣度程に存候。役にも立可㆑申者にて候。若相應之思召も御座候節、此者共儀御言葉被㆑添可㆑被㆑下賴存候。此度申合候者共四拾八人にて、箇樣に志を合申儀も、冷光院殿此上之御外聞と存事に候。死後爲㆓見分㆒口上書一通認置候間寫し進候。何れも忠信之者に候間、御廻向をも被㆑成可㆑被㆑下候。其場にて生殘候者、定て引出され御尋御仕置可㆑被㆑爲㆓仰付㆒候。勿論其段人々覺悟之事に候。可㆓安心㆒候。猶樣子御聞被㆑成度候はゞ、京都寺井玄溪へ御尋可㆑被㆑成候。樣子能存罷在候。將又拙者妻事存寄御座候て、從㆓京都㆒離別仕緣者方へ返し申候。忰娘儀何樣に可㆓罷成㆒候共、夫迄之事に候。併爰許へ罷越候て承候得ば、次男吉之進事出家に成、何方へか遣候由にて不㆓存寄㆒事に候。以後萬々一無㆓別條㆒世間に罷成候樣子に候はゞ、吉之進事は一度武名之家を起し候樣に仕度事にて、少は心底に掛り申候。此後も存間敷事に候得共、人性凡夫之拙者に候得ば御恥敷事にも、非㆑去一事之邪魔に罷成候樣成所存にて、毛頭無㆓御座㆒候。御氣遣被㆓成下㆒間敷候。良靈樣へ去年以來之御物語失念不㆑仕、具に存出し、此度當然之覺悟に罷成忝次第に御座候。日來御心易得㆓御意㆒候。各樣故、別て御殘多御暇乞旁如㆑是御座候。死人口なし、死後在々之評判とり〴〵に可有之と察存候。知貞御房にも同然に申度候。遠林寺、神宮寺若噂も候はゞ、宜御心得可被下候。恐惶謹言。

十二月十三日　　大石內藏介良雄

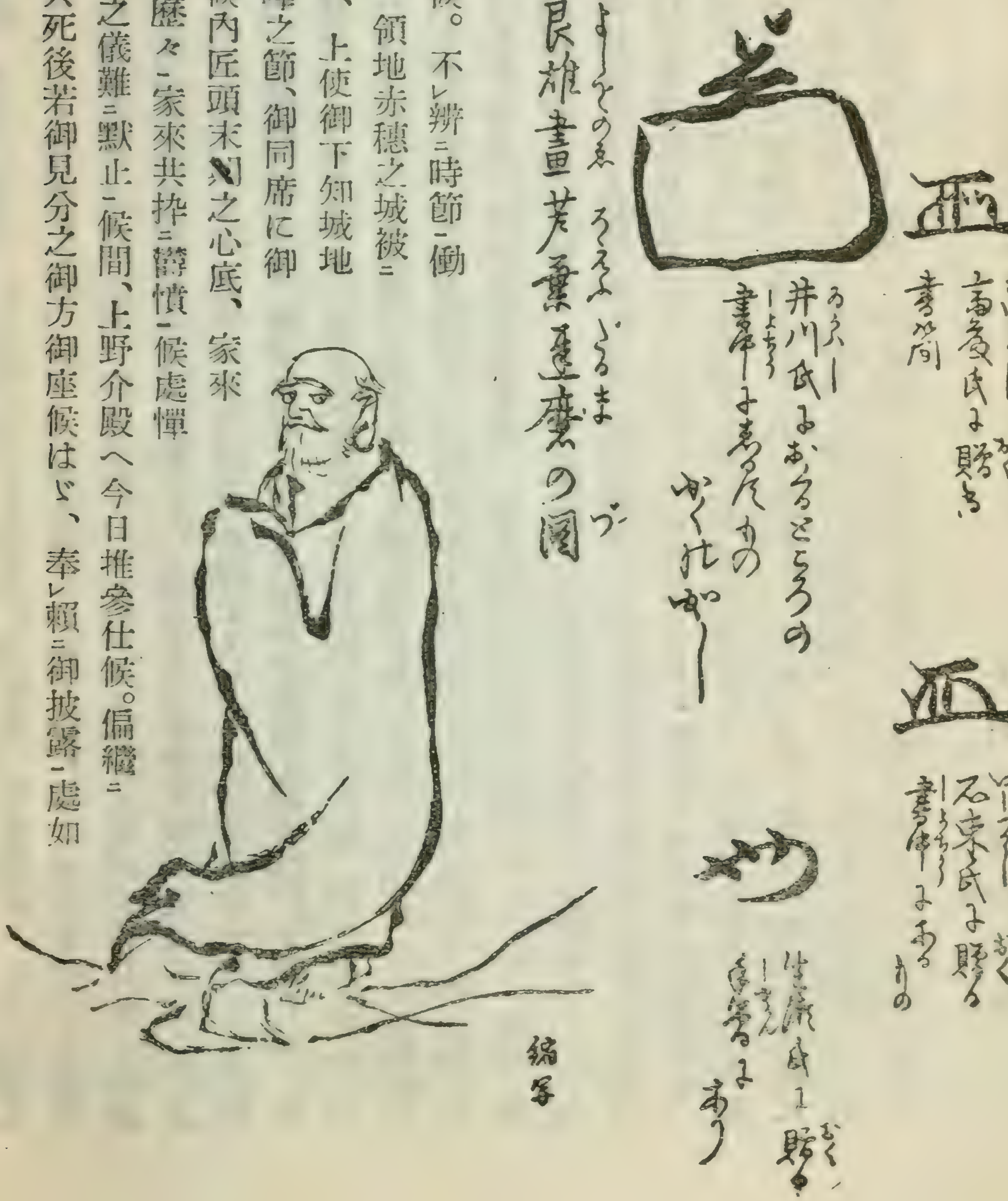
惠光樣
良靈樣
神護寺樣

右書簡の中に、死後爲ニ見分一口上書一通認置候間、寫し進候と記したる書付をも、併せて左に載す。

去年三月十四日、內匠頭儀傳奏御馳走之儀に付、吉良上野介殿意趣有レ之候所、於ニ殿中ニに當座難レ遁儀故及ニ刄傷ニ候。不レ辨ニ時節ニ働不調法至極に付切腹被ニ仰付ニ候。領地赤穗之城被ニ召上ニ之儀、家來迄畏入奉レ存候段、上使御下知城地指上、家來早速離散仕候。右喧嘩之節、御同席に御指留候方有之、上野介討留不レ申候內匠頭末期之心底、家來共難レ忍仕合御座候故、高家之對ニ歷々ニ家來共挊ニ欝憤ニ候處憚奉レ存候得共、君父讐不レ可レ戴レ天之儀難ニ默止ニ候間、上野介殿へ今日推參仕候。偏繼ニ亡主之意趣ニ之志迄に御座候。私共死後若御見分之御方御座候はゞ、奉レ賴ニ御披露ニ處如レ此に御座候。以上。

午十二月十四日

淺野內匠頭　家賴共

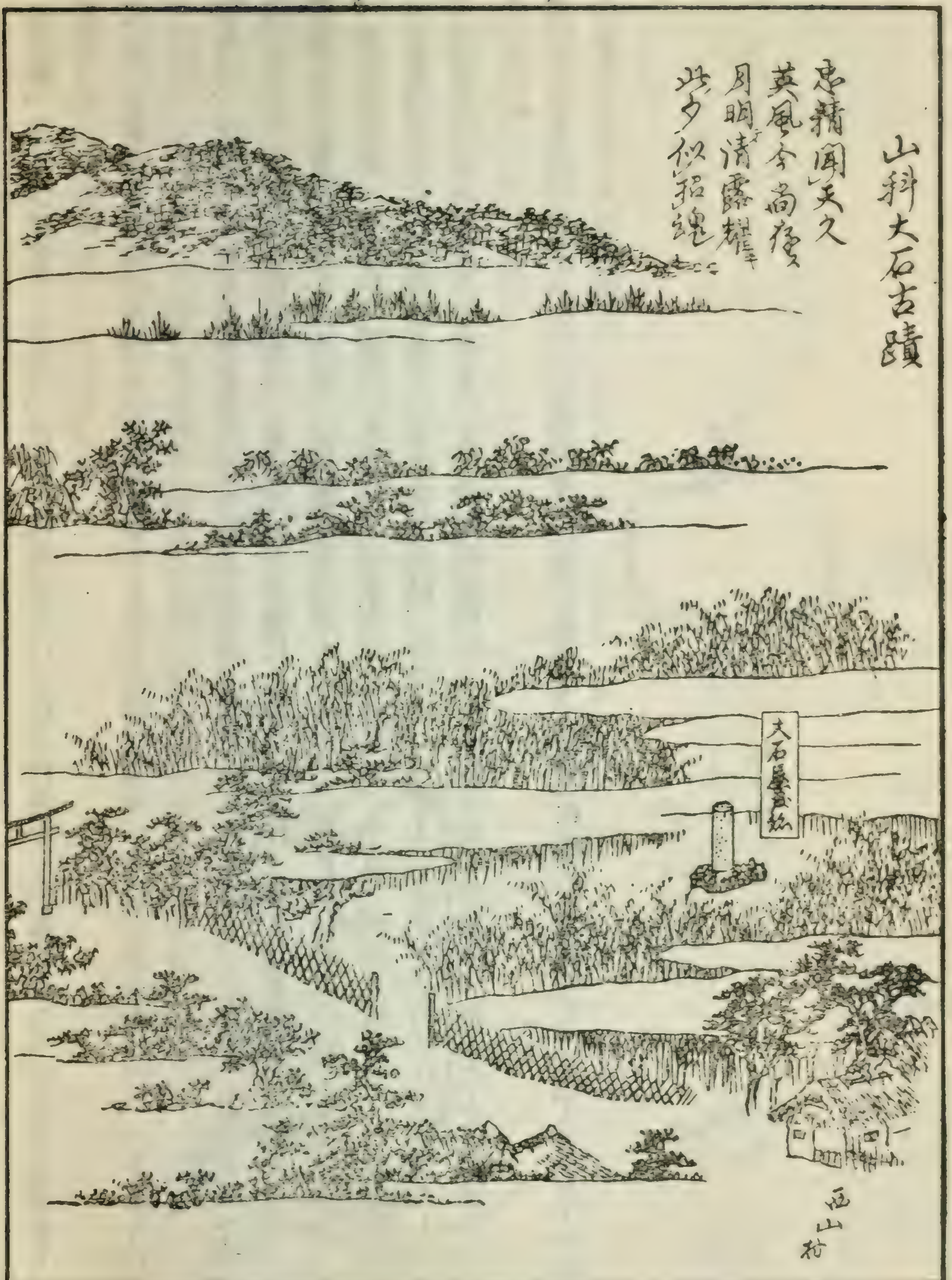


右の書簡、ならびに書付一通は、播州赤穗郡新濱村正福寺什物なり。眞跡をうつし彫たる墨本も、摺本もありて、世人の知るところなり。

因に云、良雄が花押所々に傳ふる文書にあるところ一様ならず。今見る所のもの、一二をこゝにしるす。

書畫談に云、大石氏の畫に巧みなるは世の知るところ。更にいふに及ばず。近き頃、宅山その公に姫路に陪隨せられし次に、赤穗に遊び、佐古志浦の奥藤氏にむかへられ、四五日その家に淹留せらる。良雄氏の遺墨を多く貯へ藏めしうちに、二武畫賛と云ふものあり。二枚をりの屏風の如くなる帖なり。右の圖は、源廷尉義經、甲冑にて牀几にかゝり、弓と軍扇を持たり。左は、武田入道信玄、これも甲冑にて料紙と筆を持たるなり。各讃あり。その書楷法は、痩樸といへども、畫法の功力には及びがたし。その家に赤穗諸士往復の書簡多くありしを、復仇の後に義士のみの手簡を集めて一軸となし、浪華の竹山の跋文あり。

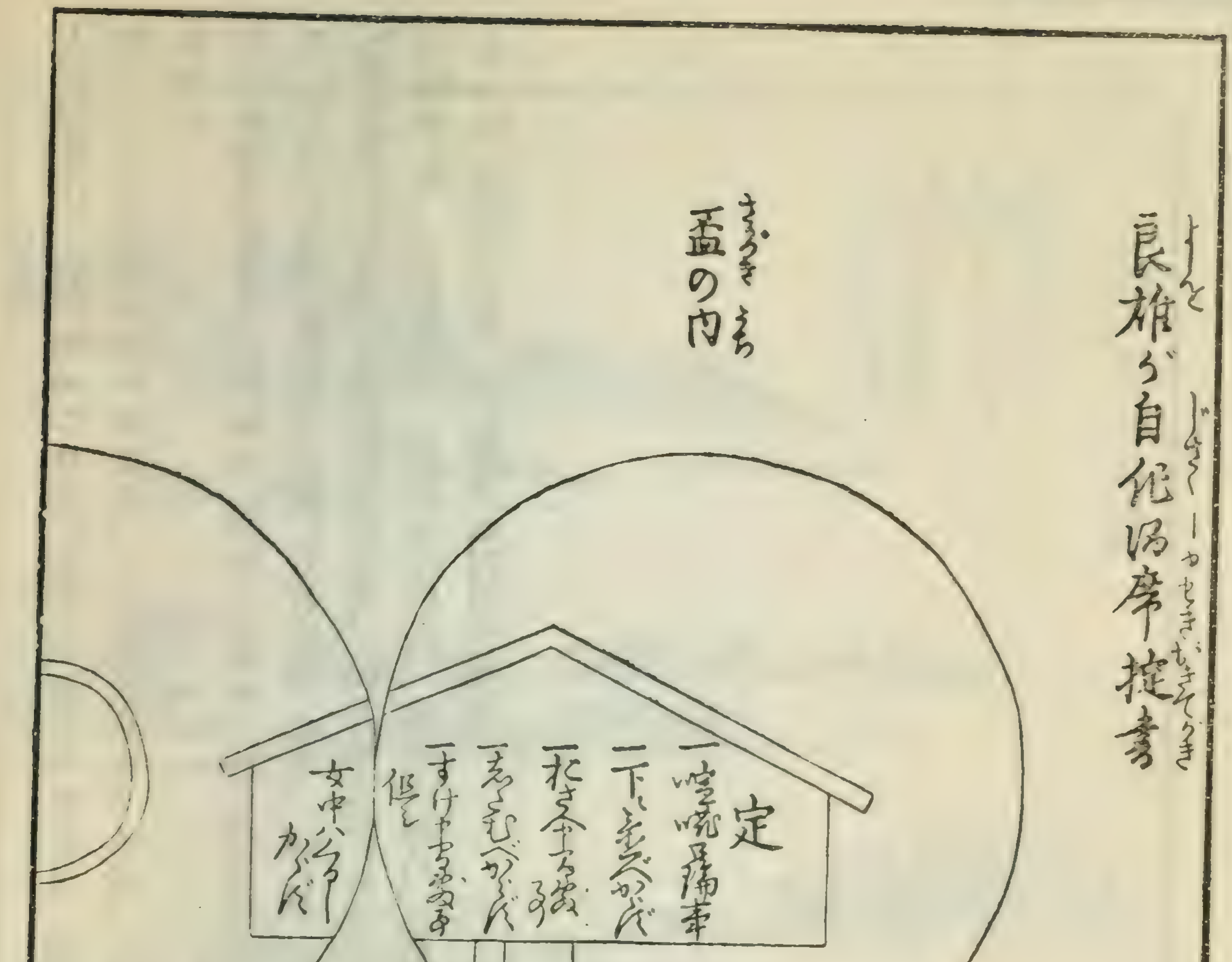
因に云、予も鍾馗の墨本、花鳥の摸本等三四種を藏せり。近來にて義士の遺墨を石摺とするもの多し、その中にもありとおぼゆ。


山科大石古蹟
忠精開天久
英風今尚存
月明清露耀
此夕似招魂
大石屋敷
西山村

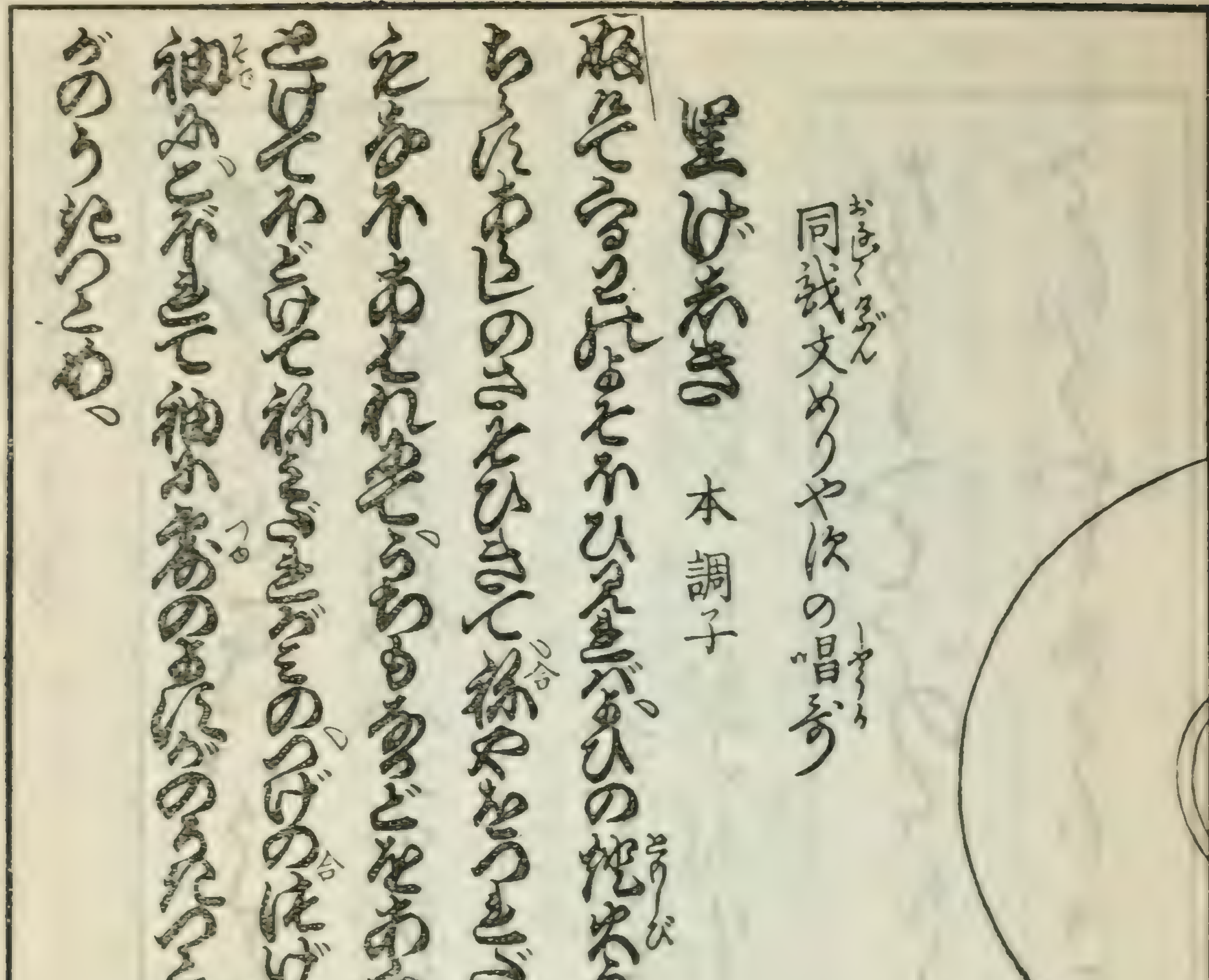
大石屋敷は、岩屋明神の鳥居の前北側藪の內にあり。淺野家の斷絕せし後、大石內藏介良雄こゝに潛居す。この村の市川氏の家藏に、大石が遺物ありと云。近來その屋敷跡に石碑を建てたり。

その文、

是故赤穗侯重臣大石良雄所ニ假居一之處也。如ニ其忠精光語一既傳而膾炙、不ニ復贅一焉。嗚呼百載之下其人與レ骨皆已朽矣。雖ニ則其人與レ骨皆已朽一矣乎。毎レ履ニ其地一而思ニ其人一懍々如レ有ニ生氣一。豈非ニ其忠精所レ激名聲不レ朽者一。今也鐫レ石以誌焉。顧當後之過レ此者乃有レ涕以從焉矣。銘曰。焦レ心飲レ膽、薄言潛鋌、死而不レ死、名姓永光、建レ石者爲レ誰、武府人孫八、宮部義正、同所惠五郎、上田正並。書レ之者誰、伏水人龍公美子玉也。于レ時安永四月乙未冬。

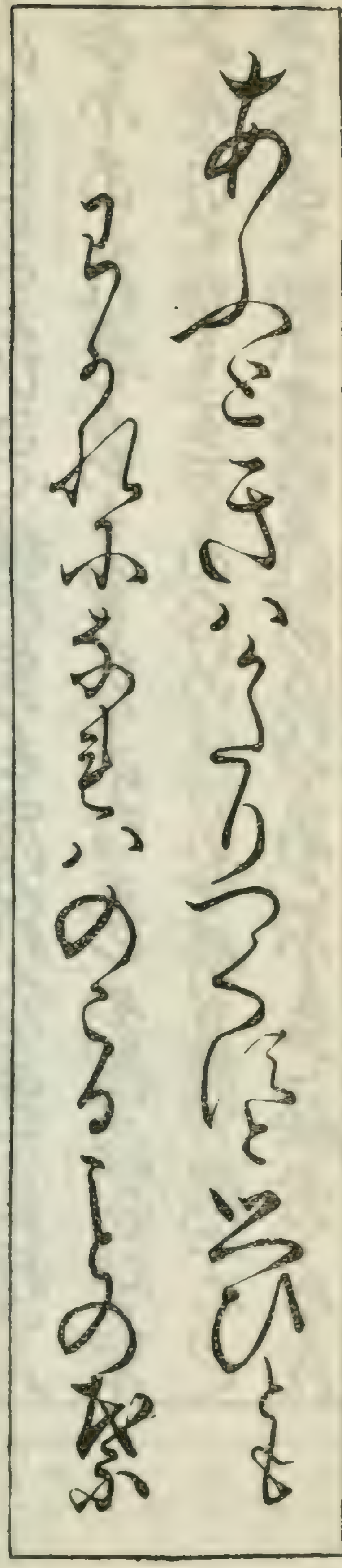


右に載する酒盃ならびに、めりやすの唱歌は伏見の橦木町なる娼家、笹屋清右衛門がもとに遊びて夕霧といへる妓に馴じみ、留別に天井に酔書せしころの戯作とぞおもはるゝ。そ



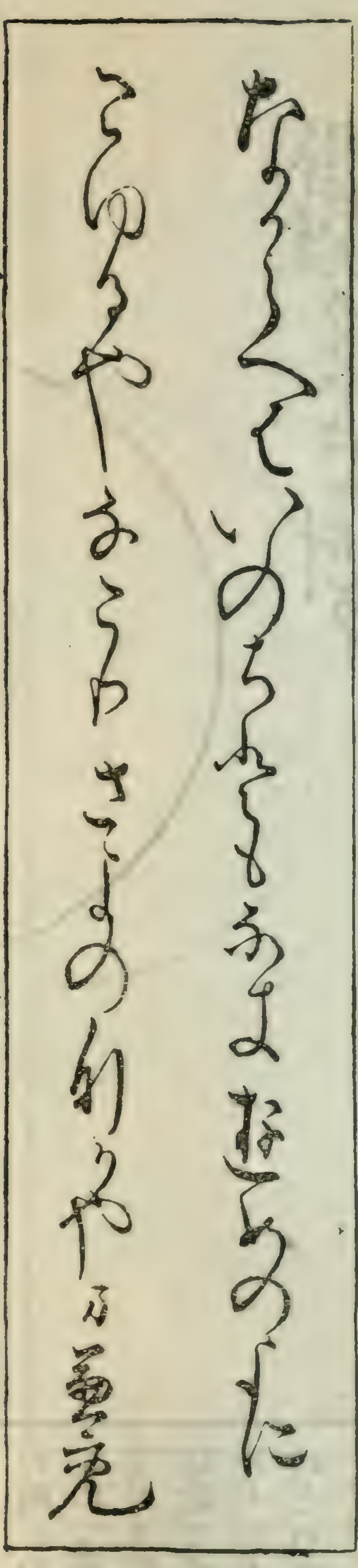
の頃かの里にて藝子どもに絃歌させたりしものといへり。天非に醉書せし感慨の辭は、已に一夕話にしるしつ。

大石主税の書ける歌



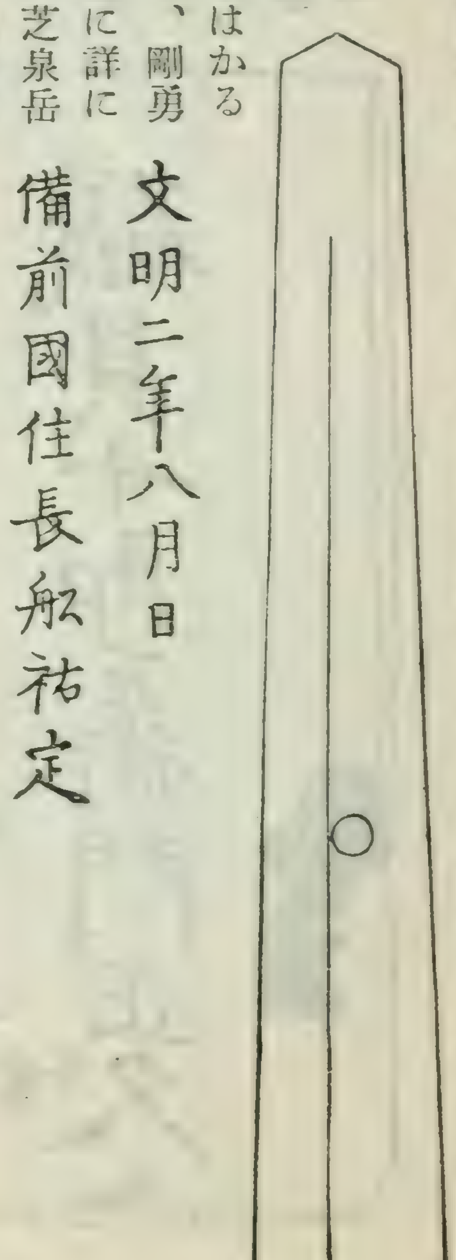
吉田兼亮の短歌

二首ハ小野寺秀和のよめる歌なり大石主税が書を善くするを醫師の妻此めをまつをしけるによりて代筆を爲せり



○岡島常樹の短刀鎗

岡島八十右衛門の父は、ある侯の藩士にてありしが、故ありて仕を辭しける後、その子二人ありて、兄を武兵衛と云て與力に召出され、弟八十右衛門常樹は、赤穗侯に仕へたり。元祿辛未赤穗の變に、諸士の中義擧に志しある人々復仇をはかるに、八十右衛門も盟にあづかりて、剛勇のはたらきありし事蹟は、一夕話に詳にしるしつ。さて復仇を遂て、曉に芝泉岳寺に退くの時、世間の噂を聞て、兄の武兵衛、取るものもとりあへず駈け出て、芝の堀留橋にておひつき、泉岳寺までおくり、別にのぞみ、八十右衛門、形見にとて脇差を贈る。従弟なりける磯貝十郎左衛門も、同じく血のつきたる片袖をおくりぬとぞ。これ武兵衛が家にいひ傳へたるところにて、今なほその形見の品を藏せり。予が義士傳を編集するよしを聞て、畫家の岡島林齋が家にかゝるものありとて、友人江口忠房、その品々を摸寫しておくられたれば、こゝに載せつ。

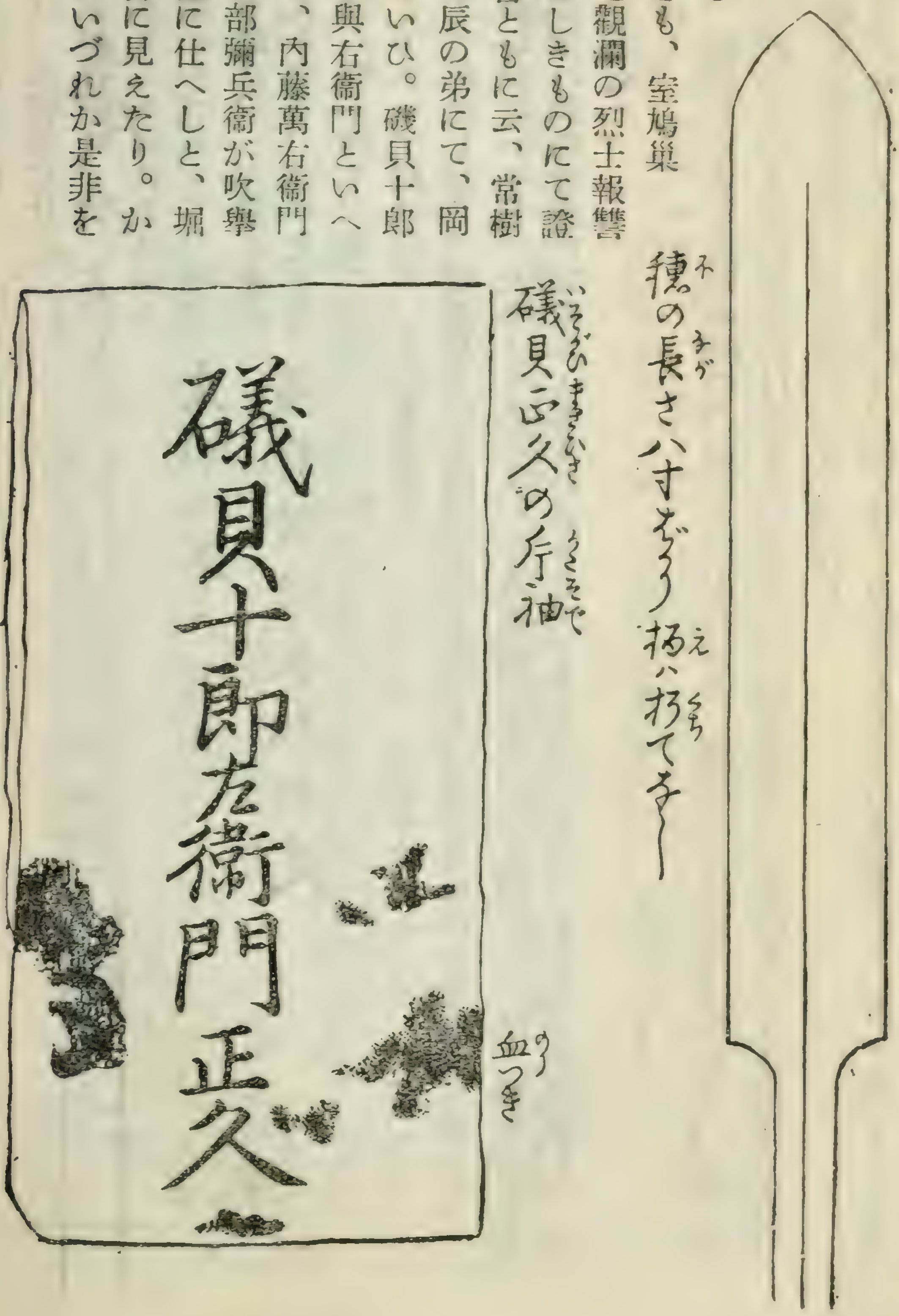


○同　鎗の穗

岡島常樹復仇の時、曉に退く道なる回向院の門前にて、大高源吾、酒屋にて酒飲みけるをり、ともに冷飲するとて、持たる鎗をそのまゝ軒に立かけおきて捨たるが、酒屋に傳へて祕藏す。今は溜屋と家號を稱すれ共、昔の血統にはあらぬが、鎗は家につきて傳はれり。

磯貝十郎左衛門正久が袖は、丈一尺三寸二分、幅八寸、但鯨尺なり。白き麻布にて、所々血つきてあり。

按ずるに、右にしるす岡島林齋の家にいひ傳へたるよしなり。しかれども、室鳩巣の義人錄、三宅觀瀾の烈士報讎錄は、何れも正しきものにて證とすべし。二書ともに云、常樹は原惣右衞門元辰の弟にて、岡島の家を嗣ぐといひ。礒貝十郎左衞門は、松平與右衞門といへる人の家士にて、內藤萬右衞門の弟なるを、堀部彌兵衞が吹擧によりて、赤穗に仕へしと、堀內傳右衞門聞書に見えたり。かゝれば、家傳といづれか是非をしらず。



赤穂義士隨筆 卷之三

○義臣四十六士畫像

義士四十六人の畫像は、京師紫野の瑞光院にあるところのものを正像とす。これを正しとするよしは、復仇の後義士四家の諸侯に御預けとなり、翌年二月四日自裁を賜ふ。その四侯にて終焉の形狀を摸すところにて、その像を併せて二幅とし、一幅におの〳〵二十三人をゑがけり。しかるを細川家の藩士、その畫像を二幅の掛物として、京師の瑞光院に贈れるなり。かゝれば、面目毛髮に至るまで、毫厘も違ふことなし。これやまことに正眞の畫像といふべきものなり。さて今こゝに載する復仇の夜の出たちの、衣服にゑがけるものは、義士十七回忌に當れる時、ある人のかねて義士着用の鐵巾、裹甲、嚴猛の形狀に摸して、寄附せんと志すものありしが、その像のいまだ成らざる中に、片島深淵子の赤城義臣傳、はやく已に成れるをもて、かの瑞光院にあるところの正眞の像を、鐵巾、裹甲、着用に摸して、卷首に載たりしなり。

按ずるに、大石良雄が組二十四人を東組とし、合印は冑の前立に鏡にいの字より、ちの字まで、各三人を一手として、假名を左文字にしるし、これを大手と定む。又西組二十二人、その將は大石主稅なり。りの字より、よの字までを、同じやうに右文字にしるし、これを搦手と定む。さて長鎗を切て蔦口に代へ、斧、階子、槌をおの〳〵持て、二行に列をなし、良雄合圖の笳を直に枚として、かりにこれを啣ませ、討入りてひとしくこれを收めよとの下知なり。


巖々大石維精維忠
義起赤城氣貫白虹
夜襲仇家忽顯捷功
揉麾之將歃血之衆
昔者豫讓今也良雄
刺衣遂志得首報公
千歳孰比常變時中
父子從弟壹皆致躬
視死如歸有始拵終
克使天下凜慕遺風


白首蹈白刃
赤城標赤心
終遂復讎志
忠勇爍古今
丸山盟會
衆議已完
其功核偉
易水風寒


家譜曾聞自大明
勇功不恥武林名
古今壯志誰相似
髣髴子由結纓
武林唯七
武林唯七




斯人皆稱豪雄
復仇父子俱忠
把霜刃非敢後
瞿鑠七十八翁
堀部彌兵衛



惟此厨夫忠義鹽梅
世間多少死節奇哉
三村次郎左衛門


噫嘻義士
不共戴天
綱重命輕
得其死然




難兄難弟
連枝同心
忍彼名義
歳寒凛之




矢頭数無
失其所持
克守治命
其直如矢
横川宗利
守義知恥
卒死臣節
其名已彌
横川勘平
七


具賀弥左




文經武緯義膽忠肝
赤城盟傳讀而且嘆


近松勘六




婉嫕角丱
克壯陰謀
百夫之特
多士之首
發奮厥志
奄復仇讎
忠孝兩全
功名滿州
猗嗟貞行千歲孰論
氣焔鷹揚成靈動神
緘牒挽發以傳後人
文武是露名隨世新
大石主税
木村岡右衛門


潮田又之丞


吁小野寺
父子報レ主
舍レ生取レ義
惟不レ取レ古




磯貝十郎左エ門


倉橋傳介


武夷營谷振起蟄龍
無環金玉萬古可宗


採鎗而進復仇而還
四十有六祖生之鞭
村松三太夫


有貨者必貪生
斯人有貨須貨
見誠處所且有
信哭理倍精明






忠道有行義為
惟雉雉維子能守
更有父風志業
制席駆寒
搏熱濟々
勇士何惟
言功
間瀬孫九郎
奥田貞右エ門




驅進退中道之謂文

○義士分限帳

大石内藏介良雄　執事世祿千五百石
同　主税良金　良雄嫡男無祿
吉田忠左衛門兼亮　郡代世祿二百石
原　惣右衛門元辰　足輕頭世祿三百石
片岡源五右衛門高房　側用人世祿三百石
間瀬久太夫正明　大目付世祿二百石
同　孫太郎正辰　正明嫡男
小野寺重内秀和　京屋敷留守居祿百五十石
同　幸右衛門秀富　秀和養子大高忠雄舍弟
間　喜兵衛光延　馬廻組祿百石
同　重次郎光興　光延嫡男
同　新六郎光風　光延次男浪人して中堂又助が家に客たり。
磯貝十郎左衛門正久　側用人祿百五十石
堀部彌兵衛金丸　江戸留守居祿三百石
同　安兵衛武庸　金丸養子祿二百石
近松勘六行重　馬廻祿二百五十石
富森助右衛門正因　使番役祿二百石
潮田又之丞高教　國繪圖役祿二百石
早水藤右衛門滿堯　馬廻祿百五十石

赤埴源藏重賢　馬廻祿二百石
奥田孫太夫董盛　江戸侍祿二百石
矢田五郎右衛門助武　馬廻祿百五十石
大石瀬左衛門信清　馬廻祿百石
中村勘助正辰　祐筆祿百石
菅谷半之丞政利　馬廻祿百石
千馬三郎兵衛光忠　馬廻祿百石
木村岡右衛門貞行　馬廻祿百五十石
岡野金右衛門包秀　馬廻祿二百石
不破數右衛門正種　濱邊普請奉行祿百石（浪人）
大高源五忠雄　近習祿二十石五人扶持
貝賀彌左衛門友信　藏奉行祿金拾兩三人扶持
村松喜兵衛秀直　廣間番祿二十石五人扶持
村松三太夫高直　秀直嫡男
岡島八十右衛門常樹　札座勘定奉行廿石五人扶持
杉野十平次次房　近習金八兩三人扶持
吉田澤右衛門兼定　近習金十兩三人扶持
奥田貞右衛門行高　董盛養子近松勘六弟
勝田新左衛門武堯　馬廻祿百石
武林唯七隆重　近習祿金十兩三人扶持

倉橋傳介武幸　近習祿廿石五人扶持
前原伊介宗房　金奉行祿十石三人扶持
矢頭右衞門七敎兼　長助男祿廿石五人扶持
茅野和助常成　徒目付金五兩三人扶持
横川勘平宗利　徒士金五兩三人扶持
神崎與五郎則休　徒目付祿右同斷
三村次郎左衞門包常　臺所小役人祿尤賤し。
以上四十六人
寺坂吉右衞門信行　足輕同盟義士之一列
茅野三平重次　馬廻同盟衆に先達殉死。
橋本平左衞門某　馬廻同盟事蹟不ㇾ詳。
矢頭長助某　同盟病死故以₌右衞門七₋父之志を繼致ㇾ死。
岡野故金右衞門某　右に同じ。

○義士眞蹟姓名

右眞蹟姓名は、原德齋集錄するところなり。德齋云ふ、今姓名の自書を抄寫して上木す。一斑をもて全豹を知るに足れり。實にその人亡ぶといへども、その名、その書朽るの時なし。あゝ嗜むべきは義歟、おそるべきは不義なり。古人言、諸葛孔明の出師表をよみて、涙をおとさゞる者は、その人かならず不忠ならんといへり。予この墨蹟においても、亦云ふ。

○義士變名

大石內藏介　京師にて池田久右衞門、後江戶に下りて垣見五郎兵衞。

吉田忠左衞門　京師にて田口一眞、また篠崎太郎左衞門、江戸にて小春屋清兵衞。
原　惣右衞門　寺坂信行筆記に、和田元眞、また前田善藏。
片岡源五右衞門　寺坂記に、吉岡勝兵衞、あるひは吉田屋庄兵衞に作るものあり。訛りに似たり。
間瀨久太夫　寺坂記に三橋浄貞。
小野寺重內　涙襟集に仙北又四郎、寺坂記に仙北十菴。
間　喜兵衞　寺坂記に杣莊喜齋。
礒貝十郎左衞門　內藤十右衞門。
近松勘六　寺坂記に森淸介、また田口三介。
堀部彌兵衞　馬淵平右衞門。
同　安兵衞　武庸筆記、寺坂記、赤城義臣傳並に長江長左衞門。
潮田又之丞　義臣傳に原田斧右衞門、あるひは町人助七。
富森助右衞門　寺坂記堀內重勝聞書、義臣傳並に山本長左衞門。
赤埴源藏　寺坂記に高畑源野右衞門。
早水藤左衞門　曾我金介。
大石瀨左衞門　小田權六。
奧田孫太夫　寺坂記に西村淸右衞門。
矢田五郎左衞門　寺坂記に塙武介、義臣傳に檜武介。
菅谷半之丞　町人政右衞門。
大石主稅　寺坂記に垣見左內。
木村岡右衞門　寺坂記に石田左膳、あるひは町人八兵衞。

千馬三郎兵衛　寺坂記義臣傳に、原三介。
不破數右衛門　寺坂記に松井仁太夫。あるひは町人八左衛門。
岡野金右衛門　町人九十郎、按ずるに、九十郎は變名にあらず、幼名なり。
貝賀彌左衛門　町人喜十郎。
中村勘助　寺坂記に山彥嘉兵衛。
岡島八十右衛門　寺坂記に郡武八郎。
大高源五　寺坂記に脇屋新兵衛。
吉田澤右衛門　寺坂記に田口左平太、義臣傳に田口右內。
村松喜兵衛　義臣傳に村松隆圓、あるひは荻野隆圓。
勝田新左衛門　町人嘉右衛門。
倉橋傳介　倉野十左衛門。
間新六　松屋新介。
杉野十平次　義臣傳に杉野九郎右衛門、あるひは町人次兵衛。
小野寺幸右衛門　寺坂記に仙北又介。
矢頭右衛門七　寺坂記に氏を淸水に作る、あるひは水木十七。
前原伊助　堀部武庸筆記に美作屋善兵衛、義臣傳に米屋五郎兵衛。
村松三太夫　荻野十左衛門。
間重次郎　杣莊伴七、後に町人重介。
菅野和介　富田藤五郎、後に町人助五郎。
奧田定右衛門　寺坂記に西村淸右衛門、あるひは奧村丹下、又町人久兵衛。

三村次郎右衞門　町人嘉兵衞。
横　川　勘　平　三島小一郎。
間瀨孫九郎　寺坂記に三橋小一郎。
神崎與五郎　義臣傳に小豆屋善兵衞。
寺坂吉右衞門　町人伴介。
同　定右衞門　町人九介。
右の變名を考るに、かりそめならず、大石が池田と稱するは、母方の姓なり。その外の人々も、親族の姓或は地名等によりて、何れも緣故ありとぞ思はるゝ。

○義士江戸の隱栖

大石内藏介は、同盟の士とともに十人ばかりにて、十月七日京師を發足し、同二十六日平間村に着き、それより、かねて主稅が住居てありし、石町の隱栖に變名して同宿し、かくて日每に同盟の士出入するに、人目をはゞかり、町人の姿にもなり。又は深編笠にても來りければ、あやしみいぶかる人も少からずとかや。そのくはしきことは一夕話にしるしたり。よつて今こゝにはその町名等を載す。併せ見て詳なることを知るべし。

石町三丁目小山屋彌兵衞裏座敷
店借主　垣見左内　大石主稅　同　五郎兵衞　大石内藏介
仙北中菴　小野寺重内　菅谷半之丞
原田斧右衞門　潮田又之丞　森　淸　介　近松勘六
三村次郎右衞門　若黨二人　瀨尾、室井
近松勘六が僕一人

以上同宿十人

新麴町六丁目大屋喜左衛門裏店

店借主　田口一眞　吉田忠左衛門、歌學者

同　左內　吉田澤右衛門

和田元眞　原惣右衛門、醫師

松井仁太夫　不破數右衛門

寺坂吉右衛門

以上同宿五人

同　四丁目和泉屋五郎兵衛店

店借主　山彥喜兵衛　中村勘介

三橋淨貞　間瀬久太夫、醫師

郡武八郎　岡島八十右衛門

岡野九十郎　金右衛門

間瀬孫九郎

仙北又助　小野寺幸右衛門

同　小市郎

僕一人

以上同宿七人

同　四丁目大屋七郎右衛門店

店借主　原三助　千馬三郎兵衛

柚庄喜齋　間喜兵衛

間重次郎　喜兵衛嫡子

同　新六　重次郎弟

中田藤內　中田利平次

以上同宿五人

同　五丁目秋田屋權左衛門店

山本長左衛門　富森助右衛門、妻子とも一所に住居。

芝通町三丁目濱松町檜物屋惣兵衛店

高畠源野右衛門　赤埴源藏　　楢　武　助　矢田五郎左衛門

以上同宿二人

八町堀後に本町

松　村　隆　圓　村松喜兵衛、妻子一所に住居。

深川黑江町舂米屋某店

西　村　丹　下　奥田貞右衛門　　同　清右衛門　奥田孫太夫

丹下は醫者にて療治いたしたり。この人近松勘六の弟、但午の霜月頃、妻も清右衛門娘も內藤家の長屋に呼れたり。奥田は內藤家の附人故なり。

芝源助町

內藤十郎左衛門　磯貝十郎左衛門　　下人一人

村　松　三　太　夫　喜兵衛男　　富　田　源　五　茅野和介

以上同宿四人

南八町堀湊町平野屋十左衛門裏店

吉　岡　藤　兵　衛　片岡源五右衛門、尾張浪人の由。

清　水　右　衛　門　七　矢頭右衛門七　　脇　屋　新　兵　衛　大高源五

田　中　源　十　郎　田中貞四郎、醫師　　貝　賀　彌左衛門

以上同宿五人

本庄林町五丁目紀伊國屋店

長　江　長左衛門　堀部安兵衛　　水　原　武右衛門　毛利小平太

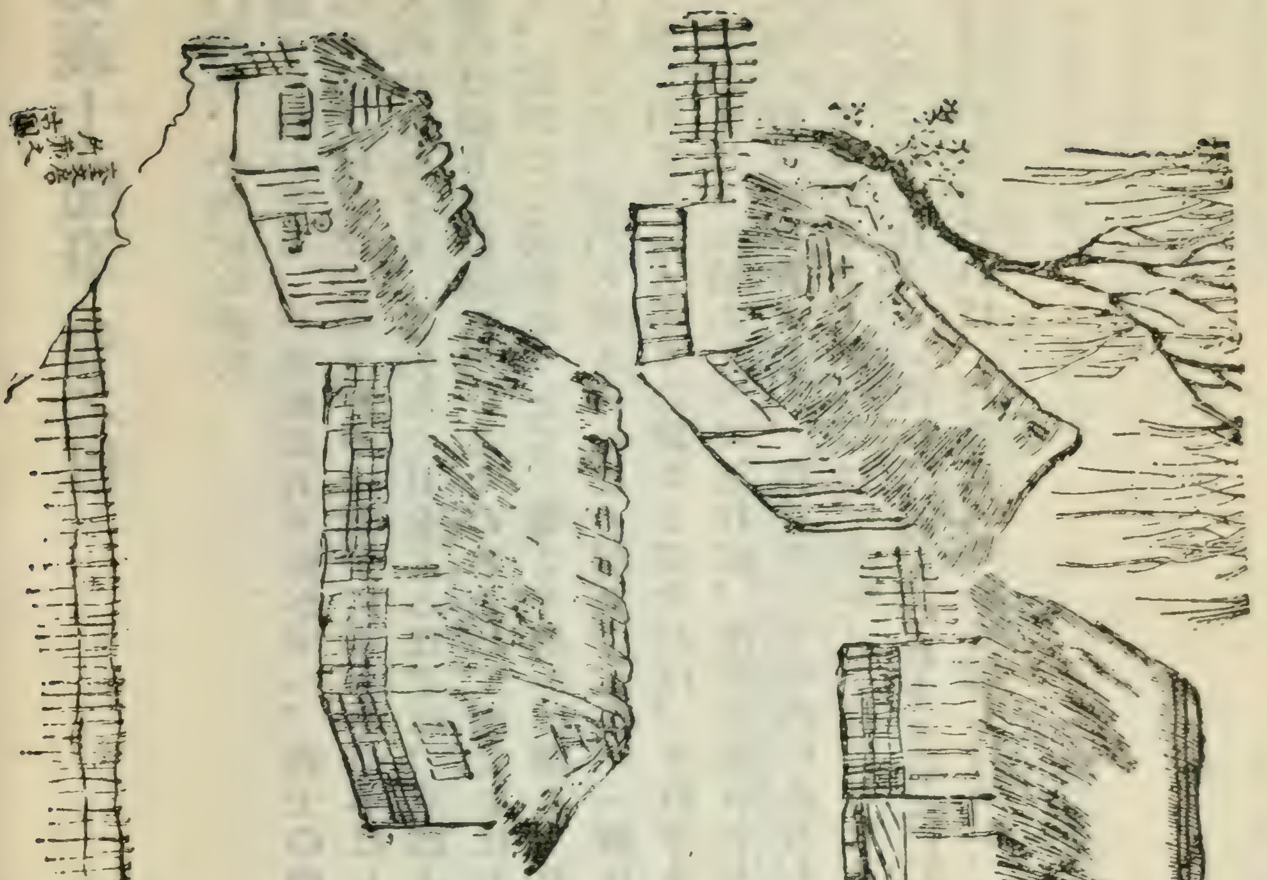
横　川　勘　平　　石　田　左　膳　木村岡右衛門

小山田庄左衛門　中村淸右衛門
鈴田重八郎　僕一人
本庄三丁目横町紀伊國屋店
杉野九郎右衛門　十平次　勝田新左衛門
渡邊七郎右衛門　武林唯七
以上同宿三人
本庄二ツ目相生町三丁目米屋某店
米屋五郎兵衛　前原伊助、綿布を商ふ。
小豆屋善兵衛　神崎與五郎、初めは扇子を商ひ、後に穀物、菓子の類。

赤穗義士隨筆 卷之四

○義士、平間村の僑居

武州川崎下平間村なる、百姓輕部五兵衞が宅へ、義士の內年來知る人ありて、尋ね來り寓居してありしが、その手跡よければ、亭主村中の童子に手本をつかはし候へと、その人の世話をなし、かつ村內へ養子の口入れせしかども、承引なく日をふるほどに、京都より下れる武士の人々數多尋ね來りけるに、折ふし、家內は殘らず農業に出けるそのあとにて酒宴をはじめ、茶會と號し、おの〳〵夕方に歸り、一兩日過ぎて、江戶にて茶會ありとて、朝より出かけ歸り。おそくとも待ことなかれとて、念ごろにあいさついたし旅立ぬ。家內の者も何心なく居たりしが、一兩日過ぎても歸らぬ故、家內の者氣にかゝり、常々江戶芝源介町に知る人ありと聞およびたれば、その方までも尋ねんとて、十二月十四日未明に、買物がてら平間村を出て高輪あたりに至れば、淺野の家中主人の讐をうちて、泉岳寺へあつまるとのうはさにて、見物の群集おびたゞしく、扨は客人その內にあらんと、いそぎ大木戶にて行合たるに。異形のなりにて血にそまりたるまゝいへるは、なか〳〵念ごろなる御世話になり、かたじけなし、かつは本望とげたり。よろこびくれよといはれて、仰天のあまり氣絕したるが、人の介抱にて快くなり。在所へ歸り、ありしさまを物語りければ。村長ことの外心配しけるが、何の事もなかりしと云ふ。



○義士男子の姓名

元祿十六年二月四日、四家に御預けの義士に自裁を賜ふの後。同月六日執政より、義士四十六人の男子十五歳より以上は遠流に處せられ、十五歳未滿の者は母ならびに親族に預けさせられ、十五歳になりて島へ遷さるべし。倂となるにおいては、遠流に及ぶべからずと仰せ渡さる。江戸に住める妻子は、即日奉行所へ召出さる。京師、大坂に住める者は、その所の奉行うけ給はりて申渡さる。所々の城下に住しは、その國主、城主これを奉り、江戸に召して遠流せらる。

大石吉千代　內藏介二男、年十三、後に出家して祖練と稱す。

同　大三郎　內藏介三男、年二歳

片岡新六　源五右衞門嫡子、十二歳

同　大之助　同人の二男、年九歳

間瀨定八　久太夫二男、年二十歳、定八本多家に仕ふ、故に事に預らず。

吉田傳介　忠左衞門二男、年二十五歳、傳介も本多家に仕ふ。

原　十次郎　惣右衞門子、年五歳、後に出家して春行と稱す。

富森長三郎　助右衞門子、年二歳

不破大五郎　數右衞門子、年二歳

中村忠三郎　勘助子、年十五歳

同　勘次郎　同人二男、年八歳

木村宗十郎　岡右衞門子、年九歳

大岡次郎太郎　木村岡右衞門二男、年八歳、大岡藤右衞門養子となる。

茅野猪之助　和助子、年九歳

奥田清十郎　貞右衛門子、年二歳
村松政右衛門　喜兵衛子、二十三歳、政右衛門は小笠原家に仕へたり。
矢田作十郎　五郎右衛門子、年九歳
岡島藤松　八十右衛門子、年十歳
同　五郎助　同人二男、年八歳

以上十九人

鳩巣逸話に、大石内藏介三男大三郎は、京極甲斐守殿家老石束源五兵衛方に、母も一所に罷在候處、廣島へ御引取被レ成候。京極家より侍被レ添姫路まで參り申候。内藏介先知の通り千五百石被レ下置一。家屋敷相應に被レ下、一統何れも御尤なる事珍重なりとて、吾一類被レ召出一たるやうによろこび申候。(小谷兄來書)とあり。なほ大三郎召出されしことは、烈士報讐錄にもしるしたり。これは、寶永中大赦の行はれたる時、配流の人々も歸島のをりと同時の事なり。

覺

淺野内匠頭家來
中村勘助妻
勘助惣領　中村忠三郎
同　勘次
娘　壹人

右勘助妻子、私家來三田村十郎太夫手前に罷在候。
一十郎太夫儀、勘助實方之甥にて御座候以上。

松平大和守

中村勘助惣領
中村忠三郎
同人次男　同　勘次

右兩人、私家來三田村十郎大夫手前に罷在候。
一十郎太夫儀、勘助實方の甥にて御座候以上。
右中村勘助

一淺野內匠頭家來今度一列仕候內、矢田五郎右衛門と申者御座候。此五郎左衛門儀は、拙者甥伊丹宇右衛門聟にて、男子一人出生仕候。所々不緣にて五年以前離別仕候。五郎右衛門世悴作十郎當年九歲罷成候。私養子伊丹賴母爲に甥にて御座候に付、賴母方に引取置申候。尤其砌より父五郎右衛門と父子の義絕爲レ仕、假名相改め、今程吉川市之丞と申候。
一伊丹賴母儀、實父は伊丹宇右衛門にて(虫バミ)
一伊丹宇右衛門儀は、大久保豐前守組御小姓組御番相勤申候以上。
午十二月　岡部駿河守

一筆致二啓上一候、殘暑甚敷候得共、彌御堅固御勤可被成珍重御事に候。然れば淺野內匠元家來片岡源五右衛門悴新六、六之助儀、去春被二仰付一候通り、右悴共之祖父當地に罷在候。牢人兒玉惣兵衛に預置、十五歲罷成候はゞ可二申出一之旨申付置候。然處兄新六儀は、知恩院末寺淨土宗京都大雲院、弟六之助儀は、本法寺末寺日蓮宗伏見本敎寺、頃日願書を以て島御免被レ下候はゞ、弟子に仕、出家いたさせ申度旨、當役所まで申出候。依レ之此度寺社奉行中まで右願書ども。」(この末紙破れてなし)

御手紙致二拜見一候。然らば、淺野內匠元家來間瀨久太夫次男貞八、吉田忠左衛門次男傳內、播州本德寺領龜山罷在候に付、別紙御書付(この所破れ)之趣致二承知一候。築地本願寺輪番呼寄可二申付一候。何も面

上可レ得ニ御意ニ候、以上。

二月九日　　本多彈正少弼

□田越前守樣

こゝに寶永年中禁裏炎上ありて、京極家御造營の事にあづかりけるをもて、石束源五兵衛普請奉行として京師にありし頃、折節江戸にて大赦おこなはれけるによりて、義士の男子遠流公免の御沙汰あり。その事を仰せ渡さるゝの書、京師にて石束が手に入りぬ。されば取あへず禮服を着て瑞光院に至り、義士畫像の前にてかの書の封をひらき、高聲によみて神靈に告げたり。石束が所爲、誠に故あることゝ人感じあへり。さて島にゆきたる者十九人の中、その年いまだ十五歳に滿たざるものは島に赴かず、村松政右衛門(二十三歳、)吉田傳内(二十五歳、)間瀬貞八(二十歳、)中村忠三郎(十五歳、)この四人の者ともに配所に赴けり。あはれむべし貞八は、島にて病死せり。殘る三人は心をあはせ篷を織りて、おの／＼その日をおくるのたつきとし、艱難辛苦をともにして、つひに再び故郷に歸ることを得たり。

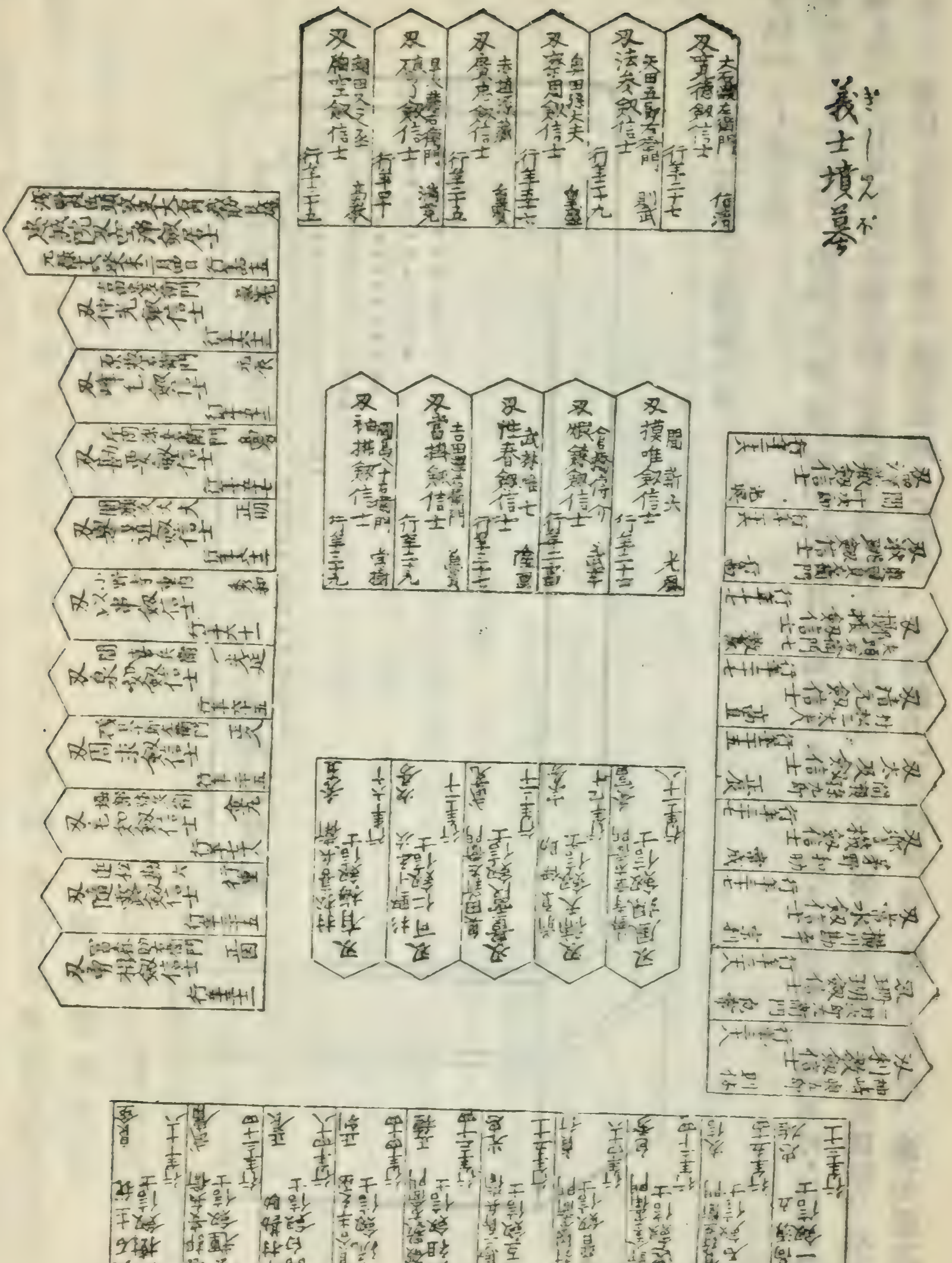
○義士墳墓

元祿十六年二月四日、官使四侯に至り、命を傳へ自裁を賜ふ。その日越州君、良雄に盃をたまひ、懇にあつかはれければ、良雄ふかく恩義を謝し、謹で申けるは、臣が素意の如く今日自刄を給ひ、屍を泉岳寺に瘞み下さるべし。これや生前死後の望み此事に候。と申けるよし。よつて四侯ともに葬の刻限を同じくして、騎士、歩卒、嚴重に警固したるありさま、寂として哀傷かぎりなく。嗚呼これがためには鬼神も慟哭すべし。

○南條氏義士の三十回忌に建る碑銘

往元祿十五冬。大石良雄共黨四十有餘人、積ニ沐雨櫛風勞一遂亡ニ君之讐一。而清下弗ニ與共戴レ天之義上。有司討ニ論其罰一。明年二月四日齊賜レ死。實古今忠臣和漢未レ聞ニ其例一。與ニ豫讓田横徒一豈同日而可レ論レ之乎。

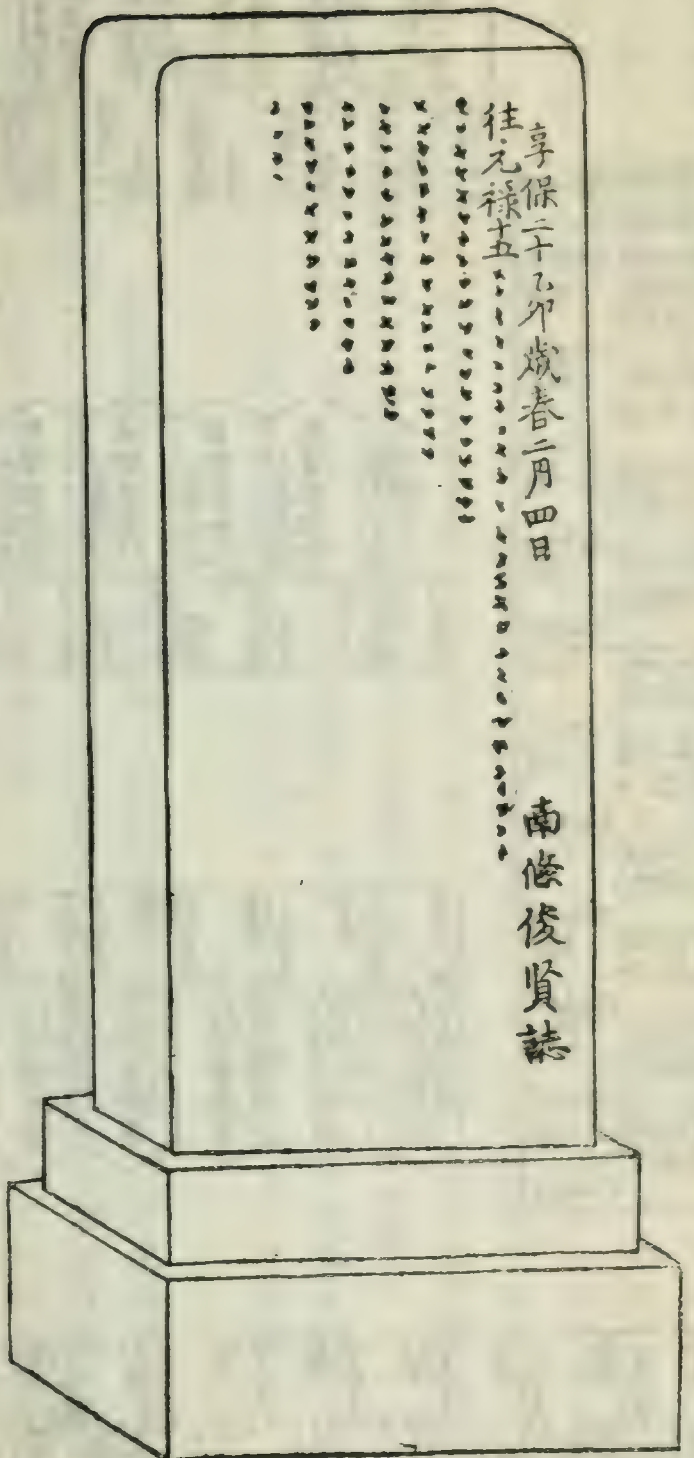
義士墳墓（ぎしふんぼ）



故天下舉而稱二歎之一。奮發興起主二向レ義之心一。嗚呼是深志之餘澤乎。今茲乙卯當二三十三回忌一。一家親族群參如レ市。予雖レ非二其類一感二激忠義英志一。而寄二附石碑一彫二刻一章一。以垂二勸善之功於不窮一云。

享保二十乙卯歲春二月四日

南條氏俊賢誌



○龜田鵬齋の赤穗義士碑

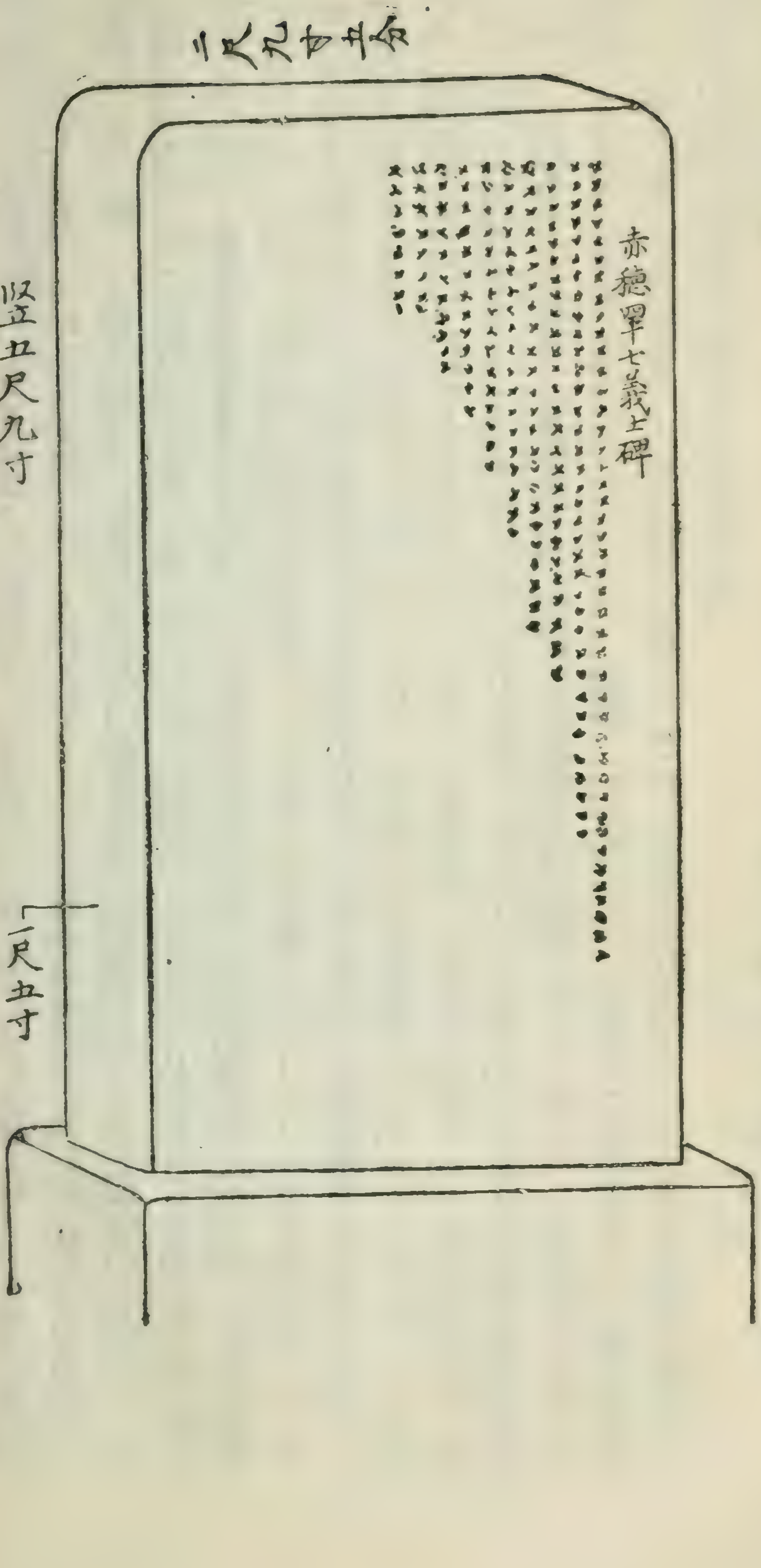
赤穗四十七義士碑

義烈之出二於精誠一。而動二天地一感二神明一者。其盛躅凜々乎爲二百世人臣之標準一焉。乃可下以敦二薄俗一奮中士風上矣。元祿年間故赤穗侯御二吉良氏不遜一刺二之於廷中一。不レ克乃坐二不畏一。朝廷賜レ死國除。以三其變出二不虞一。一藩臣士倉皇失レ措、議論鼎沸人心洶々。其趦趄不レ能二自振一者、縮レ手墜レ膽、渝二久要之盟一。弃レ舊

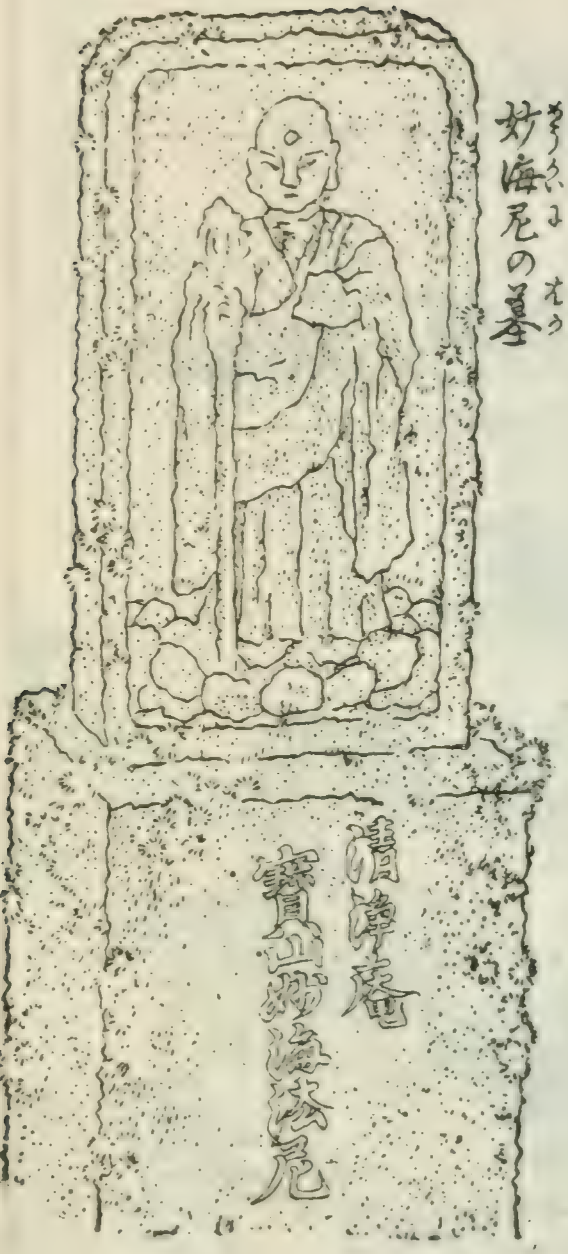
迎レ新挈レ室而逃之。其輕躁驕暴徒負二志氣一者、皆奮然扼腕以期二據レ城拒致レ死殉レ君。而勿レ去耳。殊不料其所下以敦二君臣之綱常犯中國家之典憲上。反重二先君之義上也。大石良雄赤穗老臣也。乃從容拒二群議一。守レ禮奉レ法獻レ城而遂之。其志蓋在レ報二先君之讐一也。於レ是歛二舊藩志士四十六人一自操二節制一。而堅二衆志一。定レ謀分レ部。夜潜入二于吉良氏邸一。殪二之於一擊一。卒齊二先君之幽寃於九泉下一矣。然以三寅夜擁レ衆動二兵於都下一。府廷依二其律一。以各賜レ死焉。泉岳寺侯之功德院也。其寺僧恩公請二其屍一。得三允瘞二諸先君墳塋之左右一。乃表曰、四十七義士之墓。嗚呼恩公亦義士哉。凡往二來其下一者。率徘徊欷噓而不レ能レ去。迄レ今百有餘年。而人之恩慕如二一日一。雖二小夫婦人孺子一。皆能誦二其姓名一。感激流涕。稱而不レ已。其義烈之出二於精誠一。而所三以動二天地神明一者。凜々激厲。千古耿々乎。其二宇宙一不レ磨也。如レ此矣。且良雄首レ事唱レ義之間。韜二其心跡一。而不レ洩二其謀一。經歷困踣而不レ挫二其志一。先レ事而佯二仇家之便一。察三其嚬呻與二其睨眴一。或耽レ酒招レ妓以銷二吉良氏之忌一。而解二其警一焉。其意念深苦非二一日之積一也。又使二彼四十六人一皆承二其指揮一守二其節制一。一擧以善濟二其事一。則又可四以併三觀優才足下以運上籌深智足二以投一機矣。此其盛蹈之以二所前後有レ一而無上レ二。獨赫々乎耀二於千古一者。蓋亦在二乎斯一矣。嗟呼、夫天理人心誰實無レ之。苟有二人心一者、又惡得レ不下欽二其風一而悲中其志上哉。余每レ聞二赤穗遺臣事一未三嘗不二感激扼腕一。而爲レ之横涕一也。而當時談者。妄構二異論一設二曲說一以擅二議其事一。至二其甚者一則誤二認春秋書法一題二義士一以レ賊稱。是其人非三娟二嫉忠風浩節一則戕天理人心之滅也。亦幾乎。姦臣憸人以二詭辨一傷二善類一矣。其觸二神人之憤一者。豈可レ不レ畏歟。謹念。良雄等四十七人其心事如二靑天白日一浩々正氣。猶凜々能使下鼓二天下之義氣一而激中天下之士風上。則闢二世敎一者。豈不二亦大一哉。今住持釣公。大轉二法輪一弘二闡宗風一。於レ是紹二故住主恩公之志一而崇二義士之墓一焉。因余撰レ文勒レ石以建二其墓側一。嗚呼釣公亦義士哉。

文政二年己卯春三月

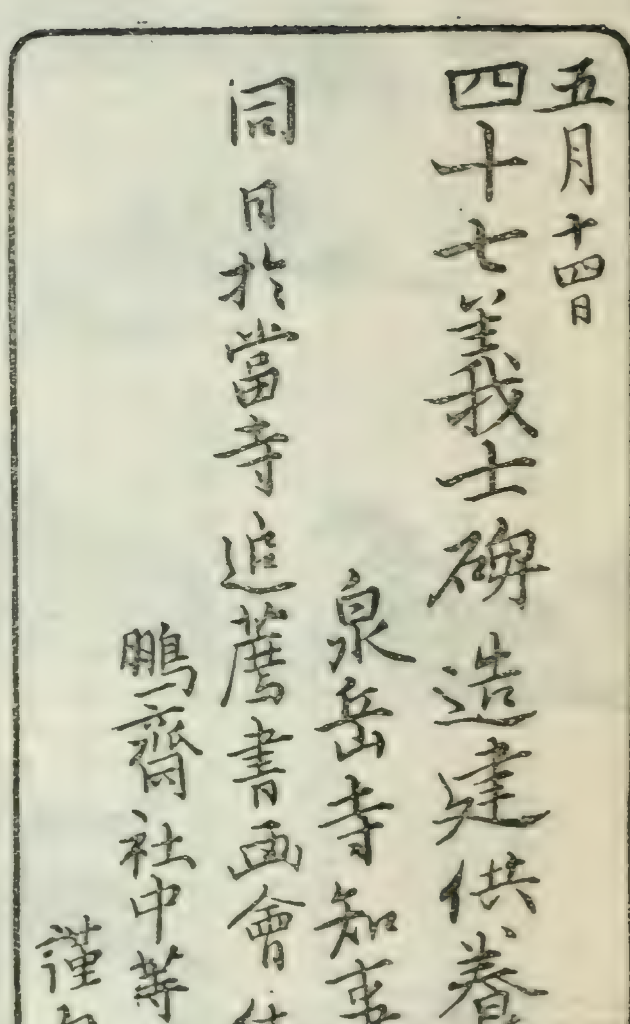
江戶　龜田　興　撰

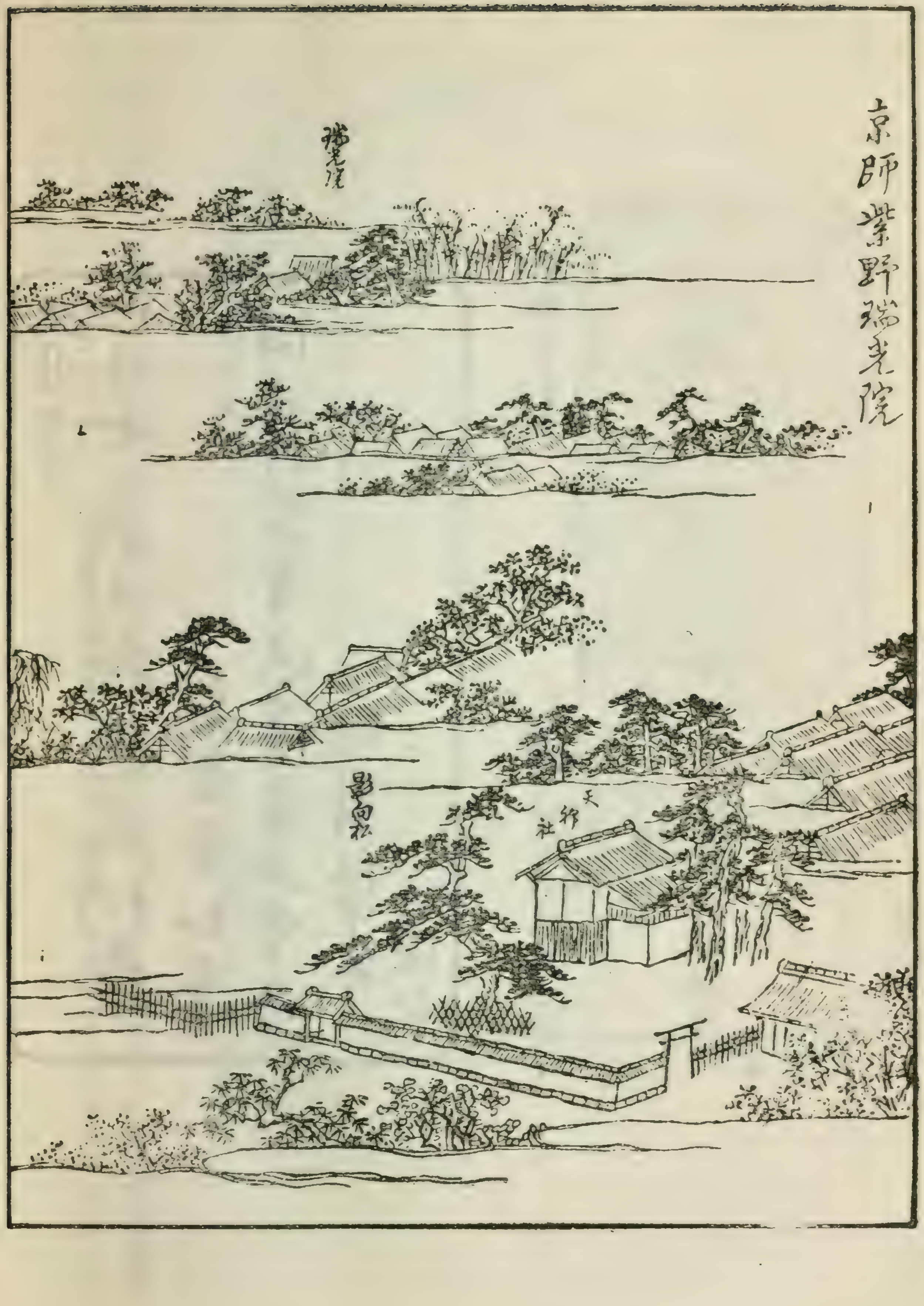


右の碑石の刻字成りて泉岳寺に建しは、文政三年庚辰五月十四日なり。谷中より運送す。淸圓尼の辨財天像を印施したるも此時のことにて、寺に於て書畫會あり。文人來り會する者いと多かり。單帖を左に載す。



妙海尼の墓


五月十四日
四十七義士碑造建供養
泉岳寺知事
同日於當寺追薦書畫會仕ル
鵬齋社中等
謹白


京師紫野瑞光院
瑞光院
影向松
天神社

○京師紫野瑞光院

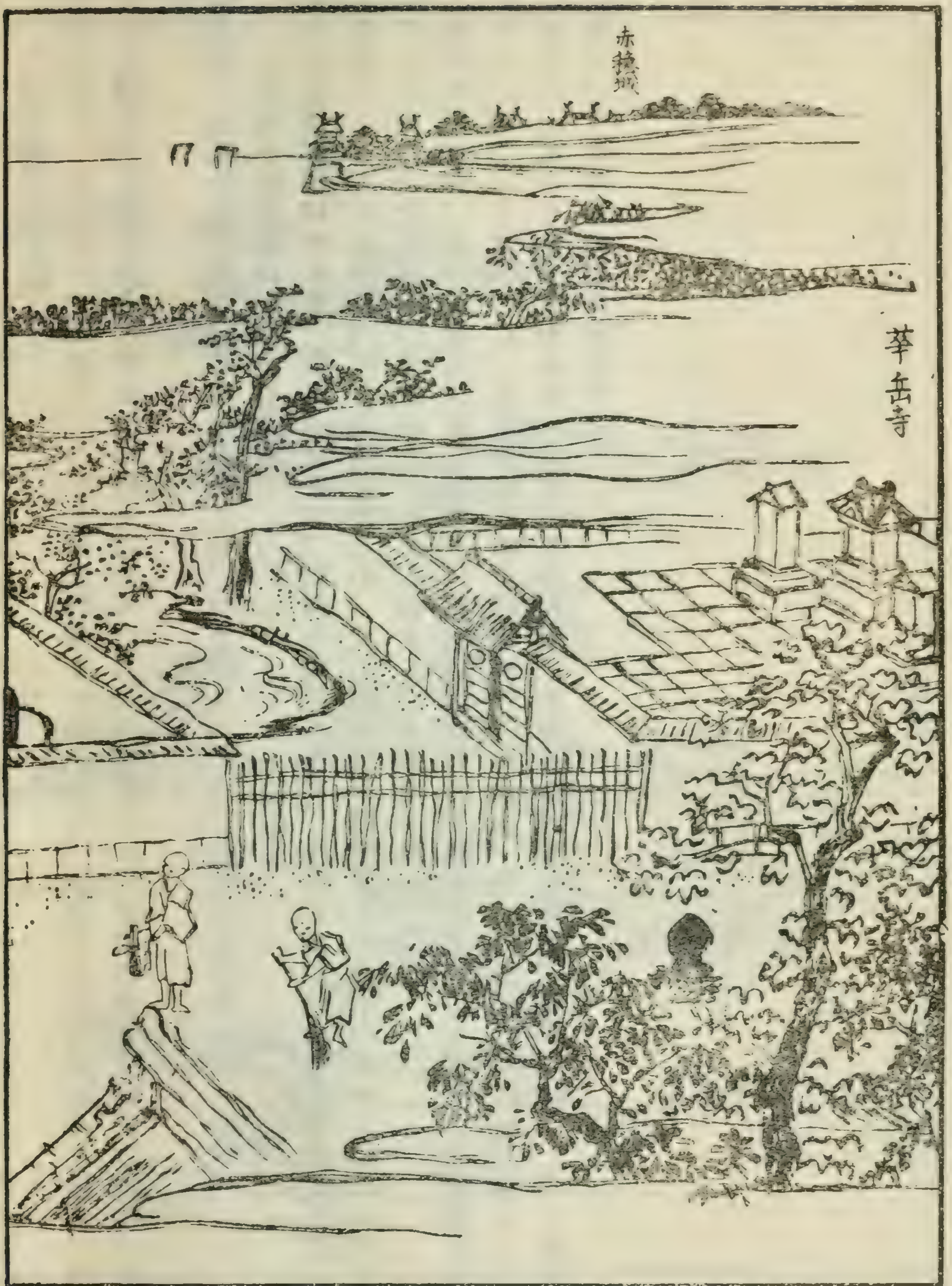
京師瑞光院は、安居院の北にあり。むかしは淺野彈正の第宅なり。鎭守の神を淺野稻荷と稱す。播州赤穗の城主淺野内匠頭長矩その外家臣の塔一基あり。當院の什物に、内藏助の畫像、辭世の詩歌、書翰等あり。

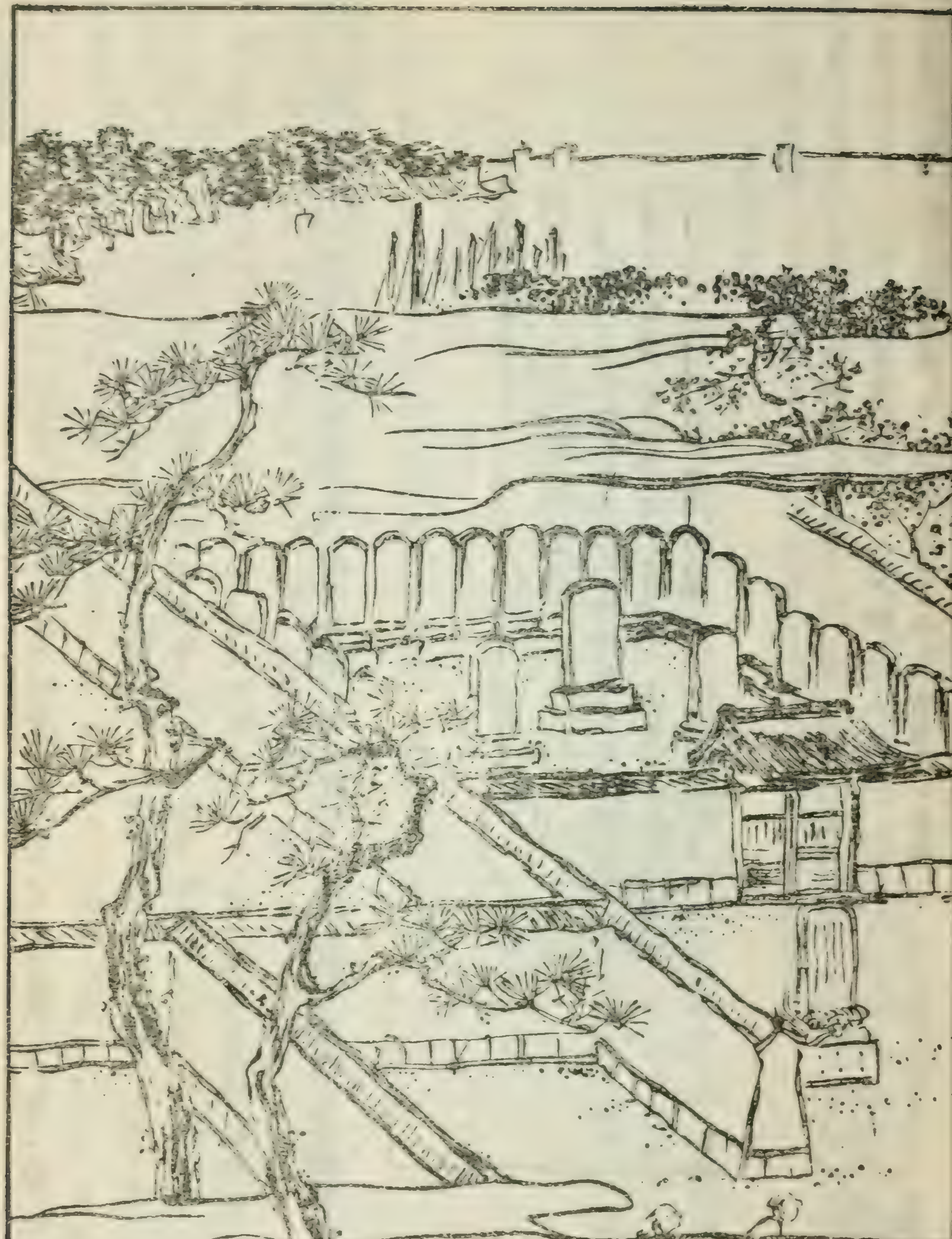
瑞光院の起立および淺野家に緣故あること、つまびらかに一夕話にしるしたり。

○播州赤穗臺雲山華嶽寺忠義塚

華嶽寺は赤穗假屋村にあり。曹洞禪宗にて、利岸和尚開基なり。淺野采女正の法號を華嶽院と稱す。よつて寺號とす。この寺の境内に冷光院をはじめ、大石良雄以下四十餘人の義士の石塔を建て、江戸の泉岳寺にかはることとなし。その墳墓の入り口に石碑あり。忠義塚と號す。

忠義塚の銘文は、藤江忠廉と云者の記なり。藤江忠廉は通稱平助と云、熊陽と號す。赤穗領の農家の子なり。幼少より才氣勝れ、夙慧の譽れあり。東涯の門に入り、後に龍野侯の聘に應じ儒官となる。忠廉十二三歳のころ、大石の家に常に出入したり。良雄その才學を愛し、幼少の時さしたる紋付の刀を與ふ。今なほその家に藏せり。

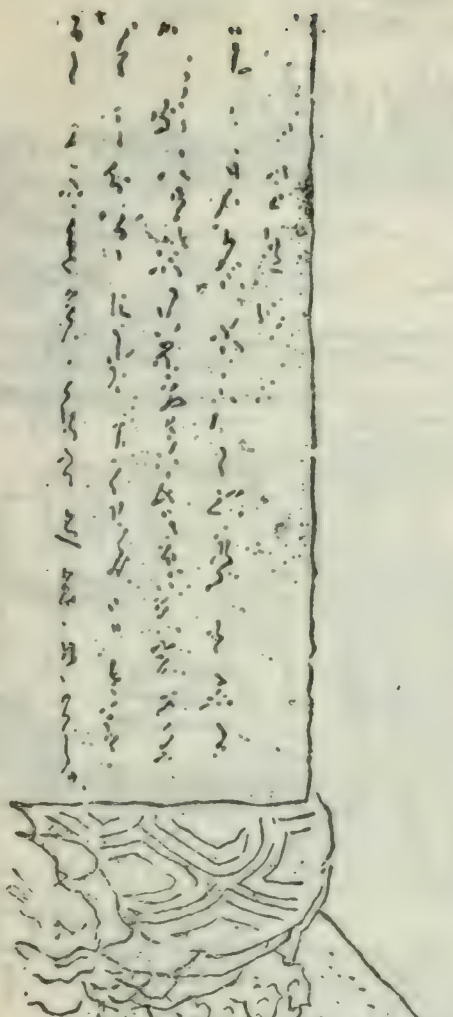

赤穂城
華岳寺



○忠義塚

元祿十五年十二月十四日。故內匠頭淺野長矩朝臣臣大石良雄等四十六人。相與謀下爲二其君一報上レ讐夜襲二殺吉良義央朝臣一。東身歸レ官官分拘二各處一。踰レ年議成。越二二月四日有レ命遂賜二自裁一云。今不レ具二其事一。蓋侯自二祖考一三世得レ君二赤穗一。恩惠之洽、臣民一體遺愛之深、其事五十年詎一至レ此。猶潸々然泣下。近年府臣某、爲レ之營二諸君墓於城北花嶽寺中一刻レ石表焉。民莫レ不レ悅。今茲三月遂重代二巨石一立二碑於墓道之東一。屬レ廉爲レ辭。夫諸君之烈譬如二日月之麗一レ天。萬世罔隊初不レ假二人言一。輿彫刻然非二此無一以慰レ思焉。則不レ有二斯擧一。又將爲二何如一廉也。郡人不レ可レ辭。謹爲二之銘一。（銘文はこゝに略す）

寛延三年庚午三月十四日、郡人奧藤利榮、松本善宜、柴原救長、奧藤利徵、田淵春元、柳田吉甫等建。



○義士哀歌

赤城少府亡無レ後。三百家臣任二轉蓬一。大石先生諱良雄。臥龍志氣薄二蒼穹一君讎弗レ共二天下一。寢レ苫枕レ干獨盡レ忠寒抱二氷弓一夏握レ火朝思暮思心忡々一從レ致レ血二洛山麓一。四十六人向二關東一。殘生吞レ炭變二姓名一。當年豫讓義相同。維壬午臘月將レ半一道橫レ空貫二白虹一。晴雪皚々寒墮レ指。深夜啣レ枚衆互中。覆兜盔身衣二

利甲ー。三尺昆吾六尺弓。金屋琮臺渾作レ血。長鎗直刺羽林翁。先生廟前梟ニ首統ー。高唱祭文所ニ悃哀ー。有司討論間幕府。鞠窮侯レ罪古禪宮。一月上旬齊賜レ死。國人啼泣恨何窮。臨レ刑不レ謂華亭鶴。幾首薤歌語更工。山僧蓬レ骨北邙側。憤營成レ隊艸叢々。我將ニ韻語ー記ニ顚末ー。吟罷寧無ニ勸善功ー。

○無名氏哀詩幷引

去年季冬十五日。故少府赤穗之城主淺野長矩舊臣大石内藏介等四十六人。異體同心報レ讎趨レ義。今茲仲春初四日。官裁下レ令各處死刑。其志雖ニ共生ニ不レ全。天乎果時運乎。雖レ堪レ哀。獨有レ感作

開レ門突出蔑ニ荊卿ー。易水風寒壯士情。炭啞形衰追ニ豫讓ー。薤歌淚滴挽ニ田橫ー。精誠貫日死何悔。義氣拔レ山生太輕。四十六人齊伏レ刄。上天無レ意レ佐ニ忠貞ー。

○義士を弔ふの詩歌

藤井平が歳旦の作

醉裏長鋏忘ニ春秋ー。簫鼓任地多少樓。豈啻新鶯怡ニ吾耳ー。又聞義士報ニ君讎ー。

春日野堂論ニ上□吉良大石ー無名氏

獨步出ニ茅屋ー。吟回盪ニ熱腸ー。鷹鸇恰毛寶。豚犬思ニ劉章ー。入レ郢何早事。向レ西實義行。人間鎮若是。歸臥倒ニ胡床ー。

弔ニ四十餘人ー

可レ憐四十餘人英。黃土何能埋ニ姓名ー。異域本朝把レ誰比。强求難レ得臼與レ嬰。

やみ討のなかばに過る武夫は雲のうてなの人におとらじ

又

義臣空去入ニ窮泉ー。豈僣功名經ニ萬年ー。唯向ニ石碑ー謠ニ薤露ー。不レ知精魂遊ニ何邊ー。

題ニ大石良雄之墓ー

爲ﾚ主誅ﾚ怨義顯ﾚ仁。功成名遂亦埋ﾚ身。忠臣四十餘人墓。貴賤弔來落涙頻。

大石のつみはおもくものりの網ひくてもあかぬうき身なるらん

武士のひく手におもき大石はちかひの網にいかでもるべき

謹奉ﾆ双通普劍眞士ﾆ（木村岡右衛門貞行）

眞心忠義遂ﾆ大望ﾌ。暫時悅幾歲樂。惜時哉是皆正命。死骸埋名萬人耳逼。

武夫のいさむ心も露ときえ名のみ殘れるこの苔のした。

元祿十六暮春初八日、多田氏友直、謹奉和ﾆ木村貞行尊韻ﾆ。

恩故相思今到ﾚ東。是皆勇義逼ﾆ胸中ﾆ。思ﾚ君報ﾚ怨稱心處。孰兔ﾆ英雄原上風ﾆ。

百とせもかぎりはあるや露の身のほまれはくちぬ苔の下にも

元祿十六年三月八日（右は木村貞行へ手向のよしなり。）

吉田忠左衛門の墓へ（無名氏）

散る梅にさかりの桃は今めぐむ花もぜひなき苔の下哉

四十よの人もろともに蓮葉のまれなる花の名をのみぞしる

大石主稅の墓へ

十五まで花をさかりに散ながらその名をあげて佛なるらん

なさけなし世はうらめしやあぢきなしかゝるあはれを見るにつけても

間喜兵衛の墓へ

ふたつなき命を君に奉る身はもろともによそぢむつ人

矢頭右衛門七の墓へ

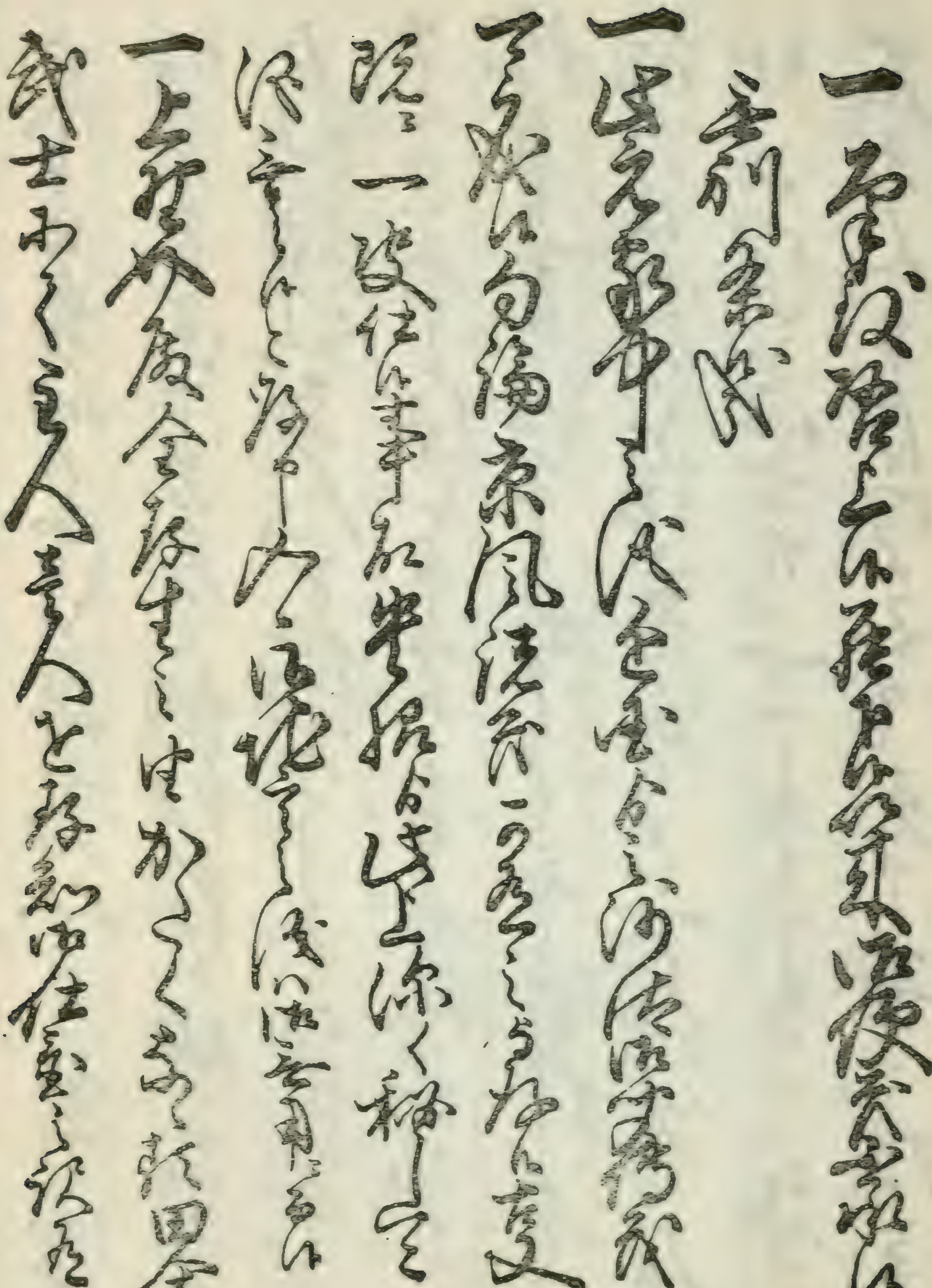
いづる日の光りもきえて夕ぐれにいはん言葉ぞかなしかりける

間十次郎の墓へ
一張の弓はくちせぬ武のはしら



小野寺秀和像





[illegible]

（前文の續き）

一一つ中より手當左之通にて候。

一淺野土佐守殿より以二使者一家老共へ狀。

一戶田釆女正殿より以二使者一、戶田源五兵衞、八田庄太夫、戶田權左衞門、杉村十太夫、里見孫太夫、可野治部右衞門。

一松平安藝守殿より使者小山孫六、井上團右衞門、丹羽源兵衞、公儀御目付中へ右之通寸志を使者を以申上候程之事故、諸士自滅之覺悟相極め少も不レ動罷在候。

一拙者儀去る三日の晩着仕候。直に內藏介宅へ乘込、面上に我等小身に候へ共、百年當家之御恩之者にて候。今度被二思召詰一候事も御座候はゞ、乍レ憚御同然に何樣にも可二罷成一と申達候へば、貴意尤之由被レ申候。番頭與野將監先手物頭一兩人も、同日銘々宅へ參候て右之通り申合せ候。人々格別寸志有者は、內藏介へ懸りて、右之通申達候と相見え申候。內藏介儀家中一等にて令レ感候。進退を任せ申候と相見申候。年若に候得共少もあぐみ申候樣子もなく、每日終日城にて萬事を引請、少もたじろぎ不レ申無レ滯取捌申候。偖々不思議之時節到來、めいよの狀進候事と存候。上野介殿存生と聞から、家來上下此心有といへ共、人々別にて寸志立被レ申候はゞ、公儀を輕んじて仕樣に候へば、能程之挨拶して止たる所も候得共、何も不レ殘具足壹領、鑓一本、白帷子壹ツ斗にて、當分之着替壹ツ、挾箱に入て下り候。老母、妻にも此心ざしは不二申聞一候樣子にて、さとり候ことも不レ知候。此元右之通彌相果候はゞ、母妻を御芳志奉レ賴候。まかせ置申候上は、御恨可二申上一譯も無レ之候。虫同前之小家の者共、且又籠城して運を開くべき爲之事にも無レ之。脇坂殿へ意趣もなく候。唯城中にて各自滅之覺悟にて候。妻より人遣し候はゞ、御太儀ながら御越候て、此書中之通を能き程に讀て、御聞せ可レ被レ下候。女にてもさのみさわぐ間敷覺有レ之候間、被二仰聞一可レ被レ下候。後々恨も不便に存候まゝ奉レ賴候。はや其元へ通しも絕々にて、夜中便聞立候て、

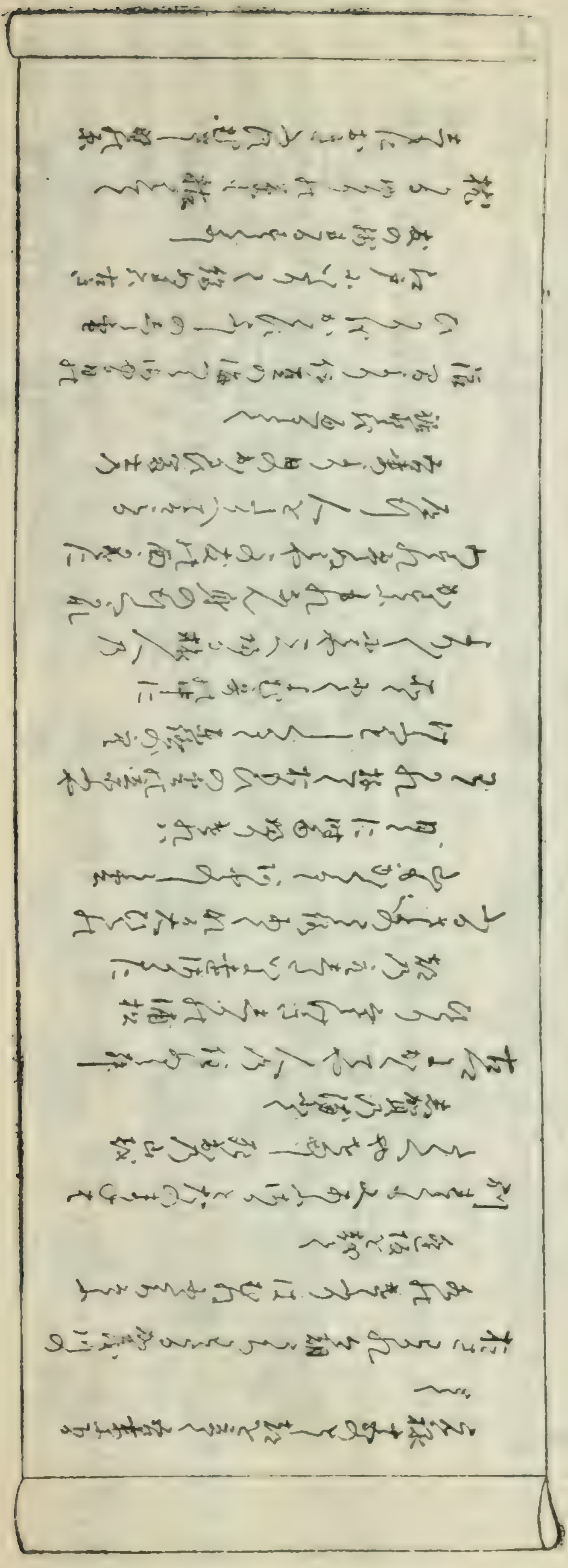
早々申上候。火中々々。

卯十月

小野寺十兵衛様

小野寺重内

猶々一分之事に至ては、一家の名を下すやうの事は有レ之間敷候間、可レ被二御心易一候以上。





灰方氏丹女の傳は、已に一夕話の小野寺秀和の傳に附記したり。故に再びこゝに贅せず。按ずるに、近世畸人傳に、秀和、同息秀富、自盡を賜ふの後、思ひわびてや、數日食を斷て身まかりぬといへり。葬地は京師本國寺の塔頭了覺院にて、そこの過去帳に法名をしるして、「いまや子の待らんものをいそがまし何かこの世に思ひおくべき。」と辭世の和歌ありて自滅としるす。然れば、刄をもて死せるにやといへり。これを東雄が辨じて云、上の件の文意にては、身をよするに所なく、かつ夫子切腹と聞、かなしみにたえて飢死したるやうにていかゞなり。秀和よりおくる文に、かねて申ふくめし如く、そもじもあんをんにてもあるまじきか云々。又そもじたにある身となりたまふことも、覺悟のまへなれば、これも思ひおくことなく候、云々。などあるを思へば、夫子忠死のうへは、丹女自盡のことは、かねてより約束おきけんこと論なしといへり。此辨さることゝぞおもはるゝ。畸人傳なるは、ふかく考へざるの誤りなり。この事をいさゝか一夕話にしるしたれど、丹女が寃をそゝがんために、ふたゝびこゝにその事を詳にす。

赤穗義士隨筆 終

赤穗義士傳一夕話已行于世其四十七士之事蹟瞭然可見也於是義士書翰且手澤遺物等世人傳以為珍者不少今隨見聞圖之識之輯録焉遂附義士傳一夕話刻之古云愛及屋烏於此書爾云

安政二年乙卯秋日

北峰閑人成識





[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新宮中郎先生著

思齋漫録

全部 二巻

おのれ書ハそれ世の人〻かならしき言葉
所謂をおひつゞけてよむ人にうまずし
なまじいんしの志をおこしもとづくれんを
おこしれ儒学となせる教訓のことわりまして
読ふ心をうごさしむる面白き書なるを

京都書肆 　　晴轉堂發兌

思齋漫錄序

先賢のことばに、學者所≡以學≡爲レ人也とみえたり。されば、雨芳洲先生も、學問といふは、よき人になりたきとおもひて、稽古いたし候事也と、其君に申上られしとぞ。さて其稽古の仕かたは、もとより古訓を學びて、聖賢の敎に從ひ、又は師友の言行に効ひ、書册の上に、もとむるにありと聞けり。さあらば、童子の稽古は、まづ近き世の人の、嘉言善行をきゝて、それに感じて志をおこし、必其人にならはんとするこそ、よき人となるべき、手ちかき稽古なるべけれ。遠く唐土のいにしへに求めずも、吾邦にても、近き世の言行に、かの稽古の師となすべきものあまたあり。をのれが聞しも、亦すくなからず。それが中、すでに書册に載たるは、其書册をよみて知るべし。たゞ此篇は、詐なき人に聞たる、よきことば、よき行ひをしるして、童子によましめ、よき人とな

るべき、稽古の階梯となさんと、こひねがふのみ。もし人々、其志だにおこりなば、良師につきて學び、またはみづから心力を盡し、經史をよくよみて、天下後世に益あり。百世の師ともなるべき事は、たゞ其人の、志と稽古とにありと知るべし。願はくは、童子をして、かくあらせたき、己が老婆心やみがたくて、みだりにこの書をつゞりぬ。かしこくも、賢を見て齊しからんことをおもふ心をもて、思齊漫錄と、名づけけるものならし。

文政庚寅のとし九月

平安　中村弘毅序

凡例

一この編は、みな、誠實にして虛言なき人の物がたりをのせて、さらにうきたる事にあらず。たとひ萬に一も、人のいつはりを信じて、余にかたられし事ありとも、其人のいつはりにあらず。されども、其かたられし人の名を憚り、たゞある人、または某などゝしるし侍る。

一もの語を聞ごとに、まづ遺忘に備ふるために、其あらましを記し置しを、こたびつどりて、この篇をなせし故、年紀次序なく、新舊錯亂あるべし。

一近き世の嘉言善行、聞るまゝをしるして、童子によましめ、これにひとしからんとの志をおこし、道を學ぶ地をなさんとこひねがふにより、序文よりして、童子のよみやすく、解しやすきを、主としてしるせる拙文なり。

一この篇にのする事は、よきことば、よき行のみにてよろしかるべきに、竊に拙きをのれがおもへる事を加へたるは、實に無用の蛇足なれど、かの老婆心のやみがたく、芹を獻ずる愚忠なるをあはれめ。

思齋漫錄 卷之一

中邨新齋 著

○中村惕齋先生は、京師の人にて、幼より學問を好み、程朱を崇信して、篤行の純儒なり。市中のさはがしきをいとひ、西郊にうつり住て、ます／＼學ぶ所を研究し、天文地理、音律等にも、くはしかりしとなり。ある時、ほど近き家に、火を失しけるに、をりふし惕齋の家、風下なりしかば、親戚門人驚きてはせあつまりしに、忽風ふきかはり、風上となり、今は類燒のうれへなしと、衆みな心を安んじ、相賀するに、惕齋ひとり、かへつてうれふる色甚だしければ、人々あやしみ、其故をとふに、其火もとの人々、今まで風上なりとて、心を安んじ油斷の所、にはかに風かはりし事なれば、喜たちまち引かはりて、さぞ周章し、措所を失はるべしと、おもひやりてうれふるなりとこたへられしにより、あつまれる人々感じて、いそぎ火もとにはせ行き、防ぎたすけしと、ある人かたられし。

○佐藤直方先生、江戸八町堀に在し時、至て貧窮なりけるに、さらに意とせず。淡然として、ます／＼學に切磋す。其弟子たる會津侯の家老某、其貧をすくはんため、金百兩ををくらんとおもひ、懷にしゆきて、其ものがたりのうち、其辭氣容皃、清貧に安んじ、たゞ學をこのみ、是をたのしみ、餘念なきありさまをみて、ふかく感愧し、金をいだしてをくらんと、いひ出づべきよすがもなく、空しく歸りぬ。他日またかくのごとくなる事、三度に及ぶといへども、心に愧て、いひ出ずしてつゐにやみたりしを、山崎闇齋先生きゝて、たとひ百度に及ぶとも、いひ出る期はあるまじといはれしと、某の話なり。あゝ其志操たふとむべし。

て感じ侍る。

○奥州片倉氏の家士、男子を擧れば、必ずその年よりして、每年金若干をあたへ、利息をかけて預りをき、其子十五歳になるとき、かの元利の金を、のこらずあたへて、鎧具足を買はしむる家法なりと、ある人かたらる。げにも名高き家とて、武事のまうけ奥ゆかしく、文事もさぞと、おもひやられて感じ侍る。

○ある儒者の話に、唐津の城、うしろの壕に、妖怪ありて、これにあふもの、氣をうしなひ、仰ぎみるものなければ、其かたちいかなりと知る事なし。土井侯、唐津にいませし時、三宅尙齋先生の高弟、味地義兵衛といへる人を、儒臣にめされてつかへしに、かの妖の事をきゝ、まさしく君侯のまします城の壕に、妖怪をすましめん事、深く恥べき事なりとて、あるときたゞ一人、かの壕にいたりてみるに、げにも人家遠くへだゝり、もとより妖怪におそれてや。行かふ人もなく、白晝なれども、いとものすごき所なり。味地、其ほとりをたちやすらふに、忽ち壕の中より妖怪あらはれいづ。面の色藍より靑く、眼大に、光人を射て、かたち高く大なるが、義兵衛をにらみて水上にたつ。義兵衛少しもおそれず、そのまへに端座し、眼を見はりて相對し、數刻をうつすに、かの妖怪、氷の日にとくるがごとく、漸々にきえて、つひに跡なくなりぬ。それより後は、妖怪いづる事、たえてなかりしとなり。

嗚呼、これらをこそ、まことの學者といふべけれ。こひねがふべき人ならずや。

○若林新七といへるは、淺見絅齋先生の高弟にて、其名高し。幼にして父をうしなひ、母とゝもに逢坂にすみ、至て貧窮なりしかど、母よく安んじて、我子を教育し、京にある、絅齋先生を師として、日ごとに逢坂よりゆきかよはして學ばしむ。年のくれに、先生に歳暮を賀するため、貧しき中より麻上下をとゝのへ、きせてやりしに、其日は、師家煤はらひにて、大に忙しかりければ、先生の命により、其事に役せられて、上下少しやぶれたるを、母みてとがめしに、其よしを告ければ、母聞て、師のおほせにより、事をつとめし故の事ならば、たとひみなやぶれ損ずとも、聊惜むべき事にあらざれば、

とがむべきやうなし。この後とても、よく〳〵師につかへて、少しも劬勞をいとふ事あるべからず。またよく學問に勉勵すべしと、をしへられしとぞ。其平生の敎誨の正しき、推て知るべし。されば若林氏、學德世に名あるは、この母ありて、この子ありといふものならむと、あるものしりの人のかたられし。

○亡友某の話に、窮樂といひしは、書をもよくして名高き人なり、堀川それの所に住せしとき、母は老て病にふす。客來りとひて、次の間にて、窮樂とものがたりする折ふし、暴雨にて、堀川の水たちまちまし、漲り落るをと、高く聞えけるを、老母きゝて、窮樂をよび、何の音なりやととふ。窮樂ねんごろに、其よしを述て、水音なる事をこたふ。母さてはさにてありしよとうちうなづく。窮樂席にかへりて、間もなく、母窮樂をよぶ。あとこたへてたゞちにゆく。あのどふ〳〵といふは、何の音なりやととふ。窮樂つゝしんで、あれは堀川の水まして、漲り落る音にて候と、はじめいひしごとくこたふ。母笑ひて、さてはしかるやといへるにぞ、またかへりて客に對するに、また窮樂とよぶ、聲の下よりたちてゆくに、母とふこと同じく、こたへもまたはじめのごとし。客驚きて、などて數度同じ事をなしたまふぞ。さきにこたへしと、いひ切たまはぬといへるに、窮樂かしらうちふり、いや、さにて候はず。母老て病にをかされ、聊耄せしやうにて、たゞ今問し事をも打忘れ候故、いく度問れ候も、みなはじめてとふ心にて候ほどに、こなたも、はじめて承り候心にてこたへ申候よといひけるにぞ、客も大に感賞せしとかたらる。あゝ、窮樂の事は、畸人傳にのせられたるをみて、其人の孝なるのみならず、心ばえ凡ならざるをしりぬ、亡友のかたられし事は、子たるもの、老たる親につかふるに、其志あらば、いかで不孝の事あらんや。かゝる孝子なる故、畸人傳にのせられしごとく、また孝子をえられしは、天の報應空しからずといふべし。

○いつのころにか。美濃の大垣に、としまや某といふものゝ子、幼きより尾張名護屋、伊東の店に童奴

奉公し年長ずるに從ひ、段々取立てられ、手代の列になりしに、同じ手代の中十六人にあつく交り、ともに酒色に沈溺し、つゐに主人の金銀、多く引おひせしに、事あらはれて、十七人一同に、番頭よりいひわたし、永のいとまを遣し逐出しけるに、十六人のものは、かくあらんと、かねておもひし事なれば、さらに驚くことなく、聊かへりみるこゝろなくて出去しに、としまや一人は、夢のさめたるごとく、これまでの過失を悔み、大に嘆き、番頭にねがひけるは、私事、幼年よりめしつかはれ、御用にたゝざるものを、年久しく御養育なしたまはりし御恩のふかき事、海を淺し。然るに、あしき道に迷ひて、御洪恩をわすれ、奉公を怠り、あまつさへ御かねをも引負候し事、重々大なる罪なれば、いかなる重き御はからひも有べきに、なを御憐ふかく、たゞ永の御暇たまはる事、いくたび生をかへ、奉公いたし候とも、御恩を報じ候期はあるまじく候。然るに、永く御いとまたまはり候ばゞ、再び御家へたち入候事だにかなひ候ねば、御恩を報じ奉るべきよすがもたえ、生涯に忠の罪に沈みはて候はん事、まことに後悔せんなく、悲嘆申上つくしがたく候。此上の願には、何とぞ今日より改て、童奴となして御かゝへたまはり候はゞ、聊怠りなく、童奴のやくを精勤し、決して私はいたし申まじ。もし勤方思召しにかなひなば、段々と御取立下さるべし。いよ〳〵身をくだき心を盡し、たとひ生涯に、引負の金銀償ひ候事いたし得ず候とも、せめて、御主君の御覽もなき蔭ながらも、奉公毛頭私なくして、幼年より厚く被り候、御恩の萬分の一を報じ奉りたく候。あはれ、この上の御憐愍に、聞しめし分けられ、よろしく御申上ねがひ奉るよしを、くれ〴〵いひのべ、涙にむせびければ、番頭ども大に感じ、ともになみだをおとし、理りある願なればとて、やがて主人に委しくいひ上けるに、主人もふかく感賞し、たぐひまれなるものなり。願のごとくはからへよといへるにより、其よしを傳へければ、大によろこび謝し、其日より童奴となり、其役を怠なくつとむ。幼年のときつとめしは、ものゝ辨へもなく、行屆ざる事多く、夜はねぶりがちにて、萬づ怠りしに、こたびは、をのれがつとむべき事はさ

らなり。同じ童奴の役をもたすけて、其勞にかはり、聊幼年のものをあなどらず。其餘傍輩、手代、番頭につかふる事、實に幼年の童奴のごとくして、すこしも高ぶらず。時の間もゆだんなく勤ければ、番頭感じて主人に告げ、段々あげ用ひ、つゐにもとのごとく手代に取たてけるに、ます〳〵精勤し、又よく儉を守り、給銀の內、かなひがたき事にはいさゝか用ひ、其餘は番頭にかへし納めて、引負の償ひとなす。かゝる事年をへて、引負の金銀償ひ終りぬ。主人をはじめ、店中擧つて、賞譽感服せざるなし。又才智ありて何事も其任にたへたる故、ほどなく重たる手代にあげ用ひ、住むべき家に什物そへてあたへ、伊東柱石のけらいとなりて榮へけると、大垣の士某かたられし。あゝこの人、商家のけらいの師とすべし。世の手代の、はらあしきもの、此事をきゝ、またこの書を讀みなば、忽ち感悟し、くやみ愧て、改めざる人なからざらんや。

○片桐石州君は、茶の湯の式に名だかく、つゐに一流の祖とならせられ、茶器萬の鑑定たがふ事なしとなり。江戸へ下りたまひし時、旅館にて尿器を見たまふに、よしあるものなりしかば、主人に命じて、あらひきよめさせてみたまふに、甚古く、よろしき唐物なりければ、金數斤にかへて、かひ取らんといはしめたまふに、主おどろき、さやうのものとは、むかしよりさらにしらず、かゝる不淨のものとなしをき候。くるしからずば、さし上げ申すべし。價下され候事は、辭し奉るよし申せしかど、金あまたたまはり、其器をめされ、即命じて、みぢんに打くだかしめたまふ。從者はさらなり、主ふたゝび大に驚きあきれしに、侯笑て、此壺、甚だふるくして、よき唐物なれば、目のきゝたるもの見つけなば、やがて買とり、水や鉢か。または、相應のものにうりわたすべし。かゝる不淨のものとはしらずして、高價にもとむるもの有るべし。甚だ穢しき事なれば、かくせしなり。とのたまへりと、ある人かたられたり。按ずるに、をよそ茶人はふるき器をこのみ、貴き價もて買とり、いかなる事に用ひたるものなるを知らず。珍藏愛玩して、人に誇もの多し。いやしき心ならずや。侯の見識と、天地のた

がひ有といふべし。

○安永中、大和大路四條に、菓子あきなふ家の母、癈のやまひにふす。其子はなはだ孝にして、つねに侍病怠らず、醫療心を盡しけれど、効驗なければ、大ひにうれへて、清水寺觀音に禱り、日ごとにまうでしかど、これもまたしるしあらず。世俗傳へいふ、清水寺觀音にいのりて、しるしあらざれば、其舞臺といふ高き所より、みづから身を投じ、命をすてゝいのるに、其願かなふものは、其身恙なし。もし其願かなはざるは、身くだけて死するなりと、かの孝子、あまりせんすべなくや思ひけん。母の命にかはらんと決し、かの舞臺より飛びくだる。下ははるかに遠くして、樹木枝を交へて生しげる所なれば、恙なくおち下らん事、萬に一もあらじとみゆるに、ふしぎにいさゝか毀傷なし。されど、人事をしらずなりてたふれふす。そこらに在合ふ人々、驚きはせ來りてすくひたすく。其中に、このものを知れる人ありて、いそぎ菓子屋にはせゆき、かくと告ぐ。母きゝもあへず、大に驚きかなしみ、おもはずたちてはしりいで、家内のものどもをせりたて、いそぎ清水寺にゆきて、我子をむかへ來れと氣をいらつ。家内も大に周章し、追々人をはせやり、取まぎれて、母のあしなへのたちしは、さらに心つかず。母も我子の事のみうれへて餘念なし。たゞちにかの子をたすけかへりしに、氣もたしかになり、歸るやいな、母の事をたづぬる聲に、母よろこび走り出しをみて、大に驚き、いかに病は愈たまへるやといへるにぞ、母もはじめて心つき、家内のものも、今これを知て、皆々驚きよろこぶ。其子の孝心ふかきにより、觀音のめぐみをたれ給ひ、かく母は本復し、子も恙なかりけるなりとて、母は涙をながして感喜し、子のよろこびは、いふもさらなりしと、ある人かたらる。嗚呼、大士の候事は、余が知らざる所なれど、此子の至孝、感應の理り誣べからず。いとたふとく、賞するにあまり有りといふべし。

○己巳のとし、津の國昆陽村より、京に來て醫を學べる人の話に、昆陽村の農、善兵衞といふものゝ一

子、由松、幼きより父母につかへて甚孝なり。ことし三十歳になりしかど、妻をむかへず。もし妻とする女の、父母に順ならざる事もあらむかと、孝行ふかき心より、然るなり。されど、父母及び人々のすゝむるを、外の事にかこつけて、うけ引ず。其餘の孝は、をして知るべし。これらの事ども、其所を知たまへる君にきこえ、大に感じたまひ、めして褒賞あり。米三十俵を賜ひ、父母には、年ごとに御扶持米若干を下し賜るよしを、命ぜられしとかたらる。由松はもの學びせし人にあらざるべけれど、もとより人たるものは、かくこそあるべき理りなれ。誰か感動興起せざるべき。學者尤も愧て、みづからかへりみざるべけんや。

○下立賣堀川、ふしみや某といへるは、文雅をこのみて、好人物なり。余はじめて相見しとき、かたられしは、吾祖父の母は繼母なりしが、祖父年十七歳のとき、其父病て死せり。繼母いへらく、弱年の子の嚴父なきは、大なる不孝なり。われ父に代りて教育せんに、まゝ母なればとて、たゞ世の評論を憚り、姑息して、後家そだち、まゝ母そだちなどゝいはれ、ものゝ用にたゝず。ことに文盲放蕩になりたゝせなば、母たるものゝまことの慈愛にあらざるのみならず。過たまひし、夫への義理たゝずとて、近きほとりにある、儒者を師として、これに託し、毎日寅すぐる頃より、朝飡までの間、かの家に在せて學ばしめ、宅にかへれば、家業を勤めさせ、又よく憐み愛して、まことの母のごとし。祖父これによりて、よくもの學びし、すぐれてよき人となりたち、家業に精勵し、後には藏をも建そへ、家聲をかゞやかし、母につかへて、もとも孝に、異母弟を友愛撫養せり。おのれがごときものも、今かく衣食住のうれへなきは、かの兩人の賜なりと申されし。嗚呼、この母、女にまれなる人にして、實に賢女と云べし。祖父もよく其教を守り、學をつとめ、孝弟にして家業をつかへ、餘慶を後昆に傳へられ、かの儒者も、よくをしへられたる、みな賞するにあまりあり。ともに千載の美談なるべし。

○癸酉のとし、一友人かたられしは、叡山探題僧正某、ことし八十餘歳、もとも大德の僧なり。寺領三

百石にて、紫衣の僧正なるに、衣も、服も、破れ損ぜしを着し、家は風雨をおほふを、足れりとし、長物玩器さらになし。儉素なる事かくのごとくにて、下々を憐みすくふには、聊財をおしむ事なし。京に出るときは、寺領の民を人足に充、必轎にのり、供人あまたにて、出る例なれば、いつとても人足はめしをき、其やとひちん錢をあたへて、其家にかへらしめ、みづからは、雛僧及び僕、各一人をぐし、徒行して往來せらる。ある日、をのれ、かの僧正を訪しに、にはかに、雪いたふふり、寒甚しく、山路の艱難にくるしみつかれしに、僧正其日は、京に出給ふべきやみがたき事ありて、をのれに謝して出らる。けふこそ、必駕して出給ふならむと、申せしに、僧正かしら打ふりて、いやとよ。けふは山路の雪に、わきて人の苦勞甚しき日なるに、いかで轎に座し、ひとり安く、あたゝかなるに忍びんやとて、いつものごとく、人足に錢あたへてかへし、徒歩して、京にゆきたまひしとなり。あゝ、この人こそ、まことの出家にて、僧中の大賢人といふべけれ。

○これも癸酉のとし、ある人に聞侍るは、今より凡そ二十餘年ばかり前、江戸湯島四丁目にすめる、紙くづかひ三郎兵衞といへる貧家の男子、九歳になりけるが、人かひの手に取られ、奥州に下りしに、ゆく道に、おちたる紙くづあれば、必ずひろひて懐に入れをく。毎日かくのごとし。人かひあやしみて詰ねしに、てゝ親は紙のくづかひなれば、ひろひをきてまいらせなば、さぞよろこび給はんとおもひ、あつめ候とこたふ。又この子、日ごとの食にむかふたびにも、旅やどりに寝るにも、かならず父母を拜し、つねにいへるは、今ごろ父母は、いかにしておはすらんと、我身の事はなげかずして、たゞ父母をおもひてあるは涙をおとし、あるはこひしたひて、其さま、人を感動す。さすが惡人たる人かひも、數日其子の孝心を見きくにつけて、大に感悔し、をのれ親の生涯に、不孝なりし罪をおもひしり、深く慚なげきておもへらく、是までわづかに世をわたらんとて、あさましき業をなしぬる故、かゝる孝子をさへかどはかし、親にいくばくの憂苦をかけし事、虎狼にも劣りたる人となりぬるこ

そ、あさましけれ。やがて此子をかへしやり、たとひ飢て死すとも、この業は必ずやめんと決定し、すでに奥州道數日をへたれども、かの子をつれ、引かへして江戸に來り、其子に親もとを尋ねて、其家にをくりいたるとき、はや黄昏になりぬ。をりしも、ふた親は、我子の事いひ出で、ともにかなしむ時なるに、表の方より「この子かへし候。うけ取たまへと内にをし入、人かひは走り去る。父母おもひがけなく、大に驚き、且つよろこび、其子もよろこびいはん方なく、ともにうれし涙のうちより、三郎兵衛心つき、今の人とゞめて、禮謝のべんと走り出で尋るに、行方しれず。ことさら日もくれぬれば、せんかたなく、空しく歸りて、我子に事のやう、くはしく聞て、人かひの心改りしも、我子の孝心ふかき故なりとて、夫婦の感喜かぎりなし。この子、年長ずるに從ひ、いよ／＼孝行あつく、幼きよりの事ども、官にきこえ、御褒美の銀下したまはりしとなり。後數年にして、かの人かひは、僧となり來りて、三郎兵衛及び其子をたづねしに、三郎兵衛は、さきの年病て死し、かの孝子、三郎兵衛と名のり、段々家榮へ、いまは、紙をあきなふ、よきあき人となりてあるに、めぐりあひたり。人かひは、孝子に恥て業をやめ、心を改め、出家して、なきふた親の冥福を修し、不孝の罪を謝し、いまは小庵の主となり、心安く世をわたるとかたりて、さきの人かひには、似もつかぬ、善人となりぬ。たがひにむかしをかたりあひ、二三日宿せしめ、ねんごろにもてなして、別れしとかたらる。嗚呼、かゝる事を聞ては、誰か感泣せざるべき。人の性の、善なる知るべし。性善の身にして、いかで自暴自棄に安んじて、惡人となりて終るべけんや。

○宇都宮侯の權臣福井某といへる人、過ありて退きし後、剃髪し、甚だ貧窮にて、大坂に下りしかど、世わたる業なく、益々窮せし折から、さきに相なれし新町のげいこ、何とかいへる女に、ふと出あひ、身の上の事、つばらにかたりしに、かの女あはれみて、我家にともなひ、十年ばかりのほど、やしなひ置て、よくつかへけるに、福井はつゐに、そこにて身まかりしかば、とりおさめの事、よく

いとなみ、遺物、大小二刀、及び小袖の類、かの人の身にしたがへしもの、残らず故郷にある、子息の方にをくりやり、みづからは、たゞ福井が追福の事のみ、ねんごろになしけると、福井をよく知りし人、余にかたりて、かの女の事をふかく感ぜらる。おもふに、かの女、さきに福井の恩をうけし事ありて、其報ひをなせしものなるべけれど、凡そ、かのともがらは、いかほどふかき恩を受し人なりとも、其衰へ、窮したる時にのぞみては、いかで、かへりみるものあらんや。然るに年久しく、よくつかへて、やしなひとげ、遺物こと〴〵く、其子にをくりあたへて、聊か貪らず、追善など、ねんごろにつとめし事ども、まことに義をとり、利をわすれたるは、かの黨には、たぐひまれにて、泥中の蓮といふべく、一しほ感嘆ふかし。いやしき女なれども、其行ひは、いとたふとし。凡そ女たるもの、愧つゝしみて、ならふべき事なるべし。

○丙子七月、今出川寺町、くつはや某といへる人の方へ、但馬の國のものなりとて、一人來り、もしこのほとりに、米俵のうりかひを、業とする人やあるととふ。くつはや解しがたく、何故さはとひ申さるゝといふに、かの人いふ。我はもと、京の生れにて候を、わらの上より但馬の農家に、養子にもらはれ、やゝ年たけし後、身の上の事聞しより、何とぞ實の父母に、一たびあひたしと、朝夕こひしたひ候へども、養家への義をおもひて、いひもいでざるに、このたび、友だち一人とゝもに、京都にのぼるべき用事あるを、幸とよろこび、このほど上京し、七條といふ所に旅やどりし、處々をさまよひ、二三日になり候へども、もとより、父の名も居所もしらず。たゞ、俵あきなふ人と聞たるのみにて、其人を尋ね候故、知れ申さゞるは、ことはりにて候と、涙をふくみていへるに、くつはやは、篤實の人なれば、ふかくあはれみ、聞すつるに忍びず。其ほとりを、とかふ聞たづぬるに、糠をあきなふものに出あひければ、其よしをいひて、もしや、しれると尋るに、御車道今出川下ル所に、但馬屋市兵衞といへる米俵、柴などうるものあり。但馬屋といへば、もし但馬より出し人にてもやあらんか

といへるを、たよりに、かの人をともなひ、但馬屋やにゆき、くはしくとふに、主市兵衛はこのほとよ病にふし、妻は用事ありて外にいで、其子兄弟三人ありて、これを聞、いそぎ母をよび來りて、いろ／＼かたりあふに、我子にちがひなし。符合する事、あるにより、父にもあはしめ、親子兄弟、みなはじめての對面、たがひの喜びいふもさらなり。其夜はそこにかたり明し、くつはやは歸りぬ。翌日かの者、わかれて七條の旅宿にかへるに、其友は、かねて今朝は、かのものを大坂へともなひ行んと、約せしに、かへりくる事遲きをまちかね、やどりにいひをきて、ひとり大坂に下りしとなり。おもふに、其友こそ、大坂に用事あれ。わが身はさなければ、友だちの大坂の用をとゝのへ、國に下りつくべき日數をはかりて、われも國に歸るべし。其間は、京にとゞまり、親兄弟にそひて在らんと、また引かへして、但馬屋にいたれば、父の病すでに危急とみえしかば、いろ／＼侍病し、ねんごろにつかへしかど、つゐに空しくなりぬ。かのものは、とりわき悲哀にたへざれども、日數の限りを過しがたく、ほどなく但馬にかへりしとなり。つねに親をしたふ孝心の報應にや。名所もしらざる親にめぐりあひ、ことに、其父の終焉に侍したるも、ふしぎといふべしと、かのくつはやの話に聞しとて、ある人余にかたらる。但馬の人の名を記せざるは、うらみなり。但馬の養父も、かの子の實父母をしたふ、せつなる心を感じ、來丑どしには、伊勢參宮させ、京へ出して、父母をたづねさせんとおもひて在しに、はからずも、ことし其友人とゝもに、用事ありて、俄に上京せしなりときゝ侍る。明年のほりなば、たとひ、母にはめぐりあふとも、父すでに身まかりし後ならば、いかばかりかなしく、つきぬうらみなるべきに、命のうちにあふ事を得たり。殊さら名も所もじらざる親にめぐりあひ、及び其友大坂に下りしを、つゞひて下りもせず、また但馬やにかへりし故、父の死期にもあひたる事ども、みな孝行ふかき心故、古語のごとく、天地もこれを祐け、鬼神もこれを護らせたまふものならん。實にふしぎといふべし。

○藤堂侯の封内、伊州あをごえはぜといふ所にすめる、中村三右衞門といへるは、鄕代官のごとき人にて、同役五人あり。各役料たまはり、鎗をもたせて、出る事をもゆるさる。高二萬石ばかりの地を、六人にて支配する事なり。其下役の中に、一人三十石たまはりて、つとむるものあり。此家をつぐものは、必ずおとろへ、貧窮になるといひ傳へければ、みな忌きらひて、其人なかりしを、與三右衞門、これをかねてつとめ、三十石は、年々貧民に頒ちあたへ、十三年ほど勤めしかど、さらに衰へたる事なく、家ます〳〵榮へて、人多く其めぐみをうく。藤堂侯、これらの事どもを聞て感ぜられ、金百兩をたまひて、賞譽したまふ。與三右衞門は、至て儉素にして、聊か奢る事なく、つねに木綿の服を着す。はれの時といへども亦同じ。然るに、親るいのとひ來るには、必ものあたへ、貧なるを賑し、支配の民を憐みすくふ事におゐては、少しも金錢をおしむ事なし。されば、其めぐみをうけて、世をわたる人夥し。みな其德を仰ぎとふとみ、つゐには衆議一同して、土地神の祠の側に、小き祠を建て、與三右衞門明神と稱して、たふとみつかふる事になりぬと、其親類の人、京に來りし時の話なりとて、ある人、余にかたられしは、丙子十一月の事なるに、與三右衞門は、六十八歲にて、四五年前に終られしとなり。あゝ、この人、人をめぐむの德行ありし故、あまねく其化を被るものありて、生祠にまつられ、永世其名の傳れるは、まれなる人にして、積善の報應著し。また、これを聞人をして、善心を興起せしむ。實に百世の師ともいふべきものならんか。

思齊漫錄 巻之二

○丁丑のとし、ある人のものがたりに、今より三四年前の事なるが、江州志賀郡、船路村の藤右衛門といへるは、其村の庄屋となりてより、いろ〳〵村方の爲よきやうと、心を用ひはからふ人なり。山畠に水かゝりあしくて、大に人のなんぎとなる所あるを、藤右衛門はかりて、新に池をほり、水利をえて、長く村の益となりて、人みなよろこびあへり。藤右衛門は、其池いとなみの間、一人にても、聊けがあやまちなきやう護らせたまへ。もし毀傷の事あるべきならば、我身をもて、それにかはらしめたび給へと、金毘羅に立願し、日ごとに丹誠せつに禱ける。其しるしにや。池成就するにいたるまで、一人もけがなく、まづ滯る事なし。これみな、金毘羅の靈驗なりと、ありがたくて、いはゆる願ほどき、御禮のためとて、讃州象頭山にまうでしに、同じ村にすみて、池の事にも役せし。黑鍬のもの一人、從ひ來り、舟にのりてゆきけるに、いづくの浦にてか、俄に難風にあひ、舟まさにくつがへらんとす。船中の人々、大にさはぎかなしみ、聲をあげてなくもあり。藤右衛門は、池をほるとき、衆の毀傷にかはらんといのりしなれば、かゝる事は、その故にて、いま死すべき時ならむと、おもひ定ぬれば、少もおそれず在しに、舟たちまちかたぶき、みざらといへる、舟底にあるもの、人をのせながら、波の上におち浮みけるに、舟其上にうちかへりおほひ、人みな、みざらの上にありて、凡半身は水にひたり、甚だ危かりしに、やがて、たすけ舟はしり來り、すくひければ、幸に一人も死せずして、陸にあがる事をえたり。これ、金毘羅の御かげなりとて、みな大にありがたく、象頭山にまうで、各其家にかへりぬ。藤右衛門は、それより、一しほよく身を修めて、下をいざなひ、敎さとし、其村の風俗大によろしくなりしとかたらる。まことに賞揚し、したふべき人なりけらし。

○辛巳のとし、亡友の話に、京師の大商、大村の主人は、贅婿なるに、奢侈法にすぎて、家を亂すべくみえければ、老分手代相議し、やむことをえず。其子に家を繼しめ、前の主人は蟄居させけり。蟄居とは、甚せまき家に住しめ、召つかふものは、薪水の事いとなむ者のみにして、本家とたがひの往來を禁じ、尤嚴なる事なりとぞ。其妻は、家の女なれば、夫はかくありても、本家にのこり居て、まづ是までのごとく、聊不自由なる事なきやうに、はからふ事なれば、其よしを、老方のものより、いひきこえけるに、妻大になげきて、たとひ夫はいかなる人にもあれ。妻はそれに從ふべき道なるに、蟄居したまひて、我ひとりいかで安くして在べけんや。夫に從ひ、ともに蟄居し、自炊の勞をもいとはでなすべき理りなり。いそぎ夫とゝもに出んとて、老分それ〴〵のさとしいふ事、さらに聞入ず。せんかたなくて、又さらに評議し、夫とゝもに、鳧川東堤なる別莊にうつり住しめ、召つかふものあたつけて、不自由なきやうにはからひ、隱居せしとなり。凡そ家の女にて、贅婿に配するものは、夫を輕んじ、傲り、天とたふとむ心さらになく、其父母も、さあるべき事のやうにおもへるは、もとより道といふ事も、法といへる事も知らずして、我女に幼よりして教なく、我まゝに生たちぬる故なり。かゝる父母、及其女に、この婦人の事を聞しめなば、おどろき愧て、心を改め、女の風俗もよろしくなりなんと申されし。

○中納言公雄卿、つ手に庶士にあひたまふにも、必烏帽子、袴をつけさせらる。少しやみたまふときといへども、また然り。あるとき、病てこもり居たまふを、九條殿下より、御使してとはせたまふ。取次の雜掌、これを承り、卿の御まへに出て、其仰をいひ上けるに、蓐を下り、御手をつきてきこしめし、御答も同じく、殿下に對してのたまふごとく、いと恭々しくありしと、其時侍座して、見まいらせし人かたられし。あゝ、暗室屋漏に愧ず、獨を愼み給ふ御事、平素の篤行、貞正知るべく、仰ぎとふとむべき御事なり。

○いつのころにや。河州甲斐田村といふ所に、何とかいへる農夫あり。甚篤實にて、よろしき行ひどもありしかば、其所、知たまふ御方より、ものたまはり、賞せられし事ありし人なり。性甚酒を好み、其子も同じく上戸にて、父子うちより、日ごとに酒のみて樂みけるに、もとより家貧しかりければ、兩人日々の酒給しがたし。其子、孝なる人ゆへ、父に酒をこゝろよくすゝめんため、をのれは、酒このまぬやうになりしといひたて、かたく飲酒をたち、父にのみすゝめけるゆへ、父生涯、酒にともしからず、日々樂みくらしける。父死して後も、忍びざる故にや。つゐに酒のむ事なかりしと、其村に近くすめる人、余にかたり、あゝ、父篤行の人なる故にや。其子にかゝる孝子ありけるよと、感嘆かぎりなし。

○近きころ、ある侯かゝへの鼓うち、能勢與左衞門といへる人、侯の舞の鼓うちしに、舞のうち、鼓にあはざる所ありしを、侯、舞をはりて後、めしてとがめたまふに、與左衞門毅然として、今うち候鼓におゐては、聊か間拍子等のたがひなく候。舞にあはざるは、恐れながら、君の御しをちなりとて、少も屈せず。侯怒りて、さあらば、今一度さきのごとく舞べし。鼓うてよとて、舞臺に出て舞たまふに、果して侯の過にて、鼓にいさゝかたがひなし。さすが寛量の君にてましますにより、かへつて大に賞せられて、事すみぬ。余がしれる人、散樂の太鼓をこのみてうち、與左衞門と年久しく交あつかりしに、甚だ溫孝の人にて、少も圭角なく、衆と親み睦かりしに、祿をうくる職分の事に於ては、君に向ひて直言し、聊か諂諛する事なき志操ありしは、一しほ賞すべき事なりとかたられたり。

○ある人の話に、丙子十二月廿五日、ある搢紳家の臺所にて、紙くづをうられしに、其おりから、知行所より納し、銀貳拾四匁餘ありけるが、うせてみえず。いかにさがしもとむれども、しれざりしに、廿七日にいたりて、かの紙くづかひ來りて、一昨日、處々にてかひとり候紙くづの中に、銀子これあり候。外々をたづね候へども、知れ申さず候。定てこの御殿のものならんと、もち來り候。思召あたりあらば、かへしまいらせんといふにぞ、人々よろこび、銀のかけ目、書付などの事をいふに、符合せ

しかば、出してかへしたり。さるにても、つゐに知らざるものゝ、しかもいやしき事を業とするには、似合はざる、無欲廉直のものなりと、みな賞美し、其謝とて、錢あまたあたへしかど、さらにうけず。强ていへども、かたく辭して去りぬ。大佛くづれ門の前にすむものなりとなり。其名をしらざるは、おしき事なりといはれし。嗚呼、其業はいやしといへど、其心は位ある人にも、はづかしからぬ人といふべし。

○いつのころにか。伏見にある小吏の女を、京都なる小吏の家に、嫁せしめたるに、ほどへて、其女歸寧し、母にいへるは、舅、姑も夫も、みな薄弱にて、甚だつかへがたき人々なり。とても身を終るべき家にあらず。いそぎ、取かへしてたべと、うち嘆てせちにこふにぞ、母心よはくて、大に憐み、其よしを父に告て、はやく緣をたち、取かへしたまへとすゝむるに、父、さらにうけ引ず。女をよびていへるは、凡そものみな、其類あり。汝を大祿の士か。または富める家の商人に嫁せしめなば、似あはしからず。其たぐひにあらざれば、たへがたくつかへがたき理りもあるべし。同格なる人に嫁したるは、分限に應じ、まことによきたぐひなり。然るに、其家にたへがたしとて、緣を切かへらんといふは、我まゝなる心なり。さあらば、この後、いづくに嫁するとも、こゝぞ心にかなふといふ所、いかで有べき。ことに女は、二夫にまみえざるを道とす。其事は、幼きときよりいひをしへしなり。よも忘はせまじ。今立かへりて、異夫をかさねんは、其身、道にそむくのみならず、親の恥辱ならずや。汝何の面目ありて、世にたゝんとはおもへるぞ。汝を嫁するとき、守刀とて短刀をあたへ置たり。いそぎ夫の家に歸り、かの短刀をもつて自害し、身不肖にして、家につかふる事あたはず。然れども離別しても との家にかへらんは、女の道にあらず。父母の敎にもそむき、世にたつべき面目なきにより、自害したるよしを書のこしなば、舅、姑も夫も、甚だふびんにおもひ、身は死すとも、長く夫の家の婦たるべし。さありてこそ、まことの女といふべし。父母もなげきの中のよろこびにて、世にもはづかしか

るまじ。急にかへりてはからへよと、嚴然としていへるにぞ、母大に驚き、女はなをさら、おもひの外なる事なれば、驚きおそれ、忽ち其過をさとりて、ふかく謝し、たゞちに夫の家にかへり、それより心を改め、行ひをかへ、舅、姑、夫によくつかへ、いかなる事をも背く事なく、貞訓なりしかば、諺にいへるごとく、相手のもたす心にて、舅姑夫も、皆心とけ、うつてかはりて、甚だあはれみしかば、たがひに睦じくなりしと、ある人のかたられし。おもふに、女子をもてる親は、みなこの父のごとき心ありて、幼よりよく、女の道をゝしへてそだてなば、人に適ても、必ず舅、姑、夫に孝順にして、いかなる艱苦にもたへて、貞操かたかるべし。さあらば、ゆめ出さるゝ事なく、二庭をふまずして、女の道にかなひ、父母をもあらはすべし。これぞまことの貞女孝子にして、親もまた、まことの慈愛ある人と云べし。

○大佛本町の、鍛冶翁吉兵衛といへるは、余もしる人なり。もの學せし人にはあらざれども、道理を聞ては大によろこび、必其理に從ふ人なりければ、いひ出る事、味ありて、げにも感ずる事多し。吉兵衛ある人にいひけるは、我しれる人々のありさまをみて考へ、また我身の上にても考へみるに、ためた金銀は、のうじがない。たまつた金銀でなくては、のうじがないものなりといひしと、それを聞し人、また余にかたる。おもふに、のうじといへるは、久くたもちて、我爲となる事なるべし。ためた金銀とは、たゞ利のみを貪り、義に背けるわざにて、もうけしものなれば、つゐには其害をうく。いはゆる悖て入したからなれば、必悖て出る。理の當然なり。たまつた金銀とは、ひたすら其業に精勤し、非道をせず、自然とまうけ、たまりたるたからにて、實に身の寶なれば、長くたもつて、子孫の爲ともなるなり。こゝを考へていへるなるべし。またかの吉兵衛、余にいへるは、我子は愚に候へども、家の業には聊か怠らず候。我しば〳〵かれをいましめて、汝家業に力を盡し、よくつとむるは甚だよし。然れども、必ず錢を多くまうけんとてつとむべからず。精だして業をつとめて、錢をまうけよと

をしへ候とかたりぬ。まへの論と同じく、ことば簡にして、意もとも深し。此事は、さきにあらはせし、老の接木と、名づけしものゝ中にのせ侍りし。いはゆる、盡其在我とあるも、正其義不謀其利とみえたるも、かゝる事にても有ぬべし。四民ともに、この心をもて、各其業をつとめて怠らずば、世にありがたき人となるべし。吉兵衛は、もとより學ばざる人なれば、古語にもよらず、聖賢の御教とも知らず。たゞ正直にて、不義非道はなすまじとおもへる心より、をのづから、たふときをしへの理りにもかなふなるべし。もと借屋に住し人なるが、後其家を買得し、同町にすめる、さきの家主と肩をならべて、町衆といふものとなりしに、それに引かへ、さきの家主は、もとは富る人にて、借屋もあまたもちたりしに、道理にそむける事どもありけるか。漸々に衰へ、借屋はさらなり。つゐには、居宅もうり拂て身を縮られたり。余も浪人となりし時、其人の借屋にすみて、ねんごろにいたしくれられし事ありしなり。甚だいたましき事、かぎりなし。然れども、これらをみても、天の報應空しからず。火のあつく、水のひやゝかなるごとき、道理の當然を知べし。余がつねに童子にいひさとせる、天の御勘定の、聊たがはぬを、いよ／＼しり、いよ／＼おそろしく、またたふとし。

○伏見街道、七條下町にすめるもの、至て貧なるに、癩病をさへやみて、引こもり、いよ／＼窮して、朝夕の煙だにたてがたきに、其妻いとかひ／″＼しく、手わざつとめて、夫をやしなひ、かつ又本國寺にある、清正公といへる墓に、百日の間、跣にてまうで、夫の平癒をいのりしに、いたれる貞誠の感應にや。其病いえたりしと、ある醫師かたらる。近き世の事なりとぞ。いかなる人の女なるや。感賞あまりあり。おもふに、女の子は、其親のこゝろにより、道といふ事も教といふこともしらしめず、そだつる人もあり。故にたゞ、かしらのかざり、身のかざりの人に、劣れるを恥かしとおもひて、まことの女とならざるを、さら／＼恥る事なく、身の分限も、家の有無もかへりみず、奢侈法にすぎ、あるは、人のよきかざりをねたみ、あるは、をのれに劣るをあなどり、三從四德などいへるたぐひは、

夢にも知らず。かゝる女にて、子をまうくる故に、たゞ愛にのみ溺れ、姑息にそだて、我ふた親にそだてられしごとく、幼より美服をかざらせ、人にほこる事のみつとめ、さらに教にも道にも心なければ、其子も又、男女ともに、道しらぬよからぬ人となりたち、不孝の事どもあるにいたりて、俄に嘆きてしかりのゝしれど、すでに先入主となりて、いかんともせんすべなく、たゞふた親うちよりて、かなしむのみなるは、みづからなせる禍にて、後悔さらに益なし。女の童、この編にのせし女の事をよみ、愧て志をおこしなば、世上に女の道を教られし、たつとき書物あまたあれば、それをよくよみて、其をしへに從ひて、行ひなば、すぐれたるまことの女となり、父母の名をもあげ、孝女貞婦と稱せらるべし。又、我子にも、敎なくてはかなはぬ理りを知りて、敎訓しそだて、必よき子となさば、世に譽をえて、家も長く榮へ、親子とも、かぎりなき福をうくべし。かくありてこそ、まことに子を愛する慈といふべけれ。こひねがはくば、よく〳〵心を用ふべし。

○いつのころにや。大津に飛脚を業とする富る家あり。其主人病て、死に臨むとき、我子に遺言しけるは、汝必金銀をおしむ事なかれ。たゞ日々用ふる、米、薪其外紙、筆、萬づのものをおしみて、みだりにつかひ費さずして、冥加につくる事なかれと、をしへいましめしと、ある人かたられたり。おもふに、人生日に用ふるもの、いづれか天物にあらざるものやある。みな天地の生ずる所にして、いくばく人の、辛勞艱苦、及牛馬の苦勞せし、膏血をもてなしたて、しかも君父の賜なるを、聊おしみ、大せつにする心なく、金錢だにあらば、いつにてもかひとゝのへらるゝものと心え、たゞ金銀をのみ、大せつになし、天地君父の洪恩を忘れ、人々及牛馬の艱苦を、おもはざる人あるは、いとなげかし。かの大津の人の遺言は、こゝろをおもへる故なるべし。金錢も、天物にて、たとふときものなれど、をのれが奢侈、私ごとに用ひ、慾を遂べき爲のものにあらず。たゞ儉を守り、身をつゝしみ、もろ〳〵の天物を大せつになしおしみなば、をのづから金銀の費なく、とりもなをさず、金銀を大せつ

にして、おしめるにもあたるべし。されど、吝嗇なるは、至つてあしき事にて、甚害あり。心えちがひあるべからず。かの青砥左衛門が、滑川の錢のごとくあるべきなり。積てよく散じ、義を以て利とするこそ、みだりに天物をそこなはぬにも、かなふべきものなるべけれ。

○近きころ、京師に某といへる茶博あり。毎年口切の茶湯には、大坂へも下りて、もとより知人はさらなり。相知らざる人ものぞみこふものあれは、招く事はみな茶博士のならひなり。ある年、かの某、大坂に下り、口切の茶湯せし時、早朝に花やにゆき、花をもとめけるに、主いへるは、其花はよろしからず。此花めされよとて、價たふとき花を出しけるに、某、かしらうちふりて、いやとよ。けふの客は、もとより知らざる人なれど、みながす客どもなれば、今えり取し花にてもなを過たり。そこの出されし花のごときは、よき客を招くときとて、出さりぬ。はじめより、この花屋に居たる人のありしが、主にむかひて、今の人は茶人とみえたり。いかなる人にやとゝふ。あれこそ、京師に名たゝる某といふ、茶人なりと答ふ。とひし人は、けふ友だち三人とゝもに、かの某方へ、正午の茶湯に招かれゆく人なりければ、心大に憤り、いそぎかへりて、友だちに此事いひきこえ、よくしめし合せて、正午に某のかりやにゆき、茶室に入より、箕踞して聲高くかたりあふ。某、きゝて驚きながら、出て相見し、式のごとく、爐に炭をつがんとて、釜をあぐれば、客は爐をかこみて煙管とり出し、爐中の火もてたばこ喫し、われらはみながす客どもなれば、失禮は勿論なり。ゆるさせ給へといひあへるにぞ、某心づきて、さては、花屋方にていひし事、聞居し人ありしが、この中の人にて有けるよと、汗脊をひたし、後悔すれども、せんすべなし。客はいろ〳〵無禮をなし、茶湯の式はさん〴〵にて、事終りぬ。これより某の名あしくなり、京師へにげかへりしと、ある人かたる。あゝ、さればかりそめにもことばを愼み、みだりに發すまじきは、聖賢のをしへなり。かたく守りて忘るまじき事なるを、かの某が、ことばを愼まざりしは、平素の人となり、おもひやられてあさまし。されど、客たる人も、

憤は理りなきにあらざれども、はからひ方も有べきに、實にがす客なる事を、みづからあらはし、某が、がす客といひしは、僞りにてあらざる事を、證據を出せるものともいふべければ、これも又淺まし。

これ主客とも、敬といふ事を忘れし故に、かく言行を失しけるなるべし。されば敬は、かりそめにもたがふ事なく、かたく愼み守るべき事なるべし。この主客の言行、これにひとしかれど、ねがへるにはさらにあらず。いはゆる不賢を見ては、内にみづから省る理り、且言行を愼まざる、戒ともならんかとしるしをき侍るなり。

附錄

○紀州有田郡、山田原村の農家にかひをける鷄、めくら鳥となりしに、其子鳥、蟻及もろ〳〵の虫をひろひ來りて、親鳥にはましめ、やしなひしと、かたりし人あり。

○紀州湯淺といへる所に、藤次郎といふもの、外に出しとき、狗の子の甚だ愛らしきをみて、とりて歸り、家にかふ。この犬、其母犬の居所に、夜ごとにゆきてその側にふす。魚肉などえたるときは、ふくみてもちゆき、母犬にあたふ。其道のほど、凡三町あまり有となり。藤次郎大におどろき感じけるが、たはふれに、犬をしかりて、人の家に犬をかふ事は、夜を守らしめん爲なり。しかるに汝、わが家にやしなはれながら、夜ごとに外に在て、をのれが職をつとめざるこそ、不忠なれと、せめけるに、その夜よりして、隔夜に、主人の家と、母のかはれし家にふして、忠と孝とをなしけると、余が亡友湯淺にゆきしとき、其事をきゝ、親しく其犬をも見たりしとて、深く驚き感じてかたられし。

この事は余があらはせし、老の接木にのせしかど、またこゝにしるして、獸なれども、忠孝の行ひありしを、しらしめて、人たるものゝ戒とす。

○畏友鎌田子、復齋の塾生、盛夏に藥種を出してほしたるに、蟻夥しく出て取つき、はらへどもまた來

り、防べきやうなかりしかば、大に怒りて、沸湯を蟻穴に濺ぎて、みなごろしにせんとせしを、復齋制しとゞめられ、韓子鰐魚の事をおもひ出、蟻をさとす和文をつくり、三日をかぎりて立去べし。もしさなくば、必沸湯をもて鏖殺せんといへる事を、へぎの板に出しるし、蟻穴の側にたてられしに、夫より蟻來ること、漸々に減じ、第三日に及ぶころ、みないづちへゆきけん。こと〳〵くたち去しと、復齋かたられたり。

按ずるに、鳥獸虫の、忠孝をなし、及恩をしりて、報ひし事、やまと、唐土ともにあまたあれど、書篇にのせしるしたるは、人みなすでに知ぬれば、余がいふ事をまたず。こゝには、いつはりなき人々に、聞し事をのせて、これをよむ童子の、鳥獸だに、かくのごとし。況や三歳と稱せられ、萬物の靈たる人と生れし身の、いかで素餐して世に立んや。必世のため、人の爲ともなり、名を後の世にあげ、父母をもあらはさんとの、志を奮發し、勉勵あらしめんたよりにもなりなんかと、附錄にしるし侍る。

思齊漫錄 終

家大父君居常好學。崇尊程朱。遵奉正學者。有年於玆矣。常謂先儒有言。曰學者。所以學爲人也。人苟能得爲人。則必也孝弟忠信。必也禮義廉恥。其爲上者則盡爲上之道。以治其下。其爲下者則盡爲下之道。以事其上。人々親其親。長其長。而天下理矣。而其學之之要。乃所謂學問者也。是故論童子。不事虛文浮華。必以可以爲人之道矣。故今是篇者。集錄所嘗聞於諸友。吾邦近世嘉言善行。以欲使童子奮發思齋之志、遂成就可爲人之學也。乃亦竊擬朱文公編輯小學。載嘉言善行之意云。雖健資稟凡庸駑下。顧承大父君之志。欲與一二之童子共成就可爲人之學。乃敢爲之唱云爾。

庚寅十月　不肖孫　健　謹書

李敵考言

南畝莠言引

予幼好讀書。家貧乏書。或借諸人。或閱諸市。中歲節縮衣食。購得書卷。世故紛紜。老亦至矣。自少至老。抄書不倦。遇見暫觀。皆即疏記。積爲數卷。菅公不云乎。學問之道。抄出爲宗。予竊欽焉。文寶亭見而悅之。與書肆衆星閣謀。隨抄隨刻。旦々而示之。流觀一過。不復詮次。南畝之田。不啻有遺秉滯穗。其於藝苑也。若苗之有莠也。名曰莠言者爲之也。吁。歲垂七十。而不發一見。不爲一事。此驕々者。亦是自口。固不足取笑於大方也。恐指摘於考據之家矣。唯使吾家兒孫。謂祖翁亦解讀書則可矣。丁丑小春。杏花園主人識。

南畝莠言目錄

卷之一

卷之二

南畝莠言 巻之一

杏花園主人著
門人文寶亭筆録

【一】明の薛文清公の讀書錄に云、二十三四夜深時。月初出二東方一。其終ニ魄于東一之光。比ニ未望載魄之光一。尤光明者蓋初昇之日光。尤甚ニ西下之日一。故其光明如レ此云々。按ずるに、今世俗に、二十六夜の月を拜して、月出る時三尊のひかりあらはるゝなどいふも、これなるべし。

【二】八朔を恃怙之節といふ事、僧義堂の空華日工集に見え、八月十五夜を桂開會、九月十三夜を繼華會と名づくる事、眞俗交談記にみえたり。

【三】俗に已が生れたる年の十二支より七つ目にあたれるものゝ形を畫がゝしむる事あり。龍頭雜字元龜大全といふものゝ中に、十二支相冲、子午相冲、寅申相冲、卯酉相冲、辰戌相冲、巳亥相冲、丑未相冲とあり。相冲とはむかひあふ義なるべし。

【四】　世にふるもさらに時雨のやどりかな　　宗祇

　世にふるもさらに宗祇のやどりかな　　はせを

此二句、人のしる所なり。按ずるに、吉野拾遺後村上院の御句に、

　世々ふるもさらに時雨のやどり哉

この句、人のしるものまれなり。

〔五〕清の趙恒夫が寄園寄所寄に〔蟋箋紀筆〕、いはく、晋書儒林傳贊、清貞守レ道抗レ志柴レ門。詩人多用ニ柴門字一。原出ニ於此一とあり。柴門の字、晋書より前にあり。按ずるに、後漢書楊震傳に、柴レ門絶ニ賓客一とみえ、同書酷吏周紆傳に、紆自謂レ無レ全。乃柴レ門自守以待ニ其禍一ともみえたり。又淮南子道應訓に、柴ニ箕子之門一。註に護也とあれば、塞ぎ護るの意にて、和歌によむ柴の戸の事など丶思ふべからず。

〔六〕甲陽軍鑑第八云、人間六十二年の身をたもちかねと云々。山谷跋ニ舊書詩卷一云。星家言。六十二不レ死。當壽八十餘。これらの事によりていふなるべし。一時の禪僧山谷の文をよみていひ傳へしならん。

〔七〕僧横川が京華集〔卷五〕に云、歲旦試筆者古今之常也。宋元以來詩人集中比々在焉。未ニ多見一也とあり。按ずるに、聯珠詩格に、成文幹歲旦の詩あり。此方の詞人、歲旦の題あるはこれによるなるべし。

又五山の僧徒の年を紀するに、年號の一字をきりて十二支を書く事多し。横川が京華集に、應仁元年丁亥を仁亥と紀し、萬里の帳中香に、延德三年辛亥を延亥と紀せるがごとし。これ聯珠詩格の序〔番易默齋〕に、大德元年丁酉を紀して、德酉とあるにならへるなるべし。

〔八〕格古要論〔卷二〕、趙景安雲麓漫抄引ニ唐野史一載。智永所レ居之寺曰ニ雲門一。會稽志則云。智永與ニ其兄惠欣一。本住ニ郷之嘉祥寺一。右軍舊宅也。梁武以ニ二僧能從ニ釋敎一。合ニ二名一改賜ニ額永欣一云。此方にて和州榮山寺にある所の小野道風の書といふ、道澄寺の鐘の銘に云、

道澄寺者。從三位守大納言兼右近衛大將行皇太子傅藤原朝臣參議左大辯從四位上兼行勘解由長官播磨權守橘朝臣。爲下報ニ四恩一濟中六趣上。合レ誠戮レ力所ニ建立一也。〔中略〕、故各取ニ其名首字一以爲ニ此寺額題一。所下以貽ニ本緣於來代一期中同志於他生上也。

按ずるに、藤原朝臣名は道明、橘朝臣名は澄清なり。よりてその名の首字をとりて、道澄寺と名づけしは、永欽寺の事に本づきしなるべし。又因樹屋書影に曰、唐碑制度極多。有二一人製レ序一人製レ銘者一。故尹師魯志二張堯夫墓序一。而歐陽爲二之銘一。嘗考二張說文集一。所レ爲上官昭容銘。其序則蘇頲作也。此可二以證一とあり。按ずるに、本朝高雄山の鐘は橘廣相の序にして、菅原是善の銘なり。これ唐にならへるなるべし。徐氏筆精にも此事をのせて、誌銘兩手にいづる事をいへり。

〔九〕明譚友夏嶽歸堂合集の中に、重修二寶峰山觀音寺一碑記云。邑志載寶峰山觀音寺。創レ自二天順年間一。即今所謂十八灣觀音寺也。邑百里無レ山。何山之足レ名。寺必麗レ山。寺レ之斯山レ之矣。或曰。竟陵者陵之所レ竟也。麥莢蒲葦之間。稍岡焉。脊焉亦山レ之矣。是二者皆無レ據。然稱爲二十八灣一者尤著云々。此方にて寺號あれば必山號ある事、この類なるべし。此方の寺の平地にして山號を稱せしは、室町の時の京都五山などをはじめとすべき歟。倚義堂空華集云、和二答勝義中一〔有叙〕、等持舊號二鳳凰山一。今以二寺在一城中一。無二復山名一。而義中偈中以二山名一見レ戯。故及レ之云。城中的々本無レ山。狂被二時人喚レ作レ山。鳳凰已去梧桐老。莫下説二空名一到中此間上。とみえたり。

〔一〇〕近生八牋起居安樂牋の中に、如二瓦匠魘一有三合脊中放二工人船傘之類一。或壁中置二匙一筋一日。只許住一時。其家便破云々。按ずるに、京都智恩院の屋根うらに傘を挾み置しもかゝる類なるべし。又梓人最忌レ倒二用木植一。必取二生氣根下一而稍上。其魘者倒用レ之。使二人家一不レ能二長進一作レ事顛倒。解法以二斧頭一擊二其木一曰倒好々々。住二此宅内一世々溫飽云々。これ今の世に倒柱を忌む事なるべし。

〔一一〕世に酢吸の三聖の圖といふものありて。老子、孔子、釋迦のかたちを畫けり。按ずるに、趙子昂が東坡試醋の圖といふもの一卷あり。その中に云。東坡、黃門黃魯直とゝもに佛印をとひし時、佛印いはく、吾桃花醋を得たり。甚美なりとて、ともになめてその眉を顰む。時の人、稱して三酸とす。然れば東坡、山谷、佛印をあやまりて、老子、孔子、釋迦といふなるべし。倚横川が京華集に、三教吸


東坡先生懿蹟圖中
所載三酸圖
東坡
佛印
山谷
文宝繪圖

レ醋圖。詩云翁々乞レ醋到ニ其隣一。聳レ膊忍レ酸寒迫レ身。李白題レ詩妙ニ於畫一。擧レ盃邀レ月影三人。しからは此頃より誤來る事久し。

〔一二〕紫陽素隱が三體詩抄に云、九淵和尚入唐ノ時ニ、寒山寺ヘワザト行テ見タトテ語ラレシガ、楓橋ノ橋ハ石橋ナリ。楓ハ二三本アリ。楓橋寺ノ内ニ太平寺ト云ガアルゾ。ソノ寺ニ般若函ノアルヲ見タレバ、封橋常住ト書付タゾ。然レバ昔ハ封橋寺ナルヲ、後ニ楓橋寺トバシ云タカ。又寺前ニ茶屋ガ有シガ、其額ヲ江村トウツタゾ。寒山寺トハ楓橋寺ノ佛殿ノ本尊ガ、寒山拾得ジヤゾ。サルホドニ寒山寺トモ云ゾ。鐘ハ佛殿ト法堂ノ間ニアルゾ。銘ヲ夜半鐘トキツタゾ。此義ハ常菴ノ講ゾ。即自筆ノ抄ニモカク書付ケラレタゾ。又天龍策彥ガ南遊藁に、楓橋の詩、楓橋未レ斷僅看レ蹤。人物難レ逢境易レ逢。張繼去來無ニ宿客一。舊時山答ニ舊時鐘一。とつくれり。五山の諸老南遊してまのあたり見し景、さも有ぬべし。今の世には人物の逢がたきのみにあらず。境もまた逢ひやすからざるべし。

〔一三〕羅山先生つれ〳〵草野槌に云、ふれ〳〵こゆきたんばのこゆきといふ事、よねつきふるひたるに似たれば粉雪といふ。たまれ粉雪と云べきを、あやまりてたんばのとはいふ也。かきや木のまたにとうたふべしとある物しり申き。昔よりいひける事にや。鳥羽院おさなくおはしまして、雪のふるにかく仰られけるよし、讃岐典侍が日記に書たり。紀貫之土佐日記に、舟子のうたふ歌を書載たり。春の野にてぞねをぞなく、わがすゝきに手きる〳〵つんだるなを、おやゝまほるらんしうとめやくふらん。かへらんやよんべのうないもがな、いもがなぜにこはんそらごとをして、おぎのりわざをしてぜにもゝてこず。おのれだにこず。凡神樂催馬樂なども、そのうたふ聲にひかれて字音の轉ずる事おほし。ことに童謡俗謳はいよ〳〵いひあやまるべし。俗間に傳る賴朝の時、鎌倉の謡歌に、一りけんぢやう、二けんちやう、三りけんしやう、四けんしやう、しこのはこの上にはゑもはもをとり、十方鵯豆なるえたよ、黑齒は源太よあめ牛めくらが杖つゐてとほるとろ、それはそこへつんのけ、是は鎌倉

の町わりの一間町、二間町などいふ義なり。しこのはことは厠にひさしく居をいふ。此時、局の女房君の籠有しが、かく有しと也。ゑもはもをとりとは、右衛門八と云者、君の氣にいりて鳥をとるなり。十方をありきて鴨をとり、豆をゑにする也。豆がなくは餌よといふ義也。くろむしはからすくちなはの事也。源太是をとりてくろやきにし、君へ進する也。あめうし目くらとは、是も時の威勢あるもの盲目なり。そのありくを人々恐れてあたりをのけといふ義也。又此時の俗歌に、橋の下の菖蒲は折どもおられず。かれどもかられず、伊東殿、土肥殿、土肥がむすめ、梶原源八介殿のけ太郎殿、是は蒲御曹子の御連枝なれど、よはきにもつよきにも、何の川にたち給はぬを、菖蒲のおれどもおられずといふ也。其外伊東殿より下は、時の大名權柄の人にて、もてあつかふたりといふ心なり。又一說に、上の歌は最明寺の時の事也。あめ牛は最明寺を申也とも云傳たり。又高雄の法華會は、傳敎大師よりはじまり、每年三月十日におこなはる。紫野にて人多くあつまり、高雄は法花會やすらにはてよと云べきを、今はあやまりてやすらいはなよとはやすなり。此事、彼山の緣起に見えたり云々。又尤草紙に、聚樂城の時、京童の小歌あり。まうそ〱赤事申そ。むらさきのゝきもんかくに、妙覺寺の二王門、百萬遍の御影堂、天滿のかね、みを赤づらの明王天火、いなづま朱すりぼう、いなり殿の狐火、祇園殿の犬子、山王の鳥居、猿がしりは眞赤な、早川主馬のふんどしすわうか。紅梅か。ひざやひじゆすひぢりめんにひどんす、肥後殿のひつしき、渡邊殿のきんちやく、彈正殿のもちやり、小野木殿のかはらばな、安井殿の御門、ゆふけいのこしざし、朱ざや朱具足、唐のかしら猩々皮、高雄のもみぢにだんの山の岩つゝじ、けしの花にけいとうげ、御所柿にざくろのみ、はりの木のきりかぶ、鹽引のきり口、鱒のさしみ、いりゑび、赤がひ、赤がに、赤にしに、がざみのあしをかうにもり、佛じやうぼうの口びる、お宗永のほうさき、朱屋のかゝの口べに、茶屋のかゝのまへだれ、よしやすのづきん、とうきみまくらべに、さら朱わん朱おしき、ちやつかづすか朱つぼ、朱がらかさ、王のはなかしゆぜん

じ、扨はそゝのまんなかゐいやまん中。〔割註〕寛永甲戌板本。」

又つれ〴〵草に、徳大寺右大臣殿檢非違使の別當の時、中門にて使廳の評定おこなはれけるほどに、官人章兼が牛はなれて、廳のうちへ入て大理の座のはまゆかの上に登りて、にれうちかみて臥たりけり。おもき怪異なりとて、牛を陰陽師のもとへつかはさるべきよし各申けるを、父の相國聞玉ひて、牛に分別なし。足あればいづくへかのぼらざらん。尫弱の官人たま〳〵出仕の微牛をとらるべきやうなしとて、牛をば主にかへして、ふしたりける疊をばかへられにけり。あへて凶事なかりけるとなん。あやしみを見てあやしまざる時は、あやしみかへりてやぶるといへり。按ずるに、玉海に云、〔割註〕嘉應三年四月。」十日甲寅。泰茂乘牛昇ニ板敷上一。爲レ問ニ其事一所レ召也。占云。下人之中喧嘩事云々。可ニ五日之中一。巳日可レ愼云々。件牛則給ニ陰陽師一也。又天變之中大臣可レ有ニ愼事一云々。又云、承安三年七月十六日丁未〔中略〕。今日家中牛昇。仍給ニ陰陽師一仰レ積了。しかれば牛を陰陽師に給ふは例の事なるべし。

〔一四〕吳郡の顧玠が海槎餘錄に云、儋耳孤懸海島。曆書家不レ能レ備。其黎村各一老習ニ知節候與ニ吉凶一避ニ忌之一。略與レ曆不レ爽ニ毫髮一。大率以ニ六十年已往之跡一徵ニ驗將來一。間亦有ニ機巧一。不レ能ニ測知一。嘗取ニ其本一熟視。字畫訛謬不レ可レ識。詢ニ其名一則曰ニ曆底記一。今俗に六十一年目には曆のふるきにあふといへるも、據あるに似たり。

〔一五〕正字通麪字の下に、今切麪曰ニ水引一。六朝人常言ニ水引餠一。按ずるに、今の水引といへるものは、索麪の形に似たれば、かくは名付しならん。

〔一六〕揚子方言に云、絡謂ニ之郭一。注所ニ以轉レ篗給レ車也。此給の字妙也。今小兒の紙鳶を放に絲をやるといふは、この給の字なり。

〔一七〕物理小識に云、鑄レ劍鑄レ鐘合ニ煉丹藥一。皆忌ニ裙釵之厭一。今鐘を鑄に女人を忌は、此たぐひなるべ

し。

〔一八〕釋名に云、草圓屋曰レ蒲。々敷也。總ニ其上一而敷レ下也。又謂ニ之庵一。二庵也。所ニ以自覆奄一也。
按ずるに、草圓屋は和歌によむ芦の丸屋ならん。

〔一九〕明陳繼儒が記事珠に、宋曾三異が因話錄を引ていはく、郢中倡女常擇ニ一人一。名以ニ莫愁一。示レ存ニ古意一。亦俳甚矣。按ずるに、此方の倡妓、吉野、高尾など代々なづけしたぐひなるべし。

〔二〇〕今市中の門口にある火の用心の水溜桶は、防虞缸桶といふべし。宋岳珂が桯史に、都人居ニ淺隘一。猫或嬉ニ放于外一。一見不ニ復可一レ逝。每レ得レ之即持浸ニ戶外防虞缸桶中一。猫身濕輒詆。非ニ其乾一不レ已。以レ故無ニ鳴號者一云々。又火消の長階子を救火長梯といふべし。歸田錄に、慶曆八年正月十八日夜。崇政殿宿衞士作ニ亂於殿前一殺ニ傷四人一。取ニ準備救火長梯一。登レ屋入ニ禁中一とあり。

〔二一〕艇板は船のあゆみ板也。徐氏筆精に、古樂府暫泊ニ于渚磯一。歡不レ下ニ艇板一。即今上レ岸透板也。刻本誤作ニ廷板一。又宋王陶が談淵に、建隆中曹彬潘美統ニ王師一平ニ江南一。二將皆知レ兵善戰云々。船前設ニ獨木板道一。とあり。獨木板道も又あゆみ板なり。又趙恒夫が寄園寄所寄に、楊文理が行舟八詠の詩あり。題は篷檣篙櫓描纜舵跳の八なり。その中の跳曰踏ニ破曉霜一還有レ跡。溜殘ニ春雨一不レ生レ苔。とあり。これ跳も又同物なるべし。又日本風土記語音の部に船具をのす。跳板〔福乃法西〕とあり。

〔二二〕器財を道具といふは佛語なり。釋氏要覽〔卷中〕に、道具中阿含經云。所レ蓄物可ニ資レ身進レ道者即是。增ニ長善法一之具。菩薩戒經云、資生順道之具。冷齋夜話云、予游ニ褒禪山石崖下一見ニ一僧一云々。道具何在。伴侶爲レ誰。僧虎關濟北集に、〔割註〕文應皇帝外紀、」寺未レ有ニ梵製一。逮ニ圓〔祖圓〕携ニ道具一漸成ニ梵搆一云々。
義經記に、からのかゞみをとり出し、是は山伏の御道具かといへば、ちごをぐしたるたびなれば、けはひの具足を持まじきいはれがあらばこそ、これにて道具と具足のことばあきらかなり。山伏に道具

といひ、俗に具足といひしなり。

〔一一三〕刀の大小の事、長短二口といふべし。南齊書本紀第三に、武帝の詔に云、常所レ服レ身刀長短二口。鐵鐶者隨レ我入二梓宮一云々。梓宮は棺の事也。

〔一一四〕瑯琊代醉編〔卷三十七〕云、皇覽曰。山陽鉅澤縣有二肩髀冢一。黄帝殺二蚩尤一。身首異レ處。故別葬亦二冢也。按ずるに、江戸の神田明神は將門の骸を埋し所にして、築土明神の神體は、その首なりといふ類なり。又播州明石に平忠度の腕塚あり。

〔一一五〕雲谷雜記云、今以レ物相遺謂二之人事一。韓退之有レ奏二韓弘人事物狀一。蓋自レ唐已有レ之云々。按ずるに、孔安國古文孝經の序に、或以二人事一請二索之一の語あるときは、自レ漢已有レ之といふべし。

〔一一六〕南掌國毎二十四年一。例貢二象四隻一。乾隆二十八年遣レ使進二大象一小象三一云々。といふ事、浮槎散人が秋坪新語にみゆ。乾隆二十八年は此方の寶曆十三年癸未なり。

〔一一七〕格古要論に、名畫無二對軸一といふ事あり。李成。苑寬。蘇東坡。米南宮父子。皆高尚士夫以レ畫自娛。人家遇二其適興一則留二數筆一。豈能有二對軸一哉。今人以二孤軸一爲レ嫌。不レ足二與レ之言一レ畫矣。米元章。子元暉。世稱二小米一。即友仁也。按ずるに、世に稱する所の二幅對、三幅對なるもの、これをみてその俗なることをしるべし。

〔一一八〕同書に云、古人題レ畫書二于引首一。宋徽廟御書題跋亦然。故宣和間揩書畫用二黄絹引首一也。近世多書二于畫首一。趙松雪云、畫至二元朝一遭二一劫一也。按ずるに、唐のころは色紙二枚を畫上に押たるなるべし。今の賢聖の御障子の贊丼に眞言宗祖師の像の贊等みな、かくのごとし。色帋といふものもかゝるかたをうつせしものなるべしと思はる。

〔一一九〕今飴をうるものゝ笛をふけるは、古よりの事也。詩周頌有瞽篇曰。簫管備擧。鄭箋云。簫編二小竹管一。如二今賣レ餳者所レ吹也。管如レ篴併而吹レ之。とみえたり。又明の田汝成が西湖志餘に、瞿宗吉

が看燈詞をのせていはく、銷金小傘揭二高標一。紅藕青梅滿二擔挑一。依レ舊承平風景在。街頭吹徹賣錫簫とあり。これにてみれば、都下の神社の縁日などの道のほとりに、傘をたてゝ水菓子、飴などあきなふものゝけしきに似たり。

〔三〇〕俗忌にものさしは手わたしにせぬものと覺たるは、男女不二親授一の禮の遺たるなるべし。物さしは裁縫の具にして女のもてるものなればなり。

〔三一〕文箱のふたの上を朱漆にてぬれるは、紅簽の遺意なるべき歟。

〔三二〕人の家居の床柱に皮つきを用る事おもしろし。穀梁傳曰。禮天子之桷斲レ之。礱レ之。加二密石一焉。諸侯之桷斲レ之。礱レ之。大夫斲レ之。士斲レ本。今の床ばしら皮つきにして本をけづれり。古人のものずきは格別なるものなり。

〔三三〕世俗瓜を割に上の方をきりて先くらふを、鬼をするといへり。禮記玉藻に、瓜祭二上環一食レ中。棄レ所レ操。とみえたり。鬼神をまつる事なれば、おにのものといひたるなるべし。又天子諸侯大夫庶人の瓜をさく禮も、曲禮に見え侍る。

〔三四〕よく精たる米を鷹牙といふ。今俗にも猿の牙のごとき米などゝいへり。按ずるに、日本紀略花山院寛和元年三月十八日の紀に、施以二鷹牙百許一。又明月記、源平盛衰記等にもみえたり。

〔三五〕米を八木といふ事、ふるくよりいへり。小野宮右大臣殿〔實資公〕の小右記にみえたり。

〔三六〕藏の棟木を牛といへるは、汗レ牛充レ棟などいへることより、あやまり來しならむ。

〔三七〕世俗書狀の文に恐悅といへる言あり。貴人に對して悅を申事に用ゆ。此字、恐惶恐々などの恐の字とはちがひて、おそれてよろこぶといへる熟字いかゞとおもひしに、中山内大臣殿〔忠親公〕の貴嶺問答をみれば、恐悅相半といへる事あり。これにて字義のあやまれるをしるべし。一たびはおそれ、一たびはよろこぶ義なり。

〔三八〕僧虎關の異制庭訓に、日比、頭引、膝挾、指引、腕推、指抓、宿世結、宿世焼とあり。宿世結は今の緣むすびといへるものなるべし。

〔三九〕わらはべの鬼ごとゝいへるたはふれ、もろこしにもあり。瞽鬼といふ。明の劉侗が帝城景物畧に出たり。

〔四〇〕顏氏家訓に、江南閭里間。士大夫或不㆓學問㆒。羞㆑爲㆓鄙朴㆒。道聽途說强㆑事飾㆑辭。呼㆓徵賢㆒爲㆓周鄭㆒。謂㆓霍亂㆒爲㆓博陸㆒。此方にて霍亂を訛て博亂といふにおなじ。

〔四一〕五雜俎に、昔人喜㆓鬪茶㆒。故稱㆓茗戰㆒。錢氏子弟取㆓霅上瓜㆒。各言㆓子之的數㆒。剖㆑之以觀㆓勝負㆒。謂㆓之瓜戰㆒。然茗猶堪㆑戰。瓜則俗矣。近頃市中の者柹をきりて、その種の數をあてゝ勝負を觀事ありき。名づけてタネカキといふ。これを柹戰といふべし。

〔四二〕同書に、今俗語窰器謂㆓之磁器㆒者。蓋河南磁州窰最多。故相沿名㆑之。とあり。今の陶器は尾州の瀨戸よりおほく出る故に、なべての陶器を瀨戸物といふに同じ。

〔四三〕下學集に、前栽、前水とあり。今泉水といふは前水なるべし。

〔四四〕同書に、日本俗出㆓少錢㆒取㆓多錢㆒。謂㆓之憑子㆒也。いま世俗にて、頼母子といふ無盡のことなるべし。

〔四五〕東鑑〔卷四十三〕、建長五年癸丑十月十三日戊午。今夜戌尅月在㆓五色笠㆒。將軍家覽㆑之被㆓驚思召㆒之處。非㆓變異㆒之由。司天等申㆑之云々。五雜俎云。人言。八月望有㆓月華㆒。或言㆓夜半㆒或言㆓夜雨後㆒。或言不㆓必八月㆒。凡秋後之望俱有㆑之。或言。其五采鮮明。旁照數十丈。如㆓金線㆒者百餘道。或言。俱紅黃圍㆓繞之㆒而已。余自㆑少至㆑壯。徹夜伺㆑之者十數。竟不㆑得㆓一見㆒也。臨川吳比部揭謙爲㆑余言。少時曾一見㆑之。其景象鮮妍千態萬媚。眞人間所㆑未㆑見之奇。惜未㆑能㆓操㆑筆賦㆒㆑之耳。又隨園詩話〔卷十五〕云。余自㆑幼聞㆓月華之說㆒。終未㆑見也。同年王大司農秋瑞夢㆓月華㆒而生。故小字

華宣。後見ニ平湖陸々堂先生ニ云。康煕辛酉八月十四夜。曾見月當ニ正午一。輪之西南角忽吐ニ白光一道一。日間紅光紺碧。約有ニ二十餘條一下垂至レ地。良久結レ輪三匝。見レ月不レ見レ天矣。先生賦云。今宵才見ニ月華圓一。織女張レ機也失レ妍。五色流蘇齊着レ地。三重輪廓欲レ彌レ天。先生名奎勳云々。余かつて明和八年辛卯九月十三夜に、小島橘洲〔割註〕名恭從、字温之。」のもとに會せしに、子の時ばかりに月華をみし也 其色まことに五彩にして、あざやかにみえし事しばらくの間也。立松〔割註〕名懷之、號ニ東作。」子玉もおなじく見て感賞せしなり。

〔四六〕續博物志云。俗以ニ五月雨一爲ニ分龍雨一。一日隔轍雨。按ずるに、此方にて夏の雨は馬の背をわくると云ふ諺に似たり。

〔四七〕世俗に、ちか頃まで正月のうち寶引などの戯をなして、蚊のまじなひといひしこそうけられね。此事、一條禪閤〔兼良公〕の世諺問答にみえし。こぎの子の事を聞たがへたるなるべし。世諺問答に云、をさなきわらはのこぎのことといひてつき侍るは、いかなる事ぞや。答、これはをさなきものゝ蚊にくはれぬまじなひ事也。秋のはじめに蜻蛉といふ虫出きては蚊をとらふもの也。こぎの子といふは、木連子などをとんばうがしらにしてはねをつけたり。これを板にてつきあぐれば、おつる時とんばうがへりのやうなり。さて蚊をおそれしめんために、こぎの子とてつき侍るなり。

〔四八〕五雜俎に、唐の李郃が骰子選格あり。宋の劉蒙叟、楊億等が彩選格あり。今の陞官圖なりとあるは、此方の官位雙陸なるべし。又選仙圖、選佛圖ありといへり。近頃水晶宮といへるものをえたり。西遊記に似たるもの也。ふり出しを起馬といふ。こまを馬子といへばなり。今其圖をこゝにうつして、兒女の目をよろこばしむ。又骨牌圖といふもあり。桃花塢中桂正興としるせり。繁ければ略す。

〔四九〕もろこしにても、正月朔日より十八日に至るまでは、少年游冶の輩、意のゆく所にしたがひて小歌をうたひ、毬を投、丸を闘しめ、瓢牌などのたはふれをなして、晝夜を論ずる事なし。これを放魂


大水昭宮圖
海馬

といふ。今いふ氣のはしなるべし。十八日上元の燈籠すみて後、學子は書をよみ、工人は肆にかへり、農商をの〳〵其業を執る。これを收魂といふ。くはしくは明の田汝成が西湖志餘熙朝樂事にみえたり。

〔五〇〕寄園寄所寄に、兩朝識小錄を引て曰、魏忠賢柄權朝臣附レ之者以爲レ父。忠賢目曰二乾兒一。これ今世俗にいふ子分なり。又乾女は娘分也。乾親家は親分なり。隨分主人が新齋諧に見えたり。

〔五一〕鄙俗のもてあそぶ前句付といへるものゝ中に、辻番の布子は西へ入玉ふとあり。按ずるに、鶴林玉露云、京師久雨忽晴。兒童懽呼曰。黃綿襖子出矣。注謂二日煖一也。これ同日の談なるべし。いづくも人情はかはることなし。

〔五二〕俵の字、字書に米苞の名とする事みえず。いつの頃よりかいひ出しけん。甲陽軍鑑〔割註〕第三十三品〔〕松山御陣において俵子かり申たる者とあり。按ずるに、馬端臨文獻通考に、唐宋和糴の事を論じて、自レ唐始以二和糴一充二他用一。至二于宋一而糴遂爲二軍餉儲邊一大事一。熙寧後始有二結糴。寄糴。均糴。俵糴。博糴。兌糴。括糴等名一。何其多也。この中に俵糴といへる事は俵散の義なるべし。これらよりあやまりて一俵二俵などいひし歟。

〔五三〕尾州熱田に古より楊貴妃の祠ありといふ。元祿中まで林の中に五輪の墓石ありて、楊妃の墓といひ傳へしを、其ころの神職毀ち棄しといふ。尾州岡田新川〔名挺之〕の話なり。

〔五四〕寄園寄所寄云。齊雲天門奇勝巖下碑碣塡塞可レ厭。遊人好レ題亦是一僻。任二其土一者薰習成レ風。朱書白榜巻石皆徧令二人氣短一。余謂。律中盜レ山伐レ鑛皆有二常刑一。俗士毀二汚山靈一。而律不レ禁何也。〔解頤集〕今所々にある俳諧師の發句の碑も又此類なるべし。

〔五五〕佾萬里の帳中香〔六之下〕、移レ竹詩の注云。本邦龜山法皇於二東洛龍阜之離宮南禪院一。聚二吉野櫻。難波葦。立田楓。住吉松等一。栽二泉石之池邊一。丁亥騷屑以來不レ存二一株一。哀哉。丁亥騷屑は應仁の亂を

いふなり。

〔五六〕陶淵明の菊王子猷の竹、林逋が梅、周茂叔の蓮は、人みなしる所也。陳白沙は木犀花を愛し、譚友夏は紅葉を愛す。其詩をみて知べし。

〔五七〕牚作殿切。音鷹。俗謂屋斜用レ牚。以二土石一遮レ水。亦曰レ牚。篇海牚亦作レ撐非。と正字通にみえたり。倚義堂日工集に、牚二明樓一とあり。今俗語にツ、カフといふは是にて、スケカフの音の轉じたるなり。

〔五八〕峠といふ字、甲陽軍鑑には到下と書、臥雲日件錄には江文峠とあり。中國には峠とかきてタヲといふ。峠市、佐野のタヲ、うけのタヲなどなり。

〔五九〕玄宗時宋璟爲二廣州都督一。廣州舊俗皆以二竹茅一爲レ屋。屢有二火災一。璟敎レ人燒レ瓦。改二造店肆一。自レ是無二復延燒之患一。人皆懷レ惠立レ頌以紀二其政一。と舊唐書本傳にみえたり。按ずるに、むかし江戸の武家町屋ともに、茅屋根を改て瓦屋にすべきの令ありしといへり。

〔六〇〕佩文齋書畫譜〔卷六十五〕、孔子見二老子一。畫像人物七。車二。馬三。標榜四。惟老子後一榜漫滅云々。按ずるに、標榜とは、それ〳〵の名を書付たるなるべし。今畫圖にある方圍□□□なり。

〔六一〕劉向古列女傳周室三母云。太姒者武王之母禹后云々。卒成二武王周公之德一より。君子謂太姒仁明而有レ德にいたる間に。舊刻數十句あり。其中にいへる事あり。蓋十子之中惟武王周公成レ聖。要二其安民一以播二烈光一。制レ禮以賚二達孝一。而言レ之則盛德自然著矣。若二管蔡監レ殷而畔一。乃人才質不レ同。有下不レ可三以レ少加二重任一者上。易曰。力小而任重鮮レ不レ及矣。反思。其受レ敎之時未三必至二於斯一也。豈可三以累二太姒一耶とあり。昔年此書を讀し時、作者の言の窮せるをおかしき事に思ひしが、嘉慶元年丙辰板の新刻の古列女傳を見しに、此數十句を刪去れり。其外攷證を卷末に附して異同を訂せり。元和の顧廣圻の撰にして、宋板の本によるといふ。

〔六二〕青藤山人路史にいはく、ある士人藏書はなはだ多し。其の櫃ごとに必春畫一冊ヅヽ入置けり。ある人、其ゆゑをとふに、これ火災をよく厭勝なりと云々。此方にて具足櫃に春畫をいるゝといふ事も、かゝる事などによれるや。

〔六三〕今十七史に、宋遼金元四朝別史を加て廿一史とするは、嘉慶のはじめ席世臣が掃葉山房の本なり。しかれども宋遼金元別史の序、儀徵阮元が文と、南康謝啓昆が文とを省て載ず。是は正史を參考する事、〔阮序〕正史の附庸といふ事〔謝序〕あるをもて省しなるへし。宋遼金元別史と題して孤行せる本には此二序あり。又大金國志ばかり孤行せる本には、席世臣が序一、乾隆年月恭校上の文一、經進大金國志表一、金國世系圖一あり。今の廿一史本幷に宋遼金元四朝別史本ともに皆省て載せず。金國九主年譜といふより下諸本みな同板也。見るもの心をつくべし。

〔六四〕歴代記〔割註〕自天文十五年至同十七年。」號ニ日吉元服記一。城ノ本人出羽守モ加勢ノ人々モ不レ叶シテ、是モ城中ヨリ笠ヲ出シ、イロ〳〵曖テ〔割註〕天文十六年丁未三月。」廿二日ニ城ヲアケテワタシテル。又同年五月五日ヨリ藥師寺與一ガ栖コモリシ芥田川城責ラル。晴元モ讃岐守畠山總州モ自身打タチ、數日取卷セメタマヘバ、此城モ叶ハズシテ笠ヲ上テ降ヲ請ケリ。按するに、笠を出し笠を上るといふは、降を乞ふしるしなるべし。

〔六五〕長元記云。土佐幡多郡歳同年之侍二人、此親ハ討死也。高知行ノ跡ナレバ、役儀之人數召列、從ニ歳十三ニ陣ニ立テ、十六歳ノ正月ニ、北川三瀧ノ城乘入時ニ、一人ハ本丸ノ一番乘也。去共諸人ニ被ニ追立一處ニ、立返シテ乘時モ一番乘也。諸人見聞此沙汰耳。此光富ト云人ハ、物大將之嫡子也。後ニハ光富權之助而二人之指折ニ入大將也。同年之今一人ハ國人之嫡子也。北川殿爲レ被レ居二之丸へ乘入處、諸人敵ニ被ニ追立一。散々ニナル時、以ニ鑓二本一突候ヲ見テ、彼人之被官漸ク一人返來テ主人ヲ助退防所ヲ、敵鑓二本ニテ切岸へ彼被官ヲ突付ル。其時ニ主人十六七間返シ來テ、彼被官ヲ助タリ。此

被官鑓疵ヲ二十七ヶ所負共、此時不レ死。一先ハ被官ニ被レ助、一先ハ主人被官ヲ助ク。主從ノ有樣ヲ陣中之諸人此沙汰耳如レ件。按ずるに、土佐軍記二人の指折は、桑名彌次兵衛光富權之助也。幡多郡立石右京進十六歳北川に籠る。二の丸乘時被ニ追立一。敵の鑓二本に突る。被官に織部と云者あり。來て敵を追拂て主を助けり。其後織部切岸へ鑓二本にて突詰られ討んとするを、右京進みて切てかゝりきり拂ひ、織部をたすけたり。織部も鑓疵廿一ヶ所手負たるを負て退けり。右京進、後助兵衛と申。主從の働舉なり。織部も不レ死けり。長元記は立石助兵衛の自記せしものゆゑ、今一人と書て姓名を隱したり。やさしき事なるべし。〔割註〕長元記とは長曾我部元親といふ事なるべし。又親元記といふもあり。

〔六六〕世俗に正月より六月まで三二一、七月より十二月迄を四五六と繰て、九日め〳〵を不成就日といふ事は、いつの比よりいひそめしにや。寛文板の大雜書といふものに、

ふじやうじゆ日とてわろきときをしる事

四　日　十一日　十八日　廿五日

とりの時より子のときまでわろし

八　日　十五日　廿二日　廿九日

うの時よりうまの時までわろし

此日、ものをしそむるにも、人にものいひかけてもじやうじゆせず。いづれにもつかはず。又似我蜂物語、〔割註〕元祿十五年栗山宇兵衛板とあれども、夫よりふるく見ゆ。」にも、不成就日の事、

四夜　八朝　十二夜　十五日晝　十八夜　廿二日晝　廿五日夜　廿九日は皆不定

小田原記〔第六〕、去ほどに松田尾張入道が内通して、六月十五日彼が持口より人衆を可ニ引入一よし議定す。同十四日の晩、一味の族笠原新六郎、二男松田左馬助、三男彈三郎、内藤左近、太田肥後守を

振舞、尾張守新六郎此事を語る。〔中略〕、左馬助迚も此事の留るまじきと思ひけれど、先申延んと存、さらば御同心申べし。去ながら十五日は不成就日なり。十六日の夜に被レ成可レ然と申す云々。これは天正十八年の事也。此頃不成就日といひしも、大雜書、似我蜂物語にみえしごとくにて、今の不成就日にはあらず。

〔六七〕日觀要考一卷は、朝鮮人延享來聘の日記なり。其中に、

大井川　水悍架浮。辛卯行阻レ漲二日。

按ずるに、阻漲は川留なり。

山　水　山皆發ニ祖於東北一。故地東高西下。山大曰ニ富士一。湖大曰ニ琵琶一。嶺險曰ニ箱根一。餘不レ足レ論。

予先のとし崎陽にいたりし時、中國九州を經しに、此三にまさるものなし。韓客の語其要を得たりといふべし。

〔六八〕倂義堂の日工集に、讃州圓席似ニ圓蒲一。宜レ暖宜レ寒。箇樣無。從レ此小軒游息處。不レ愁ニ座客欠ニ氍毹一といふ詩あり。按ずるに、菅家の像に綱敷といへるあるは、讃州の圓席ならんかし。菅家讃岐守たりし事など思ひあはせて、好事のもの丶畫出しを、綱を敷たるなどいへるなるべし。又倂横川が京華集〔卷六〕、讃岐國福家藤盛顯。州之望族也。其所ニ絃歌一地曰ニ圓坐一。公築ニ別墅於是一。輞川平泉可ニ倂案一焉。とみえしも、讃岐圓座の事によりて名づけしなるべし。

〔六九〕世に劍に乘る仙人の圖を名づけて、上利劍といふは誤なり。これは呂純陽の海をわたる像なるべし。明雲間王嘉侯〔名昌會〕が詩話篇に、王文恪公年十二能作レ詩。有下以ニ呂純陽渡レ海像一求レ題者上。公援レ筆書曰。扇作レ帆乎。劍作レ舟。飄然眞渡ニ海洋秋一。饒他弱水三千里。終到ニ蓬萊第一洲一。公之氣宇已見ニ乎此一矣。これをみれば上利劍の名は杜撰なる事明し。列仙傳の鍾離權とは大に違へり。又詩の

王阮亭が香祖筆記〔卷十二〕、陳仲醇云。溧陽人家有二鍾離權書一。花押如二一劍狀一。則是神仙亦有二押字一。
上利劍の名これらによりて誤し歟。

〔七〇〕佛祖統紀に云、布袋背上有レ日。水戯之時人知レ之。今布袋の川わたりの圖あるは、これによるなるべし。

〔七一〕長崎にて竹の畫の贊を淸の胡兆新〔名振〕が書しをみしに、

乙丑春抄四月朔日

凌レ霜盡レ節無二人見一　終日虛レ心待二鳳來一

蘇門　胡兆新書

乙丑は文化二年なり。此とし四月朔日まで立夏の節にはあらざるゆゑに、春抄と書しなるべし。而白き書やうなり。

〔七二〕淸の江泰交〔名大來〕が畫し梅と蟹の畫に、花甲重逢乙丑春。法二元人筆於長崎山一と書しは、西遊記第二十回に、三藏問道。老施主高姓老者道姓王云々。又問。年壽幾何。道痴長六十一歲。行者道。好々花甲重逢矣。によりて、今のいはゆる本卦がへり也。又陳獻章が白沙子〔卷八〕に、六十一自壽の詩あり。此方の人、本卦がへりとて祝ふも、此事なるべし。

〔七三〕文化六年己巳の春、大師河原金剛山平間寺にてひとつの碑をみる。その面に、

寛永五年

南無阿彌陀佛

三月廿一日　　雪翁月盛居士

その背に

武州江戸京橋紀國屋櫻井又大夫。正月二日御靈夢所。六鄕大橋蒙二大師御筆一。此名號法名雪翁月盛

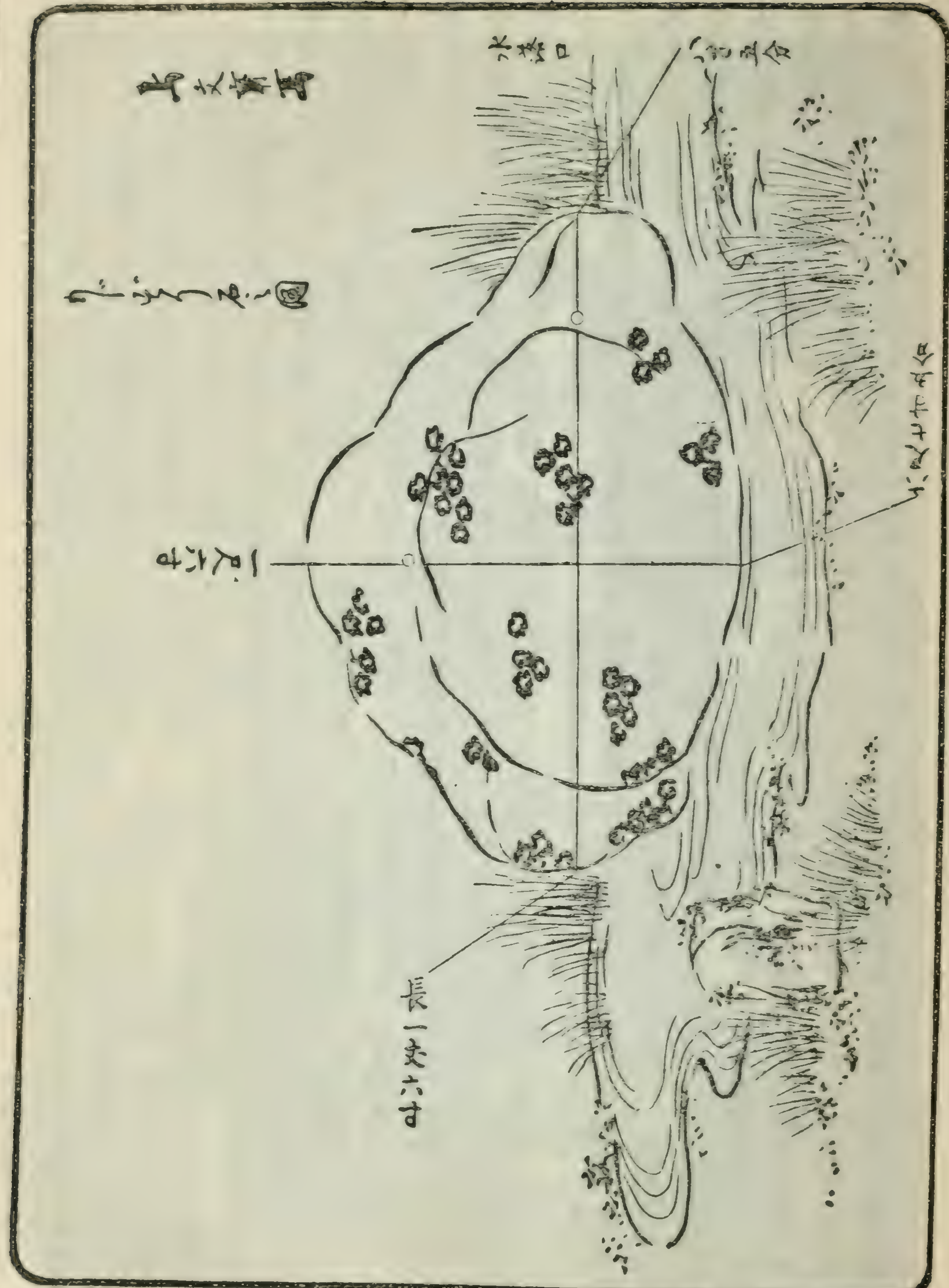
居士。萬人染ニ愚筆ヲ爲ニ供養ヲ也。

とほりつけたり。此文の心わかりがたく。いかなる事にやと思ひしに、其のち深井了意が東海道名所記をみれば、河崎の入口左のかたへ一里ほどゆけば、大師河原といふ在所あり。むかし弘法大師入唐して、わが御影をみづからつくり給ひ、流砂川にながし給ふ所に、年へてのちに此浦にながれより給ふを、獵師引あげ奉りてあがめしより、大師河原と名づく。其木像に牡蠣がらひしととりつきて今にあり。寛永年中の事にや。江戸京橋に紀國屋作内とて、一文不通の者、酒をつくりて商賣とす。しかるに作内ふかく此木像をたうとみ、つねにあゆみをはこびけるに、ある夜の夢に大師きたり玉ひて、六字の名號を書敎へ給ふ。夜あけて後きどくの事に思ひて、大師河原にまいりてげかうしけるに、六がうのはしの上にて筆一對をひろひてかへりしより、大師風の名號を俄にかき出し、その見事なる筆勢まことにたぐひなし。作内かたじけなく思ひ、まづ石塔に書てほりつけ、大師河原にたてたり。又紺紙金泥の名號をもかきてこめたり。其後人々かゝせてもちたるものどもいくらもあり。その外の事は一字をもしらざりきとなり。

但此文中に作内とあるは、櫻井の誤なり。音便によりてあやまれり。

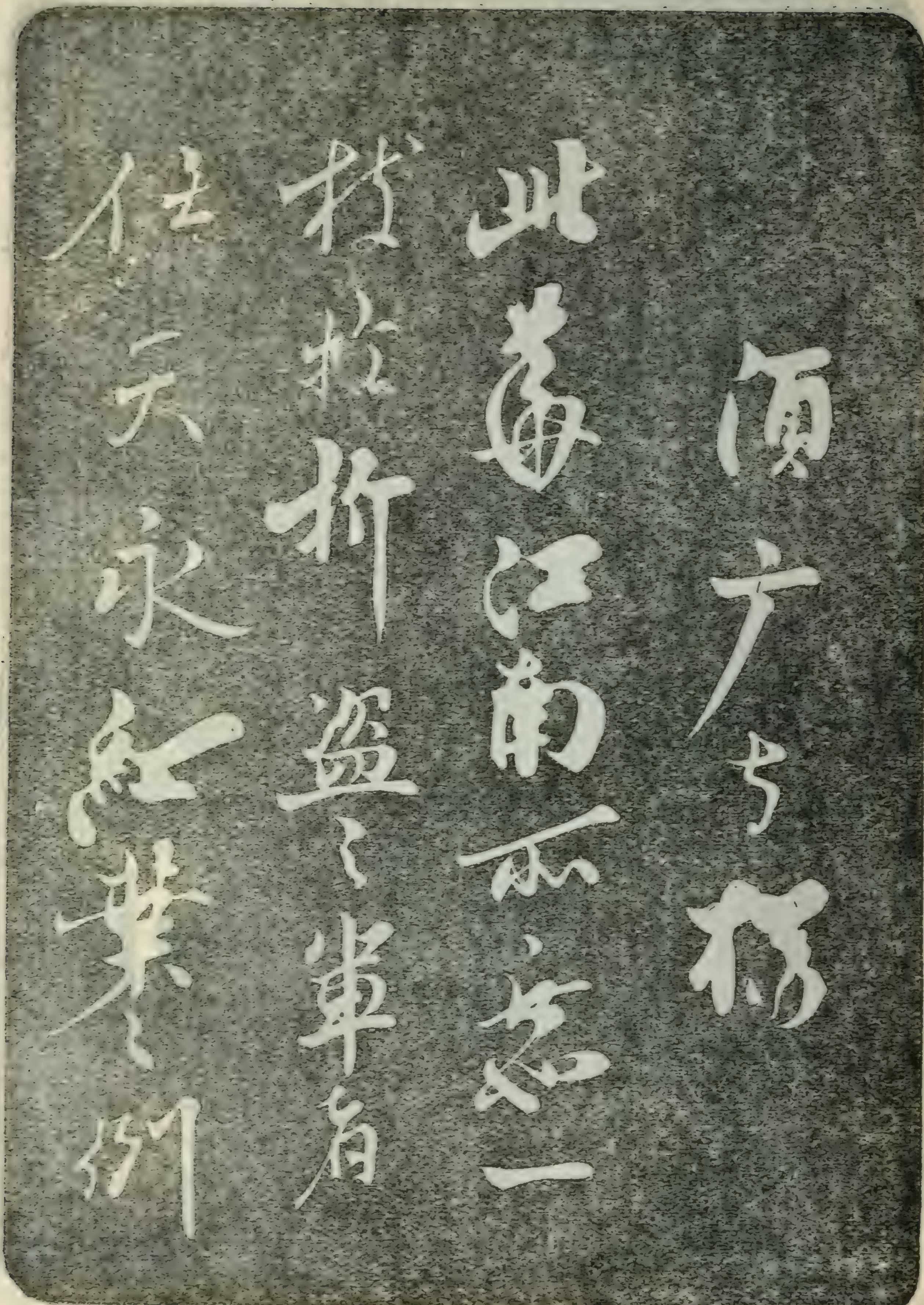
〔七四〕僧横川が京華集に、戊子五月廿七日宿ニ北岩藏松月菴ニ。庵主出ニ唐紙一片ヲ。請ニ余天神七字號ヲ。且求レ題ニ其上ニ。曾閲ニ北禪老師語錄ヲ。有下贊ニ六歳童所レ書七字ニ之語上。余亦傚レ之。六歳童者藍鶴滿丸云者歟とあり。按ずるに、鎌倉志に云、荏柄天神は神寳天神名號一幅鶴滿丸六歳書トアリ。相傳フ。親鸞上人ノ童名ナリト。

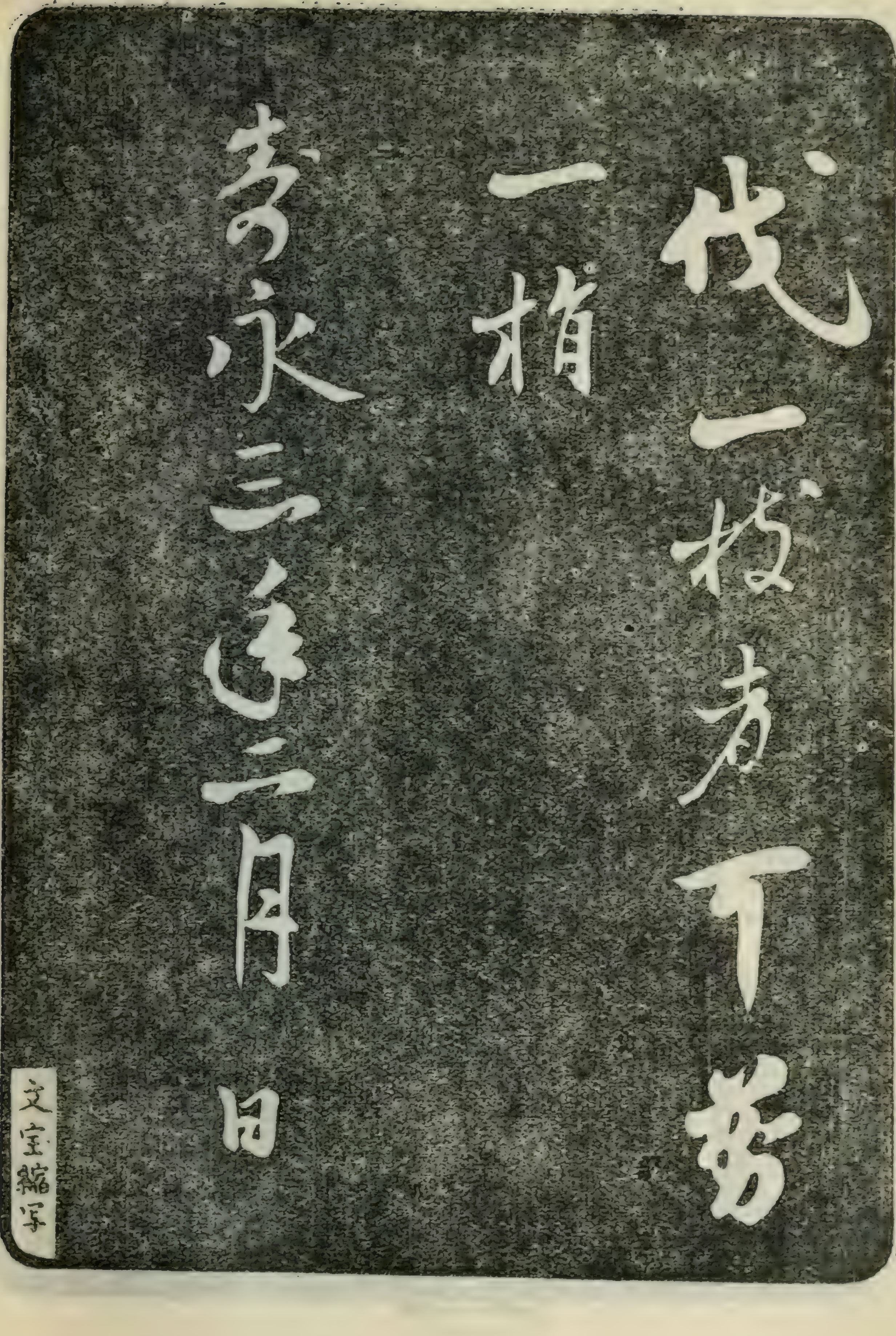
〔七五〕陸奥國福島領山口村に戾摺石あり。土人の說に、ある人のいへるは、昔年僧ありて忍の山に草庵を結て住けり。母あり家まづしくて世をわたる事かたかりしに、彼僧菴の砌に石ありけるに、千種の貌を石の面に彫て、丹青の筆にて染、細布にうつす。聞說、唐の綾服吳服の衣といふなるべし。其草


長一丈六寸
一尺六寸

の貌參差とみだれたる故にや。もじ摺といふのみ。この染、こはめづらかなりとて世の人是を翫ぶ。價にかへてそのしろ物を油にして來り、母を養ふ事を悅ひぬ。事さり星霜うつりゆきぬれば、石水中にうづもれて、綾の紋は亡ぬれども、名はおのが形ともに今に朽やらず。しかるに此山里の田夫奇なる石の功を失ひ侍りて、石のおもてを麥の葉にて磨ば、なき人の影見え侍るよし、いつの比よりなむいひならはしける。みまかれる人をしたひ歎ものは、春の時にいたれば、都鄙となく尋來て、麥の葉を求て石を磨ん事をすゝむる者すくなからず。里の賤耕田の荒なん事を悲て石を失んために、三十人餘の力者におほせて、邊なる池の中へおし倒しけりとなん。山の危き所に有ける故にや。子細もなく水中へ伏ぬるよし、其後自然に池の水絕て、眞砂地になりて、石の際にほそき水のながるゝまでなり。おもへらくまことに細布を染ける石なりけるにや。いにしへの人これを戾摺となん云めり。〔割註〕以上緣起文。」按ずるに、淸の王凝齋〔名摅〕が秋燈叢話〔卷十三〕、予邑之巫山險峭奇勝俯臨ニ大海一。始皇東遊不夜求ニ神仙一。曾登ニ其上一李斯奉レ命。篆文勒ニ石山巓一。百年前尚存。因ニ摸搨者衆一。邑人痨ニ於奔命一。乃仆ニ其碑於海一。爲ニ巖樹枝柯一所レ承得レ不レ墜。航レ海者皆望見レ之。和漢ともに人情はかはる事なし。

〔七六〕下學集云。江南所無梅一名也。但日本俗所レ呼歟。予謂。南宋范曄詩云。折レ梅逢ニ驛使一。乞ニ與隴頭人一。江南無レ所レ有。聊贈ニ一枝春一。蓋取ニ此第三句意一。而云ニ江南所無一歟。按ずるに、須磨寺に若木の櫻制札とて紙に書しものあり。其文に云、須磨寺櫻。此華江南所無也。一枝於ニ折盜之輩一者。任ニ天永紅葉之例一。伐ニ一枝一者可レ剪ニ一指一。壽永三年二月日とあり。われ此制札の文を疑ふ事久し。江南所無は梅の名なるを、櫻とせし事いかゞと思ひしが、文化元年七月のころ西遊して、此寺に入てまのあたり此書をみしに、須磨寺の櫻とかける櫻の字、紙のやぶれありて、さだかに見えわかず。源氏須磨卷に、若木のさくらさきそめてといへるに附會して、光源氏を源七郎とあやまれるにや。櫻に江南




伐一枝者可剪
一指
寿永三年二月 日
文宝縮写

所無の名ある事、いまだ聞も及ばず。戯に梅一もとを植て、此華、泰山府君なりといはまほしと利口せしが、此寺の門内に若木の櫻と標して、欄をもてかこひ一むら竹のしげれるを、源氏やしきと稱し、櫻壽院といへる坊もあれど、古にいはゆる成事不レ說の類なるべしと口をとぢてやみぬ。そのゝち岡西惟中が續無名抄をみれば、此事を論じて、たゞ梅の制札を、櫻の名木あれば取合て、須磨寺の什物としたるなるべしといへり。因に云、山陽軍鑑〔第四十品〕、關東上杉管領花の制札に、此櫻花一枝も折取候はゞ、あたり八開流罪死罪に仰付らるべき者也。仍如レ件。とたてられたるなり。扨又、信玄公、甲府穴山小路眞立寺と申す法花寺に、紅梅の甲斐一國の事は申に及ばず、近國にもさのみ多なし。さるにつき右の眞立寺より花の制札を申請につき、則禁制の札に、此花一枝一葉たりといふともたおりとる輩これあるにおいては、げんかうかうやうの例にまかせ申付べき者也。件の如しとあそはすも、子細は花といふものは、たゞよのつねのせいたうらうぜきにちがひ、花の主、是をおしむは又こん春のため、折とるはみぬものゝため、いづれもやさしき情あるに、るざい死罪はあまりなるとの義にて候以上。須磨寺の制札の文と、此制札の文をみて、その時世をしるべし。

〔七七〕淡海錄云。題二竹生島一。果南自休相州鎌倉建長寺僧。寓二佛通寺一。初居二藝州根谷一。因レ之曰二果自休一。聞說。江湖跨二半州一。撐レ天一島勢如レ浮。倚レ松撫去老龍骨。座レ石收來猛虎頭。綠樹影沈魚上レ樹。清波月落兎奔レ流。縉蹝高聳在二今古一。不斷神風濟渡舟。われかつて文化二年乙丑十月廿二日安藝國藝島にて經藏をみしに、轉法輪の三字の扁額ありて、釋自休筆とあり。此書自休の事を載て、初居二藝州根谷一とあれば、此自休の事なるべし。又鎌倉志〔卷六〕、兒淵の下に云、昔建長寺ノ廣德菴ニ自休藏主ト云僧アリ。奥州志信ノ人ナリ。江島ヘ百日參詣シケルニ、雪ノ下相承院ノ白菊ト云兒、是モ江島ヘ參詣シケルニ、自休藏主邂逅シテケリ。イカニモシテ忍ヨルベキ便ヲ云ケレドモ、絶テ其返事ダニナシ。猶サマ〴〵云聞スレハ、白菊センカタナクテ、或夜マギレ出テ、又江島ヘ行、扇子ニ歌ヲ書テ

渡守ヲ頼ミ、我ヲ尋ル人アラバ見セヨトテカクナン、

白菊トシノブノサトノ人トハヾ思ヒ入江ノ島トコタヘヨ

又、

ウキコトヲ思ヒ入江ノ島カゲニ捨ル命ハ波ノ下草

ト詠テ此淵ニ身ヲ投タリ。自休尋來テ此事ヲ聞、カク思ヒツヾケヽル、

懸崖嶮處捨二生涯一　十有餘霜在二刹那一　花質紅顔碎二岩石一　蛾眉翠黛接二塵砂一
衣襟只濕千行涙　扇子空留二首歌　相對無レ言愁思切　暮鐘爲レ孰促レ歸レ家

又歌ニ、

白菊ノ花ノナサケノ深キ海ニトモニ入江ノ島ゾ嬉シキ

ト詠テ共マヽ海ニ沈トナン。故ニ兒ガ淵ト名クトナリ。岩ノ間ニ白菊ガ石塔アリ。右ノ詩歌ハ滑稽詩文ニ載タリ。自休ガ像、法華堂ニアリ。同書〔巻二〕、法華堂ハ西御門ノ東ノ隅ナリ。相傳、頼朝持佛堂ノ名也。〔中略〕、又異相ナル僧ノ木像アリ。何人ノ像ト云事ヲ知人ナカリシニ、建長寺正統菴ノ住持顯應、此像ヲ修復シテ自休ガ像ト定メタリ。兒ガ淵ニ云傳ヘタル自休ハ是歟。又僧文之が南浦文集に、與二自休翁一書。自休翁亦木備之前州一勇士也とあり。此自休なりや。未レ詳。按ずるに、自休翁竹生島にまうでしと見えて詩あり。又藝州嚴島經藏の額を書しをみれば、いづれにも辨財天を信ぜし人とみゆ。

〔七八〕容齋四筆〔巻第十五〕に云、山南爲レ陽。水北爲レ陰。穀梁傳之語也。若二山北水南一則爲レ陰。故郡縣及地名多用レ之。今略叙二於此一云々。合二山水之稱レ陽者一百有五六十。至二陰字一則甚少。蓋而勢有背。自難レ立二國邑一耳。山之北者唯華陰山陰云々。水之南者汾陰蕩陰云々。僅三十而已。若二樂陽。南陽。合陽。被陽。富陽。〔割註〕屬二泰山一者。」呂陽。建陽。〔割註〕屬二東海一者。」武陽之類一。尚多有レ之。莫三能

知ニ其爲レ山爲レ水也。按ずるに、此方の地名を修するに、國號の下に陽の字を稱するも、又此類にてあながちになしといふべからず。

〔七九〕清人の說部に、明の代の事をさして前明といふ。前漢などいふ例とは違ひて、おかしき事と思ひしに、明東吳張爰平が賓綸錄の凡例に、國朝名公輩出不レ遑ニ前元一。集中目不レ可レ少云々。しかれば明の代にも元朝をさして前元といへり。又佩文齋書畫譜〔卷七十九〕、匏翁家藏集を引て、元趙孟頫乞レ藥手帖に、華亭陸悅道以レ醫名ニ於前元一云々。猶此外にもあまたあるべし。

〔八〇〕祇園執行日記云、南朝正平七年壬辰正月一日。三月十五日鎌倉殿入洛以來。又用ニ觀應三年九月廿六日一改ニ觀應三年一爲ニ文和元年一。依ニ代始一也。正月小六日堀川神人役ニ七種菜一。沙汰人行心法師持參。ナヅナ、ク、タチ、牛房、ヒジキ、芹、大根、アラメ、各方五寸折敷。次に各人也。此外鹽噌各一ツ。土器在レ之。按ずるに、是も又一種の七種といふべし。

〔八一〕柯山隨筆〔割註〕坂將曹平光淳、號靜山。云、太閤秀吉公奧州征伐の時、駿河清見寺に滯留まし〳〵けるとき、和歌を詠じ序を書て殘し玉ふ。眞筆今にかの寺の什物のひとつなり。予去し歲、芝岩老師に約して、彼寫をもとめて記し置ぬ。彼文に東夷征伐のため、天正十八年三月のはじめつかた、都をたちて行々て駿河國清見寺にいたりぬ。彼地の風景奇絕にして青詞にもたえ、ことに三保の松、田子の浦の月、富士の根の雪、眼前の眺望まことに其興淺からず。庭前の青葉がくれの花の色もめづらかに、何くれと駕をとゞむる事五六日、それより東のえびすをたいらげ、みちのおくまで行めぐり、こゝろのごとく國民をしたがへ、歸るさになりて、八月廿日あまり又この寺に着侍りければ、當寺の大輝長老、禪刹の正宗をつぎ、凡俗をのがれたる心を感じて、書院の交に召加へて語らせ侍りぬ。彌生にみし花の情などやう〳〵紅葉して、彼能因がかすみとゝもに出しかどの歌など思ひはせて、一首を殘し侍る、

清見潟ゆくてにみつる花の色いくほどもなくて紅葉しにけり

又かの浦の眺望を、

名にしおふ田子の浦波立かへりまたもきてみんふじのしら雪

この長老のために書つけつかはすものならし。

此外に西三條實澄卿自筆もありとなん。これをも寫し得てとゞめたり。左のごとし。

清見の勝景は天下の奇絶なり。馬をはしらしむる者は轡を委し、楫を鼓するものは棹をわすれ、徒よりゆく者は、十歩に九たび目をうつす。まことに八湘を捲て一望の中におさむるならし。予亂を避て京に赴く日、宿を此梵閣に投じて跡を備にこゝろなし。よりて兩詠一首を綴て、聊卑懐を述、蓋徐凝が後の嘲に傚としかいふ。

清見がた朝夕なぎにくらぶれは紅葉も花も淺き色哉

ゆきやらでやすらふ人の心よりきよみが關の名にやとめけん

兵馬飛レ塵滿ニ九衢一　百花春過未ニ曾甦一　莫レ言勝境無ニ常主一　萬里江山入ニ戰圖一

西都賓亞槐郎實澄。按ずるに、正三位權中納言なり。

〔八二〕石川丈山の覆醬集に云、秀吉關白扇銘應ニ前田卜牛之求一。後陽成院御製書レ扇賜ニ秀吉公一爲ニ伐レ韓餞一。按ずるに、達意の文、これよりよきはなし。

〔八三〕徂徠先生の手づからかきたまへる古今和歌集あり。奥書に、

去冬借ニ取種玉菴古今集解於碧祠子一而讀レ之。尋患ニ眼疾一辨ニ髦架上一。今春少差。氣體復レ初。繙ニ卷花前一傚ニ吟鳥邊一。定病後一勝事也。然苦ニ其題闕而人逸一。故又借ニ取白文於長賢法印一而合觀。然後彼此相照詞義易レ通。始信ニ唐詩和歌其興不レ遠。又知ニ知歌之有ニ古今一猶ニ唐詩之有ニ初盛一也。遂染レ筆暇日臆ニ寫白文一。今二月廿二日得レ終ニ其功一。乃賦ニ六韻一以題ニ其後一。

延喜往朝遇二聖君一。大和元氣又氤氳。維明二庶政一得二餘暇一。時勅二群臣一萃二遺文一。玉老秋風月啾々。紀生春雨艸芸々。士才李杜淸麗盡。公議古今玉石分。品二藻六臣一九原起。追二隨萬葉一百年間。人丸有レ道貫レ之一。又見二東方龍從一レ雲。

元祿庚午之春　　徂徠山人平景丸　〔雙松〕〔徂徠子〕

假名は麗しく光悅を學べるごとし。奥書は描くみゆ。加川元厚の家に藏る所の唐詩訓解も、徂徠の手書也といへるに似たり。元祿庚午は三年なれば、徂徠初年の手書なるべし。但平景丸の名はじめてみる所也。しかれども印に雙松の字あれば、徂徠の初の名なるべし。詩經に徂徠之松あり、陟二彼景山一松栢丸々といへる語もあれば、景丸を和歌の名として、カゲマロとも訓ぜしなるべし。かな序の細注ことの外に見事也。地名人名に朱引あり。濁字には朱點あり。先輩の苦心感ずるに餘あり。

【八四】藤本由己の春駒狂歌集〔一卷〕に、南郭服子遷の序あり。

人世開レ口大笑者。自レ古難レ得何也。因二快意難一レ得爾。雖レ然。滿レ堂溢レ場。揚レ眉露レ齒。且笑且倒。不レ任レ鉗レ口。而樂聲喧騰。嘈二々耳根一。不レ知二何言一者。今多有レ之。是彼豈不二快意一者。而文人才子不レ笑。風雲水石。花蟲魚鳥。吾不レ知二其於レ彼如何一耳。若夫會レ風集レ騷、拈レ題勒レ韻。或吟或詠。而奇趣横逸。爛二々眼前一。不レ能二自持一者。世何無レ之。是此亦何不二快意一者。而庸人孺子不レ笑何。翅庸人孺子不レ笑。風雲水石。花蟲魚鳥。吾不レ知二於レ此如何一耳。友人藤君由己。放言自快。始不レ求二快于人一。而一矯レ首。一轉レ舌。斐然爲レ章。脉然爲レ歌。似レ雅不レ古。似レ俗不レ野。亡レ問二文人才子一。亡レ問二庸人孺子一。能使二人々大笑自笑一也。至若。花爲レ之動レ鬐。鳥爲レ之躍レ趾。風之舞。雲之飛。水涌。石鳴。魚跳。蟲鼓。柔似レ有二笑態一者上。是果得二何道一也。想其藤君胸懐。不レ必レ雅。

不レ必レ俗。是以其快也。在レ雅亦得。在レ俗亦得。未ニ嘗有ニ所謂雅俗塊然者于其胸懷一。但其未ニ嘗有ニ所謂雅俗塊然者于其胸懷一也。天下大風流。大快活。其亦能有下過ニ藤君一者上乎。故非下獨使ニ人々一大笑上。而又能使下ニ造物者一爲レ之絶倒上也。千歳之後亦或有ニ古蒙莊者出一。一遇レ之。則其必以爲ニ開レ口大笑者旦暮遇下之也已。龍飛癸巳晩夏。

南郭散人題　字余 曰 子遷

按ずるに、龍飛癸巳とは正德三年なり。此序、初年の作にして、文集に載る事なし。藤木由己は理菴と稱す。柳澤家の醫なり。徂徠集に題ニ藤理菴卷一七絶あり。

稷下聲名自レ古聞。　彫龍炙轂日紛々。　最憐侍宴歸來晩。　懷レ肉還應レ餽ニ細君一。

〔八五〕豐後三浦安貞が詩轍に云、高師直、鹽冶判官ノ妻ニ貽ル、

返スサヘ手ヤフレケント思フニゾ我文ナガラ打モヲカレズ

ト云歌ヲ徂徠譯シテ、

我思ニ美人一貽ニ之書一　美人不レ見棄ニ庭除一　吾拾ニ吾書一歸十襲　心謂ニ美人手所レ觸

ト譯シタリ。

月ヲミントテ薄雲ミレバ空ニ知ラレヌ微雪フル

ト云フ歌、長崎ニテハヤリシヲ、或人、淸人ニ譯ヲ乞フ。淸人即吟シテ曰、

欲レ見ニ嫦娥一望ニ白雲一　春月朦朧微雪紛

是等切意ナルベシ。徂徠ノ譯、若韵アラバ翻詩トイハンモ可ナラン云々。近頃誹諧師蓼太が發句に、

さみだれやある夜ひそかに松の月

といへるを、淸人程劍南が詩につくりたるを見しに、

長夏草堂寂。　連宵聽レ雨眠。　何時懸ニ月色一。　松影落ニ庭前一。

按ずるに、惜らくは其情景をつくさず。杏園主人戯に、明人の日本風土記の例によりて左に譯す。

五月雨耶阿兒夜披促革尼松那月
五月雨やある夜ひそかに松の月

呼音　五月雨　撒密付列　夜　要　松　麽子　月　紫氣

讀法　撒密他刑耶阿兒要披促革尼麽子那紫氣

釋音　五月雨　正音　耶　助語　阿兒夜　一夜　披促革　徽　尼　助語　松　正音　那　助語　月　正音

切意　尋常五月多ニ陰雨一　一夜松　間微月　露

是にて明なるべし。

〔八六〕同書又云。八居題詠附錄ニ、新井白石容奇ノ詩アリ。曰、

倉下ニ瓊鋒一初試レ雪　紛々五節舞容閒　一痕明月茅渟里　幾片落花滋賀山
提レ劍麟臣詩ニ虎跡一　捲レ簾淸氏對ニ龍顏一　盆梅剪盡能留レ客　濟ニ得隆冬無レ限艱一

近刻日本詩史此詩ヲ載セテ曰、白石、冬日人ヲ訪フ。主人、容奇ノ字ヲ書シテ示ス。白石、是雪ナルヲ知テ此詩ヲ賦スト、杏園主人戯に、韓に倣、紫氣及法乃の詩をつくり、此に附記す。

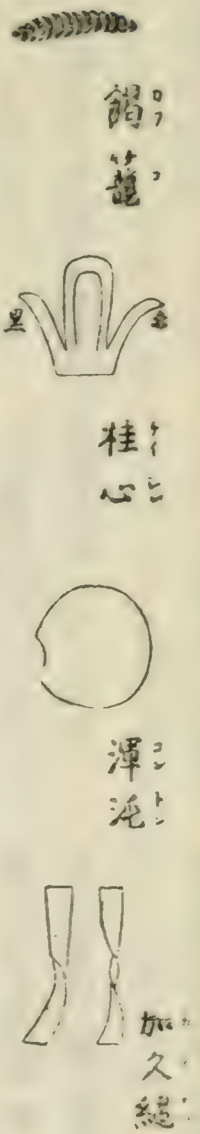
紫氣

日下會生第二尊　雲梯攀盡向ニ天門一　風光浪冷須磨浦　草色秋深武野原
回レ首星躔望ニ本國一　經レ年在ニ五哀ニ王孫一　何人更代ニ庭前桂一　逆旅良霄對ニ酒樽一

法乃

朝熊初發一枝花　百世流レ芳勢海涯　寧樂雲生連ニ吉野一　外山霞起隔ニ高砂一
萬樹寂々烟波冷　春宴朧々夜月斜　若得ニ幽魂化爲レ蝶　他生猶自在ニ江家一

〔八七〕東海平子交〔割註〕名維章、稱篠崎金吾。」朝野雜記に云、上世の干菓子四品アリ。其形左ノ如シ。



右四品、上世ノ干菓子ナリ。此外ニ更ニ無レ之。濱島内膳傳ヘテ。其圖ヲ藏ム。津村惣左衞門、予ニ傳フ。菓子ノ菓、艸冠アルハ訛ナリ。果子ト書ベシ。按ずるに、說文曰。果木實也。俗從レ艸者誤とあり。果子はもと木實なれども、すべての寒具を乾菓子といふ。源順和名鈔に、餢飳。〔割註〕四聲字苑曰餢飳餅。對ニ肉麪ニ裹煮レ之。」餲餅。〔割註〕四聲字苑名剪麪作ニ蝎蟲形ニ。俗云ニ餲餬ニ」あり。又歡喜團の下に、一名團喜、俗以ニ梅枝。桃枝。餲餬。桂心。黏臍。饆饠。䭔子。團喜ニ。謂ニ之八種唐果子ニとみえたれば、餲䬳、桂心、渾沌の三は、唐より傳へ、加久縄は此方の製なるべし。今の果子に加久縄の形したるを、俗にねぢがねといふにも、古今の語の雅俗をしるべし。近世都下乾果子の製造、年々に奇巧を競ふ事甚しきにつけても、上世の質朴を思ふべし。況や上世にわたらざる砂糖といふもの世に行はれてより。このかた天下の果子の味一變せるをや。

〔八八〕天野信景鹽尻に云、今の世味噌の字義しるべからず。或未醬と書。末豉汁の謂歟。按、宋孫穆雞林類事方言云。醬曰ニ密祖ニ云々。本朝の俗言味噌は密祖の音なり。俗高麗の言を用る歟。又僧道本蕉鳴草に云。崎陽寄ニ故園諸君子ニ詩云。不レ辨ニ殊方語ニ。山童在ニ指揮ニ。那知ニ鄕思瘦ニ。但說ニ味噌肥ニ。〔割註〕風俗以レ豆爲レ之。土語米棱食能肥レ人。」力レ疾酬ニ人事ニ。孤吟羨ニ鳥飛ニ。悲哉秋瑟瑟。長憶ニ舊柴扉ニ。又かた言といふ古板本に、味噌のから名を東坡とつけたるやうの事はやさしく侍る。按、三蘇といふ事歟とあり。

〔八九〕鰹節の事を、朝鮮の人はみなれざるか。干鰹如ニ牛角一。堅硬肉理似ニ古刀一。魚肉搗合成。磋切調ニ味於羹湯一。と日觀要攷に記せり。

〔九〇〕世俗鰻鱺に山椒をそへて食ふ事、證類本草云。食醫心鏡に、主ニ五痔瘻瘡殺蟲方一。鰻鱺魚一頭治。如ニ食法一切作レ片。炙着ニ椒鹽醤一調和食とあり。本草綱目引書に食醫鏡とはあれども、此事を漏せり。

〔九一〕菊の葉を油の漬あげにして食ふ事、五雜俎に、今人有下采ニ菊葉一煎ニ麵米一食レ之者上。其味香尤勝ニ枸杞餅一とあり。

〔九二〕菖蒲茶といふもの、五山の僧の詩集にみゆ。京華集云。菖蒲茶〔端午〕 薄福住レ山纔過レ旬。有レ茶無レ酒。遇ニ佳辰一。茱萸重九。菖蒲五。一椀中藏ニ萬斛春一。又鏤梅集云。菖蒲茶半丼鐺内煮ニ輕柔一。纖々蒲茶飽即休。九節靈苗供ニ一啜一。蜻蛉欵立釣絲頭。又蒲鞋。蒲劍。蒲帶等の詩あり。

蒲　鞋〔端午〕

九節編成隨ニ日鷗一　浮生四海一菟裘　漁翁披得避風雨　欲レ立蜻蜓亦自由

蒲　劍　伊州安國〔西堂〕梅室獨吟百首

天下曾令ニ下三尺一安上　滿池蒲葉莫ニ凝干一　晩風振起靑鋩影　水底蛟龍膽可レ寒

蒲　帶

風蒲一帶結依々　荆楚兒童端午衣　爲レ吊ニ靈均一吾太痩　靑々幾寸減ニ腰圍一

菖蒲を葉とし太刀とし帶としたるなり。此方の古六衛府の菖蒲輿、または菖蒲の枕を結びし類なるべし。

〔九三〕足利學校にある所の歸藏抄は、易の王弼注を片假名にて講義を書しものなり。首に周易要事記といふ篇あり。諸式を細に誌し、和漢易學傳來の事など委載たり。尾卷の末に、文明丁酉十月廿一日始

レ之、十一月廿一日終レ之。滴翠亭子としるし。萃萬と云篆印あり。其講義の中に間々當時の事を記し所あり。需ノ上六ノ條ニ云、鎌倉ニ易ヲ聞時、我師ヲバ喜禪ト云タゾ。其師ヲバ義臺ト云タゾ。其喜禪ノ語ラレタハ、我易ヲ傳フル時ニ、鎌倉持氏ノ亂ニワウゾ。其時、揲レ蓍天下ノ亂ヲ占フ時、コノ需ノ上六ニワウゾ。有二不レ速客三人來一云々。自レ爾以來、不レ見二其可否一。ソノ後ニ鎌倉ノナリヲ御ランゼヨト云ハレタリ。又其後重氏出頭ノ時、足利ニヲイテ易ヲ講ズル時、持氏ノ時ノ筮ノコトヲサタスルニ、其占、符節ヲ合セタルガ如シ。其故ハ重氏出頭兄弟三人、不レ速來テ重氏ヲ扶タリ。弟ハ美濃ノ土岐ニ養セラレテ雪ノ下殿ト云ク一人也。聖道デアツタゾ。又ノ弟ハ僧ガ一人アツタゾ。又重氏ノ一ノ兄ガ美濃ニアツタゾニ其ハ俗人ゾ。以上三人來テ重氏ヲ扶タゾ。重氏ツヽシミテ居ラレタニヨツテ貞吉也。今マデ無恙ナルハ奇特也。易ヲ信ジテ蓍ヲトラバ、違フコトハアルマイゾとあり。此たぐひなりと新樂閑叟の話なり。

南畝莠言 巻之二

〔一〕太平の代をさして升平の代といひ、又昇平の代といふ事、清の處閒子〔名德升〕が諸聲品字箋に見えたり。升平猶レ言ニ成平一。又升平言ニ升斗之價得レ平也。前漢梅福傳民有ニ三年之儲蓄一曰ニ升平一。又昇升也。日漸上升也。又昇平徽日當レ空六寓昇平矣。しからば升平といひ、昇平といふもの、義異なりとしるべし。

〔二〕長門本平家物語云、清盛仁安三年十一月十一日歳五十一にて病に犯されて、存命のために忽出家入道す。法名聖運ほどなく改名して淨海と號す。按ずるに、盛衰記、平家物語ともに聖運の名なし。盛衰記淨海作ニ靜海一是也。僧源空、淸盛の旗に題せる名號の末に、靜海七回忌のため書すとみえたり。公卿補任聖運作ニ淸蓮一。又日蓮上人御書錄內三十六に、行敏訴狀にも太政入道靜海とあり。

〔三〕同書云、嘉應二年十月十六日、小松內大臣重盛公の次男新三位中將資盛、其時は越前守たりし時、蓮臺野に出て小鷹狩をせられけるに、小侍ども二三十騎うちむれて鷹あまた居させて、鶉、ひばり追立て、折しも雪は降て枯野のけしき面白かりければ、終日かりくらして夕日山の端にかゝりければ歸られけるに、時の關白松殿基房、院の御所法住寺殿へまいらせ給ひて還御ありけるに、六角京極にて參逢。よるにてありければ殿下の御出ともしらず。越前守おどり勇みて世を世ともせざりけるうへ、召具したる侍ども、皆々十六七の若者にて、骨法を辨へたる者一人もなかりければ、殿下の御出ともいはず、一切下馬の禮義なし。按ずるに、平家物語嘉應二年十月十六日に、小松殿の次男新三位中將資盛、其時いまだ越前守とて生年十三になられけるが、雪ははだれに降たりけり。枯野の景色誠におもしろかりければ、若き侍共三十騎ばかりめしぐして、蓮臺野や紫野うこんの馬場にうち出て、鷹ど

もあまた居させ、うづら、雲雀を追立〳〵、ひねもすに狩くらしはくぼにおよび、六はらへこそ歸られけれ云々。盛衰記嘉應二年七月三日法勝寺へ御幸ありければ、當時の攝籙基房公〔號松殿〕、まいり給ひけり。還御の後殿下三條京極を過給ひけるに、三條面に女房の車あり。夕陽の影に車の中透てくもりなく見透る。烏帽子着たる者の乘たりける。居飼、御廐舍人等、車より下るべきよしせめけるに聞入れずぞやり過さんとしけるを、狼藉なりとて前の簾并にしたすだれを切落したりけるに、葛の袴を着たる男あり。車をはせてにげけるを、追かけてさん〳〵に打けり。車六角京極の小家にやり入にけり。件の男は太政入道の孫越前守資盛なりけり。彼人、笛をならはんとて、式部大輔雅盛が家に行たりけるが、歸ける間まいりあひにけり。保暦間記嘉應元年十月十二日に、重盛次男資盛小鷹狩して歸りけるに、時の關白松殿に參り逢ひたり。夜の事なりければときめき給ふ。入道の公達ともしらず云々。玉海嘉應二年七月三日今日法勝寺御八講初也。有御幸。攝政被參法勝寺之間。於途中越前守資盛、〔割註〕重盛公嫡男。〕乘女車相逢。而攝政舍人居飼等打破車事及恥辱云々。攝政皈家之後。以右大辨兼光爲使。相具舍人居飼等。遣重盛卿之許。任法可被勘當云々。亞相返上云々。五日癸未。〔中略〕、乘逢事大納言殊欝云々。仍攝政上臈隨身并前驅之人勘當。但隨身被下廳政所。等云々。又舍人居飼給檢非違使云々。十六日甲午。〔中略〕、或人云。昨日攝政被參法成寺。而二條京極邊群集伺殿下御出云々。是可搦前驅等之支度云々。仍自殿遣人被見之處。已有其實。仍御書被止之云々。末代之濫吹言語不及。悲乎生亂世之人見聞如此之事。宿業可愧云々。是則乘逢之意趣云々。

右の諸書を參考するに、盛衰記を以て正說とすべし。但殿下、事に會ふ事の條引つゞきて書て、其月の事のやうにきこゆ。又廿一日の朝六波羅の門の前に、おかしき事を造り物にしてをけりとかきつゞけたれば、廿一日の事とは見えたり。是又玉海に據るに、其年十月廿一日のこと也。長門本盛衰

記、平家物語ともに十月廿一日とありて、是ばかりは相違なし。たゞ保暦間記の説のみあやまれり。猶下に書す。又長門本平家物語に云、來廿一日主上の御元服の宣旨、殿下御參內あらんずる道にて待請申て、前駈御隨身等がもとゞりきれと下知しければ、その日になりて、中御門ゐのくま邊に六十餘騎の軍兵を揃て、殿下の御出を待うけたり。殿下はかゝる事ありとも知しめされず。主上明春の御元服の加冠さだめに、今日より大內の御直廬に、七日さふらはせおはしますべきにてければ、常の御出よりも引繕はせ給て、今度はたけんもんより入らせおはしますべきけしきにて、何こゝろなく中御門を西へ御出なりけるを、ゐのくま堀川の邊に、六十餘騎の軍兵待請まいらせて、射殺し切ころさねども、さん〴〵にかけちらして、〔中略〕、前駈六人次第に本鳥を切てけり。其中に藤藏人の大夫たか則が本鳥をきりけるゆゑに、汝が本鳥を切るにはあらず。汝が主の本鳥をきるなりといひ含めて是をきる。隨身十人が內右府生武光、同本鳥を切れけり。按ずるに、平家物語殿下御出あるべかんなり。いづくにてもまちうけ奉り、前駈御隨身どもが本鳥切て、資盛が耻すゝげとこそのたまひけれ。兵どもかしこまりうけ給つてまかりいづ。殿下、是をば夢にもしろしめされず。主上明年御げんぶく御かくわんはいくわんの御定のために、しばらく御直廬にあるべきにて、常の御出よりはひきつくろはせ給ふて、今度は待賢門より入御あるべきにて、中のみかどを西へ御出なるに、ゐのくまほり川の邊にて、六波羅の兵どもひた甲三百よき待かけ奉り、〔中略〕、いち〳〵にみなもとゞりをきる。ずいじん十人のうち、右の府生たけもとがもとゞりをもきられてけり。その中に藏人の大夫たかのりがもとゞりをきるとて、これはなんぢがもとゞりと思ふべからず。しうのもとゞりと思ふべしといひふくめてぞきつてける。盛衰記、堀川猪熊邊にて兵具したる者三十騎ばかりはしり出て、前駈等をからめとりけり。安藝權守高範ばかりぞ、御車にそひてはなれざりける。式部大夫長家、刑部大輔俊成、左の府生師峰等も本どりをきらる。結句車の物見打破り、太刀長刀

をすゝめければ、たゞ夢の御心地ぞし給ひける。高範車をまはしてあやつりふせぎけるを、難波太刀を拔て御車にむかひけり。高範心うさの餘りにはしりより、狼藉のやつ原なり。何者ぞとて組たほしてころびけるが、高範すくやかものにて、難波を押へて拳を把りつらをうつ。郎等、主を助けむとて高範が本どりを取引あげたり。玉海十月廿一日丁卯。〔中略〕、或人云。攝政參給之間。於二途中一有レ事。直給了云々。余驚遣レ人見レ之處。事已實。攝政參內之間。於二大炊御門堀川邊一。武勇者數多出來。前駈等悉引二落自レ馬了云々。廿二日戊辰。晴。〔中略〕、昨日事巷說種々。但前駈五人之中。於二四人一有レ被レ切二本鳥一了。又隨身一人同前駈五六許。于レ今在二大路一。見者所レ語也。前駈五人。〔割註〕高佐、高範、家輔、通定、六位一人不レ知レ名。〕此中通定一人不レ失レ髻云々。廿四日庚午。今日攝政殿參內。又重盛卿參內。武者甚多云々。按ずるに、玉海の說は日記なれば、これを以て正說とすべし。然れば殿下と資盛乘逢の事は、七月三日の事にして、殿下の隨身の髻をはらひしは十月廿一日の事なり。

〔四〕僧義堂の空華文集に、故征夷大將軍源公〔尊氏〕執政の初、曆應の間日本六十六州に一寺を草創して、皆安國寺と名づく。此寺も共一なりと、下總國天平山安國寺化鐘の疏にみえたり。又僧横川の京華集〔卷七〕に、山中右馬允橋守俊といふもの、梵漢兩字に寫ところの地藏を出して讚をこふ。所謂勝軍是なり。昔等持院大將軍〔尊氏〕いへる事あり。我三尺の劍を提て天下を馬上に定む。殺す所多しといへども十萬に過ず。工に命じて願王を造るもの十萬體、これを京の等持院の大殿に安置し、又勝軍を以て安置す。呼千古の龜鑑なり。僞る事あるものは此のごとしと稱美せり。此二の事は人のしらざる事なり。

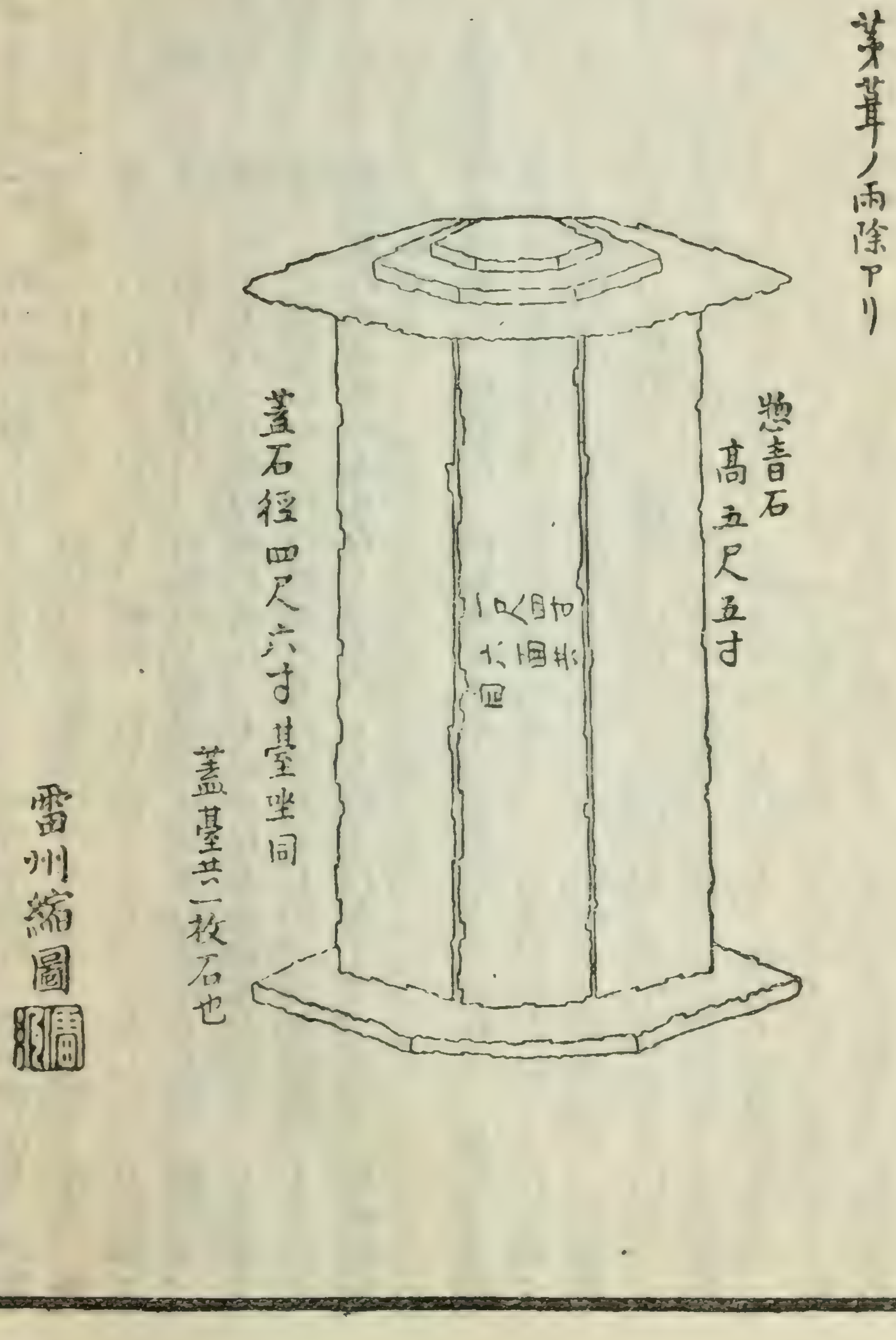
〔五〕正和壬子の年四月十二日、相州の海水の色赤に變じ、西は豆州駿州より、東は武州總州にいたるまで、海濱三百餘里の間、朱瀾丹濤、汪洋として漂へり。人民驚き怪みなげきあへりし時、虎關禪師、福

山に住せしが、海濱にゆきてみしに、紅の浪浩渺としてかぎりなく、平日みる所一滴の碧なし。禪師もこれを怪み、手を以て波を掬し、熟これをみるに、猶紅の粟を漿水にひたすがごとく黏り滑に、粒だちて魚の子を羮にしたるが、鼎底にのこれるに似たり。禪師、紙を割て水をつゝみしに、其紙濕ふといへども破れず。携へ歸て諸友にしめす。或は曰、滄溟の大變恐くは國家の災ならん歟。禪師云、玄中記に曰、東方に大魚あり。海をゆくもの一日魚の頭にあひ、七日めに其魚の尾をみる。其魚産するときは百里の水血となると、恐らくは是ならん。何の災かあらんとありしが、三日の後、もとの碧にかへりて四海無事なりきと、僧虎關の濟北集にみえたり。そのゝちいく程なくて、元亨、建武の亂おこれり。四海事なしともいふべからず。

〔六〕香月牛山〔名啓益〕、卷懷食鏡西瓜の條に、啓益按、西瓜は寛永年中に異邦より來れり。然れども義堂和尚の空華集に、和二西瓜一の詩あり。此時西瓜いまだあるべからず。しらず何物を以てこれを稱するや。或は此物古來ある所にして、其種亡びて近年亦異邦より來れるやといへり。按ずるに、空華集に和二西瓜詩一あり。西瓜今見生二東海一。剖破猶含二玉露漙一。種性不レ同二江北枳一。益レ人强似二麥門冬一。又僧岡玄達〔名直章〕、藥を徂徠物茂卿に贈る詩あり。調合進中芎藥湯。生薑一片煎如レ常。平生食物肝要事。唯許三午蒡與二大根一。此詩、藥方煎法食忌まで、一絕の中にこもれりと、井上子瓊の話なり。

〔七〕武州多摩郡柴崎村普濟寺に古き青石の碑あり。六面にして高さ六尺濶一尺五寸ばかり。蓋あり。座あり。六面ともに蓋と座に貫きたれば、地震にも傾く事なし。前の方の二面に二王を彫り。後の方の四面に順觀四天王を刻す。上の方には寶蓋しのやうなるものあり。側に延文六年辛丑七月六日〔割註〕施主性了立道圓判。とあれども、此年號は後に彫付たるものにして、二王四天の畫のさま、此方のものとはみへず。按ずるに、清王阮亭が池北偶談〔卷九〕、峴山韓秉人題名の條に云、襄陽峴山羊公祠有二石幢一枚一。凡六面。高六尺。每レ面濶九寸。有レ蓋。有レ座。一面直書下。第一行刻二使帖襄陽縣一。第二行

武州多麻郡紫崎村普濟寺石幢全圖









刻㆘淮慶曆七年十一月六日中書劄子襄州奏當州城南五里有㆓峴山一所㆒。上有㆓古祠碑㆒。又有㆘晉太傅㆖。〔割註〕已下俱磨滅。」僅存㆓聖旨字㆒。末行上有㆓帖到速採㆑石大字㆒。書㆓刻上作㆒。其四面界作㆓六層㆒刻㆑詩下題㆑名。又幢一臥㆓峴山上㆒。其文可㆑辨者十三字云々。又按ずるに、蒲州府志〔卷三〕、棲巖寺條下云、寺外石幢六。已折㆓其一幢㆒。皆刻㆓梵經㆒。不㆑知㆓何人書㆒。大要隋唐時也。これによりてみれば、普濟寺の六面の碑も蓋あり。座あり。高さも六尺程にて石幢といふものなるべし。此石幢といふ物、所々に有るとみえたり。

天寧寺塔幢。塔高十三尋。塔前一幢。書體遒美。開皇中立。〔帝城景物略〕

金剛經石幢。開元二十六年建。在㆓襄陽龍興寺㆒。〔輿地碑目〕

江陵府官石幢。貞元十年吳仲舒撰。〔輿地碑目〕

尙書省石幢記胡証作。元和八年。〔金石幢〕

白龍寺經幢。在㆓寧國府水陽鎭㆒。開成元年。〔輿地碑目〕

廣濟院石幢。在㆓蕪湖縣㆒。大中十二年。〔輿地碑目〕

廣濟院石幢。在㆓蕪湖縣㆒。乾符六年。〔輿地碑目〕

右の七幢の事は、佩文齋書畫譜〔割註〕卷六十二、六十三。」にみえし所なり。又江西石佩記。觀察支使試左武衞兵曹參軍來擇撰。泰和二年建云々。〔下略〕、格古要論に出たり。

〔八〕武州豐島郡赤塚といふ所に觀世音あり。東明寺と云。又松月院あり。むかし吾友岡部公脩〔割註〕名正懋、後剃髮號㆓素觀㆒。」菊池叔成〔名槇〕と同じく此地に遊びしが、舊友南條山人〔割註〕川名氏、名孟綽、字仲裕。」かつて松月院に寓居せしころ物語せしは、此地に廢たる寺あり。大堂といふ。古き鐘ありといひし故に、たづねてみしに、日くれかゝれば燭をかゝげてみるに、

武藏州豐島郡赤塚〔割註〕泉福寺、眞福寺。」兩寺鐘銘

驚ニ沈潜之幽蟄一。破ニ衆生之大夢一。莫レ先ニ於鐘一也。武州豊島彼兩寺者。前朝全盛之時所レ建。具體古招提也。獨欠ニ簨簴之器一。可レ謂ニ缺典一矣。今快賢阿闍梨幹ニ衆緣一鑄ニ巨鐘一。厥志勤矣。若夫豊嶺霜降。祇園月明。揚ニ音於大千沙界一。傳ニ響於未來無窮一。命ニ中岩一銘。銘曰。

武之豊郡　州之重鎭　崇崇福山　裒ニ我彦俊一
鳧氏范鏞　以落以釁　大扣大鳴　鯨吼霆震
啓レ昏迪レ迷　遐邇咸進　劫石有レ消　洪音無レ盡

暦應三年〔庚辰〕四月初八日筆執三位親慶
大工　平次五郎行次
勸進沙門右部阿闍梨快賢

公脩は古を好むの癖ありて、都下より三里餘へだゝれる道をいとはず、二日過て墨をたくはへゆき、三本を摺かへりて、叔成と予におくれり。安永六年丁酉十月九日の事にして、今は二子ともに泉下の客となれり。按ずるに、此銘を書し中岩は圓月と號す。中正子をあらはせしもの也。鎌倉志〔卷之二〕、建長寺の下に、梅洲菴佛種慧濟禪師。諱圓月。號ニ中岩一。嗣ニ法東陽一。當山四十二世。永和元年正月八日示寂。世壽七十とあり。泉福寺、眞福寺の兩寺に一鐘をともにせしも、古質なることなり。

〔九〕日蓮上人御書撰時抄に、「彼漢土ノ嘉祥等ハ、一百餘人ヲアツメテ天台大師ヲ聖人ト定タリ。今日本ノ七寺二百餘人ハ傳教大師ヲ聖人ト號シタテマツル云々。」按ずるに、七寺僧徒の數、これによりてそのすくなきをみるべし。同書〔割註〕錄外第七神國王御書。「漢土ノ寺ハ、十萬八千四十一所也。我朝山寺ハ十七萬一千三百十七所也。又日本國ノ叡山七寺、東寺、園城寺等ノ十七萬一千三十七所ノ山々寺々云々。」又〔割註〕錄外卷十五垂迹法門御書。「一日本國中社數一萬三千三十二所アリ。一佛法住所十七萬一千三十七所也。」此書をみて其時の寺社の數をしるべし。

〔一〇〕南郭翁〔服部元喬〕、栴垣寺古瓦の記のかな文一篇、翁手づからかきて肥後の曇龍上人におくられしを、金地院よりしば／＼翁に書給はん事をこはれしかば、うけひかれしが、いく程なくて身まかり給ひぬ。その草稿の家にありしを、其子中英〔名元雄〕翁の志をつぎて、金地院におくれり。さるを寺山妙有菴にいませし耆山上人のかり得て寫し置給ひしを、翁のかな文めづらしければこゝにしるす。

ひがきのおうなのうたその事をあはせて、後撰集、大和物語にあらはれたれば、人みなしる所なり。今はその跡、寺となりてなんあるといひ傳ふめり。肥後の曇龍上人、ふるさとよりふたゝび東にむかはんとて、ふるきをしのぶかたくなゝる翁が心ぐせを思ひはかりて、かの寺の瓦をもて傳へてあたへ給へり。朝夕なづさひみんに硯におしてんとて、其みちのたくみにことづけてこゝろむるに、いとかたしとていなびたればとゞめにけり。さばれひくとはなしに、琴を手まさぐりて過せしためしもあらざらめやは。さることがらのいみじうむかしおぼえて、もてあそぶばかりもこゝろひとつにおかしきわざなりや。おのれめでたしとみるのみかはの上人のはる／＼ふりはへたづさへたまへりしこゝろづくしの海ふかき情もすてがたきまゝに、ならはぬ女もじしてかきつくれば、にげなくこそおこがましけれ。かつはかの白川のみづから思へば老にける身の、今はた硯の墨の黒髪にたちかへるべきすぢもあらずかし。硯ならでも世をもてかぞふるものこそあれ。はかなきいのち毛の筆のすさみは、ながきもよしなしとてかきさしてやみつ。

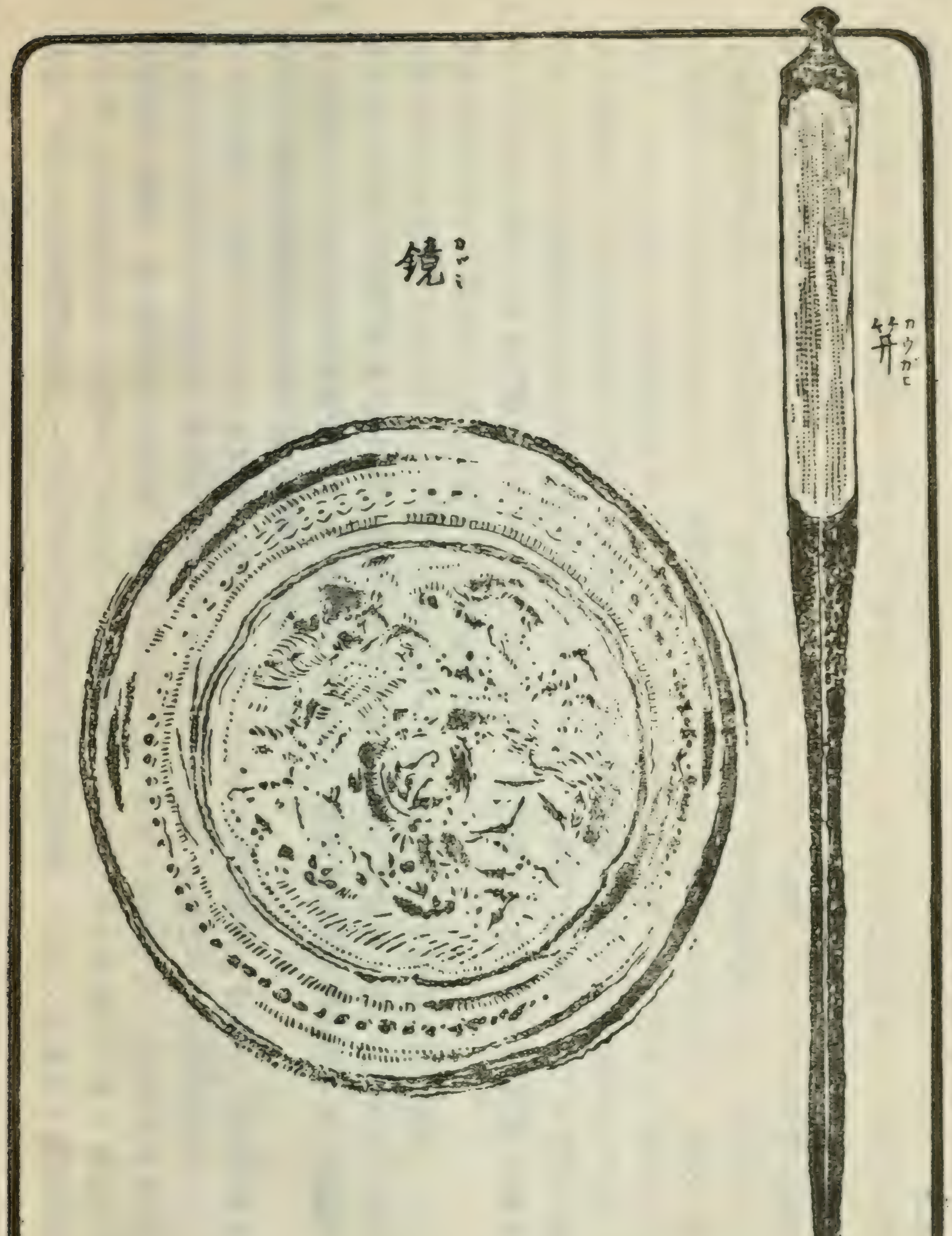
寶曆八年　　七十六翁　花押

〔一一〕世俗に新宅をつくれば三年の間煤を掃はぬ事、古きことなり。東鑑に、嘉禎二年十二月六日。爲ニ大膳權大夫奉行一。召ニ陰陽師等於御所一。歲末年始雜事日時勘ニ申之一。御煤拂事有ニ相論一。文元朝臣申云。新造者三ケ年之內可レ有ニ其憚一云々。〔中略〕、所詮此條無ニ證處一。然者無ニ煤拂御沙汰一可レ宜歟之由被ニ仰出一之間。各不レ申ニ子細一也。又明袁中郎集〔卷十四〕、歲時紀異云。十二月云々。二十七掃ニ屋塵一曰ニ

除殘一。又明王在晉海防纂要。十二月二十六日在レ軫。俗云掃塵風。又淸の沈歸愚が國朝詩別裁〔卷二十〕に、張自超が掃塵行の詩をのせたり。掃塵練日臘三七。細竹長竿風捲疾。歲々荒村守ニ敝廬一。家家淨掃迎ニ新吉一。掃ニ遍瓦椽一及ニ四圍一。甑中之塵凝不レ飛。朝來坐曝茅簷下。垢面相逢猶苦レ飢。此方の煤掃のさまにかはる事なし。今江戶の俗十二月十三日を用ひ、京都の人は廿日を用ゆといふ。南郭服先生〔元喬〕、每年十二月十三日煤掃を避て、東海寺の中なる少林院に詩會あり。これを掃塵會といひしよし、靑山妙有菴にいませし者山法師の物語なりき。

〔一二〕此方の人十月五日を達磨忌といふ。廻向双紙〔卷下〕、諸歎佛偈并伏願句の中に、群機有レ賴。播ニ楊少室之家風一。妙智無レ窮成ニ就大乘之根器一。〔割註〕達磨千季忌之伏願之句也。大平五年乙酉十月五日東山建仁月州和尙作。」とあり。十月五日のだるま忌もふるき事なり。今淸朝の時憲書に、十月初五達磨祖師聖誕とあり。誕生日と忌日とはいづれか是ならん。

〔一三〕八丈嶋宗福寺の主僧契譽病ありて、その弟江戶深川六間堀にすめる山下宗德〔稱ニ嘉傳次一〕の家にありて、若州の醫官杉田伯元〔名公勤〕の治療をうけし時、八丈嶋の事をかたる。この僧は鎭西八郞爲朝の後裔なり。保元年中爲朝、伊豆の大島に流されて諸嶋を威服し、久く八丈島にありしが、又鬼が島にうつれり。〔割註〕今の靑が島なり。」其うたるゝ時、一矢を射て軍船をくつがへし、家にかへりて腹きりて死す。その地は今の小島にて、爲朝明神の社あり。爲朝の妾の子爲宗といふ。長じて僧となりて一寺を西山にたてゝ父の冥福をとひ、香爐山彌陀寺といふ。肉食妻帶帶刀して、子孫相つゞきて住持す。永享年中に西山に火おこりて彌陀寺も又やけぬ。その時の主僧、寺を今の大賀郡大里原にうつせり。時に武州金川に奧山宗鱗〔一作レ林〕といふ者あり。交易を通じて此島を奪ひし時、此寺も金川の宗興寺に屬し、瓶峯山宗福寺とあらため、曹洞宗となる。是を中興の開山とす。それより以下今の契譽にいたりて十五世なり。いつの頃よりか豆州下田の海善寺に屬して淨土宗となれり。爲朝より今に



鏡 カヾミ
笄 カウガヒ

硯(スヾリ)



右三品　　文寶亭描寫

いたる迄七百年に近く、血統相つぎて絶えず。寛政の頃、命ありて新田を繼く事あり。此地も又他にうつりし時、二の石槨をほり出せり。その中に種々の器ありしが、鏡三面、笄一ツ、硯一ツ、皿一枚のみのこれり。刀の類もありしが朽そこなはれて、その形もわかちがたし。伯元今は玄伯といふ。鵠齋玄白翁の子なり。

按ずるに、今川記に云、當時源氏ノ正統ヲ申奉ルニ、義國ノ御子一男義重新田初也。次男義康足利殿是□□□□□□先祖義康ノ御子ニ一男矢田判官義清、木曾殿ト同時ニ責上リ、備中國水島合戰ニ討死也。二男足利判官義房者、賴政ニ一味シ、宇治川合戰ニ討死シ給フ。三男上總介義兼ゾ、義康ノ家督ヲバ御相續ナリ。

義兼者、實ハ八郎爲朝ノ子也シヲ、義康ノヒソカニ養ヒ給ヒケルト也。御長九尺計ニテ、チカラ人ニ勝レ給ヒ、義兼ハ此事知シメサスニヤ。頼朝ハヒソカニ知シ召給ヒケルト也。頼朝ハキンシ給ヒ、人ガラモ穩便ニマシ〳〵ケレバ、時政ガ聟ニナシ被レ申ケルト也。然ハ頼朝ト義兼モ從弟ニテ、又相聟ナリ。去程ニ新田殿ヨリ足利殿御末繁昌シ、代々北條家ト結ビ給シ也。

義兼ノ實父爲朝ハ、高名ノ合戰二十度、人ヲ殺事數不レ知。然共一人トシテ非義ノ敵ヲ不レ打。古今無双ノ强弓ニテアレドモ、漁獵ノ遊ヲ不レ好。慈悲ヲ先トシテ父母ヱ孝アリ。禮義ヲ專トシ、一心ニ地藏ヲ奉レ念。去故ニヤ。現在ニテ荒神ノ樣ニ恐シカドモ、子孫ハ殘リテ天下ノ武將トシテ□□□□ニ殘リ給フ。不思議ノ御事也。

義兼ノ御子左馬頭義氏、御法名正義、北條義時ノ聟也。其御子一男足利五郎長氏上總介、二男義繼、三男泰氏宮内大輔平石殿ト申。此御母義時ノ息女ノ腹ニテ、左馬入道殿ノ家督ヲ相續ニテ惣領ニ立給フ。泰氏又最明寺殿ノ妹聟ニテ、式部太夫頼氏ヲ生給フ。頼氏ノ御子家時伊豫守、其御子貞氏讃岐守殿、其御子尊氏將軍等持院樣是ナリ。其御弟直義大休寺殿、今ノ鎌倉ノ初ナリ。尊氏公ハ北條相模守久時ノ聟也。寶篋院御母是也。加樣ニ代々先代ノ御緣邊ニテ、□□ノ御威勢源家ノ棟梁ニテマシ〳〵ケルトカヤ。予かつて今川記をよみて、爲朝の子孫繁昌せる事をしれり。今又八丈じま宗福寺の事をみて、ます〳〵積善の家の餘慶あることを信ずるにたれり。

〔一四〕北村季吟翁の墓は、池の端茅町正慶寺にあり。昔年ゆきてみし事あり。其墓に、

花もみつほとゝぎすをもまちいでつこの世後の世おもふことなき

再昌院法印季吟先生

寶永二乙酉年六月十五日八十二歳卒

と彫つけたり。此うた、辭世の歌にあらず。しかれども季吟翁疏儀莊の記の末に、猶日ながき折は、き

し母のおはす曹司谷も遠からず。護國寺の大ひざのみまへにもたどはひわたるほどなれど、老のあゆみに猶ちかければ、新はせでらにまうでゝ、不動尊の堂下より西みなみにかたふく日影に杖をたてゝ、時しらぬ富士のしら雪をながめ、千町の田面のみどりになびく風に涼みて、しばらくいきをのべつ。かくて、

八十年來筆硯間　逍二遙歌苑一老心閑　一望士嶺千秋雪　雲帶二淸風一往又還

初かりのいなばにおつる聲はあれどうへし田面になく郭公

花もみつほとゝぎすをも待いでつこの世後の世思ふ事なき

となんよみて、疏儀莊に歸れば日くれぬ。宵過て月、松の上にさし出てあきらけく、こゝにはけふみし花の色もみえず。鳥の聲も聞えず。かの桐火桶の餘薫あるかなきかに、ものゝ端にとゞまれり。寶永二年五月初つかた、法印季吟、口にまかせふんでにまかす。〔以上文〕、按ずるに、此うたまことに絕筆なるべし。元祿十六年正月二十九日、八十の賀の祝せし事も記中に見ゆ。

〔一五〕東坡が前後赤壁の事は人のよくしる所也。其年十二月十九日又赤壁に遊ぶ事あり。古文眞寶抄卷首に、

韓私云。建仁常庵和尙之古文眞寶ハ唐本也。此本ニ云、古文眞寶箋注釋大全卷之一ト下ニ、松塢門人京兆劉剡音校。永陽鱗峯後學黃堅編集トアルホドニ無レ疑乎。但先輩不レ見二此本一とあり。按ずるに、韓とは濟韓長老にや。

前赤壁賦、凡赤壁ト云處五アリ。周瑜ガ曹公ヲ破ルハ江夏ノ赤壁ナリ。東坡ガ賦ツクルハ黃州ノ赤壁也。元豐五年壬戌東坡四十七歲ニテ黃州ニ在リ。其年ノ七月旣望ニ、赤壁ニ遊テ赤壁賦ヲ作ル。又同十月望ニ赤壁ニ遊テ後賦ヲ作ル。又同十二月十九ハ坡ガ生日也。此日赤壁ニ遊ト、施宿年譜傅藻ガ紀年錄等ニアリ。然ラバ元豐五年壬戌一年ノ中、三回赤壁ノ遊ヲナス。賦ハ七月ト十月トニ兩度作ル也。東

坡文集又紀年錄ニハ前ノ字ナシ。後人開板ノ時加レ之乎。按ずるに、傅藻東坡紀年錄云。元豐五年壬戌〔割註〕先生四十七歳。」七月云々。既望泛ニ舟於赤壁之下一作ニ赤壁賦一。又懷レ古作ニ念奴嬌一。十月望歩レ自ニ雪堂一歸ニ於臨皐一。二客從レ之。過ニ黄泥之坂一。復遊ニ赤壁之下一。作ニ赤壁後賦一。十二月十九東坡生日也。置ニ酒赤壁磯下一踞ニ高峯一。俯ニ鵲巣一。酒酣笛聲起ニ於江上一。客有ニ郭古二生一。頗知レ音。謂レ坡曰。笛聲有ニ新意一非ニ俗工一也。使ニレ人問一レ之。則進士李委聞ニ坡生日一作ニ新曲一。曰ニ鶴南飛一以獻。呼レ之使レ前。則青巾紫裘腰笛而已。既奏ニ新曲一。又快作ニ數弄一。嘹然有ニ穿レ雲裂レ石之聲一。坐客皆引滿醉倒。委求レ詩作ニ一絶句一。王郎以レ詩見レ慶。次ニ其韻一。又按ずるに、倚萬里の長中香〔巻五〕に云、子瞻詩句妙ニ一世一。乃云。效ニ庭堅體一。蓋退之戲效ニ孟郊樊宗師一之比云々。詩赤壁風笛句注、漁隱叢話後集二十六東坡云、元豐五年十二月十九日東坡生日也。置ニ酒赤壁磯下一。踞ニ高峯一俯ニ鵲巣一。酒酣笛聲起ニ於江上一。客有ニ古郭二生一。頗知レ音。謂レ坡曰。笛聲有ニ新意一非ニ俗工一也。使ニレ人問一レ之。則進士李委聞ニ坡生日一作ニ新曲一。曰ニ鶴南飛一以獻。呼レ之使レ前。則青巾紫裘腰笛而已。既奏ニ新曲一。又快作ニ數弄一。嘹然有ニ穿レ雲裂レ石之聲一。坐客皆引滿醉倒。委袖出ニ嘉紙一幅一曰。吾無レ求ニ於公一。得ニ一絶句一足矣。坡笑而從レ之。詩云。

山頭孤鶴向レ南飛　載レ我南遊到ニ九疑一　下界何人也吹レ笛　可レ憐時復犯ニ龜茲一

苕溪漁隱曰。西淸詩話云。余嘗觀ニ唐人西域記一言。龜茲國王與ニ臣庶一。知レ樂者於ニ大山間一聽ニ風水聲一。均節成レ音。後飜入ニ中國一。如ニ伊州凉州甘州一。皆龜茲至也云々。仙溪傅藻所レ編東坡紀年錄云。元豐五年壬戌先生四十七歳。七月既望。泛ニ舟於赤壁之下一。作ニ赤壁賦一。十月望歩レ自ニ雪堂一歸ニ於臨皐一。二客從レ之。過ニ黄泥之坂一。復遊ニ赤壁之下一。作ニ赤壁後賦一。十二月十九東坡生日也。置ニ酒赤壁磯下一。踞ニ高峯一。俯ニ鵲巣一。酒酣笛聲起ニ於江上一。客有ニ郭古二生一云々。與ニ漁隱叢話一同。

某謂。漁隱叢話幷仙溪紀年錄等所レ載。元豐五年壬戌東坡遊ニ黄州之赤壁一。蓋三度也。其第一則七月十

五前赤壁也。其第二則十月十五後赤壁也。其第三則十二月十九日爲二吹レ笛李委一作レ詩之時也云々。又五羊王宗稷東坡年譜。元豐五年壬戌の下には、十二月十九日の事を載る事なし。古文抄に引所の施宿年譜なるもの未レ考。但王宗稷が譜には、仁宗皇帝景祐三年丙子。先生生二於是年十二月十九日乙卯時一。按。先生送二沈逵一詩云。嗟我與レ君皆丙子。又有下贈二長蘆長老一詩上云。與レ公同二丙子一三萬六千日。又按。玉局文云。十二月十九日東坡生日置二酒赤壁磯上一。と見えたり。

享和二年壬戌十二月十九日に、七月既望の盟をつぎて、再び墨田川に舟を泛べて月見し事ありき。同遊の者七人所謂篠本〔廉〕竹堂、鈴木〔恭〕白藤、井上〔玖〕子瓊。鱸〔文〕猶人。山本〔謙〕德甫。中村〔亮〕子寅。昔聘樂地堂等なり。予、戯に賦のやうなるものをつくりて、一時の遊を記せり。人みなこれを後々赤壁賦といはんなど笑ひ興じき。

遊二墨水一賦幷序　杏園主人

是歲壬戌七月既望。與二諸子一泛二舟墨水一。欽二於蘇公赤壁之遊一也。十月之望有レ疾不レ果。若夫諸子一則復遊レ之矣。按。蘇公年譜及記年錄。十二月十九爲二生日一。置二酒赤壁一。然則壬戌三遊二赤壁一。而前後二賦膾二炙人口一。生日之遊人不二或記一。蓋以レ無二其文一也。是日陰雲新霽天氣肅然。乃與二非鱸一二生一昏暮敲二竹堂門一。主人欣然相迎。酒二三行。豪氣十倍。又促二山村二子一訪二白藤書齋一。相携而出。道過二樂地堂一。與會二生門市一。買レ舟復遊二於墨水之上一。斯遊也不レ期而得二友七人一。亦不レ奇乎。因不二自量一。作二爲斯文一。其辭曰。乘二墨水之長流一。擬二赤壁之舊遊一。提二挈芝蘭之交一。容二與竹葉之舟一。廻二茗溪一下二柳堤一。出二曲岸一望二東西一。兩國之橋宛如二虹霓一。霜氣滿レ天。北風凄其。積陰蒼茫。不レ可二端倪一。時乃萬物閉塞。群動滅息。流光湜々。水波如レ織。寒月揚レ色。玉缺石泐。裂二三派之素練一。啓二九重之淵默一。皎兮如二氷雪之逼一。卓乎如二斷山之嶷一。恍焉惚焉。如二神仙之不レ可レ測也。客〔山德甫〕有下操二絲桐一者上。新得二古琴一。沈思而高吟。器冷絃調。山虛水深。峩峩之德。洋々之音。得二之絃手一。而應二於閑心一。漸

近二自然一。餘音悟々。於レ是合レ尊促レ坐。獻酬交錯。放二肆大川一。談笑嘔噱。不レ知舟揖之樂二形骸一邪。抑形骸之載二營魄一邪。蘇公逝矣。天地非レ昨。至レ今七百二十甲子。孰知下有二今夕一者上。上下千年唯有二孤鶴一。

〔一六〕僧周興が半陶稿にいはく、古の人、生を養ふものは、その枕を高くせず。おほむね始はこれを高くして、やうやくこれを低くす。故に紙を以て枕とし、日ごとにすこしづゝ減ず。是第一養生の妙術なり。服二藥百褁一。不レ如二一宵低枕一。といへるもこの事也。高枕表號の說、代二桃源師一の文にみえたり。

〔一七〕同書にいはく、宋人西湖詩曰。却將二錦樣與二花地一。變作二元暉水墨圖一。元暉とは何人ぞ。吾雪舟首座是也と、四暮圖一暮一幅、楊知客筆に題する文に見えたり。元暉といひ、楊知客といふ。みな雪舟の事にして、そのもろこしに賞せらるゝ事かくのごとし。

〔一八〕足利氏の比、五山の僧の學問に史記家と漢書家とわかれ、書物に師行、未師行といふ事あり。〔割註〕臥雲日件錄文安三年の條に、施行、未施行とあり。假名書にて通用するなるべし。」僧蕉了が史記抄に云、今史記家ト漢書家トノ讀クセヲ見ルニ、史記家ノ點ハ猶モ念比ニクワシイ讀クセガアルゾ。漢書家ハ尋常ナル文字讀ガマダ多ゾ。サルホドニカ。妙智ノアソバスヲ、家ノ人ハマダモ本式ニハナイトテソシル人ガアルト、古老僧ノアツタガ云ワレタヲ、聽所デ云ワレタト思タガ、史記家カラハサフ思フ事モアラウゾ。妙智ノ仰セラレシハ、史記ト後漢書トニハ家ノ點本ガアルゾ。師行シタホドニゾ。前漢書ハ未師行ホドニ家ノ點本ハフツトアルマイト仰セラレタゾ。サアレバコソ、世間ニイツタウナカルラウ(マヽ)ゾ。一條關白殿ニハ帝紀十二卷バカリ家ノ點本ガアツタゾ。サテハ東山ニ昆布屋ノ山莊ニ列傳ガアリタガ、多缺テ全備ハセヌゾ。ツヨク執シタ本ト見ヘテ、金銀薄紙ヲ以テ有レ說ト而ニ貼シテ、其裏ニ師說ヲカイタゾ。師說ガ重寶ヂヤゾ。史記ニモ師說トテアルゾ。サテハ常德慶雲ト

云寮ニ一部折本ノ家點アリ。其ワザホドノ點デモナイゾ。サル時ハ未師行ハ治定ナリ。小クアルモ至ハナイゾ。往々ニハアラバヤゾ。妙智ハ惠林院ノ御影カラ相傳シテアソバシタゾ。惠林ハ家ノ人ニ傳授アツタゾ。サルホドニ漢書ノ家ト我モヲボシ、世人モ皆心得タゾ。既ニ師行ガナクバ、惠林妙智ノ師行ガ本ナリ。帝紀ノ第一カラシテ、列傳ノ四十三マデハ、聽聞シテ聽ガキヲシテ置タゾ。其中ニ二十二カラ二十六マデハ、用堂ノ死ナレテ中陰ニ居タホドニ闕所アリ。サテハ一度モ不闕ゾ。サルホドニ遲クマイレバ御待アツタゾ。座敷デモアレカワラナンダゾ。益之ヤ月翁モツカレタゾ。亂前ニ鱗統淑之三子ヲ携ヘテ禮ニマイリタレバ、酒ヲ御出アツテ御氣息ヨゲニアツシホドニ、漢書未レ了。遺憾不レ淺ヲ申シタレバ、樣モイルマイ。只以前ノ讀ダヲ以テ讀メト仰セラレタゾ。アレドモ同クハ受マイラセタイト申シタレバ、其時分ハヤ御目ガ一向ニ御ミエナカツタホドニ、目ダニ見ヘバヤスイ事ナレドモ、チツトモ不レ見ホドニカナウマイゾト仰セラレタゾ。ソコデ愚ガササウラワバ、身御前デ讀サフズ。チガウ處デ御ナヲシアリテ、義理ヲモ仰セラレウ處ヲバ仰セラレテ、御キカセアレト申シタレバ、サラバヨイ事ヂヤ。御邊ニモ聽タガル人ドモガアルホドニトテ、四五日ノ中ニ始メウトシタレバ、淑侍者ガ執爵申シタニ、湯ヲ御スゴシアツテカラ、〔頭書〕按ニ湯ハ般若湯ナルベシ。禪家語殊勝ナリ。」咳嗽ヲメサレテ、ワキヘヒキツメ／＼スルトテ、若ナヲリタラバ、サウヲ申サフトテ、御ノベアツテ不レ幾。此亂ガ出來タホドニ、今マデノ遺恨ナリ。帝紀十一卷ト列傳二十一ヨリ至三十一マデノ聽書ヲバ、横川ノ借テ人ニアツラヘテ寫ストテ失ワレタゾ。嵯峨ニ普明國師ノ弟子ニ施玉林トテ漢書ヲ讀マレタゾ。近ゴロノ幢立之ハ其弟子ナリ。是モ漢書ノ家ト思ワレタゾ。立之ノ法眷ニ西堂ノアツタガ、名譽ノ史學ニ達シタ人デアツタゾ。小人デイラレタシ、時ニ此人ニヨツテ念者ガ人ヲ殺シタホドニ、其樣ナコトニチツト輕忽ナ事ガアツタト云ゾ。天龍寺參暇西堂デ稜嚴會ノ中デ、〔頭書〕稜ハ楞、假名ガキナリ。」維那ガ三段ノ燒香ヲ遲クスルトテワルク云ワレタホドニ、維那カハカテムズトク

ウデコキヤウテカラ、龍華ニ延慶ト云寮ノアルニヒツコウテ居ラレタゾ。西胤ノ弟子ニ等慶藏主トテ、史學ヲ專ニシタ人ガアツタゾ。其ノ西堂ニ習タゾ。宋元通鑑ヲモ講ゼラレタゾ。ヲレハ三劉宋祁ノ本ハモツタリ、喝食デカラ袖ニ入テ、巣雲ヘイツテカクシ〳〵漢書ヲ習テ、帝紀ノ首カラ列傳ノ二十四五卷マデイツタゾ。サルホドニ等持院ノアソバスヲ聽ガヤウモナカツタゾ。今ハ玉林ノ傳授モ絶ツ。漢書家ハ自彊ノ一派マデナリ。前等持綿谷瓞西堂ハ、愚ガ聞タヨリサキニ一遍聞テ、三劉宋祁ノ本ヲ書シテ、クワシク點ジテモタレタゾ。近來(マヽ)三十餘卷マデ人ニ講ジテ聽カセラレタゾ。綿谷ノ行狀ニ、竺雲ノ漢書ヲ聞ク者、イカホドニアツ、ラウナレドモ、綿谷一人爲ニ後生ニ授ニ此書ヲトアソバシタガ、是モ此テ絶タゾ。可レ惜ゾ。史漢ノカワリメヲバ、史記家ト漢書家トノチガヒト思フベシ。チガウタトテドレヲモ不レ可レ議ゾ。按ずるに、此頃學問のかたき事をしるべし。

〔一九〕同書(卷六)に云、丁亥(應仁元年)歲五月。諸侯分レ黨相爭。東諸侯以ニ細川氏ヲ爲レ首。西諸侯以ニ山名ヲ爲レ首。深レ溝高ニ壘於跬步之間ニ。而細川公戴ニ天子ヲ挾ニ相公ヲ。以令ニ諸侯ニ。山名則無ニ適從ニ。故我爲ニ官軍ト。彼爲ニ賊虜ト。諸將斬レ營面攻。則彼亦嬰レ城而守。呼聲動ニ天地ヲ。飛矢如レ雨。一敗一勝殆無ニ虛日ニ。京師喋レ血天下洶々。余也脫ニ身於兵馬之間ニ。一錫飄然。岩栖谷飲有レ年ニ于此ニ。江州之變亦不レ一也。及ニ賊勢稍彊ニ。勤王之兵日益少。黨逆之卒日益多。蓋人勝レ天之秋乎。

甲午(文明六)年之秋。余讀レ易至ニ屯六二ニ曰。屯如邅如。乘レ馬班如。匪レ寇婚媾。女子貞不レ字。十年乃字。解レ之者曰。屯難之世勢不レ過ニ十年ニ者也。十年則反レ常。反レ常則本志獲矣。余是以知ニ其十年而天下定ニ一焉。自レ爾以降。僂指而數者久矣。

乙未(文明七)歲。官戰進討ニ江賊ヲ。筮レ之得ニ乾之九五ヲ。吉莫レ大焉。而軍不レ利而却。人皆以爲。聖賢之言無レ驗矣。余獨不レ然。其敗死者。皆鄉者彎ニ弓其主ニ之徒焉耳。其餘無ニ亡矢遺鏃之費ニ。則是未ニ十年ニ之謂也。

去歳〔文明八〕丙申已當十年而未見其應矣。今茲十月。畠山賊入寇河內。所過殘滅復無噍類。其勢略與項籍相若。於是乎。諸州之黨賊者。意氣揚々。可見河內賊又攻紀之根來山。敗績走保河內。十一月十一日夜。防賊無故棄營而亡。新出河公君皇與登濃二賊不攻而破。被甲者不遑其胄。執弓者至失其矢。官軍乘勝逐北。其敗散之卒。父不知子所之。弟不知兄所在。死傷者不可以千百數之。二三賊魁館于江守〔守疑寺〕者一宿去。蓋以其黨與也。嗚呼天之亡時。其在斯乎。原夫亂之初起。在五月者遁姤卦也。其初六者。一陰之始而與坤初六同。臣弑其君子弑其父。非一朝一夕之故。其所由來者漸矣是也。十月賊勢大振。若坤卦純陰用事之月。極則必變。是將亡之策也。十一月軍破者。一陽來復之初。小人道消。君子道長也。其爲日也又十一也。寔冬至後二日也。言其年數。則十有一年。言其月日。亦同其數矣。易之言也。如合符節。余適講史記項羽紀。而河內賊盛。高祖紀而防登濃諸賊一時敗亡。不亦韙也哉。文明丁酉十又一月十四日記。

これその時の實錄にして、應仁記を補ふべし。

〔二〇〕去年の秋、深川のある書肆の、朝鮮本の法華科注二卷を持來り示す。上層丼に傍注を書いれし書もまた拙からず。蠹のはみたる所せく、全部八卷ありて價も又貴しときけば歸しぬ。ことしの春、書肆淺書堂全部をもて來しをみれば、同じ本なりしが、事しげくてかへせし後、重て持來りて、此經あまた所にみせたれども售れず。今は價もひきくなりぬればかふべきやといふ。三たび同じ經の來れるもめづらしく、その奧書をみるに左のごとし。

余嘗往法住院景春藏局曰。若逢好本法花科注者。請告而知焉。前年臘月廿七日。景春以好本被送。輙不堪舞踏。以第一爲恨矣。翌年人日。雲頂院仁如藏局相過見之歎賞。且曰。往歳唐土見二卷於故紙堆中。不知猶在也否。待我遣人搜之。須臾仁如着黄自攜來。則如合符。不

亦異二乎。聞此經者。應仁亂後。西陣除鐘男某得レ之。而施二與於慶雲僧某一。其端闕者殆數十年也。嗚乎余何幸不レ出二十口一以補レ之乎。屏山先生所謂神寶去來。自有二定數一。不レ可下以二歳月一而測上焉。寔知言者也矣。時永正戊寅孟陬上浣日。東樵瑞作書二于相國寺裡長得禪院一。

永正十五年戊寅より今年文化十四年丁丑にいたるまで三百年にみてり。應仁の亂の後、西陣の人、慶雲の僧に施せしとあれば、三百五十餘年のものなるべし。其後、織田、豐臣の代をへて、今の世まで傳はりし事、めでたき經にあらずや。況や朝鮮征伐の時など、かの國にありても恙なかるべしや。わが家父祖の時より此經を信じたまひし値遇の緣にもやと、速に買ひ得て家に藏む。實に文化丁丑四月二日也。

〔一一〕僧虎關の濟北集に云、予少して黄山谷の書を學ぶ。戊申の年の夏、元國にゆく。歸る時、眞本を得て歸る者あり。數々の紿數本を持來れり。予これを怪しみ思ふ。むかし泉涌寺の苾師山谷の書を好み、宋の盛なる時、宋國に留る事十三年にして歸し時、篋中の墨本數十紙、みな眞蹟にあらず。今をさる事百年にして、何ぞ眞蹟の多きや。遠游のものゝいへるは、今元朝の士大夫黄山谷の書を好まざるがゆゑに、散じて此方に入ると、嘉暦二年の文に見えたり。

〔一二〕本朝文粹に。都良香が道場法師の傳あり。敏達天皇の時、尾張の國に農夫あり。夏の頃田に水をそゝぐ時、空くもりて雷雨せしかば、木陰に耒を支へてたちしに雷おちぬ。形小兒のごとし。農夫耒をあげて撃んとせしに、雷かたりていふ。汝われを害せずば、汝に恩を報じて、汝がために異なる兒を生ぜしめんといひしが、いくほどなくてその妻男子を生めり。年十餘にして甚力あり。元興寺の鐘堂にすめる鬼を殺せり。童子僧となりて道場法師と號せしよしをしるせり。今に小兒を怖す諺に、元興寺にかませんといふは是なり。寶暦五年乙亥聖武天皇千年の御忌に、南都元興寺にて開帳ありし霊寶の中に、古き面あり。其形左のごとしといふ。



〔一三〕文祿慶長の頃、盛に行はれし一節切尺八といふものあり。今はふくものまれなり。按ずるに、羅山文集〔割註〕卷十九、元和九年作。」

唐太宗貞觀年中。有ニ起居郎呂才者一。善知ニ音律一。依ニ破陣樂舞圖一。敎ニ樂工百二十人一。被ニ執レ甲執レ戟而習ウ之。以寓ニ偏伍魚麗之兵法一。又造ニ尺八八十二枚一而獻レ之。太宗大嘉焉。於レ是。景雲見河水淸。協律郎張文收制ニ景雲河淸歌一。名曰ニ讌樂一。奏ニ之管絃一。爲ニ諸樂之首一。其樂器若干數。尺八居ニ其一一矣。〔中略〕、吾國近代有ニ宇治蘿主狂雲子一路叟者一。幷避レ世之徒也。俱吹ニ尺八一。〔下略〕、洞書餘晉尺八記云。我邦尺八形制者。擇ニ奇生之竹一。挑ニ截本末一。規摹謹レ矩。間ニ一節一上短下長。總ニ侗其中一。虛如ニ解谷ニ而無レ底。四孔在レ面。一孔在レ背。炳レ表點レ綵。睆レ裏順レ樸。大ニ於笛一稍短。而竪

吹レ之焉。頃有二大森宗空者一。善吹二尺八一。嘗手自截二一管一。聲調適レ意。號曰二餘音一。蓋取下諸赤壁客吹二洞簫一。餘音嫋々不レ絕如レ縷之語上也。宗空平日雖レ造二若干管一。然未レ有下過二餘音一者上。故祕レ之年久矣。堀丹州太守簡レ政講レ武之暇吹二尺八一。宗空於レ是取二餘音一以呈焉。〔下略〕、按ずるに、一路老人の名は僧横川が京華集〔卷四〕にみえたり。

依二一路老人詩韻一

白髮高僧來得々。茅檐蟬レ小有二三條一。迎レ川磊苴梅横レ水。送レ濟風顚雪滿レ橋。尺八數聲雲起處。尋常一樣月沈霄。扶桑國裏無二人會一。唉破山中且過寮。又狂雲子は一休なり。一休白晝の詩に、一枝尺八恨難レ禁。吹入二胡笳塞上吟一。十字街頭誰識曲。少林門下少二知音一。此詩、狂雲集にはみえず。

糸竹初心集に云、一先一節切尺八は、其濫觴まち／＼にてさだかならず。そのかみ異人有て、宗佐老人に傳へたるよし、代々いひ傳へたり。然しより宗佐は、高瀬備前守につたへ、備前守は三井寺の日光院に傳へ、日光院は安田城長に傳へ、城長は大森宗君に傳へてより世にひろまり、文祿慶長の頃尤盛也。此宗君は昔は豫州の大森彥七が末孫勇士武略の後胤なり。織田信長公につかへて人に名をしらる。信長公逝去し給ひしより、ひたすら隱遁の身となり、霞をあはれみ露をかなしむ。觀念をことゝし、尺八の妙音を味へ、此道中興開山となれり。流れの末をくむ我等まで、遺風をしたふといへども、夢にだもみず。わづかに其かたばかりをうつして今書にしるし、宗君門弟の外、餘力有て音をしらべんと思ふ人の一助となさんとおもふのみ也。虛無僧尺八といふは、長尺八寸にきるゆゑ、尺八といふとぞ。濫觴はたしかに不レ知。そのかみ由良の法燈、此道の祖たるよしいへども、了簡せず。昔よりぼろ／＼の家に用るものと聞えたり。梵字漢士、色おししら梵士などいひしもの、此尺八の執行者ときこえたり。近き頃、不人といふ虛無僧有て、ごろといふ事を吹出し、其外れんぼながし、京れんぼ、さむなり井川、よし田など云さま／＼の手有て、いづれも呂律の調子にあはせたる物とは聞え



寛文九年板本
文宝頼寫

す。されども我道にあらざれば、其深き事をしらず。

一節切尺八切やうの事、節を一ツこめ、長さ一尺八分にきるゆゑ、此名を付といふ。節より下は七寸、上は三寸八分にきる也。但竹のふとほそによりて調子違ふものなれば、極て寸は定まらず。筒音を黄鐘の調子にあはせたるものなり。〔下略〕、　中村宗三

此書二板あり。寛文四年甲辰卯月吉日　秋田屋五郎兵衛板と
寛文十二年壬子林鐘日　山形屋吉兵衛板とあり。

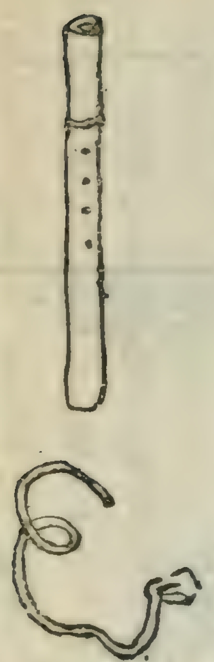
洞簫曲〔卷下〕に云、抑當流尺八者。宗左老翁相ニ傳高瀬備前守一。備前守傳ニ實相房並尼子同宮内少輔一。實相房傳ニ教院一。教院傳ニ大森宗勳大居士一。宗勳傳ニ愚以一。愚以傳ニ惠海一。是相ニ傳村田宗清一。仍一流之義者無レ滯覺レ習畢。爲ニ一毛一所レ誤不レ可レ有レ之。予雖レ爲ニ祕書一。一向之所望。依レ難ニ黙止一。贈レ書レ之者也。

于時明曆三四月壬寅　嚴島暫居賤所狹家注記　大坂　村田宗清

〔糸竹大全第四卷〕紙鳶に云、實相房は教院に傳へ、教院は安田城長につたへ、城長は大森宗勳につたへ、宗勳より中興して、今の世に是齋宜竹、洞中節、指田一音など云あまたの吹手蜂起せり。

元祿十二己卯曆　永田調兵衛板行

和漢三才圖會に云、



大森宗勳翁

按。一節切似ニ尺八一而短。其長一尺八寸。止一節故名レ之。近世之製與ニ尺八一同レ類異レ音。遊興之具。其音嫋々不レ絶如レ縷。以爲ニ謳歌之謡一。與ニ三絃一相比。

宇都宮由的が日本人物史に云、

宗動者。其先出レ自二彦七一。幼好二音樂一。頗以二尺八一鳴レ世。曲節無二施而不レ可也。一日宗動登レ樓奏レ曲。時有二鳴鶯一來和レ之。豈不二同聲相應之謂一乎。後陽成帝有レ詔。使下二宗動一製中五調子之尺八上。此名譽彌高矣。至レ今言二尺八一者以二宗動一爲レ法。

黒川道祐が雍州府志〔巻七〕土産門〔下〕に云、

一笛尺八、所々造レ之。其內宜竹所レ作爲レ妙。近世指田某所レ造亦佳也。吹レ笛有二數流一。所謂牛尾流。一草流。守田流是也。尺八倭俗稱二洞簫一。今按。洞簫其製與二尺八一異。考レ之。中華所謂短笛是也。倭俗專弄レ之。近世吹レ之有二兩流一。所謂宗左流。西寶流是也。宗左弟子有二理菴宗動者一。於二尺八一也世稱二美之一。其次曰二宗捃一。今西寶流絕。凡弄二尺八一者多出レ自二宗動一者也。尺八之發二好音一者。多有二稱號一。是謂二名管一。

村瀬栲亭〔名之熙〕が藝苑日渉〔巻四〕尺八の條に、委く一節切の事を辨じ、體源鈔を引て、尺八之制凡六。曰黄鐘切。曰盤涉切。曰壹越切。曰双調切。曰平調切。曰新黄鐘切。切者國語二云二調レ律裁レ管也。蓋管之長短。依レ律損益。最短者爲二壹越切一。〔割註〕俗讀云非都越祇黎。」長曲尺一尺一寸。最長者爲二平調切一。長曲尺一尺四寸。近世所レ傳唯壹越切之一管耳。余幼時猶有下善二此管一者上。今之尺八笛盛行。而壹越切遂廢云々。天明の頃。深川にすめる調理家望汰欄のあるじ祝阿彌、一節切を學びて吹しが、名管の世にすくなきをうれへて、今の世に一節切を吹ものすくなくなりし故、古人の銘ある管、多くは茶人の蓋置にきられて失へりといへり。惜しむべきの甚しきにあらずや。

市橋家の臣山將〔正峰〕の所レ藏一節切十九枝、

柯亭銘　黄鐘調　三百年來の物なるべし

無　銘〔樺巻〕　同　四百年來の物なるべし

新柁銘〔紹〕　同　紹宗作

鶴舞銘〔黒塗樺巻〕同　宜竹作
無　銘〔樺巻〕同　〔法橋〕宜竹作
鶴　音　凫鐘調　是齋作
無　銘〔樺巻〕神仙調　〔法橋〕宜竹作
同　〔同〕　鸞鏡調　作不レ知
七夕銘〔同〕　黄鐘調
山里銘〔黒塗樺巻〕凫鐘調
　吹おろすあらしならではとふ人もなぐさめがたき秋の山里　歌蒔繪
　初郭公銘〔黒塗樺巻〕黄鐘調　歌蒔繪
　我も人も卯花垣のへだてなくきくぞ嬉しき初ほとゝぎす　歌蒔繪
無　銘〔蕪蒔繪〕
浦風動〔樺巻〕　黄鐘調
妃聲銘　同
此君銘　同
無　銘〔樺巻〕同
雪山銘〔同〕同
寢覽銘〔黒塗無樺巻〕同
なら柴銘〔同〕同
　尺八笛箱
筥　〔黒塗〕　秋草蒔繪　東山の頃の物なるべし。

同　〔同〕　鶴頭蒔繪　　東山の末の比のもの歟。

同　　　絡　石〔銘書、裏書、蒔繪〕

　　　江州中野蒲生氏城跡古木、定家かづらもて是を進る。

今の世に殘れる名管は、悉く山崎氏に藏む。數十年の精力を盡て是を得たりといふ。文化十三年丙子十一月二日夕に一見する事を得たり。又永祿年中の古文書洞簫曲に載る所と同じ。尺八十二調子之次第、

一越	●	●	●	○	○
断金	●	●	○	●	○
平調	●	●	○	○	○
勝絶	●	○	●	●	○
下無	●	○	●	○	○
双調	●	○	○	○	○
鳧鐘	○	●	○	○	●
黄鐘	●	○	●	●	●
鸞鏡	○	○	○	○	○
盤渉	○	○	●	●	●
神仙	○	●	●	●	○
上無	○	●	●	○	○

永祿九年閏八月日　　　清　珍

按するに、大森宗勳の名、元和の羅山文集に宗各とあり。寛永の尺八手數目といふものに、宗勳とあ

り。明暦の洞簫曲に宗勳とあり。寛文の糸竹初心集に宗君とあり。享保の比ある人の記せる尺八譜引書に、宗薰とあり。いづれも代々ソウクンと號せしなるべし。山崎氏云、宗薰の名、三代に及べり。初の宗クンは名人也。中の宗クンは多能なり。末の宗クンはさもあらざりけりと云々。又一節切尺八は洞簫にあらざる事、委く蘐苑日渉にみえたり。

〔一一四〕榻鴫曉筆に云、調子肝要事、觀應年中後醍醐天皇兩六波羅ヲ亡シ、帝道ヲ再興セント思召セドモ、終ニ南方ニ引籠リ玉ヒキ。其頃樂人豐原龍秋ト云者有。文筑後ガ先祖也。樂ノ名人也。宮商ノ調子ヲ伺フニ、。宮ガシヅミ商ガカル、程ニ、タツアキ是ヲ不審ス。又大原ニ聲明者ノナニガシノ僧都、聲明ノ宮ノ調子ガシヅミ、商ノ調子ガカル、程ニ、是ヲ不審シテ京ヘ被レ上。タツアキハ大原ヘ行クニ、賀茂河原デ行逢タニ、是ヲ互ニ語リテ不審ハレズシテハテタ。サテ宮ハ君ノ位也。商ハ臣下ノ位也。宮ノ天子ハ南方ニ引キコモリ、商ノ臣タル武士ハ都ヲ取リ、故ニ天地モ宮商角徵羽ノ五音ト通ジタ物也。人君ノ心惡ケレバ、夏モ寒ク冬溫也。

〔一一五〕明譚友夏〔名元春〕、答ニ李長叙表兄一書云。又平常好爲レ人涉筆作ニ帋箑數字一。而知與レ不レ知固來相强。敗楮退筆率滿ニ床几一。刻期追索有レ如レ逋ニ一負一。虛火攻レ中對レ飯不レ食。常自思惟。日月逝ニ于上一。體貌衰ニ于下一。前有ニ未レ了之事一。現ニ有當レ卜之歡一。而枉費ニ精神一。供ニ人之一刻之求一。眞有ニ何益一。不レ如レ已レ之。已レ之不レ信。遂作ニ一札一。有ニ來乞者一。舉以塞レ之。此既ニ一事ニ矣云々とあり。予が平生人に書を乞はるゝ事多し。此書をよむにいたりて嘆息にたえず。此方の人は一札をつくりて責を塞ぐとも、中々に聞いるゝ事かたかるべし。

〔一一六〕聯珠詩格。周南峯閩浙分水界の詩あり。古驛頹垣不レ記レ春。隔レ籬雞犬舊比隣。東家纔過ニ西家一去。便是閩人訪ニ浙人一。此方の美濃と近江の寐物語に似たり。

〔一一七〕元史類編に、貴竹有ニ呼應泉一。呼レ之水即湧出。按ずるに、美濃の念佛橋の類なるべし。

〔二一八〕今江戸目黒の事を、延寳板の江戸案見圖に妻驪と記せり。詩人、驪山と名づくるもこれによれり。按ずるに、仁部記〔割註〕構中納言資宣卿。〕弘長元年七月の下に云、御牛妻黒〔割註〕炎暑天爲ニ用意ニ今一頭二文字内々儲レ之。」とあり。これによりてみれば、妻驪は黒馬にあらず黒牛なるべし。又長秋記〔割註〕皇后宮權大夫師時卿。〕相撲人名九番左伴周季、武藏國住字目黒丸とあり。此地より出し人なるかもしるべからず。

〔二一九〕梅岡松村子長〔名延年〕云。孟子に滕國壤地褊小ナルコトヲ云。今山東省袞州府ノ滕縣ハ、古ノ滕國ノ地也。〔割註〕古今四竟一彼一此沿革出入モアラン。今ノ界ヲ以テシルス。〕今清朝ノ時ニ、滕縣ノ租稅ノ數ヲ截スルニ、徵銀四萬二千七百四兩、雜稅二百五十兩、米九百八十二石トアリ。是公儀へ取箇ノ數也。其四萬二千七百四兩ハ、今日本ノ金ニシテ七千百十七兩一歩五匁也。〔割註〕中華ノ銀一兩十匁ニ〕雜稅銀二百五十兩ハ此方ノ金ニシテ四十兩二歩拾匁也。〔割註〕金相場今ノ六十匁ノツモリ。〕兩件合セテ金七千百五十七兩五匁也。米九百八十二石ハ此方ノ現米四百九十一斛也。〔割註〕中華ノ量半分也、其一石ハ此方ノ五斗也。〕此米ヲ金ニシテ四百九十一兩也。〔割註〕金一兩ニ一斛ノツモリ。〕前二件ヲ合セテ都合金七千六百四十九兩五匁也。是ヲ倍ニシテ〔割註〕中華ハ正銀通用、今日本ノ南鐐ト云モノナリ。此方ノ銀賤シキ故、唐銀一兩ノ所へ此方ノ文銀二十匁ノワリノ勘定ナリ。〕一萬四千三百三十三兩五匁也。然レバ滕文公ハ、今日本ノ大名ニシテハ四萬石バカリノ身代也。褊小ト云コト宜ナル哉。按ずるに、明張鼎山中讀書印云。吾過ニ滕縣ニ見ニ碑刻ニ。滕文公行ニ井田ニ處云々。

又云、漢書食貨志ニ、穀ノ中價ヲ云テ石三十トアリ。漢代ノ米一石ニテ銅錢三十文ノ相場ヲ、平中ノ價トツモリタリ。漢ノ一石ハ日本ノ一斗弱也。〔割註〕九升九合八勺二撮ニ當ル。〕然レバ此方ノ一石ニテ三百文也。此方ノ一石ノ價金一兩〔六十匁〕ト云モノ中價ナレバ、漢ノ一石平均此方ノ六匁也。〔割註〕漢ノ穀ヲ米トシテツモリタル也。モシ粟ナラバ今少シ價宜カランナレドモ、倍ニハ至ラジ。漢書ニハ

穀トアレバ、粟ヤラ米ヤラ知ベカラズ。」銅錢一文ハ、此方ノ銀二分ニ當ル。〔割註〕金相場今ノ六十匁ヲ用テツモル。漢ノ時似セ錢ヲ鑄、又ハ錢ノ鋒ヲスリ取ノ盜アリ。是ニテ漢代錢ノ貴キコト知ベシ。」又云、漢ノ時諸侯ノ封地ヨリ納ムル租税、一戸ヨリ銅錢二百文ヅヽ也。〔割註〕此方ノ銀四十匁アリ。」千戸侯ナレバ一年ノ收納二十萬錢、即銀四十貫目也。金ニシテ〔割註〕一兩六十匁ノツモリ。」六百六十二兩二歩拾匁也。日本武家ノ祿ニシテ〔割註〕一石金一兩ノツモリ。」僅千六七百石ホド也。是祿ニテ千戸侯ノ朝覲聘享ヨリ、衣食、祭祀、病喪、音信、奴婢ノ給分、牛馬ノ飼料、諸器、雜用、居宅ノ修理等マデ、一切營辨セシナレバ、漢代諸物ノ價甚ダ下直ナリシコト知ベシ。同志ニ云、衣人奉錢三百トアリ。今此邦ノ極下賤ノツモリニシテ、綿布五端、〔割註〕綿入一ツ、袷一ツ、單モノ一ツヅヽ、」綿花百五十匁〔割註〕冬衣ノ料、」ヲ用ベシ。右ノ三百文ニテ營辨スベシ。綿布一端ニテ銅錢五十文ナラン。〔割註〕今日本ノ銀十匁、」

又云、漢ノ昭帝崩ジテ御子無キユヘ、昌邑王賀ヲ天子ニ立シニ、行ヒ淫亂ナル故、太后ノ詔ヲ以テ廢シ、湯沐邑二千戸ヲ賜ヒ、故邑ヘ歸シ、宣帝ヲ立タリ。後宣帝、心內ニ賀ヲ猜忌シタマヒ、山陽太守張敞ニ璽書ヲ賜リ、昭邑故王ノ狀ヲ察セシム。張敞昌邑ニ行テ故王ニ對面シ、委細樣子ヲ書上ス。其書中ニ云、奴婢中ニ在モノ百八十三人、妻十六人、子二十二人トアリ。〔割註〕漢時妻妾ノ目混ゼリ。」王ノ身共ニ都合二百十六人也。又王ヨリ錢ヲ出シ人ヲ雇フテ夜巡リヲサスルコトアリ。其湯沐邑二千戸ハ〔割註〕一戸日本銀四十匁ノツモリ、」八十貫目也。金ニシテ〔割註〕六十匁一兩ナリ。」千三百三十兩餘也。今武家ノ祿ニスレバ三千五六百石ノ身上ナリ。此祿ニテ貴賤二百十六人ノ衣食、病喪、諸雜用、居所ノ修理、夜巡ノ雇錢マデ營辨スレバ、漢代諸物ノ價下直ナルコト、此文ニテモ見ユルナリ。

〔二〇〕淸の乾隆四年〔割註〕此方元文四年、」麒麟の出し事あり。左につまびらかなり。


乾隆四年二月一日午時鳳陽府霊璧県天産麒麟。麕身牛尾馬蹄五彩。腹下黄。一角二端有肉。県宰即絵図申報進呈
御覧。
東呉程致遠臨
雷州縮図

一乾隆四年二月牛產ニ麒麟於江南省鳳陽府靈壁縣民間王煥文者家一。因ニ民間不ニ敢隱藏一。即速呈ニ
報官府一。官府着ニ畫圖形一。即刻進ニ
上北京
御覽一。將ニ此麒麟一進ニ
上
帝都ニ之後。即放ニ之内苑一。此事恪因ニ傳聞一。特於ニ官府衙門内一設レ計覔ニ求圖樣一。即託ニ畫師程致
遠一臨而帶來。但此麒麟乃王煥文所レ畜之牛。同レ龍交而所レ產。因ミ今
乾隆帝極是聖明之君萬民稱爲ニ小堯舜一。故天產ニ此靈獸一以顯ニ其瑞一耳。
元文四年六月　　日未第六番廣東船主龔恪中具

一乾隆四年當二月、江南省鳳陽府之内、靈璧縣之民間王煥文と申者之所え、牛麒麟を產申候。民間に是を隱し置候事難レ成御座候に付、其節右之者、所之官所え訴出候を、官所より繪圖を以早速北京え差上入ニ御覽一申候。其後右之麒麟、帝都に差上候所、内苑ニ被ニ召置一候由ニ御座候。右之段私承り候ニ付、此繪圖も官人に手寄を以相求、則程致遠と申畫師ニ寫させ候而持渡申候。且又右之麒麟は、王煥文飼ひ置候牛產レ之申候。牛と龍と相交候而產み候由申候。尤唯今乾隆帝殊外聖君にて小堯舜とも萬民相唱へ候程に御座候。依レ之天右の靈獸を產し其瑞を顯候と申候。
元文四年六月　　日未六番廣東船頭龔恪中
唐通事二人

按するに、乾隆帝乾隆元年丙辰〔割註〕此方元文元年、」二十五歲にして即位ありしより、同六十年乙卯九月在位六十年、八十四歲にして皇太子に傳へ、明年丙辰〔割註〕此方寬政七年、」を以て嘉慶元年とす。乾隆四十六年辛丑著す所の欽定蘭州紀略に云、朕即位初年。戶部庫銀不レ過ニ三千萬兩一。今四十餘

年以來。仰荷二上蒼嘉佑一。年穀順成。財賦充足。中間普免二天下地丁錢糧一三次。蠲二免漕糧一兩次。又各省偏災賑濟。及新疆兩金川所レ費。何啻萬々而。賦稅並未二加增一。非レ如下漢武帝用二桑弘羊一。唐德宗之用二裴延齡一。以二掊克一爲レ事而致中府藏充盈上也。現在戶部庫銀尚存二七千萬兩一。朕又何肯稍爲二靳惜一乎。且即以二歲支額增三百萬一計レ之。至二乾隆六十年歸政之時一。所レ用不レ過二四千餘萬兩一。加以二每年歲入所レ存。其時庫藏較二即位時一。自必尚有二盈餘一云々。財用は國家の要なり。十四年以前にあらかじめはかる所。思一にたがはざるべし。その代のはじめにかゝる瑞ありし事もまた宜なるかな。

南畝莠言 畢

我師からもゝの園ひうし、年比この國かの園のふる事ども、何くれとなく書あつめおき給へるを、此まゝにうちおかんもいとねんなく、人にも見せまほしうて、うしへその事きこえまゐらせしに、さらばおのれにものせよとの給ふまゝに、なりはひのいとまあるをりをり、これをぬきがきしつゝ、ふみやのあるじとはかりて、木にゑらせつろを、わたりみ給ひて、南畝莠言と名づけ給へれど、これはしもともとよりはぐさにあらず。此草ゝたびつむ人は、二たびつまん事を思はん。摘にしたがひておかしきくさぐさまざまなることのはども、あまたおひ出なん。されど維莠驕々として、やがて世の中にはひひろごりぬべし。かゝる事つたなき筆もてしるせるもをこがましく、謝肇淛がいひけん莫延韓は書才ありて書學なし。邢子愿は書學あれども書才なしとか。おのれは書學もなく、書才もなく、たとへば時にあたれるわかうどらがわざをきの聲まねぶにひとしく、いとやくなきわざにしあなれど、師のの給ふ事いかゞはせん。これやことわざにいへる、目しひのくちなはにおそれざるたぐひならんと、みる人わらひ給はんかし。

文寳亭しるす

晤語

晤語叙

凡人物之出、必其地多佳山水、其民志純粹古風猶存者矣。京師天府墳籍之富冠絕四方。而其人物多出自他邦者獨何乎。華煥其舍第、楚鮮其服飾、經史百家束之高閣、而眼不識一丁字者居多。豈非因純粹與澆薄哉。勢與京師相隔三四日程耳。而人之出倍蓰焉。儒則有奧田三角。書則有韓大年。畫則有月仙。國學則有谷川士淸、本居宣長。此諸子皆爲一時巨擘。至今人稱其名矣。於醫未聞有其人也。往年有客傳名島桃源翁者精醫術、業餘戰墳籍、旁及國學、月窓雪案與書刪硯友談論淹數刻不倦。其辯斷其考證確、時人莫能過也。余欲一面翁而聽其語、而未有因焉。三四年前令嗣桃溪來從先君子而肆業。閑時過余齋頭、其語諄々、一曰家翁嘗云、二曰家翁嘗云。於是乎余益願得親盡其緒論也。已而翁錄平素所與客晤語係國學俚言者爲冊子、遠丐先君子弁簡首。先君子呼余曰、此非汝所欲聽者耶。余欣然退而讀之。恍如相聚一堂親接謦咳。始知客之不吾欺、且益信人物出自他邦非京師所及也。而先君子未執筆下一言而遽然易簀矣夫。至今更熟復此書、先君子呼吾見示之音容猶在目也。於此乎苦塊之餘、雪涕綴此數字、代先君子爲序如此。

京師大燚居士後藤古漁聖民　撰

伯　圭　書

文政甲申春王正月念四日

唔語のはし書

此唔語ちふ書はしも、神風のいせの國の一志の郡の大村ちふさとに、醫藥の業に名ある名島の政方といふ人の、其業のいとまごとに、おもひかね思ふかく物せりとなもきゝける。己おやじき國ながらぬやまをへだつ里遠み、またしる人に社あらねど、このふみはしも、よしありて、阿漕の浦のうらやすく、とはに相みる友のもたるを見せければ、さらに見つるに、げにも萱のねのねもごろに、何くれと皇國學の論ひある種々の其故よしを書つどへかきつらねて、まそひの鏡明らかにときあかしあかされたり。さてしも己がむらぎもの心にとけし其すぢも、少名毘古すくなからず、大穴牟遲おほかれば、おむづしみめでおもひて、久かたの月日をかさね、文机にさしおけるを、またあら垣のよそならぬ人傳にをぢなきいふみに、此ふみのはし書してよとこはしのまにま、霜寒き冬野の草の色も香もなき一ことを、三日月の眉根かきつゝ書くはへつ。

かくいふは文政の四とせといふとしの霜月、安濃津の殿人柴田以文。

晤語乃端書

此書者毛與。伊勢人名島醫師賀、遠江國乃栗田土麻呂邇、一年長月邇長支夜須賀良語祁琉種々能事等乎、書集多流書爾奈毛在留。此波此翁乃學業爾意伎弖波、五十小竹叢竹五十篠自邇事爾波雖有、此乎見氐奈母、其學業能博支厚支事袁婆、諸人母知奴倍伎。抑翁者、本渡會政範乃末子邇弖、弱冠邇頃用理、

大皇國風乃學問乎伊多玖好弖、谷川士淸爾學爲理。復

京爾出氐、遍久事問事聞都傍邇波、漢籍乎毛博久見弖、甚母珍斯伎物知邇奈母在祁琉。然留爾其爲人、名能遍久廣呉理天、敎子等乃多爾集比來流事乎良伊美嫌比氐、五十歳餘之頃保比、國爾歸弖壹志郡邇大郁止云里爾籠作支。然波雖有、磨成多琉玉之光波、斯可須可爾荒金邇土爾混受弖、我

君伊、風能音能遠音邇聞志氐、甚母欣感給比弖、每年爾黃金乎賜比、大殿邇殿人邇後列爾呼弖、御前邇拜謁爲斯米給比弖、殊爾厚久慈給比看給伎。如此慈給比看給志加婆、國內乃人々母、大村乃醫師止恭支。此醫師名波政方、亦乃名波桃源登奈毛云奈流。吾先年爾壹志郡邇鄰奉行乃職爾任左延弖、大村邇在祁琉時、春日秋夜能暇乃隙、善支友止交里斯事、厚久深久睦魂會禮婆、此一言乎書付都。文政乃九年云歲邇十一月、安濃津乃殿人高橋知周。

晤語目次

卷之一

卷之二

晤語卷之一

伊勢　名島政方著

○五十連音

五十連音は、何れの御代何人の製作ませしにや。詳ならざれば諸說まち〳〵なり。先國學の士は、「伊爲、衣惠、於袁の別用は、神代より口づから傳へ來しが、應神御宇に始て、西土の文字によりて書わかちしといひ、儒家は、吉備眞道公唐に在せし時、人と議て製作ませしとも、釋氏は、護命僧正、涅槃經の羅文四十二會の中に摘要して改造せられしといふ。一說に護命の傳〔割註〕元亨釋書。」を見れど、此製作有しことを載せず。是必和漢の人の所爲にはあらじ。其本、天竺より唐土に傳來しを、吉備公の學び來し其由は假字といへ共、實に梵文の體なりといへり。又弘法大師の阿伊等の五音、加左多奈の九音に、其餘卅六音を增加へて例を立られしともいへり。本居云、此五十連音の圖は、悉曇字母によりて、其學の爲に作れる物にして、皇國の固有には非ず。又皇國の語音の爲に作れる物に非ず。然れ共、其音は五十ながら、本より皇國の自然の正音にして、さらに彼國をうつし取れるに非ず。そは古言を以て知べきといへり。かく說々ありて、何れか是ならん。按に、此圖、悉曇十二韻を略して五音とし、字母三十五聲を縮めて九聲となすに似たれども、悉曇反切に此五十字を以て韻鏡となすこと、西域の本儀に非ず。故に悉曇藏中五十字をいはず。又五音九聲を以て韻鏡となすも、本儀ならざれど、粗其用足れり。梵文の反切は、漢字音の反切と異りて、韻は十二に定まれば聲〔父字〕韻〔母字〕和合して字音をなせり。そを三韻抄などは、五十字を韻鏡となしたる故に、聲と聲と〔割註〕あいうえおは韻なり。かさたな等は聲なり。

聲ばたな反たなる是を聲と聲と合すといふ。」合して字音をなす。よてゑの音をなせるに、ゑは旡引二合の字なり。倒反してゑの音といふとあれど、此こと西域になきことは、羅什悉曇中國品にてしられ、又悉曇藏〔八卷〕に見えず。且倒反といふこと曾てなし。然れば、三密抄の說誤れり。五音九聲を韻鑑となすも本儀にあらざるを、何ぞ五十字を韻鑑となすべき。悉曇中國品は、十二韻と三十四聲にて反切をなしたれど、此三十四聲は同音字ある故に、皇國にある所の此圖を借て「悉曇家粗用をたらせしにやあらん。よて悉曇に委しき人は、五音を横とし、九聲を縱になして、彼學の便となせしとおぼゆ。そは素眞師の悉曇四例圖もかくせられたり。永祿六年梓行の和玉圖彙にも、そのことゝ見えたるは、悉曇家にならひしにやあらん。此圖、彼學の爲に作ませしにあらざるは、其音の五十ながら、皇國自然の正音にて、皇國語音の爲に作ませし故に、延約縱橫に通はして其意をしらる。此圖なくして數千歲を經たる古言、何によて解あかすことを得べき。されば皇國の學の爲に作ませしにて、彼學の爲に作ませしにはあらじ。よて顯昭法師も、此圖を以て古言をときあかすしるべとなすべしといへり。眞淵云、皇朝と天竺とは、言の體似たるがごとくなれば、天竺の言を少し學べる人は、五十音は悉曇より出しとおもへり。是をよく學びし人は、各別あることをしりて、こゝの五十音をもて、彼方の音を解便りにもなせり。彼方をよくしらでいふは、笑はしきことなりといへるはうべなり。或人云、言語、飮食、服製、器用のたがひ有は、其國々のはじめより便宜にて、風土の同じからざる故なれど、每國に出る萬物の中には、相同じきもあれば、音聲も亦自然にかよふ由も有べしといへるがごとく、此圖、悉曇字母より出たるがごとくなれど、皇朝と天竺と言の體相似たれば、此圖も彼より出たるがごときは、自然相似たるにて、彼より出たるにはあらざるべし。こは漢字を借て我國音に協へられし時、もとよりいゐ、えゑ、おをの差別あるを、此圖を製作ましてしらしめ、又古言を解得る便と活用にて、其假字〔割註〕老はおい、おゆ、およ、思は、おもひ、おもへ、おもふなどのたぐひ。」とを知べきよしを、さとさしめて、皇國の學の爲に作ま

せしにて、彼學の爲に作ませしにあらざるべくおぼゆ。

そも〳〵阿は、萬聲の始〔割註〕梵學家常語。」にて、阿行より加等の九行を生ず。よて加等の聲を引ときは、各阿行の韻をなす。然る故に、國郡等の名に二字を用ひられたるに、〔割註〕元明紀云、畿内七道諸國郡鄕著ニ好字ㇾ。延喜民部式諸國部内郡里等名並用ニ二字ㇾ必取ニ嘉名ㇾ。」其韻の音の字を加へ書たるは、和名抄に、木國を紀伊、遠江國鄕名渭伊、備中國郡名都宇、同鄕弟翳(セエ)、薩摩國郡名穎娃(エ)、大隅國郡名囎唹(ソオ)など見え、又催馬樂の古本に、歌を長く引てうたふ聲に、各其韻の字を添たる。求子歌に安波禮。衣千者也布留、賀茂能也之呂於乃、於比女古於末川、云々。與呂川世於不止毛、以呂者安可者安良之。また風俗等のうたひ物に曲調をつけたるに、いしかはンのオ、こまァらとにイ、おひをとオ、られェてエ、かァらきイ、くいイ、寸留ウ、。と見えて、曲調は韻にて韻を長短低抵昂なすによて、糸竹等の物の音に合ふ。されば句の文字三四字或は六八等にて、調べよろしからざるは、或は延或は約、或は韻もて曲調をなしてうたふなり。雄略の御製に、此丘に菜つむ子が家告れ名を告れとよみませしを、此丘に菜つます子、家告らへ名のらさねと延言して、しらべを調ふとかや。さて源信明朝臣の歌に、ほの〳〵と有明の月の月影にもみち吹おろす山おろしの風、又二條院讃岐の歌に、ありそうみの浪まかきわけてかつくあまのいきもあへず物をこそおもへ、此二歌は、五文字、八文字又六文字、八文字によめるが、あいうおの四音の數ある故に聞えあしからず。そが中は文字の耳立をもて知べし。あ行は韻なれば省く例あるは、高天原をたかの原、磐余をいはれ、海をみ、跡をと、石をし、浦をらなどの類ひなり。本居云、歌に五文字、七文字の句を一文字餘して、六文字八文字によむことある、是必中に右のあいうおの音の有句に限れることなりと、此二歌を引れたれど、此四音の文字にかゝはらざるは、日本紀、古事記、萬葉集等に見ゆ。其後の歌にも、句の文字有餘不足の歌見えたり。こは詠吟するに、或は延或は約或は韻もてしらべをなせしなるべし。猿樂のうたひより其餘風俗の童謠に至るまで、句の文字有餘不足なるは、韻もて調べをなせり。是

みなあ行なるを知べし。そも歌は、見るにつけ聞にまかせ、おもふこと感けたるをば、言に出してうたふものなれば、句の長きも短きもあるなるべし。然るを此四音の文字を入ざれば、見ること思ふことを言に出さゞらんや。是を入れんとするは、たくみに過て情のうかびしまゝを言に出すにあらず。然るときは定格ありといひがたし。こゝをもて、中世以後に此四音の文字を入られざる歌あるなるべし。又あいうおの四音に省く例ありて、えの音になきはいかなる理にかあらん。未考といへり。按に、四音の文字に省く例あるは、こは句の中にありても、字訓のかしらに多く、又言葉にもあり。えはたま〳〵かしらにいふは、物の名、所の名等にありて、まれなるに、言葉のかしらにいふことなければ、こを省きては語聞えざれば、省く例には入れざるにや。さてあ行よりか等の九行を生ずる中にも、や行、わ行はわけて親しく分れたることは、本居のいはれしごとし。凡言語の活用のいうえはや行わ行に〔割註〕おいおゆ、あゑあい、うゝうゑの類ひ。」有て、あ行にあることいとまれなり。是あ行は本音にて韻なればにや。此三行は西土になきことなれど、彼國の人、呼ぶ聲を我御國の人きく所に差別あるによて、御國言の音に漢字の音を借て書別つに、自らいゐ、えゑ、おをの相分れしを以て、此圖を製作なせしなるべし。共漢字に差別あるを、韻鏡によて開合を以て分ち見ればまゝ合へり。然れ共、古へ開合をもて分ちたるにはあらざれど是自然のことならん。〔割註〕或人云、皇國の假字は、西土に音韻の學識んならざりし以前に傳へしるせるなれば、今の韻書に正していひがたし。されば是を以ていふべきに非ざれども、天曆以往の古書は何れも符を合せたるがごとし。是を以て觀れば、そのかみ必よる所有てさだめしことならんといへり。」先開口音は輕く、合口音は重し。故に御國の輕き音の假字に用ひたるは開口音、重き音の假字に用ひたるは合口音なり。音韻日月燈云、開轉所屬字、其聲單而朗。故爲二之開一也。合轉所屬字、其聲駢而渾。故爲二之合一也と見えて、此言、御國の音の輕重によく當れり。〔割註〕但し、漢音と呉音にて開口の變ることとあり。韻鏡はたゞ漢音を以て定むる物なるうへ、御國には古へ多く呉音を用ひられたれば、漢呉の異

にて開合の異もあると、本居の說のごとし。」是を以て分ちいはゞ、あ行のいうえおは伊紆衣意にて、開轉に屬して全淸音、〔割註〕紆字は開轉に屬すればあ行に用ふべきに、宇字を用ひ來るは、宇は開合の中間にわたるを以て、共に宇字を用ふるにや。おも意億憶隱殷乙應等は開轉に屬し、於淤飫等は合轉に屬すれど、於字を用ふるは、是も開合の中間にわたれば、宇字を用ふるに同じきにや。詳にしがたし。」や行のいえは、以延にて開轉に屬して次淸音、〔割註〕文字を以て分つときは此ごとくなれど、同じ開轉にて喉音なれば、假字はあ行と通じ用ふるなり。」わ行のゐゑをは、爲惠袁にて合轉に屬して、次濁全濁音なり。あ行より親しく分れて同じ喉音なれど、合口音なるを以て、假字自ら異なるは韻書と符を合せたるがごとし。されば假字はみだりにすべからず。さて假字は活用にても凡しらるべけれど、是のみにあらず法則あり例あり。又和名抄に、犬をいぬとも、ゐぬとも見ゆ。こを眞淵はあ行とわ行といさゝか通ふといへりしは非なり。こはいぬとも、ゐぬともいへるか。その假字は此ごとくなるをしらせしものならん。又渡遇、度逢、渡相、度合等の文字にてわたらひの假字なることはたれもしれり。然るにわたらゐと見えたるをあやしむ人あり。こは度會と見えたるよりの假字とおぼゆ。そは會字、吳音惠にて假字亦ゑなるをもて、わたらゐとは書なるべし。こは文字によりての假字にて、法則に非ず。例にもあらず。もとより活用にあらざるなり。續紀に、猶〔良比〕、三代實錄に直相と見えて、延喜大神宮式に直會と見えたる、是もなほらひ、なほらゐの假字なることを知べし。

○ん文字

皇國の音は、單直にして溷雜不正の音を厠ふることなければ、五十言を出ず。然るに中古以來は、雅言といへども漢字音に馴て、他國の音の正しからざるをおぼえず雅なりと心得、皇國の言に音便の出來て、字音のごとく云なすより移りて、んの聲をなせり。んは喉舌牙齒脣の聲に非ず。鼻より出て曚朧不正の音にて皇國の音にあらず。悉曇運聲空點音三內に、んを舌內聲とす。本居云、んはぬなるべしといへど、

他國の音には、ぬの韻あるを聞ず。皇國、中古より、んの韻の字を借たるに、んをぬとよべど、此こと西域になし。梵學家云、んはうむ二字の中より出たるなり。うんむ三字合せてうんなり。短聲に呼べば、うむとよばる。故に大日經疏に、吽の對譯を用ふといへり。さればうの喉內、むの唇內より出るをもて、此んを舌內にかりて法を立たるにやあらん。他國の音聲は所謂侏離鴃舌にて、舌と齶にふれて、鼻にかゝる音聲多ければ、んを舌內となせしなるべし。皇國の音の淸朗なるを以て、正していひがたし。然る故に、皇國の古言に、んの音の一つもあることなし。是淸朗なるを以てなり。かれ中古初めて字音をならはれし時、んの韻字を彼國の人は、んといひしを、我御國の人は、むといひも書もなせしなるべし。そを中世以後、むを音便にんとよびしより、其餘の言にも、んとよぶを雅なりと思ひて〔割註〕眞字、假字、壁、南、酉時、衣垣など。」いふめり。然れ共、字音をいやしめてなだらめてもいひ、又韻のんを省き或は音便にもいひて、字音をなだらめてよむべしとなり。よて歌書などをよむには、字音をまじふることなし。〔割註〕爲章云、親長卿記長享二年十月二日、和歌披講之記、梅雨と云題有。爲富卿は音にて梅雨とよむべしと云々。親長卿は是を笑てさみだれとよむべきかと記されたり。古き家々の集、或は女房の日記などに、歌の題を書たる所を見るに、たとへば立春をたつはる、初春をはつはる、早春をはやき春と假字にて書たるを思へば、いかに漢字にて書たればとて、よまるゝかぎりは國音によむが古風としられたり。されば梅雨も、親長卿のゝたまふごとくに、さみだれとよむが正義なるべし。五月雨も梅雨もみな萬葉がきの義訓と知べしといへり。」紫日記云、なでう女がまむなぶみはよむ。むかしはきやうよむをだに、人はせいしきと見えて、字音をいやしめられしなり。然るを、んとよぶこと專らとなりしより、文字は作られしなるべし。そは顯昭法師も末、はねる假字の文字なしといはれたり。年山紀聞云、西山公の御本に、俊賴朝臣眞筆の十五番歌合あり。其假字のやつしやう云々。大體かくのごとし。その比までは、文字の正體たしかなり。今の世のいろは假字は、あまり簡便にやつし過て、文字の本體うせ侍り

ぬ。右の歌合の中にて、拾ひうつすにとて見えたるに、今のごとくにあらず。勿論こむらむとありて、ん字なし。然るを後世、むはんと心得、中下なるむにんと書たり。んは正音にあらざるは、四十七言を一々上聲に呼べば、各の韻に出る聲にて餘聲なれば、皇國の音に非ず。本居云、んの字は、毛の草書のくづれたるなり。蜻蛉日記に、必もとあるべき所を、んと書けること多きなど思へば、さることにも有べしといひ、久老は、古くはもの草の假字を、んと書たりといへり。蜻蛉日記解云、もと有べき所にんとある、そのもとんの形を論ひしに、もはんなるべし云々。其比の人々も、見知てつかひならはせし、又一つのかなゝるべしといへる、是等の說うべなひがたし。爲章云、源氏物語に、御帳の前に御硯などうち散して、手習すて給へるをとりて、〔略〕、草にも眞にも、さま〴〵めづらしきさまに書まぜたり云々。紫式部が比は、十五番歌合の書ざまより又古風なるべし。それより前貫之の比は、又々古體にして、今の眼にては、ちとよみときがたき姿なるべしといへば、女君の比も、をんなとやつし過たることはあるまじ。そは俊頼朝臣の十五番の歌合の假字を、拾ひうつされしを以て知べし。又其比の人々も見知て、つかひならはせしといへど、さあらば先達の聞傳へ等もあるべきに、其說もなし。又其比のみにて後しる人なき文字は、有て益なかるべし。今專ら用ふるた文字は、古くは見えず。されどこは、太の省きなるを知て、人用ひて通用せり。んはもの草書とは、たれもうけがふべからず。されば此說したがひがたし、こはもし、も字を乁と書しを、んなるべしと考へ、さる人の誤寫せしより傳へて、印本とても誤りしなるべし。そをしひ言いはむより、誤寫の傳へたると見るぞよかるべき。さて或說に、んの本字は先なりといひ、本居云、吾黨なる人の考に、片假字のニの末をはねて、ンの字を作り、平假字のにの末をはねて、んの字を作れるなりといへるも非なり。いかにとならば、皇國のかな文字は、たま〴〵和訓もあれど、漢吳の二音の字を借て、其眞字を省き、或は草のくづれもて、片假字、平假字を作りたる物なれば、ん字も其音の字より作りなすべきに、ニ、にの字をもて、片假字、平假字を作ること有べからず。

他音の文字をもて作らば、四十七字の片假字、平假字ともに、他音の字より作りなすべし。勿論平假字の文字より作り出せし例を見ず。本居さしもこまかに考へられしに、こゝに心つかずや。されば誤なること知べし。按に、こは片假字、平假字ともに、云字より作り出せしなるべし。そは云字の下を省き、上のニの下をはねて、片假字のン文字となし、又上のニを省きて、下のムをくづして、んとはなしたるならん。字書曰、云古雲字、千分切、言也。語辭也と見えて、皇國にてらん、てん、なん、けん、はかん、かへらんなどいふ。皆語辭にて外にあることなし。されば字義といひ、文字の省略して作れるなどよく合へりとおぼゆ。是またく後世の製作にて、中世まではなかりしは、顯昭法師の語にてしらる。

○冠辭

冠辭考云、枕詞とは、古きみやび言とも聞えず。まくらは夜の物にてかたより、冠は日の物にて專らなり。物を上におくことを冠らすといふも、いにしへ今に通れる語なれば、是によれり。そもはた古へよりいはましかば、さてもあるべきを、公望の日本紀私記に、かのいすくはし、ちはやふるなどやうの言ばをば、發語と書て侍り。然れば枕詞てふ語は、延喜、承平などの御時まではなくて、後にいひ出しなりけり。源氏物語に、云々のことを枕言としてと書るは、古言を籍もて、今のおもひをいふ故の語なり。此冠辭はこを本として、下の意をいふにあらず。たゞ歌のしらべのたらはぬをとゝのへるより起て、かたへは詞をかざるものにて、いはれごとなり。かの枕そうし、歌枕などいふを思へば、その比にいへりしなり。〔略〕、又うたはんにも言のたらはぬときは、上にうるはしき言を冠らしめて、調べをなむなせりける。たとへばよそほしき冠を設て、かしらにおくがごとしなどいへりしは、世の榮えのまに〳〵おもひよられしあだ名なるを、うひまなびの徒、よきもあしきもしらで、はな〳〵しくいへるをよしとおもひ、專らいひはやせるはうたてありける。そも、冠は皇國の上古ありたるものにあらず。そは神代紀伊弉諾尊みそぎの段に、御冠見えず。又天照大神、素盞嗚尊と誓約の段に、結レ髪爲レ髻と見えて御冠な

し。延暦儀式帳、新造宮御裝束用物中、又延喜大神宮式等に御枕は見えたれど御冠は見えず。然るに古事記いざなぎの神、身そぎし給ふに、御冠をぬき捨給ふと見え、出雲風土記に、神門郡の冠山と云山の名の由に、大神の御冠を脫おかせしといふ。こは山のかたちにつきて後に名づけたつとおぼしきは、此大神と申は、此國つくりませし大名持神の御ことなり。此神の御裝束は、沼河姬を妻どひ給へりし時の御歌に見えて、冠有しとはいふべからず。されば是等もておもへば、後の補ひとしらると、續貂にもいへりしはげになり。冠帽の始は、推古御宇に、始行二冠位一。又始賜二冠位於諸臣一。と有て、此御時に、十二階の次第を定め給ふ。其詔云、並以二當色絁一縫レ之、頂撮總如レ囊而着レ緣。唯元日着二髻華一。と見えて、其かざふりのさまによりて尊卑を分ち給ふなり。神皇正統記云、天武天皇十年丁卯、男女始結レ髮。仍着二漆沙冠一。と見えて、漆ぬりの頭巾をきること、此時より始まれりとかや。そも冠は位階のことをいふ。天平神護二年十月詔詞云、基眞禪師爾法參議大律師止天之冠波正四位上乎授氣と見えたるにてしらる。其冠は、新撰字鏡に加々保利、和名抄に加宇布利とあるは、後の音便に頽れたる唱にて、かゞふるといふ後の用語を、體言にしたる名なれば、後の物なるをかく名づけいふは、あだ名としもいふべかりけり。もとより此冠は、尊卑の級をわかち給ふなれば、おのかじしよそほしき冠を設て、かしらにおかるべきや。此たとへいとひが言なり。又たゞ歌のしらべのたらはぬを云々いへど、此語は神の御詞にの給ひしより神の御名にも稱へ、神社の號にも見えて、何言をもいひ出んにゆたけく、みやびにあやなせるは御國風なれば、歌のみにはあらず。然るをたゞ歌のしらべのたらはぬをとゝのへるより起つて云々。うたはんにも意のたらはぬときは、上にうるはしき意を冠らしめて、調べをなむなせりけるとは、せんすべなきときに此語をおけるにや。いといぶかしき說なり。御國風なるは中世よりは言のつられ、音の便にもいへり。源順が馬の毛合てふ事に、ほの〴〵と山のは赤毛木のした鹿毛、あまのかはら毛、芦原の鶴班、なにはのあし毛、神のかくるゆふかけ、わだのはらしろなど、古きあとによらずいひあやなせしな

り。まして歌は思ふこと見るものにめでたるを、言に出して詠吟するに、たけ長くゆたけくうるはしく調べをとゝのひて、聞く人感(カマ)くべきやうによむべければ、何ごとをいひ出んにも、此語をもて次の句をおこすなれば、發語といへるはうべなれと、さにてはからざまなるによて、枕詞と名づけしにやあらん。何にまれ冠辭の說うけがたきを、うひまなびのこを用ふるをおもひてこゝにしらしむ。續貂に、よそひといはまほしくいへるも、うべなひがたし。

○あしびき

顯宗紀に、脚日木能此傍山と見えて、萬葉集に、文字はさま〲見ゆれど、皆借て書たるものなり。こを日本紀私記に、山行之時引レ足歩也と見たるは、をさなき說なり。眞淵云、神代紀云、斬ニ軻遇突智命一爲ニ五段一。此各化ニ成五山祇一。一則首化ニ爲大山祇一。二則身中化ニ爲中山祇一。三則手化ニ爲麓山祇一。四則腰化ニ爲正勝山祇一。五則足化ニ爲䨄山祇一。と見えたる足は、足搔、足音などのあのごとし。しひきは繁木の謂、志美、志妣清濁の音通ふは例なり。山はさま〲あれど、木の繁きをめづれば、惣ての山の冠辭となせしならむといへり。いかにも神代紀を引れたるはうべなれど、繁木の說うけがたし。こは筑波山は山しげ山云々の歌によられしならんか。此歌のは山は、生山の義にて繁山とつゞけしなり。こゝのは山は麓山にて異なれば、繁山の義には非ず。そは神代紀五山祇に、五體をかたりて、首より足に至るに、山の次第をいふ。古事記に於右足所成戸山津見神と見えて、戸山は外山にて、萬葉集に山の戸かげとよめるとゝ同じく、山の入口をいふ。しき山の䨄は借字、敷山也。古事記、敷山主神見え、神名式云、越前國今立郡敷山神社、こは䨄山祇を祭るべし。されば繁木山の義にあらず。勿論麓山に對してしらる。敷は古事記云、於底津石根宮柱布刀斯理。萬葉第三雲隱雷山爾宮敷座。同第六宮柱太敷。祝詞式廣敷とも廣知とも見えて、敷も知も同じ。又瓺邊高知瓺腹滿雙氐と有は、瓺を多く高く並べたるを、高布とも高知ともいへれば、此しき山はなだらかにしきたるごとくにて、すそ野の義なるべし。神代紀八色雷の件に、

在ニ足上一日ニ野雷一。又身そぎの作に、投レ履謂ニ千敷神一と、足に野といひ、履に敷と見えたるをおもふべし。或說云、契沖別考云、衡岳記云、山脚斜引三十里云々。三代實錄〔割註〕貞觀九年二月廿六日條。〕云、山脚道路往還不通、是等もて山のなだれて長く引をいへるといふはよし。されば足敷山の義なるを、あしびきといふは、あは足にて、うたふにしきのしを長く引ときは、いの韻生れてあしいきとなる。其いきをひきと書ていと書ざるは、神武紀に、神風のいせの海の大石とぞよみませし大御歌に、於費異之と見えたるを、古事記に意斐志と見え、又杙のひを延て生るゝ韻いなるを、いと書ずして久毗比とあるのためしをもて、あしいきをあしひきと書も、唱へもなせるなるべくおぼゆ。歌は聲にあげてうたふなれば、開合の機關を專らとして、みやびにあやなせるなればなり。さて此あしびきてふは、山のことなれば山とつゞけざるがあるは、萬葉集に足日木能石根、足引乃許乃間、足檜乃下風など見え、菅贈太政大臣の歌に、あしひきのこなたかなたに道はあれどゝよませ給へり。こは山とつゞくるを略したるといへるは、さにもやあらんなれど、續貂にいへるごとくに、枕詞は君をいはひ、物をほめ、所のさまをいへれば、たゞちにその物をいへるもありとおぼゆれば、あしびきてふにて山のことなれば、略したるにはあらざるべし。そはもゝしきとは、大宮の外にあらず。崇神天皇立ニ磯堅城神籬一と有より起りて、皇大城の堅固を祝し奉るの名にて、外はいふべきにあらざれば、大宮なること明らけし。又にはつとりは、今にはとりといふ。かけとつゞくるは鳴聲をいふ。さゝがにのくをも同じく、その物を枕詞となして、下にことわりいふは、御國言のねもごろにしめしたるにやあらん。考へ見べし。

○ひさかた

古事記、萬葉集等に、文字はさま〴〵なれど借たるものなり。眞淵云、仁明天皇奉レ賀ニ四十御齊筭ニ歌に、茜刺志天皿岡乃日宮能聖之御子皆瓠葛天能梯建踐歩美天降利坐志々と見えたる、瓠葛の二字をひさかたとよみて此義とす。古點に三字をたかまとよめり。續貂云、前篇に興福寺の僧が奉れる長歌に、瓠葛天と

書しを所證とし、且禮記に、器用ニ陶瓠ー以象ニ天地之性ー也。と云語さへ助られり。是は西土の學風、何ごとにも義理を窮めて云故に、天の象は圓形ものに云を、幸ひにこゝにかなへるものぞとなり。瓠葛はたゞ借字にて義理あるべからず。〔割註〕瓠はひさの訓、葛はかたさねかつらをさぬかつらとも、かとのを葛野と書るためなり。」一說に天先成而地後定との語に本づきて、天は地より久しき方と云義とす。それは久かたの天といふに、「之」といふ語の無用なるものといはれたり。古言の例しかりと思ゆ。又一說に、日のすむ方の義といふ人も有。〔割註〕すむをつゞめてさといふ。すみ所をつゞめてさとくいふためしなり。」猶さだめがたきことなるべく思ゆと見ゆ。今按に、此枕詞もいと古くおぼゆれば、ゆゑによりての言ならん。神代紀云、於是共生ニ日神ー號大日孁貴〔割註〕大日孁貴、此云於保比屢武智。一書云、天照大神。一書云、天照大日孁貴。」此子光華明彩照ニ徹於六合之內ー。故二神喜曰、吾息雖レ多未レ有ニ若此靈異之兒ー。不レ宜下久留中此國上。因當下早送中于天上。而授以ニ天上之事ー。故以ニ天柱ー擧ニ於天上ー也と見えたるより出たるなるべし。そは日さしあぐる方の天の義にて、さしあぐるはさゝぐる也。くをすに通はして日さゝす方の天也。萬葉第二に、天照日女之命〔割註〕一云指上日女命。」と見えたるをもて知べし。眞淵はさしのぼるとよみたれど、當早送于天とあれば、さしめぐるとよむぞしかるべき。久老はたゞ日刺方の義といへど、日さすといふは、此方にて天にあらず。そは朝日向夕日刺日向國とあるは、此方なることしられ、月とも雨ともよめるは、日のさゝす方の天なること明らかなり。俗語に、こなたより物をさし入るゝをさすといひて、さゝすとはいはず。さればさすはこなたにて、彼方にはあらず。すべて御國言は、自他體用のけぢめをよく辨へてみだりにすべからず。

○さゝかね

續貂云、是は誰もさゝがにと云て、蝦の一名とこゝろえたるを、或人は、允恭の卷に、佐瑳餓泥のと書たるは、泥の字、ねに假て書しにて、さゝかねとよみて、言のこゝろは、篠竹の根の細からみあひたる

を、蜘蛛の名にかけたるか。さす竹の君といふ冠言は、さゝ竹の君とをかよはせしなりと、前編にいはれしによりて、しか思ふといへり。塞に蜘はさゝ原にのみ巣む物ならねば、さゝ原にすみて、かたち蟹に似たりとて、笹蟹と云由は、をさなきに過たりといふべし。それまことにしかりとならば、さゝ蟹の蜘のおこなひといふつゞきがらいかにぞやいふべき。さゝ蟹の說、いと古くよりいひたりしかば、後撰集に絕はつる物とは見つゝさゝがにの糸をたのめる心ぼそさよとよみたれば、今は蜘蛛の一名となりはてしなりといへり。是のみならず、古今集に、今しはとわびにし物をさゝがにの衣にかゝり我をたのむる、此歌、古今六帖に、くもの影に入、又つねならぬ身はさゝがにのいとなれやあまつ空なるたのみかくらむと見えて、くもなること明らけし。こはねとには通音なれば、古くはさゝがねといひしを、後さゝがにとよびしにや。又尼は、ねにもににも假字用ひたれば、泥をもにとよみ誤りしにや。篠竹の根の細からみあひたるを、蜘の名にかけたるの說うべなひがたし。或人云、詩蟰蛸在ㇾ戸。陸機云、一名長蹄、荆州河內人謂ニ之喜母一。此虫來着ニ人衣一。當下有ニ親客ニ至上有ㇾ喜也。衣通比女の比、かゝるふみは此國に來らねども、もとよりこゝにも、さる諺のありしにやといへり。此說、いかにもしかなるべくおもへど、允恭御宇以前より、西土へ往來あり。もとより三韓貢をなせば、此ふみなどの來らずともいひがたし。衣通姬、是等のことを聞せ給ひし。蜘蛛は何れにあれ、微小なるを見給ひてよみませしにやあらん。蟰蛸は、新撰字鏡に、足高久毛、和名抄云、爾雅云蟰蛸、(蕭梢二音)一名喜子、〔割註〕上音蕭、和名阿之太加乃久毛。「小蜘蛛之長脚者也と見ゆ。今の世、さゝがにといへるは微小なるをいへど、長脚の者にはあらず、惣てさゝといふは小なるものなり。神樂浪、細石、鷦鷯、篠などなり。此蜘蛛を按に、草蜘蛛の類なるべし。本草綱目、草蜘蛛條云、正誤〔割註〕舊標作ニ蛐蟱一。今據ニ爾雅一改作ニ草蜘蛛一。「集解蘇恭曰、蛐蟱在ニ孔穴中及草木稠密處一、作ㇾ網如ニ蠶絲一爲ㇾ帶。就ㇾ中開ニ一門一出入形段微似ニ蜘蛛一。而斑小陶言蛐蟱即蜘蛛誤矣。時珍云、「略」、陳氏所ㇾ謂蛐蟱、即爾雅之草蜘蛛也。今改ニ正之一。然草上亦有ニ數種一と見たる是

なるべくおぼゆ。さゝがにといふにはあらじかし。

すむをもて、さゝ原にすみてかたち蟹に似たりといへるも、據ありて廢すべきにあらず。さゝ原に

○いろは

或人云、いろはは弘法の作なりと、東寺第一の秘記東寶記、東聞記、東葉記、此三部を眞言家にて三東秘密記と云。是を合して三東密要とて二卷あり。それに弘法の作なることあり云々。三槐記十一日、今日訪二三藏院法印一次二伊呂波一と見えて、梵字を次がごとく、伊呂波にも摩多體文ありて次といふなりといへり。此說、今のいろは文字を空海師の作とすれど、いろは歌は佛法のおもむきにて作られ、梵字をもて書れたるはしらねど、假字文字を作られたるといふは、おぼつかなし。こは爲章が說のごとくならん。下にいへり。こゝに伊呂波にも、摩多體文ありて次といふなりとは、悉曇のおもむきを知らざる說也。伊呂波を次とは、𑖭（サ）字に𑖺（オ）點を加へて、𑖭𑖺となるを次といふ。此ごとくに摩多を加へて、四十七字を作るをいふなるべし。いろは假字に次といふてあるべからず。爲章云、台記、久安六年正月十二日記云、今日今麻呂參二御前一。依レ勅書二以呂波一。今按、台記は宇治左府賴長公の記なり。久安は近衞院の年號、今麻呂は賴長の御息なり。童子の時、いろはを習ふことふるくよりなり。此便に嘗て承り置しいろはの正字をしるすと見え、又云、色葉雖匂とこゝろうべし。色者雖匂と思ふはあしゝ。〔略〕、四十七字のいろは字も、めぢかき字をえらびて、呉音、漢音、和訓うちまじへ、國音の有かぎりをあつめて、古風長歌の體に作られたり。作者空海師といふは實にや。何にもふるき文にしるしたる物なしとぞ。釋日本紀、纂疏などの說は、一向に信用しがたし。空海は悉曇の音學にも通じ、又能書といひ、才智英俊といひ、いろは歌もまた、佛法のおもむきなれば、その作といはむも遠からぬ說なるべし。〔略〕、今のいろはの字樣を、空海師よりといふはいかゞ侍らん。さま〳〵の草書は、それよりはるかの前に、三韓の人、また唐人おほく渡り來り、こなたの人もあまた入唐したれば、おのづから習ひ傳へ侍らまし。賴長の御

息今麻呂かゝれたる以呂波の字様は、おもふに古風なるべし云々いへり。按に、空海師、涅槃經の四句の語意をもて、長歌の體に作られしなるべけれど、今のいろはの字様は、後に誰人が作られしにやあらん。さにあらざれば、古風の字様にては、童子のならひ得がたからんとおぼゆ。西土にても上大人、丘乙巳、化三千、七十子、爾小生、八九子、佳作仁、可知禮、この三字づゝ八句末にみな也字を曳く。小兒の手習ふには、天下一同に是を學ぶと、祝枝山猥談に、水東日記を引て委くいへり。孔子、其父に上る書なりと、大人に上る丘一身の化するところ三千人、その內にては八九七十二人、更に佳にして、仁を行ひ禮をなすこと知べしと、筆畫の少き字をよせ合て、小兒にをしへる也と、秉燭談に書されたり。又朝鮮國のいろはとて、梵字のごとくにて一字一音なるよし、三國通覽に見ゆ。かく每國異なるに、我御國佛法のおもむきの歌をならはしむは、いとけがらはしきことなり。さるによて、五十連音の圖をもてをしへる人も有。ある時翁、御國言の四十七字を、長歌の體に作られしを示されたり。其言にいはく、あめつちわき、かみさふる、ひのもとなりて、ゐやしろを、おほむへゆには、うちまけぬ、これそたえせね、すゑいくよ、實に御國ごとをの給へれば、此ごとき言をならはせまほしく、こは外に書しおかれねば、其言の失はれむも、ほいなくおもひてこゝに書しぬ。

〇旅行以前門前（附七日を忌）

古記久安四年二月十日條云、入レ夜向ニ宗俊阿闍梨房一、是出門也。十二日爲ニ道虚日一之故也。即行レ祓。十二日可レ參ニ八幡一。仍曰ニ今日一神齋と見えて古きことなり。伊勢神宮にては、旅行以前吉日をえらび、旅のよそひして北御門神社へ參る。是を門出といふ。北御門神社は武甕槌神を祭るとかや。此神、葦原中國の荒振神を平定給ふの吉例を學びしなるべし。今、鹿島立の語あり。此神社の造替は、上杉侯より有とかや。其始詳ならず。さて世俗、月の七日に旅立をなし、月の九日に歸ることを忌といふ。大鏡云、桓武帝延曆年中、みかど奈良より歸り給ひにき。丙戌日行幸は有て、〔割註〕考ふるに、延曆四年八月癸

亥朔丙戌、天皇行二幸平城宮一のこと、續紀に見えたり。此時のことなるべし。還幸を記されざりしは、忌を給ふ故なるべくおぼゆ。」けふはみづのえ辰の日なれば、七日といひしに歸り給へりとぞおぼえ侍る。此比はいむなど申とかやと見えて、こは七日目に當りて、月の七日にあらず。此以前、忌を給はざるは、「靈龜三年二月庚午、行二幸和泉宮一。丙子車駕還宮と見えたるは、七日目に相當る。神龜元年冬十月丁亥朔云々、癸巳行至二紀伊國那賀郡玉垣勾頓宮一とあるは、月の七日なり。其後延曆十四年冬十月己卯、幸二于交野一。以二右大臣藤原繼繩別業一爲二行宮一、乙酉車駕還宮と見えたるも、七日目なれど、忌給はざるなるべし。其後もしかなれば、承安四年、承元三年等には七日に御幸ありて、九日に還御のことも見えたり。然れ共拾芥抄云、七日并十三日歸二本所一忌、宇治殿御時議定〔割註〕宇左記云、仁平四三廿、見天喜四四一土御門記云々。」と見えたれば、今世俗、是にならへるにや。されど十三日のことをいはず。九日のことは見えず。こものに出たるや未考。

○眞　似

こは何にまれ。人のなせるをならひなすをいふ。まにせの義にて、にせの約めねなれば眞似の字を用ふるにや。似字、說文に象也、字書云、類也と見ゆ。水鏡云、應神天皇御宇に、武內大臣、王位を心にかけたり。三韓をかたらひて、かたぶけたてまつらんとすと讒しゝかば、みかど人をつかはして、武內をうたしめ給ふ。武內なげきて、はれ君の爲に二心なくて、今つみなくて身をうしなひてんと、心うきことなりき。其時、壹岐直眞根子といふものありき。かたち武內にたかはず相にたり。この人、大臣に申云、かまへてのがれて都へまゐりて、つみなきよしを申たまへ。我大臣にかはりたてまつらむとて、すゝみ出て自ら死ぬと、是より眞根といふと見えたれど、こは容貌のにたるにて自然のことなり。今いふところは、物ごとをにせまなぶをいへるにて異なり。こを按に、雄略の御時、飛驒國より猪名部眞根といへる木工の名譽出たり。〔割註〕飛驒のたくみとよめる是なり。」この眞根、あやまちして刑なはれん

にのぞみて、同じ飛騨人の聟、をしみなげきてよめる、あたらしき〔割註〕惜と云詞なり。ゐなべのたくみかけしすみ縄汝がなくばたれかかけんよあたらすみ縄。名譽の眞根なれば、時の木工等、そのわざをまねびならひにせるより、他のことにも人のなすことを見ならひ聞ならひて、にせるをまねをなすといふ。されば水鏡の說と異なりて、まねはまねぶの略、こを通音にてまなぶといふ。そを延てまならふなり。まは稱美たる詞、紫日記に、心ふかき人まねのやうにはべれと見えたれば、此ごとくにて古くよりの言なるべし。

○道祖神

諸國一村の前後または道路に、山神とて石に彫て祀れるは、世俗大山祇と思ひ誤れり。こは岐神なるべし。神代紀、いざなぎの神、建絕妻之誓の作に、投二其杖一、曰レ此以還雷不二敢來一。是謂二岐神一。本號曰二來名戶之祖神一。又曰、經津主神、以二岐神一爲二鄕道一周流削平と見えて、古說くなどは來莫處、ふなどは經莫處の義とす。古事記に船戶神と見えたるは文字を借たり。道祖の字は、漢國の名もて當しにて、字典云、祭二道神一曰レ祖。口決、纂疏等に、是を道祖神也と註せられたり。道祖神をさへの神、道神をたむけの神と別に擧られたれど同神也。此神也此神を一村の前後に祀ることは、疫神癘氣等の是よりくなどふなどの義をもてなり。又行さきを導きさきくさきはへ給へるを、さへの神と稱へ、又道路のつゝがなきを守りさきはへ給へと、手向をなし奉るをもて、手向神と稱へ奉るなり。されば山のいたゞきを過るには、たとへ神祠なくとも、ぬさ奉りて過べきなり。奈良の都の時、奈良坂の上まで見送り、旅行人はこしに手向をなして過るより、手向山の名起れるとかや。其餘、となみ山たむけの神、みこしろの手向、又周防なる岩國山を越ん日は、手向よくせよあらきその道、海行にも海童神にぬさ奉りしことも見えたり。或說云、たむけは旅向の義といふ。契沖は、山をのぼりはつる所をたうげといふは、たむけの音便なるべしといへり。朝野群載云、出二京關門一奉二幣道神一事、

道饗祭祝詞云、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者申氐、辭竟奉久波、八衢爾湯津磐村之如塞坐氐、皇御孫命乎堅磐爾常磐爾齋奉、茂御世爾幸給止申云々。神祇令曰、謂卜部等於京城四隅道上而祭之。言欲令鬼魅自外來者不敢入京師。故預迎於路而饗遏也。と見えたり。こゝをもて、一村の前後又は道上に祭れるなり。されば岐神にして、大山祇にあらざるなり。然れども大山祇をも祭らざるにあらざれば、よく辨へ別ちて尊信すべし。或人の說に、久那斗神を道反之大神といへるは、いとも〳〵誤なり。神代紀をいかゞ見つるにや。いぶかし。

○敏太神社

神名式云、伊勢國壹志郡敏太神社、和名抄云、壹志郡民太三太乃と見ゆ。こを神名式今の印本に、としたと假字のあるは誤也。敏忙覲反、漢音ひん、吳音みん、民彌鄰反、漢音ひん、吳音みん、此二字、同音にて吳音を借用ひたり。諸國郡鄕名及社號等に、文字の音を借たる例多し。攝津國みぬめの浦といふに、萬葉集に敏馬浦と書たり。神名式に、同國八部郡汶賣神社見えて、汶字もみんの音なるをもて、みぬといふに假たること、敏字と同じ。和名抄の時代より、みぬをみのといへるにて、美濃國をみのゝ國と唱へり。濃字、日本紀にすべての假字に用ひて、のに用たること見えず。古語に、野角、忍、篠、樂などぬと唱へて、中古よりのと唱へ來れり。されば松坂の西にある美濃田村の神社なるべしといへり。北畠國家卿卯月三日みのたといふ所を通るとて、馬上に時鳥を聞て、駒とめて待ほどもなく玉ほこの道の行衞の山ほとゝぎす。予、先年美濃田村へ往て、此神社を尋ぬるに、本居神社の地にありといへり。されど小祠の朽損じたるが三社ありて、何れ共別ちがたし。その傍に信樂寺といへる小菴あり。よて往て、住僧に古き傳へ、又書たるものゝあらんと尋問に。昔は此小菴なるは、傳教大師の開基にて七坊有。神社は地護神、橘姓の人禰宜仕奉る。潔齋の地を鹽浴川と云。今訛て沙彌堂といふ。其餘語るを聞に、本居神のことなり。乞て古く書せしといふものを見るに、寶永年中に記せしと見えて、敏太神社のこと見

えず。こは永錄の比、此邊も騷しければ、兵燹に燒失はれけるにや詳ならず。神名帳考證云、鍬太神社在ニ戸木村之西一。稱ニ風速社一と見えて、今神社も現然として、祝部も仕奉れば、是なるにや。美濃田村は須賀鄕なり。戸木村は民太鄕なるをもておもへば、鄕名をもて社號となせしや。社號をもて鄕名となせしにや。風速は後に名くる地名なるべし。考證もとしたとの假字を用ひられたり。こは敏と速と義理同じきをもての說ならば誤也。但し據ありてや。

○比佐豆知神社

神名式云、伊勢國安濃郡比佐豆知神社、こは建部鄕塔世の西北に、今愛宕權現と稱する是なるべし。比佐は瓠の訓、豆知は野槌、訶遇突智などの豆知にて祇なり。神の御名に稱へていへり。古事記云、二神因河海持別而生神云々。次天之水分神、次國之水分神、次天之久比奢母知神、次國之久比奢母知神と見えたる久比奢母知は、汲瓠持の義にて水神なり。鎭火祭祝詞云、神伊佐奈岐伊佐奈美乃命、妹背二柱嫁繼給氐、國能八十國島乃八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比氐、麻奈弟子爾火結神生給氐、美保止被燒氐石隱坐氐云々。吾名妹命能所知食上津國爾心惡子乎生置氐來奴止宣氐、返坐氐更生子、水神、瓠、川菜、埴山姬四種物乎生給氐、此能心惡子乃心荒比曾波、水神、瓠、埴山姬、川菜乎持氐鎭奉禮止事悟給支と見えて、比佐豆知は水神にて、愛宕軻遇突智の荒び給ふをなごり給ふにて、是火防神なり。然るを世俗愛宕火結神を、火防神といふはいと誤れり。(れ脫カ)そよりして比佐豆知神社を愛宕と誤なり。火結神を祭るは、御心の荒びすさびな給ひその義なれば、鎭火祭行はるゝなり。神名帳考證に、火雷神と書せしは非なり。神代紀一書云、伊弉冉尊生ニ火產靈一時、爲レ子所レ焦而神退矣。其且神退之時則生ニ水神罔象女及土神埴山姬一、又生ニ天吉葛一と見えたる天吉葛は瓠也と、正通のいはれたり。

○湯　立

今の世、諸國郡郷の本居神の廣前に、大釜へ熱く湯をわかし、禰宜或は修驗者など、身にそゝぎかくるを、御湯を上るといふ。此こと何れの頃より始まりしにや詳ならず。こは古への探湯より轉じ來るにや。久しきことにはあらざるべし。探湯のことは、日本紀應神の御卷に、武内宿禰を弟の甘美内宿禰がしこぢて奏せしかば、磯城川のほとりにて探湯てふことをなさしめ給ふに、武内宿禰は身につゝがなくて勝給ふとぞ。そを此探湯てふは、足がなへに湯を熱くわきかへらせ、是を身にそゝぐに、まことの人は身にあやまちなし、いつわる人は燒たゞるといふ。〔割註〕是湯起請の始也。後世の鐵火を握るも、是より起れりといへり。」允恭紀云、沐浴齋戒各盟レ神探湯云々。弘仁私記云、坐ニ甘樫丘一令ニ下探湯一定中眞僞上。大和國高市郡在釜是也と見ゆ。されば本居神社の廣前に、熱く湯をわかしたるを、禰宜成は修驗者など、産子に代りて身にそゝぎかくるに、そこなふことなきは、産子の犯過てる罪咎なき赤心をあらはして、神の御心をいさめ奉り、諸の災を除き、疫癘惡氣を拂ひ、朝夕にめぐみ守り、さきはゝせ給へかしといのることとなるべし。そを今の俗、此ことをなすを、神の御心にめで愛くしみ給ふごとく心得、ねぎかくることありて、そのことのさちあらせ給はゞ、御湯を上ると此わざなせるはいと心たがへり。神、何ぞも御湯を悅び給ふべきや。世の下りのまに〳〵此類ひ多かりなん。

〇煤　拂

此こと、内裏式に見えず。されば中世後のことにや。近世年中行事云、常御殿四位五位雲客藏人等勤レ之。御緣側靑侍勤レ之。男居衞士勤レ之。淸凉殿極﨟衞士勤レ之と見ゆ。西土には、臘月二十四日毎レ家拂レ塵と、闔靑滓志を引て見え、又王氏呉志云、臘月二十七日拂ニ屋塵一曰ニ除殘一とも見えたり。今の世、我御國には此月吉日をえらびてなすも有。又中旬をもて例となせるも有なり。さて新造の家には、其年煤をはらはずといひ傳ふるは、東鑑云、嘉禎二年十二月六日、御煤拂事有ニ相論一。文元朝臣申云、新造者三箇年之内可レ有ニ其憚一云々。親職晴賢朝臣之先達者、雖レ無ニ指文一皆所ニ記置一也。至ニ新造一者無レ煤之故歟之由被ニ

御出ニ之間、各不レ申ニ子細一也と見えたるよりのことなるべければ、久しきことなるべし。

○地獄の沙汰も金次第

世俗、此俚諺あるは、病堂策云、寧波の一小民に張斌といふ者有。崔尙書が廊房に住、蒲鞋を織て業とす。性修行を好み長齋念佛し、剪下寸鞋の鬚を以て、念佛の數を記し篭に入置、毎歳除夕地藏殿前にに焚こと、旣に數十年に及べり。適崔尙書、發レ背〔割註〕和名抄云、疽俗發レ背。〕を病、死して冥土に至る。閻王、眼を怒し平日の惡を數ふ。崔云、能我をゆるして婆婆に廻さば、善を行ひ罪を贖なん。閻王云、汝害所の錢、用にたゝず。汝が廊房の民張斌、金銀あり。念佛を云。一萬を替來ば罪解べし。凡人、齋戒至心の念佛一聲は金銀に當れり。散心の念佛一聲は銀錢に當るなりとて、遂に放して婆婆に廻さしむ。崔蘇り張斌を呼て云、汝が唱へ積たる念佛のうち、一萬反を金錢一萬を以て買べしと、金を與へ券を書し、僧を請じ回向して其券を焚しかば、罪消て崔が瘡全く愈たり。張斌、其金を以て一大橋を造り、其餘金を以て復一菴を建て衆を攝待すと、現果隨錄巻五に見えたりと記せり。是僧の妄談なるべし。是よりして諺言となせしとおぼゆ。

○布久津武

今俚語に富める家をいふ。こは王元室が富屈を音便にいふなるべしといへり。されど富家殿を轉じたるにやあらん。山城國久世郡宇治の西北に、富家殿とて初は民部卿藤原忠文の、別業をこゝに營み避暑の所とし給ふ。後に知足院關白忠實公、また此所に閑居し給ひて富家殿と呼と、江談抄に見ゆ。續世繼物語に、天永三年十二月十四日、太政大臣になり給ひき。はじめは宇治のかはせなみしづかに、白川の水へだてなくおはしゝかば、ふけ殿つくり給ひて、院わたらせ給けるに、宇治川にあそびのふね、うたうたひてなみにうかびなどして、いとおもしろくあそばせ給けり。百練抄云、永久三年九月廿一日、上皇御ニ幸宇縣富家別業一、山水之興絶常篇有ニ勸賞一と見えて、此公、富且貴くおはしまして、ことさら富家と名に

おふ所に、別業を造らせ給ければ、時の人、是を褒稱して唱へしを、轉じて後、貴きも賤しきも通じて、富めるをいふことにやなりぬらん。ふけのわたしは祐子內親王家紀伊集に、秋風のふけの里人おとすやと我も心にかゝる川浪と見えて、古くよりの名なり。

○幸伊勢國

萬葉考槻落葉別記云、是は聖武天皇の行幸也。この行幸は、卷六に天平十二年冬十月、依ニ太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀反一發レ軍幸ニ伊勢國一と見えて、續紀にも、壬午行幸伊勢國、以ニ知太政官事兼式部卿正三位鈴鹿王、兵部卿兼中衞大將正四位下藤原朝臣豐成一爲ニ留守一と見えたり。是は美濃國に往まして、東國の軍人を召給はんとての行幸なるを、此伊勢の國にしもおはしまして、關宮に暫停ませしは、何ぞの所由かも有つらん。今考べからねど、それが間に、持統天皇のあとをおはせて、志摩國にもやいでましけんとおもはるゝよしあれば、まづ持統の行幸のことをいふ。紀持統云々。かくて卷一に、此行幸の時の歌の見えたるを考るに、當麻眞人麻呂が妻の歌に、わがせこはいづくゆくらんおきつもの隱の山をけふか越らん。とよまれたるは、今の阿保越の道にて、伊賀の名張山を經て、伊勢にいでましゝこと知られたりといへる、志摩國にもやいでましけんとの說、うべなひがたし。又今の阿保越の道にて云々いへるも非なり。阿保越して伊勢の垣內への道は、いと後のことなり。然るをたれも此街道、古くよりとおもひ誤れり。又飛鳥藤原の宮の時、齋宮群行の道は、此時とは又異なり。此こと下にいへり。續紀云、天平十二年冬十月戊午云々。壬申、十九日、任ニ造伊勢國行宮司一。丙子、廿三日、任ニ次第司一云々。壬午、廿九日、行ニ幸伊勢國一。以知太政官事云々。是日、到ニ山邊郡竹谿堀越頓宮一。〔割註〕大和志云、在向淵村。」癸未、車駕、到ニ伊賀國名張郡一。十一月甲申、朔、到ニ伊賀郡安保頓宮一宿。大雨途泥人馬疲煩。乙酉、到ニ伊勢國壹志郡河口宮野郷頓宮一。謂ニ之關宮一也。〔割註〕行幸の道は、名張より今をばた越といふにて、羽根てふより安保なり。夫より奧ケ野、こゝの驛廳に、古く書せし物ありとかや。大原村、是古道にて、河口へは大原より藤村竹原村

下に出、君ケ野、此所の行宮は、此たびの行宮にや。以前の行宮なるべし。是より八手俣、推ケ廣より河口市場道にて、闕宮へ入らせ給ふなるべし。飛鳥藤原の宮の時の群行の道も、竹原より此道にて、河口へは入せ給はず、直に八太への道なれば此ごとくなるを、或人云、今の瀬戸淵のかたへ道なるべしといへど、此かたへは山にて、道は後になしたるなるべきは、寛文九年に、小倭庄白山社の鳥居の石を、河口山に得て御城の上八王子山まで出したれど、夫より出ざるによて、石を切減して、みづえの木の川原まで引出すと記せしもの有。みづえの木は、今人家ある西北穢人の居所近きに在しと、古老の傳へなり。されば古くは、人家ある所も山にて、下は流れの川原なれば、往來すべきにあらず。今の往來の狹きもても知べし。寛文の比だに此ごとくなれば、古きもおもふべし。又寛文年中に、洞津山中某ぬし、瀬戸の道を修造し、今家城村へ通行の南の田畝、大雨洪水には苗沈滯し或は流る。よて田圳を瀬戸へ落しなどして、此邊、昔と異れるなるべし。よて今の往來は後のことゝおぼゆ。闕宮は、八王山といふに在。八王子こゝに遷し祭るも後なるべし。始祭りし所を今八王子田といふ。今八王子社より凡三丁餘南西の方に、小高く土を築き上は平地にして、南北へ三十間餘東西へ廿間餘も見えたる有。是宮の舊跡なるべし。萬葉第六に、此宮にて家持卿よませ給ふ歌見ゆ。御城とは、永祿年中、信長公、伊勢へ發向の時、此所に留まり給ふよりいふならん。今に馬場、市場、世古的場などの小名存せり。此所にて遊獵し給ひて、鷹のそれしにて騷がしく刑せられしも有とかや。童謠にもいへり。城廓は八王子社の東に、今寺院ある所是にやあらん。山は一にてありしを、後八王子社との間を切開きしは、御城の人家より、市場への通行の便になせしならん。さてみづえの木は、里人の說は榎なりといへり。こは何れの木にまれ、幾年を經て大樹なるか、枝葉の榮えてみづ〳〵しとほめていふなり。みづえは瑞枝の義、萬葉第六、瀧の上の御舟の山爾水枝指四時爾生有刀我乃樹能彌繼嗣爾萬代と見えて、水枝の水は借字なり。又若枝をもよめり。若やかにみづ〳〵しく生しげりたるを、名づけよびしなるべし。」〔頭註〕再考云、奥ケ野、大原、

山川、野藤、眞見村を山通、今は道たしかならず。竹原へ出、君ケ野、八手俣との行幸の道なるべし。」丙戌、遣ニ少納言從五位下大井王幷中臣忌部等一、奉ニ幣帛於大神宮一、車駕停ニ御闕宮一十箇日、是日、大將軍東人等言、進士无位安倍朝臣黑麻呂、以ニ今月二十三日丙子一、〔割註〕任次第司給ふ日なり。」捕ニ獲賊廣嗣於松浦郡値嘉島長野村一。詔報今覽十月二十九日奏、知レ捕ニ得逆賊廣嗣一。其罪顯露不レ在レ可レ疑。宜依法處決。然後奏聞。丁亥〔四日〕遊ニ獵于和遲野一、免ニ當國今年租一。〔割註〕和遲野は、河口頓宮より東北にあたりて廿丁餘もあり。今に倭庄大村に屬して、古名猶存す。大村人家あり所もわぢ野なるべき。今松林のみをいへり、久老、こを知らずして、河口の行宮に近きあたりの野にやと思へど、今はさる地名もきこえずとて、志摩國英虞郡奈伎知野とよみて、名錐野にやといへるはいと強言なり。さて河口の闕屋の跡を尋ぬるに詳ならず。試みにいふ。闕宮へ行幸の道、河口市場へは街道の北なり。西は八手俣より八知大和路にて、東は波多より東山、東海道なれば、北は闕宮への道のみにて山なり。南は山にて東西の外は下の川村への道、東南によりては波瀬村の道あり。北東によりて井生村への道あり、是等は後世の道にて、街道は東西のみなり。河口市場より出て一里ばかりもあらん。街道の東南のかたへに、小高く土を築きて上は平にして、凡八九間もあるべし。是東西への往來目のあたりなれば、此所にやあらん。」乙未〔十二日〕從河口發到ニ一志郡一宿。〔割註〕こは闕宮を出御ありて市場の方へ行幸、東は今いふ波瀬村の入口、下の瀨古といふより、波多鄕いせぎ村東山てふに行、波多村へ出で宮古、須賀、月本、壹志驛と行幸の有つるなり。壹志驛は東鑑にも見えて、曾原村の本鄕をいふとかや。されば夫より以前の驛なるべし。」丁酉〔十四日〕進至ニ鈴鹿郡赤坂頓宮一。〔割註〕或人云、闕に有いへり。」詔ニ陪從文官幷騎兵及子弟等一賜ニ爵人一級一〔略〕、乙巳〔廿二日〕賜ニ五位已上絁一各有レ差。丙午、從ニ赤坂一發到ニ朝明郡一。〔割註〕赤坂頓宮へ丁酉日到給ひて、丙午日まで前後十箇日に及べり。久老、河口頓宮に十箇日停御ませしは、志摩國へ行幸の有つらんと說をなせしが、此所に十箇日にも及べきを、疑はざるはいかにぞや。」戊申、至ニ桑

名郡石占頓宮一。己酉、到二美濃國當伎郡。庚戌、賜二伊勢國高年百歲已下八十歲已上者大稅各有レ差。十二月癸丑、朔、到二不破郡不破頓宮一云々。と見えたる伊勢國への行幸は、廣嗣を捕得給はんとおぼしめさせて、東國の軍人をめし給はんはもとよりにて、大神宮へ詣させ給ひ祈給ふべき御心にもおはしましけん。そは十月壬戌〔九日〕、詔二大將軍東人一令レ祈二請八幡神と見ゆ。然るに、乙酉、河口頓宮へ着御まし〳〵て、丙戌に廣嗣を捕得し奏を聞召させ給ふによて、幣帛を奉給ひ、大御自詣させ給はで、是より恭仁宮へ行幸給ふなるべし。されば大神へ詣させ給はざるに、いかで志摩國へいでましのあるべきぞや。久老云、「關宮に停御まし〳〵しは今考べからねど、それが間に、持統天皇のあとをおはせ給ひて、志摩國にもやいでましけん。家持卿河口行宮にての歌の次に、天皇御製に、妹にこひ吾の松原見渡せば潮干のかたに多頭なきわたると、吾の松原〔割註〕吾をあことよむは古言にや。集中吾大王を假字書には、阿期於保伎美とあり。」志摩國英虞なるべくおもはるゝに、それが次に、屋主眞人が歌に、おくれにし人を思はし四泥の崎木綿取志泥而將往とぞおもふと、四泥の崎は、延喜神名式に、伊勢國朝明郡志氏神社あれば、そこにやと思へど、行幸の順にも違ひ、また屋主眞人は、河口行宮より還京と、この歌の左注にも見えたれば、朝明郡の地名をよむべきにあらず。こゝの歌の順にもかなはねば、しかにはあらじかし。今志摩國に志奴島あり。〔割註〕志賣の浦といふ所もあり。」是や志泥の崎の轉れる名ならんか。〔割註〕この歌に、人をしぬばし志泥の崎とつゞけたるは、志奴と志泥と音韻のかよへばにやともおもはれ、また志泥は志沼の誤かとも思はる。さるはもと人をしぬばくしぬの崎とつゞけたるを、下にゆふ取志泥而といふ言のあれば、さかしらに志泥の崎とや書たりけん。則此歌の左注には志沼崎とあり。」さて紀に、丁亥、遊獵于和遲野云々。〔割註〕河口頓宮に到ましゝは乙酉十一月二日にあたり、丁亥は五日にあたれり。纔ばかりの間なれば、この和遲野は河口の行宮に近きあたりの野にやとおもへど、今はさる地名もきこえず。又當國の今年の租を免といへるも、伊勢の國ぬちこと〴〵をいへるにや。是はたいぶかし。おもふに卷

六に、河口行宮の歌にならひて、狹殘行宮の歌を載たり。その行宮は紀に漏たるなどを思ふに、紀はこゝに脱誤なり云々。」と有。和遲野は、奈伎知野とよみて、名錐野にやとおもはるれば、〔割註〕和名抄、志摩國英虞郡に名錐あり。遲と利と通ふ例は、沸をたきちとも、たきりとも、降をくたちとも、くたりともいへり。」かた〴〵この河口の宮に停ませし間、狹殘の行宮に到まし、大淀の濱邊より御船よそひして、志摩國にもやいでましけん。そも〳〵此狹殘の行宮は、紀に漏たれど、集には河口行宮の歌の次に、狹殘行宮大伴宿禰家持作歌二首とあり。延喜神名帳に、伊勢國多氣郡に佐々夫江神社見え、倭姬命世紀に、眞鶴佐々牟江宮前葦原還行鳴とあり。この佐々夫江は、〔割註〕牟と夫は同音なり。〔多氣郡大淀村の西、但倉村行部村の間に入江有て、そこに架せる橋を、今猶篠笛の橋といふといへり。是ぞいにしへの頓宮〔割註〕こは持統天皇の頓宮といへるにや。此言詳ならず。聖武天皇の行宮なること聞ず。」の地なるべきに、此地は河口よりは遙に東南にあたり、伊勢の海邊なり。今志摩國にいでますにあらずは、この狹殘の頓宮は用なきにあらずや。〔割註〕この狹殘より大淀へ八丁ばかり、大淀より志摩國鳥羽まで海上四里あまり、鳥羽より名錐へ一里ばかりもやあらん。行程五里餘なれば、一日にはいでますべくなん。さて持統天皇の大ましましことおぼゆる御座島は、この名錐にいと近かりけり。」また吾乃松原とぞよみましゝは、志摩國英虞なるべし。〔割註〕吾乃松原志泥崎等を、志摩國英虞とするは、眞淵が說によれるなり。」おもふに、その地は、河口の行宮よりも狹殘の頓宮よりも見渡さるゝ地にあらず。答志の崎をかなたへ廻いでまさずば見ゆべからず。さて志沼崎も、和遲野も、志摩國の地名にやとおぼしきよしあれば、かにかくにこの二見浦を御舟して、志摩國にしも行幸けん。さるはいかなるゆゑありてにか。今考知べからねど、持統天皇の行幸のあとを、おはせ給へるなるべく云々いへりしはひが言なり。まづ吾乃松原の言は、吾をあごとよむまじきは、本居云、吾を阿期といへるは、阿我於保伎美といふ我より於をよび出す音韻にて、吾王とつゞく時に限るなり。是はおへつゞく故に、おのづからごといはるゝな

り。たゞに吾をあごといふことなし。こは吾自松原と有しが、自を乃に誤れるにて、初句はまづへかゝる枕詞なり。いづくにまれ、たゞ松原よりといふなり。地名にあらずといへり。巻十七、わがせこを安我松原欲みわたせばともよめれば、是によるべしと略解に出せり。朝明郡豊田郷に聖武天皇の行宮の舊趾とて、今松原行宮といへり。されどこは後人御製にて名づけしにやあらん。行宮にてみほしましてみよみませしとの證なし。神名帳考證云、河曲郡深田神社、今在二若松村一社歟。若松原此地也と見えて、海部郷に若松原といへる有。その近きに田鶴濱とて、こゝの名産に海苔長さ五尺餘も連綿たる有とかや。されば此あたりを行幸の時、みほしましてみよみませし御製にやあらん。此御製の傳へよりして地名とはなせしなるべし。志泥の崎を、左注に志沼に作れるをもて、志摩國の説をなせど、河口よりの順にて朝明郡なること灼然し。左注を略解云、此注、後人の注ならん。歌の心は旅行し跡に留まれる妹を思ひて、神に祈り行なりといへり。是は京を出しときの歌とするにや。京に留まれる妹をおもひて、さきくあれと祈り行に、おくれにしてふ五文字聞えず。歌の心は京へ還らんには、連立行んなど兼てちぎりおきしに、自ら前へ還りければ、そのちぎりし人の爲に、木綿取しでゝ神に祈り將往との心ならずや。されば左注還京の説、誤とのみもしがたし。猶考へてん。狭殘行宮詳ならず。多氣郡佐々夫江神社の地とす。然れ共佐々夫江を狭殘と書たることいまだ見ず。延經云、大歳神社在二佐々夫江一。今社亡。大淀村西、根倉村與行部村之間有二小入江一。此佐々夫江橋と見えたるを、これぞいにしへの頓宮の地なるべき云ゝいへるは、いかに聖武天皇の頓宮の跡なること申傳へをきかず。かにかく志摩國へ行幸の有つるといはむとて、みだり言をなせり。此佐々夫は倭姫命の時よりの名にして、此所いさゝか潮のさすをいふ。さすを延てさゝふといふなり。狭殘は朝明郡の行宮の名にもやあらん。紀に朝明郡とのみ見えて、行宮の名見えず。外をもていはゞ、さにもやあらんとおもゆ。また天武天皇元年、於二朝明郡迹太川邊一望二拜天照大神一と見えて、今其舊地を齋といふとかや。もしや此舊地を家持卿、狭殘行宮と書し給へるにや。

詳になしかたし。略解云、河口の行宮より出給ひて、かりにおはしまし丶所なるべし。さゞむとよまんか猶考べしと見ゆ。いかにも朝明郡より桑名郡石占頓宮の間に、かりにおはしませし宮をいふにや。丙午に赤坂より發し給ひて、戊申、桑名郡石占頓宮に至給へば、丁未日、かりにおはしませし行宮をいふにや。さて久老は歌の次をいへど、第三幸㆓伊勢國㆒之時、安貴王作歌一首、伊勢の海の興津白浪花爾かもつゝみて妹が家づとにせむ。此歌第六に見えたる行幸の時の歌なるべきに、第三に載られたるは、亂れ入たるなれば、強て次をもていひがたし。又此歌を志摩國阿期行宮にてよめるにやと、おほしきよしありといへるは、ひたすらに志摩國へ行幸の有つると、まげて說をなせしなり。志摩國ならで興津白浪とはいはれまじきにや。こは河曲郡海部鄕奈古村須倍神社の浦より、尾張國へ渡海をなし、又東國下向には、若松より渡海せしといへば、供奉し給ふに海づらを見さげ給ひての歌なるべし。狹殘行宮にて家持卿、御食國志麻乃海部有之眞熊野之小船爾乘而奧部傍所見。是安貴王の歌と同時なるべくして、阿期行宮にての歌にはあらじ。勿論志摩國へ行幸のことは、續紀、大日本史、其餘の書にも見えず。若行幸あらば、志摩國今年租を免し給ふとか。又志摩國高年者云々など見ゆべきに其ことなし。持統紀六年三月丁酉、朔、丁未、詔㆓諸臣㆒曰云々、辛未、天皇不㆑從㆑諫遂幸㆓伊勢㆒。壬午賜㆓所過神郡及伊賀、伊勢、志摩國造等冠位㆒幷免㆓今年調役㆒云々。甲申、賜㆓所過志摩國百姓男女年八十以上稻五十束㆒。乙酉、車駕還宮。甲午詔免㆓近江、美濃、尾張、參河、遠江等國供奉騎士戶及諸國荷丁造行宮丁今年調㆒と見えたるは、是志摩國へ行幸の有つる故、志摩國云々と有。聖武天皇の伊勢への行幸には、續紀天平十二年十一月、庚戌、賜㆓伊勢國高年百姓百歲已下八十歲已上者大税㆒各有㆑差、又十三年九月條云、又養德、伊賀、伊勢、美濃、近江、山背等國供㆓奉行宮㆒之郡勿㆑收㆓今年之調㆒と見えて、志摩國云々とは見えず。志摩國へ行幸あらば、持統紀に見えたるがごときなるべけれど、さなく、かく續紀に見えたるなれば、志摩國へ行幸の有つるの說いと强言なり。うひまなびの徒、必したがふべからず。

○波多横山

萬葉集第一云、明日香清御原御宇天皇代、十市皇女參二赴於伊勢神宮一時、見二波多横山巖一吹黄刀自作歌、河上乃湯津磐村二草牟左受云々。此横山を萬葉考云、下に輕皇子、宇多の安騎野へ越給ふも、泊瀬山を越ましゝなり。此山のたやすければ、此たびも他の女坂男坂などをば、越給はじとおぼゆ。或人云、高市郡の波多なりといへど、淨見原の宮よりは初瀨越ぞ便り有べければ、伊勢の八太横山ならんと覺ゆ。かの輕皇子の泊瀬を越給ふも、持統天皇また淨見原におはせし時なり。神名式、伊勢國壹志郡波多神社、和名抄に、同郡八太鄕あり。こは松坂より初瀨越して大和へ行道の伊勢の内に、今も八太里あり。其一里ばかり彼方にかいとうと云村に横山あり。そこに大なる巖ども、河邊にも多し。是ならんとおぼゆ。飛鳥藤原宮などの頃、齋宮群行は此道なるべしと、其國人はいへり。猶考へてんと書されしは、闕しまゝをふとこゝへ擧られたるならん。こは此あたりのことをよくしらで、みだり言なり。そも〳〵垣内村は八太里より四里餘も西にて鄕名もなく、今小倭七鄕と云共一にてものに見えず。近世、ものに書すに入道垣内と見ゆ。街道の北の山に入道屋敷と云傳ふ。是多氣國司時代のことなるにや。小倭は、東鑑に小倭庄、又小倭田庄ども始て見ゆ。今此街道は後のことなるは上にもいへり。されば飛鳥藤原宮の頃、齋宮群行の道は、今の往來にあらざれば、垣内に八太横山あるべきにあらず。さて今の街道垣内より上の村てふに川原といひ、二本木の驛は、昔の和遲野大仰村田尻村等、川原と今によぶ。八太里も垣内より往來となりしにて、今の新道と成、古の道にあらざることは、里人も傳へ有てしれり。然るを大仰村今米ヶ瀨といへるを、横山なるべしといふは非なり。略解云、今も八太横山といふ有て、大なる岩ども川邊に多しといへるは、何方をさしたるにや。大なる岩ども川邊に多しとは、いと杜撰の說なり。考るに横山は、今ゐせき村に在。〔割註〕ゐせきは堰塚の義。是八太鄕にて、後一村となりて村名とす。」こは飛鳥淨見原宮、〔割註〕高市郡今上居村といふ。淨御の音もて村名とすと云。」藤原宮〔割註〕同郡大原村に

あり。」より出まし、櫻井より初瀨越にて、名張、〔割註〕持統天皇伊勢へ行幸の時、陪從していにし人の
妻、京に在てよまれし歌はこゝをいふ。「長瀨てふより、伊勢の大郎生路へかゝり給ひ、八知村小西へ行幸、
竹原村、君ケ野、〔割註〕こゝに大郎生より八知へかゝらず、大原村、竹原村への道、又八知より竹原へ
行ずして、君ケ野（の脱カ）へ道今存すれど、道路けはしければ、竹原より君ケ野と行幸にやあらん。北畠國永卿
の歌に、二またの上に君ケ野といふ所を通りけるとて、君が野の露おもげなる小車をとりて御幸の跡と
だに見ん。」八手俣、夫を東へ直に行て、波瀨村、〔割註〕北畠權大納言顯雅卿居給ひて波瀨御所といふ。
此村は往來より南に至る。」下の瀨古といふ。こゝに矢頭山より落くる流れ有。是波瀨村と八太鄕ゐせき
村との堺なり。川の南の山道を行に、東北の方に高さ三間餘、南北へは凡百間餘も有なん。築きしごと
きの小山あり。是横山にて道を行々左手に見れば、横山とはいひしなるべし。往來の道を下里川邊に至
り、東に横を望めば、後は高山重りそびえて松多く生茂り、前は矢頭山より流れ出て、末は矢野浦へ落
る川水淸く、巖に石のありさまいとたへなれば、河上乃湯津磐村爾云々と、此時だによまれし。今千歲
にも及びて、其所のけはひのさびたるいはんかたなし。又あるときは横山の東南の方より、水のしたゝ
りて瀧のごとく落るなど、たれかめでざらまし。さてこゝを里人、ゐせき村の横山と云。八太里に今中
の山といへる、そを八太の横山といふ。山の巖などいとおかしけれど、流れもなくて河上乃とはよみが
たし。こは波多里なるをもて、後人いふなるべし。またく八太鄕の横山にて、ゐせき村横山といふ是な
り。古くは鄕名をいひて、村名をいふはいとまれなり。里人すら名のみ知て詳にせざりし。まして遠き
國の人々のしらざるはうべなり。ついでに是より神宮への道を書す。こゝの山道をゐせき村東山てふへ
行、八太里の古道に出、宮古、須賀、月本、壹志驛、夫より三渡、〔割註〕こゝは汐干には松崎へ行ずし
て、遙の渚を渡り、汐なかば干ぬれば中道より松崎へ渡る。今中道の名村に存せり。汐滿る時は、遠く
廻りて市場庄といふへわたりたるとかや。」松崎、〔割註〕天正十一年、蒲生侯、松ケ島の城を四薗生森へ

移されしより、松坂街道となるといへり。」奈久利石津、〔割註〕飯高驛なり。」東岸江の後を通り朝田へ出、淸水立利を經て櫛田川の下流を涉り、坂本村に至り齋宮村へ出る。是を今みいと通りといふ。飛鳥藤原宮の時、齋宮群行の古道是なり。然れ共三代實錄〔割註〕貞觀六年十月七日條。」云、大和國言、平城舊京、其東添上郡、西添下郡、和銅三年遷レ自二京都於平城一、於レ是兩郡自爲二都邑一。延曆七年、遷二都長岡一、其後七十七年都城道路變爲二田畝一云々見え、又續日本後紀、元慶四年〔割註〕十二月七日條。」下二知大和、伊賀、伊勢等國造一、行宮以三伊勢齋內親王可二出レ宮歸一レ京也。又仁和二年六月廿一日、伊勢齋內親王應取二近江國新道一入二於大神宮一。仍下二知伊勢國一、又停二伊賀國舊路頓宮一下二知伊賀國一と見えて、今の世に詳にしがたし。其あたりの古老の說を聞、又自ら求めて書し侍りぬ。猶くはしき言をきかまほしく、さて波多鄉は神社の號よりにや。又鄉名によりて社號となせしや。古事記云、建內宿禰之子九〔男七、女二〕波多八代宿禰者〔割註〕波多臣云々之祖也。」と見え、萬葉第三、波多朝臣少足。三代實錄云、賜二姓八太朝臣一。其先出レ自二八太八代宿禰一。姓氏錄云、八太朝臣、石川朝臣同祖、武內宿禰命之後也と見ゆ。もし八太朝臣の何れをか此所に祭てより、鄉名となせるにや。又苗裔の何れか居住有しよりにや。飯高郡の人に飯高宿禰の姓を賜ひ、伊勢國人礒部祖父高志二人賜二姓渡相神主一とあるたぐひにやあらん。里人云、龍天大明神と稱して、本居神の外に、毎歲六月九月八日をもて祭日となし、祝部仕奉る所祭三神なりとかや。神名帳考證に塡安神と書せり。是據あることにや詳ならず。

○渡唐天神

或人云、兩聖記、〔割註〕藤原長親卿の作、長親卿は南朝の明魏也とかや。」兩聖とは菅公と無準禪師とをいふ。菅公、夢中に無準より傳衣して、渡唐天神の像のことをしるせりといへり。〔割註〕此こと、扶桑拾葉抄にも見えたり。」梅窓筆記に、臥雲日件錄を引て云、文安三年四月十五日、〔取要〕翌日眞智各來訪曰、我多天神挿二梅一枝一、肘懸二小袋一、群書一覽、彭叔和尙錄〔割註〕南禪寺の前住、東福寺の見住彭叔守仙

の詩謌の文章の集なり。」を引て云、北野天神の贊并序等見えて、贊の序に、渡唐天神の像の義をいへりと見ゆ。又長谷寺緣起一帖卷首云、吾遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春宮大夫式部大輔侍從菅原朝臣道眞云々。卷末云、寛平八年二月十日、都維那僧行容、寺主法師惠義、上座法師圓詮、別當傳燈大法師智照、俗別當左大臣從二位藤原朝臣良世等、又壬生忌寸望材、紀朝臣長谷雄、藤原朝臣時平等云々。執筆遣唐大使中納言從三位兼行左大辨東宮大夫式部大輔侍從菅原朝臣道眞と見えたるよし記せり。〔頭書〕扶桑略記云、寛平六年八月廿一日、甲戌、遣唐大使參議左大辨兼勘解由長官菅原道眞（五十一）、遣唐副使紀長谷雄、（四十九）寛平七年五月十五日、止唐使入朝云々見えて、其餘緣起是に異を知べし。」然れ共此緣起いぶかし。卷首に春宮大夫と見えて、卷末に東宮大夫と有。こは持統紀十一年二月以二直廣壹當麻眞人國見一爲二東宮大傳一、直廣參路眞人跡見爲二春宮大夫一云々。又設二無レ遮大會於春宮一。職原抄云、東宮春宮是一也。然傳學士此爲二東宮官一、大夫以下爲二坊官一。古來如レ斯。拾芥抄も亦是に同じ。然るを菅公、是を相混じて書し給ふべきや。又藤原朝臣時平とのみにて、官位を書されざるもいかゞ。又寛平八年と見ゆ。拾芥抄云、遣唐使、寛平六年任二遣唐使一。菅紀不レ遂二前途一無二沙汰一、兩人共後無二沙汰一。大日本史菅公傳云、寛平五年云々。明年唐使奉賜道眞爲二遣唐使一、紀長谷雄爲レ副而不レ行云々。延喜元年貶二太宰權帥一。（略）、三年二月薨二于貶所一。年五十九。葬二筑前安樂寺一。（略）、延長元年追復二本官一贈二正二位一、號爲二大富天神一。左遷宣旨反（及カ）外記所藏文書、凡關二道眞一事者皆焚レ之。故世不レ能レ知二其詳一焉。天曆元年建二祠于右近衞馬場一、以祀レ之號二北野社一。（略）、正曆四年贈二左大臣正一位一、尋贈二太政大臣一〔割註〕略記係元年。今從補任、紀略、百練抄。」云々。以二八月四日一設二祭禮一、後遂爲レ例。邦國往々建レ社畫レ像以祀、稱曰二天滿天神一、〔割註〕荏柄緣起爲八月朔。今從百練抄、公事根源。」入二二十二社之數一。寛弘元年始行二幸北野社一、自レ是歷朝相承奉幣不レ絕と見えて、入唐はし給はざること明らかなり。然るを渡唐天神といひ、あやしき畫像をなす。夢中に無準禪師に傳衣し給ふなどは、僧の妄談なるべし。所謂萬犬其虛實を辨へざるがごとし。伊勢氏

が肖像辨にも論ふを見べし。今世俗、我たのむ人をむなしく云々の歌を、此公の御作とするもひがことなり。

〇須利波太古

平兼盛集に、旅人行ほどにぬす人来り、たび人はすりもはたこもむなしきをはやとていまね山のとねたち。和名抄旅具部云、簏〔割註〕音鹿、楊氏漢語抄、簏子須利。」竹篋也。又竹器部箱也」新撰字鏡に、阿萬波古とよめり。冠辭續貂云、旅人のぬす人にあひたる繪などによめる歌なるべし。萬葉集にすり袋見ゆ。されば古へは紵麻にて縫たるを、後に籠物につくりたるならん。針袋、ぬさ袋も籠にはあるべからざるを、ぬさ袋も籠につくりしが有は、中頃の製には有しと見ゆ。或人云、袋てふは、織物革等にて裁縫たるのみをいふに非ず。類聚雜要抄に見えたる尺袋てふ物は、紫檀にて作りたる物度の箱なり。又豫州三島明神の神寶の弦袋、又豊前國宇佐所傳の麻囊、木下貞幹所藏の圖ありとて見しに、今の紵麻等にて縫たる物にあらず。然れども萬葉第一、天武天皇の大后の大御歌に、もゆる火も取てつゝみてふくろには云々見え、日本靈異記云、白川院永保二年義家將軍奥州發向、舍弟義光暇申馳下可レ令レ合レ力之由、飛二青馬一之間、義光子細奏聞處、勅答云、遼遠逆徒義家以二武略一誅伐不レ可レ有レ幾。義光朝家警衛當官趣遼行事不レ可レ叶由、被二仰下一之間迷惑千萬、雖レ然連枝志難二默止一、解二弦袋一右近橘枝結付、辭二當官夜中出京と見えたり、是等は織物絹などを裁縫たるをいふならん。和名抄云、囊、蔣魴、切韻云、袋〔割註〕晋代字亦作レ帒。和名布久路。」義名、又魚帒、西土に行囊順帒、又携二照帒一貯二筆硯箋紙一と見えて、一口なるものを袋といふにや。袋搨などいへり。弦袋のことは、弦巻糸包よりして説あれど、こゝに用なければいはず。さて、すりは、上古竹器なるをもて、簏字をよめるにや。後是を裁縫したる絹などの便よきによて、すり袋といふにや。されはぬさ袋も此ごとく竹器なるを、紵麻等にて縫てなせし故に、針袋などとて出来たるにやあらん。後世すま袋の語あるは、すり袋の轉ぜしにや。但しこは臥具等を入るゝに

よて、ふすま袋を上略したるにや。試みにいへるのみ。はたこは、和名抄旅具部云、篼、唐韻云、〔割註〕當侯反、漢語抄云、波太古俗用ニ旅籠二字。」飼馬籠也と見えて詳ならず。訓同じきをもて、篼字をかられしにや。源平盛衰記に、篼負せて京上の夫に作り立てと見えたる篼字、うまぶねとよませたり。又竹器部云、籠、唐韻云、〔割註〕盧紅反、一音龍、又力董反、和名古俗用ニ旅籠二字ニ云ニ波太古。」今按所レ出不レ詳。」竹器也と見ゆ。はたこは、皮籠の義なるべし。萬葉に、皮字、はたとよめれば、此義なるべくおもひし後、萬葉集略解を見しに、八多籠良家夜晝登不云行路乎吾者皆悉宮道叙爲。此家は我の誤ならん。契沖云、八をはとよみて、はたこらならんか。馬をかして口とるをのこをいへるにやといへり。宣長は、良は馬の誤にて、はたご馬なるべし。旅籠馬といふこと、蜻蛉日記にも見え、宇治拾遺にも、はたご馬、皮子馬など來つれたりと有と見えたるによて、同意なるをしれり。又はたご屋といへるは、蜻蛉日記に、酉の時ばかりにおりてやすみたれば、はたご所とおぼしきかたよりと見えたるは、驛廳のことなるや。傳舍をいへるにや。何にまれ久しき語なり。そより轉じて今宿料をいへり。名物六帖には、厨傳、食店、酒肉店等をよまれたり。

○長瀨神社

神名式云、伊勢國鈴鹿郡長瀨神社、和名抄に、同郡長瀨鄕見ゆ。神名帳考證云、長瀨神社和名抄云々鳴澤女命、在二長瀨鄕長澤村一と見え、或人云、英太鄕長澤村武備神社是也。所レ祭稚武彥命。又云、吉備武彥命の墓、其邊に寶裝塚殯趾とおぼしき有。享保十四年、河曲郡今宿村の僧、緣起を書て吉田家へ訴へしより、武備神社は倭武命の陵となりしといへり。武備社記云、能褒野武備神社坐日本武尊一座と見えたり。そも長瀨の社號鄕名は、寬平二年熱田大神緣起云、自後倭武尊體中不レ豫欲レ歸二尾張一便移二伊勢一到二尾津濱一〔割註〕和名抄云、伊勢國桑名郡尾津、神名式云、桑名郡尾津神社見えて、次に佐乃富神社見ゆ。尾津は今戸津村と云。神社は、戸津村の北溝野村の隣に在。昔は戸津、溝野の間入江にて船の往來有しとかや。佐乃富神社、考證云、溝野村稱二八劔宮一此歟。須佐能雄命、按、佐乃富曾佐之男也。上二略曾字一歟。溝野訓二美曾乃富一美御也。曾與レ佐音通。八劔稱下蛇尾有二八岐一出上レ劔。實祀二素戔嗚尊之靈德一也。今桑名有二天武天皇社一世以二素戔嗚尊一爲二牛頭天皇一疑此社歟云々いへり。此說、未是非を考へず。或人云、桑名魚町の側に、佐野神社といへるありといへり。按に、是佐乃富神社なるにや。乃富約野なれば、後世佐野といへるにや。さて溝野とは、土地の形をもてかく文字を用ふるか。考證の說によるときは、神名より社號となして、地名に轉りしや。されば明衣野の義とする說、信用しがたし。〕昔向レ東之歲、停二此濱邊一而進食時、解二一劔一置二於松下一遂忘而去。至レ今劔猶存。故歌曰云々、逮二于能褒野一異常委惙。仍以二所レ俘蝦夷等一獻二大神宮一又遣二吉備武彥一奏二於天皇一曰云々、是以獨臥二曠野一無二誰語一之。豈惜二身亡一。唯愁不レ面、旣而過二鈴鹿山一痛危迫。故歌曰云々、渡二鈴鹿河中瀨一忽隨二逝水一。時年三十。仍號二其瀨一

曰二能知瀬一。今改爲二長瀬一訛也と見えたる是なり。或人云、英太郷長澤村といへるは、長瀬郷と地の接するをもてのことにや。雅武彦命は、孝靈紀、古事景行記等に、吉備臣之始祖と見えて、此所に祭て武備と稱へ奉るいはれも見えず。又吉備武彦の墓といへるもおぼつかなし。こは服從の命なれば、より所なきにあらねど、遣二吉備武彦一奏二於天皇一曰云々、是以獨臥二曠野一云々見えて、崩給ふ後は、吉備武彦は何方にて死せられたるはしられねど、此所へ葬、武備と稱すること疑はし。又武備社記も後の作なるべし。按に、景行記云、九月天皇、則命二吉備武彦命與大伴武日連一、令レ從二日本武尊一。又云、至二甲斐國一居二于酒折宮一。〔略〕、居二其宮一以二靫部一賜二大伴連之遠祖武日一也。三代實錄、貞觀三年條云、書博士豐雄云、先祖大伴建公、景行天皇御世隨二倭武命一平二定東國一、功勳蓋レ世。賜二讃岐國一以爲二私宅一と見え、熱田古傳云、一御前社は武日命を祀るとかや。是以、武備社號は此命を祀るゆゑならんとおもひをりしに、再考るに、景行紀云、葬二於伊勢國能褒野陵一云々 徒葬二衣冠一。因欲レ錄二功名一。即定二武部一。〔割註〕古事記作二建部一。」又云、初日本武尊娶二兩道入姫皇女一爲レ妃、生二稻依別王、次足仲彦天皇、次布忍入姬命、雅武王一。其兄稻依別王、是犬上君、武部君凡二族之始祖也。新撰姓氏錄云、建部公、犬上朝臣同祖、日本建尊之後也と見えたり。されば武備は武部の訛なるべし。そは長瀬は、崩御の地なれば、其所に塚を築きて御しるしとなし、稻依別王を建部となし給ひて、功名を渡世に傳へ給ふ。其稻依別王を後、こゝに祀奉て建部神社と稱へ奉るを、武備と訛ならんか。延佳も、鈴鹿郡長瀬鄉曠野中有二陵墓一。俗云二多氣比塚一。蓋建部之訛也といへり。こは上に擧る或人の竇裝塚といへる是にや。日本紀、古事記等に、日本武化二白鳥一。從レ陵出之指二倭國一。而飛之。群臣等因以開二其棺櫬一而視レ之、明衣空留而屍骨無レ之。〔中略〕、徒葬二衣冠一云々見えたるは、此塚のことにや。然るときは白鳥陵なり。但し崩御の地は御しるしの塚のみにて、外へ改葬奉しか。白鳥陵なるや。多田氏云、方九十間の壺立あり。是白鳥陵ならん。一名小臼冢。又大經冢とも土人いふといへり。其餘說多けれど詳ならず。或說云、能褒野莊野、石藥師二驛間有二茶臼山一。疑

是此陵能褒野即莊野也。能褒者能褒利也。即升之義。古作二升野一。今訛爲二莊野一。以二升庄邦音近一故といへり。のぼりとは何の義にや。崩御の義か。即升之義とはいかにいとひが說なり。のぼのは古名詳ならず。こを試にいはゞ、のとは葬所の義。今の世のおくり、のだちのわかれ等の語あり。此義歟。褒はひろの約にて、葬所の廣大なるをいふにや。曠野と見え、後廣瀨野といへば、かくもあらんか。延喜諸陵式云、能褒野墓在二伊勢國鈴鹿郡一。兆域東西二町南北二町、守戶三烟と、今は其四至もしられざるは、人家も出來て廣瀨村と云。或人云、廣瀨野の長者とて、其家宅の跡四丁餘にて、大石に穴二彫たるが殘れり。古瓦もまゝ出。こは奄藝郡々山信太長者と同時にて、鎌倉時代よりは古きよしいへり。此言もいかゞあらん。延喜よりいと後のことなれば、式に見えたる陵の兆域守戶等の跡も、此比しれざるや。書たるものもなければおぼつかなし。さて倭琴彈原は、大和志云、葛上郡琴彈原今稱二天王山一。〔割註〕大和名所圖會云、玉手村玉手丘上陵、延喜式に見えて、字は天王山といふ。是孝安天皇陵にて、白鳥陵にはあらずと見ゆ。孝安紀、三十八年秋八月、丙子、朔、巳丑、葬二觀松彥香殖稻天皇于掖上博多山上陵一。史徵云、陵今在二葛上郡三室村一。祠廟僅存。俗稱二天皇山一。山下有レ田曰二掖田一。又有二波多々山一。蓋博多轉音と見えたり。觀松彥香殖稻天皇は孝照天皇なり。されば陵を俗皆稱二天王山一にや。然るときは白鳥陵にあらずの說誤なるべし。」大寶元年八月、震二倭建命墓一。遣レ使祭レ之。〔割註〕續紀に見ゆ。」在二富田、原谷二村之間一。〔割註〕或人云、かつらぎの麓に在と云へり。」河內志云、古市郡白鳥陵在二古市村一云々。〔割註〕和名抄云、河內國古市郡古市〔不留知。〕陵上有レ祠稱二伊岐宮一と見えたり。

○御饌殿

等由氣大神宮儀式帳云、〔上略〕、爾時、大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、吾高天原坐弖見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴云々。爾時、天皇驚悟賜弖、即從二丹波國一令二行幸一弖、度會乃山田原乃下津石根爾宮柱太知立、高天原爾比疑高知弖、宮定齋仕奉始支。是以、御饌殿造奉弖、天照皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌

乎日別供奉と見えたるを、雜事記云、雄略天皇廿二年、即依二託宣一豐受神宮之艮角造二立御饌殿一。每日朝夕御饌物調備令二捧齋一令二參向一。又云、聖武天皇神龜六年正月十日、御饌物依レ例於二豐受神宮一調備、從レ彼齋二參於大神宮一之間、宇浦田山之迫道死男爲レ犬被レ喰之、肉分二散途中一。然而依レ無二遁去之道一。件御饌物乎齋徹天合レ期供進已了一。爰同年二月十三日、天皇俄御藥。仍卜食、神祇官、陰陽寮勘申、巽方大神依下觸二死穢不淨一之咎上所二祟給一也者、即下二賜宣旨於國司一。大神宮被二搜糺一之處、件浦田坂死人之條、依二實註申隨則同三月十三日、依二右大臣宣一、奉レ勅下二勅使一。且被レ謝二遣件不淨之由一。且彼日御饌齋參豐受宮大物忌父止レ補、神主川麿、御炊内人神主弘美及物忌子等、進二怠狀一科二大祓一。解二却見任一了。其後依二宣旨一。卜二定豐受神宮一新建二立御饌殿一。可レ令レ供二奉大神宮朝夕御饌一之由、神祇官、陰陽寮卜申既了、宮司千上蒙二別宣旨一致二不日功一。豐受外院建二立御饌殿一宇、瑞垣一重一。自レ爾以降於二件殿一供二進朝夕御饌物一。今號二御饌殿一是也。永停二止齋參之勤一云々。御饌殿本紀云、聖武天皇即位二年三月十五日、依二右大臣藤原武智麿宣一。奉レ勅備、宮司正七位下勳九等高良比連千上宜二承知一。且豐受神宮乃中重仁御饌殿遠立氐、自今以後爲二恒例一。皇大神朝夕御饌遠令二備進一。〔割註〕今御饌殿是也。」皇字沙汰文云、雄略天皇御宇、外宮御二迁座當宮一之時、其宮之艮角爾御饌殿乎造立天、其殿内爾天照坐皇大神御座奉二東方一。止由氣大神御座奉二西方一。〔略〕、其御饌殿乎今號併屋殿、〔略〕、造二立御饌殿一。御饌事者、聖武天皇御宇神龜五年之三月歟。以前御饌供進者瑞垣御門下也など見えたるをもて、神境紀談に、雄略天皇廿二年に御饌殿を建させ給ふと載せしかど、御饌殿にあらず。御饌炊殿のことなりと書せしは、いといぶかし。雜事記、依二託宣一云々とあれど、此こと託宣のことものに見えず。勿論儀式帳に此言なし。儀式帳は、神宮の古書にして、延暦廿三年三月廿四日禰宜内人等編次して奏上す。もとより詔旨によりてなりとかや。其儀式帳に、雄略天皇御宇止由氣大神御鎭座之時、御饌殿造奉且云々と、是を以、御饌殿を大宮壹院の内に載、御饌炊殿を齋館壹院の内に記されたるなり。然るを聖武天皇御宇、御饌殿造立奉らば、其由記しおかるべし。然るに其言なき

は、儀式帳僞書して奏上せしや。されど聖武御宇に造奉しとは、續紀に見えず。齋宮の修理、神宮寺等を移されしことと見えたるに、正殿につゞく御饌殿造立を、いかで漏し給ふべき。神龜六年より延暦廿三年まで凡七十年に及べば、神宮に記錄又は古老の傳へも有べきに、其こと他に見えず。たゞ雜事記等に見えたるのみなれば、信用しがたし。又毎日朝夕御饌物調備捧齎參向とあれど、豐受大神御鎭座なき以前四百八十餘年の間は、何方より調備て供進なし奉しや。又天武御宇迄、二宮に禰宜一人なれば、內人、物忌も數あるべからず。延暦に至て內人三人、物忌父子十人なれど、菅裁根倉物忌父子は、御饌供進に預らざれば、內人、物忌父子都合九人なり。此時すら如此。雄略御宇、聖武御宇の間はかくあるべからず。それが毎日朝夕二度、朝未明、夕秉燭供進するに、浦田山の迫道を捧齎參向せらるべきや。暑寒雨雪風雷の日、又故障疾病服忌等も有べければ、勤仕のことおぼつかなし。神皇正統記云、二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姬命に教へて、丹波國與佐の眞名井原よりして、豐受大神を迎へ奉らる云々。丹波より遷らせ給ひけることは、昔豐鋤入姬命、天照大神を頂戴して丹波の吉佐の宮に移り給ひける頃、此神、天降て一所に御座す。四年ありて天照大神は又大倭に移らせ給ひしを、道主命といふ人、いつき申けり。古は此宮にて御饌を調へて、內宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立て、內宮のをも一所に奉るとなんと見えたるもいぶかし。大倭より內宮へ毎日二度、聊なる內人、物忌等仕奉ことかたきにあらずや。又神龜年中より云々の說は、上に論ふごとくたしかならず。されば此說もうけがたし。雜事記、死穢不淨に觸給ふによて祟給ふと見えたれど、大神の天皇に祟給ふこと有べからず。不淨等に觸給はゞ御夢にも教へ給ふべし。もとより天皇の大御自犯給ふ御罪にあらず。然るときは御祟有べからず。そも天皇は大神の御末ならずや。勅曰、寶祚之隆當與天壤無窮者矣と見えて、朝廷に事あるときは、二宮へ勅使を立させ給ひ、或一七日の御祈等の詔旨下る。然るにいかで祟給ふべき。大神を荒振神と同じくおもへるにや。うたて有けり。かゝる俗意より浦田山死穢のことを牽合附會

せしとおぼゆ。又御炊内人と見ゆ御炊（ろ脱カ）は、物忌の職掌にて内人の職掌にあらず。是誤なり。又依右大臣宣と書たる右大臣は、何れの公をさしたるや。神龜元年二月、以二右大臣正二位長屋王一爲二左大臣一と見えて、天平六年まで右大臣の任見えず。然るを御饌殿本紀云、聖武天皇即位二年三月十五日、依二右大臣藤原武智麿宣一と見えたる即位二年は、詔曰、今神龜二字御世年名止定、改二養老八年一爲二神龜元年一云々見えて、此詔は、神龜元年二月甲午受禪、即二位於大極殿一し給ふ時なれば、即位二年は神龜二年なり。武智麿公は養老五年正月叙二從三位一、同月爲二中納言一、神龜元年二月叙二正三位一、天平元年三月以二中納言正三位藤原朝臣武智麿一爲二大納言一、天平六年正月授二正三位藤原武智麿從二位一、同月以二從二位武智麿一。爲二右大臣一。と見えたるを、即位二年三月十五日、依右大臣藤原武智麿宣と書たるは、續紀を見ざるみだり言也。又皇字沙汰文云、造二立御饌殿一。御饌事者、聖武天皇御宇神龜五年之三月歟と見えて、何れも紀年のたがへるはいかに。又其御饌殿乎今號伊屋殿云々とある伊屋殿は、御饌殿のことなり。兵範記云、大神宮司解申進申文事、言上大神禰宜等注進、當宮御正體假殿不レ合レ期間、暫奉レ鎭二忌屋殿一子細狀、副進禰宜等注文一通云々見ゆ。此忌屋殿を後世いふ伊屋殿となすべきか。百練抄云、長久元年七月廿六日、大風、伊勢豐受大神正殿並東西寶殿瑞垣悉以顚倒云々。延暦神宮炎上之時、神體(懸レ木。今度有二顚倒一之（衍）今中、但御體不二動傾一奉レ渡二御膳殿一と見えて、正殿にことあれば、御正體は、御饌殿へ渡奉りて、御饌炊殿へ渡奉なきは、是にて灼然。されば伊屋殿は御饌殿のことなり。新任辨官抄に見えたる忌火屋殿に非ず。此等のことは内外玉垣に論ひ置たり。雜事記のいぶかしきことは是のみならず。神護景雲詔云、伊勢國守從五位下阿倍朝臣東人我奏久、六月十七日爾度會郡乃等由氣乃宮乃上爾當天、五色瑞雲起覆天在云々。復陰陽寮毛、七月十日爾西北角仁美異雲立天在。同月廿三日仁東南角仁有レ雲。本朱末黃稍具二五色一止奏利云々。大御神宮上顯給。故尙是方大神乃慈備示給幣流物奈犁と見えたるを、雜事記云、七月七日日、自二午時一迄二于未二點一仁五色雲立天、天照坐皇大神鎭座須即宇治五十鈴河上乃宇治山之峰頂仁懸連利と書たれど、

續紀は、上に擧るごとく見えたる大御神宮上爾云々とは、等由氣大神宮なること、上文にて明らかなり。下に大神宮乃禰宜云々見えたるは、一宮を兼て御言のらせ給ふなり。然るを大御神宮上爾とあるをもて、天照座皇大神云々と書たるはいかに。こは詳にせずして、誤るものなるにや。但し書せし人の心あることにや。何れ信用しがたし。こゝに用なきことながら、是をもてしらしむ。

〇賢　木

萬葉考槻落葉云、「師の考云、賢木は榮樹にて、もと一樹の名にはあらで、杉、松、樫などの常葉なる木を、神事、公事に用ふるには、讃稱て眞榮樹といふなり。それが中に、いにしへもはら坂樹とて、用ひしは樫なるべきよしいへり。〔割註〕冠辭考に見えたり。」是は倭建命の御歌に、異能知能摩會祁務比登波〔略〕、志邏加之能波延塢于受耳左勢許能固。雄略天皇の大御歌に、美母呂能伊都加斯賀母登加斯賀母登由々斯伎加母など、よませ給へる大御言によりて、しかのたまへりしなるべければ、さも有なんとおもひをりつるに、越後國高田なる日吉神社の社人、この榊のことをいひつるに、今神宮に用ひ給へる榊といふ木は、越の國にはなき木なりといへり。故己問けるは、しからば越の國にては、何ぞの木を坂樹とはいへるぞととふに、今此所にて美者々木〔割註〕美若呉共いふ。」といへるは、吾邦にて神事に用來れる榊なりといへり。是ぞ神武天皇の御製に、伊智佐介幾未廼於朋鶏句塢云々。御よみましゝなるべし。實の多ければ實榮樹といひしを、今美者々木とも、美者呉とも訛れるならんとおもへりしに、古事記傳に、田中道麿が言を擧て、榊のことをいへるも全同じかりける。さるを西村重波が疑ひけるは、神樂歌に、榊葉の香乎加倶波志美覓來れば八十氏人曾滿登比世利介流とあるに、貫之の歌にも、おく霜に色もかはらぬ榊葉の香をやは人のとめて來つ覽。〔新古今集、〕源氏榊の卷にも、をとめ子があたりとおもへば榊葉の香をなつかしみとめてこそ來れとあれば、必葉に香氣あるべきに、樫も今の榊も美者々木も、葉に香氣なければ、いにしへの賢木にはかなはずやといへり。是もひとつの考へなるべくおもひて、今按を加ふるに、

和名抄、新撰字鏡等に、龍眼木の字を佐賀木に當たるは、叶へるやかなはじやおぼつかなければ、そはおきて、いにしへ佐賀木といへるは、師の言のごとく榮樹にて、何にまれ。常磐木を用ふるが中に、もはら神事に用ひしは、樒なるべくこそおぼゆれ。〔割註〕或人云、龍眼木はから木なり。その葉、香氣ありて形狀樒に似たりといへり。」といへり今按に、神代紀云、掘二天香山之五百箇眞坂樹一と見えて、內外大御神、伊勢へ御鎭座て祭事に仕奉るに、神宮に此樹の多かるは、おのづからのことなるべし。こは我御國の一樹にて、神事に用ふる木なれば、漢國になきによりて文字なし。こゝをもて、新撰字鏡に、榊、杞、桂等の文字を製作て、佐加木とよめり。然れ共他邦に稀なるによりて、神事等に、常葉なる橿、或は美者々木を借用ふるものならん。度會の市中、正月門神を祭るに、榊のみを用ひしが、近き比は橿、美者々木を相交へ用ふるは、其かたちつくらふと、家門の繁茂を祝ふとなるべし。祈禱師の家、御神樂執行のときは、他木をまじへず、榊一樹のみを用ふ。是古の遺風なり。重波が榊葉の香と歌にあれば、香氣あるべき木なるべしといへるは、いとをさなき言なり。香といひ、にほひといふは、艶色のうるはしきを讃稱たるなれば、朝日かげにほへる山、紫のにほへる妹など、其餘多く見ゆ。又、刀劍にも、にほひの語あるをもて知べし。さて龍眼木をさかきと訓じたるは、たゞ讃稱たるなるべし。形狀樒に似たりといへど、本草綱目、龍眼木集解、恭云、似二茘枝葉一若二林檎花一白色と見えて、樒に似たるに非ず。又云、卷廿に、奧山の志伎美が花のとよみて、かならず深山に生るものなれば、奧山の賢木が枝云々といへるにかなひ、和名抄に、樒は香木なりと有て、其葉香氣あれば、榊葉の香をかくはしみと、神樂歌にいへるもかなへり。さて是をしも、佛に奠るは、元來神に奉るものなるをもて、佛のわたり來し後に、それをうつしみ、佛にも獻りし。〔割註〕いにしへ佛をまつること、今とは甚異なり。たゞ國家の泰平と自ら幸福を祈れるためにして、安樂をいのる意、さらになし。されば神を祭るとひとつ意にて、神に奉る榮樹を、佛にも奉りしものなりけり。」今はもはら佛のものとのみなりゆきて、神には他木を用ひしよ

り、榁は花とのみ呼て、賢木の稱は失へるものならんとおもへりしに、吾度會神宮に、十二月晦の夜、小内人等、花賢木がまゐつたと申て、玉串御門に〔割註〕内玉垣御門とも云。」奉れるを見れば、榁にてこそ有けれ。是をもておもへば、神武天皇の大御歌に、伊智佐介伎未廼於朋鶏句塢とみよみましゝは、實賢木にて、〔割註〕和名抄に、柃、比佐加伎とあるは是にや。比と美と通へる例多し。」美著々木をいひ、〔割註〕實のいと多かるものなり。」神宮に花賢木といへるは、榁をいふなるべし。〔割註〕秦文樹がいふ、丹後國にては神に奠るは、繞て榁にて、其をさかしはといふといへり。又或人、伊豆國箱根邊にても、榁を用ふといへり。」との說いとひが言なり。榁字、和名抄に、志伎美とよみたれど、佛に用るしきみにあらず。字書云、榁、〔割註〕覓筆切、音密、香木取レ香者當二豫斫一レ之。久乃香出。」本草綱目、香木部、密香、釋名、木密、沒香、多香木、阿蹉、集解藏器云、密香生二交洲一太樹。節如二沉香一。法華經注云、木密香密也。樹形似レ槐而香。伐レ之五六年乃取二其香一。異物志云、其葉如レ椿、樹生千歲斫二仆之一。四五歲乃看已腐敗、惟中節堅貞者是香。珣云、生二南海諸山中一。種レ之五六年便有レ香。交洲記云、樹似二沉香一無レ異也。時珍云、魏王花木志云、木密號二千歲樹一。根木甚大。伐レ之四五歲取二不レ腐者一爲レ香。觀レ此則陳藏器所謂生千歲乃斫者、蓋誤訛也云々。今按、榁字、木密二字の略體。久老訓によて是も誤れり。佛に獻る志伎美は、毒草部に見えたる莽草にて、新撰字鏡に、毛保己とよみ、和名抄に志伎美と見ゆ。是なり。一に爾都美古呂志。駿河國にて奈倍和里といふとかや。本草綱目校正、〔割註〕自二木部一移入レ此。」釋名、㟽草、〔音罔〕芒草〔山海經〕鼠莽。時珍云、此物有レ毒食レ之令二人迷罔一。故名。山人以レ毒レ鼠謂二之鼠莽一。集解、宗奭云、莽草、諸家皆謂二之草一。而本草居二木部一。今世所レ用皆木葉如二石南葉一枝梗。乾則皺、揉レ之其臭如レ椒と見えたる、此物をいかで榊葉の香と稱すべき。此葉を乾かしもみはたきたるを、抹香とて佛に用ひ、又今、世俗の線香は、合香にあらずして、此葉を製し用ふ。是皆佛に用ふる物にして、神に奉ることなし。すべて香薰の物を、上古神へ用ふることなければ、忌詞に堂を香然といふ。然るに、公事根源四方拜條

云、御屏をたてめぐらし、其中に御座三所をまうけ、其前に白木の机を置て、香華、燈などをそなへ、此所にて御拜の儀式ありと見えたるは、後のことなるべし。そも佛前の燒香は、佛の世に、菩薩聖衆の沉檀の匂ひより、薰物等は始まりて、から國にも是をまなび、我御國は參議きみたか卿、入唐して渡し傳へけるとかや。山谷詩集抄に、漆桶萬里といふ人有。帳中香と書を著、前龍山江介周鏡序云、江左漆桶道人萬里、博涉₂群書₁、尙友₂古人₁、暇日把₂此集₁以三傳焉卜翼焉。仍名以₂帳中香₁曰、昔龍樹覰₂華嚴₁而知₂共宗趣₁也。吾亦覰₂此集₁而徹₂其奧₁也。後來學者覰ㇾ之、必領₂其旨₁也、判然灼然。陸放翁氏所謂、吾國以ㇾ香爲₂佛事₁云者、寔非₂虛發₁。是以名焉と、されば莽草の臭物を佛に用ふるにて、神に用ふることとなし。大神宮儀式帳云、山向物忌職掌、太玉串幷八重榊取備供奉、第三重御門東方一列八枚、八重數六十四本、右方亦如₂左員₁云々見えて、今も八重榊は內宮第三鳥居の左右にあり。後鳥羽天皇御製に、神風や八重の榊葉かさねても御裳濯川の末ぞはるけき。大神宮年中行事〔祈年祭〕云、宮司進寄覽、木綿玉串、大內人自₂山向物忌手₁玉串二枝請取奉₂宮司₁。手一端請取、左右各一枝捧持、次一座跪、玉串大內人自₂山向手₁玉串四枝請取奉ㇾ之、差ㇾ笏一端先左二枝左仁取、次右二枝右仁取、二神主以下同前、次玉串、大內人自₂山向手₁玉串八枝請取。〔割註〕玉串行事是也。榊玉串云、榊枝每木綿結付也。」拾芥抄に見えたる神樂採物榊等も、皆莽草を用ひられしにや。又奧山の志伎美の花のとよめるは、深山志伎美のことなるべし。こも毒草部に見えたる茵芋ならん。高さ四五寸許、久しきは六七尺にもなりぬ。葉、もつこくに似て長く厚し。葉莖赤みあり。冬枯には梢に穗をなす。其穗に正二月の頃白花開く。蒂、茶色にて實あり。熟すればいと愛すべし。深山に生ずるは實なし。庭に植て翫ぶべし。又奧山のさかきとは、清淨の義をとるなり。榇字、和名抄に、比佐加伎とよめるをもて、比は美と通る例といへど、字書云、榇郞丁切、音零、木名、可₂以染ㇾ物。新撰字鏡に、郞丁反、舟有ㇾ窓、衣乃木と見えて大に異なり。又度會神宮十二月晦の夜、小內人等が花賢木とて、賢木と志伎美との二物を用るは、何れの比よりにや。

後世、佛に奠る志伎美を、花とよぶをもて、無識の小內人、此二物を用ひしか。正しもせで等閑になせしが、遂に例のごとくなりたるなるべし。榊に雌雄の二木あるをしらざりしならん。雌木は白花にて實をなす。是花賢木、實賢木といふなり。是を誤れるとおぼゆ。度會神宮、市中に十二月下旬より佛事をなさず。佛へ供物せず。よて志伎美を賣來らず。然るに晦の夜、上世是を祭事に用ふべきや。誤なることたれしもおもふべし。祭事、公事に用ふべからざることは、もとよりなるは、高田宗門には志伎美を用ひず、松を用ひて花とも花松ともいへり。聖人の御歌に、ねがはくは松を榊にさしかへて幾千代までも君を祈らん。とよませ給ふと、或人語りき。我御國、神に花を奠ることは、伊弉冉尊神去給ひて、其神の魂を祭るに、花時は花をもて祭奉ると見えたるのみにて、上古はなきことなり。檯、美者々木は、常葉にて香もなければ、榊のなき邦は、佐加木の名をかりて用ふるはうべなり。莽草の說は、いと〳〵ひが言なりけり。

〇秋茄子、嫁にくらはさず

倭名抄云、茄子、一名紫瓜子。「割註」茄音荷、和名奈須比。」本草綱目釋名云、落蘇崑崙瓜草鼈甲、時珍說に、崑崙紫瓜と、隋煬帝の改められしよし見ゆ。集解蘇頌云、茄子處々有レ之。其類有ニ數種一紫茄、黃茄、南北通有ニ白茄、青茄、水茄一。惟此土有レ之。入レ藥多用ニ黃茄一。其餘惟可レ作ニ菜茄一爾、江南一種藤茄作ニ蔓生一。皮薄似ニ壺蘆一。亦不レ聞レ中レ藥と見えて、黃茄は種茄のことなり。土用になりたるを殘し置、秋の末、黃色になりたるを藥用とす。是を附方に黃老茄子と見ゆ。諺云、秋茄子、嫁に不レ喰と、夫木集に、秋なすびわさゝのかすにつけまぜてよめにはくれじたなにおくとも。是をもておもへば、古き諺なり。時珍云、生々編云、茄性寒利、多食必腹痛下利、女人能傷ニ子宮一也。さて我御國にも數種あり。伊與國久萬山に扇子茄とて、扇子をひらきし形のごとく大なり。奥州には巾着茄有。筑前には白茄、尺ばかりにもなる有。丹波には横三四寸に長七八寸もある有とかや。世俗盆玩となす。形小にして鷄卵のごとく、初は白

く後黄巴となり、葉青く紫にならず。是を銀茄といふ。唐にては黄茄と見ゆ。さて近世、御國に早く作出すを賞するは、西土にも宗奭云、蔬圃中惟此無レ益。開寶本草並無二主治一。止說レ損レ人。後人雖レ有二處治之法一。終與二上文一相失。圃人又下二於暖處一厚加二糞壤一。遂於二小滿前後一求二貴價一以售。既不二以時一損レ人益多。不レ時不レ食烏可レ忽也。是によれば、病人小兒等は心得有べし。

○加太古

大和本草云、高二一尺許紫色、葉面に黑點あり。花、かざぐるまのごとし。紫色なり。正月の末開く。花尤美なり。根の形芋のごとし。又蓮根のごとし。若水云、本草に出たる早藕なるべし。其粉如レ米味甘し。食すべし。人を補益す。又云、萬葉集に、擧二折堅香子草花一云々。新撰六帖に、かたかごの歌あり云々見えたるは、今いふかたくりのことなるかと見ゆ。おのれ越後國へ往し人に問ふに、花の形、此說のごとし。粉は葛粉に代用ふといへり。伊勢にてかつこゆりとよぶ物是なるにや。高さ三尺にも及び、葉細長く、花紫色、又白も有。漸一二輪に過ず。三月に開く。百合花に似たり。是をかたこゆりといふ。こゆ約くなれば、かたくりといふにや。こは百合の一種にて、かたことは粉の名なる歟。本草綱目百合條、頌云、百合新者可レ蒸可レ煮。和レ肉更佳。乾者作レ粉食。最益レ人と見えたり。若水說は、採レ藕𪍿、熟食生食皆可。蓮子蒸レ食、或生食亦可。又可二休糧一。仙家貯二石蓮子一。乾藕經二千年一者食レ之至妙。又以レ蓮磨爲二麵食一。或屑爲レ米加レ粟煮、飯食皆可と、見えたるによられしならん。さて貝原氏、萬葉集の堅香子を引て、かたくりのことなる歟といはれたるはいかに。擧折堅香子草花と見えたる草字衍なり。草花を擧折といふべからず。勿論草花にあらず。こは訶黎勒のことなり。訶黎勒、一名訶子、和名からかし。古今六帖に、からかし、木部に載す。拾穗抄にもからかしとよめり。本草綱目喬木部云、訶黎勒、釋名訶子、〔割註〕時珍云、訶黎勒、梵言天主持來。」集解云、恭云、訶黎勒生二交州愛州一。頌云、今嶺南皆有。而廣州最盛、樹似二木槵一花白。子形似二巵子橄欖一。青黃色皮肉相着。七月八月實熟時、采二六路者一佳。嶺南異物

志云、廣州法性寺有二四五十株一。子極小而味不レ澁。皆是六路、毎歳州貢、只以二此寺者一。寺有二古井一。木根蘸レ水、水味不レ鹹、毎二子熟時一有二佳客一至則、院僧煎湯以延レ之。其法用二新摘訶子五枚甘草一寸一破レ之、汲二井水一同煎、色若二新茶一。今其寺謂二之乾明一。古寺尙在。舊木猶有二六七株一。南海風俗尙貴二此湯一。然煎レ之不下必盡如中昔時之法上也。訶子未レ熟時、風飄墮者謂二隨風子一。暴乾收レ之。益小者佳。彼人尤珍。貴蕭炳云、波斯舶上來者六路黑色、肉厚者良六路、即六稜也。是によて、ものゝふの八十のいもらがくみまよふてらゐの上のかたかこの花。と萬葉集に見えたるを、今いふかたくりのことかとは、いと誤なることと知べし。略解も此說によりしはうたて有ける。さてかたかしとよみては、子字の音なるをもて、かたかことよめれど、かたかしは和名なれば、かくよむべき歟。

○天　狗

年山紀聞云、森尙謙云、世傳有二天狗者一。主二災禍一。是非二天狗星之類一。地藏經云、天龍夜叉天狗土后。依レ此排次。是一種鬼神也。易曰、鬼神害レ盈而福レ謙。若夫誇二盈滿一者、鬼神惡レ之加二災禍一。彼天狗之災必有レ理而然矣。平戶記、延應二年二月廿七日條云、天狗大略現見。就レ中相模守重明住宅天狗現見。自以談話云々。事非二矯餝一尤可レ畏事。神社考云、我國自レ古稱二天狗一者多矣。皆靈鬼之中、其較著者相稱曰二天狗一。其類中鞍馬僧正爲二巨魁一云々。又沙門之有二慢心及死怒者一。多入二于天狗之中一。所謂傳教、弘法、慈覺、智證等是也と見えたるは、源平盛衰記の說に近し。然れ共舒明紀云、九年春二月丙辰朔戊寅、大星從レ東流レ西。便有レ音似レ雷。時人曰二流星之音一。亦曰二地雷一。於是僧旻僧曰、非二流星一是天狗也。其吠聲似レ雷と見えたれば、沙門之有二慢心及死怒者一。多入二于天狗之中一の說信じがたし。百練抄云、寬治三年十二月廿二日、太上皇參二彥根寺一給。近日天下貴賤傾レ首參詣。利生限二歲內一云々。但爲二天狗所爲一之由、世人稱レ之。改年之後無二參詣之人一と見ゆ。考ふるに、狐の所爲天狗に似たり。不淨を忌、高貴有德の人をおそれ、篤實强勇の者にたよらず、小智誇謾の者を惡み、愚癡の者、或病後產後等の者にたよれり。文化

初年の比、吾邑及近村に狐託人多し。就中一人よく談話し、人の行狀を知。是老狐なり。隣家の者打寄、或責或打擲すれど、種々に拱き去ず。こゝに度相神官某家に狐託を除く守、諸國の狐名を記せし一小冊及所持せしといふ。皆證文等とて持傳ふ。おのれ所緣あるをもて、此守を乞て試しに、いかにも去ぬ。此こと、近村の人よく知ところにて、狐託人あれば乞に來る。各去しとかや。此小冊を見るに、初に讃岐國金毘羅前大天狗次郎坊と載せて、其餘何國何處何坊、或某家の鎭守、或何處を記し、妻子使等の各名を載、奥に貞享三年十二月廿八日と見えたり。日本紀、天狗をあまつきつねとよみ、源氏蓬生卷に、天狗こだま、又狐こだまと見え、翁曰、四書類函に、狐千歲與レ天通とのたまへりしをおもひて、狐千歲を經るは、天狗となるものなるにやいかに。試にいふ。さて皆は長三寸餘もあらん。太サ丸口にて五分許、表に三穴、裏に一穴にて、古くよく手なれしさま、いと愛すべきものなり。證文は御子孫の末に至る迄、たよるまじきと俗文にて、假字文字の形といふまでにて見にくし。こはいぶかしくおもひをりしに、折焼柴云、此物見るべしとて、杉原の紙に天下泰平の四字を題せし物を出さる。某つくぐ見て、異朝には箕仙などいふ物の字、題することありと聞えたれど、此題せし所の紙は我國の產なり。それらの物とも見えず。されど只人間の書とは見え侍らずと申す。さらば箕仙の書など見給ひしことも侍るにやととふに、某いまだ、それらの物見しにもあらずと答ふ。さらばいかなる故によりてか、人間の書にはあらずとは見給ふらんととふ。たとへば空中の雲の忽に變じて、物のかたちに似たるがごとくなれば、かくは思ひなして侍りしといふ。さらばいかなる物の題せし所とや申べきととふ。いにしへ聞えし神書、鬼書などいふものゝ類ひにや。されど太平の世には、鬼も神ならずとも申せば、目出度ものとも覺えずと申たりき。〔略〕、是は狐の童女によりてしるせしとて、あるものゝまゐらせし所なり、と仰られしといひき。〔割註〕御臺所の御もとに召つかはれし、下ざまの人のゆかりのまゝ、むすめに此程、狐のよりてかたること有とかや。」と見えたるによて、證文もそのごとくにてあらんとしりぬ。

○萬葉集撰加

拾芥抄云、京極中納言入道抄云、時代事、近代歌仙等雖レ有二喧嘩相論等一。粗伺二集之所レ載、自二第十七卷一似二注付一。當時出來歌事體見レ集、自二天平二年一至二于廿年一。第十八自二天平廿年三月廿三日一至二于同勝寶二年正月二日一。第十九自二同年三月一日一至二同五年正月廿五日一。第廿自二同五年五月一至二天平寶字三年正月一日。凡和漢書籍。多以レ所二注載一爲二其時代一。代レ書何拋二本集之所見一。徒勘二他集之序詞一哉。頗似レ無二其謂一。撰者又無二慥說一。世繼物語云、萬葉集高野御時、諸兄大臣奉レ之云々。但件集、橘大臣薨之後歌多書レ之。似二家持卿之所一レ注尤不審。年山紀聞云、西山公釋萬葉集に、勅撰の體にあらず。大伴家持卿、わかき比より私にあつめ置れたるものなりと、證據正しく論じ給へり。後に契沖師の書置れたる物を見るに、集中全同歌、およそ四十八首に及べり。假令云々、かやうの類なり。後の撰集にも、たま〳〵撰者の覺えたがひて、一集の中にふたゝび出たる歌もあれど、只一二首のことなり。舊說のごとく萬葉もし勅撰にて、諸兄公以下諸大夫達のえらびたまはんには、たとへ十首前後は重復ありとも、四十八首までの多きには至らざるべし。さればこそ家持卿、年々見聞に從て書のせ〳〵置れて、いまだ御書にをよばざりし故なるべし云々見ゆ。いかにも此說のごとくにて、前後のみだれあるべし。十七卷よりは年月の次定かなるは、日本靈異記云、桓武天皇延暦十七年云々。此時又萬葉集歌、內舍人濱成承、三千餘首奉二撰加一也と見えたる、是なること明らかなり。されば此御時、前後のまゝにて、たゞ撰加し給ふにや。萬葉考別記に委しく記せれど、此撰加のことをいはず。延喜より後、混じたりといふはおぼつかなし。源氏物語「割註」梅がえの卷、」に、嵯峨の御門の古萬葉集を撰びかゝせ給ふ。四卷とあるは、萬葉集中にて古き歌のみをえらびとりかゝせ給ふなるべし。さて古萬葉集の名のあるによて、其序とて、扶桑拾葉集第一卷に載給ふなれど、釋萬葉集に僞作なるべしと論ひ給ひ、契沖もうけがはざりしこと、年山紀聞に見えたり。今世に傳へいふ伊勢射和邑富山某が所藏の古本、津國河邊俵屋某所持の古筆歌合書のよし、是等

は前後も正しきや其言を聞ず。

○赤染右衛門

赤染氏は、日本紀に見ゆ。右衛門が父は大和守時用、袋草紙云、時用依㆓右衛門尉㆒號㆓右衛門㆒。實兼盛娘と見え、拾芥抄云、大隅守赤染時用女、鷹司殿女房、紫日記云、丹波守の北の方を、宮殿などのわたりに、匡衡衛門とぞいひ侍ると見えたり。さて今の世、わらはのもてならへる百人一首に出たる、やすらはでの歌は、後拾遺集戀部に、中關白、少將〔割註〕道隆公なり。」に侍ける時、はらからなる人に、ものいひわたり侍りけり　たのめてこざりけるつとめて、女にかはりてよめる云々。はらからは、日本紀に母弟をよみ、又異父兄弟をはらからのあにおとゝとよみ、續紀にも、父母兄弟をよめり。こは同母兄弟の義にて、異母にてはさはいはざるなり。袋草紙に、右衛門が妹に、かの少將と聞えさせし時、かよひ給ひしことを書されたり。家集に、中關白殿の藏人の少將ときこえし比、はらからのもとにおはして、內の御物忌にこもれり。月の入ぬさきにとて出給ひにし後も、月のどかに有しかば、つとめて奉りしにかはりて、入ぬとて人のいそぎし月影は出ての後も久しくぞ見し。契沖云、馬內侍集云、こよひかならずこむとて、こぬ人のもとに、やすらはで云々の歌、又、同じ集に、人かたらふと聞給ひて、中關白、あやしきはぬれぬ人なき涙川のかゝらぬ袖も朽はてぬべし。又、關白おはせんとの給ひて、まへわたり橘のかぎりをらせ過給ひぬれば、こち風にこのみしるくて橘のためしことのすぎぬめるかな。後拾遺集戀二、中關白、女の許より曉にかへりて、內にもいらで、とにゐながら歸りければ、馬內侍、曉の露は枕におきけるを草葉の上となに思ひけん。又雜、中關白、かよひはじめける比、よかれして侍りけるつとめて、こよひはあかしがたくてこそなどいひて侍りければよめる。馬內侍、獨ぬる人やしるらむ秋の夜をながしと誰が君につげつる。是等中關白の、馬內侍に通ひ給へる證なり。赤染、馬內侍ともに一條院の皇后宮に參つかへし人の中に、內侍も名高き歌人なれど、さあるあしたなどにかはりて、此やす

らはでの歌よめるか。系圖に、赤染が妹としるせるは、此詞書につきて書たるなればおぼつかなし。はらからといへるは、女友達のへだてなきをいへるかたも有べしや。其上、後拾遺集雜、中關白、少將に侍りける時、内の御物忌にこもるとて、月のいらぬさ(き脱カ)にと出侍りければ、つとめて女にかはりてつかはしける。赤染右衛門、入ぬとて云々。もし眞實の妹ならば、此歌の詞書も、同じ人のやうに聞ゆれば、はらからと書べきに、さもなければ、おして妹と定めんも、いと心得がたしといへり。按に、天平寶字三年詔云、此家乃子止毛波、朕波良何良仁在物乎夜と見えたるは、仲麿ぬしを御父のごとくおもほしめさせ給ひて、其子なりけるを、はらからと御したしみての詔なるべければ、契沖がいへるごとく、女友達のへだてなくしたしきをいふにあらんか。然れども兼盛、彼母に離別の後、母惜て然らずといふ。兼盛卿合血の山中と、江記に見えたりと、倭訓栞に載られたると、袋草紙に、實兼盛娘と見えたるをもておもへば、兼盛離別の後、右衛門を連、時用に嫁せしが、後馬内侍を出生有しをもて、はらからと書たるものなるにや。然るときは、系圖に妹と載しは誤にあらずかし。されど馬内侍は、拾芥抄に、右馬權頭時明女、一條院皇后宮女とあればいかゞあらん。但し、時明の明字、用字の誤にて、時用、右馬權頭なりし時、出て仕へしによて、馬内侍とよばれたるにや。又後拾遺集戀部の端詞は、家集によりて撰集の時、其まゝ舉られたるにて誤られしや。家集は、いとうたが(は脱カ)しきことあれば證となしがたし。雜部の詞書を、まことゝなして隨ふべしや。されども江記、袋草紙、系圖等の合へるを思へば、はらからとあるを眞とすべきや。猶詳ならざるなり。

○百人一首

今の世、深山に住める兒女子までもてならひよめるは、定家卿、小倉山莊の障子に、歌を撰び色紙に染筆ありて、おし給ふ歌なりと傳へて、讀人のすがたを書て冊子となし、専ら世に行はる。其歌を、先達ことわり論ひたる書多しといへども、おのれ此百首の全體、いとも/\いぶかしくおもひ、諸説を擧て

按をのぶ。爲章云、此和歌のことを、先達の說に新古今は花を先として、實をかたはらにせられたるを、定家卿の心にかなはざる故に、むかし今の歌の中に、實有歌を百首すぐりて、色紙形に自ら書て、ひそかに小倉山莊の障子に押れたるを、定家卿かくれ給ひて後、爲家卿、とりあつめて作者の名をしるし給ひしより、二條家の骨髓となれりといへり。然るに、明月記〔割註〕定家卿の日記、」をよみて、いさゝか不審おこれり。先、記を拔書して、今按をしるし申べし。嘉禎元年四月〔割註〕今按、四條院の年號、定家卿ことし七十四歲なり。」十二日甲戌、〔割註〕今按、今日など定家卿出京して、嵯峨の山莊に至り給ふと見ゆれども、明月記傳寫の誤多ければ、たしかに考へがたし。」十三日乙亥、日出以前出賢寂冷泉來二嵯峨一。〔割註〕賢寂宅也。」午終、金吾相具少將來。暫可レ在二中院一云々。〔割註〕今按、賢寂冷泉は、兩人の名と見えたり。何人といまだ考ず。金吾は爲家なり。此年參議右衛門督なり。少將は爲氏なり。此四人、京より嵯峨へ來られしなり。中院は後に見えたり。或人云、賢寂は寂蓮なり。」十九日辛巳、金吾來。明日可二出京一云々。〔割註〕今按、爲家卿、中院より定家卿の山莊へ來られしなり。」五月一日癸巳、午終自二中院一頻招請。雖レ怖二壁耳一難レ逃、乘輿入北土門出逢。入道引二率三人子弟一。皆好士云々。別坐二東庇一。予、金吾、左京、彼入道在二南面一。中務加二東面一。始二連歌一。過半之間窺屈入二障子西一乍レ臥聞レ之。〔割註〕今按、怖壁耳とは、定家卿の身の上歟。或は中院入道が身にはゞかる仔細有たるなるべし。土門の下、出逢の上脫文有べし。惣て文章のつゞかぬ所は落字あるべし。入道のことは後に申べし。金吾爲家卿、京より又さがへ來られしなり。左京中務は未考。」五日丁酉、早旦乘レ輿參二栖霞寺一。〔此間略〕、次拜二阿彌陀堂一〔割註〕河原左大臣所二安置一云々。」退出。〔略〕食訖出二宿所一出京過二左近馬場一。〔略〕、午時歸二蓬門一。〔割註〕今按、今日定家卿、嵯峨を出て京に歸り給ふ。」廿七日己未、予本不レ知下書二文字一事上。嵯峨中院障子色紙形、故予可レ書由、彼入道懇切、雖二極見苦事一。慭染レ筆送レ之。古來人歌各一首、自二天智天皇一以來及二家隆雅經卿一。そも〳〵中院入道は、誰といふことをしらず。爲氏の母は、宇都宮彌三郎賴綱が女也。賴綱、入道して蓮生

といへり。此入道のこと歟。爲家卿を中院大納言と申せしも、「賴綱が婿なれば、後に中院の地を讓りまゐらせなどして、爲家卿の居給ひし故にや。さても此色紙は、彼入道の懇望によりて、定家卿、京にて筆を染給ふなり。〔割註〕自ら小倉山莊にて書給ふよしいふは如何。」歌を撰びたるも彼入道にや。雖ニ極見苦事一懇染レ筆送レ之。古來人歌各一首とある書やうは、たゞ染筆のみにて、定家卿の撰びとも見えざる歟。蓮生法師も、歌よみて集にも入たる人なれば、是ばかりの物撰ばんことかたかるまじ。さて又、今の世百人一首は、後鳥羽院、順德院を卷尾に載たるは、誰にても後に次第をあらためられたるにや。但し當時の臣下なる故に、及ニ家隆、雅經卿一とかゝれたる歟。右の明月記の文を以て見れば、此百首のこと、先達の說うたがはしくおぼゆ。かの契沖師は、さしもこまやかなる考にてありしかども、此明月記の文を見ざりし故に、改觀抄〔割註〕百人一首抄。」のおもむき、先達の說によれり。しかれども、〔割註〕以下改觀抄、」此百首に入べきがいらぬも有。入たるも作者のむねとおもはぬもあるべければ、人の見ぬ所におされけるを、後に子息爲家卿、書あつめて作者の名をつけて、世にひろめらるゝといへり。されど其末々の人も、もてあそばで久しくうづもれけるとおぼしきこと有。續後拾遺集、定家卿、難波なる身をつくしてもかひぞなきみじかき芦のひとよばかりは。新後拾遺集、雅經卿、思ひ入山にてもまたなく鹿のなほうきときや秋の夕ぐれ。初の歌は、元良親王と伊勢が歌とを以てよまれたれど、此百首の中の皇嘉門院別當が歌に、詞も似こゝろもかはらず。後の歌は、俊成卿の歌をかすめられたり。此百首、その頃もてあそばましかば、いまひく所の二首、えらび取らるべからずや。又家隆卿、風そよぐならの小川の歌は、新勅撰集に載て、寬喜元年によまれたるを、こゝに取ら〔ろ脫カ〕れば、新勅撰より後などに、此百首をばえらばれけるにや。又詠歌大概などに取られぬ歌どもゝ入たれば、かならず作者おの／＼の秀歌の中の秀歌とて、撰ばれたるにも有べからず。おほくはまめやかなる歌のよきをえらばれたりと見えたりと。〔割註〕以上契沖說。」と書たるは、百首十分精撰とおもはれざりし書ざま、契沖が眼はいと高くぞ侍りし。在

世に此明月記の趣意を見せ侍らぬぞ、念なきことに侍る。所詮は蓮生入道が撰にてもあれ。定家卿も同意におもはれたればこそ、染筆はし給ひけれ。契沖がいはゆるまめやかなる歌のよきをあつめたる物よと見て、もてあそぶべくこそ。かく筆にまかせて書しるし置たる後に、釣月庵主より、此頃、或所にて定家卿自筆の百人一首の一卷を見侍りたり。これは色紙形にあらで、こまやかに書つらねたる一卷にてぞ侍りし。其奥書寫しやり侍る。此一卷、もとは京師にて或納言家の、いとまづしくおはせしが、富家の金を借給ふとて、質といふにあたへ給ひしかども、ふたゝび本家へかへるべき術なくして、轉傳して今は、江戸にて某氏の寶となれるを、便ありて見侍るになんとぞ。其奥書にいはく、嘉禎二年丙申建春三月廿六日未刻、家隆卿來臨、内々約諸候撰歌、依所望不憚老筆、九十七首書寫、禁他見可給候。壬生江遣。明静判。釣月庵主私云、百首之内三首闕候者、寂蓮、定家、家隆之歌三首不被書之候。此ことを彰考館にて語り侍りしかば、或人云、それは往年古筆商人某といふ者、藩邸へもて參りて、好價を望み侍りたるに、奥書の年號、嘉禎よりはるか前にてありしかば、右の明月記の文を申聞せて、汝が似せやう拙しと、笑ひかへしゝ物なるべし。それをまた、年次をあらため似せたりとなん、爲章がおろかなる心にては、いかにとも決定しがたし。但し、奥書の文體は、日記の書ざまにて、奥書とも見えず。又歪文、日記ともいはれず。いかさまにもいぶかしきものなりと、年山紀聞に見ゆ。〔割註〕此言によて思ふに、續近世畸人傳に、傾城吉野がことをいへるに、ある諸侯、いかなるついでにかま見え給ひて、いかにも是が悦ぶべき物をあたへばやと按じ給ひて、小倉色紙のうち、俊成卿の誤り書給ふ山中の色紙をおくり給ふ云々。京にて聞えたる富豪の灰や三郎兵衞と云者と、馴染を重ね遂に是が方へ行ける。然るを父、是を聞て怒り勘當しければ、別やにかくし置て愛しける。さればまづしきよをへても、うれへとせず。此時に及びて山中の色紙は賣たりとぞ。千切や與三右衞門と云者買しが、今はある諸侯の家藏となるとなんと見えたるは、いといぶかしき說なり。そも〳〵高貴の方の御染筆し給ふは、文字の御心にか

なはせられざるは燒すて給ふ。まして書誤り給ふを、そのまゝおかせ給ひて散じ給ふべからず。又誤り書給ふ色紙も珍らしと、御先祖よりひめおかせ給ふを、いかに諸侯なればとて、傾城に給ふべきや。こは戯場になせる若殿様のふるまひ、笑ふに堪たり。まことあたへ給ふならば、今日のいとなみに苦しむとて、世に稀なる色紙を給ふほどの吉野、歌よみ情ふかく、萬のことにもわたりたる者が賣べからず。灰やも京にて聞えたる富豪とあれば、父の勘當うけたりとも、世を渡りがたきほどのことは有まじ。然るに此色紙、同意してうらせしことおぼつかなし。但し、灰やにしらせずして賣しや。されど俊成卿書誤り給ふ山中の色紙は、聞も及ぶべし。そを賣しは、まことにいやしき傾城なればにや。然るときは稱するにたらん。又灰や、こを見て僞筆なるを知て賣せしや。光悅といとねもころなりしよし見せしやいかに。かたがた此說いぶかし。よて試にいふ、俊成卿、多くの御詠歌の中にて、御染筆ありしを、書誤り給ふが世に傳はり、名物ともてはやすは、此百首の中に出て、兒女子までよくしれるをもて、商人の僞りて、好價を求めん所爲より出たるにて、定家卿自筆の百人一首といふ同じかるべし。」かく契沖、爲章の論ひあれど、猶いぶかしく思へば、またこゝに諸說を擧て、おのれが按をいふ。先、天智天皇の大御歌と見えたれど、此天皇の大御歌に、きみがめのこほしきからにはてゝゐてかくやこひんも君がめをほり。と見えて、萬葉集に、皇太子におはしませし時の大御歌見えて、上つ代のすがたなり。此百首に出たる歌は、後撰に、秋田かるかりほの宿にほふまでと、萬葉集に出たるを誤れるなり。萬葉に出たる歌も、天皇の大御歌とは後のすがたにて、後撰に出たるは、又後のすがたなれば、天皇の大御歌にあらずと、眞淵論ひ置たり。されば定家卿、上つ代のすがたと、後の風調に心つかせ給はざるや。爲章がいへるごとく蓮生入道の撰にもせよ。定家卿同意ならで、染筆はあるべからざるを、後撰によて、天皇の大御歌と擧られたるはいぶかし。定家卿、よく萬葉をよみ給ふことは、東鑑云、建曆三年十一月廿三日己丑、天晴、京極侍從獻二相傳私本萬葉一部於將軍家一と見え、拾芥抄に、京極中納言入道抄云と、萬葉集

の時代のこと等の論ひあれば、古今の歌のすがだはしらせ給ふべきなれば、大御歌と定め染筆あるべからず。爲章云、後撰に天智天皇云々といふ御製も、日本紀などに載られたる御歌の體よりも、はるか後世の風と見ゆ。是も疑はしき御歌也。代々の勅撰の集といふものに、作者達不吟味なること多く見ゆれば、一向信用しがたし云々。續古今集賀部に、九月ばかり菊の花を、聖武天皇、百しきにうつろひわたる菊の花にほひぞまさる萬代の秋。此歌、もとは何に出たるにや。おほよそ萬葉集に、菊をよめる歌一首もなし。又歌のすがた、更に上古の體にあらず。萬葉集は、淡路廢帝天平寶字年中までの歌を載られたるに、一首も見えず。桓武天皇の御製を、類聚國史七十五卷に載られて、延暦十六年十月癸亥、曲宴酒酣、皇帝歌曰、己乃己呂乃。志具禮乃阿米爾。菊乃波奈。知利曾之奴倍岐。阿多良蘇乃香乎。と見えたり。されば稱德、光仁の御代、或桓武の御宇などに、もろこしより種のわたりて後、稱せさせ給ふなるべしと、是によて勅撰のたしかならざることとしらる。或人云、奎淅兵制の日本風土記に、我國詩を記したるに、阿氣那塔那革里復那一犀那禿縻和阿賴迷黃俺過路木鐵尼紫油尼奴里潰々と見えて、彼國人も稱せれば、天皇の御製なるべしといへど、こは後撰に誤りしを傳へ聞て、かく記せしならん。彼國人は、歌のすがたの時代をしらざれば、聞まゝに書せしものなれば、是を證となすべからず。先達の說のごとく大御歌にはあらざるべし。人麿と載せたる歌は、萬葉第十一、寄物陳思てふ歌の中に、念友念毛金津是檜木之山鳥尾之永此夜乎。或本、歌曰とて此歌を載たり。爲章云、右の歌は、作者未詳歌なるを、新千載集戀二に、人丸と載せ、或本、歌を拾遺集戀三に、人丸とてのせらる。此誤りを思ふに、右の歌より五首過て問答歌に、眉根搔鼻火紐解待八方。〔下略〕、この注に、右上見ニ柿本朝臣人麿之歌中ニ。但以ニ問答ニ故累載ニ於茲ニ也とあるを、すべて上にわたりたる注と見あやまりて、作者を人丸とさだめ（ら脱カ）れけるなるべし。此注は、眉根搔一首をさしての筆なるものを、すべて中頃の人々は、萬葉にうとかりし故、かやうのこと多しといへり。猿丸大夫と見えたる歌は、古今集秋上、是貞親王の家の歌合の歌、よみ人しらず

と見えて、眞名序云、大友黑主歌、古猿丸大夫之次也。頗有二逸興一體甚鄙と見ゆ。猿丸とは名にや。何氏なること詳ならず。日本紀に、柿本臣猨とのみ見え、續紀に、和銅元年從四位下柿本朝臣佐留卒と見えたり。拾芥抄云、猿丸大夫〔割註〕古傳云、不レ知二何時人一。官姓不レ見。」とありて知がたきことなり。爲章云、古今眞名序云々見えて、猿丸と名の出たる歌一首もなし。左の注に、この歌は、ある人のいはく、猿丸が歌となんと書たる所もなし。公任卿の撰び給ひしといふ三十六人歌仙の歌の中に、猿丸大夫とて、をちこちのたづきもしらぬ山中にといふ歌を擧たり。これは古今集にては、題もよみ人もしれぬ歌なり。もし勅勘の人などにて、集には名をあらはしにくき故に、よみ人しらずとは書たれども、別に猿丸の歌といふことを、古今の撰者にても、その他の先達などのしるされたる物の、公任卿の頃までは殘りたるによりて、たしかに名を定め給へるにや。今に至ては不審なきにしもあらず。又三十六人歌仙家集といふ物に、人丸、猿丸等の家集あれども、みな万葉、古今等の中よりぬきあつめて、後人の强て名をつけたる物と見ゆれば、信用しがたし。鴨長明が方丈記に、田上川をわたり猿丸大夫が墓を尋ぬと書たるを思ふに、いかさまにも、いにしへ其人有たれども、徵官或は早世などやしたりけん。おぼつかなきことなるべし。今の世に流布する百人一首といふ物に、おく山に紅葉ふみわけの作者を、猿丸大夫と附たるは、誰人の所爲にや。此歌も、古今集秋上云々。たゞみね、山里は秋こそことにわびしけれ鹿のなくねにめをさましつゝ。讀人不レ知。おく山に云々。題しらず歌一首あり。また同じ詞書にて、藤原としゆき朝臣、秋萩の花咲にけり云々見えたり。眞名序に見えたるは、黑主よりも古き人としられたるに、それが是貞親王の家の歌合に參りて、忠岑、敏行などゝ會せんこと、笑ふに堪たり。是貞親王は、光孝天皇第一の御子、宇多帝同母兄也。此家の歌合は、寛平年中のことゝ見えたりといへり。此論ひをもて、みだりなるを知べし。無名抄云、ある人、たながみの下そつかといふ所有。そこに猿丸大夫が墓有。庄のさかひにて、そこの劵に書のせたれば、みな人しれりと、或說にいへりと見え、又、山城國綴喜郡禪定

寺村に、蟬丸が山莊とて、今に祠ありともいへり。是等によらば、爲章がいへるごとく、むかし此人ありしにや。但し後人、古人眞名序、三十六人歌集等に名の出たるによて、其人の墓、或は山莊などいひ傳へけるにや。おぼつかなし。中納言家持と官を書たるはいかに。延暦四年庚寅、中納言從三位大伴宿禰家持死云々。寶龜初、至二從四位下左大辨兼式部員外大輔一。十一年拜二參議一。歷二左右大辨一尋授二從三位一。坐二氷上川繼反事一免移二京外一。有レ詔宥レ罪、復二參議春宮大夫一。以二本官一出爲二陸奧按察使一。居無レ幾拜二中納言一。春宮大夫如レ故。死後二十餘日其屍未レ葬。大伴繼人、竹良等、殺二種繼一事發覺、下レ獄案二驗之一連二家持等一由レ是追除レ名、其息永主等並家流焉と見えて、中納言に復せられしことと見えざれば、中納言とはかくべからず。こを爲家卿の書給ふべきや。後人の所作なることしらる。かさゝぎの歌、家集に見えたれど、此卿の歌、萬葉集に見えたると、すがたことなればおぼつかなし。さて蟬丸のことはいと說多けれど取にたらず。契沖云、親行東關紀行に、蟬丸は延喜第四の宮なりといふ。夫より四の宮川原といへるよし、古く傳へ來れど、小野小町家集に、かなしの宮の秋風やとよみ、又、信明家集に、こよひねてあふみへ行と見し夢のかなしと袖にふるはなみだか。神無社は在二四宮村一。諸羽大明神の旅所なり。今按ずるに、かなしの宮は悲しの宮にきゝなされば(る歟カ)、そをいみて、上の二文字をすてゝ、四の宮といひなせるなるべしといへり。〔割註〕或說云、四宮は山科宮康仁親王の舊趾なり。仁明第四皇子、此所に住ませし故、四宮河原の地名有。此宮は三代實錄貞觀元年五月七日入道と見ゆ。伊勢物語に、禪師の御子といふは、此親王の御子なりといへり。一說云、宇治郡諸羽神祠在二四宮村一。近隣四村相共祭祀。神幸之地在二小山村北無神森一云々といへり。是によておもふに、無神社は古名にて、四宮とは、四村相共に祭祀をなせる本居神なるをもて、俗四宮と稱するものならん。山科宮の舊趾のこと、いまだ考へず。後說をまつ。」無名抄云、會坂に關明神と申は、むかしの蟬丸のわらやの跡をうしなはずして、そこに神となりて住給ふなるべし。又云、むかしふかくさの帝の御使にて、和琴ならひに、良峯宗貞、良少將とてかよひけん

云々あるによて、飛鳥井雅有卿も、此說によらせ給ふ。〔割註〕蟬丸がことを思ひて、いにしへの東のことの跡とへばわらやも見えぬみねの松風。又和琴の手を傳へ侍ることを思ひ出して、行方なくわらやの跡はなりぬれどひきししらべは身にぞ殘れる。」ことをもて契沖も、淸正集に、〔割註〕あふ坂の關路に年は經ぬれどもけふの淸水に名をやながさん。」見えたるは、琴ひきて遊ぶ夜よまれたる歌なれば、良少將の和琴、正說にやと疑を存せり。舊本今昔物語に、今は昔、博雅朝臣と云人有けり。延喜の御子兵部卿親王と申人の子なり。萬のこと、やんごとなかりける中にも、管絃の道をなん極たりける。琶琵も微妙に彈けり。笛をも艷に吹けり。此人、村上の御時の殿上人にて有ける。其時、會坂の關に一人の盲、庵を造住けり。名をば蟬丸とぞいふ。此は敦實と申ける式部卿の宮の雜式にてなん有ける。其宮は、宇多法皇の御子にて、管絃の道をなん極けるなり。年來、琵琶を彈給けるを聞て、蟬丸も琵琶を微妙に彈ける云々見えたるを、眞淵引れてより、皆人、まどひを解たり。且江談抄云、博雅三位、高名之管絃之人而美道重求會坂目暗琵琶最上之由風聞、世上人々雖レ令ニ請習一更以不レ得。又住所遠、以所狹而行向人少。爾博雅、先以ニ下人一內々所謂樣等書而、不ニ思懸一所爲住。京都居過與加之土、賺目暗詠歌曰、世乃中波。土天毛加久天毛。須久志天牟。宮毛和良也毛。半天之奈計禮波。土詠而不レ答。使者以ニ北由一云。博雅思樣、此盲目命在ニ日暮一。我亦壽雖レ不レ知、尙流泉啄木云曲者、此日暗耳社傳奈禮。相構天聞レ彈欲レ傳レ之志、三箇年間夜々向ニ相坂目暗許一。竊立ニ門宅頭一仁。更以不レ彈。三年土云八月十五日爲ニ曚曇一風少吹。而博雅思樣、憐今宵彈土良牟思天、琵琶譜具天向ニ會坂一。如レ案琵琶遠使レ鳴程、磐涉調鳴爾、博雅聞天尤有レ興。啄木是磐涉調也。今夜鳴ニ此絃一定欲レ彈哉土思而嬉思間、目暗獨遣レ心無レ人。詠歌曰、逢坂乃。關乃嵐乃雖嶮。志比天曾居多留。與遠過土天。前の歌は、新古今集に入、後の歌は續古今集に出て、共に作者蟬丸とあり。〔割註〕或說云、三光院の御說とて、後撰集の詞書によりて盲にあらずといひ、又後撰集の詞書は、蟬丸の自記にあらず。撰者の記す所にして、これぞ此云々の歌の意をうけて書るなるべし。

されはゆき〻の人を聞てと、書べうもあらずかしといへり。こは盲目となりて後、相坂に住しといふこと、見えざれば、盲目以前より住しこととしられねば、後撰に書たる歌は、以前の歌にて、詞書かく有を、撰者自記のまゝに印されたるにぞ。」舊本今昔物語、江談抄にて灼然。博雅三位は、延喜帝の王子兵部卿克明親王の御子にて、村上の朝の殿上人なり。敦實親王は、宇多法皇の御子式部卿にて、延喜七年十一月十三日元服と見えて、此親王に仕へし蟬丸なれば、村上帝の天暦のはじめは、六十四五歳なるべし。故に、此盲目命在旦暮と書せ給ふならん。されば時代相違にあらず。然るをふかくさの帝の御使にて、和琴ならひに、良峯宗貞良少将とて云々見えたる良少将は、嘉祥三年三月廿九〔四イ〕日出家、寛平二年正月寂とあれば、蟬丸は、良少将死後の人にて、是を時代相違といふべし。清正は、後中書王之子〔割註〕後中書王とは、村上天皇第七御子具平親王のことなり。」兼輔之養子と、智顯抄に見えて、博雅より後の人なるが、管絃執行の折、思ひ出されてよまれしなるべし。」隆國卿、匡房卿は其代に近ければ、實に聞所有て記し給べければ、是を證とすべし。僧正遍昭の歌は、古今集雜に、五節の舞姫を見てよめる。良峯宗貞とありて、延喜五年は、はや入滅の後なれど、其時と歌のさまとを實にせんとなり。五節の舞は、新嘗祭の時ありて、僧の見ることを得ざるを、こゝに僧官をもて擧たるはいかに。又陽成院とあれど、元慶八年二月四日、太上天皇、御二一條院一遜二皇帝位一焉と見えて、陽成天皇、陽成太上天皇、陽成上皇、陽成帝など古記にありて、陽成院と申奉ることなし。もとより御謚を、某院と申せしことは、冷泉院より始まれり。然れば是等後世俗のしわざなり。文屋康秀と見えたる歌は、古今集秋下、是貞親王の家の歌合の歌と見えて、契沖云、古今集春上、二條后、また東宮の御息所と申ける時奉りける歌に、かしらの雪とよめり。〔割註〕春の日のひかりにあたる我なれば〔どか〕かしらの雪となるぞわびしき。」二條后は、貞觀八年十二月爲女御。元慶元年〔立后〕以前の間のことなり。是貞親王は、仁和天皇第一皇子なり。其歌合の比は七八十歳なるべし。其上、新撰萬葉集序を考ふるに、寛平御時、〔割註〕序に寛平五年と有。」后

宮歌合の歌を撰たりと見ゆるを、左の歌入たり。康秀は、此時まで在べうも覺えず。若左の歌は、朝康と古今六帖にあれば、是も朝康なるを、書あやまれるにやといへり。眞淵云、古今六帖の古本、家隆卿の本にも、朝康とあり。貫之の自ら書れたる書てふにも、朝康とありて、此歌、しをるの假字、古へにかなひ、末をてふらんと有も、その比の言なりといへり。百練抄云、建暦二年十月十一日、去建久九年十二月之比夢相云、善信爲二先君御供一赴二大倉山邊一。爰二有一老翁二云、此地、清和御宇、文屋康秀爲二相模掾一所レ居也。可レ建二精舍一。我欲レ爲二鎭守一云々。古今事書者、文屋康秀爲二參河掾一。欲下向出中立縣見上之由、誘二引小野小町一云々。彼兩人共逢二于仁明之朝一。可レ當二清和御宇一否哉云々。善信云、夢中事、誠以難レ備二實證一。但、見二古陰書一。康秀者元慶三年任二縫殿助一歟。〔割註〕拾芥抄云、文屋康秀先祖不レ見。縫殿助。」然者仕二清和一之條無二異儀一歟。相模掾事未レ勘レ之と見えて、先達の說のごとく年次違へば、康秀にあらざること明らけし。然るに爲家卿、よみ人の名を記し給ふといへど、古今集春部と、秋部の端詞を考へ給はず、年次の違へるをみだりに、康秀と書給ふべきや。又、古今六帖を見給はざるべけんや。定家卿も、明月記に古來人歌各一首と書せ給ふに、朝康の歌のみ二首擧給ふべきや。康秀の歌に、朝康と記しあらば、書あやまりともいふべけれど、朝康の歌に康秀と書たるは、後人の所作なるべし。又小式部內侍などあるも誤なり。內侍小式部とこそ書べけれ。物がたりなどのかなぶみには、官を下につけていへば、なだらかに聞ゆる故に、國經大納言、實方の中將などやうにいふを、よく意得ぬ人の書るとおぼゆ。こは古今集、千載集等を見て知べし。かく數々定家卿、爲家卿誤給ふべきや。其上此百首、古來の人をもて、次第をなせしと見えて、時代の考へもなく、まへしりへなどのいとみだりなり。改觀抄に、此百首に入べきがいらぬもあり。入たるも作者のむねとおもはぬもあるべければ、人の見ぬ所におされける云々見えたれど、色紙形のことは、今昔物語に、延喜天皇の御子の宮の御着袴の料に、御屛風をつくらせ給ふ。その色紙形に可レ書歌を、歌讀どもによみて奉れと仰ければ、皆よみて奉りけるを、小野道風と

いふ手書にかゝしめ給ひける。大鏡云、中關白殿、東三條つくらせ給ひて、御障子に歌繪どもかゝせ給ひし色紙形を、この大貮〔割註〕佐理卿なり。」にかけとのたまはすと見え、風雅集雜、加茂重保が堂の障子に、時の歌よみ共の形を書て、各よみ歌を色紙にかくべきよし申侍れば、我も入たらんと尋侍るに、位高き人はおそれありて、かゝぬよし申たりければ、色紙形書てつかはすとて、後德大寺左大臣、和かの浦の波のかづにももれにけりかくかひもなきもしほぐさかな。とよみて贈り給ふとぞ。されば皆好み給ひて、其例あれば、蓮生入道も是にならはれしなれば、人の見ぬ所へはおされまじくおぼゆ。さて此百首の卷尾に、後鳥羽院、順德院の御製を載せたれど、明月記に此言なければ、爲章、此ことをいへるもしかなるべけれど、こは後人、開卷に、天智天皇、持統天皇の御製を擧たれば、卷尾にも亦、天皇の御製を載せたるは、俗の趣意なるべし。又障子におさるゝに、百首に限るべからず。よて明月記に此數なし。是もいぶかしからずや。雅嘉云、此百首のこと、頓阿が榻鴫曉筆に見えたり。然るに源順と申侍るは、梨壺の五人、後撰の撰者の隨一なるに、此人數にもれけることは、いかなることにか侍るらん。又、源兼昌は、堀河院の百首の人數とは申ながら、此人數に入べきほどの作者にはあらざるに、撰び入られたるもまた、いかゞといへり。上に擧たる先達の論ひ、かた〴〵此百首のいといぶかしきことなるに、荷田氏云、定家卿出給ひてより、歌學者流、いかなる故にか、彼卿を歌の聖のごとく尊信うすからざれば、後人の僞作する所の書も、定家卿の名を冒して、杜撰甚しき物あり。然るを其眞僞を辨へず、數百年來彼卿の手作する所とさへいへば、國史、萬葉集等に同じく、時を證として、ながくことぢに膠して、其上世にかへり考ふことをしらずといへり。いかさまにも、歌學者流のみならず、商人に至る迄、みだりに尊信をなすは、爲章がいへる定家卿自筆の百人一首などとて、僞筆をなして、好價を貪ることになんなりにける。こゝをもておもふに、此百首は、後人、明月記の文によて僞作なせしものならん。そは上に論ふと、契沖がいへる定家卿の難波なるの歌、雅經卿の思ひ入の歌の撰集に入たるを考ふるに、

明月記は、嘉禎元年に記し給ふ。續後拾遺集は、正中二年の撰にて凡九十餘年後なり。又、新後拾遺集は、至徳元年奏覽のよしにて、凡百五十年に及ぶ。其間、今のごとく貴賤都鄙ともにもてあそばゝ、此二首、撰びとらるべからず。〔割註〕頓阿が書ける榻鴫曉筆に、此百首のこと有しといへり。此こといぶかし。頓阿も此百首疑はざるや。其比もて遊ばゝ、新後拾遺集に撰ばれたるもいぶかし。」又、爲家卿ひろめ給はゞ、たれも知ぬべし。又、爲家卿、よみ人の名を記し給ふといへど、かくみだりなることはあるまじ。こはまたく、定家卿、爲家卿の名を冒し、色紙形に歌繪を書、よみ人の名をみだりに記し、小倉山莊色紙和歌とよび、一小冊となし、書あきなふものとかたらひ、さくら木にゑり、よも山に傳へ、もはら兒女子のもて遊びとなすものならん。もとより明月記に染筆ありしと見えたる歌は、今の世にもてならふ歌にやあらずや。しる人なければ、是と定めがたし。又是ほどのこと、誰しも撰ばんことかたきにあらずして、みだりにかくは誤るべからず。されば定家卿の撰にあらず。爲家卿、よみ人の名を記して、ひろめ給ふなどの説、信用しがたし。餘りに定家卿を尊信するより、爲家卿にまでぬれ衣きせ奉るなるべし。かくいふは、おのれがひが言なるべけれど、餘りにいぶかしさのまゝに、こゝにしるして高説をまつ。

一 蘭茹

醫學入門烏賊丸方下、〔割註〕時珍云、素問治ニ婦人血枯痛一。烏鰂骨、蘆茹二物丸服方見ニ烏鰂魚下一。」王氷云、古本經云、烏賊骨味鹹冷平無レ毒、主治女子血閉。蘆茹辛寒有ニ小毒一。主レ散ニ惡血一。新校正云、按、甲乙經、及太素作ニ蘭茹一。張介賓又名ニ茹蘆一。即茜草也と見えたるによて、女科摘要、是にならひて誤れり。茹蘆茜草可レ染レ絳と見え、詩鄭風に、茹蘆在レ阪と見えて、あかねとよめり。時珍云、蔄茹、本作ニ蘆藘一と見ゆ。茹蘆は、蔓草部に出。蔄茹は毒草部に出て、主治亦大に異なり。是張介賓より誤を傳ふるなり。倭名抄に、蔄茹をねあさみ、又、にひまくさとよみ、新撰字鏡に、止良久禰と見えて、蘭山先生云、江

戸にてちくさと云、山城小倉邊にて、めうるしといふ。即江南土大戟なり。〔割註〕用藥須知に、めうるしを和大戟に當たり。時珍云、莖葉如二大戟一。而葉長微闊不二甚尖一。折レ之有二白汁一云々。」山城淀、小倉堤等に多し。莖葉、甘遂に似て大なり。春黄花をひらく。〔割註〕本草に、白花も見ゆ。」金絲桃の花に似たりといへり。されば識者によく尋ね問ふて誤ことなかれ。さて同名異物有。蘇沉内翰良方に、蒼耳、一名鼠粘子と見えて、牛房子と同名、南星、一名虎掌、漏藍子も亦同じ。又石硫黄を將軍と見えて、大黄と同名。近くは鴨跖草を淡竹葉といふがごとく、必混ずべからず。こは初學の心得有べきことなり。

○草頭藥

已任編云、俗醫云、此病如用二官料藥一。便成二發黄鼓脹一而死。但當下服二草頭藥一。并以レ針挑二其指一出中黄水上自愈上。浙西人言、出レ自二醫家藥籠中一者、謂二之官料藥一。俗傳單方一二味、謂二之草藥頭一と見ゆ。我御國、山中の農家に、古來よりの傳方あり。是には少彦名命の遺方もあるべければ、しひて廢すべきにあらざれど、今の世は、郷村の俳俗、多くみだりに治療をなす。程氏云、病臥二於床一。委二之庸醫一。比二之不慈不孝一。事レ親者亦不レ可レ不レ知レ醫也と、是醫を學びて、醫をえらぶことを知て、治療をなすに非ず。然るに、みだりに治療をなすは、諺云、盲目、蛇におそれざるより甚し。是に身命を託するは、所謂薄氷を踏がごとし。故、孔夫子示し給へり。そも病に、内外寒熱あり。その寒に反て寒冷の藥を用ひ、熱に溫藥を用ふる症あり。此表裏寒熱虛實、症因によりて治方を施こと、審にせずして、一匕の藥を過ときは性命を害す。東坡墨寶堂記云、蜀之諺云、學レ書者紙費、學レ醫者人費と、まして學ばざる犯律の俳、喪土の農、拙巧の工、折本の商の輩、皆高才妙識ならんや。恐るべし愼むべし。俳尼令。法曹至要抄の雜律、詐僞律等を見て心あらまほしけれ。そも醫は小道といへども、明察しがたきは是なり。古人語云、可二輕以譚一レ醫。而可二易以習一レ醫耶。物理論云、夫醫非二仁愛之士一不レ可レ託。非二聰明達理一不レ可レ任。非二廉潔淳良一不レ可レ信。されば容易業となすべきものにあらず。こゝをもて、周に官を設けて、業となせしは漢より

なり。元正天皇養老五年詔曰、武士國家所レ重、醫卜方術古今斯崇、宜下擢二於百寮之內一、優二遊學業一堪レ爲二師範一者上、特加二賞賜一勸二勵後生一と見ゆ。されば師に隨ひ書に涉、論方を審にして、疎略に思ふべからず。

○六代御前碑

紀伊國那智山の奥に一村あり。小松維盛卿、隱れ住給ひて、子孫、其地を領して百石餘の田地あり。其子代々、六代と名く。北の方を若葉といふ。世々同じ名なり。其外、與三兵衛重景、石同丸が子孫もありと、重穗錄に、近藤某が筆記を引り。維盛のことは、說多くして詳ならず。平家物語に、熊野那智の山中に、庵室を造隱れ給ふ。其所、今廣き畑と成て、彼人の子孫繁昌しておはす。毎年、香を一荷、那智へ備る外は別の公事なし。故に爰を香畯と云。入海の說は僞なるよし見ゆ。六代のことは、鎌倉殿の命によりて、平家の子孫を北條氏尋られし時、六代をとらへられしを聞て、文學法師、急ぎ鎌倉へ下向し、一命を乞て高雄へ預り、十六歲にて文治五年に出家し給ひ、建久十年、文學謀反のこと聞え、八十餘歲にて隱岐國へ流され、六代は三十歲にて、相摸國たこひ川のはたにて斬れしといへり。然るときは、代々六代と名くとの說おぼつかなし。こゝに洞津より坤の方、行程四里半ばかりに森本村てふ有。其本邑より巽へ一里ばかりに、日河てふ有。〔割註〕或人云、此所に石窟あり。口は挾くして中へ行ば九尺に二間も有。又狹くして奧は二間四方餘も有べしといへり。」こゝに六代、隱れ居給ひしと云。今其碑及び齋藤五、齋藤六を始、其餘の人々の碑とて數有。こを文學の建立なせしなど俗說あり。文學は、上に擧たるごとく隱岐國へ流されしが、此所へ來ること有べからず。又さほどまでながらふべきにもあらず。又太郎生村に日河といへる有。此所はいと山ふかく、小瀧のひゞき、鳥獸の聲のみにて、むかしはものすごき深山なるよし、一菴あり。大悲山仲禪寺とて、眞言宗にて二十石の寺領、今に存すとかや。其邊に碑あり。延慶三年庚戌十月と見えて、其餘は見えず。土中に埋れし所にも、文字の形見ゆれど知

がたしといへり。いかさま此所のさま、むかしは人の來べきにあらざれば、平家の餘類隱れ住て、供養の爲一宇を建立し、碑をも建置たるなるべし。森本村日河も是に同じからん。さて津より西にあたり二里ばかりに、産品村といへるに、まりか塚とて有。是平忠盛の誕生所といひ傳ふ。よて産品とよぶ。さればまりかは生所(ウマレカ)の轉れるにや。神鳳抄、安西郡に産階御薗と見ゆ。是承久に御定の時、忠盛誕生の地名を用ひられしにや。又産品は古名にや。詳ならず。

○葬儀　附七々日

和事始云、纂疏云、上古葬禮なし。孝子、虆梩を以て親の尸を掩ふ。是葬梩の禮、よりて起る所なり。然れば則葬禮、この時に始と見えたれど、こは西土のことにて、我御國は神代より此こと有つるは、古事記に、醜男命の作に、其妻須世理毘賣者、持二喪具一而哭來と見え、神代紀、天稚彦の葬儀云、以二川鴈一爲二持傾頭者(キサリモチ)及持帚者一。〔割註〕一云、以レ鷄爲二持傾頭者一以二川鴈一爲二持帚者一。」以レ雀爲二舂女一〔割註〕一云、乃以川鴈一爲二持傾頭者一。亦爲二持帚者一。以レ鴗爲二尸者(モノマサ)一。以レ雀爲二舂女一。以二鷦鷯一爲二哭者一。以レ鵄爲二造綿者一。以レ烏爲二完人者一。凡以二衆鳥一任レ事。」而八日八夜啼哭悲歌云々見えたり。されば神代にあるにあらずや。式は孝徳御宇に定め給ふなれど、後そのごとくにあらず。又、續紀〔割註〕天應六年六月。」云、昔纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尙存、葬禮無レ節、每レ有二凶事一例多殉埋。于時皇后薨。梓宮在レ庭。帝顧二問群臣一曰、後宮葬禮爲二之如何一。群臣對曰、一遵二倭彦王故事一と見えたれば、神代の遺風有しなるべし。然るを儒典の渡り、彼土と往來なせしより儒法を用ひ、佛法を相加へて今のごとくになりしは、棺中に瘞錢を入、又死者の頭に囊を掛るなど、儒によれり。〔割註〕此こと、事物起原に見ゆ。」幢、花燭、香爐等を用ふるは佛法にならひて、遂に我御國ぶりは失へり。然れ共貴人の葬儀、又、伊勢神宮には、古風猶存すべし。さて今貴賤ともに、七日ごとに一祭するは、西土にならへるなるべし。五雜爼曰、死每二七日一則一祭。謂二之過七一。至二四十九日一而止。北史魏胡大后父國珍卒。詔自二始薨一至二七々一。皆爲レ設二千僧齋一。

令二七人出家一。百日設二萬人齋一二七人出家云々。西土には齋七といひ、西域には累七齋といふとかや。我御國は大寶三年二月癸卯、是日當二太上天皇七々一と見えたるが始にて、天平七年十月詔曰、親王薨者毎二七日一供齋、以二僧一百人一爲レ限、齋訖者停レ之。自今以後爲レ例行レ之と見えて、又百日齋のことも見ゆ。四十九日のこと、中右記、永久二年四月三日條に見え、三十五日のことは、海人藻芥に見えたり。百練抄云、天福元年五月廿九日、普賢寺入道攝政薨。〔割註〕年七十四。」終焉之時各不レ可二面謁一。中陰不レ可レ修二佛事一之由、息被二相定一云々。普賢寺殿は基道公なり。息は猪熊攝政家實公なり。中陰に佛事を不修とは、珍らしきことにて、かくはあらせたきことぞかし。

○忌日　附遠忌

忌辰とも見えて、後世いふ月忌にあらず。天皇には國忌と云。令義解云、國忌謂二先皇崩日一也。公事根原云、天智天皇の御國忌三日、崇福寺にて行はる。朱鳥二年よりはじまる云々見ゆ。天武紀云、朱鳥元年九月戊戌朔辛丑、親王以下逮二于諸臣一。悉集二川原寺一爲二天皇病一誓願云々。丙午、天皇病遂不レ差、崩二于正宮一と見えたる丙午は、九月九日に當る。持統天皇元年九月壬戌朔庚午、設二國忌齋於京師諸寺一云々。二年二月詔曰、自今以後毎取國忌日要須齋也とある庚午は、九日に當れり。天智紀云、十年十二月癸亥朔乙丑、天皇崩二于近江宮一と見えたる乙丑は、三日に當る。されば朱鳥元年、天武天皇の御國忌始て行はせ給ひ、朱鳥二年九月九日に、天武天皇の御國忌行はせ給ひて、同年十二月三日に、天智天皇の御國忌行はせ給ふ。是はじめなり。史徵に、伊呂波字類抄を引て云、本朝事始云、詔曰、自今以後常以二近代天皇崩日一爲二國忌一と、持統二年二月詔條下に見えたり。事物起源、引禮祭義云、君子有二終身之喪一。忌日之謂也、忌日不レ用レ非二不詳一也。言夫日志有レ所レ至、而不下敢盡中其私上也。注云、忌日親亡之日、不レ用レ擧二他事一。如レ有二時日之禁一。〔割註〕非二不詳一言、非下以レ死爲中不詳上而避レ之、夫日猶二此日一。志有レ所レ至者此心極二於念レ親、不下敢盡中其私一。不下敢盡中心於己之私事上也。」志有レ所レ至二於親一。以二此日亡一其哀心如二喪

時。又曰、文王忌日必哀稱レ諱如レ見レ親。然則忌日疑始ニ於周一也。又禮檀弓云、忌日不レ樂と見え、我朝延にては廢務日と唱へ給ふとかや。伊勢神宮にては、遠還日とも、又、いとま日ともいふ。其日、萬事を廢し居所を移さず、別火して食し、愼て家務をなさず。よて暇日といふなるべし。秉燭談云、忌日のこと、中華には古へ專ら甲子を用ふ。四月己丑の日、孔子卒といふときは、己丑の日ことに忌なり。一年の內、大凡六度あり。禮喪大記云、父母之喪既練而歸、朔日忌日則歸、哭ニ于宗室一と、一年只一度ならば、練より大祥まで忌日なし。練といふは、むかはりのことなり。後世は一年只一日なり。家禮儀節大祥の下に、注云、第一忌日なりと、然ればむかはりを第一の忌日とし、第三年を第二の忌日とすること明らかなり。毎月を忌日とすること、本邦近代の禮俗なり。何れの比より始るといふことをしらずと見ゆ。然れ共、人車記云、嘉應元年九月廿九日乙卯天晴、〔略〕、依ニ故殿御月忌一〔略〕、百種供物御供養如レ例と見えたれば、是より以前に始りしや。大儒なれど此書を見ずして誤まり、西土の禮にあらざれば禮俗といふべしや。いきたなきから心なり。玉海云、承安五年二月九日、〔略〕、明日當ニ遠忌一。故人曰ニ忌日一。不レ從ニ神事一不レ從ニ佛事一と見ゆ。不從佛事とは珍らしきことなり。因云、宣胤卿記、文龜二年二月十一日甲寅、天晴、侍從三位〔兼倶卿〕所望之三社託宣并天神名號、〔中略〕、三社託宣服中不レ可レ書之由、兼倶卿演說、任ニ彼商量一。同月十七日三社託宣一幅、兼永朝臣所望書レ之と見えたるよし、梅窓筆記に載たり。身穢ながら神號を書奉ること恐るべきことなり。延喜神祇式云、會ニ三七日法事一當日不レ得ニ參內一と見えて、三七日は、五七日、六七日、七々日のことなりとかや。かく見えたるに、服中身の穢をもては、いよゝ愼むべきことなるべし。さて今の世、年忌を引上ることとは、東鑑云、寬喜元年十二月廿五日、〔略〕、故右大臣家十三年御追善也。行西奉ニ行之一。正日雖レ爲ニ明年正月廿七日一。有ニ沙汰一被レ引ニ上之一とある。是始にや。又年忌の法事を延引すべからざることは、貞治六年三月十三日、北帝、長講堂へ行幸ありしと、これ後白河法皇百年忌の御追善のためなり。ことし十七年なり。世上打つゞき兵亂によりて、今まで延

引と、南朝紀傳に見ゆ。されば延引すべからざることなり。されど此年忌のことは、和事始云、釋瑞溪、〔割註〕相國寺の僧、」一切經を檢閲し了云、此經の內に、年忌服紀のこと曾てなし。故に佛者、儒法をかりて用レ之といへるよし見えたり。いかさま今葬儀等の儒佛混雜して、行ふを見ればさにやあらん。

雙樹園藏版

晤語終

輶軒小錄

輶軒小錄自叙

昔、漢の揚子雲、四方言語の異同をあつめ、輶軒絕代語と云ふ。輶軒と云ふは使の車なり。皇華の使四方へ出で行くに、其國々の詞をきくに依りて、其書に名付けたるなり。予幼にして、先子に侍り、四方の士の來り集まるに、其國々の山林、丘陵、草木、鳥獸の奇異珍怪なるを物語するを聞き覺えて、書き記し、予が世に及びて聞きうる事、予自至り見るところ、先後を辨へず書き蓄めて、輶軒小錄と云ひて、後世子孫の見聞に備ふと云ふこと爾り。

平安　伊藤長胤題

輶軒小錄目次

輶軒小錄

伊藤東涯著

○壺碑之事

中華にて、金石の究めて古きは、周の鼎河に沈み、秦の壐夷に沒し、石皷の文、嶧山の碑、後世わづかに其文字の彷彿をうつしつたふ。本朝にて、碑碣のきはめて古きは、奥州壺の碑にしくはなし。昔、頼朝公の和歌に詠ぜられしに因りて、人々記臆することとなり。其時よりも、世に故事と成りて、古今の間に名高きこととなり。其碑自然石にて、其背馬鬣の如し。高六尺五寸、濶三尺一寸、其中に界あり。その竪三尺八寸五分、横二尺六寸、奥州宮城郡市川村の北岡にあり。上代に多賀城と云ふ。城地の舊跡なり。其時のしるしなり。筆者何人たることをしらず。近世陸奥の風土記と云ふ物出でゝ、三雲直人と云ふ人の筆迹なりと、水戸の儒官の考あり。前時國主より儒官を遣して寫さるゝに依りて、今は世上に、打本、寫本等多し。僧顯昭の說に、壺の碑と云ふは、昔、田村將軍東征の日、弓の弭を以て、これを書すと云ふは謬傳なり。或は云、此は表の文にあらず。碑の背に書き給ふと云へり。いかゞ、大野東人と云ふは、紀職大夫直廣肆果安が子にして、神龜三年征夷に從ひて、戰功を著し、從四位勳四等を授けらる。天平三年に陸奥の按察使となり、鎭守府將軍を兼ね、後官を累ねて、參議人養德守征西將軍となり、從三位に至る。十四年に薨じ給ふ。此碑、神龜元年に、按察鎭守從四位の官を書すは、碑を立つる時にあとより書きたるに依りて、相違ありと見えたり。藤原朝獦と云ふは、孝謙の寵臣大師惠美朝臣押勝の子也。天平寶字四年に、陸奥國按察使となる。鎭守府將軍を兼ね、從四位を授けらる。五年に仁部

卿と成る。今の民部卿なり。六年十二月、東海、東山節度使となり、十二月に參議となり、其歷官の次第、續日本紀に詳なり。碑に記す處と相違なし。賴朝卿の和歌新古今集雜の下にあり。前大僧正慈圓の文にては思ふ程のことも申し盡し難き由、申し遣し侍りける返事に、

陸奥のいはで思ふはゑぞしらぬ書き盡くしてよ壺のいしぶみ　　前右大將賴朝

○草生水(クソウヅ)、火井之事

越後に、地より油の涌き出づる所ありと云ふ。亦火の出所ありと。昔より人々言ひ傳ふる事なり。近年越後の書生二三輩來り學ぶ。其中、淸田順養と云ふ醫生、詳に物がたるなり。亦樋口十郎兵衛、正しく其所へ行き、目撃の山にて、圖幷說を將ち來り、其委曲を聞く事を得たり。先越後の柴田と云ふは、今は新發田と云ふ。溝口侯代々傳來の領地なり。城下より七八里わきに、蒲原郡新津と云ふ所あり。其屬邑にがらめきと云ふ村あり。文字柄目木と書く。その村の東南十五町ばかりに小山あり。其山に油井ありて、水底より水に交りて、油涌き出づ。其勢甚猛烈也。土人此を涌壺と云ふ。其水これをくさうずと云ふ。文字には草水とも書き、又草生水とも書く。昔は、其水地上へふきあぐること三尺ばかりなり。見る者土くれ或は石などを投ずるに依りて、水底浮き塞がるにや。今はわづかに一二尺ばかりわき上る。其井のわたり三丈餘、深五丈ばかりも有り。まはりに五六丈ばかりの柱をめぐらし立て、横に木を貫き、竹數百本を束ねて、墻の如くして此を圍み、其内に藁を束ね綱として、其わたり二丈ばかり、石油其上に溢れ出づ。土人芦穗を束ね帚となし、油を掬みとる。全く水氣なし、その臭甚あし。其色黑くして漆の如し。ともし火に點ずれば、光明常の油の如きなり。價甚廉なり。人其臭を惡みて、旁近の村落には用ふれども、遠方へは至らず。邑の長眞柄茂助と云ふ者、世々其利を專にして、稅金を城主へ上る。其由來を訪ふに、古代より是ありて、何の世に初まることをしらず。其山の近所半里ばかりの間に、小井三十ばかりあり。皆わたり六七尺、深二丈ばかり、何れも油出づ。大抵三四里の間、田際山畔、或は溪流

の中、多く石油わき出づ。何れも薄くして用に中らず。土人藁を浸し乾し、燈燭の用とす。又其西に火井二つあり。其一つは、小松山にあり。其中より火燒え出で材木をやくに依りて、石を餘多打ち入れて、此を塞ぐと云ふ。又城の西三里ばかりに油井有り。かくまと云ふ草あり。蕨に似たり。乾してくみ取ると云へり。此は其詳なる事をしらず。扨火井の事は、同國にて妙方寺と云ふ所あり。一民家の庭より火出づ。その上に石を置く。石の眞中に穴ありて、竹の筒の節をぬき、插し入れておけば、其中より火出づ。常には火出づることなし。火を用ひ度しと思ふ時は、上より付け木にて、火を呼び出だせば、夫よりちよろ／＼と燃え上り、灯燭の用に代ふ。近所の婦女の曹、其所に集りて、紡績夜作を勤むとなり。亦壬子年に、柄目木村にも、ふと火井を取り出だすと云へり。此を本草綱目に考ふれば、石腦油と云ふ物なり。亦は石油、石漆など異名品々なり。左に此を錄す。

張華博物志。延壽縣南山石泉注爲レ溝。其水有レ脂。挹取著ニ器中一。始黄後黒。如ニ凝膏一。然レ之極明。謂ニ之石漆一。段成式。酉陽雜爼。高奴縣有ニ石脂水一。膩浮ニ水上一如レ漆。取以膏レ車及燃レ灯。唐譽水昨夢錄。猛火油出ニ高麗一云々。

李時珍云。石油所在不レ一。出ニ陝之肅州、鄜州、延州及雲南之緬甸、廣之南雄一。自ニ石岩一流出。與ニ泉水一相雜。汪々而出。肥如ニ肉汁一。土人以レ草挹ニ入缶中一。黒色頗似ニ淳漆一。作ニ雄硫氣一。土人多以燃レ灯甚明。得レ水愈熾。不レ可レ入レ食。其烟甚濃。沈存中宦レ西時。掃ニ其煤一作レ墨。光墨如レ漆勝ニ于松烟一。亦綱目に、明の正德年中に、嘉州に鹽井を開く。たま／＼油水を得。其光明夜を照すべし。水をそゝげば焔いよ／＼盛に、灰にて撲滅せば、雄黄の氣をなす。土人雄黄油と云ふ。亦琉黄油とも云ふ。此數品名はかはれども、何れも石腦油なり。時珍料簡には、雄黄石脂を産する處は、源脉相通ずる故に、此物有りと云ふ。皆陰火也と。越北の地にも、鹽井溫泉多くありと云ふ。然れば土地の氣脉に依ると見えたり。

○鹽井之事

秋田侯の官木村信甫、松軒と號す。先年上京し、先子に依りて學ぶ。秋田に歸る道に、黄鹽峠と云ふ所あり。山中に井あり。鹽を産す。其水色黄なる故に、依りて名付くるなりと云ふ。越後の人にきくに、鹽井の鹽は、其色常の鹽より甚白く精よし。一日の間に、只一二升ばかりを得るとなり。其詳なることは聞かず。日本にては沿海の所多きに依り、海鹽ばかりを用ふ。中國には、地鹽、井鹽、さま〴〵あり。義之が十七帖に、蜀有二鹽井火井一と云ふこと有りと覺ゆ。彼方にも偏土にあることなり。

○越山鶆之事

越の白山にらいの鳥と云ふ物ありと。昔より語り傳ふ。其字鶆の字を書く。朱冠玄衣、青腹白翅のさきに白色を帶び鵠の如し。雌は雌雉の如し。甚、其子を愛す。白山は北國にては、究めて高山なる故、四時常に雪あり。山の絶頂より下廿町ばかりに五葉坂あり。萬松環り圍む事數十囘、この鳥、其間に棲宿し、曾て他所へ行かず。見る人尤稀なり。たま〳〵見得る者あれば、以て奇瑞とすと云ふ。此鳥よく火災をさくとなん。昔後鳥羽院の御製の和歌ありて、夫木集に載すと云へり。其歌、「白山の松の木陰にかくろひて安らにすめる鶆の鳥かな。國に小武友梅と云ふ老人あり。家素より豪富にて、好事の雅人なり。平生山水の癖ありて、天下の名山奇水遊歴せずと云ふことなし。常に白山の神を崇信し、度々山上し、路に休所の廬を結び、往來の人をやすらはしめ、したしく彼鳥を目撃し、圖繪して風早實積卿に因りて、靈元帝の御覽に入る。亦かの歌を實積卿に請けてその上に題せしが、亦予に其記を作らしむ。近頃亦刊刻して畫軸となし、世に行ふときく。頃日、偶古文品外錄を閲るに、宋の晁補之が新城遊北山記をのす云々。旁皆大松云々。松間藤數十尺。蜿蜒如二大蛇一。其上有レ鳥。黑如二鴝鵒一。赤冠長喙。俛而啄。磔然有レ聲云々。此樣子を考ふるに、たしかに鶆の鳥と見えたり。

○いすかの事

世間に、人事のくひ違ふことを、いすかの喙と云ふ。前の年一童生小鳥を好き、一つの小鳥を籠にして

吾に示す。いすかと云ふ鳥なりと。其鳥の形狀、あつ鳥の如く、其喙甚利にして短く、上下くひ違ひてあり。寔に事の相違の譬に唐にも有る鳥なり。餘多のことなれば、其名知れずと見えたり（農田餘話云）。

○果然之事

昔、先子壯年の時、近江に中村宗全と云ふ老人あり。津輕へ往來して業をなす。彼地より珍しき猿、寶石など餘多持ち來る。先子其家へ至れば、其猿を出だし示す。常の猿の如くにして、其色潔白雪の如し。尾甚豐にして長し。夜眠る時は、其尾にて面を掩ひふす。甚だ人に馴れて憐むべし。其後、家の小僕たはむれに、天仙蓼（マタヽビ）を喰はせければ斃れける。先子云、此果然と云ふ猿なりとなん。本草を考ふれば、郭璞が云、果然自呼二其名一。亦南州異物志云。交州有二果然獸一。其名自呼。形大二于猿一。其體不レ過二三尺一。而尾長過レ頭。鼻孔向レ天。雨則桂二木上一。以レ尾塞二鼻孔一。其毛長柔細滑。白質黑文如二蒼鴨一。脇邊斑毛之狀。集レ之爲二裘褥一甚温暖。雖仰鼻而長尾則此也。此文と少々違ふ事あれども、大樣此物なり。雌は、十二章の内、宗彝にゑがく尻雌と云ふ則此事なり。

○虫の巣之事

東北邊地蝦夷のあたりより來る虫の巣と云ふ靑き玉あり。海中に有りて、小虫宿り居る巣なりと云ふ。其大小不同、中に自然に穴通りて巾着の厭子（ヲジメ）にしてよし。好事の人尤是を珍とす。眞なるもの甚得がたし。或云、靺鞨珠と云ふ物なりと。左もあるべし。本草を見るに、靑琅玕と云ふ物あり。亦は石闌干とも、亦は石珠靑珠とも云ふ。陳藏器云、石闌干生二大海底一。高尺餘。如レ樹有二根莖一。々上有レ孔。如二物點一レ之。漁人以二網罟一得レ之。初從レ水出微紅。後漸靑。亦蘇頌云。琅玕靑色。生二海中一云。海人以レ網於二海底一取レ之。初出レ水紅色。久而靑。有二枝柯一似二珊瑚一。而上有二孔竅一。如二虫蛀一。擊レ之有二金石之聲一。乃與二珊瑚一相類。亦珊瑚條下云。明潤如二紅玉一。中多有レ孔。亦有二無レ孔者一云々。此說を按ずれば、珊瑚、琅玕、畢竟一類にして、其色を以て名を異にするのみ。二ともに自然に孔あり。今世に有る虫の巣は、自

然に圓成にして、虫の巣を作りて成す物と云ふ。夷人採り得て琢磨して圓珠とするもしるべからず。亦寶石の下に、寶石出ニ粟田一。回鶻地方。雲南遼東亦有レ之。碧者名ニ靛子一。翠者名ニ馬價珠一。亦云、碧者唐人曰ニ之瑟々一。紅者宋人謂ニ之靺鞨一と、遼東靺鞨は、皆吾蝦夷の地に近し、亦可ニ併見一なり。

○磯竹島之事

北海の内、隠州を去ること三十里許、北に磯竹島と云ふ所あり。周圍十里許あり。此島に巨竹あり。鰒魚、海物等多し。亦一種の猫あり。常猫とは甚異也。因州の管内に、大屋、村河と云ふ兩氏あり。所の土豪なり。百年前より公儀より符驗を給はり、間年に彼島に下り、海物等を取り集め業とす。後にまた至れば、朝鮮人多く集り居て入ることを得ず。是より往來斷絶せり。因州の儒官辻晩庵、毎度此物語あり。只今は如何と云ふことを知らず。朝鮮の申叔舟が、海東諸國記の圖に、日本と三韓との間に、竹島と云ふ島を圖せり。亦隋書に、朝鮮より日本へ渡る所に、䑳羅島と云ふ島に至るとなり。磯竹を指すに似たり。此島にも常に人は住まずと見えたり。

○無人島之事

先年、南方より橘をのせて江戸へ行くもの風に吹き放され、極南の一島にかゝる。其後、歸りて此由を官へ申し上ぐ。官より其様子を尋ね求められたりと云ふ。延寶三年乙卯の歳のことにて、詳に土地海中の路程を記し、外に圖一枚あり。世に此を無人島と云ふ。其圖記共に、山本通春より是を借り寫す。同年閏四月五日に、官船豆州下田を出船し、七日に八丈島に着。九日晡後に、八丈島を出で、海路十八里にて、夜中に青が島に付く。夫より或は東、或は辰巳、或は午未の間を差して行く。その間、十里、廿里、三四十里の間に、所々に小島あり。極南の大島、廻り十五里、その地形半環の如く、西北に向湊あり。其東北に廻り五里と七里の島あり。江戸房州の邊よりは南、(すこしく東に中り)、巳午の間に當る。三百七十二里五町となり。此所謂無人島なり。琉球國其正南に中る六百里餘(七百里餘も有るべしと云ふ)、

天文生を伴ひ行きけるや。北極地を出づること廿七度。赤道の北廿七度去ると云へり。其地、見事なる木餘多あり。樟に似たる木、山檳榔子さま〴〵の樹あり。檳榔子の木高二十尋も有りて、二抱三抱もある木あり。鳥多くあり。日本にて見付けぬ鳥あり。樹木も名を知らざるもの餘多なり。都べて魚鳥とも、人を恐れず。何れも手取にすべし。亦路にて八丈より東南六七丁に廻り三里程の島あり。茅など生ひ茂り、居人なし。白き鳥有りて、形白鳥のごとし。羽先より羽先まで八尺餘あり。此も人を畏れず。國語に云へる鶏鵲の類にても有るべきや。其年の六月五日に、本島を出船して、夫より日員十三日歷て、十七日下田に歸りぬとぞ。其書付の奥に、島谷市左衛門、中尾庄左衛門とあり。そのかみの暗には、長崎にて海路の舟行の鍛煉者と云へり。

○鸚鵡石之事

伊勢山田の祠官福島鵆溪氏、平素物語に、本州市の瀨村に異石あり。人語に答ふ。土民因りて鸚鵡石と云ふ。享保十五年庚戌の歲、奥田蘭汀〔割註〕名士享字喜甫。」の招に依りて勢州に往き、豐原に留りぬ。夫より射和、相可の邊に逍遙し、彼石を見んとて、案内者を尋ぬるに一人もしる者なし。蘭汀生、漸嚮導一人を求め得て、西山四神田など云ふ所を歷て、或は山、或は村、清泉茂林の幽僻の間を行くこと數里にして、駒が野と云ふ處にて日暮る。此處に寄り、川を見下し、尤絶景なり。此處に宿し、翌日行くこと二里許にして、中村と云ふ所に着く。一の大岩石山の半腹に偃然たり。即鸚鵡石也。其高さ十餘丈、横はゞ二十丈許もあり。其色青黒山石の色なり。その石手百間も有るべきか。其上に氈など布き、數人坐し居るべし。其岩の上に居て云へば、彼石も亦人の言ふ如く對ふるなり。謡を諷ひ、皷を打ち、三絃など弾ずれば、石も亦夫々の音をなし。さゝやけばさゝやく聲をなす。わめけばわめく聲をなす。屏風障子のあなたにて人の言ふが如し。帝釋中之助と云ふ鄉士あり。夫より皷をかり來り打ちければ、岩の中にも皷を打つ。一行の中、笛を携へ來る人あり。試に、吹きけれども、曾て答へず。不審なり。

總體其響く處は、岩の左の角にあり。全體へはひゞかず。唐にも有ることにて、響石とて詳に勢遊志に著しおけり。此に贅せず。其所は紀州の領地にて、宮川の源也。歸りは舟を買ひ、流に沿ひて下ること八里程にて、宮川に着く。此間も景よき處なり。其後傳播やゝひろく、桑原菅長義卿のうはさに因りて、詩記等を院の睿覽に入る時に、靈元帝御左院にて、畫師山本宗仙に仰せ付けられ、屏風に圖せられ。其記を書き付く。近比、亦奥田氏より云ひ來る。志州の海邊に、安樂島と云ふ處あり。此所に一の響石あり。鸜鵒石の如し。その地、海畔にて風景尤宜しき所にて、同言石と云ふとなん。亦海内奇觀と云ふ書を考ふるに、安慶府の浮山に、鸜鵒石と云ふ石あり。其形翅をたれ、啄むが如しと。此は形を以て名付くる也。亦雲林石譜を考ふるに、荆南府に石あり。巨碑の如し。色淺綠にして甚堅からず。其色星(マヽ)を靖すべし。鸜鵒石と名づく。此は色を以て名付くるなり。廣き天下の中、さまゞゝのことありて、人の物を名付くるも同じき名にても、夫々の趣向同じからざること、此にて推量すべし。

〇千葉蓮之事

此冊書寫の折節、井上毅齋氏の甥來り語る。江州益須郡田中村と云ふあり。其土豪田中氏園中に池あり。珍しき蓮をうゑ傳ふ。其樣子を尋ぬるに、大白蓮にて、わたり四五寸も有り、一莖の上に九の花房あり。みちあうて咲く。小なるは或は七、或は三あり。中元の比より咲き初め、八月上旬まで咲く。其花落つることなく、來年まで枯れ殘る。萬葉蓮と云ふとなん。或云、此花とくとは咲き切らずと也。即群芳譜を見るに、千葉蓮と標し、分注云、花山有レ池。產二千葉蓮一。花服レ之羽化。今人家亦有レ之。然頭重易レ萎。多難二開完一。とあり。詳ならねど大樣此なるべし。

〇石炭之事

西國に燃ゆる石あり。其色黑く光あり。地中より掘出し、人家炊爨の用に供す。多くたけば、其臭あしとなり。弟長準〔字平藏〕先年初めて筑後久留米へ官して行く。上京の次、小なる物四五塊を持ち來りて

見す。火爐に入れ、烟草の用に供すれば、炭のほこる如く、暫時に通紅になり。小塊故か、さのみ悪しき臭もなし。彼近邊には、所々にありと云ふ。本草を見れば、たしかに石炭なり。李時珍曰。石炭即烏金石。上古以書レ字。故謂二之石墨一。今俗呼爲二煤炭一。煤墨音相近也。拾遺記言。焦石如レ炭。嶺表録言。康州有二焦石穴一即此也。亦云。石炭南北諸山產處亦多。昔人不レ用。故識レ之者少。今即人以代レ薪炊爨。煆二煉鐵石一。大爲二民利一。土人皆鑿レ山爲レ穴。横入十餘丈取レ之。有二大塊如レ石而光者一。有下跡散如二炭末一者上。俱作二硫黃氣一。以レ酒噴レ之則解。入レ藥用。堅塊如レ石者。昔人言二夷陵黑土一。爲二刼灰一者。即此跡散者也。孝經援神契云。王者德至二山陵一則出二墨用一云々。亦大學衍義補云。(缺文)

〇人形原之事

右の序に、長準談じけるは、久留米城下の郊外、何の方か人形原と云ふ處あり。餘多土偶人山の原に臥し倒れたるあり。大、常人の如くにして、様體唐人の如し。古人何の爲にすることを知らずとなり。凡べて土中より掘出す。器物に今の人の見ては、何の用に成ると云ふ了簡の付かざるもの有り。いにしへの祭器明器の類にやあらん。本朝の古、貴者の葬には、生人を殉葬す。野見宿禰の奏に依り、土偶人を用ひらるゝこと、明に國史にあらはる。彼人形原の偶人、もしくは殉葬の土偶にてもや有るべき。

〇芝石之事

西國に芝石と云ふものあり。京師にては人々木葉石と云ふ。石中に自然に木葉の紋あり。栗葉の如き物宛然たり。其石の色、褐紫色にして理麁なり。先年牛山老醫、一塊五七寸なるを贈らる。夫には蛤蜊殼石に成りたるが付けり。筑紫には、處々にありと云へり。中國物產の書冊にも、此事ばかりは見當らず。頃日皇明文徵を檢するに、都穆が遊王喬洞記云。新安有二王喬洞一。洞在二縣西卄里一。石皆土所レ成。而破レ之木葉形交二錯其間一。文理具在。若二彫刻一者。盡レ山石皆然。洞之上一木亦皆化石。而復產二枝葉一。與二凡木一類。予見レ之乃大駭。以爲穹壤間之所レ未レ有。碑言。昔神仙大丹之成。土木皆化爲レ石。其說似レ爲レ得レ之。

此に依りて見れば、中國には甚珍らしきことにて、定まりたる名稱もなし。因りて神仙の所爲などゝ料簡を付くるなり。吾思ふに、天地の陰陽の二氣、融結變化して、柔なる物變じて堅く成り、散ずる物聚りて塊となる。然れば土地の性により、或は陰陽變化の時に因りて、柔なる者木葉魚介の類の如き、水土とゝもに變じ、堅剛の石となると見えたり。亦備前に燒山と云ふ處あり。其山白石を出だす。柔滑、刻みて器物に造るべし。或は薄紫の紋理あり、或云、滑石なりと。

〇禽言之事

釣舟。格磔。喚起。盍旦。泥滑々。浦餅焦。不如歸去。鳳凰。不如我如き鳥の聲。人言に片どること多し。依レ之。四禽言。五禽言の詩あり。明の張祥鳶が詩和ニ禽言一成ニ樂府一。寬裁ニ荷葉一製ニ衣裳一と。群芳譜にこれを載す。日本にも、高野山に佛法僧と鳴く鳥ありと云ふ。亦日光にて慈悲心となく鳥ありと云ふこと、昔より和歌に詠じ、人々傳誦することあり。是も唐にもあり。百川學海中蜀都雜抄に、峨眉山に佛光といひて、時に依りて光の現ずることあり。其前に鳥あり。施主發心菩薩來到と呼ぶ。光のあとに施主不施菩薩去了と呼ぶに似たり。亦云、鳥聲只三字佛現了と云ふ。雀に似て只三枚有りとなり。此等のこと合せ案ずべし。すべて鳥獸の音、碓磨の聲、此方の聞き樣に依りて、樣々に聞き取らるゝことなり。深山幽谷、禪佛の境には、常々佛事を談じ、佛語を談ずるに依りて、山獸の音も佛書に聞きなすと見えたり。唐には神仙厲鬼の詩あり。公冶長の雀、丁令威の鶴、皆韻字を押して、好詩を作れり。日本にて神佛の名歌餘多あり。鶯宿海の詩は、あて字交りの拙詩なり。何事も人の心の呼び出だすと知るべし。徐氏筆精。九花山產ニ念佛鳥一。形大如レ鳩。色黃褐翠碧。間而成レ文。音韻淸滑。如ニ誦レ佛聲一。唐韋蟾詩云。靜聽林飛念佛鳥。細看壁畫馱經馬。

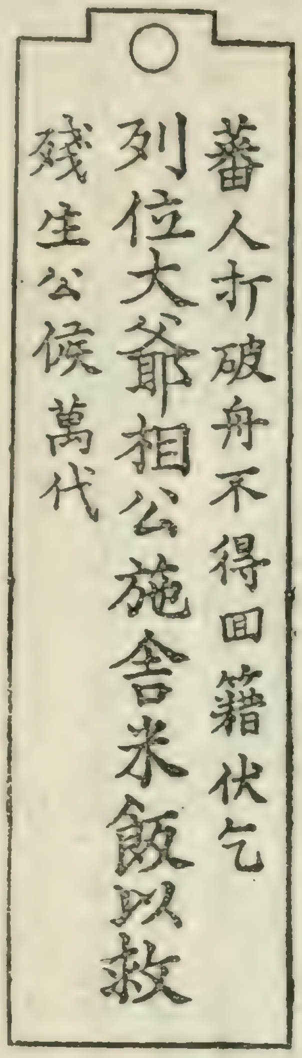
〇獨繭之事

漢書司馬相如傳の賦に、曳ニ獨繭之褕袣一と云ふことあり。郭璞注に、獨繭一繭糸也とあり。此わけ明な

らず。美濃人廣瀬生、毎に來り、話の次、故國蠶郷なれば、蠶のこと詳に物語れり。其談に云、蠶の眉の中にたゞ一匹をるあり。いくつもをるあり。一匹をるを一つまゆと云ひて、其糸、甚好く、專、糸につくる。二つ三つをるは、其糸弱きに依りて、綿に造る。依レ之さとるに、所謂獨と云ふものは、一つまゆの事なること、偶、天工開物と云ふ書を見るに、擇繭の條下に云、凡取レ糸必用ニ四正獨蠶一。繭則緒不レ亂。若下雙繭併ニ四五蠶一共爲中繭上。擇去取レ綿用。或以爲絲則粗甚と。果して廣瀬生の談と符合す。亦詩人玉屑第二巻詩評の中に、韋蘇州が詩を評して云、如ニ園客獨繭一、暗合ニ音徽一と云ふ。此獨繭はまゆのことゝ見えず。今所謂こきう(鼓弓)などの屬か、一線のひきものと見えたり。

○遠人木牌之事

正徳二年の冬、奥州荒濱、相馬二邑の船頭八人舟に乘りて、米を積み、江戸へ運しけり。風に合ひて、中國南海の地へ吹き放され、甚難儀に及べり。其處の者、遠國の人なるを憐み、五寸程の木牌をこしらへ、人々のこしに付けさす。其語に云。



此牌を帶びて、轉回して廣東省の領内に至る。廣東よりは、年々長崎へ賣買の便有るに依りて、其舟に付き、長崎へ歸る。其中一人は唐にて死す。唐人棺をこしらへ葬る。二人は船中にて死にければ、死骸を海にすてけり。三年巳年七月に五人の者大坂に付き、奥州へ通路ありて、吏を遣はし迎へ歸るとなん。此亦天下太平四海無事のしるしならずや。

〇田文之事

攝津國豐島郡南鄕村は、小曾根莊の中也。此處に春日の社あり。社司を今西宮内と云ふ。其家に古來傳來の古證文ども多くあり。此中に田文と云ふ物あり。今の世にくづと云ふ紙の如くにて、はゞ一寸餘、竪にけいを引きて、亦横四けい有りて、山川田畑墓原など一々横に書きてあり。其最初に文治五年、御檢註加納田畑取帳とあり。前に垂水鄕御牧榎坂とあり。けいの內には敕旨田、不輸田、公田など云ふことあり。後世に裏打して、折本に直せりと見えたり。東鑑、太平記等に、大田文と云ふことあり。今時の人はいかやうの物たることをしらず。此證文にも田文と云ふ文字はなけれども、古來此を田文と云ひ傳ふるなり。今世に水帳など云ふ類とみゆ。敕旨田と云ふことは、古き文書にもあれども、不輸田と云ふことは記憶せず。一人受け持ちて、回持にせざる田地のことなるべしと、故人推量す。左も有るべし。

右は享保十五年の冬、紀府の學職岩橋氏、望に依りて、平野鄕の土橋元信氏、今西氏に緣有る故、いひ遣はしゝ由、岩橋氏物語れり。今西の族人、正立醫人は予亦此を知る。右の序に、河內道明寺の古物を見る由物語れり。道明寺は菅家の伯母に尼有りて、其時より傳來の古寶餘多ありと。此中に象牙の笏あり。菅公の遺物の由云ひ傳ふ。はゞ二寸、長一尺二寸、厚四分程、本少しせばし。頭少し圓みありと。先年平野へ行き遊ぶ。土橋氏の話に、鄕に古き帳ありとて、其中に花兵子段錢などと云ふこと有りと。是も昔の文書なれども、何の時代たること不ㇾ諳。是等の名目は、とかく年貢などのことの樣に聞えたり。

〇熊野饅頭石之事

總州佐倉の城下一里計り有る處に、熊野石と云ふ石あり。昔熊野より來る人、履底に付け來ると云ひ傳ふ。此石年々に成長し、今は大なる岩となれり。其形狀、傘の如しと云ふ。ある人、卅年計見來るに、その間三寸も長ずと云へり。此は天中紀にのする活石なるべし。亦次年の咄に、筑前竈山の山上に丸き石餘多あり。五厘饅頭の大さの如し。土人これを饅頭石と云ふ。外白く薄皮の如くにて、中に赤き粉あ

り。饅頭のあんの如しと。此は禹餘粮にても有るべし。右二件丹州龜山中村大進氏の物語なり。

〇七くりの湯之事

淸少納言枕草子に、湯は七くりの湯、有馬の湯、玉造湯云々。有馬湯、天下にあらはる。玉造の湯何處に有ることを知らず。七くり湯は伊勢榊原にあり。今に至りて湯治の爲に往來するもの多し。奧田蘭汀生の物語なり。津の領內の由となり。亦次手の話、志州に片枝の梨と云ふ異木あり。一年は南枝に實のり、一年は北枝に實のる。故に片枝と云ふ。古歌にも是有りと云ふ。予按ずるに、牡丹に轉枝紅と云ふ有りて、隔年に枝を易へて紅白の色をなすと。說郛にあり。因りて思ふ、彼志州の梨は、轉枝梨と云ふべきや。

〇磁石之事

享保丁未の年十月盡日、西三伯醫人の子德元、磁石を持ち來り示す。近年丹羽正伯を召し出だされ、諸國藥物御吟味に付き、處々巡行僉義の處、奧州南部の管內に、閉伊郡大鎚と云ふ處あり。其山より掘出すとなん。四五寸程の一拳石色黑し。一方の小口せん屑を付くれば、蝟毛の如く吸ひ付き、針亦釘を付くれば、五つ程つれ下る。南をさすこと弱し、亦一塊來りし由、南の方をたしかにさすと云へり。鑷夾剪の類を近付くれば、飛び付きて自ら付くとなん。江戸へ持ち歸り候由にて、是は不レ見、膽礬一包見せらる。色甚翠碧なり。琥珀も出づる由。磁石日本に產すること、前代未聞珍しきことなり。

〇かまつかの花の事

枕草子に、草の花はなでしこ、からのはさらなり。やまとも目出たしと云へり。唐のなでしこは、今の石竹なるべし。近頃亦あんしやれと云ふ一種あり。色深紅、或は紅白のしぼり、其香奇南の如し。もつとも逸品なり。南夷より出づと云ふ。名も蠻名ならん。亦云く、かまつかの花らうたげなり。らうたげなると、かまつかの花、何樣の花なる事をしらず。其後、作州の人明石生を伴ひ、嵯峨の邊を行くに、

道邊に淡竹花多く咲けるを見て、中國にては、かまつかと云ふと云へり。然れば枕草子のも是なるべし。禮失而求之于野と。古の雅言却りて田舍にのこること多し。都邊にはつゆ草(鴨頭草)つき草(鴨跖草)と云ふ。亦青花と云ふ。東國にては紺屋五郎と云ふとなん。

○山陵之事

仁德帝の陵は、泉州堺の東、廿町許にあり。周回十丁餘ありて、まはりに堀あり。はゞ三四間あり、小舟一艘ありて往來す。上に登れば、谷々ありて小山の如し。予四回まで拜覽す。土人此を大仙陵と云ふ。大山陵の訛なるべし。應神天皇の陵は、河州にあり。大仙陵の如し。山少く小なり。周回の地なし。譽田八幡と云ふ社あり。社領二百石にて、社家社僧あり。東ノ院、西ノ院、大滿院など云ふ寺家十軒許あり。予癸丑の夏拜見す。院にて古樂器、古畫等一覽す。緣記三卷、普光院義敎之筆なり。繪は土佐となり。其後亦南都之柳原氏に邂逅す。神功皇后の陵は奈良より西三十町許にありと云ふ。上に梓宮を奉藏する處あり。人畏れ敢て近付かず。其脇に二斗許入る壺多くあり。大樣一間四方に一つ程のわりにて、地に埋め有りと云ふ。次手の咄に、奈良の若草山と云ふは、仁德帝の后の陵にて、鶯の陵と云ふとなり。近年並河五一郎吟味ありて、其上に標ありと云ふ。其奥に鶯の谷と云ふ處ありと云々。播州宍粟人中村生云、明石より前に垂水と云ふ處あり。此處に仲哀帝の陵あり。是も回に池あり。道側に其標あり。陵に上れば、是にも壺多くあり。わたり口三十一尺許なる一間程間を明け、上に二行あり。其外所々に有ること、凡四五百もありて、何の用たることをしらず。土人云、古此に花を生けて、供養ありと云ふ。後世民間の推量ならん。古葬に瓶を用ふること、禮記にあり。古制重ねて考ふべし。

○十代田之事

中村生の話に、宍粟邊の山よせの村には、今の一町一反と云ふつもりもなく、一代と云ふこと有りて、其廣狹同じからずと云へり。代と云ふこと所にも知らず。其制いかゞと云ふ。予答云、古之制三百六十

歩爲二一段。三百六十坪也。此を五にわり、七十二歩を十代とし、百四十四歩を卅代とし、二百十六歩を卅代とし、二百八十八歩を四十代とし、三百六十歩を五十代とす。五十代を一段とす。此事拾芥抄に詳なり。然れば一代と云ふは、今の二頃に中る。一段の地を五十代に準ずれば、自ら知るべし。古制年久しく成りて、其ばかりにて其分數は違あるべし。考古の一端なり。亦十代田と書きてそしろ田とよむ。

〇妓王堰之事

淸盛の寵愛妓王は、江州益須郡中北村の産なり。其村灌漑の利少きによりて、そのかみ寵幸の時分、淸盛に乞ひて堰を掘り、水かゝりの便をなす。其偃今に殘り。益須川を決して三里程の間、水を取るに三村の潤となる。一日の間に成就すと云ひ傳ふ。田へかけ餘りは湖水へ落つるなり。奇有りて妓王妓女を追善す。所の耆老は人によりて妓王が忌日には精進すと云へり。賤婦の身にも、後世に利澤を殘せば、蘇公堤とも名を齊し、西施の洗紗石にもまさるにや。木村伯倫其邑人なるにより、余詳にこれを聞きぬ。

〇山火之事

山の燒くること、日本には處々にあり、富士山古へは常に燒け出づと云へり。富士の烟も、今は燒けずと、何の頃よりか燒け止まりしことを知らず。淺間の岳は、今も燒くるなり。此外肥後の阿蘇、薩摩のうんせんも、今に燒くるなり。中國にては聞くことなし。大明一統志を見るに、西北夷に火州と云ふ處、南北朝の頃より唐までは、高昌國と云ふ地なり。其國に火焔山と云ふ山あり。山中常に烟氣ありて涌き上り、雲霧なし。夕に至りて、光烱炬火の如くかゞやき見ゆ。禽鼠皆赤しと云へり。亦其隣國に白山と云ふあり。山中常に火烱あり。硇砂を産す。此を取る者木底の鞵を着けて取る。皮なるものは即焦くる。穴有りて靑泥を出だす。外へ出づれば、即砂石となる。只此二國のみ出、燒け出づることを記す。是も火州は南千閒に据り、東南肅州に至ると有り、中國より遥に西北夷狄の地なり。

〇銀坑之事

日本には東奥州生レ金。西對州生レ銀。と云ふこと列代の史傳に多く載す。續日本紀天武天皇三年三月、對馬國司守忍海造大國と云ふもの、當國より初めて銀を出だす由言上して、銀を貢上す。依レ之小錦下の位を授けて褒美し給ふ。其銀を諸神に奉じ、官人小錦以上大夫等に分ち給ひきとなり。日本銀有ること を知るは、天武帝の時を初とし、始めて對馬より出づ。近世對州より銀の出づるを聞かず。近代は佐州より銀を掘り出だす事、其名尤あらはる。前年其國の學生横山怡白來り學ぶ、依りて何の比より掘り出だすと尋ぬれば、中古越後長尾氏に屬す。其後公領と成り、天正の比より銀掘り出だすと云へり。然れば銀の出づること、甚近世なり。其國の地理遠近大方知れたることなれば、記すに及ばず。其國牛馬犬猫の屬は有りて、妖怪猛鷙物なく、盜賊の患もなし。海中の一島なれば左もあるべし。按ずるに、本國、金有ることを知るは、聖武帝の時に初まる。何れも唐の世全盛の時に中る。

○二萬の里之事

備中に邇麻と云ふ處あり。今諸侯の采地なり。先年其邑の醫生に遇ふ。久しきことなれば、名を失ふ。此里は古歌にあらはる名處なり。金葉集に、藤原家經の歌をのす。「三調物はこぶ丁を數ふれば二萬の里人かつそひにけりと。或書の說に、昔、淸見原帝、大友皇子と合戰の時、何くともなく兵二萬ばかり出で大友方を退治する故に、二萬と名付くと、此僻說なり。天武の軍、備中國まで至ること見あたらず。此事は本朝文粹にくはしくあり。三善淸行意見封事と云ふ物にのす。播磨風土記を引きて云、皇極帝の時に、唐より百濟をうつ事あり。百濟より加勢を本朝に乞ふ。天皇筑紫に行幸ありて、援兵を出ださんと、下道郡に至り、一鄕の民戶、甚繁昌なるを見て、兵を徵さるゝに、勝兵二萬を得たり。時に、天智天皇太子にて從ひ行き給ふ。帝、大に悅びて、邑を名付け二萬と云ふ。後改めて邇麻と云ふ。已にして、帝崩御有りて、援兵は遣されず。其後吉備公以來數人、世々所の官司となり、課丁を閱せらるゝに、皇極帝より以來、延喜の時まで二百五十年の間、段々減少して、淸行の時分には、課丁一人も無き

ことを奏し、諸國の衰弊を推しはかり、仁政を行ひ給はんことを申す。其詳なることは本書を考ふべし。此を聞きはつり、怪異の僻說を云ひ出だすなり。左なければ、金葉集の歌も分明ならず。丁の字をよぼろとよむなり。課丁とは、十六歲より六十歲の人夫、役を勤むるを云ふ。

○那須國造碑之事

今より四五十年も先、上州湯津上村と云ふ所あり。里民地を掘りて一の方石を得たり。寫の本紙を見れば、高一尺二三寸に、幅九寸、碑文凡八行也。一行十九字氽召元年己丑四月。飛鳥淨御原大宮。那須國造追大壹那須宣事提許督被賜。歲次庚子正月二壬子日辰節彌故意斯麿等立碑云々。凡て文字二百七十二字あり。文辭古拙不分明。ことに最初の二字明ならず。朱鳥とよむ人あり、又は永昌とよむ人もあり。古、那須は一國にして、其司を國造と云ふ。造はみやつことよむ。上世一國の司にて、民神のことを司る。古は百四十國にわりて、國別に國造あり。舊事記に詳なり。追大壹は古の位階の名、古時の制、地中より出づること珍し。全文別冊に書き置く、水戶の儒官考あり。扨飛鳥淨見原天皇と申すは、天武帝なり。持統は天武の后なり。相繼ぎて此の大宮にいませしに依りて、亦淨見原の大宮と稱するなり。然れば、此己丑は、持統の朱鳥三年なり。然るに、元年とあり。唐の則天武后の永昌元年に中る。文字は永昌と云ふが、大方近き由云へり。然れども、唐の年號を用ふることといぶかし。殊に元年四月とあれば、唐より日本への通、京より野州までの路次、數千萬里をへたらん。にはかに達しがたきなるべし。

○野州多胡碑之事

上野國多古郡本鄕村と云ふ所に、古碑石あり。古來穗積親王墓碑と云ひ傳ふ。古き樟樹有りて、其上に生ひかゝりて、碑身半ば樹にかくると云へり。近頃其碑の委細を尋ぬれば、高四尺四寸、横二尺、厚一尺八寸五分、其下に臺有り。上に覆石あり。中反り平瓦の如し。三尺四寸にて、厚六寸あり。碑面に記す。

辨官府上野國片岡郡緑野郡甘良郡。并三郡内。三百所郡成給□成多胡郡。和銅四年三月九日甲寅宣、左中辨正五位下多治比眞人。太政官二品穂積親王。左大臣正二位石上□□。右大臣正二位藤原□□。依りて續日本紀を考ふるに、元明帝和銅四年三月。割ニ上野國甘良郡。織裳。韓級。矢田。大家。緑野郡武美。片岡郡山等六郷ニ別置ニ多胡郡ーと。碑は、蓋この時立つること、其文符節を合はすが如し。太政官符を石に刻して、後世にのこすなり。亦按、慶雲三年二品穂積親王知太政官事。和銅元年に、石上麿任ニ左大臣ー。藤原不比等任ニ右大臣ー。碑文位署の連名、亦この文符合す。碑文石上藤原の字の下文字不分明、上の例を考ふれば、各朝臣の二字有るべきか。

○羅漢洞之事

豐前國某郡に、羅漢寺と云ふ處あり。此處に山巖の自然石を刻りて、五百羅漢の像を刻めり。予が所識しゝ豐後臼杵の人田中登、親しく其處を一覽するよし物語れり。羅漢の像きはめて精巧、唇に朱などさしゝ處、于レ今粲然たりと云へり。巖洞の中に有る樣に覺ゆ。所には上代神僧の作と云ひ傳ふ。此事詳に絕海の蕉堅稿にあり。曰、延文五年に照覺と云ふ僧石室に入りて居り、終に室坊をなす。未幾ならずして僧建順と云ふ有りて、岩奇伏環奇の狀をみて、手づから羅漢像五百軀を彫む。儀貌魁梧、靈祥荐顯と云へり。然れば三百年前のことなり。豐州の僧、導香も毎に物語れり。唐にも此に似たる事有り。燕苑陽郡に、石徑山と云ふ山あり。峯巒秀拔、天竺の山の如し。故に小西天と云ふ。隋煬帝の大業中に、僧靜琬と云ふ者、此山に居る。佛經の難有らんこと恐れ、發願募緣して、工人をつのり、大藏經を石にほり、後世に傳ふ。唐の貞觀の初めまでに、大涅槃一部を成就して、靜琬死す。其末葉世々相續し、其功を次ぎ、億萬人を化し、唐宋遼金を歷、一切經全部成就す。岩洞に貯ふる物七つ。石門を以て閉づ。地に穴する物二つ、浮屠を以て鎭す。明姚廣孝石徑山の詩有りて、其序に詳に是を記す。此詩曹學詮が歷代詩選に載す。亦此事他書にも具なり。佛子護法の志、堅固不易、あに其道の人に遠きを以て、退轉を畏れ

んや。儒者の志なき者亦はづべき事となり。

〇江島の古碑之事

相州江島の祠の側に古碑あり。高五尺ばかり、廣二尺七寸、厚四寸、上頭幷に左右の側、別の石にて緣をとる。土上に露立し、趺石なし。上に篆書十二字三行あり。

大日本國
江島靈跡
建寺之記

とあり。其外雙龍雲氣を彫り付け、其下に横書ありて、碑文を記す。石斷えて横文あり。文字湮滅知るべからす。わづか十餘性人成五字のみよむべし。相傳ふ、土御門院の時に、良眞と云ふ僧あり。入宋して慶仁禪師に得て歸ると。亦鶴岡の社前に石あり。水をそゝげば、龜鶴飛動の狀、宛然として著はる。土人呼びて鶴龜石と云ふ。此二事鎌倉志に詳なり。亦嵯峨の尊院山に法然の墓あり。空公行狀と云ふ。上に二字づゝ書きてあり。予、先墓拜掃の次、毎度摩挲すれども、此も文字見えず。宋刻の碑と見えたり。高四尺許もあり。

〇備中古墓之事

備中國某郡に、惠良村と云ふ所あり。二里程東に八田村と云ふ村あり。其處に、吉備大臣の廟あり。二十年ばかり前に、八田邑より一里西に、東三成村と云ふ所あり。其村の百姓古き塚をほり、鐵器を出だし、其名に下道氏國勝、國賴母夫人の骨、和銅元年とあり。其器は所の地藏院に安置せり。領主伊藤伊豆國勝の社建立と云々。さて地藏院を改め、國勝寺と被レ號。骨器の銘まさに廿字餘も有る由、中國すぢより書き付け來る。國勝と云ふは、吉備大臣の御親父なり。

〇和州古碑之事

享保十三戊申の秋、和州宇知郡の內、大澤村の農家平右衞門の家に、四五升程入る壺一つ、幷に瓦十二

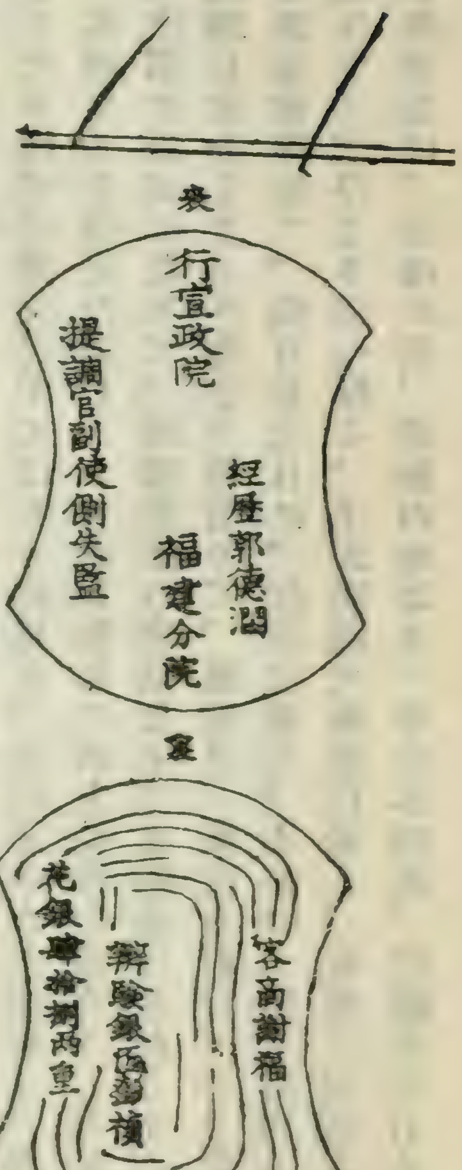
枚を掘り出だす。中一枚文字を彫り付け、朱を入れたり。瓦の厚一寸八分、はゞ一尺七寸、長一尺九寸なり。其文に從五位上守右衞士督兼行中宮亮下道朝臣眞備。葬亡妣楊貴氏之墓。天平十一年八月十二日記。歲次己卯と。凡四十三字づゝ一行にあり。此は上の墓の碑と同じく、吉備大臣の母氏なり。上のは祖母なり。此は母儀なり。同じく近年に掘り出だす事、誠に希代のことなり。

○新羅鐘幷元世銅馬之事

對馬國の內、八幡宮の鐘銘とて、或人將來す。其文

天寶四載乙酉思仁大角于爲賜夫只山村無盡寺鐘成敎受同成時願助在衆臥僧村宅方一切檀越幷成在願旨者一切衆生苦離樂得敎主成節雀乃秋長幢主と。若干字あり。唐玄宗の時の物なり。其時は三韓は新羅國なり。大角于幢主は、其國の位階職名なり。

享保より前の頃、筑前博多中に市小路と云ふ町あり。其濱に吳竹善三郎とてあり。其妻物故しけるに依りて、聖德寺の塔頭瑞應庵へ取り納む。墓地を掘るに、壺一つ掘り出だす。其中に金銀の分銅、金銀の作り物等、品々取り出だし、其跡へ彼妻を收め葬りてけり。金銀は寺へ上り、祠堂の料とし、其跡に石佛一體を安置し、其所を記し置けり。其後十九年、享保元年丙申、彼石佛の脇、藪竹生じけるに依りて、彼墓を一二尺わきへ移す。六月十九日、其所を掘りければ、亦壺一つ掘り出だす。此壺前より大なり。其中より銀の法馬八錠を掘り出だす。大體長四寸五分程、重四百九十目餘もあり。大三小五ありて、料目少々不同、小成長二寸五六分あり。其法馬表背に文字あり。八つにて合せて二貫百七十四匁四分あり。其餘金の鈴、金虎、銀の刀鞘、金銀鑄の造物、諸具品々出で銀目合せて五貫目餘も有りと云ふ。法馬形左の如し。



右の形を考ふるに、元の時の物なるべし。元の時に、諸道に行宣政院と云ふ官府を置き、一道の政事を掌る。經歷は其下役の官なり。提調官副使と云ふは、其官の司にて、正使のたすけなり。側失監は、韃人の名と見えたり。元の時に、丞相搠思監と云ふ人あり。字は異なれども、其音相近し、辨驗銀匠と云ふは、日本にて云ふ兌銀鋪の銀見なり。客商と云ふは、銀主の事なり。本朝二三百年前は、異國の商船筑前博多の津に付き、唐にても覇家臺と覺えて居る所なり。其時分亂世のことなれば、元人彼津へ來り交易する次手、忍びて埋むるなるべし。今より四百年程になる。昔、元の世の金幣の制度。可㆓考見㆒なり。

○陰火潛然之事

肥後の海中に、龍燈と云ふ物あり。大海の內、夜中に火燃え出づること、人々云ひ傳ふることなり。肥後の人に邂逅の序に尋ねしに、今に有りとはいへども、慥に目撃すること無ければ、詳なることを知らず。癸辛雜識に、西湖の四聖觀の前に、每夜一灯有りて水に浮ぶ。水灯と云ふと。昔、景行帝西國巡行の時より、海中にしらぬ火有るに依りて、其國を火の國と名付く。今の肥前、肥後となる。歌の詞に、

しらぬひの筑紫と云ふも、是より起る。委しくは舊史に顯はるれば、具に擧ぐるに及ばず。是も唐にもあることなり。文選木玄虚が海賦に、陽氷不ㇾ冶。陰火潜然とあり。李善が註に、其陽則有二不冶之氷一。其陰則有二潜然之火一也。說文曰。冶銷也と。大抵天地の間、陰陽の二氣、聚散交錯して大海積氷の中にも、火有りて燃え出づ。大洋の中にも溫泉有りて湧き出づ。其燃るゆゑんのわけ、誠に得て究め知るべからず。熊野新宮の溫泉は、大河の中心より湧き出づ。竹の箭にて引き上げ、連筒にて陸へよせ、人々湯浴すと云へり。東北津輕蝦夷の海は、冬になれば氷となる。其中を穿ちあくれば、らつこといふ物飛び出づるを、追ひまわし取ると云ふなり。湯氷不冶と云ふは、此樣なる事にや。

○東極之事

享保某年、江西の中小松鶴川等の村、地界を爭ひて、訟獄に及びて、其中流刑に處せられ、三宅島に放たる。其後、年歷て赦免を蒙り、歸鄕を免さるゝものあり。折節極月のことなるに、二艘連れ立ち、島を出づるに、一艘は先へ出で、恙なく江戶に歸る。跡の一艘は、ふと大西風に合ひ、限りもなく東へ行くこと幾百里と云ふことなし。大樣日積を以て、海上の路程を量るに、日本より東へ七百里も行きぬべしと思へり。其處にて朝方の樣子を見れば、夜の明けんとする時は、紺碧の層雲、海の東より立てり。やがて大陽海より升り出づ。其大二十丈ばかりに見え、大白星いまだ殘れり。其大傘の如し。日昇ること究めて早し。其熱きこと盛夏の如し。人々衣を脫して頭上に物を置きて、暑を防ぐ計りなり。暫くありて日上れば、次第に冷氣になりて、時節相應の寒氣なり。扨糧米はあれども、歸るべき方便なし。只、神明に祈り、冥助を求むるより外なし。暫有りて、風變り、東になれば、幸と思ひ、帆を上げ、そろ〱と西に歸る。始終廿日程歷て、臘月廿七日に、江戶に着く。小松の一僧、彼流人に檀越の好み有る故、京都の政府へ願ひて、江戶より迎へ歸る。予が所識大森杖信老人、彼僧と相識なる故、始末を詳に物語れり。此樣子を察するに、天地の間、東極の地なり。李白が詩に、巴陵洞庭日本東と云ふはさらなり。

○小野毛人墓之事

比叡山の西麓に、高野といふ村あり。亦小野ともいふ。其山頂をふめば、鏘然として音有る處あり。慶長の頃盗有りて、此をあばきけり。開き見れば、古き石槨なり。此中に銅碑あり。長一尺九寸九分、はば一寸九分、文字ありて凹入す。其表云、

飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝。任太政官兼刑部大卿位大錦上。其裏に刻みて云、小野毛人朝臣之墓。營造歳次丁丑年二月上旬即葬と。凡四十八字筆法遒美にして、唐人の風度有り。別に白川石の如くなる石函ありて、此を納む。其處の寶幢寺といふ寺に安置す。先子の門人西谷道室と云ふ老人ありて、高野の邑に隱居す。吾十二三歳の時、先子に侍して、老人を訪ひ、ちなみに銅牌を見る。其後世年復長準、〔割註〕字平藏、號二竹里一。」長堅〔割註〕字才藏。號二蘭嶼一。」など携へ行く。銅牌のことを尋ぬれば、牌を掘り出してより後、邑衰弊するに依り、本の處に納め置くと云へり。其形木に造り寺にあり。淨見原は天武帝なり。北村氏など日本書紀を考ふるに、其人顯はれずと云へり。其後續日本紀を見れば、和銅七年の下に云、夏四月辛未。中納言從三位兼中務卿勳二等小野朝臣毛野薨。小治田朝大德冠妹子孫小錦中毛人子也。小治田朝は、推古帝なり。妹子は、隋の時、華に使して、蘇因高と云ふ人なり。然れば毛人は、妹子の子にして、當時の顯人なり。依りて思ふ、此中疑ふべきこと二つあり。天武帝十三年に、小野臣等五十三氏に氏を給ひ、朝臣といふ。牌丁丑年に造る時は、白鳳六年なり。朝臣に賜ひしより前八年なり。しかるに小野の朝臣と書したるは何ぞや。亦續日本紀に、小錦中毛人と書けり。然るに牌に大錦上とあり。此二ついぶかし。凡て中國の史傳碑碣を掘り出だし、姓名等差異あること、其例多きことなり。亦思ふに、白鳳の年代今を去ること千年に近し。一片の銅牌に依りて、官位姓名具に顯はる。孝子慈孫の其親を不朽にせんと思ふ者、其仕方を知らざるべきや。國史に墓記と云ふもの有りて、家々に記し置くと、彼銅牌は、墓記と云ふ物にや。

○小松内府墓之事

享保辛亥の冬、堀習齋氏に、一士人の家にて夜語に邂逅す。習齋氏の物語に、近頃、大坂の北に中り、田邊と云ふ村有り。平野に近し。此に一寺あり。昔は阿彌陀堂不動院と云ひき。黃蘗の末寺に成りて、普門寺と云ふ。此頃閣爐古びたるに依り、造り變へんとて開き見れば、其下に一尺程の方石あり。夫を取りのけ、□をしつらへ、方石を庭に出だし置けり。年久しく土に埋れ、初は文字の跡も見えざりき。數日の後雨かゝり土少々落ちければ、小松の二字隱然として顯はる。寺僧とくと洗ひそゝぎ見れば、

巳　治承三年

小松内府證空公

亥八月朔日

と有り。堀氏歸りて平家物語を考ふれば、重盛は法名を淨蓮と號して、證空とは無し。何なる故にて、此處に納め置き、法名も如レ此なる事量り難し。亦訂古の一端ならずや。

○五位石之事

嵯峨へ往く道、法金剛院の南の山趾に石あり。相傳ふ。某帝の時、詔ありて、五位に叙せらるゝに依りて、五位石と云ふと。何の時にか。承和十四年辛亥。授二雙丘東墳位從五位下一。墳在二雙丘之東一。帝嘗遊獵駐二蹕其上一。以爲二四望之地一。云々と。この事を聞き傳へて、訛り云ふなるべし。

○一身田之事

伊勢に一身田と云ふ所あり。專修寺と云ふ寺ありて、親鸞宗の一本寺なり。世に高田と云ふ。一身田と云ふこと、いかなる故をしらず。近ごろ三代實錄を見れば、元慶三年六月丙寅。敕。以二參河國播磨郡荒廢田一百町一。賜二孟子內親王一。爲二一身田一。と云へり。是に依りてみれば、一身田と云ふは、口分田、世業田の類にて、其一身に下賜せらるゝ田地の名と見えたり。昔この田を賜ふ處、後世遂に地の名となる

と見えたり。佛家に一身阿闍梨など云ふことあり。あはせ見るべし。

○圓川之事

圓の字をつぶらとよむ。まどかの義なるべし。昔、圓大臣あり。つぶらとよむ。去る頃、三州岡崎の醫、東城氏に出で合ひ、岡崎の近所、江州竹生島へ往き遊ぶ。其西北につぶらをと云ふ村あり。又つゞらをと云ふとも云へり。予謂、是亦つぶらを成るべし。何れも古の訓なり。本朝の舊史、峽の字ををとよむ。曲峽宮などあり。亦岬の字をも用ふ。依りて江州遊記に、圓峽と記して、松尾、槇尾、尼上など、みな峽の義なり。山の尾さきなり。

○僵尸之事

越後國やひこと云ふ處に、弘知法印と云ふ亡僧の遺骸あり。三百年以前の人なる由、四體完具して、槁木の如く存生せり。何の頃か拏鍮人ありて、彼骸を破ると云へり。先年京江戸へも出だし、衆に示して敎化す。此も唐にも有ることなり。皇朝類苑に、倦遊雜錄を引きて云、苑岳張起。谷岩石下有二僵尸一。齒髮皆完。春時遊人多以レ酒灌二口中一。呼爲二臥仙一。好事者作二木榻一以薦レ之と云々。

輶軒小錄終

草野若談

題莘野茗談首

東作翁、姓立松、名懷之、字子玉、號東蒙、舖號稻毛屋、江戸四谷新宿烟賈也。讀レ書屬レ文、最嗜二滑稽一。下レ筆則千言立就、不二復加一レ點。所レ著若干卷、有二水之行衞五卷一。行二于世一。他未レ脫レ稿、及未二全成一者多。莘野茗談其一也。晩好遊二四方一、紀勝之作、亦自爲レ堆、皆藏二予家一。寬政元年己酉三月八日病二死于家一。葬二江戸城西四谷闇坂善敎寺(淨土眞宗)後山一。予十四五時、翁見二予于賀邸先生之坐一。以爲可二與共談一也。親炙三十年、恍如二一夢一。

寬政七年乙卯孟夏

南畝外史 印 印

莘野茗談

平秩東作著

謡曲の作者多けれども、近松氏に過たる者なし。並木氏(宗助)これにつぐ。戯場の作は津打治衛名人なり。近松が宵庚申、紙屋治兵衛、梅川、反魂香、其外人情を演たる所奇妙なる辭多し。津打が作、今に戯場の故實となりたる事數多あり。讀本は西鶴上手なり。其のち其磧といふ者、八文字屋八左衛門隠居自笑といふ者と組合て、禁短氣、曲三味線、或親仁質などいふ草紙をつくれり。其後其碩などにつゞく上手いでず。下手談義といふ草紙、静觀房と作者あれども、兩國橋もと淡雪豆腐をうりし日野屋、株をば人に讓りて、隣に山本善五郎とて、手習屋をして居たる男の作也。根無草は平賀源内作なり。よみ本の體も其頃より一變したるとおぼゆ。丹波屋利兵衛といふもの、浮世師といふもの丶いふことをつくりて、遊子方言と題して、須原屋市兵衛方へ遣しけるを、板行して大に行れたり。是より唐本表紙の小冊行れ、廓中掃除、辰巳の園などゝて、數十部出てより大本は廢したり。寐惚先生文集といへる狂詩集は、友人南畝が十七ばかりのとき、予が方へ來りて、此頃なぐさみに狂詩を作りたりとて、二十首ばかり携來りしを、申椒堂に見せければ、達て懇望しける故、序跋文章など書足して贈りけるに、ことの外人の意にかなひて、追々同案の狂詩出たり。太平樂府などいふも、婢女行と云歌行名作なりとて傳誦しけるが、寐惚集出てより開板したり。南畝は狂詩いたりて名人也。むかしも祇園與一狂詩も上手なりけるよし、井上蘭臺なども、一時興に乗じて作られたる詩若干首あり。されども南畝は狂詩專門といふべし。惜らくは詩名是に蔽はれて知らぬ人多し。詩才も比類少き上手なり。

文集七律送下官唐人還二朝鮮一の詩は東作なり。東作跋ありしかども不レ刻。河東節の作は、乾什といへる俳諧師の作多。いづれも絶唱なり。松の內は古今の出來物なるよし、故一漁が作なり。其頃は吉原などへ入こみて、放蕩の名をとりたるものに、よき學者多かりしと見へて、書すてたる物も、今の人などまねもならぬ氣味あり。かやうのことゞも氣運にあづかるとみへたり。まづ俳諧師に桃青、其角、畫工に一蝶、傾城屋なれども蔦屋の蘭州などは、風流の士といひてよし。士にも柳澤權太夫〔割註〕柳里恭、名公美、號二淇園一能レ畫。」などは人の知りたる放蕩人なれども、學才風流名士と稱すべし。優者に海老藏、澤むら訥子、中村吉兵衞などの類、自ら今の役者とは違ひたるやうにおもはる。むべなり、儒に白石、徂徠、佛者に鳳潭、書家に廣澤、雪山などの出られし享保の頃は、諸道の中興ともいふべし。

原富五郎といふ與力、後に武太夫とて、九十歲近く存命なりき。寶永の頃より三絃を以て鳴たる男なり。名高き放蕩人にて、吉原と堺町を家として遊びくらしたる人なり。戲場の火事といへば、家橘、慶子などいつも來りて寓居したり。さすがに名高き人ほどありて、人に異なる行ひどもありき。谷中瑞林寺の住職伯父にて、死去の後金三百兩あり。官より呼出して其金を渡されけるにうけず。我等は俗緣の事なれば申請がたし、弟子の僧兩人遊學して、上方邊に居候よし、これへ御渡し被レ下べしとて、尋出して其金をわたしたり。至て貧なる人なれども、士臭き人なりとて世上にて美めたり。三絃のみ上手の樣にいひしかど、武藝もすぐれ和歌も嗜たる人なり。子息大草屋敷に今も有り。年忌などに呼れて行し人語りけるが、仙臺高尾がものずきにて拵たる、會席椀にて振廻れける。武太夫遺言なるよし也。武田長春院法印、尙齒會をされしとき、百菴中の町松屋庄兵衞、此武太夫など人數也。此ときふきや町萬屋吉右衞門の飯焚おとこ、百の餘になりたるを、昔より馴染の者なればとて、席に招かれけるに、立の儘なれば、吉右衞門親の紋付の羽二重の小袖をかして出したり。此めしたき古きことを知りて咄しけるが、今は堺町

葺屋町の衰へたること甚しきことなり。我等は始から此家の飯焚なるが、折ふし客方より花を貰ふたることたび〳〵也。一日大客にて、夜へかけて座敷を勤め貰ふたる花を翌日算へて見ければ、四十兩餘になりしといへり。着替はもたねども、夜の被はきぬ、しき蒲團もきぬなり。むかしもらひの有しとき、拵たりとかや。武太夫予に語られしは、今吉原にて夜具の敷ぞめといふことを祝ふ、我等若き時よりしき初めとて、よき女郎へは、客人夜具を調へ遣はす事有しが、今の様なる錦、または鳳凰の素繡などゝいふ事はなかりし。其代り床花とて、閨にて女郎へ遣はす花は、百兩づゝみに極りたることにて有しよし語られき。

戯場雜劇といへども、みな祖述する所有り。源氏は作り物語なり。しかれども事を用るは、多く實事を以て骨ぐみしたる物也。桐壺の更衣のうせ給ひし長恨歌出所なり。須磨は金縢の意あり。今の淨瑠理も、身代りといふものなくてならぬやうにするも、程嬰杵臼、まだ衞の公子、別腹の兄の難にかはりしを祖とす。老母の賢なるをば漢の王陵が母の操を本として作りたると見ゆ。惡七兵衞景淸、平氏の怨を報はんといふ、秩父の重忠賴朝を護り防んと立別るゝ儀勢などは、全く伍員謂二包胥一曰、我心覆レ楚、包胥曰我必存レ之といふ、史の古事を用たるなり。今の大谷廣治より三代前の廣治、色至て黑かりしゆゑ、黑十町といふ。追譜の上手なり。一文不通の者なりけれ共、故事古語などをいふあんばい、更に人の口うつしに覺たるやうには聞えず。股野の相撲物語に、赤澤山の黑土に三寸計打こまれといふ所まで聲を張て、生たる甲斐はなかつたはヤイといふ所、小音に少しめりていひけるに、見物みな感に堪へず聲を懸たり。是十町が工夫なり。

前の市川團藏熊谷になり、何某とかやいふ子役、敦盛になりけるに、二月計過て其子役病死したり。團藏つく〴〵思ふに、狂言綺語といへど、無常を觀るに二つ有べからず。蓮生には劣るべきやとて、すぐに剃髮して道心者となりたり。因緣こそ有けめ。なれど耻しき心ばへ也。澤村訥子、のちに助高屋高助とい

ひしが、いつにてか有けん。柏筵は時致になり、中村吉太郎といふ役者、祐成、小川善五郎、工藤左衞門の役を勤めけるに、吉太郎急病にて引ける故、頭取、代りの役者を善五郎に相談しかけゝる。善五郎それはつめ役者に宗十郎といふ役者ある筈也。柏筵に談じてこれにし給へといひけり。柏筵に相談しければ笑ひて、何としてかれが分にて勤まるべきとてうけがはず。善五郎押返て我等存寄有ていふぞといへと申遣ける。柏筵さても最屓強き男かな、去年の顔見世まで木挽町に同座せし故なり、誰にてもよし早く出せといひける。幕明く、時致少將との濡ᵕ事、祐成氣を通して逢せんとする狂言首尾よく濟て、柏筵、善五郎にいひけるは、今日の十郎の代りは、貴樣指圖の由、扱ふとき奴かな。時むコレ我等呑込など洒落るあんばい、新役者とは見へず、何處に見所有てかれを代りとはおもひつき給ひしと問ひければ、善五郎いひけるは、さればその事なり。我森田座にて祐經を勤し時、宗十郎犬坊丸になりたり。我破風の脇勾欄の際に大紋烏帽子にて上り居る狂言に幕しまりて後、梯子をかけて下りるとき、梯子の元に立てあぶなふ御座りますといふて、おりるまで附て居て介抱してくれたる故、老人を憐みての事なるべし。奇特なる若い者とおもひしに、其後いつとても其通りに介抱したり。よく考見れば、犬坊丸が父なり。狂言なれども父子の情見ゆるは、後々上手になるべきものと賴母しく思ひし故、幸ひ祐成につかひて見たり。果して上手なりとて殊の外ほめけるが、後に大だて物と成たり。名人の眼力恐しきもの也と、柏筵人に語りけるとぞ。よろづや莊次郎予にはなし侍る。操戯場などにも心がけよきものは上手になる也。文三が平假名盛衰記ノ三段目に、松右衞門の木偶人をつかひけるに、お筆の人形に暇乞するとき、いかにも人形勢ひなく身を窄めて居る樣なりければ、外の者ども不審しけり。文三がいふ樣、あの所はいかにも樋口をおもなくつかふがよし。いかにとなれば、いまだ舊君の仇をも不ㇾ報、存命して船頭と成て居るに引かへて、お筆は女なから、はるᵕᵕ福島まで尋來り、若君恙なく樋口が手におはするゆへ、まづ安堵して、また父の隼人がかたきを尋にゆく女といへども、樋口これに對して忸怩たるべき事勿論なり。

權四郎始に耻をしれやいとお筆を呵りたる時は、松右衞門穴へもはいりたき心地なるべしといひしとかや、上手は氣取實事と見てすること尤なる事也。

駕馬といふ男、白石噺の宮城野の幕をつゞりて大きにあてたり。其後戯場にて文三が弟文吾といふ者に逢ひて話の次に、宮城野が親に孝行する者は、天道さまの惠が有といふのはうそか僞歟といひしは、大きなるつくりの麁相なるべし。孝子自ら親に孝也と思ふべき樣なし。おもへば孝子に非ず。孝子はいつも我は不孝なりと身を悔みなげく〳〵念たへず。駕馬、これは了簡ちがひにて書たるべしと笑ひしかば、文吾大に感服したり。〔割註〕鈴木棋案、駕馬は一文不通也、不ㇾ足ㇾ深咎ㇾ。〕

矢口の渡と云淨瑠理に、虎にものるべき其勢ひと書しも作者の誤なり。騎虎の勢ひとは甚難義の節をいふ詞なり。義興勝ほこりたる所には應ぜず。忠臣藏の是や尺八煩腦も甚聞にくき秀句也。西鶴法師はよく物語をよみて腹に納め、當世の事に用ひて書し故、文法高き所有り。其積が一生の著述よき句はみな西鶴をうつしたり。てといふ字と、けるといふことをよくつかひ覺えて書しなり。予が著せし水の行方五卷目は、西鶴に擬してかきしなり。

伊勢音頭の文句は、神風館に居たる梅露と云俳諧師の作多し。梅露はもと魚を擔ひて山田邊をありきたる輕き商人なるが、俳諧の席へ來ては歸る事を忘れて聽入り居ける故、附させて見よとて許して座席へ入けるに、天性名人なりければ、人口に膾炙する句あまたいひ出しけれども、一向文盲なる故、加賀の千代女が門人となつて和書などよみて、終に神風館に居れり。文才は奇妙なる所見へたれども、學問博からずして、存分の作は出來ぬと見へたり。惜き事なり。人の才ほど思ひの外なる物はなし、天の才を生ずるいかなる人を生じ給ふべきも量りがたし。聖人後生可ㇾ畏と仰られし事貴き事なり。今も周公のごとき才あるまじきものになけれども、其身もしるまじければ、他人はなを見出す事かたかるべし。周公吐握して賢を求め給ひしは、末代輔弼たる人の鑒なり。また郭隗が請ふ隗より始めよといひし事、古今に

比類すべきものも無き忠言なるべし。いかほど君の爲を思ふ忠臣も、一人の智をもちては君をたすけがたし。然らばとて賢者はなきかと諸國をめぐりて尋ねても、足もとに有てもしれぬは賢才なり。せんほう盡て拙者をまづとはどうもいへぬ分別、さるによりて樂毅が如き名將出て七十餘城を取れたり。家老殿の智惠大出來々々。

ひとゝせ勢州に逗留し、京都へも出しことあり。その時ほど奇遇有し事なし。京都二條にて、此ごろ世にもてはやす堵菴先生を訪はゞやと思ひつきて、青貝屋といへる書林、かの手島流の板本と見へて、看板など懸け有しを尋ね、住所を問ひけるに、今は病中にて對面叶ふべからずといひける故、序に著述の物二三部調べて暫し物語する内に、孝子忠臣の噂など出ければ、尾州に鳥ケ池新田といふ村有、そこにそよといへる貧女、父に仕て孝行を盡すにつき、領主淸水甲斐守殿褒美を被レ遣し由をいひければ、手代らしき若きをのこ、よく尾州の事を御存なりといひしかば、不佞が父の本國なるよし彼是此邊の咄しに成て、かの手代を尋ぬれば、矢島の喜兵衞弟なり。喜兵衞は岡田千太郞門人にて我々も緣者なり。尾州へ歸路に立寄て此咄をして、扨も不思議なる出合とて笑ひたり。また勢州松坂の町を過ける時、俄にむら雨ふり出ね。傍なる店へ立寄て桐油を出して着んとしければ、內より廿二三なるをのこ、予が俗なりし名を呼て立出るにぞ、見ればしらぬ男也。誰にて御入候やと問へば、堀留乾九兵衞の手代なり。幼少の時たび〳〵彼宅へ行し故見識て、江戶御店にもかはる事なしなど、子供の噂などしたり。おもひよらぬ所にて、故鄕の噂など聞ぬ。近日歸るといひけるまゝ、またもつてして別れぬ。それより山田の手前にて御師と見ゆる男、手代らしき男を供に連て跡先になり行ぬ。酒やへ寄ければ、彼主從もよるにぞ、後は心やすく成りぬ。御坊は何方へと尋ける故、辻喜一といふ書生を尋ね侍るが、住處は宇治か山田か不レ存、幸の事承りたしといへば、それは山田なり。辻氏を尋給ふは杉田玄伯所緣の人なるべし。喜一東都へ行て、玄伯に隨身して居りし。定てその節芳志に預りし朋友なるべし。僕は喜一の友にて扇館館太夫

といふ者也。阿藩の柴野先生は師匠にて、京都へ安否を尋に行し由を語りぬ。依て辻氏の居も早速に知れて、逗留中も雅談の友となりき。此三事、何も奇遇といふべし。

勢州には好事の士多し。四日市の問屋西村莊右衛門、表徳馬曹とて、文才も有て物にかゝ(ママ)りなる男なり。故有て一年予に憑みて東都へ來り、暫時交を結びし事有き。友人美樹が門人なり。渠が柳澤權太夫の書れし獨寐といふものを所持したり。面白くかきし物なり。今も持居けるかしらず。其中にはいろ／＼の事有り。始は青樓中の事にてかき出し、中には樣々の雅談ども有。長崎の道榮がいひしは、我が十三よりの學問を、かはゆき女郎の帶とならば取換べしといひしなどいふ事も有りしとおぼゆ。南郭の事をば小八有と。徂徠先生の事も引こなして惣右衛門がかくいひしなど有、先輩と見へたり。揚屋町尾張屋など、いまだ盛なりし時の事ども有り。

堀留煙草問屋乾九兵衛の手代に莊兵衛といふ者有り。幼年より志有る者にて、予が行たびに書籍の話など聞て感心すること毎度なり。本店は伊勢にて、江戶店支配の手代萬事を掌る故自然に威權つきて、勘定も帳面のみ見て、金子を改め見ることも支配の手代へ遠慮する樣になりぬ。ことに主人兩年に父子つゞきて物故し、四五才の女子へ一門中より入聟を取て相續しける故、別て主人がた輕く手代の威重くなりたり。莊兵衛この事を深く歎き、かねて工夫して勢州の伴頭藤右衛門といひ合て、江戶惣支配になるより、油を買ひ、綿をかひ錢やすければ買込み、あがりを得て利潤をしけれども、江戶の下手代共いひ合せて、勢州へ書狀を登せ、莊兵衛こと、旦那の家法に背き、おもひ入れ商ひを始候間、手代衆を下し戶棚改め有て可ㇾ然よし連名にて申遣す。かねて莊兵衛內意をいひ置し故、やがて藤右衛門下りて金高を調べ、町屋敷の手形なども勢州へ取あけぬ。莊兵衛甚不首尾には有りしかど、商の方に損もなく、例年より延金ふえける故、以後とたん商ひ同前の事に懸るべからざるよしをいひ渡し、これより金子の改めを始けり。莊兵衛工夫の通に行たりとて、予に語りよろこびしなり。自分の威をへらして、主人の店永々の規

則を立ること、武家などの家老職にもまれなるぞかし。莊兵衛がごときよき託孤の臣といふべきものなり。乾九兵衛は勢州清水といふ所の豪富なり。或とき江戸店より手代小兵衛といふ者上りて、太神宮へ參詣しけるに、九兵衛かの手代にむかひいふ様、そんじよそこの寺の門前に小き石地藏あるべし、樒二三本たてゝくれよと誂へける。歸りて主人に尋けるは、かの地藏誰人の墓印に候やと問ひければ、あれは當村に市兵衛といへるあほう有しが、予が十七ばかりの時、親人居宅の葺替をせられ、村の衆も皆手傳れける中に、彼あほう人なみに茅など運びける、親人は杖を突てやねやの指圖して居られける。そのそばにて、旦那のあの様に世話をしてふき替などしてやられても、むす子殿の代になりたらば、賣て仕舞るゝであらふにと、ひよつといひけるを、親仁聞てにこ〳〵笑ふて、そうじやて我が目にさへその様に見ゆるかといふて居られけるが、予を叱らるゝたび〳〵に、あほうの市兵衛さへ家を賣るべき人といふたではなきか、嗜みおれといふ事を、口癖の様にいふてゝ有りし、おもへば我が爲には一言の師なりとおもふて、墓も我等が建てやり、毎月あの邊へ行者あれば、花を備へて回向するといひけるとぞ。これらは珍しき篤實の人なり。予も江戸の店にて折ふし出合ひしが、温厚にて謙遜なる生れの人なり。江戸の店小遣帳の〆いつもより少ければ、機嫌あしくて、客人方へ疎末なるべしと小言をいひしとぞ。在所にても毎朝飯を餘計に焚せて握りおき、貧人來れば裏口へ呼入てくはせ、よろづに慈愛ある人なりき。顧に莊兵衛などが忠誠も、主人の恩惠のゆへならむ。莊兵衛今日永むらといふ所に住す。折ふし江府へも來れり。盤庚に人惟求レ舊といふこと有り。才學あるは論なし、つねの人にてもおほく事にあへば氣もこなれ、物に困しむことも有り、耻をもかき、我ながら不調法なる取さばきをしたりと、後悔する事かさなりて、萬の過ち少くなる。若き内は俊發なる人は、外のあやまりなど見ても默て居らず。うちこみて却て我非を人に嘲けらるゝ事まゝおほし。たゞ若き人はことば少きがゆかしきなり。それにつき尾張に在けるとき、京へ用有て行、くはなを過て日長へ出、かの莊兵衛がもとへ立ながら寄たれば、莊兵衛

よろこびつもゐ咄もしたし、何ぞふるまひもしたしと、おもふ様子なる所へ、十二三の童來りて、莊兵衛さまもはや御客が揃ふたにござれといふて、時分案內に來たる體也。庄兵衛舅の方に溫飩を打て近所を振廻ふ。莊兵衛は予がたま〳〵江戶より登たれば、行かねたるなめりと思ひける故、予が方よりすゝめて莊兵衛と同道し、四五町もある野道を咄しもて行ぬ。彼家に行きしか〴〵といへばよろこぶ事限りなし。其座に醫師壹人居て莊兵衛かねて噂したる東作翁也といふに、醫も留て話す。御名はと問ければ、げんやと申といふ故、文字を尋ければ、げんはくろげん也。やは彌兵衛のやなりといふ。彌をやとよむはいやといふ訓なるを、田舍の事ゆへ文盲にて、玄彌をげんやとよむにこそあらめとおもひけれど、方々ありきて文盲に見へて、博識なる衆に遭ひ手を取りしこと有れば、默して居たりしに、彼醫師東都にて交りし人たちの噂をするに、皆當今に名高き人達也。文字沙汰も中々通途よりすぐれたる容子なり。あとにて云ひけるは、我等が名も玄は通り字にて、玄彌とか玄彌とかよませんとてつけゝれども、村童みなやとよむをのみしりて、げんや〳〵とよぶゆへ、迚も田舍翁となりて朽はつる身なれば、人の呼にまかせて今は玄彌となりすましたりと語りて笑れけり。はじめ文盲なりとおもひし時に、何共いはず始終談話を聞居たりしがよかりし也。なることをいはましかば、心をもつもられん。これ老たるだけ分別のあかりたるなり。かの玄彌子、東都にては、金峩先生などの噂くはしく知りて語り。東江の書などをもほめなどしたり。田舍には珍しき學醫なりき。

相州箱根塔の澤へ入湯しけるとき、黃檗派の僧にて泉州左海安立町龜林寺住職の默堂といふ出家に遇しが、華詞くはしき人なり。崎港に遊びて久しく華人とも談ぜしと語られき。通辭などのいふくちは、商人の言語は委しけれども、官府のことなどはしらぬことおほしなどいはれけり。水府の御用ありて江戶へくだり、酒問屋の鹿島屋淸兵衛方に旅宿し居るといはれけり。溫泉へは牛島興福寺の僧を伴て來られしが、木綿の白き浴衣に、同じく淺葱に染たる三尺手拭を帶にしめ、歸るときも其形にて歸られたり。

盛長日記を携來りてよまれし計、書籍は見られざりき。肥後の大潮は親しき由を語られき。詩も達者なる口ぶりなりし、これも初めて逢しときより、日ましにゆかしき方なり。

駿府の禪院なり。寺號は忘れたり。寺領も附て一本寺なるが、彼寺の隱居熱海へ入湯せられけるに、江戸の旅客七八人連にて、その隣舍にやどりけり。かの隱居老和尙、やぶれ衣の體なれば、乞食坊主同前に心得て名をも尋ず。お道心〳〵と呼びて、飯など焚かせけり。和尙おどけ人にて、やはり旦那々々とて心よくあしらはれけり。或時平目といふ魚を調へて、お道心さかなを料理する事なるやといひければ、是にはこまられけるが、いかやうにもいたし、料理て見候はんとて、庖丁をもちてながし元へかゝられけるが、甚下手なる體なれば、肴さがるべし、我々料理してくはんとて、皆打寄て刺身につくりて酒などのみけり。かゝる所へ溫泉見舞とおぼしきをのこどもまいらせ、籠に時の菓物など入れて二三人來り、しか〳〵の寺の隱居の、御部屋はいづくと問ふに、あるじさる御出家なし、奥のやどりに三十ばかりの御寺居らる計也と答ふ。行て見て彼かたにもあらず。年は六十ばかりにておはす。もし家やたがひつるとて、外を求めてまた歸り來り、我等その節御供に參りたり。この家にて侍ふとてさがしけるが、大かた尋ねわびて、かの江戸人の舍へ行きのぞき見て、隱居のふろ敷あれば、慥に爰にといふとき、湯より出て來られける。爰におはしつるものをといひけるを、ないひそとて、手かき目くばせなどせられけれども、今は更につゝむべうもあらず。江戸の者どもあなあさましと思ひつるげにて、のこらず湯ぶねのかたへ行て、しばしは得いでざりける。かの隱居はをとこどもをしかりて、いますこしおそく來らば、興有つべき事どもありしにとて笑れけり。さてこそ大刹の閑居禪師なる事あらはれて、皆うやまひけるとぞ。一とせ松前の江差みなとむらかみといふ者、〔割註〕此人江戸へ商事にて出たるを、東作往て智音となり罷越せし也。」莫逆の友なりければ、かの家に六月七月ばかり在て、「爰かしこ遊びありきぬ。」〔割註〕忰案、此時東作始て蝦夷地に至る、江戸の人彼地に行し是が始なり。」法華寺の隱居は、日正とて日潮の弟子也。

潮師は元政上人の上足なり。後に延山の法燈なりき。日正も學行ともに兼備して、上人たび〱嘆ありき。一とせ饑饉にて貧者難儀に及びけるに、正覺寺心のおよぶだけ、餓たる者どもに食をあたへられけり。今少になりて救ひおほせんと思はれければ、其所の富家に柴田與次兵衛といふ者の處へ行て、與次兵衛白米を三俵くれろといはれけり。與次兵衛何にめさると問ひければ、ひだるいやつらを大かた助けたり。三俵たらぬほどにといふ。與次兵衛いらぬ事をする御坊かな、人に物を求めて人を救ふたればとて、善人にはなるまじ、なり申さぬといひければ、我身上にて米三俵は何じや、われらがすゝめてその方にもよき善根をつくらするに、にくき奴めとて、いろりに榾のもへさしあるを、引さげて打にかゝりける故、與次兵衛は逃けり。漸あつかい人かゝりて、米三俵出して侘しとかや。常にうばかゝを呼て、あま酒團子などふるまひて、談義を說かれけり。大かた家內上下むつまじく、忠孝怠るべからざるよし、禮讓の事などねんごろに教られけるゆへ、惡人にあやまちを悔ひて善人になりし者も多かりしとかや。竹齋療治をいたされけるが、貧なる者には米をあたえ、また鰹ぶしなどかふてくはせられけり。今の正覺寺予にあひて、我等小僧のときなりしが、鰹節を買ふて來いといはれしときは、こまりはてたりとて笑れけり。あまざけなどのみて、あとをすゝぎてのまぬ者は、ことに折檻をくはへられけり。あつさぶといふ所の農夫、蔬を持來りけるに、醴をふるまはれけり。のみたる茶碗をそのまゝさしをきて歸りけるを、惣門まで追かけ出、むなづくしをとりて、扨々己は百姓を勤ながら、穀の恩をしらぬ大どろぼうめとて、ひこずり歸りてこれゆすぎてのむべしとて、茶碗をつきつけられにけり。またある時高座にのぼりて、說法せられけるが、忘れたる事ありて、ものよ〱と久しき間いはれけり。はては孟子にあつたげにおぼへたり。柴田の與次兵衛がよくしつたるぞ、あすにても問ふて見よといはれけるとなん。眞率なる事かくの如し。實は佐竹の連枝がたなりけるよし、佛經などもよくすましたる人なれども、名利を避てかく邊

夷にありて、跡を晦して終られしとぞ。誠にたとき人なるべし。
松前の地は津輕の御厩といふ所より八里ほど有り。タツピの沖中のシラカミの汐とて、汐はやき所三ケ所あり。津輕よりは小船にてつねに行かよふ。城下を松前といひ、東の港をはこだて、西を江差といふ。三港ともに江州の八幡、柳が瀬などいふ所より、あき人出みせを出し、漁者の仕贈して大商おほし。箱だては昆布を出す。江差は鯡を産す。爾志牟とよむ。このしろの如き魚なり。あつまる時をば群來るといふ。彼岸より七日めほどにあつまる。此魚みかき鯡とて、食類に用る處は脊通りなり。あとはほして中國西國北國の田畑のやしなひとなる。江差一ケ所にて、一日に一萬兩のしろ物あがると云傳へたり。よ諸國より舟をいれて、これを爭ひ求む。また鮭鱒あはび海鼠多し。長崎俵の問屋有て買入るゝなり。よりて米穀出ざれども、諸國の羅にて米に不足なし。結句荒凶にもかこひ米たへぬゆへ、人餓死する者なし。野菜よし、黃黍などはよくみのる。くはしき事は予があらはせる東遊記といふもの有り。
近年印行の三國通覽といふ書を見しに、松前の蝦夷地方に、金おほきよしを記したり。村上彌三兵衞がいひしは、予蝦夷に久しく有て、土地の事をば大かたにきはめたり。むかしシリウチといふ處より、金銀山有て多く出しが、今はなし。有ても仕當にたらず。ユウラツプクンヌイなどいふ所より金を產すれども、其入用にてはたらず。金堀べき所は一所もなし。必人有て勸るとも、金山などにかゝはるべからずといひき。金は所在にあるものなれども、壙穴に掘あたらざれば得る所費を償にたらず、勞して功なしといふべし。蝦夷に金ありといふ說、恐らくは訛言なるべし。また此書に琉球國のうたを載たり。此は一とせ琉球大島西間切といふ所の船、十三人漂流して八丈が島へ着、それより三宅へ渡り、江戶へ召されて勘定奉行松本豆州の亭にて吟味有りしとき、旅宿は鐵炮洲大島や三右衞門方にて、伊豆の御代官江川氏へたび〳〵出たり。その時予も天城やまの事にて同じ御役者へ出しとき、中榮といふ琉球人に歌を乞ければ、書てあたへぬ。

流れ舟よへにおかみ様おがでおよせ得る事のうなつかしゆやん

右本書は南畝が懇望せしかば遣しぬ。尤商人の事なれば悪筆也。たれ人が語り傳へけん、通覧に載てあり。蝦夷の事はよくしらぬにや。たがへること多し。蝦夷に後方羊蹄といふ山有り。載二于日本紀一。土人はしりべしといへり。後はシリ、方はベなり。羊蹄は古昔よりシとよめり。夷人はベシとは川の事を云。蝦夷には竹すくなし、シヤコダンといふ所より、斑竹を出す。シヤコダン疑らくは鷓鴣斑のあやまりかどおもはる。人参のことをゑぞ人ごよう草といふ。所謂三椏五葉なり。華言一向にわたらぬ邦ともいひがたし。三年之喪はきつと行ふなり。喪服も有り。人を葬るものは蓆にて織たる筵なり。あやむしろといふ。棺槨なし、かの筵を隨身す。何時しれずとて、須臾もはなさずといへり。いにしへは日本よりまんどころを置れたるよしなれば、古風も傳はりてある事なるべし。應仁あたりの亂世より、渡海の者もなくて、まことの夷となりつるなるべし。米穀をつくらぬ國ゆへなり。今の松前氏は、もと若狭の人なるよし、新羅公の裔にて、竹田の氏族也。後に津輕鰺崎に來り、夫より此地へわたりて、少しづゝの城持をたをして、蝦夷を服從せしむ。秀吉公朝鮮征伐のときも、使を送りて賀儀を述べ、大坂落城のときも使節にて御禮申されしとぞ。蝦夷のうち、せたないといふ所にて、毛人古き墓をほりあてたり。大きなる髑髏ひとつあり。外には刀劍のさびたる樣なるもの、曲玉といふ物と砥石あり。また青き石の鏃の形の物數十枚出たり。何れも人作なり、石甚密緻なり。此邊になき石なり、かの砥にて磨すれば軟なり。いづれ刄の付たるが如し。指のはらにてさぐり見るに、刀に觸るゝが如くなりといへり。法華寺の隱居五つほど藏めおかれしうちを、ひとつもらひて朱硯に彫らんとおもひしが、發足のときあはたゞしくて取落したり。世に雷斧、雷槌などいふ物、天より降下たる樣にいへども、これを觀れば人作なり。先年この事を鳩溪と爭ひしと村上語りき。鳩溪は平賀源内が號なり。村上とも物產の友なり。村上は奇士にて實義もありし人なるが、予が歸りしあと天明辰の八月廿二日に歿しき。よく／＼因緣深かりしにや。

年なり。同行〔割註〕按、同行謂₂同奉₁淨土眞言₁也。」なり。地を隔ることは千里なりしかども、心は常に行通ひしものを、一人の知己を失へり。

東都などの如き繁榮の地に生れたるは、まづそのひとの幸といふべし。王城に生れしを三樂の一ツにかぞへけん、げにことはりぞかし。松前に有りしとき、越後の新潟の米女といひし女の畫を觀たり。よほどかきてと見へて、松前にても諸方にて屛風かけ物など見しかば、新潟へ來りて畫をかゝせんと思ひて尋ねければ、まづしきに得堪へずして、越の三國へ傾城に身を賣りしといへり。書なども拙からざりし由、あはれ江府ならば諸侯がたの御息女がたの、よき御こしもとなるべきを、邊鄙とて身を河竹にしづめけん、哀なりし事なり。それにつきても、東都には、河原者の娘など、貴戚の家に事へて淫聲をことゝせる者もすくなからず。文字太夫また豐前掾が流、おどりは中むら傳次、八町堀の藤間勘兵衞、歌曲は藤田楓江、荻江、露遊がながれ、義太夫に紫枡といふは、おでんや豐といふ字、文字といふ字をつきたるむすめどもおほし。兼といふ字を冠しむるは兼太夫が弟子どもなり。麹町おくには中藏が弟子也。三十ばかりにてまゆもそらず、むすめの立ふるまひなりしが、いまに無事にておどりの師をするよし。其中に上方ものはせちかしこく、宮古路加賀太夫は質屋になり、一とせ盜人に千五六百兩とられても跡のこまらぬ身上、文字太夫は砂むらに百姓と成りてゆたかなる暮なり。住太夫、あるとき淨瑠璃の會を、兩國ばし河内屋半次郎かたにてせしに、一日に金五百兩集りたり。予もしる人なれば招かれしに、張札二枚つぎにて、なげし通りにあまりたり。江戸なればこそあれ。かく金銀を瓦礫のごとくす。實に遊民時を得たり。これをおもふに、遠國などの農民、または樵漁の屬、おなじく蒼天を戴、租税をおさめ徭役をつとむ、衣肌を覆ひかね、豐年といへども糠にひとしきものをくひ、足手はひゞあかゞり、いつが春やら櫻も紅葉も目にて見るばかり、地獄の中に劫數を歷る罪人にひとし。粒々皆辛苦といふこと古文に

あり。昨日到二城郭一の詩など、よむたびになみだのながるゝなり。今や賢才輔弼踵を繼て出給ふ。倒懸を解き枯轍ふたゝびうるほふ時到れり。難有しといふも中々也。

右東作翁自筆の遺書なり、此末いまだならずして終れるなるべし、可レ惜々々。

乙卯夏日　杏花園主人又識

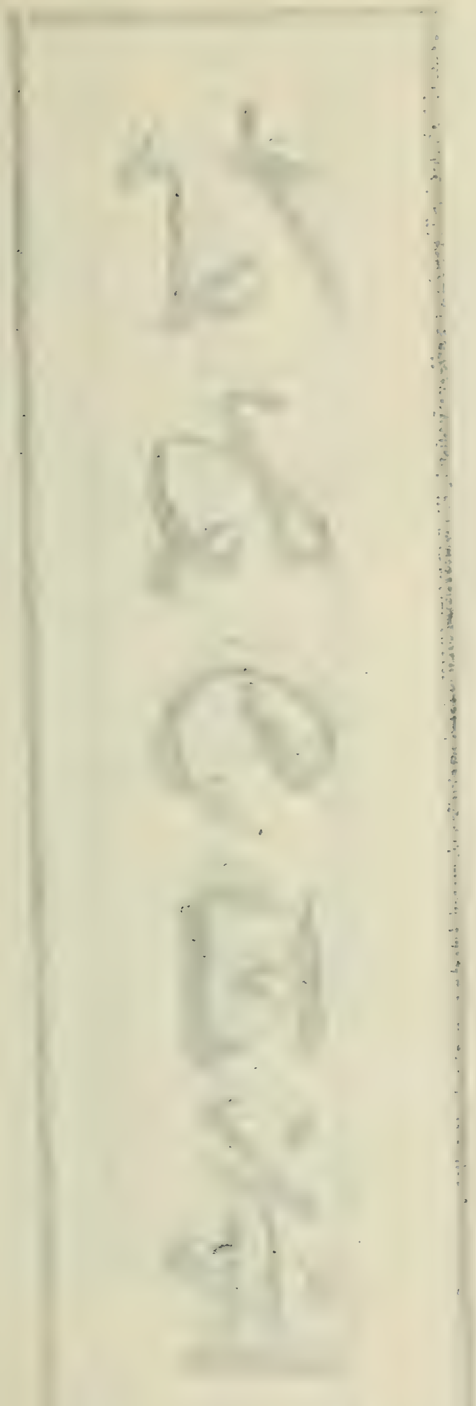
華野茗談終

此東作、大に才略ありし者なりしが、所謂山師也。土山宗次郎と深く交りて、天明年間始て蝦夷地へ江戸人の入しは此人也。其蝦夷に行時、土山氏にて作りし詩に、醉月高樓酒若レ泉、漫歌伏櫪玉壺前。邊雲靺鞨三千里、無限秋風渡ニ白川一。乃ち土山氏の內命にて彼地に往り、後、土山氏の出奔せし時も此人の謀にて、山口觀音に遷せしも、官に捉られて拷問せられて白狀したり。前年御藏門徒の訴人せしも此人也。予屢、土山氏にて會せしことあり。狂歌を讀て其名を平秩東作と云。飛花落葉を印刻し、水の行方を著述せし也。實に凡庸人に非ず。

文政七年甲申三月

鈴木供記

なゐの日並



なゐの日並

笠亭仙果著

十月二日、朝くもり少しく雨ふる。後はれたり。夜に入定のかねをきゝつゝ、けふの日記しるさんとするかたはらに女もをり。とかくするほど、物の砕くるやうなる音のして、ゆさ〳〵とする。すは例の地震にこそと驚き、兩人ひとしくのぼりばしごをかけおりけるものか、天地も崩るゝやうに響き渡り、身も上下にあげおろしせらるゝやうなれり。去年東海道より難波諸國より、つげ來れりし地震もかゝりけんと思ふに、活たるこゝちもせず。はしご三四きだは轉ぶが如くおりて、其まゝにうつぶし臥、上より女もおほひかゝる。この時、行燈の火もゆりけたれつらん。露ものゝあやもわかれず。いよ〳〵つよくふりて立べくもあらず。たてりとてあゆまるべくもあらねば、もし家のくづれ壓死せば、父子ともこよひかぎりの命ならむとおもひなげくに、さりともわれらはあつたのみやしろをうぶ神とし、つねにうやまひねぎまつりて、萬にみたまのふゆかうぶる、あかばねのみやしろのおほんたすけもなからずやとおもふにたのもしく、聲をかぎりに一命すくはせ給へと、繰返し〳〵祈り參らするほどに、今もすこしはゆるれど、立てもまろばず家も事なげなり。あら〳〵嬉しや。今はべちでうもあらじ。ゆり返しといふものゝあらぬほどに、はやく外のかたへ出ましと、手取々手ひきつゝいづるに、日頃はゆがみそこなはれて、たやすくはあかぬくゞり戸の、さはりもなくおのづからにひらけゐたるは、はしらかたむき、かもゐのゆがみ、雨戸と格子戸二重になりて、庭口にたひらに敷かれたるなり。此庭口に五六寸ばかりの

みぞありて、ふたの板くち穴などもあきたれば、はだしにてかけ出る事なれば、踏こみて疵もつくべきに、雨戸の上をふみてあゆみしかば、そのわづらひも釘なども出ざりければ、何のさはりもなく路次口を出、小揚の組屋敷の竹垣のもとにたつ。これまで人の上は、さらに心にも耳にもかゝらず、夢のこゝちにて地震とのみ心得て、その大小如何ばかりともおもひもたどらず。そのつよくふりし間もはづかにて、たとへばたばこ二服も吸ほどとやいはまし。此時、地ぬし吉作の家のおや子下女、松屋の父子、三河屋惣吉なども、みなともにつどひ、鼻緒屋夫婦、わたやの夫婦に、手間取古道具やの久助、その餘あたりの人々もてさわぎ、嬉しおそろしといふ聲またかまびすし。後々はともかくも、まづ平安に大難をのがれしを互によろこぶ。さはあれど大地震の後は、必火の災あなりといへり。心もとなしなどいふとひとしく、まづ北のかたのそらあかくなり、西に南にひむがしにさへ、火一時におこりたち、すべていとちかくはみえねど、いづこともおもひはかられず。地震のおそろしければ、高くのぼりて見むともせず。火を告る鐘つくものもなし。おのれ女とともに、聊ゆびのさきをもそこなはれず、立出しを悦ぶも、これ皆おほみかみのおほんめぐみの、いやちこなるによりてと、大地に額づきて伏拜みよろこび申、此上の無事をこひねぎつゝ、まづ御符を身につけましと、おそるおそる家の内にかへれど、くらくして入がたければ、入のともしたる挑燈かりて入見るに、つみおきし本箱みなまろびおち、もろもろのしなうちあけられて狼藉たり。壁おち又ひわれて土砂みちみち、すべてあしふみ入るべくもあらず。あらおそろしのなゐふりやと、身のけだちつゝはしのこをのぼるに、さきに三布布團を二階より下へなげおとしおきつるが、梯の下にふくだみゐたるよ。まろびおちつる時身の露いたまざりしも、この物のありけるなどいとをかしくおもふに、猶おほん神のみめぐみなりけりと、いとどど尊く、砂にうづまれるはしごのぼり、まづ守袋をとりおろし奉り、次にみはこをかき懐きおり、〔割註〕此さきに挑燈にともしびともして兩人たづさふ。」守りは女のくびにかけさす。かくて後、なゐふることとなく、四方の火さかんにもえ、い

つきゆべくもおもはれず。人々高きにのぼり、廿所ばかり、また廿あまり三四所ともいふ。まづたしかなるは新よしはら、坂本、みのわのあたり、下谷ひろ小路あたり、丸の内なほひだりにも、とほくもえあがる。本所とおぼしき所にもみゆ。かくていとちかきはこまがた也。〔割註〕豊田といふちやうりよりいでたるよし。」すべてなゐふり、家つぶれ火を出し、おほひたる木どもに、もえうつりてやくるなり。半鐘をもならし、人もおそる〱出れど、たゞものゝおそろしくて、まめやかには火鎮めんともせざるなめり。このよ、風いとしづかなるにぞ、すみやかにはもえ來らぬ。こまがたの火、北風に南に延て、かや寺もやけぬなりなどいふ。いと近ければ心もこゝろならず。これよりさき、みはこを物にもつゝまで、もち出たるが、いとかしこければ、二階の戸棚なる、新しきふろしきとりに行、この序に、家廟の位牌とりいださむとてのぼり、戸棚の戸あけにゆくと、がば〱と二階の椽ふみこみ、さきのかたにて一尺ばかり下へおちいりぬ。今少しつよくふまば、我身も下へおちぬべき勢ひなれば、むねうちふたがりながらも、ふろしきはとう出て、かゝる時にもあやまちなきを拜謝したてまつりぬ。こよひは人々みな門邊に立あかし、風すこしかはらば、火もやもえこんとおもふに、たゞたのもしきものにすなる。地ぬしの土藏のいとかたく造りたるが、最初にやねの瓦をみなふりおとし、はちまきおち、こしまきひらき、このかはらつちのおつる時あたりてぞ、わたやの北のかべもやぶれ、わがうしろのかべもあなあき、すべて一ト地面の家、いたくかたぶきそこなはれつる也。かゝれば、藏にあるものとり出し、他にはこばんとするに、入口の三尺びさしおちたれば、人入がたく、入たりとも又つぶれもせばと、たれ入んといふものもなし。藏のある故に物とり出されぬも、いとくちおしき。曉に至り風少しひがしにまはり、煙のこなたへおほひかゝるいとおそろし。但し火きえがたなれば、やけ來るいきほひなく、東のかはは、三好町より、おうまやがしへやけぬ。西のは、かや寺の門前にてきえ、翌日巳刻に火しづまりぬ。人々よろこぶ事限りなし。西のも南のも東のも夜あくる頃に皆きえ、馬道より花川戸へやけ行たるのみ。翌日

もやけなごりの煙はげしきばかり、午時ごろまで立ぬ。新吉原潰れ、やがて所々火おこりたれば、死傷のものいくらとはかりなく、中にも岡本は、わづか三人存命たるよし、また金久は若者たゞひとり即死つるよし、よるのほどより翌日も次々も、あそび等めもあてられぬさまして、まよひ來るいとおほし。三日も天氣よし。おもふに昨夜大ゆりの後、おもひしよりは小ゆりしげからず、五六度にも及びしが、さばれ人もわれも安き心さらになく、やう〳〵に人のゆきゝし、又、そのつて〳〵にて、所々のつぶれたる、またやけたる人馬の死傷など、やう〳〵さま〴〵かたるをきくに、身の毛たちおそろしく、眼しばだゝかれてかなしく、われどちの無事を悦ぶの外他なし。ちかきわたり今ぞすこしづゝ見るに、富坂町、新町などいふところ、皆わがすまへるとなりながら、家のつぶれたる事十餘戸、ひさしの落たるは家並のやうなり。壁土はいづこにも〳〵山のごとし。壓死十三人とぞきく。まことや市ケ谷より、肴屋傳藏夜べ來りて、とかく手つだひくれたりき。黑舟町のらふそく商人いせ屋、幸助へ來、類燒なれば、まづかしこのものをはこびをはり、のち來りける也。火の心づかひなしとて、夜のうちに、またいせ幸がかりやへゆく〳〵。

けふも小ゆり時々なれど、おそるゝほどのはなし。されど家に入るべくもあらず。地ぬしは人やとひ、土藏のつちをはがすにのみうちかゝる。すべてするわざもなし。ともかくも家に安眠しがたければ、はじめよりたゝずみゐたりし。小揚屋敷の外、垣の根に敷ならべたりし、格子戸雨戸のたぐひしやうじ、何くれととりあつめ、幸助〔はなをや〕、儀右衞門〔まつや〕など、けふ土藏のつちかたづくる雇人もまじり、堀田原の馬場にかりやかたゝて、しきむしろ、布團食器のたぐひ、また火桶やうのもの、はた失てはえあらぬしなどもはこぶ。おのれも竹長持借して、ともに自筆の寫本類何くれともて行、女の分はこのかりやにおき、男の分はもとの垣根にをかで、家の非常を守らんとなり。おのれいたく驚きし。げに

やけさよりわきばらのほねの下いたみ、こゝちよろしからず。さならでも力もなき翁の、人々とともに何事をかすべきとて、馬場のかたへおもふき、女とゝもにやどるべく定めぬ。女といふは吉作の母〔割註〕すなはち金六のつま、地ぬしなり。〕女みちときやう下女なつ、わが女もともなり。松屋の妻は江戸の女のもとにさきに行をりて来らず。三河屋〔惣吉〕の妻は夫とゝもに、はじめより家のうちにありて、のち〳〵までも出ず。さばれこよひばかりは、こゝにとまる。はなをや夫婦とわたや一家は、始終門邊の垣根にかりずみしてうごかず。此馬場より高麗やしきのうしろ矢場近きわたりの人共、心々にかりゐして夜をあかす。こゝのみにあらず、江戸中すべてかゝる事なるべし。日くれつがたより、傳藏再きたりとりもち、このかりやに一夜あかし、四日のあさ、市ケ谷へかへりゆきぬ。またこよひ近藏は、われどちとともにこゝに臥し、吉作も宵のほどたけ〴〵しくいひしにも似ず。夜ふけて此所にうちたをれねぶる。

四日、そらはれ西風はげし。下谷わたり火あらましかばと心おだやかならず。夕つかたよりなぎたれば少心おちゐぬ。まことやきのふのあさ、茶屋町にやどりゐる慈慶尼より、荷かつぎの勢たかおこせて安否をとふ。いと〳〵心元なかりしに、そなたにも無事なりけらし。いと〳〵たふとしと云。東橋あたりは少靜なりしにや。二階をもおりずうつぶしにありしとぞいひき。けふはわが方よりもゆかではえあるまじとて、まづ玄魚を訪ふ。此あたり潰れ家みえず。あるじ云、家はつゝがなし。たゞ駒形の火の後を防ぐものなきより、いたくはたらき疲れたりと云。子供のわきまへなく、地震といふものを見まほしとて、もてさわぐには困じたりと云もをかし。これより材木町をゆく。この春新に建たる大なる家ども、二階二尺も三尺もかたぶきかゝれるおほし。松坂屋はいたみたりともみえず。慈慶尼、觀音へゆかれしと云。かのせいたかおくれ居たれば、同道して廣小路のかたへ少しゆくに、尼は嘉助と水茶屋の門にまちをり、おのれあひてともに無事を賀す。尼云、今より上野へなんゆく。あすにも歸りの旅立せんなど言暇乞す。

路次いかにあれたらんも計られず。精しくとひきゝてさてなんたゝせ給へと云つゝ、ともに田原川までゆき、荒川をとはんとてわかる。荒川は家潰れたりと門もるわらはのいふ。さらば今はいづこに。田面にと云へばゆきみる。蛇骨長屋のあたり、湯屋は少し家めいたれど、此あたり家大かた僵れ、めもあてられず。荒川のかり小屋めくものも見つけえねば、むなしくもとのみちへかへる。東本願寺掛所は、裏門まへゝたをれ、玄關あたりもつぶれたるやうに見ゆ。大松寺をとぶらふ。本堂の正面から破風やうのもの落たり。鎭守つぶれたり。此寺に身をよする婦人どもみゆ。山城屋久兵衞をとふ。此邊潰家もあれど、この家抔は無事なり。藏はいづこも／＼皆そこねざるはなかるべし。誠や萬や七□の藏もおちたり。質みな燒たりけむ。金藏寺〔割註〕菊聖天のてら也。」も大破損、此並びの家ども仆れぬ。人七人死亡せりとぞ。おうな人になきつゝかたる。しうとも赤子も壓倒されぬ。せめて赤子の助けたさに、力かぎりにひき出してなげやりしが、この溝〔割註〕堀田侯中やしきの溝。」へおちて丸裸にて死失ぬ。舅〔割註〕姑かおやか未レ詳。」は物にひしがれて即死せりとかたりつゝなく。大洲侯〔割註〕加藤遠江守どの。」の下やしき西つらの長屋、またむかふの側の家も仆れぬ。御徒士組の石井氏をとふに、家つぶれて人をらず。おくにも潰家おほげ也。おのれ此石井の母がとりもちて、此おくの家に同居せよといひしを、その時さもせばといと嬉しくおぼゆ。此加藤やしきの門前のつゞきなる、酒商人林やも廂おち、人二人死亡のよし、さて馬場のかり小屋にかへるに、今たゞいまむかひなる町〔割註〕福田やしき、富坂町の北のとりつき」の古家、かわら倒れたりきと人のいふ。けふ家にゐたる時加藤慶藏ぬし來らる。土藏の外いたみなしとぞいはるゝ。ひるげたうべて後、瓦町つゞきよこ町の孫八をとふ。土藏のかべおちて、さしかけ造りたりし隱居屋つぶれたれど、老尼つゝがなしと云。又此ほど大かた出來たりける百枝の家は、いたくねじれたりとか。朝田氏をとふに、後家出てこゝも家半分はいたく損じたり。土藏はめもあてられず。百枝は芝へゆきたりと云。淺草見付門石垣南の方の根石坼落たるあり。馬喰町より小傳馬町あたり、大かた

いたみすくなし。但し土藏の全きは百が一つにも當らず。いとまれなる事也。横山町もおなじほど、鹽町、油町もことしあらたに建たるは、瓦もうごかず。土藏は例の全からず。藤岡屋もその定也。山崎を訪ふ。となりの湯屋つぶれて、二かいの手摺、土に埋まりをり。此家の潰るゝ時、材木町〔軒□□か。〕あたり義太夫の名とりの娘、兄弟供の男とこの處を過ぎ壓つぶされ、男はおされながら人にひき出されて命をひろひ、娘〔割註〕十八と十六か。〕ふたりは即死し、又番屋善助の小屋、西村の土藏のかべの爲につぶれ、妻と弟二人壓つぶされぬとぞ。中につきていと〳〵ほいなく、淺ましくかなしきは、友人あしの屋撿挍麻績一なり。へついがしの能役者の家におもむき、家刀自の療治し針たてゐたるに家つぶれ、病人も撿挍も即死せりとぞ。山崎のあるじは淺草あたりより、わが家をもとはんとて出たるよし、こゝもとなりの又三郎〔いづや〕の藏におされ、おくの方大にねじかたむき、あなぐら二寸ほどうごもてりとぞ。かくて濱町がしへゆくに、へつい河岸のあたり、つぶれ家おほきよし、苫屋又兵衞をとふ。平屋なれど所々かたむく。こゝもあるじをらず。佐藤鶴作二階屋の古家、つねだによろ〳〵したれば、いと〳〵心もとなくおもひしに、門も仆れず柱に紙を貼て、

〔原本此所一行あけて何も記さず〕

としるしたるを見る人堵のごとし。家傾きためれどつぶれず。土藏はこゝも土をふるへり。入て無事を賀す。あるじ、むすめ小松女に髮ゆはせをらる。陸奥詞の醫師坊主も來り、某といふ男、某の家にをりて、その家つぶれ、屋根よりかしらをつき出たれば、それを力にやねをやぶりて助り、家にかへるに、顏より血ながれてとまらぬをふき〳〵、人のかへり見るがうるさゝに、手拭もてつゝみかへりしなどかたる。かくて若松町を藥研堀のかたへ行。やしき町破損少し。兩國橋、かり橋とも無事、廻向院もさしたる事なし。門前頭取の家などつぶれ、よこあみ小泉町入口たをれ家あり。安濃津侯の下やしき門崩る。黒河翁をとふに、翁は家にをられず。このほどはづかにたてをへたるに、平屋なれば露損じたるさまもみえ

ず。しかるに土藏は微塵につぶれ、器財どもあまたそこなはれぬとぞ。かへりにいせ屋庄藏をとぶらふべしとて、横町へまがると、四ツ角の自身番の前にて、お千代行燈さげ、飯櫃かなにかもちたるあへり。まづ〳〵御無事とよろこぶ。とかくして庄藏も來り、家大に損じてすまひがたく、ふねを借り所帶したりとぞいふ。日くれてかへるに、雨もふりぬべき空になりぬれば、大かた人かり居をこぼち、心々にわかるゝ。げに雨には得たふまじければ、にわかにもち出せるものどもを、家のまへにはこびかへし、はじめのごとく組屋敷の垣畔(かきぐろ)にすまひをうつすに、雨ふらずなりぬ。けふは地震火事方角づけとて所々にてうる。よる人定ころ少し、大なるが一ゆりしつ。きのふもけふも三四度四五度、はげしきばかりゆりたらん。あゆみてはしりがたし。雨三度はたしかにおぼえたり。例の事ながら、たれいふとなく、こよひは大なるが震べし。觀音の示現、八幡のみさとしなど、いひさわぎておそるゝにも、さりともとおもへど心も心ならず。此ほどは御守の御箱臺とともに、新しきふろしき「さらさ」につゝみもたりしが、後は中にて一包とり出し奉り、御箱は二階にもとのごとく鎭奉り、小包のみ身をはなたず。三日馬場へ行とき、福神の御かたも竹長持にいれたるを、けふは出してともに、もとのごとく御棚に置奉りぬ。

五日、御縁日也。二日の御利益灼然なるを日夜よろこび奉り、猶向後の無事を祈り奉るといへども、らうがはしき中、ことにけがらはしき限りのまじらひなれば、何事をかなし奉り得べき。死傷の人幾千ともかぎりしられぬを、早桶も用ゐつくし、酒樽の明たる天水桶の不用なる、あら木にてさしたる箱もありて、亡骸の收べき限りのものは、悉これを用ゐおしいれてさしになひ、野にもあれ寺にもあれ。心々におくり行が、五ツ七ツ乃至十十五とゆきかひひきもきらず。身がらよき人のはかごにものすれど、五人七人送りゆくはたえてなし。五六日過てぞ武家などは、はづかに葬式めいたる事してゆくもあり。血にまみれたる人、つり臺に舁れたる人、貴きはきぬ夜具につゝまれ、從者の男女とりかこみてゆくもあり。よしはらのあそび女、猶いづこにも〳〵ちりぼひあるき、中には美服目をおどろかしたるが、手拭

もてかしらつゝみ、供の男具したるなど、心あてのまらうどたづね行、ものこふとぞきく。小傳馬町の牢拂にいとよく似たり。誠や獄屋そこなはれて、かの牢拂ありなどいふ。いとおそろし。こは淺草の溜のあやふかりければ、病たる罪人をとり出したるを、きゝひがめたるなんめり。けふより湯屋髪結床そのほか商店、よわたりのなるほどなかばみせをひらく。きのふよりすでに大道の食物商人は、つねに十倍してうる。商人ならぬも心さときは、老少も男女もいはず。おもひ〳〵にたべもの調じて道傍にたち、あやしのもちぐわし、すしみせ、かんざけの類ひ勝計すべからず。燒原方角うりもやう〳〵にかずまさる。商ふものゝおほきに、買ふ人もまたおほく。いつしかと諸色のあたひ高くして、錢も酒もをしみてうらず。かゝる天變にあひ、あやふき命をひろふと、はや食慾心熾盛して奸商利にはしり、かゝる折、大利を得ずば、やう〳〵に衰微する世の中に、何をもてゆく〳〵饑渴を凌がんと、一時に利を得んとするさま、いと〳〵あぢきなくあさましなどはおろかなり。けふは空はれ風も靜也。祖母の服にて神前には憚あれど、せめて御門前にだに伏拜、神恩を謝したてまつらんと、未刻ごろ、赤羽根へゆくとて、まづ角久をとぶらふ。ふみや町河岸千匹屋〔水菓子や〕はつぶれ人死せりといふに、この家は新造ながらさらに破れもなく、土藏さへ聊のそこなひなし。主人、人と酒うちのみをり。めでたし〳〵と壽ぐに、むかうなる版木の藏損じたりとなげく。そは欲のかぎりなき也とあざむ。されど、こゝの番頭松五郎の父は、小兒をいだきて壓死し、せりの安の妻もまた、小兒とともに命を殞せりとぞきく。この家のつぐ子庄吉、地震の時おやぢ橋のつめなるらんかんにすがりつき居たりしに、あたりの地少しさけ、白氣吹出たりと云。こは砂か。そのわれたるあと、のちにふたがりぬとぞ。或人云、大ゆりのさいちゆう、西北の空より馬のごときもの南の方へ飛行したりと、又或人は白氣の南へわたりしともいふ。淺草寺の塔の九輪、西のかたへいたく曲りたるを見れば、げに、地震のみの所爲にはあらじ。照降町も大かたよろし。えびす屋をとふ。こゝも無事、さてつたや吉藏もまた無事なれど、町中にかりやつくりをり、このあたりもみな

かりやあり。南傳馬町二丁目三丁目は、左右河岸通り迄殘りなく燒失ぬ。をり〳〵の火災しようししようし、芝通りも破損多く、柴井町崩れ、宇田川町一丁目左右ともやけ、神明町は西側大かたつぶれ、神明前三島町あたりも、潰家いとおほし。しかるに神明のみやゐは、本社末社御門鳥居もつゝがましまさずと見ゆるに、たふとさ限りなく、神主も無事なり。これより芝山内も大破損はなげなり。市町も同じ。かくて將監橋わたり、武家一二軒ねりべい又家のくづれたるもみゆ。久留米侯は長屋土藏すべていたく潰そこなはれたるに、あなたふと尊神のみやしろは、拜殿も本社も土もおちぬやうに、うしろの塀のくづれよりみいられ、御門も傾かず、御鳥居も仆れず。かうもみやしろ〳〵の御恙ましまさぬは、たゞ事にはあるまじ。神田の明神も高き所なれど、さはりなしとぞきく。かくて御門前におろがみて、大なるみめぐみをよろこび申すに、今も涙さしぐみて嬉し。とばかりありて立ち、もとのみちへ歸るとき、十ばかりの袖乞の坊主兒、わが手拭わすれおきしをひろひ、旦那のには侍らずやともて來る。このわらんべの志感ずるにもあまりあり。其手拭やがてあたへてもよけれど、志をもどくにも似たれば、よくこそとてうけ取、錢聊あたふるに、いと嬉しとておしいたゞく。後におもふに、せめて當百の一ひらもあたふべかりしをと、心はづかしくほいなし。さて神明前の町へ立よるに、潰家山とつもりてあゆみがたければ、うらの筋に入るに、はしなく和泉屋市兵衞のかりやを見かけぬ。市兵衞さつまいも煮あげ居て、このとほり家も土藏も二つまでつぶし、一つのこるくらも裸なり。さばれ、人につゝがなし。いふやうもなきは佐野屋喜兵衞なり。藏のあたりに少しのこる所あれど、家崩れ家刀自と十一になる男子、店のもの二十ばかりなる〔割註〕淺草のものゝよし」三人壓死ぬ。あるじうつし心もなしといふ。予かねてさるやう、きかねにもあらざりしを、さりともとおもひしなり。悔みいふさへ、顏なきやうなりとこたへ、御守も懷中しつればたちよらず、けふみちあし場いとましく、あゆみかねてかへりは夜になりぬ。燒場方角辻賣漸しなまさりて、くわしきさまに、しるせるもみゆれど、みだり事おほし。二三種かふ。あつ

た難波へたよりせんと、けふ京屋へよりとひけるに、正六日限書狀一通三匁といふ。たよりの外金銀雜物さしたてなし。〇こよひも頃ぐろに、地ぬしの母女とともに、ざこねする。餘人も例のごとく、子上刻、やゝつよくゆする。きのふよりつよきなり。また深川のかたにあたりて、午時ごろけぶり見ゆ。けふおのれ他出のあとに護岳來りしよし、又きく深川六間堀の神明宮、四方丸燒にてみやしろのあたりはさはりましまさず。これにひきかへ佐藤信吉は、子二人共死のよし、土藏も全くあるまじ。藏書も灰となりけるか。毎日々々凶便のみきゝ、心きももつくるやうなり。かゝる世界なれば、御緣日なれど御燈も御酒も何もたてまつらず、いとかしこし。

六日、南風あり。のちやみくもる。空のさまあしげなど云。此ほど日だにくるれば、何の時大震あり。何の時大事也などいふ訛言しきりに行れ、吉作などさらに安心もなくもてまどふ。南部新五左衛門と楠里亭其樂へ、こたみのこと告やらんと、二通の文かいつけたるに、猶粟田因幡守にもつげ、同じくほかうをかしからぬ所にすまひせんより、歸國して赤貧を甘ぜまし。いかでさやうの時には、おりたちて助けさせたまへと、たのむよしを一通南部のに封じ入、地震火災場所づけの辻賣三通ともに入る。難波へのは左ひら、この二封狀を京屋へもて行。田植園とひて、きのふきたりし禮をいふ。此家そこなはれなし。さて品川屋久助燒場方角附あまた人して摺立をり。一ひらこひとりつ。またけふも山崎をおどろかすに、けふは主人も在宿、冬木川はつぶれたれど冬木氏はよし、青山おだやか深川潜藏つぶれなどきく。又深川あたり亂妨のもの徘徊する風說なり。あらかじめふせぎの用意あらまほしと、隣家のいづや又三郎にかたらふ。又三郎いふには、われよくしれり。よのつねの狼藉にはあらず。まづしきものゝ小家どもみな潰れたる中に、財に富るはたもと某の家のみ、つゝがなし。家もなくしたづきをも失ひたる窮民ども、きのふけふものもくはず、うゑつかれてくるしきまゝ、五人七人かたらひあはせ、かの武家に米錢の合力をねがふ。家のおとな等うけひかず。うれい訴ふる事數度、のちにはいたくしかりこらしてお

ひ返しければ、あまたの窮民ふかく怨み、いでやわれ〳〵餓死すべくば、慳貪武士の家を打ちくだきて腹いせすべしと、二百人ばかり黨をむすび、棒鉞やうのものをもちておしよせたり。家のものいかり弓よ鐵砲よとさわぐを、あるじとゞめて云。今つく〳〵おもへば匹夫の志奪ひがたし。爭ふとも必勝はえがたげなり。ゆりつぶされ火もてやかれたりとおもひなして、渠等が心にまかせおけとて、鳴をしづめてひそみをり。窮民等さこそあらめと、先玄關をこぼち所々亂妨し、穀倉の戸をひらき、積蓄せる穀のこりなくかつぎ出し、わけもていにけりとぞきく。亂妨とはこの事ならんといへり。またきのふおほやけより、伊勢兩宮へ祈りの爲、また京都所司代へつり物宿次にて發遣のよし。

こよひもよべのごとく垣根に露宿、萬きのふにかはらず。かくてあかつきがた寅上刻なるべし。よべより今すこし大なるが一震ふりつ。ねぶりゐたりしかばおどろきさめて、胸とゞろき身ふるはれて歯の根あはず。誠やけふ黑川翁たづねらる。予外に出をりてあはず。またけふは伯母の忌日なれど料供も調じ得ず。夜もなかまんぢゆう少し奉りき。

七日、天氣大かたよし。あさのほど玄魚をとふ。品川やのあつらへ地震火事方角付の版下かきをり。のち品川や來り外にも圖どもあつらふ。品川屋は地震のをり品川にをり、震はてゝはせかへりけるよし、田町芝薩摩侯の下やしきのまへ大地裂たりと云。いかゞあらん。金竹江川なども來り、こよひもなほかきねの野宿、よひに〔酉中刻〕いと大なるが一つゆりつ。さりとて二日のとはくらぶべくもあらず。さばれ田原町あたりの古家又つぶれたりなどいふ。いとおそろし。かくて亥中刻ごろたしかにまぎれぬばかりの一たび、子刻ごろ小ゆすり以上三度、人々おそれまどふ。けふはあさ料供調じつ。但し一菜のみ。

八日、けふはくもれり。少しばかり雨ふりぬくべくなる。ひる小ゆすりありと云。予しらず。けふも料供を調じ奉れど、御燈も御香も奉らず、誠や家廟は三日の夜、傳藏二階の次の間へ引出せるを、四日にいたり北のかたのかべにそへ直して、御位牌等御定位におき奉りぬ。朝は大かた、そこ〳〵にも神も佛

もをろがみ奉れど、よるは心拜ばかりにて日をへぬ。いと／＼ほいなし。けふおほやけより鹿島、香取兩宮・伊豆權現、箱根、三島、鶴ヶ岡八幡、富士淺間社、豐前國宇佐八幡宮、この八所へ寺社奉行樂より祈りの御爲、つりもの宿次にて發遣す。上野、芝兩山は日々いのりあるべし。こよひ松屋儀右衛門のあれ女〔きく〕、へつひ河岸より小兒つれ、父の家に來りやどる。こは小網松坂屋某の外妾なり。子ふたりもてり。あれ五歳おまつ、末子は神田祭のころ出産、産後の手あて、人なくてゆきとゞかず。すでにすこやかにはなりぬれど、あのあたり、津波くるなどいふにおぢて、小婢つるを具し子ども二人つれ來りぬ。こよひ夜中ばかり雨ふりいでつれば、にはかにおきさわぎ、はなをやのみせにかけ入て寐つ。〔割註〕金六後家、むすめふたり、みち、きやう。おのれときりとおなつと也。」おはる〔割註〕はなをやのつま。」のみわが家なれど入らず。猶おのがかりゐに自若たり。雨にも風にもなれば、地震せぬといへば人々よろこぶ。

九日、容晴たり。夕やけ甚し。小ゆすり五度ばかりありと人はいへど、おのれはしらず。けふ家のうち、あら／＼はき清め、次の間へ戸棚出し、東にむかはせ家廟を載、靈牌ぬぐひきよめ、例のごとく饌奉る。料供つねの如し。〔割註〕北條御燈も同じ。又獻香も如レ例。」但しこよひは御燈も香も不レ奉拜するのみ。あさ飯ひる飯わが家にてくふ。〔割註〕きのふまではかりやにて、地ぬしとともにたうべき。」午後武陵来り、吉原あたりとぶらはんとすといふ。おのれもさる心にてありければ同道す。武陵並木の薄荷園をとふ、無事。但し二階一と間あやふしとて椽板はづしたり。この家のへつい尋常ならぬ製なり。つちへつひにて銅壺のやうなり、煙出しあり。さて觀音へ入る。□門□像の臺損じたりとて、□像を出し奥の院に入置たりとしるしたる札貼たれど、實は門際の水茶屋まつち山がもとにおわすとぞきく。寺中兩側寺の門悉たをれ、堂も家も潰れたるもあり。梅園院の門のみやね損じて倒れず。傳法院門の左の塀崩れたり。二王門無事。本堂も無事なれど、西のつま瓦のこらず拂ひ、ところ／＼損じたり。むながはらいた

ます。此堂の椽の下にかりずみするものあり。いと危くおぼゆ。本尊は花やしきの植木やにうつし奉りたりといふ。奥山水茶屋など仆たるもあれど、堂のくづれたるはなげに見ゆ。猶くはしくはしらず。二王門外の地主いなりと、奥山のくまがへ稲荷は潰れたり。三社權現少し損じて無事、石鳥居くだけたり。又辨天山のまへなるぬれ佛、くわんおんかたへ體あほのけに倒れたり。辨天社も崩れたり。因果地藏はたをれず。五重塔九輪、西のかたへまがりたり。塔はかたむかぬものときくに違はず、いさゝかのきずもなきに、九輪の折ばをるべきに勾りたるはいとあやし。物の飛行せりと云もいはれなきにあらず。隨身門を出て南北の馬道より、さる若町、聖天横町、中谷をすこしのこして、北谷寺々凡て灰燼となり、土藏どもゝさらにのこるものなければ、誠にひろき野の如し。田町、山川町のあたりやけがはらに、みち凸凹してあゆみなやむ事ものにも似ず。鳥寺に武陵のしる人仙八あれば、尋ねてもかりゐだにもしられず。門のやねの鶏くだけてちりをり、田町より土手にのぼる所、巾二尺ばかり長さ五七間なゝめに裂て、深さ三尺ばかり也。いとおそろし。五十間こなたより右側、くづれたるまゝにて火はかゝらず。高札場前へ倒れ、吉德稲荷は仰向に仆たり。中の町吉川屋吉兵衞は、武陵のともだちなり。金杉の唐木やしやうゆぐらのうしろにゐると札出したり。又松木屋勝五郎を尋るに、山の宿の河岸としろせり。京町のうしろよりはね橋わたりて、龍泉寺まへゝゆく、入口の茶屋少しのこりて、すべて倒れぬ家なし。大垣侯の下やしきも大くづれ也。駐春亭は大破損なげなり。金杉の町、みのわへかけて大かた潰れ、例のあゆみなやむ。みさきいなりもつぶれたり。かの吉川のかりゐは、根岸の方へ一町ばかり入りて惣木戸あり、一と地面の田舎長屋あり。このあたりも竹垣は仆れり。家は大かたつぶれたり。吉川はさゝぶきの平屋の長屋のうちのしる人の家に同居したり。あるじをらず。甲州〔割註〕吉兵衞の本國、〔〕にて、此大變をきゝ、二日の間にはせ歸りしとぞ。今はおやのもとへ行たりといへり。妻あしをいため、歩行むづかしといふ。こゝを出、みのわより日本堤へ出るに、ほそくながくつちさけたり。田中にまがるにすべて

倒れぬ家なし。武陵舊友玉川兵右衛門、崩家の山のごとくつみたる中に、犬小屋めいたるうだつやつくりひそみをり。何ごゝちかすらん。かやうのすまひいづごにも〳〵いとおほし。火災後のかりゐにくらぶれば、わびしさいくらもまされど、こぼたれながら、少しはものゝのこれるぞ猶よかりける。山谷町も大あれと見ゆ。あさぢが原をぬけて橋場へゆく、化地藏たふれて、笠かむりたるまゝ、くびのおちたるもをかし。橋場には大傳馬町升屋喜右衛門の地面あり。家ぬしは九兵衛とて、おもてのかたに平屋きよく建すまひ、喜右衛門は川にちかく眺望よきやうに、樓などたてゝすまひしなり。〔割註〕みせは大傳馬町にありて、水あぶらをうるなり。」こゝもつぶされて、妻は死失たりなどいふものあれど、店にてきけばつゝがなしと云。喜右衛門父子、すべて庭中に、大なるかりやたてゝすめり。二間半に三間もあるべし。土間なれど、やねはあつき坂もておほへり。子の平次郎も出來りぬ。主人も平次郎もすべての子どもゝ、無倒されて身じろぎもならず。但し平次郎はあしのさきをはさまれたりしよし、善右衛門いせのおほんかみをつねも信じ奉れば、此時こそと祈念せしかば、あしに力の出來て、やう〳〵身もうごき出したりなどいふ。すりきずはかぎりもなけれど、けがといふほどのきずはなしとて悅ぶ。かくて橋場今戸とかへり來るに、全く立たる家はかぞふるばかりなり。寺どもゝ崩れたり。八幡宮鳥居拜殿倒れ、本社むねこぼれたれどかたむき給はず。今戸橋南のはし臺損じたり。北のつめ金波樓の道五七軒も燒たり。種魚の家はつゝがなきさまなり。入らざればしらず。聖天町あたりも破損あるべし。河岸通りひさしのおちたるはおびたゞし。山の宿河岸松木やは人の家に同居し、うらの方にすまへり。おちかのうばも、まかつも、おみちもをり。あそび一人、かむろ一人をり。まづ〳〵御無事とたがひにしゆくして、涙もおちて嬉し。かの時それ地震といふとやがて家倒れたりといふ。おちかは箱火鉢のかたはらにゐたれば、殊に身よくうごき、かしらをもたげて見ればひきまど也。〔割註〕天窓なるべし。」こゝにゐるかむろ、つねに愛したれば、をささん〳〵と叫ぶ故、ひきよせおきつるにより、まづこのかむろを出

し、さておちかいでてお安をひき出さんとて、さしいれたる手のたぶさをとらへたれば、そのまゝ力にまかせてひく。あらいたや〳〵首のぬくるはとさけぶもいとわれず。首だに出さではとて、つひに助けいだしたりと云、老女のわざにはいとしたゝかなり。そのさまわざをぎのあだちが原のうばのごとくありけんとおもふにをかし。勝五郎もおかつもおみつもぶじ、あそび等ひとりもさはりなく、その夜の客とひとしく物など少しはもち出せりとぞ。いとけなげなり。下男ひとりひとへものとりにとて、再いるとて、ひさしにつぶされ死失たりとぞ。仙太郎は新川にをりて、これも無事なり。かくて並木へいで駒形より黒船町のやけはらすぎ、武陵にわかれて家にいれど、こよひも垣根に寝よと人のいふにまかせ、夕飯はそこにてくひ、例のざこね、こよひも暁すぐるころより、雨やゝ大にふり出ければ、鼻緒屋へかけいり、しばしまどろむとせしまに、空しらみわたりぬ。けふ武陵いへらく、この程大川の水かれたり。津波の徴ならんといひさわぐ。また川水あかくなりし事あり。川上の山のくづれて、あかばねの流れたるなめりなど人云。また亜夷、長崎に船來し、海岸暗礁測量の一件うけひき給はぬは盟約に背けり。さらばこなたより兵端をひらかん歟。けふより六十日かぎり返事きゝに來むとて、やがて出船せしよし、また櫻田御門邊大に破損し、大樹たふれしとも云。すべて地震は風とたがひ、樹のたふるゝは一つもみず。こは土のくづれたる故に仆れしなめり。又云、護岳の妻、大道にてあまざけ鬻ぐよし。十日、空晴る。きり、加藤徵藏ぬしのもとにつかはす。家も、くらも破損少からず。烏越の女房結おとめをもとふ。無事也。けふ御像の御箱御符の御箱きよめ奉り、御棚もかきぬぐひ例のごとくませまつり、べつにわけてつゝみ身にそへたてまつりしも、ひとつにをさむ。但しきりにもたしたりける御守袋は、なほ首にかけさせおく。五日の御酒御餅御燈奉る。まことやをとつ日地ぬし雇工をして、すべての家あやふき所々かりに直すにつけ、二階ねだの、おちかゝりたるをつくろはす。すこしはさがりたれど、ふみても危げなきばかりになりぬれば、心づよくぞおもふ。入口は、柱かたむき、戸はづれてたちがたし。

たゞおしつけおくなり。こよひ久しぶりにて内に寢つ。松屋に來をりけるおつるも來りてねる。

按ずるに壓されて死ぬよりは、かけ出して物にうたれつぶされたるが多き。おされたるは廊下にものあれば、その間(ひま)あるをもて十に八つはしなず。かゝれば箱火鉢本箱などだにあらば、うつばりおちたりとも即死はせじ。況んや、たんす小戸棚などあらば、外ににげ出て、瓦、かべつちなどうちつけられたらんに勝るべし。かならず心あわたゞしく、やみなどにはせ出ては創かうむる事少からず。

十一日、くもり、よる少し雨ふる。未刻一度小震、けふ本箱類つみ直す。地震安心記五丁かきをはる。武陵、彦太郎つれきたり。けふ大音寺あたりにかりゐせる吉川屋妻のおやをとぶらひしよし、地ぬしよりあづかりしものども、みなかへしやる。けふ無事の御よろこびに御酒御餅御燈奉りをろがむ。

十二日、空よくはれ微暑、よるくもる。けさも御よろこびの御酒御燈奉る。御もちひはなし。けふは彦太郎の誕辰なれば、あづき飯ふるまはんと云しかば、ひるごろ、武陵のもとにゆく。隣の〔いづや〕又三郎も來り、ともにひるげたうぶ。赤飯に銀杏大根に、あさりのむき實の汁のみ也。心ばかり無事を祝ふにこそとなり。仙八をぢも醉てきたり、のち護岳も來り、予こゝをいで、永樂や豐藏をとふ。こぞ火の災の時のまゝ、つくろひもせぬが却てよかりけり。ひさしはおちたれど、つぶるゝにもいたらずといふ。巴人亭も命ばかりは別條なく、八幡宮の地内龜岳がかりごやに、本店の人々ともにをるときくに、心おちゐ、太田屋をとふ。家に破損なし。かくてこゝより引かへし、深川へゆかんとす。小舟町をすぐる時、やゝ大なるが一つふりたり。てけのよく風もそよふき、空もいと高う見らるゝに、かゝる事あれば人々もてさわぎおそる。かくて永代橋に臨むに、小あみ町も南部堀あたりも全き家藏まれ也。いづこも〳〵かきむしりたらんやうなり。永代ばしわたりて、やがて相川町みなつぶれてやけ、富吉町、中島町、北川町、諸町、熊井町、蛤町などいふあたり、黒江町ものこらず。一の鳥居もやけおちたり。八幡橋の東のつめより北側、少し殘てやけねど崩れたり。永代寺門前町大島町もやけ、南側は土橋のかた迄やけ

ゆき、北側は永代寺のきは一軒殘て火留りたり。門前の鳥居無事、そりはしの中の鳥居くだけたり。本社つゝがましまさず。聊のいたみもみえず。但し西の方廻廊のやうなる所々崩れたり。龜岳の家きり〴〵すばこのやうにて建り。庭に大なるかりやたてたり。椽もはりて見よげなり。龜岳にも巳人亭その妾お濱にもあふ。地ぬしの妻もをり。このほど二男直藏、京よりかへりをるとぞ。けふはあはず。巳人亭六十にあまり病身、こぞよりあしもよわくなり遠くへはいでず。しかるに二日の夜、直藏翁と枕を並べ、お濱は枕にそひ、よこに寢たりけるに、一ゆりつよくゆするとひとしく、家つぶれたりとおぼしく、翁も直藏も二階のねだに壓され、いとくるしけれど、頭ばかり外に出たり。燈火は、はやくゆりきえて眞のやみなり。お濱はものにはさまりたるまゝなれば、はやくむぐり出たりとぞ。ふたりは少々づつかたみにはひいづ。からくして身のぬけたる時、となりの摩利支天の堂、ゆりつぶれたるいきほひに、雨戸仆れて少しあかるくなりぬ。巳人亭手さぐりするに、ものにとりつきたるを見れば、いせのおほんかみの大宮のみはらひなり。直藏もまた、千度のみはらひにさぐりあて、いと〳〵たのもしく、四人〔割註〕おみのを加へてなり。おみのゝ事きかず。」手ひき〳〵はだしにて、瓦のつもれる上をふみ〳〵立退に、はやちかきわたりより火おこり、やう〳〵一面あかくなりぬ。かゝれば、ものひとつもとり出さず、かりまゐらせたる書ども、〔割註〕左傳二十家注唐本十二冊、五雜俎八冊、蝿打六冊、遠州拾遺十冊、一目玉鉾六冊、路程全圖一、南海道々中記一、九州圖一、崑山集一より五までか。其内、左傳は質なり。唐詩解頤三冊。」皆燒失ぬ。いかにともすべなしなどいふ。おのれおもひもよらぬ災にかゝりたるなれど、おのが身壓つぶされたらんにくらべては、何條ことかあらん。さてかへりぢ右の町へ入り、ゆき〳〵て方角たがへ、もとの相川町へ出づ。さが町も惣つぶれ、小松町の一江のながやも、うしろよりみるに、あたりは皆崩れ仆たれど無事也。誠や永代寺境内にも、おすくひ小屋たつ。大川邊靈雲院のまへ、地長くわれたり。柾木稻荷もたをれつ。御船藏大かた無事なれど、東側は一ツ目のはしまで、みなつぶれ、藏前町横

町をのこして、南へ木下氏のやしきまで、東へは八名川町邊すべて潰れたり。八幡御たびの門内も皆つぶれたるに、高橋瑞庵のみ、つゆさはりなし。御みやも鳥居も、例の損じ所なし。まことにあやし。神田川平右衛門町をすぐるに、こゝは新に造りたりとはいへ、兩側すべて露のあやまちもなし。地震こゝにはゆらぬにやと、ゆきゝの人いふ。かへり日ぐれに及びぬ。なごや神谷傳右衛門、地震火災の事きゝつたへ、母尼公のうへを、いとおぼつかなくおもひ、六日發足の飛脚けふ着て松坂屋へも行。予の方へも手紙もて來り、予他行きり請取かきてやる。おもふに今は慈慶尼もたゝれつらん。

十三日、くもりて日の影みず。夕ぐれつかた少しふり、曉方よりつよくふり、翌十四日一日ふりたり。けふも如し例御酒御燈奉りぬ。けふはあさ辰刻小震あり。日くれてひとつ曉にもありしときけど知らず。午後加藤主〔割註〕敬藏ぬし也。〕をとふ。うらにかべつちこねてときゝあはず。內方にあふ。此家げに所々損じ、中の口玄關のあたりも、新しき家ながら全からず、三味線ぼりへ行とて、鳥越明神を外より見奉るに、このあたり土藏つぶれ、武家の塀其外崩れたれど、例とはいへど聊か地ゆりたるけしきも見えず、佐竹、下總兩侯の中やしき所々くづれたり。上野町長者町すべて燒、おかちくみやしき數おほく灰となり、小笠原侯の中やしきよりむかふのやしきも北どなりもつぶれ、やがてやけつゞけ、角の町屋一軒のこりて、ひろ小路山下へつき、三橋のあたりまで東側うらへかけて燒、西側は大につぶれおほきにあはせて、仲町□□ぬやうなり。しかるに御すき屋町より芥坂あたり、立たる家門まれなり。ゆしまの天滿宮も女坂大に崩れ、本社の破損おほし。池のはた茅町のかたへゆくほどつぶれ家多く、すべて人すみたるさまにもみえず。皆新土手にかりやせり。こなたより臨むに辨財祠はやね奈し。さて御山內は無事ときく、さもあらむ。山下の家さしたる破損なし。たゞなにとかいへる料理屋つぶれたり。まことや伊藤松坂屋くらものこらずおち、人もおほく死傷せりとか。この所のまへ町會所の御救小屋焚出しの場となり。山下火除地に御救小屋たつ、今つくるさいちゆうなり。このあたりすべてあたりかろし。伊場氏

また木村錦之丞主とふ。ともにかべひゞわれたるほどなり。大久寺のかねつき堂をかしく倒れたりと、武陵のいひしかばゆきてみるに、げにをかし。巽の方へやねのまゝあほむきて、つりがね鐵鉤にかゝりたるまゝよこたはりをり、その傍にひろくいかめしきかりやたてたるは、かのしゆろうの柱をかたどりたるなるべし。小堂どもみないたみかたむきたり。けふは日蓮の忌日なれど、寂莫としてともし火のひかりもなく、無住のやう也。廣德寺の門はよしありてひくけれど、左の柱の礎聊ゐざりぬ。菊屋橋のきはつぶれてやけたり。〔割註〕川升より出たりとぞ。〕門跡表門左扉はづれてたふれたり。本堂巽の檐大に損じ、その餘所々損じ、寺中門など仆たる多かり。法融をとふ。かたむきながら人すみたり。少女來てものいふ。東光寺をとひ住持（有溪法師）内方（おふで）にもあひしばし物語る。葬送來るとて人々入來りもてさわげば、そこ／＼に出、本法寺へ入みるに、熊谷稻荷社はふるへどつゝがなし。寺内はいたくそこなはれたり。寺々皆大破損つぶれたるもあり、本智院燒たり。おもふに菊屋橋またこゝの火もし大に延たらば、福富町も灰となるべしと、今さらそゞろさむくおそろし。神の惠いとたふとし。諏訪町裏のやけざまみて、こまやしき過て富坂町倒家のまへ、しげきかひ棒の根につまづき横ざまに仆れぬ。きものもけがれねどいとはづかし。大野屋安兵衛の養子地震のときかけ出、廂のおちて脚にきず受たるが餘病加はりて昨夜みまかりぬときゝ、このついでにとぶらひつ。妻お秀も顔にきずうけたれど、今はよけれど夫におくれ、いと／＼おもひくしたるさま也。此養子は物などはか／＼しくもいはねど、裁縫のわざにたけて、をさ／＼世わたりにもたづきなからず、よき人と人もいひきかし、富本流の上るりも上手なりきをしむべし。こよひも例のごとくおつる來りやどる。また地主むすこの楠作は夜番に出で通夜す。このほどぬすびとしげしなどいふに、女どものものさびしきに、いかで中戸ひらきひとつになりてといはるゝに、さはりなしとてうけひきぬれば、ふたりの少女もわがかたはらに來りあそぶ。夜ふけからすどもはう／＼なくに、月夜といへど雲もあつきに、何の徵ならんと人々あやしむ。道子一たびね

たるが、おき來りきりの傍にねたり。お鶴とともにさま〲ざれかはして夜のふくるをしらず。誠やけふあつた南部新五左衛門より一日の書狀つく、九月廿八日かしこにては早く地震せりとぞ。その日は國君あつたの濱にて船いくさ調練御覽、築地あたり貴賤の雜人拜見せしに、御歸船のころほひ夕七ツ過ゆりいでゝ、人々おそれわなゝき、こと〲くあつたのおほん神のみまへにはせあつまりぬなどしるし、又秋の水難の田地損毛高、死傷の人數などくはしくしるしたるをおこせたり。

八まんの別當道本老僧、はりにしかれつゝがなしとて、此守りを大岡どのへ奉られけるよし、まつや儀右衛門よりもち來る。

捧　拾　捐　捧　　　捧　拾　捧　捐

はりはやつ門もこゝのつ戸はひとつ我身のうちは大社かな

水神のをしへに命たすかりて六分のうちにいるぞ嬉しき

十四日、あめふる。よる亥刻地震一つ、きのふより少しつよし。けふも中戸とざず。ひる御酒御燈きのふに同じ。但しきのふつねの夕のは、死穢をはゞかり奉らず、默拜せりき。おみちもこなたにて寢る。あすよりは來らず。

十五日、木むらのお高八幡宮へ詣づとて來り、よべは三度震しといふ。また四日五日のころ、池の端近きおすきや町邊のげいしや家などつぶされたる。さならぬもにごり酒田樂など廣小路に店出して ひさぐ。髮を銀杏くづしにむすび、絆の胴ぬきの下着に、たちつけはきなど花やかに粧ひ酌などもすれは、かゝやうの世界にても、色好のみちは忘られぬものなれば、うつゝ心もなく貴人いとおほしなど云。

こよひも亥刻に一度すこしゆる。けふ天氣いとよくさむし。あつた南部新五左衛門諸家の早追に、二日の變をきゝ驚きをりしも、八町堀の同心棠小林平十郎ぬし、大澤藤九郎ぬし上方のかへり、八日の夜長

門屋新兵衛家に止宿あり、もとよりしる人なればおのれらの上を心にかけ、もし居所なく迷ひをらば、この人々をもたのみ、また尾張のとのゝ築地の御やしきなる、鬼頭市十郎ぬしをもたのみたらましかば、力をそへ給はましなどねんごろに書かいしるし。あつらへつけておこせたる。その日は八日なり。けふ小林ぬし歸府ありとて、その人の出入黒船町代地喜太郎と云がもて來りぬ。安否の返書とゞけつかはさんとなれば、無事にてもとの家にすまふよし書つけ、喜太郎のもとへつかはす。

十六日、あかつき一度、よる亥刻一度小ゆすりあり。天氣けふもよし。きのふもけふもおつるのやどらぬ夜なし、近藏きりとねる。また十四日の雨にて、古家などまたつぶれ、死傷のもの多しなどいふ人あり。虚實つまびらかならず。よるはくもりぬ。

十七日、くもりまた日もてる。午下刻やゝ驚くばかりひとつゆる。積たる箱どもうごくほどなり。十八日は心をつけ、大火たくななどこのころのゝしりさわぐ。觀音のみさとしおほやけよりの御觸也などいふ。いとをこなり。はたして、

十八日はくもりのち雨ふり出、夜に入東風つよく吹、雨車軸を流すがごとし。よもすがらやまざりけれど地震はなし。たゞ□□は時ならず雨三度もあり。あけぼのにいたり雨やみ風なぎ。

十九日、てけいとよく晴わたりぬ。南風にてあたゝかなり。〔割註〕けふあしのやと、さのやへ死傷のくやみをいふ、さのやは妻と男子とみせのもの即死也。」

廿日、未刻すぎてのち、觀音おく山花やしきなる雨の屋をとふ。こは淸く、ひろき家のさゝぶきなるにかりゐしたり。いかにせん夫婦ともにきずを受、てもこよびをり、かの時かけ出したりしに、隣家の物のたふれかゝれるに壓仆され、又人にふまれなどせしとて、ちかはるはかしらに大疵三つ、右手のうでほねを折りてきかず。つまはあしのほねをひしぎあしなえとなりぬと云。されど後には全快すべくや、三人の子どもはさはりなし。さるあやふき時にも、としごろ心をつくし寫しおきたる、おもしろくめづらし

き粉本やうのものは、男をして什家の内よりとり出させ、器物も少しは助けたりといへり。書籍はつくしてやけうせぬと云。いかゞはせんけふみればおく山のぬれ佛もおちたり。錢がめ辨天、出世大黒、二王尊、多福辨天、不動などつぶれたり。大神宮もつちをふりおとし、みぐるしくなり給へり。並木大やほややねおち、とらやといふはつぶれたり。からしや十兵衞ばかり家落成してすめり、けふ訪ふ。

○こよひきらくへの返事、またなごや神谷への返事どもいだす。〔割註〕このほど見まひのこたへ也。」○平右衞門町もけふみれば、いへごとにつッぱりかはぬ家稀なり。

廿一日、あさ五ッごろ、少しおどろくばかり震りつ。てけはよく西北風つよし。なかね其樂へ地震火災の板行ものしな〳〵とゝのへておくる。

廿三日、天氣いとよし。武陵いはく、石町大横町すゞき越後の藏前に賣卜者のみせあり。この卜者九月の下旬にいふやうは、來る月のはじめ、よにいとおどろ〳〵しきわざはひあらん、この邊りにをらば命もたもつまじとて、いそぎ他所へゆきぬ。〔割註〕千住へうつりしといふ、のちの安否はしらず。」はたして二日夜のなゐぶりに、藏のかべはがれおちて、かのみせのあたりに山をなせりける。こゝらにをらましかばと、その卜者の未然を察せしを感ずと云へり。

廿四日、あさ田のもとにて、よし野あやを云、淺裏庵ひろよしをぢいとあさましくいたましきかぎりになむ、かのやしきつぶれたるも、長屋の梁のいとふときに壓され、のがるゝ事をえず、人々力を戮せうごかせどもあがらず、火はいとちかくもえ來りぬ。ひろよしはいとくるしげなる聲して、今はたすかるべくもおぼえず、鎗などにてつきころしてたまへといふほど、ほのほかゝりてわれも人もやけうせぬ。むすこは助りけれど、内かたもむなしくなりぬるぞいとあぢきなきや。寄食の人もありて、すべては十三人ばかりすまひせしに、四人の外はみなみまかりきとぞかたる。中濱萬次郎は長屋つぶれつれど、妻

も子もつゝがなくぬけ出たるよし、文鳳堂いへり。

廿五日、空はれたり。未刻たしかに一つふるふ。但しみじかし。

廿六日、木むら錦之丞來り云、山內(上野)は無事なりと世にはいへど破壞少からず。宮の御殿にても潰れたる所ありて、しもべ一人壓死す。また□□門內の□□院傾まがり、土藏全きはなし。淺草の傳法院も方丈つぶれ、住持金とりにかへりて、ものにうたれむなしくなられたり。少年三日ばかりものゝ下におされ居たるが、猶死なで餓鬼のやうになりて、ものゝ下よりはい出でたすかりたりとぞいふ。

十一月朔、けさ〔割註〕午上刻ごろ。」まだめづらしく震すといふ。予はゆやにありてしらず。

けふ上野山內に地震はじめて入る。下夕寺〔割註〕車坂屏風坂などのかたにつきたる寺町也。」ことにあれおほし。いづこも〱石垣くゑ壞れたるぞ多き。しゆろうのかたへゆかねば見ず。宮さまの外垣はこと〲く倒れ、いたもてかこひたり。眞空法師の寮をとふ。この僧かの時他の坊に居て、歌物語してゐたりし頃也とぞ。ゆすりしづまりて早々歸りて見るに、地火爐の鐵瓶くつがへりて、おぼつかなかりし、火みなきえ、あたりは灰にくもり、本宮どもみなころ〱とみだりがはしく、あしふみ入べうも覺えず。此時寮にをらましかば、軒ぢかき土手の石どもくづれかゝり、家は無事なれども瓦をおとしたりしかば、頭にもあれ足にもあれ疵うけましをといと嬉し。世はすてながらも猶命はをしきものになんとやうのものがたり、さすがにあはれなり。かくて根岸へゆかんとて谷中門を出る。このあたりよしはら京町のくつわども立退たる家おほし。すでに店はりたるもありとぞいふ。なまめくものほのめくも、地震の事おもへばふさわしからぬこゝちぞする。天王寺の塔の九輪げにかたへゝおちたり。輪のさしわたし大なるのは四尺あまり也。此寺いたくあれず。いも坂あたりも寺の門などは、例としてたふれたれど氏家はさもなし。

二日、市中にて心まかせにはゞかりなく彫刻しうりたる地震火事方角付の類、ならびに戯作の一まい畫

の類の板、とりあげおくべきやう、行事（地本屋の）にかゝりの名主よりいひつけらる。これによりてかづ〳〵板をとりあぐれど、いやます〳〵ほりもしうり出しもして、品かず百數種にあまる。○またけふ一めぐりにあたる日なればとて、いたくおぢゐる人おほし、されどゆるがず。かへりて〔割註〕けふ台命ありて、諸寺にて枉死人のために大せがきあり、四日にいたり三日の間也、別にしるすべし。」

三日の夜亥下刻ごろ、やゝ大に長くゆすりたれど、物のまろぶほどにはあらず。

五日、田中喜三郎來り云、地震火事の彫刻もの、その數三百八十餘種ありとぞ。その中に重板三四丁あり。山口藤兵衛當番にて板をとりあぐるに、いまだ十の一ツ二ツなり、板木屋どもこれを禁ぜられては、當分の飢渇しのぎがたし、一箇月も延引せさせ給はずば、いづかたへもまゐりて強訴せんなどいひさわぐよし、さて〳〵あるまじき事なり。

九日夜、小ゆすりありといふ。我はしらず。

十日午中刻、根岸木むら德麻呂の家にゐたるに、聲ある地震一つありて、大にはあらねど、しばしゆらめくやうなりしを、家にかへるにたゞはしらのぎしりとなりたるのみ、しらぬ人もおほしといふ。しかるに本所の江川氏のやしき、中濱のかり家にても、しやうじのびり〳〵となりて、しばらくゆりたりといへり。○きのふまで盛にかざりたてし地震火災の畫戲作もの、すべての商店こと〴〵く下へおろして、よのつねのにかへたり。こはあまりかぎりもなき事故、まづうち〳〵にて憚るべきよし、そのかたの人よりさたのありしなるべし。されど猶下におきてうる中へ新板をくばる、彫工にあつらふるもあまり。今は四百種にもおよぶべし。畫の中にてはかしまの御神像をあまたの人拜する畫と、くさ〴〵の人ども大なまづをせめなやますかたぞはやく出て、うるゝ事おびたゞしといへり。すべと重板おほくうるゝものは、十板廿板も增刻せしよし也。○いにしころ人のいふは、いせのおほんかみの神馬、江戸中をかけあるき積善の人を助けたりければ、無難の人の身には、必白馬の毛一もうづゝつきてゐるとぞいふなる。まこと

にやこゝろみざればしらず。〇つがる侯のみたちにては、壓死七十人あまりと万次郎もいへり。〇町々の名ぬしにて檢索しかきあげしは、そのまぎれなきかぎりなり。よしはらなど人別にのらぬと、誰ともしられざると、何ばかりの數かはかられずといふ。三倍はたしか也とぞいふ。武家はいよ〳〵おほかりとぞ。

十一日、亥刻許地震。

十二日、おなじ時少しばかり。

十五日、あさ辰ばかりにゆさ〳〵とゆる。人々あわてまどふ。巳刻ごろにもまた小動す。心もとなく恐ろし。

十六日も風あらき中に一ツゆすり。龜井戸あたりの家つぶれしなどいふ。虛實をしらず。けふ尾州家の御くらやしき鬼頭氏のいはるゝやう、市ケ谷の上やしきこゝもすべて所々そこなはれつれど、指一本きづつきしものもなし。またをはり燒の陶器をうる江戸の問屋十七軒あり、ちかきころあつたのおほん神をうやまひ信じて、大々かぐらなど奉る事也。〔割註〕三都の問屋心をあはせてのよし。」こたびの大變に十七軒のもの一人死傷もなく、しろものもそこなはれざりしとて、悅びのぬさ奉りなどしたりしよし、いと〳〵たふとき事なり。

なゐの日並　終


延中郎沾涼著
池田二酉堂藏版

昨日旅。今日羈。明日者末太越邊鐵山之峯奈連哉室行月乃須惠能白雲矣嶮而。于蒼鳶撥巡於國々。新剃桑門負笈飛錫行程。駕丁少六。馬士與作于話知新。往山柴刈時。來川洗濯。于媼溫故。吳竹之爲不思義事而也。飛鳥川爲變行狀而也。毎々禿石筆先有其蒼坊主草稿矣。書賈二酉堂設之而與題之云。不直採有儘與里人談爾云。

東都俳林菊米山翁沾涼述

諸國里人談目錄

卷之四

七　水邊部

八　生植部

諸國里人談 卷之一

菊岡米山翁著

一 神祇部

和布刈

豐前國門司關早鞆明神の宮前は海なり。これに石の階あり。常に二十階ほどは水中に見えて、その先はしらず。毎年十二月晦日の子過丑の刻の間に、社人、宮殿の寶劍を胸にあてゝ、石階をくだりて海中に入る。その時、潮左右へ颯とひらけり。海底の和布を一鎌かりて歸るなり。もし誤て二鎌かれば潮に溺るゝの難あり。此時は社頭民家の燈火、海上掛り船の火、こと〳〵くこれを消なり。その刻限の前半時ばかり、浪大きに立て海あらし。海底に入らんずるとおもふころしばらく浪しづまりて、又前のごとく半時が程は海あるゝなり。元朝件の和布を神前に備ふ。又帝都へも奉なり。これを和布刈の神事といふ。○當社は龍神の嶋にして、神功皇后三韓退治の時、干珠滿珠を持來りて船を守護し玉ふなり。その頃皇后、孕らせ給ふなれば、軍の中に降誕あらばいかゞならんとわづらはせ給ふに、此神、和布を献じすゝめ給ふに、三とせを經て征伐し給ひ、歸朝の時筑前の箱崎にて御降誕ありける。應神天皇是なり。此和布を食する者は萬病を治す。疫癘は立所に癒。可レ貴。

諏訪祭

信濃國諏訪明神は東征守護の神にて、桓武帝の時、田村將軍これを建るなり。毎年三月七日、鹿の頭七十五供す。氏人の願望にて何方よりと極たる事なく、自然と集事恒例たがはず。まさに一つの增減なし。七十五の内、兩耳の切れたるかしら一つきはめてあり。それかれ奇なりとす。

上諏訪祭神　健御名方命　下諏訪　祭神　八坂入姫命

上諏訪に七不思議あり。

宮　影　普賢堂の板壁に穴あり。紙をあてゝ日にうつせば、下のすはの三重の塔うつる。其間一里なり。

社壇雨　毎日巳の刻に雨ふる。

根入杉　根八方へはびこる。

温　泉　湯山よりおつる所の口をふさげば湯落ず。

氷　橋　冬諏訪湖氷る時、きわたりとて狐わたりそめて其後、人馬氷のうへを通路す。春又狐渡れば通ひを止る。

鹿の頭　祭の時七十五頭、例年たがはず。

富士移レ湖　湖上に富士の影うつるなり。〔割註〕甲斐一國をへだつ。其間に高山多くあり。〔〕すはの海衣が崎に來て見れば富士の浦こぐあまの釣船

芝　祭

出羽國大泥村に毎年四月八日芝祭といふあり。其所に大きなる池あり。一山の山伏、池の邊に臨んで祈る時、かたはらの芝四五尺ほど裂て、池にうかみて漂泊す。これを芝舟といへり。其時寬々と遊び給へと呼はれば、少時猶豫す。程なく本の所へたゞよひ歸りて、地に癒付事前のごとし。ふしぎの祭なり。當所は藥師佛を安置し、一山四十八ケ寺みな山伏持の所なり。此日、近國よりの見物群集す。

吉備津釜

備中國吉備津宮に釜殿といふあり。是に大なる釜あり。祈願の人、吉凶を伺ふに、社人玉襷をして一つの幣を釜中にうつし法を修すれば釜鳴動す。そのひゞき數十町にきこゆ。これを動ずるといふなり。其音によつて成就不成就、病人快全不快を考ふる事なり。

當社は備中賀陽郡の內、板倉川のひがし備前の界なり。

鹿伏神軍

佐渡國鹿伏明神、毎年二月九日大雨風にして、夜に入て大きにあれ、明がたよりしづまり、翌十日極めて晴天なる事、例年たがはず。土俗共夜は神軍ありといひつたへて、戸出をせず籠れり。あけの日、社頭の邊にふしぎの矢の根數あり。尖矢、かりまた、かぶら矢など、さま〲の形にして、大さ常の箭の根のごとし。人民、これを拾ひて守とす。同國の僧など拾ひ得て來る事あり。

飽海神軍

出羽國庄內飽海社は大物忌大神と號す。祭神倉稻魂神なり。年に一度風烈しく震動して、天氣常に異なる、雪霰の中に矢の根交りて降るなり。これを神軍とて土人大きに怖る。晴て後、木蔭に石にあらず鐵にあらず、鏑矢、蟇股等の鏃數品あり。これを雷斧と云。鹿伏の矢の根にかはらず。また奧州、能州の中にもあり。常州鹿島にもありと云。これ則本草にいふ所の雷楔、雷斧の類ひなるべし。

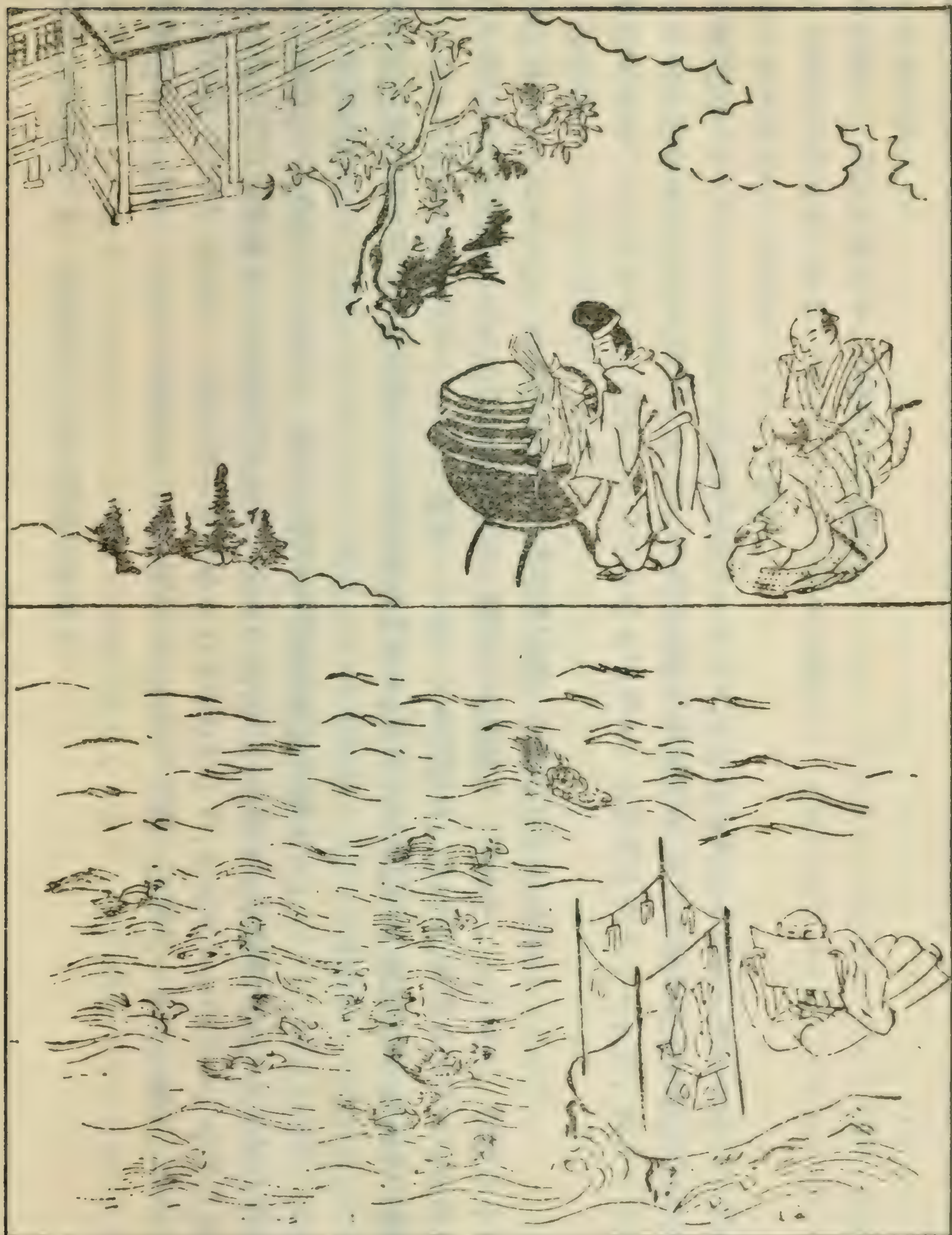
龍王祭

淡路國由良の湊の南西の海中に、周り三里ばかりの小島あり。此所に平生といふ大石、海へさし出たる方三間あまりの平なる石あり。毎年六月三日、由良の八幡の社僧來り。此石の上に供物を備へ祭儀を修す。これを龍王祭といふなり。此時節に至つてかの石の邊に大小の龜數萬群り集りて海上を塞ぐ。祭事過ぬれば殘らず忽に去る。今に至て例年たがはず。

案、此島は平島なり。此島に秦武文が伴ひし御息所漂泊し、此所に流れよりはじめて上り給ふといふ所に岩あり。傍に小祠あり。今辨財天に祭る。

直會祭

尾張國中島郡國府宮〔割註〕淸洲の近所なり。〕毎年正月十一日に直會祭といふあり。神官、旌旗を立て道



の邊に出て、往來の人を一人捕ふ。さるによつて其日は諸人戸出をつゝしむ。旅人などは旅館にて此事を告しらせて逗留するなり。斯恐るれども、自然とこのために捕はれる者出來て、其人を沐浴をさせ、淨衣を著て神前につれ行、大きなる俎板一器、木にて作れる庖丁生膾箸をまうけ置、又人形を作りて捕はれたる人の代として、末那板のうへに据て、その傍に捕はれし人を居らしめ、神前に備へ進する事一夜なり。翌朝神官來りて、件の備物、人共に神前よりくだし、土を以、大きなる鏡餅を作りて、彼人背に負せ、青銅一貫文を首にかけて追放に、走り行てかならず倒て絶入す。少時ありて正氣いでゝ元のごとし。その倒れたる所に土餅を納めて塚を築なり。此神事、社家の深秘とす。

眞清田明神　祭神國常立尊　當國の一ノ宮なり。

人魚

若狹國大飯郡御淺嶽は魔所にて、山八分より上に登らず。御淺明神の仕者は人魚なりといひつたへたり。寶永年中乙見村の獵師、漁に出けるに、岩のうへに臥たる體にして居るものを見れば、頭は人間にして襟に鷄冠のごとくひら〳〵と赤きものまとひ、それより下は魚なり。何心なく持たる櫂を以打ければ則死せり。海へ投入て歸りけるに、それより大風起つて海鳴事一七日止ず。三十日ばかり過て大地震し、御淺嶽の麓より海邊まで地裂て、乙見村一郷陷入たり。是明神の祟といへり。

龍蛇

出雲國秋鹿郡佐陀社はさま〴〵神事あり。十月十一日より十五日までの間に、沖より一尺ばかりの小蛇一疋、浪にのりて磯に寄。この蛇、金を以彩色がごとく甚美し。これを龍蛇といふなり。神官潔齋して汀に出て、その來れるを待、海藻を手に受るに、龍蛇、その藻のうへに曲り居るを、則神前に進るなり。是海神より佐陀社へ獻るものなり。

祭神伊弉諾伊弉冉の二神なり。十月は陰神崩給ふ月なれば、諸神、この社に集り給ふ。故に當所にては神

在月と云。

梅園社

肥前國長崎丸山に富る者あり。平日天滿宮を信ず。大宰府の飛梅の枯條を以、聖作を彫刻して、朝夕これを許す。一日途中にて不斗口論におよび殺されける、相手もまた人を害し遁るべきにあらねば、則自殺してけり。かくて殺れたるもの夢のごとくにして蘇生し、家に歸りてしだいを語り、神像を拜するに、御身に刄の跡あり。それより血流れたり。大に驚惶し、是神の我難に代り給ふを知りぬ。梅園の天神と稱し、長崎にあり。元祿年中の事なり。

犬頭社（犬尾社は下和田にあり。）

三河國碧海郡上和田村〔割註〕岡崎にちかし。」に犬頭社といふあり。深更に及て青銅百疋を長く繫て口に喰へ、鳥井の邊より社まで四つ這にはひて行けば、かならず福を得といひつたへたり。人あつて此事をなすに、神慮に叶ふ人は行課せ、叶はざるは何事ともしらず兩足を跡へ引きて行事あたはずとなり。〇天正年中領主宇津左衞門五郎忠茂、ある時獵して山に入、一樹の下にして俄に睡を催しけるに、手飼の白犬、裾を咬て行に目を寤し、又睡るに犬、頻に枕の上に吠る。睡眠の妨を怒て、腰刀を拔て犬を伐る。その頭飛て樹の上の蟒蛇の頭に嚙付たり。忠茂、これを見て大きに驚き、即蟒蛇を殺す。彼犬の忠情を感じ、兩和田村に犬頭犬尾を埋て是を祭る。（▲東君聞召甚感ジサセ玉フ）

熱田的射

尾張國熱田社に每年正月十五日的矢あり。六百人の社家、これを射るなり。もし射はづせば其家を沒し、官錄をはなたる。よつて當社の社人、年中おこたらずこれを勵て、五寸三寸の的を常に射發す事なく、皆達人なり。ことに其日の的は二尺ばかりの大的にて、いづれにも發れぬやうにする事なり。されば共行跡あしく、神慮に背く輩は、必射發す事、時としてありとぞ。

常陸帶

俊頼抄に云、常陸國鹿島明神の祭の日、女のけさう人のあまたある名どもを、布の帶に書つけて神前にをくなり。すべき男の名書たるをのづからかへるなり。女さもとおもふ男なればしたしくなると云。

衣手のひたちの神のちかひにて人のつまをもむすぶなりけり　公朝

今此事は絶たるといへり。

筑摩祭

近江國湖のひがし坂田郡の濱邊、且妻といふ名所の南十餘町を過て筑摩の庄あり。此村の明神の祭は四月午の日なり。その村の女、おとこに會たるその男の數ほど、土鍋を作りて、板にとりならべいたゞきて、まつりの庭は神輿の跡についてわたるなり。もし男に會たる數をかくす時は、たちまち神罪をかうふるとかや。是すなはち罪障懺悔せしめ給へる此神の方便なりとぞ。むかし婬婦ありて、あまたの男をせし事をはぢて、大きなる鍋ひとつをいたゞき、おとこの數ほど小鍋をつくりて、大鍋に入子にして人目をかくせしかば、神慮にそむきてころびしに、おほくの小鍋くづれいでゝ恥みたりけるとなり。中ごろは常の鍋をいたゞきてわたりしが、それも絶はてゝ神まつりもなきがごとしといへり。所の人はちくまといふなり。ちとつは五音相通なり。八雲御抄にはつくまとあり。いせ物がたりに、むかしおとこ、女のまだ世をへずとおぼえたるが、人の御もとにしのびてものきこえて、後ほどへて、

おふみなるつくまのまつりとくせなんつれなき人の鍋のかずみん

清輔集に

寄社戀

夜とゝもに涙をのみぞわかすかなつくまの鍋にいらぬ物ゆへ

又日、筑摩庄は大膳職御厨の地なり。故に御食津神を祭。此神は稻食をつかさどり給ふによつて、此里の女、嫁入の時の祭祀には、鍋釜を戴て神に進ろなり。

二　釋教部

佛舍利

大和國平群郡法隆寺の佛舍利は十五日まで一つ宛效し、また十六日より一つ宛滅す。毎日午時に七つ鐘にて扉ひらかれける。紫式部、此舍利をよめる

南無佛の舍利をいだせる七つかねむかしもさぞな今も双調

天竺には米粒を舍利とす。佛舍利又米粒に似たり。故に舍利と云。

○慈恩上生經贊云。舍利者稻穀也。馱都者體也。佛體大小如二稻穀量一。故以爲レ名矣。

聖德太子御父用明帝祈禱のため、自藥師の像を彫り寺を造り給ふ。然ども病不癒崩御し給ふ。しかれども止事を得ず。推古天皇十五年に寺院悉成就す。

當寺別號は　七德寺　聖國寺　寶龍寺　來立寺　往生寺　鳥路寺　法隆學問寺等なり。〔割註〕法相宗八宗兼學。」

大佛

南都東大寺は聖武帝の御願なり。天平十五年近江國滋樂におゐて大佛を造り、同十六年に佛像成就す。大寺を建て安置す。天平十七年南都にこれを遷。

番匠〔割註〕稻部百世、益田繩手。」佛工〔國公麿〕冶工〔割註〕柿本男玉、高市眞國、高市眞麿。」開元道師　婆羅門僧正　兜願師　行基僧正

天平勝寶四年四月九日供養　天子行幸

道師　婆羅門僧正　兜願師　道璿律師

大佛座像高五丈三尺五寸

面長　一丈六尺(廣九尺五寸)　　眉　五尺四寸五分
目長　三尺九寸　　口　三尺七寸
鼻長　三尺(穴徑一尺)　　頸　二尺六寸五分
耳長　八尺五寸　　螺髮　九百六十六(高一尺)
頤長　一尺六寸　　肩徑　二丈八尺七寸
胸長　二丈九尺　　腹長　一丈三尺
肘ヨリ腕テ一丈五尺　　臂　一丈九尺
掌長　一丈三尺　　中指　五尺(周リ四尺五寸)
脛長　二丈三尺八寸　　膝厚　七尺
膝前徑　三丈九尺　　足裏　一丈三尺
土蓮花　(周三十四丈七尺、高八尺)　　蓮花銅座　(徑六丈八尺、高一丈)
花　(二百八十枚、周二十一丈四尺)　　基　(周リ二十三丈九尺)

○治承四年十二月廿八日平重衡の兵火によつて灰燼となる。後白河法皇、源頼朝公幷俊乘坊重源に勅して再興。重源諸國を勸化し、大佛殿本尊悉成る。

建久六年三月十二日供養

　道師　權僧正覺憲　咒願師　權僧正勝賢

後鳥羽院行幸　源頼朝上洛

　番匠　(物部爲里、櫻島國宗)　佛工　(康慶、運慶、定覺、快慶)　冶工　(宋ノ陳和桂(マヽ)、草部是助)

佛を鑄る金銅の入用

黄金　一萬四百三十六兩　唐銅　七十三萬九千五百六十斤

水銀　五萬八千六百二十兩　白鑞　一萬二千六百二十斤

金箔　十五萬枚　炭　一萬六千六百五十六石

○永祿十年松永彈正兵火によつて回祿して、御頭燒落たり。當國の畫工山田道安といふ者、財寶を抛てこれを補、延寶の頃、當寺の僧龍松院殿造立の大願をおこして、勅許、台命を奉り、諸國を勸進して堂を立る。

新始、千僧供養、貞享五年四月二日、棟上、寶永二年四月十日、堂供養寶永六年四月八日、

別號は城大寺　大華嚴寺　恒說華嚴寺　國分寺　金光明四天王護國之寺〔割註〕三論華嚴八宗兼學。〕

○京都大佛殿方廣寺は天正十四年大閤秀吉公建立あり。本尊釋迦の大像は、華嚴の說法方廣佛の體相をうつせりと、故に方廣寺と號す。大德寺の古溪和尚をしてこれに任せしむ。しかれども寺成就せずして遷化す。かるがゆへに聖護院道隆、別當職となる。慶長元年閏七月大地震に佛像破壞す。秀吉公いへらく、佛の知見をもつて何ぞ其身の破壞をしらざるや。信ずるにたらずといひて、矢を以これを射給ふ。然して後、信州善光寺の如來を請じて、此殿の本尊とす。時方に殘暑酷烈なるに、俄に飛雪天に滿、寒氣人を侵す。これ如來の祟なりといふ。秀吉公、八月十八日に薨逝す。その前十七日、佛を善光寺へ還さしむ。そのゝち內大臣秀賴公銅像を作らしめんとねがふ。慶長七年鑄造の日、佛の腹の中より火出て堂舍燒失す。ふたゝび堂を建むとおぼす。則先大像を鑄て後に堂を構へしむと云々。（雍州府志）

佛軀長十丈（但座壇とも）

面長　一丈八尺　眼　橫五尺五寸　竪二尺

鼻　高五尺五寸　橫四尺　鼻穴　二尺

口　橫八尺　竪二尺二寸　耳　長一丈

掌　一丈二尺（指ノ端ニ至）　拇　周六尺五寸
膝　周十三丈八尺　足心　一丈四尺　横七尺
羅勒（マヽ）（數三百五十、大サ二尺五寸）　白毫　徑二尺
後光（高十八間、横九間）　蓮花壇　各八尺
堂棟　高サ二十五間　桁行　四十五間二尺五寸
梁間　二十七間五尺五寸　柱　九十二本（徑五尺五寸、四間隔立）

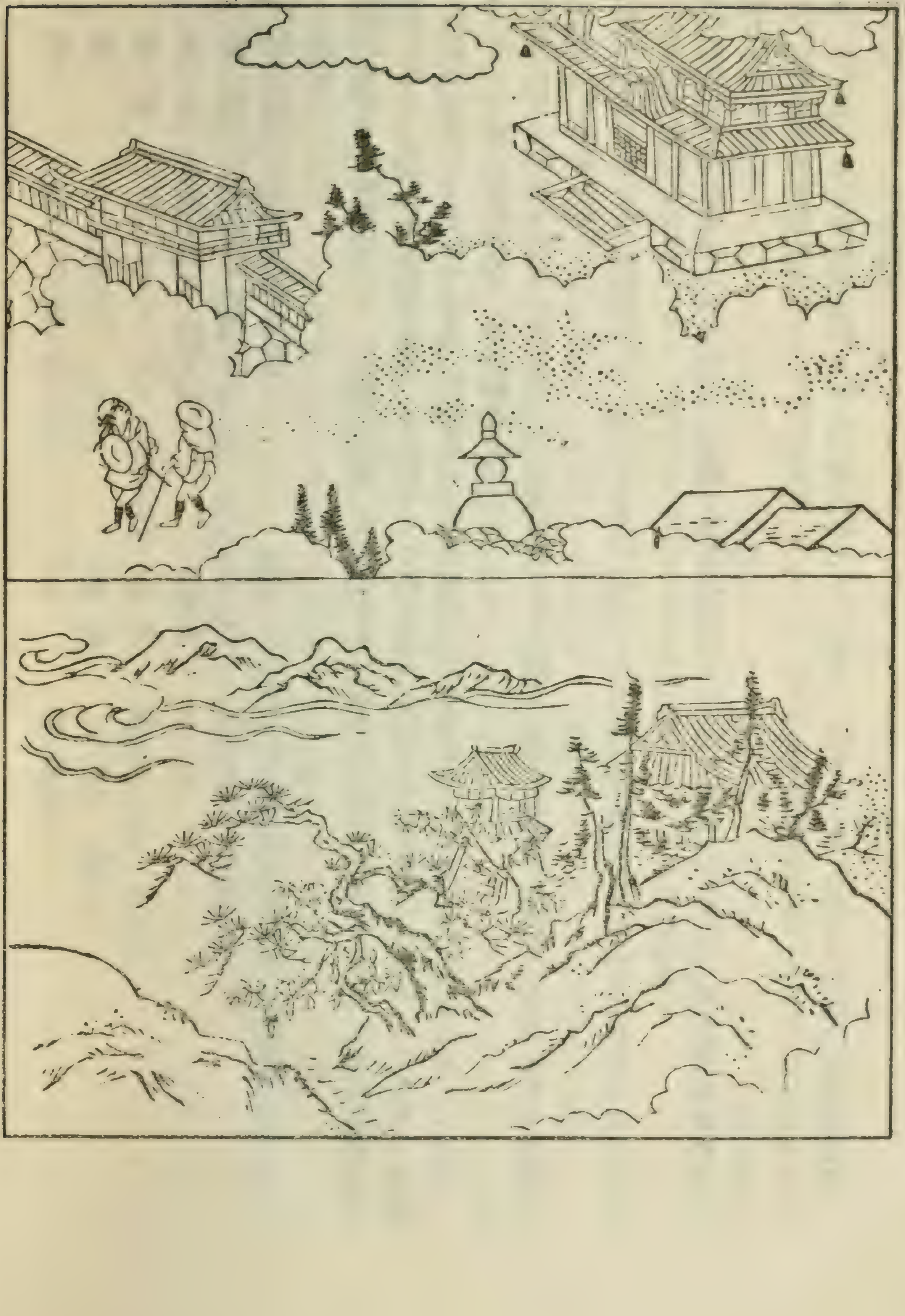
大觀音

和州泊瀬山長谷寺の本尊は、十一面觀音立像二丈六尺なり。方八尺の盤石を以座とす。江州高島郡三尾山の靈木を以て、法道仙人と比丘道明、力を勠せてこれを建る。天平五年五月十八日開眼。同十九年堂成就す。其後數度炎燒ありといへども、佛恙なし。或は尊體は燒る事ありといへども、御頭は山上に飛去て燒けずとなり。佛工は稽文會、稽主勳なり。

開帳は黃金一枚、閉帳又黃金一枚なり。一七日の間これを開く。尋常の開帳は帳を下より卷なり。此は上より卷おろし半身を拜す。

〔和州鎌倉海光山長谷寺「割註」淨土宗、光明寺末。」本尊十一面觀音立像二丈六尺二分。和州長谷寺の本尊の末木を以、佛師春日造レ之なり。每年六月十七日會日參詣群集す。（坂東順禮四番）常は堂の扉を閉て開かず。よつて暗し。青銅十疋を以開帳す。于時燈籠に灯を點じ、車を以、御頭のうへまで引上げて拜レ之。

〔武州江戶青山笄橋青陀山長谷寺「割註」曹洞宗、大中寺末。」本尊十一面觀音立像二丈六尺。御頭和州長谷の本尊同作なり。はじめは龍雲院といふ。溜池のうへにあり。天正十二年に遷る。開山門菴和尚なり。常に帳をひらきてこれを拜す。



佛工稽文會、稽主勤は兄弟なり。河内國春日村の人なり。故に世に春日の作と稱す。三尊ともに同作なり。

嵯峨釋迦

山城嵯峨清涼寺の釋迦如來は、一條院の御宇、東大寺の奝然法橋宋國に入て、聖華院におゐて優塡第二の模像を禮し、乃佛工張榮を雇て模刻してこれを得、鄭仁德が船に乘て歸る。又一切經五千四十八卷、十六羅漢の畫像を獲て蓮臺寺に至る。大臣公卿、車を下りてこれを拜す。其優塡の模像を見に、今嵯峨の清涼院にあり。(元亨釋書)

大念佛　毎年三月九日より十五日に至る。

御身拭　毎年三月十九日

當寺、舊融大臣の山庄棲霞觀なり。貞觀年中に改て寺とし、空海に賜ふ。住持恒寂を以開祖とす。

善光寺如來

信州水内郡芋井鄕善光寺の本尊は、欽明天皇十三年、百濟國より渡り來る(と脱カ)いへども、いまだ信ぜず。推古天皇十年草創して伊奈郡(同國なり。)宇沼村に寺を建る。其後皇極天皇元年に、佛勅によつて水内郡に建立し給ふ。本願主は本多善光、よつて寺號とす。

凡世に靈社靈佛多しといへども、他國遠境より信を發して、態に參詣するは伊勢兩宮と當本尊のみなり。毎日旭の時と日中に兩度御帳を揭ぐ。時に大念佛す。參詣の輩、此時節にあふ事を矩模とせり。日毎に百人二百人の參詣御堂に滿てり。其地の人は稀にして皆旅人なり。かぞへがたき靈驗の中に、ちかきをいはゞ、享保年中江戸深川の人、目を病て盲たり。此本尊に祈誓して四十八度歩みを運ぶ。願の發す半過て兩眼あきらかに開けたり。その持所の杖、件の趣意を記して繪馬にし御堂に揭置たり。毎月參詣すれば往還驛の者悉其人を知。

諸國諸佛の靈驗多しといへども、事繁ければ省レ之。

石羅漢

豊後國菩閑山羅漢寺は曹洞宗にて、宇佐の八幡よりは西北にあたつて五里がほどなり。釋迦、文殊、普賢、五百羅漢、千體の地藏をはじめ、三千七百體の諸佛皆石佛なり。開山圓龕禪師、是を彫る時に逆流健順といふ仙人來て力を合せ、一夜の中成就すと云。

○又大和國壺坂のひがし八町がほどに高香山あり。石に刻む所の五百羅漢（千體佛と云）兩部の曼陀羅等あり。奇異の巧にして凡作にあらず。○又（割註）はりまの國龍野の近所蓑村瓜生村の間の谷に、石像の五百羅漢あり。是つくしのらかんにおなじ。」

鬼押

勢州津の觀音堂に、毎年二月朔日修法あつて、鬼押といふ事あり。此本尊は海中より出現の像なり。むかし龍神、これをおしみて奪に來りしを追はらひける學びなりと云り。赤青の鬼の面着たるもの二人、異形の裝束を着せ、左右に手引とて究竟の力者二人宛相從ひ、各手木を携へたり。後に又一人、褚熊を被たるもの一人づゝ、帶にすがりて兩鬼前後に連り、堂の外を巡る事三遍なり。浦方、濱方の者ども數百人、樫の棒を手々に持て三度めぐろうちに、彼鬼を打事なり。左右の手引尻付等は蔵事をいましめ、鬼計を敲捷なり。左右の手引共、手木を以棒をはらひ、中々に打せざるなり。いかにもして此鬼を强く敲ば、其年かならず漁おほし。打得ざればすくなしといひつたへて、身命をおしまず打んずる事をはかる。件の鬼は雇れ人にて、もしは打殺されたりとも違亂あらざる極なりけり。同日町中にては浴衣一衣に髮を亂し鉢卷をし、拔見の眞劔を持ち、十人あるひは二十人ほどづゝ、一むれ〳〵によい〳〵〳〵といふて歩行なり。是もまた龍神を追退たる遺風なり。俗に觀音祭と云ふ。

○金印

相州小田原最乘寺の金印は、開山了菴和尙、三嶋明神の告によつて、地中より堀出す所の神璽なり。（割

註〕其蹟、金剛水と號す。妙井なり。」〔頭〕朱を以點レ之。佛菩薩の名號呈す。又印書もあり。印員不定。此守護を所持すれば、天行病魑魅魍魎を避く。夜行の時は印一つは一人の具、印三つあるは山賊惡獸の眼には四人を伴ふて見ると云り。〇一年江戸傳馬町邊の絹布を商もの、上州に行けるに、深谷、本庄の間にて六人の强盜にあふ。元來此男、兵術を得たれば、一人はうす手を負て迯去、殘る五人の盜は道の邊の松杉を相手として飛躍り切合風情なりしが、これもまた退去て辛うじて助かりける。後に案ずれば五つ押たる金印を懷にしたり。全く此加護なりと益々信を增けり。

高野山禁レ笛

大閤秀吉公、高野山に參詣あり。しばらく逗留の折から、觀世太夫を供せられしが、つれ〳〵の慰または一山の衆徒にも見せんとて、能を興行ありける時、僧侶申けるは御能はさる事なれども、當山は開山大師の制法にて笛の音を禁ずなり。秀吉公、ふしぎの事をきくものかな。さま〳〵調の中に、笛にかぎりて制する事いかん。さん候。其謂あり。蛇柳のあなたに空劫以前より大蛇すめり。大師、かれに向ひ、我、此山を佛法の靈地となさん。汝、茲にありては凡人の恐れあり。急ぎ所をかゆべしとなり。大龍曰、此山に住所星霜無量なり。なんぞ此處を去らんや。于レ時大師、秘法を以、龍の鱗の間に毒虫を生じさせて體をやぶらしむ。大龍、これをかなしみ降して地を去らんとなれば、毒虫忽に滅せり。それより半里がほど後の山中に竄。笛は龍の吟ずる聲なれば、をのれが友と心得、はたして大龍うごき出るにより、その音を禁むるなり。大閤かさねて、よし笛はなくともくるしからじと能をはじめ三番過て仰あるは、山法にまかせ三番は愼みぬ。これより笛を大師に詫ぶべしとて吹せけるに、晴天俄に曇り、黑雲地に覆ひ、大風古木を折り、大雨軒を崩し、雷八方に滿て、山谷鳴動せり。さしもの大閤、居とゞまらず、二十町あまりふもと櫻本といふまで立退き、賤が家に入て鎭るを待給ふに、一二時ばかりありてやう〳〵と晴けるとなり。それより大閤、大師の制法をいよ〳〵信じ給ふとなり。

雷鳥

越のしら山に雷の鳥と云あり。雷をくらふ鳥と云り。貌、雉子に似たり。

しら山の松の木陰にかくろいてやすらにすめる雷の鳥かな

此歌を書て家内に呈すれば、其所に雷の難あらずと云り。

○越後國古志郡國上山の寺に塔を造るに、三度雷のために破れたり。白山の開山泰澄和尚、塔の傍に座して法華を誦すれば、大きに雷し雲中より一童男かしらおどろのごとくにして縛られ落て和尚に赦を乞て曰、我は山の地神なり。塔ある時は住所なし。故にこれを壞すなり。于レ時泰澄曰、此山に水なし。汝、冷泉を出すべし。又方四十里、雷の聲をなすべからず。跪て諾す。即縛を解く。神童指を以石巖を鑿るに、清泉涌出す。又方四十里に雷霆せず。此二つの事、今に至てかはらず。○泰澄は越前麻生津の產、父は安角、母は伊野氏なり。夢に白玉懷中に入ると見て孕り。白鳳十一年誕す。世俗越の大德と稱せり。平日頭のうへに金の光り現ずとなり。病あるもの、其鉢の飯を食すれば痊えずといふ事なし。常に鬼神をつかふと云。

三猿堂

比叡山の三猿堂は、傳敎大師天台の不見、不聞、不言を以三諦に表て土の猿を作り玉ふ。不見、不聞の和語を以、猿の形とす。又中の字儀も有。

見ずきかずいはざるまではつなげどもおもはざるこそつながれもせず

所々の庚申塚に、此形を祭るは中のいひなり。

諸國里人談　巻之二

三　奇石部

息栖瓶

常陸國息栖明神の磯ぢかき海中に、女瓶男瓶とて二ツの奇石あり。男瓶は徑一丈あまりにして銚子のかたちなり。その口とおぼしき所に溝あり。中は挫のごとく窪みて鍋の形なり。女瓶はわたり五六尺ばかり土器に似たり。土俗曰、これは神代の銚子土器なりと、此石、滿潮には二三尺沈めり。干潟には水上にあらはれける。その銚子の中は素水にして潮の味ひなし。これを忍鹽井の水といへり。心ある人に見せばやひたちなる息栖の濱の忍鹽井の水○人皇十五代若櫻宮天皇御宇三癸未載二月、鎮座の額あり。○長能曰、鹿島といふ島は、社頭より十町ばかりのきて、今は陸地よりつゞきたる島になん侍る。その所につぼといふものゝまことにおほきなるが半過て埋れて見えしを、先達の僧に尋しかば、これは神代よりとゞまれるつぼにて、いまに殘れるよし申侍りしかば、身の毛もよだちておぼえ侍りしが、こかめそことたがひてよめりける。

神さぶるかしまを見れば玉たれのこかめばかりぞまた殘りける　長能

かしまとあれども、今は息栖の海中にあり。西行の撰集抄に、鹿島の事はみな息栖の風景なり。息栖は鹿島の舊地なるかしらず。○又忍鹽井の水は勢州山田にもあり。〔割註〕兩宮の御饌に用ひる水なり。」

代々を經て汲ともつきじ久かたの天よりくだす忍鹽井の水

要石

常陸國鹿島明神にひとつの神石あり。丸く柱のごとくにして、亘り一尺五寸ばかり、頂き少窪めり。地を出る事二尺餘。その根のふかき事幾丈といふ限しらず。動せばゆるぐなり。其石の本を筵をして穿れば

虫いづる。そのむしの數にて幾人の子を育つると云を占ふと云。土俗の說なり。

或書曰、光俊朝臣、かしまの社にまうで侍りけるに、おくの御前とて、不開の御殿よりは二三町ばかり東の山の中におはします御殿にて、古き神官をよびて、これに平かなる石の圓なるが二尺ばかりなるやあるとなんとひ侍るに、さる石ありとて、御殿のうしろの竹の中に埋れて侍りけるをほりいでてけり。此明神あまくだり給ひて、此石のうへにて座禪せさせ給ふ石なり。萬葉集に石のみましとあるは是なり。

尋かねけふ見つるかなちはやぶるみやまのおくの石のみましを　光俊朝臣

○硯石

安藝國加部庄金龜山福王寺の什寳の奇石あり。むかし淸和天皇貞觀五年の春、紀伊國千里の濱に夜な夜な光明をはなつ。浦人、その所を需るに、ひとつの硯石あり。同八年右大臣良相卿の百華亭に御幸ありける。是を大御幸と稱せり。此ために紀伊國よりとりよせ給ふなりける。此事、伊勢物語に云、三條のおほみゆきせし時、きの國千里の濱にありけるいとおもしろき石奉りしかば、あるへのみさらしのまへのみぞにすへたりしを、島このみ給ふ君なり。此石を奉らんとの給ひて、みずいじんとねりしてとりにつかはす。いくばくもなくてもてきぬ。此石、きゝしより見るはまされり。これをたゞに奉らんはすゞろなるべしとて、人々歌をよませ給ふ。右の馬のかみなりける人のをなん、あをき筆をきざみてまきゑのかたに、此歌をなんつけてたてまつりける。

あかねどもいはにぞかふる色見えぬ心を見せんよしのなければ

此石其後、二條后に給はりしなり。後醍醐天皇觀應二年に中納言公忠に賜ふ。その冬、勅勘によつて、安藝國へ左遷せられける。安藝の守護武田伊豆守氏信、頻りに望むによつて、伊豆守に傳ふ。氏信よろこび、城中へ納ければ、光物して晝夜鳴動やまず。かるがゆへに福王寺へ納めけるなり。其後また大江輝元、城中へ入けるに、雷のごとくに鳴動す。一夜止めて福王寺へ返す。持行く時は人夫八人をしてやう〳〵運ぶ。

歸る時は一人してかろしとなり。又福島正則、此寺に來りて石を一見して、奇特をあらはせと扇を以扣きければ、俄に雨車軸雷電して大洪水してけり。今以當寺の什寶とす。

根矢鉾立（幷鼠喰石）

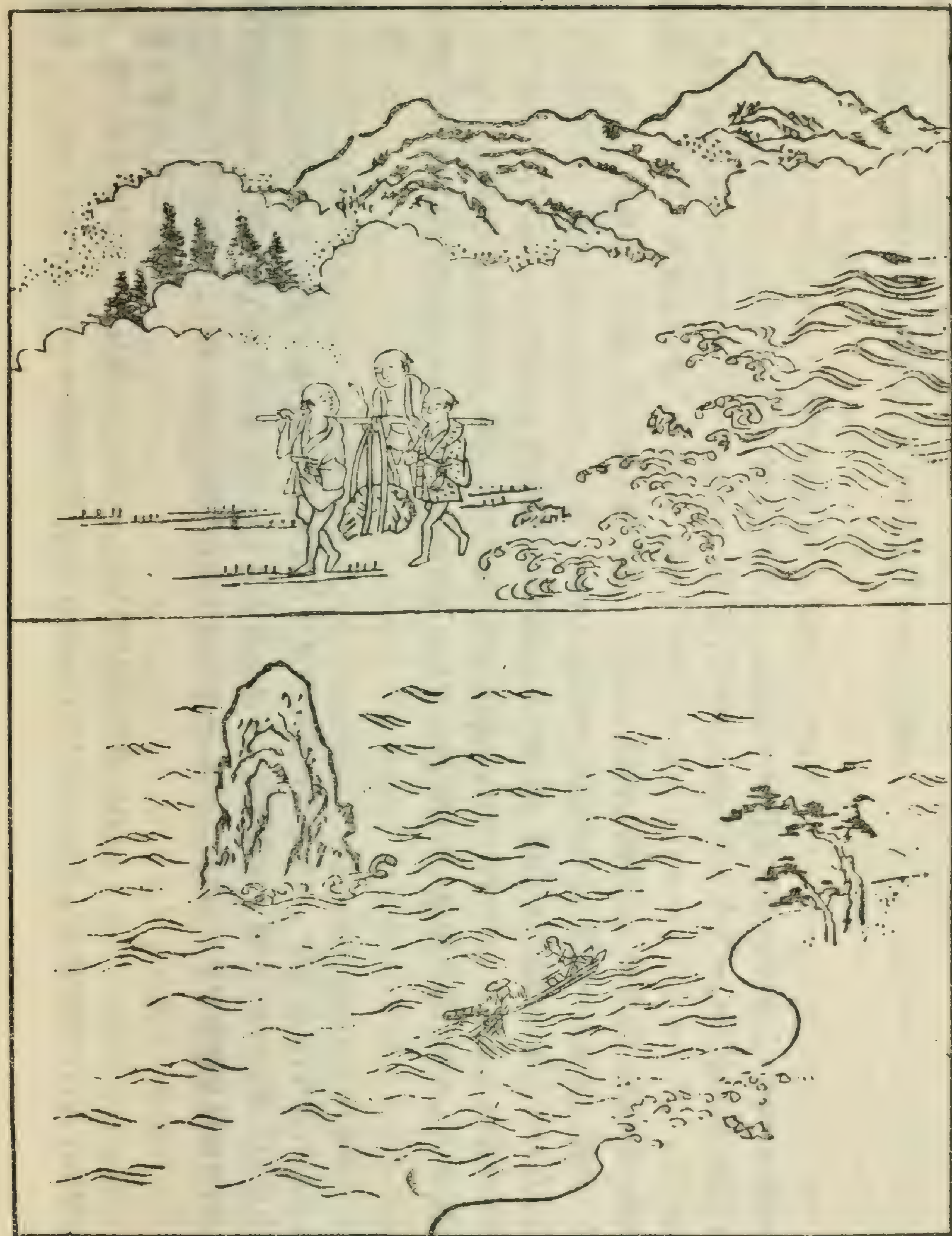
越後、出羽の界に根矢浦といふ所、海中に圓かに高き大石あり。徑り百間餘、これを根矢の鉾立と云。此石に寄生虫這ひ上り、石の頂に至れば天上すといひつたへたり。皆半途より落るとなり。裾に寄生の空貝、眞砂のごとくにあり。○又根矢浦より三里、出羽のかたに鼠鬪といふあり。此所の石、すべて鼠の喰たる跡のごとくにして穴あり。

姨石

信濃國姨捨山は更科郡にあり。尤高山なれどもなだらかなる芝山なり。中腹に姨石あり。かの姨を捨たる所なりとぞ。此巖高さ六丈五尺、横三十丈に過たり。石屏のごとくにして、一面の一石類ひ稀なる石なり。うしろ左右は山につらなれり。石の前に放光菴といふ草堂、觀音を安置す。左のかたの小茂りの徑をつたひ登れば、姨石のうへに至る。これより十三景見えて絶景なり。所謂十三景は　姨石　冠着嶽　有明山　一重山　鏡臺山　寶池　姪が石　甥が石　小袷石　椿木　更科川　千曲川　田毎月　等なり。
大和物語に云、信濃の國更科の里にすむ男、姨をやしなひておやのごとくかしづきしに、その女房つら〲にくみて、夫にさかしらをいひふくめて、終にふかき山の奥に捨させけり。されども此男、かぎりなくかなしくて、かの山のみねより出たる月をながめ、一夜目もあはずかなしみ入、つく〲と歌をよみ、又いきてむかへもてきにけり。それよりおばすて山と云へり。

古今
我心なぐさめかねつ更科やおばすて山にてる月を見て

予一とせおばすて山へまかりける時、



姨捨は晝でも夜るのこゝろかな　　沾　涼

同行の孤涼云、此句は季なし。よつて季なし發句の事を語れば諸す。

文字摺石

陸奥國信夫郡にあり。桑折より半里ばかり脇節黒川の先にあり。長一丈二尺、幅六尺ばかりの石なり。石の表は土に付、裏の方上にあらはる。むかしは此石の上に忍草を布きて、衣を覆ひて、上よりこれを扣くに、忍の紋、衣に移れり。是當所の名産として、上古任國の人々、都への土産にして、甚だ本奔しけるとなり。髮を亂したるやうに紋を摺たるにより、亂れそめにしとはよめりとぞ。

名號石

相模國足柄下郡國府津眞樂寺に、高七尺二寸、幅三尺許の石に、親鸞上人、指にて書給ふ十字八字の名號、二行にして其蹟自綖入て文字鮮なり。是石は嘉祿元年中華より一切經を鎌倉に渡す。其船に此石あり。石面鏡のごとし。上人、是を見給ひ、是石は天竺の石なりと指を以書給ふ所の名號彫りたるがごとし。其後覺如上人囘國の時、玆に來り給ひ、筆を加へ給ふ。

其文ニ曰　右志者爲鏡空行光第一向專修念佛舍等　建武元戌十一月十二日自敬白

或時疾む人あつて、此石を海中に沈む。夜々海の面に光明を放つ。其發る所を考へ、水練の者を入てこれを見るに、則此石なり。よつて引上げ堂を造り、玆に安置とす。

蛙石

攝津國東生郡林寺村の民家の裏にあり。鳥虫の類ひ、此石のうへにとまれば、石の頂、二ツに割て口をひらくがごとくにして、鳥虫を啗し入て、又元のごとし。たゞ蛙の物を呑に似たり。よつて此名あるなり。又は殺生石ともいひつたへたり。今に有。

釣鐘石

つて此名あり。相傳ふ、貝川三位當郷開發の時、しばらく此所に遊歴して、はなはだ祕藏する所の名石なり。

攝津國能勢郡大丸村にあり。大さ方二間ばかり、其形、鉦皷のごとし。これを磬ば撞鐘のひゞきあり。よ

京女郎　一ツの島山にはあらず。
田舍女郎　よほどはなれて二ケ所にあり。

讃岐の沖に、京の女郎、田舍の女郎といふ石あり。島山の尾崎に人の立たるがごとし。遠くより見れば、京の女郎といふは官女の姿に似たり。田舍の女郎は賤き女の立たるがごとし。其所に至りて見れば、姿貌もなくたゞいふばかりなき大きなる巖なり。海上凡半里ばかりより見ゆる。其貌現然たり。

巫　石

下野國日光山中禪寺に巫石、牛石あり。男體山は女人結界の所なり。相傳ふ、當所巫、登山せん事を欲す。我神につかふ身なれば、平性の女には異なり。何ぞ其祟あらんや。しかし自らその土を踏まば罪あるべし。牛は優にして嶮岨を歩むに理ありと、牛に乘て禪鏡坊谷まで至るに、その牛立價直て死す。巫、これを罵詈。牛たちまち石と化す。己も又同じく石と成て、今にその形を殘すといひつたへたり。○左傳云。昔有二貞婦一。其夫從レ役。遠赴二國難一。攜二弱子一餞二送此山一。立望レ夫而化爲レ石。因以爲レ名。○幽明錄云。武昌北山上有二望夫石一。

○殺生石

下野國那須野にあり。方五間ばかりに垣を圍む。毒石なり。人、此石に觸れば則死す。又虫を捉て石上に置ば立所に死すなり。此石の傍に小流あり。那可川といふ。川へ落るなり。此川を渡る人、水に溺て死するもの年々あり。彼流の毒氣にあたるゆへなりといふ。野干玉藻が精靈石と成り、玄翁和尚教化の事、世の人の耳にとゞまる所なり。砒石の類ひ毒ある石はまゝある事なり。奥州會津の盤太山にも毒石あつ

て、これに觸るゝ禽獸皆死といへり。一書云、野干の此石に成たるといふは甚妄說なりと云。然れども望夫石のごとく、人の精靈、石に成たるためしあれば、巫石、牛石、野干石、あるまじきもあらず。

石燈籠

相模國小田原の寺に星霜ふりたる石燈籠一基、藪中にあり。元祿年中、當所の天守經營の砌、江戸神田の棟梁北村何某工レ之。よつて此所に暫く足をとゞむ。左官棟梁彌三郎といふもの、此とうろを見出し、大棟梁に告て云、比類なき異風の燈籠なり。これを得られかしとなり。因レ之住僧にこれを乞に、迚も藪中に埋れたるものゝ、いと心やすしとて頓に附屬したり。人々よろこび、普請小屋に運び入て、笠、火袋、竿臺ひとつ／＼に箱を調へ、隈々は藁を以損せざるやうに補ひ、菰莚を以箱を覆ひ、荷作りて船出、しだいに江戸へ運送せん事をはかる。一夜下部の者、大熱して狂氣のごとく云事皆燈籠の事なり。何ゆへに吾が印を他國へ送るなる。此事とゞまらずば祟あるべしとなり。人々驚き急ぎ元の所へ返してげり。住僧問て云、此とうろ、何ゆへ用に立ざるや。よつてしか／＼の事をかたる。扨はおもひ合する事あり。以前に二三所より所望のありて送りけるに、五三日經てたゞ何となく返しぬ。しだいを聞ざれば、何心なく過たり。さだめていかめしき人の印ならんと、その後はいづれにも送らず。今にありとぞ。（寺號追可レ考）墳に樹を栽、五輪石塔を立るは、其靈をこれにとゞむるの理あり。此燈籠も巫石、殺生石のごとく、其精靈とゞまりけるにや。

石寶殿

播磨國印南郡生石子の御社あり。（割註）姫路と加古との間の山なり。今傾きて半土に埋めり。大サ二丈六尺あり。さらに人力のなす所にあらず。俗に云、むかし八百萬の神たちあつまり給ひて造り給ふとなり。

大なむちすくな彦名のおはしますしづの岩屋は幾世へぬらん　　生石村主

生石子明神は祭大已貴命、少彥名命なり。
寬文のころ十二歳ばかりの女、此所に來りて歌をよむ。
たまに來てまたこん事のかたけれは名殘おしこの石のみやしろ

鬼橋

備後國帝釋山の谷川に橋あり。石を以切たてたる長二十間、幅三間の反橋なり。これを鬼橋と號く。土俗の說に、神代の昔梵天帝釋天くだり給ひ、數萬の眷屬の鬼來つて、一夜の中に全く成るといひつたへたり。むかし此橋をわたり得れば淨土に至り、渡り得ざるものは地獄に墮つといふ。今はわたる人なし。故に草木生茂りて山とひとしきなり。

鵜飼石

甲斐國石和川にて、日蓮上人漁夫が菩提のため、法華經一石に一字つゝ書て川に沈め弔ひ給ふとなり。その石の文字消ずして、此川邊にあり。年來皆拾ひつくして、今適にこれを得るとなり。まことに權者の筆跡奇なりといふべし。○又凡人の石に書て消ざる法あり。蒼耳子の油にて墨をすりて石に書時は、石中に通りて消えずとなり。此蒼耳子の油は物をよく通すものなり。故に何の器に入れても漏るなり。但玉子の殼に入ればもらず。

○龍淵

和泉國蜂田郡家原寺の山のうへに、赤龍淵と云石あり。徑り七八寸の穴あり。其中の水、早天に涸れず、霖雨に溢れず。また旱魃の時、此石に雨を祈るに驗あらずといふ事なし。其傍に白龍淵といふ石あり。うへ少し窪めり。降つゞく雨にも一滴たまらず。たゞ染入て消るがごとし。

柏葉石

陸奥國南部領燒山は慈覺大師の開基なり。大師、此山にて護摩修行ありし時、莚席なかりければ、柏の葉

をとりて石のうへに敷給ひしとなり。その石、方二丈ばかり薄く耕て、長二三寸、幅一寸ばかりの柏の葉の形にして、文理ありける。人、これを拾ひて去る。（燒山の事、委く山野部に見。）

隱水石

紀伊國那智山阿彌陀寺の門前に、高七尺の大岩に穴あり。潮の滿干にしたがひ、此穴の水增減す。妙法山阿彌陀寺といふ。唐の惠杲和尚弘法の像あり。大師自作なり。俗に女人の高野といふは此所なり。

木葉石

出雲國簸崎大社「割註」杵築の大社より二里ばかり西なり。」石あり。紋石といふ。楢槲の葉の石の面にあざやかに彫たるがごとし。これを割るに中に猶あり。

上社は素盞嗚命　下社は天照太神なり。十二月除夜に祭あり。

姥石

越中國立山國見坂のうへに姥が懐に姥石と云あり。むかし若狭國小濱に止宇呂尼といふ女僧ありける。元より當山は女人結界の地なるを推て參らんとはかりて、壯の女一人、童女一人伴ひけるが、湯川の上にて此壯女忽化して杉の木となれり。是を美女杉と云り。彼童女怖て進み得ず。老女、尿をしながら、此體を見て大きに怒詈る。その尿の跡、穴となりて、深き事幾許といふを知らず。國見坂のうへに至る時、俄に兩角生ひて忽石と成。姥石是なり。件の兩角は什寶として今にありと云。

水口石

近江國石橋に高嶋の大井子と云隱れなき大力の女ありける。田へ水を引ころ、里人、水を論じ、大井子が田へは水を入ざりける。大井子安からずおもひ、一夜六七尺ばかりの大き成石を持來り、水口に置てあらぬ所へ水を流しける。明の朝里人、これを見て大きにおどろき、退けんとすれども中々百人ばかりにてはたやすく動かすべきにあらず。水下おほくの田、水涸て難儀に及びしかば、一同に降して今よりは心のま

ゝに水をまかすべしとなり。さこそ侍らんと、件の石をくるしからぬ所へ引退けゝる。是を大井子が水口石とて今にあり。

月　糞

美濃國御嶽の麓に、月吉村、日吉村といふあり。此所秋に至つて夜毎に降るものあり。長四寸ばかり、螺貝のごとく屈曲にして色薄白き石なり。これを月の糞といふ。

星　糞

信濃國岩村田の邊に星糞といふ石あり。春田耕すころ土中より掘出すなり。色うす鼠にして、性は水晶石に似たり。大きなるは稀なり。燧石の缺たる程の石角だちたるなり。此地は他所より流星多き所なり。すぐれて流星あるとしは此石もまたおほし。これを星糞といふ。

神石窟

出羽國秋田の北、男鹿島は五六里がほど海へさし出たる所にて、秋田よりは陸路十餘里、船路は五里ばかりなり。本山、新山兩山の間に男鹿村といふ湊あり。此山の麓海岨に岩窟あり。神石窟といふ。俗に鬼が窟といふ。方十間ばかりの洞にて、上は五色の大石、洞の口に覆ひたり。船にて入る事一町餘り、奥に少の平地あり。左りに方八九尺の穴あり。先年山伏の行者兩人此穴に入る。松明にて凡一里がほども行けるが、猶その奥はからずして歸りたりといひつたへたり。○取上岩　大石のうへにひとつの石かさなりて海岸にあり。風波はげしき時は、上の石を浪にて打落すなり。程經てまた前のごとくに、をのれと石のうへに上る事奇なり。土人の言葉に、此ほどの嵐はよほどの事なり。取上岩の落たりなど云へり。○船隱窟　此洞に船を入るれば出る事あたはず。よつて此所へ船をちかづけず。打つ浪の強き所なるゆへなり。○蝙蝠窟　蝙蝠おびたゞしくあり。此窟にて七八人叫けば、數百人の樹神す。○大山橋　小山橋　鳥居のごとく大石、水上に出たる所、凡高さ四間ばかり、その間を船にて潜るなり。共外二十間三十間、大

岩の島々三十三島あり。風景松島、象潟に越たり。島廻りの船路三里半、○本山は興福寺と云天台宗なり。女人結界の地、此山の鹿男は峰へ登れども女は登らず。

鸚鵡石

伊勢國度會郡山田より西南五里がほど、一の瀬の郷中村の里に〔割註〕宮川水上なり。〔鸚鵡石と云あり。石面平にして石塀のごとし。高さ九間、北面にて南は山に埋めり。東西の長二十四間、西は高く東は低し。此石の傍にして琴箏鐘鼓、或謠、小唄等一時に發するに、前後をわかたず石に響て、その聲少も混ぜず。音律絃管あきらかにうつる事、却てこなたの聲よりも至つて鮮なり。唯石中に神人あつて然るがごとし。日本無雙の奇石なり。むかしは物言岩といひしが、好事の者これを名付て、今鸚鵡石と云り。その謠所の場は西の方石より三十間なり。聞く所は石より十間許脇なり。

御福石

上州榛名山に御福石と云あり。竪横凡七尺ばかりの大石なり。これを手を以ゆすれば動く事奇なり。○神足石　一尺四五寸に六七寸あり。足の跡一足半、あざやかに付たり。これ權現の御足の跡なりと云。○大神石、三間ばかりの石なり。窪水石の窪の水なり。疣を洗へば癒る事神變なり。

四　妖異部

成₂大會₁

永承の頃、西塔の僧京に出て歸るに、東北院の北の大路にて童部どもあつまり、古鳶を縛りからめて、杖にて打などしけり。此僧、慈悲を起して、扇などを童どもにやりて、鳶を乞て放しやりけり。その行先の藪の中より、異なる法師出ていふ。先ほどは御憐を以てからき命をたすかり侍る。その禮を謝せんとなり。僧おもひよらずさる事は侍らず。人や違ひ侍らん。さこそはおほすらん。東北院の大路にて、うき事見たる古鳶なり。吾神通を得たれば、此よろこびに何事なりとも御望に任すべしとなり。さてはた

ゞの爲にてはあらざるをさとし、我出家の事なれば、世に望む事なし。しかし釋迦如來、靈山にて說法し給ひし粧ひを見せ給へと云に、いとやすき事なりとて、下松のうへの山に具して登り、茲に目を閉て居給ひ、說法の御聲きこえん時ひらき給へ。かならずしも貴しと思給ふまじ。信を起し玉はゞ、己がために惡しと云て去りぬ。しばらくありて御法の聲聞えければ、目をひらくに山は則靈山となり、地は金瑠璃、草木は七重寶樹となりて、釋尊、獅子の座にまし〳〵、文殊、普賢左右に座し、菩薩聖衆は雲霞のごとく、空より四種の花ふり、芬芳風吹て天人雲に列て、微妙の音樂を奏し、如來甚深の法門を演說し給ふありさま、信肝にめいし、隨喜の涙をうかめ、渴仰の思ひ骨に徹り、おもはず掌をあはせ、歸命頂禮するほどに、山鳴動して、ありつる大會かき消すごとくに失て、たゞ草ふかき山中たり。あるべきにあらねば山に歸るに、水飲の程に、ありつる法師來り、さばかり信を發し給ふなと契りしに、その約たがへ給ふにより、護法天童くだり給ひ、斯ばかりの信者を誑かすぞとて、われらを禁しめ給ふより、伴ふ小法師原も逃さりぬ。我もからきめにあひて術なしといひて去りぬ。(本朝語園)

森囃

享保のはじめ、武州相州の界信濃坂に夜每に囃物の音あり。笛皷など四五人聲にして、中に老人の聲一人ありける。近在又は江戶などよりこれを聞に行く人多し。方十町に響て、はじめはその所しれざりしが、しだいに近くきゝつけ、其村の產土神の森の中なり。折として篝を焚事あり。翌日見れば、青松葉の枝燃さして境内にあり。或はまた青竹の大きなるが長一尺あまり節をこめて切たるが、森の中に捨ありける。これはかの皷にてあるべしと、里人のいひあへり。たゞ囃の音のみにして、何の禍ひもなし。月を經て止まず。夏のころより秋冬かけて此事あり。しだい〳〵に間遠に成。三日五日の間、それより七日十日の間を隔たり。はじめのほどは聞人も多くありて、何の心もなかりけるが、後々は自然とおそろしくなりて、翌年春のころ、囃のある夜は、里人も門戶を閉て戶出をせず。物音も高くせざりしなり、春の

すゑかたいつとなく止みけり。

髪切

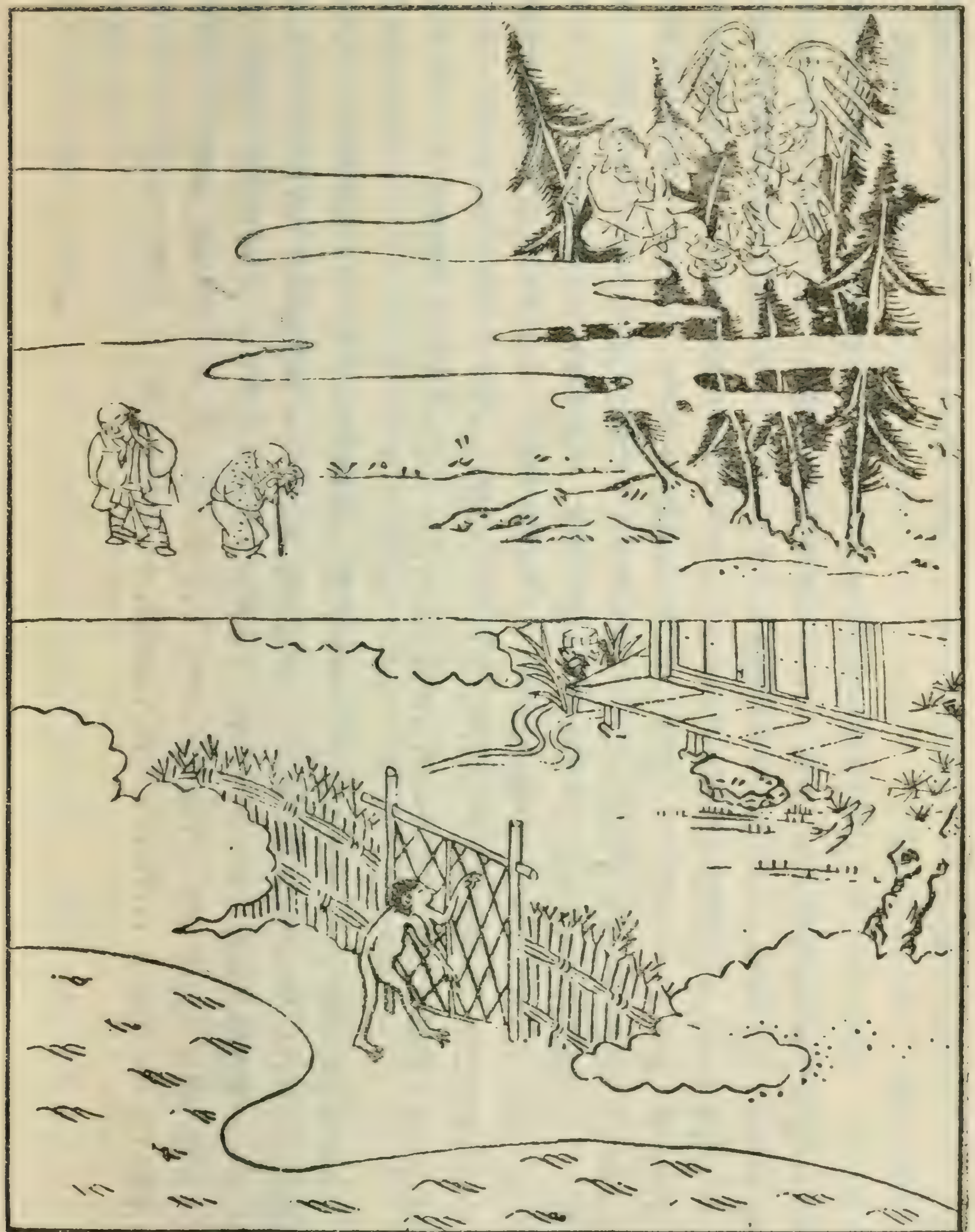
元祿のはじめ、夜中に往來の人の髪を切る事あり。男女共に結たるまゝにて、元結際より切て結たる形にて土に落てありける。切られたる人、曾て覺へなく、いつきられたるといふをしらず。此事、國々にありける中に、伊勢の松坂に多し。江戸にても切れたる人あり。予がしれるは、紺屋町金物屋の下女、夜物買に行けるが、髪を切られたる事いさゝかしらず、宿に歸る。人々髪のなきよしをいふにおどろき氣をうしなひたり。その道を求るに人のいふに違はず。結たるまゝにて落てありける。其時分の事なり。

雇二天狗一

正德のころ、江戸神田鍋町小間物商ふ家の十四五歳の調市、正月十五日の暮かた錢湯へ行とて手拭など持出けり。少時して裏口にイむ人あり。誰ならんととがむれば、かの調市なり。股引草鞋の旅すがたにて、藁苞を杖にかけて內に入けり。主人了き男にて、おどろく體なく、まづわらんじを解、足をすゝぐべしといへば、かしこまりて足をあらひ、臺所の棚より盆を出し、苞をほぐせば野老なり。これを積て土產なりとて出しぬ。主人の云、今朝はいづかたよりか來れる。秩父の山中を今朝出たり。永々の留主、御事かけにぞ侍らんといへり。いつ家を出たると問ふに、舊臘十三日煤をとりての夜、かの山に行てきのふまで其所にあり。每日の御客にて給仕し侍り。さま〳〵の珍物を給はる。客はみな御出家にて侍る。きのふ仰せつるは、明日は江戸へかへすべし。家づとに野老をほるべしとあるによつて、これを掘けるなど語りぬ。その家には此もの、師走出たる事を曾てしらず。其代としていかなるものか化してありけると、後にこそはしりぬ。其後何の事もなく、それきりにぞすみける。

河童歌

肥前國諫早の邊に河童おほくありて人をとる。



ひやうすへに川たちせしを忘れなよ川たち男我も菅原

此歌を書て海河に流せば害をなさずとなり。ひやうすへは兵揃にて所の名なり。此村に天滿宮のやしろあり。よつてすがはらといふなるべし。○又長崎の近きに澁江文太夫といふ者、河童を避る符を出す。此符を懐中すれば、あへて害をなさずと云。或時、長崎の番士海上に石を投て、其遠近をあらそひ賭して遊ぶ事はやる。一夜澁江が軒に來りて曰、此ほど我栖に日毎石を投けおどろかす。是事とゞまらずんば災をなすべしとなり。澁江驚きこれを示す。人皆奇なりとす。

鬼女

享保のはじめ、三河國保飯郡舞木村新七といふものゝ女房、〔割註〕いわと云、年二十五。〕京都より具して來りけるが、常に心尖にして、唯狂人のごとくなるに、夫、これを倦て出奔しけり。其跡をしたひ、遠州新井まで追來りけれども、御關所を通る事あたはず。むなしく歸りしが、有し所に住で忿嗔恚の焰さかんにして、亂心のごとくなり、折節隣家に死せるものあり。田舍の習ひにて、あたり近き我林の中にして火葬しける。彼女、此所に行て、半焼たる死人を引出し、腹を裂き臓腑をつかみ出し、飯子やうの器に入て、素麵などを喰ごとくに喰ひ居る所へ、施主のもの、火のありさまを見に來り、此體を見て大きに驚き、村中棒滕木にてこれを追ふ。女大に怒、かほど味ひよきもの、汝等もくらふべしと躍り狂ひて、蝶鳥のごとく翔て行方なくなりぬ。その夜近き所の山寺に入て、例のごとく持たる器より肉を出して喰ふ。僧侶驚き騒ぎ、早鐘にて里へしらせければ、村民翔あつまる。彼女、此體を見て、また爰もさはがしとて、後の山の道もなき所を、陸路を行ごとく欠登て失ぬ。生ながら鬼女となりたる事、自代へ訴ければ、件を事書にして村々へ觸られけるなり。

皿屋敷

正保年中武士の下女、十の皿を一ッ井に落たる科によつて害せられ、其亡魂、夜々井の端にあらはれ、一

より九まで算へ、十をいはずして泣叫と云事、普く世に知る所なり。此古井の屋敷は、江戸牛込御門の内にあり。又雲州松江に件の井あり。又播州にもあり。其趣皆同じ事なり。いづれか一所は其眞あるか。三所ともに同じ。皿碎の亡靈附會の說なり。

　　窟　女

勢州壹志郡川俣川劍が淵に方一丈餘の岩窟あり。寛文のころ、此窟の中に人あり。川向の家城村よりこれを見てあやしみ、里人、筏を組てその所に至る。三十ばかりの女髮をみだし、そらさまにして髮のさきを上の岩に漆膝を以付たるごとくに釣して、くるしげもなき體にて中にあり。里人抱きおろさんとするに髮はなれず。中より髮を切ておろし、里につれ行、水そゝぎ藥などあたへければ正氣となりぬ。しだいを問ふに、前後をしらず。美濃國龍が鼻村の長の妻なるよしを云。此所は津の領分なれば政所に訴ふ。國主より濃州へ通じられける。迎の者大勢來りぐして歸りぬ。

　　天狗遊石

伊賀國岡山にむかしより天狗の遊び石といひつたへたる石あり。方八尺ばかりにして、上眞平に切立たるごとくなるが、山の嵊岸にありて突落さばおつべかりける場所なり。寶永のころ、大守廟所の禮許石に宜きとして、廻りの土を穿て谷へつきおとしければ、何の事なく落たり。大勢の人夫をして日待にこれを引て、上野城下の坂口まで一里ばかりの所へ引付たり。其日、俄に大白雨して雷地を覆す。よつて人夫を引、夜に入て益やまず。やう〳〵明方に靜りける。然に件の石、夜中に元の山上へ引戾してあり。依て其事を止む。

　　木葉天狗

駿遠の境大井川に天狗を見る事あり。闇なる夜深更におよんで、潛に封彊塘の陰にしのびてうかゞふに、鳶のごとくなるに翅の徑り六尺ばかりある大鳥のやうなるもの、川面にあまた飛來り、上りくだりして

魚をとるのけしきなり。人音すれば忽に去れり。是は俗に云術なき木の葉天狗などいふ類ならん。

片輪車

近江國甲賀郡に、寛文のころ片輪車といふもの、深更に車の轢音して行あり。いづれよりいづれへ行をしらず。適にこれに逢ふ人は、則絶入して前後を覺えず。故に夜更ては往來人なし。市町も門戸を閉て靜る。此事を嘲哢などすれば、外よりこれを詈りかさねて左あらば祟あるべしなどゝいふに、怖恐て一向に聲も立ずしてけり。或家の女房、これを見まくほしくおもひ、かの音の聞ゆる時、潜に戸のふしどより覗見れば、牽人もなき車の片輪なるに、美女一人乘たりけるが、此門にて車をとゞめ、我見るよりも汝が子を見よと云におどろき、閨に入て見れば、二歳ばかりの子、いづかたへ行たるか見えず。歎悲しめども爲方なし。明けの夜、一首を書て戸に張りて置けり。

罪科は我にこそあれ小車のやるかたわかぬ子をばかくしそ

その夜片輪車、闇にてたからかによみて、やさしの者かな、さらば子を歸すなり。我人に見えては所にありがたしといひけるが、其後來らずとなり。

諸國里人談　巻之三

五　山野部

富士

駿河國富士山は、相傳ふ、孝靈帝五年に一夜に地坼て湖となる。是江州琵琶湖なり。其土大山となる。駿河の富士是なり。江州三上山は簣より溢て成る。故に其形似たりと云々。毎年六月登山するに、百日の潔齋なり。江州の人は七日の潔齋なりと云。山の荒るゝ時、近江の土を蒔ば則鎭るとなり。〔割註〕當山の事、書々に委ければ略レ之。」

萬　葉

天地の、わかれし時に、神さびて、高く尊き、駿河なる、ふじの高根を、天の原、ふりさけ見れば、わたる日の、影もかくろひ、てる月の、光りも見えず、白雲も、いゆきはゞかり、時じくぞ、雪は降ける、語りつぎ、いひつぎゆかん、ふじの高根を。

秀吉公朝鮮を征す時、加藤清正、兀良哈におゐて一人を捕ゆ。名を世琉兜宇須と云。元日本松前の人なり。風飄して濟州にある事二十年なり。清正悦て導とす。改て後藤次郎と號す。次郎が云、此地、天晴る時は富士を見るに甚ちかし。

又朝鮮人來朝の時、駿河にて富士をさして、此山、我國に見ゆると云。凡日本に富士にひとしき山二つあり。一つは奥州津輕弘前の雨岩城山といふ高山あり。形、富士に違はず。

ふじ見てもふじとやいはんみちのくの岩城の山の雪のあけぼの　　西行法師

又薩州穎娃郡に高山あり。うつぼ嶋と云。是又富士に同じ。

さつまがた穎娃の類のうつぼ島これやつくしの富士といふらん

按、茲を以見れば、朝鮮に見ゆるさつまふじなるべき歟。

淺間

信州淺間嶽は佐久郡なり。頂、常に燃る。往昔大きに燒たる時吹出したる石なりとて、輕井澤、沓掛の間の曠原に燒石限りなくありける。毎年四月八日潔齋して登山するなり。人皆竹の筒に水を貯へ、草鞋を浸して火氣を防ぐ便とす。麓より四里半登るといへども、佐久郡は多く淺間山の内なり。上州より碓氷峠まで自然上りにして、凡四里ほど登るなり。峠より輕井澤へは半里くだるなり。是によつて考ふれば、上州地よりは頂まで凡八里の高山なり。富士は登る事九里なり。さのみかはらず。

阿蘇

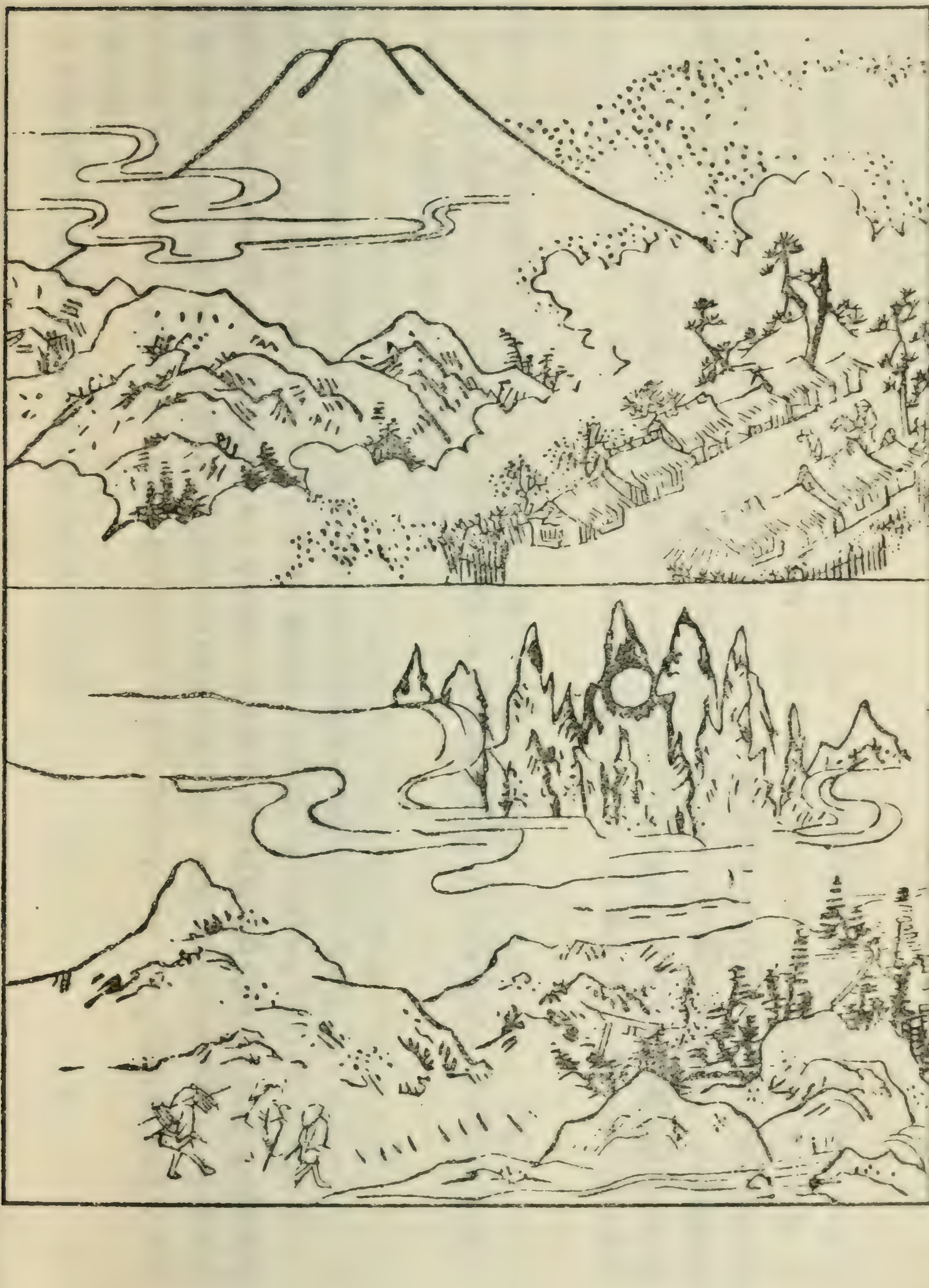
肥後國阿蘇山は則阿蘇郡なり。社は麓にあり。

神池　毎日猛煙起聳え、山谷鳴動す。〇大明一統志云。日本國阿蘇山。石火起接レ天。俗異而禱レ之有。如意寶珠大如ニ鷄卵一。色青夜有レ光。

妙義

上野國妙義山は岩山にて、岑々鋭に尖りて畾々とし、鉾を立たるがごとく、樹木なく、たゞ繪にある唐の山に似たり。東の方厩橋惣社の邊より此山を見れば、峰ちかき所に眞丸なる穴あり。月輪を見るがごとし。あなたの雲行たゞしく見ゆるなり。土人云、百合若大臣の射拔たる箭の跡なりと云り。山の麓安中松井田より見れば此穴なし。是は巖と〳〵の行合にて、ふりによつて嵌のやうに見ゆるなり。或云、人のうへに白といふ事は、水柄といふ事にて、かく峙たる嶮山の滴にて育つ人は、其心極て劍なり。又京、奈良などの寛なる山の水にて養れたる人の心は柔和なり。江戸、大坂などの曠野大河の流を飲む人、心は至て廣しといふは、その理なきにしもあらず。

ふとん着て寢たるすがたやひがし山　嵐雪



都の山の悠なるすがたをよくいひ課せたり。

燒山

陸奧國南部領八戸にちかし。大畑といふより登る事三里半なり。此山、時として燒る事あり。よつてしかいふ。爰に慈覺大師の作る所一千體の石地藏あり。中尊は長ケ五尺あまり、他はみな小佛なるによりて、人、これを取去りて、僅に殘りけるが、近きころ圓空と云僧あつて修補し、今千體に滿たり。嶺に地獄といふ所あり。三途川、賽河原、小石を以塔を作る。修羅道は地の面みな石にして、凡長二十五丈、幅六七丈、其石に血色のごとくなるもの散り染りたり。劍の山は石悉く尖りて、刀、鉾を連て比べたるがごとし。藍屋の地獄、酒屋、麴屋の地といふは、それ〴〵の色をあらはせり。(玆に柏葉石と云あり。石の部に見。)

立山

立山は越中國新川郡なり。祭神伊弉諾尊。力尾社は手力雄命なり。是麓の大宮なり。此より絶頂まで三里餘。其間舊跡多し。此嶽は佛尊の貌に似たり。膝を一の越とし、腰腹を二の越、肩を三の越、頭を四の越、頂上佛面を五の越とす。市の谷へ行道に、小鏈、大鏈とて鏈に縋りて登る所有。此鏈は三は三條小鍛冶が作る所なり。地獄道に地藏堂あり。每年七月十五日の夜、胡蝶あまた此原に出て舞遊ぶ。これを精靈市といふなり。一の越より五の越まで各堂あり。一宇一所づゝに暖なる地あり。これを九品といふなり。行人、杖草鞋を措て本社に參るなり。

地獄谷(地藏堂あり。)八大地獄(各十六の別所あり。)一百三十六地獄、血の池は水色赤く血のごとし。所々に猛火燃立て罵詈、號泣の聲聞えておそろしきありさまなり。北に劍の山あり。岩石峙て鉾のごとく、嶮岨言に絕えたり。

俗に云、此山にして願へば、思ふ人の亡靈、影のごとくに見ゆるとなり。元祿のころ、江戸牛込小池何某、同行三人禪定しけるに、歸路に趣く時、行くれて道の邊の木陰に一夜をあかし、夜すがら念佛して居た

るに、誰人ともしらず、これ〱同者衆、食事まゐらせんと、椀に高く盛たる一器を出す。御志かたじけなしと、何心なくうけとり、三人、これを分て食し、疲をやしなひ、かほど近くに人家あらば宿せんずるに、しらざれば是非なしなといひて夜明たり。かの椀を歸さんと邊を見れども、人倫たえたる所にて人家なし。やう〱にして一里ばかり下りて、五七軒の里あり。或家に入て湯茶を設け、夜中の事をかたるに、その邊には中々人里なしとなり。件の椀を出し見せければ、主、興をさまし、これは向ふなる家の息が椀なり。頃日死て今日則一七日なりと、かの家に伴ひ行てしだいを語りければ、兩親大に悲歎し、朝餉をすゝめて饗應しけるとなり。

雲仙嶽

肥前國高木郡の高山五十町上に普賢嶽あり。山常に燃て跣の者は行く事あたはず。地獄と稱する所あり。穴數十ヶ所あり。兩所に並びて高五六尺、黑煙の涌起る所、兄弟の地獄と云。酒屋の地獄は白濁りて米泔に似たり。麹屋の地獄は黄白に靑き土涌、麹の色のごとし。藍屋の地獄は靑綠にして、藍におなじ。それ〱の色に隨ひて其名ありける。猛火盛にして、等活大焦熱とも云べし。其流、稍熱にして湯のごとくなるに小魚多あり。これ以奇なりとす。麓に溫泉あり。入湯の人、常に絕えず。○當山の伽藍は、文武帝寶元年中、行基草創の地、日本山大乘院滿明密寺と號し、三千八百坊有。塔十九基ありしとなり。天正年中耶蘇宗門盛に行ひし、僧俗邪法に陷時、當寺の僧侶亦然り。因て破却せられて正法に歸せざるもの皆、此山の地獄に墮入て、今礎或石佛のみ僅に殘り、やう〱に一ヶ寺の俤あり。

彥山

豐前國田川郡にあり。豐前、豐後、筑前に其根跨りて大山なり。十の谷四十九の窟あり。第一の谷を玉谷といふ。靈泉涌出す。是を飲めば諸病を治すとなり。又國家變ある時は此水濁ると云り。三の嶌は鼎のごとく三神跡を垂給ふ。北岳は天忍穗根尊、中岳は伊弉冊尊、南岳は伊弉諾尊なり。往古より守護入らずの

山なり。金鳥井より上る事六十二町なり。祭禮二月十五日、

白　峰

讃岐國河野郡なり。人王七十五代崇德院を祠る。今以靈氣つよくまし〳〵、種々の奇特多し。崇德院、此松山に左遷給ひし時、松が浦にて御つれ〴〵に貝を拾はせ給ひて、

　松山の松が浦風吹よせばひろひてしのべ戀わすれ貝

と詠じ給ひしより、此浦の貝に松の字山の字を現すとなり。これを戀忘貝と號す。長寬二年に御寶算四十六歲にして、此所にて崩御し給ひしなり。西行法師參詣しける時、陵鳴動す。于ㇾ時和歌詠じて納めければ靜りけるとなり。

　よしや君むかしの玉の床とてもかゝらん跡は何にかはせむ

洞　穴

若狹國小濱の空印寺は八百比丘尼の住し所なり。則御影あり。傍に洞穴あり。其奥かぎりしらす。土人云、當寺五六世以前の住僧、この穴に入てその奧をはかるに、三日を經て丹波の山中に出たると云り。相傳ふ、むかし女僧ありて、此所に住む。齡八百歲にして其容貌十五六歲の壯美なり。よつて八百比丘尼と稱す。里諺に云、此女僧は人魚を食したるゆへに長壽なりと云り。○又武藏國足立郡水波田村慈眼寺仁王門の傍に榎の伐株あり。周り二丈あまり、莚六疊を敷なりと、これ若狹の八百比丘尼の栽たる木なりと云傳へたり。茲に又、掘出しの地藏といふあり。近年土中より掘出したる本尊なり。その石檀に八百比丘尼、大化元年と彫たり。大化は三十七代孝德帝の年號にして、寬保まで凡一千百餘歲なり。

風　穴

泉州和泉郡牛瀧山に岩窟あり。深さ量なし。常に烈風あり。よつて風穴と號す。當山は役行者の草創なり。弘法大師惠亮和尙の經歷する所なり。大威德寺といふ。大瀧三つあり。一の瀧（二丈）二の瀧（十丈）

三の瀧（四丈）

叡山の惠亮和尙、此山にて大威德の法を修せられし時、大威德尊、三の瀧より出現ありしとなり。其乘たる所の牛、石に成て伏せるがごとし。其長四丈、よつて牛瀧と云、又風穴は諸國に多し。

風穴

甲斐國身延山むかしは蓑父と書たり。日蓮上人開基の後、身延と改む。當山は新羅三郎四代の孫南部六郎實長の領地なり。板野御牧波木井三郎の領主にて波木井殿と稱す。上人に歸依し、當山を靈場とせり。其むかし西行法師、爰に來り、

雨しのぐ蓑父の里の垣しはしすだちぞ初るうぐひすの聲

此谷をうぐひす谷といふ。此所より初音しそめて、諸方の谷の鶯鳴くとなり。題目堂のあなたに風穴あり。これより吹風尖にして、極熱にも爰に至れば肌、劍をつらぬくごとし。此穴は信州諏訪へ通りぬけたりと云り。いかなるゆへか。諏訪の神體、當山の寶物にあり。七面山は夫より上る事三里、巔に大きなる池あり。その形、曲龍のごとし。底より涌く清泉なり。其水の落るは春氣瀧と云。百丈の白布をさらせり。これは天竺無熱池の水末なりといへり。此池に七ふしぎあり。くはしき事は身延鑑にゆづりて爰に省。

土團子

甲斐國巨摩郡團子新井といふ、山の岨に土團子とてあり。少の大小はあれども、常の團子のごとし。丸きあり。また少角だちたるもありけり。色はうす黃色にして、大豆粉を衣にせしごとくなり。割れば中に黑き土、餡のごとくにあり。麓へ轉げおつる事沙石のごとし。

土饅頭

周防國吉敷郡高原氷上山は叡山を移したる靈地なり。此山に米石。餅石。土饅頭といふあり。土中より掘いだす。これを以、天行病を防ぎ、瘧のおつる事神妙なり。むかしは每年二月十三日北辰尊星の祭あ

り。日本第一靈驗のある大祭なり。千種百味を備ふ。多々良家代々一千餘歳祭り來れり。運の祭と云は是なり。多々良家の千餘歳の內は、年毎に星降り給ふとなり。天文十八年より星もくだり給はず。大內義隆より此祭斷絕す。その昔の祭供、土石と成て土中に埋れしと云り。○大內家は山陰、山陽の大守、當國山口の城に住ず。千歲相續たる家にて、國中の賑ひ都に増れり。

室八嶋

下野國惣社村室八嶋明神、〔割註〕壬生にちかし。」野中に淸水あり。其水氣立登て、煙のごとく見ゆるゆへに、むろのやしまの煙とはよめり。法性寺內大臣の歌合の時、攝津が絕えずたく室のやしまとよみけるを、判者俊基、たえずたくの五文字を難じけるなり。まことの煙にあらざるゆへとぞ。

いかでかはおもひありともしらすべきむろのやしまの煙ならでは　實方

返し

しもつけやむろの八嶋にたつ煙おもひありとも今こそはしれ　女房

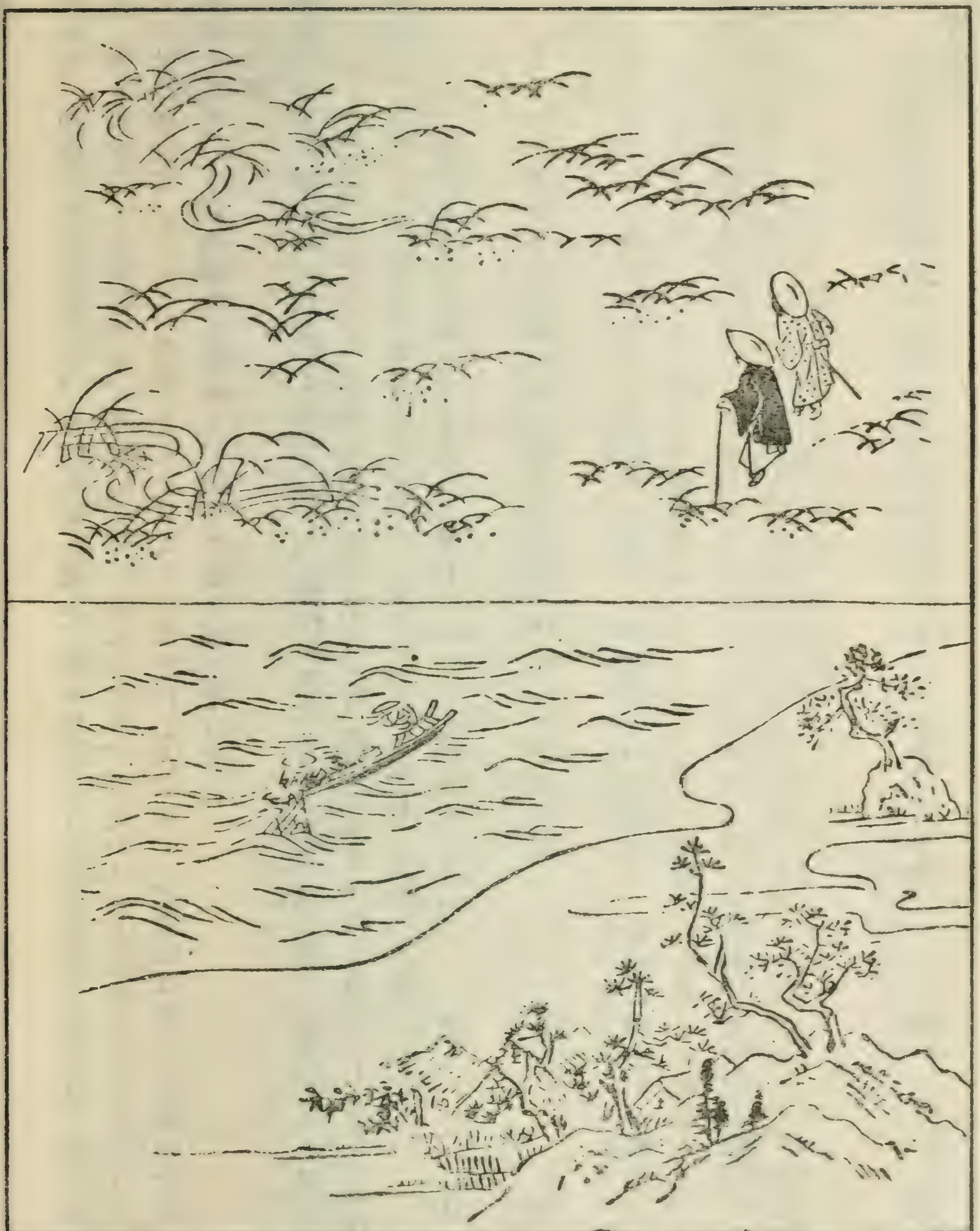
迯水

武藏野にあり。むさし野と云は中野の西代々木野、宇陀野といふ邊より、府中の邊までの曠野なり。迯水はまことの水にあらず。むさし野の溝買の草もわかく生たちて、麗なる春のそらに地氣立て、こなたより見れば、草の葉ずゑをしろ〳〵と水の流るゝごとくに見ゆるなり。その所に至りて見れば、その影なくて、またむかふに流るゝごとくの影あり。いづれまでも其所をさだめず。行ほど先へ行て迯行やうなるゆへに、かく名付たり。春より夏かけてあり。秋冬はなし。

夫木

あづま路にありといふなる迯水のにげかくれても世を過すかな　俊賴

野守鏡



南都春日飛火野に野守池あり。雄略帝御狩の時、鷹翦て野に來る。一人の野守、鷹のある所をしりて、これを奏す。池水に其影のうつるを見て、居ながらこれを知り、よつて野守の鏡と云。

箸たかの野守の鏡得てしがな思ひおもはずよそながら見ん

阿漕塚

伊勢國安濃津阿漕浦の野中に、榎の古木を栽し塚あり。漁獵平次が塚なり。〔割註〕あこぎの事は世にしれる所なり。略レ之。」毎年七月十六日津の岩田橋にて深更にきけば、沖に網引の聲するといひつたへたり。また盂蘭盆の內、近在の子供童大勢つらなり、燧、火打石を以大路を切火する事あり。あのゝこのゝなんあみだあこぎ菩提なんまみだ、とはやしてあるく事おびたゞし。これを制すれどもあへてきかず。隱れしのび出て此事をなすなり。いつの頃誰人のはじめたるといふをしらず。阿漕がぼだいを弔謂なり。

短冊塚

奥州高館の城跡は、今過半畑となり、僅に殘りける堤なる芝山なり。小草茂合たるに、片岡、猿尾、龜井等の討死の跡は松を栽てむかしを殘せり。一とせ芭蕉行脚の時、

夏草やつはものどもが夢の跡　芭蕉

所の門人、此たんざくを玆に埋て碑を立。此發句彫て短尺塚と號して今に存す。

黑塚

武藏國足立郡大宮驛の森の中にあり。又奥州安達郡にもあり。しかれども東光坊惡鬼退散の地は、武藏の足立郡を本所と云り。則東光坊開基の寺東光寺と云あり。（今は曹洞宗）紀州那智の記錄にも、武藏國足立郡の惡鬼退散とありて、奥州の事は見えずとなり。

六　光火部

火辨

陽火は金を戞の火、石を撃の火、木を鑽の火、是地の陽火なり。太陽心火、星精の飛火は天の陽火、君火は人の陽火なり。○水中火、石油火は地の陰火、龍火、雷火は天の陰火、相火、下火は人の陰火なり。陰火六つ、陽火六つ、天地人の火十二なり。又狐、鼬、鵁鶄、螢、蛛等の火は、火に似て火にあらず。連俳にて似せものゝ火といふなり。色青く焔なし。寒火、陽焔、鬼燐、金銀の精氣の火は陰火にて物を焚かず。又石灰、桐油、麦糠、馬糞、鳥糞より出る火は、陽火にてものをやくなり。雷火は天の陰火なれども物を焚く。これ陰中の陽火なり。淺間、阿蘇、雲仙、焼山の火は砂石を焼く。是また陰中の陽火なり。○本草綱目ニ云。田野燐火。人及牛馬兵死者血。入レ土年久所レ化。皆精靈之極也。其色青。狀如レ炬。或聚。或散來。逼奪ニ人精氣ー。(下略)

不知火

豐後國宮古郡甲浦の後の森より挑灯のごときの火、初更のころより出る。また松山よりひとつの火いでゝ、空中にて行合、戰ふごとくにして海中へ颯と落る。又海上にて鷄の蹴合にひとしくして、少時捻あひて後、出たる所の山森に入るなり。四五月八九月にかならずあり。これをつくしのしらぬ火といふなり。そのかみよりありて來歷しれず。日本第一の妙火なり。今つくしのまくら言葉となる。

橋立龍燈

丹後國與謝郡天橋立に、毎月十六日夜半のころ、丑寅の沖より龍燈現じ、文珠堂の方にうかみよる。堂の前に一樹の松あり。これを龍灯の松といふ。また正五九月の十六日の夜に、空より一燈くだる。是を天燈といふなり。また一火あり。是を伊勢の御燈といふ。○切戸文珠は海中より出現、閻浮檀金の像なり。拾芥抄に云、智恩寺は丹後九世戸の文珠、天龍六齋供ニ燈明ーとあり。松並の林、海中へさし出たり。東西二里、南北二町あまり、北より南へさして入海なり。船にて渡る。その間四町餘あり。尤佳景の地、日本三景の其一つなり。

大木　よさの海内外の濱にうらさびてうき世をわたるあまのはし立　　好　忠

焚火

隱岐國の海中に夜火海上に現ず。是焼火權現の神靈なり。此神は風波を鎭給ふなり。いづれの國にても難風にあひたる船、夜中方角をわかたざるに、此神に立願し、神號を唱ふれば、海上に神火現じて難を遁るゝ事うたがひなし。後鳥羽院、此島へ左遷給へる時、風たちて浪あらく御船危ふかりければ、

　　我こそは新島守よおきの海のあらき浪風心してふけ

此御製納受ましく／＼けるにや。風波靜り、夜に入て神火出現す。

　　潟ならばもしほやくやとおもふべし何をたくひの煙なるらん

御船三保浦につきぬ。そのゝち大山權現に詣でさせ給ひ、燒火山を改て雲上寺と號させ給ふ。（海部郡島前美田庄にあり。一條院の御宇に海中より出現し給ふ。大山權現又離火權現といふ。祭神大日靈貴。

○一曰。此乃天照皇太神之垂跡同一而。於レ今海船多免ニ漂災一者。因ニ神火光一。最不レ可レ疑。

分部火

伊勢國安濃津塔世の川上分部山より、小き挑灯ほどなる火、五十も百も一面に出て縱横に飛めぐりて後、五六尺ほど一かたまりになりて、塔世川をくだる事水よりはやし。又塔世が浦に鬼の鹽屋の火といふあり。此火中には老嫗の顏のかたちありける。かの川上の火と行合、入ちがひ飛かえりなどして、相鬪ふ風情なり。少時して又ひとつにかたまり。そのゝちまたわかれて、ひとつは沖のかたへ飛、一つは川上へ奔るなり。

二恨坊火

攝津國高槻庄二階堂村に火あり。三月の頃より六七月までいづる。大さ一尺ばかり、家の棟或は諸木の枝梢にとゞまる。近く見れば眼耳鼻口のかたちありて、さながら人の面のごとし。害をなす事あらねば、人民さしておそれず。むかし此所に日光坊といふ山伏あり。修法、他にこえたり。村長が妻、病に臥す。日光坊に加持をさせけるが、閨に入て一七日祈るに、則病癒たり。後に山伏と女密通なりといふによつて、山伏を殺してけり。病平癒の恩も謝せず。そのうへ殺害す。二の恨、妄火と成りて、かの家の棟に毎夜飛來て、長をとり殺しけるなり。日光坊の火といふを、二恨坊の火といふなり。

虎宮火

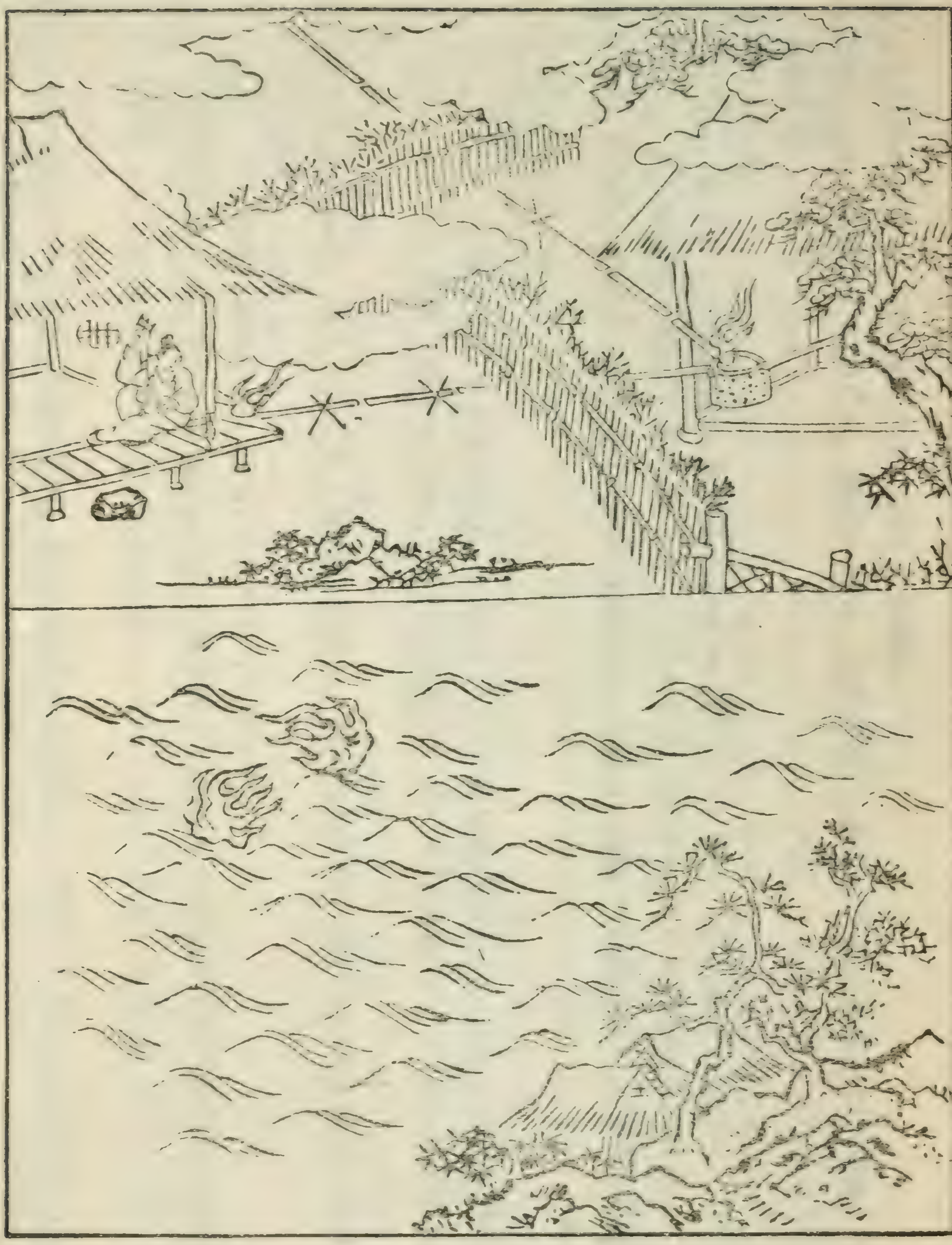
攝津國島下郡別府村の虎の宮の跡といふ所より出て、片山村の樹のうへにとゞまる、火の玉なり。雨夜にかならずいづるなり。これに逢ふ人、こなたの火を火繩などにつけてむかへば、其まゝ消ゆるなり。虎の宮又奈豆岐宮ともいふ。是則前にいふ所の日光坊の一族、其腦を祭る神といひつたへたる俗説あり。

又云、延喜式に、攝州武庫郡名次神を祭る歟。

蹉跎龍燈

土佐國幡多郡蹉跎岬〔割註〕高知より西三十里。」蹉跎明神に、天燈龍燈あり。天にひとつの火見ゆれば、同時に海中より龍燈現ずるなり。當所に七不思議あり。〇一は天燈龍燈〇潮石、凹の石なり。滿潮の時は水湛へ、干潟の節は水なし。〇龍馬、丑の時に龍馬來つて小笹をくらふ。此所の笹、のこらず馬の喰たるがごとし。〇震石　方六尺、高四尺の石あり。そのうへに一尺ばかりの石有。六尺の石をゆすれば、上の小石動出す。〇金石　扣きて鳴る音金のごとし。〇日毎雨　毎日午の刻に雨降る事、今以違はず。〇不增不減水　霖雨に增さず、旱天に減らず。

昔忠義上人此所に住居し、後に普陀洛山にわたる。時の人、名殘をおしみて蹉跎をして涕悲しむ。それより蹉跎寺といふ。また飼たる犬、かなしみ死して石となる。犬石とて今にあり。土佐守忠義は忠義上人の



再誕といふ。諱も判も相同じと云り。普陀洛山は中華浙江省の島にて寧波府の內なり。また梅岑山とも云。觀音の淨土なり。日本の僧慧蕚と云人、此所を開基す。此島今以、出家のみ住す。九州より二百五十里あり。

野上龍燈

周防國野上庄熊野權現に、毎年十二月晦日丑の刻に龍燈現ず。又西の方五里がほどに龍が口といふ山より、矢を射るごとく飛來る神火あり。里人、これを拜して越年す。

光明寺龍燈

相模國鎌倉光明寺の沖に、毎年十夜の內一兩度龍燈現ず。はるかの海上、雲にうつりて見ゆるなり。

狸火

攝津國川邊郡東多田村の鯨畷に燐あり。此火、人の容あらは(を脫カ)し、ある時は牛を牽て火を携へ行なり。これをしらぬ人、其火を乞て煙草をのみて相語るに、尋常のごとし。曾て害をなさず。おほくは雨夜に出るなり。所の人は狸火なりと云。

姥火

河內國平岡に、雨夜に一尺ばかりの火の玉、近郷に飛行す。相傳ふ、昔一人の姥あり。平岡社の神燈の油を夜毎に盜む。死て後燐火となると云々。さいつころ姥火に逢ふ者あり。かの火飛來て面前に落る。俯て倒て潜に見れば、鷄のごとくの鳥なり。觜を叩く音あり。忽に去る。遠く見れば圓なる火なり。これまつたく鵁鶄なりと云。

秋葉神火

遠江國秋葉山より、夜玉のごとくの火、幾許ともなく空中を飛て、沖の方へ行く事折としてあり。土人、是を狗賓の漁ありと云り。將て其二三日は浦々の漁獵曾てなし。

千方火

勢州壹志郡家城の里川俣川の水上より、挑灯ほどなる火、川の流にそいてくだる事、水よりはやし。これを千方の火といふ。むかし藤原の千方は此所に住しけるとなり。大手の門の礎の跡今に存せり。それより旗屋村、的場村、丸之內村、三之丸、二の丸、本丸といふ村々あり。今凡七千石程の所なり。千方は今見大明神〔割註〕と云、則此所のうぶすななり。」

狐火玉

元祿のはじめの頃、上京の人、東川へ夜川に出て網を打ける。加茂の邊にて狐火手もとへ來りしかば、とりあへず網を打かけゝれば、一聲鳴て去りぬ。網の中に光るものとゞまる。玉のごとくにその光り赫々たり。家に持歸り翌日これを見れば、その色うす白く鷄の卵のごとく、晝は光なし。夜に入れば輝けり。夜行の折から、挑灯にこれをうつせば、蠟燭より明らかなり。我重寶とよろこび秘藏してけり。ある時又、夜川に出けるが、かの玉を紗の袋に入、肘にかけて網を打しが、大さ一間ばかりの大石とおぼしきもの、川へざんぶと落て、川水十方へはねたり。これはいかにと驚く所に、玉の光消たり。袋をさぐればふくろ破れて玉なし。二三間むかふに光りあり。扨はとりかへさりと口おしく網を擔て追行しが、終にとり得ずしてむなしく歸りぬ。

油盞火

近江國大津の八町に、玉のごとくの火、竪横に飛行す。雨中にはかならずあり。土人の云、むかし志賀の里に油を賣ものあり。夜每に大津辻の地藏の油をぬすみけるが、その者死て魂魄、炎となりて迷ひの火、今に消ずとなり。

○又叡山の西の麓に、夏の夜燐火飛ぶ。これを油坊といふ。因緣右に同じ。七條朱雀の道元が火、みな此類ひなり。これ諸國に多くあり。

入方火

越後國蒲原郡入方村庄右衞門と云村長の居宅の庭に、火の燃出る穴あり。常は石臼を以蓋とす。其臼の穴より炬松のごとく赫々として家內を光し、燈火に十倍す。夜は近隣の家々に大竹を以筧とし、あなた此方へわたし、此火をとり、夜の營のあかしとするなり。陰火なればこれがために物を燒ず。稀代の重寶なり。寒火といふは是なり。

火浣布

元祿のころ、長崎の住花明といふ人、(はいかい師なり。)小袋を所持しけり。白き茶字の地組なるものなり。これを火浣布といふとぞ。中華雲南省の南海に火山といふ所あり。其山の洞に常に火焰あり。その中に鼠あつて火を喰らふ。毛長く細くして糸のごとし。捉て水中に入れば則死す。その毛を紡績して布に織用るなり。垢づける時は火中に入てこれを燒くに、淸うして本のごとしと云。唐にても此布を本奔しけるにや。淸明戰ひの時、明朝より國性邪を味方に賴むに、數の寶を贈りけるが、その中に是第一なり。

寒　火

本草綱目に云。南海の中に蕭丘山あり。上に自然の火有。春生じ夏滅す。一種の木を生ず。但小焦げ黑色なり。又云、火山軍、其地鋤耘する事、深く入時は則烈焰あり。種を植るに妨げず。亦寒火なり矣。是越後入方の火の類ひなり。

諸國里人談　巻之四

七　水邊部

水の辨

水は坎の象なり。其文、横にする時は則☵とす。縦にする時は則|¦|とす。其體は純陰、其用は純陽、上る時は雨露霜雪たり。下る時は海河泉井たり。流止寒温は氣の鍾る所既異なり。甘淡鹹苦は味の入所同じからず。水は萬化の源たり。土は萬物の母たり。飲は水に資り、食は土に資る。飲食は人の命脉なり。(本草) 水は火より柔にして、水の患は火より慘し。火は避くべし。水は避くべからず。火は撲滅すべし。水は如何ともする事なし。男女陰陽の氣性然かなり。○茶經に云、山水を上とす。江水これに亞ぐ。井の水を下とす。(下略)○谷響集に云、沙を盆に、又盆に水をし添へ滿つるに溢れず。沙水同處にして、兩ながら相礙らず。復鹽一升を以一升の水に和るに、其水増さず。

若狹井

南都東大寺二月堂の若狹井は常に水なし。毎年二月朔日より十四日まで法會あり。于レ時寺僧加持して井に向ひ、若狹々々と三遍喚べば、則水涌出るなり。此水を以て墨を摺り牛王を押す事、恒例かはらず。此日若狹國鵜の瀬の淵の水涸るゝなり。是おにふ明神より進ぜらるゝ所の水なりと云。鵜の瀬は遠敷郡の山の麓にある川の淵なり。

遠敷明神は祭神　上ノ宮彦火々出見尊　下ノ宮豐玉姫なり。往昔國主、これをうたがひ、其節かの淵に糠を蒔たるに、その日二月堂の井に、糠水に交はりたるよしいひつたへたり。

二月堂は羂索院と云。本尊十一面觀音、長七寸の銅佛なり。難波の浦より出現、祕佛の像なり。牛王の符は弘法大師の作。

塩の井

陸奥國會津若松より米澤への往還六十里越といふ山の麓に、大塩といふ驛あり。若松より五里餘。此所、町の川岸に潮の泉大小二ケ所あり。大木を刳りて、底なき桶のごとくにして、その泉をかこふ。此木、年來塩に朽て岩のごとし。此潮を汲て塩にやくなり。民屋七八十軒皆塩を焼て産とす。此所より海邊へ四日路より近きはなし。唐雲南省、四川省にある所の塩井も是なり。〇夏、此潮を浴て乾けば、惣身より塩のこぼるゝ事、焼たる塩のごとし。又浴衣手拭等にさら〳〵と塩のこぼるゝなり。

塩の泉

下野國日光山の北七八里がほどに栗山と云温泉あり。此所の山に少の洞あり。此滴り潮水なり。焼ずしてその儘に食物につかふに、味ひ焼たる塩のごとし。弘法大師の加持ありし所と云り。此所は至極の山中にて、海邊へは四日路を過たり。米穀の貧しき所なり。此温泉は諸々の痔の病ひを治す事、神變なり。

油が池

越後國村上の近所の山中黑川村（高田領なり）に、方十間餘の池あり。水上に油浮ぶ。土人芦を束て水をかき搜して穗をしぼれば油したゝる。それを煮かへして燈の油とす。其匂ひ臭し。よつて臭水油と云。〇天智帝御宇。自越州-獻ニ可レ代ニ油薪-之水土。とあるは則是なり。又薪にかはる土あり。方一尺ばかり平の瓦程に切、日にほしかためて薪とす。〔割註〕或人、越後にて此土を得て出羽へ立越へけるが、出羽にてこれは焼ば燃さりしとなり。」〇又土中より堀出す薪は、伊賀近江にもあり。石にあらず。土にあらず。木の朽たるやうのものなり。二三尺ほどにして掘出し、數日乾し水氣なくなる時焚くなり。上品の炭より堅し。是をウニと云。

油の泉

美濃國谷汲の開基豐然上人、延暦年中草創の時、その地を平均所に、一つの巖を鑿りければ、石中より油涌出たり。豐然誓て曰、我此地におゐて大悲の像を安置して、もし廣く利益せば、願はくば此油ます〳〵多からんものなりといひおはると、則油涌いづる事泉のごとし。豐然大によろこび、十一面觀音を安ぜられける。其長五尺の像なり。其後延喜の帝、その瑞應をきこしめされ、額を華嚴寺と賜ふ。其油、漸く微しきなれども、尊前の常燈を燈すほどは今以あり。

・掘兼井

武藏國入間郡掘金村に小高き山に、淺間宮の麓にすこし窪める所、掘兼の井の蹟なり。方六尺ばかりの石を策して井桁とし、半は埋みて苔むしたり。傍に碑あり。ちかきころ川越のもの丶ふのこれを建てしなり。(川越より二里未申方)

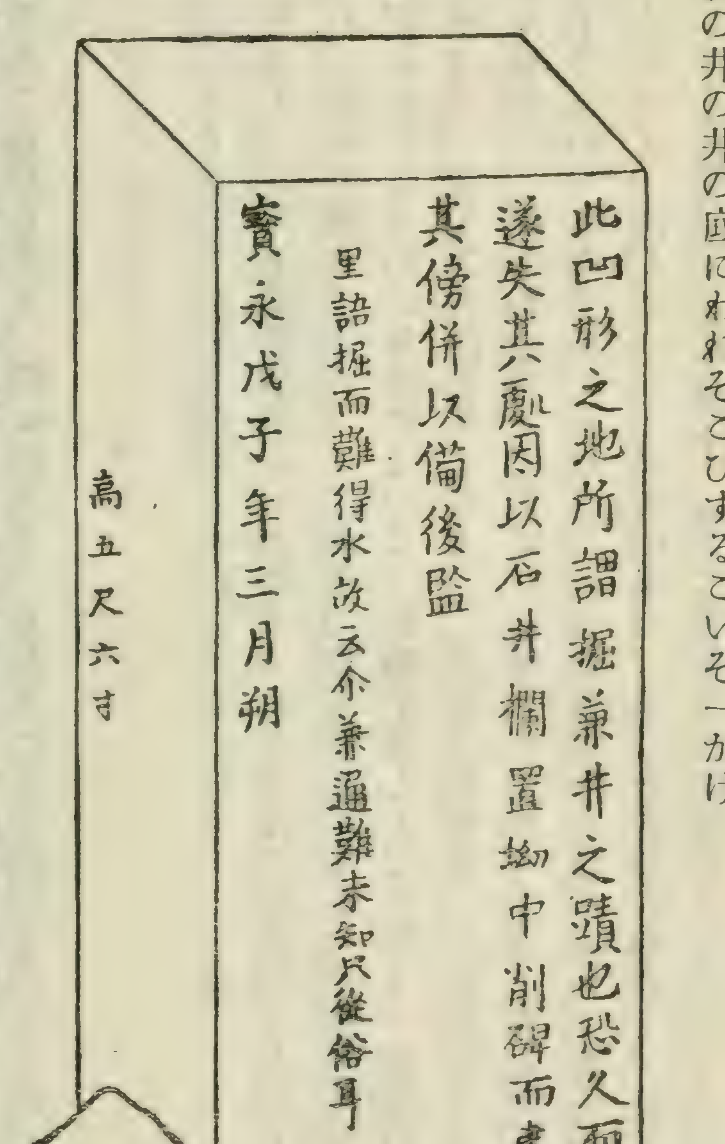
千載　むさし野のほりかねの井もあるものをうれしく水に近づきにけり　俊成

此あたりに掘兼井と稱する所多し。此所を淺間掘兼といふなり。是より五六町南に、方二十間ばかりから堀のごとく窪める所、これも其井の跡なりと云。又乙女新田或入曾里にもあり。惣じて此所土地高くして水を得がたし。よつて掘かねたるといふ里語によつて、眞跡を迷したるなり。掘金の名水なれば堀金井といふを、兼の字を書より、まことの所を失るなり。○享保九辰の夏、三緣山增上寺の塔中淸光院昌泉院の退院、むさし野に優遊し、掘かねの井を溫るに、本所しれがたくまよふ折から、飛脚など丶おぼしき男、文箱を杖にむすびてかつぎたるが、をの〳〵はいかなる所を求め給ふ。掘かねの井をこそといふ。それは此あたりにあらずと、道しるべして此所に來り、是こそ實迹の地なり。此井につきて物がたりあり。むかし川越の城主より鎌倉殿へ鯉を獻ず。使の者、此井にて水をそ丶ぐに、あやまつて此井落しぬ。行ことあたはずして川越に歸りてしだいをいふに、惜きもの丶わざかなと詠せられたり。その

時かの者、

　武藏野のほりかねの井の井の底にわれぞこひするこいぞ一かけ

と詠じてむなしくなりたり。御僧達、逆緣ながら吊ひ給へといふに、兩僧暫く經念佛してけり。傍の菴室より老僧いでゝ、我久しく所に住めども、かゝる事をきかず。今物語ありしはいかなる人といふ。兩僧、たゞ道ゆく人にてありけると、かの者を尋るに、其行方をしらず。かの奴が亡靈ならんと、歸府の後演譽白隨大僧正にこの事を申ば、則戒名を授玉ひ吊ひありける。昌泉院に石塔を立られ、奴が墓とて今あり。去し申はその年より十七年にあたるゆへ、年忌の吊ひありけるなり。



　入梅井

攝津國矢田郡丹生庄原野村栗花落左衞門がやしきの内に井あり。徑り三尺深さ一尺ばかり、円める所常は水なし。入梅に入て水涌いづるなり。入梅は立春の後凡百三十五日にあたる。此候、栢榴花はじめて開き、栗花徐く落る。本草、梅黃の說を以、入梅の字を用るなり。此左衞門始祖は眞勝といふ。橫佩右大臣の聟

にて、累代久しき家なり。豐成卿の娘白玉姫は、中將姫の妹なり。中夏のころ、此地におゐて薨ず。遺骸を納る所に祠をたてゝ辨財天に祭るなり。其地について水涌出し、今に中夏の候をしらしむると云り。

念佛池

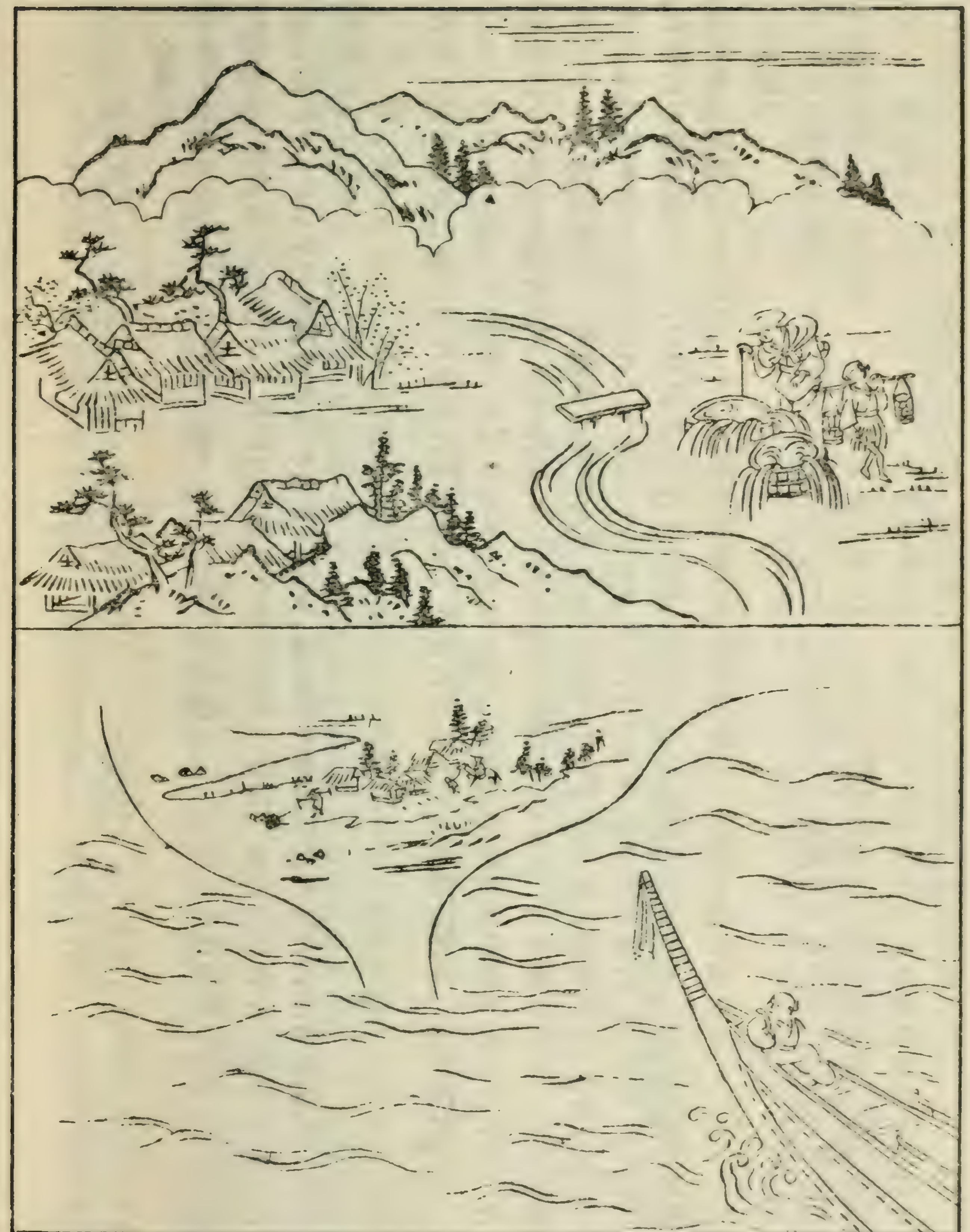
美濃國谷汲と坂下との間に小き池あり。渡せる橋を念佛橋といふ。池の中に石塔あり。誰人の立たるといふをしらず。往來の人、橋のうへにして石塔にむかひ念佛すれば、水面玉のごとく沸々と涌がごとくに泡だちて鳴なり。しづかに念佛すればしづかに泡立、責念佛を申せば聲に應じてその泡多く立なり。よつて念佛池といふなり。

浮島

出羽國最上郡羽黑山の麓佐澤に大沼といふあり。これに大小六十六の浮島あり。徑三四尺より一丈二三尺に至る。をの〱國々の名ありといへども分明ならず。勝れて大き成島を奥州島といふのみなり。池の眞中に動かざる小き島に葭芦生ひたり。これを芦原島と號けたるなり。六十餘の島々、常は汀に片寄り地に副てあり。皆松柏茂り、桃櫻藤山吹など生ひたり。春夏秋かけて日毎に浮き旋る。風にしたがひて行。また風に向て行もあり。時として二十島三十島もうかみ巡るなり。春夏花の盛は、藤、山吹、つゝじ、さつきの水に映じて風景斜ならず。この島々、汀にある時、出んづる島は震き動き出て、出ざる島を押隔て出る事尤奇なり。祈願の人あつて、その志所の島をさして旋行を考へ吉凶を占ふ事あり。

島遊び

西國の海上に廻船夜沖掛とて、沖中に碇をおろして泊る事あり。深更におよんで、間近きに一の島出來して、樹木民屋立つらなり、行かふ人あまたにして、商人の物賣體など髣髴と見ゆる。いつの間にかは礒ちかきに船や寄けんとうたがふに、明れば島はなく渺々たる海原なり。たゞ夢に見たるがごとし。これを島の遊びといへり。此事多くはなし。稀の事なり。案に蜃氣樓の類ひなるべし。



津志瀧

安藝國山縣郡津志瀧のうへに靈驗の觀音あり。瀧の下に湃石とて、さし出たる石あり。瀧水、これにあたつて漲り、浪を飛ばするに、參詣の人、傍に立て瀧水とゞめ給へと喚つて念ずれば、しばらくがほど水一滴も落ちず。その間に石の下を湃り走り通るなり。是大慈大悲の佛力奇なりといふべし。念彼の段に波浪不能沒とあるは則是なり。

裏見瀧

下野國日光山に四十八瀧あり。裏見の瀧は大石、山の崖に出て岩窟あり。高一丈あまり、深さ二丈ばかり、三途川の嫗とて老女の石像あり。これより瀧の本に出て瀧の裏を見る。高二丈ばかり、上に石像の不動明王あり。これを見る者、恐怖して敬せずといふ事なし。不淨の人茲に至れば、天狗のために命を失ふと云り。

皷の瀧（蛛瀧　有明櫻　屛風岩　高塚淸水）

攝津國有馬郡湯本の南八町ばかりにあり。水の落る音、皷の聲に似たり。よつて此名あり。それより八町山奥に蛛瀧といふあり。蛛の網をはりたるごとくに四方へちりて落るなり。皷瀧の傍に有明櫻と云名木あり。〔屛風岩四十八瀬川の内にあり。弘法大師六字の名號を書給ふ。雨降りて濕せば、今以見ゆるなり。〔割註〕高五丈許の大石なり。〕○高塚淸水と云冷水あり。秀吉公有馬入湯の時、茶の湯の水とす。

有馬の毒水

湯本の南五町ばかりに池あり。此水、毒あり。印の卒都婆あり。誤てこれを飲めば即死す。鳥虫、此水に觸れば又死す。よつて鳥の地獄、虫の地獄と云。すべて此谷を地獄谷といふなり。

高野の毒水

紀州高野山上に玉川と云あり。此水に毒あり。傍に碑を立つ。

わすれても汲やしつらん旅人の高野の奥の玉川の水　　弘法大師

櫻が池

備後阿闍梨皇圓は源空上人の師にて、比叡山にありて、その頃の明匠一山の雄才なりける。皇圓曰、長壽は蛇身にしかず。吾蛇身となりて彌勒の出世を待べし。遠州櫻が池はその深き事をきく。これに住んと、臨終の時、此池の水を掬す。其時池水大きに騷ぐ。皇圓入寂と同時なりとぞ。今に至て閑夜には鈴の音、池の邊にきこゆると云り。此池は遠江國笠原庄櫻村に男池女池とて、方五町ばかりの池二つあり。櫻が池と云。池の社は牛頭天王なり。毎年八月彼岸の中日午の刻に、半切桶に赤飯を盛りて、水錬の達者なるもの、これを押行、池の眞中とおもふ所にて押はなし、其身は向ふの岸に游ぎつくなり。于レ時池水渦卷て、その飯器、水底に沈むなり。此飯器はその數定らず。願望にしたがひ三ツ七ツ、或は五ツ、年々に增減ありける。

龍池

相州江之島窟のひがしの方に穴あり。海際なるゆへ打つ浪くだんの穴に入て、その水戾らず。此所辨天出現所と云り。〇此島の磯に福石といふあり。此石の前にて錢あるひは貝類を拾へば、かならず福をうると云。又傍に蛙石あり。形相似たり。

龍穴

信州安曇郡の山中島々といふ里の山岸、水神の社の下に大きなる穴あり。其裾を梓川〔割註〕善光寺の犀川の水上なり。」と云。大河流れたり。此川水派れて此穴に入、水末いづことといふ事をしらず。里俗に云、近世强勢のものあつて、その奥をはかり見んと、炬火を以て水の涸たる時、此穴に入て、凡三町ばかりも行たるに、しきりに腥き風ふき來て松明を消したり。何となく怖しかりければ、逃る心にして立歸りけるとなり。

八　生植物

曾根の松

播磨國印南郡曾根村にあり。天滿宮の神木なり。相傳ふ、菅公筑紫へ趣き給ふ時、此地に寓し給ひ、此所に小松を植られ、邪正榮枯を誓ひ給ふとなり。其松枝葉さかえて、今扶桑第一の名木となる。

高さ一丈三尺　周り一丈八尺　乾より巽へ指て七丈　艮より坤へ〓り十一丈　這ふ枝毎に枝にす。其數百五十八本。

不斷櫻

伊勢國白子の寺家村觀音寺の堂の前に一木の櫻あり。四時に花開けり。盛りの花のごとくにはあらず。葉がくれに五七輪の花、常に絕ず。當寺は子安觀音と稱して、靈驗世に知る所なり。此御影を產所に安置すれば、必安產ならしむ。此寺家村一鄕は、孕る女五月帶をせざる事、むかしより今もつてかはらず。

十六櫻

伊豫國和氣山越村了恩寺の林の中に一木のさくらあり。每年正月十六日に花咲く。よつて此名あり。むかし當寺の住僧、實より此櫻をうへて、我子櫻と寵愛せり。老衰に及て病ふに臥す。ことし此はなを見るまでは存命べからずと、木にむかひて餘浪をおしみければ、その翌、花咲亂れたり。これ正月十六日なり。それよりして此日花咲となり。

八重櫻

南都東圓堂の前に美なる八重ざくらあり。一條院の御時、上東門院、此さくらを枝庭に移し栽給はんとて、興福寺の別當に命じ給ふ。則命に應ず。しかるに衆徒等是をいかり、此櫻は我寺の靈木なり。何ぞ他に出さんやと靜論とゞまらず。后、この事をきこしめされ、誠に奈良法師は心なきものとおもひしに、花を愛するこゝろざし、風流の桑門と感じ給ひ、今より此櫻を呼んで我櫻と稱べし。且後世に至るまで、他

にうつす事あるべからずと、伊賀國予野の庄を附せられ、年毎の花の時、墻を廻して此花を守らしむ。これによつて予野村を花墻庄と號しける。其後に此さくらを平安城にうつし栽へられけるとなり。

唐崎松

近江國志賀郡唐崎の松は一莖一葉なり。名高き名木にて世に知る所なり。後水尾院、此所の名所をよませ給ふ。

鏡山人のしかからさき見えて我身のうへをかえりみづ海

志賀浦は三井寺と坂本の間なり。唐崎花園里も相列る。

錢掛松

勢州窪田と椋本の間豐國野にあり。相傳ふ、むかし參宮する人、此野の長きに倦て、此松原は行程何ほどあるととふ。里人たはむれて十日行豐國野、七日行長野の松原といふに茫然て、一貫文の錢を此松がえにかけて、玆より太神宮を拜て國へ歸りける。他の人、彼錢を見るに、蛇の蟠りたるやうにおもひてあへて取人なし。彼もの、故鄕へ歸りて後、あざむかれたる事をきゝて、口おしく思ひ又參宮してこれを見れば、かけたる錢、そのまゝにしてありける。これによつて此名ありと云り。

枝分桃

安藝國新庄村と佐東村の界に大木の桃一樹あり。南は新庄、北は佐東なり。此桃、佐東のかたへさしたる枝の桃は苦く、新庄のかたへさしたる枝は甘美なり。土人の云、むかし弘法大師、佐東にて桃を乞給ふに、此桃は甚苦し。人のくらふにはあらずと云り。新庄にて乞給へば、甘美なりとてまいらせけるとなり。故に一木に甘苦の味ひありとぞ。

無レ澁柹

甲斐國二の宮の社地に大木の柹あり。澁は皮のうらに付て仁に澁なく、至つて白し。此種を他に栽るに生

ぜずとなり

　青葉楓

武藏國金澤稱名寺の堂ひがしに一木の楓あり。

　いかにして此一もとのしぐれけん山にさきたる庭のもみぢば　藤原爲相卿

此歌よりこのかた紅葉せずとなり。金澤に八木の名樹あり。

所謂　西湖梅　黑梅　櫻梅　文珠梅　普賢象櫻　蛇混柏　一ツ松　青葉楓　等なり

　印杉

和州三輪に印杉といふあり。相傳ふ、伊勢國奄藝郡の獵人、異女に逢て一子を儲く。後母子ともに行方しらず。

　戀しくば尋ても見よわが宿は三輪の山もと杉たてる門

此歌を殘せり。夫、神木のもとにこれを尋求めて、三人同く神となる。當社の祭に勢州奄藝郡の人來て、これを行ふは此謂なりと云り。又日本紀、舊事記等の說あり。

　觀音寺笹

三河國保飯郡小松原觀音寺の本尊は馬頭觀音にて、行基菩薩の作なり。每年二月初午に此山に入て、參詣の人樏笹を得て歸るなり。馬の煩へる時御影を厩に呈し、この笹を飼ふに、忽癒る事奇なり。又南海を渡る船、此堂の前を過る時、帆を下さゞれば敢て難あり。よつてもろ船ともに帆を下るなり。

　大竹

駿河國府中の寺に、元祿年中の頃、一夜の中、庭に假山のごとくに地凸になりたり。あやしと見るに一兩日たちて筍生出たり。近隣に藪なし。異なるに日を追て成長し、竹になりたる所、目通りにて凡三尺周りあり。未聞の事なりと諸人見物す。一年御番衆見物に來り、座興のやうに所望ありしに、住僧の云、



所詮此竹ありて人かしまし、幸にまいらせんと無下に伐たり。人々、これを配分して、おもひ〳〵の器物に拵へけり。丸盆、たばこ盆、樽などにして珍とす。或人飯注子にして江戶へ持來り土產などにせしよしなり。其器を當に見たる人の談なり。其大さ徑八九寸ありしとなり。

臥龍梅

武藏國葛飾郡龜戶村にあり。梅屋敷と稱す。實に木つきは龍の臥れるがごとく、その條の末、地中に入て幹と成、枝と成りて、這わたる事十餘丈、小朶は左右に流れて梢高からず。花の盛は芬々として四方に薫す。菓は大なる桃のごとし。味ひ至て酸し。每とし遊觀の人、詩歌連俳紙筆これがために尊く、車馬に疊る。

八幡木

土佐國野根山街道の傍に檜の株あり。徑一丈五尺に餘る。莚八疊を敷、麓の奈半利村の八幡の社は他の木を混へず。此一樹を以、極屋根板まで悉成就す。よつて俗にこれを八幡木と呼で、周りに注連を引て崇む。社は方四五間ばかり有り。今に存す。

西行櫻

山城國嵯峨法輪寺の南に櫻元菴といふあり。西行上人の菴室の舊地なり。此所に大なる櫻一樹あり。これを西行ざくらといふ。また西行田といふあり。西行の田畠なりと、○憲淸入道して圓位と號す。後に西行と改め、國々を遊び廻て、名所古蹟の地にして和歌を詠じ、これをたのしむ。關東に趣くの時、家僕も發心して相從ふ。名を西住といへり。遠江國天龍川の渡りにて船に乘けるに、乘る人多して船危し。僧達は下りて跡の船に乘べしと云り。便船は旅僧の常なりといひて退かず。一人の船長大に怒りて、憎き法師のいひ事かなと、西行の頭を打に血流れたり。西行憤る事さらになくして、船より去る。西住、これを見て悲しみ、船長と爭に及んずる時、西行、これを制し、余都をいづるより、兼而斯のごとくなる事を知る。何ぞこれを愁へん。此する若箇かあるべし。汝は伴ふべからずとて、西住を古鄕へ歸し、それ

より獨行脚す。

いひたてゝ恨はいかにつらからん思へばうしや人のこゝろの　西行

遊行柳

下野國芦野にあり。（奥州の界）柳のもとに淸潔の淸水流れたり。傍に祉あり。溫泉大明神と號す。

道のべの淸水流るゝ柳陰しばしとてこそ立とまりけれ　西行

此歌よりの名木なり。然れば西行柳といふべかりけるを、うたひ物に、柳の精靈、遊行上人に逢たると云附會の説より遊行柳と云。

小町芍藥

出羽國雄勝郡院内、湯澤といふ驛は、秋田より會津への往還なり。此宿の間小町村といふあり。むかし此所は出羽郡司好實の住居地なるよし、小町村は小野の小町の出生の所なりといへり。小町の宮あり。その流といひつたへてさもとらしき百姓あり。むかしより此家は女子ばかり生じて男子を生ぜず。代々聟をとつて相續する事、今以かはらず。又田畑の畔に芍藥九十九株あり。小町の植られし其種といひつたへたり。此芍藥をわけて他にうゆるにそだゝず。そのまゝ枯るなり。花の盛のころ子供わらんべにても此花を折れば、そのまゝ祟りありて大熱などするなり。よつて垣をきびしくかこみ置なり。

私云

九十九といふ事を小町の事にいふは、深草の少將もゝ夜通ひし事より、世にいひつたへたり。又もゝとせにひとゝせたらぬつくもがみの歌は、うたひ物に小町の事のやうにいへども、伊物(ママ)にはかつて小町の事にはあらず。此所の芍藥九十九株にさだまる事はいぶかしき事なり。かの少將の緣によりて、九十九かぶのこる事か。外に仔細あるにやしらず。

一夜杉

同國同郡院内より五里がほど南に、杉の宮といふあり。三輪明神のやしろあり。此處の杉一夜降りくだりたりといひつたへ、凡一萬本ほどの杉、梢切そろへたるがごとくにして、少の高下なし。尤他木なし。ふしぎの林なり。

伐レ櫻

京都東福寺の兆殿司は名畫なり。將軍義持公愛し給ひ、時々招かれけるが、一日、兆の志を謂はしめ、望む所あらば則達せんとなり。明兆の曰、財貨官爵元より望なし。一衣一鉢吾におゐて足れり。しかれども今一の願あり。近來東福寺の衆僧好て櫻樹を栽る事をなす。後世に至らば精舍變じて遊園の地場とならん。これ予が歎く所なり。ねがはくば命を奉りて、これを伐らんとなり。義持公大きに感じ給ひ、その請所にまかせて則伐らしむ。今に至て寺中に櫻なし。

大樹

景行天皇十八年に、筑紫の道の後の國に至り給ふ時に、倒れたる木あり。長九百七十丈、百官、その木を踏て往來す。天皇問て云、是何の木ぞ。一の老夫ありて曰、此樹は櫪なり。昔倒ざるのさき、旭の暉くにあたつては則杵島を隱し、夕日のかゞやくにあたつては阿蘇の山をかくしき。(日本紀)○又云、昔近江國栗本郡に大なる柞の木あり。其圍五百尋あり。枝葉繁茂て、其木の影、朝には丹波にさし、夕には伊勢國にさす。されば滋賀、栗本、甲賀三郡に蔭を覆ひ、日影あたらざれば田畑の作物熟せず。百姓これを歎きて、此由を奏す。よつて掃守宿禰に命じてこれを伐しむ。(後堂)

物見松

美濃國垂井と赤坂の間靑野原に、熊坂は物見の松あり。相傳ふ、むかし長範、此松のうへに潜りて、往來の人をうかゞひけるといへり。熊坂は越後國關川と小田切との間に熊坂村といふあり。此所の出生なりと云。

妙國寺蘇鐵

泉州堺妙國寺に番焦の大樹あり。高一丈三尺、叢生にして十三本、周り株二丈、比類なき名樹なり。客殿の築山にあるゆへ、こなたに格子を付て、外より見ゆるやうにしけるなり。しかるに田舍順禮など來りて、何と心得けるか。これを拜し、散米散錢を投るによりて、近年格子の際に賽錢箱を設く。

八橋杜若

三河國碧海郡八橋山無量寺の杜若は、世に聞たる名草なり。此杜若は四葩にして燈臺の蛛手のごとし。水行く川の蛛手といふは僻事なり。蛛手は流の事にあらず。花形の名なり。

宮城野萩

奥州宮城野の萩は、木萩にて灌木のごとく、尋常の草萩とは異にして、弓などに作る木なり。又本あら木萩といふは、梢に青き枝生て、その枝に花さくゆへ、本のあらはなると云事なり。

宮城野ゝ本あらき萩露おもみ露をまつごと君をこそまて

むかし爲仲といふ人、みちのくの任なりけるが、任はてゝ登られける時、宮城野の萩を長櫃十二合に入て登りければ、京入の日、二條大路に人おほくあつまり、車あまた立たると云々。

諸國里人談　卷之五

九　氣形部

犬生レ人

和泉國堺の邊淨土宗の寺に白犬ありける。二六時中勤行の時節、堂の椽に來りて平伏する事年あり。又常に修行者大路にて念佛すれば、衣の裾にまとはり、おかしげに吠ける。或師走餅を搗日、餅をあたへければ咽につめて死てけり。和尚あはれみて戒名を授け念頃に弔ひぬ。一夜住僧の夢に、かの犬來て曰、念佛の功力によつて人間に生ず。門番人が妻にやどると、はたして男子を産り。和尚しか〴〵の事を親に示して、六七歲の頃より出家させけり。聰明叡智にして、一を聞て十を慧す。よつてこよなふ大切に養育してけり。此者幼少より餅をきらひて食せざりける。前生の犬なりける事、誰いふとなく、新發意の中にて仇名を白犬とよびけるを、やすからずおもひて、十三歲の時和尙に問ふ、我を白犬といふ事、何ゆへかくは侍ふやらん。此事とゞめて給はれと云。わどの餅をきらふゆへにこそ左いふなり。しからば餅を食し侍らば、此難あるまじきや、いかにもその事なるべし。いざ食ふべしと、餅の日膳にむかひけるが、用ある體にて座を去りて行方しらずなりぬ。その所を求むれどもあへてしれざりき。和尙よしなき事をいひつるものかなと、甚だ後悔してけり。常に手習ふ机のうへに一首を殘せり

何とたくわが身のうへはしら雲のたつきもしらぬ山にかくれじ

源五郎狐（小女郎狐）

延寶のころ、大和國宇多に源五郎狐といふあり。常に百姓の家に雇はれて農業をするに、二人三人のわざを勤む。よつて民屋これをしたひて招きける。何國より來り、いづれへ歸るといふをしらず。或時闘

東の飛脚に頼まれ、片道十餘日の所を往來七八日に歸るより、そのゝち度々往來しけるが、小夜中山にて犬のために死せり。首にかけたる文箱を、その所より大和へ屆けゝるによりて此事を知れり。又同じ頃、伊賀國上野の廣禪寺といふ曹洞宗の寺に、小女郎狐といふあり。源五郎狐が妻なるよし、誰いふとなくいひあへり。常に十二三ばかりの小女の貌にして、庫裡にあつて世事を手傳ひ、ある時は野菜を求めに門前に來る。町の者共此小女狐なる事をかねて知る所なり。晝中に豆腐などとゝのへ歸るに、童どもあつまりて、こぢよろ〳〵とはやしけるに、ふり向て莞爾、あへてとりあへず。かくある事四五年を經たり。其後行方しらず。

伯藏主

江戸小石川傳通院正譽覺山上人京都より下向の節、道づれの僧あり。名を伯藏と云り。則傳通院の會下に屬して學文す。每度の法問に、前日よりその語を知りて、一度もおくれをとらず。いかさまたゞものにあらずと、衆僧希有におもひける。一日熟睡し狐の性をあらはせり。是を恥てや、それより逐天してげるが、猶當山の內にあつて、夜每に所化寮に徘徊し、外面より法を論じけるなり。此伯藏の著述の書物一櫃ばかり今にありとぞ。その頃は人にも貸し寫させなどけるが、今見れば誠の文字にあらずとなり。寶永のころまで存命なりしなり。今伯藏主稲荷と稱して鎭守とす。元來此狐は下總國飯沼にありしとなり。弘敎寺にもこれにおなじき事ありと云。

○開山上人、蛙の聲は學文の妨なりと封ぜられたり。一山の蛙今以て鳴ず。

横山狐

伯耆國大山に横山狐といふあり。是則明神の仕者なり。もろ〳〵の願望、此狐を頼みて祈るに成就せずといふ事なし。盗人にあいたるもの、此狐を頼み祈れば、即ち狐出て道しるべして、かの盗が家につれ行く事妙なり。○大山は大智明神なり。祭神大已貴命。神領三千石。坊舍四十二院あり。當山の砂、晝は

下り夜昇ると云り。

宗語狐

京都八十村路通は、芭蕉門人秀才の俳士なり。常に稲荷を信じ、毎月深草の社に詣でける。茲に八旬に餘る僧の、これも折々參詣せしが、面を合する事たび／＼なり。或時奥院へ登りけるに、かの僧に行合たり。路通曰、「當社におゐて老僧を見る事數あり。定て此御神信仰の人にてこそあらめと訪ひよりけるに、其翁も左にこそと語り合ふに、飯生三山の事ども委々教へられける。それより親しくなりて、路通庵へも折々訪ひ來れり。終に其住所をかたらず。名は宗語といへり。路通隱士は記錄者にて、古代の事を委しうす。宗語老人に事を問ふに、五百年來の事は今見るがごとくにすゞしく、六七百年の事は少し明かならぬ事もありとかや。是によつて路通益々記錄の事を得たり。睦びあふ事三とせを經たり。于レ時宗語の曰、吾關東に趣く事あり。年來の餘波は、明日勢多にて別れを留むべし。其所にて互に待合すべしと約しぬ。明の日約の刻限よりはやく、路通は勢多に行て茶店に待けり。また向なる茶店にも一人の隱士、これも人を待つ風情なり。ほどなく宗語老人旅すがたにて來るに、左右より兩隱士出むかひ、はやく／＼も來り給ひぬと三人打つれ、一間にして餘波の酒を汲ける。時に宗語の曰、年來兩士の親しみわすれがたし。此たび關東に趣く、老衰たれば歸京のほどもはかりがたし。今まではつゝみぬれども、早や隱すべきにあらず。吾元來人間にあらず狐なり。年ごろ稲荷の仕者司をつとめ、今年仕を辭したり。我古郷は江州彦根馬淵何某が屋敷に住しぬ。かれこそ我事をよくも知れりなど物がたりして立別れけり。兩士はたゞあきれたるばかりにて、しばらく言葉もなかりき。而後兩士語りあふに、一人の隱士も路通のしだいにことたがはざりけるなり。かくて兩士すぐに彦根に立越て、今の事をも知らせ、また其やうすをも聞べしと、それよりすぐに彦根に趣きぬ。馬淵は田地もまた持たる百姓なりける。彼所に至り、京都宗語老僧の言葉によりて尋來るよし案内すれば、亭主跣足にて出むかひ、居士衣の袖をとつて一間に請じ、老僧より

の御使とあれば、さだめて眷屬にておはしますらんと、火を改めてせちにもてなしける。兩士われ〳〵さやうの事にあらずと、京都にてのしだい、勢多のありさまくはしくかたるに、主大きにこれを感ず。四とせ以前上京あるよしにて、その後安否しれざるに、かくたしかの便をきくつるものかなとよろこびあへり。よつて三日爰に足をとゞむ。于レ時主語て曰、一子十二歳の時、いづちへ行けるかその行衞しれず。親族こぞつて尋ぬれども求め得ず。父母ふかく悲歎しける。しかるに百五十日を經て健かにして歸る。人々驚き事を問ふに、宗語老僧に誘はんて、普く諸國の神社佛閣名所舊跡を見廻りたり。則老僧あれにおはするなり。むかへ給へといふに、一人の老僧竹笠を持イみたりしを請じ入れける。老僧にむかひて云、いかなれば我子を迷し給ふ。答て曰、吾は人間にあらず。當境地の稻荷の社に住む狐なり。當年京都本山の仕者司の番にあたれり。舊地を離るゝの名殘、且は數百年來住所の恩を謝せんがため、今一子を伴ひ國々を見せ、その餘力に文を學ばせ、筆跡を敎ゆ。近々上京すれば一生の別れなり。其方一族誰かれ男女五十餘人來れ、何日の夜饗應すべし。暮ちかきに皆此所に集むべし。その時地內のやしろの前にあかしを立ん、その光について來るべしと約して去りぬ。いぶかしながら其期を待つに、件のあかし見えければ、敎にしたがひ十町あまりも行きたりとおもふに、寺にひとしき庵室あり。かの老僧出むかひ、約に違はずよくぞ來られしと斜ならず喜び、各座鋪に請じける。臺所には數十人、料理獻立の事ありて、ほどなく膳を持てり。給仕の小姓はな〴〵しく珍膳美食數を盡せり。吾魚物を忌めば饗應心にまかせず、麁末なれどもゆるやかにきこしめされよかしとなり。于レ時主問て云、老僧尤凡人ならねば、神通を以て鹽噌を貯へ給ふ事自由ならん。他を貪り掠めて、此美食を給ふは不快の事にこそあれ。答て云、全く人の物を掠取にあらず。吾に金銀の貯へ多くありとなり。其金銀もまた妙術を以てなるべし。あらむづかし、申さぬ事ながら、其根を解ずんば疑ひはれまじ、吾眷族一千餘あり。かれら市中に出て賣藥す。その餘慶利分み礼拙僧にとゞまる。今宵の家具其外の器物、右の價を以てとゝのへたり。元より是我にあつて益なし、

過て、右の器財夜のうちに社の前に積置たりけるとなり。路通の直談、その詞をその儘にあらはし侍る。

追て送るべしとなり。深更に及んで、また以前のごとく火の光りを先に立て社の前に歸りたり。一二三日

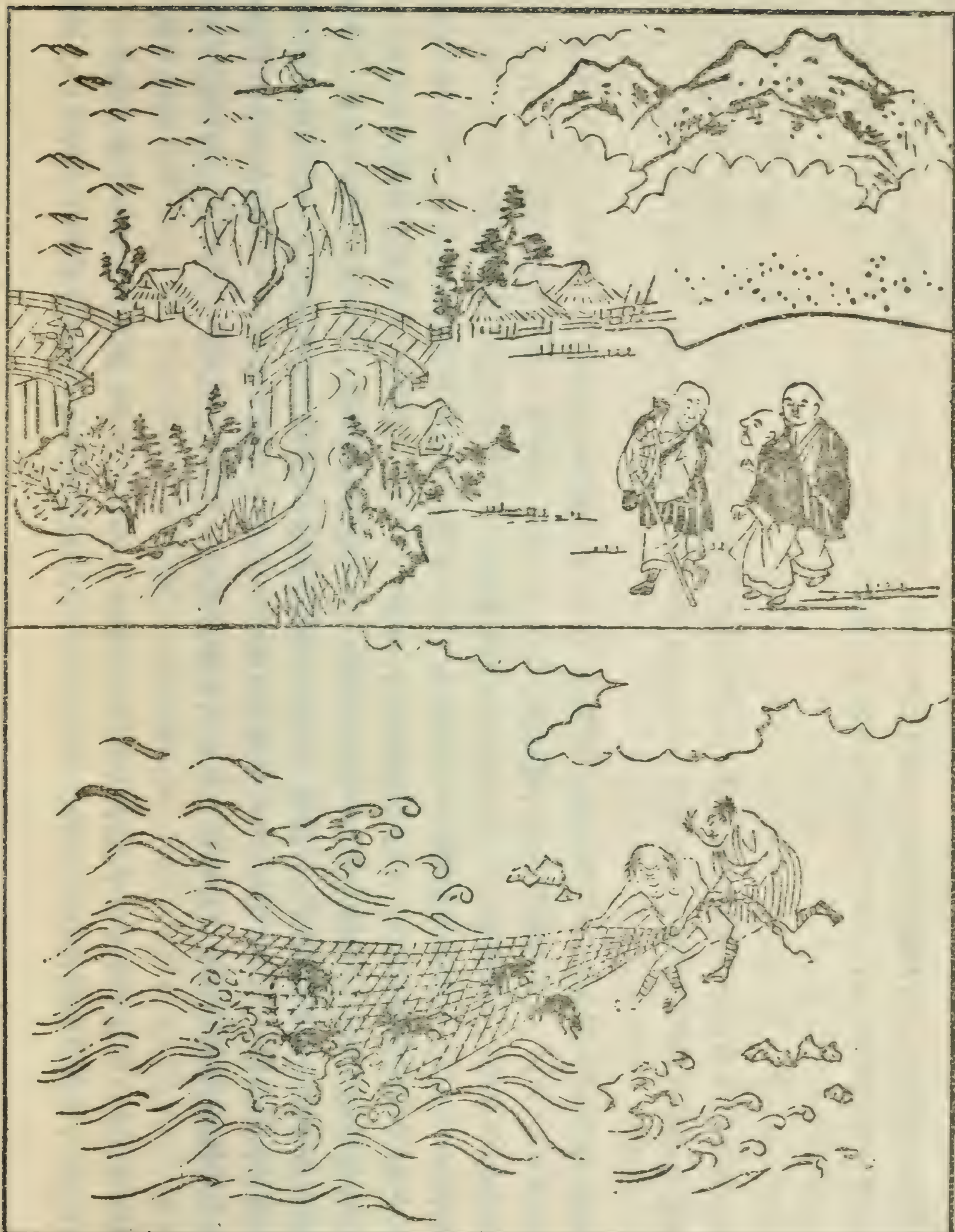
稻荷仕者

宗誵老僧路通に談て曰、弘法大師入唐の時、一人の老翁船中にあり。海路の內中華の地理、或諸侯の掟、出家の分際委くかたり。唐に入ても益々隨身して、明日の業を今日より告しらしめ。たゞ影の副ふがごとし。空海は德宗皇帝に謁じ、且惠果和尙に覲へて、兩部の祕奧を附し、三年にして歸朝の砌、船中にてかの老翁を敬し曰、翁尤も凡人にあらじ、定て佛法擁護の神にぞおはしますらめ。時に翁申は、我は飯生の神の仕者芝守長者の地に住む狐なり。玆にひとつの願ひあり。大德歸朝あらば、當に鴻臚館を持給はん、よつて伽藍造立あらば、飯生神を鎭守になさしめ給へと云。子細あらじと領掌ありける。はたして東寺を建立す。寺成て秋の夕暮、空海羅生門に彳む四方を詠め給ふ所に、稻を荷へる翁來れり。近づき見れば、入唐隨身の翁なり。于レ時老翁約の事をねがふ。さるによつて飯生神を東寺の鎭守とし、それより稻荷の二字にあらためられけるなり。かの老翁を貴狐明神とし、今攝社白狐社是なり。又芝守長者の舊地今古御旅と稱する所なり。

一書曰、大師をして今の伊奈利山に鎭座し給ふと云は非なり。元明天皇和同四年にはじめて垂跡なり。空海は寶龜五年に誕す。凡六十餘年後なり。〇又飯生山といふは、器に飯を生たるやうの山三つあり、よつて飯生三山と稱すとなり。

鯉社仕者

丹波國井河村鯉大明神の仕者は鯉なり。土俗云、此鯉二獻毎月大堰川をくだりて、松尾明神へ仕者に通ふと云へり。また鯉大明神の產子、鯉をくらへば、立所に口中腫れ痛む事神變なり。八幡の者鳥類を喰ひ、奈良の者鹿をくらふの類ひなり。



黑島鼠

伊豫國矢野保の内黑島といふは、一里ばかり離れたる所なり。かの島にかつらはざまの大工といふ網人、魚を引んとうかゞひありきけるに、魚のある所は光りて見ゆる物なるが、礒ちかくにおびたゞしく光る所あり。よろこび網をおろしけるに、魚にはあらで若干の鼠を引あげける。岳にあがると鼠はちり〳〵に逃うせたり。それより此島に鼠おほくありて、畑ものを喰らしなひて、今に至て耕作する事なし。（著聞見）

大鼠

信濃國上田の邊の或寺に猫あり。近隣の猫おどかし喰殺しなどして、世にいふねこまたなりといへども、淨石寺なれば追放もせで飼けり。一日田舍より野菜を商ふ土民來り、此猫を見て、世にはかゝる逸物もあるものかなとことよなふほうびしけり。住僧の云、所望ならば得さすべし。此男大きに悦び、厚く禮してもて行けり。二三日過て、彼男菜大根やうのものを以て謝し、御陰によりて年月の難を遁れたりといふ。其謂れを問ふに、我家に惡鼠ひとつありて、米穀をあらし器物を損ふ事年あり。これはさる事なれども、八旬にあまる老母あり。夜毎に此髮をむしるを夜すがら追ふ事切なり。晝も他行の時は近隣へ賴み置なり。此鼠をさま〴〵に謀れども取得ず。あまた猫を求め合するに、飛かゝつて猫を喰殺す事數あり。きのふ當院の猫におはせければ、互にしばらくためらひけるが、如レ例鼠飛付くを、猫則ち鼠を喰ふ。ねずみまた猫をくらひて兩獸共に死けるとなり。その所を鼠宿といふ。その猫鼠の塚あり。上田と屋代の間なり。

武文蟹（島村蟹、平家蟹）

攝津國尼崎兵庫の浦に、蟹の甲怒れる面のごとくにして甲を着たるありさまなり。是秦武文、松浦五郎がために海中に入て死すその靈なりと云り。（或島村蟹と云）。○又長門國赤間關の邊に、かくのごとくの蟹あり。これは元暦二年に平家の一門戰ひ負て、多く入水しけるその靈なりと云。よつて此所にては

平家蟹といへり。兩說ともにあやしき說なり。

大蟹

三河國幡頭郡吉良庄富吉新田の海邊は大塘にして、根通りは石を以て築立、高さ一丈二三尺餘、小山のごとくなるが、享保七寅八月十四日の大嵐にて此堤切れたり。里人多く出てこれを防ぐに、甲の徑七尺ばかりの蟹出たり。水門の傍を穿て栖としける。其穴より潮おし込て切たるなり。人夫大勢棒熊手を以て追まはしける。右の螯を打折たり。それながらにして海中に沈む。件の螯は人の兩手を束ねたるがごとし。今以て時として出けるなり。一方の螯また出生す。しかれども左よりは拔群ちいさしと云。

大烏賊

享保十五年の春、江戸神田中島氏四五人を催し、江の島參詣しけるに、江の島の獵師町に、大きなる烏賊を引あげたりと騷ぎける。よつてこれを見るに、長さ九尺ばかりあり。斯る巨魚もあるものか、漁人も前代そのためしあらずと云。江戸へ送らばよき芝居物ならんといひて通りたり。程歷て評曰、肉は迚も持つべからず。甲ばかりを求めなば、よき見物ならんと人々いひあへり。

松喰虫

寛永年中、武州川越の邊の松に虫つきて、葉を喰ひて木を枯す事おびたゞし。領分の百姓訴レ之。古伊豆守殿は智ふかく名譽の將なりけるが、これをきゝ給ひ、その虫を委くとつて壺に入べし。一壺の價何ほどといふ員數を定め、百姓に仰せてこれを採らしむるに、ほどなく取つくしてけり。其數百の壺を土中に埋みけり。三年を經て壺を掘てこれを見れば、壺中皆松脂なり。世こぞつてこれを感ずとなり。老松餘氣結爲二伏苓一。千年松脂化爲二琥珀一。

石蛤

土佐國田野浦の西に十濱といふ所あり。此所の蛤は常のごとくにして中は砂なり。むかし弘法大師此磯

にて蛤を見給ひ、何といふ貝なりと尋給ふに、是は喰ぬ蛤と答へしより、此所の蛤は身なくして砂なりと云。所にては喰ずはまぐりといふ。

○備後國帝釋山の麓庄原村の山々に石貝あり。其品あまた有。此所海を去る事十七里餘なり。

○阿波國海符に符貝といふあり。弘法大師此所に來り給ふに、浦に疫癘はやりて人民多く死せり。大師これを憐みて、符を書て海邊に立給へば、疫病忽治して、其符は海に入て貝と成。これを符貝といふて今にあり。天行病の守とすと云。

眇魚

出羽國鳥海山の川の黄顙魚は、皆一眼眇なり。相傳ふ、鎌倉權五郎、鳥海彌三郎とのたゝかひに、右の眼を射らる。答の矢を放ちて、又是を射る。その鏃をぬき、此川に至りて目を洗ふ。此緣によつて眇なりと云へり。○鳥海山の權現は鳥海彌三郎の靈を祠るとなり。高山にして常に雪あり。六七月のころ山頂に登る。寺社なくたゞあやしき岩窟なり。社は麓にあり。

片目魚

攝津國川邊郡昆陽池の鯉鮒、其外小魚みな片目なり。此池の魚を祭て行波明神とす。相傳ふ、むかし行基上人一男病て山に倒れ伏たるを見給ひ、有馬の温泉に誘はんとあれども、氣力疲れ身體叶ばず。進む事あたはず。吾飮食を斷事日あり。願はくば鮮魚を以て飮食をすゝめ給へ、時に上人長洲濱に至て魚を得て、これを烹てあたふ。先試に上人召せといふ。則食して甚甘美なりと、これを進む。又曰、吾て黑瘍ありてこれを患ふ。上人瘡瘍を舐めば痛みさるべきか、其體焦爛甚だ臭く、近付くべきにもあらず。上人いとやすしと是を舐む、忽に其像金身と成、藥師如來と現ず。于レ時佛告て曰、吾は温泉山にあり、上人を試んがため、今病體と現ず。言已て見えずとなり。件の魚の殘餘を昆陽池に放つ。化して一目の魚と成と云。

玉島川鮎

肥前國松浦郡浮島と玉島川の間一里ばかりに松原あり。神功皇后異國退治の時、此所に釣を垂給ひ、今度勝利を得るならば、魚餌を食すべしとなり。既にして多くの年魚を得給ふ。皇后曰、希見ものなりと、よつて其所を梅豆羅といふ。今松浦の事なり。其玉座の石今にあり。此石の邊に年魚多くありて、女釣すれば多く得、男釣すれは曾て得ず。

宮川年魚

勢州山田宮川の鮎を、年々五月五日に二尾とりて、柏の葉にこれをつゝみて心御柱に備ふるなり。去年供したるを、ことし五月禁裏へ獻るとなり。まさに生るがごとしと云へり。世に端午にかしは餅をいはふは、此祭事の學びなりとぞ。六月朔日に氷室の氷として水餅をいはふに同じ。

十 器用部

大峰鐘

一日遠江國長福寺に一人の山伏來て齋料を乞。愚僧此度大峰に入るに路用つきたり、合力を得んと云に、住僧嘲呀して云、當寺にかねといふは鐘樓より外になし。あの鐘にても路用に足らば參らすべし。客僧よろこび、さらば得んとて、金剛杖を以て龍頭を哭けば、鐘は則ち地に落たり。かろげに提て走り行。人々おどろきその跡を追ふに、飛ぶがごとくにして走りぬ。此鐘、大峰釋迦嶽の松にかゝりて今に存す。是を鐘掛と云。此所嶮岨にして一身だも登りがたき所なり。

其鐘銘曰、遠江國佐野郡原田庄長福寺天曆六年六月二日

三井鐘

文保二年三井寺回祿の時、鐘を叡山に奪ひて撞といへども鳴らず。强てこれを撞けば、その聲三井寺に歸らんといふがごとし。衆徒怒りて無動寺の上より落し棄けるに、破鼓毎夜小蛇來りて尾を以てこれをたゝく、則乃其鼓愈て故のごとし。(太平記見)○むかしは破の間に扇の要のかた入けるよし、古老の云、寛文の

ころまでは藁葉の透ありとぞ。今は其墨蹟ばかりなり。

須磨寺鐘

一年攝州須磨寺へまかりけるに、什寶敦盛の鎧、青葉の笛、若木の櫻の禁制は辨慶の筆を殘せり。當寺鐘樓の鐘すぐれてちいさし。銘に安養寺とあり。須磨寺の本の寺號なるやと尋しに、これは三里ばかり山奥の寺なり。壽永の亂に、武藏坊かの寺の鐘をとりて陣鐘にしけるよしにて、今當寺にとゞまると云。すまにて

手ごろなるつりがね草やつはもの　沾涼

須磨の礒馴松と云は、此浦の松の惣名なり。むかし行平都へ歸り玉ふ時、此所の松名殘をおしみ、枝葉都のかたへ垂ると云。〔割註〕按、此地常に西風つよき所なれば砂地ゆへ、ひがしへ吹きかたむくろものなり。」

無間鐘

遠江國佐夜中山街道より三里北に光明山あり。此寺の鐘を撞く人は、かならず福徳を得て富貴すれども、來世は無間地獄に墮つといひつたへたり。今は土人に埋む。よつて撞く事あたはず。然ども貪慾の人はせめてもに、鐘を埋みたるうへに至つて足を以て踏鳴らすと云り。惣じて金銀を飽まで貯ふに耽るものは、神佛を蔑にして五常を離れ、大慾無道にして他の憐みをしらず。利慾のために胸鐘といひて、我胸の鐘を朝夕撞て諸行をつとめ、無常を辨へぬ。慾心を以て人を寂滅す。これすなはち無間の鐘なり。

東大寺鐘

南都東大寺の鐘は聖武帝の御願、天平年中に鑄レ之。

長	一丈三尺六寸	口の徑	九尺一寸三分
厚	八寸三分	量	四萬八千九百貫目

冶工は柿本男玉、高市眞國、高市眞麿等なり。

方廣寺鐘

京都大佛殿方廣寺の鐘は、秀頼公建立なり。

長　　一丈四尺　　口の徑　　九尺二寸

厚　　九　寸

洛の智恩院、江都增上寺の鐘、是にひとし。大和招提寺の鐘、また是に亞げり。これは百濟國より渡りたる鐘なり。

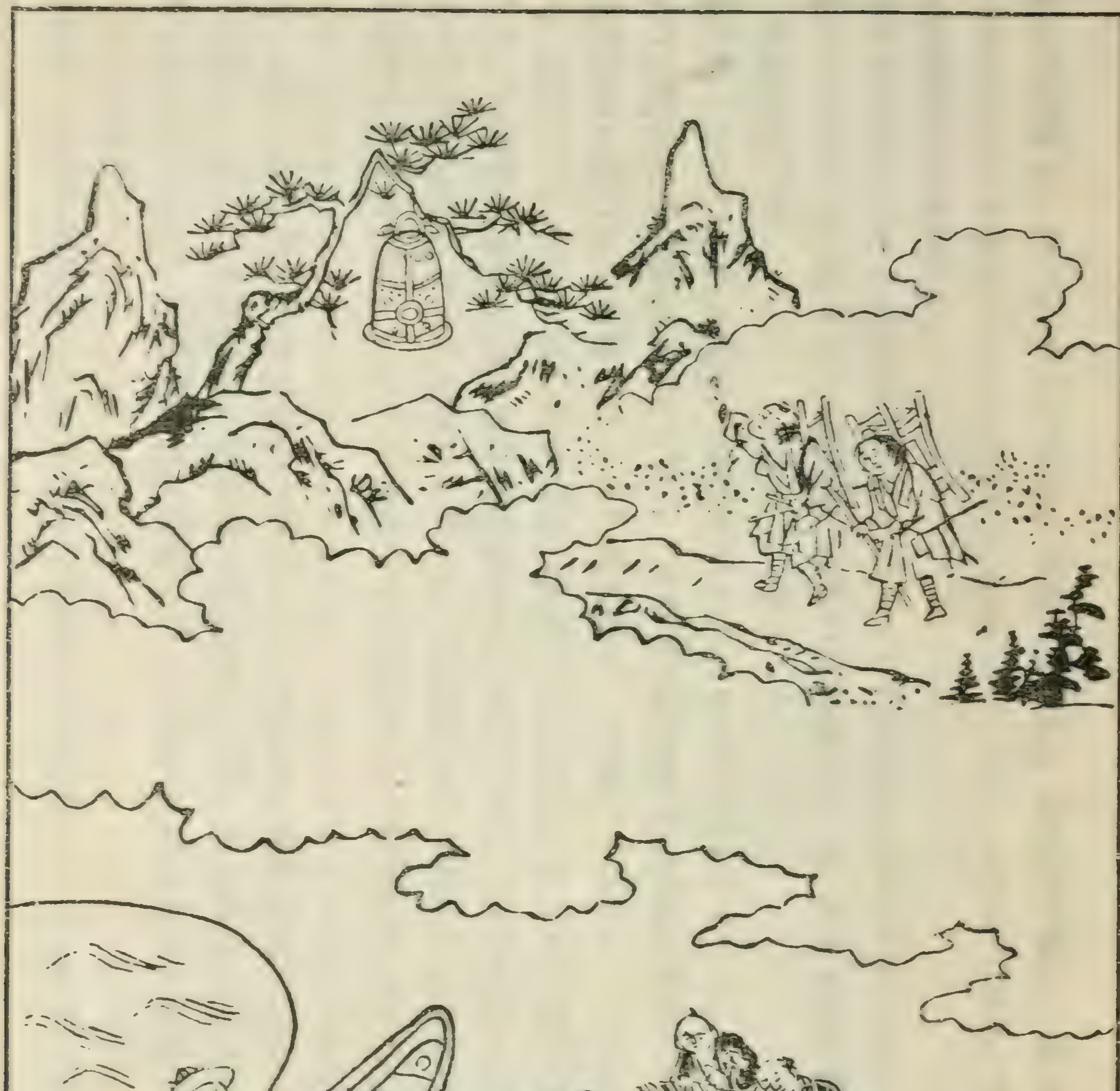
建長寺鏡

鎌倉建長寺の鏡は、開山大覺禪師の所持なり。歿後觀音の像に似たる影をとゞむ。時頼工をめして磨さしむ。はじめは幽に見えけるが、一と磨を經て鮮明にして、大悲の影相備ふ。〔割註〕元亨釋書委見。」鎌倉志に云、圓鑑一面西來庵にあり。高三寸五分、横三寸あり。鏡の面に觀音半身の像、手に團扇を持、少し俯頭ごとし。天冠を戴き瓔珞を垂る。珠を連ぬる絲なく、眼に睛を入れず。鏡の後は水中に三日月の影あり。其高半分ばかり上に梅の枝あり。是等は鑄形なり。鏡の形は鼎のごとくにして、裏に環あり。

(下略)

長樂寺鈴

上野國新田長樂寺の什寶にひとつの鈴あり。これを鳴す時は洪水あり。當寺に御靈屋あり。御建立の所なり。一年御修復あり。見分として御用をつとむる諸職人、當寺に來る時、寶物を拜しけるが、その内に紙にくるみて八重にからげたるものあり。解きて見れば鈴なり。何心なくこれをふり鳴すに、衆僧奔來りて、その鈴の音をすればゞ、龍神感應あるとて、かならず雨くだりて洪水すと制する內、晴れたる空俄に黑雲覆ひて雨篠をつき、雷頻りになりて洪水せり。其席に御蒔繪方栗本雪朝ありあひて、まさに見たる



所なり。

當寺は京建仁寺榮西和尙の弟子榮朝和尙の開基にて禪宗なり。今は天台宗にして寺領二百五十石あり。

鴨毛の屛風

南都東大寺の寶物なり。聖武帝東大寺供養の時、大唐より進る所の大屛風なり。東大寺より法華寺まで、これを引續く、其間十五町あり。光明皇后參詣し給ふ時、左右に引と云り。寬文六年三月四日より七日に至り、勅使あつて寶物をことく〵く改められけるなり。屛風は凡二百双ばかりありとなり。

奇南

交趾國の深山に朽木あつて、谷水に流來るを拾ひ取る、これ上品なり。又一木を伐りて數年土に埋み、その腐りたる所を去て心を用るなり。此木は日本の椥といふ木に似たり。(通商考)

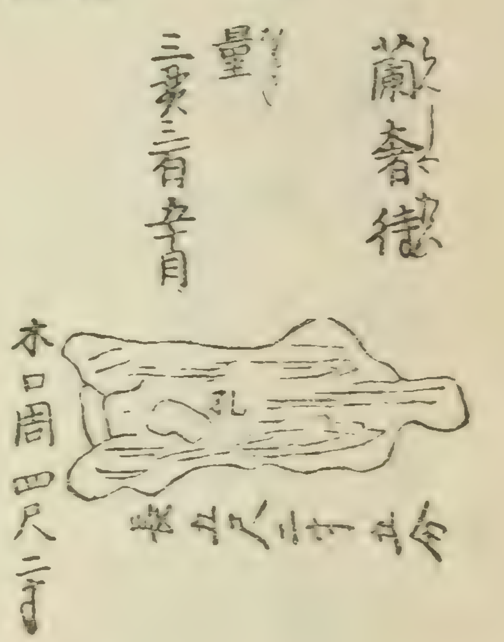
或人の曰、交趾國占城國の數百里山奥に里あり。天竺にちかし。此所の人、猿のごとくにして、その詞尤通ぜず。每年秋のころ、日數の限りありて交趾占城の商人、かの山の麓に假初の小屋をしつらひ、市を立金海鼠を煮て待に、かの奥山の人木の根朽木を一脊負づゝ持來り、一荷を金海鼠一皿にかへて去る。その中に上品下品の奇南あり。又一荷に一木もあらぬもあり。是れ幸不幸にして商人の禍福なり。持來る人は何の辨へもなく、たゞかえて金海鼠をくらふをよろこぶのみなり。

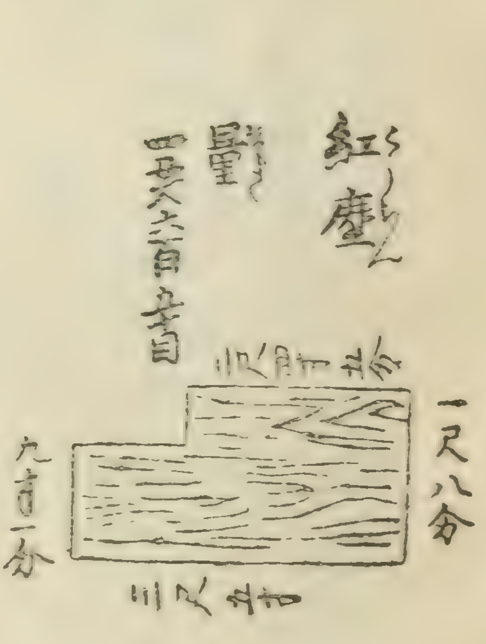
蘭奢待并紅塵

南都東大寺勅符の藏に納まる。(號正念院)始は黃熟香といふ。聖武帝蘭奢待と改めさせ給ふ。此三字に東大寺の文字隱れり。此量三貫三百五十目あり。紅塵は量四貫六百目ありと云。天子御代に一度これをきらさせ給ふといへり。

元龜三年三月廿八日織田信長公奏を經て、先格にまかせて一寸八分を切らしむ。勅使日野大納言資定卿、飛鳥井大納言雅敎、奉行佐久間右衞尉、菅屋九右衞門、樽九郎左衞門、蜂谷兵庫頭、武井夕庵、杦井友

閑法印以上六人なり。慶長七年六月十一日に切しめ給ふ。勅使觀修寺殿、廣橋殿、柳原殿なり。奉行は本多上野介正純。





永樂錢起

永樂錢日本へ渡りしは、〔割註〕永樂は大明成宗帝の年號なり。」後小松院應永十年八月二日未の刻より大風吹て、堂社民屋こと／＼く倒る。翌三日巳の刻に凪たり。其日申の刻に唐船一艘相州三崎濱へ漂ひつく。其時鎌倉の將軍足利左兵衞督滿兼卿下知あつて、伊東次郎右衞門尉貞次、梶原能登守景宗、三浦備前守義高を奉行として詮議ありけるに、惡風によつて着岸しけるよし、船中の雜物實檢するに、唐銅の永樂錢數萬貫積たり。依ㇾ之京都前將軍義滿入道有、新將軍義持公へこれを訴ふ。唐船關東へ着岸する上は、滿兼徳分たるべしと下し給りければ、船中の財寶殘らず押とめ其價に品々を給り、船は歸國してけり。其後若干の永樂錢徒に弊るべからず。法を定め關東におゐてこれを用ゆ。遂に年を經て天文の頃、永樂錢に鐚といふ惡錢を取まじへ、同じ値段に用ひしによつて、賣買の輩、市町にてかの惡錢を論じ撰みて鬪諍やむ事なくて喧し。然るに天正のはじめ、北條氏康關八州をしたがへ、諸士悉く下知に隨ひければ、氏康の云、それ鳥目は品々あれども、永樂にはしかず。自分關東にては永樂を用ひ、他の錢を用ひざるべし。一には錢の善惡日を同じうして語るべからず。第二は民の鬪諍をとゞむ。三には賣買の障を弊さしがためなりとて、家臣山角信濃安定信、笠原越前守守康に仰て、庄郷村里の辻々に、右の趣

を書て高札を立けるにより、自然と鐚は廢り、上がたへのみ上りて、永樂ばかり關東にとゞまる。此時より鐚を京錢とぞいひける。その後慶長九年御代に至つて、天下一統に永樂錢を用ゆ。しかれども鐚錢一向に弃つべきにあらずとて、永樂一錢のかはりに、鐚四錢をつかふべきむね仰わたされける。その後また商夫の難儀に及ぶのよし聞召れ、慶長十一年十二月八日永樂錢御停止を仰出され、江戸日本橋に高札を立られけるなり。○永壹貫文を金壹兩と立、貳百五十文金壹歩と立ゐなり。そのころ金にかゆる時は、百錢の內一錢づゝ除きて口錢とす。今以て所々に永納の年貢等あり。此遺風なり。鐚百錢にこれをうつし、永一錢の價を除きて九十六錢を以て通用すと云へり。

諸國里人談 終

昭和四年五月五日印刷
昭和四年五月十日發行

不許複製

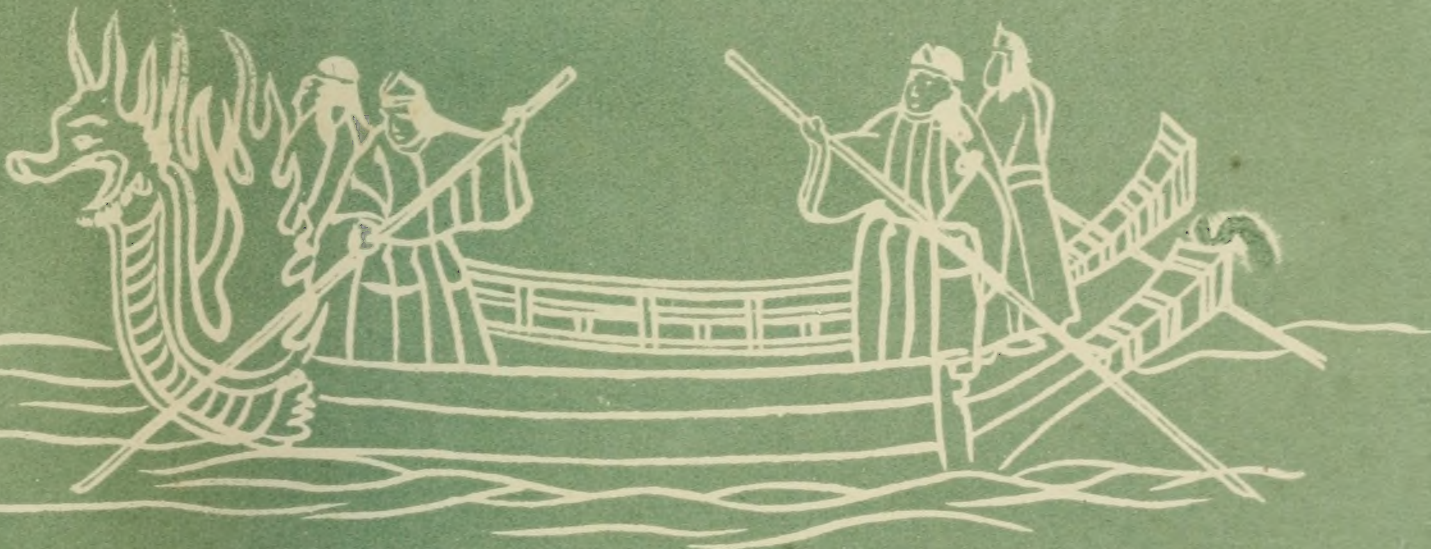
日本隨筆大成第二期第十二卷

編纂者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎

發行兼印刷者　櫻井庄吉
東京市本郷區森川町一番地

發行所　東京市本郷區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替口座東京七六九八四番
電話小石川三〇二二番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社





EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02990 3150